現代日本文學全集

PL
755
.6
Y32
1931

Yamamoto, Sansei
Shimbun bungaku shu

East Asia

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

Digitized by the Internet Archive
in 2010 with funding from
University of Toronto

http://www.archive.org/details/shinbunbungakush00yama

杉浦非水裝幀

新聞文學集

改造社版

LIBRARY
MAY 16 1969
UNIVERSITY OF TORONTO

PL
755
.6
Y32
1931

諸家照影

向つて右より（第一段）古澤・栗本・福地・田口（第二段）原・西園寺・犬養（第三段）朝比奈・陸・西村・黒岩（第四段）池邊・福本・山路（第五段）杉村・澁川・大庭・鳥谷部の諸氏

「新聞文學集」目次

巻頭寫眞（諸家照影）

總序……二

古澤滋篇

民選議院設立建白書……四

栗本鋤雲篇

幕末の形情……八

福地櫻癡篇

新聞紙實歷……一八

犬養毅篇

戰地直報（抄）……三八

西園寺公望篇

社說……四八

祝詞……五〇

原敬篇

漢字減少論……五二

陸羯南篇

『日本』……六二

『日本』と云ふ表題……六四

新聞記者……六六

朝比奈知泉篇

開國始末を讀む……七六

田口鼎軒篇

日本開化之性質……九〇

西村天囚篇

活髑髏……一一〇

黑岩涙香篇

萬朝報發刊の辭……一二六

藤村操の死に就いて……一二七

乃木將軍の自殺を聞きて……一三一

池邊三山篇

平和條件と歐洲……一四〇

山路愛山篇

平政子論……一六二

澁川玄耳篇

戰場の兎……一七八

露都に於ける二葉亭の舊居……一八八

虞美人……一九四

鳥谷部春汀篇

山縣首相に與ふ……一九八

大庭柯公篇

レーニン……二二六

チタを發するに臨みて……二三四

杉村楚人冠篇

時子……二四〇

五郎の旅日記……二五〇

父の仇……二五八

私娼と戀……二六六

福本日南篇

元祿快擧錄（上篇）……二六八

元祿快擧錄（中篇）……三七七

元祿快擧錄（下篇）……四八六

諸家年譜……六〇〇

總序

明治文學史の展開した途を辿るにあたつて、どうしても越えて行かねばならない一つの徑路に、新聞文學史がある。ジャアナリズムといふと、とかく純正文學から異端視され、文學の領域から取り放される傾向があるが、それは、新聞及び文學に對する、正當な認識であるとは云ひ得ない。この事は、廣く世界のジャアナリズム發展史の上に引きあてても、多かれ、少なかれ、適度に應用され得る事實であるが、明治文學史と新聞文學の交渉になると、その近接する密度はもう絶對的である。

新聞文學と一口に云つても、その接觸面は限り無く廣汎である。が、明治の新聞文學といふ限りにおいては、その中樞たるべき新聞文章道が、日本文學の樣式に及ぼした偉大な革命を擧ぐべきであらう。歐文、漢文、和文の三つ巴が涯しなく入りまじつた、明治初期の未曾有の文章混亂期において、新日本の文章道を、一つの文章系統の上に、整理し、統一した「時文」こそは、まことに、新聞、雜誌を母胎として生れ、また、新聞、雜誌のみからのみ發生さるべき新文章の王國であつた。それは、記述と評論の二つの世界に君臨して、思想の表現と、描寫の自由清新において、未だ嘗て求め得られない新生命を、廣く當時の文學、思想界に吹き込んだ劃期的な業績であつた。世の明治新聞史を説き、明治文學史を語るものも、明治の新聞文學が文章の世界に及ぼした功績になると、存外、看落して、記錄に値ひするものである事を思はない。これは明かに一つの認識不足で、われ等が殊に明治文學史の一篇として、「新聞文學集」をここに擇んだのは、そこに關心を持つからである。

この篇に集められた新聞人は、介堂古澤滋氏に始まつて、福本日南氏に終る十　氏である。この中、現代に生存する人々は、西園寺公望、犬養毅、朝比奈知泉、杉村楚人冠の四氏であり、他の十四氏はすでに故人であるが、しかも新聞人としての十八氏の姓名は、直ちに明治、大正新聞界を貫く、珠數の十八母珠たることを連想せしめる。十八氏は、その閲歷において、性格において、主張において、文章、思想において、おのおのが、全然その本質を異にして居るにかかはらず、時代の尖端に立つて、一世を指導する意氣と、眼に前人なく、進んで自れによつて古を作らうとする獨創の氣概において、云ひ合はせたやうに、共通する一線があつた。その上に彼等は、どの人も當時の知識階級層の中で申し分ない代表者として、和、漢、洋の識得と學殖に豐かに、一度ペンを紙上に落せば、斷然、前人に見られないやうな、發想の新奇と、詞藻の嶄新さを發散して、常に時代の驚異を與へずには止まなかつた。

十八氏の文章道における特質を、一々ここにあげつらふべき餘裕は殘されて無い。大觀してここに選ばれた諸氏の文章は、内容をもつて、時代を驚動させたものか、設題の切實において、時人を衝動したものか、或は文辭と構想の雄大奇警において、一代の奇書として貪り讀まれたものか、その何れにあれ、明治大正期の時代思想に感化する事最も偉大であると共に、近代日本文章の大道、小徑を、それぞれに切り開いた記錄的な作品である。これを一聯として通讀すれば、明治、大正の時代相と共に、近代文章の生長の跡が、最も著しきものなることを知るに足るであらう。

昭和六年四月

民選議院設立建白書

古澤滋

民選議院設立建白書

臣等伏して方今政權の歸する所を察するに上帝室に在らず下人民に在らず而して獨り有司に歸す夫れ有司上帝室を尊ぶと云はざるにはあらず而して帝室漸く其尊榮を失ふ下人民を保つと云はざるにあらず而して政令百端朝令暮改政刑情實に成り賞罰愛憎に出づ言路壅塞困苦告ぐるなし夫れ如是にして天下の治安ならん事を欲す三尺の童子も猶其不可なるを知る因循改めず恐くは國家土崩の勢を致さん臣等愛國の情自ら已むこと能はず乃ち之を振救するの道を講求するに唯天下の公議を張るに在り天下の公議を張るは民選議院を立つるに在るのみ則ち有司の權限るありて而して上下安全其幸福を受る者あらん請ふ逐次に之を陳ぜん夫れ人民政府に對して租税を拂ふの義務あるものは則ち其政府の事を與知可否するの權理を有す是天下の通論にして又喋々臣等の之を贅言するを待たざるものなり故に臣等竊に願ふ有司も亦此大理に抗抵せざらん事を今民選議院を立つるの議を拒む者曰く我民不學無識未だ開明の域に進まず故に今日民選議院を立つる尚應さに早かるべしと臣等以爲らく若し果して眞に其謂ふ所の如き乎則ち之をして學且智而して急に開明の域に進ましむるの道則ち民選議院を立つるに在り何となれば則ち今日我人民をして學且智に開明の域に進ましめんとするは先其通義權理を保有せしめ之をして自尊自重天下と憂樂を共にするの氣象を起さしめ之をして天下の事に與からしむるに在り如是して人民其固陋に安んじ不學無識自ら甘んずる者は未だ之あらざるなり而して今其學且智にして自ら其開明の域に入るを待つ是れ殆ど百年河淸を待つの類なり甚しきは則ち今遽に議院を立つるは是れ天下の愚を集むるに過ぎざるのみと謂ふに至る噫何ぞ自ら傲るの太甚しく而して其人民を視るの蔑如たるや有司中智巧固より人に過ぐる者あらん然れども世亦安んぞ學問識見の諸人に過ぐる者あらざるを知らんや蓋し天下の人如是蔑視すべからざるなり若し將た蔑視すべきものとせば有司亦其中の一人ならずや然らば則ち均しく是不學無識なり僅々有司の專裁と人民の輿論公議を張ると其賢愚不肖果して如何ぞや臣等謂ふ有司の智亦之を維新以前に視る必ず其進みし者ならん何となれば則ち人間の智識なる者は必ず其之を用ふるに從て進む者なればなり故に曰く民選議院を立つる是卽ち人民をして學且智に而して急に開明の域に進ましむるの道なりと且夫政府の職其宜しく奉じて以て目的となすべき者人民をして進步するを得せしむるに在り故に草昧の世野蠻の俗其民勇猛暴悍而して從ふ所を知らず是時に方って政府の職固より之をして從ふ所を知らしむるに在り今我國既に草昧に非ず而して我人民の從馴なる者既に過甚とす然らば則ち今日我政府の宜しく以て其目的となすべき者則ち民選議院を立て我人民をして其勇往敢爲の氣を起し天下を分任するの義務を辨知し天下の事に參與し得せしむるに在り夫政府の强き者何を以て之を致すや天下の人民皆同心なればなり臣等必ず遠く舊事を引て之を證せず且昨十月政府の變革に就て之を驗す其れ危い哉岌々乎たり我政府の孤立すること而して我政府の變革天下人民の之が爲めに喜戚せし者幾かある啻之が爲に喜戚せざるのみならず天下人民の茫として之を知らざる者十にして八

丸に居る唯兵隊の解散に驚くのみ今民選議院を立つるは則政府人民の間に情實融通して相共に合ひて一體となり國始めて以て強かるべし政府始めて以て強かるべきなり

臣等既に天下の大理に就て之を究め我國今日の勢に就て之を實にし政府の職に就て之を論じ及昨十月政府の變革に就て之を驗す而して臣等自ら臣等の説を信ずること愈篤く切に謂ふ今日天下を維持振起するの道唯民選議院を立て天下の公議を張るにあるのみと其方法等の議の如き臣等必ず之を茲に言はず蓋し十數枚紙の能く之を盡す者に非ざれば也但臣等竊かに聞く今日有司持重の説に藉り事多く因循を務め世の改革を言ふ者を目して輕々進歩として之を拒むに尙早きの二字を以てすと臣等請ふ之を辨ぜん

夫れ輕々進歩と云ふ者固より臣等の能く解せざる所若し果して事倉卒に出づる者を以て輕々進歩とするか民選議院なる者は以て事を鄭重にする所の者なり各省和せずして變更の際本末緩急の序を失して彼此の施設相視ざる者を以て輕々進歩とするか此れ國に定律なく有司任意放行すれば是二者あれば則ち適さに其民選議院の立てずんばあるべからざる所以を證するを見る耳夫れ進歩なる者は天下の至美なり事々物々進歩せずんばあるべからず然らば則ち有司必ず進歩の二字を罪する能はず其罪する所必ず輕々の二字に止まらん輕々の二字民選議院と曾て相關渉せざる也

尙早きの二字の民選議院を立つるに於ける臣等啻に之を解せざるのみならず臣等の見正に之と相反す如何となれば今日民選議院を立つるも尙恐くは歳月の久しきを待ち而して後始めて其十分完備を期するに至らん故に臣等一日も唯其立つことの晩からんことを恐る故に曰く臣等唯其反對を見るのみと

有司の説又謂ふ歐米各國今日の議院なるものは一朝一夕に設立せしの議院に非ず其進歩の漸を以て之を致せし者のみ故に我今日俄かに之を模するを得ずと夫れ進歩の漸を以て之を致せし者豈に獨り議院のみならんや凡百學問技術機械皆然るなり彼れ數百年の久しきを積て之れを致せし者は蓋し前に成規なく皆自ら之を經驗發明せしものなればなり今我其成規を擇んで之を取らば何ぞ企て及ぶべからざらんや若し我自ら蒸氣の理を發明するを待ち然る後始めて蒸氣機械を用ふるを得べく電氣の理を發明するを待ち然る後我始めて電信の線を架するを得べきとするか政府は應さに手を下すの事なかるべし

臣等既に已に今日我國民選議院を立てずんばあるべからざる所以及び今日我國人民進歩の度能く斯議院を立つるに堪ふることを辯論する者は則ち有司の之を拒む者をして口に藉する所なからしめんとに非ず斯議院を立つる者は天下の公論を伸張し人民の通義權理を立て天下の元氣を鼓舞し以て上下親近し君臣相愛し我帝國を維持振起し幸福安全を保護せんことを欲してなり請ふ幸ひに之を擇びたまはんことを

大樹の事

(栗本鋤雲)

近江の國栗太郡の栗樹の噂は、古傳に據れば餘り過大の話で、今日の目では續齊諧にでも記すべき樣に思はるれど、北亞米利加の山中開闢より人も通はぬ所には、稀に途方も無き大樹ありて、鐵路の開けしに因り始めて檢出し、見物人も態々立寄るとの事もあれば、草昧の世にはかゝる希代の大樹無しとも申難く、既に先年板垣退助君が示されし、土佐の白髪山の木材表を見て、徑八尺もある樟や櫧など見ゆれば、人跡至り難き地には、我邦と雖も猶ほ何程もあるならんか、夫は姑らく擱き眼前予が目擊せし大樹は、府下にては世々木の舊彥根侯の邸中にある樅の樹にて、其幹男子四人兩手を張て圍むを得べき程なるが、此樹の特に奇なるは、生の儘にて更に斧鋸を經ざれば、合抱の旁枝地に貼して長く延ぶる四方凡三十間に餘り、夫より梢に至る迄次第に短くなれども、巓頂まで能く齊ひてあれば梯せずして攀づ可く、登りて巓に達すれば、東京府下の市街は一目に俯瞰するを得可し、故に幕府の時は人の登攀を禁じたり、蓋し大城中の虛實を偵するに嫌あればなりと云傳ふ、此の樅樹を除きては、在神井三寶寺の手前道傍に有る老松は、其幹稍小なりと雖も、地を拔きて夭嬌蜿蜒として登り、聳えたるは瀾に存む半天の虹の如く、隨分見事なりしが今も存せりや否や、大宮八幡祠外の八幡太郎鞍掛松は、是に次ぎての老幹、板橋驛の緣切り朴は大なりと雖も、朽根洞を爲し、傍ら小幹を挺くのみなりしが、今は其老株さへ朽ち果てて跡も無し、予が大塚山莊の隣り、成瀨氏の欅も可なり大にて、賴朝時代の物と傳へ言はれしが、戊辰一劫の後代られたり、今府下の名木と稱すべきは、近來開けし向島秋葉社地愛花園の蟠松なり、盤屈偃蹇として其陰倚るべし、此他猶ほ有るべけれど予が目未だ到らず、府下を離れし國々には猶多かる可きなれど、觀し所にては甲州道中笹子嶺の矢立杉の屹立陰森たるに及ぶ者なかりしが、惜かな其官道の側に在るを以て、馬丁輿夫の戯れに切れ草鞋など投じて枝に垂掛けたる、木靈を汚瀆する業にて甚見苦しかりき、又村上佛山が集に、鬼杉の詩あり、維昔役の小角が嘗て其下に立て風雨を避けたりしなどと作りしを見れば、餘程の老樹と思はる、奥州三春瀧村の櫻は山間に在りて、其幹男子帶三條を繼ぎて纔に之を繞らす可く、一樹全竅を專らにすと、予女清須美子の息非顏囘子が語りたるを聞たれば是も頗る偉とす可し、又此頃老友大淵棟菴が許へ、石川櫻所老人より其鄕仙臺躑躅岡の大木蘭樹の圖を送られしに、枝皆鹿角狀を爲して、其高四丈八尺餘、幹徑十尺四寸、岐して數枝をなす、其枝の大なるもの徑六尺八寸、花時に至れば一堆の白雲を數里の外に望む、若し剜して以て舟を造らば、數十人を載すべしとあり、抑も我邦の樹の中、松杉檜の如きは希れに千歲の壽を保つ者ある樣に思へども、櫻の如く木蘭の如き能く匠石の斤を脫れて靈椿の域に躋る者、蓋し奇中の奇、尤物と稱して可ならん。

(『匏菴遺稿』より)

幕末の形情

栗本鋤雲

幕末の形情

其船を名付て、回陽と云ひ回天と云へは、其名に就て其實を徴し以て時事知る可し、特に識文誕妄の如きに非るなり、蓋し此時に方り幕府未た倒れす、徳川氏猶ほ政事の柄を執れりと雖も、其氣象既に慘淡として日の虞淵に落んとするに似たるあり、故に其朝に立ちて稍や倫理綱常を知る者、誰か挽回救復を萬一に僥倖せさる者あらんや、是を以て仁人君子其中心の苦殆んと比況する物無く、終に詞氣に露れ情意に發し、忍んで此不祥の名を以て船艦に冒するに至りしならん、余今猶ほ其事を記するに及ふを以て、確にして後に證するに足る者を、老友山口氏の口吻を借り、以て前日の記の足らさるを補ひ、舊幕の廢は慶應四年に在らすして、遠く其前に在りしを子孫に示めさんとす、讀者幸に其前後の序を失ふを怪む勿れ。

謹て匏菴老兄に告く、曩者兄が出鱈目草紙中に各國公使の大坂に赴き、先期開港の事を申立し事、並　將軍昭德公が辭職　讓位の事を載せられたり、當時余命を奉して大坂に赴き、親く其事を豫り知りたれは、敢て記憶の儘を談して以て我兄の參考に備へんと欲す、抑も今を距る十六年前、元治元年九月、將軍昭德公將に長州に事有んとして大坂城に在り、予時江城留守の大老酒井雅樂頭、老中水野和泉守―日余を（時に外國奉行首座たり）召て曰、今般英佛亞蘭の四公使大坂へ航し開港の事を請ひ、將軍若し肯んせされは、直に京都へ逼り皇帝陛下に謁して直に其事を請はんとすと、其期既に迫れり、是漫視すへからす、汝夙夜兼程速に坂地に到り、以て將軍及ひ我同僚へ委曲の狀情を述へ、且つ其役に服せよと、余於レ此敬て旨を領し、目付小笠原氏と共に江戸を發し、同月十三日を以て大坂に着す、時既に初夜、即ち老中阿部豐後守旅館に詣り謁を請ひ、大老老中の意を述ふ、豐州微哂して曰、子等兼程上道して來る、何等の大事件と思ひしに、何ぞ料らん是尋常の事のみ、海に界限無し、凡そ潮の通する所、船航して至るへし、和親國の公使等來りて大君並　余等に面話せんとする亦怪むに足らす、先期開港の事は於レ我曾て見る所あり、何そ雅樂和泉兩老の驚き甚しきやと、余其言の甚た漫に過るを怪む無きにあらねと、亦一理なきに非れは默して止めり、時に酒殽既に具し、豐州巨觴を擧け、余に屬して曰、浪華の酒も亦口に佳なり、緩〻逗坂して景況を見られよと、數時對酌の間、絶て一語の該事に渉るなし、余倍〻其意の在る所を知らす、唯輿馬倥偬の疲勞を以て酒を辭し旅舍に歸り、明早坂城へ登る、時に當路の諸員嘖々言て曰く、將軍西上して此地に在り、內國既に多端の際、又重ぬるに外國公使の來り逼るを以てせは如何して可ならんと、殆と措く所を知らさるに近し、余置て答へす、大君に謁し稟するに江戸閣老の言を以てし、各國公使の來意を申す、大君聞終り速に豐後を召し意見を述へしめ、從て其事を引受け取扱ふを命し玉ひ、一日を隔て改めて余に大目付兼外國奉行に任するの命ありし、三日を閲て九月十七日兵庫港より急報來り、各國軍艦九隻入港を告け、又其中三隻は大坂天保山沖に來り、各國公使等の書翰を出せり、譯さしめて之を閲すれは、果して兵庫前期開港事件にて、辭氣頗る強暴に渉るあり、七日を期

して決答あらんを請ふ、余は小笠原壹州に陪し外船に至り一應の尋問し、同二十三日豐州歸坂あり、余即翔鶴船に陪乘し、共に兵庫に到り英佛米蘭四國公使に面接したるに、豐州は開港事件を獨り擔任負荷して、來る二十九日を以て決答あらんと約して歸られたり、時に京都守衞の會津藩人輩續々と坂城に出來りて曰く、各國公使等軍艦を率ゐて我に迫り開港を要求す、是れ春秋に所謂城下の盟にして、辱莫ㇾ大焉なれは必らす許されまし、若萬一益々暴厲を極め上京せんとなれは、敝藩一同死力を盡して之を拒み、淀鳥羽以往は一歩も踏せす、醜類を寸斷して國威を伸んこと掌中に在り、聊か御掛念なされす、押切て充分の御談判を願ふと申出る者陸續たり、扨決答を期する前々日、豐州再ひ兵庫に到らんとし、余及ひ鑑察向山榮五郎を以て附添と爲す、因て共に先つ兵庫に到り、以て豐州の到るを待しに終に至らされは空く歸れり、蓋し大坂市尹井上主水正か獨見を以て英公使に說き其期を延しに因る、然れども纔に兩三日を緩うせしのみなれは、事に益なくして却て機に後れ間を容るるの禍を引出せり、十月三日に至り忽ち在坂老中松平周防守一名へ宛たる京師傳奏よりの來書あり、其書に曰く、阿部豐後守松前伊豆守叡慮に依り、退職官位被㆓召放㆒云々、此段關白殿被ㇾ命と認めあり、城中悉く色を失ひ、吃驚仰天して叡慮の何れに在るを知らす、將軍も大に驚かれ、急に御用部屋へ出臨し、諸司を呼集めて俄に大評定を開かれたり、其座に列せしは、尾張公紀伊公を初めとし、閣老參政大目付勘定奉行目付等にて論議四出して鼎の沸か如し、時に余榮五郎と共に進み言て曰く、豐後伊豆共に將軍の臣にして、將軍の任使する所なれは、其黜陟褒貶は固より將軍の手に在る可し、然るに今朝廷此の指令あるは、是れ　天皇親しく手を下して事を制し、將軍の權を奪ふなり、將權一奪さるれは天下の政復た爲す可からす、今夫れ長防の事、外國の急共に眼前に在りて、其所置の如何に於ては實に容易ならさる事にて、一歩も忽に爲す可らさる際に中り、喙を容れて其主任の人を廢棄するは、是將軍をして其職掌を盡すを得せしめさるにて、上は　天子の知を辱しめ、下は萬民の望に負き、御祖先へ被ㇾ爲ㇾ對御面目も無き譯なれは、速に大任を解き寄託の重きを謝して、關東へ御歸駿あらせられ、毫も依々戀々の情無き眞衷を表されたる方然る可しと申たれは、衆議た服せす、抗論激論席に充ち〳〵たりし、其時將軍宣ふには、汝等兩人の議する處至極予か意に適せり、抑も予孱弱にして統を繼き大任に膺るも、不幸にして中外多事の秋に際し、力を展て亂を鎭んとすれは肘を掣かれ、半途にして當事の股肱を廢黜せらる、畢竟人心一和せす、予か才力迚も能く太平を保つ事出來されは、如かす位を避け退隱し、一橋慶喜を擧て朝廷の命を聽ん、因ては謹て叡旨を奉し、豐後伊豆兩人の登城差留閉居せしむ可しと命ありて奥に入り玉ふ、時に諸臣悲泣嗚咽する者ありし、夫より別に命あり、向山榮五郎をして辭職讓位上疏の草を作らしめ、成るに及ひ將軍親ら名を署し、德川玄同(尾張公)をして齎らして、京都に詣り捧げしめたる其書に曰く、

家茂幼弱不才ノ身ヲ以テ、是迄明ニ征夷ノ大任ヲ蒙リ、乍ㇾ不ㇾ及日夜勉勵罷在候處、內外多事ノ時ニ膺リ、上ハ　宸襟ヲ安シ奉リ、下ハ萬民ヲ鎭ムル能ハス、加ㇾ之國ヲ富シ、兵ヲ强シ、皇威ヲ海外ニ輝候程ノ力無ㇾ之、竟ニ職掌ヲ汚シ可ㇾ申ト痛心ノ餘リ、胸痛強ク病因致シ罷在候、然處家族ノ內ニテ、慶喜儀ハ

年來閣下ニ託任、事務ニ通達仕、大任ニ
堪ヘ可レ申奉レ存候ニ付、家茂退隱政
務爲ニ承一申候間、家茂ノ時ノ如ク、諸
事御委任被ニ成下一候樣、偏ニ奉レ希
候、尤當今時勢ノ儀ニ付テハ、以ニ別紙一
ニ奏聞仕候間、右慶喜ヘ御沙汰御座
候樣奉レ願候、

別紙

謹而宇内ノ形勢ヲ熟考仕候處、近
來追々變遷致シ、和親ヲ結ヒ有無ヲ通シ、
互ニ富强ヲ計候風習ニ推移候、是
天地自然ノ氣數不レ得レ已ノ勢ニ可レ有レ之
奉レ存候、就テハ皇國ニ限リ一向御
外交不レ被レ成テハ、卑怯退縮ノ姿ニ相成、
御國體却テ相立申間敷、既ニ先年於ニ下田一
亞墨利加使節ト和親條約取替セ相成候モ、
右等酌ノ上、遂ニ奏聞一御許容相成候儀
ニテ、其以來追々鎖國ノ舊格ヲ變シ、富强
ノ基漸ク相開ケ候處、其後外交斷絶
ノ儀被ニ仰出一候ニ付、可レ成丈ケ叡慮遵
奉仕度志願ニ御座候得共、無謀ノ掃攘
ハ致間敷旨、猶被ニ仰出一候趣モ有レ之、
何レニモ富國强兵ノ策相立候上ナラテ
ハ、膺懲ノ典モ難レ被レ行、就テハ彼ノ所長ヲ
採リ、貿易ノ利ヲ以テ、多ク船艦ヲ設ケシ、
以レ夷制レ夷ノ術ヲ講候事第一ノ急務
ト奉レ存、是迄種々苦心罷在候折柄、
防長ノ事件相起リ、終ニ大坂城迄出張
仕候處、不レ料夷舶兵庫港ヘ渡來、
條約ノ廉々改テ敕許有レ之候樣申立、
若シ家茂ニ於テ取計兼候ハヽ、彼等闕
下ヘ推參直ニ可ニ申立一旨申張候間、家臣
等ニ命シ種々論談ヲ盡シ、應接仕候ヘ
トモ、何分承諾不レ仕、去迚無謀ノ干戈ヲ
動シ候テハ必勝ノ利無ニ覺束一、縦令一時
勝算有レ之候トモ、四方環海ノ御國柄、東
西南北且暮攻掠ヲ受候テ、戰爭無ニ已時一ハ
皇國生民ノ糜亂、此時ヨリ相始リ可レ申、
不仁不惠此上ハ有間敷、誠ニ以テ嘆カハシ
キ儀、家茂一家ノ存亡ハ姑ク差置、寶祚ノ安
危ニモ關係仕、實以不ニ容易一儀ニテ、
陛下萬民ヲ覆育被レ遊候御仁德ニモ相戾
リ可レ申哉、家茂ニ於テモ職掌相立不レ申
候間、右等ノ處篤ト思召被レ爲レ分、
乍レ恐衆口ニ御動搖ナク、斷然ト御卓識ヲ
被レ爲レ立、何卒改テ條約之儀ニ付、去レ虛
存レ實、至當ノ談判仕候樣、判然ト
敕許被ニ成下一候樣仕度、左候ヘハ
如何樣ニモ盡力仕、外ハ、外國制御ノ
實備ヲ立、内ハ防長追討ノ功ヲ遂ケ、上
奉レ安ニ宸襟一、下萬民ヲ安堵セシメ、臣
祖先ノ志ニ報イ可レ申志願ニ御座候、
皇國如何樣英武ノ御國ニ候トモ、西洋各
國ヲ敵ニ受ケ候テハ、終ニハ御國體ノ御安危
ニモ拘リ、萬民塗炭ノ苦ニ陷リ候ハヽ必
然ノ儀、誠ニ以テ痛哭慨歎ノ極、假ニモ治
國安民ノ任ヲ荷ヒ候職掌ニ於テ、如何
樣ノ御沙汰御座候トモ、施行仕候儀
ハ難レ忍奉レ存候、依テ前文申上候
通、速ニ敕許ノ御沙汰、被ニ成下一候ハ
ハ、寶祚ノ無窮、萬民ノ大幸無ニ此上一千萬
奉ニ懇願一候、寔ニ不レ任ニ悲歎號泣之至一
奉レ存候、外夷闕下ヘ罷出候樣相
成候テハ、深ク恐入候間、家臣共ニ
精々申付盡力談判ヲ遂ケ、來ル七日迄ハ
兵庫ヘ爲ニ差控一置候間、成丈ケ早々御沙
汰被ニ成下一樣仕度、此段奏聞仕候、

将軍既に意を決し、辭職讓位の疏を上られし上は、翌日を以て速に大坂城を立退き、陸路東下するの令を發せしに、扈從の面々は始て之を聞て、皆錯愕色を失ひ、相顧みて言無かりしか、講武所生徒の銃隊を率したる奉行の遠

藤但馬守と同刀槍隊を領する渡邊甲斐守と相議し、各其所部の頭取たる者を召して、此般の趣旨を演說し、銃隊は先つ發して伏見に到り留り、將軍の發後二日を間て發す可く、刀槍隊は直に將軍の輿後に從ひ、警備を心得可しと傳へたるに、銃隊は諾して速に命に服したれとも、刀槍隊は中々服從せす、各意見を述て紛々囂々として止ます、唯其内今堀登代太郎惟内某の二人は共に一言を發せす、涙を飲て始終謹て命を聽きありし、〔後鳥羽の敗に、今堀は硝煙中に一人匍匐して進み、敵陣に切入り十餘人の脛を薙き倒し、身に數創を負ひたれ共、辛して遁れ歸り、惟内は箱館に脫走して五稜廓に戰ひ終に死せり〕翌早將軍路に就き伏見に至り、同所奉行の公館に到りしに、此夜一橋尾張の二公及ひ、會津桑名兩侯、途に要して說くに、疏を上りしのみにて直に東下せらるゝは甚た然る可からす、必らす入京ありて親しく事情奏聞ありて、然る後にあらされは恭敬を缺くの嫌あれは、是非暫く思止り玉ひ、進退完全の處置無ては叶ふ可らすと、聞々諫て止ます、遂に復ひ二條城に入り病て朝する能はさるを以て、一橋公をして代て諸司を率し、闕に到りて一晝夜を盡し、計畫討議しての後、漸く敕を得て出るを得たりしか、何れの邊にてか、疏草の向山の手に成るを以て深く惡ませ玉ひしと見え、三日を出す職を奪ひ、家に禁錮せしめられたり、此時關東留守城にては、方今內外多事の折柄、宸襟を不レ能レ奉レ安、次第柄も是あり、職掌上に於て痛心の餘り、胸痛鬱閉に就き、一橋中納言事、永々在京事務にも通したるを以て、政務相讓度旨御所へ願置たり、此段內意申達との報を得て、內外蒼黃たる中にも、奧向にては殊更にて天璋翁主靜寬公主を始め、後宮勝姬婦女の輩、驚歎一と通りならす、中にも慟泣啼哭して、井に投し劍に伏せんと欲する者さへ有りしかは、老中水野和泉守大に驚き入りて、老女某に諭し、將軍職を盡す能はすして、久く外に在るは是れ天下の大亂の基にして、臣等か深く恐懼する所なり、今斷然御辭職御東下に相成るは、此上無き御深慮の圖に當りたるにて、決して御愁傷の場合に無レ之、慎て御歸りを待たる可しとありしに因り、始て合點行きて貼然たるを得たり、人家日用の行燈に、一種其製を異せし者あり、之を丸行燈と呼ふ、此燈たるや紙を隔て明を爲す、矩なる者に異ならすと雖も、少しく蓋を開て火の直照を取るに方りては、其の光正面に至らす、必らす斜に横側の地を射る、是れ時輩か幕の一臣某氏を目するに丸行燈を以てする所以なり、向山の斥けらるゝに當り、其論を同うせし大目付駒井相模守も亦同しく罷られたれは、時に將軍に從ふ者の中、最早一人の爭ふ者なく、老中松平周防小笠原壹岐を始め、皆齷齪たる人物にて、首に畏れ尾に畏るのみなりし上に、將軍左右の侍臣は始より辭職の事を悅はす、然る所以は將軍替れは己等或は罷られ、或は外に補せらるゝを憂ひ、一意に固寵持祿を欲するものから、丸行燈氏漸く意を得んとするの天に達すると、果して光線斜射し、廷爭の末敕諚を得たるを無上の幸と思ひ誤り、相率ゐて將軍に說き、辭職を變して、十月七日情無くも左の篇を草して差出さしめたるは、實に千歲の遺憾にてありき、

家茂幼弱不才ノ身ヲ以テ大任ノ當リ、內外多事ノ時ニ膺リ竟ニ職掌ヲ汚シ可レ申、且近來胸痛鬱閉ノ症相發シ、難レ堪大任奉レ存候處ヨリ、宸慮ノ程ヲ顧ミク退隱ノ願書差出候處、暫彼御沙汰一段被二仰出一何共當惑仕候、素ヨリ決心仕候儀、今更難二默止一再願仕

慶奉レ存候得共、猶再三再四熟考仕候處、是迄ノ不行屆ハ御咎無レ之、加レ之難レ被レ及二御沙汰一トノ寵命ヲ蒙リ、感激ノ餘リ、病ヲ推テ出勤仕、從前ノ非ヲ改テ日新ノ徳ヲ修メ、去二浮虛一務二質實一、政道確然ト相立、上安二宸襟一下保二萬民一候樣、乍レ不レ及勉勵可レ仕奉レ存候、依レ之謹テ御受申上候、

(此草誰人の手に成りしや詳ならす、後年或人より聞たるに此文は、小笠原明山氏代撰なりと、果して然るや)

師を出して半歳、餉を丹墀の下に糜して、進むを得す退くを得す、剰へ機務の臣は罰せられ、言事の臣は免せられ、萬に一も僥倖す可からさるの日に於て、猶ほ何の所見ありて、此の如き擧動に至りしや、愚も亦た甚しと云ふ可し、我故に云ふ、幕府の廢するは慶應三年の辭職に非す今年に在り、鳥羽既戰の敗にあらす今日未戰の敗に在り、

將軍既に大坂城を發し玉ひて後は、此地に留るもの唯老中松平伯耆守、城代牧野越中守にて、其他は市井兩名及ひ武官の番頭のみ、山口は外國應接用の爲に此地に止り在れとも、共に其事の如何を議する者なく、徒らに兵庫へ往復して、各公使を慰藉存問するのみ、期を刻せし前日に至れとも、京都よりの決答もなく、老中阿部退職の後、誰か此事の擔任たるやも知れす、憂念極り無けれは、目付赤松左京と議して、時に京都へ至り謀る有らんと、曉發して澱川を溯り淀驛に達したり、飢且寒に堪へされは、一店に至り戸を叩て酒を沽ひ粥を炊しめ啜りて暖を取る、折しも店前蹄鐵の聲鏗然と響きて連鑣過る者あり、戸を開て見れは、目付松浦某、別手組數騎を率ゐて來るなり、松浦余等二人を見て曰、我大坂に行き老中及子に官令を傳へんとするに、抑も兄等何の故に此に居るやと、余曰、我れ開港然否の決答を坂地に待つ日あるに杳然沙汰なし、今日既に期に迫るを以て、故に京都に至り、再ひ建言して決を請はんと欲し來るなり、松浦曰、昨夜(十月五日なり)禁中にて大評定あり、公卿今に皆鎖港攘夷を主張し、我よりの建言は採用なければ、力を盡し其甚不是なるを辨説し、漸く敕諚あり、則ち其書は余持參せり、是を以て各國公使に示すへし、猶ほ、詳細は松平伯耆守を以て談判に及ふへきとの命なり、余此に於て席に就て謹て敕書を見るに、兵庫は止められ候との一言有り、驚て松浦に謂ふ、此敕書の如き彼等決して承服するの理なし、勢必す擁て京師に上り闕に詣て強請するに至る可し、果して此に至らは談判は倚置き、殺氣立たる會津藩士等必す粗暴の擧動をなし、國家の大事を誤るへし、況ハや應接の主任松平伯州にして此事の纏るへき目的無し、事務通曉の人物供奉の中に在りなから、如レ斯取計ひは何共不審の極なり、余外國の職を奉する能はす、松浦曰、我は唯た使なり、子か議論を聞くといへとも如何とも爲す可らす、此所に時間を費すも益なからんと、余其言を是として曰、然は子は此より京師に歸り、今余の言ふ處を復言せられ、小笠原壹岐守を以て應接に任し玉はるやう申されよ、我は直に大坂に至り、時間あらは兵庫へ赴き、猶ほ決答の日を延期するか.能はさるも幾時間を延すに盡力すへしと、是より松浦氏に分れ、別手組の馬を借て騎り、赤松氏と共に馳せて大坂に歸り、天保山沖に碇泊する順動丸に乗りたるは既に午後なり、艦長を督し速に兵庫に赴んと促して石炭を焚しめたり、時に見る川口より一隻の赤船(長官乘る所の川船なり)旗旌を並立して來るあり、心竊に喜て謂らく、是必す小笠原壹州ならんと、近くに及んて之を見れは豈料ん松平伯州翩然

微笑して中央に坐せり、余(山口)等相顧みて驚き相語て曰、伯州應接として來れるならん、此人溫厚淡泊の君子といへとも、機に暗く、變化乏しけれは、外國應接の事件を擔當すへき才に非す、抑も如何して可ならんと思量中、業已に伯州移り乘り余等に謂ふ、過刻京師より急命あり、各國公使へ敕諚の趣を演達すへし、委細の次敍は予等心得たる可けれは、宜しく談判有られよとて、敢て苦慮の體も見えされは、余等と驚て答辭を措く能はす、暫く憮然として默坐せり、時に遠洋波濤を翻へし此方へ向て來る火船有り、忽ち近き一箇の洋人小艇に乘り我船を望み來るを見れは、英國書記官アレキサンドル、シーボルトなり、余に向て曰、本日は約期なり、日本執政の來るを俟つこと既に久し、各國の船艦今蒸汽を焚き此所に來るの準備をなす、故に我先づ來りて意を致すなりと、余曰、應接として阿部豐後來るの約なりしか故ありて免職したり、故に老中松平伯耆守兵庫へ行き、各公使に面談すへきなり、シーボルト曰、約定の期に迫り俄に免職せられしと云ふは不都合には之れ無きや、況んや松平伯耆守と云ふ人是迄一回も公使に面せしことなし、然して開港の事は決定せしやと、余曰、此事に就ては單詞を以て盡す可からさる無量の事情あり、委曲は兵庫に到りて盡すへし、今此所に遲稽し、諸公使の勞意來着を致さは、更に不都合を重ねん、因てシーボルトを還し、冬其船に航し兵庫を指て駛する船中、伯州に應接の趣意を問ふに、唯各公使に面して此敕書を示すのみ、其他別に京師より被レ命候事無し、都て可レ然依賴申と、更に心志を勞する事無く、何を諮ても漠然たり、余心に謂らく、今日に適り策の行ふへきなし、恃む所は一の佛國公使レオンロセスあるのみ、因て先つ彼に面し日下困難の情態を說き、其急を紓ふるを謀るの外なし、渠若し肯せされは京都に逼るの日、在京の吏員等奮發勉勵することもあらんかと、萬一を僥倖するに決したり、順動艦の兵庫に近くや佛國書記官メルメット、カシヨン忽ち來り問ふ、本日の事如何、公使等子を待つ久しと、余曰、事々都て硬塞せり、我力之を如何する能はず、偏へに公使の周旋を欲するなり、此事に任せし阿部氏は職を免し、之に代るの人は松平伯耆なり、此人極めて外事に昧らし、余其或は事を敗らんを恐ると雖も施す可き術なし、請ふ之を救へ、カシヨンも痛く望を失ひたる體にて曰、今更別に說くへきなし、後刻公使の對話に盡すへし、貴君國の爲め努力して、事を完了し玉へと述へて分れ去れり、

松平伯州の四公使に面するや、英國は先に書記官を差越したるを以て之を始めとなし、先つ英船に到るに、公使導て客位に卽き、初面會なるを以て余其姓氏職掌を述ふ、公使怪み問て曰、本日の約期に阿部豐州は何を以て來らさる、曰先日職を罷められたり、曰小笠原壹州は如何、曰病痾なり、曰松平防州は、曰機務繁劇なるを以て來る能はすと、公使冷笑して曰、結局の談判に及ひ有識皆來らす、生面の貴下來臨は甚た不審千萬なりと、其時伯州右手に敕書を捧け朗讀す、其文に曰、

條約之儀御許容被レ爲レ在候間、至當之處置可レ致事、

是迄之條約面品々不都合之廉有レ之、不レ應ニ叡慮ニ候ニ付、新ニ取調、諸藩衆議之上、御取極可ニ相成一事、兵庫港之儀ハ被レ止候事、

如レ斯京師禁中より仰出されしに付、其段貴所方へ申通す可き旨將軍申付られたる故、然る可く承引成され度と述たり、時にシーボルト氏、傍より余に向ひ敕書の字句を質問し、猶又公使に通す、公使聞や否や、面色忽ち變し

て火の如く、拳を以て案を叩き、起て椅邊を大歩し、座に還り、口角沫を噴て曰、條約許容とは何事ぞ、大英國と日本と前年既に結へるを知らさるか、又不都合の廉あらは再議の時に付して可ならん、兵庫開港を止るとは條約に背けり、敕書とて貴重さるゝからは、大君よりも更に權の重き者とす、然らは我等直に其權の重き者の所に就て談判すへし、最早子等と話するに及はす、速に日本の國權を有する所へ誘導せられよ、且又眞に日本皇帝の書ならば、宜しく其印璽を捺すへし、それさへなき一片の紙上へ書たる物、我は之を疑ふ、子等余輩を瞞する勿れ、我れ今艦長に命し即時京師に至らん、貴所それ同行あれと、持たる敕書を引裂て拋棄し起て座後に入んとす、余急き止めて曰、敕書を以て君に示すは、眞信を表する爲めなり、我か大君の意固より條約を履行するため上京して闕に至り、當今世界の事情を説明されしなり、兵庫云々も國内不平の者有りては、永年安心ならさるゆゑ、禁廷へ申出られしに、禁中の旨意猶ほ如レ斯なれは、猶何度にも及ひ解説して適する所に達せんと欲するなり又此書に印章なきは、我國舊例にて上位より下位に渡す書には、往々印章無き者あり、此書元來天皇より大君へ授けられしにて、君等へ其儘示すへきに非す、然るに修飾せすして是を示すは深信を表すれはなり、兵庫の事に於ては、猶大君幷に老中の盡力有るへし、此等伯守より速ふへき處、未た其意を蹈さるなり、今已に昏暮なり、佛國公使も待つこと久しからん、猶同公使の言を聽き、再ひ貴艦へ來るへしと、英公使氣色稍や和らき、然らは佛公使と談判の後、再ひ來られよ、又談すること有る可し迚、分れて佛國船に到りぬ、

佛船に到れは、公使迎へて客席に至る、英の船の如し、於レ此伯州之に告る英公使と同かりしにロセツは流石少しも驚かす、伯州に向て曰、君は生面なり、因て委曲の事情は此人に問ふへしと、余に向て來由を問き、カシヨンをして口譯せしむ、余因て目今國内多少艱難の事情を略説し、且曰、貴公使は元來兵庫先期開港を欲するに非す、此事の原皆英公使より出つ、英公使は常に多く我か政府の官員に非さる人々に交通し、我國をして紛亂愈ゝ多からしめ、我大君の權力を飽迄削弱せしめんと欲する如くに察せり、然れは貴公使今余の説く所を諒察し、兵庫開港は江戸に至り緩ゝ議せられんを請ふ、今大君長防征討として大坂に在れとも、昇平殆と三百年の我國にて、別て軍事に從ふ、唯此一事さへ政府の苦心、衆人の動搖甚たなり、然るに貴國等之事を生し紛紜を來す、京都皇帝は固より海外の事を知らす、公卿は自尊自大にして、大君殿下、譜代の臣等名其他の藩士と雖も、今猶攘夷鎖港と固執して悟らす、見渡す所の各大藩士中には、聰明にして能く時勢を知るの輩無きに非すと雖も、内心世の變革を企望するより、陽に其説に雷同し愚者を煽動して益ゝ政府を傾覆せんを謀る、危險の極時にあれは、貴公使能く其情を察し其勢を觀られて、九隻の軍艦一日も早く江戸灣に至り、於レ彼談判有んを乞ふ、先期開港は四ケ國の國命あるに非す、英公使の發意に出て、諸公使の附和せられたりと我は思へり、本國の命令無くして憤然京師に來入し、萬一不慮の事あらは、千金の身を塵埃に等しくし、反て貴國和親の意に戻れり、彼我の國難を釀すに至らん、是知者の所レ不レ爲也、君夫れを是を思へと、カシヨン言語流るゝ如くに公使に通じたり、其時公使默考する數時にして曰、子の言ふ處能く了解せり、於レ予は尤至極とすると雖も、英公使は必す不平にして快受す可からす、是れ兼て心に期して、日本帝に面話せんを

欲するなれは、我一人、子の言を肯する能はすと、余曰、英公使は素より政府を信せされとも、君は已に余の此言を是なりとせは、是れ余と意を同くするなり、既に意を同うする以上は、余の口より云ふも、君の口より云ふ方信を彼人に取れは、是非英公使を説諭有んを請ふ、左すれは大君の喜ひなり、將又余輩使臣の願なりと、其時公使掌を抵ちて曰、此に一策あり、老中連名の書簡を速に渡されよ、其文意は大略今子の言ふ如く、國事多難の秋、此地に於て事を盡す能はす、兵庫開港の事も大君に於ては承領せり、是等は悉皆江戸に在る水野和泉守に任すへきゆゑ、速に江戸に於て談判せられよ、京都皇帝へ外國事情を必す能く告け置くへしとの趣に認められよ、我れ其書簡を證として、今夜各國公使へ説諭して、明日は速に退帆する様取計ひ、以て目下の急を緩くすへしと、

余卽ち其言を領承し、伯州と共に翔鶴艦に歸りて、其の書を草するに當り、伯州忽ち言を放て云く、此書我一名なれは可也と雖も、同僚連署たらんには、一應其人々に相議して後に之を贈るへしと、余曰、是大事の前の小事也、今夜既に八時を過く、今より京師に往復相談あらんには、明日には達すへからす、英公使再來を待つことなれは、此期一秒時も空過すへからす、若し明日に至らは、各艦已に大坂に至り、澱川を溯り京都に至らんとし衆心動搖せん、況や君は是迄外國事務に關せされは、一名の書は彼に於て受く可からす、却て佛公使の厚意を空し、後悔臍を嚙ん、君猶御不承知なれは、御一己にて御處置あるへし、附添の任は平に御免を蒙ると述たれは、伯州詮方なく、然らは子能きに計へ、後日同僚不平あらは子の罪なりと、余後日の罪を甘受して、右筆北角氏に吩咐して書簡を認め、老中松平伯耆守、松平周防守、小笠原壹岐守の名を署し、其暗記する處の花押を記さしめ、持して佛國公使に授けしに、公使一閲しカションロ譯す、余公使に伴ひ、再ひ英船に赴きしに、兩公使の談數刻に及ひ、夫より米蘭兩船に行き、又談する數刻にして、ロセス余に向ひ重てトレビヤン／＼の語を述ふ、蓋し其最上結了の意を報するなり、余公使に向ひ周旋の勞を謝し、共に佛國船に歸る、時已に午後第三時なり、公使曰、我々の船明夕を以て發し、四國より九州海岸を經し、横濱へ歸るへし、子歸りて能く大君に此事を申し、江戸の水野氏の盡力せらるゝやう命令在らんを乞はる可しと、余佛公使に別れて我船に歸り伯州に復命す、伯州曰、必す明日退帆すへきや、余曰ロセス既に保證せり、必す意を安んせらるへし、伯州曰、然らは子は此地に止り、各國船の退去を確認して京師に至り、大君及ひ同僚に此處置を白すへし、我は今より大坂に歸らんとの事なれは、余は辭別して上陸し 兵庫の逆旅に至りて泊す、時に十月七日、（大君より禁廷への建白書に曰、來る七日迄各國船を兵庫に差控させ云々とのことなり、故に此日を以て期となす）其翌赤松氏と旅舍に居て、頸を延て各國船の出帆を待つに、朝未明よりして諸藩士陸續として來り、余に各國船の無事退帆する所以と、昨日伯州應接の模様を問ふ者、前後して幾輩なるを知らす、余盡く面して各國船の永く此地に碇泊するは、人心に拘り宜しからさる故、百般都て江戸に於ての談判に決着せりと、大略の事を告るに、衆疑て服せす、或は粗言を發へ詰問する者有るに至れり、此夕英船より余を招き、公使西海岸の開港、并、横濱商況の事を談判す、第九日曉天、各國船出帆の報至る、赤松氏と共に卽時發程、黄昏京都二條城に達す、

余の二條城に至るや、例の如く用部屋に至り老

中に謁して顛末を陳せんとするに、一橋君上座に有り、微笑して見て曰、汝既に割腹の命降らんとせりと、余驚て其何由なるを問ふ、時に小笠原壹州傍より余を招きて、別室に至り、昨日此地の風聞に其許兵庫に於て擅まゝに約書を更改して專斷の應接をなす、其故に各公使異議なく退帆なしたれとも、其罪大逆無道に比す、赦す可らす、直に屠腹を命すへしと奏する者あり、廷議殆んと之を可せんとす、然るに大君及一橋公皆共事の信疑未た判然せさるに先立ち、漫りに殛罰す可らすと明言あり、我輩も亦親しく本人の言を聞き、併せて伯州の言を聞かされは容易に罪す可らさるを陳せり、然るに今日既に伯州の來書を得て、粗ほ談判の模樣を知るに至れは、深く憂るに及はさるへしと、於レ是余前日よりの事を詳説し、唯御同列の名を連署したる一事は專斷に近く恐縮の旨を述ふ、壹州曰、然りと雖も難所の場合、這等の事を決斷するは尤至極せり、乍レ去汝此地に滯在は甚危し、今夜速に上道して江戸へ歸り、杜門出てす、謹慎して衆議の少息を待て後時宜の計ひあるへし、我輩亦此地に於て能く彌縫周旋すへしと、余少し安し座を退きて將に出んとして向山氏に一面し、此般の事後日の處置を議せんとして、之を傍人に問ふに曰、同氏は過日既に罪を得て旅舍に閉居すと、之を聞き憮然として廊下を過る時、偶ま蓬頭垢面、疾歩して階を降來る者あり、是れ軍艦奉行、兼外務取扱栗本瀬兵衛か傳に乘じ、奔馳して江戸より來るなり、細語するに暇あらず、屏陰に招きて唯時事復た如何する無し、兄宜しく代りて努力あれの一語を殘し、城を出て竊に向山氏の旅舍を訪ひ暫時話して分れ去り、匆忙岐蘇道を兼行して江戸に還り、門を杜で閉居す、翌夜小栗上野介余の歸家を聞て來訪せしかは、此回京都大坂の事各國應接の次序を詳説し、大老老中へ演達せられんを委託し以て復命を待てり、

囚人赭衣

寛政の初年は天明窮飢の後を受けたる故にや、江戸府下到る處に姦宄潛處し、鑽壁踰墻、或は火を人家に插むの輩多きに因り火付盜賊改俗に加役と稱する職の出來て、先手組の頭より兼務する事となりしが、(此職或は其前より有りしや詳にせす)予か母方大伯父長谷川平藏其選に當り、賊魁神道德次郎を捕へてより、頗る世に知られたりし、此人白河侯に建言し、多數の無宿漂泊の賊民を驅り、之を佃島に移して監守を嚴にし、其職業ある者を撰別せしに、百工あらさる無れは、夫をして各業に島中に就かしめ、其不能者は運土鑿河の役に從事せしめ、之を號して寄場人足と稱し、官用は固より私用にも借使を得せしめ、賃を定めて之を與へ、其内の幾分をか官に預りて放免の日に資と爲すことを得せしめたるか、或は其外役先より逸走するを恐れ、衣するに一樣の赭衣に、跳珠を染拔きたる衣服を以てせり、是れ囚人赭衣の濫觴なるか、今は其跳珠を染むるを止められたり、又此時太田運八郎も頗る有名にて同じく加役たりしか、一夕赤城明神の社邊を巡りたるに、時の禁を冒して僧體の者無燈にて過るありしかは、捕へて誰何せしに、狂歌師にて夜會に參り、料らず遲刻したりと述ぶ、然らば其吟を聞かんと詰りたるに、取敢へず「是れ待てと云はれて顔は赤城下ひよんな所で逢うた運八」としてければ、直に放免されたり、當時の役人は至俗なからも自ら一種の氣韻ありし、

(『匏菴遺稿』より)

新聞紙實歷

福地櫻癡

新聞紙實歴

○新聞紙を知得て欣喜の情を起したる事

余が新聞紙に於ける殆ど半生の境界たり、蓋し新聞紙には宿世の因縁ある者に似たり。顧るに余が十五六歳のころ未だ郷里の長崎に在りて我師名村花蹊先生に就て和蘭語を學び稽古通詞たりし時に和蘭人より年々來舶の度ごとに風説書と名けたる書面を出して海外の事情を長崎奉行に報告したり、當時幕府に於ては是を和蘭御忠節の一つとは唱へたるなり、名村先生は右書面を和蘭甲比丹より請取りて和解（翻譯）を成せるに臨み常に余をして筆を採て其筆記を爲さしめたりき、此風説書は甲比丹が如何なる方法にて出島に居ながら斯は知得るものにやと尋ねしに先生去ばなり西洋諸國には新聞紙と唱へ毎日刊行して自國は勿論他の外國の時事を知らしむる紙あり甲比丹は其新聞紙を讀で專ら其中より重立たる事柄をば斯は書き記して奉行所へ言上いたすなりと告げ其座右にありける和蘭新聞紙の反古を出して余に與へられたりき、此反古はアムストルダム刊行の新聞なりけるが余は是を賜はりて頻りに字典と首引して讀まんと試みたりしが其の文章の讀み易からざると事情の解し難きとにて力及ばずして之を斷念したり、是余が初めてニーウェスの語を聞きて其物を見たる始なりき。既にして長崎には英米諸國の船も渡來して新聞紙を齎し來る毎に海外の近況をも自から傳聞する樣に成りたれば出島に出入して和蘭人に接する毎に是を聞くをば子供心にも面白き事に思ひたりき

斯て其後十八歳にて江戸に來り（安政五年、遊學したりけるが其頃世上にて讀賣と唱へて官員の黜陟または火事場の燒失圖もしくは流行唄を刊行して賣行きたるが如きは今日より考ふれば即ち不定期刊行の新聞紙の如きとも云ふべき歟。扨其翌年（安政六年）横濱開港の時より職を外國方に奉じて其通辯翻譯に從事するの身に成りたりければ英米の公使領事に就て新聞の讀餘を借受て再び讀試みたれども是また英文の讀み難きに困難して殘念ながら放擲したりき。其後萬延元年、幕使が初めて米國に赴きたるに際し右の使節一行または米國公使より新聞紙を添て使節は現在斯の如き待遇を受て米國の諸所を巡回中なりと報じ來り其翻譯を命ぜられたるに付き公使館の書記官に就き其文意を質問して漸く是を譯するを得たりき。其後（文久二年の春、幕使に從ひて歐洲に赴き初めて巴里に到りし時に日々諸種の新聞紙を旅館に送附せられても佛文の哀しさは盲の垣覗と一般にて更に何事たるを了解せざりしに數日を經て英文の新聞を得て之を閲したるに現に我使節の一行の擧動を記し或は其來意を說き或は其談判の趣意を論じたる個條を見て的面我身の上の事なれば其興味を覺え如何なれば新聞記者は斯も我等の事を詳細に知り得るものなる乎然のみならず昨日の事を今朝すでに其紙上に載せたる迅速さよと驚嘆したりき。尋で倫敦に到りては益々新聞紙を讀む事の面白く成りて或は見物の序に新聞社を訪ひ或は新聞記者にも面會して問もし尋もして其組織の概略を聽得て欣羨の情を起したりき。其後（元治元年）に至り其前年英國軍艦が償金一條よりして鹿兒島を砲擊したる擧動は英國議院の問題に上りて其非擧を鳴らして當

時の内閣を攻撃したる記事を新聞紙上にて讀み併せて新聞記者が此件に關せる意見を讀みて大に其議論の正大なるに驚き直言して憚る所なきに感じ更に欣羨の情を加へたりき。其後(慶應二年)再び幕使に隨行して英佛二國に駐在せる凡そ十ケ月この間敢て繁劇と云にも非ざりければ巴里倫敦の諸名家に會して新聞紙の事を問ひ其内外の政治に關して輿論を左右するものは即ち新聞の力なりと聞きあはれ余にして若し才學文章あらば時機を得て新聞記者と成り時事を痛快に論ぜんものをと思ひ初めたりき。是即ち余が英佛の新聞記者を欣羨するの餘に胸中に泛びたる妄想の端にてありき

○江湖新聞を發兌して筆禍を得たる事

其後戊辰の變に際し余は非恭順論者の一人にて維新の王師に反對するの念を懷きたりしかども地位は卑しく腕力は無し空く慷慨悲憤して口角に沫を吹き無益の舌を揮ふに止まりて毫も實際に影響する所あらざりき。然るに此年(明治元年)の三月頃より新聞紙の刊行突然として東京に起りたり(但し新聞紙の濫觴は是より先き元治元年横濱にて米國人ウェンリードが新聞紙と標題せる小冊子を毎月數回發兌したる事ありて我友岸田吟香氏其執筆たりし事ありき然れども其の刊行は幾ならずして廢刊に屬したりき)是れ初め政府が率先して太政官日誌を發行したるに起り(現時の官報の先祖なり)是に尋で陸續と府下に起りて發兌せるもの四月の中旬に及びては既に六七種の多きに達したり、其中にも中外新聞と題したるは我亡友柳川春三氏その主筆にてありき、當時紛擾の間なれば別に官準を得るにも非ず銘々勝手に刊行したるなり。是を觀て余は大に喜び是ぞ余が持説を世上に試るの機關なると考へたりければ竊に條野傳平廣岡幸助西田傳助の三人に謀り乃ち四月上旬を以て新に江湖新聞と名けたるを發兌刊行したり、(今日の如き活字も無く活版も無かりければ之を木板に彫刻して馬連摺にしたり、而して江湖新聞は半紙二ッ切にて毎號凡そ十枚乃至十二枚を一册とし是を綴たれば取も直さず今日の雜誌の疎末なるものなり、其體裁は雜報あり寄書あり時論文ありて其草稿は盡く余が一人の筆に出で其淨書の如きも時として余自ら板下を書き概ね三日若くは四日毎に發兌を試みたるに諸種ありける中にも江湖新聞は尤も發兌の部數多しと稱せられて頗る世人の囑目を惹きたり。余が所藏には此江湖新聞の綴込なけれども或は今日にても偶々之を藏する人あらんなれば就て余が當時如何なる意見を持したる乎を見よ。余は初より尊王に附ては固より徴塵も異論なく又將軍家が大政を返上し玉へる御處置に附ても反對の意見を有せざりしが爾來其實況を見るに政權は朝廷に歸せずして却て薩長に歸す然らば則ち幕府仆れて薩長は第二の幕府をなす者なり是決して我等が望にあらず又維新の目的にも非ざるなりと云ふが江湖新聞の主義なりき、其紙上に薩長論?と題したる文にて此事を極論したる事ありき此主義なりしが故に着々維新の政に反對したる而已ならず紙上は自から幕府の脱兵等が勝を喜びて之を稱贊し甚しきは戰報の虚誕若くは敗況の虚聞を作爲して以て記載したる事ありき。然るに此年五月十五日上野の戰ありて後に此江湖新聞の筆禍は正に近く余が身に在るべしと密告し余が遁逃を勸めたる朋友もありしが余は年少の客氣に誇りて此忠告に從はざりしに果して五月十八日に至り逮捕せられたり

余が逮捕せられたる獄は糺問所と名けられて國事犯罪人を糺問するの獄なりければ戰時の習ひ常事犯とは其取扱を異にするとは云へ左り迚

は偽りの相違なりき、昔し漢高は秦に入りて法三章を約したりとは聞しが今や糺問所の法廷は死罪か放免かと云ふ二ッに過ぎざりしなり初め彼捕吏長は阿州藩と覺えたり兵士十餘名を引從へ各々着込に身を固め十八日の午後四時過に余が池の端の寓居に來り姓名を通じて余に面會を望めり余は直にそれと覺りたれば座敷に請じて其來意を尋ねたるに捕吏長は御邊事鎭將府に於て御不審の思食さるゝ筋あれば引立の爲めに罷向ひたりとの趣を述べ鎭將府の朱印を鈐したる逮捕狀を示したり、固より爭ふ可きに非ざれば余は武士の作法を以て取扱はるゝとあらば其命に從つて罷出べしと答へたるに彼捕吏長は其取扱を約したるに付き余は衣服を更めて同行したり、彼輩は余が藩臣にて國事犯の疑嫌に依て其召捕に向ふの使命を受けたる事なれば邸内に死士を養ひ抗拒の防戰にても成す者とや思ひたりけん門を出でて見れば余が寓居の前後より二小隊許の兵が各々銃槍を携へて出で來り捕吏と共に余を擁圍したり、然れども彼捕吏長は約を守りて禮儀を以て余を遇し糺問所に至りて懸りの官員に引渡す迄は余が佩刀をも取上げず勿論繩をも打たざりけり。然るに官員は玄關にて余が姓名を聽き其方事御不審の次第有之入牢被仰付と言渡したれば其末座に並居たる下僚等は御大法で御座ると奪排て余が大小懷中物等を取上げて假繩を掛け其座を引立て構内の獄に投じたりき。獄内は概皆官軍に抗拒したる朝敵と軍法を犯したる兵士を以て充されたりければ規律も無ければ取締も無く飲酒も喫烟も牢番及び小遣へ仕向次第にて自由なりしと雖も同囚の言ふ所を聽けば是迄に精密の吟味をも遂げず直に死罪を申渡されたる者も尠なからずと云へり。されば此法廷が余に於けるも或は其類例に處せらるゝ事もあらんかと思ひ居たりしに數回の訊問の後に二十餘日を經て余を放免したりき(此獄内の事、訊問の事に就ては實に奇談も多し且つ余が放免に成たるに關しては外に在りて余を救ひたる人ありて斯は速に宥されたりと後に其事情を聞得たり、此等は面白き物語なれども此所に用なければ茲には述べず)而して放免と同時に板木沒收江湖新聞發兌不相成と嚴達せられたり。斯る次第なれば新聞紙に筆を採りて禁獄せられたるは余が其先陣にて國安に妨害ありとて發行禁止に遇たるも余が編集の江湖新聞が一番槍なるを以て筆禍不祥の端を啓きたると今日の諸新聞紙に對しても實に恐縮の至なり爾のみならず他の諸新聞紙が余が過激の筆禍に連累せられ後も無くして諸新聞悉皆發行禁止となりたれば憐むべし此の際頓に發生したる新聞の勃興此一挫の爲めに地を掃ひて其萌芽を枯されたりき

○再び新聞記者たるの念を起したる事

其後余は澁澤榮一氏の紹介にて初めて伊藤伯の知を辱くして禍を政府に釋き米國に隨行し尋いで岩倉公の一行に歐米巡回に隨伴し廟堂の上に於て諸公に知られたるが中にも此伊藤伯と木戸侯井上伯山縣伯の四公に負ふ所の知遇は二十餘年來常に余が心肝に感銘して忘るゝ能はざる所なり。此知遇を得たる上に其議論とても時に或は相合はざるもの往々にして無きに非ざりしと雖も立憲君主制漸進の方向を執らざる可からずと云へる大本大主義に至りては固より其見を同くしたるを以て親密も亦自から一層の深を加へ此諸公の後に從つて以て我才を試んと欲したるは余が當時よりしての素願なりき。而して此素願は期せずして東京日々新聞に於て顯はれたりき

東京日々新聞は余が歐米巡回中(明治五年二月)東京に創立せられたり。余は明治六年の夏

に使節に先ちて歸朝し井上伯に屬して財務一部の局に當らんと竊に期したりしに(是は前年米國に於て公債紙幣處分に付き視察調査したる關係よりの事なりき)其時井上伯は財政の目的に付き大に大隈伯と所見を異にし澁澤氏と連署して意見書を政府に捧げ其冠を掛られたり、且や廟堂は征韓論の氣焔太だ熾にして殆ど軍隊政府の如き狀況を爲したれば余が豫期は先づ畫餅に屬したり、尋で使節歸朝の後は征韓論可否の分裂となりて内閣の更迭を來し西郷板垣副島後藤の諸公は政府を去りて政府は岩倉大久保大隈伊藤の諸公を以て内閣を組織せられ木戸侯は却て客位に備はられたりき。此時余は心竊に感ずる所ありしかば知遇の諸公及び信友等の諫を拒絶して遂に明治七年の秋に至りて辭職したり。扨かく辭職の上は何を以て是より我身を立べき乎と世上を觀望したるに余に取りては新聞紙の右に出る地位は無し新聞紙を機關として筆に任せて書立つるものならば遂には余が意見を世に行ふ事を得べしと考へたり、朋友は皆これを聞て辭職したるだに足下が爲には太だ得策ならざるに剩さへ新聞記者と成らんとは何事ぞや宜く思止るべしと交々余に向つて諫諍したり、蓋し彼俗士の眼中にては當時新聞に重を屬せずして半遊戲物の如くに思ひたれば新聞記者を見るも亦戲作者一般なりと認めたりしが故なり斯く思認したるも敢て一理なきに非ず新聞紙の勢力も未だ幼穉にして記者にも亦有名の人才を多く見ざりしに付き彼輩は其潛伏の勢力は將來如何に重大なるべき乎其記者の意見は他日如何に輿論を影響すべき乎を察知するヿ能はざりしなり。余は彼輩に對して盛んに新聞紙の利益勢力を說き古人が良相たらずんば良醫たれと云へるが如く今日の時勢にては内閣に列せざれば寧ろ新聞の主筆たれと云ふべき者なり、余にして筆を新聞に執らば一般の新聞は必らず其勢力を得ん余にして記者たらば新聞記者は必らず其地位を高めん公等刮目して其時の來るを待てと抱負頗る大にして益々新聞記者たらんと欲するの念を固くしたりき

○東京日々新聞の主筆と成たる事

是時に當りてや(明治七年の冬)東京にて發兌したる新聞紙は曰く東京日々新聞曰く郵便報知新聞曰く公文通誌(後に朝野新聞)曰く日新眞事誌この四種の外に雜誌には新聞雜誌あり(後に東京曙新聞と改まり再び東洋新報と改題して廢刊となれり)横濱には横濱毎日新聞、即ち今の毎日新聞あるに過ぎざりき。何れも明治五年より七年までの間に起り其齡は年長も滿三年に至らず年弱は僅に一年を出たる程なれば記事も探訪も倶に疎略にて議論の見るべきもの無く其紙面は漸く西の内紙ぐらゐの大さにて或は和紙或は洋紙を用ひて其幼穉なるは今日より顧れば殆ど前世紀の遺物の如くに思はるゝなり。然れども其紙上に前年(明治六年)には井上澁澤連署の財政意見書を載せ今年(明治七年)には副島板垣後藤其外連署の民選議院建白書を載せたるより大に世上の注目を惹起したり而して東京日々新聞の創立者は條野西田廣岡の諸人にて即ち七年前に余と倶に江湖新聞に從事したる輩なりければ往日の緣故あるを以て此諸人が切に勸告せるに從ひ此新聞社に入り執筆する事を約して社長となり遂に明治七年十二月一日を以て紙面を擴張し體裁を改良し社說の一欄を設けて余が意見を世上に發表する事とは成りたりき

余が日々新聞に署名して公然筆を新聞紙に執りたる舉動は果して世間を驚したり、少なくも學識文才ある名士をして新聞紙に筆を採る事を憚ざらしめたりき、是に於てか明治八年の央ま

でに名士は陸續として新聞紙に集まれり即ち報知新聞には栗本鋤雲藤田茂吉あり朝野新聞には成島柳北末廣重恭あり而して日々新聞には岸田吟香末松謙澄甫喜山景雄あり、此諸氏は或は年長を以て世故の經歷に富み或は少年を以て學問文才に秀で皆筆を採ては一方に覇たるの人才なり、且つ陽は其名を掲げざれども古澤滋大井憲太郎の諸氏の如き皆公然たる祕密を以て意見の草稿を新聞紙に寄せて輿論を喚起さんと試みたり、蓋し新聞紙が言論の自由を占めて且つ活潑なる議論を公にしたるは此時より盛なるは莫きが如し。試に當時諸新聞紙の載せたる所を一讀せよ、其意見は互に相異なる所ありしと雖ども直論讜議を旨として敢て憚る所なき若し其を今日に於てせば忽に發行停止となり罰金禁獄となるべき文章も更に問はるゝ所あらざりしを以て是れを證するに足るべきなり

○漸進主義を執たる事

熟々當時新聞紙の勃興したる因由を顧みるに其時勢の必要に出たるは勿論なりと雖ども民選議院論と自由說とが頓に新聞の勢力を增加したるは爭ふ可からざるの事實なりき。彼諸新聞記者が皆立憲政體を期望し自由の伸張を希圖したるや中心固より然り敢て其他に禍心を包藏する所は無けれども是を以て藩閥政府の風を根本的に革新せんと欲したるは事實なり、彼輩は當時未だ藩閥政府と云へる語を發せざれども政治は皆維新に勳功ありし薩長諸藩出身の諸氏に其實權を掌握せられたるを見て太だ是を快とせず此弊風を匡濟せんには自由說と民選議院論とを以て藩閥政府を攻擊し立憲政體の政を行はしむるの外に名策なしと思ひ込たるも亦事實なり、其狀や恰も薩長が主として尊王攘夷の說を唱へ以て德川氏の幕府に當りたると同一轍の勢にてありき。彼輩は思へらく木戸大久保伊藤黑田の諸公は薩長門閥を以て永遠に政權を專有せんと思ふ者なり。諸公は是を專有せんが爲に君主獨裁の政體を保守して立憲君主制を蛇蝎の如くに嫌ふ者なり。故に諸公は一身の名利榮達の爲に獨裁政略を以て議院の開設を擯斥する者なりと、彼輩は眞に斯の如く思ひ信じたるなり。彼輩は思へらく公明正大にして國民の幸福を進捗する者は自由なり。自由を缺けば復幸福なき者なり。此自由は立憲政體に由て行はるゝ者なり。而して民主主義は實に立憲の本尊なり。故に國民の幸福は此政體を行ふに在る者なりと、彼輩は眞に斯の如くに思ひ信じたるなり。是に於てか彼輩は假令一種の政黨者流が口を此自由に此立憲政體に藉て之を利器とするの私念あるにも拘らず我々は正道を直行して一意其行はれん事を期すべし彼の木戸大久保黑田伊藤の諸公が平素の言行德望には我々も中心感服せざるに非ざれども奈何せん諸公は我輩の主義と反對の方針を執らるゝに付き殘念ながらも是を我政敵と認めて反對せざるを得ずと思惟したるなりき。余は從來激烈の自由主義を喜びたる論者なりき（既に明治四年米國の旅館にて伊藤伯と論じ日本將來の政體は帝王を上に戴きたる民主政治を行ひ今日の制度式格は都て之を全廢せざる可からずと主張し芳川陸奥の兩君も余に左袒したるに大に伊藤伯に說破せられても之に抗して議論三日に涉りたる事もありし程なりき）若し余をして此諸公の心事を知る事なく又歐米諸國にて政治上に實驗ある名士の說を聞く事なからしめば余は躍如として彼諸論者と共に激烈の根本革新說に同意したるならんが、余は此三四年間親しく諸公に親炙して諸公の眞意は決して藩閥政府を喜べる者に非ざるを知れり、諸公が立憲政體を漸次我國に行はんとするの期望を有せるを知れり、殊に木戸侯の國會開設議を政府に建白せられたるは民選議院建白の前に

在る事を知れり余は屢々歐米の實況を見聞して民主主義の利弊如何を知得たり、代議政體の如き政黨政治の如き常に利害の相伴ふ所たるを知得たり、政治に急激の革新あるは國民の幸福に利あらざるを知得たり、自由の語は假りて以て如何なる暴戾をも行ひ得べきの恐あるを知得たり、是れ實に余が東京日々新聞の主筆たるの初より夙に漸進主義を執りて以て急激なる革新說に反對し我國に國會を開設するは同論なりと雖ども先づ民會(町村會)を起し夫より府縣會を起し夫よりして國會に及ぼす可し是漸進の手段なり。他の直に國會を開設すべしと云ふが如き急進論は余が決して與せざる所なりと論じたり、又自由に關しても參政の自由もさる事ながら先づ身體の自由人文の自由を漸次に伸張して溫和の進路に就くと肝要なりと論じたりき。是に由て諸新聞記者は皆余を目して政敵と爲し保守論者の名を以てし終に政府の爲に辯護の勞を執る所の御用新聞記者の名稱を下すに至りき

○御用新聞記者と云はれたる事

斯の如く他の諸新聞に目せられたるも亦敢て故なきに非ざるなり。當時余は民間に降りて世間に忌嫌はるゝ新聞記者とは成たれども暇あれば即ち常に在朝の諸公を訪問したりき、(斯る事は當時太だ稀なる擧動にして凡そ新聞記者は當路に交はらざるを以て得意としたりき)、伊藤伯の如きは殊に屢々せる所にして凡そ政府の方針に就て余が同意する問題は自ら進んで之を贊助せんと欲したりき。余は又當時政府に官報なかりしを以て政府に乞ひ東京日々新聞に太政官記事御用の稱を得て官報の用に充んと試みたりき。尋で廟堂の方針を聽き是を紙上に表白して以て其機關となさんと迄に望みたりき。然れども當時余が聽得る所は例ば伊藤伯の如き大隈伯の如き一個人の參議たる其人の意見を聽得るに止まりて所謂閣議としては之を明知するに由なかりければ(其實確乎として發表すべき程の閣議も定まらざりし故なり)東京日々新聞には太政官記事御用の虛名ありても官報たるの事實なく外には御用新聞と認められても閣議を示すの成果なかりければ其實は余が獨立の意見を以て時事を論じたるに過ぎざれば時としては知己の諸公の所爲と雖ども余が是執する所に戾すれば遠慮なく其是非得失を論じて憚る所あらざりき、然れども世間にては猶これを覺らずして恰も余が筆は廟堂の意見を代表せるものの如くに誤認したりき

其上に明治八年初て地方官會議を開かれたる時に余は木戶公の望に應じて暫く日々新聞の執筆を止め太政官四等出仕に補せられ右の會議の書記官を勤め會議畢りて後に之を辭して再び新聞の執筆に復したり。其後明治十年西南の變起りしに臨み余は征討の廟議を速に決せられん事を冀ひ木戶侯に就て鄙見を陳述せんが爲に小室信夫氏と共に海を冒して京都に赴きたるに征討の敕は既に發せられて廟議は賊徒剿滅に一定したるに付き復言ふべきの事なく、然らば自ら戰地に赴きて探訪通信を試さんと思ひ大阪にて伊藤伯に謁して其許可を得て戰地に赴きたり、然るに戰地にては新聞記者をして自由に本營に出入するを許されざるを以て頗る困難したりしに、恰も好し山縣伯は參軍として本營に陣せられたり、余は伯に謁して此由を告げたれば伯は新聞記者たる足下が知人たるの故を以て余は足下を本營に駐在せしむると能はず。然るに今や戰陣の際に臨み筆を採て軍に從ひ戰狀報告若くは其他の文案を草するの記室其人なきに苦しむ。足下本營の爲に記室たれと諭されたり依て余は本營の軍略に差支なき限りは余が公務の傍ら私に東京日々新聞に通信する事を默許せられなば記室たるべき旨を答へ其許

諾を得て軍團御用掛を拜命して公務に從ひ其間に通信したりしなり。故に余は戰地に山縣伯に從へる間は隨分記室の公務に鞅掌して其務を盡したりき。然れども世間にては此情を知らざりしを以て余が御用新聞記者たるが故に軍團本營に駐在して戰地の報告を早く蒐集し得るの便を享有せるが如くに誤認したりき。戰爭の央に至り余は記室を辭して大坂まで引歸したるに偶々木戸侯に謁して戰地の實況を語りたり、木戸侯は余が親しく天顏に咫尺して此狀を聖聽に奏るべき旨を望まれたるに付き謹て其旨を承はりて京都に登り御前に伺候して奏上するの光榮を賜はつたりき。是れ新聞記者たるの資格にて拜謁したるなり（軍團御用掛は戰地を去りたる時に罷められたればなり）然るも世間にては之を知らずして余が御用記者たるの故なりと誤認したりき。次には明治十一年第二回地方官會議に伊藤伯が議長と成られし時にも余が前會議の時に書記官にて其事に慣れたるを以て筆記者に命ぜられたり。余も亦前回の時の如く其間は新聞の執筆を止めて其の職を奉じたりき然れども世間にては是も御用新聞記者たるが故なりと誤認したりき。去れば斯る誤認を蒙りたるも自から其表面に顯はれたる痕跡より來れるものにして要するに余が當路諸公より知遇の親しきが故に起れるのみ、而して東京日々新聞は曾て政府の機關たる事實を備へざれば御用新聞の名は始終空稱に屬したりき

○新聞事業の困難なりし事

扨當初新聞事業の困難なりしは紙筆の竭し得べき所に非ざりき。抑も新聞紙が依て以て財政を維持するの收入は專ら廣告料に在り然るに當初は廣告の依頼太だ少なくして其得意は僅に賣藥と書籍との二類に限れるが如くにて偶々是あれば冒險者の如くに世間にて批評したる位なれば收入の少額なるや推て知るべきなり。次には活字なり活字製造は僅に平野富二氏一人にて（即ち今の築地活版製造所）之を供給したるが往々其字母なき文字ありて或は夜中急に其字を木版に彫みて插入し或は二字三字を削り偏と造とを合せて其文字を自ら作りて急に充たると每夜の如くなりき。次には資本に乏しかりしが故に廣大なる印刷器械を購入すると能はず（尤も當時大器械と稱せしが漸く三十二頁の物にて大抵は十六頁の物が普通なりき）其爲に半面は早く手廻をして晝間に摺上げ他の半面を夜間に於てせざるを得ずして編輯に不測の困難を感ぜしめたりき。次には植字印刷とも其職工に乏しかりければ兒童及び少壯の者を集めて自ら之を養成するの緊要を感じたりき而して偶々彼等が意に滿たざる事あれば彼等は容易に罷工同盟をなして發兌に差支あらしむるを以て之を待遇し制御するに頗る面倒を極めたり。次には新聞社の招に應じて探訪者を勤むる者は皆下流の人物なりければ隨て其言行も良しからず官省の衙門にて忌嫌はれ賤奴の如くに對遇せられ世間に於ても亦然り故に其探訪の報道には謬説のみ多くて信を置に足るべきの材料を得るに苦しみたり、而して少しく學問あり身分あるものは探訪たるを屑とせずして招に應ぜざれば余は勿論その他の記者の如きも自ら探訪の勞を執りたりき然れども其の記者も亦た少數の人員なれば力及ばざるが爲に探訪者の報道通信の中に就て是は事實相違なかるべしと思考する材料を撰びて記載したるに其發行の後に至り諸方より正誤を要求せられ又は論責せらるると大抵每日の如くにて實に辟易の限なりき、加ふるに其新聞の發賣高も今日に比ぶれば僅少にて其取次の如きは支拂を怠るもの多くして貸倒れの爲に利益の大半を奪ひ去られ會計は出納相償はざるの嘆ありき。幸に新聞紙代價

の高直なりしと編輯探訪入費の少なかりしとにて漸く之を補ひ以て前途旺盛の運に到るを得たりしなり

然るに明治八年に至りて諸新聞紙條例及び讒謗律の法制に會して諸新聞紙は實に一大痛擊を感じたりき。尤も當時の新聞紙の中には殊には雜誌の中には言論の放恣暴戾なる其極度に達したるものも多かりければ斯る法制に會へるも其招く所なりと雖ども余が如き及び余が常に畏敬したる諸記者の如き言責を重んじたる名士に取りては太だ迷惑千萬なる情勢と成れり。凡そ原動あれば必らず反動あるが勢の數なるが故に放言橫議の原動は條例制定の反動を招き其の條例制定は再び又これに抗議するの反動を招きたり、當時諸記者は思らく筆を揮つて十分に論辯したらんには政府も此條例の過嚴なるを省みて假令全廢せざる迄も幾分の改正を加へて寬裕たらしむべしと、斯く思ひたるに由て頻に此條例を論じたるに法律の初めて行はるゝ時は水の出端の如き勢のものなりと云へるが如く其記者は言へば輙ち問はれて諸名士の禁獄罰金の禍に罹れる陸續として其蹟を接したりき。當時の新聞紙條例は窮屈はいかにも窮屈なりしに相違なかりき余も亦實に其窮屈を覺えたる一人なりき、然れどもいかに窮屈なればとて余輩が筆が鐵鎖に繫がれて密室に監禁せられたるにはあらず文章の趣意を婉曲に廻らし用語の穩和なるを擇び迂回の筆を巧にして其裏面より潛行せんには此條例ありと雖ども何ぞ余が時事を論ずるの自在を控制する事を得んや余は敢て左までの窮屈を新聞紙條例に感ぜざるなりとは余が其時の放言にして其窮屈を忍びたりしは其實困難中の困難なりき

將た讒謗律は人身保護の城壁なり凡そ他人の私行私事を訐きて世に公にするは君子の恥る所なり故に新聞紙條例に抵觸して禍に罹らんは是非なけれども讒謗律は決して犯すと勿れ是れに罹らば君子の德を失ふものぞとは柳北鋤雲の二氏と余とが相俱に誡めたる所にして與に之を恪守したりき。是れ當時新聞紙條例違反者の多きに似ずして讒謗を以て問はれたる者の重立たる新聞紙に少かりし所以なりき。現に當時の重立たる新聞紙を披閱せよ何の紙上にも罵詈の惡德文章は決して之を見ず堂々侃々意見を鬪はするの時と雖ども當然の禮讓は相互に文章の上に守つたるなり今日の新聞紙の如く野鄙の罵詈を以て毎日の紙上を塡むるが如きは絕て當時に見ざりし所なりき。要するに此頃までは記者が往昔の武士根性を存して言論文章の體段を重んじたりしに由ると雖ども抑もまた未だ政黨の軋轢なかりしに付き公論に私意を挾むの惡習を化成せざりしが故なりし歟

斯の如く新聞紙條例に會ひて困難に陷つたれども新聞紙の勢力は益々旺盛に赴きたり而して諸記者の文章は此險艱の障碍に遭ひたるが爲に各々刻苦して迂餘曲折の妙を自得したりければ我國の文章には一種言ふ可からざる裏觀[illegible]章の新面を現出するに至れり、余が如き其初は單刀直入の論文をのみ書きたる拙手が幾分か此味を解したるも蓋し當時新聞紙條例の賜なりきと云ふべし然らば則ち新聞紙條例は冥々裏に於て我文章の發達を呼起したるものなれば逆緣ながらも意外の成績を見たりと云ふべき歟

○新聞記者幷に校正の事

余が東京日々新聞を主宰せし初に於て第一に注意したるは卽ち執筆の記者に其人を得るに在りき。幸に該新聞には余が入社の前よりして文壇の老將と聞えたる岸田吟香氏を聘して專ら記事の任に當らしめたれば余は社說等の論文を主として傍ら翁を助けたり、氏が記事の文章

に巧みなるは余が夙に敬服して措かざる所なりしが倶に机を並べて日々筆を執るに至りて余は縷々其老手なるを讃嘆したり。蓋し氏の才學を以てすれば時事に關しては是非を判別するの明あり經綸を議論するの識ありと雖ども韜晦自ら喜びて敢て之を口にし之を筆にするを好まず談笑の間曾て政局の變動を知らず時勢の遷移に感ぜざる者の如くなれば知らざる者は氏を目して時事に迂遠なる人の如くに見做し現に該社中の輩も左は思ひたるなり、然るに氏が筆を執りて日々の事を記するに當りてや其判別は隱然として文中に顯はれ加ふるに諧謔の語を以て諷刺を寓するの妙なるは常人の企て及ぶ所にあらず、爾のみならず記事の精密巧緻なるは恰も歐洲風の體にて自から一種の文法を備へたれば余が外友某が氏の文章はリットンの壯麗とジュマーの活快とを合せ有したるに似たりと評したるも適當なりと云ふべし、讀者もし當時氏が日々新聞に載せたる記文を讀まば思ひ半に過る所あるべし。次には甫喜山景雄氏ありて同じく記事を掌れり此人また文章に巧みにして最も簡潔なりき、斯く文壇の兩將ありて雜報欄內は常に文苑の華を咲せたりしが景翁は其後明治十三年に至りて歿し吟翁も亦腦病の爲に執筆を廢せられたるは殘念なりき

社中にて余が特に其文才の俊傑なるに感服して其他日大文章家たるべきを豫言したるは末松謙澄氏なり、時に氏は一少年書生を以て社に入りて筆を採りたるか其豪宕にして精緻なるは蓋し生れながらにして文才を得たる者と云ふべし日々新聞の世に稱讚せられたるは氏の力亦與りて其多に居れり。其他久保田貫一・山邊勇輔・伊藤巳三・塚原靖・宮崎璋三・岡本武雄・關直彦の諸氏みな前後我社にありて各々議論記叙に其才を顯はしたりければ一時は俊秀の淵叢とも世間に認められたりき。然るに今日より顧れば其中にて今以て巍然として筆を執り新聞に從事するは獨り塚原一人あるのみ

要するに明治七八年より十二三年の頃までは凡そ仕途又は世路に攀援なき俊才は概ね各新聞社に身を寄せて以て其才學議論を世に知らるゝの場となしたりければ新聞記者は實に一の登龍門とも見做されたり而して意見を當世に知られんと望める論者も亦新聞紙を以て其地を成さんとは冀ひたり。是れ新聞紙が數年の間に於て非常の發達を爲したる所以の一なる歟

然るに新聞紙發兌に付て余が始終滿足を得ると能はずして常に不平に堪へざりしは校正の一事なりき、折角に骨折て書たる文章も翌朝に至りて之を閲すれば校正の爲に誤られて其意を失へると比々にてありき、尤も平常の著述の如くに原稿を丁寧に書き誤字脫字なき樣にして印刷に附し又その上に自ら校正したらんには左までの誤謬はなかるべきが時間に急がれて筆を下し原稿の疎漏なるが上に校正も亦同じく急がれて校正するが故に書籍出版と同日には論ず可からざれども去とては校正の惡しきには辟易したり、當時各社とも豐給の報酬を以て大家先生を聘して以て校正の任に當らしめなば校正の精なるは必然なりしと雖ども奈何せん新聞社財政の許さゞる所なりしを以て其事も行はれず、依て余は自己の受用額を割きて補助に充て市川清流氏を聘して校正主任と爲したるに流石に清流氏が社に在りし間は稍々校正の宜きを得たりしが氏も其煩劇に堪へ兼てや一年の後に退社したりければ校正は再び舊の疎漏に復して余を困却せしめたり。余は當時屢々校正者に諭して凡そ校正をなすに當り原稿の意味の通せざる所は之に訂正を加へ用字を正し假名遣をも改め以て其文章を完全せしむる是を第一とす。次には原稿の通りさへ印刷せしむれば乃ち可なりとして謹直に原稿を遵守して更に其誤謬を訂正せざる

是を第二とす。己れが聊ばかりの文學に誇りて妄りに訂正を加へ却て原稿の意を害するに至る是を最下等とす。第一は迚も得安からざれば余は第二の校正にて滿足すべきも動もすれば第三の校正あるには閉口なりと云ひたれども校正者は大抵これを覺らずして自ら第一に居る積にて疎を弄したるには困り切たるなり。余は一日曾て校正の惡しきが腹立しき餘りに校正可畏焉知疎筆之不如墨也四回左回而無訂焉斯亦不足恃也已と紙に大書して校正擔當者が机を並べたる傍の壁に貼付け置きたれども彼輩は一向平氣なるものなりき。其後馬琴が著書を閲したるに其緒言の中にも淨書と校正の疎漏なるを憤りて彼また夢にだも草稿を見ずと書きたるを見たり、左れば誰も校正には困つたるものと思はれたり、但し今日の諸新聞雑誌の校正は一體に進みて往時に比ぶれば稍々宜しき方に向ひたるが如し

○新聞營業に利益ありし事

其頃は諸新聞社とも記者の機嫌を取るには其社主は大に苦心したるが如し。蓋し各社とも其資本主にて營業の損得に當る者は自ら筆を執りて文壇に立つ程の人物にはあらで概ね皆尋常の俗物の中にて少し毛色の變りたる輩なりしのみ。然るに其記者は皆月給何程と云ふ約束にて聘せられ編輯事務を擔當せるに付き其社の營業事務は固より與り知らざる所にして無責任なれば恰も雇主と被雇者との如き關係なりし、去れども其記者先生等は盡く大家學者にて見識は富士の山よりも高く中々氣隨我儘なり若資本主たる社主が喙を紙上の可否に容るゝ事あれば將軍勝に臨みては君命も奉ぜざる所あり編輯の事は我等その全權を委任せられたる以上は足下が干渉すべき所にあらず然るを不滿なりとあらば我等硯を毀ち筆を焚て直に此社を去らんのみと脅迫して時として其同盟罷工を行ひたる事もありしなれば社主は惴々焉として其機嫌を損ねざる樣に待遇し或は臨時に贈與を爲し或は春秋に饗應を爲して其歡心を失はざるに專意なりしは猶劇場座主が名優に於けるに異ならざりき、而して其社の營業に至りては記者は恬然として損益の事は君請ふ是を會計に問へと云ふが如き風にて更に貪著する所なかりき。斯る情勢なりければ其新聞紙賣れざれば固より損耗なり偶々賣れても社主資本主は記者の爲に出費多くして往々出納相償ふ事を得ざるの狀ありき。日報社は初より此に鑒る所ありければ余が入社の時より其營業の組織を改革して合資會社となし余が第一の出金主にて社長となり營業事務も編輯事務も一人にて其主權を握り現に編輯局にては常に主位を占めたり是に由りて編輯記者と會計主任者との間に軋轢も無くて圓滑に行はれ其上に記者諸氏は前後みな方正淡泊の人のみなりければ他の諸社の如き葛藤は十四年間曾て一度も起たる事なかりき然れども是と同時に余は紙面の改良と擴張とに熱心して頻に之を勉めたるが故に會計員并に合資人は往々其配當の減ずるに不平を鳴らしたれども余が事情云々なりと開陳するを聞き實際業務の繁榮に赴くを目擊しては強て異論も無く悉く余が見込の通りに行はしめたりき、されば余が新聞紙を主宰せる間にて尤も得意の境界は明治八年より十四年の央までなりし

此頃の新聞事務は之を今日に比ぶれば甚だ悠々たりしと同日の論にあらず、記者は大抵午前十一時頃までに出頭して中外の諸新聞を讀み寄書及び通信を閲して或は之を改竄し或は書直して余に示し（或は示すに及ばずして）活版に交付す、午後に至れば探訪者歸り來りて官省の布告布達および官員の任免等を報じ又は其警視廳及び諸警察署等にて得たる日常の報告を

書寫し来り又は世間にて聞取たる諸事を書きて記者に出せば、記者は同じく之を取捨して活版に交付するの例なりしを以て四欄の新聞紙なれば其二欄は大抵午後四時には活版を組畢りて六時頃より其印刷に取掛り、残り二欄は午後六時には其草稿を交付し畢り八時には印刷に掛るを得たりき。是に由て記者の中にて輪番を定めて其人を残し置き其餘は六時前後に退社したり（残り番の人とても遅くも九時には退社したり）偶々非常の事ありとも記者が徹夜したる事は一年に一回あるか無しと云ふ位なりき

探訪とても亦別に異常の人物を要せしに非ず曲りなりに字が書けて人の云ふ事を一通り聞分る事さへ出来れば其任を務むるに差支なく其給料の如きも十五六圓より七八圓までの間に在りしが故に其報道し得る事柄も先づ取るに足らざる事のみ多かりき。されば彼輩の力に及ばざる事柄は記者が自ら其探訪をなして筆を採りたるなり。海外の電報はルートル通信を横濱の洋字新聞より譯出し内地の電報は諸官省より傳聞して其用に充てたる程なれば其編輯費は各社とも之を今日に比ぶれば頗る少額にて事足りにき。然れども發兌の紙數も亦今日に比ぶれば少額なりき日々新聞の如き余が主宰してより尤も多數の發兌なりと稱したれども明治八九年の間は七千八千の間に止まり十年西南の戰爭にて一萬の上に昇り十三年の末より十四年の央には一萬二千に進たるが余が社長たりし間の頂上にてありき。但し其代價は東京日々新聞（四頁の時に一ケ月七十錢（八頁の時に至りて、八十五錢を定價としたりければ其利益の多きは今日に幾倍したり他の諸社とても亦同様にして實は其利益の多きが爲に同業も増加し随つて低價の競爭をも他日に招きたりしなり

○政府の機關たらんと冀望したる事

余が東京日々新聞を主宰したる初より世間に於ては日々新聞を見て御用新聞なり政府新聞なりと評したるは既に前に演べたるが如し。余も亦實に初より政府新聞たり御用新聞たらん事を冀ひたりしなり、太政官記事御用の名稱を得て看板を掲げたりしも其下心ありての事なりき。由て余は編輯の暇には勉めて内閣諸公の許に伺候して其意見を叩き其方針をも承はりしと雖ども、第一には内閣諸公は其意見の新聞紙に上りて世間に漏るゝを嫌ひて其眞情を吐露せらるゝと太だ稀なりき、次には今日の如く施政方針を公示するの必要なければ新聞記者たる余に語らるべき閣議と云ふ程のものは皆無の如き有様なりき、次には偶々閣議を聞きて時事を談ぜられたる伊藤伯井上伯の如きがおはせしと雖ども是とても其一人一個の高説にて敢て内閣の議と云ふには非ずされば其高説の内閣に行はれずして施政の却て之に異なるを見たる事もありき。

斯る次第なりしが故に余は知己を辱くしたる諸公に對ひて屢々此事を具陳し凡そ政府の發令は我新聞紙を以て直接に公布せらるべし政府の趣意は我新聞紙を以て間接に明示せらるべしと望み、他の諸新聞紙の我に反對せるものも亦同じく是を望みたれども、有の事情は容易に余が冀望を容れて政府新聞となし御用新聞と爲す事を肯ぜざりしなり。是に於てか當初余が在廷諸公と同一の主義を執て論壇に臨みたるに拘らず政府の施政と余が言論とは往々其方向を殊にし始終東京日々新聞の所論は余が一個人の議論にて更に政府の趣意を表するものに非ざるの結果を生じたりければ幾もなくして余は當初の冀望を棄て專ら余一人の是認する所を是執して以て獨立の實を全くしたるなり。試に當初より十四年上半に至りし迄の日々新聞

を採て參觀あらば余が如何に時事を論じたる乎また政府の施行せる所と余が論じたる所とが如何に背馳したる乎は太だ明瞭なりとす

○内閣諸公と疎遠なりし事

明治十四年は實に新聞紙に一大革新を與へたる年にてありき、是は獨り東京日々新聞のみに非ず諸新聞紙みな此歩數に躍りたるなり。是より先き余は前章に述べたる如く東京日々新聞を以て政府の機關となさんと冀ひ頻に其事に盡力したれども其事更に行はれざりければ余も漸く退屈の思を爲して内閣諸公に伺候して其高說を聽くに倦きて自から疎遠に成行たり、而して政府の狀況を視れば諸公が各自みな更進の大志を抱懷せるにも似ず百事なほ依然として情實の舊となりて決然たる革新の跡あるを見ず、斯る因循苟且に流れたる政府の機關たらんは甚以て面白からず未だ其機關とならざるこそ今は却て幸なれいざ去らば是よりして在廷諸公の主義の何を顧みず余は余の所見をば斟酌なく開陳して以て是非を輿論に質すべし假令その所見にして諸公と相合はざるも何かあらん當初より是執したる漸進主義にさへ戻る事なくんば決して憚る所あるべからずと思ひ定めたりければ是よりしては凡そ政府の施設にして余が心服せざる所あるに會へば益々直筆して之を是非するに憚らざりしなり、但し其頃民權論者を以て自ら任じたる諸新聞紙の如く事物の是非得失を問はず苟も政府の所爲とさへ云へば何事にもあれ強て之に反對するを以て自ら得意とせるが如きは余が初より認めて以て卑劣としたる所なれば余は此際に至りても敢て其顰に傚ふ事なく是とすべきは之を是とし非とすべきは之を非として專ら冷血的に觀察を下し公平の意見を持せんと勉めたりき。斯りしかば世間は余を見て漸く在廷諸公に背きたるが如くに評し甚しきは激烈なる民權論に左袒するの端倪を露はせるが如く誤認して余を其夥伴に歡迎せんと欲するの狀あるに至れり、然れども余が中心敢て然らざりしは當時余が紙上に顯はれたる時論を以て之を知るに餘あるべし

已にして内閣の施政は日々に遲緩し開拓使官有物拂下一條の說あるに至りて余は實に在廷諸公に望を失ひたり、諸公みな是れ不世出の英雄なるに何故に政府をして斯の如き狀況に在らしめて是を傍觀せらるゝか、此狀にては余が年來諸公に望を屬したるも徒爲にてありけるよな好しさらば余は余が一個の筆を以て大に國家の爲に試る所あるべきぞと決心し事もし過たば余が一身は云ふも更なり我一社をも擧て犧牲に供するの覺悟にて大に時事の非なるを論じ到底この時勢に及びては速かに憲法を制定せられ國會を開設せらるゝに非ざれば今日の敗頽を收拾して國家を安全ならしむるを得ずと議し是を將て唯一の治安策と確信して切論したりしに世論は大に是に同意を表したるが如くなりき。而して東京日々新聞が余の主宰中に尤も旺盛を極めたりしも亦實に此時にありき

○日報社の組織を變更したる事

既にして十四年の十月の初に至り余は伊藤伯および井上伯に伺候して其議論を聽き諸公に於ても果して大に謀らるゝ所あるを推知し更に一縷の望を繫ぎたりしに果せる哉其月の十四日に至りて國會開設の大詔を渙發あらせ給ひて余が年來の冀望は先づ此時にて之を達するを得たり。其後この大詔の趣意に付き余は伊藤伯に見えて其說明を請ひたるに伯は平素の好意を以て余が爲に十分なる說明を與へたる後に余に向て足下は此大詔に滿足したるや否を儼然に問はせたり余は謹で對て明治二十三年は遲きに過るに似たり。僕は大隈君の如く十六年を期して

開設あれよと望む程の急激論者には候はねども明治二十年には其準備必らず行届くべしと信じ候ふなり。但し我國未曾有の國會をば愈々開設すべしと御英斷あらせ玉ふ上は二十三年が二十五年にても其遲速は敢て問ふ所に候はず。況や二十三年の期は恐多くも御聖斷に出させ玉へりと承はつて候へば、謹で悦び畏り奉つて候ふなり。次に憲法に付ては僕は原來憲法會議を設けられて國定憲法たらん事を望める者で候ふなるが、是とても欽定憲法の叡念にて御座します以上は畏し兎角申し奉るべきに非ず臣子の本分謹で其欽定を待ち奉り是に服從するに寸毫の異議は有べくも候はずと申したりければ。伊藤伯は足下眞に其心底にてあらば全く我等と同論なりと宣ひたり。此事は獨り伊藤伯のみならず其後井上伯山縣伯の諸公へも余の意を陳述し事正に此に及び玉ふ以上は更に諸公に從つて同じ進路に就くべしとは望みたりしなり

此時に當りてや世上を視れば自由黨は板垣君を首領に仰ぎて漸く政黨の旗幟を掲げ大隈伯は一方に立て將に改進黨を組織せられんとす、兩黨いづれも政府の方針に滿足せざるの色ありて隱然内閣を敵視するの勢を徴したり。而して東京の諸新聞紙を遍く視れば大抵みな急進論と民主說とを主張して云く憲法は國定憲法たるべし民約憲法たるべし、云く二十三年の開期は遲緩なり宜く之を急にすべし云く國會を開設すれば主權は國會と君主の間にあり云く國會は萬能力を有して制限なき大權の根源なれば君主の權も此根源より分流するものなりと云々して其所說は民主制の上に帝冕の飾を戴くを以て眞正なる立憲君主制の本色なりと云ふに歸着するに至れり

余は原來忠孝主義の教育を幼少より受て成業したる學人なり歴史上の觀察に養はれて急激の革新を是とせざる論者なり、成童の頃よりして少く洋書を讀み早く海外に遊びたるにて大に自由改進の說を喜び盛に論議を上下したりと雖ども暴進と保守とは孰れか。急進と漸進とは孰れか。民主制と君主制とは孰れかと比較して問ひ來れば余は寧ろ保守漸進君主制を執るの政論者なりとは自らよく之を知る者なり。然るに世上の議論を聞き殊に諸新聞の皆概ね暴進急進を事として民主主義にのみ傾向するに會ひ悚然として懼れ思へらく斯の如くして其進行するに放任し是を矯直するもの無くば世論は非常に激烈なる民主主義に化せられて遂に明治二十三年に至らば立憲君主制の本色と枘鑿相容れざるの衝突を見るに至らんは必定なり今に當りて之を矯直するの任は余不敏なりと雖ども是に當らんと我力をも測らずして大膽にも此重任を負荷せんと決心したり、扨これを實行するには恃む所は東京日々新聞なれば其紙上を余が思ふ存分にする事の自由を得るが第一手段なるに奈何せん當時日々新聞刊行の日報社は合資組織にて其株主は十餘人より成立ち或は專ら營利的の趣意にて出金したるもあり若し其營業の盛衰にも拘らずして余が思ふ儘に編輯せば忽に株主中に議論を起し余が社長を奪ふに至らんは有得べき事柄なり然らば則ち先づ日報社合資の組織を變更して其基礎を固むると肝腎なりと考へたりければ余は一方に於ては余が知己の豪富にして世に志ある諸人を說き七萬圓の株金を集め一方に於ては從來の株主を說きて其株を一應盡く余の手許に買入れ新集の七萬圓を以て更に新株主に更變したりき(此株主更變に付き集めたるを見て其内情を知らざる者は余が政府より拾萬圓の贈與を密に得たりと思ひ誤り余を誣ふるに拾萬圓を内閣より奪ひ取たりと議して、諸新聞紙にても其事を喋々したり、或日日報社の店頭に來り是を福地に渡し吳れよと云ひ置て一個の小さき紙包を託し去りたる者あり余は受て之を

抜き見たれば一の挫折の上に金拾萬圓と大書し其折の内には焼芋と牡丹餅を入れてありき。是は薩摩芋とお萩と云へる謎と思はれたり、以て當時世上が如何に余を目したるかを知るに足れり

斯て余は日報社の組織を一變し凡そ日々新聞は實著なる漸進主義を確持し世論の風潮を顧みずして往進すべし其利益の増減多少は株主が決して問ふ所に非ずと株主總體の決議を成し其議論の操縦は擧て之を余に任せたりき

○帝政黨起仆の事

事已に此に至るからは更に一歩を進み前途政府と同一の主義を執る以上は内閣の爲に其機關となり公然たる官報たらんに若かずと考へて余は實に此事を在廷諸公に望みたり、諸公は余が日々新聞を以て内閣と同一の方針に就かん事は固より其望なりけれども直に日々新聞を以て官報となし内閣の機關とする事は之を確乎と約諾せらるゝと能はざりき、然れども内閣機關の官報たるは余が初一念なりければ余は諸公が重諾の勇あるを信じて輕忽にも日々新聞を以て其用に供せんと望みて之を實際に試みたるに由り、内實は日々新聞は未だ内閣機關たるに至らざるに外部に於ては恰も余が所説は内閣の意見の如くに認められて余も再び迷惑したりしが内閣も亦再び幾分の迷惑をせられたりき

既にして十五年の春に至りて彼の自由黨も改進黨も其旗幟を分明に樹て以て民權民主の趣旨を世に發表し頻に世論の同意を促したりければ世論の靡然として之に應じたるは恰も火を原に放ちたるが如きの勢なりき。此時に際し明治日報に丸山作樂氏あり東洋新報に水野寅次郎氏あり二氏共に政府に縁ありて前進相尋で其新聞紙を東京に發兌して概ね余と其主義を同くし又大阪には西川甫羽田恭輔の二氏ありて新に大東日報を發兌し是亦同主義たり、余は既に急進論民主説を敵として新聞紙文壇に爭ふ以上は敵にして演説せば我も亦演説すべし政黨を組織せば我も亦政黨を組織すべし我主義の爲には一歩も譲る所あるべからずとて乃ち丸山水野の兩氏に詢り東京に於て立憲帝政黨を組織し其の主義綱領を發表して諸方の同志に頒布し其年の五月を以て大會を西京に開きたるに九州四國中國奥羽より其總代を出して會せしめ其數五百人以上に及び頗る前途に望あるの迹を示したりき　然るに政府に於ては此帝政黨を世間にて政府黨と認めたるを憂ひられたるにや内閣は政府の外に超然たる者なれば足下等の政黨組織は政府の意に非ず但速に解散するを是なりとす若し其黨を維持するに於ては政府は足下等の同行を謝絶すべしとの内意を傳へられたり。是に於てか同志中にて議論沸騰し甚しきは寧ろ内閣に謝絶せらるゝとも國家前途の爲を慮らば此帝政黨を繼續せざる可からずと云ふ議もありて余の如きは其一人なりしかども其多數は解散に歸したるを以て余も亦奈何とも爲すと能はずして終に解散の厄を倶にしたり、而して余が世間の爲に嗤嘲せられて信用を喪し隨つて余が主筆の日々新聞が不振の色を顯はしたるも此帝政黨の忽起忽仆に原因したるを知るなり。是れ余が政黨の組織に關して内閣の意向をも察せずして輕忽に事を擧げたるの過なりと雖ども然れども君主主義を此狂瀾怒濤の間に維持したるは全く幾分の效なしとせざるなり

○主權論苦戰の事

斯て余は漸進の主義を則りて時事を論ぜしが其中にも尤も苦戰の思を成したるは主權論の問題にてありき。余は當初よりして君主國の主權は其獨裁政治たると立憲政治たるとに論なく主權は

常に君主に在りと信じたれば偶々主權問題の起れるに當りて此說を公にし世論は之に異義なかるべしと思ひたりしに何ぞ計らんや我東京府下の諸新聞紙は筆を走らせ文を重ねて盡く余が所見を攻擊して數日ならずして殆ど天下皆敵たるの狀勢を呈したり。余は是迄の實驗に於て論敵に圍まれ孤城に嬰守するの地位に立ちたると屢々なりければ平常に在りては斯る場合も敢て意に關せず論難辯駁に敵多ければ益々銳氣を加ふるの風あるに自負したりしが此主權論の敵多かりしには實に愕然の想を爲したりき、是れ畢竟此般の問題に付きて我日本帝國に於ては決して異議の起るべき道理あるべからずと深く信じたるに事全く豫期に反して意外に出たるが故なりき。而して其反對論の主說たる曰く立憲國の主權は議院に在り曰く主權は君主と議院の間に在り曰く主權は萬能力にして制限を受るものに非ず曰く君主は主權の一部を分有するに止まるものなりと其言ふ所は各々見る所を殊にしたりと雖ども要するに主權在君主說は獨裁の事なり立憲の事に非ざるなりと云ふに至りては其意を同くして以て交々余が所說を論駁し粉韲になさんと欲する迄の勢に至りき。然れども余は此主權在君主說に於ては初より深く心に信じ斯の如くならざれば我帝國の安全を不窮に謀る可からずと思ひ込たるが故に巍然として論難の衝に當りしが扨外邦政治學者の所說如何と諸書を閲して以て我說の應援を覓めたるに殘念なるかな余が平素敬服の心を置たる英米諸大家の說は概ね皆余が所說に異なりて却て反對の論趣のみなれは燭を以て暮に繼ぎて旁羅せる書籍は全く余に利あらずして空く敵の兵器彈藥たりき、余も是に至りて頗る落膽して色を失ひたり外には勁敵合縱して頻に迫り內には軍師參謀みな余に背きて款を敵に通じたるなれば此上は兜を脫て論敵の陣門に降參するか但しは彈盡き刀折れて戰死するか二者其一を擇ばざるを得ざる迄に陷つたりき。あはれ余が獨逸文を讀得たらんには彼國大家の議論に余と同說の名論をも見出して敵を論倒するの材料にも爲さんものをと思ひたれども其詮なし依て知己の諸氏に就て獨逸大家の所說は主權論に關しての如何なるやと質問したれども誰ありて明瞭なる說明を與る程の人なかりければ余は纔に渡邊安積關直彥の兩氏を友として零細の材料を英米の書中より蒐集して專ら防戰の具に供したれば今日より回顧すれば余が論據の當初に薄弱なりしは敢て怪しむに足らざるなり。此時に當りてや余が學友は往々余を目するに執拗を以てし或は余に說くに謬說を悔悟すべしと勸むるも又或は余が知己にして謬見に固着するを諫めたるもありしと雖ども余は飽まで深く心に信ずる所あれば假令此爲には東京日々新聞の愛讀者を失ひて廢刊するに至る迄も余が筆舌の存せん限りは此論を止むると能はずと拒絕して更に進みて舌戰したりき、其後識者に會ひて其學說を叩きたるに同じ立憲政治の名義を冠りたる中にも君主制と議院制との二者あり英國の如きは議院制たるが故に其主權の名は君主と議院に在りて其實は議院の統攬する所たれども議院制を行はざる立憲國に在りては主權の君主に在るは勿論なりと云ふ說を得て初めて豁然開通し、余が諸新聞紙と論じたるや彼は議院制を主張し我は君主制を維持したるを以て乃ち此說を公にして世論に向ひたりしに其時に至りては諸新聞紙は敢て銳き反對說をも立てずして是を默々に附し去つたり。然ば則ち其後我國の憲法制定せられて國家の大權は　天皇陛下の統攬し玉へる所と明白に相成り一語半句の異論の天下に聞えざるものは是豈余が當初の主權論が全勝を制したるの實を示せるものに非ずや。余は此主權論に關しては聊か世に面目あるを覺ゆるなり。然れ

ども當初の政府は斯る大問題の新聞紙上に起つたるも是を傍觀して恬として顧みざる恰も對岸の火災に於けるが如く廟堂省衙には學者論士雲の如く集まりたれども一人として力を余が苦戰に假す者もなく其冷然たるは氷の如くなりき

○官報發行之事

余は實に東京日々新聞を以て内閣の機關となし余が筆を以て其利用に供せんと切望したり。然るに當時の内閣諸公は概ね機關の用を覺らず偶々伊藤井上山縣の諸伯ありて之を覺り少く試みんと欲せられしも奈何せん政府の多數は機關を以て不必要なりとし或は余が此諸公に知を辱くせるを以て諸公が藉て以て余を利するの口實とするが如くに見做すに及びたれば諸公は時機の到來するを俟たれ余も亦遠慮して切望を迫ることを成さざりき。且や當時政府多數の意見の新聞紙に於ける偏に消極的の方針を是とし新聞紙條例發行停止取消正誤等を實施すれば足れりとし更に積極的に新聞紙を利用する事を知らざりき。されば余が進みて内閣の機關たらんと望みたるも其の實は政府が敢て欲せざる所なりき。其後政府は何の必要を感じたるか俄に官報發行の議を内決せられたり余は此事を傳聞して大に驚き直に内閣諸公に謁し政府果して官報を必要なりとし玉はゞ宜しく東京日々新聞を以て官報とせらるべし僕が常に内閣の機關の必要を說きたるは即ち是なりと切論して求めたりしかども政府は之を納れずして自ら別に官報局を設け義務購求の法を令したりければ憐むべし余が日々新聞は從前官省の公文を以て得たる數千の得意を官報に奪ひ去られて發行高を減殺せられたり余は官報の爲に此厄難に罹べきを豫知したるを以て更に一歩を退き政府に於て愈々官報を別に發行ある事に決せられたらば責て印刷と賣捌とを擧て我日報社に委託せられよ其得益を以て我發行減殺の損耗を補償し度しと懇願し其豫約も整ひたるに政府は更に其豫約を廢して是を印刷局に託し自ら賣捌の事を行はれたり。斯ては政府が余の新聞紙を保護するの好意は何にかある余は新聞紙上に於て政府と其方針を倶にすべしと具案して政府は之を嘉納したり、而して余が内閣の機關たらんと望むに當りては政府は依違して之を實行する事をなさず却て官報を以て其必要なる味方を窘めて氣勢を挫かしめたり、以て當時の内閣が新聞紙を利用するの智略なかりしを知るに餘あるべし

○官吏の冷淡なりし事

斯る情勢なりければ余が當初には見事に輿論の一方面は兼引受て働き政府と進路を倶にすべしと意氣込たりし氣勢も政府の處置の之と相應ぜざりければ孤掌は鳴るに由なくして殘念ながら内閣の爲に其利用を謀ること能はず、世間よりは御用新聞なり政府の機關なりと見做されたるにも似ず毫も其實を奏するを得ざりき。然れども當時もし政府の官吏が懇篤の情を日々新聞に竭す事ありしならば猶幾分の效用を見たりしならんが其揃ひも揃ひて冷淡を極めたるは嘆息の至なりき。凡そ官吏の新聞紙に對するや歐洲諸國に於ても一難事となし之を暗礁の間を航過するに喩へたる程なれば我國の俗吏に向つて其十分ならん事を望むは難を責むるに似たれ共去とては其一體に不信切なるには余も實に憂想を竭かしたるなり、偶々其省局の長官よりして差支なき程の事は聞かしめて可なりと令すれば機密の底までも打明けて顧慮する所なく何故に機密までをも漏したる乎と呵責せらるれば寸毫も差支なき事をも口を鎖して聞かしめず。果は余が訪問を以て煩しき事に思ひ勉めて余を避る樣には爲したりき、されば余が社員

の如きも同様にて新聞社員とさへ云へば左ながら厄病神の如くに思ひ做されたりき、其中にても流石に伊藤山縣井上の諸公は毫もさる色なく訪問する毎に引見して懇話昔時の如くなりしも其僚屬に至りては余が朋友の外は概ね皆日々新聞の故を以て冷淡を極むるを常とせり。而して官省の公文を初として諸般の公報を得るに際して余は實に政府が日々新聞には特別の取扱を與へ他の諸新聞に聞かしめざる材料をも日々新聞にのみ交附あらん事を請求したる數回に及べり、然るに政府は諸新聞の攻撃を懸念して公平の取扱を口實とし日々新聞とて特別の取扱を與ふ可からずとて余が請求を斥けたりき。夫れ政府と方針を倶にして政府の利用を謀らんとするの新聞紙に對しては政府は之に保護する所なかるべからず特別の取扱を以て其新聞に利益を得せしむるが即ち眞の保護とも云ふべきものなるに彼は公平說を將て請求を斥けたるが故に詰り敵も味方も一視して其差別なさず是豈眞の公平ならんや

次に又驚きたるは官吏が味方の新聞を購求せざりし事なり凡そ新聞紙の勢力は其發行高の多少に由り發行最多數の新聞が最勢力を有するは論を俟たずして知るべきなり。當時東京に日刊の新聞紙十餘種ありしと雖も概ね皆内閣と方針を殊にしたる政論を主張せる者のみにして其方針を同くせる者は唯一の日々新聞のみなりき、然らば則ち官吏たるものは政府の爲に内閣の爲に日々新聞發行の盛ならん事を冀ひ是を購求して其勢力を助け長ぜしむるは當然の心得ならずや、余は此說を以て官吏を說き購求を望みたれども彼輩は官報購讀の義務あるが上に日々新聞までも購求させられては迷惑を重ぬるなりとて之に應ぜざるもののみ多かりき、蓋し彼輩は日々新聞は政府の事を無暗には惡ざまに云はぬ故に購讀せずとも安心なり他の新聞紙は兎角に政府を攻撃するに付き一讀し置かでは相成らずとて我を顧慮せざりしが如し、是なん所謂贔屓の引倒にて余をして一層の困難を感ぜしめたるなり、現に明治十八年の春初に際し得意の名簿を檢查して官報發行前に比較したりしに官吏の得意は十分の四强を減じ却て反對の政論者に於ては十分の三弱を增したりき

○新聞紙斷念の事

既にして伊藤伯總理大臣と成られたるに及びて内閣は超然として政黨の外に立つの方針を立られたりければ余が新聞を將て政府と倶にするの目的は全く徒爲に屬したりき、政黨内閣の事こそ余は不可なりとすれ國會開設の曉には政黨は決して之を絶無ならしむべからずと知らば内閣は假令諸公自ら政黨に加はらざる迄も政友を多く有して常に多數を議院に制するぞ肝要なる、然らば則ち内閣は其機關の新聞紙を以て其意見を世に示し政友を我味方に附くと尤も必要なりと云ふが余の素論にして伊藤伯の内閣は必定この準備に着手せらるべしと豫期したりしに超然主義なりと聞えたる上は政友を廣く天下に求め多數を得るの用意も亦倶に其望まざる所の如くに思はれたりき

此時に際してや、日々新聞は御用新聞の名のみ益々盛にして更に政府の機關たる實も無く其發行高の如きも明治十二三年に比すれば三割も減じて漸く生氣を失ひ加ふるに、余が論鋒も自から事情に牽掣せられて縱横自在を失ひたる數年に渉りたれば世上の愛讀を得ると復昔日の如くならず、但し余にして功名の一念に馳騁せば此時を以て俄然議論の面目を一變して手を改進自由の諸黨に連れ政府を敵として論壇に立たんと時機敢て晩きにはあらざりき、然る時は余が餘勇の猶一隅に偏安するに足れるを知つたるなり、然れども一身の名利の爲に平素の持論に

戻り年來の知己に背かんは余が心に屑とせざりし所なれば此場合に至りては寧ろ我身を論壇より退くに若かずと覺り乃ち明治二十年を以て日々新聞日報社長を關直彦氏に讓りて退隱し再び筆を政治論に染めずと心に誓ひて退きたり。其後は不幸にして家道も衰へたれば益々政治界に念を絶ちて專ら文學に從事して今日に至りぬ

然るに日々新聞は其後又再び社主を轉じて今日にては漸く政府の機關たるが如き趣を爲せるに似たり、而して余と共に筆硯に從事したるは該社に在りては塚原靖氏一人の存するのみ氏が文章の巧緻なるは今日に至りて益々其伎倆を進めたり、其餘明治七年よりして或は余が論友となり或は余が論敵となりたる諸氏の榮枯盛衰を歷觀すれば恍として夢の如し。噫せまじきものは宮仕と云へるが如くせまじきものは新聞記者なり、よくこそ余は思ひ切たりけれと喜びながらも時々新聞紙を讀む毎に余ならば斯は論ずまじきものを斯ぞ駁撃すべきものをと妄念を起すと無きにあらず、然れども是れ煩惱の未だ斷ざる故にして敢て髀肉の肥を嘆ずるには非ざるなり。要するに今日の諸新聞は國會開設以來既に政治の實際問題に當るを以て議論は頗る精確に進み立旨立案みな各々其要領を得て記事雜報寓言小說に至るまで實に鋭進の盛を呈したり其論鋒と云ひ筆力と云ひ余が如き老書生の敢て企て及ぶ所にあらざるなり

◇

德川氏治世の初より其末路に至る迄の文章、即ち幕府時代の實用文章を見るに其文體の如何を問はず專ら通俗を旨とし誰にも了解し易くして其意味を誤解する事の患なきを第一に心掛け次には文體上の禮節を失はざる樣にと心掛たり、左れば法令諭告の如き裁判宣告の如き苟も普通の教育を受たる者には一讀して其趣意を辨知するに差支なき程にて候ひければ公用の書面および日用の尺牘の如きも同じく其通にて其間君臣父子尊卑長幼の禮節を字句の間に存したり、故に幕府に於ては公用書類若くは嘆願書類を取扱ふ際その文章の通俗ならざるものは異樣の文體なりとて是を斥け又用語に禮節を缺げるものは體段を失へる書面なりとて是を斥けたる事にて候ひき。尤も其爲に文字上に繁縟の弊を來して往々杓子定規の煩累を覺え又其文言には野鄙不雅の趣を免かれざりしと雖ども、凡そ慶長元和寛永寛文元祿正德享保頃の文章を讀むに複雜なる事情をも緻密に書き現はし讀者をして恰も其の狀を見るが如くに覺えしむる者は僕が常に敬服して措かざる所にて候ふなり。斯る故に其頃の諸大家が頗る漢文に盡力したるに拘らず其國文を以て書きたる著述を見玉へ、仁齋東涯白石鳩巢徂徠春臺の諸先生は常に平易の文字を以て高妙の文章を草せられたるに非ずや、降りては清國人荷蘭人等より幕府に差出したる公書及び風說書の如きに至りても當時は和解と唱へたる翻譯は善く原文の意を失はずして誰にも解り易き樣に譯し出したるに非ずや、又近松竹田等が筆に就りたる淨瑠璃院本の如き其磧西鶴等が著したる小說戲作の如き通俗の文章にて言ふ可からざるの妙味に富めるにあらずや是等は畢竟その作家が十分の學才あり文才ありて其の力を以て專ら俗に從ひて平易の文章を書かれたるの美果にては候ふなり。然るに此文章の漸く漢めきて漢文直譯の體に赴きたるは

蓋し寛政ごろよりとぞ思はれたる樂翁公（松平越中守）賢宰相にて文學を好み大に學問を奬勵せられたれば幕府の諸侍は申すに及ばず市中町人の輩に至るまでも稍々文學の尊ぶべきを知りて靡然その風に化し延て京阪及其他の諸國に及び所謂寛政文學の盛運をなせり然る所その頃西陲には頻に外國船渡來の事あり東隅には蝦夷地騷擾の變ありて漸く國外に戒心あるの世と成たりければ越中守は頗る此事を憂慮して策を當時の志士に問ひ試みられたり、是に於てか幕府旗下の諸侍並に諸藩の士人若くは浪人の輩或は海防を策し或は開拓を議して以て幕府に上るもの前後陸續たり、此建議上策は普通の事に非ざるを以て尋常の文體に拘束せらるゝ所なきを幸としいざや我等が學力をも示し文才をも顯はして當路の御感に與からばやとて或は古今の證例を援き或は中外の情勢を述べて堂々數千百言の文章を草したり。是ぞ即ち建白體の俑を成せるものにして幕府の末路内外多事の日に及びては愈々漢様に進み公用文書中にて建白體とて自から別に一體を成すに至りき而して文章の體段も此建白體より崩れ初めたるが如し且つ洋文直譯も此頃より初りて同じく體裁を崩すに與かつて力ありしが如し

諸君も知り玉へる如く我日本語には禮節の用語太だ多ければ洋語は更なり支那語に比較しても尊卑貴賤を分別するの詞は言語にも文章にも常に附着して嚴重なる體段を成せるものにて候ふなり。故に往時の博士等が漢文の經史諸子を譯讀せる時には原文に無き體段語を附け加へて讀む事を恆としたり、例ば死生存亡聖主所欲急聞也を死生存亡は聖主が急ぎ聞かんと思す所なりと讀み當是時臣唯獨知有朝信不知有陛下也を是時に當りて臣は唯獨り韓信あるを知りて陛下のましますを知り奉らざるなりと讀みたるが如し、此譯讀法は慶元後にも行はれしが斯く讀みては原文の文字を記憶するに便ならずとて漸々に原文に無き附加の體段語を輟め寛政以降は死生存亡聖主急ニ聞カント欲スル所ナリ是時ニ當リ臣唯獨韓信有ルヲ知ル陛下有ルヲ知ラザル也と云ふが如くに現に其文字だけを讀み是を棒讀風と名けて遂に一般に行はれたり、依て古風なる博士の譯讀法の廢りたると共に附け加へられたる體段語も其の名殘を失ひ凡そ漢文の讀法には體段語の用、その痕跡をも殘さず成行き漢文直譯體の行はるゝに從て益々體段を失ふに至れり。然れども舊幕府に於ては此體段を重んじたるに付き凡そ公用文書には幾分か其體段なくては受理せられざるを以て止を得ず彼漢文直譯體の間に在候御座被遊等の字句を插入して僅に體段の餼羊を存したるに、安政文久年間尊攘の有志家が京都に會し建議建策の盛なるに際してより彼體裁字句も面倒なりと漸々に廢棄せられて全く漢文の直譯體とは成りにき。又歐文飜譯の如き弘化嘉永までは未だ純然たる直譯には非りしが米使彼理が國書を捧げ來て條約を取結ぶ事に成りてより以來は一字一句を誤りても國家の安危に關係するが故に飜譯の校閲に數人手を累ね遂に原文の儘を少しも更めずして直譯するに若かずと成りて乃ち歐文直譯體は公文の上に用ひられ其文章の拮屈として讀み難く解し難きが上に禮節の體段をも全く失ひたる文章をば實用公文に見るに至りき。是れ僕が親しく此際に立ちて自からも亦其難文を書たる一人なれば此變化は實際に閲歷したる所にて候ふなり

（『今世名家文鈔』の「明治今日の文章」より）

戰地直報

（抄）

犬養毅

戰地直報（抄）

九月十四日報

生か熊本發程以來見聞せし事件は既に出水村より郵送したれとも其後阿久根以南は前日の騷擾以來郵便頓に塞る因て當地へ着し直に賊兵侵入の實況を報せんとせしに社員鈴木子業已に之を報するを以て生は當地到着以後の景況を錄し併て前報記行の第二を呈す（此記行或は疣贅に屬するも頗る鷄肋の意あり）

九日午前十一時谷少將の一行は出水村の參謀部を發せられ兒玉少佐出張の地たれと生は少しく後れ稍午後二時發程途に一賊の容貌魁偉于思畔日玄宗の夢に入りし終南進士とも覺しき曲者を縛し來るに逢ふ聞知す是れ逸見十郎太が股肱の悍奴故あつて其郷里に潛伏し陰に事を圖らんとせし者なりと生は此口供を聞かまほしく思へと急行の事ゆゑ直に駑馬を叱咤し鞭を揚て疾驅す此道は熊本への本道なれと數十年修繕せさるものか兩岸崩壞し瓦礫樹根馬蹄を咬み加之前日大風雨の後僵樹道に橫はたり一里の道程幾回か躓蹶す薄暮阿久根に入る此地は士着士族多く人心頗る騷然たり先日（三四日の頃）降伏して自宅謹愼となりし兵兒武者等西鄕の檄文に煽動され野心再萠して急に黨を集て巡査六人を捕へ立處に其一人を斬り餘は衞兵四人をして鹿兒島に護送する途中伊集院に至り小憩せし時一人の巡査馬より飛下り急に一賊（加古木某）の佩刀を奪つて之を斬り併て馬丁に傷つけて遁る然れとも其餘の巡査は遂に賊營に送致せらる加古木は左肩に傷を受けたれと命には別條なく直に阿久根に歸り療養中我兵に獲られたりと生の此地に入らんとする時馬丁問うてオハンナ（兒は鎭臺か答て曰く然らす馬丁忽ち聲を低め是より數町先きに番兵あり請ふ之を避けよと細事といへとも亦民心を知るに足る

土民犬養子を認めて賊徒とせしか予の狀貌果して土民を欺けり（記者評ならん——編者）

十日午前六時發途沿路海岸を繞り風色頗る佳なり此邊橘柚甘橙樹多くザボンは殊に大なり土人蕃安樹實心太なとを道傍に鬻ぐ者往々蓆を樹蔭に敷き落葉樹枝を拾ふて苦茶を煮る恰も蕪村畫中の趣あり此夜水引に宿す水引は川内川の北岸に據りたる一巨村にして南岸は隈之城と云ひ何れも過半士着士族なれは人氣も穩ならす此兩村及高江市來の士族も亦今度の檄文に應す因つて豫て滯在せる東京三等小警部三村司吉氏巡査數人と舟に掉して遁れんとするに土人舟を貸さす百方弁足して漸く碇泊の天草船を雇ひ川内川より天草を指して遁る此時水引の人小幡國兵衞等十八人隈之城の人野村仙藏等二十六人急に輕銃を裝して之を逐ひたれと及はすして歸り將に鹿兒島に赴き援けんとする時別働第一旅團進入し兵を四方に配り小幡野村等皆縛に就く因て各區戶長を拘引し詰問するに何れも曖昧模糊たる返答たり其口供中に妙文あり之を味ひて該縣下の民心を知るに足れり其文に曰く全體官軍賊軍ノ中間ニ相立心兩端ニ涉り候處ヨリ萬事等閑ニ仕候段今更奉恐入候

十一日大雨泥濘殊に深し薄暮伊集院に着す水引より以南此に至る迄は數里間の平地にて稲田多し或曰薩摩國中第一等の沃野なりと此言寔に然り生が此國に入りし以來日々見る處皆芋畑

粟畑にして稲田を見しは此地のみ伊集院郷中坪井と呼ふ地は陶器を業とする家多し土民の姓は何れも一字にして卞、陳、金、韓、等の陳紛漢風の文字を用ふ嘗て聞く秀吉征韓の役に俘虜を此地に移せし者なりと故に維新前は冠婚喪祭の大禮には必す韓製の禮服を着し頭髮を束ね自ら一種の俗を存せりと

十二日少將以下田上村熊本鎭臺出張參謀部に着せらる此處は樺山中佐出張の地にして鹿兒島の西方武村の後に在り五六月の頃は賊兵此丘陵より鹿兒島に在る官兵を砲擊せし處なり今は一變し主客地を異にし五六月の古戰場は今日の新戰場となりたり　以下次號

（明治十年十月三日「郵便報知新聞」）

賊兵鹿兒島に於て一戰の後は餘軍を班めて城山に據り要害の地に堅壘を築き一壘毎に僅々數人の哨兵を置き死守す有限の彈藥なるゆゑ漫に放たす故に我兵日々哨線外に徘徊し往々城山接近の所に至れとも曾て一人も傷けす但新撰旅團の占據せる米藏へは時々砲銃を發射することあり蓋し糧米を奪はんと欲する也賊線周圍凡一里許にして山中に岩崎（人家百二三十軒）城ケ谷（兵燹に罹り僅々十數戸を餘す　新昌院谷（百五十戸許）と謂へる村落あり這中は士族屋敷にして野菜薪水に乏しからさる地なるにより初めは西鄕桐野等本營を岩崎に設け糧米も亦此に於て炊きしに四圍の官軍晝夜砲擊死傷鮮からさるにより當時は大手門上に土室を作り西鄕は穴居して終日書を讀み居ると云糧食は岩崎村の大家なる家三軒にて炊き大約八百人許の糧を分配すと云或は賊兵一千餘人に過くとも云米は初め七八百俵を奪はれたる積りなれと島津氏の邸（賊線内に在り）に倉廩數戸あり其他士族の家に貯へたるもの或は賊兵使人の際百姓町人より運搬せし者等を合すれは蓋し亦僅々の糧米に非す砲彈六百發山砲四門小銃彈藥各種を合して大約八萬發を奪ひ其中既に米藏の戰爭に多少消費す且銃器は各種合して五百挺に過きす因て銃毎に適する彈藥に改製する最中なりと、八萬發の彈藥を改製す　云今巨賊の萬一を僥倖する者は他なし只險に據て死守し曠日彌久四圍の官兵稍く警備を怠るの時に乘し豫め四方に分遣せる密使等各地に兵を擧け我背後を衝き糧道を絕ち彈藥を奪ふを目的とし隱見出沒到處鹵掠し遂に聲援を爲すの時に當り城中の精銳を盡して營を焚き壘を破り必死の力を以て一方面に突出せんと僥倖するゝ飫肥久留米佐土原島田等深見有常か事は從に出つを見よ賊ありに暴徒を嘯集する皆此策のみ然れとも何れへ突出するも事の成る可らさるは西鄕以下皆知る處ならん左れは百人は百人千人は千人悉く決死末期の一戰は何等の戰鬪に了るか未た知る可らす前日逸見十郞太金百圓と金皮時計を家族に遣て云我死日夕に在り復た妻子を養ふ能はす希くは之を以て飢寒を免れんことをと貴島清增田宋太郞新撰旅團の右翼より拔刀にて切破り進て稍く板橋野上橋の上を渡るとき吉村少佐の兵之を圍み貴島清を刺す、此事既に鈴木の報に詳ならん）

貴島殪れ增田遁れて第三旅團の獲る所となり之を糾問すれとも決して賊情を言はす只速に刑に就かんことを請ひ神色自若たり數日の後死罪を申渡し斷頭場に引出し將に斬らんとするとき增田徐かに問ふ斬首なりや增田は從役を乞へしと見ゆ兵士日然り增田自ら首を延して刃を受く兵士懇ろに其遺言なきやと問ひしに暫く頭を低て思考し後頭を擧け一まあよしませうと遂に首足所を異にす死に至る迄從容として少も亂れす實に七十人の魁首たるに恥ちす貴島は金五十餘圓と金時計を所持し增田も亦若干圓を所持せしと云此日切込みたる賊八十

人殆と戰死し是より賊兵出て戰ふ者なし（貴島の遺骸は濱邊へ埋め木を立て題して賊貴島清死骸と曰ふ）以來日々守備を嚴にし衆を鼓舞す桐野利秋衆に告て曰予等彼の賴朝を知る乎石橋山の一敗衆潰え僅かに主從七人に至るも不屈不撓して遂に霸府を鎌倉に開けり精神一到せは七人の衆も天下を有つ可し況や我衆猶一千人あり我衆を提け一たひ足を翹けは金城鐵柵一蹴して過きん耳と豪氣依然たり然れとも坂田・高鍋人は頗る和議を主張し一昨日縣官へ捕はれて賊中に在る者を放ち參軍本營に至り寛典の御處置になるならは衆を擧て降歸せんと說きたりと六初め捕はれて賊軍に驅役せる人夫日々遁れ歸り殆と數十人に及ふ蓋し糧食不多るを以て其遁逃を默許し人口を減却するの策と思はる賊中既に五十餘人の病人あれとも醫師四人あるのみ療治の行屆かさること想ふへし（測るに藥劑は既に盡きしならん）夜は二三ケ所にて篝火を燒き稀に銃を發し又鼓を打ち螺を吹き或は喇叭を鳴らし勢氣を助く喇叭譜は熊本城を圍みしときと同一の譜なりと云ふ

官軍は田ノ浦（磯の邊なり）に兩參軍の本營を設け高見馬場通りより六日町に至り金藏米藏に突出し左翼行屋通り淨光明寺上の原より西田高麗二橋の間を經て小黑山の下常盤に連り夫より武村西田村原良村永吉上伊敷下伊敷を過て坂本に至り市中の線に連絡す周圍大約四里弱なり新撰旅團の占むる米藏の左翼は第三旅團獨立第二大隊（吉村少佐）其次に第三旅團を始とし左回して別働第一旅團熊本鎭臺第二旅團第一旅團別働第二旅團を經て米藏に連なる者を第一線とし第四旅團は第二線に在り總軍二萬一千餘人の大軍之を重圍し何れも堅固なる胸壁を築き壁外に竹柵を二重に構へ地上に釘を植ゑたる板を敷き草或は芥を以て之を掩ひ壁内には銃に槍を裝ひ丸を込めて待つ壘皆高く立なから發射す可し或は長槍（分捕者ならん）を壁に列ね若し拔刀して來らは一突刺殺さんと待構へたり殊に熊本鎭臺の哨線（十三聯隊長川上少佐十四聯隊長奥少佐）に至ては三重の竹柵の間に釘板は勿論柵外柵中に鹿角枝を切倒し胸壁以外には一歩も行き難くし胸壁も格別に高く且つ厚く大砲たに透らさる程なれは胸壁の内に蹈歩を設け立なから發射す可し傍らに土塚を構へ兵士其内に憩ひ勞逸交代す之を第一線とし少く離れて後山（大明神山常盤村の二本松山）に第二線を敷き竹柵を繞らし所々に關を設け關毎に哨兵を置き柵に土壘を築き適宜の所に兵營ありて晝夜警備して少しも懈らす蓋し防禦の嚴肅なるは軍中此線を以て第一とす新撰旅團は米藏の四方に米苞を以て胸壁を築き賊侵入急遽の際に築きたる者たるに數日を經て雨に濕ひ稍く臭氣を發するに至り此頃夜々土豚と取換へ（日中は射撃するにより）少々は築き換へたれとも何分賊と接近の地なれは速に功を奏へ難し賊壘を距ること僅か三百メートル內外にして夜中は彼我相罵り互に發射す賊常に曰汝等早く壘を築き換へよ然らすんは我一擧して糧米を奪はんと我兵之に答て曰襲きに貴島等目進悉く生獲して此に在り測るに此他男兒なからん汝等若し勇あらは速に來れ我兵減し壘を空うして待たん耳と賊語塞り復た言はす斯る近接の所ゆゑ賊彈の爲に傷くもの有るは勿論間々官軍より發射したる砲彈誤て人を傷くこともありと云ふ四圍の官軍皆適宜の地に大砲を置く二十九拇の臼砲二十斤の「アルムストルン」クルップ砲山砲各種合して殆と三十四五門晝夜間斷なく發放し其響山々に轟きて天柱折け地維も缺く可き有樣なり晝夜平均千五六百發に下らされは定て城山には鐵片積て山を爲すに至らん夜は各旅團守線に數百の炬火を焚き其光燭らす所十里の山野爲めに白晝の觀を爲す何村は彼

れに在り某町は是に在り歴々指す可し烟火相連りて環狀を爲し中央に城山を圍みて四方八面より連發する砲彈皆火道を引て飛來り紅道萬條數大蜘蛛の碧空に紅網を張るか如く一所に鍾り一時に裂け掣電一擊萬雷忽落つる景狀は措筆の能く盡す所に非すチョイと烟火の大仕掛けと謂はゝ可ならん乎今日の勢全く守備を嚴にして其糧竭き彈殫き百計亦盡きて已むを得す出戰ふの日を竢つに似たり果して然らは賊彈藥を愛むにより彈盡るの筈なし糧食充備せさるも全く盡きて鼠を掘り雀を羅する迄は或は多少日月を費すに至らん上將の戰略は果して何れに在る乎我輩は謹て其擧動を觀んと欲す

賊深見有常なる者八月上旬宮の城賊營より歸り(桐野等と謀り故らに歸り來りたる者ならん)甑島に潛伏し竊かに兵を募り恢復を謀らんとせしに銃器刀劍に乏しきを以て人を各鄕に遣り兵器を集むるに又得す因て衆に約し虛に乘し發せんとし自ら各地を探偵し且つ銃器を集めんか爲めに本月十一日市來日置の間に航し加治木を指して行く官軍之を捕へんとすれとも未た其所在を知らす深見の初め該島に至るや同所の士族原田一小山長太と謀り悉く島中濱出の巡査を捕縛し其二人は遁る手を分ちて兵を募り小山原田の兩人は高城の湯の元に湯治を名とし同所に潛伏し頻りに黨を集む此事露れ本月十三日兵を遣り之を捕ふる筈なりしか其後は如何なりしや未詳

小倉某(鹿兒島人名は忘却せり)も亦桐野と約し各地に兵を募り釁に乘して蜂起王師の軍後より突き城中と連絡を通し恢復を謀らんとし人吉に赴き其友人某に事を告け共に之を圖らんとせしに其友人なる者は官軍に使役せる探偵者なるを以て直に之を訴へ兵を遣り之を縛す其口供に因れは新募の兵を以て城兵を援ひ長驅して長崎に至らんとする策なりと云小倉は縛せられてより深く先非を悔い此上は官軍の爲に功を立て罪を償はんと請ふ其功を立るの大略は既に各地に於て募集せる兵を引て陽の一方の圍を潰し城に入り官軍と喋し合せ機に乘して戈を倒にし內外夾擊て賊を鏖殺せんとする也此言巧なりと雖も其計實に險なり之を採用したるか否かは未詳飯野加久藤人吉一勝地近傍に殘賊百六十許徘徊せしとの說ありしは(十二日のこと)或は此の黨ならん

本月九日夜水引村第一旅團の哨兵へ一人拔刀にて走來るにより番兵誰何すること四回に及へとも答へす急に走り來て携へたる長劍を以て切掛たるに幸にして銃にて受留めたる儘力を極て突斃し控への兵も來援け共に之を刺殺し直に此事を大隊副官に屆け出て士官立合の上燈を擧て死骸を檢するに巡査のズボンと兵卒の上衣を着し帽もなく刀鞘もなきを以て定て賊徒の所爲ならんと思へとも念の爲め之を警部に通し尸を檢せしむるに懷中に金一圓五十錢餘と巡査本職の書交等を見出し能々調ふる所先日阿久根に於て併集にて賊と馬丁を傷けて遁れたる巡査某に相違なかりけれは衆其橫死を憫みたりと云調るに賊を斬て走りし以來艱難辛苦して賊地を潛行し水引に官軍ありと聽き日夜兼行して漸く至るとき咫尺も辨せさる夜中に誰何されて扨は此も亦賊窟なりと思ひ迚も遁れぬ命ならは一賊なりとも斬斃さんと決心して切掛りたるものならん左れはとて哨兵も亦急遽の際衆を驚かさすして賊を斃したるは其職掌を盡したると謂ふ可し巡査賊を斬て走りしことは前報九日の中にあり併せ見る可し

(明治十年十月四日郵便報知新聞)

九月十八日報

前報に略記せし賊小倉壯介亦書簡及口供を得

て左に錄す文中往々解し難き處あれとも強て之を改刪すれは却て事實を失するの恐あるを以て勉て原文を存す

御勇剛ニ奉慶候陳ハ不肖ノ私モ爲國家一盃ヲ盡度國家の爲に畢生の心力を盡すと云義谷山ノ敗ヨリ以來諸所へ潛伏危難ヲ遁レ罷在候處此節ノ機會直樣ヨリ此以前分散爲致置殘兵取寄繰出方致度精々相働候得共人氣惡ク進立不申甚薄情之至リ乍併少々ハ相募候必死ノ輩ノミ繰出申度奉存候處豈圖ヤ此人員面會及示談候處一作（策か）ヲ回ラシ甑島邊へ爲忍有志ヲ取收メ突出申度奉存候ヨリ何分ニモ御指令畏リタテマツリ度當所邊ノ未練者直ニ相募候テハ却テ大事ヲ引出候儀も難計何分ニモ御指令奉願候委細之儀ハ此孫八ヨリ御聽取可被降候也

九月八日　小倉啓介

西郷先生

桐野先生

右の一書は近藤孫八に與へし添書なり孫八が事は以下口供中及予が前報中に小倉の友人某を記せし一條を以て顚末を知る可し右の文章は一種の妙文なるにより一字を添削する能はす看客請ふ推解あれ

口供

鹿兒島上渡口迫百廿五番地士族

亡道益二男

小倉啓介

當廿九年

（以下の文は冗長に付少く節略す）

自分儀私學校へ入校致サス九年舊八月中ヨリ國分ノ内飛之陰荒地開拓罷在候中本年舊正月廿五日戶長畠山國彥ヨリ急用ニ付早ク城下へ歸ル可キ旨申來リ則立歸リ同人へ用向相尋ヌル處西郷既ニ兵ヲ起シ出發セルヲ以テ自然應援可差出場合ニ至ルモ計リ難キニヨリ豫メ用意ス可キ旨申聞ケタリ其後舊二月十日逸見十郎太八代ヨリ歸リ御用有之出頭ス可キ旨申來リ早速出頭セシ處小野清明ヨリ今般一大隊熊本へ繰出スニ付九番大隊一番小隊兵士ニ編入候旨被申付當時縣下ノ士氣非常ニ振起シ有志ノ者傍觀ノ場合ニモ參リ兼ルニヨリ大口迄發足ノ處同所ニ於テ押伍被申付簱瀨岩坂ニ繰出し夫ヨリ日奈久へ轉シ官軍ニ抗戰直ニ荻原口へ應援トシ出兵ス此日味方大敗袖ノ瀨ニ退キ尋テ坂本ニ引揚ク時ニ逸見十郎太募兵ニ大隊ヲ引テ鹿兒島ヨリ至ルニヨリ直ニ藥川へ進軍妙見山ニ左半隊八十人ヲ引キ斥候ニ出テ此ニ發兵セシ處遂ニ開戰太タ苦戰ニ及ヒ自分ハ三日間山中ニ潛ム實ニ舊曆三月三十日也時ニ脚ヲ傷ケ袖ノ瀨ニ退キ戰爭又敗ル偶々病ニ罹リ病院ニ入ル是ヨリ先キ電擊隊ト改稱シ分隊長被申付タリ然ル處簱瀨ノ戰大ニ敗レ殆ト我本營モ危キ場合ニ付病ヲ冒シ一分隊ヲ率テ出戰戰酣ニシテ腰間ニ丸ヲ受ケ人吉病院ニ投ス同所敗軍高岡病院ニ轉シ舊四月十日頃ニ至リ歸縣治療ス可ク申付ラレ同月十九日伊集院石谷山口彥太郎宅へ妻子止宿ニ付之ニ投寄セル中五月朔日伊敷本營貴島清ヨリ該營へ出ツ可トノ達書到來同二日出頭ノ處谷山屯在ノ兵新募ニ付總テ差引自分ヲ以テ振武隊二十七番中隊監軍トシ之ヲ指揮セシム因テ谷山ノ中鹽屋ニ屯集ノ中新ノ六月二十四日官軍襲來ノ趣涙橋宿營二十五番隊ヨリ警報ニ付則二十七番右半隊ノ應援トシテ涙橋右翼ニ奮戰スルヿ數刻遂ニ敗レテ相原川ニ退キ鎭撫隊長阿多源七

ニ援ヲ乞ヒ鎮撫二小隊來ルト雖モ兵卒四方ニ散亂ス自分ハ獨リ踏止リ麓ヘ至ルトキ既ニ官軍濱手ニ襲來火焔市中ニ起ルヲ以テ不得已玉井ニ退却ス時敗兵稍四十三人集合セリ因テ阿多源七ト謀リ自分ハ山田ヘ出テ同所ヘ一宿セル處官軍雲霞ノ如ク山野ニ充滿シ鎮撫隊過半潰散ス此日風雨晦冥二十五日谷山在五箇ヘ引揚ケ晝飯ヲ食スル中伊集石谷ニ在ル鎮撫二十五番隊稍切秀行ヨリ二十七番隊モ至急同所ヘ引揚ケ可ク申來リ同日薄暮石谷ヘ引揚ケタリ同二十六日官軍既ニ田上水上邊迄進入セリトテ鎮撫隊七百人ノ兵四方ニ散亂我隊八十三名モ亦動搖ス仍テ自ラ横井邊ニ出テ探偵セルニ官軍大曲リ邊ヘ繰込ノ由ニ付直ニ石谷ニ立歸リタルニ豈計ンヤ我隊兵悉ニ散走一人ヲ見ス因テ山口彦太郎方ヘ一泊其レヨリ伊作ニ到リ戸長山内壯吉ニ面會セルニ亡命ノ卒三十五名許差留タル旨承リ之ヲ該町ヘ屯集セシメ置タル處戸長役所ヨリ御用申來リ出頭セシニ彈藥製造方有川壯八横川本營ヨリ至リ兵卒散走ノ事ニ付種々議論ノ末自分ハ殘兵取纏メ彈藥調達ノ上谷山ヘ進軍スルヿニ議決シ此時知川專一ノ兵一中隊瀨戸山ヘ屯集セル趣ナリシ然ル處中隊長足達太左衛門小隊長鮫島藤一郎半隊長和田幸兵衛同池田軍次伊作ヘ來リ面會セシ處該隊ハ其儘瀨戸山ヘ屯集ニ付不日兵員充備セハ再ヒ谷山ヲ攻撃スヘキ事ニ決定ス尤有川壯八專ラ此議ヲ主張セシ也此時官軍柳ケ谷ニ進入ノ報ヲ得兵ヲ解キ家ニ歸ラシメ自分ハ伊作ノ在田尻ヘ退ク其後吉利木場ニ潛伏シ其レヨリ谷山ノ和田住居牧正右衛門方ヘ潛ミ殆ト縛セラレントセルニヨリ僞名ヲ用ヒ山田及石谷ニ匿レ其レヨリ郡山ヲ經テ吉田ニ隱伏罷在候中新八月三十一日野村忍介池上四郎後軍三番ヲ引率シ途中宿陣ニテ面會セシ處谷山敗軍ノ謝罪トシテ川邊ニ行テ兵ヲ募リ谷山ヘ繰出ス可ク桐野利秋ヨリ承リタル旨被申付則チ加世田ニ轉シ同所ニ滯在中日置永吉戸長中ヨリ本營ノ達ニ基キ兵ヲ本街道ニ繰出シ候段屆出候事　（以下次號）

（明治十年十月八日「郵便報知新聞」）

○隨賊小倉[illegible]介口供の續き

加世田ニ於テハ人心和セサルヲ以テ募兵ノ儀吏ニ申入レス且ツ養キニ圍置有之米九拾俵ヲ一俵一圓ツヽニ直シ森田良右衛門ヲシテ川崎角左衛門ヘ賣却セシメシ事

舊八月三日川邊郷ニ到リ鮫島清藏、延岡ヨリ募兵ノ爲メ桐野ヨリ歸郷致サセタル者ニ託シ募兵ノ事ヲ行ハシメ稍ク二十五人ト私學校徒四十五人ヲ募集ス折節肥後壯之助モ亦募兵ノ爲メ歸郷シ此募兵ハ都テ同人引率可致旨申出ルニ付之ニ打任セ同四日自分儀ハ加世田士族池田四郎右衛門外五人ヘ各郷ノ役人並ニ河野半藏二木重信谷村助七肝付善次共ニ谷山ニ一泊同五日西田町番兵所ニ至リ桐野利秋小倉壯九郎ニ面會セル處募兵ノ埒明カサル旨申聞ケ河野半藏ハ相殘リ自分及谷村助七肝付善次二木重信共ニ日置ニ赴ク途中宇宿榮之丞後軍本營西郷隆盛ノ使者トシテ自分ヲ尋來ルニ逢フ乃西郷ノ口達ナリトテ至急兵員繰出候樣盡力セヨトノ段承　宇宿ハ糧米買入ノ爲メ作郷田尻ニ差越シタル者ニ候事

千田七衛門有川勘介ハ伊作ニテ募兵濕村正安稅所喜一郎ハ當時鹿島ニ於テ募兵ニ盡力致居候事

前條ノ如ク募兵ノ事ニ付盡力致シ候得共何分不如意然ル處伊作ニ於テ八代人近藤孫八ニ面會同人儀ハ兼テ有川壯八ノ所ニテ面識致候ニ付頼ム可キ人物ト存居候中同人申聞候ニモ長崎ヘ不意ニ兵ヲ舉ケ味方ヲ援ルノ策略ハ既ニ宮崎本營ニテ申傳ヘタルニ當時桐野ハ機會ノ未タ到ラサルヲ答ヘラレタレトモ今既ニ延岡ヲ突出テ城下ニ進入スルニ就テハ是非共甑島ニ渡リ兵ヲ舉ケ長崎ヘ押出シ肥筑前後ヲ襲フトキハ官軍ノ背後ヲ突ク良策ニ付味方城下ヘ進入後三日目ニハ必ス長崎ヘ兵ヲ起シ候樣桐野ヨリ承知ノ趣申出ルニ付自分モ奇計ト存シ共ニ事ヲ謀ラントシ本營ヘモ尚其段ヲ申送タル處桐野モ喜悅ノ趣ニテ至急事ヲ舉ル樣盡力可致申來レリ然ル處豈圖ンヤ近藤孫八ハ全ク官軍ノ間諜ナラントハ畢竟近藤ニ被欺候段天網遁ル可ラサル儀ト奉存候事

（記者曰近藤孫八ハ從來我間者トナツテ屢々賊地ニ往來シ遂ニ小倉啓介ヲ欺テ其西鄕桐野ニ贈ル添書ヲ認メサセ直ニ之ヲ官軍ニ報シ兵ヲ遣リ之ヲ捕縛スルニ至ル其近隣ニ與ヘタル添書ハ此報中ノ首ニ揭ケタリ）

舊六月中川邊鄕士族竹添六郎外十九人ノ名前不詳ノ者共豫テ官軍ヘ內通ノ旨ヲ以テ鎭撫隊阿多源七手ニテ捕縛ノ上引渡相成候ニ付貴島清ヘ問合ノ上斬首爲致候事

該鄕士族永井軍吉母モ亦官軍ニ密告セリトテ縛シ來ルニ付横水本營ノ桂四郎ヘ問合ノ上殺害爲致候事

川邊鄕ニ於テ金二百三十圓程人民ヨリ徵集軍費ニ仕拂ヒ同加世田片ノ浦ニ於テ同斷ノ米二百俵（救助ノ米ナリ）賣拂ヒノ儀池上四郎ヨリ申來リ之ノ川崎角左衛門ニ託シ一俵一圓ツツニ賣却金圓ハ淵村正安受取候事

川邊ニ於テ米八十俵九月四日頃兵士ヨリ賣却ノ儀申出賣却ノ上金圓ハ兵士ヘ配當候事

伊作鄕ニ於テ宇宿榮之丞買入レノ米百俵ハ當時宮內（伊作鄕ノ內也）ヘ貯ヘ有之候事

城下士族深見休八兄源次郎儀（有常ノ一歟）曩キニ甑島ニ潛伏機ニ乘シ兵ヲ起スノ所存ト想ハル尤該地ニハ他二門ハ慥ニ有之趣ニ承リ聞シ何某何時持運ヒ候哉存不申深見源次郎ハ一[illegible]ノ人物ニ有之候事

賊徒九月一日城下ヘ進入ノ節ハ滿生ヨリ馬十三匹横川ヨリ六十一匹外ニ三斗入二俵又ハ三俵宛城下ヘ運搬致候儀見届候事

長四斤一門短四斤一門臼砲一門ハ野尻ヨリ持越シ候ヨシ（是亦城下ヘ運送イタシ居候事

臼砲三門短四斤四門彈藥四箇ハ九月一日私學校ニ於テ掠奪ノ由[illegible]ト承リ候事

西鄕隆盛桐野利秋村田新八別府新助百八十人位ノ護衞兵ヲ隨ヘ岩崎城山ノ中ニ在リ）田畑常秋宅ヲ本營トシ之ニ屯在ス尤桂四郎邊見十郎太モ同所ニ混在候由邊見ハ九月一日私學校ニ於テ首筋ヲ打貫カレ重傷ニテ吉野ノ內大村ノ病院ニ入リ自分儀面會セシニ餘程氣力衰弱致居候事

曩キニ賊徒鹿兒島ニ進入ノ際ハ惣勢千五百人許ト承リ候尤モ貴島清ハ先鋒トシテ三百三十人ヲ引率南林寺跡（城ノ西南ニ在リ）ニ屯シ谷山ノ募兵六十人餘該營

ニ到ルヤ直ニ之ヲ引テ米藏ニ切入ラントシ貴島遂ニ斃レ死骸モ揚ラス遺憾ノ旨桐野利秋ヨリ西田町ニテ承リ候事

過日西郷隆盛ヨリ伊作滯在宇宿榮之丞宛ノ書面ニテ何分糧食ニ乏シク舊八月中丈ケハ草ノ根ヲ食ムトモ耐忍死力ヲ盡シ候上自然戰ハスシテ勝ヘキ機會モ可有之ニ付盡力致シ吳レ候樣申來候事

西田町ニ於テ池上四郎ニ面會ノ節彈藥十分ナレトモ糧食乏敷ユヱ今ヨリ五十日間ハ支フ可ケレト到底水上方面ヲ目的トシ一方ニ切出ルノ外ナカル可シト同人モ大ニ切迫セリ乍併賊徒眞實ノ目的ハ到底鹿兒島一圓ヲ略スルトキハ忽チ四方ノ士氣競立チ全勝ヲ卜スト且又城山ノ賊徒殊ニ一和シ決死ノ勢ニ有之候決死結約ノ者飫肥ノ内淸瀧邊ヘ二百程潛伏シ並ニ佐土原ニモ殘徒許多有之候ニ付自然宮崎ニ打出候時ハ必ス吉田ヲ經テ打出ス可シ此地ハ桐野豫メ卜示セル處ニ有之自然此上如何樣變換スルカハ豫メ難申上候事

本月十日自分儀伊作海濱ニ潛伏セシ處ヲ襲ハレ避テ伊作町ニ歸リ二木重信宅ヘ潛伏ノ處又々襲ハレ遂ニ召捕ハレ候事

前件御糺問ニ付經歷セシ事々申上候

願ハ今春以來西郷隆盛漫ニ兵ヲ起シ御國憲ニ相觸候トモ覺ラス政府ヘ尋問ノ爲メ出兵ノ段ハ承知致シ殊ニ初メ申上ル通リ當時縣下ノ勢男兒トシテ獨袖手傍觀仕候儀甚タ快ラス故ニ從軍敢テ天兵ニ抗敵仕候事ニ至ルハ誠ニ士ノ恥ツ可キヿナルヲ以テ何レノ日カ花々敷討死セント欲シ或ハ名ヲ變シ或ハ人ヲ殺サシメ今日ニ至リ皇天ニ對シ其罪謝スルニ道ナク實以テ重々恐縮今更悔悟スルモ及ハス此ニ至テ情願スルノ身分ニハ無之候得共殘徒猶三百人許甑島ニ潛伏仕候間自分勉テ之ヲ說諭シテ降伏セシメ之ヲ率キ賊徒ヲ欺テ城山ニ入賊兵ヲ徵塵ニシテ此罪ヲ謝センヿヲ佗ニ遺憾無御座候事

明治十年九月十四日　右

小倉啓介

麑島城山賊巢攻擊立約

(明治十年十月八日「郵便報知新聞」)

各軍合圍完備の後は素より攻擊の手段をなさゝる可らす然れとも此役は圍て守るを一とし攻て破るを二とせさるを得さるを以て其攻擊をなすも自ら尋常の攻擊と異ならさるを得す因て攻擊の約束を立る事左の如し

一此攻擊は各軍より殊に攻擊兵を簡拔して之を擔任せしむるを以て他の合圍兵は一に其防禦線を嚴守するを務とし攻擊兵の進退に因て其位置を變換することを得す

一簡拔する所の攻擊兵は各箇自任し苦戰死鬪の急あるも後軍の應援を賴む可らす

一攻擊兵は人々百發乃至二百發の彈藥を負はしめ着目の攻擊點を占領するまては彈藥其他輜重をたすさふるを許さす

一攻擊兵其目的を達すること能はすして却退し賊徒之に尾し急擊突出せんとすることある時は合圍兵は彼我を分たす之を銃擊し以て賊徒を却く可し但我退兵を防禦線内に入るゝも賊徒の爲に尾入せらるゝの恐れなきことを確認する場合に於ては臨機の處置ある可し

一攻擊の事情により攻擊兵より應援を乞ひ其軍團の號令あるにあらされは他部より妄りに其守を舍て之を援ふ可らす若し又賊の精鋭我か合圍兵の一部を衝突す

ることあるときは甲乙互に應援して之を撃破す可きは當然と雖も自家の防禦をして脆弱に至らしめさるを要す

一各旅團司令長官は其擔任各團線の中央若くは便宜の地に出張し始終戰狀を注視し各團兵の指揮を爲す可し

一攻撃兵事なく其目的を達するとも合圖の各隊は軍團の號令を受るにあらされは其圍を解く可らす

十年九月　日　　山縣參軍

河村參軍

攻撃部署左の如し

城山東北突出の賊壘を淨光明寺の山上より砲撃し然後第一第二別働第二旅團の兵を以て前面左右翼より攻撃突入し目的を達する上は直に砲壘を築造固守し而して漸次進入す可し

城山中央の攻撃は熊本鎭臺別働第一旅團の兵を以て降盛院迫より進入攻撃すべし其第四は城ケ谷邊より攀躋し岩崎谷の砲壘を攻撃し中央攻撃點に進入す可し

第三旅團新撰旅團の兵は一時に城山前面に向け進入激射し城山へ突入したる砲壘及ひ中央の砲壘は賊兵をして勢力を分たしむるを目的とす可し而して私學校の背後より樹間を經過し其要部を占領する等は時機に投し處置す可し

右の部署を以て二十四日午前三時若くは三時(地の遠近に因り差あり)より兵を潛て城山に進み溪谷を攀ち棘叢を穿ち稍く山上に達せしとき既に曉四時忽然海門に巨砲を發せしを合圖とし萬銃一時に連射し四面吶喊の聲山谷に響き戰鬪方に酣なるとき前面の軍二ノ丸岩崎谷を火して進み燔煙天を焦し城山恰も白晝の如し此時諸軍既に四方の山巓に躋攀し俯して谷中を射撃して進み或は刺し或は射る賊支ふる能はす奔りて岩崎谷の壘に集る時に我兵既に西鄕隆盛を殪す賊其頭を斬り且つ戰ひ且つ走り數人騈死し一賊首級を提て林中に遁れ之を埋む我兵亦迫はす(西鄕とは思はさりしと見ゆ　桐野利秋、村田新八、別府晋助、逸見十郎太、中島健彥、池上四郞、佐藤三二等四十餘人一壘中に斃れ射らるゝ者斬らるゝ者殷血淋漓壘中紅池を爲すに至る其佗各處に斃るゝ者都合一百餘人に及ふ別府九郞、野村忍介、伊東祐高、神宮司助左衞門等數十人嘗て傷を負ひ病院に在る者熊本鎭臺に降る時天既に明け戰全く止む諸軍喧呼して曰ふ我れ西鄕を獲たり我れ西鄕を獲たりと而して西鄕の元は果して誰か手に落つるを知らさる也午前九時偉身便腹の一屍を獲て來り之を檢すれは果して西鄕なり遂て其首級を獲たり首は尸の傍に埋め僅く頭髮を露す因て之を掘出し遂に桐野等の尸を倂せて淨光明寺に集め兩參軍以下諸將校之を檢し同所に埋む實に明治十年九月二十四日午前十一時也兵を起して以來八閱月の久しに彌り地を略すること五州廣に涉る武も亦多しと云可し英雄の末路遂に方向を錯り尸を原野に曝すと雖も戊辰の偉功國民誰か之を記せさらんや嗟我輩は官軍凱旋の日に歌ひ國家の舊功臣が死せるの日に悲まさる可らす　九月二十五日　犬養毅記

(明治十年十月五日「郵便報知新聞」)

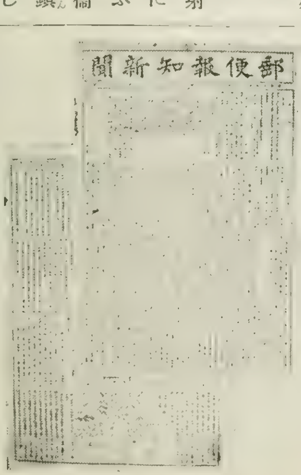

(當時の「郵便報知新聞」)

社說

祝詞

西園寺公望

社説

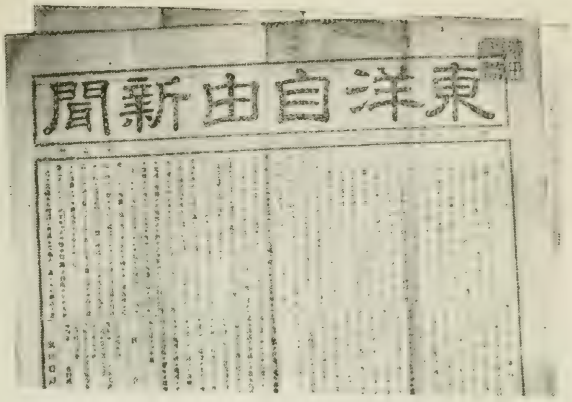

（「東洋自由新聞」第一號）

吾儕ノ此新聞紙ヲ發兌スルヤ將サニ以テ海内三千五百萬ノ兄弟ト與ニ共ニ向上ノ眞理ヲ講求シテ以テ國家ニ報效スルアラント欲セントスルナリ乃チ尋常紙上ニ記載スル事件ノ首ニ於テ次ヲ逐ウテ我儕ノ所見ヲ敍述シ以テ徧ク可否ヲ江湖ノ君子ニ問ントシ茲ニ其目ヲ揭スルニ左ノ數項ノ外ニ出テス曰ク自由之說曰ク君民共治之說曰ク地方分權之說曰ク外交平和之說曰ク敎育曰ク經濟曰ク法律曰ク貿易曰ク兵制ナリ是レ固ヨリ一朝一夕ノ能ク盡ス所ニ非ス當サニ日ヲ積ミ月ヲ累ネテ方サニ始メテ自ラ盡シテ餘ノ無キコヲ得可シ今ヤ第一號ヲ發スルニ臨ミ先ツ吾儕社名ノ義ヲ取ル所ノ自由之說ヲ述ヘテ以テ端ヲ啓クト云フ

自由ノ旨趣其目ニ曰クリベルテーモラル（卽チ心神ノ自由）曰クリベルテーポリチック（卽チ行爲ノ自由）ナリ請フ先ツ汎ク自由ノ本義ヲ說キ然後二者ノ自由ニ及ハム

夫レリベルテーノ語ハ之ヲ譯シテ自主、自由、不羈獨立等ト曰フ然レモ其意義ノ深微ニ至リテハ此數語ノ能ク盡ス所ニ非ス蓋シ古昔羅馬ニ在テハ政權ヲ有スル士君子卽チ所謂良家子ニ當ツルニ此稱ヲ以テシテ以爲ヘラク吾カ天然ニ得ル所ノ情性ニ從ウテ其眞ヲ保ツコヲ得ル者獨リ以テ此稱ニ當ル可シト意蓋シ此ヲ以テ夫ノ束縛箝制ヲ受ケタル奴隸内豎ノ屬ニ別タント欲スルナリ

第一リベルテーモラルトハ我カ精神心思ノ絕エテ他物ノ束縛ヲ受ケス完然發達シテ餘力無キヲ得ルノ謂フ是レナリ古人所謂義ト道トニ配スル浩然ノ一氣ハ卽チ此物ナリ內ニ省ミテ疚シカラス自ラ反シテ縮キモ亦此物ニシテ乃チ天地ニ俯仰シテ愧怍スル無ク之ヲ外ニシテハ政府敎門ノ箝制スル所トナラス之ヲ內ニシテハ五慾六惡ノ妨碍スル所トナラス活潑々轉轆々トシテ凡ソ其馳騖スルヲ得ル所ハ之レニ馳騖シ愈々進ミテ少シモ撓マサル者也故ニ心思ノ自由ハ我カ本有ノ根基ナルヲ以テ第二目行爲ノ自由ヨリ始メ其他百般自由ノ類ハ皆此ヨリ出テ凡ソ人生ノ行爲、福祉、學藝皆此ヨリ出ツ蓋シ吾人ノ最モ當サニ心ヲ留メテ涵養ス可キ所此物ヨリ倘ナルハ莫シ

第二リベルテーポリチックハ卽チ行爲ノ自由ニシテ人々ノ自ラ其處スル所以ノ者及ヒ其他人ト與ニスル所以ノ者皆是中ニ在リ其目ヲ擧ク曰ク一身ノ自由曰ク思想ノ自由曰ク言論ノ自由曰ク

集會ノ自由曰ク出版ノ自由曰ク結社ノ自由曰ク民事ノ自由曰ク從政ノ自由ナリ

心思ノ自由ハ天地ヲ極メ古今ヲ窮メテ一毫增損無キ者ナリ然レモ文物ノ盛否ト人ノ賢愚トニ因リ其及フ所或ハ少差異無キヿ能ハス行爲ノ自由ニ至リテハ氣候ノ寒熱土壤ノ肥硬風俗ノ淑慝等ニ因リ其差異更ニ甚シキ者有リ嗚呼心思ノ自由ナリ行爲ノ自由ナリ此レ豈小差異有ル容ケン哉而シテ古ヨリ今ニ及フマテ差異無キヿ能ハス此レ正ニ我儕ノ慷慨悲憤スル所以ニシテ此新紙ノ設クル所以ナリ蓋シ自由ノ物タル之ヲ草木ニ譬フレハ猶ホ膏液ノ如シ故ニ人ノ干渉ヲ恃ミ人ノ束縛ヲ受ルノ人民ハ猶ホ窖養ノ花盆栽ノ樹ノ其天性ノ香色ヲ放チ其天稟十分ノ枝葉ヲ繁茂暢達セシムルヿ能ハスシテ遙カニ之ヲ見レハ美ナルカ如キモ迫リテ之ヲ眎ルトキハ生氣索然トシテ曾テ觀ル可キ者アルヿナキカ如シ若夫レ山花野卉ニ至リテハ是レニ異ナリ其香馥郁トシテ其色蒼鬱タリ隻蘂單葉ト雖モ皆悉ク靈活ナラサル無シ自由ノ人ニ於ル其貴フ可キヿ蓋シ此ノ如シ

凡ソ此二箇ノ自由ハ目今衣冠文物ノ最ト夸稱スル歐米諸國ニ在リテハ之ヲ保有スルヿ果シテ何等ノ層ニ至レル耶又其諸國ノ中孰レカ最モ高層ニ至レル耶孰レカ最モ下層ニ居ル耶又本邦ヲ把リテ之ヲ比スルトキハ其孰レニ擬スルヲ得ル耶此レ皆我儕ノ將サニ號ヲ逐ウテ論述セント欲スル所ナリ古徳言フ有リ任重ウシテ道遠シト又曰ク斃レテ後已ムト我儕ノ任スル所モ亦甚タ重カラス乎斃レテ後已ムニ至リテハ固ヨリ我儕ノ薦甘スル所ナリト雖モ獨リ恐ラクハ眞理ノ終ニ獲可ラサルヿヲ切ニ冀クハ世ノ閎覽博物ノ君子指敎ヲ吝マス我儕ノ足ラサルヲ補ヒ以テ世ニ益スル有ラハ幸甚

(明治十四年三月十八日發行「東洋自由新聞」第一號所載)

如何なる是れ風流

余巴里に遊學せし時、一夕、星旗樓に飲す、先きに一客あり、釵光燭影杯盤狼藉、余は其の光妙寺三郎なるを知れども、未だ親近の人たらざる時なれば、知らぬ樣して堂の一隅に座を占めて獨酌す、既にして彼の視線は數々余の方に向ひしが、突然起て余の前に來りて曰く、如何なる是れ風流と、余聲に應じて曰く、執拗是れ風流と、余の意、實は諷する處ありしなり、彼れ哄然大笑して余の手を執て曰く、眞に知己なり、乞ふ今より交を訂せんと、是れ余が彼と友たるの初めなりき、今を距ること三十年に近し、而して三郎の墓木も亦已に拱す、而して余の意は猶昨日の如し、

ガムベッタの理想國

余が始めて巴里に遊びし頃はガムベッタの聲名、其絕頂に達したる時にして、世人の彼を仰ぐこと、啻に泰山北斗のみならず、余亦た好奇心にかられて、一日親友の紹介を得て彼を訪ふや、四方山の談話の末に、彼れ余に問ふに、日本に於ける新聞紙のことを以てし、余が新聞紙の發行に關しては、日本政府が何等の制限法をも、何等の取締法をも設けざるを語るや、彼れ大に驚きて曰く、果して然るか、日本民風の美、以て知るべきなり、余は一日たりとも如此き國に於て政ごとを爲す事を得ば、我願ひ足らん。是れ理想の自由境なるべしと、其後間もなく新聞條例は發布せられ、ガムベッタが理想國は須臾にして消え失せぬ。

(以上『陶庵隨筆』より)

祝詞

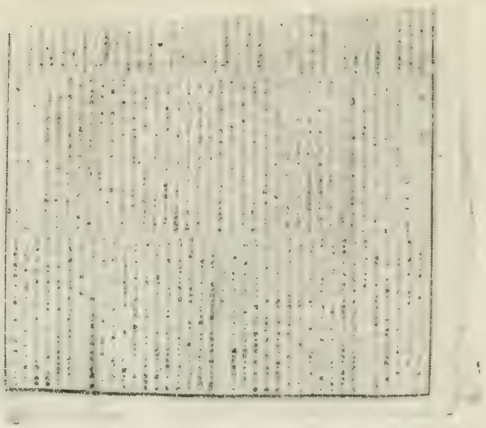

（「東洋自由新聞」第一號）

東洋自由新聞發兌セリ余カ淺學非才ナルモ叨リニ之ヲ社長ニ承ク豈ニ一言之ヲ祝スル無カル可ケンヤ初メ余カ歐洲ニ志シ纜ヲ横濱ニ解シヤ實ニ明治三年第十二月ナリ今頭ヲ回ラシテ當時ノ景況ヲ考フルニ東北ノ叛亂始テ平キ萬機ノ親政既ニ其緒ニ就キシモ三百ノ藩猶ホ五畿七道ニ碁布羅列シ全國ノ人民未タ全ク聖意ヲ知ラス士民相遇ヘハ必ス文明開化ヲ說キ相語レハ必ス舊弊ヲ洗滌セント云ヒ孜々汲々進取ヲ圖リシ者無キニシモ非レトモ之ヲ今日ニ比較スレハ其人情世態ノ猶ホ迂遠固陋ナリシヿ殆ト霄壤ノ異ナルアリ周ノ詩ニ之レ有リ曰ク昔我往矣楊柳依々今我來思雨雪霏々ト我邦ノ景況其今昔ノ殊ナルハ實ニ余ヲシテ此詩ノ感ヲ起サシメタルモ其雨雪ト楊柳トニ至ツテハ則チ適サニ此ト反對ニシテ未開野蠻ノ陋習ヲ免レサリシ人民モ既ニ半開以上ノ點ニ進ミ自由ヲ唱ヘ立憲ト說キ國會ヲ請ヒ參政ノ權ヲ望ム等其雍熙活潑ナル光景ハ恰モ隆冬冱寒ノ域ヲ出テ以テ春風駘蕩ノ郷ニ遊フノ趣アリ是レ固ヨリ政府ノ勵精治ヲ圖リ誘掖化導セラレシニ出ル者ナリト雖モ抑又余カ最モ親愛スル四方ノ志士カ勇往奮發セル愛國熱心ノ致ス所ニ非スト謂フヲ得ンヤ余カ歸朝ノ喜復タ此ヨリ大ナル莫シ獨リ憾ル所ノ者ハ江湖弟兄中ノ自由々々ト稱スルモ間々本旨ヲ誤解シテ或ハ邪逕ニ走レルアリ夫レ此自由ヤ實ニ文明富強ノ種子マタ文明富強ノ引力ニシテ一國ノ文明富強ハ此自由ヨリ發生蕃殖シ文明富強國人カ畢生ノ忍耐勉勵即チ無限ノ事業功績ヲ建ルモ亦唯此自由ノ引揚誘導ニ之レ由ルノミ自由ノ貴キ其レ此ノ如シ此貴重ナル自由ニシテ之ヲ誤解濫用シ遂ニ其主義ト相背馳スルニ至ラハ其弊害タヽ亦測ル可ラサルナリ詩ニ又之レ有リ相彼雨雪先集維霰ト之ヲ萌芽ニ矯正セスンハ恐クハ斧斤ヲ用ルニ至ランカ本社ノ自由ヲ以テ此新紙ニ命ケタル蓋シ此ニ觀ル有リテ而シテ然ルナリ是レ實ニ之ヲ小ニシテハ各人各自ノ爲メ之ヲ大ニシテハ國家後世ノ爲メニスルナリ本社ノ情亦懇ニメ切ナラスヤ本社ノ志亦遠且大ナラスヤ夫レ遠大ニ期スル者ハ近功ヲ貪ル可ラス懇切ヲ致サント欲スル者安ンソ煩勞ヲ憚ル可ケン社中諸君能ク今日ノ心ヲ失ハス耐久懈ルヿ無クンハ其情其志豈貫徹成就セサラン哉時ニ明治十有四年第三月十八日殘雪迹ヲ斂メ春光融々タリ乃チ蕪言ヲ陳ネ聊カ祝詞ニ代フト云フ

（明治十四年三月十八・發行「東洋自由新聞」第一所載）

漢字減少論

原　敬

漢字減少論

原敬

漢字減少は吾輩の久しく抱懷したる議論なるが昨年七月名古屋經濟會の招待を受けて、同地に赴きたるとき、名古屋教育協會より一場の演說を望まれ、其時これを公言し、同年九月二日以後の紙上にその速記を登載して、識者の教を請ひたるが、偶然にも輿論も近來漢字減少に傾きたるの感あれば、再びこれを論じて吾輩の論旨を明かにせんと欲する次第である。

総論

吾輩の漢字減少を主張するは、漢字減少だけを以て滿足する譯ではない。終局の目的は漢字全廢にあるのである。シカシながら漢字を全廢することは何十年の後に成功するか、殆んどその期限を豫知すること能はざる次第であるから、今日に於ては漢字減少を唱ふるに過ぎない。

漢字減少といふことは今日に於て出來得ざる事柄でない、のみならず漢字を減少すればする程、社會のあらゆる方面に便利を覺ゆる次第である。その故に漢字を減少することは、社會に便利をなしつゝ遂に漢字を全廢し得るの域に達する道であるから、今日に於て漢字減少を努むるならば、他日に於て漢字全廢を斷行すること決して望ない事柄でないと信ずる。

先年假名の會といふものも起り、ローマ字會といふものも起り、その會は今日に至りて如何なる情況であるか、更に聞くこともないが、その會員は今日に至りても存在し得ると見え時々その論を聽かぬではないが、未だ何等の成功を見ない。その成功を見ないといふ譯を以て、世間では一概に空論として排斥する傾もあるけれども、吾輩は決して空論とは思はない。吾輩は固より假名の會員でもなければ、ローマ字會員でもない、故らにその會を辯護する意思は毛頭ないのである。又その會の主張した所もドンナものであつたか今日では實は記憶し居らぬぐらゐであるが、もし假名の會にしてもローマ字會にしても、今日に於て遽に漢字を全廢し、假名又はローマ字を以てこれに代用しようといふならば、それは空論に相違ない。左樣なることは到底今日に於て出來得べきものではない。シカシ漢字全廢といふことを終局の目的にして、何十年の後にか遂にその目的を達し、假名、若くはローマ字に改むるといふならば、決して出來得ざる事柄でないと思ふから、吾輩はこれを空論として排斥することをなさぬのである。

元來漢字は書くにも讀むにもまた意義を了解するにも、甚だ困難なる文字である。それがために我文明の進歩を妨ぐることが、ドレほど甚だしきものであるか、誠に測り知られぬ次第である。故に漢字を全廢することは、文明の進歩に於て非常なる便利を與ふるといふことは疑ひないが、さりながら漢字は兎も角も千年以上我國民の慣用したる文字であるから、他にいかほど便利なる文字があるとも、一朝一夕に漢字を全廢することは出來得べきものでない、たゞ出來得ないばかりでない、モシ法律その他の力によつて強ひて漢字を全廢するやうなことがあつたならば、所謂角を矯めて牛を殺すとい

ふやうな譯で、その便利を得ないばかりではない、社會の事物を記することは總て暗黑となりて、漢字の存在したる時よりも數倍の不便を釀すであらう。

故に如何なる考案を以てした所で、今日に於て遽に漢字を全廢することを得ざるは明瞭の次第であるから、終局の目的を漢字全廢に定め、今日に於て出來得るだけ漢字を減少するは、社會に何等の激變を與ふることなくして遂にその目的を達すべき順序であらうと思ふ。

漢字の使用

漢字は文字だけ日本に輸入したゝ譯ではない。儒教の傳來と共に日本に輸入したるものであるが、その後漢字を以て飜譯したる佛教が輸入したから、丁度儒佛の二教が相扶けて漢字の使用を全國に傳播せしめたのである。その事實はいふまでもなく歴史上明瞭の事柄である。

和學者の說によれば、日本に固有の文字があつたと稱して居る。有つたでもあらう、シカシその文字はドウいふものであつたであらうか、今日和學者の唱へて居る所の說には疑ひなきを得ざることが多い。但しその詮議は本論に必要がないから姑くこれを措て、兎に角固有の文字があつてその文字がドンナ文字であつたにもせよ、漢字に比較しては誠に發達せざる文字であつたに相違ない。而して優勝劣敗の結果漢字のためにその文字が社會より掃蕩されて、社會に痕跡を留むることが出來得ざるやうになつたといふ事は疑なき事實であらう。

シカシながら自國の言語といふものは、他國の言語のために全然消滅するものではない。また自國の言語といふものは他國の言語を以て完全に飜譯し得らるゝものでもない。これ殆んど何れの國の事情に徵しても明かなることである。故に漢字の勢力は實に旺盛なるものであつたであらう、漢字でなければ何事を記載しても明瞭でない。漢語を使用しなければ何事をいうても野卑たることを免れない、といふやうな感じが一般に起つて、漢字の根柢をますます深からしめたに相違ない。さりながら日本文を盡く漢文とすることも出來なかつたのであるし、また日本語を盡く漢語とすることも出來得なかつたのである。これ畢竟漢字なるものは他國の文字言語であるから、到底日本の言語文章を全く一變することは出來得なかつたに外たらぬ。斯樣な次第であるから、日本の言語といふものも、文章といふものも、純然たる日本語でもなければ純然たる日本文でもない、さりとて純然たる漢語でもなければ純然たる漢文でもない。而してその結果は和漢混淆の變體物を生じたる譯である。然るにこの變體物は年を經るに從つてますます變體となり、漢字ばかり羅列したる文章は、一見すれば漢文の如くであるが、その實漢文とは殆んど緣のない文章が多い。たとへば往時の公用文又は現在の普通書翰など皆なこの類であるが、この變體文章が維新以後に至りて更らに變體となつたのである。尤も一時は漢文をそのまゝ僅かに假名を交へただけで使用することの流行したこともあつたが、それは一時のことに止つて、漢字の使用はますます亂れ、加ふるに飜譯の流行して以來、漢字の使用は一層亂雜を極めて居る。古よりありもせぬ熟字を使用して怪しまないばかりでない、その熟字は使用する人の意見次第で毎日製造すると云ふ有樣である。たゞさへ困難なる漢字がかういふ情況であるからますます以て了解するに困難なる次第となり、これを學ぶ者も困難すれば、これを讀む者も困難する、斯樣なる狀況は即ち、今日の實況である。

漢字はいふまでもなく支那字である。支那字

は現に清國に於て使用せられてをる。シカシ日本に傳來して日本に使用せられてをる漢字は、その形狀こそ同一なれども支那に於ては古文に屬し、今日清國に使用せられてをる文字ではない。この古文は清國人にても特別に學問しなければ了解することが出來ない、いはゞ死語である。恰も歐洲に於けるラテン語の如きものである。ラテン語は歐洲に於ても一時は一般の公文に使用せられ、條約にしても、憲法その他の法文にしても、皆なラテン語を以て記載せられたものであるが、その使用は漸次に衰へ、今日に至りてはラテン系統の言語を使用してをる國でも、學者の學問上使用する場合でなければ、ラテン語そのものを直に使用することはない。併し日本に於ては、そのラテン語同樣の漢字を普通の言語にも文章にも使用してをる。而してその使用法は日々變化し、ます〳〵亂雜を極むる次第であるが、さりとて今遽にこの漢語混用の文章を全廢することは出來ない、強ひてこれを全廢せんとすれば殆んど現に使用する日本語を全廢すると同樣の結果になる。故にヨシ漢字を全廢したりとて、漢字混用の言語文章は依然としてその系統を存在するに相違ないが、もしも何十年の後にか、歐洲に於てラテン系統の言語文章を使用しながら、ラテン語を普通に使用せざるが如く、漢字混用の言語文章を使用しながら、漢字を普通に使用しないやうな結果を得るならば、社會に與ふる便利は實に量るべからざる次第である。

漢字使用の困難

漢字は讀むにも書くにも、またその意義を了解するにも困難なる文字であることは、吾輩の贅言を俟つまでもない。世間では既に認めてをるであらうと思ふ。

たとへば納の一字はタフの音もあれば、ナフの音もある。またイル、とも讀めばヲサムとも讀む、その他の場合によりてはツヾルともツケルとも讀む。故にその讀方は甚だ困難であるが、これを書くにもまた困難である。モシ扁を誤つて衲となせば、ダフ又はナフの音となる、或はツキ、ヌフ、ツヾルなどと讀む。また誤つて訥となさばトツといふ音になつてドモルと讀む。その字畫が複雜にしてこれを書くに手數多きばかりでない、少しくその字畫を誤れば別文字となることは斯くの如くである。また漢字は羅列したる位置の如何によつて意義を異にするものであるから、同じ文字でも置場所によつて意味を異にする。それは正當に漢字を書き、また正當に漢字を讀んだといふだけでも、その意義を判然了解するにはまた更に困難なきを得ざる次第である。斯樣なる困難多き漢字は萬を以て數ふるほどある。今引用したる例は何人も知りをる容易なる文字に過ぎないが、萬を以て數ふる漢字中にはドレだけ六かしき文字があるか、測り知るべからざる次第である。

漢字の使用困難なること斯くの如くであるが、これに加ふるに近來は漢字の使用著しく亂雜になつてをるから、普通漢字を解する者でもどういふ意義であるかこれを解するに苦しむ言語文章は甚だ多い。殊に譯字の類に至りては、その漢字だけの意味ではどうしても了解することが出來ない、強ひて了解せんとすれば甚だしき誤解を釀す虞がある。故に譯書ばかり讀んでをる人には時々非常の誤解があつて、笑ふべきこともあるが、兎に角正當に譯字の意味を了解しようと思へば、是非ともその原語は如何なるものであるか、原語を繹ねざればこれを了解することが出來ない場合が多い。吾輩とても幼年より多少漢籍を學んでをればこそ、不十分ではあるが幾分か漢字を解し得ないではないが、漢字の素養なくして漢字を了解しようと企つる

は、その困難實に思ひ遣らるゝ次第である。

漢字使用の困難なることを述ぶれば、際限もなきことであるから、これを詳論することを止め、試にこの漢字を學ぶ者の情況を述ぶれば、尋常小學はいふまでもない、高等小學を卒業したる者でも滿足に普通の手紙を書き得ない、普通の書付も讀み得ない、などといふ非難を父兄から聞くことは少なからぬが、これは教授法の如何にもよることで、今日の學制では已むを得ないといふ事情もあるであらう。さりながら歸する所は漢字使用の困難なるためである。小學卒業生に限らず、尋常中學の卒業生でも高等中學の卒業生でも、滿足に漢字を讀み、漢字を書き及びその意義を了解する者は幾らもあるまい。大學卒業の學士でも、時としては十分に漢字を讀み漢字を書き及びその意義を了解することが出來ないといふ人がある、甚しきに至りては何々博士といふやうな高等の學者でも、自分の專門に屬して飽くまで知りをる事柄を、歐文であれば兎に角、日本文では到底自分で書くことが出來ないといふ人もある。又ヨシ日本文で書いた所が不文にして讀むに堪へないといふ人は少なからぬ。かく教育ある人ですら漢字は十分に使用し切れないとすれば、いろいろ原因もあるであらうが、漢字使用の困難なることは疑ひなき事實である。かゝる困難なる漢字を永世末代に使用しなければならぬ理由は決してあるべき筈のものでない。一日も速かに漢字を絶滅さするは、我文明の進路に至大の便利を與ふることであるが、如何せん、前にもいふが如く、漢字の使用はその根源深く俄にこれを全廢することが出來ないのみならず、この漢字に代ふべき文字は差向き假名であるが、假名の使用は、久しく漢字の勢力に壓せられて、毫も進歩しをらぬ。この進歩しをらぬ假名を恃んで、俄かに漢字を全廢しようなどといふことは、無論に行はるべき事柄でない。

故に吾輩は今日に於ては漢字全廢論を唱へない。たゞ一方に於ては消極的に漢字の減少を圖り、また他の一方に於ては積極的に假名の進歩を圖つて、漢字の減少と假名の進歩と、相伴うて以て遂に漢字全廢の域に達することを希望するのである。

漢字使用の害

漢字使用の困難なることは既に述べたる如くであれば、漢字使用の害をいふの必要はないやうであるが、さりながら立論の順序としてこの事も一言して置きたい。

目下小學生徒より大學の生徒に至るまで、漢字を知るがために困難してをることは筆紙の盡す所はない。假りに歐文の例を以て見るならば、その文字を讀むことも書くことも僅かに二十六文字を學んでその綴方を知るときは特別なる專門語の外は誠に容易なる次第である。夫れのみでない、その意義を了解するにも、言文一致の體であるから普通の事は容易に了解することが出來る。然るに日本では全くこれに反對してをつて、モシ假名のみを以て記載して居るならば、四十八文字を學んでその假名遣を知るときは、如何なるものでもこれを讀むにも書くにも容易なるばかりでない。その意味を了解するに言文一致の體ならば容易に了解し得ることは、丁度歐文と同樣なるべき譯であるが、漢字使用のために事實は全く反對である。實際の情況に於て假名を振りたる文章であれば、如何なる無教育の者でもこれを讀むことは出來、また如何に文盲な者でも假名ならば幾分か自己の意思を表明するだけには記載することが出來る。然るに漢字といふものはこの便宜を全く妨げ、相當に教育ある者でも滿足に漢字を讀み書をして、その意義を了解するといふには、非

常の困難を醸さなければならぬ譯である。故に就學してをる所の兒童は、その學業の一半は、この無益なる漢字を知るために費し、また兒童を教育する者もこの漢字を教ふるがためには、その教育の一半をこれに傾けてをるといふ次第である。

また官廳に於ても、諸會社の類にしても漢字のためには無益の失費を醸してをる。たとへば歐文を謄寫すると日本文を謄寫するとの比較を見れば、その時間に著しき差がある。如何に達筆なる者でも、日本文を謄寫する者はその文字の數に於て歐文を謄寫する者の半にも及ぶことは出來ない。謄寫するにして既に斯くの如くである以上は、これを起草するにもまた大層なる時間を費さなければならぬから、西洋人の歐文を起草すると、日本人の日本文を起草すると、學問の程度はやゝ彼れに優つてをる者でも、その費す所の時間は到底彼れに及ばないといふ次第である。時間即ち金なりなどといふ格言に從へば、この困難は我經濟上に幾多の損耗を受けてをるか量るべからざる次第である。また時間を費すこと既に斯くの如くであれば、人員も多く使用しなければならぬ。西洋人の一人にて辨ずべき用を日本では二三人を費さなければならぬといへば、給料その他の費用に於ても、比較上損耗を醸すといふことは、何人も容易に了解せらるゝであらう。

斯く論ずれば、假名を以て記載するにも隨分困難多いといふ議論もあるであらう。吾輩は決してその困難を認めないではない、なぜなれば現在に於ける假名の使用法といふのは、甚だ不進歩なるものであり、多くの場合に於ては寧ろ漢字を使用する方が便利である。さりながら假名は漢字に比すれば、本來の性質に於て便利なるものにして、また何人も了解し易きものである、故に假名と漢字との比較を現在の有樣のみを以て判斷すれば、甚だしき誤解に陷るであらう。將來に於て漢字を減ずれば減ずるほど假名の效用も明かなものとなり、學問上にも經濟上にも無量の便宜を與ふることは、吾輩の斷言して憚らざる所である。それには一方に於て漢字を減少し、他方に於て假名の使用を進歩させねばならぬ。假名の使用さへ進歩すれば、漢字に比してその便否、固より同日の論でないと信ずる。

漢字減少の方法

漢字全廢を以て終局の目的となし、差向き漢字を減少するには、どういふ方法を以てすれば宜しいか、その方法については二つある。

第一の方法は政府の力を以て漢字を減少するのである。たとへば文部省かその他の官廳に於て、朝野の學識ある人々を集めて委員を設け、各種の學校に於て使用する教科書及び一般に使用せられてをる法令又は公私慣用の書式などを調査して、その減少が出來得るであらうと認むる漢字を示し、同時にその漢字に代ふべき假名を定めて毎年これを公布し、公私一般に遵奉せしむることとしたならば、漸次に漢字を減少することが出來、數十年の後には社會に激變を與ふることなくして、遂に漢字を全廢することは出來得るであらう。

右の方法が宜しいとしてこれを實行するならば、無論にこれに對する必要なる法律を發布して妨げない。また斯くして漢字減少に着手したならば、相當の時機に於て學制を改革し、到底高等の教育を受くるに至らずして、その學業を廢するであらうといふやうな子弟には、成るべく漢字を教へざる方が宜しい。これがためには別に下級學校を設けても宜しいが、兎に角少量の漢字の外は總べて假名を以て記載し、假名を以て教授し、假名のみを以て便利をなし得る

だけの事を圖り、漸次他の學校にもこれを擴張すれば、漢字減少を進むる一捷徑であらうと思ふ。

第二の方法は輿論の力を以て漢字を減少するのである。日常使用の書翰にしても、新聞紙雜誌の類にしても、苟くも減じ得べしと認めたる漢字を出來るだけ減少し、假名の使用を擴張したならば、大に漢字減少の勢力を增して、漢字全廢の域に達する時期も幾らか早まるであらう。

この第二の方法は無論に何等の制裁もない事であるから、輿論に於てこれを贊成しなければ出來得ない事であるにいふまでもないが、目下社會の有樣を見れば、幸にして漢字使用の弊を覺り、近來は國語改良などの說を唱ふる人も增加して來たのであるから、一般の輿論に於て漢字減少の傾を生じてをらぬではない。のみならず新聞紙雜誌の類にしても、または引札廣告など一時の印刷物にしても、ツマリ廣く公衆に知らしむるといふものは、なるべく漢字を減少して居り、また漢字を減少せざる所でその漢字には盡く假名を振つて解讀に便ならしめて居る。故にモシも輿論に於て漢字減少が宜しいとその必要を認め、新聞紙雜誌の類に於てなるべく漢字を使用せざるならば輿論の力にても無論に大に漢字の減少するべき筈である。

以上二つの方法は第一その一のみ行はれたる所で漢字減少の效力なしとはしない、幸にして二つながら行はれるものであるならば、尙更ら以て漢字減少は速に成功するであらうと思はれる。

一般の有樣に於ては、近來漢字を解する人が減少したるためであらうが、兎に角漢字使用は前にもいふ如く減少しつゝあるのである。政府の發する公文でも、法典などに使用する文字の如き已むを得ざるものを除いては、數年前に比すれば漢字は減少してをる。その漢字減少のために文章は俗語に近きものになれりといふ非難もあるが、これは決して非難すべき次第のものでない。俗語に近寄れば近寄るほどその便宜を與ふる次第であつて、俗語に遠ざかるほどその困難を多からしむる譯である。兎に角實際の有樣に於て漢字減少の傾を生じて居るのであるから、一歩進めて政府の法令を以て、漢字使用の減少を示し、輿論の力を以て漢字使用を減少するならば、遂に漢字全廢に至る時期を早むる次第である。

故に吾輩は右の方法の一つのみ行はるゝもその效力なしとはしないが、成るべくは二つの方法を倂行して以て一日も速かに漢字全廢の域に達することを希望する。

和學者の誤解

漢字の使用を減少すれば、差向きこれに代つて使用すべき文字は假名である。この假名の使用が增加すれば遂に漢字を全廢するに至るであらうといふことは、吾輩の主張する所であるが、世間の漢字全廢論者中には、吾輩の說とその趣を異にする者がある。その說をなす者は和學者にして、是等の人々は漢字を全廢してこれに代ふるに假名を以てしようといふ一事は吾輩と同論であるが、その使用すべき假名は今日世俗に慣用せられて居るものではない。大和詞ゝ稱する一種の古語を使用しようと考へて居るのである。これ吾輩の說と大に異なる所で、吾輩はかゝる古語を以て漢字に代用しようなどとは毛頭考へてをらぬのである。

大和詞なるものは高尙優美なるものに相違ない、雅人の娛樂には最も適當する詞に相違ない、のみならず恐らくは正當なる日本語であらう。さりながらかゝる古語は到底日常の便利をなすものでない、モシも强ひてこの古語を以

て漢字に代用しようといふことであるならば、漢字を使用するよりも更に困難多くして、何等の便利も得る所はあるまい。漢字は成程難解の文字には相違ないが、その字數も多くその意義も廣きものであつて、自由に使用することが出來得るが、大和詞なる古語は全くこれと反對で、その字數も意義も極めて狹隘なるものであるから、到底今日の日新事物を言ひ表はすに足らぬ。この點に於ては大和詞なる古語は、漢字に比して數等劣るものと斷言して宜しい。故に吾輩は漢字を減少してこれに代ふべき文字は古語にあらず、普通一般に使用せられをる所謂俗語なるものを以て代用しようといふ考である。

俗語といへば雅語に對する語で直に野卑なるやうな感想を起す傾がある。無論俗語中には野卑にして使用するに足らない言葉も多い。さりながら俗語盡く野卑なりといふ譯ではない。普通に使用せらるゝ言語は詩でもなければ歌でもない、何れの國の言葉も本來は甚だ俗なるものにして、その俗語と稱するは即ち世俗一般に使用せらるべき便宜を明かにしてをる證據にして、普通の俗語を以て如何なる高尚なる道理も、如何なる六かしき問題も、これを言ひ表はすことが出來得ないものではない。

現に演說速記の類にしても、講談速記の類にしても、また近來多く行はれて居る言文一致體の小說にしても、如何なる事柄にても如何なる六かしき問題にても、俗語を以てこれを言ひ表はし、その俗語のまゝを記載して何人にも了解し得られないといふことのないのみでない、却て大にその了解に便なる次第である。モシ大和詞なるものを以てこれを記載するならば、便利を得るどころではない、言文一致體などは全く望みなきものであつて、一種の困難を除いて更らに數倍の困難を醸す譯である。何を苦しんでこの難解の古語を用ひるの必要があるであらうか、その誤解なることは明瞭であらう。

古語の無用なること右述ぶる如くであれば、この古語に基いて深く假名遣ひを研究する必要はあるまいが、假名遣ひの亂雜なるは文章の亂雜を醸し、恰も漢字使用の亂雜なるが爲めに、文章の亂雜を醸したと同樣の結果を生ずる虞ないではないから、一應假名遣ひを詮議するは決して惡しき事ではない。惡しき事ではないがその詮議の主旨は、普通一般に使用せらるゝにはどういふ風になしたならば便利であらうかといふことを詮議するにあつて、單に古語を標準として俗語を律するといふことは無益の事であらうと信ずる。

無論に漢字を全廢した所で、今日の言語文章はその源を漢字よりも發し、大和詞よりも發してをる。故に漢字を減少すれば假名の使用を增加せねばならぬが、假名の使用を增加したる結果漢字を全廢するに至つた所で、漢字と大和詞とは、多少これを詮議せねばならず、また多少はこれを使用せねばならぬのみでない。學者の事業としてはこれを講習せねばならぬといふことも疑ひないが、さりながら大和詞なるものを以て漢字に代用せんとするならば吾輩の議論と全く反對なるのみならず、決して輿論の贊成を得べき事柄でない。

漢字減少の實例

わが大阪每日新聞は、なるべく文章を平易にして、讀者の了解に便ならんことを努めてをる。それ故に普通の記事はいふまでもなく、論說の如きに至りても談話體に記載することが多い。これわが大阪每日新聞を讀む人の皆知らるる所であるが、吾輩は決して無益にかゝる事をなしをるのでない。

現在の有樣を見るに、文章は漢文に近づけば

近づくほどこれを了解するものは少数である。漢文に遠ざかれば遠ざかるほどこれを了解する者は多數である。これ爭ふべからざる事實であつて、新聞紙の如きは多數の人に閲讀せしむることを目的とし、また多數の人に閲讀せらるゝでなければ、如何なる議論を主張した所で、その論旨を貫徹することが出來ない。また如何なる事項を記載した所で、その事柄を世間に傳播せしむることが出來ない。それ故に文章の平易を努むるは當然の事なりと信じて斯くの如き事をなしをるのである。

文章に於いて旣に平易を努むる以上は、文章を組立つる所の文字もなるべく平易なることを努むべきは無論の次第で、これがためには吾輩の素論として漢字減少を努めてをるのである。漢字を使用することは假名を使用するよりも時としては便利なることないではない。また新聞紙の如きは行數にも限りあり、植字の都合もあるので、已むを得ず漢字を使用せねばならぬこともある。が大體に於て漢字は讀者の了解に便ならざることが多いばかりでない、漢字を使用すればこの漢字に假名を振らなければならぬといふ煩ひもある。漢字を記載してこれに假名を振れば、植字のためにも校正のためにも種々の手數を醸す上に、讀者のためにも多少の煩累を免れないのである。然るに漢字を減少すれば讀者に何等の不便を醸さゞるのみならず、多少の便宜を與へつゝ新聞事業の上にも手數を省き、尠なからぬ便宜を得る譯である。

一歩を進めて漢字全廢の域に達したならば、右の便宜は一層著しきものとなるであらう。その時に至れば歐米に於て使用せらるゝが如く、器械を以て文字を組立ることも容易であらう。新聞事業の上に於て幾多の便宜を與ふるか測るべからざる事である。啻に新聞のみでない。社會一般多く文字を使用する部分には同樣の便宜を與ふる筈である。漢字全廢の域に達してこの便宜ありとすれば、漢字減少の場合に於ても無論その幾分の便宜を得ることは、多辯を須ゐずして何人も了解せらるゝであらう。

また漢字には類似の文字が甚だ多い。故にこれを遣ひ分けるときは、字句の間に多少の妙味を感ずることないではない。けれどもその妙味を感ずるがためには、多少の思慮を費さなければならぬことも亦已むを得ない事實である。而して類似多き漢字を盡く遣ひ分けて、多少の妙味を感じた所で事實に於ては何の利益もない。たとへばヨヮといふ文字の如きは、善の字もあれば能の字もある。また好の字もあれば克といふ字もある。或はまたタヾといふ文字にしても只、唯、唯、但といふやうな文字がある。その他この類の文字は枚擧に遑あらざる次第であるが、漢文を基礎として論ずれば、委しく是等の文字を遣ひ分ける方が宜しい。シカシ實に無益の事である。平易なる日本文としては是等の漢字を一切省き、單にヨイ又はタヾと假名を以て記載したる所で、何等の差支へもない。

右の次第であるからわが大阪每日新聞は、その文章を平易にすると同時に、その難解の文字たると否とに拘らず苟くも減少し得べき漢字は、成るべく減少して居るのであるが、新聞紙はいふまでもなく、法律でもなければ教科書でもない、故に獨り自ら信ずる所を行ふに過ぎない、のみならず或は杜撰の事も多くして、識者の笑を招くことがあるかも知れぬが、兎に角漢字減少はその便利ありて未たその不便を見ないと云ふ實例は、これによつてもその一斑を知らるゝであらうかと思はるゝ。

結論

以上篇を重ねて論ずる所は吾輩の宿論であ

るが、甲にして大誤謬なきものとするならば、政府の筋に於ても法令の力を以て漢字減少を圖ることを努むるやうにありたい。また世の識者にも漢字使用の減少を圖ることに盡力することを願ひたい。漢字使用の弊害と漢字減少の便利とを論ずれば、殆んど際限なきことであるが、歸する所この漢字減少なるものは、さまで困難なる事業でない。而して文明の進歩に至大の便利を與ふることと信ずるにより、敢て宿論を主張して朝野の贊成を求むる次第である。

（明治三十三年一月二日―十日）

御役人風

日本人は何事に對しても中道を行くことが出來ない。無闇に親切過ぎたことを遣るかと思へば又無闇に冷淡に接待ふと云ふ外評がある。吾々は決して此評に感服しないが、シカシ試に鐵道に乗つて見給へ。上等に乗れば鐵道の小使や小役人を叱り飛ばしても彼等がヘイ／＼して居る。中等に乗つても彼等は少し我慢して居る様子だが、下等に乗らうものなら、此方が威張るどころではない、却て小使や小役人に叱り飛ばされ、賃錢を拂つて恐入つて乗つて居るのである。先づ普通の商賣から考へて見れば、下等に乗らうが何に乗らうが兎に角お得意様だ。然るに此奴を荷物同様に取扱つて、宛然豚でも扱ふやうに箱の中に追込むと云ふのは隨分酷い話だ。尤も是はヨーロッパの文明國にも無い話では無いが、日本で遣る程ではない。日本で遣るのは何かと云へば、矢張威張たがるのである。それに鐵道にも限らぬ、市區役所とか町村役場とか云ふ處は勿論、土方人足まで兎角其癖はある。甚しきに至ては郵便配達人が人の家に郵便を抛り込に、家人の取次やうが惡いと云つて小言を云ふ、上の御威光を笠に着ると云ふのか、兎角威張たがる。故に一般の風は何となく力んで居る。或る外人が、日本の町を歩いて見ると悲しんで居る者か怒つて居る者許りである、嬉しさうな貌をして居る者は一人もないと言つた。是も隨分酷い評であるが、併しながら市中を歩いて見ると、何さま悲しさうな顔をして居る貧窮の者か、爾うでなければ何やら澄し込んだ體裁を作ると云ふやうな人が多い。髭鬚などを生して居る連中は、尙更人を睥み附けるやうな風をして居る。爾う云ふ事情であるから警察官が立つて居る所などを見ると、何となく怒つて居るやうに見える。開けない國であれば仕方がないと諦めも爲ようが、最早日本も文明國の仲間入を爲たことであるから、從來の弊風を改めて、國民互に相接するにも最も公平に最も親切にすると云ふことは、適當であらうと思ふ。勿論斯く言うた所が、數年前に比すれば、都も鄙も雲泥の違ひであつて、決して昔のやうな御役人風がないと云ふことは明かであるが、まだ／＼文明國たるに恥ぢないとは言はれないやうに見える。

（『原敬全集』「でたらめ」より）

『日本』

『日本』と云ふ表題

新聞記者

陸羯南

『日本』

新聞紙たるものは政權を爭ふの機關にあらざれば則ち私利を射るの商品たり。機關を以て自ら任ずるものは黨義に偏するの謗を免れ難く商品を以て自ら居るものは或は流俗を趁ふの嘲を招く、今の世に當り新聞紙たるものの位置亦た困難ならずや。然りと雖も自黨の利益を謀るに偏して漫に異論を唱へ曲事を掩ひ以て自ら政黨の機關なりと稱するものは新聞紙たるの職分に缺く所なき歟、時の流行を趁ひ俗の好嗜に投じ昨是今非毫も定見あるなく 恣に文筆を弄して只管讀客の意を迎へ以て自ら政黨外に中立すと稱するもの亦た新聞紙たるの職分に缺く所なき歟。我『日本』は固より現今の政黨に關係あるにあらず、然れども亦た商品を以て自ら甘ずるものにもあらず、吾輩の採る所既に一定の義あり。『日本』の趣旨を特に掲出して初刊の緒言に代ふ。

德操勇氣の以て其本領を保つなく唯だ勢に趨り俗に媚ぶるは自立の道にあらざるなり一個人と一國民とに論なく 苟も自立の資を備ふる者は必ず毅然侵す可らざるの本領を保つを要す近世の日本は其本領を失ひ自ら固有の事物を棄つるの極殆ど全國民を擧げて泰西に歸化せんとし日本と名づくる此島地は漸く將に輿地圖の上にたゞ空名を懸くるのみならんとす二三有識の士あり能く時弊を痛言して大勢の狂奔を塞ぎたれども是唯塞ぎたるに止りて未だ之を正路に反すの功を全うせず日本國民は方に渦水の上に漂ひて其根據を失ふものの如し『日本』は自ら揣らず此漂搖せる日本を救ひて安固なる日本と爲さんことを期し先づ日本の一旦亡失せる『國民精神』を回復し且つ之を發揚せんことを以て自ら任ず『日本』は國民精神の回復發揚を自任すと雖も泰西文明の善美は之を知らざるにあらず其權利自由及平等の説は之を重んじ其哲學道義の理は之を敬し其風俗慣習も或る點は之れを愛し特に理學經濟實業の事は最も之を欣慕す然れども之を日本に採用するには其泰西事物の名あるを以てせずして只日本の利益及幸福に資するの實あるを以てす故に『日本』は狹隘なる攘夷論の再興にあらず博愛の間に國民精神を回復發揚するものなり

『日本』は外部に向ひて國民精神を發揚すると同時に内部に向ひては『國民團結』の鞏固を勉むべし故に『日本』は國家善美の淵源たる皇室と社會利益の基礎たる平民との間を近密ならしめ貴賤貧富及都鄙の間に甚しき隔絶なからしめ國民の内に權利及幸福の偏傾なからしめんことを望む『日本』は國民の富力を增さんが爲め實業の進歩を期し國民の智力を增さんが爲め教育の改良を期す

『日本』は批評諷刺の方法に依り常に善惡邪正の分を明かにせんことを勉むべし蓋し今日百般改良の實を擧げんには政治法律の力よりも寧ろ社會の公德を啓發するに如くものなしと信ずればなり要するに『日本』は内外に向ひて共に信義を旨とし我が『君子國』の稱を回復發揚するに外ならず是の故に『日本』は必しも二十三年を俟ちて多數を國會に占めんと欲する一政黨派の

欲望を充たすの目的あるにあらず又徒らに文舞はし筆をも弄びて無責任の言論を恣にするのみにあらず「日本」は日本の前途に横はる内外の妨障を排し「日本國民」をして其天賦の任務を竭さしめんことを謀るに在り

若し夫れ新聞紙たるの價値如何は讀者の慧眼の在るあり『日本』豈に自ら豫め之を誇稱せんや

（明治二十二年二月十一日）

答兆民生書（一）

嘗て聞く、君子は人の惡を云はずと、吾輩不肖亦た少しく道を學ぶ、至る能はずと雖も心常に之に仰往す、徒らに人の隱微を撥きて其の名を傷くるが如きは吾輩の最も屑しとせざる所なり、若し山林に居て獨善を樂むことを得ば吾輩はそれ風月を弄び、糜鹿を友とし世俗の毀譽得喪を擧げて之を雲煙に付し去らんのみ、又何を苦みて夫の滔々たる者と相驅逐し、名利の徒をして吾輩の淑慝を議せしむべけんや、然りと雖も吾輩竊に自ら信じ敢て操觚の業を執りて未だ止まざるは抑も故あり、道衰へ俗敝れ千鈞を輕しとして蟬翼を重しとす、此の時に當りて流俗の誹議を冒し群小の疾視に抗するにあらずんば焉んぞ百川の東するを支ふるに足らんや、是の故に或は國法の嚴を忘れ、或は俗體の縛を排し、筆を以て刃に代へ、而して危難を顧みざるもの往々才子の爲に嘲らる、蓋し亦た已むを得ざるものあるを以てなり、兆民生足下、昔嘗て官吏の腐敗を憂へずや、私謁の如き、收賄の如き、官威を假りて利を圖るが如き、民心を欺きて福を恣にするが如き、博奕を爲して法を免るゝが如き、或は己れの妻を殺し、或は人の婦を姦し而して尚ほ官爵を有するが如き、或は口に愛國を唱へて心に名利を求め、或は陽に君子を飾り陰に小人を行ふものゝ如き、凡そ斯の如き者は足下之を默々に付するか、吾輩不肖と雖も道に貴賤の別なきを知る、既に貴賤なければ又た官民なし、故に道に逆ふものは天子の宰相と雖も 之を批評し之を諷刺し之を攻撃するに於て憚る所あるべからず、而して況んや衆議院議員をや、而して況んや兆民生の能く識る所の某々の二三氏をや、足下乃ち曰く、議論する所に於て或は虧隙有るを認むる時は之を論難する固より佳なりと、誠に然り、然りと雖も今日の弊は議論の粗精に在らずして行狀の邪正にあり、其の議論は以て君を堯舜に致すに足り、而して其行狀を見れば市井の無賴よりも甚し、今日の弊は實に此に在り、夫れ既に弊の在る所を知る、筆鋒を轉じて此れに向ふ、亦何の不可かある、足下乃ち曰く、巧に揣摩し妙に捏造し小人の常態を把り來りて君子の腹肚中曾て無き所の卑念を虛寫し、滔々天下の人士をして之を妄信せしむるが如きは正人君子の忍ぶべき誠に非ずと、誠に然り、若し人ありて果して足下の言ふ所の如くならしめば、吾輩は進みて之を攻むること決して足下に讓らざるなり、嚮に我が「日本」を誣ひて紳商の保護を受くと言ひ、敢て一二の新聞紙に記載せしめたる者は何人ぞや、當時吾輩は正に足下の言ふ所の如き感を作せしことあり、小人の心を以て君子の胸中を測る、願くば足下此の一言を移して彼の讒誣を放ちし人に示さんことを、吾輩の敢て當る所にあらざるなり、（つゞく）

『日本』と云ふ表題

本紙を發行するに當り讀者の誤解なきを保し難ければ豫め一言し置くべき事あり、本紙の表題を目して或は傲慢に過ぐると爲す者あらん歟、此の表題を掲ぐるに當り吾輩にして之を一の特有名稱となし專用若くは誇示するの意ありとせば傲放の譏固より免れ難しと雖も吾輩は何ぞ此の癡愚虚飾を事とせんや、

日本は往時西洋諸國を蔑視して毫も其の事情を辨へざりしが一たび國を開きて此等諸外國と交を結びてより有形無形數多の點に於て彼の我に優ること遠きを知り頓に洋風模倣の意を生じ百事則を彼に取るに至れり、是に於て西洋事物の我國に傳來すること決水も啻ならざるは數の免れざる所にして怪むに足らざることとなれども其結果に至りては大に吾輩の望を失へる所なり、有益純良なる結果と共に悲むべき痛むべき事實も亦出現し來れり、第一に政治論に就きて之を言へば權利及び自由の説は一方には共和的無政府に近き粗暴劇烈なる主義を生じたると同時に他の一方には極端なる獨逸主義の論者はビスマルクの專制主義を羨慕するあり、學説に就きて之を言へば一方には鄙猥なる厭世論及び虚無論ありて之を奉信する人々は空寂無爲の内に人世の活動を忘れ冷淡嘲笑の間に社會の事物を議し又は只肉體五官の樂を是れ事として一世を徒費せんとす、他の一方にはダルウヰン及びスペンセルを妄信する輕卒なる學者あり、至適生存の理を諸般の事に適用して百事泰西の開化に若かずとなし、甚しきに至りては我日本人民をも悉皆カウカシヤン人種に化せんことを望む者あり、此他或はベンタムに沈溺し或はミルを過信し眞正の最多幸福主義を誤りて最も淺劣なる食樂主義に陷る者あり、彼の經濟と實業とは吾輩も亦之を我國に適用して最も便益あるべしと信ずる所なり、然れども是亦西洋主義の極端論に苦められて弊を受くること甚し、此等の徒は動もすれば時代と場所とを顧みずして僅々の年月にバルミンガム若くはシカゴの盛觀を我國に致さんと期し二三の牛蜞のために貧困なる幾百萬人の利を擲つも恬然意に介する所なし、此の徒は只富人政治のみを以て極樂界と看做すものなり、

我工業は歐洲著名の批評家も其の特立固有の美あることを許せり、然れども是も亦西洋の機械製品に若かずとなして放擲する者あり、所謂演劇院本等の改良論も亦同一の心醉に出でたるものなり、法律は人民に必要緊急なるよりして起るべきものなるに是も亦西洋の甲國又は乙國の法律を飜譯模擬するに外ならず、人民の風俗も亦容易に變更すべしとの妄想を抱くものあり、其理由は人民の習慣傳說嗜好經濟等に適すると否とにあらず、只彼は歐洲にして此は日本なれば宜しく歐洲風に化せしむべしと云ふにあり、斯くて男女日用衣食住の具遊戯歌舞の法に至るまで擧げて西洋に倣ひ資本もなく技巧もなくして開明國の奢侈を我が首府に移さんことを望み躬親ら世界の首府とも謂ふべき巴里の豪華を夢みつゝあるが如きは徒に西洋に心醉する者の通觀なり、

以上述ぶる所は是れ實に近來に起りたる事實の重なるものなり、其他は枚擧に遑あらず、今吾輩が非として論ずる所は此の極端なる西洋主義にあり、其理由は他なし只此の西洋心醉を以て我國の利に非ずと信ずればなり、抑々今

日に於て西洋諸國の我に優れる開化を占むることは何人たりとも之を知らざる者なかるべし、吾輩も亦權利自由の說を重じ此等諸國の法律を貴ぶ者なり、吾輩は哲學道義の理を敬し西洋諸國の工技文藝を愛するものなり、其經濟的實業的の事に感服するものなり、風俗習慣の或るものに就きても吾輩も亦西洋を欣慕することなきに非ず、然れども此等重愛する事を我國に傳へて採用するに至りては大に其適否を考へざるべからず、採用は實に主要の問題なり、吾人は西洋事物を只其西洋事物たるを以て採用せず日本の利益幸福なるが故に之を採用する者なり、西洋に於て善良なる事物も我國に移して適當ならざるものは棄てて之れを顧みざるなり、吾輩が本紙を發刊するの意も亦實に此にあり、日本のため日本存在のためにありて毫も他に非ず、讀者幸に此意を諒せば吾輩の此の表題を揭ぐるも亦失當ならざることを知るべし、

（明治二十二年二月十一日）

答兆民生書　（二）

足下特に河島末松二氏に係る事を擧げて吾輩を攻む、亦た奇と云ふべし、『日本』の紙上に於て忌憚なく攻擊諷刺を加へたる者は特に二三の人のみならず、而して皆な吾輩の見て以て道に違ふものと爲すに因らざるは莫し、若し吾輩の謬見誤聞に坐するものなれば謹んで之を正すに躊躇せざること足下も亦之を知らん、河島氏奉答を拒みたることは全く我が『日本』の寄書家の誤聞に屬す、故に氏の辯駁を揭げて以て其の論の根據とする事實を抹殺せり、足下曰く陽に議場の辯を衒ひ陰に上官の威を畏れ、往復趨走し委隨搖曳して名を全くし後を圖るが如き云々と、若し末松氏其人にして之を爲すあらば足下當に先つ交友簿冊中の姓名を抹すべし、親交ある足下猶且つ然り、況んや一面の識なき新聞記者に於てをや、若し其事ありと聞かば之を記載して攻擊諷刺を加ふ、固より其所、亦何ぞ怪むに足らんや、足下擧ぐる所の人々に君子か小人か吾輩の知る所にあらず、足下之を君子なりと言ふ、是れ足下の信ずる所のみ、今足下其信ずる所の人を擧げて他人亦た同じく信ぜんことを求む、亦た難からずや、足下の信ずる所を信ぜざる故を以て直ちに之を不德なりと稱す、抑も亦た酷且つ擅ならずや、足下又曰く、光明世界自ら餘饒有り、何を苦みて故らに隱微幽暗の鄕を搜索して之を文にし之を詩にし小人の悅を買ひて紙面の多售を圖ることを爲さんやと、誠に足下の言の如し、吾輩は小人の悅を買ふことを欲するものにあらず、否な寧ろ其の憎みを畏れざるものなり、唯だ隱微幽暗の鄕を搜索し云々と云ふに至りては一言以て辯ぜざるべからず、思ふに今日の世は人唯だ法律を見て道義を忘る、苟くも法律に違はざれば則ち善人君子と爲るを得べし、嗚呼是れ免れて恥なきの俗なり、此の時に當りて道義の制裁を司るものなくんば、何を以てか弊習を匡すべき、吾輩不肖と雖も夙に董狐の筆を以て任と爲さんことを期す、故に事少しく私隱に涉るものと雖も其の關係の大なるものは往々之を諷刺に託して以て自省を冀ひ敢て親疎の別を其間に置かず、竊に謂らく是れ毫も慚德なしと、（つゞく）

新聞記者

（一）

▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲自ら此題の下に記述する理由

自ら其の占むる所の職分位置を論評するは甚だ困難の事なり、之を重しとするときは則ち自ら誇るに似たり、之を輕しとするときは則ち自ら侮るに似たり、之を重しとせず又た之を輕しとせざれば則ち寧ろ言はざるの勝れるに如かざるなり、今吾輩が此の困難を侵して敢て論評を試る所以は亦た已むを得ざるものあればなり、新聞紙の數は近來に至り益々増殖し、全國を擧げて之を算ふれば、殆ど二百種の多きに達すべし、而して其一割以上は吾が中央都府なる此の東京にあり、此の數多の新聞紙にして平均各々日に三千枚を發行するものとすれば、即ち無慮六十萬枚の發行にして之を人口三千萬人に割付くれば百人に付二枚づつを讀過するに相當す、夫れ百人に二枚の割合は即ち五十人に付きて一枚の割なり、此の五十人の内より文盲者幼年者及び其他の不讀者を除くときは實際は殆ど三十人に付きて一枚の新聞を讀む割合と爲るべし、歐米各國に較すれば未だ甚だ多しと云ふべからざるも、我が國の往時に比するときは則ち思想の傳播漸く其の敏速を加へたりと謂ふべきなり。

立憲政體の將に實施せられんとする今日、購讀者は今より愈よ増加すべく、又た新聞紙の數も日を逐うて愈々繁殖すべし、現に東京に於ても既に三種の新聞紙は新たに生れたるにあらずや、此の時に當り新聞記者たる者は一層己れの位置及び職分に注意せざるべからず、吾輩は特に所謂政事的新聞の記者に付きて之を言ふのみ、今日の新聞記者は固より既に其の位置及職分の如何を知らん、然れども輿論及政黨が夫の内閣と共に實際的運動を始むるの時に至りては、新聞記者の覺悟も亦た今日迄の如くなる能はざるべし、吾輩は新聞記者の職を以て至重の職となすものなり、特に我が日本社會の現狀に於て最も其至重を感知し、特に立憲政體の實施を始むる今日に於て最も其の至重を感知す、而して吾輩は此の至重なることを感知すると同時に、吾輩の不肖なる十分に其の職を盡す能はざることを感知す、吾輩既に之を感知す、故に聊か爰に困難を侵して新聞記者の當然此の社會に占有すべき位置職分を述べて第一に一般の購讀者に告げ、第二に當路者に告げ、第三に所謂政黨員たる者に告げ、第四に吾が同志者に告げ、而して第五に不遜ながら世の同業者に告げ、以て將來少しく考量せられんことを希望す。

▲▲▲▲▲▲▲▲▲政事的新聞記者の職分

政事新聞紙の記者は政事上に其職分を有し自由に公論を代表して國家に勢力を及ぼすものなり、斯る重大の職分を有するが故に、新聞記者は顯著なる資望を負ひ、寛裕なる教育を受け、該博なる知識を蓄へざるべからず、且つ新聞記者は常に銳眼を開きて日々一切の事流を通觀し、特に敏才を抱きて一切の計畫一切の動機一切の意向を洞察するを要す、此の數言は折衷學者、即ち各國の論派を斟酌して妄に一家の斷見を加へざる夫のブルンチュリ氏が其の著書に於て吾輩に教へられたる所なり、新聞記者の職

分は實に斯の如く重し、世の同業者には人材多し、能く此の職分を竭す其人は決して乏しからざるべし、然れども吾輩自身は私に其の任に非ざることを恐るゝものなり、唯だ一片誠實の心は吾輩をして膽大ならしめ敢て其の重任を負ひて今日に立つことを得るのみ、夫れ政事上の職分は營利の業を爲すに非ずして一の公職たり、新聞記者の職分は則ち其の一種なり、而して官の命を蒙るにあらず、又た民の託を受くるにあらず、然らば新聞記者の職は一の天職なりと云ふべし、自ら進んで此の天職に當る、庸才凡識の固より能くすべき所にあらず、是れに因りて之を見れば新聞記者たる者は其の財産以て自ら養ふに足り其の智能以て自ら處するに足るに非ざれば不可なり、啻に然るのみならず、眼中に國家を置き自ら進んで其の犧牲と爲るの覺悟あらざれば不可なり、吾輩自身は此の點に於ても亦た大に心に恥づるなき能はず。

▲我▲が▲國▲今▲日▲の▲新▲聞記者

吾輩自身の不肖にして任に堪へざるは固より論なし、今日我が國の新聞記者、即ち他の同業者は、能く其の職分を竭す者又能く此の天職に堪ふる者は其れ幾人かある、銳眼と敏才とは暫く措き、其の資望其の教育其の智見に於て適當なるもの果して多き歟、自ら奮ひて國家の犧牲たらんとの覺悟に於て十分なるもの果して多き歟、吾輩は其の如何を斷ずるに甚だ困難なり、ブルンチュリ氏曰く、文化の進歩は危險の進歩を伴ひ來る、百事に於けるが如く新聞紙社會にも亦た之を見る、夫の營業的新聞記者の風(プロフェショナル、ジュルナリズム)は卽ち是なり、彼等は眞の智能なく又た愛國の心なく萬事に冷淡にして當り障りなく巧に筆を回し、唯だ公衆の情感を利用せんことを是れ勉むと、世實に斯の如きの弊習あり、之あるが爲めに新聞記者全般の品位は甚だ卑し、然れども所謂大新聞なるものには斯る風を容るべからず、若し之あらば識者は必ず其眞相を看破せん、獨り惜むべきは新聞記者自ら其力を恃まずして文事以外より他の姓名を假り來り、揚々以て世に公示し以て其の賣高を多くせんと欲するものは猶ほ今日に存することを、「敍跋籍他名士筆。著書不直半文錢」、是れ或人が著述社會を嘲りたる戲句なり、今や往々其例を新聞社會に見る、是れ豈新聞記者が自ら其の品位を損じ並せて同業者一般の品位を損するものにあらずや、此一事以て我が同業者中に適任者の多からざるを知るに足る、而して吾輩自身亦た其の中に算へらるゝことを辭する能はざるか、噫。

(二)

▲機▲關▲新▲聞▲と▲獨▲立新聞

政治上の團結は皆な一二の新聞を有して其思想を發表するの具と爲す、此の新聞を名けて機關新聞と云ふ、機關新聞にあらず、又た營利新聞にあらず、而して一定の識見を有して以て輿論を代表又は誘導する所の新聞あり、此の種の新聞を名けて獨立新聞と云ふ、新聞の種類何れか一方に屬せざるべからず、其の種類の如何によりては記者の職分も亦自ら差違なきを得ず。

機關新聞なるものゝ記者は殆ど運筆の自由なきものなり、然れども主人たる黨派の爲に勉むること甚だ忠實なるの故を以て其論は頗る切迫且つ痛快なるを常とす、之に反して獨立新聞の記者は思想の自由を完有して其の筆を運らす、然れども其の眼中に一の敵味方の別なきを以て攻撃回護共に幾分の餘地を殘し、從つて論鋒に鋒芒乏しきの弊あり。一長一短一得一失二者の間其の優劣を定むること容易ならず、唯

たゞ機關的記者の責任か獨立的記者の責任に比して甚た輕きことは爭ふべからざるに似たり、然れども黨派の勝敗に付いても事業の盛衰に付いても一方は全く其の責任を負ひ他方に殆ど其の責任なし、何となれば後者は殆ど被傭人にして皆な主人の命を聽くものなればなり。

▲▲▲▲▲▲機關新聞の記者▲▲▲▲▲▲

且つ機關的記者の職分の最要なる所は其黨類を廣め其の黨力を張り又は其の黨の過失を掩ふに在り、輿論の標を代表すと云ふよりは寧ろ輿論の衣を剝ぎて自ら被らんと欲するものなり、輿論の歩を誘導すと云ふよりは寧ろ輿論の尾に附きて奔走する者なり、是の故に機關的記者は其の心に理ありと思ふことに付きても時としては之を攻擊し、其の心に非なりと思ふ事に付きても時としては之を贊賞す、其目的とする所は理非の點にあらずして多數の人望を買ふに在り、黨力を張るに在り、黨類を廣むるに在り、而して所謂輿論の爲に又は社會風潮の爲に使役せらるゝを免れず、若し夫の營業的記者と異なる所を求むれば、唯だ一定の主義綱領なるものを其の主人なる黨派より與へられ、之を標準として筆を取るの一點なるのみ、然れども此の主義綱領なるものは屢々彼等の筆を縛りて其の職分の完行を妨碍す、何となれば多數の俗望を買ひて黨力を張らんと欲するには、終始一定の繩規に據り得ざるの場合あればなり。

▲▲▲▲▲▲獨立新聞の記者▲▲▲▲▲▲

獨立新聞は屢々夫の營業的新聞と混一視せらるることあり、何となれば政黨の機關にあらざる一點は外形に於て酷だ相肖たればなり、然れども營業的新聞は一定の識見なく唯だ多數の讀者を得て印刷したる報告を賣り付けんことを是れ勉むるのみ、獨立新聞は則ち然らず、夙に一定の識見を挾みて重要なる事項には一々己れの判斷を付け、强ひて世人の氣に入らんことは固より其目的とする所にあらず、是れ實に營業的新聞と異なる所の要點なりとす、是の故に之が記者たるものは第一に識見及節義あるに非ざれば不可なり、否な寧ろ此の者ありて而して始めて此の新聞あり、記者自身は即ち新聞事業の主宰たらざるを得ず、此の點は正に夫の機關的記者と異なる所なり、獨立的記者の頭上に在るものは唯だ道理のみ、唯だ其の信ずる所の道理のみ、唯だ國に對する公義心のみ、其他に牽制を受くべきものあらざるなり、故に機關的記者に比しては其筆は自由なり、而して營業的記者に比しては一定の識見あるだけそれだけ不自由たり、機關的記者は黨派に事へまつることを其の職分の最要となし、從つて其黨派の周圍に人心を集めんが爲め時勢、風潮に逆ふの勇氣を有たず、然れども獨立的記者は黨派の代りに道理を其の主人と爲し、時ありてか輿論を代表せずして寧ろ之を誨誘するの職分を有す。

▲▲▲▲▲▲新聞記者本來の位置▲▲▲▲▲▲

是れ世界の大勢なり、是れ社會の風潮なり、是れ全國多數の輿望なりとて理非邪正の如何を問はずに大勢又は風潮又は輿望と云ふ事實を第一の盾に取ることは新聞記者の常習なれども、是れ記者自ら其の本來の位置を忘れたるものなり、大勢風潮輿望の如きは道理を確むるの一具なれども、決して道理其の物にはあらざるなり、道理は道理なり事實は事實なり、若し國家不幸にして智德不足の公選議員多く、從つて議會の討議或は不道理に走ることあらんか、新聞記者たるもの此の時に於て猶ほ輿望と云へる事實を取りて之を道理と看做すべき歟、此場合に於ては新聞記者の位置始めて困難なり、特に機關的記者の位置は甚だ困難ならん、戰場に於て

は舌を用ゆる者固より刀を用ゆる者に及かず、議場に於ては筆を用ゆる者固より舌を用ゆる者に及かず、故に筆を執る者は常に軍人を敬し議員を敬するの義務あり、然れども道理の世界に於てはデモスセースの舌遂にフキリツプの暴兵を禦けたるが如くシセロンの筆は能くカチリナアの反逆的辯論を撃破したるにあらずや、マザード氏は政治的記者に望みて曰く、徒らに政事上に筆を執らんと欲する者は眞の記者にあらず、記者たるものは政事に論及するのみにて能事畢らんや、之を論ずるに高尚の道理と獨立の精神とを以てせざるべからず、彼れ自身に主義思想を有せんことを要すと、然らば新聞記者の本來占有する位置は知るべきなり、新聞記者は學者と共に自ら社會の上位に其の位置を占む、否な上位を占むと自信せざるべからず、政事家の器具と爲らずして其の顧問たることを自信せざるべからず、輿論の幇間と爲らずして其師友たることを自信せざるべからず、獨立的記者は勿論のこと黨派的記者と雖も此の自信なければ十分に其の職分を盡す能はざるなり、吾輩は今新聞記者たる地を離れて假りに身を局外に寄するの故を以て聊か此の篇を草するの勇氣あり、然れども草して爰に至れば自ら省みて赧然たること久し。

（三）

位置職分と事業との矛盾

新聞記者の職分及び位置は前に述べたるが如く重大にして且つ高尚なり、本來に於て斯くの如き職分位置を有するに反して、記者たるものは最も世俗に密接し其の身は社會の出來事に追隨して常に劇忙を甘んぜざるべからず、此の劇忙と云ふことは直に其の重大及び高尚と云ふことと相衝突するに至る、之を譬ふるに新聞記者其の本分に於ては衣冠を正して中堂に坐すべきものなり、而して事の實際に於ては夫の郵便脚夫と同じく、雨笠草鞋以て日夜巷間にまで奔走せざるを得ず、之を新聞記者身體に於ける內外の矛盾と爲す。

シヤトーブリヤン氏は其の「立憲君主論」に於て新聞記者は輿論の裁判官なりと云へり、然り新聞記者は實に一の大審法官と云ふべし、其權を以て曲直を斷ずる者は司法有司なり、而して其の道を以て是非を斷ずる者は新聞記者なり、新聞記者は猶ほ郵便脚夫にして裁判官を兼ぬるものの如き歟、何ぞ其の位置の高くして其の行動の卑しき一に此に至るや。

讀者の記者に與ふべき寛宥

其の位置よりすれば深重ならざるべからず、其の事業よりすれば敏速ならざるべからず、是れ記者たるものの最も困難とする所なり、世の讀者は新聞記者に向つて報告の速かならんことを望み、論斷の簡ならんことを望む、而して速と簡とは其の筆を深重にすることを許さず、深重ならざれば則ち報告論評に粗漏あることを免れず、記者既に社會の嚮導を以て自任し輿論の裁判を以て自任す、然らば其の筆を下すに輕躁淺薄なることを望まざるなり、然れども讀者は常に速と簡とを請求し、其の謬誤あるを厭はずして寧ろ其の緩慢なるを嫌ふ、且つ新聞紙上の文字は其の生命僅に一日間に過ぎず、記者假令愼重に筆を下すも、其の機を失へば復た用を爲さざるなり、然らば則ち報告の或は誤謬あり、論評の或は淺薄なるも讀者固より之れを寛宥すべきや當然と云ふべし、唯た報告の敏速にして正確なる、論評の深密にして適切なる、行文の簡明にして巧妙なる、能く此の三者を兼有するは新聞記者其人の技量如何に屬するのみ、吾輩の企及し易き所

にあらず。

新聞記者は權門に忌まる

喬木は風を受くること多し、新聞紙は權貴の身上又は其の事業に付きて最も之が報告に勉め、最も之に論評を下し、而して其の文鋒も自ら之に向つて銳利なるを常とす、蓋し亦た自然の趨勢なり、故に記者たるものは一般の讀者に愛せらるゝほど權貴社會の讀者には厭忌せられざるを得ず、吾輩は近著のナインチンツ、センチュリイを讀むにグリンウード氏なるものの著論あり、實に新聞紙と占權者との關係を說きたるものなり、其の說に曰く、何等の國を問はず、新聞紙の勢力が政府の爲に喜ばるゝは絕無の事に屬す、此の勢力は政府に向つて常に對抗的勢力たり、屢々抵觸的勢力たり、又た時としては命令的勢力若しくは破壞的勢力たり、其の原因は他にあらず、人の位置を拜崇せざるの點に在り、新聞記者は忌憚なく批評するを以て其の職分と爲す、從つて其運動の範圍は政府と人民との中間に在りて兩者に關係を有し、殊に後者の利益と爲ることに銳意するものなり、新聞記者は時として不十分なる報告を仰山らしく記載し、或は事實の儘を猶豫なく露布し、又は過失誤謬詐言陰謀を指摘し以て權門に妨害を與ふること無しとせず、是故に新聞紙を以て最有用の器具と爲すの國々と雖も、上等社會は決して記者を悅ぶことなく半ば之を怖れ半ば之を厭ひ而して之を近づくることなし、何となれば生平之と親交するも何時自家に反對する乎を知る能はず、且つ最文明國に於ては常に獨立新聞記者ありて奴隷の風を脫却し新聞營業者の如く卑屈ならず、利を以て抑制し難ければなりと。

營業的又は機關的

の記者は權貴社會の厭忌を避けんと欲して自ら不羈獨立の位置に陷るを免れず、彼等は時として權貴社會を仇敵の如くに見做すことあり、夫れ故に時としては又た權貴社會を無二の味方と爲すの機運に遭遇せざるを得ず、何となれば權力の轉變常なきことは政事上の自然法にして、彼等の筆は其の時の人心と其の時の黨勢とに應じ、此の自然法に驅られて敵味方の方向を替へざるべからざればなり、世の人心正に權貴を怨むの時に在らんか、又は其の黨派正に權勢を占むの時に在らんか、斯る場合に於て記者其の筆鋒を權貴に向けざれば自家特別の目的を達する能はず、然れども若し反對の場合に遭遇せんか、忽ち其の鋒を逆まにして權貴の味方と爲らん、何となれば彼等の身位は主觀的運動を制限して常に政變と動止を共にせしむればなり、眞正に獨立的記者と稱すべきものは、其の筆多く政事に涉るとは雖も、本來に於ては政事の世界のみに齷齪するものならず、從つて政變の波と上下することは甚だ少し、故に必ずしも權門を仇敵とすることもなく、又た必ずしも民間を味方とすることもなし、敵味方の差は常に自家信ずる所の道理に命を聽くのみ、是れ夫の營業的又は機關的の記者と大に異なる所なり。

（四）

新聞記者と政黨內閣

吾輩は機關新聞の記者に付きて政黨內閣即ち其の黨派の占有する內閣との關係を吟味するの必要を見る、彼等は政黨內閣を熱心に希望せり、然れども彼等は主義及び首領に付きて早晩必ず其の去就を決せざるべからざるの困難に遭遇せん、世人は現に昨年に於て其の實例を目擊せり、內閣更迭なるものの裏面には政事家常に必ずしも賢明方正ならざるの事實を伏す、如何に賢明方正に見ゆる人材と雖も、時には救ふべ

からざるの失策又は恕すべからざるの曲事を作すことあり、是れ機關的記者が進退維谷の由りて生ずる所なりとす、若し其の記者にして之を默過し又は之を辯護するあらんか、一時卑屈偏頗の譏を招くのみならず、又永く紙面の汚瀆を洗除すること能はざるに至らん、之に反して斷然攻擊を爲さんか、爲に其の内閣を弱め從つて其の政黨を弱め、終に記者自身にも非常の反動を受くるの恐れあり、グリンウード氏は此の場合に於ける機關的記者の事情を描きて曰く、

新聞社會の内情に通ずる者は斯る事實の屢々現出すべきことを知り、如何なる苦痛、愁嘆、忿怒、憂悶の其の編輯局に起るべきかを知るべし、若し其内閣の失策が唯だ非難を受くべき過誤又は弱點を表すべき詐謀と云ふに止まらば猶ほ可なり、時として政治上平素の主義に背逆を企つることもあるべし、細言すれば其の政黨の希望、待遇、信任、盡力、委託に背くものもあるべし、此の際に當り記者たるもの如何に處すべきや、

而して氏は此の困難に處する道を教へて曰く、

吾人の多く一致せる意見は他なし、唯だ正義の示す所に向ふあるのみ、即ち其の良心に從ひ、其の職分の本道を行き、内閣の利己、卑怯、叛逆に敵對して寧ろ主義及委託の味方と爲り、内閣員たる黨首の勇義及責任心を回復せしめ若くは其の勇退を勸奬せざるべからず。

▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲政事家が記者を遇する禮法

吾輩はグリンウード氏の意見に同感なり、然れども世に所謂機關新聞の記者は氏の意見を斷行するの勇氣なきを常とす、現に吾輩の最も信用する記者と雖も恐らくは此の勇氣なからん、何となれば記者自身は獨立の精神なくして多くは政事家の器械たることを常習として甘んずればなり、政事家は常に記者の此の不獨立を利用して己れの便を謀らんと欲す、故に種々の手段を以て記者を好遇し、或は暗に其の聲譽を露布せしめ、或は己れ自ら明言し得ざる意見を代言せしめんことを恃む、而して若し毫末にても己れの不利益となる記事若くは己れの敵の利益と爲る記事あれば痛く記者に向つて苦情を言ふこと猶ほ嫉妬深き婦人が其の情人に怨言を吐くが如し、是れ豈政事家が記者を遇するの禮法ならんや、國士を以てすれば國士を以て之に交はる、政事家にして若し眞に新聞記者を朋友にせんと欲せば、十分に之が獨立を認めざるべからず、不獨立を利用し若くは獨立を籠絡して不獨立たらしめんとすることは眞政事家の爲すべき所にあらざるなり、グリンウード氏曰く、

彼の名譽に汲々たる廣告的政事家は此の如き術策を用ひて時に成功することなきにあらず、然れども其の手段は僅に之に手腕を貸したる良記者の看破する所と爲る、一時虛名を以て世人を驚すも久からずして其の實力相當の地位に復す、有力なる人材が常道を履みて階級を登るは之に比して甚だ立派なり、飛び越しと跳れ上りとは從來人の誇る所なれども、余を以て之を見れば全く無益なり云々

以上は虛名家を指したる說なれども移して以て夫の術數家に應用すべし、新聞記者を器械視して全く己れの用を爲さしめんとするは常に禮法に背くのみならず、又た利益に反するの事たり、獨立心の乏しき機關的記者は甘んじて其の用を爲すに至るべきも、政事家は此の弊風を濫用せずに寧ろ成るべく之を奬勵して其の獨立心を回復せしめざるべからず、經濟に長ずる者は其貨幣を金匣に封入し置かず、之を銀行に預けて利殖を圖る、政事家は其の器械を手元

に[illegible]するは愚策なり、之を放縱利殖して使用するの優れるに如かざるなり、

新聞記者の交際

世人が新聞記者を愛する筈はなし、然れども之を怖るゝの結果として成るべく新聞記者を敵にせざらんことを欲す、蓋し世に不正の記者ありて屢々人の陰事を摘き屢々人の信用を傷けたるが故ならん、故に今日に至りては苟も公會に類するもの必ず新聞記者を招き、夫の藝人社會を遇するとは其の理由に差異あれども、結果に於ては殆んど異同なしと云ふべし、機關的記者は其の黨派の關係より營業的記者は其の商賣の關係より、各々之に赴くの必要あり、而して獨立的記者は社會の禮法によりて故なく臨席の榮(若し榮と云ふことを得ば)を辭することを得ず、斯の如き通常の交際は固より論ずるに足らずと雖も、多少政事に關係あるものに至りては頗る謹重を要するものなり、グリンウード氏は曰ふ、

若し新聞記者にして一の職業を補するを得ば、世に斯の如く徹頭徹尾外交的なるものはあらず、外交術は虚僞の術なり、故に衒惑隱微詐僞は寧ろ輕蔑すべからざるのみならず、之を巧に使用することこそ外交的と云ふべけれ、新聞記者も亦た此の如きものなり、然るに獨立は其の自負すべき大要件なり、獨立なければ新聞記者亦た無きなり、且つ此の獨立は他の獨立の如く自由に擒縱すべからず、一たび其の手を去れば復た歸ることなし

吾輩は記者の位地を外交家と同樣に虚僞の術を要するものとは信ぜず、然れども其の交際に於て自己の獨立を亡失せざらんことに注意するの點は誠に其の説の如し、特に今日の政事社會の如く權謀、術數、詐僞、衒惑を以て塡充せらるゝ時代に在りては、記者たるもの其の最も信用する人即ち其の知己と信ずる人にあらざるよりは容易に其の獨立を交換すべきほどの交際を爲すべからず、是れ吾輩の深く信ずる所にして識者は固より視て以て偏屈と爲すことあらざるべし。

(五)

新聞記者と政黨派

新聞記者は政界の一公人なり、然らば今日世俗の言ふ如く必ず何れかの政黨に屬せざるべからざる乎、此の疑問は前號の「記者本來の位置」として述べたる一段を讀むときは自然に釋然たるべし、然りと雖も從來我が國に在りては、政治新聞たるもの必ず政黨の機關たり、新聞記者たるもの必ず政黨の一員たり、然らざるものは世俗の好遇を受くる能はざるのみならず、同業者中に在りても之を賤めて無主義と稱せり、蓋し此の無主義と云ふは多くの場合に於て即ち無黨派と云ふの意味に過ぎざるのみ、吾輩は屢々奇怪なる問を受けたることあり、「日本」は何主義なるや、足下は何黨なるや、吾輩は答へて『日本』は日本主義なり、余は何黨にもあらず日本臣民なりと曰ふ、問ふ者猶ほ解せずして去る、思ふに此輩の腦中には獨立新聞と云ふ思想はなし、強ひて此の思想を抱かしめば、直に夫の營業新聞と混同し去らんのみ、世に自ら進歩主義又は自由主義と稱する者あり、彼等の仲間にも猶ほ百年前の泰西風を夢みる者あり、記憶の墓中に葬らるゝ舊政論者の遺文を根據として敢て、今日の政略に喙を容れ、一個人の政事運動は危險なり、政黨の軍隊中に組入れよ、黨派の機關にあらざる新聞紙は無主義なり、一定の主義を定めよなどと途方もなき囈語を此時代に放ちて恥づることを知らず、嗚呼亦た憫むべ

きのみ、彼等は新聞記者と政黨員との間に職分の區別あるを知らず、殊に此區別が近世に至りて益々明白なることを知らず、機關新聞の記者が政黨員に隷屬するを見るに慣れて政黨隷屬の外に記者あることを知らず、是れ其淺識に坐するのみ。

▲▲▲▲▲▲▲▲政黨員としての記者

世に政黨の隷屬を離れて自ら中立の地に卓立し、其の信ずる所の道理を基礎として諸政黨の言動を偏頗なく批評する獨立記者は絕えて無きにも非ず、然れども知識の猶ほ幼稚なる今日の政界には黨屬記者ほどに厚遇を受くる能はず、且つ獨立新聞は機關新聞と異なりて義務的購讀者を有せず、又た營業新聞と異なりて商賣的資本家を有せず、從つて自ら其の事業を維持するに甚だ困難なり、此等の原因により、多くの新聞記者は營業新聞記者と爲らざれば則ち去りて政黨に入り政黨員として記者たることを常とす、故に吾輩は此の黨屬記者に付きて重複ながら尙一言を費さざるべからざるなり、グリンウード氏は最も適切なる評言を吾輩に與へて曰く、

今世に至り、新聞記者が政黨首領に隷屬することは甚しき失計にして且つ甚しき不幸なり、記者が一の政事家又は政事家の一群に奉事するは固より其の人を敬信するに因るならん、然れども彼等は大抵其の政友と云ふよりは寧ろ食客と云ふ有樣を多しとす、若し政友たらんには縱令政黨の一員たるも、新聞記者としては自ら一方の地を占むべきものなり、即ち彼等第一の義務は其の黨派の爲にするに在り、政事家其人の爲にするにあらず、政事家と新聞記者とは實に其の地位を異にせり、兩者陰に欵を通ずとは雖も表面上は獨立の裁判官たることを自ら公言するものなり、又た信用の爲には斯く公言せざるべからず、

然れども凡材庸識にして政黨首領の驥尾に附する新聞記者は縱令自ら其の位置の如何を知ると雖も、黨派全體と政事家一身との間に實行的差異を立つること頗る難からん、思ふに黨屬記者と獨立記者との關係は猶ほ行政裁判官と通常裁判官との如し、其の獨立の程度に差ありと雖も裁判官たるに於ては同一なり、而して黨屬記者の其の黨派に對するは猶ほ行政裁判官の大臣に對するが如し、政府の利益に傾向することは其位地に於て寧ろ當然なれども大臣の指命に從ふことは不正たるを免れず。

▲▲▲▲▲▲▲▲黨屬記者と黨派運動

去れば黨屬記者は記者として甚しき不幸に相違なきも其の黨中に在りては一の裁判官たるを得べし、苟くも裁判官たるの位置に居る以上は不十分ながらも行政官の外に卓立するの覺悟なくして可ならんや、グリンウード氏は斷じて曰く、

黨屬記者は政黨の術策陰謀を助くる爲に其の主義道德を輕く犧牲に供すること往々其の例を見る、元來政黨の斡旋者は其の反對者を政府より排斥し、及び自黨を保護するの大目的に關しては隱蔽、回避、虛僞、其他の術策を施し、其の良心の許さざる政略を取ることを厭はざるものなり、然るに新聞記者とは其の黨義を主張するの希望を以て筆を取るべきも、敢て政黨の急を救ふの義務を有せず、又た隱蔽、回避、虛述及び不正の行はるゝに當り同盟者として之を補助するの責任あるにあらず、要するに黨屬記者は宜しく正直なる黨員として其政黨の抱持する主義の大體に基きて立つべきなり、政黨の首領如何に高貴な

るも其の主義の執行者に過ぎず、即ち記者の手より定則を取り之れを擇みて執行するものなり、公務執行の細目には全く主義の大綱に關係なきもの甚多し、政事家の運動には記者たるもの連帯の責任を有すべからず、若し記者が一個人の依頼に應じ一個人に尊敬を表し又た一個人に義務を盡さんが爲め、種々の隱蔽、詐僞を記するに至らば、實に自ら其の職分を欺き併せて國家に背くものと謂ふべし、

行政裁判官は政府の部分なれども、行政部の失計には連帯の責任なきのみならず、寧ろ其の失計を明白に裁判せざるべからず、黨屬記者は宜しく此の一節を三復して其の記憶に留むるを要す、然りと雖も今日事の實際を見るに、政黨員は固より新聞記者を使役せんと欲するのみならず、新聞記者自身も亦た進んで政黨の運動に干與せんことを望むに似たり、機關的記者は深く咎むるに足らず、夫の自ら稱して獨立と云ふ者、黨派の運動に幇間的煽動を試み、又は黨人の言行に娼妓的虚媚を呈するに至りては、其の内實の目的全く商賣に在りと云へ、新聞記者としては之を假借すべきにあらず、吾輩は他の點に於て多く同業者の技量に讓らざるを得ずと雖も、深く自己の位置を顧みて獨立不偏を失はざるの一事に於ては今より願くば敬信すべき同業者に從つて學ぶを得ん。

答兆民生書（三）

若し足下之を見て小人の悦を買ひ紙面の多售を圖ると爲すは甚だ冤なり、然りと雖も足下は吾輩に先ちて道を聞くの人、其の言ふ所亦た他山の石たるものあり、行の過不及は謹んで教を受けん、唯だ時ありて人の惡を言ふ所以のものは吾輩が今日の任務に於て自信する所あればなり、豈徒らに人を傷け且つ自ら傷けて快と爲す者ならんや、爰に足下の好意を謝し幷せて吾輩の微衷を言ふのみ。

（『羯南文集』より）

京わらんべ

燈火親むべき蕉窓の底に[illegible]てふお味方黨めきたる蟲の音を聽きながし[illegible]と云はぬ「にほん」新聞を披きて新富座の[illegible]記讀む折しも柴の扉を訪ひくる人ありと見れば兼て親しき朋友なりしばし浮世の出來事など餘念なく語りはてゝそが立かへれる後をふと見るに座蒲團の上に一葉の白紙あり取上見れば一首の洒落歌にぞある

三ケ日いきんでやつた百人の
　　説法屁ともなるが笑しさ

例のよと其まゝ打棄たりしが百人の演説こそ屁一つと消えしも自業自得なれ此ざれ歌には罪なければ世の人の笑草にもと思ひかへし大人氣もなき事ながら己も一首按じ出して

其が傍に
辯護する手術もつきて改進黨
　　今は一人で膝と斷行

とかいて風にまかせて飛ばしやれば神田雉子町あたりに落ち行けり

（『羯南文集』より）

開國始末を讀む

朝比奈知泉

開國始末を讀む

其一

批評の方法に二種ありて其一は單に原著の價値を論ずるに止まり其事實の眞贋を判じ其章句の當否を辨じ其篇章の巧拙を審にするを以て歸趣とし復其他に及ばず其二は原著の價値を論ずるの傍亦其缺くる所を補ひ及ばざる所を足し凡そ紕繆あれば之を指摘するに止まらずして從て之を改作し更に一新篇をなすものなり而して傳記の批評をなすに方りては斯第二法に因るを尤も適當とし又尤も有益なりとするが故に歐西の批評家は大抵之に因りて傳記を評するもの多く乃ち其結果は啻に一篇の批評を成すに止まらずして更に一卷の傳記を得るものなれば予が開國始末を評するに當りても亦竊に第二法を取るを以て志とせしが近世史料の蒐輯は一朝一夕の業に非ざるが故に姑く期するに他日を以てし茲に聊か第一法に因りて粗ゝ本書の價値を評すること左の如し

西學東漸以來文藝は新に一生氣を加へ啻に新思想を以て新事物を視るに至りしのみならず舊事物も亦新思想の觀察を遁るゝことなく是に於てか新著新譯の書陸續として世に出で述作の盛なること古來其比を見ず從て益世の功を奏したるもの亦尠しとせずと雖も顧て獨得創見の筆墨を求むれば寥々として晨星の如く無識者の盲味を醫するには與りて力ありたる者多しと雖も有識者の滿足を買ふに足るものは其數蓋し十指を屈するに至らず是れ何を以て然るや精微の論法を究めて識見の深透なるものあれば其文往々支離滅裂にして篇章字句一も法度に合はず奔放縱橫を求めて之に到る能はざるは左ながら跛馬の競走場に上るが如きものあり文字絢爛にして彩色目を奪ふものあれば錦繡の中一物を包藏せず空疎の學迂腐の見陳々として相因るを見るのみ是れ我邦言語文章の特性と維新以來淺近の實用を貴ぶ學風とに起因するものにして之を推示すれば時世の弊に歸すべきが故に強ひて之を咎むべきに非ずと雖も吾人は決して斯事態を以て滿足すべきに非ず特に西學研究の成績を以て之を東洋の舊事物に應用するには新思想を以て史學を研究すること其第一着歩にして近代政理の發達は史學を以て一國固有の體格（イディオシンクラシー）を指し之が技術の方を按ずるに最要缺く可らざる者とするに至りしことなれば吾人は我文學社會に思想文章兼到れる好著者の現出せんことを希望し特に之を史學の範圍に於て見んことを切望して已まざりしも人事の意の如くならざる世の諺は由の如くにして吾人の望に副へるものは實に尠く一卷手に到れば便ち披し去るのみにて而も其之を擲し去るや毎に必ず失望を以てせざることなかりしかば島田三郎氏が開國始末の著ありと聞き其史筆に對して豫てより信用を置きしことにあらざれども平生の才學文藝の名聲よりして竊に望を其書に屬し其發刊を竢つこと大旱の雲霓に於けるが如きものあり書肆が一本を予に致すに方りては取る手遲しと繙讀し讀みて卷を畢ふるを覺えざりしは余が近世史の研究に存する微志の切なるにも由りしと雖も首として島田氏が文筆の靈妙推論の精巧なるに由らずんばあ

らず余は一章節を拍て激賞し再讀して稍々其靈筆妙論の寶る所となりたるの疑を生じ三讀して又も失望を累ねたるを悲みて余が屬望の太だ過ぎたりしを悔い遂に狂夫の言を獻じて備ふるを賢者に求むるに至れり

余は氏が史傳を著すの用意を喜ぶものなり他の權威の爲めに曲筆を採らず自家の好惡の爲めに襃貶を下さず一切の想像を擯けて悉く事實に憑據するの用意を喜び採摭勤きを要し考索精きを要するの用意を喜び成敗と是非とを判つの用意を喜び我邦記傳の體例缺漏多きを思ひ之を變ぜんとするの用意を喜び一人を傳するに記する所は特に其直接の身事に止まらず既往に溯り將來を推し影響の及ぶ所關係の存する所を倂敍するの用意を喜び之を要するに歐西史家の採用せる方法に因りて我近史の一斑を示さんとせる用意を喜ぶものなり啻に其用意を喜ぶのみならず其之を運らし之を行るに縱橫自在の議論と靈妙儁逸の筆致とを以てせるを喜び此一點に於ては余は近今の著述中開國始末を以て其魁首に置くべしと主張することと難からざるなり然れども縱橫の論と靈妙の筆とは史傳に於て首要(プライマレリ、イムポータンス)のものと謂ふべからざるは著者が東洋史傳の多くは小說に類せるを嫌へるよりして之を視るも亦其必ず自認したる所なるべきや明なり則ち特に之を擧げ一斷書を評するも爲めに其價値を表明する所以にあらざるべしと雖も余は之を除きては復他に激賞すべきもののあるを發見すること能はず殊に余が氏の用意を喜ぶと同時に氏が十分に斯用意を以て終始一貫の精神とせず吾人をして氏は徒に他人の爲めに法を說き自己には別に守る所あり否爲めにする所あり一他人の爲めに說ける法をば自ら破りしには非ざるかと疑はしむるに至りしは遺憾千萬にして其結果は粗漏となり錯誤となり曖昧となり冗漫となり直に之を史傳としては殆ど稱すべき所なく取るべき所なきに至りしこそ返す返すも殘念なれ

余は氏が歐西家の法度に則らんとせしを喜び又今後世に出づる史家も亦之に倣はんことを望むが故に斯法度を推して氏の著書を酷評するを憚らざるべし他なし其法度の發見年尙淺く未だ我邦人の知識に入らざるが上に之を適用するものにして其方を誤るが如きは其後學に禍し進步を害すること尠小ならざるべきを以てなり抑々ニーブール、ランケ、ペルツ諸氏出でて考證徵覈の法頗る精緻を致し修史學ヒストリカル、メソドロジー)も亦漸く一專門科を成すに至り彼の爲めにする所ありて作りたる傳記の如きは勿論ヒューム、ハラム、チーニトラシケ諸氏の書の如き政治の意想を挾みて事實の蒐輯排敍をなし所謂論評をなせるものは皆嚴格なる試驗を經るに至り史風一變して復昔日の態あらざるは著者も亦熟知せる所なるべし若し知らずといはゞ是れ自ら欺くものにして知りて之をなせしといへば是れ世を欺くものなるべく罪我者其唯開國始末乎とは到底氏が自任せざるべからざる所たるべし今修史學の原則に據り段を分ちて斷書を評せんとすれば主觀的批評に於て左の四問題を發せざるを得ず曰く著者果して本題目に關する十分の知識を有せしか曰く著者果して十分の知識を蒐ん爲め其力の限を盡せしか曰く著者の目的は果して事實の眞相を明にするに在るか曰く著者果して支配を受くる所なきか

先づ右の四問題を解釋して而して後客觀的批評に及ぶべしと雖も兩種の批評に於て十分に疑問の解釋を與へんとすれば一々例を本書に掲載せる事實と議論とに徵せざるべからず故に余は更に前の問題を綜斷して之を舉示し而して後客觀的に考査すべき問目を提起し而して一

切の條目は後段事實と議論との批評を與ふるに方り亦自ら之に伴ひて解了するに任せんとす

第一問は分ちて材料と傳聞とに歸す蓋之を外にしては其事に當らざる著者に知識を與ふるの道なきを以てなり第二問は著者が參考したる材料と傳聞との外に復參考とすべき材料と傳聞とを得ること甚だ難かりしかの問題に變形すべく第三問は書中の事實著者の論斷錯誤なきや偏頗なきや否やを鑑査すれば足れり第四問は政治上の權勢前代史家の勢力當代一般の思想止むを得ざるに出づる事實考査の局限等を知悉すれば明白なるべし客觀的の批評といへば第一本書に述べたるが如き事實は人間に起るべきものなるや否やを考へ第二時勢を按じ人情を考ふるに果して斯の如き事實に立至るべきや否やを究むるに止まるのみ而して其第一の如きは殆ど近世史に無用なるものにして余が開國始末に就きて考ふる所も亦第二の觀察のみを以て足れりとすべきのみ右の批評法は特に之を本書を評するに用ゐべきのみならず亦著者が本書を編するに方り果して此方法を用ゐて其原材料たる書類を評し而して後事實を判定したりしや否やをも判ずるの參考となすべく卽ち語を更へて之を言へば斯批評法は特に本書に舉げたる事實の價値を定むるの尺度たるべきのみならず亦以て本書編纂方法の當否を論ずるの主臬となすべきものなり而して方法の當否を論ぜんとすれば此外尙比較的批評法なるものあり苟も編纂にして其當を得んとせんか勢必ず比較的批評に由らざるべからざるや明にして今其要項を指數すれば曰く專ら一人又は一方の手に成る書類に憑據すべからざること曰く先づ記敍すべき事項の範圍を定め其境界を明確ならしめ而して後覆審法を用ゐて諸種の材料を甄別すべきこと曰く原材料たる書類の存する場合には製作を加へたる材料卽ち成書に據るべからざること曰く類例を各國史に求めて其同不同の由りて分るる所を明にすること等是なり

余は是よりして本書の要旨を摘錄し其從來の傳說に異なる事實にして著者が之を證明せんと企てたるものと其從來の傳說又は著者の臆斷に出で之を確定せるものと假想したる事實とを分ち一々之に批評を加へんとす而して著者が如何なる意想を抱きて本書著作の業に着手し如何なる限度まで史傳家が遵守すべき法度に準據せしや自ら明なるべし

著者は伊井直弼が幕府の繼嗣を定むるに方りて主持したる意見及び之を實行するに方りて盡したる勤勞は一に將軍家定の志を贊けたるものにて毫も德川氏の家法に背かず亦幼主を擁して威福を擅にせんとの底意に出でたるに非ず又敕許を經ずして外國と訂盟したるは權宜に處するの長策たりしのみならず朝幕間政權の關係を考へ其適允を得たる事實を按ずれば強ち之を聖旨に戾れりと謂ふべからず否國體に拘らず云々との詔もあれば却て奉敕の精神を得たるものなりと主張し其安政の獄を起したるは反對黨を擊破して公武の一和を謀るに外ならずと論結したり是れ皆外部に現れたる事實の問題には非ずして內面に存する心術の問題なれば之を確めんが爲めには勢心術を觀るに足るの言行と事歷とに徵せざるべからず是に於て一方には家定の素志紀侯を立つるに在りしかども外營に一橋氏を立てんとするの黨派ありて之を沮格せんとせしより直弼は家定の知遇に感じ蹶起して命に應じ盡力したりしこと又一方に夙に外國の強と貿易の利とを知り幕府に委任せられたる政權の範圍內に於て條約を許し又從て其理由を京師に奏したれば其順序手續に至るまで毫も間然する所なく其京紳に結び大獄を起したるも畢竟己が是とする所を行はん

とするものに過ぎずして毫も他心ありしに非ざることを擧げ其手書及び腹心の臣たりし長野宇都木等の往復書簡を掲げて之れが證とせり而して事の直接に直弼の身上に係らざる事實は一切世傳又は聽說を以て之を確定のものと視做し毫も證左を取りし所あらざるのみならず往々著者の所謂彥黨の言ふ所を以て直に事實なりとし其尤も甚しきは當時水彥の兩黨ありて各政治に關する公見を異にし一橋公を立つるの議と內敕を請ふの擧は共に水戶一派の計畫叢議に出でたりとするもの是なり

夫れ心術の問題を判ずるの事實は之を其人に關係なき書類に徵して而して後之を明にするを得べく自ら己の爲す所を非なりとし自ら邪惡奸佞なりといふものは固よりあるべからざるが故に專ら一人又は一方の手に成る書類は心術を明にするの憑據に最も適當ならざること動かすべからざる原則たり他に反對の傳說なく亦他に文獻の徵すべきなきときは暫く斯原則を破るも亦止むべからずと雖も已に反對說あり又材料の資徵すべきものあるに著者が之を考査することなく之を搜求することを務めざりしは是れ實に一大缺點にして著者は微弱なる解說をなして坊間の近史は悉く一方の材料に供すべきが上更に水藩遺老の告知批正をも乞ひたりといへども是れ適〻著者の知識と勞力とに限あるを自白するに止まり毫も著者の目的たる事實を表明するの意に叶はず坊間の近史に謬傳多きは著者自ら之を知り之を患ひ本書を著すの志も亦之が爲めに起したるに非ずや然るに一方の材料には之を以て足れりといふは解すべからざるも亦甚しといふべし況や今日原材料の儼存する之を蒐輯するの至難に非ざる決して成書を以て直に材料とするの輕擧を許さざるに於てをや又況や啻に水藩遺老の告知批正を乞ひたるのみにて確乎たる憑據となすべき人々の告知批正を得たるの證跡あらざるに於てをや直弼の手書長野宇都木の書翰公用方祕錄を除くの外纔に二三故老の傳聞、湧くが如き直弼の心事を明にせんとす直弼の爲めに辯護して代言人たらんとするは則ち善し異論を參照して其衷を裁し其正に反するには予は著者が判決の方法を以て明法官の爲す所に背けるものなりと謂はざるを得ず

水野土佐守紀侯を擁立するの志あり頻に宮闈に結びて其目的を達せんとし其姻戚たる藥師寺筑前守を以て之が腹心となし內は君側を取繕ひ外は直弼を引きて其強援に據りたるは世の傳說する所にして之に依れば直弼は全く紀幸の指嗾に供したるものの如し而して本書は之に對して毫も反對の證左を擧げず紀侯を立つるは全く家定の素志に出でたりとて纔に平岡丹波守の言を轉々傳聞せるまゝに引證せしのみ其他は彼祕錄を以て考據となせしのみ是れ亦以て世傳の妄を破るに足れりとするか

敕許を待たずして條約を結びたることと安政の大獄に關する事實とは大要世傳と異なる所あらず其細目と論斷とに至りては後節に於て論ずべきが故に茲には略す

余か大膽疾呼して著者に問はんとするは水彥兩黨の起因及び其實存の證迹是なり大膽疾呼は批評家に似合しからざる擧動ながら著者は其議論の大眼目とせる兩黨の性質及び構成の事實をば冷々然として看過し直に之を確定せるものと澄し切りて記述せるが故に冷眼の批評者は著者を喚起して一再思考せしめざるを得ず抑々籍を水藩に掲げたるものの中にて一橋氏の儲嗣たらんことを望み又賜敕の事に周旋したるものあるは或は之あらん老公自ら其子に私せんとして臣屬皆其意を承け志を幕府に獲ざるを不平に思へるより陰に宗家の罪を朝廷に鳴し內敕を請ひしといふが如きは何の實證に

據りて之を斷定したるや之を本書に求むれば水府陰謀の儀といひ密に大朝へ內奏といひ水府より京地へ御手入といひ何れも直弼の手書に出づるにあらざれば則ち長野宇都木の書翰に存するに過ぎず猶且つ右等簡短なる斷視の語に止まり其內情實形を悉すに足るべきものあらず而して著者亦附するに臆說を以て三家の關閥を以て大老世襲の家格に對し鷹司氏との姻親を以て九條氏との關係に對し巧に空想を弄して水彥兩黨は從來相對峙せるが如くに記述し水藩の謀略といひ其巨擘たりといひ鷹司等の計略といひ明に水藩謀を抱きて京師に內奏せるの事實を承認せり

夫れ彥水兩黨の對峙を確定せんとすれば先づ水藩と同志の諸藩との間に其朝紳との間に其幕臣の一部との間に往復する簡牘に徵して其證左を求めざるべからず假說之を獲るに由なしとするも氣脈を通じて互に相聯絡するに至れる起因と順序とに就きて必ず若干の傳說ありて何程までかは詳細なる話頭の口碑に存する者なかるべからず其一も之あらざるは是れ其實存せる者に非ざるを知るべく或は直に實存なきの證となすべからざるも苟も斯る黨派の連結ありと斷定せんには必ず世傳を破るの確證を得たるの上ならざるべからず顧て水府內奏の證左を求むれば山本貞一郎の手記ありといふのみにて其本文なく曖昧なる鵜飼の密書に隱語に類する不了の言辭あるのみ安政の獄を起すに方りては著者の所謂水黨の士をば一網に打盡せんとしたることなれば其審理をなすには力の及ばん限り證左を求めたりしなるべく而して安島鵜飼の口供證書を初め其他連係に遭ひたるものゝ申供若くは攜帶所持品等に付いて彼の敕詔は全く水藩の內奏に出でたりといひ又一橋氏を立つるの志ありしといふは是れまた彥藩を以て水黨に對するより生ずる臆說といはざるべからず老公が安島帶刀を叱責し堀田備州が繼嗣の論を拒絕したるが如き其松平越前守に與へたる書の如き傳說といひ實證といひ毫も之に反對せる左劵なきに加へ老公の性格履歷を按じて其心事を考察することを爲さず水藩諸臣の要路に當りしものゝ爲したる所を觀察することを爲さず漫然として一橋氏を立つるの議は水藩實に之が主謀たりといふが如くに事實の假定をなせり是れ豈完全なる方法ならんや是れ豈當然の判定ならんや

著者或は曰はん彥黨の內形を悉すは是れ本書の目的なり反對黨の事の如きは本書の主眼に非ず特に階梯となすに過ぎざれば敍述自ら詳明を殊にせざるべからず姑く世傳に從ひ參するに彥黨の記する所を以てすれば可なるのみと是れ大に然らず本書の大頭腦は黨派の異同政論の分裂を基本として直弼の爲せる所を評論するに在り苟も水彥兩黨對立の事實にして空妄に屬し水藩の繼嗣を論じ內敕を請へることを以て幻想に過ぎずとすれば全篇の議論は構架如何に其巧妙を極むるも到底崩潰に歸して已まんのみ軟砂の上樓閣を築くべからず虛構の事實は以て精確なる議論を支持すべきに非ず著者にして實證を求めて其事實を確むること直弼と藥師寺石谷等との關係其九條氏に於ける關係長野宇都木の東西合謀等歷然として證跡を見るに足るものを擧ぐるに非ざれば滔々たる大議論も全く其根據を失ふべし彥黨といへる一種の黨派ありしは或は然るべしと雖も其實情を視るに全く君臣と上官下僚との關係に過ぎず唯だ九條氏の稍ゝ井伊氏に黨するの形跡ありしのみよしや彥黨あればとて必ずしも之に對する水黨ありしとは斷ずべからず況や彥黨とても固より目するに政黨を以てすべきに非ざるをや余は斯點に於て大に著者が修史の原則を忽にせるものあるを見るなり

次に著者が議論の要旨に就き批評を下さんとすれども議論は固より史傳の必要部分に非ざるが故に茲に筆勢を一頓して再び前に揭げたる批評の原則に反り一々之に照査して著者が能く之に叶へる注意を加へたりや本書の價値は之に準據していふときは果して如何なるやを見、而して後再び議論の要旨に入り更に事實の細目に就きて批評を下さんとす

其二

主觀的卽ち著者の資格功過を吟味するの批評をなさんとすれば知識勞力目的自由の四者を問はざるべからず讀者は前節に評論したる所を以て直に斯四問を解釋することを得たるなるべしと雖も茲に繁雜に渉るを顧みずして之が答案の概要を擧ぐるも强ち無用には非ざるべし

政府の命に依り修史の用に供せんため各藩より其局部の史料を徵したるは隱れなき事實にして其正本は現に修史局に在り其副本は各藩舊領主の家に藏せること疑なきのみならず嘉永安政以來未だ半甲紀をも經過せず材料の多きこと左右前後之を取りて餘りありしは誰か亦之を訝るものぞ著者は乃ち專ら彥藩の書類に據り參するに僅々兩三部の書を以てし其他は維新以後世に出でたる史傳の載する所を一方には舊學派の文章なりとして非難しながら一方には直に其傳說を襲へる實跡を示せるに過ぎず其材料の十分ならざりしは明白なりと謂ふべし故老の當時を知るものは著者が其名を擧げて其好意を謝したる若干の人々にも苟も傳聞を得る所以の源豈乏しとせんや其傳聞の廣博ならざりしは亦明白なりと謂ふべし一語を以て之を斷ぜば著者は本題目に關する知識をば十分存せざりしなり若し猶之を有せりといはゞ著者は材料と傳聞とを除きて別に過去の事蹟を明知するの天眼あり奇術あることを證するの責を免れざらんとす

既に之を取りて餘りあり亦之を問ふべきの人あり而も左右前後に在り而も眼前咫尺に在り著者にして苟も勞を厭はざらんには何ぞ其得難きに苦まんや唯事跡已に錯雜を極むるが故に短き歲月間に悉く蒐輯するものはなし難かるべしと雖も著者が本書の述作に費したる日子を以てすれば余は尋常の勉强を以てするも其採集する所決して彼が如きに止まらざるべきを信ず著者が勞力の十分ならざりしは明白なりと謂ふべし若し猶十分の勞力をなせしといはゞ著者は自ら志せる事業を成すに取分け怠惰なる天性あることを證するの責を免れざらんとす

著者の目的を推考するに事實の本相を示し訛傳の爲めに寃を被れるものゝ辯護をなさんとするものゝ如く言做せるが如し事實の本相を示すは史傳第一の目的たり固より非とすべきに非ず是を是とし非を非とし傳說にして是非を誤るものあれば之を正すは是れ史家の本業に非ずとするも其志猶取るべきものあり余は固より虛實を判つを以て歷史家の業とし是非を分つを以て哲學者の事となすものなれども歷史家をして哲學者の領分を侵犯せしむべからずと極論するものに非ず左すれば著者が辯寃を以て目的としたるは是れ病根なり著者千違自謬の起因皆茲に在りと斷言するを憚らず否余は寃に非ざるの寃を辯じ强ひて回復をなさんとせしには非ざるかと疑ふ所なきに非ずして根據あり理由あり誣惑あるの疑なりと信ずるものなり著者已に自ら創製の史傳を編せりといひ而して著者文筆の弊害は或は後進の子弟をして自ら卒倖せしむるの帶なしとせざれば余は茲に於て更に史傳の目的を表明し著者の目的は決して之に合へるものに非ざるを證し著者の病根は自ら存

する所あるを示さんとするが故に玆には唯著者は本題目に關して已に十分の知識を有せず亦之を求めんとて勞力を費すこともせざりしといへる前二問の答案に據り著者の目的は事實の本相を明にするに非ざりしと斷言せんとす若し猶事實を明にするを以て目的としたりといはば著者は事實を明にするには苟も一頭腦あれば足れり原料の蒐聚調査は無用なりとの證を擧ぐるの責を免れざらんとす

著者の斷書を編するに方りて政治上の權勢の爲め曲筆の過ちに陷りしことなきは余先づ著者の爲めに一言の賛揚をなさざるべからず蓋今日の時勢は爭論の時勢なりとはいへ朝幕の異和戰の別擇近撰長の不同著者の所謂水彥兩黨の分立(若し果してありしとせば)等は消えて跡なくなり行き若し其餘孽殘類ありとせば纔に若干知人の想臆裏に存する同感の情に止まり決して政治上に些少だも勢力を及ぼすことあるべからず去れば本題目の性質よりして著者は自然に政治上の權勢を免るべき地位を得有せるものなれば之を賛揚するもの左までに著者の重をなすことあらざるべし扨非難すべき點々をいへば著者は專らマコーレー、カーライル諸氏の史風を崇奉し其勢力を被ること頗る多く自由改進の政論を信じて專ら近代の思想に據り之を應用するの念熾なるより併せて之を以て古昔を律せんとするの極端に走りたること明白にして此事も亦後節に著者の議論を批評するに際し更に之を評言すべしと雖も事實の考査に限る所あり亦其目的よりして之を限るの已むを得ざりしは屢々發し來れる前數問の答案に據りて明白なるべし即ち著者は述作をなすに十分の自由を有せざりしなり制勒を受くる所ありしなり若し猶之なしといはゞ著者は已が志せる事業を遂ぐるに毎日自ら退讓抑損して敢て進まず否逡巡躊躇して進む能はざるの病ありとの證を擧ぐる責を免れざらんとす

余は著者の用意を批評して著者が史傳家に必要なる職分を盡せしや否やを見んとし直に本書を以て一個の史料となし以上の制定をなせり而して斯批評法は更に擴めて本書の原料たりしものに及ぼすべく著者にして苟も其原料に對し上の如き疑問をなし果して滿足の答辯を得て之を採用せしならんには著者自身の資格と勞力とに於て思はしからざる所ありとするも其書猶取るべきものあり然り若し然らずして其答辯十分ならざるに直に之を基礎とせしとならば是れ編纂法の最も宜を失へるものにして著者大注意の足らざりし罪は陳辯するの辭あるべし而して公用方祕錄の筆者が果して十分の知識を有し十分の勞力を盡し十分の目的を抱き十分の自由を得て之を記述せしや否やは論ずるまでもあらず去れば著者が採否を決するに當りてはたとひ客觀的に考察してあるべからざる事實に非ずと斷定するも豈之を取るに十分の注意を加へざるべけんや豈比較的批評の項目を按じて精査を加へざるべけんや顧て著者の爲せし所を見れば專ら一人の傳聞を取り專ら一方の手に成る書類に據り記敍すべき事項を明にすることなく覆審法を用ゐることなく而して原料の文書を採りて其謬見を襲ふが如き其編史の體要を失ひ修史學の原則に背反せるもの枚擧するに暇あらず余安ぞ史學の爲めに之を辯ぜざるを得んや余安ぞ文學の爲めに之を議せざるを得んや

客觀的の觀察は事實の細目に涉るに非ざれば以て十分なりとすべからざるのみならず其の大體に於ては不可宜有のことゝてはあらざるが近世史の通相にて又あらざる樣に書き做すが近世史家の常なれば後節事實の細目を擧ぐるの際自然の批評を現し來るに任せんとす亦唯客觀的批評は近世史籍を判別するに其緊要稍少き

を以てなり

著者の議論を一括すれば繼嗣は固より將軍の内旨に發し下を以て上を撰むは禮に非ざるを以て直弼は一意家定の意を奉じたるに止まり敢て幼主を擁して威福を擅にせんとしたるに非ず若し其志果して玆に在りといはゞ水戶も亦其子に私するものと謂ふべく訂約は時勢に應ずるの權宜に出で敕許を待つの暇なく亦之を待ちて責任を聖上に歸すべきに非ず且つ其結果頗る良かりしのみならず追允の詔を得其之を得たるは奏請に由りしと雖も亦實に聖旨に發し臣僚の議を聽きて之を斷ずるは君主の職分にして必ずしも其前後相反するを咎むべきに非ず之を發するの權あれば亦之を止むるの權あり若し後敕を以て要請に成れりといはゞ水藩に下せる前敕も亦其內奏に成れりといはんのみ安政の大獄は政敵を制するに出で決して之を鍛錬羅織と謂ふべからず其刑罰とて當時國事犯數人を處するの思想よりいへば亦決して之を過酷なりと謂ふべからず但政略上より之をいへば得策といふべからざるのみ櫻田の暴擧は文明世界に容るべからず若し社會にして國事犯人を殺すの權なしとせば一個人豈政論を異にするものを害するを得んや當時名分實力兩政府併立して政權純然たる統一を失ひ而して昔時民智の發達を抑へ内外の事情を壅き政權の秘密を存したるもの浸染して積習をなし遂に自ら斃るゝに至りたるは是れ時勢と制度との致す所なり人力に非ざるなりといふにあり

著者の言ふ所を以てすれば直弼は時ありて專心其君の意を奉じ時ありて專心己が志す所を決行して躬其責に當りしが如し當時家定の事を視るの能力なかりしは著者も認識せる所にして著者は特に繼嗣の事に付き勞慮せしことを擧げて其暗愚に非ざるを證せんとしたれどもさればとて政を統ぶる事を得る程なしと見えず將軍已に此の如くにして其立てんと欲する儲嗣(假に紀侯を立つるは將軍自由の意志に出でたりとすれば)亦幼沖なれば直弼にして一意其是とする所を行ひ身責任に當りて功過倶に之を己に負ふの志ありしとせば之を威福を擅にするの爲めに出でたりといふものあるも余は其遁辭なきを知る水戶にして果して一橋氏を立つるの議をなせしならば是れ固より其子に私するものなり豈必ずしも直弼が爲せし所を以て威福を恣にするの所爲に出でたりと斷定して然る後に始めて其咎を受くるの理あらんや老公會て其議を持せず其子に私せざればとて直弼は固より幼君を擁立せざりしとすること能はず亦威福を恣にするの意に發せりとの嘲を免れざるべし之を事實に訴へず亦之を當時の政治思想に徵せず直に大臣責任の義を適用せんとしたるは蓋し著者の病根にして勢不可なるものある每に之を將軍の內旨に歸し之を幕府制度の弊に歸するが如きは其論も亦奇なりと謂ふべし結果頗る良かりしといひて假條約の調印を是認するは是れ著者の嫌惡せる是非と成敗とを混同するの見に非ずや之を獲る奏請によるも敕旨には相違なしといはゞ下より上を撰びて將軍の裁可を得んとするもの亦何の禮に反する所あらん國事犯罪の證迹を得ずして視るに國事犯を以てし處するに國事犯を以てするも之を鍛錬羅織に非ずといはゞ鍛錬羅織の四字は將に何くに適用せんとするや嚴刑酷罰を用ゐるは果して公見を異にする政敵を處する所以なりとし社會にして國事犯の嫌疑あるものを殺すの權ありとせば暗刺暴擊も亦政敵を制する所以にして一個人亦國を誤るものなりと認めたるものを殺すを得べしといはんか余は固より直弼を以て直に幼主を擁して私利を營まんとせしものなりとし櫻田の一擧を以て公明正大なる義擧なりとするものに非ざれども著者がなせ

る如く或は專ら今日の政論を基礎とし或は專ら當時の俗傳に準據し唯直方直弼のなせし所を辯護せんとして往々矛盾撞着を致し意外の論局を推理の結果に生ずるに至るを惜むのみ

夫れ事實と議論と其大要に於て已に甚だ取るべからざるものあり修史の原則と論理の法度とに於て失ふ所あるもの斯の如し其の成績に於て粗漏となり錯誤となり曖昧となり冗漫となりしはまた怪むに足らず請ふ細に之を論ぜん

定嗣の事は首として紀宰水野土佐の謀計に成りたる形跡斑々見るべきものあり水野權數に富み文武の才あり妹婿藥師寺筑前を引きて黨援とし深く宮闈に結び以て其内を繕ひ將軍の内旨に出でたりとなし又直弼の家格人物を利用し之と結託して遂に其志を成せり彼直弼の股肱耳目たり否心髓精神たりし長野主膳は元伊勢の人にして水野の恩を受け故ありて其郷土を去り遷往したる江州の地は亦水野の采邑なりしなり是れ特に傳説に存するのみならず亦其確證の存するものなれば著者は固より之を精査せざるべからず之を反證せざるべからず其之をなさざりしは粗漏に非ずして何ぞ彼所謂急登城の記事の如き著者が力を極めて敍述し力を極めて鋪張したる所なれども余が得たる所の事實を以てすれば當日登營せしもの四人一橋氏は奥に於て直弼を見尾州水戸兩侯は表に於て直弼及び閣老を見越侯は別に久世侯を見たるにて其の中先づ直弼を見たるは一橋氏なり一橋氏登營將軍に謁せんとす病を以て許されず乃ち大老直弼を召し敕許を待たずして假條約に調印し且其事情を上陳するに閣老を以てせざるを責め速に閣老を遣るべきを論じ直弼之に服せしかば又繼嗣の事を問ひしに直弼確答せず乃ち已に紀侯に定まりしと聞きしが果して眞ならば誠に至極の事なり中外の物議もありて不肖の心配は一方ならざりしが愈定まりしならば幸なりといひしに直弼は安心の態にて其定まれる由を告げしかば去らば蓋ぞ速に發表せざるとて促して其の期を定めしめ退營せり直弼が尾水侯に接見したるは一橋氏と問答して閣老を遣り敕許を待たざりし情實を陳じ又定嗣の事を公告するの意を決したる後にて其應對は著者の敍したる所と大差あらず唯越侯は直弼を訪ふの歸途其臣中根靭負に逢ひ尾水侯等の登營を聞き繼肩衣のまゝ登城し營中にて上下に着換へたる程にて固より兩侯等と打合をなす暇あらざりしのみか水戸老公と相見ざること二十年是日始めて營中に再會し其太く老衰し復舊態に非ざりしに驚きたりといふ是れ中根の手に成れる越藩の日乘にも明記し其他にも確證あり一橋氏は自ら繼嗣候補の一人なりとて登營せざる等のことあらざりしは當時氏に隨伴せる者を始めとし其本人も亦現在せることなり著者が其力を極めしにも拘らず越藩の傳説としては纔に目撃者に非ざる渡邊洪基氏の證言を採りしは粗漏に非ずして何ぞや家定の薨去は七月四日なり當時其疾を診したるの醫猶存するに著者は就きて事實を叩かず漫に彥藩の傳説を取り水尾越侯の處分を議了せる後他界せしが如く記せるは粗漏に非ずして何ぞや宇和島侯父子曾て其説を異にせず而して之を異にせりといひ其明證を求めず粗漏に非ずして何ぞや

著者は攘夷を主張せしものを以て一に水黨なりとし一橋氏を立つるを主張せしを以て亦一に水黨なりとし水戸老公は實に其子を以て將軍となさんと謀りたる張本なるが如く敍述すれども是れ世説の謬傳を受け彥藩の僻見を襲へるものにて水戸老公固より攘夷を主張し又之を以て聲を天下に得たりしも曾て列藩を幕府の權力以外に結合し王室を奉じて自ら其志を

行はんと企てしことあらず其人物を考へ其簡牘を按じ其著書を讀み其事蹟を究めなば一意宗室を扶けて王室を奉ぜしむる（其實行の甚だ困難にして遂に臣下の中に各〻其一事のみを專要と心得るものを生ずるに至りたるにもせよ）を以て畢生の志となしたること明白なるべし然るに著者は之を討尋することなく齊昭の勢力京師に震ひ水藩の謀略公卿を動かすといひ屢〻其計を挫折せられて既に關東に爭地を全く失ひしかば更に之を西方に移して以て幕威を制せんことを計れりといひ水藩の君臣尙之を變ぜんとするの詔命を請ひしといひ爭鬩德川宗支の間に發して其極幕府をして能吏を一掃せしめ社會をして有爲の士を失はしむるに終れりといひ其說幕議と協はず幕政を非として之を京師に聲らし敕命を朝廷に要請したりといふは抑〻何の據あるや朝廷との緣故深しといひ鷹司氏との姻親ありといひ諸藩の攘夷を持するもの之を慕ひしといふが如き漠然たる事實は以て世傳を確むるに足らず以て僻說を證するに足らず久貝池田石谷の輩當時に在りて百方力を盡したるも其證を獲る能はざりしは蟄居の命令書に據るも分明にして太田間部の水邸に來りし時老公には京都に引かゝりありて云々の語ありしより水侯は痛く心配し母公に賴りて老公に哀したれば老公は驚かれ兩人再び來らば根ほり葉ほり尋究すべしといはれしかば再來の時その如くせしに二人は遂に答ふること能はずして止み又老臣武田伊賀岡田信濃も間部に適りて之を訊ひたるに斯る浮說を受けられたるは老公の不德なり確證あるに非ずといひしことあり之を要するに老公は確守する所ある人物なるも決して權略を用ゐる序次を踰え正當の手續を履まずして其志を行はんとするが如き人に非ず一橋氏の聲譽は其攘夷を主持せしが爲めに非ず其老公の子たるが爲めに非ず堀田及び川路岩瀨等が望を屬したるは別に其由緣あり而して老公は幕營の內外に一橋氏を推戴するの議あるを聞き書を其巨擘の一人たる越侯に與へて其不可を論じ又堀田の內意を峻拒せしが如き歷々として其證左あり而して賜敕の事に至りては曾て其預り識る所に非ず當時水藩の名聲を仰慕するもの之が爲めに周旋し其已に下るの後は水藩の士亦喜びて之が奉行に盡力せんとしたるものありしは固より之あり老公の內意を受けて之を要請せしと云ふに至りては謬れるも亦甚し況や幕威を制し幕非を鳴らし宗室と爭鬩して既に定まれる幕嗣を變ぜんとしたりと云ふに於てをや其錯誤も亦甚しと謂ふべし抑〻孝明天皇の夙に攘夷を以て念とせられ終始一定不變なりしは其御詠にも其伊勢神宮に奉れる御文にも其當時朝紳の記錄にも見え又親しく左右に近侍せられし人々の皆知る所にして幕吏の奏議を聞く每に其說を駁せられしに非ず實力能く之を主持するを得ざるの場合に於て枉げて數步を讓られしことあるも決して攘夷の敕を取消されしことあらず而して和好のことを以て敕旨に違はずといふは是れ亦錯誤の甚しきものと謂ふべし

夫れ一人の爲めに傳を立つるに方りては其人物性格を分明に現すこと最も肝要なり然るに著者の記する所を以てすれば剛愎自ら用ゐるものに非ざる直諒にして直情徑行自信に篤く藩臣の直言は之を容れて之を稱揚せしも幕營の吏僚は之を容るゝ能はず同列の閣老を退け有爲の人才を用ゐること能はざりしは何故ぞ著者は之を以て時勢の變に歸すれども時勢は斯の如く人物を一變するものなるか若し果して然りとせば必ず其然らざるを得ざる境遇に因りて然りしことを明にせざるべからず又權數に乏しく智略に短なる人ならば奸才子の「掌中に運動して自ら覺らざりし」とはあるべし他人が其掌

中に運命せりとせば甚だ解すべからず是直弼の人物性格を明にせざるものなり曖昧に非ずして何ぞ當時の諸侯各其論を殊にせりと雖も要するに直に戰ふと時を竢つとの二者に出でず而して堅甲利兵を目撃するに及びては直に戰ふことを主張するものは殆ど全く跡を收め備をなして時を竢つの論殆ど畫一に出づるが如く其永續の和好を持すべきことを知りしは特に直に事に當りたる幕府の吏僚に止まるが如し直弼を以て貿易の理を知り斷じて開港をなせりと云ふも其事跡を以てすれば阿部正弘執政以來虎に騎るの勢といひ假約調印の決議苦考の餘に出でたりといひ神奈川開港を拒みしといひ其心決して眞に貿易の實利を解し外國の交通すべきを悟れるに非ず全く已むを得ざるに出でたるものの如し而して著者の言ふ所を以てすれば中川祿郎の議を採りたりといひ證するに有無相通云々の語を以てすれども同一の文章中必勝萬全の術計といひ武備嚴重といひ拒斥の精神も亦儼存するを見る而して著者は京師の體面を繕ふが爲め虛構の言をなせしといふを以て再び之を直弼が元來和好の主義なりしといへる歸着となさんとせしが如し抑々開國の功は果して何人に歸すべきやは實に近世史の一大疑問にして余は彼假約訂結の一斷を以て之を直弼に歸するを非難せずと雖も直弼が之が斷をなせしは止むを得ざるに迫れるが爲めに非ず全く和好の世界の通義たるを知るが爲めなり直弼は開國唯一の勳に居るを得べしと信ずること能はず是れ著者の本旨に於ても尤も明瞭を要すべきことに非ずや而して讀者をして疑訝せしむるを免れざるものは曖昧に非ずして何ぞ著者の言を以てすれば假條約を訂するの後奏聞して其追允を得たるが如くなれども其敕諚には唯一時攘夷を猶豫するの意あるのみなること亦著者の自認せる所なり是れ曖昧に非ずして何ぞや正邪淑姦の分を立てず唯其政論相反するといはゞ著者の如く宗室を危くせんとし既定の儲嗣を動かさんとしたるものも決して奸臣に非ず故君の遺志を奉じ幼主を助けて其力を盡せしものも之を忠臣といふべからざるが如し德川氏を標準として直弼を忠なりとす著者にして直弼唯德川氏の爲めに力を盡せしといふのみならば則ち可なり之を忠臣といふに至りては亦必ず水戶老公を以て德川氏に不忠なりしといはざるべからざるに至らん而して著者の敢て言ふ能はざるは是れ曖昧に非ずして何ぞ

著者は是非と成敗とを混ずる勿れとて近史の安を竢へども直弼の事蹟に關して世傳は斯の混同を免れたるが如し他なし其身は死すと雖も其二大業ともいふべき定嗣訂交の事遂に成りたるを以てなり而して著者は喋々として其混ずべからざるを說く冗漫に非ずして何ぞ雲井愛宕外山等の事蹟を擧げて明治の初年に國事犯罪人の處分を示せるは安政の獄と何の涉る所ぞ其犯狀といひ其蹤迹といひ全く別種類のものなるをば何を以て擧示したるや是れ冗漫に非ずして何ぞ櫻田の暴擧を敍するの序で併せて維新前後の暗刺を列記したるは是れ冗漫に非ずして何ぞ政機の祕密を論じて喋々自由制度の美に及び繼嗣を論じて立憲政體の善に及ぶは冗漫に非ずして何ぞ事理已に明なるに屢々重複して之を論じ屢々幕制の弊をいひ屢々近代歐洲政治の利をいふは是れ冗漫に非ずして何ぞ事實の關係を盡すに足るだけは十分之を明瞭にすべし更に之を明にせんとして同樣の事を反覆するも將た何の益する所ぞ是れ冗漫に非ずして何ぞ

之を要するに著者の胸中には近今歐西の政制及び其理論の蟠屈するありて事實を制定するの標準となし彼政黨を以て相貴引せる私黨と目し責に任ずるの大臣を以て專橫の宰相を視る

の病に陷り專制の政體に於ては及ぶ限り名望才略の士を網羅するを勉め同に黨し異を伐たざるを以て大臣の本分となし君主の意志を奉じて其可否を獻替し其裁斷を請ひ止むを得ざるに至りて自ら退くべく立憲國の大臣其議輿論と合はざるが爲めに退き自説如何に國家に利あればとて任免如何は君主の權に存すればとて敢て其位に居ることをなさざるの例あり況や獨裁の國君命を以て爲政唯一の本源となすに於てをや著者は之を顧ず漫に今を以て古を律し滔々たる數萬言の文章遂に圓柄を以て方鑿に充てんとするに終りたるは何故ぞ論法に通ぜざるが爲めか史學に暗きが爲めか嗚呼我れ之れを得たり

予嘗て近世の史傳を讀み其謬妄極めて多きを見特に史氏が偏僻の見を持し想像の寃を人の尸上に被らしめて後人の嘗て之を辯ずるなきに至り慨然歎息して爲めに其事實を直書し是を是とし非を非として眞相を來者に示さんと欲するの念を發し最も井伊直弼の事に感ずるあり因て其實迹を攷捜せしに

云々とは是れ著者が其緒言の冒頭に特書したる文字なり之によりて觀る時は史傳の謬妄なるも史氏の偏僻なるも慨然として寃を辯ずるものなきを歎じたるもの皆實迹を考捜するの前にありたるが如し著者果して先づ見識を定め而して後其實證を求めたるか歷史の修纂傳記の編述を演繹的の論法によりて論斷を先にし實跡を後にしたりとは奇怪も亦甚しきに非ずや著者自ら好惡の見なしといふと雖も實迹の考捜をなさざるの前已に直弼の爲めに寃を辯ずるの念を發したるは豈亦不思議に非ずや著者は直弼が貨利を愛するの小人を用ゐたるも幕府の能吏を一掃したるも皆其政略を行ふが爲めなりとして格別に之を非難せず猜疑を插みて德川氏の宗室親藩を間疎したるも亦其政略を行ふが爲めなりとして之を非難せず詭計を設け虛構をなし上聽を壅ぎて敕諚を請ひしも亦其政略を行ふが爲めなりとして之を非難せず人を知るの明ならざりしことも人を容るゝの量なかりしことも王室を奉ずるの誠なかりしことも一切之を明言せず近代政治思想を以て其上を塗抹し論局を模稜の間に了せんとし「汲々矯飾を爲して以て以て想像の完人を造らん」としたるは是れ何を以て然るや著者は猶他の權威の爲めに曲筆を採らず自家の好惡の爲めに褒貶を下さず想像を擯けて事實に據れりといふを得るか採摭博く考察精しといふを得るか我邦記傳の體裁缺漏多きを思ひ之を變ぜんとすといふを得るか歐西史家斯法度あり斯方法あり論斷を先にし事實を後にするの矩矱ありといふを得るか若し強ひて其類例を求めば彼獨逸國民史(ゲシヒテー、デス、ドエッチエン、フォルケス)の名稱を以て世に現れ宗教改革の事末を述べ專ら加特力舊教を辯護したる僞學者ヤウセンの書之に近しといはんか嗚呼余は歐西良史の爲めに寃を辯ぜざるを得ざるなり

(明二一、四、二〇、—五、四、「國民新聞」)

裸體の畫美人

余輩は先に歐西名匠の手に成りたる裸體の畫美人には自ら一種の特質ありて美人の體軀を構成する形線の美なるをば之を天然の一物象として抽擇し汚濁醜穢なる人間界の生活を離れて描寫せるものなることを評論し又之を以て美術の占有し限局する境域とし一歩も之を離るゝ時は鄙汚猥褻に陷るべきを述べたり然るに此一種の美術品は靡然として我社會に流行し流行の極、美術の美術なる眞成の境域を離れ其法度の外に逸出するの畫圖を出すに至る余輩が視て以て鄙汚猥褻となさざるを得ざるものの近來頻に坊間に横行するを見るに至りたるは歎かはしきの限りなり

余輩の嘗て論ぜる如く美術上の裸體美人は人體を構造する完全美妙の形線を抽象したるものに過ぎざれば歐西の名畫に於ては花神月娥天人の類、雲に翔り艸に眠り岩に倚る等到底人間界の醜生活を脫離したるものを主とせざるなく間ま神物に非ざるものあるも人體の抽象的美妙を描出すを精神としたるの趣斑々として窺ふべし然れども物多くは流弊を免るゝこと能はざるが故に歐西諸國に於ても往々美術の眞境中に置くべからざる圖象を作るものあり識者亦從て之を歎息し其美術の精神に出でざるものは之を醜猥の繪畫なりとして擯斥し擯斥するのみならず其公賣公示を禁じ風俗破壞の源を塞ぐべしといふものあるに至れり顧ふに此一種の畫其我邦に行はるゝこと未だ幾ならず早くも陋弊を生じること此の如く眞美術、僞美術を制するの好尙未だ邦人の悟性中に熟せざる中に既に已に醜猥を以て斥くべきものの横行を致せること返す〴〵も口惜しき次第にぞある

是に於て余輩は政府の勇斷を望まざるべからず美術の振興は政府或は其責なからん風敎の維持に至ては政府を措て誰か其責に任ずるものぞ彼の醜猥の裸體美人は實に風俗を害するの甚しきものなり出版條例の眼中に於て決して見逭すべからざるものなり政府若し善く之を處分せば啻に風敎の點に於て其責を全くすべきのみならず又從て美術の眞面目を保ち其發達を促すの功あるべきなり

去れば政府は直接に美術の眞贋を判ずる職掌を有せずとするも繪畫に於て殊に裸體の思考判斷を要する裸體畫美人に於て風俗を害すると否とを判ぜんとせば又必ず美術の思想を以てせざるべからず美術の思想を以て判斷するとは何ぞ其畫の果して天然界の一美物象として抽象的に人體形線の美なるを寫したるか抑も將た人類の生活世界に於ける婦女子の裸體を寫したるかを問ふのみ全身を裸露するも艸上に臥し岩洞に據り神仙飄逸の姿をなすものは美術的畫美人なり纔に半身を描て嘗て人情を動かす處まで及ばざるも其姿態にして出浴たり睡起たり逐涼たり其他人事の關係よりして之を寫し所謂裸體の有情婦女を寫生したるものならんには是れ決して美術品にあらざる裸體畫は是れ風俗を壞亂するものなり安ぞ嚴重の取締をなさざるべけんや顧ふに其之を判斷するや又決して尋常行政官吏の一瞥に任ずべからず或は美術協會に下し或は美術學校教官に下して審査せしめ其意見を採り行政府の權力を以て之を執行すべし庶幾くは風敎美術倶に益を得る所あらん

（「朝比奈知泉文集」より）

日本開化之性質

田口鼎軒

日本開化之性質

一名 社會改良論

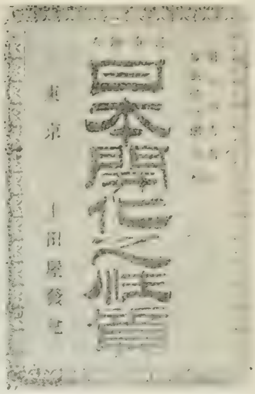

（原本表紙）

日本開化之性質序

羅馬の都は一日に建たるにあらすとは古人の事物の漸進を評せし詞なり社會進歩の勢ひは小より大に及び粗より密に渉り野鄙より高尚に赴きて終に文明の極に達する事を得るなり熟々吾邦の風俗習慣の今日に至るを視るに亦此の例に傚はざるはなし古へを欽慕して今を擯斥する支那風の開化に薫染されたる時代には進歩の度は甚緩漫にして殆んと退歩するかと疑ふ斗りなり當時貴族豪商奢侈に長して因循を好む事は世の常となりにけり長袴を穿ち金銀作りの大小を横へ出るには駕籠に乗り従者数十人を扈従せしむ其の家に在るや臥して頭髪を梳らしめ烟を吃し衣を更へ帯を結ひ履を穿つにも都て侍婢の手を借るに至る其因循不活潑の景狀は想見すへきなり其に反して貧賤なる者は身に纏ふに甚だ輕便なる衣裳を以てし子臥寅起の勞役に便ならしむ隆冬には面を掩ふに手拭を以てし盛暑には笋笠を以て日光の注射を避く百里の途も必す徒歩すといへり貴賤貧富の生活上大差別ありたるとは亦知へきなり降りて近世に至りて歐米文化の風社會を扇動してより百事新陳交代の姿を顯し華士族平民の區別は依然舊慣を存するものの如しといへども相接着して互に情實を知るとを得たり故に社會交際上より起居飲食衣服に至るまで漸く輕便適宜を主とするに至れり然れとも常人は不便を以て便なりと思ひ不完全を以て完全と為し事物の漸く變革するは社會に益あるとを知らさるなり嘗て時計の短針遅々として轉するを見て時間の迅速に過了するを覺えす十二時を報し六時を打つに至りて始めて其の速かに進みたるに駭くか如し事物の漸進するに際しては其の有様如何と覺知する能はす一旦著るしき變更の眼前に顯るゝに至りて飛鳥川淵瀬定めぬ世の中とて舌を捲て駭嘆する事なり夫れ舊態に固着して新様の便なるを知らす古を偏ひ今を卑しむ者と雖も社會の開進の風潮を遮る能はすして其行爲思想も漸く變更して而して自ら覺えさるなり試みに見よ金屋の佳人島田振袖の夢未た醒めさるに眞髪を束ね洋服を着して輕便装成するを喜ひ蕉窓に茗を煎したる陸羽の如き客も玻璃窓前に珈琲を飲みて睡魔を驅るを好む角巾に酒を漉したる陶令流の人も細絨氈上に麥酒を嘗めて快と稱し花を拈りて微笑し蒲團上に工夫を回らせし和尚も麈尾を擲して公衆の前に演説するとを悟れり人事の變更此の如し何そ社會の事物は漸進せさるものと言ふを得んや今任を政務に負ふ人々

(原本插畫)

にして漸進の風潮に掉して其の舵を取達へす其の方向を誤らすは我か邦の風俗習慣の轉して文明の域に移ることを得へし田口鼎軒深く見る所ありて日本開化の性質を述へて以て我社會の組織を分析せり蓋し其の志素世道改進の今日に當り人々封建時代の餘臭を帶す迂を去り便に就き互に社會の進歩を謀らんとを企望するに在り苟くも國を愛するの士此の書を展覽して當日の望遠鏡を以て往時を窺ひ其風俗習慣を今日に比較し其の進歩の緩急を量り弊を矯め害を除きて社會の改良を謀らは亦鼎軒の志素を贊する者也人或は言はん社會改良のとは何そ容易ならんやと是れ社會の性質を知らさる者也昔時ロムラスの羅馬の壁を築くやタイベルの河邊に石を列して以て郭に擬し人をして其の兒戲の如きを笑はしめたり而して誰か知らん數歲の後此の兒戲の場變して宏傑壯麗の都と爲らんとは鼎軒此の書の如き或ひはロムラスの石か果して然らは今日企望する所のと難しといへとも必す他日社會上に行はるゝことあるを知るへきなり

明治十八年九月　木村熊二誌

○緒言

明治十三年の頃余嘗て淺草井生村樓に於て「西洋の開化は日本下等社會の開化せるもの也」と云へる一論を演說し意外の喝采を得しとありき然るに之を筆記せしもの余の校閱を經ずして嚶鳴雜誌に掲載したりしかば其文章は大に要點を省きて見るべからざる也故に余自ら之を記載して改めんと欲したりしが其折なくて打過ぎけり昨年の末世情稍々無事に屬せしに因り終に筆を執りて其主意を記載し題して「日本開化の性質改めざるべからず」と云ひ以て之を我東京經濟雜誌に掲載せり此時羅馬字會の開設あり余も兼ねて希望せし事なれば此文章を書き改めて見ばやと思ひ今春の休暇中之を試みたるに文章の味なども漢字交りの文章にては迚も言ひ兼ぬると抔も思ふ儘に言ひ得て愈よ其利益あるとを信じたり去れば之を捨つるも惜むべきことに思ひ古今內外の風俗の異同などの解し易からんが爲に繪畫をも加へ之を一書と爲して世に公けにせんと欲したりき時に羅馬字雜誌發兌の事ありしかば終に之に掲載を依賴したり然るに羅馬字雜誌は印刷の部數多きを爲に木版に彫刻せる繪畫は耐へ難しとの事なれば一は此木版を利用せんとの主意一は彼の羅馬字雜誌の參考にもと思ひ之を漢字交りにて一書と爲し之を公けにするとは

なりぬ同一の主意なるに數々文體を變へて世に公けにしたれば聊か其事由を記して玆に辯明すと云ふ然れども余が社會改良の念は單に之のみを以て滿足するを得ざれば更に論辯するともあるべし

明治十九年八月　田口卯吉識

第一章

諸君よ　余は今ま我國開化の性質に關して一場の演說を試み以て諸君の賛成を請はんと欲す請ふ余をして十分に之を述ぶるを得せしめよ余の見る所を以てするに國の開化に二種の區別あり一は貴族の導ける開化一は平民の導ける開化是なり

何をか貴族の導ける開化と云ふ東洋諸國開化の性質を見て之を知るべし古來東洋諸國と雖も一時隆盛に赴きし事なきに非ざるなり其文化の燦爛たるや實に人目を驚かすに足る者あり然れども是れ皆な貴族の導きし所なり蓋し世泰平なるときは貴族必ず奢る貴族奢るときは文學器物衣服飮食住宅の類皆金銀を鏤し珠玉を列ねざるなし去れば織物に於ては巧なる錦繡あり器具に於ては面白き彫刻若くは塗物あり建物に於ては廣大無邊なる宮殿廊郭あり文章詩歌に於ては天地をも動かし目に見えぬ鬼神をも泣しむる程の學士あり後世の人と雖も殆んど企て及ぶべからざる程の進步を示せり此の進步や固より社會一般の有樣の進みたるに基くものにあらずと雖も其性質たる人心を喜ばしめ身體を樂しからしむるものなれば素より之を稱して開化と云はざるを得ず故に余之を稱して貴族的の開化と云ふ余羅馬の史を讀みて其富源の專ら貴族が蒼民より奪掠したるに基くとを知るなり又た支那の史を讀みて其歷代の文明亦た世習門閥の貴族官吏等の發せしものたるとを知るなり又た我王朝の時及び德川氏の時の開化を査察して其貴族の發せしものたるとを知るなり

歐洲現時の開化は之に異なり其開化は商業の發する所なり自由通商の發する所なり則ち平民の發する所なり其各種の文學技術を發達したるものは平民の需要實に之をして然らしめたるなり其衣服飮食家財器具船舶鐵道電信の類をして今日の有樣にまで達せしめし者は實に平民の需要之をして然らしめたるなり余嘗て之を西書に見る曰く文明開化は社會の有樣をして平均ならしむる者なり鐵道汽船の發明ありしより貴族平民旅行の有樣往日の如く懸隔せず織器の發明ありしより貴族平民衣服の有樣往日の如く懸隔せず石炭瓦斯の發明ありしより貴族平民燈火の有樣往日の如く懸隔せず其他萬般の器具開化の進步技術の發明に從ひて愈よ貴族平民をして相近傍せしむと是歐洲現時の開花に就きて云ふものなり蓋し歐洲現時の開化は勞を節し費を省き社會多數の需要をして滿足せしめんと欲するに發するものなり故に鐵道の發明あるや旅行の費は從前人足若くは馬背を以て辨じたる時よりも費額を要せざる也印刷器の發明あるや從前彫刻を以て之を行ふ時よりも費額を要せざるなり火藥の發明あるや復從前の如く多數の兵隊を要せざるなり其他諸器械の發明皆一として然らざるなし何となれば其大本の原因は則ち單脚獨步世界を橫行する所の平民の需要より發したるを以て高價は其需要に適せざれば也故に余之を稱して平民的の開化と云ふ余歐米諸國今日の事情を查察するに國々に於て多少貴族的の分子を含むものなきにあらずと雖も其大本は乃ち平民的の性質を存するとを見る也

諸君我日本今日の開化は此二者の何れに屬すると思惟せらるゝや

第二章

諸君よ　余は日本現時の開化に如何なる性質あるやを指摘するの前に於て先づ其の發達の沿革を略說すべし其沿革大略左の如し

（上古）神代より紀元八百年代に至る

○衣服　太古衣服の制今まで攷へ難し然れども天照大神齋服を織られし事見えたれば紝織の事は當時にありて既に行はれしこと疑ひなし學藝志林に女人の圖あり左衽にして袖は窄し蓋し古の風俗ならん下に脛衣と云へるを着せりと云ふ衣の上に着する袴はなかりしならん衣の上に意曾比を着す後世の被衣の如くにして面を隱すものなり

○容儀　男は髻とて髮を左右に分け結び綰ね女は分て結ばず若き男兒は髮を額に束ぬイザナギの尊は櫛を用ひられたり冠りなくして髻華を插す頭手等に勾璁を着せり婦女も馬に乘れりと云ふ（曾我物語）に十郎其情婦虎に贈るに馬を以てせり虎之に乘じて十郎の母を訪ふ古代の風當時まで存せしならん男女其面に黥みせり眉毛を拔き眉を作り齒を染めたるも蓋し太古の遺風ならん

○器具　陶器は凡て素燒なり弓矢劔鏡の類あり

○家屋　室をむろと云ふは太古山腹を横に掘て石窟の如く構へたるを云ふ宮室を作るも其樣を移したれば亦たむろと云ふなり上つ代の家造りは柱を地中に築立て繩つなを以て結び固めしものなり家根は凡て萱草を以て葺けり

○飲食　太古多く不舂の黒米を食す伊勢大神宮は三杵の供御聞食とは粗平の米の事なり

此時代を一表と爲したるは古事記に據るに後史に所謂神代も神武天皇以後も事情に於て更に異なるなきを以てなり尊と民草と大に風俗性名を異にする處あり神武の時と雖も土民は穴居巢棲のものありき故に此事は他日學士の大議論あるべき點ならん然れども此表は當時凡て皆同人種なりとして示せしものなり

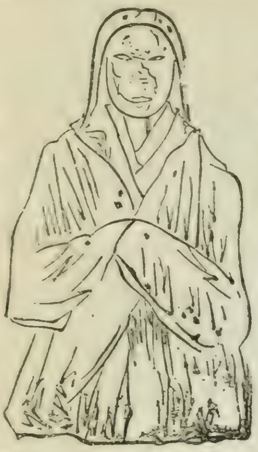

（[illegible]大和書）藝志林に出たる女人の容衣裾なり

（中古）八百年代より近江朝奈良朝を經て平安朝の末一八四六年に至る

○衣服　此時代の衣服の有樣は後世に傳はりたる畫像木像ありて徴すべし御物聖德太子の御畫は蓋し當時の風俗を徴するに足らん袖稍々廣く袴狹くして黒色なり隋代の制か將た韓國の俗か決して我邦古代のものにあらじ天智天皇の畫に至りては全く唐制にして後世熟知する所の公家衆の服なり文武帝官職の服制を定められ全く唐制に模す持統天皇天下に令して白袴を着けしむ文武の時腰衣を廢せしむ元明の時袖の濶八寸以上一尺以下と定む此に至りて一轉して濶袖となりしならん又た此の時右襟の令あり衽の

（原本所書）聖德太子の像なり其衣服等凡て韓風ならん

（原本插畫）　王朝の時の衣服家屋其他の有樣を知るべし

相過ぐる甚だ淺きは行歩の際開き易く無禮なりとて所司をして禁ぜしむ是より衣にヲクビ出來しと云ふ是れ所謂唐衣ならん是より次第に進步して下襲に附くる裾は纔着とて纔に地に曳くものなるに大臣の裾は一丈五尺に至ると云ふ宮女は十二單衣若くは五衣を着し裳を着す

賤の男と雖も烏帽子素襖を着す然れども履は甚だ卑しく藁草履なり之を足切と云ふ足の切れ易きに依る徒足の者も多く見ゆ和泉式部加茂に參りわらづに足をかまれしとぞ

○家屋　内室作とは天井なく屋根裏のまゝに造るなり紫宸殿清涼殿などもうちむろ作りなりと云ふ熱田の神宮寺是なり家根はのし葺と云へるあり一枚板を組みたるなりこけら葺も此時代の末より始まる床は凡て板敷にて坐臥する處のみに疊を敷くなり現時の如き障子なし衾障子とは絹若くは唐紙にて張れるものなり窓は格子のみにて高貴の人は簾を垂る

○飮食　天武帝牛馬犬猿雞の肉を食ふを禁ず其以前は之を食せしにや後三年合戰の繪など見るに古の膳部は高き臺にて食物皆かはらけに盛りたり當時の飯は凡て强飯若くは乾飯若くは粥にして今日の飯なし

○火燭　蠟燭なくみな燈火油を用ゆ切燈臺とて丸木三本を柱とし上は土器を置くほどに開き下は鼎の足の如く開き立て燈籠あり多くは篝火を用ゐて光を執れり

（鎌倉時代）　一八四六年より一九七八年に至る

○家屋　右大將日本惣追捕使を奉りて天下を掌中に治め給ひし鎌倉も土門に張板たり一間板とに柱を地に掘立てゝ作る今の板屋の如き者なり奈時の簾と蔀板なり時頼の時は自ら障子を切張せりと云ふ紙を以て障子を張ること此時代より始まりしならん

○衣服　古は公武貴賤共に凡て白衣にてありしと見ゆ鎌倉武士の染小袖といふとあれば染小袖は鎌倉の時分よりの事ならんかつぎは王朝の時より始まりて德川氏の初めまで行はれたり

（中興政府及足利時代）　一九七九年より二一二六年まで

○家屋　室町の時始めて玄關あり家根は取葺家根と云へるもの多し職人など之れに住めりそぎ板を並べ押へに石或は木の丸太などを載せ置くなり家根のこうばい低くせざれば危し其輪といへるは上に置く石其儘にては轉び易ければ木又竹にて輪を作り之を敷き石を置くなるべし此事德川氏の中程まで行はれ今も諸國にありと云ふ

○衣服　今世に小袖は綿入布子は木綿の綿入を云ふ然れ共小袖は大袖に對したる名にして凡て袖の下を丸く縫ひたるをいふ袷にても綿入にても單物かたびらにてもいふべし大袖といふ名目はなけれども衣袷などに對して云ふなり衣と

袷は長短の分ちなれども綿入らず袖大にして
四角なる廣袖なり小袖の上に之を着て裝束の
下着とす

（戰國）　二一二七年頃より二二六二年
に至る

○容儀　月代はサカイキと云ふ逆氣なり古は
貴賤共にサカイキそるとなし人によりて氣のぼ
せて苦しむ病あれば額の上の毛を殘して頭の
中を丸く剃りて其上に額の毛を引かけて剃り
たる所を隱し置くなり此事は王朝の頃より早く
行はれたりしが額上の髮までも剃り落すとな
りしは應仁の長き亂に武士等冑を冠りて首の熱
さに苦しみたるに由ると云ふ然れども徳川氏の
中頃元祿頃までの畫には其髮を伸して剃らざる
もの極めて多し蓋し常に剃り落すを禮とせしは
其以後の事ならん

○飲食（おあん物語）おれが親父は知行三
百石取りてをられたが其時分は軍が多くて何
事も不自由な事でおじやつたが勿論用意は面々
貯へもあれど朝夕雑水たべておじやつた（中略）
又た菜飯など喰ふといふ事は夢にもないこと夜
に入り夜食といふ事もなかつた（加藤清正七
ケ條）食は黑米たるべし（小笠原小實記　山海
の珍味は藤梅干くらげ也

○衣服（おあん物語）さて衣服もなく我十三
の時手作りの花染の帷子壹つあるより外はなし
一つのかたびらを十七の年まで着たるにより脚
が出て難儀にあつた　他書　蒲團は蒲にて作り
たる團座なり木綿の渡らざる以前には庶人の冬
の衣服には蒲蘆の穗綿を入れて着たるより布子
の名あり（骨董集）文祿前後より寛永の頃ま
での古畫を見るに男女ともに絲を圓うちにして
繩に似たる兩はしに總をつけたるを幾重ともな
くまはして帶にしたる體數多見えたり（中略）
是は所謂名古屋帶なり（云々）

○家屋　商人の物を賣る所を見世と云ふは古
は家の端に棚閣をまうけ其上に萬の賣物を置並
べて賣れる故にたなといふ名起れり（云々）（骨
董集）

（徳川氏前）　二二六三年より二三九九
年に至る

○飲食　秀忠樣御代には新太郎成人にて江戸
へ下り始めて御目見被申上は節織田常眞は大
あぐらをかき上座にて碁を見物致し居られ御
座鋪にて御目見被仰付は剃新太郎よそこへは
ひりやれ其方は雪國と聞及びたるがさらで御じ
やるか勝手迄行て飯を喰やれ大炊同道せよとの
上意にて御勝手まで立御料理給べ申さるとき
一座十三人あり上座は織田常眞其次大炊頭其圖
にて松平新太郎着座致されけるとかや其節の御
料理は蕪汁におろし大根の鱠あらめの煮物干
魚の燒物にて有之けると也（一書）衣食住共に
器物等のものすきを專らに仕又御珊瑚樹等を
もてあそびけれ事常憲院樣四代將軍綱吉の御

（原本繪書）足利氏の末京都見世棚之景況

時分にて盛に相成候て今に止み不申候
○衣服　木綿衣漸く行はれたり女中帯は今織金入にて幅は三寸許り長さ七尺五寸なり絹衣は縫箔の光る小袖を着る頭は覆面又は綿にてかくし其上に編笠菅笠等を冠る顔を出してあるくとなし歴々の婦女は隔のかつぎをかけ染革足袋を着す寛文の末より帯の巾廣くなり延寶の頃廣純子三ツ割長さ一丈程になりたり
○家屋　昔は土藏持ちたる人稀なり牛込より小日向邊へかけて土藏十とは見えず番町にも大名の外は瓦ぶき家根無かりし

(徳川氏後)　二四〇〇年代より二五二七年に至る

○衣服　徳川氏の末衣服の有様大に進歩し若き婦人の衣服には長袖とて起立するも疊に至るものあり短きも一尺五寸帯も廣くなりて九寸に至る其長さ一丈にて臀上に結び垂る後より見れば帯の歩くが如し多く博多地を用ゆ帯の廣くなるに從ひ衣の「みはば」狹くなり多く縞地若くは染物を用ゆ復た縫箔を着せず蓋し遊女の風より移ると云ふ此年代の始めは雪駄を用ゐたるが之に木履を着け眞田はな緒の草履下駄出來て漸く進歩して革はな緒の駒下駄となる
○家屋　享保の頃迄は諸大名の御門長屋の屋根は凡て六分程の板にて葺き棟にのみ瓦を置き腰は凡て板張なりしが火災の數々なりしより家根は凡て瓦となり腰も瓦を張るととなれり徳川氏の末江戸の家屋大に進歩し土藏作りの家屋は大通りに軒を並ぶ茅葺家根を見ると甚だ稀なり多くはこけら若くは瓦葺なり
○飲食　食物は漸く豐富なれども獸畜等は下々の人にあらざれば食するもの至て少なく中人は專ら野菜を食す魚は一日三度の食に一回食するは良き人なり好みて豆腐を食す

(原本插畫) 後より見るときは帯の歩むが如し

右に引證せし處は皆な書籍に據る所あるなり一々其書名を記載するは却て閲覽に煩はしきを以て之を省き且つ成るべく讀み易からしめんが爲に其文を改めたり改め難きもののみ原書の名を掲ぐ

第三章

諸君よ　前篇に掲載したりし數表を參照する時は稍々以て古來我國に發現せし人爲現像の沿革を概察するの資料を得べきなり故に余は今ま此事實に據りて先つ卑見を開陳し江湖識者の教を請はん
蓋し我國太古の風俗は今日に至りて實に想像すべからざるものあり其所謂意富比若くは喜華の類は如何なるものなりしや唯々書籍に其名を傳へて畫圖若くは刻像の其實を證するものなし故に其形狀如何を知るに由なきなり今日に當りて畫圖若くは刻像の其實を證するは實に三韓と交通せし後の者なり去れば野見宿禰(七百年代の人)武内宿禰(八百年代の初より千百年代の初に至る)若くは守屋大連(千二百年代の人)の肖像の如きも皆冠りを頂き履を穿ち儼然として支那服を着せり是れ蓋し後世の人當時を想像して畫くに此形を以てせし乎將た此人々は既に韓國服制の美を見て既に之に模したる乎將た又た日本古來の服制果して此の如くなりし乎今ま之を知るに由なしと雖も余の推測する所を以てするに此第二の想像の其當を得べきとを信ずるなり蓋し我朝の始めて韓國と交通せしは崇神の時にあり(六二八年なり)而して垂仁の時新羅王の子天日槍の歸化せるあり仁徳の時百濟王の孫酒君の歸化せるあり仲哀の時秦の始皇の後裔秦酒公の歸化せるあり應仁の時漢の

靈帝の曾孫阿知使の歸化せるあり皆な金銀珍寶を携へ來り且つ裁縫衹織の技を傳へたり然らば則ち我國人中既に彼の風俗を模したる者なきを得んや余此頃一木像を見たり相傳ふ奈良東大寺の所藏にして歸化韓人の彫む所に係ると此像を見るに頭髪を顱頂に二分し之を額顱の上に綰ねたり古書に見えたる髻なるが如し然れども其衣服は則ち右袵にして袖は唐服に比すれば稍々窄く袖口に至りて漸く廣し帶を以て其上を結びて而して其下に袴を着し且つ履を穿てり彼の葛飾北斎の畫ける唐人の樣の如し（先きに揭げたる畫像是なり參照すべし）然らば則ち此衣は當時亞細亞大陸に行はれたる風俗にして其髪は我國人の風俗ならん乎蓋し髻華若くは髻あるものは以て冠すべからず故に此の形は我邦古代の風俗なるが如し然れども茲に一說あり日本書記

（原本插畫）
東大寺の藏物なりしと云ふ其髪の結び方を見るべし衣服履等は韓風ならん

にスサノヲの尊の韓國に渡られたるとを記せり且つ諸々の尊等の姓名風俗も當時の民草と異なるものあるが如し故に國常立の尊より以後の諸神は皆な大陸より渡來せしものにして初めより韓國と俗を異にせざるなり」と此事に關しては余尚ほ大に述べんとを欲するに付き今ま之を論ぜず兎に角に衣服の制此の如くなるは我國人民固有の者にあらざりしならん何を以て之を云ふ王朝の時より千有餘年を經て換ふべからざる一衣服の我國に存するあればなり我國人今日の常衣則ち小袖是なり蓋し支那人及び西洋人の衣は上衣は臀下に終りて而して袴は下より穿つものなり然るに我國今日の常衣は肩より足に至るまで一衣にして別に下より着するものなし此俗之を王朝の圖に見れば其以前と雖も然らざるべからざるべし中古より以後人民素襖及び袴を着するものありと雖も是れ政府より制して着せしめしものにして殆んど禮服に類せるものなるべし何となれば其制甚だ常衣と親和せざるものなればなり鎌倉及び室町の時武人皆な大紋若くは布衣を着す然れども其下に着するものは則ち小袖なり應仁より以後社會潰亂し下民亦た禮服を着するものなし是に至りて唐制より傳へたる痕跡全く消滅し唯々上下及び貴族の禮服に於てのみ其變形を見るに至れり然らば則ち我國固有の衣服は大約槪察するを得べし此古の發達中古は之を唐制に奪はれ鎌倉以後少しく相和したるが如しと雖も久戰國に至りて再び最下の極度にまで復古したるなるべし飲食家屋の如きも之と同一なる變遷を爲せしが如し

（原本插畫）野見の宿禰當麻の蹶速の像

去れば假令よ若し德川氏の開化をして余の曩きに述べたるが如く平民的の開化ならしめば我國今日の開化も亦た歐米諸國と同一の性質を得たるや知るべきなり然るに德川氏は封建を以て海内を治めたるが爲に戰國以後此衣服の發達は實に貴族的の發達を爲せり蓋し人の社會を爲すや果して平等なるや否や余得て之を言はざるなり然れども吾人の自ら勞して作る所は必ず他人の有にあらざるは理の覩易きものなり故に若し社會の組織をして完全ならしめば其開化の度に於てこそ高低あるべしと雖も社會必ず自ら勞せずして他人の勞に據りて逸樂するの人なかるべきなり余今ま之を稱して平等と云ふ此の如き平等社會に於ては貴族あるなく平民あるなく士族あるなし皆な勞して食するものなり去れば此時に當りて開化の進歩するや人民一般の有樣進歩する也衣服如何に改良するも決して勞働に不便なるが如き性質を受くることなく家屋如何に進歩するも決して起居に不便なるが如き形狀を受くることなかるべし其他飲食器具文學技藝の發達亦た此の如くなるべし何となれば此の如き社會に於て開化の進歩するは分業の法廣く行はれ人々同一の勞働を以て多量の產物を得るに至りたるの結果にして決して勞働せずして衣食住に豐富を致せしにあらざればなり去れば勞働社會の有樣平均に進歩したる開化は社會の最も完全なるものにして人世の最も幸福なるものなるべし然るに德川氏の時社會に領主と稱するものあり人民の上に立ちて其勞して以て作る所を奪ひて以て其有となせり是に於て乎人口の增殖し物產の蕃殖するも人民生計の度は更に進歩する所なく人民の幸福は更に增加する所なく而して其快樂は凡て領主の有となれり貴族の此快樂を爲すや更に勞する所なし故に衣服の制亦た坐して人を使ひ以て快樂を執るの性質を以て發達するに至れり

戰國の時小袖の細は極めて細きものなり而して戰袍の類皆な筒袖なり去れば德川氏の社會をして平等なる組織ならしめば思ふに其袖は常に細くして而して進歩せしならん然るに之をして進歩せしむるものは所謂貴族的の需要なるを以て其進歩は唯々之を長くするに止まれり故に今日吾人の着する所の衣を以て働かんと欲せば手襷を以て袖を揭げざるべからざるなり戰國の時帶は極めて細きものなり故に德川氏の社會をして平等ならしめば其帶細くして而して其度を進歩せしならん然るに之をして進歩せしむるものは則ち貴族的の需要なるを以て唯々之は廣くするに止まれり故に今日日本婦人の帶は其不合理なる名狀すべからざるなり其他の物事亦た此の如し戰國の時家屋の制粗なるのみ商工土足を以て直に其家に入り其内に起臥せり若し之をして自然に發達せしめば假令椅子に據り臥床に寢ぬること西洋人の如くならざるも必ず進退、坐作に不便なる有樣を發せざりしならん然るに之をして發達せしむるものは貴賤上下の別を立て叩頭坐拜の禮を嚴にする貴族的の需要なるが爲に終に今日の如く燕居に適し勞働に不便なる房室の組織を發達せり戰國の時文學殆んど滅せりされば若し德川氏の組織をして平等なるものならしめば必ず實用に必要なる諸學發達せしならん而して其行文の法の如きも必ず簡單なりしならん然るに之を發達せしものは貴族的の需要なるが爲に終に孔孟の如き教の行はれたり而して文章は最も解し難き漢文なりき戰國の時蛇皮線始めて我邦に傳はり三味線始めて出たり而して從來貴族の需要に應じたる琴箏の如きも殆んど廢せり去れば德川氏の組織をして平等ならしめば爾後の發達は必ず有爲活潑なる人民の心を鼓舞するの曲節を得たるならん然るに之を發達せしむるのものは貴族的の需要なるを以て淨瑠璃及び長歌は淫猥の調を得て

平等なる公會の樂に適せず其は其調變化なく人をして欠伸を發せしむるものあり蓋し貴族的の快樂は活氣なく勇力なく氣長なり柔弱なり淫穢なり故に社會の組織をして軟弱ならしむるものは貴族的の需要より甚だしきはなきなり

第四章

諸君よ　蓋し人性は一也故に歐米人をして今日の開化を發せしめたるの原素は又た必ず我國人に存せざるべからざる也思ふに唯々其發達せざるのみ余實に之を我勞力社會に於て發見すと云ふ今ま試みに我勞力社會の衣服の有樣を見よ其股引腹掛手ッコ半纏及び常衣の類何ぞ善く

(原本插畫)
西洋の開化は我下等社會の開化せる者なりとは此圖を査察し然るべし

西洋今日の「ヅボン」「チョッキ」「マンテル」外套に似たるや故に若し此衣服をして正當に發達せしめば必ず西洋今日の衣服となりしならん然るに德川氏の時勞力社會の少しく富めるものは直に貴族社會の牛後となり或ひは自ら勞せずして人を使役するに至るものあり然らざるも數々貴族的の家屋に召付けられ叩頭平拜を爲さざるべからざるの必要あるが爲に股引腹掛の類を脫して直に常衣を着し終に勞働する能はざる仲間となるとなり又た彼の飮食の制を見よ德川氏の時上等社會は淡薄なる魚菜を食し獸肉は惡食と稱して之を賤しみ勞力社會獨り之を食したるが如きは暫く措いて論ぜず勞働社會と不働社會との食法は全く相異なるものあり今日中等及び其以上の食法は皆な德川氏の時の不働社會より遺傳せるものなれば最も損失なる原素を含めり夫れ貴族の食するや自ら步して膳ある場所に行かんよりは寧ろ膳の自ら其坐せる場所に來らんとを欲するものなり故に我貴族社會の膳は夙に食前に棚より顯はれ食後に棚に入るものなりき蓋し數多の妾兒孫等の爲に一々此膳を備へ之に茶碗塗碗小皿等の器具を添へ且つ飯を呼び汁と呼ばれ一々其御更りを爲すが如きは召使人に於て最も煩雜なる一務なり然れども貴族は一身を動かすより寧ろ數多の人を使ふを便とするが爲に此食法の行はるゝこと久し德川氏の文化進むに至りて此方法漸く中位下の不働社會に及べり故に今日に當りて社會の多數は皆な此方法を執行し細君と下婢とは終日唯々此膳の出納に奔走せる有樣なり豈に亦た不經濟なる食法にあらずや然れども勞力社會に至りては此方法を用ゆる能はず稍々大なる膳—德川氏の末より下等社會多く之を用ゆ—の上に味噌汁。滷干。香の物時には肉類等を備へて而して親方職人年季の徒蒐坐して飽くまで之を食し親方の細君小兒を背負ひて料理番の役を勤め周旋太だ至れり嚢中餘錢あるものに至りては直に走せて「ヤタイチ」に行く「ヤタイチ」とは勞働社會の料理店なり店の中央に大なる食臺を一列若しくは二列に並べ其周圍に醬油の明き樽を備へて以て椅子に供す其家固より床を張らず故に勞力社會は土足を以て直に其醬油樽に腰掛け食臺に向ひ好む所の珍味と嗜む所の濁醪とを命じて飽くまで飮食して歸るなり其光況實に今日の西洋料理に彷彿たるものあり去れば若し勞力社會をして正當に發達せしめば—彼れ必ず土足を以て椅子に寄り食臺に對して飮食するの制を其家內に發せしならん而して

下等我社會の食法は西洋料理と實に同うす
（原本插畫）

「ヤタイチ」も亦た西洋料理となりしならん然るに不働社會の開化其進歩の道を遮るが爲に少しく富めるものは直に其牛後となりて其食法を執行す從ひて料理の進歩せるものは凡て會席と變ぜり故に今日に至るまで洋風の食法を我國に發達する能はざりしなり又た彼の家屋の制を見よ勞力社會は實に坐する能はざるものなり彼れ終日仕事場若くは田野にあり起立して勞働せり故に其疊を敷ける所の如きは全く椅子の如く食臺の如く又た寐臺の如きものなり去れば彼れをして終日此疊を敷ける所に危坐せしめんと欲するも得べからざるなり然るに不働社會は實に之を便とせり蓋し彼等の祖先なる戰國の勇士をして危坐せしめば必ず泣かん（余輩近日暴諸侯茶會の話を講談師如燕に聞けり最も當時の事情を想像せしむるものあり）然るに二世となり三世となるに及びては其日常の事務は唯々寐ると食するとのみ寐ると食するとを以て事務となせる不働社會に取りては此食臺の如く寐臺の如き場所を便とせざるべからず且つ夫れ進化の理人身に感ずる大なり斯く食臺寐臺の上に坐臥したるものの子孫に至りては久しく起立し若くは腰を掛くること能はざるに至れり貴族的の文化の進歩するや不働社會の人員愈よ增加し貴きは光氏若きは業平等と一般なる人物となり低きも丹治郎金五郎たるを失はざるに至れり是れ則ち飽食煖衣逸居して而して敎なきの致す所なり我國今日以上の家屋の制皆な其遺傳たり豈に有害なるものにあらずや又た商賈の店鋪に至りては更に驚くべきものあり

蓋し今日商賈の店鋪は半は不働的の性質を存し半は勞働的の原素を含むものなるが如し抑も行歩するものは直に坐すべからず故に顧客の店鋪に來るものは貴族と平民とを論ぜず皆な勞働の場合と見て可なり去れば商人の店鋪は多く腰掛けに適するの形狀を爲せり是れ勞働的なり然れども僅に其土間のみを以て客の足を入るべきの地となし其より以往を主人不働の場と爲すが爲に客の半身は殆んど將に軒外に出でんとして大雨の時などには迚ても店前に立ちて物を買ふ能はず晴天の時と雖も少しく風あれば往來の塵埃は馬糞と共に店中に吹き込み其貨物を汚せり主人此處に防禦線を張りて一歩を退かざるは張飛が長坂橋上に立ちて曹操百萬の兵を睨みたるの勇あるべしと雖も何ぞ自ら苦しむと斯くの如くなるや且つ夫れ夕陽其店鋪を照すときは主人頭上の藥鑵店頭の盥器と相映じて光を爭へり其不體裁云ふべからざるなり又た大なる商人と雖も其店は吹拂ひにて數多の伴頭を之に並べたる樣は殆んど伴頭の見世物の如し而して其賣る所の貨物は見世に並べざる也此伴頭雪の降る日も唯々一の火入を擁して見世に危坐せり其寒さ知るべき也風の吹く日も依然として往來に對ふ其つらきと如何ぞや而して顧客の來

る時は一聲高く「子供ー」と呼ぶ子供の遠方にあるもの「オーイー」と答へて足を來るに客の見んと欲する品物を告げて店内より出し來らしむ子供を走せ行き之を捜し來りて番頭の前に投げ出す故に一人の顧客にして二人の番頭子供を要せり是れ畢竟商人は自ら身體を勞せずして專

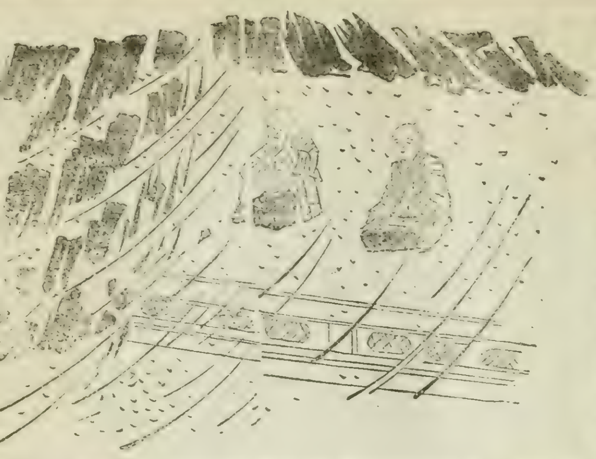

(原本插畫)
現今東京商家店の景況仕や馬費か買て世込む

ら年季小僧を使役して貨物の出納を拜ずるが爲に貴族的の開化に感染すること最も多くして終に此狀況を發せしならん近日横濱外商の店鋪に傚ひ硝子を窓に張り貨物を其中に列ねて縦覧に供し顧客を屋内に引きて主人自ら顔を店頭に露出せざるの制を襲るもの漸く多し此制豈に美ならずや而して客をして自ら列品を査察せしめば多く子供を使役して貨物を出納せしむるを要せざるべし必ず節約の制ならざるべからず然るを況んや冷かし連中の爲に時を消すること少きをや余輩之を隠々翁に聞く曰く商人の物を賣る所を見世と云ふは古は家の端に棚閣をまうけ其の上に萬の賣物を置並べて賣れる故に見世店と云ふ名起れりと然らば則ち其進化して今日の有樣となりしは必ず徳川氏貴族的の開化に感染したるに因ること多きを知るべし若し正當に發達したらんには何ぞ今日の如きに至らんや

第五章

諸君よ貴族的の開化に於ては更に之より有害なる者あり人民貧富の懸隔を甚だしく社會に奇異の現像を發せしむると是なり何をか奇異の現像と云ふ請ふ逐一之を述べん蓋し人の生るゝや果して自由なるや否や余得て知らざる也然れども人間社會幸福の存する所は人々自ら其勞に因りて衣食して而して又自ら其産する所を享けざるにあるや知るべきなり若し社會の人々皆な自ら其勞に因りて衣食せん乎世に素餐の人なかるべし又た乞兒盗賊の類人の産に因りて食するものなかるべし是時に當りてや慈善の人ありと雖も其餘財を施すべきの貧人なく富豪の人ありと雖も其資産を奪ふべきの盗人なし智に賢愚あり體に強弱あり歳に老壯幼あるは人類の免かるべからざる所なれば此社會と雖も貧富の差あるは素より免かるべからざるなり然れども其差や決して一方をして他の奴隷たらしむるの甚だしきに至らざるべし何となれば人々の勞力は此の如き差異ある者にあらざれば也若し世果して此の如き社會あらん乎余は其の社會に於ては一夫一婦の制は必ず一家の内に行はれて多妻多妾の如き變相は決して顯はれざるを信ずるなり何となれば財産の有樣懸隔なきときは富人ありて其慾を逞しくし多妻多妾の如き變相を社會に顯はさんと欲するも之に應ずべき程の貧困なる婦女あらざるべければ也思ふに此の如き社會にありては相間紋切の現社會に顯はれざるべし何となれば社會の人々皆な其勞に因りて衣食するものなれば巨額の貨幣と數多の

時間とを遊興に費す能はざればなり思ふに此の如き社會に於ては人々の勞作して得たる産物は必ず其所有に歸して決して他人の有となることなかるべし何となれば社會の人々皆な平等にして他人の奴隸たるものなければなり

余は此の如き社會を以て殷富の最も多く增殖し國力の最も速かに振張し幸福の最も洽ねく盈實する者なりと信ずるなり然るに我國德川氏の時の社會の有樣は全く之に反せり而して現時の組織は實に德川氏の遺傳に因る者多し抑も此般の事實を述ぶるは言の少しく卑野に涉るを免かれず然れども社會の組織に大關係を有するを以て敢て述ぶるあらんとす讀者請ふ之を許せ蓋し人々平等の有樣は世界の歷史に於て見る能はざる所なり故に我國古來の史に於ても多妻多妾の事實は現然見るべし然れども其最も甚だしかりしは德川氏の時に如くはなきなり德川氏封建を以て巧みに海内を治め二百六十有餘年の泰平を致せり此泰平の人民に幸福なる素より戰國と比較すべきにあらず然れども諸侯大夫等の貴族ありて人民の頭上に累積するが爲に人民の日夜勞作して得たる所の貨物は悉々く其有となれり去れば此時に當りて貧富の懸隔甚だしくして下民の末に於ては妻なく兒なく終日勞役して而して飢餓を免かれざるものあり飢餓して而して死するものあり死して而して葬られざるものあり其妻あるものと雖も衣服飲食の供給十分ならず故に其生む所の兒支離あり盲目あり癲狂あり然らざる者と雖も能く十分に滋養せらるゝことなきが爲に鼻たらしならざるはなし故に其發達完全なるを得ず今日日本の人民をして累々乎として喪家の狗の如き形狀あらしむるもの豈に夫れ德川氏の時累代十分なる滋養を得ざりし餘弊ならずや

此の如き人民の頭上に累積せる諸侯大夫に至りては全く之に異なり彼等は勞作して産を得るにあらざるなり全く人民の勞作したるものを其有と爲したるなり彼等は一妻を以て足れりとせざるなり是に於て乎更に妾を求む若し社會の人皆な富人ならんには其求めに應ずるものなかるべし然れども彼等の爲に其産物を供したる人民は則ち貧困に陷るが爲に其妾を求むるに及びてや喜びて其子女を供するものあり故に則ち社會に妾と云へるものあり彼れ妾を得て尙ほ足れりとせざるなり故に出て娼家に遊ぶ社會の人彼等の爲に貧しき者其子女を鬻ぎて以て娼となす故に則ち社會に娼と云へる者あり既に娼あるも以て其樂みを滿たすに足らず是に於て更に絃妓を求む社會に貧者あり其子女を以て絃妓と爲す故に則ち絃妓と云へる者社會に出づるあり既に絃妓あり尙ほ未だ其慾を滿たすに足らず是に於て乎更に幇間を求む社會の貧困なるもの盜賊乞食尙ほ且つ之を甘んず然るを況んや幇間をや是に於て乎社會に幇間と云へるものあり故に以上の如くに變相を社會に發したる者は皆な貴族的の需要の致す所也世或ひは其源因を惡まずして却て其結果たる妾娼絃妓幇間を惡むものあり嗚呼世誰れか好みて此業を爲さん皆な止むを得ざるに出づる也之を責むる豈に酷ならずや

此餘更に貴族的の需要より發したる變相の德川氏の時に存せしもの極めて多し余今ま之れを述べず）然り而して此の如く勞せずして單に逸樂を事とせる貴族等が擧ぐる所の兒子は衣食に豐富なりと雖も人事に必要なる心體の働きを缺くか爲に智力體力共に彼貧困なる人民の兒子にだに劣れり是れ亦た日本人民の歐米人民に及ばざる一因なり之を要するに社會に素餐の人多き時は人民如何に勞力するも其國貧困ならざるを得ざるなり

諸君よ 以上の如き貴族的の開化は現時と雖も尙ほ存するとなり數百年間我國に遺傳せる習俗なるを以て世人皆な之を怪しまず却て大會

公宴の興具に供するに至れり然れども熟々我國古來の興廢の跡を視察せよ藤原氏の柔弱に歸する所以平氏の之を繼ぎて頓に柔弱となりし所以旭將軍伊豫の大守等の鬼神と呼ばれたるも平安に入るに及びて頓に萎縮したる所以室町將軍の時に社會に紛紜多き所以德川氏の天下を一括するに當りて勇猛なりし參河武士の子孫戊辰の時に至りて柔弱なりし所以を熟視せよ現時の如き社會の組織は改正せざるべからざる所以を解するに難からざるを信ずるなり蓋し現時在朝の有司は皆な武を以て復古の大業を逐げられたるものなり故に余何ぞ之を當今に憂へんや然れども其組織を改めざれば天下後世を如何

余嘗て英人ボックル氏著英國の開化史の緒言を讀み貨財分配の點に於て最も精神を盡したるを知るなり以上論ずる所も亦た貨財分配の法を理するに外ならず誠に勞力するものをして其產物を得せしめ勞せざるものをして財を得るなからしむるの制を立つるは社會永遠の目的とせざるべからざるなり夫れ貨財を平均に分配すとは華族となく官吏となく又た人民となく皆な其勞力に適當なる歲入を得て生計を立つるの謂ひなり若し夫れ華族官吏となれば多量の歲入を得人民となれば少量の賃錢を得るが如き事情あるに於ては此華族官吏は一部は素餐の性質を存するものたるに付き封建時代に於て諸侯大夫等が社會に顯はさしめたると同一の感覺を世間に發せざる可らざるなり今や我國四民同一にして復た舊時の如き諸侯大夫の人民の頭上に累積するものなしと雖も現に社會の組織に於て德川氏を腐敗せしめたる分子の依然として存するを見れば識者豈に戒心せざるべけんや若し其れ勞せずして多給を得るが如き事情あらんには貴族的の需要は直に此現存せる變態に向ひて發せんとするなり

余は以上に於て我國現時の民間の衣食住の事に論及せしものあり而して官吏華族等の事情に至りては十分に論及するを得ざるなり然れども貴族的の需要を改めて平民的の需要となし不働の組織を變じて勞働的の組織と爲さんと欲するに至りては余は他の人民に希望する如く希望せざるべからず而して最も感覺ある治法に至りては余は貨財の分配を整理するの一事より適切なるものなしと信ずるなり

第六章

諸君よ余は先きに專ら有形上に就きて日本現時の開化を説きたり故に更に進みて無形上の諸弊を述べんとす然るに今日に至りて無形上の現像は既に世運の開運に從ひて大に面目を改めたるが爲に余の之を論ずるは稍々敵の既に北ぐるを追ふの嫌なきを得ざるなり然りと雖も尙ほ一大本據の存するものあり請ふ少しく攻擊を試みん

概して之を論ずるに西洋の所謂學問とは平民的の產物なり我國從來學問と稱せしものは貴族的の現像なり何を以て之を言ふ蓋し西洋今日の學問は其始め皆な勞働社會の實驗より發せざる者なき也試みに見よ器械學の如き凡て器械師の實驗を集めたる者にあらずや建築學造船學の如き凡て大工船大工の實驗を集めたるものにあらずや天文學の如き地上に墮落したる林檎の理を演繹したるものにして算術家の知識を集めたるものにあらずや化學は則ち製藥師の發生せし所礦山學は則ち礦山掘の經驗せし所本草學は則ち植樹屋及び獵師の蒐集せし所農學は則ち農夫の發生せし所人身究理解剖學は則ち醫師の實驗せし所にあらずや經濟學は則ち銀行者及び貿易商人の實驗に基くもの多し法律學は則ち三百代言等の講究せし所なり故に西洋の諸學は素と下等社會の實驗に基くものにして

其實體は必ず宇宙間に存するものなり而して之を學びて得る所は實に先人多年の經驗を讀書の間に知るの便に過ぎざるなり然るに日本に於て從來學問と稱せしものは之に異なり漢學者の專ら講究せし所は經書にして孔孟の主意如何と云ふにあるなり程朱の學を奉ずるものは稍々佛說に基き心理の說を交へて之を解せり曰く仁は愛之理心之德義は宜之理禮は別之理智は知之理と而して仁の義を斯く解釋するに於ては之を偏言の仁と云ひ此の四者を兼ぬるものを專言の仁と云へり古學を唱ふるものは之を駁して曰く論語に仁の字は衆善行を稱するものなり汎愛衆而親仁と云ひ事其大夫之賢者友其士仁者と云ふが如きは專ら善行を云ふものにして最も輕易の意なり何ぞ此釋義に據るを得んやと斯く仁義禮智の意義を定むるは從來支那學者が終身其心を委ねたる所なりき史を學ぶものは社會の事實に注意するを以て稍々實驗に基き知識を增加せしものあり然れども其專ら講究せし所は左傳史記の類にして社會興廢の理を究めんと欲したるにあらず特に其文章に注意したるなり故に秦漢以前の事に於ては極めて詳密なるも其以後に至りては多く知るものなし而して我國史の如きは徳川氏の末年國史略日本外史等の出づるに至るまで世の子弟之を學ぶものなかりき詩文を學ぶものに至りては素とより遊戲の主意に出づ其文を記して以て廣く意見を世人に訴へんと欲するにあらず唯々墓詩銘紀行等を記し若くは風雨花月に遭うて其感ずる所を述ぶるものなり就中古文修辭を主唱するものの如きに至りては唯々古人が用ゐたる熟語を文中に插入して成るべく讀み難からしむるを好めり蓋し遠く世俗に異なる所あるを以て自ら高しと爲せしなり

和文を唱ふるものも亦た然り日常普通の言語を以て文章を記するが如きは卑野なりとして古事記萬葉集若くは諸物語等に見えたる古雅なる言語を集め成るべく凡俗に異なりたる文體を以て書き列ね之を萬葉假名抔にて記せり之を稱して雅言と云ふ古言は則ち其雅也とするものなりき

要するに以上の如き書籍文章は貴族的の閑人にあらざれば需要せざる所のものなり試みに思へ今日吾人仁義の說を知るも果して何の益かある吾人左傳史記等の一字一句を翫味するも果して何の利かある吾人詩賦を作り紀行を漢文に記するも果して何の利かある吾人萬葉假名を以て讀み難き文章を作れば果して何の能がある蓋し此等の學問文章は更に吾人に利益あるを見る能はざるべし然れども諸侯若くは其大夫の如き閑人に於ては以上の如き學問文章は恰も奇古の貨物の其需要に適するが如く其需要に適するとなり彼等は感服して仁義の說を聽けり故に世に仁義の說を講ずるものあり彼等は好みて凡俗に異なるを好めり故に世に凡俗に異なりたる文章を作るものあり

要するに諸侯及び其大夫の如きは全く人民の所產を衣食して而して別に爲す所なきものなれば多く學問するを欲せざるものなり而して偶々學問を嗜むものありと雖も是れ又た之に依りて以て產業を起さんと欲するにあらずして全く消日の一戲具に供するに過ぎず故に礦山器械建築等の實學は彼等の學ばんと欲する所にあらずして以上の如き學問文章の行はれたるも理なきにあらざるを知るべし

以上の如き學問文章は現時に於ては殆んど將に廢絕せんとするの氣運に際せり蓋し心理の現像は有形の產物に比すれば容易に變遷し得べきものありと見えたり去れば今日に至りて漢學者の復た仁義を說くものあるなし詩賦を作り漢文を記するが如きは全く遊戲の一具にして閑散の人にあらざれば多く之を作らず有爲の人にして

偶々之を作るは蓋し遣興の主意に過ぎざるなり而して日常の文章は則ち吾人が平常記するが如き平易なる文章たり是れ國運の大進歩と云はざるべからざるなり蓋し今日吾人が記する所の文章の如きは政府の學政之に反するに拘はらず久しく我國に傳はりたる一文體なり故に余嘗て之を日本文と稱せり熟ら舊史に徴するに宜嗣和歌の類書契以前にありて久しく世に顯はれたり然れども皆な言語を以て傳へたるものにして文字を以て記するものにあらず或ひは曰く神代に當りて既に文字ありと而して之を證するに一奇字を以てせり蓋し古祉墳墓より出づる所なり余之を見るに恰も羅馬字の如く子母の音に因りて其文字を別てり人或ひは之を朝鮮の舊字なりと云ふ余今ま之を確言する能はざるなり然れども我國古代にありて一般に此文字を用ひしとなきは史上に著明なるが如し（我日本開化小史に記せり故に之を評論せず）三韓と通ずるに及びて漢字始めて我國に入り隋唐と通ずるに及びて其用愈よ繁し當時專ら其音を以て我語を記す所謂萬葉假名即ち是なり古事記萬葉集の類之を以て記するものなり然れども朝廷の制は專ら漢文を其儘に用ゆ六國史皆な漢文にて撰まれたるを以て證と爲すべし然れども文章は必ず言語と一致せざるべからず漢文は我國の言語と一致せざるものなり故に朝廷の之を制するに拘はらず文章は別に獨立せり見よ假名の發明ありしより社會一般之を使用し土佐日記。伊勢。竹取、源氏。狹衣。うつほ。榮花等の物語皆な當時の俗語を以て記したるを其後此文體歳月を經過するに從ひて愈よ進歩せり王朝の衰へ鎌倉氏の起るに及びて文學の如きは殆んど措きて問はざりしも源平盛衰記平家物語の如きもの出でたり

(『樂天錄』に載する「日本開化之性質」中の插畫)

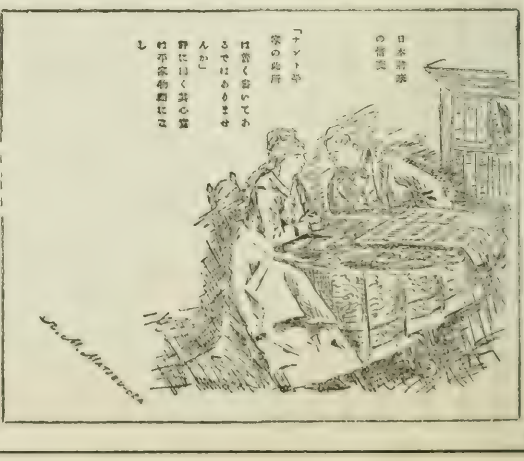

(『樂天錄』に載する「日本開化之性質」中の插畫)

其末路に至りて太平記、神皇正統記、徒然艸の如きあり蓋し此時に至りて漢語愈よ我國語に親和し平假名文中に混和して能く我思想の足らざる所を言ふを得せしめしなり足利氏の始め文章稍々見るべし蓋し復た鎌倉時代の殘物なり其中葉以後戰國に至りて復た見るべきものなし然れども其顯はるゝもの皆な此和漢混和の一文章なりき德川氏天下を一掃し諸藩文學を起すに當りて其專ら奬勵せし所は以上述ぶるが如く

漢文なりき然れども有要の事實を記す文章に至りては則ち吾人の記する所の文章に依れり修辭に熱心せる徂徠及び春臺等の政談及び經濟錄等を記するに當りて此文章を用ゐたるを以て此言の虛ならざるとを證すべきなり

去れば今日より以前は實に此文章の世界なりき而して今日より以後亦た久しく此文章の支配する所たるや知るべきなり然れども此文章も亦た弊害なきにあらず何となれば最も至難なる漢語を交ふればなり夫れ吾人が今日記する所の文章の如きは殆んど談話に近きものなり然れども漢語は音を以て通じ難きもの多きが爲に之を其儘に演說せんとすれば聽者必ず解するを得ず然れば則ち此文や尙ほ中等以上の餘裕あるものに於てのみ學び得べきものにして貴族的の分子を含蓄するものと云はざるべからざるなり蓋し文章は單に談話なり故に談話し得べきの人は直に記するを得べきものにあらざれば眞正の文章にあらざるなり然れば如何に之を改正すべき乎余は之を假名に改むるの行ふべからざるを思ふなり何となれば我國の歷史は假名文の自ら變じて今日の文となりたるを證するを以て今日の文章は假名文より便なる所ありと信ぜざるべからざればなり然れば則ち之を爲す如何曰く

余は羅馬字會の主意を賛成するものなり苟くも羅馬字を以て我文章を記するに至れば談話と文章とは全く一致するを得べくして學術技藝の發達極めて驚くべきものあらん蓋し羅馬字を以て我文章を綴ると云へば世必ず其非常の大改革にして容易に行ふべからざるを謂ふものあらん乎然れども羅馬字は我假名と同一にして特に語句を爲すに便利なるものなり故に其差たる平假名と片假名との差に異ならず抑も文字の變遷は時勢に從ふものなり支那に於ては鈐籙科斗變じて隷となり楷となり行草となれり西洋に於ては希臘あり羅馬あり我國に於ては萬葉より平假名となり片假名となれり然れば則ち苟くも羅馬字に於て便利あらば之を用ゆるに於て何の難きとか之あらん乎

余が羅馬字を以て便利なりと認むる要點左の如し

第一　商業に便利なり

商業簿記は伊太利法を便利とするとは世人の知る所なり此商業簿記法は横行する者たるに付文辭も横行せざる可らず

第二　工業に便利なり

大工左官其他凡て其職業の詞あり此詞は漢字にて書く能はざるもの多し羅馬字を以て記するときは其體甚だ備はる

第三　學問に便利なり

物理學其他有形の學問は文章などには構はずして理由の瞭解を主とするものなり其物名亦た漢字などの解し難きものを用ゆべからず故に羅馬字を可とす

以上の外手紙を書し活字の植ゑ方小遣帳を記する等の細事に至る迄凡て羅馬字を便とすることなり以上の便利は以て漢字に換ふるに此文字を以てするの利益あるとを證するに十分なるべし

唯々茲に一つ憂ふべきことあり文學の少しく衰ふると是なり日本今日の文學は漢字を用ゆるの間に發達したるものなるを以て音を以て解すべからざるも其形を見て意を通ずるもの多し而して之が爲に味ある文章なきにあらず此の如きものは復た作るを得ざるなり然れども若し羅馬字を以て全く言語と一致せる文章を記するときは他日更に之より勝りたる文章を作るものあるに至るや知るべきなり故に余は之を捨つるも惜むべきにあらずと信ずるのみならず是れ亦た貴族的の殘物なるを以て速かに排斥せざるべからざるものたるとを確信するなり其然る所以は他日又た記する所あるべし

之を要するに我國有形無形の開化をして彼の貴族的の臭氣を脱せしめ以て其人種を改良し其知識を發達し其所得を增進するにあらざるよりは迚も歐米今日の進步に當る可らざるなり彼れの進むや駸々たり而して五洲に蔓延するや防ぐべからざるなり我國人民此蕞爾たる孤島にありて恬然として貴族的の開化に甘んぜば何を以て國運の安寧を保つを得んや我國の開化は尚ほ幼稚なり故に其性質を濠洲若くは他の植民地の如くすべし然る時は終に發達して成人とならん若し然らざれば侏儒にして止まんのみ終に延びざるなり

南洋

明治二十三年第一天祐丸（九一噸風帆船）にて南洋に航し、カロリン群島ハラオよりポネピに赴ける時、三旬あまり一島をも見ざりければ歎息の餘り

島だにも逢はで幾夜を船底の
波の枕のうき寐わびしき

グワムの舞踏會

余グワムに在りし時、所要ありて唯一人にて其首府アガニヤに宿せしことありき、宿の主人はヘンリーとて、島廳の爲めに通辯の役をも爲し、月給二十五弗程も受け居る人なり、此人の親父は英人にて小笠原島に居り、此人も小笠原島に生れたりしが、小笠原島の日本政府に歸するに及び、去りてマニラに行き、再び此島に來れりとぞ、父の代までは隨分財產もありし由なれども、ヘンリーに至りて餘り氣前善き故に、財產を損じたる由に聞く、去ればヘンリーは餘程調子善き人物にて、余は此島にて諸事同人の世話になりき、同宿にルイスと云へる船長あり、是も英人にて寡言なれども面白き男なりき、前夜もヘンリーの家に宿せざりしとて強くなぶられたり、此日夕飯を喫せし後、ヘンリーは余に語りて曰く、今夜舞踏會あり、君宜く往き見るべし、僕案內すべしと、余之を諾せり、ルイスも同行を約せしが同人は直に沐浴を爲さんとて出で行きけり、沐浴と云ふも錢湯あるにあらず、流れ川に行きて身を洗ふとなり、ヘンリーは笑ひて余に語りて曰くルイスが沐浴に出掛けたるは曰くのあることなりと、余此語を聞きて、ハテナと感じたり、暫くて點燈の後に至り余はヘンリーと共に舞踏會に行きしが、暗黑の夜なれば如何なる方角に向ひしかは記するを得ざりき、軈て其家に着けり、內にはルイス先づありて余輩を見て大に笑へり、主人は婦人にて年齡は四十五六なるべし、慇懃に余輩を迎ふ、室中に女子は三人程ありき、其年齡凡て二十歲前後なるべし、チャセロ人種の事なれば、顏色は白からざれども骨格は中々美なり、衣服の制は凡て西班牙に倣へり、而して男子も二十人程もありき、やがて一人の男子が風琴を鼓するや、此男と女とは左に手を組み、體を合せて節に應じて室內を迴旋せり、其狀恰も我帝國ホテルに於て貴女紳士が舞踏を演ぜらるゝと同一なり、唯々室の狹くして且つ醜きと、此貴女紳士は徒跣にて踏舞するとの差あるのみ、余はチャセロ人種も亦歐洲の踏舞を爲すに驚きたり、踏舞終りて後女子は唱歌を奏せり、是れ亦西洋の唱歌なり、其聲朗々たり、依りて余はヘンリーに通じ「チャセロ」の歌舞を見んことを求めたりしに、男子の中年齡三十四五歲にもならんかと思はるゝもの一人にて踊れり、而して

詩人は歌を唄ひたり、別に風琴を奏せしものあらざりき、此踊は我邦の「権兵衛が種蒔きや」に似たる所ありき、此踊終りし後一人の男子出來りて「ハヤンダンゴ」を舞せり、「ハヤンダンゴ」の踊は割竹を持て種々の體を爲して節に應じて打合せを爲すものなり、或は相向ひ或は背き或は伸び或は屈して打合せをなすときは眞に奇々妙々なりき、抑も「ハヤンダンゴ」は「チャモロ」人の誇れる一舞なりと云へり、眞に左もあるべし、其の後ヘンリー自ら出て踏舞を爲し、大に人をして笑はしめたり、女將軍ヘンリーをして余に告げしめて曰く、願くは日本の舞若くは歌を奏せよと、余聽かず、女將軍自ら來り余の手を取りて舞はしめんとせり、されど余は終に舞はざりき、日本男子の無藝を示すを恐れたればなり、斯くて室内の男子等ヘンリーをして日本紳士の來りて踏舞を見たることを感謝する由を述べしめて酒食を供せり、余食卓に就きし時歌舞せし婦人の中一人余の傍に來りて飲食せり、蓋し余に配せしならん、ルイスも共に飲食せり、而して室中の男女等環坐して余輩の飲食せるを見るなり、ヘンリー時々余に耳語して曰く、ルイスの眼を見よ彼れの眼の如何なる婦人を見るやを見よと、實はルイスをして聞かしむるなり、ルイス之を聞き笑ひて答へず、唯々頻りに「ラム」を飲めり、此島の「ラム」は椰子より製せしものにして其猛烈なると燒酎の如し、余は飲むを得ず單に「チョコレート」を飲めり、暫くしてヘンリー私に余を捨て去らんとせり、余大に驚き之を止め共に歸宿したり、歸路悉さに此島の内情をヘンリーより聞けり、ヘンリーは蓋し通人なり

相模物がたり （二十七年二月）

むかし男ありけり、東の京に住わびて相模の國の酒匂の里にかりに住みけり、松の樹のうつくしく立ち並べる濱に白波の寄せ來るを見て

　相模がた寄せくる沖の白波は
　　磯邊の松を戀ふるにやあらん

此歌を文の末にしるし京なる友人のもとに贈り見せけるにその人より

　相模がたよする白波よそにして
　　ねぶる鷗のゆめぞしづけき

と云ひおこせり

むかし男ありけり、あるあした酒匂の濱に出でけるに箱根の山々に雪ふりしきて相模の海さへも眞白に見えければ

　箱根山雪ふりしけばもゆる火の
　　相模の海も眞白にぞ見ゆ

此歌を京なる人におくり見せけるに

　明けくれにもゆる思を匿くしけ
　　箱根の山の雪ふりけむ

柳橋 （明治二十八年）

ことし十月柳橋なる某旗亭に遊びにけり、昔知れる歌妓の名を尋ねけるに一人も殘れるものあらざりければ

　われもまた老いにけるかな昔見し
　　柳の色の今しなければ

佐野 （明治二十九年）

駿東佐野の驛に瀑布あり、一奇觀なり、主人紙册を出して余に一言を請ひしかば

　富士の雪旭日にとけて三島女の
　　けはひの水となる瀧の音

（以上『築天錄』より）

活髑髏

西村天囚

活髑髏

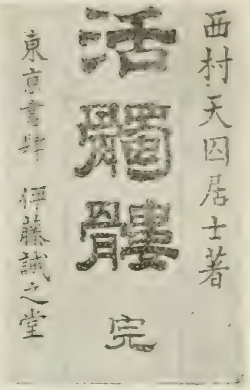

（原本表紙）

活髑髏例言

一物事は積極の點より論じ來れば何處迄も論じ詰めらるべく消極の點に向つて論じ去れば何處迄も論じ盡さるべし其れば此の世の中を取つて康樂世界と爲す者もあらん又は此の淒凄を觀て悲哀劇場と爲す者もあらん其は人々境遇の異なるより眼も亦青眼黒眼と異り並觀黒觀と爲る者にして天地は一定の天地方角は一定の方角別段變りし事ある可らず併しながら此處が其れ一の工夫の處し處にて實に面白いと思ふも眞理の眼よりは悲しい事やら分らず誠に悲しいと思へども眞理の眼にては面白い事やら分らず此こそは眞理の眼なりと思ふも他の眞理眼より見れば謬れる思想かも知れず今こそ眞理眼なりと思ふも他の理想より見れば謬見妄想の甚しきものやら知れずツマリ一定せる眞理の標準なき以上は右と言へるも左の誤り西と云へるも東の間違ひどれがどうやら遂には擾攘世界に彷徨することそは今の世の中の妄想の歸着する處なりけり扨も隨分長い間持ち續けたる世界隨分廣々としたる地球隨分澤山の人間でありながら臍肝溷濁の苦を爲し心胸を掻撓して彼是評議したるも未だに此ぞ眞理なりと萬人が萬人承諾すべき眞理の顯れ出ざるは嘆息すべき限にして今や世界中の學者が眞理講究中との事なれば己れも思ひ付きし事は何まれ彼まれ理窟を言出すも差したる不都合はなかるべしと自惚るゝなり

一かく自惚強く何でも彼でも思ひ付きたればとて下手な理窟を言出すとも己れの言ふ通り些少も間違はないと言ふに非ず又丸い玉子を茶々四角に切りしにも非ずて白いものを態々黒眼鏡もて青く視たるにも非ず又黒ら角と知りつゝ子供欺しを言ふに非ず秋風の起るに其に悲憤勃如として胸を衝き覺えず知らず浮びし思想を語らふ人ともあらざれ筆にものして後日の參考に供せんものと竊かに匣底に秘め置きぬかうでもあらうかアーでもあらうか種々雑多の妄想を紙裏に載ふは學問の未だ足らずして識見の未だ定まらざる證據と思へばたとひ謬れる思想なりとて筆にものして怯めず憶せず世の識者に質すは決して吾々學問世界の兒童が無用の業とて抛棄すべきに非ざるなり

一余は日比好んで老子と莊子を讀みしが此書を草する時に二部の書が冥々の間に手傳ひしかと考へらるゝなり否余の胸裏に假住居しける老莊二氏の不平話が余が筆先の康與に乘りて白紙の上に發見しけるにやと怪まるゝなり去れば稿を脱せし後にて能々考へ見れば此は余の眞實の思想にてはなかりけり老莊二氏の魂魄が余に宣託を與へて其

間に筆先の戯を為しけるよとも思ひしか又能々考へ見れは文章の拙き思想の幼さ矢張天囚居士の筆と外には見えずさうかと云つて段々書中の言と現時の形勢とに比較して一工夫せし吾思想は稍方角の變りし心地もしつ何が何やら分らず分らぬが世の習かイヤ／＼分らねば分らぬ迚捨置くは學問の道に非ずと扨こそ草稿を大事に仕舞置て他日疑を破るの種とはなしぬ世の人其愚をな笑ひ玉ひそ

明治二十年秋於寶珠山房の南窓に於て

天囚居士しるす

自叙

秋風起矣白露為霜萬木凋落山河肅條清明之夜野服短節徘徊荒郊廢園間瞰月在天泉聲如訴顧影自弔懐世獨悲惕化代謝之速人生之無常世情之不定固之陸替民之貧富以至於花之開落陵谷滄桑之變遷萬感叢集終宵不眠神識惝怳形骸非我歸家點燈獨録所感遂得小説一篇五千言名曰治鬱論夫結縄之政不可施之於亂之時抱一之治不可行于繁雜之民今之世滔滔不知不可以穴居代宮廬者哉然毒藥可以殺人可以治病在其對症與否耳矯弊之言與此無異人或謂余故作詭言以驚俗聽則非知余者也非知余者也

明治丁亥秋夜　天囚居士自識

此序乃年前所作雖嫌生塞字句甚拙一見覺赧然舊稿存焉不遑更改請讀者大方之笑余所爲也

廿一年春三四月　天囚居士識

（原本自敍）

緒論

近者社會の紊亂甚し外德義を唱へ陽忠信を説いて而して其内を察すれは勢を慕うて其親を忘れ利を求めて其友を棄て口自由を稱し舌民權を論し而して其行を觀れは權門是れ趨り黄白是れ拜す大官の人夜宴に踊舞に日夕榮華を事として人民の凍餒に泣くを知らす富家の徒倡門に妓巷に朝暮壯游を事として國運の衰頽に趨くを知らす學士大夫浮文を事として虚名を釣り徒らに門戸を大にし旗幟を飾りて國家の長計に茫然たり外美なりと雖も其内腐れ陽壯なりと雖も其陰弱く葉茂れりと雖も其根枯る滔々たる天下其れ生民を奈何せん國獨立を以て名を為すと雖も法權半は外人の掌裡に在り彼れ我を視ること兒孩の如く土芥の如く動すれは輒ち耽々として涎を鱗羨の首尾に垂れ我を奴隷の域に擠さんと欲す其外陵辱式微彼か如し而して近年内國相尋き貿易振はす地方人民減租を乞ふ者比々跡を絶たす其田を典し其家を賣り僅かに積逋を償ふて而して遂に妻子離散の慘禍を免れす金融沈滯して力役の徒傭賃を得る所なく饑寒其膚を蔽はす糟糠其口を糊せす老者巨室の積帛を望んで其凍に泣き幼者大家の積粟を見て其飢に叫ふ其内政弊枯稿此の如し而して世の所謂政事家なる者の論する所を聞くに教育興さゝる可らす服制改めさる可らす宮殿飾らさる可らす法律革めさる可らす道路修めさる可らす言語一にせさる可らす演劇矯正せさる可らす婦女の德義容姿泰西の美に傚はさる可らす而して後條約を改正し内地雜居を許し以て外人の贊歎を博せんのみと夫れ外國の我請求を容れさる豈區々其外に在らんや其内充實して而して國威海外に伸ひは彼れ何事か談笑に是暇あらさらんとす尚何そ我を兒孩に

し土芥にするを之爲さんや 唯我貧弱彼と競ふ能はさるに坐するのみ設し一歩を讓り論者の言の如くにして而して後彼れ我言ふ所を聞くと爲すも徒らに其外を眩飾するのみ其實遂に彼の侮蔑を免れさるのみならす困斃危亡其後に隨つて至るや昭々たり嗚呼其根枯るゝ者は其葉必す凋み其內腐る者は其外必す爛る未た其本危うして而して其末安き者はあらす未た其精神耗竭して而して其肢體健康なる者あらす民は一國の根本精神なり其根本已に枯危し其精神已に耗竭して猶之を裝ふに衣服の美を以てし之を飾るに敎育の華を以てし以て文明の虛名を他邦に售らんと欲するも安んそ知らん倒と斃との其後に隨ふを悲まさる可けんや物に本末あり事緩急あり先後する所を知るは 政 の要なり故に 政 を知る者は先つ其本を養うて後其末を謀り先つ其內を實して後其外を飾る其根柢已に固くは其枝葉の茂鬱知るへきのみ孔丘の 政 を論するや食を先にして敎を後にし管仲も亦衣食足而知禮節と云へり是れ獨り東洋政事家の言を然りと爲すのみならす泰西諸國の政事家の 國を富まし 兵を强うする所以の術此を捨てゝ 政 の實あるなし今我邦は 則 飢ゑ且凍え衣と食とに是れ暇あらさるの民を驅つて虛文浮華の事に從はしむ民安んそ其れ窮し且死せさらんや我國人模倣に巧なり彼の長を取つて我短を補ひ鋪張敷衍以て邊幅を修め東洋の文明國を以て自ら居ると雖も是れ徒らに外面の幻象のみ其實未た新舊日本の代謝せるなく 適 以て民を疲らし國を貧うするに過きす搢紳の歐洲游歷輕薄才子の海外留學年々糜費する所果して幾萬そや是れ皆生民の膏血にして其觀察研究より得來る所の學問知識の結果は其をして顯要を買ひ勢利を占めしむるに過きす毫末の效生民の凍飢に及ふなし億萬の資を抛つて聘し來れる數多の外臣は皆海內父老の租稅に衣食するものにして其助言より得來る效驗は外面裝飾の點に止まり時に或は爲にする所あるの言以て自ら利するなきを保せす其去就進退我邦に於て何の消長か是あらん是れ皆不急の費にして生民の塗炭の苦も亦幾分の關係を有せすんはあらさるなり嗚呼富者 益 富み貧者 益 貧し其れ生民を奈何せん彼の權を 弄 ひ威を 翫 ひ勢利に戀々する者固より以て我生民を託するに足らさるなり彼の富を恣ひ利を貪り淫逸に耽々する者も亦以て我生民を託するに足らさるなり彼の浮文を事とし虛名を售り毀譽に拘々たる者安んそ我生民を託するに足らんや然らは則之を世の所謂壯士有志家なる者に託せんか彼れ其爲す所を觀るに未た嘗て天を仰いて痛嘆せすんはあらさるなり白面の書生張膽明目して自由を唱へ民權を說き室に巷に腕を扼し肩を張り時政を非議して敵意を政府に挾むと雖も退いて徐に濟民の策を問ふときは 則 惘然たらさる者殆んと希なり嗚呼東西に狂奔して旗幟を翻すの運動會以て生民の凍飢を賑はすに足ると爲すか一場慷慨の不平演說以て生民の塗炭を救ふに足ると爲すか彼の生民衣と食とに暇あらさるなり尙何そ言論集會の自由を求むるに是れ暇あらんや彼の蒼生飢ゑ凍えたり尙何そ國權民權を言ふに是れ暇あらんや然るに世の所謂政事家有志家なる者其本を忘れて其末を逐ひ飢ゑ且凍ゆるの蒼生を驅つて浮華虛文に從はしめんと欲す其れ生民を奈何せん滔々たる天下の 勢 此の如く老幼其生を

聊む所なし豈啻に其生を聊まさるのみならす殆んと死して其苦を免れん事を欲す死なん哉死なん哉死は吾希ふ所なり死は吾樂む所なり死を希ひ死を樂むに至つては彼の世上の利名富貴將何の用ゆる所か之有らん秋夜孤燈の下感慨禁する能はす余れ是に於てか活髑髏一篇を作る

髑髏秋草の上に坐して宙宇に迷ふの魂魄に謂つて曰く嗚呼子も亦冥界の安堵を得さるか何そ其遊行彷徨其居處を定めさるや乞ふ相共に古を話して以て無聊を慰めん余の過去世界に在るや金殿玉堂に坐臥し寶車銀鞍に馳騁し肌は錦繡綾羅を纏ひ口は山珍海美に飽き耳は絲竹管絃の聲を聽いて而して目は靑黃黼黻の色を視便嬖前に使令して而して姣婉後に阿諛す其宴を高樓に張るの秋宵は銀燈晝の如く瓊筵花を生し翩々として舞袖を惠風に翻すの趙姫は天女の塵界に下つて俗兒を瞞弄するか如く嫋々として嬌喉を過雲に轉するの越娥は菩薩の娑婆に落ちて凡人を濟度するが如く古調高く奏すれは則栖禽巣を出てて而して聞き今樣低く彈すれは則游仙神を失うて而して落つ其歡を芳閨に盡すの秋夜は寶篆烟を吐き帷帳香を含み爛々として偕老を百世に期するの錦衾は鴛鴦淺渚に眠るの狀を畫き雙々として同穴を萬古に誓ふの角枕は比目深潭に戲るゝの樂に擬す朱唇相嘗むるときは則妬月扉隙を穿つて而して多情を恨み素手相握るときは則癡蟲草底に臥して而して無聊を訴ふ或は女兒と隊を分つて鞠を幽庭の花下に蹴り或は俠夫と鞭を揚けて騎を狹斜の柳陰に繫き時に或は妓伴を携へて技を南劇に觀るに方つては靚裝燿々として星の如く花の如く一日萬金を抛つて場中を傾動し自ら謂らく豪興天下及ふ者なし此樂豈久うす可らさらんやと一朝喪車に上り挽歌嗚々として秋草に入るに及んでや昔日の歡樂夢幻恍惚復た尋ぬ可らす嗚呼余れ今既に已矣追憶回想前世の事に執着するも亦何の益か之有らん然れとも余れ大迷大惑の中に彷徨して解脫の境に入るを得す猶昔を懷うて今を悲しみ鬱々の懷自ら慰むる能はさるなり願ふに娑婆は文明の世界なり快樂の場なり娛喜の淵なり優游遨放の圃なり黃金の山にして膏粱の田なり腹饑うれは則粱肉を食ふへし體凍ゆれは則錦繡を衣るへし坐臥せんとすれは則五層の石室方丈の玉堂唯吾意の欲する所なり春風の輕衣に上るに當つては遊舫を墨水に泛へて花を品し鳥を評し秋霜の短籬に下るに方つては芳醇を南樓に酌んて月を賞し蟲を聽く内に歌妓姣娃の樂あり外に蹈舞觀劇の樂あり洋琴の瀏喨たるに耳を洗うて清樂の繚繞たるに心を澄す倦めは則小說院本の巧妙なるを讀んて以て精神を怡はしめ病めは則國手名人の神明なるに依りて以て藥餌を施し或は情を千里の外に通せんと欲するときは則郵便に託して以て言はんと欲する所を言ひ或は身を萬里の遠きに達せんと欲すれは則汽船汽車あり以て未た踏まさるの地を踏み未た遊はさるの名邑勝地に遊ふを得へし國に兵隊あり我に代りて屠戮擾殺の害を防き官吏あり我に代りて頻煩猥瑣の政を辨す我積む所の財寶は山の如し我蓄ふる所の米錢は丘の如しと雖とも道德あり陰に人の侵掠を戒め法律あり陽に人の盜竊を禁す人此中に生活して縱横馳騁欲して得さる所なく歡樂娛喜唯其意是れ適す豈無上の愉快世界ならすや

乞ふ翻つて我か幽冥界を見よ四顧闃々として色を辨せす祭絶えて食するに物なく衣と肉と腐朽して僅かに幾片の骸骨を餘すのみ物換り星移り陵谷變遷して遂に墓壙に安んする能はす穴を出てて秋草の上に飄寓す皓月野を照らし悲

風草を吹き暗螢啣々として我を弔ひ萩花娜々として我を笑ふ暴雨我を滌ひ白日我を洒し勁霜嚴雪我を濕し我を埋め行人我に溺し狗馬我を蹴る余れ果して何の罪ありてか此の厄に遇ひ此苦に遭ふや聞く天帝は博愛博施を好むと然るに何そ我を生前に救うて而して人生の大患を免れしめさるか又聞く菩薩は大慈大悲を喜むと然るに何そ我を死後に救うて而して鬼界の至苦を免れしめさるか天國果して何の處そ極樂果して何の地そ蒼々たる天訴へて而して聽かす茫々たる大地問うて而して答へす唯蟋蟀の女郎花底に鳴咽するあるのみ嗚呼其れ此の幽冥界を奈何せん嗚呼吾れ忘れんと欲して忘る能はさる者あり彼の庫中に藏するの金銀財寶は樂を買ひ快を沽ふの具なり今猶陳々累々として他人の爲に奪ひ去られさるや否彼の廣園に築く處の義臺路寢は歡を盡し娛を極むるの場なり今猶赫々耀々として他人の爲に掠め去られさるや否彼の萬人に卓越するの爵位官名は今猶灼々隆々として人目を眩射するや否彼の田地山林今誰か之を有する彼の子女妻妾今誰か之を養ひ之を教ふる現今十九世紀は文明の進行已まさる者なり彼の鐵路の延長幾百里に及へるや海陸軍務の擴張は如何法律の改正は如何教育文學の進歩は如何美術の隆替は如何工商事業の盛衰は如何嗚呼此の文明の機械を利用して以て我の快樂を資せんと欲するも復得可らす嗚呼余れ今既に已矣何を以て死を生し骨に肉し再ひ快樂世界に馳騁して以て娛喜歡樂を恣にするを得んかな

語に曰く同類相集り同病相憐むと魂魄君君の宙宇に迷うて冥界の安堵を得さる余れ固より其故を知る夫れ泉涸れて魚相共に陸に處る相呴くに濕を吹し相濡すに沫を以てするも江湖に相忘るゝに如かさるは是れ固より魚の情なり人の情豈快樂世界を去つて幽冥界に入るを好まんや君も亦昔の快樂を懷うて今の苦患を悲しみ遑々として自ら安んする能はさる者なり余れ固より之を憐む乞ふ君も亦余の鬱々を察せよと

魂魄之を聞き沸然として怒つて曰く咄髑髏執迷惑溺して古の大道を知らす私を謀り非を遂け死して而して猶其本に返る能はす世を怨み天を咎め嘖々として恨を訴ふ加ふるに小人の情を以て神人の心を測り余を以て己の同類となす何そ其愚の甚しきや抑余は一名を良心と云ふ汝本の名は形骸ならすや古昔太平至治の世は余れ汝の主たり汝の手を右にし汝の足を左にし汝の口腹を飢ゑ且飽かしむる事唯吾意の欲する處にして一擧一動一起一臥余か命を奉するに非されは自ら恣にする能はす其後世亂れ道亡ふるに及んて余れ遂に汝の役と爲れり余れ其取る可らさるを知ると雖も口腹の爲に取らさるを得す余れ其行ふ可らさるを知ると雖も肢體の爲に行はさるを得す余れ方に道を思ふと雖も汝美衣を欲するか爲に遂に之を得るの方略に使役せられ余れ時に理を觀すと雖も汝財寶を欲するか爲に遂に之を貪るの計策に使役せられ余れ虛無淡泊を喜ふと雖も汝か名を求め利を好むか爲に攪亂懊惱せらる余れ本虛靈なりと雖も汝か爲に暗く余れ本恬澹なりと雖も汝か爲に動搖せらる余れ右せんと欲すれは則汝の爲に左に誘はれ余れ西せんと欲すれは則汝か爲に東に導かる余れ清淨の境に游へは則汝の爲に濁穢の區に伴はれ余れ透明の鄕に坐すれは則汝か爲に塵埃の巷に陷らる或は馬の厩に繫かるゝか如く或は鳥の籠に囚へらるゝか如く或は猿猴の衣冠舞蹈以て人間の弄玩に供するか如く禮儀の繩を以て之を縛し法律の絲を以て之を羈き控掣檢束嘗て自由を得す營々役々として汚垢の府を奔走し施々漫々として糞穢の市を馳騁し擎跪曲拳以て人に事へ嚬嚅笑語以て人に阿り悲むへきを視て悲ま

す煕々として自ら得たりと爲し憂ふへきを見て變へす營々として自ら達すと爲す余れ之を知つて其本に返さんと欲するも奈何せん汝の力大に汝の迷深し復如何ともする能はす遂に奴隷の辱を忍んで而して汝の役と爲る者は時の至るを待つて穢土火宅を脱離し以て混焉沌焉の鄕に逆ひ恍兮惚兮の樂を求めんと欲するのみ今幸に平生の願を全うし紛亂の世界を去つて頑猥の事を辭し天眞を有耶無耶の中に遂くるを得たり然るに今亦偶然汝に遇ひ汝か汚濁の言を以て余か清淨の聽を瀆す愚亦甚しと謂ふへし髑髏々々汝何そ遂に其本に返らさると言畢つて飄々然飛去らんとす

髑髏俄に之を止めて問ふて曰く子我を以て大迷の人と爲す余れ固より迷へり然れとも子亦迷溺の人たるなきを得んや其故何そや夫れ人は生を喜んで而して死を忌む樂を好んで而して苦を惡む故に人の大患を病喪死苦と云ふ子人の喜ふ所を去つて而して其忌む所に就き人の好む處を棄てて而して其惡む處を取る何そ其人情に戻ること甚しきや是れ迷溺に非すして何そや且夫れ形なくんは子の寓なし寓なくんは則子何れの處にか居らん是に因て之を觀るに形は子の主にして子は形の奴なり形既に子の主たり子宜しく形の爲に思を凝らし神を潛めて其外を飾り其陽を裝ふ所以を究めさる可らす子已に形の奴たり形子を役して美衣食を得る所以を求め娯喜快樂を得る所以を講せさる可らす此れ固より自然の情にして避く可らさるの勢に非さるか而して子猶強辯以て非を飾り過を衒ひ人を欺いて以て不平を漏さんとなす人誰か子を以て愚と爲ささらんや嗚呼子の癡も亦憐むへきのみと

魂魄從容として髑髏を麾いて曰く居れ余れ汝に語らん天秘奧妙眞機玄遠輒ち俗物と語る可らす然れとも汝の愚汝の迷之を啓き之を諭さすんは徒らに憤懣悒鬱祟禍を世に爲ささるを保す可らす故に余れ少しく之を漏さん夫れ天公の本意は殘殺屠戮に在り上帝の主旨は枯夭落滅に在り大慈大悲を喜む者に非さるなり博愛博濟を好む者に非さるなり乞ふ之を詳論せん天に日月あり汝之を視るを得るか其光赫燿として大千世界を照射し羽蟲萬物之に因て以て飛行し人類之に因て以て作事す然れとも時あり陰陽相偏れ群星相掩うて以て其光明を滅殺す時に四季あり汝之を知るか春風嫋々として人に可しく晴朗和暖游渉行樂に適するの候忽ち變して三伏の炎熱と爲り又炎熱を化して勁霜肅殺嚴雪凜冽の節と爲り獨り春をして其時を得せしめす獨り秋をして其節を全うせしめす地に江海山嶽あり汝之を見るか江潮滿ちて而して又退き山嶽聳峙して而して又崩頽す夫れ日月何そ常に明ならさる春秋何そ其時を一にせさる江潮何そ常に滿たさる山嶽何そ常に崩たさる其之を虧き之を減し之を崩さは則何そ始より日月なく江海なく山嶽なきに如かんや然れとも其日月の食虧四時の代謝江潮の去來山嶽の聳崩ある所以の者は皆天帝の暗に與魂を人間に漏し之をして我の本意は滅殺屠戮に在るを知らしむる者なり是を以て知るへし人間の目的は死苦なり草花の目的は枯落なり萬物の目的は腐朽なることを春風駘蕩の候高臺に登つて四方を眺望す百花爛漫として紅白妍を闘はし芬芳十里撲皆香し天帝夜半に及んで颯然飄風驟雨を下すに及んでは落花狼藉汚泥の中に委れて萬妍復た顧色なし涼風衣を吹くの節杖履飄然として林中を徜徉すれは綠陰濁らんと欲し翠色掬すへし天公一夜秋風を樹梢に送り勁霜を葉上に置するに及んでは萬木凋落し枯葉蕭々として丘を爲す雪甚しく冰結ぶに至つては百卉盡く凋み萬山盡く禿け四顧蒼々として物に生氣あるなし嗚呼天公の殘虐なる一に此に至る豈若し大

公をして慈悲の心仁愛の情ありとせは百卉をして終年花を存せしめ萬木をして終生緑を全うせしむへし若し夫れ花始より開かすんは復た凋むの苦なし木始より茂らすんは復た枯るゝの憂なし今は則然らす既に之をして花を開かしむ隨つて之を凋め既に之をして葉を發せしむ隨つて之を落す嗚呼彼の天公は之を落さんと欲して花を開かしむる者なり之を枯さんと欲して葉を茂らする者なり人豈獨り此の羈絆を脱するを得んや呱々として母胎を出てて人間界に生するや未た三歳ならすして夭する者あり長して而して十四五歳或は二三十歳にして歿する者あり其四五十以上に及ふ者は甚た少し然れとも遂に死を免るゝ能はす死の免るゝ能はさるは猶自ら安んすへし其人間界に在るや衣に苦しみ食に苦しみ居室に苦しみ苦又苦而して其極を死苦と爲す嗚呼天公果して慈悲の心あり仁愛の情あらは人をして盡く萬億年の壽を保ち之をして終に死苦の極なからしむへし且夫れ人初より生れすんは復死の苦あるなし今は則然らす既に之をして世に生れしむ隨つて之を殺す嗚呼彼の天公之を殺さんと欲して之を生む者なり故に花の開くは其落つる所以なるを知り木の茂れるは其凋む所以なるを知り人の生るゝは其死する所以なるを知る生の死する所以なるを知るときは則生ると雖も亦何そ喜はん死すと雖も亦何そ悲まん彼の詐人イエスクリストは身を以て社會の犧牲に供し自ら人間界の救世主と稱する者なり彼の愚僧釋迦牟尼佛は檀特山の難行苦行を積み一大法門を立て十神通力を現して三千大千世界の善男善女を火宅の苦患に救はんとする者なり彼の姦夫の子厚顏の僞君子なる孔丘は道德の僞物を以て世人を不忠不孝の間に助けんと欲する者なり其他電氣蒸氣を發明せる者の如き是れ皆僞行飾情黠智狡慧の惡人たりと雖も世人以て賢人と爲し聖人と爲し識者學者と爲し功業非常の士と爲すを以て今假に之に從ひ天帝を以て大慈大悲を喜び至仁至愛を好むと爲さは則必すや此數子者の生命を延いて今日に至り以て世人の苦患を救ひ社會の功業を興すや必せり然れとも今や則屠戮殘殺一の餘す處なく而して數子者の骨腐朽敗爛化して一片の土と爲るのみ是に因て之を觀るときは則天帝の意知るへし然るに汝迷惑返らす死して而して猶生を慕ひ苦患惱亂の世界を以て快樂娛嬉の娑婆と爲す營々として外物の爲に勞すること迷も亦甚しと謂ふへし

且夫れ人生の苦み獨り天帝の意に出つるのみならす人も亦自ら詐欺虛罔の事を爲して以て天帝殘虐の足らさるを補ふ是を以て死苦に先つて困頓屯蹇殆んと自ら斃れんと欲す何そや則前數子者の行是なり抑天帝の本意殘殺屠戮に在り酷虐の網罟を以て人間世界を包籠すと雖も然れとも其意本彼に薄うして此に厚うし我に重うして他に輕うするの私意あらす其害至るや均一平等にして決して差違あるなし後世に至つて狡黠詐欺の人出つ獨り自ら幸福を占めて安寧を得んことを欲し彼の孑々たる小智を用ゐて強力を鬪はし狡慧を弄ひ人の物を并せ人の家を奪ひ以て自ら大王と爲り道德法律の僞物を作爲せり仁義の繩以て之を縛し禮讓の網以て之を繫き孝慈愛施の政以て之を欺き刑罰の力以て之を殺戮せり是に於て民生を聊む所なし彼の強者は自ら謂らく謀中れりと遂に兵を置いて以て人民の憤起を拒き枕を鐵壁金城の中に高うせり又官吏を置いて人民を威服せしめ其耕す所の米を奪ひ其織る所の衣を掠め盡く其膏血を搾取して以て己の有となせり人民其威を恐れ其暴を避け心之を惡むと雖も勢の然らしむる處已むを得す外之か制服を受け道德法律の僞物に事へ上下君臣の禮を履み己か耕し且織る處の米布を貢して以て官吏の腹に

萎れり時を經ること久しく世を積むこと長うして慣習の熟せるに及んては彼の道德法律の僞物遂に其勢を擅にし人之を以て天理人道と爲す者あるに至る是に於てか世益亂れ人益苦しみ孔孟諸子出てて僞物を助け眞機を亡すに及んては天下の亂紛々として沸くか如し世益下つて而して學問起る喋々嘖々僞物を講し僞理を究め紛々憒々甲駁し乙論し窮極する所あらす音樂起つて人裝飾奢靡を事とし小說院本起つて人益詐欺に趨き郵便電信起つて而して世益亂れ鐵道汽船開けて而して人益貧し之れ何の謂そや夫れ道と云ひ理と云ひ德と云ひ義と云ひ盡く皆自然の定名に非す後世の人爲に出ること明なり故に彼の精神を耗し心思を傷め汲々として講究研磨措かさる所の者固より營々漠々捉摸すへからさる者にして此中より來る處の智慧は盡く之を詐欺虛罔の事に用ゆるのみ何そや彼の玄妙の天祕に至つては智慧を要せす學問を要せす唯天帝の本意に任して生き且死するに在ればなり人間生死の一事天帝玄妙の眞機にして其他は盡く皆僞行詐事に屬するときは則安んぞ兀々として文字を誦し汲々として事物を究むるを要せんや余れ今日の學を觀るに曰く政事曰く理財曰く工藝と抑政事とは何者そ彼の詐欺の強力者か人民を愚にして之を虐使する所以の術に非すや天帝の人を死苦に陷るゝ均一平等にして彼我の差あるなきときは則強力者豈獨り暴威を以て己の幸福を占め彼の蠢々たる人民は獨り強力者の爲に苦患を受くるの理あらんや是れ固より詐欺の術なり政事安んそ講するを要せん抑理財とは何者ぞ是れ彼の天帝人を苦ましむるの本意に背きて獨り專ら幸福安寧を占領する大惡人の財寶を積み金銀を蓄ふる所以の術に非さるか天帝の人を苦ましむる均一平等にして彼我の差あるなきときは則彼の大惡人豈獨り牙籌を把つて人民の物を掠め以て彼の蠢々たる人民をして益貧困痛苦を累ねしむるの理あらんや是れ固より詐欺の術なり理財安んそ講するを要せん抑工藝とは何者そ此れ詐僞中の尤も甚しきに非さるか金銀食ふを得す果して何の用をか爲さん卽ち力を費して之を山に採り之を雕り之を鏤め以て彼の惡人の玩弄と爲す器物日用を缺かされは則足れり乃ち故さらに奇技淫巧を逞うして人を欺き世を欺き以て己の私を謀る其餘盡く彼の惡人の助たらさるなくして而して一の人民に益する者あらす是れ固より詐欺の術なり工藝安んそ講するを要せんや彼の世上の僞學盡く皆此の類ならさるはなし故に學問紛亂の具のみ天下の典籍盡く燒棄すへし天下の校痒盡く蕩燼すへし而して後天下大に治まらん夫れ古昔強力の惡人天下の人を愚弄し詐術を以て獨り幸福を占領して金銀財寶錦衣玉食欲して得さるなく希うて至らさるなく心滿ち意驕るに隨つて猶娛樂の足らさるを憂ふ且天下の人民激興奮起して我を伐つを謀らん事を恐る是に於てか音樂を制して以て己の耳を樂しめ己の心を怡はしめ延いて人民の心を和らけ以て之を鎭服せん事を謀れり音樂一たひ出てゝより樸實抱一の俗亡んて而して雜亂虛飾の風起り人々虛文を事とし淫靡一世を蕩かす然れとも是れ皆惡人の所行にして彼れ耳を樂しめ心を怡はしめ天帝殘虐の網中に在りて獨り專ら娛樂を恣にするを得へしと雖も彼の蠢々たる人民に至つては終生音樂の聲を耳にするを得す世の虛文盛なるに隨つて益貧苦に瀕す彼の音樂固より不祥の器なり盡く天下の琴瑟鼓管を取りて之を浩海に投せは天下大に治まらん世風の益降るに隨つて詐僞益行はる人心を害はすして虛を喜ひ小說院本の流を名つけて美術と稱し僞作の事を以て滿紙を塡め文を巧にし事を奇にし以て世俗を亂し甚しきは之を劇堂に演

し之を名つけて演劇と曰ふ刀に非さる者を以て刀と爲し槍に非さる者を以て槍と爲し以て闘爭の狀を擬し目に涙なくして泣者を學ひ心樂ますして笑者を學ふ小說を讀んでは其奇事に驚き其僞言を信し世に眞に其事其人ありと爲し故なくして泣き故なくして笑ひ遂に己も亦書中の人物を學ひ梁に縊れ水に溺るゝに至る其劇を觀るや遂に食と飮とを絶つ者あるに至る乞ふ余れ之を事實に證せんに佛國の有名なる小說家の著はす所の小說に巧に才子佳人の遭遇を說き之を結ふに雙美情死の一段を以てせり同國の鍛冶屋某なる者あり之を讀んで其事を慕ひ起臥動靜一舉手一投足皆其書中の才子を學ひ遂に其情人と共に縊死し小說の轍を踏んて其素志を遂せりと云ふ獨り此事のみならす世の姿貌風采を誇る者春水著の梅暦を讀んでは丹次郎其人を以て自ら居り屢情を深窓の令孃に通せんと欲して其堅拒する所と爲り恥を情海に流すか如き或は小說說く所の情交多くは才子佳人の爲に愛慕せらるゝに在るを以て情事皆此の如しと爲し風采を裝ひ姿貌を飾りて美人の歡を買ふも常に其厭惡を蒙りて平生の望を失ふ者の如き或は名優か被切與三の强談を演するを慕うて自ら滿面を創け假聲を以て富家を脅迫するか如き狂癡の輩比々勝けて數ふ可らす此れ固より詐欺淫靡の事其天下を亂すや大なり假令此等の弊害なしとするも或る一部分の惡人をして快樂を感せしむるのみにして彼の蠢々たる人民に至つては小說を手にするの暇なく大都に出て演劇を觀るの資なく此等の僞物盛なるに隨つて益貧苦に陷るのみ盡く坊間の小說院本を把つて一炬に附し李園劇部を毀ちて良民の田宅と爲さは天下大に治まらん夫れ天下の益亂るゝに及んて人民其食を甘んせす其居を安んせす遑々として交を四方に求め或は書信往來して以て私を謀り邪を圖り世事の紛々を增し素樸の風を失ふ是に於てか郵便電信なる者興り東西交錯縱橫來往紛々として寧日なし一旦小利を爭ひ闘爭を啓くに及んては天帝殘殺の期を待たすして幾多の人間血雨腥風の中に屠戮せられ累々たる積屍丘の如く林の如し妻其夫を失ひ子其父を失ひ鰥寡孤獨四方流離餓莩道路に充塞し慘憺悽惻人をして酸鼻せしむ其原を推し其本を尋ぬるに之を交通の一事に歸せさるを得す若し夫れ人民をして其居に安んし其土を樂しみ隣國相望み鷄犬の聲相聞ゆと雖も老死に至る迄相往來するなくんは天下太平を歌ひ至治を頌すること之を太古に徵して明なり今や然らす郵便電信あり書信の往來を便にし鐵道汽船あり交通の道路を開く是を以て人間交際の頻煩なる一言の過一事の失遂に兩國の平和を破り社會の大亂を釀成し血を流し屍を築くに至る是れ郵電舟車の弊に非さるなきか人其利を說く者ありと雖も然れとも此れ徒らに彼の富豪の惡人に私するのみ白屋草堂の下に生活する蠢民に至つては足里門を出てす交四隣に遍さす何そ彼の郵便に託して魚雁を千里に達するを要せんや何そ快駛の舟車に搭して萬里の江山に遊涉するを得んや平日貨物の運搬戰時軍兵の發向に資するも此等の事適以て彼の惡人を助け惡人を保護して而して蠢民を苦しめ蠢民を害する所以のみ況んや民田の水源なる山木を伐採し盡して舟車を製し田畝を荒廢して鐵軌を布き以て蠢民衣食の力を殺くをや彼の惡人は此等の器を利用して益詐僞虛罔を逞うし彼の蠢民此等の具に蹂躙せられて益貧困痛苦を增す何そ其幸不幸の甚しきや盡く天下信書の往來を絶ち四方の交通を禁し舟車を毀つて薪と爲し鐵路を廢して田となさは紛亂止んで天下大に治まらん夫れ釋迦耶蘇孔丘等の世に出てより天下の小智を用ゆる者詐事を妄作して生民を苦しめ紛々擾々底止する所を知らす汝髑髏の如き者

は富貴に耽り快樂に淫し金殿玉堂に住して錦衣玉食に傚ると雖も翻つて蠢民の狀を視るに口糟糠に飽かす體襤褸を得す之に加ふるに其面に黥するに仁義禮信を以てし其手足に握括するに法令規律を以てし終生を困頓坎壈屯蹇苦惱の中に送り其極遂に天帝の殘殺を免れす嗚呼塵界猥瑣の係累を脫して而して天帝殘虐の羈絆を離れんと欲せは盍々然として無限の久客と爲り娑婆を發して極樂冥界の旅途に上るに若かす嗚呼彼の蠢民は可憐蟲なる哉可憐蟲なる哉と意氣激昂口角火を吹き言畢つて憮然たる者之を久うす

髑髏悚然として言ふ所を知らす默思稍久うして父魂魄に謂つて曰く子の娑婆を以て苦界と爲し穢土となすこと余れ已に之を知悉せり然れとも子の言を以てすると　は即余れ世を治むる所以に茫然たらさる能はす敢て問ふ治平の術如何乞ふ指教を惜む勿れ

魂魄面を正らして之に答へて曰く善哉汝の問や諺に云はさるか花より團子と夫れ花時士女靚裝して行廚を携へ杖履を曳き或は妓を載するの畫舫を落花片々の下に泛へ夜光の杯を擧けて葡萄の酒を飲み且歌ひ且舞うて以て日の西山に傾くを知らす或は豪華の年少車騎を聯ねて花下を徜徉し銀鞍寶帶赫々として人目を眩射し意氣傲然として一世を睥睨する者是れ固より財豐かに家富めるの惡人のみ首を低れて草叢荊棘の下を視るに蓬髮垢面の民且拮し且据し耕耨終年猶一串の團子にたも飽く與はす檐傾いて而して月敗床を訪ひ庭荒れて而して蛇破壁に棲む春闌に花開いて都市殷賑なるの日に方り貧農耒耜を取つて畦隴の間に立ち甲乙を呼んで曰く嗚呼吾輩飢矣花より團子なる哉と夫れ富貴の惡人も亦人なり貧窶の良民も亦人なり均しく是れ人なり苟も均しく是れ人にして而して彼れ優遊安閑飽暖日を送り此れ拮据經營凍飢骨に迫る貧窶富貴の苦樂吉凶互に相懸隔する事啻に天地の遠き黑白の辨のみならす是れ果して天意か天帝固より殘忍酷薄の網罟を以て大千世界を包籠すと雖も其死苦を與ふる事平等均一にして彼我の差あるなく一點の私心を以て人に臨ます是に因て之を觀れは貧富の懸苦樂の隔本天帝の本意に非さるなり然らは則人意の私故さらに此懸隔を爲して以て良民を塗炭に擠すや明なりと云ふへし人意の私とは何そや曰く聖智是なり僞聖僞智の人一たび世に出てより道雜つて而して事多く事多くして而して世擾る世擾れて而して民憂ふ民憂へて而して天下の亂救ふ可らす今や天下の亂其極點に達せり僞聖僞智を絕つて而して僞文明の事を廢し人心を太古の素樸に復し花を棄てて而して團子の政を施すに非すんは百貫聖人あるも之を將死の苦に救ふ可らさるなり抑花なる者は之を人事に比すれは文飾なり團子は則人生存々の重寶に非さるか文飾とは何そや曰く位官爵祿なり文學技巧なり音樂舞蹈なり道德法律なり金銀珠玉なり殿堂の美なり服裝の華なり軍兵なり郵便電信なり鐵路汽船なり其餘人身を飾り國を飾る所以の者一にして而して足らす彼の位官爵祿は惡人の靑綬紫章を肩にして天下に誇視する所以の者なり取つて以て生民を養ふ能はす文學技巧は惡人の僞智僞慧を用ゐて天下を蠱惑する所以の者なり取つて以て生民を養ふ能はす音樂舞蹈は惡人の淫靡に浸漬して天下を雜亂する所以の者なり取つて以て生民を養ふ能はす道德法律は惡人の天下を拘係羈束する所以なり取つて以て生民を養ふ能はす金銀珠玉は惡人の天下を放邪蕩逸に導く所以の者なり取つて以て生民を養ふ能はす殿堂の壯服裝の美は惡人の身を安んし身を飾り以て天下の人を苦しむる所以の者なり取つて以て生民を養ふ能はす軍兵は惡人の侵略を資し天下の人を壓居する所以なり

取つて以て生民を養ふ能はす若し夫れ郵便電信鐵道汽船に至つては禍の源亂の階亂離の基にして天下の紛々を招く所以の具なり取つて以て生民を養ふ能はす是れ皆奇技淫巧の具にして天下を亂す所以のみ獨り團子に至つては國の珍にして民の寶なり此れなきときは國亡んて而して民死す團子の政なる哉團子の政なる哉團子の政以て天下を治むるに足る是を以て古の天下を治むる所以の道一あり曰く無爲是なり無爲とは自然の情に任し私心私智を以て天下を亂ささるなり古は仁義の名なし民親を知らす親まされは則相賊するなし安んそ仁義を要せんや古は法律なし民物を私有せす私有せされは則相盜む事なし安んそ法律を要せんや古は學問なし民盡く賢ならされは則愚昧なし安んそ學問を要せんや古は位官爵祿なし民盡く賤からす賤からされは則貴人なし安んそ位官爵祿を要せんや古は音樂舞蹈なし民盡く悶えす悶えされは則樂まさるなし安んそ音樂舞蹈を要せんや古は金銀珠玉を貴はす民盡く華奢を好ます華奢を好まされは素樸質實なり安んそ金銀珠玉を要せんや古は郵電舟車なし民老死に至るまて相往來せす相往來せされは則多事なし安んそ郵電舟車を要せんや殿堂の美服裝の華に至つては古昔太平の民の夢にたも見さる所其をして再ひ今日に生れしめは愕然として咄々怪事を叫はさる者なからん是を以て古の人は耕して而して食ひ織つて而して衣室を作りて而して處る子々然として居り遽々然として行き顚々然として視る禽獸と雜處して相賊せす萬物と並居して貴賤あるなし天然自有の中に曠蕩して私心其間に與る所なく物の我と兩つなから相忘れて冥漠として是非美惡の別なし淡然混然として行くに迹なく爲すに事なく生れて而して養ひ死して而して葬り一に天帝戲謔の本意に放任して敢て巧智を以て之を迎へ之に忤はす悶々然として世大に治まる是れ所謂無爲の治に非さるか乞ふ更に治平の大道を說かん

夫れ小魚を烹る者匕箸を以て之を擾し之を撓すとき則魚肉爛れて而して完臠を得可らす天下を治むるも亦此に均し智慧を以て之を煩はし之を勞すれは則人民苦しんて而して寧日あるなし魚撓す可らさるなり撓せは則爛る民煩はす可らさるなり煩はせは則苦しむ夫れ織つて而して衣耕して而して食ふ是れ民の常性に非さるか後世僞智僞慧の惡人出てより之に增すに多事を以てす民豈苦しんて而して爛れさらんや江海本波なし其波瀾動蕩岸を碎き山を崩す所以の者は颶風之を激すれはなり天下本事なし其鬪訟紛糾血を雨ふらし屍を丘にする者は庸人之を亂せはなり彼の草木禽獸を見さるか深林大山の樹喬々として雲霄を突き盤根數步に過る者は吾未た嘗て人の往いて之に糞し之を培ふを聞かさるなり榛莽草叢の猛熊毛皮掌革針の如く席の如く獠爪銳牙以て久壽を保つ者は吾未だ嘗て人の往いて之に食はし之を養ふを聞かさるなり彼れ固より其常性あり發達成育豈人力を借らんや彼の橐駝師の園を見るに百卉萬草燦然として目を眩し枝態韻あり梢姿致ありと雖も卒皆蟠屈發達する能はす其根幹半は枯れて生氣あるなし彼れ糞培至らさる所なし然れとも其自然の性を遂くる能はさる者は何そや彼の檻裏の虎を見るに鐵柵木闌乾草を以て蓐と爲し肉菜を以て食と爲すと雖も毛落ち肉消し目凹んて骨立ち復叫吼噬齧の勢あるなし彼れ飼養至らさる所なし然れとも其自然の性を遂くる能はさる者は何そや余れ蓋し其故を知る嗚呼彼れ其常に逆うて而して其自然に背く安んそ能く發達生育するを得んや是の故に曰く木を殘うて以て器を爲る者は工匠の罪なり馬の智にして而して能く盜に至る者は伯樂の罪なり民乃ち始めて踶跂し

て智を好み爭うて利に歸するは僞聖人の罪なり是を以て眞人の天下を治むるや人の常性に順ふのみ敢て擾々の事を施さす故に其民居ては爲す所を知らす行いて之く所を知らす食を含みて而して樂み腹を鼓して而して歌ひ以て天帝殘酷の網中に在るを忘る是れ之を極治の世至平の民と云ふ故に曰く古の天下を治むる所以の者一あり曰く無爲是なり嗚呼奇智邪慧を絶つて而して盡く僞文明の事を廢せは天下を治むる事掌を反すより易し髑髏々々汝亦蓋そ汝の迷を去つて其本に返らさると

髑髏之を聞いて色を變して曰く子の謂ふ所は禽獸の道なり天理人道に反する者なり抑人間は聰明睿智にして萬物の靈に非さるか萬物の靈にして而して劣智汚行禽獸の道を學ふ何を以てか人と稱するを得ん古代野蠻の俗を揚けて十九世紀の文明に施さんと欲す嗚呼其愚亦憐むへし僻論放言余れ之を聞くを要せさるなり子乞ふ速に去れと

魂魄徐かに髑髏を諭して曰く夫れ其異なる者より之を視れは肝膽も楚越の相距るか如く其同しき者より之を視れは萬物皆一なり安んそ其殊異同一を較するに足らん余れ飄々として千里を行き漫々として萬國に游ふ天地の大も余れ之を一瞥の下に望み毫厘の微も余れ之を一瞬の間に分ち深として入らさるなく遠として至らさるなく細として微として視る能はざるなし是を以て余れ嘗て深夜に阿非利加の深山中に游ふ莽蒼蓊鬱の間火光の隱々たるを視る怪んで之に近つき眸を定めて熟視するに何そ圖らん是れ百獸相集り嘈々嗷々且叫ひ且吼え以て其不平を論せる者にして彼の隱々の火光は群狐の精ならんとは百獸の中に相尊んで禮を致す者あり之を獰獅と云ふ蓋其王なり毛髯森々として金針を束ぬるか如く猊眼炯々として火の燃ゆるに異ならす小丘の上老樹の下後足を折つて踞坐す南面して萬乘の位を正す者の如し百獸丘下に群集し恭しく朝拜を致す猊獰猛惡向ひ近つく可らす其中名と狀と人間に傳らさる者も亦在り余れ益怪しみ樹陰に潛伏して其狀を伺ふに獅子嚴然として百獸に謂つて曰く

百獸ノ王獅子汝群獸ヲ會シテ相謀ル所アラント欲ス朕ノ言フ所ハ朕ノ言ニ非サルナリ天帝ノ眞理ナリ社會ノ公言ナリ禽獸ノ大道ナリ故ニ汝群獸能ク朕カ言ヲ奉シ共ニ一爪一牙ノ力ヲ盡シテ敢テ死ヲ顧ミルナクンハ我禽獸社會ノ福慶安寧ヲ增進センヿ左券ヲ持スルカ如シ乞フ先ツ朕カ言フ所ヲ聞ケ

抑天帝ノ萬物ヲ覆載間ニ生ムヤ本天帝ノ戲謔ニ出ツルヲ以テ萬物皆殘虐ノ密網中ニ在リ其苦患ヲ免ルヽヲ得可ラスト雖𪜈然レ𪜈天ノ之ヲ苦シムルヤ均一平等彼我ノ輕重アルナシ故ニ羽蟲鱗介ノ屬モ亦天地間ノ一蠢蟲ナリ人モ亦天地間ノ一蠢蟲ナリ我禽獸モ亦天地間ノ一蠢蟲ナリ或ハ水ニ居リ或ハ陸ニ居リ或ハ室房ヲ作リテ而シテ之ニ居ル其居ル所異ナリト雖𪜈均シク是レ天地間ノ一蠢蟲ニ非サルカ均シク是レ天地間ノ一蠢蟲ト爲ス𬼂ハ則其禍福吉凶ノ來ル固ヨリ宜シク均一平等ニシテ彼我ノ差アル可ラサルハ自然ノ理ナリ而シテ今此ノ娑婆世界ヲ視ルニ何ソ其幸不幸ノ相同カラサルヤ朕固ヨリ其所以ヲ知ル是レ彼ノ天理ノ謀叛者娑婆世界ノ逆賊タル人類社會ノ天理ヲ蔑如シ己ノ私ヲ謀リ己ノ惡ヲ逞ウシ以テ我輩ヲ屠戮殘殺スルニ因ル嗚呼彼ノ人類果シテ何者ソ傲然自ノ侮シテ萬物ノ靈ト爲ス其傲慢無狀ナル尤モ惡ムニ堪ヘタリト爲ス乞フ更ニ古ニ遡リテ之ヲ詳論セン

太古洪水以前ノ世界ニ在リテハ人類未タ生

セス、益々タヽ動物唯我禽獸社會ノミ故ニ覆載間ノ事盡ク我輩ノ掌握ニ歸シ互ニ相噬齧シ強ハ弱ノ肉ヲ食フヲ以テ社會ノ大勢ヲ制シ叫吼飛走唯我意ニ是レ適ス是ノ時ニ方テハ禽獸自ラ以テ萬物ノ靈ト爲シ茫々タル大地我輩ノ跋扈ニ任スルノミ其後我禽獸社會ニ反シ謀ル者アリ其名ヲ猿猴ト曰フ狡智黠慧世ニ處スルヿ太巧ニ後遂ニ化シテ人類ト爲リ毛ヲ去テ衣ヲ着ケ木實ヲ去テ穀麥ヲ食ヒ木上ノ栖ヲ棄テヽ土窟ヲ穿チ以テ其居處ト爲ス後又木ヲ伐リテ室房ヲ作リ以テ其居ヲ安ニス彼レ叛テ我輩ノ社會ヲ去リ翻然人類ト爲ルト雖モ其我輩ト異ル所以ノ者ハ衣食住ノミ蠢々トシテ我輩ト相馴レ彼レ我ヲ害セス我レ彼ヲ忌マス蕩然トシテ彼我ノ別アルナシ其後人類彼ノ巧智黠慧ヲ利用シテ弓箭ヲ制シ網罟ヲ作リ檻籠ヲ造リ以テ我輩ヲ殺シ我輩ヲ捕ヘ我輩ヲ因フルニ及ンテハ則天理ヲ蔑如スルノ罪跡顯然掩フ可ラス是ニ於テ我輩モ亦憤然トシテ利爪ヲ磨キ鋭牙ヲ礪キ以テ彼ノ侮ヲ禦キ是ト相戰ヒ我軍利ヲ得テ其肉ヲ食フヿアリト雖モ如何セン我軍衆少ク力盡キ屢敗衂ヲ招ク朝鮮ノ猛虎ハ巴提使ノ爲ニ刺サレ富士山ノ老猪ハ新田ノ四郎ニ殺サレ我軍ノ猛將雄卒之カ爲ニ或ハ屠ラレ或ハ擒ラレ或ハ降ツテ檻裏ニ幽セラレ牙折レ爪落チテ復鬪フ能ハス此ノ娑婆遂ニ人類ノ爲ニ占領セラレ我輩退イテ深山ノ一城ヲ保ツノミ嗚呼我輩怒ヲ發セスンハ其禽獸ヲ如何セン我禽獸社會ノ勢如此シ是ヲ以テ我同胞兄弟彼ノ毒矢ニ罹ツテ彼ノ腹中ニ葬ラレ我同胞姉妹彼ノ陷穽ニ墜チテ彼ノ籠中ニ苦シム是レ我ノ人類トハ倶ニ天ヲ戴カサルノ仇ナリ況ンヤ今彼ノ占領スル所ノ天下ハ本我輩ノ有ニシテ彼ノ人類ハ本我社會ノ一物ナリ今ヤ我輩大軍ヲ起シ爪牙以テ人類ノ肉ヲ食ヒ盡シ以テ千古ノ宿仇ヲ報シ復古ノ大業ヲ建テ以テ娑婆世界ヲ我禽獸ノ掌中ニ握ルハ天理ノ平等ニ報ユル所以ニシテ今日ノ最大急務ナリト云フヘシ若シ夫レ今日ノ勢ヲ回ス能ハス徒ニ深山莽蒼ノ中ニ蟄伏シ同類相食ンテ以テ人類ノ奧堵ニ資スルトキハ則所謂敵ニ兵ヲ資シ盜ニ糧ヲ齎スカ如キ者ニシテ彼レ益強梁跋扈底止スル所ヲ知ラス而シテ我輩自ラ亡滅ヲ取ル所以ノミ嗚呼吾輩怒ヲ發セスンハ其レ禽獸ヲ奈何セン故ニ今汝群獸ト相謀リ三軍ノ鐵鎖ヲ也シテ人類ヲ食ヒ盡サント欲ス虎狼熊猪ノ四獸ヲ以テ四方ノ大將ト爲シ其餘群獸各其麾下ニ分屬シ朕自ラ中軍ニ將トシ大ニ中原ニ戰ハン狡兎ハ平日三窟ヲ作リ以テ逃走ニ巧ナリ必ス敵ノ爲ニ得ラルヽナカラン宜シク兎ヲ以テ斥候ト爲スヘシ馬ハ蹄齧ニ巧ナリ牛ハ突搏ニ妙ナリ宜シク牛馬ヲ以テ先鋒ト爲スヘシ此ヲシテ敵陣ヲ突カシメ先ツ之ヲ疲ラシテ而シテ後諸將獸其弊ニ乘シテ之ヲ嚙ミ之ヲ蹴ツテ以テ之ヲ一戰ノ下ニ敗レ彼ノ狡慧黠智ノ猿猴ハ人類ニ近シ其款ヲ人類ニ通センモ知ル可ラス斬ツテ以テ軍神ヲ祭レ嗚呼千歲ノ宿仇ヲ報シテ而シテ復古ノ大業ヲ建ツルハ此ノ一擧ニ在リ汝群獸速ニ起テ汝ノ利爪鋭牙ヲ磨礪セヨ

と獅子の令一たび下り群獸期せすして四方より集り皆其擧を贊し利爪を磨き鋭牙を礪き今将に發せんとする者の如し余れ悚然として竊に樹陰を出去り其後を知らす夫れ群獸の爪利しと雖も牙鋭しと雖も其れ人間を奈何せん然れとも獅子の人間禽獸均しく是れ天地間の一蠢蟲と云ふに至つては則積理の言確として動かす可

らす人獨り萬物の靈を以て自ら居り萬物を虐待する天理に悖れりと云ふへし嗚呼人生は夢の如し世事は幻のみ天帝戯謔の掌裡に在り屠殺殘殺の網中に生活して孑々として文明野蠻を唱へ人間禽獸を別ち蹩躠焉として區々の小智を爭ふ其愚も亦甚し髑髏々々汝も亦盍そ其本に返らさると言終つて飄々として去つて其之く所を知らす髑髏慨然として草上に臥し脫然として悟る所ある者の如し憮然として復語らす天地闃寂悲風蕭々として唯皎月の草花吟蛩を照すあるのみ

余れ近者鐵硯居士の書齋を倣て居る書齋は北豐島郡駒込村に在り地僻にして境靜に絶えて車輪の響を聞かす時に秋高うして霜降り萬木黃落四山皆蕭く日暮悲風に嘯いて而して落葉去雁の影を送り涼夜皓月に吟して而して故山鄕關の思を牽く一燈熒々として乍明に乍滅え晴蛩の四壁に喞々たるを聞いては身世浮沈の定なきを嘆し野草の凋落を観ては物化代謝の止まさるを恨む春は則行業のみ秋に至つては則悲傷痛感風人逸士をして神悸き魂驚き腸斷ち肉消せしむ古德橫槊の作霜臺軍營の詩心に感して而して胸に出て言はさらんと欲して能はさる者なり況んや我居古刹荒寺に隣れり經を讀むの聲は盛者必衰の相を悟らしめ磬を打の響は生者必滅の理を觀せしむ感慨胸を衝き鬱々として發洩する所なし卽ち唐詩を取つて之を讀む張籍北邙行の篇あり其の詩に曰く

洛陽北門北邙道。
喪車轔々入秋草。
車前齊唱薤露歌。
高墳新起日峩々。
朝々暮々人送葬。
洛陽城中人更多。
千金立碑高百尺。
終作誰家柱下石。
山頭松柏半無主。
地下白骨多於土。
寒食家々送紙錢。
烏鳶作窠銜上樹。
人居朝市不解愁。
諸君暫向北邙遊。

と日夕之を誦し之を吟し以て少しく自ら慰むる所ありと雖も亦世事の目に非なるを見て而して奇憤更に胸中に橫り輪囷鬱勃輒く拔く可らす秋に入つて以來閑日に遂々變も亦鬱々たり時に我友賞陽子來つて山房を訪ふ劍を評し史を論し意氣一世を陵轢す遂に古人を評して曰く周公聖人と雖も亦權數を用ゐ天下を治む何ぞや禮是なり周公禮を制し上下貴賤の分をして截然犯す可らさらしむ夫れ曲禮の虛文繁縟を以て天下の人を愚にし一世の英雄豪傑をして拳曲事の中に老死せしむ其政略の巧なる遂に周祚を八百年に延けり然れとも高明の士安んそ繁文縟節を以て其身を拘せんや故に激して而して厭世を唱ふ老莊の如き者出つ是も亦已むを得さるの勢なり余れ乃ち欣然案を拍つて曰く然り子も亦道德法律人意の私に出るを知るか泰西諸國の民君主の壓抑に苦んで而して自由の論起り貧富の懸隔を怨んで而して共產の說生す彼れも亦老莊の繁文縟禮に對するか如き者のみ然れとも老莊の言なり自由の論なり分富平權の説なり故さらに奇激の言を爲して以て人の耳目を驚かすに非す玄妙幽遠の理に因つて濟世安民の術を論し整々として時病に切中すること猶萬の鵠を貫くか

如し彼れ豈詭激を以て之を棄つ可けんやと筑陽子首肯して去る會余か著す所の活髑髏稿を脫す此書秋風に感して而して言はさらんと欲するも能はさるの言を錄する者なり讀者或は其詭激の言を以て余か爲にする所あるの本意を棄つるを恐る故に筑陽子と語る所を末に書す嗚呼余も亦人なり安んそ好んで奇言僻說を爲し以て世を誤るを欲する者ならんや讀者其諒諸

天囚居士識

大本論（抄）

月落烏啼霜滿天の七絕、雲耶山耶吳乎越の七古、秋の田の刈穗の菴の御製、淺香山影さへ見ゆるの名吟、俱に是れ千古の絕妙好辭なり、然れども書生の月落烏啼雲耶山耶の詩を吟じ、秋の田、淺香山の歌を唱ふる者あれば、其が友人は之を陳腐として嘲笑せざる者なし、彼も亦他の嘲笑を恐れて、稠人廣座の中に、此等陳腐の詩歌を朗吟するを恥づ、勇なきの甚しき者なり、彼の之を嘲笑する者、曷ぞ詩と歌との巧拙を知らん、唯其詞の人口に膾炙し過ぎて、世に有觸れて新奇ならざるを嫌ふのみ、而して彼の詩と歌とは、彼等が嘲笑するにも拘らで、竟に絕妙好辭たるを損せざるなり、

仁義の談、誠心誠意の說、彼れ曷ぞ其正道正理に合すると否らざるとを知らん、亦唯其語の有觸れて新奇ならざるを嫌ふのみ、而して彼等が嘲笑唾棄するにも拘らで、竟に大道正理の語たるを失はざるなり、獨り怪しむ、自首兀々、經を左にし史を右にして、身を終ふるまで仁義の談、誠心誠意の說を講究する者の、彼の輕佻浮薄漢が嘲笑を恥ぢて、國家紛亂の時にだに、大道正理を喝破して濁世の末弊を矯むることを知らざるを、嗚呼怯懦の徒は、共に大道正理を論ずるに足らざるなり、

予れ史を讀んで仁義を行ふ者は興り、誠心誠意なき者は亡ぶるを知る、故に仁義の說、誠心誠意の說は、治國平天下の大道たることを信じて疑はざるなり、滿天下の輕佻浮薄漢、嘲らば嘲れ、笑はゞ笑へ、予は汝が嘲笑を衣上の一塵埃とも思はぬほどの勇氣は胆腹に養へる者なり、斷々乎として自ら信ずる所を唱導せざる可らず、故に議會の行爲を論ずるも亦此に於てし、內閣の擧動を論ずるも亦此に於てし、太平の大道を講ずるも亦此に於てし、一篇の大本論、竟に仁義の談、誠意誠心の說を離れざるなり、

請ふ先づ仁義の談、誠意誠心の說に、予が信ずる所の解釋を與へん、仁とは保民の謂なり、今の所謂民福なり、義は唯事の宜しき所に從ふ者なり、國威を張り、國權を揚ぐ、皆事宜に是れ從ふ、今の所謂國利なり、仁と義と並び行はれて戾らざる者なり、國利民福とは相伴うて互に行はるゝ者なり、誠心誠意は譎詐なきの謂なり、譎詐は今の政略なり、政略は變に處する所以にして、平時の務に非ざるなり、夫れ仁義を行うて而して國利民福の並至らざる者はあらず、誠心誠意にして而して人心を服せざる者はあらず、人心悅服、利福並至つて、而して國治まらざる者はあらざるなり、是れ所謂政治の大本なり、之に反する者は國亂れて、紛爭相踵ぐを免れず、

（『大衝突論』より）

萬朝報發刊の辭

藤村操の死に就いて

乃木將軍の自殺を聞きて

黑岩涙香

萬朝報發刊の辭

◎目的◎　萬朝報は何が爲に發刊するや、他なし普通一般の多數民人に一目能く時勢を知るの便利を得せしめん爲のみ、此の目的あるが爲に我社は勉めて其價を廉にし其紙を狹くし其文を平易にし且つ我社の組織を獨立にせり

◎代價◎　近年新聞紙の相場次第に騰貴し今や低きも一錢五厘以上なるに及べり、然れども我國今日の社會に於て一錢五厘は大金なり、人々日々に缺く可からざる入湯の料より高く、重寶無類なる郵便はがきの價より高し、新聞紙一枚を買ふには一度の入湯を廢せざる可からず、一度の音信消息を見合せざる可からず、否廢しても猶足らず見合せても猶屆かざるなり、實際に於て眞逆に入浴を廢せずば以て新聞紙を買ふ能はずと云ふ程の人も有るまじけれど算盤珠の上に於ては入浴を廢するに同じ音信消息を見合すに同じ、富者とて算盤珠の上に違ひは有る筈なし、此故に新聞紙の價高きは普通一般の便に非ず、多數民人の利に非ず、廣く社會を益するの主意に非す

◎紙幅◎　新聞紙の記事は成る可く簡單なるを宜しとす、長きは暇潰しなり、讀みて心力を疲れしむるなり、晝間は用事を妨ぐること多くして夜は則ち油を費すこと多し、故に我社は勉めて記事を簡單にす、記事短かければ紙面も從つて廣きに及ばず、要するに新聞紙は長尻の客の如きか、長尻の客に迷惑せし實驗ある人は必ずキリヽと締りたる新聞紙の便利なるを會得せん

◎文章◎　陽春白雪を唱へば和する者少く下俚巴人に至りて一座皆和して樂しむが如く新聞紙の文章高尚に失するときは家内中にて一番學問のある其家の旦那唯一人樂しむ可きも之を平易にし通俗にし何人にも分り易からしめば旦那の後は細君讀み番頭讀み小僧讀み下女下男讀み詰る所一錢の價にて家内中皆益するが故に此上なき安きものなり、一人頭には一厘に足らぬ事ともならん、一家經濟の祕傳は此邊に在りと知る可し

◎獨立◎　此頃の新聞紙は一間夫が無くては勤まらぬ[illegible]と唱ふ賣色淫女の如く、皆内々に間夫を有し其機關と爲れり、獨り公けに我は自由黨機關なりと大聲狂呼する自由新聞が猶しも男らしき程の次第ぞかし、或は政府、或は政黨、或は野心ある民間の政治家、或は金力ある商界の大頭、皆な新聞紙の間夫なり、斯る新聞紙に頼りて普通一般の民人が眞成の事實を知り公平の議論を聞かんこと覺束なし、我社幸か不幸か獨立孤行なり、政府を知らず政黨を知らず、何ぞ況んや野心ある政治家をや、又況んや大頭なる者をや、嗚呼我社は唯だ正直一方道理一徹あるを知るのみ、若し夫れ偏頗の論を聞き陰險邪曲の記事を見んと欲する者は去つて他の新聞を讀め

（明治二十五年十一月一日）

藤村操の死に就いて

少年哲學者を弔す

那珂博士の甥、藤村操、年十八にして宇宙の疑問解けざることを恨み、日光山奥の華嚴の瀧に投じて死す事は昨日の朝報に在り、死に臨み、巖頭に立ちて、樹を白げ書して曰く

悠々たる哉天壤、遼々たる哉古今、五尺の小軀を以て此大をはからんとす、ホレーショの哲學竟に何等のオーソリテーを價するものぞ、萬有の眞相は唯一言にて悉す、曰く「不可解」我この恨を懷いて煩悶終に死を決す、既に巖頭に立つに及んで、胸中何等の不安ある無し、始めて知る大なる悲觀は大なる樂觀と一致するを

我國に哲學者無し、此の少年に於て初めて哲學者を見る、否、哲學者無きに非ず、哲學の爲に抵死する者無きなり

獨のショッペンハウエル悲觀の極に樂觀ありと爲す、而も自死するに至らず

然らば哲學の極致は自死するに在るか、曰く何ぞ然らん、唯だ信仰の伴はざる哲學は、茲に窮極するなり

チャーレス・ボーエン曰く、哲學は黑暗々の室内にて黑き帽子を探るが如し、如何に探るも窮極なし、其の帽子たるや實は初めより其室内に置かれて在らざればなりと、シゲウヰッチ曰く、哲學は哲學者の小理窟を追拂ふが爲に必要なり、多少哲學を修めざれば哲學者の爲に惑はさると、信仰を離れたる哲學を評し得て絶妙なり

然れども哲學の多くは信仰を有せず、全く暗室に、無き黑帽を探るなり、唯だ心的一元論に至りて、初めて信仰あり、暗室を去りて明所に移るなり、人之に依りて光明に接するを得

余天人論を著す、人をして明白々の室に黑帽を看認めしめんとの微意なり、恨むらくは巖頭に感を書して六十丈の懸泉に投じたる此の少年哲學者に一冊を寄獻するを得ざりしことを

「不可解」の一言を以て宇宙の祕を悉すの時は過ぎたり、少年哲學者は悲觀の樂觀と合する所にホレーショ以外の光明に接したるか、大谷川の水、長へに碧にして、問へども答へず、余は那珂博士と同じく痛哭して之を記す。

(明治三十六年五月二十七日)

＊　＊　＊　＊　＊　＊

那珂博士の甥華嚴の瀑に死す　自轉車博士の異名あるばかり斯道に嗜み深き高等師範學校教授那珂通世文學博士の甥に方る藤村操(十八)といふは第一高等學校の生徒にて同學中俊秀の聞えある青年なりしが去二十日家出をなし終に日光は華嚴の瀧壺に身を投じて悲慘なる最期を遂げたり右につき叔父那珂博士はわが社に寄て左の如き悲痛の文を送られたり其青年の平生死因等明かに記されたれば其全文を揭ぐる事となせり

嗚呼哀いかな、痛しいかな、余が兒の藤村操、夙に大志あり、哲學を研究して、宇宙の眞理を發明し、衆生の迷夢を醒まさんと欲し、昨年より第一高等學校に入り、哲學の豫備の學を修め居たれども、學校の科目は、方を用ふるほどの事にもあらずとて、專ら哲學宗教文學美術等の書を研究して居たりしが、

去る二十日の夜、二弟一妹と唱歌を謡ひ、相撲を取り、一家倶に遊び樂しみ、翌二十一日の朝、學校に行くとて出でたるまゝ、二十二日になりても歸らず、母大に憂ひて、机の引出しを明けて見たるに、杉の小箱の蓋に『この蓋あけよ』と大書しあり、開いて見れば、七枚の半紙に、二弟一妹と近親五名と親友四名とに配賦すべき記念品と學校その外友人十餘名に返すべき借用書籍の名とを（本箱の番號までも書き添へて）委しく列記せり、『こは死を決したる家出なり』とて、急に大噪ぎとなり、親戚朋友の家へ電話電報にて問合せたれども、何れも『來らず』と云ふ、午後八時に至り『日光町小西旅館寓』として、郵書達し、『不孝の罪は、御情の涙と共に流し賜ひてよ、十八年間愛育の鴻恩は、寸時も忘れざれども、世界に益なき身の生きてかひなきを悟りたれば華嚴の瀑に投じて身を果す』との趣意を委しく告げこせる、余之を聞き、徹夜輸行して日光に至らんと思ひ、驅け出したるが栗橋の渡しの夜の渡さぬに心附き、殘念ながら下谷より引返し、今朝（二十三日）の一番汽車にて操の從兄弟高頭正太郎氏と共に日光に至り、巡査車夫等と力を合せて華嚴の瀑の上下を隈なく探したれば、瀑の落口の上なる巨巖の上に蝙蝠傘の地に植てるあり、近寄りて見れば、大樹を削りて、左の文を　せり（省略）樹の傍らには、傘の外に、大なる硯と墨と太き唐筆と大なるナイフとあり、此等の器具は、家を出づる時豫め用意したりと見ゆ、その運筆の遒美なるを見れば、巖頭に立てる時心中の從容として安泰なることは察するに餘りあり、嗚呼、余が如き樂天主義の俗人の甥に、いかなればかゝる極端の厭世家を生じたるか、思へば思へば、不可思議なり、巖角に攀ぢて瞰下せば、六十丈の懸泉は、巖石を砕いて雷の如くに轟き、瀧壺は、暴風雨の如き飛沫に蔽はれて見えず、かくて身の丈五尺五寸餘、眉目清秀にして、頰に微紅を帶び、平生孝友にして一家の幸福の中心と思はれし未來多望の好少年は去つて返らず、消えて痕なし、嗚呼哀いかな

明治三十六年五月二十三日の夜

中禪寺湖畔の旅館蔦屋にて

叔父那珂通世哭して記す

藤村操の死に就いて

過日華嚴の瀧に投じたる藤村操少年の死は、萬有の眞理を疑ふより出でたる者なりと云へば、今までに類の無き自殺なり、癡情の自殺や發狂の自殺などは世に多けれど、單に「思想の爲の自殺」は、空前の椿事と云ひて不可無し、世人が今に至るも之れを是非して止まざるは尤もなり

世人の言は一概に此死を非難するに在る者の如し、勿論「死」と云ふ事は何の場合に於ても惡事なれば余とても之を非難せざることは能はず、縱しや此死が自殺に非ずして、止むを得ぬ病死なりとするも余は賛成せず、或は此の少年が、少年ならずして百歳まで活延びたる人なりとも余は賛成せず、『死する』と『死せざる』とを比ぶれば場合の如何に拘らず『死する』は惡なり、病死と自殺とを比ぶれば總て自殺の方が「より惡し」く、老死と早死とを比ぶれば早死が「より惡し」きは誰とても認むるなり、併し余は世の多くの人と同じ理由を理由として藤村少年の此の死を非難するには非ず

世人が彼を非難する中には、之を褒めては斯る事の流行を來す恐れありなど云へる言葉も聞ゆ、余は思ふ、若し採上の毛を短く耳の邊まで剃り付けるとか、高い襟を着けるとか、派出な色合の服を着くるとか云ふ如き事柄ならば、之を褒めるが爲に流行もす可けれど人間第一の大切品たる命を捨てると云ふ事柄が世間の噂や人の口の爲に流行を始む可しとは受取れず、若し自殺が左樣に輕々しく流行する者ならば、余は隨分、或る社會の人々に對して自殺を勸めて見度き程にも思ふなり

又或人は此の天才をば未だ大成せざる少年の中に死なしめたるは惜む可しとの理由を以て評論せり、甚だ尤もに聞ゆれど、藤村自身が自個の天才をば此世に於て用ふるよりも之れを打捨つる方に滿足を認めたる以上は、此論は藤村の思想に關係なし、單に藤村以外の人が他日藤村の天才より受く可かりし利益を豫想し、其の利益の消失したるを殘念がるに過ぎざれば

銀行の破産を殘念がると同樣なり、善惡の問題と云ふよりも利害の問題なり、余は斯る論を聞きては彼のニイチェの善惡論を思ひ出さざる能はず、其の言に曰く「善惡とは奴隷根性より出でたる言葉なる可し　主人が奴隷に物を與ふれば奴隷は此主人を善人と云ひて喜び、此行ひを善行と云ひて有難がるなり」と、天才の少年が、天才の結果を我々に與ふることを善と爲し、我々に與へずして死することを惡と爲すは、餘りに善惡の標準の低きに過ぎたるには非ずや、藤村少年の死は社會經濟の眼を以て視る可き事柄には非ず、少くとも此少年自身の心事を察するの必要は有る可し、彼れの思想の正しきか正しからざりしか、彼れの學力の多かりしか少かりしか、彼れが天才なりしか、天才ならざりしか等は問ふに及ばず、彼れの死を求めたる心事は私曲なりしか、彼れに此世の艱難と闘ふ丈の強健なる意爲きが爲に死したるか之れをこそ問ふべけれ

聊か極端の例には有れど楠公が湊川の自殺の如きも、ニイチェ主義より評すれば惡なり、モソッと彼れを活し置きて働かせ度き者なりき、然れども吾人が其死を非難し得ざるは、彼れの心事に一點の私曲なく唯だ誠意を以て滿ち滿ちたると、彼れの強き意志とに在り

今の世の自殺者は多く、人に語る可からざるが如き私曲の心の爲に死す、又此世の艱難に耐ふるが如き強固の意志なきが爲に死す、是擯斥す可きなり、藤村操は眞理を求めんと欲する外に念無かりき、即ち心に私曲を存せざりし者なり、又彼れは世渡りの艱難を恐るゝ年頃に非ず、然らば意思の弱きが爲に止むを得ず死境に推し付けられたる者と同一視す可からず、活きんと欲すれば活くることを得る自由の境涯に於て、自由の意志を以て死したる者なり、自由の境涯に於て自分の身を殺すと云ふ意志は實に強き意志なり、故に彼れの死の惜む可きは無論の事なりと雖も、其の死や惡とす可き死に非ず、尊敬すべき死なり、余は彼れの死を以て、大に美なる所、大に高き所ある者と思はざる能はず、若し彼れの死を非難せんには世人の之れを非難するよりも、より高き標準を要するなる可し

彼れの死が十分の意志を以てせしことは、彼れの家出より、彼れの死したる時までの所行に一々明確なる意志の籠れるにて知る可し、中にも尤も明かなるは、彼れの「巖頭感」の文章なり、余は近來、斯の如く熱誠に富みたる名文章を見たること無し、彼れの心に大に誠眞なる所の者あり、凝りて此の眞實なる此の美しき妙文字と爲りたる者なる可し、人自ら十分の意志を以て死を決する場合には、到底常人の企及す可からざる強き思想を浮べ來る者と見えたり、前の楠公の例にて云へば、七たび人間に生れて國賊を殲さんと云ひたるが如き、天地に二ある可からざる壯烈の言にして、巧妙なる文章家の作爲し得る語句には非ず、余は諸君が引例の不倫を咎めざらんことを望む、縱しや文字の修養乏しき者と雖も、意志を以て自死する場合には、深く人の腸を刺すが如き文句を吐くこと多し、昔横濱の遊女が、自殺の場合に吐きたる「露をだに厭ふ大和の女郎花、降るアメリカに袖は濡らさじ」と云ひたりと傳へらるゝが如き、實に歌人の歌に非ずして歌人の言ひ得ざる所なる可く、直に聞く人の肺腑を衝く如き力あるに非ずや、諸君は藤村操の「巖頭感」の文字を見よ、一讀して深き感慨に襲はるゝを禁じ得ざるには非ずや

然るに世の評者の中には此の文中の語句を笑ひ、「ホレーショの哲學竟に何等のオーソリチーを價する者ぞ」と有るを咎め、ホレーショと云ふ如き哲學者あるを聞かず、せめてはカン

トの哲學とでも云はゞ可なる可きに、多分藤村は自分がホレーショと云へる名も無き哲學者の書一冊を讀み、是にて哲學の一切を知れりと自信して斯くは書せし者ならんと評したる人も兩三人ありと聞く、誠に沙汰の限りなり、ホレーショは諸君の知れる如く沙翁劇中の人物にして今では似而非哲學者の代名詞の如く使はるゝ名前と爲れるなり、藤村が此語を用ひたればこそ一切の哲學をば似而非哲學と一言に蹴落して、哲學者能く何の眞理をか捕へ得んやとの感慨が活躍して聞ゆなれ

又藤村の死をば、之を古今に求めて唯だ希臘のエンペドクリスの死と相似たるあるのみと樣に云ふ人も有りとかや、成るほど史の傳ふる所に由れば、エンペドクリスは哲學者にして、エトナ山の噴火口に飛入りて死せしと傳へらる、然れども彼れの死は藤村少年の如く『思想の爲の死』には非ず、エンペドクリスは死して必ず天に昇る可き聖人なるが如く信ぜられたるが爲に、勢ひ通常平凡の死樣を爲す能はず、自個の死骸を隱して全く昇天したる如く見せ掛けん爲め、夜に乘じて人知れず山に登り噴火口に投身したるも、生憎に彼れの平生穿きたる天下無類の金の草鞋が、其次の噴火の時に穴から飛出たる爲め其化の皮が顯れたること、吾等が幼時ハーレーの萬國史にて讀みて知れる所なり、藤村操の死に比するの不倫なるは、ホレーショの哲學てふ語句を笑ふの不都合なるに匹敵す、世の藤村を評する者の評し方には斯かる類が多し

余は藤村の死を惜むには相違なしと雖も其の惜むは彼れが今一歩思想を進めたらんには、死せずして大に知る所ある可かりしにと云ふの點に在り、又余は彼れの死を非難すと雖も、其の非難は何故に信仰に入らざりしかと、信仰を無視したる點に在り

此意を說明せんことは、一夕の講話として餘りに深き問題なれば、諸君の聞きて直に領會するまでに說明し得んこと余の力には覺束なけれど、成る可く簡明に說きて見ん

本來「萬有は不可解なり」と云ふ事が不健全なる思想なり、成るほど或意味より云へば不可解なるに相違なし、何故かと云へば、人が物を解釋するとは、其物よりも以上の事を知らんとするの謂にして、以上の事を知れば又も其の以上を疑はねば成らぬ順序と爲る故、何處まで疑ひても果が無く、終に最早其以上と云ふ事の出來ざる宇宙と云ふ點に達するなり

故に「不可解」と云ふ事は、何處まで解しても猶ほ其先に解釋の屆かぬ所ありと云ふ事なり、併し能く思へ、先の先に又先あり、以上の以上に又以上が有りて、到底解し盡されぬと云ふ事は、其實、何處までも解せられると謂ふ事に歸するなり、解釋とは「以上」を求むる事なるを以て、何處まで行きても「以上」が有らば、何處まで往きても解釋の道が有るなり

道は有れども人間の知識が屆かず、故に不可解とは云ふなり、故に不可解とは宇宙其物を指すに非ず、人間の知識を指すなり、宇宙は何處までも解釋の出來る如く作られて有れども知識が及び得ざる故、此の知識の程度を以ては解す可からずと云ふに歸す

然らば更に思ふ可し、眞成に不可解と云ふ事は何ぞやと、眞成の不可解は人間の道理と背反せる如き事柄なり、例令ば二二が四と云ふことは解せらる、二二が五と云ふ事は不可解なり

二二が四と云へる道理をば更に複雜せば樣々の數の理を生じ、人間の知識には解し得ざるにも至る可し、然れども如何に複雜せる數理とても其の數の一を取りて檢むれば矢張り簡單なる一にして、其中の二と二とを取りて檢むれば矢

寡り因となる性質の一なるが爲に、數の理は決して「不可解」に非ず、解する事の出來る性質」の者なり、若し無量の孰れかの一部分に二二が五と云ふ如き數の籠れるを發見せば其時にこそ初めて眞成に「不可解」なりと稱す可けれ

今其れ宇宙は廣大にして人の知識に入らずと雖も其の性質を云へば不可解に非ず、例之ば哲學者の不可解とする「時」と「處」との如きも、無窮無限なりと雖も、吾人の「今」と云へる時と吾人の「茲」と云へる處とが、其の單位なり、現に吾人が「今」と云ふ瞬間にも時は經ちて、今と言ひ初めたる時と言ひ終りたる時とは同一に非ざるも、今が即ち今の單位たる事は一なり、何千年後、何萬年前の時と雖も其の時に立ちて其の時を見れば總て今なり、今より外に何物も有るに非ず、宛も何億萬の巨數に就き、其の孰れの一を取りて檢むるも、一は一なるに相違無きと同じ

「處」とても亦然り、吾人が『茲』と云ふ言葉を發し終らぬ間に地球は何百里を飛び、茲は既に同じ所に非ずと雖も「茲」たることは依然たり、故に「處」は如何に廣くとも、其の處へ行きて檢め見れば、總て『茲』なり、『茲』と云ふより以上に解し難き「處」は宇宙に何の處にも有ること無し

然るに今までの哲學者殊に懷疑派と云ふ者ら、は、宇宙は全く解す可からざる一區域の特別に存する如く考へたり、即ち二二が四的の此の數理の外に二二が五と爲る如き理外の境もある如くに思ひ、宇宙を兩分して『可解的』と『不可解的』との二と爲したるなり、然れども是れは誤想なり、宇宙の何の處も、解す可き茲にして、何の時も解す可き今なり、何の數も解す可き單位の一なり

故に宇宙共物を『解す可からず』とすると『解す可き者なれども解する能はず』とするとは大なる相違なり、前者は二元論にして後者は一元論なり、前者は思想の混亂にして後者は條理の貫徹なり、從來世界の思想家が『超自然』と云ふが如き事を信じたるも前者より生ずる必然の病なり、解す可き自然の領分の外に解す可からざる超自然の領分ある可しとしたればなり、今の學者は『人智の屆かざる』を認む、『解す可からざる不自然』の存するを認めず

此の區別に迷信と信仰との別は有るなり、不自然の境を認め之を信す可き事ありとするは迷信なり、道理と背反するなり、不自然の境を認めず、宇宙を何處までも自然とし、解す可きとし、萬有唯理とし、道理の無窮無限に徹底せることを信じて、其の道理の上に信念を置くことを眞の信仰と爲す、惜い哉藤村操は、從來のホレーショ的の似而非哲學に愛想を盡すの程度まで進みながら、宇宙可解主義即ち「萬有唯道理」主義の光明に浴せざりしなり

昔は一神を信ずる基督教の中にすら、神の外に惡魔あることを信じたり、是二元論なり、神と惡魔と二樣の力を認むるなり、此時に當りて若し世に惡魔と云ふ者無しと云ひたらんには、其信徒は必ずや『惡魔なければ何故に神を信ずるや』とまでに反問せしならん、少くとも惡魔無しに神を認むること能はざりしならん、今日より之を觀れば實に幼稚なる思想なり

然れども今日に及びては、若し宇宙に不可解と云ふ領分も、不自然と云ふ領分も無くして、萬有は唯一理の徹底せる者なりと聞かば、如何にして信仰の存し得るやを怪しむ人も有らん、然れども是れ幼稚なり、神と惡魔と二元思想と脱し單に神てふ一元思想に入りて却つて信仰の基礎が堅固になると同じく、更に進みて可解境、不可解境と云ふ如き二元の思想を脱し、眞に道理の一點張と云ふ眞成の一元論に入りて、初めて迷信以外の純信仰が生ずるを得るなり、

所謂學者の信仰なる者なり

道理の外に何者も無しとすれば、必然の結果として物質の實體を心靈と見ざること能はず、宇宙を大なる靈界と觀て萬有の物質を靈の表顯と爲し、而して人間自個の心靈を端緒とし、類推し概括して推究する外は非ず、斯の如くに推究して、知識の達せざる所は、知識の達する所と同一の單位なりとし、信仰して之を明らむるのみ、實に止むを得ざる信仰なり、而も其の信仰の上には爭ふ可からざる主義あり、力あり、條理あり、慰藉あり、之を離るれば直に自家撞着の二元論に入り道理の行詰りに歸す、茲に眞成の信仰ありて茲より以外は迷信なるや知る可し、茲に光明ありて茲より以外は暗黒なり

要するに解す可き自然の外に、解す可からざる不自然ありとして、其の不自然を信ずるは暗き信仰なり、解す可き「自然」の普遍徹底を認め、自然の範圍に驗し得る道理を信ずるは明かなる信仰なり、二元時代の信仰は前者にして一元時代の信仰は後者なり、眞の信仰なり

深く疑ふこと藤村生の如き者にして今一歩を進むれば此の信仰の光明を得べかりしや疑ひなからん、彼れは云ふ、既に巖頭に立つに及んで胸中何等の不安あること無し、始めて知る大なる悲觀は大なる樂觀に一致することを」と、彼れは全く悲觀の窮まる所に大なる安息を得しなる可し、其の樹上に題したる文字の筆蹟を見るも悠然として靜かなる者あり、蓋し彼れは其の死したるに於ては通常俗人の得る能はざる本懷を得たるなり

然れども是は彼れの「悟り」なる者に止まる、或は之を大悟徹底とも稱するを得んか、彼れの爲に悲しむ者は、之を見て心を安くして可なり

但し彼れの悟りなる者を、吾人の信仰と云ふ者に比べて之を觀れば、聊か義す可き所無きに非ず、信仰と悟りとは大體に於て大差あらずと雖も、悟りは一心の外に出でず、故に人自身の心性の相違に應じて銘々に相違するなり、必ずしも心外に確然不動の眞理を認めたるに非ず、「信仰」は心の内外に眞理を認めて內界と外界と一致する所に眞諦を置くなり、確然不動の標準あるなり

故に古より大なる「悟り」を得たる人々にして、其の行ひは一様ならず、甚だしきに至りてはバラモン宗徒の如く人間の天性に有る可からざる行ひを爲して自ら得たりとする者も有り、藤村操が、死して自ら悔いずとするが如きも豈人間の天性にも心情にも遠ざかれる者に非ざらんや

彼れは既に「悟り」を得たるが爲に、心の安きを得たり、必ずや大往生を遂げしならん、然れども未だ悟り以上に達せざりしが爲に、其死を思ひ止まることを爲さざりき、人界に歸ること能はざりき、天性に率ふこと能はざりき、彼れにして若し其の知識に於て一歩を進め、所謂信仰の域に入りたらんには、彼れの巖頭に立つに及び「胸中に何等の不安あること無き」と同時に、人生に何等の不安無きを觀じ得たるたらん

彼れが胸中に何等の不安無きに至りて、猶ほ其の死を思ひ止まるに至らざりしは、通常人の怪しむ所なれども「悟り」なるものの性質を知れば毫も怪しむに足らざるなり、彼れは死の安泰なるを悟りたり、生の更に死よりも安泰なることを信ぜざりき、故に其悟ると共に欣然として死したるなり、彼れ若し「悟り」の以上に唯だ一歩を進め、信仰に歸したらんには、其の巖下に身を投ずる欣々の心と欣々の顏色とを以て人界に歸り來りしならん、惜い哉彼れや唯だ一歩に失したり

藤村操の死に對して余の觀る所は斯の如し、然れども絶對の上より猶ほ一言す可き者あり、彼れの死は恨事なりと雖も、實は時代思想の反應なり、今の世は二元的の暗き信仰破れ、思辨的の舊き哲學滅び、而して未だ一元的の光明ある信仰の大に興らざる中間なり、之を信仰上の過渡の時代と稱す可し、是れが爲に、今の人智の程度に伴へる信仰なるもの無く、有力なる宗教すらも、唯だ「悟る」を以て能事と爲し、「悟る」より以上に信仰無しと思惟せらる、心の聊か深き者、何の處を願望しても心靈の糧を得る能はず、從つて宗教をも哲學をも倫理をも無意味と爲し、或は人生を嘲弄し或は快樂を以て無上の光明と爲す、人心惟れ殆くして道心是れ微なるの時なり、此際に於て、人の心靈の上に、命を捨つるに足るの大問題ありと云ふも誰か之を顧みんや、時なる哉、時なる哉、藤村操なる者、天下に最著明なる絶景の地に立ち、高く懷疑の標を掲げて人間空前の異擧を敢てせり、是れ豈世人に對して、眞理を求むる上に、性命よりも重んず可き由々しき大事あることを告げて人心を警破するに足る者に非ずや、若し世に藤村操の如きもの相尋いで現はるゝこと有りとするも、其れは時代の罪なり、時人が萬有の眞相に想到する根本問題の如何に重大なるやを捨て顧みざるの罪なり、操の死は心界の暗に對する曉鐘なり、世人若し之れに依りて人間に快樂以上、肉慾以上、算盤以上、物質以上に大に眞面目なる問題のあることを想起せば彼れの死は空しからずと云ふ可し、藤村操は時代に殉したる者なり、彼れに罪なし、時代に罪あり、此意味に於て彼れをば得難かる節死者の一に數ふるも不可なかる可きなり

（明治三十六年六月十六日）

内村、幸徳、堺三君の退社に就て

朝報社に若し光明ありとせば内村、幸徳、堺三君の如きは其の中心なり、今や三君、對露問題の國是論に於て、社中と意見の合せざる所あるが爲に、時を同じくして朝報社を去る、吾等悲しまざるを欲するも得んや

然れども士は苟も合す可からず、互に人格を重んじて相親しむは一の私情なり、私情の爲に意見を枉ぐるは三君が操守の許さざる所なり、吾等三君の去るを悲しむと雖も、私情の爲に三君の操守に累すること能はざるなり、吾等は三君の此行ひに於て三君の本領を認め益す推服の意を深くす

吾等は私かに期したり、長く三君と手を携へて行かば、自ら其の人格に感せられ、假令ひ三君と齊しきに達する能はざるも袖を分つには至らざるを得んと、今は期する所事實と反せり、唯幸ひにして三君私交に於て從來と異るなきを許さる、吾等は猶ほ光明の望見す可きを幸として強ひて自ら慰むるの外はあらず

若し朝報の聲價と信用とに至りては三君の去るが爲に、失ふ所の甚だ少からざることを恐る、願はくは三君、夙に吾等に教へたる一視同人の主義を以て、時に來りて、吾等を指導する所あれ、別に臨みて三君の健康を祈る

（『涙香文選』より）

乃木將軍の自殺を聞きて

我か國家は乃木將軍の自殺によりて、偉大なる者を失ひたるか、將た偉大なる者を得たるか、吾人は我か國家——少くとも我が教育家——が國民と共に明白に此疑問を決し、忠君と自個責任との輕重關係を決せざるを得ざる場合に逢着したるを思ふ、約めて言へば、乃木將軍が斯く自殺したるよりも忠君の度低きか、と云ふ疑問なり

乃木將軍の自殺が、先帝に對し奉りての殉死なることは明白なり、殉死が今の國家の禁ずる所なることも明白なり、乃木將軍は先帝より大なる委託を受け居たることも明白にして、此の自殺の爲に自分より其の委託を放棄したることも明白なり、例へば貴族の子弟の教育を監督することの如き、將た軍人として國家を守ることの如き、或意味に於て、先帝の重き御委託なりしは明かなり

而して將軍の自殺が何人の脅迫よりも出でずして單に自個の意思、自個の自由なる選擇より出でたることも亦明白なり

今日の教育主義は斯ることを是と視るか非と視るか、昔楠公が討死したるを今の教育家は解釋して曰く、楠公は初めより死を決したるに非ず、實戰の結果、刀折れ矢盡き、到底活路なきに至りたるが爲に自殺したるなり、若し然らずして楠公か猶ほ生存して君國に忠を盡すの道の存したるに、豫てより我が計畫の到底採用せられざるを知りて、前以て死を決し居たるが爲に戰死したる者ならば、其忠義は完全に非ざるべしと

此の解釋は吾人の意見と異り、今は楠公の事を論ぜんの目的に非ざるも、大に似通ひたる所あるが爲に吾人をして公に對する意見より述べ行かしめよ、公の死に關する歷史上の事實は今日より明かにし難き點多しと雖も、冷靜に考査すれば出陣の前に既に死を決し居たりと云ふ方が大に事實らしく、假りに之を事實とせば吾人は、公が全く力盡きて止むを得ず自殺したりと云ふよりも、更に其行ひの崇高にして功績の偉大なるを思ふなり、蓋し公は自ら信ずることの重き人にして、是より先き千劍破の孤城をば全天下を敵として頑守したるも、全く其自信の纖として搖がざりしが爲なり、されば湊川に尊氏を引受くるに至りても、公の自信に於ては猶ほ施す可きの策ありたり、而も其策は豫め之を朝廷に陳したる時に種々の妨けありて、到底實行に達し得ざることが明白となりたるのみならず、今後とても、行はるべき道なきこと明白と認めたるが爲に、公は自個の自由、自個の責任を以て死を決したり、故に湊川へは故と寡き兵を以て出向ひたり、自個が、敗軍の外無しと見極めたる戰場へ、多く兵を連れ行きて死せしむるは公の敢てせざる所なりき、さればこそ其の出陣に臨みて、息子正行に訓誨を遺し、成長して後に須らく守る可き道をば示し置きたるなれ、此時に於て公の心の中は其深きこと千古に卓絶したりとも云ふ可し、公は思へらく、今にして我れ死しなば、天下の人心、必ずや義に感じ、國家の爲に、生命を惜まざること、我れに似たる者を生ずべし、少くとも我が一族は感憤して永く我が志を忘れざるべし、卽ち我れは今死する方が、生存を計るよりも、偉大なる功績を遺し得べしと、斯く思ふが爲に、公は必ず死す可き戰場に向ひて、必ず死

すべき難所を引受け、奮戰し苦闘し、凡そ力の限りを盡して、士たる者宜しく斯く死す可しとの手本を示したり、乃ち肉體的に失敗して精神的に成功したるなり、公は肉體的に到底、勝利の道なきを知りたるが爲に、精神的の勝利の、更に肉體的、物質的の勝利よりも偉大なるを選びたるなり

是れが爲に、南朝の人は末の末まで義を忘れず、忠を忘れず、肉體的即ち物質的に何等の力も無き南朝の朝廷を支へて能く五十餘年の業を續け　更に五百餘年の後、明治の維新に至る迄も、將た日露戰爭に至るまでも、公の英風を慕ふもの雲の如くに起り、所謂大和魂なる國民的忠勇の心をして、世界を驚かすまでに旺盛なる事を得せしめたるなり、公が死を決したる心は、今日以後と雖も猶長く人心に影響して壯功殆ど盡きざるべし、此理由を以て、吾人は公が初より死を決し死を準備し、故意に生還の道を杜絶して進みたるを偉大とするなり、其必然の結果として吾人は今の教育家の說く所に不平なり

人には自個の責任と云ふものあり、自個の責任を以て自個の生死(のみならず一切の事)を定む可し、此責任の爲には時として、――吾往々に、――國家の所望に衝突することも有るべし、國家に謀反することも有るべし、然れども今の國家は之を認めず、單に人民を一定の鑄型に容れ、其の自由の發展、自由の行動を奪ひ、思想の自由を奪ひ、單に治し易く御し易き柔順性を作らんが爲に、教育の方針をまで其の通り曲げ、楠公の事を教ふるも、公をば、豫め死を決したるに非ずと爲し、豫め死を決したるならんには、其れは忠義に缺けたる所ありと爲すなり、即ち世界に通用せざる一種の理論をまで揑造し、事實に合揆せざる我儘の史實を作成してまで、國家至上、個人沒却の主義を推し通さんとするなり、自個責任の上に立つ個人の正當なる自由行動をば悉く邪視せんとするなり、今日までは其れにて通り來れり、然れども乃木將軍の自殺の如きをば、彼等は如何に視んとするか、乃木將軍をば忠君の人に非ずと云はざれば彼等の刀は自ら折るべし

吾人は乃木將軍を視ること楠公を視るに異らず、乃木將軍に自個の責任を以て自己の生命をば、自個の最良と思ふ方法に處分したり、然れども將軍の最良と認むる方法は、國家が最良と認むる方法と衝突したり、國家は之を賞せんとするか、之を責めんとするか、若し責むるとすれば今までの、故意に誤りたる教育の方針が此場合にも貫かるゝなり、若し賞するとせば、吾人の平昔唱ふる所の意見に投合し來るなり

乃木將軍は、吾人の意に由れば、實に楠公以後の第一人なり、彼れは人たるよりも神なり、彼れが旅順を攻擊するや、自己の息子をして最も危險なる、最も困難なる方面に向はしめたり、彼れは之が爲に其子を失ひたり、更に彼れは今一人の子を同じ方面に向はしめ同じく死せしめたり、彼れは子を愛せざるに非ず、他人の子弟を無數に戰死せしむるが爲に、我れ獨り我子を惜みては我が道義的責任に反すとの高潔なる念慮に驅られたるなり、時の父兄は感憤して俗謠を唱うて曰へり

一人息子と泣いては濟まぬ
二人無くした方も有る

と、即ち彼れが息子二人を失ひたる爲に、國民は唯一人の息子を戰死せしむる事を悲しまざりしなり、既にして日露の役終り、彼れは他の多くの軍人と共に赫々たる威名の中に凱旋せるも、彼れは獨り憂心忡々、多くの父兄に面目無しと爲して、殆ど顏を舉げて人に視らるゝ事たに厭ひたり、彼れの人格の崇高なる誰か能く比肩

せんや

昔、楚の項羽が、多く江東の子弟を失ひたるを恥ぢ、江を渡らずして自刎したるは、支那の事柄ながら天下の美事として、我國人も之を武士の鑑なりと稱揚する所なり、乃木將軍は之に過ぐ、項羽が失敗して歸りたるに反し、將軍は勳功を輝かして歸りたればなり、爾來彼れの爲す所、一として心事の公明正大なるを想見するに足らざるは無く、吾人をして景仰措く能はざらしめたり、彼れ今は先帝に殉して死せり、彼れ豈に一身終末の此一事に於て平生の心事に負く者ならんや、彼れは實に至誠純忠の人なり、其自殺が、軍人として國家を守るべき現在の職務を捨て、教育家として貴族子弟を監督すべき重き附託を捨つるに當る事を知らざらんや、知りて猶且つ自殺を肯てしたる、即ち乃木希典の乃木希典たる所以、他人の企及せざる所以なり、彼れの死を決したるは楠公の死を決したるに同じ、彼れは、我が國人の忠君の心が、徒らに形式の美を飾るに流れて、實は精神的に泯滅せんとするを慨したりき、彼れは自ら死を以て我精神を明かにするに非ざれば、以て此の頽波を支ふ可からざるを知りたり、彼れが眞正に忠君なる愛國な思念は、彼れをして形式に拘泥するを許さず、自殺を以て、精神的に痛烈に感化を遺すの一途に出でしめたり、吾人は今の世に彼れの自殺ほど必要なる、將た偉大なる美擧は有り得ざる事を信ず、彼れは實に斯く自殺する事が生存して國家を守るよりも以上に軍人の精神に挨合し、生存して子弟を教訓するよりも以上に人を教育する所以なるを確信したり、彼れの此の自殺は全く我國家の千歳の後までも救ふに足り、我人心を千歳の後までも感奮興起せしむることを得るなり

彼れの自殺するや、彼れの妻も後れじとて亦自殺したり、人の眞成の性格は先づ其の家庭に現はる、先づ最も己れに近きものを感化する能はざる人は眞に他人を感化し得る人に非ず、家庭に幸福なる人に非ざれば眞に幸福なる人に非ざると同じく、家庭に嚴肅なる人に非ざれば、眞に嚴肅なる人に非ず、家庭に尊信せらるゝ人に非ざれば、眞に尊信せらる可き價値を有せず、焉ぞ家庭に感化の溢るゝ人に非ずして眞に人を感化する事を得んや、彼れは能く其二人の子を感化し、又能く妻を感化したり、凡そ彼れに接近するもの、彼れの意の爲に欣々然として生命を擲たんと欲するに至らざるは無きなり、嗚呼偉大なる哉、彼れや、若し彼れにして千萬年、我國人を感化し得ずんば、我國人は最早何人にも感化せらるゝ事能はざるまでに無神經と爲れるなり、彼れの自殺は實に時を得たり、到底感化するに由なき程の無神經なる者といへども、彼れの自殺には感激すべし、況んや我國人は未だ其域にまでは墮落沈淪せざるをや、彼れの自殺は千年に萬年に必ずや大なる精神的影響を國民に及ぼすならん、吾人は誠心誠意を以て、彼れに感謝す、然り、感謝すといへども、自ら省みて到底彼れに感謝するに堪ふるほど痛烈なる誠心純潔なる誠意を有する事能はざるを深く遺憾とするなり、唯だ彼れに感化せられん事を欲するの一念の甚だ切なるに於て、感謝の辭を述べざらんと欲するも能はざるのみ

知らず我が國家は如何にして彼れに酬い、如何にして彼れの赤誠を永く子孫後世に傳へんとするか、或は國家は其の僻みたる主義の爲に何事をも爲さずとするも、國民は自個の判斷を以て何事をも爲さずには止まざるべし、然らば國民は彼れを神として祭るべきか、然り、彼れを神として祭らずんば、復誰をか神として祭らんや、縱しや祭らざるも彼れは神なり、人に非ざるなり、然れども神なるを知りて祭らざるは、

尊きを知らざる人なり、吾人は偉大なる崇高なる純美なる者を求めんと欲して歴史に溯るを要せず、彼れに於て誠の偉大を見、誠の崇高を見、誠の純美を見たり、吾人は彼れと時代を同じくするに於て神と共に棲むの幸福を有したり、人にして彼れより以上の神なる者は在る事能はず、祭らずして如何に此の幸福を永久にするを得んや、實に乃木將軍は神にて在はしき

今日まではすぐれし人と思ひしに
人と生れし神にぞありける

（明治四十五年九月）

朝報は戰ひを好む乎

内村、幸徳、堺の三君、非戰論を唱へて朝報社を去る、朝報は戰ひを好むの主義なる乎

吾人は世の朝報を讀む人に對し此の疑問を明かにするの責任あるを信ず

一言にして答ふれば、否と云ふの外は非ず、朝報は戰ひを好む者に非ざるなり、然らば何故に三氏が非戰論を抱いて朝報に在ること能はずと云ふか、是れは一言にして答へ得る所に非ず、讀む人、氣を平かにして之を思へ

夫婦相爭ふ、賊あり外より之を窺ふ、思へらく乘ず可しと、戸を排して入り、財を掠めて去らんとす、夫婦爭ひを忘れ、力を一にして之と戰ふ、是れ家を思ふの至情なるか、將た戰ひを好む者なるか、此夫婦をば、以て戰ひを好む者と爲す可くんば朝報社を目して戰ひを好む者と爲すを得ん、朝報が三氏と合せざる本論は、本月八日の紙上に在り、全文を再錄す、左の如し

戰は避く可からざるか

吾人は我國五千萬の忠良なる民人の一部として五千萬と共に熱心なる平和の希望者なり、吾人が如何の心事を以て平和を希望するかは世の諒する所なる可し

然れども今や風雲漸く急にして戰ひの或は避く可からざる者あらんとす、事既に是に至る、吾人は當局者の無能、能く平和を樽俎の間に維持し得ざることを責めざる可し、又徒らに怨嗟の聲を作し、避く可からざるの災害を悲しむを爲さざる可し

眞に戰ひの避く可からざるは即ち避く可からざる者あらんか、避く可からざるは即ち避く可からざるなり、局に當る者を助けて、戰ひに關する一切の手段を盡し我の光榮と利益とを全くして速かに平和を克復するに於て遺算なからしむることを要す

戰ひの他國を敵とするは、是れ海軍陸軍の戰ひに非ず、全國民の戰ひなり、五千萬の忠良悉く我が一身を以て戰ふが如き覺悟を發し力を一にせざる可からず、平和克復の遲速は一に是に在り

由來外交の事、翻雲覆雨の如し、今にして尚ほ平和を未だ戰はざるに贏し得る道あらば邦家の大慶なり、其の道若し無くば避く可からざるは避く可からざるなり、一切

の顧慮を捨て、難に向つて直進するの一路あるのみ

吾人の意、斯の如し、復た何ぞ多言を要せん

是戰ひを好む者の言なるか、好まざる者の言なるか

世に對露同志會と云ふ者あり、盛んに帝國主義を唱へて露を伐つ可しと絶叫す、吾人は之と同じきに非ざるなり、吾人は露國撤兵の期日既に至りたる當日に及び、尚ほ翻雲覆雨の外交に一縷の頼みを繋ぎ、若し戰はずして終るを得ば國家の大慶なりと爲せり、對露同志會は初めより戰ふを主義として起ち、撤兵期日未だ至らざるに早既に戰ふの外道無き者と爲したり

外交の手段既に盡きて、戰ひの避く可からざるに至り、猶ほ戰ひを避けんとするは醫藥の手段既に盡きて死の避く可からざるに至り猶ほ死を避けんとするに似たらずや、吾人故に曰へり、避く可からざるは避く可からざるなりと、避く可き道の絶無なるを云ふなり、既に避く可からざるに至り止むを得ず戰ふとせば、國民は如何にす可きや、局面の既に一轉し、外交期より戰爭期に入りたるを無視し、依然として當局者の、能く戰ひを避け得ざりし外交的拙策を咎むるに身を委ね、戰ひを顧みずに差措く可きか、將た當局者を責むることを後日に譲り、國家の戰ひを自個の戰ひと思ひ爲し、擧國力を一にして戰ひに關する一切の手段を遺漏無く盡す可きか、吾人は後者を選ばんと欲す、故に曰へり、眞に戰ひの避く可からざる者あらんか、戰ひに關する一切の手段を盡し我れの光榮と利益とを全くして、速かに平和を克復するに於て遺算なからしむることを要すと、又曰へり、戰ひの他國を敵とするは是れ海軍陸軍の戰ひに非ず、全國民の戰ひなり、五千萬の忠良、悉く我が一身を以て戰ふが如き覺悟を發し、力を一にせざる可からず、平和克服の遲速は一に是に在りと

吾人は古來日本國民が、他國と事あるに當り、內に鬩ぐの私情を捨て能く力を一にして外侮を禦ぎ得たるの歴史を引きて以て我が論を飾ることを爲さざる可し、唯だ謹んで吾人の論意を再說し、明白に讀む人の判斷に任すのみ、朝報は戰ひを好むか、吾人は斯く問ふ者に答ふるよりも、却て斯く問ふ者に反問す、是だけの意思を蔽するが爲の故に、足下は朝報を以て戰ひを好む者と爲すか、將た、戰ひを好まざる者となすかと、讀む人の解する所孰とするも吾人は此意見を變ずること能はず、而して三氏は云ふ、是れ戰ひを好む者なりと

若し夫れ、事治まるの後に及び外交當局の今日の失計を鳴らし、戰ひを開きたるの非を責むる者あらば、朝報は必ず其の先登第一者にして尤も嚴密なる者たる可き也、朝報は夫れ戰ひを好む者かや

（「涙香文選」より）

平和條件と歐洲

池邊三山

平和條件と歐洲

（崇英的なり排露的なり）

平和條約いよ〳〵締結せられたる以上は三週間以内の批准交換及び數個月の間に本條約附屬の支條約締結等多少の殘務あるべしと雖も、戰爭はいよ〳〵終局となり軍隊引揚凱旋式等も近きに在るべし。回顧すれば昨年七月二十六日に浪華艦が高陞號を沈めたりし以來今四月十七日に至るまで八個月と二十一日を費せり。此間吾輩在外日本國民をして常に肩身を廣くせしめしは我海陸軍隊の賜なり、吾輩謹で之を謝す。飢寒の域に出入して生死の境を往來し具さに艱苦を嘗めたる軍隊に對して尙此上も戰爭を望むは固より吾輩の敢てする所に非ず。然れ共此戰爭は果して止む可きの時に止み進む可きの處まで進みたる乎の問題は亦自ら別に存す、且つこれまでこそ事の大機に關するものは吾輩臣民の義務として國家の利益の爲めに之を論ずることを憚りしなれ、今や我國家が此戰爭の爲めに得べき利益の限界定まりたる上は其深淺廣狹を論じて以て今我日本帝國の進運の向ふ所を考定するは苟も國を思ふの忠ある者いかでか爲さで止むべき。

吾輩初め謂へらく此戰爭の結果として我國家の取る可き利益は必ず我對手國たる淸國と種々の關係を有せる歐洲列國の利益と衝突せざるを得ざるべし、若し之れと衝突せざる位の利益ならば以て我國の利益と爲すに足らずと。此を以て淸國との平和は卽ち歐洲との戰爭なることを期せり。然るに我當局者は巧みに此第二の戰爭を避けられたり、何を以て之を知る、休戰に觀て之を知る、談判中なる條件を歐洲に公示せられしに觀て之を知る、又條件その物に觀て之を知る。想ふにこの擧措は我當局者の自負して以て其巧を誇る所なるべし、其巧處は吾輩は之を知るのみならず外國人皆之を知りて日本內閣の怜悧を稱す、啻外國人の之を知るのみならず恐らくは我當局者は最も能く自ら知らん、自ら知りて自ら贊せん、然れども吾輩をしてしばらく之を贊することを猶豫せしめよ。

吾輩は斷言す、歐洲人も亦我日本との衝突を期し居たり、戰勝者の日本が戰敗者の淸國に賦課する所の平和條件は必ず歐洲列國の利益圏內に侵入すべき事を豫見して是非とも之を爭はざるを得ざる事を期し居たり、只夫れ之を爭ふの手段に窮する所あるを以て之を奈何ともすること能はず、頻りに日本を恫喝虛喝して以て畏縮せしめんとするの捉風的手段を取れり。是れ恰かも羽柴秀吉の京畿の間に雄起せしを媢嫉して之を制せんとするの情に禁へざる柴田勝家が空しく北國の邊陬に閉鎖せられて動くこと能はず庭前の雪を睨んで切齒したるの情況に同じ。露國の如き最も然り。獨り露國のみならず歐洲列國の中には確かに此他一二の勝家ありき。今日地中海より印度洋を廻りて日本海に軍艦を送るにも少くとも三十日を要するなり、その運動は中々不自由なる者あり、長鞭焉んぞ馬腹に及ばん。特に露國は前月二聯隊の兵を浦鹽斯德に派遣するに黑海中のオデッサ港に舟積みしてダルダネルを出でスミルンを經て地中海に入り夫より紅海印度洋を廻りて馬來半島の岬角を一周し日本海支那海を渡りて漸くに目的の浦鹽斯德に達するを得たり。其の不自由は癇癪の種なり彼等堡府の新聞が日本を罵詈するも亦實に已む

を得ず。吾輩は我東京駐剳の列國公使が列國新聞の口調の如くに口ぎたなく我日本を罵りて外務省を恫喝したるや否やを知らず、然れども蘇老泉の審敵一篇を讀みたらん人は此類の聲言の爲めに畏縮せざりしならんと信ず、要するに吾輩は清國と平和の結果として必ず歐洲との衝突あらんことを信じ、多少胸を轟かさざるに非ずと雖も、此衝突は日本に利多くして歐洲に利少きを信じたるを以てたとひ歐洲全體を相手とせざるまでも少くとも其の最強の一二國を相手に拮抗して見たしと祈りたりき。然るに我當局者は巧みに之を避けられたり、其結果は遂に何如。

然れども吾輩は今日之を論ずるの暇なし、先づ例に依りて目に觸れたる英佛諸新聞の論説を摘録し、以て朧氣ながら聊か論素を作らんと欲す。

さて伊(伊藤)陸(陸奥)二公の提起せし平和條件歐洲の新聞に傳へられしは本月七日より八日までの間なりしが之に關しても二公の怜悧を賛せしは英國人なり、これは言ふまでもなき事なり。去れど始めより清國に傾向して日本に反背せし幾冊の新聞は何分にも不意の贈物を敵より受けしが如き心地にて日本の意思の何の邊に在るを怪訝しいづれも多少は此國際的賄賂――用語若し不適當ならば國際的恩惠――の受否に當惑せしに相違なし。英國の次ぎに最も之を感謝せざる可からざるは獨逸國なるべし。蓋し獨逸國の東洋關係は實に純然たる商業的なり、少くも支那に對しては實に純然たる商業的關係を有するのみなり、而して其商賣の揚り高は實に英國の次位に居る。昨年蘇西運河を通過したる東洋貿易の商船は其數六千以上なりしに英國船は其半數にて其他の半數中に又其半數を占めしは獨國商船なりしを以て證すべし。さて獨國の次ぎに最も此利益を享受すべきは米國なるべし。

去れば此等諸國は今方さに我國より分贈せらるべき商業的版圖若しくは航業的版圖の分配方に計算を費しいかゞせば最も多く自國の利益を爲し得へきやを考量中なり。版圖といひ領地といふ、豈獨り土壤のみならんや、蒋薗莽蒼幾千里の土壤よりも購買力の充滿して諸般の商貨を吸入するの勢ある幾百方里の商業的版圖若しくは航業的版圖は彼等に取りては實に至寶至珍の賜物なるべし。此の點よりして着眼すれば彼等は實に三拜九拜我日本の軍隊に謝し、凱旋式の盛典には特命大使を派遣して祝辭を捧げて鞠躬如たらしめ、我將校の勳勞者には各々勳一二等の寶星を贈りて名譽を表旌して然るべき事なり。何となれば我軍隊は彼等に對して至寶至珍の商航二版圖を賜ひたればなり、彼等は果して此恩賜を受くべき道理ありや否や嗚呼道理耶道理耶、國際間に此の二字の泯滅せるや亦實に久し、此二字泯滅して而して國際的賄賂あり。

然るに談判中に公けとなりし平和條件中には確かに利益贈遣の約束ありしに、談判終結して條約調印せられしとの報知の此地に達せし時には批准交換の上ならでは其確定條件を公けにせられずとの事なりければ、此に於て列國は聊か氣を揉み初めたり。いかに寶珍の贈遣なりとて折紙のみにては難有からず、日本の當局者は只吾人を瞞さんがためにきはどき遊戯を爲せしには非ずやと大いに落膽したるの色も見えたり。且つ何人の所爲に出でしかは分らねども倫敦のタイムスとテレグラフ二新聞に於て在北京の李經方より上海の或る方に電報して左の如き條件約定せられたりと記す。(第一)高麗の獨立(第二)日本從來占領の各地を預り置くべし、(第三)遼河以東鴨綠江までの地も亦た此の領置の中に在り(第四)臺灣の永久割讓(第五)一億

米貨の價へ、第六 日清兩國攻守同盟の締約の事。この中には右清國內航開放の事に付きては一字も無し、此に於て疑を挾む者亦多かりしと見えて倫敦及巴里の我公使館に問合せたる者も少からず、加藤公使をして多少の辯解を費さしめしに似たり。嗚呼彼等は我當局者を知らぬなりけり、伊藤侯は實に正直の君子にして一たび彼等に約したる事は決して之を變更するが如き人に非ず

然るに李鴻章伯は何分にも條件中の或る一部に獨斷を以て同意すること能はざるを以て日本全權委員の忠告を納れ之を北京朝廷に稟議したる末北京朝廷は李伯に對して(い)二億兩の償金(ろ)遼東半島の地の北緯四十度迄を割き(は)臺灣を割き(に)北京以下四個の互市場を開き(ほ)厘金稅は二歩を超過せざるを約し(へ)內地に於て日本人の綿絲業其他工業を營むを許すの權を李伯に許すの上諭を發したり、と天津電報今十七日の新聞に現はる。日本政府の宣言に據れば此の(に)以下(へ)に至るまでの利益は列國の殊惠均霑權を有する者は皆共に之を享有することを得るものなり。此に於て此地の人の從來氣を揉みし者皆胸を撫で下ろせしなるべし、但し談判中に公けとなりし條件には諸機械類の輸入を許し尚又揚子江以下三河流の航行權をりしに右の條件中には此れなきを以て尚ほ不安心の色を現はす者なきに非ず

先づ大抵これにて略的平和條件決定の眞相を見るを得たれば此れに付きての論評の各新聞に見えざるは無し去れど氣早き新聞は前に掲げし李經方案の現はれし時に種々の批判を爲し盡したれど上諭案の現はれし後には未だ十分の論を見ず。依つて委しき事は尚後報にも言ふべければ今は先づ諸條件を逐うて所見の論評の概要を擧ぐべし。

上諭中(に)(ほ)(へ)三件は前述の通りに歐洲諸國は日本に對して謝しこそすれ、決して不足をいふべき筋のものに非ず。此れに對する論評は却つて腹立しき感も少からねば暫く省く。

(一)償金額

さて(い)號の件即ち償金の件に付きてはいづれも日本の寡慾に驚かざるはなし。タイムスは曰く『これは清貨の兩にあらず、恐らくは英貨の磅なるべし。數字に付誤報なしとするも必ず數位に誤報あるべし』云々。タンは曰く『吾人は此數を三倍若しくは四倍するも決して不當とは思はざるなり』云々。其他は推して知るべきなり。歐洲の諸新聞中にては恐らくは一個も此額を以て多きに過ぐるとするは無からん、只だ其の少きに過ぐるに驚くのみ、常に日本に敵意を表せるスタンダードの如きも、これにては實際の戰費を償ふに足るや否やといへり。二十五年前に佛國の拂ひし五十億法の償金を見たる眼には此の償金の些少なるは當然なるべし、五十三年以前の阿片の役にさへも英國は此の半額以上の償金を取りしやに覺ゆ。要するに此額は著しく日本國人が武士風にして金錢に澹泊なるを表現せり。去れど學者の說を聞けば一千七百九十五年以來今千八百九十五年に至るの百年間に幾多の戰爭の結果として戰敗者が戰勝者に拂ひし償金の總高は七十二億三千五百七十萬法にして其中の五十二億二千五百五十萬法は千八百六十六年及び七十年に普國が墺と佛との二國より取りしものなりといふ。去れば普國は此二役に百年間償金總高の十分の七を取りしなり。これは實に前例の無き巨額にして與へしものも取りしものも法外なりといふべし。此れを引きて例證となし清國に課せんとするは酷なるべしと雖も少くも二倍して四億となす位は當然なりしならんと思はる。

(二)遼東半島の割取

次に(ろ)號の遼東半島割地に付きては露國案

外に反對を唱ふる者多しといふ。若し北緯四十度以南とすれば東は安東の邊より西は遼河口より半島岬角に至るまでの中央邊より横斷するものにて山脈にも由らず河流にも由らず又從來の州縣境に由らず恰かも亞非利加内地の地理不分明の土地を單に推測地圖面にて分割するが如く經緯度を以て區劃せしは何の意なるを知らずと雖も、要するに從來占領地の三分の一位に過ぎざる小區域なるべし。若しも滿洲全面を擧げて我有と爲し吉林省の奧深き處まで旭日旗を輝かし露國黑龍江地方と接壤するに至らば多少露國の利害に衝觸することもあるべけれど、北緯四十度より以北露境に達するまでには猶十三四度の遠距離あり、何となれば清國吉林の突出地は北緯五十三四度の處まで存すればなり。此間を行軍すれば少くとも四五十日を要すべし。かゝる遠距離に居れる露國政府が我國の逼迫を云々するは萬々其理なかるべし。然るに且つ反對論の多き所以は旅順の一港兵略的要害なりといふに在り。然り兵略的要害なればこそ日本も之を要するなれ、若し之れ無ければ誰か此氷雪沍寒の荒鹵の地を欲する者あらんや。然れども吾輩の見る所を以てすれば之を羨む者は露國よりも寧ろ英國なり。フェリーの一敗深く歐洲人を感觸して清國の南方を衝くに到底無益の業なることを知らしめしと同時に、彼等をして苦しく目を渤海灣に注がしめたり。清國も亦之を覺りて渤海灣の防禦工事に從事したるなり。此を以て英人は旅順を稱して東洋のジブラルタルといひ、烱眼早く其の要害を看破し早晩之を其手中に置かんと期せり。故に今日英新聞の多數が頻りに露國の利害を口實として日本が之を占有するに反對せるは畢竟後日自ら之を取らんと欲するに出づ、露國人は永興若しくは元山の良港を欲すと雖も初めより旅順には意なきなり。故に今日露國新聞が囂々として我條件に反對するの風說ありと雖も、そは決して遼東半島割地のために非ざることを信ず、此事は尙後に敍す可きなり。之を要するに此の一小地を取るが爲めに露國との衝突をいふは杞憂なるべし。然らば英國との衝突は如何といふに、彼等が僅に露國の利害を口實として傍らより暴言せるに徵して以て其の反對理由の薄弱なるを知るべし。且つ東洋のジブラルタルは旅順に非ずして新嘉坡なり、而して彼れ既に之を存す豈強ひて他を望まんや。

(三)臺灣の讓受

次ぎは(は)號の臺灣割地の事なり。これは又案外に奇怪なるばかりに反對少し、若し臺灣にして繁榮せば或は香港を壓し或は西貢を抑ふるの虞なきに非ざるを以て英佛の新聞は必ず囂々するならんと思ひしに、偶々三四の之に論及したるものありしを見たりと雖も其他は概して臺灣の價値を見くびりて敝屣の如くにあしらへり。そは鷄籠淡水等の諸港皆良ならざれば到底東洋航路の中心點たること難しといふに在り。此一點從來我國の論客より聞き及びし所と大反對なり。そは兎も角も歐洲列國共に日本が大陸上の土壤に手を着くる事をのみ憂ひて諸島地の經營を意とせざるなり。既に臺灣といへば澎湖も亦此中に在らんと思へども、此外に尙舟山群島瓊州島等を併せ取りても決して歐人の反對に遭はざりしならんと思惟する位なり。デーリーニュースは曰く 昨年十月英内閣が仲裁を試みし時に支那に勸めて早く臺灣を割きて和を求めよといひたりしに北京朝廷は肯んぜざりしが今となりて遂に如何云々 内閣當局の意なれば或は實事と見るも可ならん、要するに初めよりして臺灣島の割地には歐洲列國共に不滿足なかりしものと知る可し。吾輩も實に案外の感なきに非ざるなり、我國の論客も亦此感を同じくする者あるべし

（四）朝鮮の獨立

さて此次ぎには高麗獨立の問題なり。此事は前掲の李經方案には具有したりと雖も、上諭中には之を見ず、去れど此問題は實に戰爭の起因なれば今回の條件中には必ず淸國の屬邦論を打消すに足るべき儼然たる立條あるべしと信ず。之れに付きて歐洲諸新聞のいふ所は風かに承る所の伊藤伯議院演説の如く、勿論一人の異説を唱ふる者も見當らざりき。去れど伯のいはれし如く日本の此擧は孤弱を扶け頽潰を救ふの義擧なりといふを以て之を贊する者も亦無し。凡て孤弱を扶けて國を興さしむるは義擧に相違なしと雖も、之を今日の國際慣習に照らせば諺に所謂『餘計の御世話』といふものなるべし。或は同人種同宗教者を虐苦の中に救ふが爲めとか、或は否らざるも人道の爲めに奴隸を扶くるとか、總て此類の口實を以て他邦の內治に干渉したるの類例は随分少からずと雖も、それとても今日となりては或は國際間に不通用の論とならんとせり。只當世の樽俎折衝に尤も有力の警語は只『利益』の二字あるのみ、實に無風雅を極めたりと雖も實際に然るもの有るを奈何せん。去れば今回の我戰爭は義戰なるに相違なしと雖も歐人の胸中には全く義戰の二字を解せず、只强鄰の淸國が弱鄰の高麗に籍して我日本の「利益」を侵せしを以て戰ひしといへば初めて納得するなるべし。而して日本が高麗の獨立を扶くる即ち之を自己の保護の下に置きて自ら利せんと欲する者なる事は歐人盡く之を知るが故に、高麗獨立に同意といへば即ち日本の高麗保護に同意といへるに同じきなり。而して此同意は日本の主張せる議論に道理あるが故に同意せるに非ず、只日本の力能く高麗を保護して自ら利するに足るもの有るを認めしが故に據んどころ無く同意せるのみ。

以上列擧したる所の如く今回の平和條件は一として歐洲の利益と相撞着したる所なきが如し、撞着を避けたるが故に撞着せざりしなり。若し此上に撞着する所あらばそは他に非ず、必ず露國との撞着なるべし。抑ゝ何故に露國と撞着すべきぞ、遼東半島の割地は露國の多く意とせざる所なり、臺灣、割地の如きは殆ど痛痒相關せざるなるべし、然らば即ち露國と撞着する所なきに非ずやといふものあらん。然り露國と撞着の機は誠に薄し、只僅に朝鮮に撞着せんのみ。

（記者（「日本新聞」編輯記者也）曰く、和局の詳報巴里に達するの日は鐵崑崙をして筆を投じて妙矣と呼ばしめん、吾輩は彼が第二の論評を待つ切也）

蓋し朝鮮を爭ひしは決して日淸兩國のみには非ざりしなり。日淸露の三國なりしなり。金玉均の一黨が我國に依りしと同時に外戚の閔族は淸にも依り露にも依れり。我國が此の行掛りより淸國に撞着して遂に此戰を見るに至りしに拘はらず今に至るまで露と相觸れざりし所以のものは、彼我共に其內心は姑らく論ぜず其表面は同じく朝鮮獨立論なりしに因る。然れども去る明治十五六年の頃に袁世凱の苛に堪へずして閔族の一派が使を派して露の黑龍江總督の許に赴かしめ其保護を哀求せし時には淸と露とは大衝突を爲したりき。淸國今日までの朝鮮に於ける政略は上下二面に渉り、一方には露を拒ぎ他の一方には日本を拒ぎたりしに、今回の戰爭に地位忽ち一變して我日本は恰かも淸國の舊位地に立ち、左手に露を拒ぎて右手に淸の回復を拒がざるを得ざるに至れり。淸の回復は戰敗の餘しばらく其憂ひ無しと雖も、露に對する防禦は實に非常の戒心を加へざる可からざるに至れり。彼の閔族の一派が黑龍江總督に依賴せし時には露は只程能くあしらひて强ひて淸國と衝突を求めざりしと雖も、此時以來露國人は

皆以爲らく高麗の現狀此の如くならば早晩我が有に歸すべしと。近日のデェウレミヤが此時の事歴を列擧して論列する所ありたりとて此地の新聞に譯出せるを見れば全くかく思ひ居たるに相違なきが如し、然るに今我日本が高麗に入りて忽ち主人顏を爲せしに付きては焉んぞ之を怒らざるを得んや。請ふ伊國が佛國に對して怨を買ひ遂に三國同盟に入りしを見よ、其原因は種々ならんと雖も畢竟佛國が垂涎せる亞非利加北岸アルゼリヤの地續きチュニズに對して全く何等の權利もなし、去れば伊國に取去られても決して道理上之を訴訟するの方なしと雖も、恰かも眼前に横はれる委肉の一片を人に竊まれしが如き感ありて遂に從來厚誼ある伊國との交を絶つに至れり。今日の日露の關係も或は之に類するものあり、露國新聞咆哮の聲は明かに之を徴するに足るべし。此を以て目下不和條約に對しては諸國共に相替らず局外中立を守りて動かずと雖も、露國のみは必らず主として列國會議を催し馬關條約を改正せしむること十六年以前に自己のサンステファノ條約を列國に改正せられしが如くすべし、との噂を毎日々々此地の新聞に記載せるを見るなり。

然れども吾輩は今日と雖も尚且つ之を北國の柴田勝家視せり。若しも朝鮮に手を着けたるのみならず滿洲の全部を我物と爲すが如き事あらば、其時こそは大衝突も起るべけれ、今回の平和條件の約する所に止まらば決して遠慮する所なかるべしと思ふ。

且つ此方面に對する多少の面倒は必らず我當局者の豫期したる所なるべし。何となれば從來我國民の尤も嫌惡せる英國に對しては勉めて其歡心を買ひ、露國に對しては曾て其歡心を求むるの色を平和條件中に現はさざりしを以てなり。故に吾輩は今回の條件を以て崇英的なりといひ又これと同時に排露的なりといふ。

吾輩は想ふ、英國新聞は度々其口調を變じて或る時は非常に我國に敵意を表せしに拘はらず、英政府の我に對する舉措は去る十月の仲裁失敗以來終始溫情を表はしたりと、彼れに在りては些少の好意にても我に在りては大に難有味を感じたるもの有りと。而して今回又我が内閣は其歡心を買ふの方針を執れり、今後の形勢遂に何如。

此稿郵便發に臨んで認めたれば未だ盡さずと雖も此儘にて託郵す　水哉生識す

（明治二十八年四月十八日巴里發
明治二十八年五月二十七日「日本新聞」）

（日英祕密條約の風說）

『平和條件と歐洲』と題して既に一篇の通信（去月十七日の本紙を見よ）を郵送したる後今日に至るまで僅に三日を經たるに過ぎず。然れども日本に對する歐洲列國の舉動は此際變動急迅なるを以て三日間の短時日に平時の三年間にも見る可からざるの變動を見る、恰かも走馬燈の走るが如く幻燈の換るが如く殆ど之を諦視するの暇なし。

此際最も奇異の感あるは歐人輩が種々様々の妄想を描きて日本の未來を臆量し大に恐怖を爲せる事是れなり。吾輩は試に我大日本の大なるを知る、去れど此際彼等の眼中に映ぜる大日本は吾輩の大日本よりも更に幾層も大なるなり、大々々々々々日本なり。彼等の心中に果して眞に此く思ひ居れるや否やは知らざれども、兎にも角にも彼等は之を口にし之を筆にし以て大日本の大々々々なるを示せり。例へば日淸同盟の風評の如し。此風評は前通信に書きたる通り去る十六七日の頃倫敦の一二の勢力ある新聞紙に李經芳が馬關より上海の或る方に電報したりとの肩書を帶びたる平和條約の記載ありし中に日淸攻守同盟の文字ありしに始まる。此電

眞否如何は暫らく問はず、歐洲人は一時に之を喧傳して大に恐怖を催し此地幾百千の新聞紙中多少之を論評して其の恐る可きを說かざりし者は鮮かりしに似たり。今一々之を擧ぐるは煩に堪へざるを以て總て省略に付し去るべけれど先づ其一二を擧ぐれば、曰く『日淸兩帝國同盟せば直ちに世界を包擧して宇內を併吞するの力あるべし』、曰く、成吉汗再生せり、鐵木眞蘇れり、歐洲の之が爲めに蹂躪せらるゝは五十年を出でざるべし』。顧ふに我日本人中大言家に乏しからずと雖も世界を平定するの經路を爲せしは未だ曾て聞かざる所なり、或は東洋に霸たらんといひ或は列國の勢力權衡を制せんといひ或は一生懸命に奮發して僅に淸國併吞の策を立てたる位に過ぎざるべし。然るに今かかる評語を聞くに至りては我國の大言家も今更その大言の大ならざりしを愧づるなるべし。日淸攻守同盟風說製造者の妙技甚奇なり。然るに政府が某新聞通信の手を以て此風說の無根を正誤せられしを見ては吾輩聊か其鄭重に過ぐるを驚かざるを得ず。吾輩は此の顚末を指して世界の大茶番と稱するに躊躇せざるべし。若し我政府の正誤文中に『日本は成吉汗鐵木眞を學んで宇內を併吞するの志を有せず』と書きたらば此大茶番は更に一層大入叶なりしに相違なし。

此他淸國商工業上の特權に付きても彼等は大に日本を買ひ被れり。倫敦の某新聞（グローブなりしかと覺ゆ）は前の日淸攻守同盟を意味深長に解釋して附會する所あり、こは兵備的同盟に非ずして經濟的同盟ならんといふ、或は獨逸流の關稅同盟ならんといふ。成程日淸間通商上の障礙を撤して共同生活を爲し而して一致して歐洲商品の侵略を防がば亞細亞全體の利となるは勿論なるべし。而して從來は兎も角も、今後暫らくは日本の一手にて淸國中四億の需用者に製造品を供給することともなるべければ日本の利も亦た大なるべし』知らず吾國の論者嘗て之に思ひ及びしや否や。要するに彼等は吾日本人の未だ想像さへも爲さざりし事柄を擧げて以て日本の所爲に歸す。殊に近來稍やく東洋商業の基礎を定めし獨逸人は最も日本の擧措を猜疑し馬關條約の結果として日本は必らず獨國の淸國商業を奪ひ去るべしといて恐怖して其論評甚だ熾んなり。或る新聞の傳ふる所にては獨人は開戰以來常に日本に對して好意を表せしに拘はらず、今日は忽ちに日本を指して商賣の大敵と爲し大に之を疾視するの傾向ありといふ。此に於て日本政府は澁々然として辯解を勉め、乃ち此地の新聞上に幾度となく宣言して曰く『日本は決して淸國商業を獨斷するの意あるに非ず、淸國に對して通商條約上最惠國條款を有せる列國は必らず日本が此度新に得たる特權に洽霑するを得べし』。嗚呼彼等列國は既に淸國に對して最惠國條款の利器を有す、たとひ我政府の宣言なからしむるも豈此特權の洽霑を怠るものならんや。

此外兩三日來此地に流傳せる風說を擧ぐれば實に濱の眞砂の如し。曰く『日本皇帝は日淸同盟を尋めんが爲めに北京に行幸ましまして淸國皇帝と世界平略の策を廻らし玉ふべし』、曰く『日本政府は既に日淸同盟の風說を取消したれども其實は彼の同盟は秘密條約にて成り立ち居るなり』、曰く『日本は露國と秘密條約を爲して若し此事件に干渉せずとならば其代りに某々の土地を與へんと言へり』、曰く何、曰く何、殆ど枚擧に遑あらず。知らず我政府は盡く之を正誤するや否や。然るに此等の風說中に於て頓に勢力を逞くせる一風說あり、曰く『日本と英國との間には早くより秘密の打合せありて英國政府は一切日本を助けて平和條件を支持する事となれり』云々。

吾輩は堅く信ず、此風説のみは我政府も亦喜んで之を聞き、獨り之を正誤せざるのみならず必ず當に之を煽起するなるべし、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。請ふ聊か此の風説の由りて起る所を觀ん。

顧ふに客年英首相が日清事件干渉の目的を以て列國協同の事を謀り内閣臨時會議を催せしは十月五日にして超えて十四五日に至りては其失敗の形迹掩ふべからず、首相が遂にセッフヰルドに於て申譯の演説を爲せしは同月二十二日なり、而してギルドホールの宴會に再び申譯を述べたりしは十一月首なりしかと覺ゆ。是れ英國が我國と最も隙ありし時代なり。爾來英の東洋艦隊は日々に其の艦數を增加し威逼の勢を爲せしのみならず、其司令長官は屢々我海軍に疾視せられ彼我の交情は益々冷却す。要するに去る十月以來今日に至るまで日英間の交際は殆ど仲直りの見込なかりき。

然るに英内閣の方針は仲裁失敗の頃よりして漸次に其の向ふ所を轉じ、其東洋艦隊の勢威も引滿して放たず、徐ろに事態の變遷を熟視する事となり、日清兩國に對して共に成る可く衝突を豫防し、一方にはフリーマントルが我國に對して不遜の擧動ありしをば詰責し、他の一方には又清國の使節の頻りに仲裁を嘆願せるに當らず障らずの挨拶を爲して之を禮遇し、而して日清兩國の軍隊運動に關しては特に精細の視察を懈らざりき、是れ獨り英内閣のみ然りしにあらず、英國公衆も亦皆然りしなり。かゝる折柄旅順の戰爭に軍艦の甲板より見物し居たりし英士官が「日本軍隊の營壘攻撃は恰かも平日の演習運動を爲すものの如く修整の狀觀る可きものあり、海上にては英國は日本に勝つの見込あれども陸上にては覺束なし」と言ひしを聞きては頻りに日本陸軍に感服し、又英の造船所より出でたる吉野艦が速力の迅速を以て大に敵を惱せるを聞きては自身に手を下して日本の勝を助くるが如き心地して追々に同情を我海軍に表しぬ。陸軍參謀長なるケンブリッヂ公爵が旅行の途次巴里に立寄りし時には此地の某新聞記者に向つて「戰地よりの報告に接して詳かに日本軍の運動を觀たる後に余の從來の驚嘆は眞に道理ある驚嘆なることを知れり」と語り、追々に日本に對する感情を漏らしぬ。而して英政府は遂に我國人の惡感の種なるフリーマントル提督を呼び還して之に換ふるに無味無臭のパルレー提督を以てするに至る。英人と日本人との人民同士の感情は兎も角も、今日の日本政府と英政府との間柄は少くとも昨年七月條約改正當時の頃と殆ど同樣の良交際に復せしやに覺ゆ。

蓋し英國人は徹頭徹尾利學正宗の信徒より、其の強情なること實に天下無雙にして決して感情の爲めに動かされず、又是非とも其強情を推し貫くの力を有す、而して嚴格なる禮儀作法を以て之を掩蔽す。吾友某嘗て之を評して曰く英人は高利貸の胴欲なる根性を具へて相撲取の體格を有し、而して小笠原流の禮式を取る者なりと。故に彼等が我日本軍隊の成功に對して感嘆の意を表するは他列國の人民と異るなしと雖も其感嘆の情の由りて來る所以の道は則ち異なり、恰かも蜂須賀小六が日吉丸を見出して喜びし時の情の如く、自己の片腕と頼むに足るべき屈強の從弟を得たる心地なるべし、去れど從弟の入門は決して無束脩にては許さざるなり、我政府は束脩を携つて英國の歡心を求む。束脩とは何ぞや、清國商工業特權の一分配なり。英國は愈々清國を見捨てゝ日本の肩を持つの風情を顯せしは此束脩を受けし後の事なり、それも決して紙包みのまゝ一覽して首肯せしに非ず、水引をはづして紙包みを開きいよいよ束脩の金高を確めたる後なり。

英國の此擧動は著しく其新聞紙に依りて表現せり。既に前度の通信に於て略ぼ之を記したる樣に覺ゆれども請ふ更に之を複言するを許されよ。

初め日本軍の鋒の澎湖に觸れ江華に閃くと同時に李鴻章伯が全權使節と爲りて廣島に赴くの報あるに當りて歐洲人の十中の九までは今日の平和を豫見するもの無かりしに似たり、皆曰く『日本は左手に談判を爲しながら右手に戰爭を繼續するなるべし、今日まで常に手强き意思と擧動とを以て十分に其技倆を現せし日本政府は決して淸使の懇請に動かされ戰を八九分の中途に止むるの拙たらしき處置を爲す者に非ず、必らず十分の點まで戰ふの辛辣的政略を執るならん』。然るに李伯負傷後卒然として無條件の休戰を許すに至りて彼等は始めて日本政府の内情を覺れり、否自ら之を覺れりと思へり、曰く『一個狂人の兇行の爲めに國家の大事を枉ぐるが如きは賢良なる日本政府の決して爲さざる所なるべければ、李伯の負傷を慰するが爲めに休戰を許すと宣言せるも其實は必ず何等かの事情の日本政府を羈縛する者あるべし』。而して十中の五六までは之を戰費の困乏に歸したり。此に於て乎おもへらく日本政府は今は餘儀なくも平和を諾せざるを得ざるの地に立てりと。是れ極めて注意深き英國人等の視察なりき。

さて平和談判の開くるに至りて彼等は大に氣を揉めり、何となれば此際の戰勝者たる日本帝國の一言一句は大に英國の利益を殺活するに足るの力あればなり。英國の新聞紙等が擧つて日本を恫喝威嚇せしは此の時なり、平常日本に對しては大に好意を表せし新聞紙までも多少脅迫の筆意を帶びざるは無かりき。グローブといへる新聞などは獨り自ら恫喝するのみに甘んぜず、他人を强ひて是非とも恫喝せしめんとす、其言に曰く『タイムス新聞が干渉の必要を見ずと言へるは吾輩の大に悲む所なり、此新聞の論說は疑ひもなく既に東京に電報せられて伊藤伯の机上に載せられたらんに、伯は必らず之を見て歐洲の干渉論恐るゝに足らずとの念を起さん』云々。去れば此等新聞紙の意見は大に干渉々々と叫んで伊藤伯を脅迫して英國の利益に手を觸れざらしむるに在りしならん。我敏達たる伊藤伯は此等二三の新聞の爲めに或は强くなり或は弱くなるが如き淺薄の人物に非ざるは彼等も亦之を知らん、然るに猶且つ恫喝の策を用ゆるは休戰以來日本政府の擧動を見て以て軟弱乘ず可しと爲せしに似たり、是れ吾輩の伊藤伯の爲めに遺憾に堪へざる所なりとす。

然るに斯くまで日本を威嚇したりし英國新聞が兩三日來の筆勢を觀るに惟しくも次第々々に調子を變じて日本黨となり、テレグラフの如きタイムスの如きデーリー、ニュースの如き從來冷靜にして日本に親愛の意を表せし者は勿論、スタンダードの如き又は右のグローブの如きも何時の間にやら變化し來りて、たとひ十分に日本の肩を持たざるにせよ、復た前日の如く敵意を插まざるを見る。歐大陸の列國は此に於て叫んで曰く英國は全く日本化せりと。未た幾ばくならずして日英祕密條約のちら／＼と佛國新聞に見はれ初めたり、其の風說の出處を見れば則ち彼得堡通信の五字あり。

此祕密條約の有無は吾輩の知る所に非ず、只英國新聞の擧動の頓に一變したるは實際に相違無き出來事なり。そは言ふまでもなく淸國商工業上の特權均霑の宣言幾度となく日本政府より發せられし後の出來事なり。蓋し今回日本が新に獲たる淸國內地の商工業的特權は英人の眼を以て之を見れば日本の有に非ずして英國自身の有なり。想ふに此の特權は資本に薄くして經驗に貧しき我商人の能く掌握し盡す所に非ざる可ければ必らず外國人就中英國人の手中に落つる

の傾向あるは必らず我當局者も熟計したるならん、而して特に幾度となく前述の宣言を爲したるは外國人就中英國人を招請して之を享けしめんとするの意を示せるものなり。英國新聞も遂に之を諦認して遂に日本の意を察し數日以前に恫喝の威を逞くせし筆を以て一變して日本に嫵媚を呈するに至るは當然なり。例へば從來は日清事件に關する事柄は論說にても記事にても必らず清國の名を上にして日本の名を下にし清日事件と記し居たりしが、兩三日來忽ちに之を轉倒して麗々しく日清事件と記せるもの多し。其の擧動の現金的なるは人をして聊か微笑を漏らさしむるものなきに非ず。此に至りて吾輩が研究を懈る可からざるは我政府が崇英的傾向を示せし其の結果何如に在り。想ふに今回の平和條件はいづれか重要のものならざらん、去れど中に就きて吾輩の最も重きを措くは商工業權に關するの件なり。毎年一億萬の商賣を淸國に取引して東洋第一の壟斷者たる英國をして更に壟斷を逞くせしめば十年二十年三十年後の結果は遂に何如、是れ大に注意せざる可からざるなり。且つ英國は實に世界の憎まれものなり、歐洲列國中に於いて聊か英國と親しきは獨り新興の伊太利あるのみ。北米合衆國の如き元來英人と血を分けたる同胞にてありながら幾度之と相疾視せり。故に英國に媚ぶれば必らず英國と共に他の列國に憎まるゝの結果を生ず、又英國に抗して之と相撃てば必らず他の列國の爲めに愛せらるゝの傾向あり。昨年英國が仲裁を企てて清國を助くるの風情を現はせしに因りて各國は其反動上大に日本を愛好せり、是れ其の證據の最も顯著なるものなり。○○○○○○

○○、○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○。○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○。

嗚呼戰爭はいよ〳〵終局となれり。伯爵イトウミヨジ（伊東巳代治）氏が伯爵を拜せし事を聞かざれども此地の新聞には悉皆斯く記したり、是れ氏の勳功の追々に伯爵を拜するに足ることを表せる目出度き吉兆ならんと思へばそのまゝ記す　は批準交換のために芝罘に向つて發すべしといへば、いよ〳〵一大段落の報を聞くの慶を得るは或は何日を出でざる可き歟、吾輩は此戰爭を以て實に案外に早く片付きたりと爲す。從來淸國に對して開戰せしもの此くの如く短日月に終結せしものなし。英國阿片の戰は千八百三十九年に發端し同四十二年に終る、其間四年に涉れり、將又英佛同盟軍の戰は千八百五十六年に發端し同六十年に終る、其間五年に涉れり、又最近佛國の東京役は千八百八十四年五月に始まり同八十五年六月に終る、これとても一年以上に涉れり。然るに今回の日清戰爭は最初東學黨鎭撫朝鮮改革の發端より今日までの月日を併せて一年に上らず、前の三戰に比すれば實に最短なるを見る。彼の頑冥なる滿洲朝廷が斯く早く屈服せしは例外の事なり。想ふに彼等は我日本軍を防禦するに、之を自國の兵力に恃まず却て歐洲列國の援助に恃めり、此れを以て初めより頻りに其仲裁を依賴し其干渉を請願し歐洲駐在の公使をして列國の外務省に叩頭せしめ、後には更に二三の特使を發して遊說せしむ、其醜迹は一々此地の新聞に現はる。然るに列國は一も色よき返事を與へず、反つて倒しまに其降服を勸めたり。蓋し虎狼の列國は今日既に淸國の柔弱羔羊の如くなるを見て以て自己他日の好餌と爲さんとするの心あるを以て、若し日本を放つて其の爲す所を專にせしめば自己の食膳に供すべき佳肴を存せざるに至らんとするを見て大に之を憂ふと雖も之を制するの方法なし。只清國に勸めて成る可く早く

降服せしめて以て日本の進軍を止め、又成る可く寡く土地を割かしめて以て其肢體を損ぜざらしむるの一方法を有するのみなりき。此を以て李鴻章が西太后の命を奉じて北京を發して講和使と爲りたるの時は正に西太后が暗に北京駐在の列國公使に動かされたるの時なりけり。然らば則ち此の實は進む可き處まで進みし乎、又止む可き時に止みたりし乎の問題は言はずして明かならん。

《露佛獨三國の異論、最後の干渉》

（明治二十八年四月二十三日巴里發 明治二十八年六月十五日「日本新聞」）

凡そ天下の事人々の意料の外に出づるもの十中常に七八に居る。鄰家の火を失す、夢驚きて蹶起す、狼狽して戸を倒して奔り逃る、何ぞ直ちに往きて鄰火を採み消すに如かんや、今露獨佛三國相共に起ちて俄かに我外務省を叩きて干渉の火の手を揚げしといふ、我當局者の沈着は直ちに之を採み消して平然無事を保ちしは疑を容れざる所なり、何ぞ警鐘を打ち鳴して騷ぎ廻るに及ばんや。

去れど兩三日來此地の新聞は異常の調子に警報を傳へぬ、甚しきに至りては露獨佛三國聯合の艦隊が今にも横濱灣に推寄せて砲擊を始めんとするかの如くに報ずるものあり。余は昨夜珈琲店中に卓を隔てて坐したる一老人より「佛國は遠からぬ中に足下の國と開戰すべし、足下は何如にせんと欲するぞ」と問ひ掛けられたり。此に於て余は「直ちに逃れて還らんのみ、佛國もし清國黨とならば必らず清國の爲す所を學んで留學の日本人を拷問する事もあるべければ」と答へたるに其人大笑して止みにき。他の露獨の二國人は知らずと雖も佛國人は諸新聞の警報に拘はらず、冷澹に此問題を見ること猶此老人の如くなるべし。

去れど巴里の大新聞中デバの如きは從來日本に好意を表して少しも動搖することなかりしに、二三日前より紙面の記事は稍々日本を敵とするの徵候あり、タンの如きは純然たる干渉黨となれり。凡て外交上の事件に就きては平日の愛憎好惡を去りて一意に自國政府の擧動を助くるは各國新聞の慣習を同じくする所なれば、平日大新聞を以て社會の上流に位せる者は最も此點に率先するなり。佛政府既に露と共に干渉の端を啓きたる以上は、諸新聞の此擧動は毫も怪しむに足らざるなり。

千百の虛報を篩ひ分けて、結局露佛獨三國が各々其の東京駐劄公使に訓令し今回の平和條件中の某件に對し異議を我外務省に申込みしは事實相違なきかと思はる、其の本尊の不動明王は言ふまでもなく露國にして、左右に附隨せる獨佛二國は混迦羅童子と丈高童子を代表す。

チヤレスヂルク氏嘗て露國を評して曰く「露人の特質は驕傲に在り、自國の强に恃む所あるを以て毫も自國以外の出來事に注意せず、是を以て法外なる慾望の暗雲が彼等の頭上を掩へるなり」。此言或は當れるには非ずや。日清開戰の初めに當りては彼等は少しも之に注意せず。但し客年十一月には不幸にして國喪に遭ひ皇室に忠なる露國民は擧つて寺院に赴きて先帝の靈のために日夜祈禱を凝らすのみにて心を他事に用ゆるの餘裕なかりし事情もあるべし、且つ新帝ニコライ二世は諒闇の中にましませば暫らく國政を見玉はざりし事もあるべし。去れどギエル氏病逝してロバノフ氏代りて宰相と爲り新政略と緒に就くに及んでは、現に世界の大評判となれる東洋の戰局日清の勝敗に關しては豈注視を側るべけんや。然るに彼と接壤せる朝鮮王國の內亂に乘じて清國が東洋を危くせんとするに當り我日本は國民の生命財產を犧牲として清國を懲らして以て朝鮮の獨立を保

ち露國の南境を安んぜんとするに臨み、露國は視て以て意に關せず、蕞爾たる日本の島國民能く何事を爲すべきぞ、只その運動に一任して可なりと爲せしに似たり。今や戰局終を告げて、戰勝者の日本は戰敗者の淸國に對し東洋の平和を保障し朝鮮の獨立を掩護せんが爲めに遼東の割地を命じたるに當りて、俄に視て以て日本は自己の南境に逼迫するに意ありと爲し、忽ちに獨佛二國を語らひて異論を唱へ出すに至りては、何ぞ其前後の擧歩冷熱相反するや。是れ能く東洋局面の昨秋以來の出來事を蒙昧に付し去り其の眞事情を知らざるに坐するに非ずや。

嘗てモスコウガゼットに筆を執り一新聞記者の身を以て『露國の國命を司れるは亞歷山三世帝とカトコフ氏とあるのみ』と評せられたる善智識のカトコフ氏既に逝き、今日の露國新聞中に如何なる人ある乎を知らずと雖も、每度巴里の新聞に其論說を拔萃せらるゝノオヴエウレミヤ若しくはノオスチーの如き亦蒙昧の霧中に迷ふと覺しくて其言多くは亂暴を極む。或は諸國と共に淸國を分割することを波蘭土の如くせんといひ、或は此戰爭の紛れに乘じて朝鮮半島の某々良港を取るべしといふ。若し此二國をして爲に無主人の沙漠地ならしめば彼等の欲する所の分割も奪取も勝手次第なれども李氏と愛親覺羅氏との宗社未だ屋せざる以上は、彼等の言無遠慮千萬驚くべし。若し英獨等の諸強國がロマノフ氏といふ儼然たる皇室あることを知らぬ顔して露國の土地の分割奪取を主張する者あらば、露人は果して何の答を爲すべきぞ。いかに自國の強に恃む所あればとて餘りに驕傲に過ぐるに非ずや。頃日來彼等は又日本の平和條件を改正するの議を唱へ、日本若し聽かずんば軍艦を遣はして威嚇すべし、それにても猶聽かざれば開戰すべし、と論ずるを聞く。是亦日本の小を侮りしに出づ。

然るに今露政府はいよ〳〵此等の新聞の勸告に從ひて恫喝手段を實行するを聞く、吾輩は實に一たびは驚き再び思へば○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。倫敦の一新聞クロニクルは論じて曰く『露國を以て日本を攻むるは恰かも地球を以て星の世界を征伐するに同じかるべし、露はいかにして其兵隊を運はんとするぞ。又日本の方より見るも同樣なり、浦鹽斯德を攻陷るゝ位は容易なるべけれど、それより先きの運動は恐らくは一歩も前むこと能はざるべし』云々。吾輩も亦斯く思へり、彼我兩國は殘念ながら共に天然上に交戰の手段を截斷せられ居るなり。來る千八百九十九年（露人自ら說く所に從ひて）に西比利亞鐵道成就したる上は兎も角も今日に於ては此の寂漠たる大曠野の彼我兩國を隔つるの不便は大西太平二大洋を隔つるの不便よりも甚し。吾輩は常に謂へらく浦鹽斯德は恰かも大海中の一孤島に類すと。しかも氷洋中の一孤島に類す、冬期の間は全く交通の路なきなり。故に現在日露兩國は雙方いかにあせるとも殆んど交戰の道なきなり。歐洲の學者常に世界の平和の爲めに止戈（Désarmement）を說く、今や日露兩國は天然に止戈の境界に在り、是れ平和の爲めに祝す可きに非ず乎。然るに露政府自ら覺らず、此の無用の恫喝を爲す、吾輩竊に之を惜む、露國の主張せる異論の種類は何等の事にして又何等の口實を以てするやを知らずと雖も吾輩は斷じて其の論據の薄弱なるを知る。

以上述べたる所は聊か議論の體となりて大に通信の體裁に背けりと雖も、實際を自狀すれば此地に居ては只此地の新聞に載せたる彼得

保通信によりて僅に露國事情の一斑を知るのみなれば判斷の材料甚だ乏しく、已むを得ず只推理演繹して斯くの如くに述べたるなり。然れども其大體は決して誤らざることを信ず。デバ新聞昨日の彼得堡通信には曰く、露國の上流社會に於ては今回の干渉を以て兵備に訴ふるに及ばずと爲し、露獨佛三國一致の名は日本政府を脅迫して膽落ち魂褫はれしむるに足れりと信ぜり。若し已むを得ずして遂に兵備を用ゆるに至れば某々の鐵艦に獨佛の二東洋艦隊を加へて三十幾隻の海軍あれば決して日本に恐るゝ所なし、且つ二萬の陸兵は直ちに蝦夷島を占領するの準備成れり云々とあり。只參案の爲めに此に附記す。

さて右の彼得堡通信にいへる獨佛二國との一致に付きては實に種々雜多の別關係あるに似たり。吾輩は先づ斷言す、獨佛二國は初めより干渉に意あるに非ず、又日本に敵意を插むに非ず、又清國を助けんと欲するにも非ず、只露國より共同干渉の相談を受けて之を謝絶すること能はず、偏へに露國の歡心を繋がんが爲めに所謂お付き合ひに加入したるものなり。而して此のお付き合ひたるや純然たる歐洲均衡的關係の競爭よりして事のこゝに至りしものにして、共性質は歐洲的なり、決して東洋的に非ず。二國共に各自に東洋利害を憂ふるの心に出でたるに非ずして、却つて歐洲的利害に迫られたるなり。此れに就きては必ずしも多言を要せず、深仇宿怨互ひに相敵視せる獨佛兩國が不可思議にも雙方より露國にさがり付きたる異樣の現象は、自ら十分に此裏の消息を說明するに足るべしと信ず。

露の先帝亞歷山三世の晩年歐洲均衡上の大立物たりしは世人の既に知る所にして、右よりも左よりも前よりも後よりも媚びられて平和皇帝と呼ばれセザル及びナポレオン以上の豪傑と稱せられて大に歐洲にも囃されたり。然るに帝の深略沈斷は遂に帝をして佛國に同盟し獨帝を推して牛耳となせる三國同盟を抑へしめたりしに、獨帝は之を怖れて更に露帝に媚び露國に對する通商條約を改正し露國の農產物輸入税を減じたりしは昨年二三月の頃なりしに、其の結果は大に普國內の大地主貴族の輩に不平家を生じ經濟上にも政治上にも穩ならぬ形勢を現はし今日までも收まらざれども獨帝は少しも之を意とせず、寧ろ內治上の安寧を犧牲として外交上に露國の機嫌を取りたりけり、亦以て獨帝の對露政略の在る所を知る可し。露先帝崩じて新帝位に即くに及んで、歐洲均衡上に於ける露國の位地は少しも動かず、先帝に媚びたる獨帝は猶又新帝に媚びざるを得ず。將又佛國が露國の干渉擧に與したるは、佛露同盟の關係上自然の結果ともいふべきものにして、今更喋々を須みざるべし。何事にもあれ露國の歡心を繋ぐに足る事柄には、自國の利害を拋擲して以て露國に奉ずるは佛國從來の方針なり。若しも此際獨帝をして獨り露國の歡心を得せしめ、露新帝をして獨國と相親善ならしむる事もあらばそれこそ佛國の大變なれば、今日まで相馴れたる日本の友情を犧牲にして干渉に同意を表する位は、從來の行懸上先づ當然と謂ふ可きなり。獨帝の意も是れに同じく、若し今回の干渉同意を以て聊かも露帝に喜びられば以て佛國をして大に失望せしむるに足るべく、日本の友情を喪ふ位は利害の大小輕重を比較して見れば誠に言ふにも足らぬ事なり。假に今回の干渉に獨國獨り先づ同意して佛國は或は何等かの都合にて同意に躊躇したりとせん、露帝は直ちに佛國を見て同盟の甲斐なきを怒り其反動上より大に獨國を喜ぶに至らん、いづれにしても獨國の利なり。此を以て獨も佛も期せずして露國に媚ぶることを爭うて露帝は兩つなが

ら之を提へ得たるなり。露新帝のかゝる果報なる位地に立ち玉ひしも先帝の遺徳に出づるなるべし、去れば獨も佛も決して干渉を欲するに非ず、只露國に媚びんことを欲するなり。故に此二國の今回の擧動たる對露政略は其眞形にして對日本政略は其の假影なり、吾輩は在東京の獨佛二公使が露公使と共に我外務省に申込みし異論の條件を知らずと雖も、若し此地の新聞の傳ふる所の如く單に滿洲の割地を爭ふものならば獨佛此二國の擧動の單に露に媚ぶるに出でしことを知るべし。佛も獨も滿洲一片の土地の或は清國に屬し或は日本國に屬するに關して毫末も利害を感ずる者に非ず。要するに此協同の基礎たる實に薄弱を極めたるものなり。

さて又こゝに大筆特書を要するは英國政府が此協同に加はらざりし一事なり。吾輩は前回の通信に於て英國風潮の一週日來忽然として日本に傾向したるを説きたりしが、此に至りていよいよ此の傾向の眞なるを見る、去れど英國の此の擧動は寧ろ露國に對するの復讎心に出でしに似たり。去る二十三日には英國内閣は露國よりの相談によりて此の干渉案に一致するの可否を議したる由なるを以ていかなる消息の出で來るかと待ちたりしに翌二十四日内閣の機關デーリーニュースは半官報的に記して曰く「英國政府は日清戰爭の結果を矯むるの目的を以て協同したる歐陸の諸強國の結合に加入の意なし、英内閣は嘗て此戰爭を遏めんことを願へりと雖も今此平和の條件は英國の利害と相觸るゝを見ず」と。誠に不明瞭の文章なれども其の意の在る所は知る可きなり、英國は嘗て戰爭中に協同仲裁の提議を爲したりしに列國之に應ぜざりしが故に、日本は思ふまゝに戰を續けたり、今戰局既に結んで平和條件の成るに及んで俄に干渉をいふは晩し、との意の暗々裏に現はるゝを見ずや。然り、六個月以前に英國は見事に列國の爲めに劍突を喰はされて大失敗を取りたりき、劍突に酬ゆるに劍突を以てす、亦男子の事ならずんばあらず、要するに英國は此奇異なる干渉同盟に加はらず。

これに付きてタイムスは實に敬重す可き議論を吐けり。此くの如き堂々たる正論を唱ふるに至りては襟を正して聽かざるを得ず。以下去る二十三日のタイムス論説の大要なり。

日本が支那に賦課したる平和條件は、支那の土を削り支那の富を絞り、且つ支那大帝國の未來の命運を制して之を自己の掌握中に置かんとするの意なるべし。去れば東洋に通商若しくは政治的關係を有せる歐洲諸國は英吉利露西亞佛蘭西獨逸西班牙荷蘭等の數を盡していづれか之が爲めに利害の波及を感ぜざるものあらんや。而黑海峽のあなたなる大陸列國の新聞は頻りに干渉の必要を說きて我英國に挑む所あり。去れど諸列國が日清兩國間に締結したる條約に干渉して容易に此れに容喙するの權利を執らんとするは聊か横着に失する無き耶。從來歐洲の國際史に照らせば一として彼等の權利を辯護するに足る可き適例なし、彼の維那會議に列席して歐洲國土の境域を定めし諸國は那破崙攻擊同盟に與かりしもののみなりき、又クリミヤ役後の事は列國それ〴〵自己所有の條約上の權利を主張せしに止まる、サン、ステファノ條約に引續きて開かれし伯林會議も亦然り、去れど一歩を進めて論ずればこれ等とても皆國際慣例中の除外例たり 近來普墺戰後の條約の時には曾て一國だも容喙干渉せし者あるを聞かず、普佛戰後の條約も亦然り。若しも此時或る國々に干渉を試みし者ありて其の結果の普國に不利を醸すべき傾向あるを見ば普國は必らず容捨なく之を排

蒙したるならん、又或は佛國に不利を被らするの傾向ありたらんには佛國の憤怒はいかばかりなりしぞ。此故に干渉論に道理上の根據を有せず、若し必らず之を主張せんと欲せば善惡共に責任を負ふの決心ありて始めて之を斷行するを得べし。今干渉を主張せる露佛獨の東洋に於ける利害の深淺厚薄は局外者たる吾輩の敢て計り知る所にあらず、各自に其利害を計量して干渉の已むを得ざるもの有るを見ば、各自に其責任を負ふの覺悟を以て勝手次第に干渉して可なり。我英國の去就は英國自ら之を決す。抑ゝ英國の東洋に於ける商業的利害は之を露獨佛三國各別に比較して其の分量面積共に遙かに大なり、此三國の利害を合せて其總高を以て比較しても或は英國に及ばざるべし。又政治的利害を説かん乎、露國は必らず其關係の大をいはん、去れど英國も決して露國に劣らぬ積りなり。然るに現在東洋の局面を見るに形勢の變化頗る大なれば、英國は此變化の指導する所に從つて自ら計を爲さざる可からず。若しも清國をしていつまでも舊時の清國たらしめ、又日本をしていつまでも呉下の阿蒙たらしめば、英國の方針は亦必らずいつまでも從來の通りなりしならん。然れども變化の勢ひ既に成りて回復す可からざるものあり、夫れ將た之を奈何せん。日本の要求の穩和を望むは我れ猶ほ人の如し。雖も、此くまでも通商的に政治的に至大の關係を東洋に有せる英國は、新興勃如たる日本の勝利を絞り其怒りに觸れて之れが爲めに敵視せらるゝを欲せざるなり。且つ列國合同の運動には必らず之を合同する所以の公共利害なかる可からず、列國只各自の別個の利害を主張して佛國は臺灣の日本に歸するを排し、露國は滿洲の清國の手より離るゝを厭ひて是非とも之を舊の如くせんと欲せば日本人はその凱旋の土産には僅に多少の償金あるのみとならん、英國は此くの如き處置に與する能はず。又日本が新たに清國商業上の權利を擴めたるに關しては世人或は之を憂ひ、清國事情に通曉し道路接近交通容易と勞働者工費賤低との特益を有せる日本人は必らず英國の商利を壓倒すべしといふ者あれども、自由貿易の四字を旗號と爲せる英國人は不似合ひの特權維持論を爲すべからず、只自己の力を奮つて他と競爭を試みんのみ。吾輩は曾て英國内閣の仲裁論に反對したる以來常に非干渉説を把持するを以て人亦今日の此言を怪まざるべし。

此論の後半は純然たる英國流の利害論にして一週日以來英國の國論一變したる後は屢ゝ之を聞きたるを以て別に珍らしとも思はざれども、此論の前半だけは從來絶えて無くして近來稀れに見るの正論なり。固より誰にても言ふことを得べき普通一般の道理なりと雖ども此の明白の道理の却つて世界に明かならざるや久し、吾輩はタイムスが之を唱出したるの勞を謝せんと欲す、デーリーニュースにも此類の論ありたれども略す。

然るに佛國に於て干渉論の維持者タン新聞は昨二十五日タイムスの此論を駁したり、參考のために其の要部だけを摘譯す。

（前略） かゝる議論を爲したるはデーリーニュース、タイムス等二三の新聞に由るを以て、吾輩は視て以て英國の輿論と爲すの不當なるを知る。去れど此等二三の新聞の英國新聞の首位に居る者なるを以て之に向つて試みに評論を加ふるの價値あり。彼等の説く所を以てすれば、歐洲列國の協

同運動を催すに就きて、緊要なる二個の條件の缺けたるをいふ、第一には公共的利害なし、第二には干渉の權利なし。而して其議論を確めんが爲めに馬關條約の場合とサンステファノの條約の場合との相違を擧げたり。去れど彼等は當時サリスブリー卿が彼の有名なる檄文を發し地中海の艦隊を以て示威運動を爲せし事を忘れしと見えたり。若し其の深奧の本心を叩きて比較すれば二個の場合にタイムスが說く所の如き相違あるを見ず。只彼が議論の聊か勢力ある點は、伯林會議に臨みたる列國は其前に土耳古の獨立を保維するを約したる巴里會議の決案に由りてサンステファノ條約を修正するを得たり、といふ一個の事實に根據せるなり。誠に然り、吾輩は嘗て支那帝國を保維することを約せし事なし、兩個の場合に多少の相違あるは吾輩も亦之を認む。去れど只此れはかりの相違を以て今度の干渉の當否を判斷するに足らず、國際官は徒らに前例を模寫して制御して行くの窮屈を學ぶものに非ず。且つ又目前東洋の問題に於ては露國と佛國との利害あるのみにて列國の公利害なしとて、なにやら猥りに高聲に叫びし者あれども、吾輩は試みに彼等に問はん、千八百七十八年の會議に於ては英國は其の自己の土耳其に於ける私利害の外に果して何物を帶び居たりしぞ。他人の事業を非難せんと欲せば先づ手元の詮議より始めよ。（後略）

故に干渉の權利なきは干渉論者のタン●●新聞自ら之を認めたり、而して只異論を以て之を掩蔽す、聞くに足らず。

（明治二十八年四月二十六日巴里發
明治二十八年六月十六日「日本新聞」）

（頗る彼等に乘ぜらる）

奇態なる干渉談は目今ますく喧しく、枝に枝を生じて蔓り行ける有樣なり。東洋の佛徒に對する新十字軍を起さんなど叫べるものもある勢なれば其餘は推して知る可きなり。畢竟彼等をして斯くまで增長せしめたるは先月初以來日本の氣勢聊か弛みし所あるに由る、彼の淸國內地の商工業權を取りて之を列國に贈りて進物と爲せしが如きは實に彼等が待ち設けざりし意外の賜物なれば彼等は三拜して日本軍の萬歲を唱ふべき筈なるに、却つて日本に敵意を表せんとするに至る。去れど英國のみは先づ目今我國に傾向し居れり、吾輩は「先づ目今」の四字を用ゐ、何となれば日淸戰爭以來の英國の擧動に鑑みれば今後の變化に計るべからず、決してあてになるものに非ざればなり、列國も亦英國の氣質を知る、是を以て露佛獨三國は大に英國を疑つて曰く『日本の平和條件は一切初めより英國との合議に成れり。日英の間には秘密の條約ありて淸國の商利以外に何等かの大利を英國に與へ居れるに相違なし。千八百七十七年の役に英國が土耳其を助けしは眞の公義心なりと思ひたるに豈計らんや土耳其は竊に英國に許して地中海の要地サイプラス島を獻じ居たり、今度の事も油斷はならず』。此の疑ひは隨分勢力を有せるなり、但し目今の英國は先づく日本に黨なり、タイムスは尚又頃日の議論の續きに左の如き論文を掲げたり。

露獨佛三國の公使が日本の外務省にいよいよ意見書を提出せしとの一報は驚異の情を以て英國民に迎へられたり、而して又多少娛樂の觀を供せざるにあらず。獨佛二國も齊に尾從してどこまでも兵力に訴へても此の申分を貫かんとの決心あらば吾人は露國の爲めに之を賀す、何となれば其結果は露國のみの大利益にして毫も獨佛の利益なきに、露國が此の二國を操りて自己の

使役に供せらるゝを得たるは當世流の外交的手段として其の巧妙いふべからざるもの有ればなり。

露人は清國を併吞するの志を有す、日本が傍より之を妨害するの地を占むるは決して其の好む所にあらず、既に大陸の地に手を着けたる以上は日本は更に進んで清國の死命を制するを得、露國は之が爲めに全く其大志を挫つの不幸に陷らざるまでも多少其後來の食餌を削小せらるゝの恐れあるは爭ふべからざるの事實なり。故に露國の干渉は先づ〳〵道理あるの干渉なれども、之に反して佛と獨とは之が爲めに何物をか獲べきぞ。疑ひもなく二國は清國と商業的關係あり、去れど日本が大陸地の一片を取りたりとて二國の清國商業に幾何の影響もなかるべし。我英國は二國に比して幾層倍の商業を彼の地に有すと雖も、後來は兎も角も、今日に於ては別に干渉の必要を感ぜず。勿論日本の要求の穩和なるを望むは吾人の諸國と感を同じくする所にして、若しも日本の穩和をして更に一層穩和の傾向あらしめば吾人は更に一層滿足したりしならんと雖も、去りとて遼東半島の割地が我々の商業に影響あるの理は吾人の認むる能はざる所なり、況んや我國よりも割合少き商業的關係を有せる獨佛二國が何ぞ之を憂ふるの理あらんや。然るに二國が猶且つ露に與して此舉動をなせるは吾人の解せざる所なり。若しも三國をして總ての割地に反對せしめば吾人は聊かその反對の道理あるを見るべし、何となれば臺灣の日本に入るは少くとも佛國の東京領地に逼迫の勢をなせばなり。然るに佛國は此利害に關心せずして却つて遼東の割地に關心す、是れ吾人のます〳〵解せざる所なり、更に獨國干渉の理由を尋ぬれば吾人は茫然自ら失する有るのみ、いかに考へても其理由を見出すこと能はず。想ふに此三國は決して同樣の決心を有するに非ず、その中の或る國は恐らくは全く少しの決心をも有せざるなるべし。之れを外交史に徵するに列國協合の運動上各自の利害互ひに長短厚薄あるを以て其中の或る國々は只自己の何等かの利害の區域を限りとしてしばらく之と相一致することあり。而して一方に於ては或る邦國は其強を恃み常に自己の利益の爲めに他人を使役するの惡戲を好みて成る可く他を誘惑せんとす、而して旨く之に誘惑使役し得たる國は外交的功名手柄の榮譽を得、目今露國は確かに此譽れを擔へるを見る。

凡そ此類の賭戯は各自の威嚴を損せざる限りは面白きものなれども、若しも其對手たる者いつまでも強硬にして不屈なれば、賭戯同盟の仲間は互ひに其威嚴を損せざるを度として解散するなり。今日の場合を考ふるに日本の返答は必ず三國同盟の堅脆如何に由りて決せらるべし、若し三國一樣に共に干戈に訴へんとまでの決心あるを見ば日本は必らず屈從すべし、若し之に反して此決心の確かならざるを見れば日本の挨拶隨分すげなかるべし。然れども日本の爲めに謀るに此場合は先づさらりと三國の言ふ所に從ひて讓與するを得策となすべし。蓋し三國各自決心の深淺を測るは容易の業にあらざるなり、聊かにても其勘定を誤れば其の結果は日本のために恐るべきものあり。吾人は只謹んで此事の成行を拜見仕らんのみ。

諺に所謂「金持ち喧嘩せず」の了見と見ゆ、是れ今日英人一般の考へなるべし。外務次官

グレー氏は頃日議院に於て某議員の質問に答へて曰く「英國は清國に對して最惠國條款を有するを以て、日本が新たに得たるだけの利益は英國も亦之を得べし。」議院は此一語にて安心せり、平然たり夷然たり。此に於て吾輩は亦繰返して言ふ、我日本は決して英國をあてにするの心あるべからず、今日にては聊か日本のためにするの傾向あれども今後の變化は猫の目なるべし。佛新聞は曰く「此節柄英人は中々立派なる口上を述べたれども、今後我々三國の干涉少しく火の手を揚ぐるに至ればそろ〳〵と其の說を變じ來りて終には干涉の仲間入りするなるべし」云々。まさかに去ることも無かるべけれど、英人をあてにするは大に非なり、いよ〳〵日本に親むの證跡を見ざる限りは決して心を許すべからず。佛人は曾て日本に親むの風情ありき、而して今日の佛國は如何。獨帝は曾て日本を賞贊しポツダムの王宮に士官を集めて地圖を披きて黃海海戰の運動を評し後來の範と爲す可きことを宣へり、此を以て我輩は實に帝の御思召を忝なしと感じたり、然るに今日の獨帝は如何。我日本は當に再拜して獨佛二國が我に教へし慘劇の光景を記憶して今日以後の方向に決心する所ある可し。固より外交上の駈引にはマキヤヴェルも可ならん、タリーランも可ならん、カヴールも可ならん、去れど今日の日本國のためには寧ろ昔時のカジミルペリエーこそよからしめ。彼がオルレヤン朝の宰相たりし時には眞に剛直の一本槍を以て突き貫き、何國にも媚びず何國にも恐怖せず避けず曲らず昂々然として進み行き以て革命後衰殘の佛朝廷の威名を墜すこと莫かりしなり。現時我日本の國際間の地位は決して人に驕るに足らずと雖も、此の位の剛略政略を推し貫くだけの勢力は十分に具足す。亦何を好んで右視左顧婦女子の態を學んで人に媚びんや。

竊に三國就中露國の意向を察するに、成る可くは事を丸く治めて少しく勞して多く獲んと欲するに在り。故に結局は此相談を左の二點のいづれかに纏めんと欲するなるべし、（第一）列國會議を開きて善後策を其公論に定むる事、（第二）償金の額を增さしめて遼東の割地に換ふるの世話を申出づる事。これに就きては講究も無用なり、思案も無用なり。平和條件一たび成れば則ち是れ我平和條件なり。たとひ之を改正して更に揚子江岸一圓の地を日本の有と爲したる上に償金百億を添へ支那內地の鐵道架設權を日本に與ふるの條件となさんと言ひ出すものあるも日本は斷じて聽くべからず。さて又露に從へる佛獨二國の意思如何と顧みるに縱から見るも橫から見るも十分の決心あるべしとは思はれず。元來露國が此干涉を發議したる時には歐洲列國協同といふ一句を以て日本を嚇して直ちに壓倒せんと欲したるなり。或人の說く所に由れば、平和條件成るを待ちて急着的に干涉を申出づべし、との相談は既に久しき以前より出來居たりといふ、今日となりて考ふれば例のタイムスの報道に出でたる露英佛密約干涉條件なるもの信偽相半して容易に決し得ずと雖も矢張り多少は其形跡ありしと見るを可とすべし。然るに露國がいよ〳〵之を提議するに至りて英內閣が之を排したるは既に前回の報道に詳記したる所の如し。故に露は其第一着步に於て蹉跌せり。歐洲列國協同を企てて其失敗したるの狀は恰かも昨年十月英國の失敗と其狀を同じくす、只英國は伊太利一國の贊同を得たるのみなりしに露は獨佛二國の贊同を得、英は賢くも早く其失敗を感じて泣寢入りとなりたれども露は强情に我意を張りて事のこゝに及びしのみ、等しく共に失敗たるを免れず。

我輩は現に干涉同盟の一たる佛國に在りて竊に

佛政府の爲す所を見るに干渉着手以後今日に至るまで曾て一艦の增派を命じたるを聞かず。北海艦隊地中海艦隊等各ゝ其受持の場所内に何等かの事變發生すれば何十何時間に直ちに艦を艤裝して急に赴くの準備は夙に整ひ居るに相違なしと雖も、之を幾千里外の東洋に派遣せんとするには決して一瞬時間に之を辦することを得るものに非ず。いかに其運動を祕密にするも若しいよ／＼準備中ならば必らず何事か耳目に觸る所あらんと思ふ。然るに今日までの有樣にては少しも動く所あるを聞かず、特に其陸軍の如きは之を大陸上に用ゆるの準備こそ一點の隙間もなく整頓せるなれ、之を大陸外の遠征に用ゆるには實に不自由を極めたるものなり、議院がマダカスカルの遠征を議決せしは去る一月中なりと覺ゆ。然るに僅々一萬五千餘の兵を送る爲めの運送船に事を缺き英國船を雇入れて漸く之を送出せしは二週日程以前なりき。此間實に三個月の猶豫あり、此三個月の間には之が對手國たるものは新兵を募りて之を訓練し見事なる歩兵隊を作るの間隙あるべし、若し更に一二個月の猶豫あらば砲兵騎兵工兵の如きも不完全ながら多少は之を訓練し得るの間隙あらん。かゝる不自由の地に在りながら動もすれば兵力的干渉を說く、是れ吾輩の解すること能はざる所なり。

又獨逸國の如きは其不自由恐らくは佛國よりも甚しかるべし。固より其武備の世界一たるは爭ふべからざる事實なれども、其運動圏は歐大陸中に限れる所なり。英佛伊の三國の如きは亞非利加其外海外に於て屢ゝ遠征を試みたるを以て頗る其經驗あるべしと雖も獨逸のみは恐らくは少しも此經驗なし。抑ゝ當世軍備の進歩は一日に幾千百人を殺し得るの組織を爲せりと雖も、此一日間の戰の爲めに千日間の準備を要するなり。此準備の成らざる中は先づ戰の一字を言はざるを以て法と爲す、佛獨二國の如き豈俄かに兵備的干渉を說くを得んや、故に此二國の露を助くるは口舌的聲援に過ぎざるものなり。前に掲げたるタイムスの論評は或は酷に過ぐるやも知る可からずと雖も、要するに此の二國は毫も今回の平和條件に對して利害の影響を被るものに非ず、單に露國に對して奇妙なる關係上より共に所謂お付き合ひの干渉論者と爲りたるものなるは前度の通信既に之を記したれば今復た言はず、故に我國民は深く此二國を尤めずして可なり。

又露國に對しても我國民は決して之を怨むの理なしと雖も、獨り心に銘記して忘る可からざるは露國民が我日本を敵視するの情益ゝ熾盛となりし事これなり、露政府の意見の頗る溫和なるに拘はらず、露國民の我に對する情はいよいよ敵愾的傾向を顯はす。我國民は今回いかばかりの敵愾心を露國に差向けたる乎は吾輩の知らざる所なれども、露國民の近來我に對する敵愾は恐らくは我國民の彼等に對する敵愾よりも一二層甚しきものあらんと思はる。そは露國新聞の論說の此地新聞に記載せらるゝを見て知らるゝなり、暴論はます／＼暴論となり咆哮至らざる所なきを見る。我國の今回の擧動のかくまで彼等を怒らしたらんとは吾輩の今日までも思ひ及ばざる所なりしが、更に深く考ふれば是れ亦怪しむに足らざるなり。想ふに彼等が我日本を蔑視し居たるは吾輩の想像外なりしなり、此を以て我國の今回の成功を視て大に癇癪を起したる熱度も之と相比例して甚しきものあり、蓋し露國は獨り朝鮮を以て未來の露版圖視せるのみならず、又支那をも未來の版圖視す、獨り支那のみならず又我日本をも未來の版圖と心得居たるなり。去れば後來は彼の匈奴種の芬蘭土人を奴僕使せるが如くに總て我々亞細亞人種を奴僕と爲さんと期し居たるに、豈計ら

んや、未來の奴僕は却つて未來の御主人樣に刃向ひて同等均一の交際を爲さんとするのみならず、却つて其の未墾の田畑に入りて耕作の利を收めんとす、之に對して癇癪を起さざらんと欲するも得ん乎。むかし露國の女英主カタリン二世はイルクツク府に日本語學校を建て、日本近海に航海者を出して日本人を誘拘し伴ひ歸らしめ、就きて日本及び日本事物の研究を爲さしめ、又義隊のコサツク兵を柴比利亞の東端に派し、カムサツクの邊には大に船を造らしめ、略ぼ日本征服の準備を爲したることあり。此頃英國は北米合衆國の獨立軍に對して之を征服するの手段に窮しカタリン二世に約して露國兵を借りてその報酬として露國の日本征服を助け彼の有名なる太平洋航海の開祖カピテン、クツクを貸して東洋に赴かしめ露國の準備如何を驗査して助言を爲さしめ、必要の場合には英國の水夫をも露國に貸すの約定まで成さんとせしに、偶ま普國のフレデリツキ二世は英國に北米征討の兵を貸し與へたるに因り英は露の兵を借ることを止め、そのため露の日本征服は延引と爲りたるなり。これは今を距ること百年餘、千七百六十七年より七十年迄の間の事にして、日本にては八代將軍吉宗公の仁政衰へて寛政樂翁公の改革未だ起らざるの時に在り。若しカタリン二世の呑噬策をして實行の場合に至らしめば其結果は如何なりしぞ。而してカタリンが墺のマリーテレスと普のフレデリツキ二世と謀りて波蘭土を分食せしは千七百七十三年に在るを以て日本の併呑策と前後して相呼應せり、波蘭土は日本の代りに立ちしといふも不可なきに似たり、此事實は佛國外務省の文庫に藏せるルイ十六世時代の外交文書中より一々證據を擧げ來りて此地の政法學校年報中に委しく論證したるものあり。此等の事を考へ合すれば露人の眼中に日本なきや久しと謂ふべし、何ぞ獨り露國今回の擧動を怪まんや。

(明治二十八年五月一日巴里發
明治二十八年六月十七日「日本新聞」)

英露佛の密約問題

（之れを避けざるべからず）

二月八日巴里發　[illegible]崑崙

譽れを喜ぶ者は恰かも河豚を嗜む者の如し、譽中に必らず毒あることを忘るべからず、毀りを被る者は恰かも菜根を咬む者の如し、甘旨ならずと雖も能く身を養ひ病を遠くるに足る。古人曰く菜根を咬み得して百事成ると。今我日本は宜しく菜根を咬むべきの時なり、區々たる毀譽は耳を塞ぎて聽くこと勿れ。一週日以來歐洲側の新聞紙上に散見せる報道に曰く、英露佛三國は協同一致して東洋問題を講究し已に干渉の議を決したりと。此報より上海邊の電報中に在東洋の三國公使が交戰兩國の政府に向ひて運動云々の報ありしかば恐らくは此事の訛傳ならんと思ひ居たるに、昨七日に至りて頗る精確なる報道二新聞紙に現はれたり、曰く某々府に駐劄せる露國大使は本國政府より訓令を領せり、其訓令は英露佛三國一致して東洋に當るの政略に關するものにして北米合衆國も露國よりの相談を經て此協議の列に加はるなるべし、

さて今日まで三國の協議の纏まりたる要件中には左の條々を具ふる者とす、第一に、時機を見計らひて急着的に干渉を試むべし。第二に、三國は清國に向ひて總ての其港灣を開きて商業の門戸を大にすることを要求すべし、蓋し清國今回の敗因は主として從來鎖國的政略の餘毒より生じたるものなれば清國自身のため又世界一般のため清國は盡く其門戸の關鑰を撤去せざるべからず。第三に、三國は徐ろに清國が愈々日本に屈服して眞實に平和を希ふの意を表するを待ち、更に日本に告げて曰はん、歐羅巴は日本をして大陸上の寸壤尺土をも領有せしむる能はず、只大陸以外の地に於ては或は領有を許可する事もあるべし、（諸島嶼をいふなるべし）第四に、船舶砲銃彈藥其他戰利品及び賠償金の事に付きては交戰兩國の自ら之を談判整理するに任せて三國干渉の限りにあらず。第五に日本は質物抵當品としてしばらく大陸の土地を占領するを得べし、然れども他列國の利益を排除して清國商業を壟斷するの效力ある諸條件を清國に賦課するを得ず。第六に清國は歐洲列國と同樣なる貨幣制度を採用すべし、何となれば清國は必らず新たに歐洲に外債を募るべければ其の間の金錢流通の道を滑らかにするの必要あればなり。以上の諸條件は既に確かに協議一致したりと聞く。云々。

いづれも大袈裟ならざるはなし。從來既に幾度も新聞紙上の論説中に干渉の要件を擧げたるものを見たれども此くの如く大袈裟なるは未だ曾て見當らざりき。其大體の語氣を察するに、こは戰局終結後に起るべき列國會議東洋問題の試案とも謂ふべきものにして、東洋關係の列國を集合し、これに日本及び清をも加へて、英露佛三國之れが主となり、右の試案を提出せんとの意乎。若し否らざれば露英佛いかに強暴なるにもせよかゝる條件を天邊より降し來りて日清兩國に遵奉を命ずるが如き麤心の擧動あるべしとも思はれず。

さて右諸條件は昨七日のタイムス巴里通信者の手より出でたるものにして、昨夜の新聞には之を轉載せざるもの無かりき。其の信僞如何に付きては吾輩は實に何とも言へず、想ふに世上の人々も或は信といひ或は僞といひ評判紛々たる事ならん。之れに附きては必らず當地新聞上にも種々の論評起るべければ吾輩は必らず忠實に之を轉報するを怠らざるべし。

英露佛の同盟既に常に反せり。然れども右の條件は清國を地上の委肉視して獅子と鷲とか他人を排して各々自ら其の嗜好の旨味を啖啗せんとするものにして、其體裁の粗雜なるだけ却つて之を信ずるの價値あり。蓋し英露の關係は細密なる相談に入れば入る程六個敷き議論の起るべければ、先づ此邊の處にて假りに一致の段落を附け置かざるを得ず。然らば則ち條件は果して眞物なる乎。天茫々として語らず、地嘿々として言はず、天地既に言はず語らず、我國民も亦しばらく一辭を放つ勿れ。而して今後清國に賦課すべき我條件及び歐洲列國に對する我處分は之を臍の下に堅め置け。

（明治二十八年三月二十三日「日本新聞」）

平政子論

山路愛山

平政子論

(一) 歷史研究の必要

今の世に人類學とて土の中より腐りたる骨瓦のカケなどを掘出し、是は「コロポックル」のもの、是は「アイヌ」のもの、是は日本人種のものなどと吟味する學問あり。成程面白きことにて、歷史以前の人類は土中の遺器腐骨にて其差別を批判する外はあるべからず。さりながら眞の人類學と云ふべきものは歷史なり。人間の記錄を丁寧に讀めば其癖は善く別り、其素性も爭へぬものなり。たとへば今の佛蘭西人の昔は「ゴール」人と云ひたり。羅馬の歷史にて其頃の「ゴール」人の氣質を按ずるに全く今の佛人に似たり。鳶の子が鳶になり、雀の子が雀になるは進化論の原則にて國民とても此理にははづれぬものよ。されば支那人はどんな人種、日本人はどんな人種と云ふことが一番善く分るは歷史の詮議なり。先日も德富氏の話に湖南の風俗は今も慓悍にして氣早なり。是は左傳時代の楚人なればなるべし。楚人が氣早にして戰爭に强く、やゝもすれば敵陣に馳突し、うまく行かねば大將自ら劍を引きて自殺するの風ありしは左傳に記したり。今の湖南人も之に似たり。血筋は爭へぬものなりとのことなり。我等も同感なり。腐骨や、土器のカケも人類を研究するには妙なるべけれども萬一左樣の詮議のみにて人間の癖を極め盡したりと思ふ人あらば笑止のことなり。先日我等日漢文明異同論と云ふを國民新聞に出したるとき或人類學者冷笑ひて山路も歷史の論ならば格別、人種の論などをするは身の程を知らぬものなりと云ひたりとてわざ〳〵知らせくれたる人あり。我等の書棄てしものを左樣に注意して批判を加へられし其學者の好意は感謝すべけれども愚案はいさゝか相違せり。我等は歷史を見ねば人種の癖は分らぬことと存ずるなり。歷史以前の人種ならば成程土中の遺物を詮議せねばならことなるべけれども、歷史以後の人種は左樣の詮議よりも歷史の詮議が大切なり。されば我等も物數ならぬ史學ながら猶ほ其專門の上より人種論に立入ることを得べしとは存ずるなり。是は餘談ながら史學と人種論の關係に就て申すなり。それにつきて我等の常に笑止に存ずるは西洋人の亞細亞婦人論なり。西洋人は亞細亞にては婦人は奴隷同樣の取扱を受く、亞細亞の婦人は無智、卑屈にして男の機嫌を取る許なりなどと云へり。西洋人が左樣に言ふは例の旅人の早合點と云ふものにて堪忍もなるべけれども、日本人の耶蘇坊主などが西洋人の口眞似をするは馬鹿々々しきことなり。朝鮮も支那も其實はなか〳〵女の威張る國なり。五雜組に女房を恐れし有名の人物を記したる其中には心學の祖、王陽明先生などもあり。さりながら是れは其人々に限らず、内を畏るゝは支那人の癖なり。女房と疊は新らしきが善しなど云ふ江戸兒流儀は支那人の夢にも知らぬことなり。朝鮮にて女房に權あることは我等一昨年京城にてくはしく聞きたれども此には述べず。先年死なれたる同國の王妃が王と共に政治に口を出し殆んど日月を雙べ懸けて乾坤を照すとも申すべき程の威力ありしも畢竟國風故とは存ずるなり。但し西洋人には耶蘇の教ありて男子の他淫を禁じ、表向だけ一夫一婦の制を嚴守し、支那には妾を置くことを許す習なれば此段は亞細亞の女がいくぢの無きやう

なれども、支那にては妾を置くものは少數の貴族のみにて平民は大抵一夫一婦なり。されば儒書にも庶人は一夫一婦たるべしとあり。其上妾多き家族の家にても本妻は次妻以下に對して威力あり、主婦の權中々に強し、殊に士大夫の家に至りては主婦は主人と對等の品格を保ち、諸妾は其支配を受く。されば妻は齊なり、齊きなり。夫と對等なりと字引にも記したり。左様の詮議もせず、内幕に入らず、たゞ上面を一寸見たるのみにて亞細亞の女はどうの斯うのと大膽なる批判をする西洋人の觀察は笑止の至りと云ふべし。くれ〴〵も人種の特質を知らまく思はゞ歷史を詮議せねば分らぬことなり。我等が此文にて賴朝の妻女平政子の事を記すも、獨り昔話をして讀む人の頤を解かんとするには非ず。日本の女の癖とてもやはり日本の歷史を知らねば分らぬこと故、日本の女の中にて殊に目立ちたる一人物を捕へて横からも竪からも、其人と爲りを批判し、日本の女は如何なるものなりやと云ふ問題の一端を解釋せんが爲めなり。高き山も其根は平地に在り。日本の女が奮發すれば何處まで往けると云ふ詮議は日本の名高かりし女性を研究するに如くは無し。

（二）政子の教育

賴朝の妻女平政子は伊豆の豪傑北條四郎時政の長女なり。歷史の詮議には地理の研究が大切の事にて、我等も政子を論ぜんとするからは實は北條の古跡なりとも見物して、其後に筆を着けたきことと思ひたれども、多忙の身はそれもならねば書物の上の想像にてすますなり。伊豆の國三島の驛より南に折れ田方郡の内市ケ谷村、中原、中島村、間宮、野中、茨木村など云ふ村を過ぐ。此道大凡二里餘なり。それより四日町村、寺家村、中條村の三ケ村を上俗北條と呼ぶ。中條村の右の方に竹一叢あり、北條時政の住みし所なりと云ふ。我等の問題たる平政子の生れたるは此處なるべし。是れは徳川時代の狀況なり。大抵今の三島より修善寺まで行く鐵道の線路に當れば何處かの停車場に下りたらば近處に必ず其地あらん。好事の人は尋ねらるべし。政子は嘉祿元年六十九歲にて歿したりと吾妻鏡脫漏の巻に見えたるを眞なりとすれば後白河天皇保元二年の誕生なり。然らば父時政二十の時の初子にして此時未來の所天たる賴朝は九歲の少年なりき。扨斯樣の邊土に育ちたる女なれば必ず無教育のものなるべしと頭から政子の人と爲りを下墨む僻の高慢なる現代女學生諸君もあるべけれども、それは誤解なり。政子の父時政は伊豆にては屈指の豪傑なり。莊園許多領して一方に雄視し、系圖は桓武の御末、鎭守府將軍貞盛より時政に至りて七代の相傳を誇り、祖父時方は伊豆介たり、父時家は從五位に敍し、名家の譽高し。其女子たるもの全く無教育の田夫野人たるべきや。左様の道理なきこと固よりなり。或は時政固より伊豆の英雄には相違なけれども畢竟するに、今の世の大地主に過ぎず。徳川時代の田舍にては相應の山持、田地持の息女にても目に一丁字なきが多かりき。まして鎌倉時代の昔なり。政子の無教育たること勿論なりと物知顏するものもあらん。是亦時世を知らぬ僻論なり　徳川時代は大名各々一方に割據し、江戸に參勤交代する外、百姓などは互に境を隔てても相交はらざりし習なりしかば大百姓の娘なども井の中の蛙大海を知らざる譬の通り、無學文盲のもの多かりしなり。然るに政子の生れたる時代は左様なるものに非ず。日本國中は隨分人の往來繁かりしなり。先づ番役とて田舍武士の時を定めて、京都に祇候したるをば諸書に記せり。東國の仕人畠山庄司重能。小山田別當有重。宇都宮左衞

門朝綱大番役にて在京すと平家物語にもあれば伊豆の住人とて固より此數に漏るべき筈も無ければ時政なども必ず數ば上京したることとなるべき歟。是れは公けの事なれども私の往來は猶ほ多かりしと見えたり。仔細は其頃京家も武家も莊園と云ふもの諸國に持ちたれば乃貢など取集むる爲めに其筋の人の往來繁かりしならん。是一。(台記には賴長が莊園の奥州に在りしに人を遣りて乃貢を催促せしめたることを記せり。是其例なり。)又熊野詣、高野詣其外都近きは伊勢、天王寺、高野、金峯山、遠きは宇佐、鹿島、香取などに參詣する俗人の宗教的巡禮も其頃は多かりき。先頃九歳の少女、大阪より富士詣したりとて例の新聞紙などにて大騷ぎをしたれども是れは汽車の便あれば何の造作も無きことなり。汽車もなき政子の時代にも上野國の住人大窪太郎が娘は十三の歳、熊野詣を志したりと記されたり。斯樣に旅行の多かりし世には必ず文明の傳播と云ふことはあるものなり。是二つ。其頃は宿々に遊君と云ふもの多かりき。しばらく伊豆に近きもののみを擧ぐるも黄瀬川宿にもあり、足柄山の下なる關の下宿にもあり、大磯にも勿論ありき。海道の往來繁からざらんには斯樣の渡世はなるまじきなり。平家に加賀より京に上りて白拍子をするものありと記したれば浮きたる稼業の女なども京田舍を廻り歩きける歟。何さま人の往來相應に多かりしと見えたり。是れ三。賴朝石橋山の戰敗れしとき時政は相模より山臥の巡路を經て甲斐に赴き、其國の源氏を語らひたり。かく山臥など云ひて役の行者の流を掛むものは諸國の山々に分け入りて自ら往來の途を開きたるなるべし。或は陸奥の童巫の叡山、八王寺の社に參殿として祈請を凝したるもあり。東國、西國の修行を心掛くる雲水の僧もありし。是も亦自ら文明の普及を助くべきものなり。是れ四。其頃は船の通ひも隨分大膽にて、諸國に行交ひたり。伊豆の流人を伊勢國阿能の津より船にて下し、遠江國天龍灘にて大風に逢ひしと云ふこと盛衰記にも見えたれば日本第一の難所と聞えたる遠江灘も其頃既に舟は通ひけるなり。保元物語には商人船の伊豆大島に通ふ由記したり。されば今の七島なども全く知らぬ里には非ざりけめ。殊に西國は船には善く調練し、九州の商人船は鬼界ケ島に至り硫黄を買ひ、又四月五月に唐船の纜を解き貿易も行はれたり。吾妻鏡に範賴九州より賴朝に獻じたる品の目錄を記したる内に唐錦、唐綾、唐墨、唐莚などあるを見るも時の情を察すべし。されば海路の往來も思の外疎からず。從つて京と田舍の心も早く相通ひける歟、是れ五。殊に驚くべきは其頃の世に馬の多かりしことなり。神社の幣物に馬を獻じ其外祝儀事に馬を贈りしは常の習にて日本紀要に永延二年攝政兼家新たに二條京極の第を造り、公卿以下を會して落成の賀宴を張りしとき、源賴光馬三十匹を贈りて賓客に分ちたりと記し、吾妻鏡に壽永元年若君誕生の時、源家の家人馬三百餘疋を獻じたりと云へるを見るも馬の多かりし事を想ふべし。今も太刀馬代など云ふ詞の殘れるは其頃の世の餘波なり。馬は屈竟なる交通機關にして、極端に其馳驅の力を假りたらんには京より鎌倉に消息するに三日あらば足りなん。さらば馬の多きは是れ則ち交通機關の完備せるなりとも謂つべし。交通機關の完備せる世になど文明の都にのみとどこほることのあるべき。田舍も必ず其恩澤を蒙るべき筈なり　是れ六。此六ケ條の道理に依りて我等は伊豆の北條に育ちたる女なる故、政子はきつと無學文盲なりしなるべしと大束ねに極めてかゝるべき道理なしと存ずるものなり。加之我等嘗て日蓮法師の立正安國論と云ふ書を讀みしに法然の徒、其

師の言を模に彫り之を海内に弘め、之を洛外に流ぶと記せり。其頃既に印刷の術あり、印刷物を諸國に廣むることの一端を知りし證據とすべきものなり。されば或は斯樣の板なども諸國に傳はりしか、是れも亦必ず無しと斷ずべからず。所詮政子を以て全く無學なりとするは謂れなきことなるに似たり。猶ほ政子が教育ありし女性なりしことの一證あり。即ち吾妻鏡に走湯山伊豆權現の尼法音は政子の經師なりと記したるのみならず、政子が年老いたる後摩訶止觀の講釋を聞きたる由をも載せたることなり。經師とは其名の如く經の師なり。政子に經誦むことを教へたるなるべし。其頃は宗教の盛んなる世にて、人々經を誦し、或は之を寫すを功德としたり。頼朝さへ伊豆に居りし時は毎日勤行怠なしとありて日々經を誦したるのみならず、平家を亡ぼすべき素願を立てて法華經千部を讀誦すべき由を誓ひたることもあり。(吾妻鏡)。保元物語に六條禪門爲義の妻女が三人の幼子を失はるゝことを清水觀音に向ひ泣きくどきたる文句あり。妾九つの時より月詣でを始めて十五になるまでは十八日毎に三十卷の普門品を讀み奉り。其年より毎月法華經三部を讀み奉りたり云々。其頃の女性が經讀む習ありしこと略ぼ察すべし。經師とは即ち女性の爲めに經讀むことを教へしものにて、今ならば家庭教師と云ふべきものならん。かゝるものの北條の屋敷に出入したることを考ふる時は政子は無教育なりとは如何にしても思はれぬことなり。其上天台の止觀と云ふは隨分むづかしき哲學にて、今日の我等さへ讀めば頭の痛くなる程の書なり。其講釋を聞きて分る程の女ならば學問に掛けても心憎き女なり。按ずるに政子の子息鎌倉の右大臣は日本一の歌人にて金槐集の一篇は千古に光れり。是れも政子の庭訓に依れる歟。凡そは政子と云ふ女は其時代の教育に於ては人に劣らぬ程の素養ありしこと全く疑ふべからず。それのみには非ず、政子の育ちたる北條の里を以て無下の邊土なりと思ふも亦誤解なり。第一北條の里は伊豆の國府より僅に一里ばかりの處にて、而も其間は平地なり。國府には三島神社あり。神領も相應にある大社にて毎年八月十七日には神事あり、群衆の參詣衢に滿つ。(吾妻鏡)。其頃の坊主神主は知識の淵藪なれば本讀みなども多かりけん、さて三島より四里ばかり箱根山を上れば名高き箱根權現あり。此は住僧殊に多く別當と云ふもの威權を揮ひ大名同樣の勢あり。東關紀行に朱樓紫殿の雲にかさなれる粧、唐宋の靈山宮かと驚かれ、巖室石龕の波に臨める影は錢塘の水心寺と謂つべしとあるにて其時代の盛なりし樣子は察すべし。住侶も多く、房舍も立並びけん。是れ亦學問の一中心とすべし。又伊豆權現と云ふは世俗に伊豆の御山、椰の御山など云ひ熱海の近所に在り今の里程にて三島より熱海までは六里餘なれば北條よりも其位なるべし。尤も其間には山あれども高山にあらず、一里餘も歩けば絕頂に達する位なれば、天城山を越えて下田に行くが如き難所に非ず。女の足にても隨分歩き倦ねまじき所なり。此伊豆權現も亦衆徒多き道場なれば是亦文明の一中心なり。されば伊豆の國府にて若し文明の化を被るに都合善き所あらば北條の里は則ち其地なりと申すべし。扨此等の事共を一束にして想像を廻らすに、都の在番より歸りたる時政は、京女郎の學問盛んにして漢語を使ひて男をへこますものあり。(今の女生が佛蘭西語など齧りにて語り男を煙に卷くものあるが如く、)昔の京女郎には漢語を使ひて高慢顏をしたるものあること源氏物語に出でたり、物語作りて作者の名高きものあり。今の時勢にては女なりとて油斷すべからずと息女の政子

を教訓したることもあるべく、或は父師檀の契に依り箱根權現、伊豆權現などの住侶、北條の家に往來し、學問の詮議もあり、政子も利口者なれば自然見慣れ聞慣れ學問手習に志し、經師の尼の教訓にて相應の本讀みにはなりしならんと思ふも丸で跡方なき空想なりとは云ふべからざる歟。是れは政子の幼時につきて我等の想像したる所なり。

（三）初戀

是よりは政子の初戀を記すべし。其前に必ず政子の教育ある婦人なりしことを讀者に承知してもらひたし。無學文盲の女の戀物語は趣味もなければ勿論詩題にならず。女も男を理解するの力あり。男も女を理解するの力あり。雙方相應に知識上の同情ありての戀ならねば語るも物うし。然るに此點に於ては其頃の女は徳川時代の女よりも却て近世式なるは面白し。書くにも張合あり。徳川時代の女は町家は別問題として士人の家にては眞に三界に家なしと云ふべき氣の毒の境界なりき。則ち女は獨立の財産と云ふものなく、實家に居る時も、嫁に行きたる時も、以時もかゝりうどの姿なり。然るに政子時代の女は左樣のものに非ず。女も親の讓を受けて獨立の地主たることを得たり。或は夫死するときは後家分を貰ひて乏しからず暮すものあり。承久記に後鳥羽院の寵女龜菊に攝州長江倉橋の兩莊を賜はりたること見えたるに依るも女性が獨立して地主たりし世の有樣を察すべし。此習は足利の末まで續きたり。女性に學問あり、獨立の氣象ありしは一は之が爲めなるべし。扨又婚禮の慣習も其頃は却つて歐羅巴式なり。妻を娶ることは富くじを引く同樣にて見合の席に雙方額に紅葉をちらしたる許り、それにて直ぐ埒を明け千秋萬歳を契ると云ふやり方は徳川時代の式にて政子時代の流儀に非ず。政子時代の式はそれよりは餘程自然の人情に合ひしものなり。たとへば男若し見そめたる女房あれば、先づ歌を詠みて心の秘密をほのめかし、數々の玉章を送りて切なる思ひを述ぶ。それにて女の心弱くなれば此處にて偕老同穴の契を結ぶ。源氏物語、平家物語の戀何れも同樣なり。四角四面の儒者などは之を見てけしからぬ淫亂の風なりとて歎息するものありし樣子なれども、斯樣に男女自ら撰ぶからは男の方にても、女の方にても相應の分別をし、行末をも考へ、浮とは人に契らず、却つて情も深かるべき歟。其上男女斯く自ら撰ぶ時は進化論にいふ雌雄陶汰の法則にて人に好かれぬ男女の種は自ら止み、やさしき優美の風をも長ずべし。日本美文の絶好模範とも申すべき源氏物語は實はかゝる時代の産物なり。かの侍從と云へる宮女が「まつよひの更け行く鐘の聲聞けばかへるあしたのとりはものかは」と云ふ名吟を世に殘し、天下後世をあはれがらせたるも自由戀愛の結果なり。薩摩守忠度或る宮原の女房の許へ通はれけるが、或夜おはしたりけるに、此女房の局に、女客來居て歸らず。小夜もやう／＼深け行きたり。薩摩守怺へ切れずなりて、軒端にたゝずみ扇を荒くつかはれければ彼女房、何心なき樣して野もせにすだく蟲の音よと優に口ずさみたれば、忠度扇を遣ひやめて歸りたり。斯樣なる風流は唯自由戀愛の結果なり。我等とても敢て自由戀愛の提灯を持たんとするには非ずと雖も、朱子學流の密閉主義が日本固有の風儀なりなど云ふえせ國粹家あらんことを恐るゝが爲めに日本にも自由戀愛の時代ありしことを斷り置くものなり。扨政子の時代は斯樣に男女の間の近かりしとして、其初戀の模樣を案ずるに、此處に前兵衛佐源頼朝と云ふものあり。去ぬる平治二年十四歳にて此國に配流せらる。平治物語には蛭ケ小島に流

さるゝとあり。箱根より三島に下るものは今も親切なる農夫の鋤を止めて左の方に蛭ケ小島見ゆると告ぐるに逢ふこともあるべし。北條よりも餘程三島の方に近く、下田街道よりはやゝ東に寄りたり。頼朝配流の時は政子未だ六歳の娘なれば雙方に戀物語の成立すべき時期に非ず。たゞ此處に一寸斷り置きたきことあり。世には流人と云ふ時は徳川時代に大島八丈島などに流されし流人の如く思ふものあり。かの關ケ原後に西軍の大將たりし宇喜多中納言秀家が八丈島へ流され、あさまし氣なる蜑の苫屋に身を寄せて、後は山、前は海、磯に松風、波の音より外は問ふものなく、「藻鹽たき、うきめかる身は浦風のとふばかりにやわぶと答へん」と柱に書付けたりなど云ふ後の世の流人と頼朝時代の流人と同様なりと思ふは歴史を知らぬ人の早合點なり。左様に懲役人同様の境界ならば頼朝如何ほどの色男にても、まさかに政子に惚れられまじきなり。吾妻鏡を按ずるに頼朝敕勘を蒙りて流人の身とはなりたれども勿論源家の正統にて累代の家人と稱して竊かに志を通ずるものなきに非ず。門下祗候の徒も少からず。工藤介茂光、土肥次郎實平、岡崎四郎義實、同與一義忠、宇佐美三郎助茂、天野藤内遠景、加藤次景廉など云ふ伊豆相模の住人ども經廻の士と稱してしばしば安否を訪問したり。就中近江國の住人佐々木源三秀義は平治の時義朝の味方として戰場に兵略を盡せしが頼朝伊豆に流されし後も舊好を忘れず、平家の權勢に諛はざりし故、相傳の地佐々木の庄を奪はれ、子息を相率ゐ姨母の夫秀衡を恃まんとて奥州に赴く途中、相模國に到りしに、澁谷庄司重國と云ふもの秀義の義氣に感じ留置きし間、當國に住する二十年に及び子息定綱、盛綱は常に頼朝の屋敷に伺候せり。又頼朝の乳母比企尼も夫掃部允と共に武藏國比企郡に歸り二十年の間訪問怠りなく、三浦、千葉なども時々消息を通じ、殊に乳母の妹の子散位康信は其身京都に在りながら毎度飛脚を飛ばして洛中の仔細を報じたり。此等の記事に依りて按ずるに流人に似合はぬ贅澤の暮しにて屋敷なども威かめしく作りなして住ひたるものと見えたり。頼朝大庭三郎に追はれて土肥の杉山に遁れしとき家義と云ふもの頼朝の念珠を拾ひたり。吾妻鏡に此念珠は武衛日頃持經たまふの間、狩倉邊に於て相模國の輩、多く以て之を見奉りしものと記したるに依るも流人ながら狩などにも出で伊豆、相模を歩き廻りたるものと思はる。一概に流人と云ふ語に泥みて懲役人同様のものと思はゞ事の眞相を見誤るべし。頼朝と同じ頃に伊豆國山木の郷に散位平兼隆と云ふものありき。吾妻鏡に平兼隆は伊豆の國の流人なり。父和泉守信兼の訴に依りて當國に配せらる。漸く年序を經るの後平相國禪門の權を假りて威を郡境に耀かす。是れ自ら平家一流の氏族たるに依りてなりとあり。流人と云ふものの如何なるものなりしかは是れにて察すべし。我等は是より政子の戀物語に移らん。頼朝は随分好色の男にて密通の女も多かりし故政子と契りしが彼れの初戀なるべきや否やは疑問なり。源平盛衰記、曾我物語などには頼朝始め伊東祐親の家に居て其女に通じ子を生ませけるを、祐親平家の聞えを憚り其子を水に沈め、女を江間小四郎に嫁し、あまつさへ頼朝を殺さんとしたりしかば頼朝伊東に居たまれず、北條に遁れて時政を恃みたり。政子の頼朝と契りたるは其後の事なりと記したり。二書ともに小說野乘の類にて深く信ずるには足らぬ書ながら、吾妻鏡にも安元元年伊東祐親法師、武衛を誅し奉らんと欲しけるに、祐親の子九郎此事を聞き竊に告げ申す間走湯山に遁れ玉ふと記したり。此時頼朝二十七歳、女

さわぎの有りさうなる年頃なれば伊東の女の事或は事實なるやも知るべからず。舊幕時代には伊豆の東海岸、和田村、新井村、湯川村、松原村、鎌田村、竹内村、岡村などの總名を伊東と云ふ。天城山の山脈西より迫り、東長き海岸の地にして熱海より五里ばかり南なり。鎌田村白坂と云ふ山の麓に祐親の屋敷あととてあり。溫泉場は和田村に近し。溫泉場より南に日暮しの森、音無の杜あり。杜の後の小川をならずの瀬と云ふ。賴朝卿伊東祐親の女に通ひし處なりと土人は今も語るなり。せいの低き大きなる頭の色男が戀に身をやつして妹がり通ひし風情を想像したらば誰か捧腹絶倒せざらんや。英雄と雖も左樣の弱點を考ふる時は並の人間なり。伊東にての騷ぎを賴朝二十七歲、政子十九歲の時の事とし、賴朝と政子と契りたるは其事ありし後とすれば曾我物語などに兩人戀の關係は賴朝二十九歲、政子二十一歲の時に始まりたりと記したると時日も合ふやうなり。さらば雙方共に蕾の花などと云ふ年齡に非ず。戀には寧ろ熟し過ぎたる位の年なり。さりながら或はさうでも無く、もつと早き戀仲なりしも知るべからず。仔細は朝賴の長女大姬と云ふが木曾義仲の子義高の妻となり、義高賴朝に殺されしとき大姬愁傷して病を得、政子も大きに心配したると吾妻鏡元暦元年の條に見ゆ。其文を虛心にて讀めば大姬はどうしても政子の實子としか思はれぬなり。政子果して大姬の實母ならば賴朝政子兩人の契はもつと若き時であるべき道理なり。即ち假に大姬愁傷の年を以て十三歲とする時は其誕生は承安四年にして政子十六歲の時なり。即ち何程遲く考へても賴朝政子の初契は賴朝二十三歲、政子十五歲の時としか思はれぬなり。其頃は上流社會の早婚時代にて女も早くなま心つきたる樣子なれば、平家物語、源平盛衰記に其證多し。大姬が十三歲にて婿を戀ひて精神的情死を遂げたるも、政子が十五歲にて賴朝と契りたるも怪むに足らず。さらば盛衰記、曾我物語の記事は全く根も無き小說にして安元元年、伊東が賴朝を殺さんとしたるは別の仔細あることとなるべしとも思はる。尤も我等は此所に左樣なる面倒なる考證を爲さんとするに非ざれば、兩說のどちらにても宜しきことながら浮か浮か書を讀む人を驚かして斯樣なる處から面白き事實も發見するものなりと云ふことの證據を示したるまでなり。そこで賴朝政子兩人の戀仲は男二十三歲、女十五歲にて雙方共に恥かしき初戀なりしとするも、或は男二十七歲、女二十一歲、思慮分別の稍定まりたる時の契なりとするも、其は讀者の判斷に任すべけれども我等はどちらかと云へば賴朝も初戀、政子も勿論紅葉の初戀なりとする方が事實に近かるべしと想像するなり。そは賴朝の家が始終蛭ケ小島に在りたりとすれば伊東は中々路遠く、而も往來甚だ難儀なり。蛭ケ小島より熱海まで山越六里、熱海より伊東まで海岸傳ひ五里餘とすれば合計十一里半の道のりなり。或は蛭ケ小島より北條まで一里半、それより今の大仁、八幡に掛り、是れも險岨の山越して伊東に出づる道はあれどもそれも十里に近し。其頃は男の方より女の方へ通ひたる世の中なり。惚れて通へば千里も一里と云ふ俗諺あれども、さりとは餘り草臥れる戀路のやうなり。小說の作者は時間と空間の論は無用にて、何事も面白く可笑しく、人の心を動かす樣に書けば善い譯故それにても不都合ならざるべけれども、すこし常識にはづれたる沙汰とは存ずるなり。それ故に我等は男二十三、女十五、水の出ばなの初戀なるべしとして置くが善しと存ずるなり。此戀が其頃の風俗にて自由の契なりしは勿論なり。吾妻鏡に政子自身の惚氣を記して「君(賴朝を指す)流人となり、豆州におはし給ひ

し頃、吾に於て芳契ありと雖も、北條殿(時政を指す)時宜を怖れ潛かに引き籠められしを、猶ほ君に和順し、暗夜に迷ひ、深雨を凌ぎ君の所に至る」とあり。隨分御安くない戀仲と申すべし。其頃普通の手つゞきより察するに先づ頼朝より艷書などを送り、それより政子の心解け初めたるならん。かくて兩人の戀漸く募りし時時政も覺り、世が世ならば勿論、親が取持ちても善きほどの婿なれども、平家世盛りの今日なり。それを流人の源氏と緣結びたりとありては祟も恐しとて親の威光にて生木をさかんとし政子を取籠めて頼朝に會はせまじとしたるなるべし。時政とて始めより頼朝を奇貨として天下の執權たらんなどと云ふ野心ありしに非ざるべければ左樣に思ひしも尤なり。然るに政子は親の威光に恐れず。此人ならでは一生を託すべからずと決心し、暗夜に迷ひ、深雨を凌ぎ、缺落して頼朝の屋敷ににげ込み、どうしても夫婦にならねば死ぬとでも云ひて強情を張りしものと見えたり。是れが其儘にて平家の天下も永く續き、頼朝も一生流人にて終りたらば政子はいたづら娘の標本なり。然るに此色男、一旦風雲に際會して運命を開き六十六國總追捕使、總地頭となり、將軍政治の創業者となりたれば、さては政子は風塵中に英雄を鑑識したる閨秀中の豪傑なりと云ふことにはなつたりけり。尤も英雄と云ふものは女に惚れられさうなものなり。女にても男にても、えらき奴は自然に鑑識の才あり、恰も犬が鼻にて主人の足跡をかぎ分るが如く英雄を鑑識するものなり。左樣なる分別ある女ならば英雄に惚れるは當然なり。木下藤吉郎も未だ微祿なりし時淺野の娘にほれられたり、大雅堂も貧書生なりしとき善き妻を得たり。女の中には隨分かはり者ありて眼光早く英雄の心髓を射るものなきに非ず。無學文盲の町家の浮氣娘ならば役者に惚れることもあるべし。眞に思慮分別ある女ならば秀吉、頼朝などの人物はたしかに其戀を獻ぐるに足るべきものなり。畢竟誰れにも惚れられず、誰れにも好かれぬ奴は氣にはたらきのなき愚物鈍才ならんか。我等はそれ故に英雄は艷福多き道理なりと思ふ。紫は園にありても隱なし。頼朝は裸體にしても頼朝なれば何處かに貫目もありしならん。それを見拔きて一生連添ふべしと決心したる政子も恐しき女なり。頼朝もかゝる少女の深情に對しては蓋し感謝の念に堪へざりしなるべし。故田口鼎軒君、義經は鎌倉殿の前、大名小名の並居の眞中にて靜御前に惚氣を歌はせたる程の艷福家なりと云ひたるが、艷福の程度は兄頼朝も弟九郎に讓らぬ樣なり。抑も人間を動かすものは戀と功名と慾なり。其中殊に戀は罪のなきものなり。政子のやうな女に惚れられたらば男子の本懐之に過ぎずと云ふべし 左樣なる女に惚れられんとせば馬鹿では出來ぬことなり。此點より云へば戀は向上の道なり。感激鼓舞の動機なり 歷史の波も戀より動き始めたるが多し。さりながら當節の戀の如く標光につく戀、浮氣の戀、露骨の戀、現金の戀は埒もなきものなり。

(四) 嫉妬の辯

頼朝は密通の女少なからず。吾妻鏡に記したるもののみを擧ぐるも、(一)良橋太郎入道の息女龜の前は顏貌の濃かなるのみに非ず心操殊に柔和なるものなり。頼朝未だ豆州に在りし時より昵近したりしが養和元年の秋より密通す。頼朝時に年三十五、女は勿論十代の處女なりしなるべし。(二)次には常陸介藤の時長の息女是れは鎌倉に移りたる後殿中に祗候したるを頼朝例の色好みの癖にて密通に及びたるものにて文治元年二月二十六日男子を生みたり。頼朝時に年三十七。(三)丹後内侍 文治三年甘繩の家にて彼女病惱の時頼朝内々訪問すとあれば

是れも戀の仲なりしは言ふまでもなし。(四)伊達入道念西息女、是れも大進局とて幕府の官女なり。頼朝之にも密通して子を生ませたり。此頃の頼朝は既に四十を越えたる後と思はるければ若氣の無分別とも云ひ難し。その外吾妻鏡の記者はそれと明かには言はねど怪しき關係のもの猶ほ少なからず。即ち(五)葛西三郎清重の妻。是れは治承四年十一月十日頼朝武藏國丸子庄を以て清重に賜ふ。其夜清重の宅に止宿したるに清重妻女をして頼朝の膳を備へしむ。但し妻女なる由を言はず、御給構の爲めに他所より青女を招くの由申したり云々と記したり。猫に鰹節なり。此夜頼朝手を出さずに置きたるや否やは疑問なり。(六)比企藤内朝宗息女。姬の前とて幕府の官女なり。殊に頼朝の意に叶ひ、容顏甚だ美麗なり。權威無雙の女房と稱せられき。是れも何だか知れたものに非ず。其外頼朝の遂げんと欲して遂げざりし戀にて單に意中人だけにて終りしものもあり。(七)新田冠者義重の息女なり。是れは頼朝の兄惡源太義平の後室なり。頼朝數ば艶書を通じたりと雖も承諾せず。天下の總追捕使も此戀だけは心に任せざりき。吾妻鏡をざつと見渡したる所にても頼朝のいたづらは此の如し。書物に傳はらぬ戀話は何程ありしや知れず。中々多情の人物なりと申すべし。さりながら此に一事の注意せばならぬことあり。他なし、此戀が悉く文字通りの密通にして今の藝者狂、妾騷ぎの如く天下晴れての免許ならぬことなり。是亦吾妻鏡の證文歷然たり。則ち龜の前の事につきては頼朝、彼女を伏見冠者廣綱(此男頼朝の幇間にて數ば戀の取持をしたる善くない奴なり)の家に住まはせ時々通ひて樂みたりしを露顯して大騷ぎとなりたりと記し、丹後内侍の所へも潛かに通ひたるなりと記し、時長息女との戀も祕密なりしを事露顯して政子の憤る所となれりと記せり。歷史を讀むもの之を見て是れは政子の嫉妬甚しく、頼朝も閉口し、色好みながら成るべく内々に立廻り諸事穩便にしたる故なり。即ち政子の燒餅やきたることを記したるものなりとするもの多し。大日本史にも「政子性妬忌、頼朝之を畏憚す」とあれば水戸の史家も同感なるべし。抑も女には燒餅やき少なからず。徳川第二世將軍の室、崇源院殿の如きも名高き燒餅やきなりと聞えたれば政子が燒餅やきなりとて敢て怪むに足らず。吾妻鏡の記す所に依れば成程政子のやき方は隨分念の入つたものなり。しばらく龜の前の事だけを以て例とするも、今ならば必ず新聞紙の三面種なり。則ち政子は頼朝が龜の前を廣家の宅に隱し置くことを嗅ぎつけ瞋恚を燃し牧三郎宗親と云ふものに命じ、廣綱の宅を破却させたり。今の世に燒餅やきは多けれども亭主の隱し置く女房の宅を打毀すと云ふ高手的手段に出づるものは少なかるべし。而もそれが日本一の武將鎌倉殿の寵女の業なりとすればいやはや沙汰の限りとも申すべし。幇間の廣綱も此亂暴なる處置に驚き、辛くしてかの美人を伴ひ大多和五郎義久の鐙摺の宅に遁れたり。是れは壽永元年十一月十日の事なり。翌十一日は何事もなし。同十二日は頼朝遊興に事寄せ、わざ〳〵鐙摺まで出掛け(鎌倉逗子の間に鐙摺と云ふ所ありと記憶す。其處ならん)。義久の亭に行き龜の前に逢ふ。多分龜の前より色々の愁歎話あり、所謂梨花一枝春雨を帶ぶる美人の愁容は益々頼朝の心を惱ましたる事ならん。此時頼朝は牧三郎に伴をさせたり。三郎の迷惑察すべし。扨鐙摺に着きて廣家を召し、三郎と廣綱の兩人を一所に集めて面を合せさせ、一昨日の騷は全體どうしたものぢやと對決に及ばれたり。三郎も此に至りては大に困却せざるを得ず。陳謝舌を卷き、面を泥沙に垂れ、誠にはや恐入て候とてさまざ

まゝ怠状に及ぶ。さりながら寵女に恥辱を被らせたる當人なれば其位の詫言にては頼朝の鬱憤容易に晴れず。手づから三郎の髻を切りたり。しかし其の時も頼朝は政子の焼餅をやきたることを惡口せず。三郎に向ひ、汝が御臺所の事を重んじ奉るは最も神妙なり。それを惡しと云ふには非ず。但し常は何事も御臺所の仰に從ふべき筈なれども、かかる事は内々吾に告げてくれても善ささうなものなるに、忽ちに恥辱を與へたるは甚だ奇怪なりと云ひたるのみなり。則ち政子の焼餅をやくは尤なり。汝が政子の命を守りたるも尤なり。しかし斯様の事は内々知らせてくれても善いぢやないかと怨みたるまでなり。然るに三郎は何とも面目なく思ひけるにや其儘逃亡したり。頼朝は其夜鐙摺の家に止宿す。冬の夜長美人の怨語、嬌語を聞きたるならん。此騒動是にて靜まらず。三郎は御臺所の仰を重んじて勤める所を勤めたるのみなるに、それを御勘發ありしは聞えぬことなりとて今度は政子の父時政がおこり出し、俄に豆州に進發したり。諺に云ふ子供の喧嘩に親が出でたるものにて騷は中々大きくなりたり。されど流石に頼朝なり。妻女に手をついて佗るやうなのろき事はせず。故らに何の構ふものかと云ふ態度を示し、御臺所の御氣色の恐ろしく候へば日頃の御契も是迄と思召し切らせ玉へとて龜の前の辭退するも聞かず。小中太光家の小坪の宅にかこひ置き寵愛日を追つて興盛なりしが、それにても餘り政子の機嫌を損じてはならぬこともありと見え、例の幇間の廣綱を遠江國に配流し、漸く政子の憤を散じ、事落着したり。是は頼朝の女騷ぎの一例なれども政子の焼き方の手きびしかりしこと是にても明白なり。さりながら此に一條の疑問あり。吾妻鏡は北條時代に出來たるものにて、作者の心、必ずしも時世に佞するとにはあらねど自ら北條氏の爲めに忌むことありしは曲亭馬琴なども論じたり。(質屋の庫と雜著を見よ)。然るに政子の焼餅は隨分ひどきものなるに、吾妻鏡の作者が更に筆に加減を加へず。無遠慮に書き立てたるには仔細あるべし。我等太平記を讀みし時東國の女は一途に男を思込みて嫉妬深しと云ふ文ありしと記憶せり。若しくは其の頃東國の女は悉く男の愛に執着すること厚く焼餅をやくことは常の習なりしには非ざる歟。されば政子の嫉妬も吾妻鏡の作者の眼より見るときは東國女の常の習にて、其頃にては敢て恥づべきことに非ず。妻女は必ず相應に焼餅をやくべき筈のものなりとしたることとなれば政子の嫉妬事件をも無遠慮に記したるには非ざるか。史を論ずるものは史家が心ありて書きたる褒貶よりも無心にて書きたる作者時代の習を察するが大切の事なり。抑も女は嫉妬すべからず。夫が何程多くの情婦を作りても、或は何程多數の妾を持ちても、それは男の働きなりとて美しく、默つて濟すべし。夫が遊女町に通ふとて出行くときは妻女はいそ〳〵として後から羽織を着せ、巾着には小判を澤山入れ、ニッコリ笑つて出すべし、それが貞女と申すものなりなどと云ふ教訓は果して日本古代よりの流儀なりや否や、甚だ疑はし。我等などは斯様なる非嫉妬論は日本にては徳川以後の産物にて昔は左様のものに非ず。男女の愛情濃かなれば相應の程度まで嫉妬は許すべきものなりとしたるが、實は日本古代の流儀なるべしと信ずるものなり。天正の頃まで行はれし後妻打などは殺風景のものなれども其頃の人情を知るに足れり。五雜俎に老て後妬婦の功を知ると云へり。女の焼餅は惡きことゝやうなれども、愛情の濃かなるものが男の心の定まらぬを心配するは當然にして此愛情より出づる防禦あればこそ男も身を過つことは少きなり。され

ば焼餅をやくことは必ずしも悪事とは云難きことにて我等などは日本の女に今少し焼餅をやかせたく存ずる位なり。東國の女は情濃かにして身を思ふこと厚く、焼餅をやく代りに行儀も正しかりしかば從って男の風俗も宜しく、さてこそ田舎より京都を制したるなるべけれ。それに戀と云ふものの味は露骨ならざる所に在るべし。我等は不粹者にて戀の講釋を爲すべき資格なきものなれども、竊かに戀の興味は「忍ぶれど色に出づる」に在り。「人の知らぬに袖をうるほす」に在りと思へり。妾も天下晴れての妾、情婦も天下晴れての情婦、藝者狂も天下晴れての藝者狂にては犬猫の戀も同樣にて全く獸的なり。人にかくれ、世に忍び密かに通ずるならば稍人間らしき所もあり。密通を善しと云ふには非ず。公然にても、祕密にても女狂は宜しきことならねども密通ならば猶ほ妻女の權威も立つことなり。何れにしても政子を嫉妬深き女なりとて譏るは徳川時代を以て鎌倉時代を批判する時代相違の杓子定規と云ふものなり。嫉妬は必ずしも惡德に非ず。

（五） 武士道と政子

東國の人氣は昔より格別にて神護景雲三年朝廷宿衛の爲め東人を召させ給ひし時の詔にも東人は常に額に箭は立つとも背に箭は立てじといひて君を一心をもて護るものぞとあり。是れは東國は蝦夷との境に二人種の生存競爭激しく戰爭なども多かりし故、自ら健氣の風をも養成したるならん。蝦夷の叛亂聞えずなりし後も天慶には平將門の事あり、天暦には坂丸の事あり。長元には平忠常の事あり、永承康平の間には前九年の役あり。寛治には後三年の役あり。承久には武藏國横山黨の亂あり。其外遠國故王化も及ばざる所多く大名小名の私鬪少なからず人氣自ら上國に殊なり、武士道と云ふものも生じたり。武士道と云ふものは如何なるものぞや。一定の釋義を下すはむづかしきことなれども先づは武士の間に自ら生じたる面目律とも云ふべきものなり。されば武士道にて第一に禁句とする所は臆病なり。頼朝は石橋山の厄難の時日頃髻の中に隱し置きたる觀音の像を取出し、我首若し大庭等の手に渡らん時髻中に此本尊あるを見ば源氏の大將の所爲に似ずとて嘲らるべし。それが口惜しければ斯くは取出し奉るものなりと云へり。（吾妻鏡）。崇徳上皇、爲義を白河殿に召させ玉ひし時爲義、昨夜の凶夢を陳べて御味方たるべき仰せいなまんとしたるに使の藏人、武將の身として夢見、物忌などは餘りに後れたる沙汰に候と云はれしかば爲義實にもとて參殿に及びたり。（保元物語）。宗旨も信仰も武士に取りては常の事なり、一旦非常に臨んでは唯何事も遁げず、突進するが武士道の極意なり。されば保元の亂に重盛は勅命を蒙つて罷り向ひたるものが敵陣強しとて引き返すべき樣やあるといきまき（保元物語）、平治の亂に義朝は義平の敗軍を見て義平が河より西へ引きつるは家の疵と覺ゆるぞ今に何をか期すべき、討死せんのみと云ひて敵陣に馳突したり、（平治物語）。臆病は弓箭の疵となるべきものなれば寧ろ死ぬとも卑怯の振舞すべからずとは武士道の第一義にして神護景雲の詔に額に箭は立つとも背に箭は立てじと云ふものと同意なり。如何なる場合にも遁げたりなど云はれんは口惜し。侍程の者、一度申さじと思ひ切りしことをたとひ拷問せられたればとて申すべきやうなしと云ふが如く何事も思切つて惡びれぬを武士の魂とす。（平家物語）。次に其頃の武士道にて宗と重んじたるは志の專一なることなり。尤も大名は草の靡きと云ふ諺は其頃よりあり。（承久軍物語）。强さうなる方に加擔して所領を安

堵するは一般の習なりしかども、さりとて輿論は左様なる意氣地なきを善しとせしには非ず。主從の義を重んじ志を主人の家に盡すを以て眞の武士の面目とし、殊に主人の盛衰に從つて向背の態度を變ずるを以て醜事としたり。されば源氏に從ふ武士は、「源氏に二人の主とることなければ宣旨なりとて得こそ内裏へは參るまじけれ」と云ひしものもあり。「源氏の習ひ、心かはりやあるべき」とて肩を怒らせしものもあり。「凡そ武士には二心を恥とす。殊に源氏の習は左様に候」と力みしものもあり。(平家物語)。平家に從ふ武士も忠盛の家の子には主君を辱めらるゝ時は至尊の御座近くなりとて遠慮すべからず。必ず殿上までも切り入らんと決心したるものもあり。(平家物語)。平宗淸は頼朝の恩人にて頼朝より關東に來らば善く扶持せんと云送りけれども平家零落の後、頼朝に參向するの條、尤も恥ぢ存じ候と云ひ、直ちに屋島の内府に參り、運命を主家と共にし、(吾妻鏡)、齋藤別當實盛は昔についてあなたへ參り、こなたへ參らんは見苦し。今は源氏の世盛りとなりたりとも我は平家の味方となりて打死せんとて黒く染めたる白髮首を木曾義仲の士に取らせたり。(平家物語)。斯く臆病を惡み、主人に忠志の專一ならんことを宗としたる武士道が其結果として死生を度外に置きたるは當然なり。東國武士が平家を西海に伐ちし時、病身ながら天下の重事なり、坐視すべきに非ず、とても死ぬ身ならば戰場に死なんとて出陣したることは吾妻鏡にも見えたり。事あらば最先かけて命を主君に奉らん、弓矢取る身は死すべき處を遁れぬれば中々最期の恥あるなりとて腹掻き切つて死にたるは其頃の武士の習なれば義朝も合戰の場に罷出でて何ぞ生命を存ぜんと云へり(保元物語)。されば頼朝が十四歳にして父撃たると聞きながら自害をもせず池の禪尼にすがりてかひなき生命を助かりしを時の人は善くも言はざりしなり。此外其頃の武士道にて殊に著しき一個條は人々互に功名を競ひたることにて爲朝が白河殿にて我れは親にも連るまじ、兄にも具すまじ、功名不覺も紛れぬ樣に唯一人いかにも强からん方へ差向け給へ、敵たとひ千騎もあり、萬騎もありとも一方は射拂はんずるなりと廣言したるは(保元物語)、最も善く武士の氣習を言現はしたるものにて佐々木、梶原の宇治川先陣なども其の一例なり。但し弓矢の道と云ひ、武士の道と云ふもの畢竟自然に生じたる武士の面目律にて多くは無意識の間に發達したるものなれば此處までが武士道、此處までが武士道に非ずと、杙杭を立て得べきものに非ず。勿論井上哲次郎氏の言ひしやうに山鹿甚五左衞門の著書は武士道の經典なり。それを讀まねば武士道は分らぬものなりと云ふが如き窮屈なるものにも非ず。先づばつとしたるものなるが、さりとて其面目律の制裁は政子時代にても中々嚴重にして武士道に外れたるものは武士の間には生きて居られぬ程なりき。たとへば平治の亂に源氏の士、藤原信頼を見限り、此殿は人に頰を打たれて返事をだにしたまはねば侍の主には叶ひ難しと云ひしが如く(平治物語)、大將若し武士道の心得なければ士卒つかず。侍若し名を惜まず卑怯の振舞あれば士林に齒せられざりき。此武士道東國に盛んにして都に流行らず。都は柔弱者の寄合となりし故、天下の勢つひに上輕く、下重くなりて日本未曾有の大改革とはなりたるなり。保元物語に阪東武者の習ひ、大將軍の前にては親死に子撃たるゝとも顧みず、彌が上に重なつて戰ふとぞ聞くとあり(平家物語に齋藤實盛の詞とて實盛の弓は纔に十三束を射候。實盛程射候ものは八個國にいくらも候ふ。大矢と申す定の者に十五束に劣りて引くは候はず。弓の强さも

したゝかなる者の五六人して張り候。かやうの精兵等が射候へば鎧の二三領は容易うかけず射透し候とあるも關東の武道盛んなるを云ひたるなり。さりながら東國の武士が天下の主人となりたるは獨り武士道の盛んなりしが爲めには非ず。保元以來都に兵事多く京洛の客、往々四方に散じ天下經營の知識に東國の武力を合併したるが故なり。近き世の薩摩の事も之に似たり。薩藩は武道の盛んなる所にして百二都城の健兒は勇氣に於ては天下無比なりしかども、それだけにては天下に功を立つることも成らざりしに、島津齋彬の祖父重豪、隱居して榮翁と稱せし人、薩摩の邊士にて武士の片意氣なることを憂ひ、天下の形勢をも知らしめんとし、勉めて上國の風を移せしより、薩藩固有の武士形氣と、上國の知識とは此に相合して薩人始めて眼を天下の形勢に開くに至れり。東國の強きのみにては未だ天下を圖り難し。賴朝は北條、三浦、千葉、小山など云ふ東國武士の力を假りたると共に大江廣元、三好善信など云ふ京洛の客を愛し其經綸の知識を用ひたり。天下の武士道も開化せざれば唯強きのみなり。天下の形勢を辨へ知る知識と武士道との二味が調合して始めて武士道も役に立ちしなり。我等つらつら政子の傳記を按ずるに此人、女ながらもたしかに時代の絕頂に立ちたるものにて、開化したる武士道の標本なり。吾妻鏡を見るに建保六年政子鎌倉より京都を廻り熊野詣したることを記す。此時政子は六十三歲の高齡なり。先頃日本婦人矯風會頭矢島かぢ子は七十餘歲にて太平洋を越え亞米利加に赴きたりとて荊妻などは其元氣の盛んなるに舌を捲き居れども、政子時代に鎌倉よりの熊野詣はそれよりも難儀なる大旅行なり。それを日本に二となき貴女の身にて輕々と出で立ちたること流石は東國育ちの身體強健なるを察するに足れり。それも其筈なり。政子の父時政は七十八まで生きたる頑骨なり。其子なれば左樣あるべき筈なり。さりながら、それよりも猶ほ膽をつぶすべきは其旅の目的なり。其頃都には法皇、主上關東の專橫を憤らせ玉ひ內々御謀叛の企てありなど早くも聞えたり。實朝もそれをうき事に思ひ

　山はさけ海はあせなん世なりとも

　　君にふたこゝろわかあらめやも

と讀まれしとなむ。後に承久の役と云ひし大騷ぎは此頃より既に其兆ありしなり。されば政子の熊野詣も唯信心の爲めには非ず。實は都の人心を靜めん爲めの示威運動とも見るべし。六十三の老尼、敵地にひとしき都に入りて關東の爲めに示威運動を試む、賴朝の妻女にして此人あり。鬼の女房に鬼神とも云ふべし。投京都に立寄りて從三位に敘せられしも參內して恩を謝しまゐらせしにもあらず。仙洞より御對面あるべきの由仰せ下されしと雖も、邊鄙の老尼、龍顏に咫尺すること其益なし、然るべからざるの旨申切り、諸寺禮佛の志を抛ち卽時下向したり。（吾妻鏡）。是れ實に示威運動の大上乘、公家の膽を冷すに餘ありと謂つべし。其後承久の亂になりても一刻も猶豫せず直ちに東兵を西上せしめ、我より先んじて敵の計を破るべき大計を決せしものは政子にして關東將軍の威嚴を保ちしものは實に尼御臺の御前にて決したる議に依れり。此段は諸書に詳なれば此には云はず。政子の如きは開化せる武士道の化身にして賴朝の事業を大成したる女政治家とも云ふべき歟。關東武士の渴仰尊敬したるも宜なり。日本の女は政治的能力なしなど云ふものは此人あることを知りて其說の過てることを白狀せざるべからず。

（六）　佳人成長の地果して如何

富士の白雪、三島に落ち、三島女郞衆の化粧

の水となるとは我等が駿河に住みし時、土人の子と共に歌ひし所なり。政子時代の北條の里は三島に近く風情多き所なりしなるべし。前には箱根眉端に迫り、右には日金いと高く、左の方には遙かに富士の裾野を見る。其頃の富士は煙立ちて風になびき今とは趣を異にせり。此あたり東北の風を山にて防ぎ、西は駿河灣の暖流を受けたれば氣候もいと暖かなるべき歟。我等未だ實地を履まねば唯佳人生長の地果して如何と想像するのみなり。狩野川の水は清く、城山の月は白し。故人見るべからず。人をして哀ましむ。

（明治三十九年九月一日）

書齋獨語

（一）

世に新聞記事の俗惡に趣きしを歎ずる人多し。されど我等は是れも已むを得ざることなりと思へり。日清戰爭及び日露戰爭は新聞を讀むものの數を幾倍幾十倍せしめたり。新聞の購讀者は俗の俗なる人にまで及べり。商賣の繁昌は顧客と趣好の水平を維持するに在り。新聞の日に俗惡に赴くは新聞を讀むものの日に多きを證するものなり。されど人の趣好は何時までも俗惡に堪ふるものならんや。今や讀者の性情は漸く一變せんとす。

（二）

讀書界の趣好を察するにたしかに或ものに饑ゑつゝあり。是れ蘆花君の作が翼なくして天下に飛ぶ所以なり。

（三）

或人史を學ぶの法を問ふ。答へて曰く、先づ善く新聞を讀め而して現代の事態に通ぜよ。古は猶ほ今の如し。現代は活きたる史なり。古史は死にたる現代なり。今日の世界が如何にして動くかを解せずんば、余は其人の古代の世界が如何にして動きしかを解する能はざるものなることを知る。

（四）

或人現代を學ぶの法を問ふ。答へて曰く、先づ古史を讀み、國の盛衰興亡する所以を詳にせよ。今は猶ほ古の如し。史學の鍵を有せざる者は決して現代の祕密を開く能はざる也。

（五）

明治十年までは士族の世なり。明治二十三年までは中等民族の世なり。其以後は富豪の世なり。今後は如何。曰く、最下級の人民が政治的に覺醒すべき世なり。彼等は今猶ほ眠れり。されど彼等を以て永遠に眠りて覺ることなしとするは樂天に過たる觀察也。

（六）

孟子曰上下交も利を征りて國危しと。人皆富豪翁たるを以て成功とし其手段の是非正邪を論ずることなければ即ち是れ賄賂公行、公權蹂躪の世なり。國危からざらんと欲するも得んや。

（七）

愚民政治の例は太平洋の彼岸にあり。富豪專横の例も同じ國に在り。新聞紙が愚俗に佞するの例も亦同じ國に在り。米國は日本人の深切なる研究を價す。米國を知るは即ち將來の日本を知るなり。

（八）

嘗て一友人あり。北米の大學より歸る。余に語りて曰く吾願くは一生窮儒を以て甘ぜん。米國の生命は大富豪にあらず、貧にして書卷の間に老死するを厭はざる敎授先生に在

りと。果して然る乎。米國も亦富の福音を信ずると共に貧の福音を信ずるものある也。

（九）

今日の日本は、明治十年前の日本、明治二十年頃の日本と相似たり。當時の女學生に朝暮「バイブル」を誦し「ピアノ」を彈じ炬燵を見苦しとて「ストーブ」を用ひ袖口の綻をば他人に任せながら自ら從縁りの縫取を樂み、往來の土泥に西洋女服の裾を引きて其儘疊の上を汚し、親戚老成人を眼下に見下し自ら得意なるものありしは嘗て福澤諭吉氏の冷笑する所たりき。願くば氏をして泉下より再び今の女學生を冷笑せしむること勿れ。

（『愛山文集』より）

山中の美人

⦿二月の末には駿河には梅花の既に飛花となりしを見しに、東京の郊外は此節も猶ほ時として數寸の霜柱を見ること無きにあらず。庭の梅花もやう〳〵咲き揃ひたる程なり。一昨日は少しく風ありたれども天氣好かりしかば、午後より家を出で、梅を多摩川の西岸に尋ねたり。他人は政界に熱煩し、我は山中の美人を訪ふ。天の閑人を惠むこと亦大なりと謂つべし。

⦿梅花は久地村と云ふ處に在り。多摩川の西岸の旗亭龜屋の横より右に折れて堤上を行くこと七八町、更に右に折れて田間の小徑を行けば則ち達す。處々に「枝折る可からず。園主」といふ木札の立てられしを見る。前面に丘陵あり。左右に松林と竹藪とあり。梅樹の數も少からず。折節輕暖なりければ予は暫らく茶店に腰掛けて靜に眺望を縱にすることを得たり。

⦿予は此處に來る途上玉川電車の中にて警察官らしき人二個と一青年を見たりしが、思ひきや此三人は予に先立ちて梅園の中に在り 其中にて若き警察官は莞爾として予に向ひ愛山先生、えらい處に迄御出ですなと云ふ。予も笑顏を以て之を迎へたり。予は始め佩劍の音鏘鏘たる人が相携へて花下にあるを見て、何事ぞ花見る人の長刀の感なきに非ざりしが、其人の予を知るを見て一驚を喫したり。あはれ常は六かしき顏をなし居る人と雖も梅花に其嚴肅を破る風流もあるぞかし。

⦿警官の去りたる後は滿園に遊人の隻影なし。茶亭の女子微音にて獨語す。寂寞を樂まざるものゝ如し。一鳥啼きて樹間を廻り、風來りて竹影動く、暖日背にあり、地上に我影あり、予は幽靜を愛せざること能はざりき。蒲田龜井戸善しと雖も餘りに人に近し。靜かに樹下に坐して之を樂まんには此か俗境に過ぎたり。此地も土曜日曜には相應の客あれども常の日は此の如しといふ。茶亭の女子は氣の毒なれども、予は自ら獨り梅花と共に在るの幸を感ぜざる能はざりき。

⦿櫻花は衆と共に見るに好し。酒なくば何んのおのれが櫻かな。鞭影衣香、酒池肉林、人皆春に醉ふ時に櫻花は其粹美を發揮す。梅花は獨り見るに好し、樹下を徘徊して枝毎に花毎に之を熟視するに非ざれば其眞趣に達すべからず。予は始めて少しく此中の消息を解したるが如く感ず。

⦿やがて日影も薄くなりたり。風の樹を動すこと騷々しくありければ杖を引き歸途に就きたり。玉川の砂上人影稀に、鳥低く渡頭を飛んで暮色漸く迫る。玉川電車に乘りて家に歸れば四隣既に燈光を點ず。

（『思ふがまゝに』より）

戦場の兎

露都に於ける二葉亭の舊居

虞美人

澁川玄耳

戰場の兎

（三十八年三月奉天會戰）

（原本『從軍三年』の中扉）

（一）

驢馬を驅れば半日程、殆ど眼前に奉天城を望みながら、敵と對峙したまゝ、此處に既に半歳。柳が大分膨んだとか、零れ麥が芽を吹いて居たとかいふ噂が聞える、成仔池の氷の融ける日もある、室内で手拭の乾く時もある、さては早、滯陣の日も長くはあるまいと思つて居ると、或日の事果然の命令、出發用意！。やれさて進軍、いよ〳〵奉天見物が出來る哩。

荷作も手速く出來た、各自の服裝、携帶品は成規の通りだが、成規の外に若干の道具がある、鍋釜代用の洗面器、藥罐、自辨の糧食品、葛粉、煉乳、砂糖、紅茶、酒、酢、醬油の類や、烟草、木炭外に寢具として支那服の裘が一枚、是等は大行李に託する事が出來ぬばかりでなく、手近に置かなければ當てにならないのである。馬慶吉といふのは余が苦力、少し拔けては居るが力は可なりにありさうな奴、前進のお供をするといふから、右雜品の運搬をさせる事に定めてあつた。柳で編んだ大きな鷄籠二つに容れ込んで、擔ぎ棒は門前の柳の枝を伐つて置いた、うねくねとした二間許りの奴、試みに擡げて見ると可なりに重いが、まあ大抵好からう。

「兎は如何するか」と突然一人が叫ぶと、一同「さうだ……」と言つたきり、何分荷物が重いから直ぐに、連れて行かうと言ふ者もない、「どう爲ようかナ」と囁きながら一人が箱の戸を外した。

土間に放ち出した兎は、ヒョコ〳〵と例の通り跳ね廻つては、時々後足で立つてお招きの姿勢、口笛を吹くと彼方から呼ばれるのかと長い耳を搖かして圓い眼をキョロつかせながら、四邊を見まはして居る、相變らず可愛い奴だ。

全身黑毛に背の方が少し許り白い、三日月と名を命けて、此半歳の冬營中飼ひ馴らしたる家兎である、貰つた時は纔と乳離れをした許りで掌に載る位であつたが、今は一匹前に成長して、瘤の實の樣であつた耳も木葉ほどになつて來た、何處か好い聟はあるまいか、匹偶にして遣りたいものだと聽き合せて見た事もあつた。

「連れて行かれぬかな！

「怎麼かして連れて行かうぢやありませんか

「遺して置いたつてコンな可愛い奴、誰か又飼つて呉れるに違ひない

「なアに、直ぐ締めて剝いで食つて仕舞はれるさ、二台子では狆の兒さへやつて居たぢやないか。

十里足らずで奉天だ。まさか一日では行くまいから少し重かつた處で擔がれぬ事はあるまい、兎も角伴れて行かうと決する。枕の藁を引出し

て其中に[illegible]内地と共に兎を入れた。苦力は頗る不平な顏をして、籠を擔いで試る。

明日はスッカリ參つた、出發の命令が今か／＼と待つ中に日が暮れる、前日來の戰況は益々激しくなつたらしい、此前面は勿論右左數十里に亘つて砲聲雷を捲び、砲火眼を眩ずるばかり、

今夜は此處に此儘、夜を徹するといふ命令が出た、我等は靴を脫いでまた坑の上に橫はる、兎は袋から出して箱の中の藁床に寢せてやる。

慰問。未明より又出發の用意、兎は袋に。

友人の山崎子等から追送品が來た、賴い、何だらう、開けて見ると二斤入りの朝鮮飴が十箱、嬉しいには嬉しいが、さて此を持つて行くのが一難事である。

早速友人にお裾分けをして殘つたのが三箱で六斤、攜ひ籠に入れると、苦力の顏色まず／＼麗はしくない。

在某軍に既に奉天の背後に出たと言ふ風聞が立つてから、若干時を經て、果然、前方一帶喜々に火の手が上つた、さては我正面の敵も退却と見えるぞ、明日はいよ／＼吾々も奉天で眼覺いで休まれるぞと勇み合つた翌日三月七日果して前進。

そこで出發と立ち上る。門前に用意してある馬は、[illegible]る他の馬を見て頻りと嘶く、皆内みな驚椅に集合する、苦力は[illegible]顏をしながら、よぼ／＼と門を出て來る、そんなに重いのかと見れば、大きな包みが一つ殖えて居る、何かと尋ねると、彼れが寢具や携帶品、あゝ其は全く兵隊に入れて無かつた。御の枴は擔んで居る、僅に百斤を越えて居るのである。

一遁げはしまいか、苦力が

一大丈夫、給金が二十日分許り敵と振つて無いのだから。

（二）

十四五町前進して停止した所が拉木屯、六ケ月の間敵と對して我健兒等の寄住ひして居つた所、とある家を覗つて見ると六疊許りの薄暗い室、四方自然の土壁に幾個も穴があるのは押入れにも棚にも使はれたのであらう、四五個の空罐が轉つて居る、眞中に大きな甕が据つてある、燃え盡した木炭の白い灰が、ソックリ其儘に原形を存して居る、寒い／＼、永い／＼冬の夜を寢られぬまゝに此甕を圍んで如何な話をして居たであらうか。此處の狹い樣な處にも故鄕のなつかしい人、可愛い人は、劔の山よりも谷を越い、小蒸丸、砲彈の中を潜つて、[illegible]夢枕に通つて來たのではあるまいか。

二三の時計や新聞紙が散らばつて居るばかりで、立つ鳥の跡も濁さず前進した此室の兵士共、今は前面に激戰の眞最中であらう。

少しく進んで沙河を渡る、堅氷に閉ぢられてある、中筋に一條の鐵條網が張つてある、河岸を登れば疎らな木立の芝生、師團長以下此處に停止して居られる。

馬を繋いで置いて、石渕子と二人其處等を見廻る。敵が昨日まで居つた陣地は、ツイ眼の前、雙方の鹿砦は一町とは離れて居まい、中間の高粱は去秋實つたまゝに枯れ朽して、風に靡いで居る、此處に彼處に黑いものが轉り廻つて居るのは豚だ、居民は皆逃げて仕舞つて歸るに家は無い、北に走れば露兵に打たれ南に往けば日軍に追はれる、據なく中間の高粱畠に此一冬、食ひたい物も食はずにさぞ辛かつたらう。

一夜に三百萬發も打つたこともあるといふ、少くとも千發や萬發打たなかつた晩はあるまい。此邊一面に敵の大小銃砲の彈が落ち散ばつて居る、[illegible]の木と一緒、悉く傷けはしけたのもあれば全形のまゝのもある、文鎭に好か

らう、花瓶に爲れると拾つても見たが、重いので皆捨てる。

凹い砂地に降りかけると、大きな握り拳が生えて居る、敵の屍體だ。此處に埋められる位なら、斥候か何かで大膽にも單身深く敵地に入つて來た勇士に違ひない、併し彼の膽勇なる行爲は草一本の肥料とも爲らず、空く此砂原に埋れて仕舞ふのである。

元の芝生に歸る、苦力が今漸く着した處、馬卒は早速荷籠の中から例の袋を取り出して口を開ける、引出された兎はキョト／＼と物怯した眼つき、芝生に放しても逃げようとは爲ない。予は咬つて居た堅パンを遣る。水筒の水を飲ませる、苦力は盛んに他の苦力の運搬量を例證として負擔の過重を訴へる　無理からぬ事だから今一人雇はうと、探しに遣つたが、まだ村の者は歸つて來ないので一人も見付からない。一兎を捨てよう、奉天には澤山居ります」と片語交りに申出るのを、次の村に行つたら、人が居らうから雇つて荷物を分けてやると和めて置く

午後又前進、四里許り。

敵の防禦陣地を通過した、對峙中我と同じ日數間に仕上げたのであらうが、工事の模樣は迚も比較にならぬ、鐵條網の如き前後十重二十重、上下幾段にも引張り廻して到底、切斷も踰越も出來さうに見えない、塹壕の深さ、胸壁の厚さ、而も其手際の好さ、實に驚くの外は無いが、是れで守り切れぬとは又更に驚くの外ない。

夜九時まで或る路傍で風に暴された末、宿舍に入つた、露兵の住つた跡で、日本人なら土間に直ぐ爐を切るのだが、彼等は煉瓦を積んでストーブを作つて居る、壁には四五枚の美人繪を貼つてある。

急務は湯沸しと、飯炊きだが、土人が居ないから井戸の在所が判らない、黑暗に探し廻つて從卒が藥罐に汲んで來た、湯だけは吾等の處で沸かし始める。露軍の殘して置いた暖爐用の薪があるのを探つて來て土間で焚き付けたが、燻つて燻つて仕方が無い、苦力ッ、木炭を拿つて來い、木炭々々と呼ぶけれども、一向に返事を爲ない、焦立つて怒鳴り立てると漸々出ては來たが、悄然として居る、此奴へコタレたなと思つて、翌は奉天で御馳走をして與るなど一言二言慰めて、更に木炭を持つて來いといふ、俛れた切り默つて居る、氣の早い馬卒は荷籠を探して居る樣であつたが、「有りません、打拋つたんです、横着者が」と叫ぶ。

「兎は居るか」と異口同音、誰も早速の懸念であつたと見える、「三日月は居ります」と言ひつつ、やがて抱いて來て土間に放した、焚火の光りに恐れるのか兎は隅の方に蹲つて動かない、小さい眼が二つ並んで火映りに輝く。白菜の二莖を取出して、二葉三葉を兎に、殘は鑵詰牛とごた／＼煮のお副。

茶を入れる、酒を燗する、饑じい腹に軟かい炊き立て飯、したゝかに參つて窓の障子もない室に、寒風の吹き通すのも平氣なもの。

（三）

三月九日、未明に起きて出發の用意。今日こそは奉天に入るならんとの期望に人皆勇む。障子のない窓から外を眺むれば、白み渡る空に殘の星が三つ二つ、好天氣らしい。

兎を例の袋に收めて、さて苦力を面前に喚び來らしめて申渡す。

「昨日の木炭の樣に無斷で荷物を抛擲する事があつたら、一品につき十棒づつ吃はせる上に是迄の未拂賃銀は給れない、併し行進の模樣により如何しても擔いで行くことが出來ない時は、第一に其方の私有品を捨てよ、第二に幕、酒、朝鮮飴其外菓子類、第三に兎と余

の寢衣、それだけ捨てたら擔がれぬ筈はない、併し萬一の時には米だけ持つて荷鞍も捨てて宜しい。判つたか、貴樣のガラクタより前に兎を捨てたら三十棒だぞ。

尙土人を見付け次第に雇ふべき事、首尾能く奉天まで總ての品を運んだら給金の外に賞金を與ふべき事等をも言ひ聞かせた。

敵はまだ渾河の邊に居ると見え、砲銃聲が大分聞える、吾等は或處に集合したきりで一時間經つても二時間經つても動かない。

十時頃から南風が吹き始めて沙塵を起して來た、時々刻々烈しくなる、午頃、愈々出發したが何處やら見當は付かぬ、全然去年の上陸前、海洋島附近で濃霧に遇うた時と一般、日は昇つて居るけれども少しも所在は判らない。一陣又一陣、風の切れ目には沙塵も薄らぐので十町位の處まで見えもするが、颯と烈しく吹きまくる時は眼も口も開けては居られぬ、失伍れては大變だから纔に毛條ほどに瞼を透して見ると、吾前に居るのが獸醫部長、其前の大きい馬が工兵隊副官、其前は主計の松眠子らしい、ボンヤリと見える、四騎、五騎より前は全然沙塵に包まれて影も形も見えないのである。

「胡沙、獵々として人面を吹く、漢虜、相逢へども相見ず」と昔の詩に曰つたのは全くの事實たることを想ひ合せた、敵が何處に居るか、味方は何處に居るか、少くとも二十米突以內に接近しなければ辨じ難い、磁石を見ない限りは西も東も知れ樣がないのである。

此村に停止と聞いた時の嬉しさ、逸早く馬を飛び下りて門を入る、兎も角家の中に駈け込まうとすれば、唯だ堆かく瓦礫が散亂して居るのみ、壞しも壞したもの、有らゆる家屋は打崩されて、梁も柱も一寸の木片も殘つて居ない、皆燃料に使つたのか防禦工事に用ゐたのか。

崩れ殘りの土壁に接着いて風を避け、ハンケチに唾を濕して眼を拭けば可なりに大粒の砂も出て來る、痛い筈だ。

誰を見ても人間の色をした者はない、滿顏の毛の穴に吹き込んだ砂、汗の上に積つたのは斑に黑く見える、眉や鬚は白く黃色く何とも言へぬ凄い有樣である。

傍の地上にベッタリと坐つて話をして居るものがある。

「敵も大抵に逃げて呉れないと困るネ、此んな事で鐵嶺あたりまで追擊を續けさせられたら、此方がヘタバッて仕舞ふぞ、少しは追ふ者の身にもなつて、好加減に逃げて呉れゝば好いに……」

「併し吾々は追ひ風で先づ好い中だ、若し敵が踏み止まつて戰はうとしたなら、南風を正面に到底眼は開けられまい、逃げるの外は無いさ。」

「今夜は此處に宿營か知らん、大變だぞ、家は悉く壞されておまけに何も燃料はなし、若し此風が北に爲つて雪でも降つたら、莫斯科の二の舞だぞ。」

一時間も遲れて苦力の一隊が到着する、荷物に強風を受けるので、迚も步行かれるものではない、併し流石に、三十棒と給金の沒收は恐しいものか、何も捨てずに遣つて來た、無論兎は無事であらうと出しては見なかつた。

更に前進して、全行程が四里餘にもなつたら、宿營に着いたのが日暮れ時、生憎我等の司令部よりも先に軍司令部が同じ村に泊るので、可なりの大村ではあるが、非常に窮屈な宿營割が出來た、予等は十數人に一室を得た。

南北の窓を風が吹き通す、炕の上にアンペラもない、幸ひ近處に高粱稈が見付かつたので、それを敷く、馬に着けて居た毛布を南の窓に釘付けにして風を避け、予は成るだけ隅の方に堅つて坐る、前月來持病と爲つて居る腹痛が起つて

来た、用意の懐爐を二つ腹に當て、湯の沸くのを待つてミルクを飲まうと思ふ。

「どうしても水は汲まれませぬ」と従卒が歸つて来た、「馬鹿な、其ンな事があるものか」「井戸の中に電話の何か器械を漬けてあつたのを、水汲む者が其線を斷つたとかで、井戸の歩哨が一切水は汲むことはならぬと言ひます」と言ふ。致方がないので、或處から少しの水を分けて貰つて泥をハンケチで漉して、飯も炊き、湯も沸かした。

兎を出し、朝鮮飴を出し、ミルクを出させる、皆不足なしに荷籠の中にあつたので、大に苦力を賞して舌鼓を打つ。酒は搖りこぼれて一滴もない、空瓶を捨てさせる、飴は皆食つて仕舞ふ、携帯口糧を食ふ筈のを、苦力に擔がせてあつた、豫て用意の食ひ餘し米を三食分炊かせる、荷籠の重量は又十四五斤を減ずることになつた。

風は少し和いだが、寒さが加つて来た、夜行軍かも知れぬとの噂、何時でも立たれる準備に靴も脱がずに横臥する、馬は鞍を置いたまゝ。

渾河までは一里足らずださうな、河を挾んで戦つて居ると覺しく、銃砲の爆聲手に取る如く聞える。

（四）

今日は我半世に於ける好記念の一日。

三月十日、昨日と異り、和風暖かに晴日暉く、早旦宿舎を立出で、一時間弱にして、渾河左岸の一村に達した、此處は家屋も壊されず、土民も落付いて居る様である。早速苦力を探す、三十餘の小柄な男を連れて来た、聞いて姓名を布片に記して上衣の領に縫付けさせる。兎と米と予が毛皮の寝衣と炊事道具とを舊の苦力に、其他を新苦力に分擔せしめる。

村を出外れると直に渾河の渡渉點。小高い沙丘がある、登り立て見れば霞の裏に彷彿として、奉天の城門が、一イ二ウ、三ツ四ツ五ツと、歴々指點せられる。半歳冬營の苦も、連日行軍の苦も、一時に拭ひ去られて、見ぬ戀にあこがれた意中の人に、ゆくりなくも面合せた様。

「やア、上流に友軍が渉つて居る、第一軍だらう。

「ほら、對岸に。あれ／＼、前進する。

「下手の方のは我縦隊の兵だらう。氷はまだ大丈夫だ。

「少ツとも銃聲がせぬぢやないか、餘程遠くに敵は往つて仕舞ツたんだ、相變らず、退却の名將？

我等の渡河には未だ多少の時間が有るといふので、沙上に團坐して朝餉を食ひ掛かる。綺麗な沙原で、夏になつても多分草も生えなからうと思はれる。處々に散落せる小銃彈は味方のだ、昨夜あたり河を挾んで戦つたのであらう。

上下數十里、見ゆる限りの流域は我軍を以て滿されてある。三竿高く差し昇つた日は、うらうらと河上の氷を照して反射する。實に予が曾て見得ざりし所の雄大の景、壯快の觀である。

飯盒の蓋を取れば、飯の色が薄鼠色、昨夜の水が悪かつたと見える、ハンケチで漉したにも拘らず無數の埃も雜つて居る、見た上は食ふ氣になれないので、堅パンを少し咬つて、水筒の冷茶に咽喉を濕す、程なく渡河の命下る。

予は馬を離れて、單身渾河の岸に下り立つた。處々氷の融けた處に、土人の門扉らしい板が渡してある、河幅十餘間に過ぐる此の流れ、幾處か深い淵も有らう、萬一氷を踏み拔いたらと思へば、無上に恐ろしくもなる、併し吾前に幾多の人々が渡りつゝある、上流にも下流にも怪我は無い様だから先づは大丈夫と自ら慰める。

鴨綠江の水を飲ふことすら、古来幾多の志士の渇望として詩詠に上つたのであるを、今日唯今此の滿洲の眞中に來て、渾河の氷を踏破するとは何たる好い果報ぞ、いでや後日の話し種に氷を一つ噛んで試ようかとの好奇心。底の砂の見える極めて淺い處に立出り、質の錆ごつきを壞す、さて取り上げたる玲瓏の一塊、ガリリと噛れば胃に何の異りも無い氷の味、鋭冷舌を刺すばかり、父母が在したらば、母君が在したらば、誇りかに告げてお話らうものを、三十哩下げ一昔ながら、故國を失はれても見ようものをと、際だつた事に出會ふと常も、親のないのに嫌合ひが賦けて何事もつまらなくなつて仕舞ふ

右岸に達する、岸に沿うて一連の塹壕がある。

夥しい彈藥、食器、水筒、靴、帽子、外套、其外種々雜多の物が散亂して居る、余ッ程周章てて敵は退却した模樣、處々に脱付き更紗の蒲團、お馳ぎ棄ててある、蚤が樂んで居る、併し此邊に委棄したる敵の屍骸は一も見當らぬ、段々進むと、軍馬が倒れて居る、豚が逃げ廻る、犬が頻りと吠え立てる。

著しく目に立つのは、樹木が少くなつて來たのである、沙河より渾河まで一帶の地方は、彼我冬營の燃料に伐り盡されたからでもあらうが、一村に五六本もあれば樹が多いと賞めた位であつたに、渾河を越したら別天地、到る處に蓊鬱たる森林が展望を妨げる、何だか是迄の滿洲とは勝手が違ふ樣。

前方の森の梢に聳えて居るは奉天城、鐘樓數里の遠きに聳つて居る、黒い城樓の中部が白く見え透くのは、扉がないのだといふことまで判然と知れる。前に／＼一歩づつ近づくと思ふ中、何時の間にか我等の進路は東北に轉じたさうな、幾程もなく奉天を左に望む樣になつて來た。俄に停止！

敵に・・・・追付いたと覺しく、彼此か判らぬが、盛んに砲を打ち始めた。

予は一民家に立寄つて白湯を求めると、居合せた家人は恐みて大釜の下を焚きつける、近く鐘樓も起つて來た、いよ／＼敵に接着したに相違ない、同時に砲聲も益々劇しくなつて來た。

湯が煮え立つた、綾貴の茶を取出し、水呑の中に浮かして一口二口飲んで居る中に、パーン、パン／＼／＼、屋根を掠むる砲彈の爆聲。敵の齊射だ。

家の前で騷がしい人聲がする、窓から覗いて見ると一頭の支那馬が門前に倒れて其あたりは血塗れ、一人の老爺を圍んで七八人の土民が土堆の根に寄り添つてチーハー／＼喧しく囀り立てて居る。今此處に馬を牽いて這入らうとする處に砲彈が破裂したのだ。

二三十分間で、砲聲が止む、敵は又退却したと見える、併し斯う近くなつては到底今の處も我捕獲を免れまい、せめて十門許りも有つて呉れゝば善いが。

又前進の令！

一鐵嶺行きださうだ、これから二十里近くもあるぞ。

「本當か、其奴は大變だ、今日迄に足を磨り減して仕舞つては後備品がないから補充に困るぞ、せめて今度は奉天泊り、ドンドと湯の湧いてる處でも有るかと思つたに。

「新參だから君はそんな夢を見るのだ、城内に宿營するといふ事は、上官連の專有で無い事だ

一やれ／＼、せめては城外にでも、近所に……

目標は前方の松林だとの事。つい其處に見えて居るので予は悠々茶を啜つて、投書野主計と二騎、畑地を横ぎつて乘り出した。千米突餘も進んだ頃、又もや敵の砲彈を聞めた、しかも例の急射撃、松林までは尚ほ千余米突、間は

全くの平地で逃げ先も隱れ先もあらばこそ、砲彈は會釋もなく前後左右に、或は空で開く、或は土煙を打揚げる。右に小廻りをしようと思ふ中、ハアンと間近く開いた一發に、馬が驚いて亂跳する。敵陣に飛び込まれては一大事とあせるけれども、馬はただ馬、騎手は無類の拙手なれば、何樣にも斯樣にも始末がつかぬ、今は砲彈よりも馬の方が切迫の危險、どうか落ちるなら砂の上にと祈り乍ら一所懸命、手綱を操り身を捻り、漸くの事に馬上安全目標の地に乘り付けた。

汗を拭ふ間もなく、更に前進。司令部の旗は前方の丘上に飜つて居る、追ひ〳〵に徒歩の連中も喘ぎ〳〵追付いて丘の麓の枯れ芝に座を占める。荷物が輕くなつて居るので苦力も格別遲れずに遣つて來た。袋の兎に堅パンの缺けを入れてやる、前進又前進で少しの落付く間もなく、此模樣では何時又直に出發するかも知れぬので 兎を出しても見ないのであつた。

軍役夫の田中某、彼は淨瑠璃が上手、本姓よりは三代太夫と、藝名の方が善く知られて居るのであるが、今しも予が側に來て、

「御覽下さりませ、好い物が手に入りました、唯今途中の畠で。

軍樂用の太鼓を頸に掛け、口拍子を取りながら兩手を振りつゝ、滿面禁じ難い喜びを現はしつつ太鼓打つ眞似をやつて居る。

「ほう、成程好い物。序の事に露助奴、三味線まで揃へて置いて呉れゝば好かつたに。

遼陽の戰後、祝捷會の折に、太鼓や三味、鳴り物が無いので困つた事を思ひ出して、予は斯く戲れつゝ、やがて催さるべき奉天の祝捷會には此太鼓で一番シッカリ賑かさうと約したのである。

（五）

小丘を環つて點々たる數十の部落、いづれも皆烟が揚がる、敵が退却に臨んで放火したのであらう。間々の畑地には幾百となき放れ馬が右往左往に奔逸して居る。

丘の上には將軍を取り卷いて幕僚將校が謀議を凝す模樣、傳騎か斥候か知らぬが騎兵の往來が頻繁になつて、何となく事あり氣に推せられる。

奉天城の方を望めば霞で善くは判らねど、瞳を凝らすと北門より鐵嶺に掛けて一道の砂埃の裡に、何やらん物のうごめく樣、どうも人馬の行動らしい、更に東門の方にも同樣の土烟が颺る。

敵だらうか、友軍だらうかと吾等の盲判斷が決せぬ裡、此方に向つて驀地に馳せ來る一騎あり、空を飛んでさながら閃電の如く看る〳〵丘の麓に達した、ヒラリと馬を飛下りて滴る額の汗拭ひもあへず、驅け上つて將軍の前に立ち止つた、一禮して曰く報告！

敵だ！　敵だ！　兩方とも敵ださうだ。

すはや、彼の大部隊の敵に兩翼より押し包まれるのか、一大事と、危惧の眼に幕僚の方を望むに、流石に本職は落付き拂つたもの、即座に部署を定めたものの如く、數人の將校は立に命を領して四方に馳せ去る。

丘の麓は俄かの活動、砲車は轟々として東南に向つて去る、歩兵は堂々として西と南とに分進する、各々敵の來路を扼せんとする、瞬く間に陣地を定めて撃ち出した。敵は漸次に接迫して近きは吾等と七八町、弦月形の線を作つて包圍の形。シュッ〳〵と敵の銃彈が丘の上に來始める、石に當つてカーンと響き、芝生に落ちて土を蹴ける。吾等は丘上の煉瓦壁内に據り、纔に頭部を露はしながら成行きを氣遣つて居る。

刻一刻に近づく敵、路を塞げる吾歩兵と四五十間に密接した。今に白兵戰が始まるぞと手に汗

を操つて居る中、敵の兩三騎——將校と覺しきが、隊を離れて陣頭に乘り出した。奇怪の振舞を爲すものかな、まさかに、鐙踏ン張り大音聲、抑も是れはヒユードロスクの五代の孫、陸軍中佐マケスキーとは吾事なりと、名乘を揚げて居るのでもあるまい、兎もあれ不思議の事共と、見てある間に吾線よりも徒步の將校らしきが列を出でて出向つた、敵の將校は馬を下りて相對した、やゝ暫し、切り合ひも始まらねば打合ひもせぬ、何か話をして居る模樣である。

はゝあ、降參だなと思つて居ると、程なく報告が來た、果然々々。一里に亙る大部隊を擧つて投降せんとの申込なりとの事、氣早の連中は愉快と呼び萬歲を呼びて躍らん許り。直樣幕僚と通譯の七八人が命を受けて丘を下つて行く、司令部に屬する步騎兵は悉く銃を執つて不虞を警める、併し此れは極めて僅少の銃數で司令部內の多數は各自一口の劍を帶びるのみである。

俘虜の收容は開始せられた、先づ武器を棄てしめ、指定の地に集合せしめるが普通の順序、多分其取計ひを爲て居るのであらう。ぞろ〳〵と敵は皆此小丘に向つて蝟集する、恰も一基の磁石に鐵屑が吸寄せられる樣。

今、集りつゝある者のみにても三千や五千では無い、まだ續々城門から出て來るに違ひない、野戰に於て斯かる大數の投降を獲るとは未聞の快事、而も此丘上に立ちて全幅の光景を眼下に瞰る事を得るは何等の愉快ぞ。

屈めて居た腰を伸ばし上半身を塹丘壁上に露はして四方に歡喜の眼を放つて見ると、夕霞は何時か奉天城を包み畢つた、吹き來る風の冷たさに上衣の襟を引立てゝ居る折柄、俄然丘下に起る大叫喚、續いて響く小銃の音、其の途端、逆襲！と絶叫して馳上つて來る若干の味方、仕舞つた。たばかられた。降服と見せて逆襲とはさても汚き奴原かな、去りとは無念一年の武效は水泡に歸して我兵團の名譽も今日限りかと、刹那に込み上げる無量の憾みに打たれながら、地物に據らんと引き退る。咄嗟、應變の指揮は誰であつたか知らぬが、幕僚の一喝に戰鬪員は前に出る。空を切つて來る銃彈が悉く吾頭に集中するかの樣に感ぜられる、ヒタ走りに走り出したが、百米突と行かぬ中に、最う呼吸が迫つて一歩も歩かれぬ。羨ましい　某に某はトツトと吾を通り越して先に行つて仕舞ふ。

仕方が無さに立止つて見ると、敵の委棄して去つた麥粉の俵が散亂して居る。是幸ひと之を楯に、ベツタリと打坐つて喘ぎ〳〵呼吸を休め、水筒に口を着けて見たが生憎一滴も無い。纔か二分か三分の間、無限の問題は胸を衝いて吾れ先きに考量を求めて來る、妻子の行末、年來の志望、我が兵團の名譽、此の戰役の結果、曰く何に、曰く何に……兎に角、死にたく無いが扨て百倍の大敵を受けては活路は無い、到底助からぬのだ、斯う爲つて見ると欲の無いのが結句幾分の仕合せの樣にも感ぜられる。

今少し遠くに行つて見ようか、併し吾脚では五町とは走られぬ、直ぐ敵に追付かれるは定の事、此處に獨り居た處で仕方がない、何と爲ようと考へながら、豫て脱走を防ぐ爲に縛つてあつた佩劍の紐を解く、あゝ情ない　が捕虜に爲るより喉を切らう？

銃聲は益々劇しい。日は暮れかゝる。此處で流丸に當つて、獨りで犬死をするのは愚の極だ、と考へつゝ、頭を擡げて見廻すと、ツイ近處に一中隊許りの歩兵が、畠の畦に寄つて伏して居る。さうだ、彼の中に雜つて遣らうと分別を定め、屈める丈、腰を屈めて行く中にも彈丸身を掠めて幾度か膽を冷やす、漸く辿り着いて見

れば、地面に伏して折り重つて射撃をして居る歩兵、予は其間に挟つて板に傷れ紙になれと身を平たくして匍匐ふ。

瀏亮たる喇叭が鳴り渡る、「打ち方止めだ！」と右の方五六間に伏して居た一曹長が怒鳴る。頭を掲げて舊位置の方を窺へば略ぼ銃聲が收まつた、はてな、逆襲では無かつたかな、何かの間違で一昔打合つたまでかな、左樣だらう其れに違ひない、我司令部にこそ兵力は無いが、右の丘にも左の山にもあの通り、無數の味方が居るのだもの、如何に死物狂とは言へ、逆襲が出來るものでは無い、矢張り降參に相違ないのだ、と思ふ中、そら來た、敵が、右の方にと怒鳴る者がある 成程五六十の露兵が何か奇聲を發して遣つて來る。併し三々五々ブラリ〳〵と手を振つて、何も武器は携へて居ない、打て〳〵、と予が横の兵が言ふ。遣れ〳〵と背後の兵が和する。二三發響く。「打つな、止めエ、打方止めが鳴つたぢや無いか」と、予は生意氣に左右を制して居る、程なく再び喇叭が響いた。

（六）

最早大丈夫と土打拂つて立あがる。手袋が二雙共に無い。何樣非戰鬪員で高等司令部内に居るのだと安心し切つて居たのだから、二三十乃至百米突以内から小銃彈を喰はうとは夢にも想はなかつたのに今日の珍事、是迄數回の戰場を經て大分砲彈には馴れて、痩せては居るがと心の内、死生問題多少の負も所有る積だつたのが いや早や先刻のあの始末

日は既に全く暮れた。丘の上は捕虜の收容で大混雜、何處に誰れが居るやら、闇を縫うて探し廻る中に、此處に一人彼處に二人負傷者がある。一々に透かして見るのも、若しやとおもふ懸念である。幸ひ我部下には一人の怪我も無く皆一處に集まつた。他部の人も追々に落合うた。さて彼れ一句、此れ一句、互に無事を祝して、將軍以下知つた限り親しい限りの人々の安否を問ひ交はす。通譯の二人が重傷を負うた外、將校に死傷の無い事は確かの樣だ、某々大尉某軍曹など若干の武勇談は即座に傳唱せらる。

「三代太夫が遣られたさうだ

ふむ、本當か、死んだのか、如何して遣られたのかと尋ねて見ても、委しい事實は解らぬが、現に死骸を見て來たと言ふものがある、死んだに違ひは無い、其れは誰れも同じ事だが三時間とは經たぬ、つい今先の事、其處の芝生で大鼓を叩いて喜び勇んで居た者がと思へば 坐ろに戰場の果なさが感ぜられるのである、

落ちついて來ると思ひ出す事が多い、時に苦力はと探して見るに居ない、遣られたかな。外の苦力も皆居ない、一處に逃げたのであらう、荷物は如何したらう。兎は？……

丘の下、今日の晝、通つて來た松林に露營する事となつた。闇やみに〳〵千米突許り、まだ降伏しない敗殘の敵兵が鳥鷺ついて居る中を通らねばならぬ。相呼び相答へて聲をしるべ、見失はぬ樣に要心して無難に行き着いた。不仕合せな人は此間で敵にぶつ付かつた者もあつたといふ。

風が吹き出した、寒い〳〵。或る土塀の隅に南瓜棚の樣な處を見付けて、此處を我等が露營の地と定め、生松葉を燃いて其周圍に團坐した、敏捷な從卒が逸早くも水を求めて來るので茶も飲み、暖かい飯も食ふ事が出來た。

我等と少し離れて、一團の兵士が焚火にあたり乍ら高談

「ネヽ寒い、馬鹿に又た風が吹くぢや無いか、おヽ寒い〳〵、一體何時まで戰爭が續くンだらうかネ、今日の捕虜ばかりだつて一萬人も有るといふぜ、明日明後日に爲つたら何萬に

爲るか知れない、厄介な者だ、彼奴等、戰爭したつて敵はないもンだから、降參して日本を困らせようといふ計略かも知れないぜ、狡猾いのだからな、露助は、油斷は爲らない、今日の樣に。

「さうだ、併しもう手並は判つたんだから、下らねヱ吝な事廢すが好いぢやないか、乃公が黑鳩公なら一番男らしく出て『到底敵ひません、閉口しました』と、謝罪つて仕舞ふね、左樣すれや此方だつて男だ、日本だ、其處ンところは又た何とか宜しくやつてネ、向うの顏も立てて遣らうと言ふもんだネ。

「解らない奴に遇つちや往生だ、寒い〳〵、滅法に寒い、こんな事して愚圖々々何年も經つ內には、歸つた時には誰も彼も疾の昔嫁入りして仕舞つて、此方共の妻に爲るものは殘つては居ないぜ。

フフン氣に懸る奴が居ると見えるネ、なあに其の中にや後の奴がどん〳〵成長くなつてるんだから心配する事は無いさ、慢々的々々々。

ひよろりと一人の苦力が尋ねて來た。今朝往つた苦力はどうしたかと問へば、彼れは荷物を掊いて逃げた、二人前とも自分が擔いで來たと手眞似話をした末に、

「私好人あります、銀票、澤山、進上宜しい」と片語雜りで論功行賞の申立を爲しつゝ、荷籠を掻い探つて、例の袋から焚火の傍に取り出した一物。

「おゝ兎も無事であつた!!!

銀杏落葉

學校の庭一杯に銀杏の葉が散らばる、此銀杏が村中で一番高い樹だとおもふ、處が此の前に在つたのは此より大きかつたさうだ、母などが大きくなつてから伐られて其跡に植ゑ繼いだのが今の銀杏だといふ。十丈も、もつと有らうと思はれるのが殆ど一直線に伸びて居るのは、八左と云ふ狂人が有つて年々此の喬木に攀登つて枝を伐るからである、遙かな梢に登つて彼が斧を揮ふのを見れば今にも足踏み外しはせぬかと冷々する、誰に賴まれて此の危險を冒すのでも無い、唯此の樹を眞直に伸びさせねば此の村が榮えぬからだといふのださうだ。

八左が死んでから、其外誰も登るものも無く、年々枝が繁つて昔の姿は無くなりかけて居た。其後予は長い間鄕里を出て居たが、先年歸つた時、村の入口から見える筈の銀杏が見えない、學校も無い、村の家も半分に減つて居た。

曼珠沙華

春は茅花摘む土手に秋は彼岸花が咲く、手が痒くなるとて禁められながらも種々の細工が出來るのが面白い。

蓼の花

岸の蓼の花踏みしだいて溝に入る、笊で以て矢鱈に掬うてあるけば、鰌、鮒、目高、蜷、蛙、蝦、田螺、砂礫、種々のものが笊に入る、蓼の花がベタ〳〵と其上に飜れて居る。

烟草

或時路傍の烟草畑で女が烟草の蟲を取つて居るのを見た。青い、大きい、嫌な芋蟲の樣なやつを指の端に摘んで、ぷつりと潰した、其れから其女が恐ろしくなつた。

（[illegible]より）

露都に於ける二葉亭の舊居

老婢（上）

二葉亭が坐つたといふ椅子に坐つて、二葉亭が凭れたといふ机にもたれて、二葉亭に親しかつたといふ老婢と語る。

『非常に心の好い、此の世界に無かるべき情深いお方が、此處を去つて、病氣の爲にお隱れなさつたとは誠に殘念で御座います』と清水君が取次いだ譯語は稍堅苦しいが、疑ひもなく聊かの僞りもない眞心より出でて、感に打たるる我が額を彼は傷ましげに打まもる。五十餘りでもあらう、衰へた白い顏の婆さん、神より外に頼むものもない樣な寂しさである、名をオリガといふ。

包ましく手を垂れて立てる彼に椅子を取らしめて、ゆつくりと語らふべく構へて、さて暫く三人無言と爲る。見まはせば、廣さ十五六疊もあらん、二つの窓の間に大なる姿見が一つ、壁にはポンペイの壁畫を模したる天女の繪と、外に四五面の額が懸けてあるばかり、飾付萬端質素にして日本の文豪が住居としては勿論、一新聞の一通信員の假の宿としても誇り難い樣である。昨今修繕中とかで、外の室から色々の家財がゴタ〳〵と此室に持込んであるが、寢臺、長椅子などは元のまゝである。二葉亭が露都到着の四日目より二百五十餘日間（自明治四十一年七月四日至明治四十二年三月十七日）入院の前日まで此寢臺此の椅子に起き臥しを爲せる此處は、ストリアル＝街十三番館の四十番、往來に面した二階の一室である。予は伯林到着の翌日二葉亭の訃を聞いて、露都に着するや直に大使館に赴き、其最も親しかつた上田通譯官に面會して、同氏及び松島、山口、中尾、清水の諸氏より委しく二葉亭在露中の事を聞いた末、清水氏と共に此の下宿を訪うたのである、小雨の降る午過ぎ、六月も既に二十日と言ふに此の國はまだ寒い、冬服の外套さへ襲ねて居る。

『長谷川さんに關してお前の記憶して居ることを、何でも管はぬから話して呉れい』と言つて見たが、老婢は前に言つた樣に、心の好い方とか、情深い人とか立派な紳士とかいふ樣なことのみを繰返すから、此度は、彼れが二葉亭を知つた最初の時を問うて見ると、『私が去年の九月の二十一日に田舍から主（下宿の主婦にして海軍將校の未亡人なりとか）と共に來た時は、長谷川さんは既にお出でに爲つて居りました』と答へた。其れより二葉亭の日課、性癖、飮食物交際等に就て細かく個條を分けて尋ねると一々に答へる、大要左の如し。

『長谷川さんは晩寢られぬ病に罹られました、お醫者にお見せなさいと勸めましたけれども、前からの癖だと言つて醫者にはお見せなさらずに、一晩中起きて何か用をしては、曉方から寢て、翌日の午後二時から四時に起きてお茶をお飮みなさる、其れが朝食です、卵燒に大根おろしを掛けたのがお好でした、お茶は日本から奥さんのお送りに爲つた茶をお用ひでしたが、後には厭きてコヽアを用ひ、其れも厭きてからは主に珈琲をお飮みでした、晩の六時頃が中食です、酸ぱいスチー（露國風の肉汁？）を好んでお喫りでした、肉類はお嫌ひ、野菜物が大好物で、能く生の胡瓜を召上りました、後には私が米を炊いてあげました、夜食は十一時頃に爲ります、其から

が寢られないのでお苦しさうでした、お酒は一切飲らなかつたが、誰かに勸められて少しづつ……何と言ひますか英國の苦い酒を小盃に一杯づつ食後にお飲りでした、其れでもやつぱり寢られないのは同じで、夜どほし讀んだり書いたりして 時々電報打ちにお出でに爲るやうでした。

話の中に置時計がチン／＼／＼と鳴つた、三時だ、二葉亭が苦しい不眠症に罹つて現の樣な眠から幻の樣に起き出でて、朝茶を飲んだといふ午後の三時だ。此の晝の三時の聲よりも、初夜過ぎ夜半過ぎ、一時打ち二時打つて、やがて打つ三時の音をこそ今夜も又眠れぬかと、さぞや恨めしく聞いて居たことであらう。當時の狀況は二葉亭自身が書いた左の手紙に明かである。

『どうも非常に御無沙汰した、實はこッちへ着いて四五日して下宿へ引移つた其の晩からだ、所謂ベーラヤ、ノーチ（白夜）といふやつで、夜十一時ごろ薄暗くなつて、一時二時ごろにはもうかッと明るくなる、それがヒドク神經に觸つた氣味で、引移つた晩からトンと眠られない、眠られないといつたら剛情に眠られない、據どころなく、葡萄酒、コニヤアク或はウオッカを引掛けて其の勢ひでグッと寢込むが、二時間程して醉が醒めると同時に目が覺めてそれからは、どうしても眠られん。酒を飲んでもどうしても眠られん。さうして三四日たつと一晩グッスリ寢る。その翌晩から、また眠られんで、三四日してまた熟睡が出來る。まあ早い話がウッ、責だ、それだもんだから始終ボンヤリしてゐる、今聞いたことをスグ忘れる。到底も通信文を書くどころでない、新聞を讀んで電報を打つのがヤッとの事だ。大使館の先生達も心配して歸れといふ。內々醫者に見て貰つたら、矢張歸れといふ。糞ッ一萬露里も踏出して來て、不眠症に罹つたからつて、オメ／＼歸れるもんかと力んで見ても病氣には勝たれない、身體は益々衰弱するばかりだ。ネフスキー通で卒倒しかけた事四五度に及んだ。もう仕方がない、辭職して歸らうかと思つたが、如何にも殘念だから、一生懸命に養生した、僕も知つてる通り僕は煙草が大好きだ、一日も此の君なかる可からずといふ切ッても切れぬ仲だ。八ツの時から親しんで足掛三十八年の間、片時側を放さなかつた煙草だが命にはかへられない。皆に勸められた、思ひ切つてヤメタ。煙草といふヤツはおそろしいものだ。さうしたら流石頑固の不眠症も日増しによくなつてね、今ではあべこべに長眠病に罹つたのぢやないかと疑ふ位だ。氣を緩してねると十二時間位はぶッ通しでグッスリ寢る。不思議な位だが之が爲に元氣を恢復して、もう大丈夫、通信文も書けるやうになつたから今年の正月は僕に取ッては目出度い正月だ、喜んでくれ給へ』

（後略）　（一月四日附書翰、十二十九日發行北槎新誌所載）

何の目出度いことがあらう、此の書翰より僅か百日餘りにして遂に歸らぬ人と爲つてしまつた、喜んで書いてあるだけ倘今に爲つて見れば涙の種である。

老婢（下）

老婢は思ひ出し／＼、しどろに語りつゞける。

『長谷川さんは非常の潔癖でした、病氣でどんなにお苦しい時でも便器を室內に入れることがお嫌ひで、病院に這入つて衰弱の甚だ

しい時でも必ず起きて便所にお通ひでした、シーツ敷布其の外身に着けるもの一切病院の物を使はないで必ず自分のものをお召しに爲りました。病氣がひどくなつてからも隨分食事は澤山召上りましたが、いつも日本の食物の様には旨くないと仰しやいました、大使館の落合さんの書生、鹽田さんといふ方が日本の食物を持つて來て下さつた時には大層喜んで召上りました、さう〳〵私は其の容器を鹽田さんにお返し申す様長谷川さんから吩咐かつて居ましたのに、入院や何かの心配で忘れて了つて、其の後御覽の通り家の修繕に大混雜で何處に往つたか分らなくして了ひました。

何か長谷川氏から聞いた話の内で、特に面白く感じて覺えて居る話は無いかと聞いて見ると、老婢は稍小首を傾けて、

「私は忙しい體ですから、ゆつくり落付いてお話を伺つたこともありませんが、或時メルウェーヂからロシヤの士官さんを連れてお歸りなさつた時、コニヤアクを出して御馳走を爲さつて私を喚んで胡瓜を持つて來いと仰しやいました、御自分が大好きで食事にも茶にも酒にも必ず召上るのですから、士官さんにもおあげに爲るつもりでせうが、下等社會の者がウォーツカを飮む時なら知らぬこと、紳士方に胡瓜が召上げられますものか、コニヤアクにはコニヤアク相當のお肴でなければなりませんと申しましたら、長谷川さんは何に、胡瓜か下等なもンか、日本では皇帝の食物だぞと仰しやいました。何ぼ何でも露西亞では、コニヤアクのお肴に胡瓜を出しては、餘り下女が物を知らぬ様で笑はれますもの。

あの眞面目な二葉亭が生胡瓜の辯護説を爲して、皇帝の食物だと法螺を吹いた時を想倒して予は一寸可笑しくなつた。其から段々に尋ねて行くと、續々細々しい話が出るが、何しろ下女の事だから、題目は大抵食物の事に限られて居る、二葉亭在宿中一切の食物を帳簿に記載して居たが、近々此の下女も田舍に行く筈で、外の不用品と共に其帳簿も昨日燒いて了つたといふ。

「あゝ面白いお話が有りました。」

と、勢ひ好く老婢は語り出す、餘程記憶を捜しまはつて、やつと見つかつてさも嬉しさうにハシヤいだ聲で、

「奥さん方に就いてのお話がありました、三年許り經つたら自分が歸るか、或は呼ぶかして、お子さん方に怎麼いふ物を贈つてやらうかと御相談のあつたことが有りました、娘は時計を、息子は馬を欲しがつて居たと仰しやいますから、お歳を伺ひますと大分大きいお方の様でした、其んならお嬢さんには小さい金時計を、坊ちやまには小さい馬を送つておあけなさいましと申しますと、長谷川さんは、時計は送られるが、馬は小さくても送る譯に行かん、眞物の馬を欲しがつて居たのだからな、とお笑ひに成りました。

門番（上）

マツウェイ、ペトローウイッチ、ペトロフと言ふは露都に於ける二葉亭の親友であつた。

歐羅巴の都府には平家の小さい一軒建と言ふものは滅多に無い、貧民でも宏壯な大建物に住つて居る、方丈の一室に數家族で詰め込んで、日本の細民窟よりも甚だしい憫れな生活をして居てすら、兎に角外觀は立派なものである、中等以上の社會でも一つの建物の中の幾室かを區切つて住つて居るのが多い、而して共同の入口には門番が居る。マツウェイ、ペトロー

ウィッチ、ペトロフは即ち此門番で七十歳の老爺である、階級の嚴しい露國に於て苟くも紳士たる者が門番に對して出入に必要ある外言葉を交すといふことは先づ無い、交際などと言ふことは絶無の事である、然るに怎麼いふものか二葉亭は此の門番の老爺さんが大のお氣に入りで親しく交際して、其の家に入り浸つたと聞いた。予が其の下宿に到つたのは先づ此の二葉亭の老知友を訪ねる積りであつたが、生憎不在だつたので、暫く前記の老婢と話して、再び門番を訪ねた、まだ歸つて來ない、併し予等が二葉亭の友人であることを知つて、門番の妻子等が予等と語るべく門口に待ち受けて居つた。門番の妻は、アレクサンドル、イワーノフナ、ペトゥノワ、二葉亭が譯本で屢々遭遇する例の覺え惡い長い露西亞名前である、娘二人の中、姉はエヴグーニャ、妹はリュウボフィとか言つた、此も正しく呼べば恐ろしく長い名前に爲るのであらう、二葉亭は妹の十六に爲るのをリュウちやん／＼と呼んで、自分をお父様と言はせて居つたさうだ、姉は二十三と聞いたが、寒國の者の發育遲きためか二人とも日本の同じ年頃の娘に比べては甚だあどけない少女風である。先刻より予等が老婢と話し了つて二階を下りるのを待構へて居たらしく、まくし立てて三人が口々に記憶せる限りを我先に語り出す。

長谷川さんは去年の七月四日此家にお來宿に爲りました、直に私共と親しくなつて、毎日私共と話して下さいました、毎日私達の家に來て何か召し上つたりなんかなさいました、私達と一緒に芝居に行らしたことがありました、二度ありました、始は私（姉）がお友達と一緒に行かうと相談して居るのを聞いて、私も一處に行つて好いかと申しやいましたから、好う御座いますとも申したら、其ンなら行かうと、御一緒に御出でになりました、私達は何時も立見をしますものですから其時も立見の場所に入りましたが、長谷川さんは餘程其がお苦しさうでお氣の毒でした、其次に行つた時には、前以て一つの條件が有ると仰しやいました、何でせうかと伺ひますと　此度は立見をせぬ、金は自分が拂ふから棧敷を買つて入るのだと仰しやつて私達を連れて　上等の席で見物なさいました、始め見たのはオリンピヤ座でヴイシャと云ふ外題、後のは戀の夜といふ劇でブック座でした、歸つてから長谷川さんは役者の名前や何かに就いて私達に色々お尋ねなさいました。お寺に御一緒に詣つたこともあります。今年の正月父も母も、私共總て一同胞が皆イサキエノスキイサボロ寺に新年を迎へに參るとき長谷川さんは、自分は十字を切ることも知らないが一緒に行つて好からうかと仰しやいました、差支は有りませんから御一緒に參りました、また去年の八九月頃復活寺に御一緒に參詣した事もありました。

來訪者の如何なる種類の人であつたかを尋ねると、何某が何度何某が何度とお經を讀むやうに姉妹が數へ立てる、文學者新聞記者が勿論其の多數であるが、殊に自由派の人が多かつたので警察側から注目されて居たに違ひない、門番の職務として或る場合に其の筋に報告の義務も有つたのであらう、それで記録して居たので無ければ、人名や度數が斯う即答が出來る筈が無い、併し事實まだ／＼二葉亭は何等の政治的畫策に着手すべき間は無かつたのである、莫斯科の福田領事が去年の十二月末に會うた時、民間の事情丈は稍分つたから先づ其から書き始めると話したといふ、夫れに違ひない。二葉亭が門番の一家に親しんだのも其の研究資料だつたのだ、現に入院後も姉に向つて、歸國したら書物を作るが、其の中にお前方の事か書

いてあるから直に送つてやると云つたのは、既に腹稿が出來て居たのであらう。若し印度洋が安らかに彼を通過せしめたならば、我々は彼の譯文で見た以外に、露國平民社會の素朴可憐の狀態を知ることが出來たであらう。

門番（下）

何か二葉亭の遺物は無いかと尋ねると、婆さんが走つて部屋に行つて持つて來たのは一箇のコップ、露西亞では茶も珈琲も日本でいふ水呑みのコップを用ひて、手が熱くない樣に金屬製の框の上に載せておく、今其のコップを框ながら持つて來たのである。婆さん曰く、

『長谷川さんは私共の穢い處に來て、よく茶を飲んだり、食事を爲たりなさつたが、私共のとこには、あなた方のお用ひに爲るやうな、銀の匙や何かは有りません、下等の者は木の匙や木の肉刺を使ひますが、長谷川さんは其れを穢がりも爲ないで、私共と同じ樣な物で召上りました、此が何時召上つた茶碗です、お茶には必ずレモンを投れて召上りました、ジャムは甘いから嫌ひだと仰しやいました、其の癖日本から送つて來る物は隨分甘いのを召上りました。

妹、娘が横から嘴を入れて、不圖思ひ出したらしく、日本品でアマイ〳〵と言ふ。婆さんは其れを聞いて打笑ひながら、

「日本のお菓子を好く私共に配けて下さいました、ジャムよりもつと甘いでは御座いませんかと申しても、いや酷く甘くは無いと仰しやいました。

それから姉と妹は幾度も部屋に往復して、甘納豆、眞砂あられの空罐、敦賀ホテルの標入の手拭、卷煙草入、古新聞、寫眞、アルバムなど色々の物をしこたま持つて來た。此のがらくたが一々二葉亭に就て長い話を有つて居るのである。其の一二を記せば、

第一、甘納豆の罐は、前記のアマイ〳〵の話に應ずる。次に卷煙草入は二葉亭が禁煙の決心を爲した後に與れたものであらう。今一つ卷煙草入が有つたのである。それは大使館で上田氏が眼前にズタ〳〵に切り割いて禁煙を苦諫したのである。古新聞は今年の一月十一日かの發刊で露都の或婦人記者が二葉亭との談話を書いた二段許りの長文が載つて居る、清水君に讀んで貰ふと、其の中には二葉亭が最初の作「浮雲」と最終の作「平凡」とに關して著者の用意と期待とが話してある、其外有益な點があるから、追つて全文を譯して貰ふことにした。繪葉書の中には二葉亭が娘共に宛てた新年と入院中と歸航中との數枚がある。此處で娘共が話したのは、二葉亭が露西亞名前を持つて居たことである。ウラヂミル、ベッローウィッチと謂ふのが即ち長谷川辰之助君の露西亞名前である。ハセガハといふのは呼び惡く記え惡いから何か此の國の人の樣なのを附けようと娘共に相談があつたので、姉妹がいろ〳〵此の好紳士に相應しい名前を考へて、ウラヂミル、ベッローウィッチが一番雄々しく優しく且つ尊く聞えるといふので、それに決定したのださうな、二葉亭はサアニン、ウラヂミルといふ卑猥な自然主義小說家が有るので、ウラヂミルと名乘るのは嫌だと言つたけれども、到頭二女に負けて、其れ以來ウラヂミル、ベッローウィッチで通つて居たといふ。

二葉亭に到着した繪葉書は悉く娘達に與るといふ約束であつたさうで、アルバムには内田貢氏岡本芳次郎氏外三十餘枚插まれてある、内に五枚僕が出したのも有つた。寫眞は昨年の十一月、外套を買つて後寫したので多分最終の寫眞であらう、尊き娘達に贈るといふ樣な露文が記してある、冬帽を冠つて

すつかり露國風に装うて居る、不眠症の甚だしい時のであらうが、やつれる處か、逞しい面構へ威ある眼、分別ある脣、健かなりし日に少しも異らぬ、それがもう故人に爲つて了つたと思ふと坐ろに泫然たらざるを得ない、予は露文の傍に日本字を以て數行の追懷を書き添へた。

二葉亭が知られた限りの人々に尊敬されて居た證據は、新聞や友人の談話に徵して明かであるが、此の一家の者の崇拜は又格別である、半野蠻國と言はるゝ露國の下等社會でありながら、文學者の地位を善く解して居るのは不思議なくらゐである。

妹のリュウちやんは美しい小函を掌にして予に示す、指環が二つとピンが一本、それと一緒に入つて居るのは霰が三粒、リュウちやんは霰の一粒を指して「此もお父さんから戴いたのです」といふ。前に空罐を見た「眞砂あられ」を配けて與つたのであらう、誰が日本よりはるばる麥酒の下物にもと送つたのやら、日本文豪の記念として鄭重に保存されて居る。

別れるとき、姉妹は正しい調子の日本語で「左樣なら」といふ、露都に往つたら二葉亭と話されるといふことを、此度の旅行の樂の一つとして居た予は、彼が口うつしに教へたこの日本語を、せめて二葉亭の遺音として聞き得たのを喜ぶ。

（明治四十二年）

雷

鳴神が轉訛して鄕里の子供は「ならかみさん」といふ、臍を取られるといふので恐ろしくない事も無かつたが、爽快にも感じた、昔も今も多分好の部に入れて可からう。虹を「ぢゆうぢ」と呼んで居たのは何の故か分らぬ、天から龍が水呑みに下ると言ひ傳へたが、恐ろしいものとは誰も思はない樣であつた、近くに見えるときは「ぢゆうぢ」取りに行くと言つて、子供同士駈け出したものだつたが、さて一度も其場所を突止めたことは無い。

清水

崖の下などから湧き出る泉を堰いて池とした處を、清水川と稱へる。或は二つに區劃して水源の方を飲用に、下流の方を物洗ひなどに使ふ。咽喉の渇いた時路傍の清水を探し當てて、岸の石に膝ついて矢庭に手を差入れると、今まで悠々と浮いて居た水馬が驚き飛んで岸の草葉に逃げ隱れる、手に掬んで忙しく飽くまで飲んで、咽喉も腕も腹の底まで清水が泌み渡つて、全身の汗が收まる、あとは水なぶりになつて掬んでは撒き散らす、崖の蕗の葉虎耳草などからポタ〳〵と雫が落ちる。

短夜

雨戸を閉めない。八疊蚊帳の中に親子三人、下婢は居たときも居ぬ時もあつたが、居ても居なくても、此の蚊帳には關係が無い、吾が七八歳より後、姉も兄も同じ家に居なかつたから、何時も三人が枕を列べるのである、洋燈は疾く消して、一室奧なる佛壇に一本心の燈明がちらついて居る、竹法螺の音が遠く聞えるのは何家かに說教が有るのだ、母は思ひ出した樣に「なまんだ〳〵」と稱名數聲。

（「故郷便り」の「幼年の思出」より）

虞美人

書齋の柱に或人の『讀二項羽紀一』の詩を書いた短册が懸つて居る。

勝敗人爲耳。興亡天謂レ何。
英雄眞可レ惜。臨レ死一言多。

勝敗總て人爲か、將た宿命か、古今幾たびか學者の論議を費した所で、爰に哲學史の拔萃をするでもあるまい。彼の項羽が敗れて垓下に至つたとき、兵は少なく糧食も乏しい、韓信等勝に乘じ長驅してひた攻に攻める、二十四歳兵を起してより八年、大小七十餘戰に一度のおくれを取らなかつた項羽も、今は勢ひ盡きてしまつた。敵は四壁に附いて、幾重犇と取り圍んで居る、夜半に不圖耳を側だつれば攻圍軍の歌ふ聲が、手に取る如く近く聞える、而も其が皆楚國の歌である、『嗚呼さては我が故郷の楚國まで漢に屬いて了つたのか』今は最後の時だわいと、項羽は起きあがつて、別れの酒を酌み、最愛の虞美人に舞をまはしめたが、之が此世の見納めかと思へば、流石の英雄もはら〳〵と涙がこぼれる、そこで歌うた項羽の歌が、

力拔レ山兮氣蓋レ世。
時不レ利兮騅不レ逝。
騅不レ逝兮可二奈何一。
虞兮虞兮奈二若何一。

此の『虞兮々々若を奈何せん』といふのを輕々に看去つて愛惜の意となし、此の場に及んで尙ほ鼻の下の長きを罵るものがある、此の如きは兒女の心を以て英雄の心を忖るものである。宜しく口を漱ぐこと三年せよ、而して更に此の句を誦せば項羽の心地が朗然としてわかる。

勝てば帝なり敗れば死、秦法の下に在つて、萬人の敵を學んだ時より、項羽の心中死は素より決せる所、今更其を女々しく哀しむのでは無い、我が死は惜むに足らないが、我に依つて生き彼に依つて榮えんと、我を愛し吾を崇めた者共の信頼を空しくするのが、如何にも忍び難いことで、項羽としては、其幾個の壯士幾萬の將卒幾百萬の父兄の失望は、我死ぬことよりも幾層倍の苦しい事である。そこで項羽が無念の涙ははふりおちるのである。決して虞美人一個にでれついた未練の歌ではない、是を以て左右の壯士も皆泣いて、敢へて仰ぎ視るものが無かつたといふのである。

でなくて、虞美人に對する專門の涙であつたなら、參謀も副官も何で默つて居よう、仰ぎ見ない所か、あべこべに怒り出して、

『閣下、其れは餘りでありませう、虞兮々々ばかり奈何せんでは酷すぎませう、私共は奈何するですか。』

と、食つてかゝるものも有らうし、また、下士兵卒等は、テントの影に寄つてこそ〳〵話し、

『何んだ馬鹿々々しい、「力拔レ山」も無いもンだ、虞の阿媽に鼻毛を拔かれあがつて、此の樣は何だ。今になつて騅と虞と、乘物のことばかり言つて彼の顰面で吠えて居やがる、此んな助平大將の意氣地無しに從いて居たつて駄目だ、おい、今の內だ、好い加減に見きりを附けようぢやないか。』

支那人得意の內應は行はれ、やがて垓下の開城と爲り、項羽將軍は愛馬の騅に跨り、虞美人は小さい驢馬に騎り、馬上手を携へて、東門外に出で、爰に待ちかまへた攻圍軍司令官たる漢の齊王、股潛の韓信と會見して雙方勇武を賞め合ふこと宜しくあつて、さて項羽は江東に歸つ

て、虞美人と、軍用金の殘りで金貸でもやつて、漢の天下の平和の民となつたであらう。

項羽が虞兮々々と泣いた涙の眞意を心得て居る予は、今恰も彼に似た境遇である、四面楚歌の聲と借金取が來る、垓下の城と此家は出で行かなければならぬ、さて此小項羽に對して、騅に當るのは犬のマスで、虞美人に當るのが猫のミイだ。だから予は此の一家離散に際して、此の兩個の處分に對して商量を費したのである。が、左右に此の意を酌んで泣くものは無い、暖爐の火も消えて鐵瓶さへ默つて居る。寒い書齋だ。

（大正元年十一月）

揚子江と無識

揚子江の大きい事は教科書で教はつた通りに違ひなからうが、數字のまゝで這入つてる觀念は、實際に來て見る感じとは沒交渉なものだ。日本の『かは』といふ觀念では可けない、まづ湖の長いのだと言つた方が實景を想像せしめ易い。此の湖が九州から青森まで位の長さは汽船が通ふ、而も增水期には一萬噸の軍艦が上下し得る。樺太から臺灣の端までと言へば可成りに長い、其の長さより揚子江はまだ長い、一雨ざつと來れば小家の軒の樋でも彼程凄まじい勢で迸るのだもの、大日本帝國を十個駢べたよりも尚ほ廣い大面積から落ち集つた樋だから揚子江の水嵩の多いこと推し測られる。減水期でも茫として一方の岸から對岸を望めば湖の樣だ、增水となると四十尺乃至六十尺も水面が高くなる、幅は地形に依つて十哩でも二十哩でも廣がる。假に品川灣が六十尺增水したとして考へて見るとニコライの塔がドレ丈水面に露れて居るであらう、無論帝國劇場も新橋も烏森も鰻の住家と爲るに違ひない、其んな激變が支那では每歳繰返されて居るのだ。河口の外數百哩の海上まで此の大量の濁水の爲めに染められて居ることは渡航者の第一に驚く所である。黃河と言へば其名の如く濁つたものと豫て承知して居たが、揚子江は巴蜀や瀟湘乃至江南の詩的聯想からして淸かりさうな氣が爲られるが、實際は四時の別なく日本ならば五月雨頃の河水である。

此の大江に就て、予はまだ無識な事が色々あつた、其の一は、揚子江か楊子江か、即ち上のヤウの字は手偏か木偏か確かなことは知らないで其時々の出鱈目に書いて居たのであるが、本當は手偏に書くのださうだ。又支那の有名な慾張りの昔噺に、客に各其の志を言はしめた所が一人は揚州の刺史に爲りたいと言ひ、一人は錢がウンと欲しいと言ひ、一人は鶴に騎つて飛行したいと言つた、すると最後の一人は、僕は怎麼か腰に十萬貫も纏けて鶴に騎つて揚州に上りたいと言つたといふ話がある。彼の揚州の字も手偏のが本當ださうだ、さう言はれてから字引など調べて見ると日本出版のは揚子江、揚州共に木偏の楊が多いが、彼土のは流石に手偏の揚の字を使つてある。

民族思想の超脱

今日の支那人は獨善主義だ、個人主義だ、自我主義で現金主義の猶太主義だ、何時の世頃から斯ういふ風が始つたか知らないが、彼の神仙思想といふ奴がつまり此の支那人の主義と合致して居る、元來此の神仙を理想とする道教は形式上老莊を祖述したものとなつてゐる、其老子莊子は如何なる世に在つたかといふと周末の社會の秩序が最も混亂を極めた時代の人である、修羅、餓鬼、畜生を一

處にした様な危險な世の中に在つては、功名も富貴も何一つ頼むに足らない、望むにも足りない、殘る所は唯生命の安全を保つといふ一事である、そこで此の醜惡世界を脫して、風を御し雲に駕し血潮吹のかゝらぬ蒼空に翔り、矢叫びの聞えぬ山の奥に棲んで、麋鹿を友として天地と共に生きようといふ様な希望は、當時に於て多くの人の胸に浮ぶ所であつたらう。老莊及び其徒は此の思想を主として豐富な文學的小說的詭辯的の潤色をなして幽遠縹緲たる神仙思想を大成したのである、其の厭世的、孤立的、萎縮的、隱退的、非共同非社會的、非活動的、冷的靜的、無爲無欲的の獨善主義は正に亂世に身を全うするの最良法に違ひない。獨り亂世に於てのみならず支那の歷史を通じて富貴の賴む可からざる例證は甚だ多い、秦が天下を一統した功臣といふ者は誰一人終を全うした者は無い、寛厚の長者と稱せられた漢高祖の世にも狡兎死して良狗烹らるの嘆は免れなかつた、二十四史中王侯將相の列傳は殆んど總て邯鄲一炊の夢を事實化したものである。族滅、籍沒といふ如き慘毒の文字は歷史のどのページにも眼を刺すばかり書はれて居る、是にも懲りない冒險家も續出するが、氣の弱い者は始からウンザリして萎縮する、天下も國家も有つたものぢや無い、生命あつての物種だといふ氣に爲る、秦が強ければ秦に謳歌し、漢が勝てば漢に謳歌する、奇渥温に萬歲を唱へた支那人は愛親覺羅氏をも歡迎した、兎角世間に事勿れ、自分に難儀のかゝらぬ限り、此から後も袁が帝に爲らうと孫が大統領に爲らうと、將又露西亞に略せられらうが、英吉利に制せられらうが一向お構ひない、民族的思想などいふ者は疾くの昔に超脫して居るのである。

支那人に排外思想が強いといふ事は僕は信じない、子供は始め他の見知らぬ子供が來た時は一寸排斥の姿勢を取るものだが、五分と經たぬ間に仲好く一處に遊ぶものだ、支那人の排外思想は丁度其んな類ではあるまいか、今の北京人が外國人に對する態度を見て、此が十數年前義和團の血を流した土地だとは誰も信ぜられまい。

新聞の勢力範圍

上海に十數の新聞がある、支那字の新聞も體裁上からは堂々たる十二ページ新聞で、外國及び內地各省の電報も載せ、日本電報の如きも可成り精しいのを取つて居る、大部分は政治問題に費され、社會的報道には粗である、全國で發行紙數の最大なのも二三萬を越えず、大抵は千位だといふ事だ、

支那では普通教育が普及せぬ、下等社會の者は全く字を識らない、少數の音標文字で用を足すわけに行かぬから新聞を讀むことは容易でない、日本ならば傍訓が有るので漢字を知らぬ勞働社會の者でも大抵假名だけは知つて居るから新聞が讀める、今では新聞の販路は中以下に向つて開拓されつゝある、此の階級が人數が多くて動かし易くて便利なお客である。併し此の階級が主なるお客と爲つて來た結果、新聞の品位は漸次に降下した。

支那では此の二三十年內に日本の様な讀書階級を得る見込は無い、どうしても中以上の階級を相手にせねばならぬ、從つて日本ほど値段を競り下げる必要も有るまい、又、國が廣過ぎるから一都市の新聞が全國に勢力を張ることも困難だらう。總じて新聞經營には日本と餘程事情を異にする。

（「故郷他鄕」の「江南の思ひ出」より）

山縣首相に與ふ

鳥谷部春汀

山縣首相に與ふ

（一）

侯爵山縣公閣下、我輩は多年閣下の政敵として論壇に立つものなりと雖も、閣下の徳を頌するに於て、亦敢て政府の屬僚に讓らざるの誠實を有せり、彼の政府の屬僚が閣下の徳を頌するや、動もすれば其の過失をも辯護して閣下を誤らむとするものあり、我輩の閣下の徳を頌するや、唯だ其の頌す可き所以を頌して、有りのまゝに所見を披陳するに外ならず、隨つて閣下の過失を擧示して忌憚なき所あるも、故らに訐いて以て直とするには非ずして、之れを閣下の聰明に訴へて、萬一の反省を求めむと欲するの微意のみ、我輩は曾て閣下に何の恩怨なく、又何の求むる所なし、則ち其の歎美す可きを歎美し、攻擊す可きを攻擊するに於て、一に事實と理義に據りて公明正大の論斷を下すに過ぎざるなり。

相公閣下、率直にいへば、我輩は閣下を當世の大政治家として、其の人物を崇拜するものに非ず、又内治外交の政策に付いても、我輩は不幸にして多く閣下に同情を表する能はざるを悲む、さりながら維新の元勳として閣下の功勞は遠く伊藤井上の二者に出で、其の維新後に於ける文武の事業も、亦赫々として人目に輝くもの多し、乃ち我輩は閣下の人物及其の政策に敬服せざるの故を以て、決して閣下の國家に貢獻したる功勞を忘るゝものに非ずと雖も、此れと同時に、我輩は近來閣下の政治的過失頗る少なからざるを認識し、而して閣下の晩節之れが爲に大に負傷したるの事實をも認識するに於て、とゝに謹んで閣下の處決を促すの公開狀を與へんとす。

相公閣下、閣下は議會の盲從に依りて、既に二大宿題を解釋し得たり、一は第十三議會に於ける增租案にして、一は第十四議會に於ける衆議院議員選擧法なり、此の二大宿題は共に前代内閣の持て餘したるものたりしに拘らず、閣下の内閣は終に能く議會の協贊を得たり、閣下の得意も亦想ふ可しと爲す、而も此れを以て、閣下の内閣極めて鞏固たるの證と信ぜば甚だ誤れり、況んや其の二大宿題の通過の如き、國家の利害より見れば、必ずしも喜ぶ可き成功なりと認む可からざるに於てをや、且つ閣下は内閣組織以來、前代未聞の政治的過失を行へり、願ふに此の過失は半ば受動的行爲に出で、閣下の本意に非ざるもの多からむ、凡そ人を殺すは罪惡なれども、故殺と謀殺とは、其の犯罪の度合に輕重あり、閣下の過失は譬へば故殺罪の如く、始めより豫備あるの兇手に非ざる可きも、さりとて閣下固より其の過失に對する責任を逭るゝこと能はず、是れ我輩が閣下の爲に深く悲む所なり、但だ我輩は閣下の名譽の爲に、閣下が此の過失を重ねて益々其の徳を傷けざらんことを望み、誠意誠心を以てこゝに謹んで閣下の處決を促すの公開狀を與ふ、閣下願くは我輩が以下篇を累ねて說く所を諒とせよ。

（二）

山縣相公閣下、世には閣下を目して出處進退に巧みなる人なりといふ者あり、我輩も亦閣下が謹愼にして、常に出處進退に注意するの周到なるを信ずれども、獨り閣下が餘りに國家を憂ふるに切なるが爲に、反つて自家の本領に

背きて、漫然今日の難局に當りたるは、我輩甚だ閣下の爲に歎惜する所なり、閣下或は國家の急、敢て一身の利害を顧るに遑あらずと言はむ、此の類の言語は、古來往々愛國者の口より聞く所なりと雖も、國家の急は決して斯る單純なる思想の能く濟ふ所に非ざるを奈何せむや。

曩に閣下の內閣を組織するや、自ら天下に告白して、我れは一介の武弁なりといへり、是恐らくは閣下の謙辭に過ぎざる可しと雖も、其の中亦閣下が自ら知るの明あるをも表示せり、今此の自知の明ありて、尋常愛國者の軌轍を脫する能はず、强ひて國家の急に赴きて之れを濟ふ所以の經綸なく、而して其の有る所のものは一時姑息の施設に非ずんば則ち行政の紊亂と、議院政略の小成功とを見るのみ、是れ豈閣下の初心ならむや。

相公閣下、閣下にして若し其の初心を點檢せば、閣下恐らくは一日も現時の位地に晏然たる能はじ、我輩の見る所に依れば閣下は初期議會を以て、正しく閣下が政治舞臺の千秋樂と爲すべかりき、蓋し初期議會は、我國方に憲法政治の開闢時代に屬し、內外の人、皆半信半疑の眼を以て、政府及議會の行動を凝視したり、現に歐洲の學者中には、憲法政治を以て東洋人種に適せずと論ずるものありしを見るに於て、政府も議會も、當時實に世界の公試驗を受くるの位地に在りたりと謂ふべし。果して大衝突は始まれり、議會は殆ど解散の危機を踏まむとしたりき、而して閣下は當時の內閣に首班として慘憺の經營を竭し、終に能く議會を平和の間に閉會せしむるを得たりしは、固より閣下の名譽ならずと謂ふ可からず、閣下乃ち此時を以て內閣を退きたるは、其の出處進退亦巧みならずと謂ふ可からず、閣下若し當時の隱退を以て永久の政治的訣別としたらむには、閣下は清淨圓滿なる晩節を保全し得て、帝國憲法史上の第一頁を飾るの人物たらむなり、而して斯くの如きは實に閣下の初心たりしや疑ふ可からず。

惜いかな、閣下は稀有の愛國者たる故を以て、反つて其の初心を喪ひ、國家の急を坐視するに忍びずと稱して敢て今日の難局に當り、以て初期議會に博し得たる名譽を臺無しにするの過失を行ひたり、一昨年閣下が內閣を組織するや、識者は閣下の聰明に異狀あるを注目して、竊かに其の前途を危みたり、是れ他なし、議會開設以來既に十餘年を經過したる時代は、人文の進步よりいふも、內外形勢の變化より見るも、到底前世紀の賢人等が出現す可き幕ならずと信じたればなり、我輩は必ずしも此の見地に雷同するものには非ず、世の所謂前世紀の賢人中にも、智力根氣共に强壯にして、尙ほ能く時代の精神を驅使する人物なきに非ざれども、而も此の見地は、大體に於て眞理を外れざる鐵案たるは論ずるまでもなし。

相公閣下、我輩は閣下の尊敬す可き賢人たるを知る、之を知るが故に、我輩は閣下の生涯に汚點少なからむことを望みたり、之れを望みたるが故に、今や其の晩節を傷けたるを見て、閣下の爲に惋惜するの情も亦隨つて切なり、之れを惋惜するが故に、乃ち忠實に閣下に向つて其の處決を勸告す、是れ負傷したる閣下の晩節に對する唯一の臨床療法なればなり。

（三）

山縣相公閣下、閣下にして若し初期議會以後の時代を領解し、曾て超然として政界の外に高踏したりとせよ、我輩は決して閣下の德を頌するに吝ならじ、顧ふに閣下は前には軍制の改革家として、全國皆兵の主義を實行し、後には市町村制度の創意者として、地方自治の基

礎を確立したる人なり、閣下は唯だ此の二大事績に依りて、優に明治第一流の元勳たる名譽を要求し得可し、又何ぞ多きを望みて反つて大に失ふの愚を爲す可けむや。

閣下が明治五年陸軍の編制に着手するや、之れに反對せるものは、當時軍職を失ひたる多數の舊藩士のみに止まらず、彼の軍人の大首領たる西鄕隆盛すらも、亦實に之れに異議を唱へたりき、而も閣下は敢て之れを畏れずして其の所信を斷行し、遂に全國皆兵の徵兵令を發表したりしは、之れも伊藤侯が憲法制定の事業に比して、寧ろ着手の困難なりしを疑はず、而して閣下が此の軍制の改革に成功するや、一躍して直に陸軍部内の指導者と爲り、特に十年の役には、閣下の最も憚りたる西鄕黨を殲滅して、武力に誇れる薩閥の根據を拔き、以て陸軍省をして遂に長閥の勢力範圍たらしめたりき、今や閣下は、元帥の待遇と陸軍大將の軍職とを有し、凡そ軍人としては此の上もなき最高の位置及び之れに伴へる君寵を享け、即ち所謂功成り名遂げ、復世に遺憾なきの人なり、顧みて更に大政治家たらむことを望むは、豈閣下の有終の美を成す所以ならむや。

相公閣下、人生の樂事は自己の天職に忠實なるに在り、閣下曾て日本のモルトケを以て自ら任じたりといふ、而もモルトケは軍人より起りて、軍人に終り、曾て其の意を政治上の功名に動かされざりき、是れ軍事を以て自己の天職なりと信じたればなり、固より我輩は閣下が日本モルトケの自任ありといふを聞きて、竊かに其の抱負の盛大なるに敬服し、以て伊藤侯が日本ビスマークを自任する意氣と併稱して近代の雙美たるを疑はずと雖も、但だ我輩は閣下が日本モルトケの自任ありて、而もモルトケの如く政治上の功名に淡泊ならざるを甚だ惜むのみ。

或は閣下が自治制度の創意者たりしを以て、閣下に亦政治的能力ありといふ者あらむ、是れ必ず佞者の妖言にして、閣下は斷じて之れに耳を借す可からず、案ずるに自治制度の實施は實に閣下の大功なり、我輩豈其の大功を滅せむとするものならむや、さりながら政治は別才にして閣下の長所に非ざるは、閣下自ら之れを知れり、自ら其の長所に非ざるを知りて久しく之れに干涉するは、恐らくは智見ある閣下の本意なりとも認む可からじ、見よ自治制度は、現に閣下の統督せる內閣の下に於いて、頗る壞敗したるが爲に、之れを制定したる閣下の名譽に大なる損害を與へたるに非ずや、蓋し自治制度の壞敗は、一は之れを運用する地方自治體の腐敗にも由れど、之れが監督者たる行政官廳の職責を竭さざるもの亦其の一大原因たり、而して閣下は嘗に行政官廳の曠職を匡救する手段を取らざりしのみならず、又明かに其の手段にも乏しきの失體を現はしたり、此の點に付いては、我輩更に後文に於て其の事實を擧示す可しと雖も、要するに政治上の位地は、決して閣下の久しく居る可き所に非ず、閣下何ぞ早く之れを自覺して、將に來らむとする運命の危機より脫せざるや。

（四）

山縣相公閣下、閣下頃ろ某貴族院議員に對して、余は政治上如何なる困難に遭遇するも、決して自ら骸骨を乞ふが如きの擧には出でず、既に第十四議會も幸ひに無事の通過を得たれば、余は來る第十五期及び第十六期の議會までも此の內閣を持續して、百般の政務に改善を加ふる心算なりと語れるを傳ふるものあり、是れ之れを傳ふるものの妄に非ずんば、恐らくは閣下の心事を誤解するものの臆測ならむ。

事實を直言するに、閣下の內閣は、過去一年有半の間に於て、嘗に政務に付いて何の改善し

たるものなきのみならず、反つて其の失政の大なる、議會開設以後の內閣中、最も顯著なるものなり、議會若し健全にして良心に富み、眞に國民の利害を代表するの行動あらば、必ず一日も閣下の內閣と兩立せずして、早く第十三議會に於て破裂を見たりしや疑ふ可からず、然るに內閣の相手とせる議會は、醜怪なる多數黨派の毒泉に漬されて其の良心を喪ひ、內閣の失政を匡救するを爲さずして、寧ろ之れを助長せしむるの行動に出でたり、是れ閣下の內閣が、幸ひ原形を今日に保つを得たる所以なり。

故に閣下の內閣にして依然今後に存立することあらむか、此れ一方に於て議會の愈々腐敗する運命を豫想す可く、一方に於ては又閣下の失政益々增加するをも豫想せざる可からず、斯くの如きは豈國民の能く忍ぶ所ならむや、我輩は必ずしも好んで閣下の過失を追究せむとするものには非ず、さりながら閣下にして之れを自覺せざる以上は、我輩は有りのまゝに事實を擧示して閣下の反省を求めざる可からず、顧ふに閣下が一介の武弁を以てして今日の難局に當る、初めより經綸の一も觀る可きもののなきは又當然なりとせむ、而も閣下が自ら天下に宣言したる言責を實行せずして、隨つて國民の閣下に豫期したる冀望の悉く水泡に歸したるは、我輩の甚だ遺憾とする所なり。

相公閣下、閣下內閣組織以來屢々官紀振肅秩序保持の美辭を使用したり、而も閣下の內閣は、官紀振肅の代りに、官紀大に紊亂したる事實を示し、秩序保持の代りに、秩序頽壞したる證迹を現はしたるは何ぞや、但し此般の事實は既に天下公衆の知悉する所たるに於て、今敢てこゝに之を詳述するの必要を見ずと雖も、我輩は閣下が有名なる謹嚴方正なる風采家たるを尊敬し、而して閣下の內閣が、斯る謹嚴方正なる風采家と背馳するの行動あるを怪事とし、乃ち次に其の大要を擧げて閣下の明鑑を仰がむとす。

（五）

山縣相公閣下、我輩は曾て多くの冀望を閣下の內閣に屬せざりしと雖も、獨り官紀振肅の一事は閣下專賣の政綱たりしを見るに於て、中心實に此の點に於ける閣下の特色が十二分に發揮せられむことを期したりき、而も其の事實に現はれたるものを觀れば、閣下專賣の貴重なる政綱は、殆ど悉く破壞せられて完膚なく、國民をして閣下の特色の果して何れに在るやを怪ましめたるは我輩甚だ意外の感に打たれざるを得ず、手短かに我輩の記憶に殘れるものをいへば昨年の地方議員選擧に際し地方官が行政權を濫用して其の選擧に干涉したる如き其の一なり、一昨年增租案の衆議院に提出せられたるに際し、小山田某の議員買收に盡力したる勞に酬いむが爲に、竊かに橫濱工事受負を某に許可するの私約が、西鄕內相と自由黨領袖星亨氏との間に成立したりし如き其の二なり、官林拂下問題の醜聞頻りに出でて、曾禰農相の名屢々此の間に流傳し、現に農相を黑幕として組織したる帝國黨の領袖が、上毛江州石川靑森福井等の各地に於て、官林拂下を條件として黨員を募集したるは世に隱れなき事實にして、而も曾禰農相の直接間接に之れと關係ありしを認識せられたる如き其の三なり、凡そ此の種の事實は、明々白々掩はむと欲して掩ふ能はざる所にして特に橫濱埋立事件の眞相に至つては、在野黨代議士の爲に公然第十四議會に暴露せられ、以て其の餘沫の西鄕內相の面上に濺げるも、內相は曾て一言も之れを辯解する能はざりしのみならず、列席の議員孰れも之れを默聽して相爭はざりしを見れば、閣下の失策は自ら官紀紊亂の事實を認めつゝありと斷言せざる可か

らず、而して是れ實に方正謹嚴の風采家を以て有名なる閣下の統督せる內閣の現狀なり。

相公閣下、我輩をして有體に閣下の失策を語らしめば、閣下は不幸にして議院政略を何よりも大切とするの謬見に陷りたり、顧ふに立憲國の內閣に在りては議院政略も亦一の重要なる政略たるを疑はずと雖も、單に內閣の存立を謀るを目的として之れを濫用するに於ては、其の弊の極まる所殆ど底止す可からず、乃ち閣下が官紀振肅の言責を實行する能はざるも、亦閣下存立の爲に議院政略を濫用したる結果に外ならず、英國のワルポールは、此の議院政略に成功して能く其の內閣を十餘年間の久しきに維持したりしも、此れが爲に人心を腐敗せしめ、政界を汚濁せしめたる罪惡は擧げて言ふ可からざるものあり、但だワルポールは初めより正人君子を以て自任せず、其の言動亦放膽磊落にして、其の人物と頗る相照應したりしも獨り閣下は方正謹嚴の風采家たるを以てして、漫りにワルポールの故智を學ばむとするは、我輩甚だ奇異の感なき能はざる所なり。

（六）

山縣相公閣下、我輩は特に閣下の議院政略を攻擊するものに非ず、總て既往十餘年間に於ける藩閥政府の議院政略に對しては中心實に感服する能はざるもの多し、最初は超然主義を表面の口實として、裏面に於ては竊かに吏黨を製造し、而も輿論の勢力終に當る可からざるを見るや、解散を以て議院を威嚇するを唯一の政略と爲し、屢々無名の解散を奏請して徒らに民心を激昂せしめ、而して立憲內閣の責任に付いては曾て自ら反省する所なかりき、是れ單に內閣の存立を目的として、時局の大體を觀察せざるより來れる暗愚の政略にして、其の最後の勝利が常に議院に歸したりしも復怪むに足らず、此に於て乎次に政黨提携の事あり、稱して國務を分擔すといふと雖も、實は官祿を懸けて獵官者を買收したるに過ぎずして、眞に政黨を基礎として內閣の鞏固を謀るの意には出でざりき、憲政黨內閣起るに及んで、稍々政黨を基礎とするの體相を表示したりと雖も、政黨の訓練未だ到らずして權力分配の愚論黨人の間に唱道せられ、流石に國民の輿望を負へる內閣も、是れが爲に遂に無殘の末路を見たりき。

今や閣下の內閣は既に二回の議會を經過して、閣員に一人の更迭なく、內閣改造の說幾度か自由黨に依りて唱へらるゝも、未だ一個自由黨員の入閣したる者あらず、閣下は此の點に於て確かに議院政略の成功に自負するも可なり、さりながら閣下の議院政略は、其の實質に於て既往政府の取りたる政略に比して更に恐る可き濁浪を政界に汎濫せしめたり、此の濁浪は黨人を溺死せしめ、議院を溺死せしめ、延いて政府をして亦溺死せしめむとするの猛力を以て進行しつつあり、顧ふに閣下は內閣組織の當初より、早く其の政略の弊害斯くの如くならむことを豫期せざりしなる可し、唯だ其の如何にもして內閣の存立を永からしめむと欲するに急なる、自ら過失の極處に達するを覺らざるのみ、蓋し閣下は初め獵官を制せむとして或は官吏登庸法を改正し、或は議員の歲費を增加したれども、此れと同時に政治的射利熱を利用して議院を操縱したる結果は、萬般の問題總て賄賂と報酬とに依つて決定し、神聖なる議院をして殆ど一種の株式市場たらしめたり、夫れ政治的射利の弊風一たび行はるれば、議員は毫も國庫の支出を惜まずして、唯だ其の地位を營利の具たらしめむと謀る、自由黨が鐵道國有法案を提議したる如きは即ち此れが爲なり、世間或は當期の議會が比較的巨多の議案を成立せしめたるを見て其の成績を著大なりといふものあれども、是れ

寧ろ當時議會の腐敗を證するの事實たらむのみ、我輩請ふ閣下の爲に少しく其の理由を語らむ。

(七)

山縣相公閣下、我輩の見る所にては、第十四議會の如きは、我國議會有つて以來最も醜惡の議會なりと斷言せざる可からず、我輩は單に九十三日の期間に於て殆ど其の三分二を休會したる故を以て、直に當期議會を怠慢の議會なりと論ずるものに非ず、是れ最初より政府に盲從するを目的としたる議會に於て亦當然の顯象なればなり、如何に盲從の暗號たる讀會省略說の歡迎せられたるかを見よ、如何に盲從の傳令使たる恒松案が政府の爲に重寶がられたるかを見よ、斯くの如くにして盲從相談の委員會は本會議の議事を奪ひ、斯くの如くにして政府の提案は大抵討論を用ゐずして通過せらる、則ち我輩は二億五千四百萬餘圓の大豫算を提出したる政府の大膽を不思議とも思はず、又此の未曾有の巨額に對して、僅かに軍事費に於て四十餘萬圓を削減したる議會の柔順なるにも驚かざるなり。

議者又當期議會が建議案の頗る多かりしを奇異の顯象なりといふ、然り貴族院に於て十二種、衆議院に於て七十二種の建議案を見たるは、實に初期議會以後の一大奇觀たるに相違なし、特に政府が國庫の負擔を增加するを憂へずして動もすれば漫然之れを迎合するの狀ありし如き、固より常識あるものの判斷に苦む所たり、さりながら其の原因は頗る單純にして、唯だ是れ議會の壞血症に罹りたる事實を表示する顯象なりといはむのみ、案ずるに此等の建議案中には間々國家的問題を含めるもののなきに非ざれども、其の相爭うて提議したるものは、總じて政治的營利の黴菌に襲はれざるものなし、例へば利益分配の事情の爲に或る黨派の間に紛擾あり、以て一旦衆議院に於て否決せられたりし若松港築港問題の如き、最初は自由黨の黨議とまでなりたる鐵道國有法案が、中ごろ同一事情の爲に除外例を主張する二十七人組を出し、其の極遂に之れを委員會に握り潰したる如き、即ち明白に議會腐敗の事實を說明するものに非ずして何ぞや、且つ他の一方に於て、議員瀆職法案が薄弱不明なる理由の下に否決せられたると、尾崎發言に關する事實調査の動議が空しく委員會に握り潰されたるとは亦實に議會腐敗の反影なるを認識す可き一大顯象にして、凡そ斯る顯象を以て滿されたる議會が、國民の利害を顧念とせざる行動あるは又唯だ當然なりといはむのみ。

相公閣下、閣下は二億五千四百萬圓の大豫算を無難に通過したるを以て十分の欣榮とする所なる可し、政治的營利を事として國民の負擔を增加するの建議案を提出する議會は、固より閣下の內閣が提出したる大豫算に削減を加ふる理由はある可からず、閣下も亦寧ろ此の弱點を利用せむとしたり、故に國庫の負擔を增加する建議案も勉めて之れを迎合し、以て財政上他日の破綻を見るを毫も意とせざるなり、而して是れ實に國家の爲に悲む可きの不幸なり。

(八)

山縣相公閣下、我輩は閣下の議院政略が、市價を有する多數の人頭を買收したる點に於て成功したるを認識す、而して累々たる多數の人頭は金錢若くは、其の他の利益を條件として、爭うて良心を賣り、意見を賣り、投票を賣り、起立を賣りたる政治的市場の取引に對し、敢て張膽明目して精嚴なる道德上の批評を加ふるは、我輩寧ろ其の徒爾に屬するを知る、さりながら閣下にして自ら其の初心を點檢せば、閣下は宜し

く濫りに議院政略の成功に誇るべからず、閣下或は議會を盲從せしめたるを以て能く内閣の目的を達したりとせむ、而も事實をいへば閣下の議會に盲從したるもの亦少なしとせず、試に閣下の爲に一二の實例を開示せむ。

曩に閣下が第十三議會に臨むや、財政計畫の唯一基礎として地租率を百分の四に増加するの法案を衆議院に提出したりと、其の意地租以外の財源を以て到底財政計畫の基礎を鞏固ならしむるに足らずと爲し、即ち他の零細なる歳入に求めずして、專ら地租增徵に依賴せむとするに在りき、然るに閣下の提携を約したる自由黨が多く之れに反對するに及んで、遂に最初よりの提案を一變して、五箇年期を條件とせる三分三厘説に折合ひ、以て僅かに議會を通過するを得たり、之れを表面より見れば、單に四分案に對して七分の減率を爲したるに過ぎずと雖も、實は財政計畫を根本より變更して議會の要求に盲從したるに外ならず、何となれば一定の年期を條件とせる課税法は、既に鞏固なる財政計畫の目的と兩立せざるのみならず、現に此の減率の結果として、別に歳入の補塡を他の三税に求めたる如きは、明白に最初の計畫を破壞したるものなればなり、即ち定見ある政治家に在りては、斯くの如きは實に不面目の甚だしきものたるに拘らず、閣下の内閣が淡然として毫も之れを恥とせざりしは何ぞや。

若し夫れ第十四議會に至つては、唯だ愈々出でて愈々奇なりといはむのみ、試に思へ、衆議院の或る一派は、閣下の提出したる未曾有の大豫算に協贊する代償として、運動費セシメの魂膽より生じたる幾多の建議案を提出し、恰も國庫の空巢覗ひを働くが如きの狀あるも、閣下の内閣は一も二もなく之れを迎合したるに非ずや、又宗教法案は閣下の内閣に於ける最大最重の提案にして、歐洲の立憲國に在りては實に内閣の進退に關する大問題なり、而も閣下は此の法案の貴族院に否決せらるゝを見て痛痒の表感なかりしのみならず、曾て之れが通過を計る爲に熱心の盡力なく、初めより議會の爲すがまゝに盲從するの態度を示したるは何ぞや、相公閣下、議會は唯だ金錢若くは其の他の利益を條件として閣下に盲從し、閣下は唯だ内閣の存立を目的として往々定見なき行動に出づること斯くの如し、我輩は閣下の名譽の爲に、閣下が内閣首相たる責任の爲に、斷々然として此の失體を問はざる可からず、況んや閣下の失體は何ぞこゝに止まらざるに於てをや。

（一九）

山縣相公閣下、顧ふに閣下の議院政略は、單に政治道德上の一問題として後世史家の評論に任す可き者に非ず、何となれば閣下の議院政略より發出したる毒泉は、現に閣下の司配せる各部の行政體統をも腐壞せしめたればなり、夫れ議會の腐敗は、主として議會自身の責任に存すといふを得可きも、行政體統の腐壞は、閣下直接に其の責任を負はざる可からず、是れ即ち政治道德上の一問題に非ずして、直に内閣大臣の實際的責任問題なり。

例へば横濱埋立事件に就て之れを見るも、閣下を辯護するものは、是れ首相の知る所に非ずして粗放なる西郷内相の失體といひ、西郷内相を辯護するものは、亦是れ内相の知る所に非ずして、小松原内務次官の非行なりといふ、抑も知ると知らざるの爭點は自ら別問題なり、乃ち閣下の責任は決して知覺缺乏の故を以て解除せらるゝを得ず、事實たとひ小松原次官一個の非行に屬すとするも、之れに對する匡救の責任は懸つて閣下の肩上に在らずや、然るに閣下は曾て何等の處置を此の間に取らざりしのみならず、其の關係者の一方に自由黨領袖星

亨氏あるが爲に、一方は閣下の畏敬せる西鄕內相たるが爲に、遂に躊躇して手を下すを憚りたるは首相たるの威嚴を失墜したるものに非ずして何ぞや、更に地方議員選擧干涉に就て之れを見るも、閣下は斷じて此の事實を認めずといふを得ざるものたるに拘らず、閣下の內閣は、亦唯だ與黨に壓迫せられて地方官の亂憲的行爲を制する能はざりしに非ずや、其の他最近の事實に現はれたるもの、一として行政體統の腐壞と閣下の無能力とを表示するものたるは、我輩の甚だ閣下の爲に悲む所なり。

聞く、閣下は街鐵市有の意見を有する人なりと、其の意見の當否は暫らく措くも、內務次官たる小松原氏が擅まに一派の政商と結託して職權を亂用したる罪案を決する能はず、以て頗る內閣の威信を輕からしめたるは、斷じて閣下の失體なりと謂はざる可からず、宗敎法案に關しては、閣下初めより一定の成算を有せず偏へに斯波社寺局長平田法制局長等の獻策を聽きて生硬未熟の法案を提出し、而も往々地方官をして各地信徒の運動を妨害せしめ、若くは行政權を借りて東本願寺に干涉したる如きは、亦閣下の失體ならずと謂ふを得ず、凡そ事斯くの如きは恐らくは閣下の本意に非ざる可し、閣下は常に官紀振肅行政統一を以て自ら標榜するの人たればなり、さりながら閣下內閣を組織してより、曾て官紀振肅行政統一の實を擧ぐることなく、動もすれば與黨の專橫と屬僚の跋扈との爲に、內閣の威信と行政機關の紊亂を來すを見るは何ぞや、又兩院より建議したる學制調査會設置案の如きは、實際に於て文部省不信任の意義を表明したるもの也、何となれば學制の方針を定むるは文部大臣の職責にして他の容喙を要す可きものに非ず、若し學制調査會を設置するの必要ありとせば外交調査會を設置して外交の方針を諮詢し、內務調査會を設置して內務の方針を諮詢し、財政調査局を設置して財政の方針を諮詢せざる可からず、斯くの如くば內閣大臣なるもの殆ど無用の長物たる可きを以てなり、然るに文部省は頃日兩院の建議を容れて省內に學制調査局類似のものを設置するに決したりとは又何の咄々怪事ぞや、此の一事を見ても我輩は行政機關の大に荒廢したるを想像せざる能はざるなり。

（十）

山縣相公閣下、閣下の內閣時代に及んで、各部の行政機關が頗る荒廢したる事實は、獨り我輩內國人の眼中に映ずるのみに止まらずして、東京駐在の列國外交官中にも往々帝國政府の不統一無能力を私議する者あり、現に我輩の聞く所に依れば外人居留地に關する登記事項すらも、政府は容易に其處置を施す能はずして時日を遷延し、其の他新條約實施上の交涉案件にして、今も尙ほ滿足なる解答を得ざるもの多きが爲に、彼等は已むを得ずして當局者以外の勢力家に協議を求むることありといふ、特に私立學校令に付いて、文部當局者が外交官の反對の爲に左支右吾の行動ありしは、殆ど公然の事實にして、凡て此般の事、其の帝國政府の威信に關するや頗る大なりと謂はざる可からず。

相公閣下、閣下は元來職守に嚴に、職權を厲行するを以て高名なりし人なり、井上伯は閣下に比すれば、機略に富み決斷に長ずれども、其の跋扈の性、動もすれば法律規則を無視するの弊あり、伊藤侯は閣下に比すれば、立法の才、組織の能力に於て超絶すれども、其の文字言論の多き割合には其の實行躬踐の分量甚だ少なきの缺點あり、閣下は固より伊藤侯の才なく、井上伯の[illegible]なしと雖も、而も曾て[illegible]政府に存したるは、實に官府の秩序と威權とを保

繼するを以て行政の要と爲したるに由れり、其の或は極端なる法治主義に偏して時に精刻峻急に陥るの病ひあるのみならず、規模も亦甚だ狭小にして、官權擴張の外殆ど大なる主張なかりしに拘らず、我輩は尚ほ此の點に於ける閣下の本領を認めて、所謂藩閥武斷派の代表者と爲したりき、今や閣下の本領は全く消磨して、精刻峻急の角度を取り除きたる代りに、秩序もなく、節制もなく、官紀を紊亂し、行政機關を荒廢して、唯だ内閣一日の姑息を謀らむとす、何ぞ其の老ゆるの太甚しきや。

思ふに閣下は漫りに屬僚の小獻策に氣觸れて大局を觀るの眼識を失ひ、單に議院政略に成功するを以て能事と爲したるもの、是れ實に閣下が政治の大道を踏み外したる所以なり、蓋し彼の屬僚輩の頭腦には、唯だ内閣を出來得るだけ永く維持せんと欲する目的の外には一物なく、而も此の目的は、國家經綸の抱負より來れるには非ずして、實は官職を生活問題より見たる劣情より出でたるに過ぎず、而して彼等が生存競爭の大敵として常に忌憚するものは黨人なるが故に、彼等は先づ此の黨人の獵官心を抑制するに於て如何なる手段方法をも顧みざるに至れり、是れ議院政略の由つて生ずる所にして、而も其の之れを施して底止する所なきや、反つて内閣の威信と行政機關の壞敗とを招くに至れるを知らざるなり。

（十一）

山縣相公閣下、閣下が屬僚の進言を納れて柄にもなき議院政略を亂用したる結果は、殆ど政治をして私利私慾を目的とする一種の營業たらしめ、其の爭ふ所は、官職若くは利益上の條件にして敵味方の分るゝ起點は亦唯だ此の一事に在り、是れ固より政治階級の總墮落といふの外なしと雖も、一は閣下等を包擁せる屬僚の行動も、亦與つて大に咎めありと斷言せざる可からず。

凡そ今の藩閥家にして、最も多數の屬僚を有するものは閣下に過ぐる者なく、而して其の屬僚の爲に政治上の過失を犯したるもの、亦閣下より太甚しきものあらじ、伊藤侯は自己の技倆を信ずるの政治家なるを以て閣下に比すれば屬僚を有すること少なきのみならず、其の屬僚の侯に對するや隨つて唯だ服從的狀態を有するに過ぎずと雖も、而も尚ほ屬僚の爲に大事を誤らるゝことなきに非ず、況んや閣下に於てをや、蓋し閣下は常に政治家の位地に繼續する人なるも、未だ政治家の任務に付いて自己の技倆を信ずる人に非ず、故に屬僚の閣下に對するや、始めより服從的狀態を有せずして、寧ろ顧問的關係、若くは師傅的關係を有せり、是れ閣下の内閣が屬僚政治の爲に其の威信を失ひたる所以なり。

相公閣下、閣下は多數の屬僚を有するに於て今も尚ほ政治上の一勢力たるを失はずと雖も、之を政治家の名譽より見れば、決して自ら誇る可きの勢力に非ざるを如何せむ、眞に技倆ある政治家は、一人の屬僚を有せずして、其の勢力自ら天下に展ぶるを得れども、閣下の政治上に於ける勢力は唯だ屬僚の爲に存在し、屬僚の爲に利用せらるゝ勢力たるを見るのみ、閣下の名譽に於て又何の加ふる所ぞ、議會開設以來屬僚は常に偏僻なる國家至上權と、頑愚なる超然内閣論を唱へて藩閥家を利用したりき、是れ黨人に對する屬僚の作戰計畫にして、其の計畫の迂なるや、戰遂に利あらずして政黨の提携と爲り、一轉して憲政黨内閣の時代と爲りたるは、實に最近の事實なり、此の間屬僚中にも分裂を生じて自ら政黨に接近するものを出せりと雖も、其の多數は依然として政黨と利害を異にするものたり、而して閣下は現に此

の多數の屬僚に依つて包擁せらるゝを見る、彼等は閣下を以て最も自己の生存に便利なる人なりと認め、曩に憲政黨内閣の時代に於て、常に閣下の椿山莊に會合して當時の内閣を破壞するの陰謀を企てたり、顧ふに當時の内閣は、一は自由黨の遠見なき行動に出つて破壞したれども、其の破壞の主因は内閣の一部と閣下の椿山莊とを傳流せる一種の電氣力に在りたるは復疑ふ可からず、閣下願くは我輩をして其の説を悉さしめよ。

（十二）

山縣相公閣下、我輩の記憶する事實に依るに憲政黨組織當時に於ける椿山莊は、實に明治時代の鹿谷として時人の注目を惹きたる位地に在りき、初め伊藤侯が地租問題に失敗して内閣瓦解の危機に立つや、閣下の屬僚は以て閣下再び世に出づる機會と爲し、閣下も亦自ら伊藤内閣の後繼者たる可き運命あることを信じたりき、此に於て乎椿山莊は、閣下を議長としたる大小屬僚の密議所と爲り、伊藤侯が一方に於て早くも内閣を憲政黨に引渡すの準備を爲しつゝある間に閣下の屬僚は迂濶なる内閣相續策を畫して大に閣下の野心を煽揚したりき、而して御前會議と爲り、而して閣下と伊藤侯との物別れと爲り、而して閣下に於ては寢耳に水の憲政黨内閣突如として出現したりき、斯くの如くにして閣下の内閣を夢想したる屬僚の絶望と憤恚とは、殆ど名狀す可からざりしなり。

當時閣下の屬僚は、此の急激なる政變を目して、伊藤侯の不忠不臣なる行動に歸因すと爲し、中には侯を罵つて國賊といふものすらありしと雖も、國民は寧ろ侯の公明磊落なる心事を歎稱して、古名相の出處進退にも讓らずといひたりき、而も閣下より之れを見れば、閣下は恰も伊藤侯の爲に出し拔かれたる觀ありしを以て、其の伊藤侯の行動に慊焉たらざりしは亦無論たる可し、此に於て乎椿山莊は再び陰謀の策源地と爲り、閣下の屬僚は日夕出入して憲政黨内閣の破壞に着手したりき、此れを聞く、憲政黨内閣組織の發表せられたる頃、石黒忠悳翁偶々椿山莊を訪ふ、都筑馨六氏先づ在りて翁と政變を語り、頗る時事に憤々たるものの如し、翁諭して曰く、足下等常に元勳に依賴して大事を濟さむとするは甚だ誤れり、何ぞ自家の實力と運動とに依りて天下を取るの計を爲さざる、一時の政變に驚くは年少政治家の事に非ず、氣を吐き才を展ぶるは寧ろ今後に在り、足下宜しく大に奮へよと、而も都筑氏及び其他の屬僚は、閣下の威名を借らずしては、何等の着手をも爲し能はざりしなり。

既にして閣下の屬僚は憲政黨内閣の破壞に着手したり、當時の警視廳たる園田安賢男は公然部下の廳吏を集めて煽動的演説を爲し、當時の無任所公使たる都筑馨六氏は自ら内閣の最大有力者なる某伯を訪うて政黨内閣の攻撃を試み、而して一方に於ては自由黨の權力均分論を奇貨とし、桂子爵の手に依りて内部より内閣分裂の端を啓かしめたり、是れ實に伊藤侯が清國漫遊の留守中に起りたる現象なり。

（十三）

山縣相公閣下、閣下と伊藤侯とは、其の人格に於ても、思想に於ても、本來決して兩立す可き契點あらざるに拘らず、其の表面上久しく相互の調和を保持し得たりしは、唯だ藩閥擁護の共同目的に對して、離る可からざる關係を有したりしを以てなり、然るに侯は一朝此の共同目的より解脫し、敢て内閣の門戶を開放して、之れを藩閥の當の敵たる大隈板垣の兩伯に與ふ、是れ事實に於ては閣下に向つて政治的絶交を告示したると共に、又其の持説と認められた

る超然内閣制を固執せざる心事をも表明したる擧動なり、當時世人は此の擧動を以て、英國のロベルト、ピールが保守黨の反對を顧慮せずして穀法廢止案を採用したるに比し、以て其の明達の見に服するものありしと雖も、閣下より之れを見れば、固より驚く可き豹變たりしに相違なし。

伊藤侯は獨り此の擧動に於てピールに似たる者あるのみならず人物に於ても亦稍々相類したるものなきに非ず、例へば其性情必ずしも極冷ならざれども、少なくとも微温にして事物に執着せざる所、其の知覺鋭敏にして回避滑脫に巧みなる所、其の敵にも味方にも敬愛せらるゝ割合に、親密なる多數の政友に乏しく、又自ら之れを求むるの熱心なき所、ピール然り、伊藤侯も亦然り、是れ侯が藩閥家の反對に頓着せずして、大隈板垣の兩伯を奏薦したりし所以、さりながら伊藤侯は此の一擧に於て、從來の位地に著しき變化を生じたりき、一方に於ては國民の新同情を得たりと雖も、他方に於ては藩閥及び之れに屬したる人士の憎疾を蒙ること少なからずして、曾て侯に服從したるものまでも遽かに侯に背き去れるを見たりき、而して閣下は實に伊藤侯の失ひたるものを得て、隱然として憲政黨内閣の一大敵國たる趣ありき。

伊藤侯は周圍の纍累を免れむが爲、飄然として清國漫遊の途に上りたる間に、閣下の屬僚は、憲政黨内閣に對して嫉妬的妨害を加へ、たとひ閣下の指揮に出でざるも亦閣下の傍觀したる種々の馬鹿らしき舞劇を演じたりき、特に尾崎氏の共和演說問題に至りては、政治問題として殆ど半文の價値なきものたるに拘らず、閣下の屬僚等は、自由黨の暗愚なる擧動を迎合して、頻りに尾崎排斥の火の手を煽り立て、遂に此れに依りて以て憲政黨内閣の破壞に成功したりき、而して憲政黨内閣の倒るゝと共に、閣下の屬僚は早くも閣下を椿山莊より起して、伊藤侯の未だ清國より歸朝せざる前に内閣を組織せしめたり、是れ正しく伊藤侯を出し拔きたる復讎的手段なりといふも亦可ならむのみ、斯くの如くにして成立したる閣下の内閣は、其の自然の運命として、近き未來に於て伊藤内閣に代らる可きは誰れか復之れを疑ふものぞ。

(十四)

山縣相公閣下、閣下と同主義同臭味の野村靖子は、伊藤侯が大隈板垣兩伯を奏薦したる擧動を評して、是れ神經錯亂の表現なり、到底本氣の沙汰に非ずと散々に言ひ罵りたることあるを記憶すと雖も、當時閣下にして若し自ら難局を切り拔くの成算を開示せむか、伊藤侯は必ず喜びて閣下に後事を託したりしや疑ふ可からず、而も閣下は唯だ伊藤侯の政黨論に反對して、時局と乖離せる超然内閣制を主張し、以て天晴れ大忠臣の肝膽を見せたる外には、曾て政治家として責任ある建言を爲したるを聞く能はざりき、乃ち此の事情を領解するものは、恐らくは何人も伊藤侯の擧動を否定するを得可からじ。

特に怪む、閣下は憲政黨内閣の後を受けて自ら現内閣を組織するに及んで、忽ち其の前日の主張を拋棄し、少なくとも其の持說を變更して一二の政黨と提攜したるのみならず、嚮に閣下の屬僚等が不忠不臣の賊子とまで痛罵したる伊藤侯に對して、今日唯だ其の歡心を失はむことを是れ恐れ、大小の事總て侯の意見に聽きて僅かに辨ずるを得るが如きの狀あるは何ぞや、我輩を以て閣下を觀れば閣下は元來氣むづかしき神經質の人物なれども、實は決して强固なる意思を有する武斷家に非ず、其の權勢を喜び名爵を好むの天性或は人に過ぐるものあらむ、而も閣下は政治家として別に卓然自ら立つ

所の見地なく、有體にいへば唯だ藩閥の氣象に富める一種の貴人たるに過ぎず、是れ政府を世界とせる屬僚の盟主たるには最も適當なる人格にして、隨つて動もすれば彼輩の爲に利用せられて大事を誤る所以なり。

案ずるに憲政黨內閣の破壞は、たとひ閣下の爲には幸運發展たりし變局なりといふを得可きも、其の變局の決して伊藤侯の本意にも非ず、又自由黨多數の冀望にも非ざりしは無論なるを以て、閣下は宜しく閣下の前途に政治上必然の反動あるを豫期し置かざる可からず、世には伊藤侯の心事をさま〴〵に臆測するものあれども、我輩の見る所に依れば、閣下の內閣は恐らくは伊藤侯の理想に適合したる內閣に非ざると共に、自由黨に於ても初めより閣下の內閣に同情を表するに非ず、我輩の所謂政治上必然の反動とは即ち此の形勢より出現す可き第二の變局をいふなり、請ふ閣下の爲に其の大略を語らむか。

（十五）

山縣相公閣下、我輩が憲政黨內閣の破壞を以て伊藤侯の本意に非ずといふは何に由るや、蓋し其の理由は極めて單純明白なり、曩に憲政黨の成立するや、伊藤侯は政黨內閣の機運既に到りたるの現象と爲し閣下等に向ひて政府黨組織の議を諮りたるも、閣下等は狹義の憲法論を主張して之れに同意を表せず、太甚しきは憲法の一部を中止す可しと唱へたる黑田伯の如き妄論家すらありたるを以て、乃ち一は閣下等の守舊思想を打開せむが爲に、一は政局の進轉を利導せむが爲に、現に憲政黨の統率者たる大隈板垣兩伯に向つて斷然政府を引渡したる伊藤侯の心事に至りては、世間何人も復之れを疑ふものなかる可きを信ず、侯の心事實に斯くの如しとせば、侯たるもの又何が故に其の自ら助成したる內閣の遽に破壞するを望むと謂はむや、是れ豈極めて單純明白の理由に非ずや

當時閣下の屬僚等が百方憲政黨內閣の破壞を企つるや、世人は之れを伏見鳥羽の一揆に比して、頗る其の頑愚を冷笑したりと雖も、不幸にして憲政黨內閣は、此の頑愚なる一揆の爲に取つて代らるゝの運命に遭遇し、以て政局をして再び舊世界に退却せしめたり、是れ獨り伊藤侯の本意に非ざるのみならず、自由黨の多數も亦決して之れを冀望せざりしは明白なるに、當時自由黨が一二の野心家の爲に操縱せられて、自ら建設したる內閣の破壞を招きたるは、我輩唯だ其の無謀無算に驚かざるを得ざりき、我輩は伊東巳代治男及び星亨氏が、前後外務大臣候補者として失敗したるを遺憾とし、愚直なる板垣伯を煽動して權力均衡の提議を爲さしめたるを認めて、其の最初の目的が決して閣下の內閣を造り出すに在りと信ずるものに非ず、何となれば此の二政治家は單に進步派の勢力膨脹を妬みたる外には、別に何等の成算ありしと思はれざればなり、去りながら權力均衡の題目は、最初より憲政黨內閣の破壞を計畫したる藩閥の殘黨の爲には、最も便利なる最も都合善き政變の導火線なりき、何となれば此の權力均衡論を決定するの投票權は、當時內閣の中立者たる西鄉侯と桂子との手中に在りたるに於て、藩閥の殘黨にして之れと相策應せば、輒ち內閣破壞の目的を容易に達し得可かりしを以てなり、而して西鄉侯の機を見るに敏なるを知り、又桂子の純然たる山縣系統として閣下の屬僚と親密の關係あるを知るものは此の一侯一子が文相更迭問題に付いて閣議分裂したる際にも、曾て適正なる調停の手段を取らざりしを怪まざる可く、將た板垣伯が正理無名の辭表を大闕に捧げて宸襟を煩はし奉りたる際にも此の一侯一子が閣僚として曾て板垣伯に背を

責むるの道を盡さず、以て內閣をして無慘の末路を見せしめたるを不思議とせざる可し、乃ち憲政黨內閣が此の事情によりて遂に破壞せられ、其の自然の結果として閣下の內閣を造り出したるも亦豈偶然ならむや。

（十六）

山縣相公閣下、幸福なる閣下は、憲政黨內閣の破壞と共に、端なく其の舊勢力を復活して政治上の主人公と爲り、而して內閣組織の使命は閣下に傳へられ、而して閣下は恰も謝安を氣取りて椿山莊を出で、而して國民は唯だ目を圓くして閣下が如何なる內閣を組織するかを注視したりき、顧みて此の際に於ける自由黨の行動を見れば、全く當初合同の精神を忘れて、自ら造りたる內閣の破壞を快とせしものの如く、私鬪術に巧みなる星亨氏を軍師として、一時の小成敗を爭ひ、卑劣なる投機手段に成功したるを稱して黨略の能事終れりと爲し、而も坐して江山を將て他人に附與するの愚に陷りて自ら覺らざりし如き、識者は唯だ其の淺陋を憫笑するのみ、既にして閣下の內閣成るや政治上の立場を失ひたる自由黨は、其の主義政見を犧牲して閣下と提携を約したりと雖も、實は互ひに欺き合ひ詐り合うて政治上のポン引を働かむとしたるに過ぎず、初め閣下が策士の言を聽きて自由黨と提携せむとするや、閣下の屬僚中には此の提携を非として飽くまで超然內閣の實體を保持す可しと主張したるものあり、閣下の歷史及び內閣組織の初一念より察すれば、閣下恐らくは眞に肝膽を披きて自由黨と提携するを欲したりとも思はれず、現に自由黨が提携の條件として二三黨員の入閣を要求したるに際し、閣下は之れに答へて單に人才としてならば自由黨より閣員を拔くも可なれど、黨員としてならば入閣の要求に應じ難しといひたりしを見れば、閣下の意亦超然內閣の本領を以て立つに在りしを知る可し、且つ閣下が當時自由黨袖領等と屢々提携に關する交涉を試みつゝある間に、板垣伯は公然自由黨員に向ひて、何種の內閣を問はず善政を行へば之れを援くるに躊躇す可からずと演說して、有りの儘に閣下の內閣が超然內閣たることを承認したりき、而も自由黨の多數は、閣下の內閣をして超然內閣の裝姿を脫せしむるの冀望ありしが爲に、斯る意義に於ける提携の交涉は一旦破裂に歸したりしに拘らず、閣下と自由黨とは更に曖昧なる交涉を經由して、終に怪しき提携を約したり、此の提携の結果として閣下の內閣は純然たる超然內閣にも非ず、又政黨を基礎とするの內閣にも非ざる一種の間色內閣と爲りたるに於て、閣下と自由黨との關係は、隨つて唯だ政略的關係若くは利益的關係たるに止まり、曾て主義政見の要點に依りて渾然融和したる事實を示すこと能はざるに至れり、是れ閣下が政治上の過失を犯したる最初の起點に非ずして何ぞや。

（十七）

山縣相公閣下、閣下と自由黨との提携は、唯だ政略的關係若くは利益的關係に依りて成立したるを以て、閣下は自由黨を待つに眞の政府黨を待つの道を以てせずして、唯だ之れを操縱して盲從せしむることを努め、自由黨も亦閣下の內閣に對して眞の政府黨たる觀念なく、唯だ其の位地を利用して政治的營私の目的を達せむことを圖る、而も閣下は宣言して曰く、諸君と相倚り相助けて進取の方針に答へむと、嗚呼誰れか其の自ら欺くの甚だしきに驚かざるものあらむや、頃日に憲政黨の分裂に付いては、伊藤侯が進步自由兩派の孰れにも多少の遺憾ありしは無論なる可しと雖も、我輩の見る所に依れば侯の最も遺憾としたるは、恐らくは

憲政黨內閣の破壞餘りに脆くして、端なく超然內閣を再興せしむるに至りたる一事ならむ、何となれば是れ侯が閣下等の異論を排して敢て大隈板垣兩伯を奏薦したる當初の意思に背きたればなり、然るに侯の直系に屬する伊藤巳代治男等が自由黨の策士と相呼應して極力憲政黨の破壞に從事したるは何ぞや、蓋し進步派の勢力次第に膨脹して自由派の分子までも漸く進步化するの傾向ありと認め、憲政黨內閣の維持一日を長うすれば獨り進步派の爲に一日の利あるを恐れて、其の大勢未だ定らざる前に之れを破壞するの優れるに如かずと信じたるを以てなり、彼輩の心事は唯だ此の一點に存したりき、當時固より閣下の內閣を造り出すの目的なかりしのみならず、別に善後の策に付いても何等の成竹なかりしは復言ふを俟たざるなり。

　自由黨が二三策士の術中に陷りて、自暴自棄の行動に出でたるは、其の愚誠に憐む可しと雖も、一旦斯くの如くにして政治上の立場を失ひたるに於ては、其の如何なる內閣たるを問はずして之れと相結託するは止むを得ざる窮策たりしと同時に、閣下の內閣が政見の異同を論ぜずして自由黨と提携を求むるに至りしも、亦止むを得ざるの窮策なりと謂はんのみ、而も閣下は自由黨に誓ふに休戚利害を倶にして永く相渝らざる可きを以てす、是れ正しく自ら欺くの虛言にして、其意唯だ一時を糊塗するに在りしは決して疑ふ可からず、閣下乃ち自由黨をして單に政略的關係若くは利益の下に永く盲從せしめんと欲する乎、我輩は斷じて其の目的の空想に屬するを信ぜむとす、閣下願くは我輩をして閣下の未來を說かしめよ。

(十八)

山縣相公閣下、今や我輩は閣下の未來を指示するに當りて、先づ閣下の內閣が如何なる現狀の下に存在するかを觀察せざる可からず、顧ふに閣下の內閣は、議會開設以後の內閣中に於て、最も平和らしき、最も鞏固らしき狀態を保てる內閣なり、議會は既に二會期を經過したれども、遂に一たびも解散の危機に際したることなく、內閣改造の說屢々起りたれども其の閣員には亦一人の交迭したるものなし、是れ前代の內閣に在りて曾て觀ざるの現象にして、殆ど閣下の獨占せる盛事なりと謂はざる可からず、さりながら閣下若し我輩に直言を許さば、我輩は閣下の內閣を稱して、僅かに外援の支持に賴りて存在せる大廈なりといはむと欲す、而も其の外援すら今や漸く去らむとするを見るに於て、閣下の內閣は正しく存在の資力を失ひたるものと斷言せざる可からず、大石正巳氏が第十四議會に於て、閣下の內閣を評して借馬內閣といひたるも、亦實に此の意に外ならざるのみ。

　さりながら閣下願くは我輩の說を誤解する勿れ、我輩は決して立憲國の內閣を以て或る勢力の援助なくして存在するものなりとは信ずるものに非ず、或る勢力とは議會に絕對的多數を占むるの政黨即ち是れなり、而して斯くの如き大政黨の援助は、固より立憲國の內閣に必要なるを疑はずと雖も、閣下の內閣に唯だ一時の利害に依りて政府を擁護する聯合黨を有するに過ぎずして、主義政見に依りて統一せる一大政府黨を有せざるを奈何せむや、人あり閣下に向ひて閣下は眞の政府黨を有するやと問はゞ、閣下は必ず然りと答ふるの勇氣なかる可し、是れ事實に於て眞の政府黨なきのみならず、閣下は曾て公然眞の政府黨を作りたることなければなり、則ち我輩は唯だ閣下が議院政略を亂用して政黨を操縱したるを見る、未だ閣下が主義政見に依りて進退を倶にす可き眞の政府黨に援助せらるゝを見ず。

相公閣下、我輩の聞く所に依れば、伊藤侯は改正選擧法通過の後、竊かに閣下に向ひて政府黨組織の計畫目下に必要なるを說き、暗に此の大任を伊藤侯に委するの內牧を得るの手段を盡さむことを求めたるに、閣下之れを肯んぜずして曰く、君にして苟も政黨を組織せむとせば則ち君自ら之れを爲して可なり、內閣は斷じて其の議を贊するを得ずと、此に於て乎伊藤侯は閣下の與に爲すあるに足らざるを怒りて、爾來閣下と益々情意の疎通を缺くに至れりと、是れ閣下が伊藤侯の野心測られざるを恐れたるにも由る可しと雖も、一は閣下が强ひて超然內閣の外觀を維持せむとするの謬見より出でたるものに非ずして何ぞや、要するに閣下は現在に於て眞の政府黨を有せざるのみならず、其の政府黨らしきものすらも、日に閣下の內閣と相離れて反つて閣下の死命を制するの政敵たらむとするが如きは、亦豈閣下の宜しく警戒す可き一大危機に非ずと謂はんや。

（十九）

山縣相公閣下、閣下は或は帝國黨を以て內閣の忠僕なりと信ぜむ、然り其の歷史よりいふも、其の關係よりいふも、帝國黨は確かに內閣の忠僕たる可き傾向を有するものなり、さりながら僅々二十餘名の代議士を有する一小黨は、閣下が果して賴つて以て有力なる忠僕とするに足る可き乎、況んや帝國黨は政治的投機師を以て組織したる烏合の政團にして、殆ど政黨と名く可き實質を具へざるに於てをや、先づ試に其の領袖たる者の如何なる人物なるかを見よ、佐々友房氏は自ら大策士を以て任ずるに拘らず、識慮頗る暗昧にして確然たる定見なき人なり、曾て獨逸に遊ぶや、其の國の各政黨が大抵宗教問題を政綱に揭ぐるを見て以爲らく是れ我國の宜しく學ぶ可き模範なりと、歸來直に帝國黨の政綱に宗教事項を加ふるの必要を唱へたる如き愚論家なり、而して、此の愚論家にして且つ自稱大策士なる彼れは、唯だ每日根氣よく書簡を手記して、己惚れと迂濶とを扱き雜ぜたる報告を選擧區民に爲すの外には、巧みに元勳政治家の間を周旋し、區々の縱橫說を進むるを以て獨り自ら得意とするのみ、元田肇齋藤修一郎の兩氏は、彼れに比すれば智見も思想も數等進步したる人物なれども、一は小膽にして大事を擔當するの器なく、一は不謹愼にして公人としての信用缺けたり、斯くの如き人物に依て指導せらるゝ帝國黨は復政治上に於て何事を爲し得可しとする乎。

相公閣下、閣下の閣僚たる清浦曾禰の兩氏は、曩に帝國黨の組織に後援を與へ、今も現に其の黑幕として頗る盡力すといふと雖も、是れ恐らくは閣下の利益に非ずして寧ろ閣下に禍ひせむ、何となれば是れ徒らに伊藤侯及び自由黨の反感を買ふに過ぎざればなり、昨年國民協會の解散するや大岡育造氏は伊藤侯を擁して新政黨を組織せむとしたるも、其の計畫は佐々元田等の反對に沮まれて行はれざりしのみならず、閣下は淸浦曾禰等の關係に誤られて帝國黨の成立を助け、地方議員選擧の際の如きは、竊かに地方官に向つて、帝國黨の候補者には十二分の援助を與へよ、其の他の政黨員に對しては局外中立を守れと內訓して自由黨の激昂を招きたるは公然の事實なり、大岡氏は舊國民派中に於ては比較的智慮に富める人物なり、乃ち此般の現狀を見て頗る憤々の情に禁へざるものありしが爲に、終に飄然として外國漫遊の客と爲り、以て暫らく政變を待つの已むを得ざるに至れり、一の大岡氏を失ひたる如きは、たとひ帝國黨を輕重するに足らずとするも、閣下の閣僚にして帝國黨と密接の關係あるものは、唯だ清浦曾禰の兩氏のみにして、其の他の閣僚は孰れ

も帝國黨の微弱にして恃む可からざるを知り、現に桂子の如きは、寧ろ自由黨と深く結託して、之を利用せむとするの野心あり、西郷侯は頃日帝國黨の首領たるを密約すと稱せらると雖も、侯は自由黨に對しても如何なる密約を爲し居るやを知る可からざるに於て、閣下と帝國黨との關係は反つて內閣の統一を破るの原因たらむ、閣下果して帝國黨を以て賴むに足るの忠僕なりと信ずる乎。

（二十）

山縣相公閣下、我輩の見る所に依れば帝國黨は清浦曾禰の兩氏と直接の關係あるに過ぎずして、其の他の閣員は初めより之れと利害を俱にするの意なきに拘らず、閣下輕々しく此の兩氏に致されて、窃かに帝國黨の成立を助けたるは、是れ實に閣下の一大失策なりと謂はざる可からず、蓋し帝國黨は自ら內閣の忠僕たるを以て任ずと雖も、實は清浦曾禰兩氏の忠僕にして、純然たる政府黨には非ず、假りに之れを政府黨と認むるも、其の勢力は固より閣下の內閣を維持するに足らず、況んや政府黨に非ずして一個の私黨たるに於てをや、然るに閣下は斯る私黨を以て直參の忠僕たらしめむとして、反つて內閣の統一を破るの結果を考慮せざるは何ぞや。

桂子は閣下の內閣を組織するが爲に、憲政黨內閣の末路に當りて頗る如才なき立ち廻りを爲したる人なり、而も此れと同時に、子は自由黨と閣下の內閣とを提携せしむるが爲に、亦政治的椎庵として周旋甚だ勉めたりしを以て、今も尙ほ雙方の連鎖たる位地に在るは衆目の視る所なり、青木氏は初め自由黨に入黨の申込を爲したるほどの人にして、入閣の際俄かに其の申込を撤回し、以て大に自由黨の感情を破りたりと雖も、さりとて自由黨と全く關係を絕てりと謂ふ可からざるは無論なり、西郷侯は憲政黨內閣時代に於て、既に岡崎邦輔氏の媒介に依りて星亨氏と相識り、爾來橫濱海面埋立事件にも、市街鐵道問題にも、常に星氏の秘密協議を受けて、次第に相接近し來れるものなり、卽ち此の三閣僚は閣下の爲に、屢々絕えむとしたる自由黨の提携を維持し得て今日に到りたるに於て、閣下にして單に帝國黨を賴みて自由黨を無視するが如き行動に出でむか、閣下は先づ此の三閣僚と倂び立つこと能はざるに至る可きは自然の傾向なり、而して閣下の行動は往々之れに類するものあるを以て、今や自由黨は漸く閣下の內閣に向つて鼎の輕重を問はむとするの意向を表現したるに非ずや、所謂局面展開論の如き實に此の意向の表現に外ならじ。

相公閣下、閣下の最大謬見は、甚だ議院政略を以て能事と爲し、金錢若くは其の他の利益を懸けて自由黨を操縱せむとしたるに在り、顧ふに現時の自由黨に殆ど腐敗の極度に達したるに於て、閣下の議院政略が其の弱點に投じて十二分の成功ありしは、我輩と雖も亦之れを認めざるに非ず、さりながら自由黨員の中には亦多少時勢の要を識る者なきに非ざるが故に、單に閣下の內閣に盲從して永く奴隸たるに滿足せざる人物亦少なきに非ず、彼等は閣下と共に到底立憲政治の實效を擧ぐるに足らざるを自覺し、別に新機軸を出して政局の運用を計らむとせり、是れ閣下の內閣が漸く內部の動搖を始めたる所以なり。

（二十一）

山縣相公閣下、閣下の內閣が近時漸く動搖し始めたるは爭ひもなき事實にして、帝國黨の代表者たる清浦曾禰の兩氏は、專ら閣下の參謀として內閣の政略を指導するの位地を占め、閣下の幕僚たる桂、平田、安廣等の諸氏と相

策應して、自由黨を挫折するの運動に着手しつゝあるは、亦既に公然の秘密なり、我輩の聞く所に依れば、彼等は閣下に向つて總て自由黨の要求を拒絶す可しと勸告したり、此れが爲に自由黨と提携を絶つに至るも復患ふるに足らずと言ひたり、若し十五議會までには、帝國黨と中立派とを連合せしめ、更に進歩自由の兩黨代議士中より幾多の離叛者を買收せば、優に多數を議會に制するを得ること掌を反すよりも易しと進言したりといふ、其の無稽無謀の太甚しき、殆ど閣下を死地に陷るゝにあらずんば止まざるものなるに拘らず、閣下の意思稍々彼等の獻策に動かさるゝの傾向ありといふは何ぞや、彼等は以爲らく、第十五議會の形勢にして若し閣下に利非ずとせむか、即ち斷然議會を解散し改正選擧法に依りて進歩自由の兩黨と爭ひ大に選擧干渉を行うて多數の御用代議士を選出せしむること敢て難しと爲さず、而も尚ほ不幸にして議會の多數を制すること能はずんば、内閣は此の時を以て初めて總辭職の擧に出づるも未だ晩からず、而して是れ實に立憲政治家の責任に背かざるの名を得るに庶幾しと、意氣頗る正大なるに似たりと雖も、斯くの如きは主義あり政綱ある政黨内閣に於て言ふ可く、單に閣下の内閣を維持して其の恩惠の下に生存せむとする屬僚等の言ふ可き所に非ざるを奈何せむや、さりながら閣下亦自ら其の運命の窮せるものあるを知らざる可からず、蓋し自由黨が今日まで閣下に盲從したるは、唯だ伊藤侯の起たざるを以てのみ、苟も侯にして自ら起つて自由黨を率ゐは、閣下の内閣は鎧袖一たび觸れて忽ち倒れたりしや久しきなり、而も侯の容易に起つの色なきは、自由黨の組織が侯の理想に適合せざるが爲にして、自由黨にして眞に能く侯の理想を攝取するの内容を有せば、侯或は自由黨に入りて其の首領たるを辭するものに非じ、但だ自由黨の内容は、侯の理想を攝取するには餘りに雜駁にして、且つ餘りに彈力に富めり、案ずるに侯が政黨の規律節制を說くは太だ善しと雖も、是れ單に外部より訓練し教育し得可きものに非ずして、自ら其の黨人と爲りて内部より改造せざる可からざるものたり、侯は何が故に自ら自由黨に入りて其の理想を實行するを勉めざる乎、是れ頗る怪む可しと雖も、實は自由黨が到底侯の理想を攝取するの受容力を有せざればなり、さりながら侯も自由黨も、閣下の内閣に對しては均しく結局の利害を異にするものあるに於て、此の一點に於て常に相接近するの關係を保持して、共に局面展開の時期を待てり、局面の展開は如何なる形式を以て現はれ來る可きかは一個の疑問なれども、其の現狀維持に倦みて局面の展開を望むの心は侯も自由黨も亦同一なり、而して閣下の屬僚等は、強ひて現狀を維持せむとして無稽無謀の擧を閣下に慫慂するを見る、是れ豈伊藤侯と自由黨との共に隱忍して已む能はざる時期ならずや、閣下尚ほ首相の椅子に緊着して離れざらむとする乎。

（二十二）

山縣相公閣下、世に傳ふ、頃ろ自由黨は閣下に向つて内閣の三四脚を要求し、若し聽かれずんば提携を謝絶して内閣に反對するの決意を示したりと、是れ恐らくは局面展開の第一着手たる可し、さりながら閣下にして此の要求に應ぜむとせば、先づ閣下に最も親近なる關係を引退せしめざる可からず、今や此等の關係は、自己の運命を迫害せむとする自由黨に對して防禦の策を講じ、閣下の屬僚と俱に極力現狀を維持するの成案を具して閣下に迫りつゝあり、此の成案は固より閣下を死地に陷るゝものなりと雖も、自由黨の要求とても亦閣下を窘窮せしむるの毒計たるが故に、閣下は殆ど進退維れ

谷まるの位地に在りと謂ふ可し。

抑も自由黨が果して既に斯くの如き要求を閣下に提供したるや否や、たとひ既に之れを提供したりとするも、是れ自由黨多數の贊望なりや否やに付いては、我輩未だ輙く明言し能はざる所なりと雖も、自由黨が之れに類するの運動を開始しつゝあるの事實は斷じて疑ふ可くもあらじ、或は曰く、末松謙澄男主として内閣請込の議を唱へ、自ら下に向つて交渉の任に當れりと、末松男が内閣改造の張本人たるは、我輩の甚だ信ずる はざる所にして、若し彼れにして此の議を唱へたりとせば、是れ必ず伊藤侯の承認を得たる上の事ならざる可からず、さりながら伊藤侯は決して現在の自由黨と意氣相許すものに非ず、随つて自由黨にして侯を擁立せむとせば、大に其の内容を變更して、更に侯の理想に適合せる新衣裳を着用せざる可からず、然るに現在の自由黨は、其の内容頗る雜駁不規律にして、動もすれば一二の無頼漢に致されて、政治上の罪惡を犯せること尠なからず、而して其の罪惡の主動力として目せらるゝものは現に總務委員の一人たる星亨氏なるに於て、自由黨は先づ彼れの專制政治を離れたる後に非ずんば、到底伊藤侯を迎しての自由黨の首領たらしむるを得可からず、我輩は伊藤侯を認めて彼の星亨を畏るゝものなりとも信ずるものに非ずと雖も、自由黨が彼れの專制的手腕に左右せられて之れを奈何ともする能はざるの醜態あるは、既に天下公衆の認識する所たり、自由黨の腐敗するや久し、我輩は其の原因を以て決して一二無頼漢の非行に歸するものに非ず、さりながら現時の自由黨が、星亨氏に掻き廻されて其の腐敗の區域を擴張したるは著明の事實にして、特に閣下の内閣が彼れの野性を利用して遂に自由黨を操縦し、以て自由黨をして腐敗の極に達せしめたるは世間何人も之れを否認するものある可からず、是れ伊藤侯が局面展開の必要を認めたると同時に、尚ほ容易に自由黨の爲に擁立せられざる所以なり、然らば星亨氏は何人ぞ、我輩少しく次に其の性格を説かざる可からず。

（二十三）

山縣相公閣下、閣下は星亨氏を以て如何なる人物なりと爲す乎、彼れは閣下の内閣を成立せしめたるに付いて間接の功あり、自由黨を閣下の内閣に盲從せしめたるに付いて直接の功あり、而して今や彼れは内閣改造の技師長として、局面展開の魔術家として、動もすれば閣下を威嚇し、強迫し、若くは誘惑して、先づ其の怪腕を現狀打破に着けむとするの野心あり、夫の自由黨が政權分配を提携の條件として、内閣の主脳に要求したりといふ如きは、又安んぞ其の策源の彼れが懷裡より出でざるなきを知らむや。

若し理を以て之れを論ずれば、自由黨は決して閣下に向つて政權分配を要求するの權利あるものに非ず、何となれば最初より無條件提携を約して、後日に其の報償を要求するは、是れ分明に詐僞を自白するものなればなり、さりながら閣下と自由黨との提携は根本主義政見の一致より成りしにも非ず、又肝膽相許し意氣相投じたる結果にも非ずして、唯だ一時の利害に依りて偶然相合したるに過ぎざるを以て、其の提携の亦利害に依りて破るゝに至るも自然の勢なりと謂はざる可からず、而して星亨たる人物は實に自由黨の代表者として、前には閣下と共に詐僞の政治的約束を締結し、後には謂れなき報償を強請して閣下を陷擠せむとするの主謀者なり。

彼れは曾て剛腹破廉恥の議長として衆議院を除名せられたるほどの不名譽の人物なり、今こ

そ自由黨の專制僭主として、內炎劫灼たれども、是れ自由黨の無能力なるが爲にして、必ずしも彼れの資望獨り高きが故に非ず、現に憲政黨內閣時代に於て、時の自由派大臣は、彼れか外務大臣たらむとする野心を牽制せむとして、伊東巳代治男を外務大臣候補者に推薦したる事實ありしは、豈其の明白なる證據に非ずや、而も一朝憲政黨內閣倒れて閣下の內閣起るに及んで、彼れは恰も風雲の際會を得たる惡龍の如く、遽かに飛舞騰躍して自由黨を惑亂し、曾て自由黨の中堅たる土佐派すらも殆ど屛息して彼れの指命を受くるの止むを得ざるに至る、亦憐まざる可けむや。

世間或は彼れを時代の權化として、其の技倆手腕に畏服するものあり、我輩を以て彼れを觀れば、彼れは高等長脇差の隊長にして、僅かに政治家の外套を着けたる一個の野人のみ、其の最も長ずる所は、唯だ善惡是非を問はずして然諾を實行するの大膽即ち是れなり、彼れが政治上の罪惡を犯したるも此に在ると同時に、彼れが黨與の歡心を得るも亦此に在り、而して政治道德の問題の如きに至つては、彼れ固より冷眼を以て之れを度外に附したり、是れ其の爲す所一も常識を以て測る可からざるものある所以なり。

二十四

山縣相公閣下、閣下が星亨氏を利用して自由黨を操縱したるは、即ち可なり、さりながら此れと同時に、閣下は絕えず彼れの爲に誑はれつゝあるを自覺せざる可からず、彼れは如何なる沒道義の策略をも實行して閣下の內閣に自由黨を盲從せしめたり、閣下或は之れを德とするも亦可なり、さりながら此れと同時に、閣下は彼れが無報償にして一事をも爲さざる三百代言的氣質あることをも認識せざる可からず、願ふに閣下は彼れが曾て急激なる自由主義の論者として慓悍猛戾なる言動ありしを記憶し以て其の今日に於て反つて閣下等の主張せる國家萬能主義を迎合するの態度を意外とするならむ、怪むなかれ、是れ彼れに在りては實に尋常の事のみ、彼れは理想を有し主義を尊重するの政治家に非ずして、唯だ獸力最も逞しき野心家の雄のみ、彼れ往々大言壯語群小を驚かすものありと雖も、其の胸中には濟國安民の經綸あるに非ずして、唯だ政治上の狗儒敎信者なり、世には正義人道の罪人たるもの少なからずと雖も、彼れが如く冷酷にして善く正義を笑ひ人道を嘲るものは、古今の歷史に於ても甚だ稀有なり、試に彼れが第十四議會に於て尾崎行雄氏を陷れむとしたる手段の如何に忍刻なりしかを見よ、彼れは尾崎氏が豫算全部に反對すと云へる片言を捉へて、直に之れを皇室費にも反對するの意を表示したりと誣ひ、以て氏を大不敬罪に問はむとしたりしに非ずや、其の政黨に對する戰法の卑劣にして且つ陰險なるは恐らく之れを措くも、其の正義人道に對する思想の冷酷なる、決して公人の行爲として之れを見る可からざるものあり、誰れか彼れを稱して主義あり理想ある政治家とするものぞ。

相公閣下、曾て民黨に推薦せられて衆議院議長と爲り、而も自ら民黨の聯合を破りたるものは則ち彼れ星亨氏なり、彼れは閣下の內閣に自由黨を盲從せしめたるも、今や彼れは局面展開の魔術を講じて閣下の內閣を破壞せむとするを見る、是れ彼れに在りては殆ど尋常の事のみ、何ぞ怪むを須ゐむ、獨り我輩の怪む所は、三百餘の代議士を有する大政黨が斯くの如き醜怪なる人物をして擅まに其の黨規を紊亂せしめて憂へざること是れなり、我輩豈一の星亨氏に重きを置きて區々の言を爲すものならむや

(二十五)

山縣相公閣下、道路傳ふる所に據れば、自由黨の總務委員も亦星亨氏の局面展開論に一致し、聯立內閣の名義の下に政權分配を閣下に要求するの議を決したりと、而して斯る要求の到底閣下に容納せらる可きものたらざるは、我輩既に之れをいへり、閣下にして若し之れを拒絕せば、自由黨は如何なる態度を以て所謂局面展開の實効を舉けむとする乎、或は曰く、事此に至れば自由黨は唯だ閣下の內閣と提携を絕つの外なきのみと、顧ふに此種の局面展開論は、恐らくは伊藤侯の同意を得るものにあらざる可く、侯は曾て自由黨の爲に屢々政權分配を要求せられて屢々手を燒きたるの人なり、侯が政黨改造を唱道するの要義は實に自由黨が常に分權分配を口實として、侯の所謂大權の作用に干涉するの行動を抑制するに在り、侯が容易に自由黨の擁立を背んぜざるは、亦誠に此れが爲のみ、而も星亨氏の一たび自由黨の實權を握るに及んで、自由黨は唯だ政治を以て專ら私利私慾を營むの具と爲し、閣下も亦其の私情を利用し、[illegible]陰政略を運用し、其の結果として自由黨は益々腐敗すると共に、閣下の內閣も亦漸く威信を失ふの舉措に出でたること少なからず、是れ伊藤侯が別に局面展開の必要を認むるに至りたる所以なり、但だ侯は局面展開に付いて別種の成算あるを以て、今日尙ほ局外に中立して自由黨の爲に自ら起つの愚を爲さざるのみ。

相公閣下、伊藤侯は今日自由黨に擁立せられて直に閣下の內閣に肉薄せざる可し、さりとて閣下は自由黨と提携を絕ちて、果して能く內閣の存立を保ち得可しと信ずる乎、閣下の屬僚は第十五議會を解散するの覺悟を閣下に求めたりといふも、閣下にして若し此の覺悟を以て自由黨の要求を拒絕せば閣下は議院の多數を敵とするのみならずして、閣下に對する伊藤侯の反感も亦必ず此の時を以て事實に現はれむ、何となれば閣下の內閣にして議院の多數を敵とするに至れば、伊藤侯は必ず自ら起つて其の難局を匡救せむとし、以て侯の最も得意なる內閣乘取策を行ふ可ければなり、侯の最も得意なる內閣乘取策とは、他の窮處を見澄まして始めて自ら起つこと是れなり、換言せば侯は水到りて渠自ら成るの機會を待つものなり、故に侯が今日の心事を測れば、閣下の內閣と自由黨とが益々衝突せむことを望み、自由黨が閣下の內閣と提携を絕つに至らむことを望み、而して自由黨が勢ひ侯の命令の下に左右せらるゝに至らむことを望めり、是れ閣下の宜しく領解せざるべからざる事情にあらずや。

(二十六)

山縣相公閣下、閣下の內閣が近き未來に於て伊藤侯の內閣に代らる可き運命あるは、殆ど一種の豫言として國民に信ぜらるゝのみならず、伊藤侯亦自ら取つて代るの野心勃々たるは、天下何人も恐らくは之れを疑ふ者ある可からず、但だ自由黨が伊藤內閣の成立を望むの意たとひ熱切なりとするも、其の意嚮に侯を擁立して私利私慾を遂げむとするに在らば、到底再び衝突するの外なきは明白の理數なるを以て、侯にして愈々自ら起つの時は、是れ自由黨が大に其の內容を改造して、侯の理想に適合せる政黨と爲りたるの日ならざる可からず、是れ自由黨に在りては頗る困難なりと雖も、其の成ると成らざるとは別問題とするも、兎に角閣下の內閣が現に局面展開の機運に襲はれつゝあるは事實にして、閣下は決して此の機運に抵抗すること能はざるを自覺せざる可からず、蓋し閣下の內閣は、獨り伊藤侯に倦まれたるのみならず、

獨り自由黨に倦まれたるのみならず、又實に國民に倦まれたること久し、隨つて一時西園寺侯、獨り伊藤侯の黨望のみならず、獨り自由黨の黨望のみならずして、又國民多數の黨望なるを以てなり。

相公閣下、今の時に於て閣下の内閣を維持せむとするものは、天下唯だ閣下の屬僚あるのみ、閣下は此の屬僚の援助に依りて何時までも内閣の現状を維持し得可しと信ずる乎、夫れ立憲政治の内閣にして一旦國民の多數に倦まるゝことあらば、是れ其の内閣が直に倒るゝの運命を示すものなり、夫の自由黨は一二の野心家の爲に操縦せられて區々たる目前の利害に制せらるゝが爲に、眞の局面展開未だ行はれずして、閣下の内閣亦僅かに一日の休安を保つを得ると雖も、自由黨亦必ずしも達識遠見の人なきに非ず、苟も其の主義政見を同うするものと大に合同して、先づ藩閥を殲滅するの壯志を奮へば、閣下の内閣は唯だ一擧にして輒ち倒れむのみ、而も是れ我輩の空想に非ずして自然の趨勢なる可きを信ず。

天下定まる可くして定まらざるは、其の罪實に在野の黨人に在り、彼等は初め藩閥打破を旗幟として起りたるに拘らず、其の目的未だ成らずして早く藩閥と提携したりき、是れ實は藩閥を利用せむとするに在りたるも、反つて多く藩閥の爲に利用せられたりき、是れ今に於て尚ほ眞の局面展開を見る能はざる所以なり、我輩の所謂局面展開とは、完全なる政黨内閣を建設すること是れなり、完全なる政黨内閣を建設するの策は他なし、唯だ最初の民黨合同を實行するに在り、是れ曾て憲政黨内閣時代に於て既に之れを實行し、不幸にして一二野心家の自由黨を惑亂したるものありしが爲に忽ちにして其の合同を破りたるも、是れ人爲の破壞にして當然の破壞には非ず、我輩は自由黨中にも、閣下の内閣に於ける失敗の經驗に鑑みると同時に、其必ず大悟徹底して眞の局面展開を實行するの準備に着手する人あるを信ぜむと欲す。

(二十七)

山縣相公閣下、自由黨を惑亂して其の良心を壞敗せしめたるものは、之れを前にしては伊東巳代治男あり、之れを後にして星亨氏あり、自由黨が自ら主義政見を棄てて藩閥の奴隷と爲りたる所以は、一は其の薄志弱行にして眼前の小利害に制せられたるに由ると雖も、一は此の兩野心家の爲に大に誤られたるものなくんばあらじ、是れ閣下の既に之れを目撃し、且つ現に之れを目撃しつゝある事實なり、而して此の兩野心家の性格意見は全く相異なるものあるに拘らず、共に憲政黨内閣の破壞と閣下の内閣組織とに付いて共力したる迹ありしは偶然の共力にして、初めより一致したる目的を有したりしには非ず、當時若し此の兩野心家の胸中に一致したる點ありとせば、即ち唯だ閣下の内閣を以て次の内閣を作るの踏臺と認めたること是れなり、星氏の頭腦に描かれたる次の内閣は如何なる内閣なりし乎、彼は時として西鄕内閣を夢想したりといふ、而も西鄕侯は彼れの傀儡と爲る如き癡人に非ずして、其の實頗る老猾なる人物なり、彼れは又時として桂子を中心とせる第二流の内閣を夢想したりといふ、而も桂子は到底内閣を組織するの威望勢力なき一介の武弁なり、此に於て乎、彼れは更に名を積極主義に借りて、自由帝國及び中立の大合同を立案したりといふ、さりながら如何に迷ひたる自由黨にても、未だ此般の喜劇に雷同するものなかりしを以て、彼れは終に陳套なる政權分配論に依りて閣下の内閣を強迫するの方針を執りたり、此の方針に對して自由黨黨務委

員が同意したるは、唯だ其の伊藤内閣をして取つて代らしむることを信ずればなり、而も伊藤侯が自由黨の冀望に應ずるの意思あるや否やは一個の疑問たるに於て、彼の唯一崇拜家たる伊東男は、倚ほ其の機關紙をして自由黨の政權分配論に反對せしめつゝあり、伊東男が閣下の内閣を援助して現狀維持を勉むるは、蓋し伊藤侯をして最も適當なる機會に於て閣下の内閣に代らしめむとするに在り、彼れは此の目的を達せむとして、先づ伊藤侯に最も接近し、且つ最も聯致し易き土佐派をして自由黨の中心たらしめむことを計れり、故に横濱海面埋立問題起りたる時には、竊かに土佐派を使嗾して星氏を排擠せしめ、以て自由黨の内容を改造せむと試したりき、而も彼れの自由黨に於けるは猶ほ星氏の自由黨に於ける如く、其の一擧一動は總て自由黨を惑亂して之れを自己の野心の犠牲たらしむるに在るを以て、自由黨の健全なる分子は、寧ろ彼れの陰謀に反對して自由黨の原形を保持したりき、之れを要するに自由黨は、一方に於ては星氏に惑亂せられ、一方に於ては伊東男に惑亂せられて當初の主義政見を忘れ、其の健全なる分子すらも、往々薄志弱行にして一時の利害に趨ひ、敢て自ら進んで自由黨の根本的刷新を加ふるの勇氣なし、是れ我輩の所謂眞の局面展開未だ行はれざる所以なり。

（二十八）

山縣相公閣下、看來れば閣下の前途も暗黑なる如く、自由黨の前途も暗黑なる如く、隨つて政界全體の前途も殆ど混沌として判別す可からざる如しと雖も、國民多數の冀望は自然に歸着する所ありて、我輩の所謂眞の局面展開を見るの時機決して遠きに非ざる可きは、我輩の固く信じて疑はざる所なり、而して是れ啻に大勢に於て然るのみならず、又國家の必要なりと謂はざる可からず、試に閣下の爲に先づ其の必要ある所以を説かむか。

相公閣下、今の時に於て國家に最も必要なるは濫りに租税を增徴して國民の負擔を加重するに非ず、若くは濫りに軍備を擴張して外國と事端を啓くにも非ず、世間動もすれば積極主義と唱へて好んで大言壯語する者ありと雖も、是れ實は政治上に於て全く無意無義の語たるに過ぎず、夫れ國家を經營するに、消極なる可くして消極主義に據り、積極なる可くして積極主義に據り、一に唯だ國家の利害を標準として經綸の策を立つ、斯くの如きは是れ政治の要道に非ずや、我輩の國家に必要とする所は必ずしも消極主義の經綸に在らず、必ずしも積極主義の經綸に在らずして、國民多數の信用を基礎とせる政黨内閣の建設に在り、[illegible]此れに非ずんば以て内治外交の政策を確立すること能はざればなり、顧ふに閣下の内閣は、既に二會期の議會に於て[illegible]の多數を得たりしが故に、表面より見れば、頗る鞏固なる内閣に似たりと雖も、[illegible]其の施設したる所を見れば、内治外交[illegible]だ姑息と彌縫とを事とし、毫も國民を滿足せしめざること、我輩の痛論を累ねて攻撃したる所の如く、而して閣下の内閣が最大成功として誇る所は、實に人心を腐敗せしめ公徳を破壞せしめたる議會政略是れのみ、蓋し閣下の内閣は少數寡人なる藩閥黨及び時代の精神を領解せざる[illegible]の屬僚を味方と爲すの外には、眞に主義政見を同うしたる黨與を議會に有せず、夫の自由黨との提攜の如きは原と相互の利害に依りて成りたるものなるを以て、其の提攜するや又唯だ[illegible]を見るに過ぎずして曾て利害存亡を倶にする[illegible]ことなし、是を以て閣下は常に[illegible]に苦心して内治外交に關する[illegible]に遑あらず、

其の一たび困難なる事局に際會するに及べば、常に姑息の手段に依りて内閣一日の安を謀らむとせり、是れ果して鞏固なる内閣なりと謂ふを得可き乎。

（二十九）

山縣相公閣下、若し夫れ閣下にして自由黨の強請に屈して内閣の椅子を自由黨に割讓せむか、是れに依りて一時或は自由黨の反抗を禦ぎ得可しと雖も、是れと同時に内閣の基礎は反つて益々動搖の度を高むるを如何せむや、蓋し閣下は單に自由黨と提携してすら、尙ほ且つ動もすれば屬僚の不平、及び自由帝國兩黨間の嫉妬輕薄の爲に屢々惱殺せられたり、一旦自由黨員を内閣に入れて之れに政權を分與せば、自由黨は勢に乘じ、更に其の權力範圍を擴張せむとし、屬僚及び帝國黨は自己の位地を要守せむとし、種々の陰謀を企こむ、其の結果として内治外交の機關益々停滯して内閣の威信愈々降らむ、是れ豈閣下の前途をして一層暗黑ならしむる所以に非ずや、且つ閣下は曾て他の藩閥元老中に在りて最も貴族院の望みを屬したる人なり、然るに自由黨と提携してより、閣下漸く貴族院の歡心を失ひ、現に宗教法案の如きは、法案其物既に不完全なりしは無論なりしも、其の貴族院に於て大多數を以て否決せられたるは亦貴族院が閣下の内閣に信任せざる明證に非ずや、今若し自由黨員を閣員として聯立内閣を造らば、貴族院の閣下に對する反感は恐らくは測る可からざるものあらむ、閣下何を以て内閣の安全を保たむとする乎。

相公閣下、閣下今日の計は唯だ斷然闕下に拜趨して内閣の總辭職を奏請するに在り、閣下の内閣にして此の擧に出でむか、後に現はる可き内閣は、其の何人に依つて組織せらるゝものたるに拘らず、必ず政黨を基礎とする内閣なる可きは必然の趨勢なり、但し其の内閣の完全なる政黨内閣たるを得るや否やは固より未だ知る可からずと雖も、其の内閣の閣下の内閣よりも進步したるものなる可きは決して疑ふ可からず、たとひ然らずとするも一變局を經る每に漸次政黨内閣に近づくの動機を促進するものたるに於て我輩は一日も早く閣下をして過渡の時代を善くせしめ、以て閣下の名譽を後昆に垂れむことを望むこと切なり、世に一種の俗論あり、曰く、今日は孰れの政黨も絕對的多數を有するものなし、現内閣にしてたとひ總辭職を爲すことあるも、之れに代りて内閣を組織し得るの準備あらず、政黨にも之れあることなし、内閣は遂に更迭せしむ可からず、又更迭せしむるの必要なしと、我輩請ふ其の俗論たる所以を解說せむ。

（三十）

山縣相公閣下、凡そ立憲國の内閣に貴ぶ所は、唯だ其の存立の長期なるに在らずして、其の施設の多く且つ大なるに在り、長期の内閣と雖も、其の施設毫も觀る可きものなくば、則ち短期の内閣と又何の撰む所ぞ、故に我輩は寧ろ能力ある内閣を望みて、單に長期なる内閣を望まず、何となれば能力ある内閣は、たとひ短期にして斃るゝことあるも、尙ほ能く光輝ある成績を留むるを得るに反して、能力なき内閣は、たとひ長期の存立を保つことあるも、決して國家に多大の貢獻を爲すこと能はざればなり、況んや長期の内閣は反つて政治上の罪惡を作ること古今其の例に乏しからざるに於てをや。

相公閣下、閣下の内閣は、議會開設以來最も長期の内閣にして、又議會開設以來最も無能力の内閣と稱せらる、顧ふに閣員悉く無能無力なるに非ず、中には多智多才の人物あり

と雖も内閣の基礎頗る薄弱にして内は統一の形全く破れて行政機關の作用大に頽廢し、外は野心ある政治家若くは黨與の爲に牽制せられて、曾て自由手腕を揮ふ與はず、而して閣下は強ひて内閣を維持せむとして、沒主義沒政見の行動を事とするの外、復何等の顯著なる成績を擧げたるものなし、閣下の内閣を評するものは曰く、現内閣の長期なる所以は、唯だ其の無能無力なるが爲のみ、能力ある内閣は、彼れが如き姑息にして活動せざる長期の舞臺に耐へざるなりと、言稍々苛刻なりと雖も、亦半面の眞理を道破したるものなり、斯る不名譽なる内閣を維持するは、啻に閣下の利益ならざるのみならず、又決して國家の利益に非ず、閣下乃ち今に於て斷然闕下に伏して骸骨を乞ひ、以て國家の爲に賢路を開くは是れ豈閣下有終の美を成す所以に非ずや。

閣下にして苟も内閣の總辭職を奏請せば、陛下は更に他の有力なる政治家をして新内閣を組織せしめ給ふ可し、而して次に來る可き内閣は其の必然の組織として政黨を基礎とするものたる可く、其の内閣にして議會に多數を占むる能はずんば、多數を議會に占むる内閣を見るまで幾回更迭するも亦可なり、是れ立憲政治の發達史上殆ど免る可からざるの經過なり、さりながら我輩の見る所に依れば、政黨内閣を今日に建設するは敢て難事に非ず、必ずしも絕對的多數の大政黨出づるの後を俟たざるなり、今一人の有力なる政治家ありて、純然たる政黨内閣を建設せよ、絕對的多數の大政黨は、必ず此れと同時に出現せむ、要は斯る英斷ある政治家の自ら起つに在り、今の政治家動もすれば絕對的多數の大政黨なきを以て政黨内閣組織の最大要件を缺けるものといふと雖も、是れ取るに足らざる俗論のみ、蓋し絕對的多數の大政黨は、自ら行政權を把握するの冀望あるに於て始めて出現す可し、單に立法部たる議會に於て絕對的多數の大政黨出現せむことを期するは、是れ猶ほ搭載す可き船舶なくして、漫りに貨物を港灣に集めむとするが如し、若し眞に政黨を基礎とするの内閣を組織する政治家あれば、主義政見の異同に依りて天下必ず二大政黨に分れむ、二大政黨に分れざれば、政黨終に行政權を把握するの時期なければなり、是れ我輩が朝野の政治家に向つて大に警告せむとする所なり。

（三十一）

山縣相公閣下、既に政黨内閣の已む可からざるを認識するときは、宜しく此の大勢を利導して圓滑なる變局を謀る可し、宜しく漫りに此の大勢に逆抗して立憲政治の發達を阻礙す可からず、是れ朝野の政治家が國家に負ふ所の責任に非ずして何ぞや、閣下にして自ら之れを爲さむとせば則ち之れを爲すも亦可なり、苟も之れを爲すこと能はずんば、寧ろ他の政治家をして之れを爲し得可からしむるの政治手段を取るに如かず、而も前者は閣下の境遇及び本領の許さざる所たるに於て、我輩は閣下に望むに、斷然後者の擧に出づるの一大決心を以てせむと欲す、之れを爲すこと極めて容易なり、唯だ内閣より退引する即ち是れのみ。

相公閣下、今の政黨内閣を難しとするものは、往々辭を絕對的多數の政黨なきに藉ると雖も、實は政黨内閣に反對して藩閥内閣を維持せむとする頑夢者流の俗論にして、彼等は中心實に政黨の支離滅裂して徒らに議會に紛爭するを喜ぶものなり、其の國家の利害と人民の禍福とに付いて、曾て意を致さざるものたるは復疑ふ可からず、夫れ今日の憂は絕對的多數の政黨なきに在らずして、能く大勢を利導して政黨内閣を建設するの一日も速かならざるに在り、伊藤侯にても善し、大隈伯にても善し、今日假り

に純然たる政黨內閣を組織し見よ、天下必ず主義政見の異同に依りて二大政黨に分れむ、是れ必然の趨向にして又立憲政治に於ける當然の歸宿なり、嚮に伊藤侯が大隈板垣兩伯を奏薦したるは、實に此の大勢を利導せむと欲する精神に外ならざるなり、我輩は、當時深く侯の光明磊落なる心事に敬服したりと雖も、不幸にして憲政黨の組織偶ゝ尨大なりしが爲に、權力の集中點未だ定まらざるに早く既に權力平衡の愚論起り、遂に政敵をして乘じて以て內閣破壞の目的を達せしめたり、さりながら當時若し假すに尚ほ數月を以てせば、權力の集中點自然に定まる所あると同時に、政黨の淘汰作用も適當に行はれて、去るものは去り留まるものは留まりて、天下は必ず二大政黨の分有する所となりしや明かなり、故に我輩は憲政黨內閣の瓦解を以て政黨內閣制を否定するの原由なりと信ぜざるも、憲政黨の組織に關しては初めより大に遺憾なくんばあらず、何となれば當時憲政黨には第一統一に必要なる首領あらざりしを以てなり、即ち今若し名實兼備の首領ある政黨にして內閣を組織せば、たとひ現に絕對的多數を議會に占むる能はずとするも、其の內閣一たび成立して議會に臨めば、議會必ず之れを歡迎して一大政府黨忽ち出現せむ、或は然らざるも亦必ず絕對的多數の他の政黨によりて內閣を相續せらるゝの機運を作らむ、又何ぞ絕對的多數の政黨あるを待ちて始めて政黨內閣を建設し得可しと謂はむや。

（三十二）

山縣相公閣下、今日若し政黨內閣に反對せむとせば、先づ之れに代る可き內閣の主義を一定せざる可からず、閣下の屬僚は官屬主義の內閣を建設せむと欲すと雖も之れ徒勞のみ、若し官屬主義にして成立し得可くんば、初期議會に於て既に成立す可き筈なるに、當時僅かに超然內閣の名義によりて一時を糊塗したるに止まり、事實は反つて政黨の援助を得て內閣を支持したるは何ぞや、爾來官屬主義は獨り藩閥者流若くは藩閥に隸事せる屬僚の間に唱へらるるに過ぎずして、年々歲々唯だ政黨の勢力次第に膨脹するを見るのみ、是れ豈政黨內閣の到底否定す可からざる理由に非ずや。

相公閣下、自由黨が閣下の內閣と提携したるは、蓋し閣下の內閣をして官屬主義の內閣ならしめむとするにあらずして、實に政黨內閣に入る可き過渡時代の內閣と認めたるに由れり、切言せば閣下の內閣は、自由黨の爲に試驗せられつゝあるなり、此の試驗にして自由黨の豫期したる如き結果を見ざれば、自由黨は如何なる手段を使用しても其の當初の目的を達せずんば休止せざる可し、而して閣下は今や一方に於ては官屬主義の屬僚に擁せられ、一方に於ては政黨內閣を目的とせる自由黨に援助せられ、恰も南面すれば北狄怨み、北面すれば南蠻怨むの境遇に在り、閣下の現位地は亦頗る不思議なりと謂ふべし、其の不思議なるは尚ほ可なり、是れ疑もなき閣下の災難なり、閣下にして苟も進退其の機宜を誤れば遂に屬僚にも離畔せられ、自由黨にも反對せられて、政界の立往生を爲すの外なきに至らむ、亦閣下の宜しく熟慮すべき場合に非ずや。

閣下漫りに政界の前途を憂ふる勿れ、國家は何時までも老骨を煩はすの必要なく、後進の人物にして國家の大事に耐ふるもの亦少なきに非ず、閣下の內閣にしてたとひ直に更迭すと雖も、之れに代るの內閣を組織するは必ずしも難事に非ず、況んや天下既に閣下の內閣に倦みて、人心變を思ふの今日に於てをや、且つ國家方に鞏固なる內閣を得て內外の政務を刷新せむことを望むに際して、微弱にして統一なき閣

下の内閣をして尚ほ今後に存立せしめば、政界益々沈滯して國家毫も活動する能はざるに至らむ、是れ我輩が閣下に向つて斷然たる辭職を勸告する所以なり。

(三十三)

山縣相公閣下、我輩は閣下頃ろ辭任の意ありと聞き、竊かに閣下が處決の時機を得たるを賀したりしに、今や又閣下が策士の言に動かされて忽ち留任の心を起したりといふを聞きては、我輩深く閣下の聰明頗る蔽はるゝ所あるを惜まずんばあらず、閣下に留任を勸告するものは自由黨の毫も畏る可からざると、伊藤侯の遽かに起つの意思なきとを以て閣下の聰明を蔽はむとすと雖も、是れ姑息の計を進めて反つて閣下の過失を再三せしめむとするの妖言なり、閣下が既往三年間の歷史を觀るに閣下の過失は實に此の類の妖言に原本したるもの多し、閣下は元來謹厚愼密にして進退を苟もするの人に非ず、而も其の屬僚を有すること他の元勳よりも多數なるを以て、動もすれば佞嬖の小人に擁せられて不測の過失に陷ること少なきに非ず、今に於て尚ほ自ら悟らずんば、閣下恐らく恢復す可からざる汚名の下に沒了せむ。

相公閣下、閣下は政治家として他の元勳に卓出したる技倆を有するに非ず、而も其の内閣を組織してより既に二會期の議會を通過し、兎も角も比較的長期の内閣の首相として今日まで無事なるを得たり、此の點よりいへば、閣下は藩閥元勳中最も幸運なる地位に立てりと謂ふ可し、夫れ賢者は名を惜み、哲人は身を保たむことを思ふ、閣下はたとひ政治家たるの技倆なきも、賢哲の用意を爲すに於て未だ必ずしも晩れたりと謂ふ可からず、閣下何ぞ之れを熟計せざる、且つ夫れ閣下は蒲柳の質、氣力亦頗る衰へたり、曾てサーベル政略を以て黨人に畏怖せしめたるもの、今は黨人を迎合して僅かに一時の苟安を謀るに汲々たり、顧みて内外の形勢を觀れば、國務紛々多端にして、總て盤根錯節を斷つの利器を待つにあらざるなし、閣下たとひ愛國の至情自ら禁ずる能はざるものあるも閣下の健康到底之れに堪へざるを奈何せんや、想ふに閣下亦必ず負荷の難きを知らざるに非じ、之れを知つて尚ほ且つ自ら斷ずる能はざるは、唯だ屬僚に對する關係より脫離するを得ざるが爲のみ、さりながら閣下にして苟も此般の情實に拘束して自ら斷ずる能はざれば、閣下は終に屬僚に誤られて末路必ず悲む可き運命あらむ、乃ち我輩は閣下の名譽の爲に、閣下の晩節を保つが爲に、將た局面を展開して政界を一新せむが爲に茲に謹んで閣下の辭職を勸告す、閣下果して我輩の言を納るれば、是れ獨り閣下の利益のみならず、又國家の利益なり、閣下幸に之れを諒せよ。

(明治三十年四月)

理想的代議士

エドモント、バーク曾て選擧區民に宣言して曰く、凡そ代議士は身を以て選擧區民に奉ぜざる可からず。自己の利害を棄てて選擧區民の利害に殉ずるは、固より代議士の職分なり。然れども其所信、智見、良心までも選擧區民の犧牲と爲す可からず。代議士は勞役を選擧區民に貢獻するの外に、又判斷力を貢獻すればなりと。是尋常普通の說なりと雖も、之を力行して惑はざるものは孰れの時代に於ても極めて少なきを如何せむ。況んや現今の日本の如く、政治家の德義壞頽して濁浪一世に

況んや三百の代議士多くは地方の利害に拘泥して、偏へに選擧區民に奇媚し、惴々焉として唯だ代議士の位置を失はむことを恐るゝの外、復た獨自一己の本領を保持せむとするものなし。故に衆議院は常に俗論の司配する所となりて、曾て聰慧なる判斷力が發揮するの辯論なく、國家の大問題も、地方的感情によりて解釋せられ、永遠の經綸策も、一時の得失によりて立案せられむとするの狀あり。是れ尙ほ可なり、太甚しきに至ては、代議士の位置を利用して、唯だ私利私福を營むの具と爲すもの滔々大率是れなるを觀る。而して其弊實に近時に至て極まれり。バーク其人の如きものを今日に求むる豈夫れ容易ならむや。

案ずるに田口鼎軒は、政治家として固より缺點なき人物に非ず。然れども代議士としては殆ど理想的人物に近きの性格を具へたり。彼れは獨立の思想を有し、自主の見地を持して、卓然流俗の外に樹つ所あり。苟も自ら信ずるものあれば、天下を敵として毫も畏れざらむとす、何ぞ況んや選擧區民の反對をや。

凡そ今の代議士は大抵二枚の舌を使ふに巧みなり。例へば多年主張し來れる持論も、一朝代議士と爲れば、忽ち之れを棄てゝ選擧區民の意向を迎へ、若くは多數の俗論に雷同するを常と爲す。獨り彼れは然らず、其代議士として發表する意見は、毫も一個人たる鼎軒の持論に異る所なく、最初の地租增加論は最後の地租增加論にして、其主張十年一日の如く未だ其位置の移動と共に變通したる迹なし。即ち彼れはバークの所謂自己の判斷力を國民に貢献するを以て任と爲すなり。

夫れ地租增加論は極めて不人望の意見なり。聰明なる政治家も動もすれば囁嚅して公言し能はざる所のものなり。伊藤内閣も、松方内閣も、進步黨も自由黨も、心に之れを信じて口に之れを發するを憚りたるものなり。是れ國民の私情と衝突するを恐るゝに外ならず。蓋し國民の私情に殉ずるは政治家の弱點にして、此弱點を脫却するは、唯だ何物をも求めざる獨立の人物あるのみ。斯くの如き人物は、時として國民を代表せざることあり、國民を代表せざるに非ず、其私情を代表せざるのみ、何となれば自己の所信、智見、良心までも國民の犧牲と爲すに忍びざればなり。鼎軒の如き即ち是れなり。

故に彼れは理想的代議士として衆議院に缺く可からざるの人物なり、衆議院をして崇高ならしめ、神聖ならしめ、正大ならしむるは、彼れが如き獨立の思想を有する人物が、常に俗論に反對し、黨論に反對して、政治家の墮落を豫防するに在り。然れども願くは彼れをして永く黨人たらしむる勿れ。凡そ黨人にして獨立の思想を有し得るもの能く幾何ぞ、如何なる人物と雖も、一たび黨人と爲れば必らず黨議に服從せざる可からず。個人の意見と黨議とは、殆ど全く兩立し難きものたるに於て、彼れが如き人物は、到底黨人として成功す可からざればなり。彼れが曩きに進步黨に入るや、彼れを識るもの皆曰く、是れ鼎軒の一大迷誤なり。久しからずして必らず脫黨せむと、果然彼れは迷誤より覺めて復た本來の位置に反れり。是れ彼れの爲に極めて幸福なりき。否らずんば彼れは極めて悲む可き失敗を見たる可ければなり。彼れが成功の祕訣は、飽くまで獨立の代議士として衆議院に生活するに在り。黨派の政略は豈彼れの解する所ならむや。

（『春汀全集』の「田口卯吉」より）

レーニン

チタを發するに臨みて

大庭柯公

レーニン

一 新時代の新英雄型

レーニンの思想に對しては、之を肯定する者と否定するものとあるが、レーニンが稀に見る偉大な人物であることは、今日は一般に認められてゐる、然し特に吾人の觀る處はレーニンによつて英雄の型が一變されたことである、新時代の英雄の型は、恰も彼を標本としてゐるかと思はれる、從來の所謂英雄とは、あらゆるものの上に傑出し、その傑出した點は、飽までも獨特のものとして衆の上に超然としてゐるといふことが動かすことの出來ない條件であつた、之に反してレーニンに至つては、徹頭徹尾民衆の中に自分を交ぜて、民衆と共に働き活きんとする處に彼の眞面目がある、これ舊時代の英雄と異つた點である。

又一つの特徴は、總ての言動を道理に愬へ、そして道理から捻出するといふことである、若しもこれが古い型の英雄であつたら單に自己の意志のみに照し、而してこれを權力によつて行はうとするのである、此點に於て兩者に雲泥の相違がある。

然らばレーニンは、舊時代の英雄がもつてゐた優秀な特質に缺けてゐるか、例へば、策略、決斷、勇氣、又は人を心服せしむる力、此等を備へてゐるであらうかどうか、といふ疑問であるが、彼は凡てこれ等の資格を十分に備へてゐる、以下順を逐うてレーニンが、決して舊時代の英雄に優るとも劣らないことを立證して見よう。

近代の政治や言論は、基礎を學問の上に据ゑて始めて強いものとなる、學識の貧弱な人間から割り出された政治や言論は、どうしても薄つぺらなものである、然るにレーニンは現代歐洲のマルクス學者として、五指中に數へられてゐる一人である、カウツキーが書いた本の或る點に就て、堂々と論駁をしてゐる處などから見ても、彼は歐洲の眞中に押し出されても立派なマルクス學者である。

意志の強き點や大膽な點に於ても亦驚くべきものがある、千九百三年の大會に於て、メンシェウイキーの頭領プレハーノフを向うに廻して、ボリシェウイキーを造り上げたことの如きは、實に見あげたものである、當時勢力隆々たるプレハーノフに反抗することは、たとひ道理が十分にあつたにしても餘程意志の強い人でなければ出來ぬことであつ、又一千九百五年の小革命の時、帝政、軍閥、警察等の光つた眼の中を潛つて歸り、革命の爲め大膽に振舞つた彼の態度こそは實に素破らしいものであつた。

總て是等の資格を備へてゐる英雄であつたにしても、若し策略に乏しかつたならば往々にして蹉跌することがある。新時代の英雄と云ふのは、何事も學問に基礎を置かねばならぬのであつて、策略に缺陷あることは幾多實例の示す處である、然るに此點は、レーニンの最も卓拔な材能であると思はれる、一例を擧げて見ると彼は、最近ロイド・ジョージが露國の購買組合――それは本來ブルジョアを基礎とした經濟機關であつた――を相手にして露國との通商開始を交渉して來た、ロイド・ジョージの底意は、都市の別なく殆んど全國に亙つて大勢力あるブルジョアの機關と握手することは、英國始め聯合國の援助を以てブルジョアの力を強めて

勞農政府を打破することが出來るかも知れぬといふ處に着眼して、此の奇拔な決して平凡でない交渉に取りかかつたのであつた、これに對してレーニンは、恰も英國政府の手に乘ぜられたやうな顏をして僅々四ケ月間に、各地の勞農階級を督勵しブルジョアの機關である購買組合を掌中に收めて了つたのである、その自然の成行として、英國の迎へた、購買組合の代表即ち英國が露國との通商問題に關して交渉の標的と目してゐたものは、ブルジョアではなくしてレーニンと同派の勞働階級の人々であつた、此の例の如きは彼が策の人として驚くべき天才を具備してゐることを示すものである。

　レーニンの美德、美德といふよりも英雄の新型ともいふべきものは、全然自己を虛しうし、民衆と共に萬事を處するといふことである、例へば、勞農政府の根本規定として、如何なる高級政治家と雖も、その俸給は勞働者の收むる處の平均の收入より上に出でぬことと定つてゐる、彼も亦同樣であつて或る米國人の計算によると、彼は一ケ月に六十弗の俸給しか受けてゐない、更に面白いのは、トロツキーは九十弗の俸給を受取つてゐる、その理由は勞農政治の根本規定として、家族中勞働に從事することの出來ないものがあつて、それが爲めに收入の少ない場合には、一人に就き十弗宛餘計に與へられるといふことになつてゐる、レーニンの細君は文部省に於て一吏員たる職務をもつてゐるに反して、トロツキーは妻と二人の子供が收入のない爲めに三十弗丈けレーニンよりか多くの支給を受けてゐる、而して「各自がパンを持たぬ時は、唯一人も菓子を用ひない」換言すれば總ての點に於て民衆が平等に供給されるといふ勞農政治の本義をレーニン自身に體得してゐる、此率直にして自己を奉ずるに薄きは民衆中に自らを置く人物として肝要な資格である。

　吾人はかく觀じ來りて露國に於ける勞農政治が、レーニンの力によりて日を逐うて整頓し、總て大成を告ぐる日の必ず來ることを確信するものである。

二　土地問題の解決

　然るに我國では新時代の此の新英雄を惡鬼の如く考へ、ボリシエウイキーを仇敵のやうに視てゐる。否、日本ばかりでない、各國の政府者やブル階級は皆然うであるが、レーニン自身は、他の批評が如何であらうと、聯合國の利害が如何であらうと、そんな事は今彼の眼中にないのである。今日の彼は唯露國勞農階級の解放事業を完成するに急であつて、亦他を顧る遑はない。併しながら吾人の考慮を要する點は、英、佛、米の統治者側のみが、ボリシエウイキーを仇敵視するにも拘らず、是等諸國の比較的公平な理解ある社會が、レーニンの事功を讃美し、其立場に同情を表しつゝあることは事實である。然るに我國の多數者は只譯もなくボリシエウイキーを危險視し、レーニンを憎惡し、レーニン暗殺の報に接しては、直ちにボリシエウイキーの崩壞を想像することなどは、抑も何に原因するかと云ふに、私は其原因が「誤解」に在るのだと思ふ、切言すると「無智の誤解」であるのだと思ふのである。

　今爰に若し百年來の國民的大問題を、一朝にして解決し得た者があつたとしたなら、その政黨なりその政治家なりが、當然尊敬さるべきものであると私は思ふのである。ボリシエウイキーが昨年十一月政權を握ると間もなく、斷乎的に決行した農民土地問題の解決は、實に露西亞百年來の歷史的難問題を、見事に解決し得たものであると云つて可い。百年來の問題といふ意味は、露西亞の革命運動が表面的に起つて

以來約一百年であつて、その革命運動の中核を成してゐるものが、農村土地問題であるの謂である。それ故に革命史上でこそ、土地問題は單に一百年來の問題に過ぎぬが、露國民の問題としては、例の農奴が存在してゐた時代からの大問題で、謂はば露國國民の文野も、盛衰も、幸、不幸も皆、之に依つて岐れる底の大問題である。そして此の國民的大問題が、實にボリシエウイキーの手に依つて始めて解決されたのである。これは如何にしても大業の成就と言はざるを得ぬ。

私は今試みに露國農民の立場から、少しく土地問題を觀察して見る。一八六一年二月の詔敕までは、所謂農奴として土地の所有權は露西亞の百姓には無かつた。此の詔敕に依つて御料地、國有地、及び貴族の所有地を買ひ取る權能だけは農民の上に認められたが、事實上の土地分配は殆んど實現されなかつた。即ち農民が此の詔敕の結果、貴族から買ひ得た土地は、一千二百萬戶の農民家族の頭へ、一億二千四百萬デシャチナ（一デは約我一町一段四畝）即ち一家族平均十デシャチナの割當なるに對して、十萬七千の貴族は、一九〇五年に於て一家族平均四百五十九デシャチナと云ふ莫大な土地を私有してゐる。特に甚しいのはガリーツキンといふ露國の名門である貴族などは、一人で、百六萬七千三百デシャチナの土地を、革命の勃發まで、否、過激派の私有地沒收令の日まで、世襲的に持ち續けて來た。一人の貴族で約一百七萬町步の土地を專有してゐたといふことは、獨り舊露國に於てのみ見ることの出來た現象であつたらう。

今一つ怪しからぬことがある。それは哥薩克の所有地である。哥薩克は露帝の「兒飼の驢馬」と云はれた蠻族で、舊露西亞の官僚軍閥の命令とさへ言へば、水火の中へでも飛込み、人民を其の有名な槍の先へも引かける蠻軍である。蠻軍であるだけに露西亞の帝室と、その軍閥と官僚に取つては二つとなき忠勇の軍兵である。これが屯田兵であるために、一般農民の土地に窮乏してゐるに拘らず、三十四萬家族の哥薩克兵に、一千四百六十七萬デシャチナ、即ち一家族平均四十三デシャチナの土地を世襲的に所有させてゐた。御料地と國有地と寺領地とは暫く言はず、舊露西亞の寵兒であつた貴族と蠻軍とが、土地に對する此の專橫の狀は、一八六一年の詔敕が事實上に無效であり、一億有餘の農民が如何に土地に窮乏してゐたかが想像される。

然るに農民の爲めに此の救主は誰れであつたかと云へば、それは新時代の新英雄レーニンを中心としてのボリシエウイキーであつた。勿論從來とても此問題に手を觸れたものは多かつた。一九〇六年の第一議會には、勞働黨が土地國有法案を提出した、提出しただけでも當時の官僚政府と貴族社會とを震駭させた。第一議會第二議會の打續いての解散は、全く此の法案が祟りを爲したと云つても可い。然らばミリユコフ等の立憲民主黨の、土地問題に對する政策は如何であるかと云ふに、貴族の所有地分割に對しては、相當の賠償を必要とすると言ふのである。國家の賠償にしても、農民個々の支拂にしても、それが畢竟農民の負擔となることは明かであり、窮乏の農民が、その負擔に堪へ得ずして、該制度が竟に有名無實に了るべきは明瞭である。然るにケレンスキー一派の社會革命黨は、政綱の上に於ては流石に一步を立憲民主黨よりも進めて、健氣にも土地の無償沒收を認めた、之れが昨年の五月二十五日であつた。然るに何故であるか、ケレンスキーは愈々實行の段取となるに至つて、貴族の所有地沒收を躊躇して、遂に十一月の沒落まで何事も成し

得なかつた。其處へ現はれたのが昨年十一月以後のボリシェウィキーで、間もなく一切の大私有地を土地委任會の手に移すことを布告して、農民は直ちに無償で、是等の土地の耕作に從事し得ることになつた。固より土地配分の方法、農村の管理法、進歩的耕作法等の遂行は之を今後の施設に待つ必要はあるが、兎にも角にも一百年來の國民的大問題を斯うしてボリシェウィキーの手に依つて解放され、レーニンは一億の農民の爲めに救主となつた次第である。所謂過激派の勢力が、以外に根強く、他の諸黨派がボリシェウィキーの前に、蟄伏を餘儀なくされてゐるのも亦之れが爲めである。

三　西伯利へ流刑

レーニンの名が我國に知られたのは昨年十一月以降のことであつて、そして我國人は彼を過激派の名で受取り、而も彼は猶太人であると妄信し、甚しきは獨探であるとまでの汚名さへ被せた。併しながら歐洲に彼の名が知れ、彼の著書が相當に博まつてゐたことは、少くとも十數年來の事である。ウラジミール・イリインの假名で刊行した『露國資本主義史』は誰れにも知られてゐる名著である。この外『村落の貧困』『露國社會革命黨の諸問題』『農地問題とマルクスに對する諸批評』等は小冊子ではあるが、專ら露國民の間に讀ませる主旨から孰れも露語で書かれたものである。是等の書の表紙の肩書には「文字ある者は文盲者へ讀んで聽かせよ」との文句がどの冊子にも印刷してある。レーニンに限らず、一九〇〇年前後からゼネヴァに立籠つて、ベルンに露文印刷所を設けた「イスクラー」誌一派の露國革命家が、如何に主義の宣傳に熱心であつたか、又夫等の新刊書が如何に久しく且つ廣く、露國民特に軍隊兵士及び農民の間に讀まれたかが想像される。

祖國の同胞を救はんために斯程に忠實であつた彼れレーニンが何んで猶太人であらう。彼は今から四十七年前にシンビルスクに生れた純露西亞人で、一八八一年三月一日に亞歷山二世を弑逆した二ー。ウリヤーノフと云ふ者こそ實はレーニンの長兄であつて、レーニンが十歳の時の出來事であつた。一八九五年彼れレーニンが二十四歳のとき「職工解放期成同盟團」の創立者の一人と爲り、其年の冬捕縛され、越えて三年目の一八九八年に彼は西伯利へ流謫されて、二個年間の牢獄生活を冱寒なヤクーツク州で送つてゐる。夫れから以後は多く海外で放浪生活を營んで、祖國官憲の手を遁れてゐたが、日露戰爭を動機として勃發した一九〇五年の革命運動――例のガポンが先頭に立つた露都莫斯科の騷動の際には、レーニンは逸早く瑞西から還つて、可なり表面的に立働いた。そして第一議會第二議會を通して、露國に滯在して政治圏内の人と爲つてゐたが、一九〇七年のストルイピンの強壓政治に會つて、復たもや彼は海外亡命の客と爲つた。

私は今此所で強ひてレーニンの辯護をするのでもないが、彼に對する邦人の誤解が、故意でなければ餘りに無智であるから、一言述べて置くのである。その故意の憎惡者が、彼の上に浸りに獨探といふ烙印を捺したのは、恐らく彼が大戰の勃發當時、恰も維納にゐたので墺外相ベルヒトルドの、默諾を得て、所謂大目に見て貰つて、直ちに革命の策源地瑞西へと飛んで行つたことの其事實と、昨年三月露國革命の勃發と同時に、彼が瑞西から露國への急行に、獨逸政府の好意を得て、獨逸を通過して歸還した其事實とを併せて、妄りに獨探説を造り出した譯なのであらう。當時の墺國や獨逸が露國革命の煽動に努めたことは勿論であるが、レーニンの眼中には唯革命の遂行のみあつて、戰爭もなけれ

は獨墺もなかつたのである。

レーニンが軍隊を解隊し、自由に彼等を歸休せしめたと云ふ一事を以て、ボリシェウイキーの政策を非愛國的だと非難するが、露國の兵士等は、最早露帝や官僚や軍閥共の軍隊の兵士ではない以上、隨て是等官僚や軍閥の起した戰爭に生命を賭して戰ふ必要がないと自覺したのである。於是乎彼等は戰線に武器を抛げ出し、或は武器まで持つて、申合せたやうに續々郷里へと歸つてしまつたのである。これは獨り戰線の兵士のみではない、露國民の九割までが、最早全く戰爭の繼續を欲しなかつた故でもある。然らば何故戰線の兵士等は歸鄕を急いだかと云ふに、レーニンが政權を握ると同時に、土地問題卽ち農地の分配といふことが、百年來の大きな御土産として、鄕閭の前に抛げ出されたことから、此の珍らしい大きなサンタクロースのお土產を、拾ひに歸つたと云ふに過ぎないのである。斯うして在戰線の兵士等は、ボリシェウイキー政府の軍隊解隊令を俟たないで彼等自身自由に解隊歸休をやつてしまつた次第であつた。

それでは何故にレーニンの股肱の一人であるカーメネフなどが參加した、ブレストリトフスクの講和會議、殊にトロツキーの統督してゐた同會議で、彼等は最初のホフマン案を一蹴して、尚ほ戰意を仄かしたのかと詰る者があるだらう。然しながらあれは確かにトロツキーの不徹底な遣方で、勿論レーニンの本意ではなかつた。露西亞の革命は、言ふまでもなく勞農階級を提げての階級戰爭であつた。そして其戰爭は先づ對內的から對外的、否國際的に及ぼすべき大戰鬪であつた。隨て最初の對內的戰鬪に急なる革命當初のあの場合に何よりも先づ講和を先きに急いだのである、目的の爲めに講和が絕對的必要に迫つてゐたとすれば、豈區々たる講和條件の輕重を問はんやである。現に當時の露國民の九割が非戰論者で、平和の急望に熱烈であつたことは、ボリシェウイキー以外の諸政黨諸政治家共が、講和會議の間、聲も立て得ずに閉塞してゐた事實を見ても分る。單獨講和、戰線撤退、軍隊解散など云ふ大事實が、民意に因らずして出現されよう筈がない。民意に基かないで斯んな大事件の行はれよう筈がない、然うでなかつたならば人民も憤起しようし、諸政黨も躍起となつたであらう。それは諸政黨の沈默閉塞が、民意のボリシェウイキーを迎合してゐた事の何よりの證據である。

四　レーニン政治の非難

昨年の十一月から今年の八月末までの十個月間、レーニンが傍目も振らずに、革命の遂行に精勵したことは、彼としては二十年來の奮鬪と經綸とを實現せんとする所以で、而も露國の革命としては、一八二五年の所謂十二月黨叛亂の殉難志士ルヰレーコフやペステリ以來の理想を實行する所以で、社會主義としては其の科學的論理を、現實上に十二分に試驗せんとする所以に外ならなかつたのである。斯う觀て來るとレーニンの十個月は、眞に偉大な十個月で、此の短日月に斯程の大業を成し得た者は、近代の史上に一寸その類がなからう。勿論露西亞の革命は露西亞本位で見てやらねばならぬ。決して聯合國の利害本位やら、各國夫れ〴〵の立場やら、傳統やらに基いての利害論から推及して、露國革命の經過を批評したり、レーニンの遣方を非難したりすることは絕對に不可である。露西亞の勞農階級の爲めに遂行された革命は、同階級の利害本位、その經過や計畫などを正當に批評すべきことは、他の利害を基礎とした論點から、ボリシェウイキーの正邪曲直が批判されることは驚くべく怖るべき誤謬である。

レーニン政府の處置で、今日までに最も激しく國際的非難を招いたのは、露國の對外祕密條約の發表である。密約の暴露といふことが、如何に對手國關係國の迷惑を來すかは、恐らく想像以上であらう。併しながら夫れは對手國の利害から觀た立論に過ぎぬ。革命後の露國としては、曾て其舊官僚と軍閥とが、國民の意志を度外視して專斷的に行つた「ザーの政治」の一方便として取り行つたまでである、對外の密約を否認することは道理上當然の事である。斯かる舊露國の密約を萬が一にも新興の露國が承認するやうなことがあれば、それは人民の政府が官僚政府の仕事を承認し受け繼ぐ所以で、革命の意義が全く沒却されて了ふ。國際法學者などは、密約の否認公表や、國債の破棄などを許すべからざる不法行爲と論ずるかも知れぬが、革命の心理から言つて、是等の廢棄は到底免るべからざる所であらう。國債の方は其結果は、幾分何ものかが殘つてゐて、新露國民と雖も亦その餘惠を受けぬでもないが、對外的密約に至つては其成立からして非國民的のもので、新露國民に取つては唯有害にして無益なるものである。勞働階級のために新たに國を興したレーニンが、密約と國債の廢棄を斷行したことは、勇氣の最も正當なるものである。況して對內的たる寺院財産の沒收やら、資本制度の上に立つ裁判所の廢止等に至つては素より當然の決定である。

序に一言すべきことは、露國寺院の財産と害毒とである。私は常に思うてゐる、露帝室を過つたものは僧侶と軍人とであり、露國革命を誘致したものも亦僧侶と軍閥とである。蓋し希臘正教が國教であつたこと其事が惡いのではなく、舊露西亞の僧官制度と僧官そのものが、總ての國家的罪惡の源泉であつたことを云ふのである。或人は或は斯う言ふかも知れぬ、怪僧ガポンの如きは革命の先頭に立つたではないかと。然り、先頭に立つたのは好かつたが、忽ちにしてウイッテ伯の軟化手段に遭うて、勞働者を賣り、遂に自分自身をさへも滅して了つたではないか。ラスプチンを痛く惡僧怪物のやうに言ふが、總ての露國の僧侶は、大小のラスプチンの集團に過ぎない。試みに土地の上だけに就て見ても、寺領二百萬デシャチナ、僧院領七千萬デシャチナといふ、莫大な地域を獨占し來つたのではないか。そしてこの僧官といふ怪物が、大入道となつて皇帝と人民との間に立塞がり、一ツ目入道となつては宮廷を威嚇し、そして赤兒のやうな人民を捕へては、その生血を吸うて來たではないか。今度の革命がラスプチンを其首途の犧牲にして、遂に信教の自由と寺院財産の沒收に終つたことは、眞に天下の痛快事であつた。

以上世間の一部で往々非難する所のボリシェウイキーの諸政策は、私をして言はしむると、孰れも皆正當な處置であつたと云ひたいのである。然るに唯一つボリシェウイキーの採り來つた政策の中に、私が不滿不服に感ずるものがある。外でもない、芬蘭とウクライナに對するボリシェウイキーの政策である。今更說くまでもないがウクライナは自治を欲し、芬蘭は獨立を欲した。――茲に波蘭の事も併せ說きたいが、波蘭には革命以前から獨墺が手を染めてゐた爲めに、同じく獨立を欲しても少しく芬蘭とは事情を異にしてゐた、夫故茲には暫く波蘭には言及しないでおく――然るにレーニンの政府はケレンスキーの政府の通り、ウクライナの自治と芬蘭の獨立とを否認した。何の爲めであるか、其理由が私には分らぬ、私は勿論或人の說のやうに、レーニンを民族主義者と認むるものではない。彼はインターナショナリズムの最も徹底したものを提げて、奮戰

してゐる闘士であらう。露國社會民主黨の標語の一つに「各國の勞働階級聯合せよ」と云ふのがあるのを見ても、その根本說が窺へる。併しながらウクライナ人が自治を要求し、人種的に全然同一ならざる芬蘭が、露國からの獨立を要求することは、恰度大露西亞人が舊政治を排して、勞働本位の新政を要求し獲得したのと、全然同一の心理と欲望とである。ボリシェウィキー政府が、之を排斥して否定するのは、恰も自家の要求と願望とを拒絕し否認するに等しい、天下豈斯かる矛盾あらんやである。芬蘭もウクライナも、今日では共に其望む所を獲たが、その獲たるや自力に依つて獲たので、大露西亞人には寧ろ背いてゐるのである。ボリシェウィキーのために寔に惜むべきことは此の一事である。

尙ほ一步を進めて私に言はしむれば、ボリシェウィキーは此際大露西亞人以外の、露領の各種族を、各々その土地と共に解放して然るべきものであらうと思ふ。高加索――ブレストリトフスク條約第四條を暫く無視して、高加索及び後高加索全體を尙ほ露領と看做し――を鄕土とする高加索人、露領中央亞細亞を鄕土とするキルギス族の如きは則ち夫れである。是等の土地是等の民族は、全く夫等民族の意志に反して　舊露國の軍閥官僚が、兵火の力で無理に征服したものである。必ずしも民族自治主義の見地から言はずとも、苟くも各民族と自由と意志とを尊重する以上、且又舊露國の官僚軍閥政治の意志と成績とを絕對に否定する以上、彼等に依て征服された民族の解放を行ふことは、純理の上に立つべきボリシェウィキーの當さに決行せざるべからざる所であらう。

五　レーニンの沒後は如何

レーニンの死後は如何であらうか。我國一部の露國論者の間には、レーニンの死がボリシェウィキーの崩壞を來すと、大膽に論斷するものもあるが、あれ丈の歷史を持ち、あれ丈の思想的產物を現實的に與した以上、一レーニンの死などでボリシェウィキーが滅却し崩壞すべきものではない。後繼者としては、トロツキーは勿論ジノーヴヰエフ、カーメネフ、ルナチャルスキー、バザロフなどいふ孰れも知名の士が控へてゐる。其他昨年八月の十九日から二十五日に亙つて、インターナショナリズムを奉ずる、一切の黨派から組織された「中央委員會」や其機關紙「勞働新聞」の仲間には、黨籍こそメニシェウィキーに屬したり、社會革命黨に屬したりしてゐても、極めてレーニン化した者が多數である事實などを想ふと多士濟々の趣が窺へる。

人物手腕の多いことは別問題として、吾々は先づボリシェウィキーの二大政策に就て、其前途を考察しなければならぬ。即ち第一はボリシェウィキーの懷抱する露國將來の政治組織である。トロツキーの言明した處によると、露國內の各地各種族の上には、聯邦制度が建てられる。そして其各聯邦には、言語、宗敎、學校、裁判、法律、刑罰其他の自由が與へられる。これがボリシェウィキーの國家組織の理想である。

私は前項に芬蘭や高加索の獨立承認の必要に關して語つたが、ボリシェウィキーの理想的國家組織が、聯邦制であつて且つこれ丈の自由を認めるといふことであれば、獨立も殆んど同じことであらう。

次に經濟政策の一端に就て見ると、工業、鑛山、電氣事業、外國貿易の國有、而して是等經營上の統一を圖るために、中央に公共事業部が設けられる、それは各種產業の調整機關であつて、固より中央集權の制ではない。尙ほ資本家には五、六パーセントの利益を配布すると同

時に、資本の國外移動を禁止すると云ふ。孰れも徹底した豫定政策である。唯トロツキー自身も「世界の總ての他國家が、資本家の政治下に在る間は、無産者の手に歸した露國も、十分に其目的を達することが困難である」と言つてゐる通り、彼等の理想の實現や成功の困難であることは、今更言ふまでもない。そして其困難の程度が、ボリシエウイキーの前途の興廢の岐るる所であらう、斯かる關係から將來を觀察すると、今日のやうなボリシエウイキー對聯合國の抗爭ではなく、英吉利も獨逸も米國も皆一處になつて、資本家政治對勞働者政治の戰爭を、世界勞働者政治の先驅者たる新露國即ちボリシエウイキーと、戰ふに至るの日が來ることであらう。或は夫れ迄に至らぬ內に、聯合國の兵火か若くは獨逸の鐵劍かで、ボリシエウイキーが強壓され殲滅されて了ふかも知れぬ、反對に世界の勞働者階級が大聯合を造つて、露西亞のボリシエウイキーを先驅者とし盟主として大に聯合の力を以て列國の資本階級、資本家政治と奮鬪するに至る日が來るかも知れぬ。

現に最近の報道に據ると、露國立憲民主黨のミリユコフが軟化したといふではないか。否軟化したといひ墮落したといふのは、聯合國本位の觀方で、露國政治家の見地から云へば、それは恐らく正化であらう。彼は則ちブレストリトフスクの露獨講和をも認める、獨逸の露國指導をさへ承認すると云ふのである。立憲民主黨總理の言明としては、豹變の甚しいものであつて、可なり見苦しくもあり、亦苦しい立場であらうが、腹背に敵を受けつつある露國としては、政策上の此の變化は寧ろ當然であらう。蓋し露國に取つては獨逸は友としても舊き友であり、敵としても第一次の敵である、之に反して聯合國は、露國に取つては友としては新らしき友であつて、敵としては第二次の敵である、而も最新の敵である。隨て雙方からの壓迫の餘、孰れかへ身を託する必要に迫つた場合、露國が新友よりも舊友へ趨り、最初の敵を寬恕して、最新の敵に抗せんとするに至るは、蓋し國民的の心理から見て自然の順序であらう。最近英米邊より傳はれる中部歐露に於ける聯合軍の對獨新戰線の設定などいふことは、北海のコラより裏海のアストラハンに亙る一千五百哩の新戰線に、僅かに三四十萬の混成軍隊を配置せんとするものであつて、聯合國側の一種の妄想であり夢想であるに過ぎぬ。しかも這種の夢も、屢々揚言される度每に、露國民と露國政治家とをして、「新らしき敵」の感を起さしむると同時に、其「舊き友」と結ぶことを想はせる。ミリユコフの豹變は一波の大に動けるものである。

孰れにしても、レーニンの死に因つて、ボリシエウイキーの運命に動搖が感ぜられるといふことは無く、又劍戟的迫害から今後假令、一時政權を失ふやうな事があつても、ボリシエウイキーの主義精神は、毫も損害を受くることなく、歲月と共に世界的に擴大し、實現に近づき行くことだけは、疑ふべからざる事實である。レーニンの死は問題ではない、既に世界の勞働階級のために、馬を吳山の第一峯に立てたボリシエウイキーは何物とも奮鬪することを辭せぬであらう。

(大正七年十月稿)

チタを發するに臨みて

此の通信は一兩日中に浦港を指して歸る米國市俄古デーリー・ニュース紙のウッド氏の好意に託送する、小生の莫斯科行は茲數日間には決定するだらう、自分自身では勿論某々有力者を動かして、外務省に進捗方を運動させて居るから、九分通りは成功と信ずる、途中は可なり冒險的旅行を要するやうだが、五十歳の思ひ出に獨り旅をやる、この手紙がつくまでには貴方にも孰れか判明するから成功の方であつたら、欣んで頂きたい

（チタ發　柯公書翰の一節）

一　八人の日本人

D・B・Pと云ふ三字で表はされをる所謂極東共和國なるものは、日本内地の人々には左程に注意も興味も惹いて居らぬ次第であるが、一旦滿洲里を西へ越して見ると、兎も角も獨立した一國を成した今日では、この共和國の前途及成敗、さては其の對外政策など云ふことが、此處――共和國中央政府の所在地たるチタでは、中々に重大視された問題となつてゐる。特に此のチタ政府によつて代表されてゐる極東共和國なるものが、若し吾々の豫想してゐた通り、莫斯科政府の出店であるとするならば、この極東共和國に對しては、利害關係の兎も角も多かるべき日本として、今少し愼重な注意を此地に拂つても然るべきことであらうと思ふ。

チタには今八人の日本人が居る。その中の五人までは大尉殿を頭目とした陸軍特務機關なるもので、實を言へば現在の露國民と日本國民との交渉交際には、何等利益にならぬ部類に屬する人々である。殘る三人の中一人が商人、一人が有志家、最後の一人が斯く申す新聞記者たる予である。この商人も有志家も記者も、各自彼等自身の物好な冒險で來て居るもので、日本國家の何等公けの保護も保障もあるのではない。數人の軍務機關が常駐するチタであるとするならば、外務省の息のかかつた何某官吏の一名や二名位が駐在してゐても、軍閥者連の面目を損する筈もあるまいに、漸く此頃になつて何某副領事など云ふ男が、ハルピンあたりで極東共和國に味方するやうな遠吠を放つてゐるに過ぎぬ。而も支那人を見るに二萬以上の中產や小資本の商人共が、平氣な顏で安全にチタの街で商賣をしてゐるではないか、それ處ではない、駐支米國大使は歸國に際して歸路を奉天ハルピン經由で、チタから西伯利を通つて莫斯科を訪問して歸るほどではないか。

内地に對するものの不平は此位として置くが、所謂極東共和國に對するチタの空氣なるものも、實は區々である。今日までの處不徹底な共產主義的施政に、片輪な民主政治を行ひつつあるチタ政府に對して、人民の一部分に不平の聲のあるのは已むを得ぬ處であらう。尤も此不平の聲の發言者は多くは舊帝政時代に陸軍將校であつた者とか、セミヨーノフが此地に頑張つてゐた際、その味方であつた者とか、乃至は家主連中で現に住宅の一部を徵發されてゐる者とか、夫々現政府に反對すべき因緣の持主である。隨てチタで耳にする現政府反對の聲は左程重要視するに足らぬ性質のものである。併し第三者として公平に觀た處でも、此の極東共和國政府が多少とも兩頭の蛇たる觀あるは免れ難き所である。共產主義的政治と所謂民主政治との此の兩頭の蛇が、その内外

の施政上に兩樣の觀あることは、免れ難きことである。

二　共產主義否認

だが、西伯利といふ曠野で自由に、共性情の儘に發達すべき巨象を、斯くも兩頭の蛇と變化せしめたものは、極東共和國の政治に與る彼等自身の意思からではない。之には極東の環境といふことが、已むなく彼等をして斯の化身の術を行はしめたものではあるまいか。隨て何時かはその本性のままの自由の巨象として立現はれる時が來ないと、果して誰れが斷言し得るか。此處で一つ予が自身出會はした二個の場合の事實譚を語ることにする。

その一つは斯うである。予が此地へ來着して間もない頃、極東共和國政府の機關紙「極東共和國」新聞の編輯長並に外務省情報局長の二人が、二三度も予に向つて何か一篇の寄稿を同紙にせよと勸めるから、そして其題目は日本での當共和國觀と云つた風なものが希望だと云ふ處から、廻らぬ筆ではあるが、註文通りの題目と内容で一篇の露文を草して、それを同新聞社へ寄稿した。處で其論文の劈頭に予は下のやうな一節を書いた。それは日本の言論界での極東共和國觀は大別して三種に分れると思ふ、即ち第一がレーニン政府の直接の出店と見做すもの、第二は莫斯科政府から派してをるが其獨立は共產主義を實行せんとするものとの觀察、第三は民主政府を遂行するもの。此の三者中予は當地へ來るまでは第二の觀察者であつたが、到着以來第三の觀察が正當なものであると云ふことを信ぜんとするものであつた。

予の論文が六月十八日の共和國機關紙の第一面に載ると、それから三四日後或る同政府關係の有力者は態々予との會談に於て、予の共和國觀即ち此の國が共產主義を遂行するものであるとの點を極力否定して、それが飽までも民主政治の國であることを予に向つて說明した。そして翌日も亦偶然であらうが、他の某有力者が予との會談中に一樣の否定をした。

三　巨象の片影

それと全く話が違つて、予はツイ一昨日の事、當地の某處で偶然にもナシモウキチ・チュシャーク氏に會つたことは、近來の快心事でもあり、一つには亦前段の有力者の否定を有力に否定して、吾徒が翹望する巨象の片影を見得たやうな氣がしたのである。くど〳〵しくは言はぬ、チュシャーク氏の文名はロシヤ革命の言論界に於ては古く且つ重いもので、瑞西に於てレーニン氏と一處にロシヤ革命の宣傳鼓吹の雜誌に、共に筆を執つてゐた有名の人こそ實に彼である。予は今此人のチタに於ける役目に就ては委しく語ることを好まぬ。唯斯人の駐在すると云ふことが、無言裡に此の共和國の希望ある將來を語り得るのではないかと思ふ。

四　ニチェウオ

ロシヤ人の辛抱強きことには今更ながら驚かされる。チタ政府に奉公する凡ゆる役人共は目下の處――大臣から長官、次官からタイピストに至る迄――一ケ月に十二斤のハンと一斤四分の三の肉片と平均に下給される外、一錢一厘の俸給も受けない。それ故多少でも持物のある者は賣り喰ひをしてゐる。既に賣り盡したものは、黑パンを嚙つてお茶だけを飮んでゐる。そのお茶にも砂糖の一片だも入れ得ぬものが多數である。襯衣の着替へもないために、河へ行つて着てゐたシャツを洗濯して、それが乾くまで裸で待つてゐる大の男の群が幾つもある。が、併し彼等は左程に不平を懷いてをらぬ。男の子

は勿論のこと娘ッ子までが、靴を穿かずに跣足のまま歩いてゐるものも少くない。それでゐて或る婆さんなどは、生活が愈〻困難になつたと言ひながらも、日本人なら當然泣き言の出る處を、「ニチェウオ、ベレヂョーム」（何あに、まあやつて行きますワ」と言ふのが落ちである。愚癡つぽい婆さんにして是れであるから、男の若い者等は案外平氣である。

五　誂向きの舞臺

極東共和國の事は暫く別として、レーニン和尚が社會組織の變革を試みるに、ロシヤ人と云ふ民衆の居るロシヤと云ふ舞臺は、眞に天與のものと言つても可からう。それ故今年の五月に某所の集會席上で、レーニン氏は公然歐露の飢饉狀態を告白してゐる。即ち「收穫が非常な不況であつた、一デシャチナ（一町四反餘）から僅か二十五布度の麥を穫たに過ぎない、それは從來の如何なる饑饉歳にもなかつた少量の數字である、歐露でも最少限一デシャチナから四十布度を穫なければ立行かぬのに」と公然告白してゐる。最近に至つて獨逸や芬蘭や乃至英國やらと頻りに交換貿易を始めたのも、是等の應急處置に資するためであらうが、それにしても不作は不作、饑饉は饑饉と國民の前に告白して、更に更に此上ともの辛抱を彼等に求め、その無言の裡に同意を得て、大政策を先きへ〳〵と進め得ることは、サウェート・ロシヤに取つて何たる幸であらう。

六　新しき政治を

チタ政府下の狀態も亦全く同一な趣がある。チタ政府者は機會ある毎に、兵士や奉職者や一般人民が此容易ならざる生活的困難な時期を耐へ忍び行きつつあることに、衷心からの感謝を告白してゐる。或人は予に語つた。勿論のことセミョーノフが此地に駐在してゐた時の方が、人民の生活は今日に比して大變樂であつた。しかもその樂であつた時に、人民が四方から蜂起して、即ちパルチザン（人民共が勝手に手當り次第な區々な武器を把つて起つたもの）が起つて、彼及び彼の軍を逐つ拂つたのは何の爲めであるか。また今日この困難などん底まで進んで來たに拘らず、尙ほ克く人民が耐へ忍んでゐるのは、何の爲めであるかと言ふのであつた。予は大に考へさせられた。言ふまでもなく夫れは人民が舊來の「アタマン」政治（哥薩克式軍閥政治）にコリ〳〵して、そして新しき政治を打樹てることが人民一般の急なる期待であるために外ならない。

斯かる狀態である爲に、チタ政府としては日本、支那、米國と出來るだけ早く通商關係を開きたがつてゐる。唯我國との通商關係となると軍隊が引揚げてから後の事にしたい考へもないでもない、が、予が外相ユーリン氏に會つた時の彼れの口振では、必ずしも撤兵後を條件とすることもなく氏は頻りに予に向つて三井と大倉との事を詳細に尋ねてゐた。予は日本の商工業家が、有力な代表者を一日も早く此地へ派遣することを勸告する。民主政治を標榜するチタの政府としては、森林でも鑛山でも相當な條件で租借を開くに躊躇するものでないと信ずる。

更に一つの問題はチタ政府管内の地方人民が、此の先經濟的に何の位の耐久力があるかと云ふ問題である。それに就て予は、チタに本部を有する後貝加爾州購買組合聯合本部を訪問した時、本部の理事長が組合の馬車に予を乘せて、組合所屬の各製造所及び工場を案内し、半日以上の時間を費したることに因つても、如何に此組合の大規模のものであるかが推知されよう。靴工場、印刷工場、家具製作場、農

具製作場、鍛冶工場、石鹼蠟燭製造所等は言ふまでもないが予の最も驚いたのは學藝品部とも名づくべきものであつた。其處には組合所屬の印刷所で印刷し製本された、文藝叢書類がウント庫に積まれてあるのであつた。更に予を驚かせたことは、劇場用の各種の衣裳が大きな戸棚に吊られてあつたことであつた。之れは管內の各地で芝居を演る時、假令へば ートル時代の衣裳が要るとか、小ロシヤの着物が要るとか云ふ時に、一時的貸與をやるための準備であると理事長は說明した。

理事長の談によるとスレチェンスク(アムールの都會)の購買組合の施設は、チタに比して更に完備したものであると云ふ。政府から全く獨立した人民自治の此經濟機關が、今日の窮乏時期を過すに、何れ程有力な援けとなつてゐるかは言ふまでもない。之を要するに諸種の力によつて極東西伯利の露人は、耐久的に或る新しい政治及社會組織を打ち樹てることに、協力的努力を拂ひつつある。日本政府の意嚮が晩蒔ながらも、チタ政府との親善に進んで來たことは、日露人雙方のために何よりも欣ばしい。ウンゲルなどは問題でない。

(大正十年七月十八日「讀賣新聞」所載)

軍隊の奇習と軍隊娘

露西亞の軍隊には不思議な習慣がある。それは犬、猫、仔熊又は鷄の類を、各聯隊が思ひ思ひに隊內に飼養して置くことである。否、此の說明ではまだ言ひ現しが足らぬ、どの聯隊でも隊每に一つづつ何か其隊で可愛がる本尊を持つて居ると云ふことで、言はば隊の友達を愛育するのである。現に對獨戰の酣なる一九一五年の二月頃のノーウォエ・ウレーミヤにも戰地からの通信に、概要左の如き記事があつた。ワルソウ前面の某步兵聯隊では豫て一匹の仔熊を隊の伴侶として愛育してゐたが、此程生後九箇月で熊公そろ〳〵性來の獸心を出し周圍が危險を感じ始めた爲め、已むなく暇を取らせて山林へと放逐したといふことである。これは當時現に戰線にあつた某聯隊が、その出征前に生れたばかりの仔熊を生捕つて、之を隊中で愛育したもので、恰度生後三ケ月目に動員出征といふことになつて全聯隊の出陣と共に聯隊と大行李との中間位の處に交つて、仔熊も亦彼等と一緒に行軍前進したと云ふ次第であつた。

聯隊の飼養動物には犬や熊が一番多いが、ワルソウの前面に居た某聯隊では適當な飼養動物が手に入らなかつた處から、出征以來一羽の雄鷄を飼つて行進を共にしてをつた、所が或日露軍退却の節、仔熊の隊と鷄の隊とが相隣して愈々急退却となつたが、此の時ばかりは熊さんよりか鷄の退却ぶりの方が餘程見ものであつたと云ふことである。聯隊旗よりも先きに、隊の先頭にアノ鷄冠を振立てて如何にも心得顏に驅け足で背進したと云ふ有樣が餘程の奇觀であつたと書いてあつた。戰爭だと云ふに熊や鷄まで飼つて、第一線まで連れて行くとは餘りにノン氣過ぎるでないかと評するであらうが、生死を賭しての此の戰場に此のノン氣さは胸中別天地を藏する證據で、私は寧ろ露國軍人の此の餘裕ある胸中に對して羨ましいと思はないでもない。

斯うした露國軍隊の動物愛飼に就ては相應な理由がある、それを說明するには、往々露西亞の芝居で演る「聯隊娘」と云ふ劇の筋書を

話す必要がある。それは某聯隊が戰場で幼き一女兒を拾つた、そして全聯隊の手で此の子供を蝶よ花よと愛育して來た。特に武骨一天張の聯隊の老特務曹長は、まだ獨り身であつたので此の聯隊娘を自分の實子同樣に愛撫し、又子供の方でも此の老曹長を叔父さんと呼んで親同樣に慕うてゐた。聯隊の兵は幾度か入れ代つたが、老曹長と娘とは聯隊を家とし世界として、早くも十數年を過ぎた。妙齡の娘は世にも稀なる麗質美貌で、聯隊の愛は愈々彼女の上にと集つた。時に某公爵の祖母君が孫姬の行方を搜してゐたが偶然にも或る古城內の庭園でこの老曹長に出會ひ、種々物語りの末に、今の聯隊娘が此の公爵の姬君である事が知れ、時を移さず家令や家從がやつて來て、無理無體に此の姬君を引取つて行つたが、十數年親子の樣に親んで來た老曹長と此の娘とが、住み慣れた此の聯隊と此の老曹長に何うしても別れるのがいやだと云つて抱き着いて離れなかつた、處が十數年來荒男ばかりの仲に育つて來た此の娘は、お姬樣然として居られず、間もなく聯隊へ逃げて歸つて、追手の來ぬ間に老曹長の肝煎で、聯隊長の許可を得て、聯隊の一少尉殿と芽出度く結婚式を擧げたと云ふ筋である。芝居であるから幾分の誇張はあるが、こんな事實は露西亞の軍隊には實際珍らしくない。畢竟聯隊の下士あたりの遺子孤兒などは、大概は外へやらずに其聯隊內で下士や兵卒が、自分の食糧の內を分けて幾年となく育ててやるのである。或晩は甲の下士と一緒に寢て、又或晩は乙の下士の床の中で眠るといふ風にして、可愛がられつつ何時とはなしに育て上げられるのである。それ故に學問も聯隊內で仕込まれ、隊が行軍すれば子供も一處に行く、疲れて步けぬ場合には、小行李の駄馬の背にでもくくり付けられて進むといふ風で、そして筵の上から育て上げた子供の兵卒が出來上ると云ふ譯である。そこで聯隊として育てる兒のない聯隊では、恰度兒のない家庭のやうなもので寂し味が多い。仔熊と云はず犬、猫、鷄に至るまで、緣のあり次第に聯隊の兒として愛育するのは、子のない人が犬や猫を飼つて可愛がるのと同じことである。

此處で私は少しばかり私に少からぬ關係がある日露戰爭當時に關する思ひ出を記したい。忘れもせぬ恰度旅順が陷落して其俘虜を內地に送つて來た時である、旅順の猛將軍として陷落前に名譽ある戰死をされたコンドラチェンコ中將の部下に、一等大尉（少佐）のブルガーコフと云ふのがあつた。此のブ君も俘虜となつて初め松山に送られ、後靜岡に遷された。然るに此人に八歲ばかりの可愛らしい男の子が附いて來て、寢るにも起きるにも少佐と一處で、廣からざる俘虜收容所の一室に、朝夕一處に居つた。そこで誰れの目にも親子としか見えなかつたが、實は少佐所屬聯隊の聯隊息子で其の聯隊に久しく勤めて、聯隊で死んだ一曹長の忘れ遺兒であつたと云ふのである。旅順陷落と同時に聯隊に代り亡父に代つて、ブ少佐が彼を日本にまで連れて來た次第である。私は或關係から此のブルガーコフ君とは一時特殊な交際を保つた爲め、此の八歲のセーニヤと云ふ小兒に對しても、尙ほ忘れ難い記憶を持つて居る。何時かも露都で「聯隊娘」の芝居を見た時に不圖此のセーニヤの事が思ひ出されて、暫らく彼れの運命を思ひ煩らつたこともあつた。

（「露國及露人研究」より）

時子

五郎の旅日記

父の仇

私娼と戀

杉村楚人冠

時子

一　電話

月も日も忘れたが、何でも一昨年の春の初めの或る夜一時過、僕が第三版の編輯を終つて、いよいよこれから宿直室に引き籠らうとしかけた時、突然ちりん〱と、けたゝましく電話の鈴が鳴り出した。折しも四邊に給仕も居らず、せうことなしに、編輯長自身電話の口に立つて、受話器を耳にあてると、これはしたり、あだめいた女の聲だ。「杉村さんがお出でならば、誠に恐れ入りますが、一寸電話口迄呼んで下さい」と言つて來た。「僕は杉村ですが。」と答へると、「貴方は杉村さんなの？ ほんたうに貴方が杉村さん？ ほんたう？」と再三再四念を押す。ゴールドスミッスの著ウェークフヰールドの院主」の中に、ドクトル・プリムローズが或る見識らぬ人から、「貴方があのドクトルでしたか」と問ひかけられて、何だか面目を施したやうな氣がしたと書いてあつたが、これと反對に、斯う繰り返し繰り返し、僕の名を聞き直されては、何だか冷かされたやうな氣がして、氣になつて堪らぬ。兎角の押問答の末、漸く僕の杉村たることが分れば、今度は對手から、「妾分つて？」と來た。――其の言葉の調子から考へると、どうしても藝妓らしい。

　僕は一人の藝妓の名前も知らぬといふほどの「大道徳家」でもないが、さりとて新橋柳橋日本橋葭町に何千とある藝妓の名前を、一々片端から其の聲で言ひ當てるといふほどの「風流才子」でもない。「妾分つて？」のお尋ねには僕少からず狼狽して、我にもあらずもぢ〱しながら、何も分らぬと答へると、今度は女の方で、ずつと聲を落して、「妾時子ですがね」と、初めて名乗を上げた。

　其の時子なら、僕にも分つてゐる。

二　時子

　前年戦爭が始まつて間もなく、僕は故郷の代議士兩三と、新橋のさる所で會したことがある。時子と初めて會つたのは此の時であつた。其の席には外に四五人の藝妓も半玉もゐたが、時子の名だけが不思議に僕の頭にのこつた。時子は面長な、色の白い、眼の大きな女で、年の頃二十一二、何處となく利かぬ氣らしい氣象が眉宇の間に顯はれてゐた。少し鼻にかゝつた聲ではあるが、言葉使ひがきび〱して、聞いてゐても小氣味が宜い。これがうかとして時々名古屋辯を交へるので、其の度毎に皆に笑はれては、其の度毎に大きな目を見張つて怒つた。何でも此の夜一同で畫端書のまはしがきをした折、僕が時子の萬年筆を繕つてやつたのが始まりで、萬年筆論が大分其の席で喧しかつたやうに記えてゐる。

　其の後、處は變るが三四度此の女に會つたことがある。回向院の一月場所でも會つた。此の時は、四五人の朋輩と一所に後正面の棧敷に來て居たが、遙か右の方の西の溜の後にゐた僕を見つけて、輕く遠方から目禮したので、僕は不思議な女だと思つた。藝妓などいふものは、こんな席で成るべく自ら人の目を避けるものと、僕は心得てゐたのである。

　其の内、時子の噂もいろ〱と聞いた。舞踊が大の得意で、三味線も旨いし、歌も上手だといふ。暇があると、質素な木綿の着物を着て、

生花茶の湯の稽古にも出かける。英語の稽古迄してゐたが、近頃教師がなくて止めてゐるとのことである。『顔がよくて、藝があつて、誠に藝妓らしい藝妓だ』と稱ふる者さへあることを耳にした。

所が、此の女が、商賣に似合はず、品行方正であつて、未だ曾て一たびも男に關して忌はしい噂を立てられたことがないといふ話も聞いた。『彼の妓は堅いので賣れるのですよ』と、或る料理屋の主婦が僕に語つたこともある。僕も初は僞とばかり思つたが、後に人の話を聞くと、萬更根のないことでもないらしい。いよいよ不思議な女と、僕は思つた。

此の女に感心なことがまだ一つある。彼は自分の稼いだ中から學資を作つて、其の一人の弟を高等學校に通はせてゐる。行く／＼は大學に入れて、弟だけはせめて人並の地位に立たせたいといふ望ださうな。但し此の事が弟の友達に知れでもすると、弟の面目を潰させて可哀想だといふので、固く其の名を祕して、未だ曾て人に語らぬといふ。

兎に角、時子が風の變つた女であることだけは慥だ。此の風の變つた女から、今しも電話がかゝつたのである。

三　嫌疑

『貴方に斯ういふことをお願ひしては、誠にすまないと思ひますが』といふのを冒頭にして、時子の語るのを聞くと、——

其の日から二日ほど前の○○新聞に時子のことが出た。出たのは時子に取つて極めて利益のある記事であつたが、其の末に時子の抱主の主婦のことが、手嚴しく攻撃されてゐる。此の新聞を見た時には、何の氣もなく、主婦の目に入れて氣を惡くさせまいと思ふばかりに、其のまゝ引き裂いて棄てゝ了つた所が、世には又餘計な世話を燒くものがあつて、態々其の記事を切り拔いて時子と同じ家にゐる朋輩の所へ送つて來た者がある。平生時子が品行方正の名で賣れるのを氣にしてゐた朋輩は、得たり賢しと、早速之を主婦に見せたので、主婦は嚇と怒つて、時子でなければ知らぬことを、斯う明らさまに書いたのは、時子が新聞屋に頼んで、書いて貰つたに相違ないといきまいた。其の新聞を引き裂いて棄てたのが何よりの證據だといふことに迄相成つた。時子に快からぬ朋輩は手を拍つて喜んで、尻から主婦を焚きつけたので、主婦の怒の火の手はます／＼高くなつた。——

『まアどうしたら宜いでせうねえ』と、時子は震へ聲になつて來た。電話機の彼方で泣いてゐるらしい。

會話が長いので、交換手からは、度々、お話中ですかの催促が來る。夜は段々深けて、燃え殘る暖爐の火は次第に冷たくなる。大組が何時しか濟んで、早や鑄造場へ下りたものと見えて、とん／＼／＼と紙型を叩く音が聞え始めた。

『辛い／＼暇を拵へて、今頃電話をお掛けするんですから、能うく聞いて下さいな』と又始めた。僕も可哀想とは思ふが、さて、東京朝日新聞第三版編輯主任が、何うとして見やうもない。結局どうして呉れといふのかと聞くと、何でも角でも、記事の出所が自分でないことを、明に主婦に證據立てたいから、何にかして、其の新聞の種が何處から出て誰の手で書いたものか、調べて呉れ、これは後生一生のお願だといふ。而して最後に又聲を落して、『實は貴方も疑られてゝよ』と附け加へた。僕はぎよつとした。

僕は新聞の三面記事なるものを見る毎に、一度何處かの新聞に、僕がさる女と怪しい關係があるとか、又は何處かで金を強請つたとか、いふやうなことを誠しやかに書かれて見たいと

思つてゐた。斯ういふ記事が出た時、僕が果して悠然として、盧山の面目は他が看るに任すとすまして居られるかどうか、試して見たいと思つたからである。所が、今現に實は貴方も疑られててよ、と言はれると、僕は額の色が變つて髯まで震へた。――嗚呼、僕もまだ中々修行が足らぬ。

時子の難儀を救ふといふよりは、寧ろ此の清淨潔白なつもりの僕を疑つた主婦の鼻を拉いで呉れようといふ考から、僕は兎に角頼の次第其の儘には置かぬと引き受けて、初めて電話を切つた。――第三版が印刷にかゝつて輪轉機がぐわら〳〵と鳴り始めた。

四　新聞

念の爲に、時子の言つた〇〇新聞の綴込を取り出して見ると、成程二日程前の『新橋だより』といふ項の中に、次のやうな記事が出てゐる。

『××の時子(二十一)は男嫌ひの評判者なるが、深川の羽織師時代は、男嫌ひといふ者あまり珍しくも非ざりしが、今日は不見轉専門の全盛時代なれば、偶々男嫌ひと名乘る者あれば、そは頗る珍しく、野次馬的客連は我こそと、競うて聘ぶやうになる理なるが、此時子も夫れに洩れず非常に忙はしく毎日花月のみにても四五回の座敷を勤むる由。此妓の感心なるは唯これのみに限らずして、實弟を某中學へ通はせ、月々二十圓の仕送りをなし居るといふが、此家の女將は箱屋上りなれば、凡べてに算盤強く、その二十圓は無駄物の如くに云ひなし、幾らかでも自分の懐中へ入れたき所存なりとは、不心得の骨頂なり。斯の如くなれば割烹店待合、或は女中への附け屆けは思ふ半分もせざれば、座敷へ出て居る者は肩身が狹く、夫れ故時子は自腹にて、凡べての附け屆けを十分になし居れば、三方四方の評判よく益々流行るとは爾もあるべきことなり。』(原文のまゝ)

これを讀んだ時、僕は何處の國でも善人は窘めらるゝものだと思つた。〇〇や××を明に公にする時機も、追々には來るだらうとは思ふが、今は此儘にしておく。

五　細君

翌日宅へ歸つて、昨夜の次第を家内に語ると、僕の細君なるものは非常に感心して、大に同情を時子に寄せた。僕の友人に何某といふ變り者があつて、學校を卒業すると其の儘、何かの職に就いては、餘りに平凡で面白くないといふので、先づ二三年鎌倉へ引つ籠つて、座禪でも組まうと考へついた。二三友人に諮つて見たが、誰も賛成しない。揚句最後に、叱られることは承知の上で、其の嘗て師事した福澤先生の所へ行つて相談したところが、如何にぞや、先生これに大賛成を表した上、諄々と今時の書生が學校の卒業を待ち兼ねて、度胸も定らぬ癖に、直ぐ社會へ飛び出さうとあせる不心得を說き、何でも人事の成敗は三五年の遲速を爭ふものでないから、是非座禪でもやつて、先づ腹を拵へたが宜からうと、反覆丁寧に說かれたといふことがある。これを聞いた僕の友人は、平生こんなことに大反對な先生のこととて、頭からがみがみと叱り付けられることと覺悟して出かけた所、其の結果が斯う意外であつたので、正に一代の面目を施して引き下つたさうな。僕の女房と福澤先生とを一つにするのは、不倫の甚しいものであるが、案外な同情を案外なものに寄せた所は、二者やゝ其の揆を一にしてゐると、僕は一寸嬉しかつた。

尤も、僕の家内が同情を寄せるにも、一應理由がないでもない。今から十餘年前、彼がまだ

僕の宅へ來ない時のことだが、或る年妻の里の宅が軍隊に徴發されて、一時二十人許りの兵士を宿らせたことがある。彼此二三週間滯在の後、一同は東京へ引き上げたが、間もなく東京のあらゆる新聞に不都合千萬の記事が出た。記憶の宜い人はまだ記えてゐるかも知れぬが、子爵〇〇〇の脫營事件とて、一時喧しかつたものだ。此の子爵といふものは、其の後除族になつて、位記返上を命ぜられて、今では、四谷邊の蕎麥屋の出前持とかに成り下つてゐるさうなが、これが今の家內の里に宿つた軍隊の中に居つた。所で、此の男は入營前から不身持に身を持ち崩して、其處此處の女と怪しい關係を結んだことも數を知らぬ位であつたが、東京へ歸つて、程なく脫營して、それから又程なく捕へられた。捕へられて後、憲兵屯所で訊問に應じて喋りちらした中には、僕の家內とも怪しい中であつたといふこと、家內の兩親も相手が子爵といふのを見込んで、內々娘を唆したといふやうな、根も葉もないことがあつた。こんなことがぱつと東京中の新聞へ出たのだから、流石に平生は暢氣な家內も、悲しいやら、口惜しいやらで、毎日一室に立て籠つて、泣き暮し泣き明かし、果は海の中へ身を投げて死なうかと迄、思ひつめたこともあつたさうな。此の時の事情は其の頃、『時事』にゐた『朝日』の土屋元作君、『毎日』にゐた横山源之助君、『讀賣』にゐた今の實業之日本社の增田義一君などが、其の取消運動に盡力して吳れたので、能く知つてゐる筈だ。前年物故した古河老川君が病餘の筆を呵して中央公論の紙上で新聞の三面記者を罵つたのも、此の時の事で、これは收めて「老川遺稿」の中に在る。

斯ういふ目に遭つたことのあればこそ、妻は時子の事情を氣の毒がつて、是非何とかして助けてやれと、僕に忠告したのである。

六　密會

のろい話だが、僕は家內に激勵されて、其の日直ぐ木挽町の或る料理屋へ出かけて、時子を呼びにやつた。僕に毛頭[illegible]めたい所はないが、場所が場所なら、相手も相手であるだけに、つまらぬ嫌疑を蒙つて、痛くもない腹を探らるゝのは厭だ。それが厭さに、日のてか〲と照る眞晝間を撰んで、態と茶ばかり飮んで、酒も飮まず物も食はなかつた。——僕等がひそ〲と話してゐる中、廊下を通りかゝつた此處の女中が、閉て切つた小さな室の中に男女の聲がするのを怪んで、朋輩に耳打すると、僕と時子だといふを聞いて、「それでは問題にならないわねえ」と言つて、二人で笑つたさうな。僕は後でこれを聞いて、頗る意を强うした。自ら省みて疚しからずんば、中夜酒を酌み交しながら話した所が何あらうか。僕は今更用心ならぬ用心を重ねた愚を恥ぢた。思へば僕もまだ〲修行が足らぬ。

時子が此の日の物語は、山鳥の尾のしだり尾の、夫は〲長々しいものであつた。今一々これを書き立てる暇もないし、あつた所で、大方は忘れて了つた。唯其の中耳に止つた節々だけをかい摘んで見ると、——

時子は、名古屋の士族の娘であつたが、家の貧苦を助けんが爲とて、幼い時分に身を賣られた。東京へ賣られたのだか、初め名古屋へ賣られて、更に東京へ賣り飛ばされたのだか、僕は今何方とも記憶せぬ。何れにしても格別の大事ぢやない。

間もなく半玉となつて顯はれたが、生來利かぬ氣の彼は、幼な心にも飽迄意地を立て通して、一生連れ添ふ見込のある男ならば知らぬこと其の外にとては、斷じて男を持つまいと心を決めた。自分ではさう心を定めたが、抱へ

主は中々承知せぬ。威しつ賺しつ、様々に説き立てる。此方は頑として應せぬ。これが爲に結局平和が破れて、外の抱主へ轉じたことも一二度あつた。

辛かつたのは、こればかりでない。自分はたとひ男を持たずとも、稼げる丈は稼いで見せるといふ積で、お稽古も勉強すれば、お座敷も勉強する、男嫌ひといふのが追々に賣物になつて、藝妓風情の一寸出入し悪い高貴の方々へも、屢招かれることになる。夫や此やで、抱主の方は追々我を折つて、時子は到底普通の藝妓のやうに、操を賣らせることの出來ぬものと諦めて了つたが、さて今度は、朋輩の方から苛めぬかれることとなつた。一つ家に居ながら、丸で他人同様、打ち解けて語り合ふこともないのは愚か、朋輩相集つては、あてこすりに様々のことを言ふ。あてこすりの果は、忌味となり、悪口となり、時子さんは餘所で宅の妓を不見轉許りと罵つたとか、時子は宜い楽の所へ出入するのを鼻にかけて、人を人とも思はぬとか、夫は〳〵散々の悪たいをつく。これが爲に、お座敷から歸つて、其のまゝ着物も着かへず、夜一夜泣き明したことが幾度あつたか知れぬといふ。——成程、十七八の幼い身の上で、遠く兩親とは離れて、杖柱と頼む抱主や朋輩から、斯う苛められたのでは、泣き明したのも無理はないと、僕は思つた。

併し、世の中は妙なもので、遊冶郎許りの集まる花柳の巷にも、時子の憐むべき境遇に眞個の同情を寄せる者が、續々出て來て、時子は非常に賣れ出した。中にも時子保護會といふを組織して、月々幾何かの金を出し合つて、飽く迄時子の素志を貫徹させようとした、義侠心のある人々迄現はれた。而して其の所謂保護會なるものの會員はと聞いて見ると、會長を始め、孰も知名の人ばかり。僕はまんざら其の名を記えてゐぬでもないが、これを公にしては折角の好意を無にする恐があるから、これも姑く差し控へて置く。

斯くて、此の日の物語は、長々しい身の上話から始つて、昨夜の電話で頼まれた事に語り及び、最後に、迚も此の調子では長く今の勤も出來まいから、新聞事件の明りを立てた後は、一時も早く自前になりたいといふことで結んだ。尤も自前になるには、金も要れば、抱主との談判も中々骨が折れさうだから、いよ〳〵之もいけぬと定れば、寧そ田舎へ引つ込んで、舊藩主の御殿へ女中にでも置いて貰はうかと思つてゐるとのことであつた。

七 探偵

此處迄の僕の行動は、天晴れ婦人救護の爲に名利を棄てた中世騎士の俤を存したが、これから先は頗るまづかつた。

時子から頼まれたことは、早速係の方に頼んで取り調べさせたが、どうしても分らぬ。元來何處の新聞社でも、原稿の出所は一切秘密に附することになつてゐるから、之が朝日新聞に出たものであつたら、一も二もなく初から斷るのであつた。唯今度問題になつてゐる○○新聞などは、それほど堅くるしい事はいふまいと考へて、探訪に手を盡して見たが、中々さう容易くは行かぬ。やつと二週間程かゝつて、初めて、大凡そ材料の出所と執筆者の名とか分つたので、取り敢へず其の由先方へ報せておいた。

先方からは禮状に添へて、出來るなら、僕の報せた出所の今一つ先を探つて見て呉れぬかとの頼であつたが、其の頃僕は非常に忙しかつたので、つい〳〵其のまゝになつて了つた。

八 和解

夫から二月か三月經つて後、日本鐵道會社

の創立記念祝賀會か何かで、歌舞伎座へ出掛けた所、丁度折ふし、其の接待役に雇はれて來て居た時子と、ぱつたり出逢つた。

大勢の前とて、委しい話も聞かなかつたが、其の後色々手を盡して、材料の出所が何處とかの女中であるのをつきとめたこと、其の女中は今もう其處に居ないこと、夫から執筆者といふ某新聞の記者にも逢つたことなど語つて、最後に「お母さん（主婦のこと）の機嫌も直つて、今は無事に勤めて居る」とのことを附け加へた。

是も全く貴方のお蔭だとて、頻に禮を言つた後、菓子やら、果物やら、煙草やら、辨當やら、酒やらを盛に何處からか仕入れて來て、くすくす笑ひながら持つて來て呉れた。

九　失踪

歌舞伎座で逢つた以來、それ切り、僕は時子と會はなかつた。

僕は其の年の夏に朝鮮から滿洲の方へ出かけ、秋には長い間病氣をして、夫が治ると、直ぐ京都邊へ遊びに行つたので、時子の噂を久しく耳にしなかつたが、其の冬になつて、初めて時子が此の夏以來脱走して、何處へ行つたか、行方が知れぬといふことを聞いた。

女中に聞いても、朋輩に尋ねても、誰一人慥に知つた者はなかつた。其の中樣々の風評があつて、抱主と喧嘩して田舍へ歸つたといふもある、東京の何處とかに隱れてゐるといふもある、亞米利加へ行つたさうなといふもあれば、濱町とかで、餘り立派でない扮裝をして、髮も亂れた儘、青い顏で歩いてゐるを見たといふ者もあつた。

兎角する中に明治三十九年は暮れて了つた。

十　邂逅

明治四十年の一月某の日の朝、ひよつくりと僕は新橋博品館の前で時子に邂逅した。僕の姿を見るなり寄つて來て、色々話があるから是非聞いて呉れといふ。ぢみな絲織か何かの着物を着て、髮は庇髮にしてある。どうしても女學生上りの奧樣としか見えぬ。これならば大丈夫といふので、僕はぶら〳〵と銀座を歩きながら、其の所謂色々な話なるものを聞いた。

脱走したこと、病氣したこと、困つたこと、哀しかつたこと、成程色々あつた。結局前の抱主と手を切つて、いよ〳〵近日自前で出る積であること、名も元の通り時子のまゝでおくから、どうか時々呼んで呉れといふことであつた。

僕が藝妓と銀座通をぶらついたといふのを聞いて、「君は危いことをするにも程がある。人に見つかつたらどうする」と、忠告して呉れた友人があつた。僕は此の友人よりも慥に修行が進んでゐると思つた。

十一　自前

其の頃から、僕の身は急に忙しくなつた。ジエームスタウンの萬國博覽會が開ける、筑波千歳が遣米艦隊として出發することになる、これには黑木大將も行かるゝといふ、一方には、伏見宮殿下が遣英大使として、倫敦へ向はせられるといふ、山本西の兩大將が宮殿下を追うて巴里へ向ふこととなる。一月から二月へかけて、僕の受持の方面は目のまはるほど忙しくなつた。而して遂に、僕までが社の特派員として倫敦へ出張することとなつた。時子が果して自前で出たかどうか、そんなことを尋ねるどころでなかつた。

僕は三月五日東京を發して、歐羅巴の國々を經廻つた後、六月の中頃に敦賀へ歸つた。敦賀から大阪の本社に寄つて、其の次手に父上の墓詣にとて、故郷の和歌山へ歸つたが、思ひ

もかけず、此處で初めて、博品館の前以來消息を知らなかつた時子の消息が分つたといふのは僕が時子と初めて會つた時、代議士達と同席した故郷の友人が、此の春上京してこれに出逢つたといふのである。時子が今は立派な自前で出て、而も大變な流行兒となつてゐる由を、此處で聞いた時は、僕も何だか重荷を下した樣な心地がして、胸撫で下した。人間は妙な所に力瘤を入れるものだと、僕は我ながら可笑しかつた。

十二　再會

今年の正月、例の木挽町の料理屋で、僕は年始歸りに立ち寄つて、晝餐を喫めてゐると、丁度隣の座敷に來合せてゐた時子が挨拶にとてやつて來た。久しぶりの面會である。

彼が自前になる前後の、辛かつた悲しかつた事情を、事も細やかにしんみりと物語つた後、何と思つたか、突然、「妾もう一生藝妓する積に定めてよ」と言ひ出した。

僕は大贊成を表した。一體世の中に藝妓ほど命の短いものはない。流行兒になればなるほど、尙以て短い。少し顏馴染になつたかと思ふと、早くも落籍されるか、廢業するか、轉籍して居なくなる。若し一年二年丸で此の類の席に出ることがなかつたら、今度行つて見た時、もう半分は知らない顏になつてゐる。夫れ婦女子を玩弄物同樣に玩んで、昨夜は百年の契を盟ひながら、今朝既に弊履の如く棄てて顧みず、今日比翼連理を口にして他が操を破りおきながら、明日會すれば、はや行路の人にも似たる、世の所謂嫖客の類ならば、朝々暮々相手を代へて巫山戲まはる所に、面白い所があるのかも知れぬ。併しさういふ「男らしい」ことの出來ぬ僕などに取つては、藝妓を罪のない無邪氣な談相手として、殆ど友達と同じやうに心得てゐるので、これが束の間に入れ代り立ち代るのは、甚だ興の覺めるものである。たまたま十年二十年と勤めた老妓もないでないが、此等は多く道樂三昧を仕盡して後、もう早や藝妓以外に一頭地を拔くことの出來ぬ輩ばかりである。こんなものを相手にした所が面白いものでも何でもない。だから然るべき女の藝妓商賣を一種の藝術と心得て、終生を之に投ずる者の出で來らんことは、僕が豫てより希望する所であつた。此の意味を以て、僕は大贊成を表したのである。

贊成と同時に、僕は時子に向つて結婚を勸めた。男にもせよ女にもせよ獨身などいふ不自然なことで一生を送る者は、考へが僻んで常識が缺けて來る。隨つて身の治りもつかず、心の中に始終希望といふものがない。朝に吳人を迎へ、夕に越人を送る底のことは、無論女の最も恥づべきことであるが、正當なものと正當に結婚するなら、誰苦情をいふものでない。それも今日迄操を賣ることに依つてのみ名を成した、あり來りの現代の醜業婦者流ならば、或は結婚に依つて人氣を落すといふこともあらうが、此の點に於ては、堅い女と評判を取つた時子などに、毛頭其の方の心配はいるまい。いよいよ結婚するとならば、望むらくは如何はしい藝人風情を夫にせずして、歷とした紳士に連れ添ひ、家内が一生文字通りの藝妓を勤むる由を合點させた上、此處に夫となり妻となつて、堂々たる中流の家庭を形づくれと、僕は勸めた。

笑ふこと勿れ、是は僕が年來の持論である。

此の持論に、僕は西洋の女優やら音樂家やらの例を引き加へて、滔々數百言、本氣になつて辯し立てた。すると初の程は笑ひながら半ば馬鹿にして聽いてゐた時子が、段々熱心に聞き入つて來て、到頭僕の長談議が終つた頃になつて、彼は潸然と泣き出した。

十三　意中

時子は此の日始めて、其の胸中の祕密を打ち明けた。

僕は今此に、其の打ち明けられた祕密を盡くさらけ出すほどの冷酷な心は持たぬが、僕は唯此の物語の結末をつくる爲に、手短く其の概略を述べて見る。

時子には相思の仲なる人があつた。時子が十七の夏、避暑の爲と亍、店の者一同と共に大磯へ轉地してゐる中、毎日々々海岸で顏を合せた可愛らしい十七八の少年があつた。毎日顏を見合せるのが緣となつて、いつしか言葉も交せば、連れ立つて歩くこともあるやうになつた。その末遂に若い者にはあり勝ちな通り、互に思ひ思はるゝ戀仲となつた。所が間もなく此の事男の親に聞えて、急に男は東京へ引き戻された。そのうち時子も東京へ歸つて、二人は又もや纏綿たる情緒を語り合ふ仲となつた。併し、何分男は親がかりの若い身空で、藝妓風情にかゝづらつてゐるべきでない。こんな事では行末が案じられるといふ、親類一同の意見が一致して、到頭留學といふ名の下に倫敦へ追ひやられた。相別れてより此に六七年、雙方の身の爲にならぬといふので、雙方ともに手紙の取り遣りも何もせぬ。斯ういふことにかけては、根が賢しい女のこととて、時子は思ひ切りよく一切手紙のやりとりはせぬが、併し時子の思は十年一日の如く忘れもせねば、衰へもしないのである。

時子の思は夫だが、相手はどう思つてゐるだらうかといふと、これが又頗る此の物語に光彩を添へる。相手といふは、さる大家の方とばかりで、時子は其の名を言はなかつたが、彼が時子と別れて倫敦へ行く前に、兩親とも相談の上、歸朝の上は必ず時子を妻にするといふ約束で出かけた。母親も承知である。兄弟も承知である。時子はしば〳〵此の家へ出入するが、母親も兄弟も物優しい方ばかりで、時子々々と宅の者同樣にして呉れる。時子が失踪して落魄を極めた時などは、弟の學資に困るだらうとて、態々人傳にその母なる人から金を屆けさせたことさへある。時子の氣象を飲み込んでゐる母親のことだから、夫と明らさまに言つては受取るまいとて、人から人を傳つて渡さうとしたが、それと悟つて時子は斷乎として斷つたといふ。大家のこととて、時々此の家で大宴會の催さるゝ時などは、時子も藝妓として招かれることがある。世間體を憚つて、表向には藝妓で通つて行くが、陰では其の弟などから姉さん姉さんと呼ばれるのださうな。

時子は、相手が身分のある人といふので、行末を慮つて飽く迄も品行を愼み、只管其の名を傷つけざらんことを心掛けてゐる。遠方にゐる相手の男に事を誤らせまいと思ふ許りに、我と我が心を制して、音信一つせずにゐる。何もかも男の身の爲に宜かれかしと、一心にそれ許り心掛けてゐたが、此に不測の禍が時子の身の上に起つた。一人身の女といへば打ち棄てておくことの出來ぬ男の多い世の中とて、この時子が苦節を守つて堅くその意地を立て通さうとするかはつた所に打ちこんで、是非この女をどうかしたいと迫る者が數々あつた。その中に、越中の豪農何がしといふが殊に執念深く言ひ寄つた。時子の方では、何をいはれても、何時も風に柳とあしらつてゐたが、例の主婦がなかなか柳とは受け流さぬ、相手はその土地に名だたる金持であつて、男はよし年は若い、時子には今定つた旦那といふもない。見す〳〵引つかゝつた金の蔓を、どうしてこの儘取り逃がすものでない。彼は脅しつ賺しつ、百方手をかへ品を盡して時子を說いた。如何に心賢しい女とはいつても、まだ二十に足らぬ時子は、つい言

ひくるめられて、さしも堅固であつた操をこの男の爲に破らされて了つた。主婦も憎いが男も憎い。僕は大に憤慨して、その後次手のある毎にそれとなくこの事に關する意見を（時子の事とは言はずに）斯ういふ筋合の人に聞いて見たら、『そりやア主婦の方は商賣ですもの、仕方がありませんわ』といふ。男はと問へば、『そりやア骨の折れる女ほど口説いて見たくなるものだつてますから、先樣は屹度大手柄をした積でゐてよ』と皆々いふ。おまけに僕の憤慨を嘲つて、『そりやア野暮といふものよ』と來た。必ず贊成を得ることと見込んで與へた問題に、贊成どころか、何を野暮らしいと云はぬばかりに『そりやア〳〵』と、一々さつさと僕に不利益な解釋ばかりを下して行くので、僕はます〳〵憤つた。

斯くして時子の屈したのは、時子一代の不覺であつた。委細誰にも内所にといふ積でゐたのが、何時どうしてか倫敦にゐる『先樣』に知れた。斯んな事には、女の側でこそ、一種の商賣上の德義(?)を守つて、堅く口を結んでゐるが、男の方は委細かまはず、手柄顏に言つてのけるから、祕密は夫から夫へと洩れる。その中には又賴まれもせぬに餘計なお世話をやいて、わざ〳〵倫敦迄報せてやつた者があつたに相違ない。時子に言はせると、男の叔父とか從兄とかに時子と男とのいきさつを何もかも承知して、親切に二人の間の世話を燒いてゐた人があつた。時子もこの人ばかりは氣を許して、二人の間に取り交した起請文なども、これに渡しておいた位だつたが、この人から倫敦へ内報したものだらうといふ。時子が如何に主婦の壓迫に堪へ兼ねたとは言ひ條、あれほど堅い約束をしておきながら、仇し男に身を任せたとは怪しからぬと憤つて、彼がこの擧に出でたものらしい。さうとすれば、其處に又無理ならぬ所がないでもない。要するに、弱い者は惡い者といふことになる世の中だ。是非もない。

時子の祕密が倫敦へ知れて、間もなく愛想づかしの手紙が時子の許に着いた。時子が絕望の餘り越中の旦那と切れて行方を晦ましたのは、この時であつた。それから再び勤に出た今日になつては、この次第を知らずにか、又は知つても酸いも甘いも嚙み分けた母親の宏量に由るのか、兎に角以前の通り時々男の家へ出入して、その母親やら兄弟やらに優しくして貰つてゐる。併し時子の身になると、それが又無上に薄氣味が惡い。のみならず段々この家の樣子も分つて來ると、どうやら自分などがこの中へ割り込んで行かうとするのは、身分知らずとしか見えぬ。それは忍ぶとしても、迚も今のところ愛想を盡された男の許に入り込む見込もつかない。『それから色々考へましてね。どうしても妾の方から引き下るのが、一番先樣の爲にも、妾の爲にもなることと考へますの』と言つて、彼はそつと淚を拭いた。

時子は斯ういふ譯で一生藝妓で推し通さうと決したのである。僕の結婚論はこれが爲に頗る平凡なものになつて了つたが、お蔭で此の物語は大分小說めいて來た。

十四　『先樣』

時子は其の名を言はなかつたが、僕の方では、商賣だけにいくらも探り出す便宜がある。事の次手にそれとなく探りを入れて見ると、果して直ぐ相手の男の何者たるかは分つた。成程、相手の迷惑を思つて時子がこれを隱したのも無理はない。彼は日本に於ける鑛山業の王なる某家の當主の兄であつた。兄の身にして、父の名跡を繼がぬといふは不思議のやうだが、これには理由がある。其の母なる人はもと柳橋の藝妓であつて、これが某家に嫁いで後に出來

たのが、今の當主で、兄は其の前に出來た子なのだといふ。而して胤は同じかと聞くと、曰く然らず、兄なるものは某陸軍大將の落胤と。

僕が此處に其の名を打ち明けたら、恐らく讀者の中で之を聞き知つて居らぬ人はあるまい。これを知つた僕は、時子が相手の身の爲を思つて、自ら身を退けようとした心掛の、藝妓らしからぬに驚いた。併し其の所謂相手の名は、堅く僕の胸中に祕しておく。

十五　奇遇

それから二月經つて、僕は又もや、亞米利加から歐羅巴へ廻ることになつた。

其の旅行中、五月の某の日某の刻に、倫敦の某の所で、僕は其の名をのみ聞いてゐた時子が意中の人に逢つた。――逢ひは逢つたが、時子が何でこんな男に惚れたかを疑はざるを得なかつた。

十六　結末

僕が日本に歸つて後間もなく、彼も七八年ぶりで日本に歸つた。男は宜し、金はある、彼は新橋柳橋の藝妓どもに大騷ぎせられて、時子なんどは、見向きもしない。而して近く某大家の令孃と華燭の典を擧ぐるといふ說もある。

時子はといふと、其の後次第々々に人氣を加へて、其の流行ることは何人も驚く許り。何でも一週間ばかり前からかけておかねば、迚もお座敷が出來ぬといふ位の、すばらしい勢ださうだ。繁閑常なき僕等が職業とて、そんなに前々からの約束は無論出來ず、たま〳〵思ひ出して呼びにやつても、約束やら遠出やらで、曾て一たびも逢ふ折がない。何でそんなに流行るのかと聞けば、「そりやア額にも藝にも由りませうが、第一は堅いといふので、お客樣が安心してお呼びなさるからですよ」と皆々言ふ。僕は逢はなくとも、斯う聞くと嬉しかつた。

嗚呼暗黑と見えた花柳の巷にだに、其處に一道の光明は炳乎としてきらめいてゐる。

（明治四十一年十二月稿
大正五年八月增訂）

【其の後】

それからもう八九年になる。その間に時子の身の上にも大分變遷があつて、新橋界隈の評判になつた。一時某醫學博士の妾にと懇望されたが、妾はいやだと斷つた。件の博士の夫人といふは、外國人であつて、いろんな事情から仲違ひになつた擧句、今は離婚同樣別居になつてゐる。妾とはいつても本妻も同じことだとて、色々勸める人もあつたが、彼は遂に應じなかつた。又前某大臣の祕書官を勤めた少壯の學士が、その愛妻を失つた時、後妻に來て呉れとの談もあつたが、身分の違ふ配偶はもう懲り〳〵だと言つて、折角の良緣を棄てて了つた。そのうち彼に又相思の男が出來た。これも名は言はれぬが、聞えた家柄の若い人であつた。この人間もなく細君を迎へて、迎へると同時に、極めて沒義道に時子と切れた。時子はつく〴〵この商賣に愛想を盡して、又もや勤をやめて行方知れずになつて了つた。長唄の師匠になる積で、一所懸命に勉強中だとの說もあるし、又表面は切れたと言つても、その實右の若い男に麻布邊に圍はれて、世話になつてゐるとの說もある。時子の氣象から察しると、前說が眞實らしいが、男の人となりから判ずると、後說にも取られる。兎にも角にも、時子の姿は新橋から消えた。

（大正五年九月附記）

五郎の旅日記

一 はしがき

曾我の家五郎事和田久一――『ヒサカズ』と讀む。『キウイチ』と讀むと大におこる。母の名は久延、父の名も久雄、其の間に出來た一番目の息子だから、此を以ての故に、即ち『ヒサカズ』であると、本人は威張る。僕の友人に田中鶴吉といふ人があつて、これを『タナカ、ツルキチ』と讀むと大におこつて、憚りながらこれは『田中のタヅヨシ』と讀むのだと、一々辯明してまはつた。『山本のゴンビヤウエ』が聞いて呆れる。わが『ヒサカズ』君は其の類でない、正眞正銘の『ヒサカズ』である。昔、定家卿が息子の名を何とつけようかと打ち案じてゐる時、近侍の者が差出口をきいて、父君の『定』を取つて『サダイヘ』では如何候ふぞと、申し上げたといふことがある。又昔マセドンのフィリップは、――

話頭が變にこんぐらがつて來たから、改めて、今一度初から出直します。

曾我の家五郎事和田久一君から、其の旅日記の一節を送つて來て呉れた。突然送つて來たのでない。僕が頼んだのである。前晩セサム倶樂部の講演會で行き會つた時、先生つか〳〵と僕の傍へ寄つて來て、『先生、面白い事がありますと、先生が言ふ。――斷つておくが、最初の先生は彼であつて、次のは僕であつて、其の次のは又彼である。先生と言はれるほどの馬鹿でなし、彼奴が僕を先生といふから、此方も忌々しいから、彼奴を先生扱ひにしてやつたのである。宇治大納言の『宇治拾遺物語』の何處やらに、泥坊をつかまへて、『わせんじやうは不覺の奴かな』といふ文句がある。『わ』は敬稱であつて、『せんじやう』は『先生』の呉音だといふ。『先生』をなだらかな呉音でよんで、これに敬稱を一つ加へてさへ、泥坊にしか通用せぬ位なら、『先生』きりで人を呼ぶのは、如何さま人を馬鹿にしてゐる。そも〳〵先生の稱たるや、其の由つて來る所遠く且つ――

又少し變になつて來た。今一度やり直します。――

其のセサム倶樂部の講演會の時の話といふは、成程聞いて見ると、一寸面白かつた。實は過日來中央公論の正月號に、例年の通り何か書かなければならぬとは思つてゐたが、朝日新聞の特派員で遠く倫敦に來てゐて、此處で中央公論の原稿なんどを書いては、何だか社に對して甚だ相すまぬ氣がしてならぬ。どうしたものだらうかと案じてゐた折柄である。いつそ五郎に此の日記を書いて貰つて、これで今年の間に合せてはどうだらうかと、即座に思ひついた。是れ即ち一擧兩得の策である。乃ちそれとはあからさまに言はずに頼んで見ると、わがヒサカズ君は快く承知して呉れた。送つて來たのは、即ちこれである。

今此の日記を其のまゝ借用して、左に掲げる。處々多少の筆は加へてあるが、大體は本人の書いたまゝに殘してある。

（以上大正三年十一月初の土曜日英國レミントンに於て稿）

二 その日記

七月三十日 晴天九十度前後の暑さ。メトロポール・ホテルの通辯の人、露國二十年目の大暑と語る。日本へ出す百通餘の手紙をしたゝめ、午後一時四十五分莫斯科

市クレスト停車場より乘車、獨逸伯林に向ふ。

其の際、墺太利と塞爾比亞と戰端開始とは聞いたれども、歐洲の地理は元より、外交上の事等は更に分らぬ自分の頭の中では、方角違ひの遠い〳〵國の事とばかりきめてしまつて、更に心配も何もしなかつた。各驛に停車する每に、數多の武裝した露國の軍隊が充滿してゐる。はてなと思つて考へたが、分らない。

食堂車へ夕飯を喰ひに行つたが、ボーイが不器用で、何を註文しても手眞似では通じない。折しも隣席に居合せた印度人がくすくすと笑つたので、小腹が立つて何一つ喰はず、つうと自分の室へ歸つた。起きて居ては腹がすくから、八時頃寢臺を取らせて其の儘寢てしまふ。

七月三十一日　昨夜早寢の加減か、五時頃に目が覺める。朝日は早や高く上つて、硝子窓に強く光をさしこんでゐる。列車は綺麗に手入れのしてある田舍道に沿うて走つて居る。今晩九時カリッシュで乘り換へ明早朝には伯林に着くと思へば、嬉しくて堪らず。僅に麵麭を買つて空腹を忍んで居ると、午後一時頃、列車が或る小驛に停車したまゝ、一時間餘も發車しない。不審に思つて居ると、あわたゞしく車掌がやつて來て、手眞似で降車しろといふ。自分は今晩九時にカリッシュ迄行つて、乘り換へることと自信してゐたから、盛にノー〳〵を連發して、降車の命に應じない。車掌は眞青な顏色で、鐵砲を打つ形を示したり、兵隊の行進する風をしたり、手眞似身ぶりを色々と加へて、頻にべら〳〵と聲を震はせて、何やらいふが更に要領を得ず。しかし、何でもこれは只事ならずと思つて、他の客室を見れば、早や澤山な旅客は何時の間に降車したやら、一人の影も見えない。扨はカリッシュ乘換が、此の驛と變更したものと一人合點して、兎も角も、降車する。――降車したものの、さてこれからが大變であつた。

車掌も上せて居れば、自分も上せてゐる。豫て預けておいた乘車劵や寢臺車劵を請求するが、何分手眞似ばかりでは、急の用は辨じない。仕方がないから、切符は預けばなしにしたまゝで、停車場に下りると、人相のよからぬ大兵肥滿の露人が、自分等の荷物を引つかたけて、遮二無二自分を引つ張る。こは〳〵ついて行くと、馬車の傍へつれられた。偖は此の男が馬車屋であつたかと、やゝ安心して、やみ雲にこれへ乘る。

五哩ばかり走つたが、行けども〳〵田舍道ばかりで、行先は全く分らぬ。何處へ連れて行かれるか知れたものでないと思ふと、矢も楯もたまらなくなつて、途中で馬車から飛び下りようとしたことも、一度や二度でなかつた。其の內やつと町列の美しい町へ出た。これがリルソーだらうと思つたが、聞いて見る術もない。用意してゐた二十五錢の會話書をくり返して、「日本領事館へ連れ行けよ」といふ文字を搜すが、上せあがつた折とて、いくら探しても見當らぬ。今は度胸をすゑて、どうでも勝手にしろといふ氣になる。

最後に大きな停車場の前へ着いて、馬車は留つた。やれ〳〵と安心の太息を吐く間もなく、今度は馬車屋がゆすりにかゝる。澤山の人が自分と馬車屋とを取り卷く。馬車屋は十ルーブルと記して兩手を出す。自分は三ルーブル出して渡す。受け取らずし

て、何やら大聲でどなる。自分も馬鹿にされてはと、日本語で言ひ爭ふ。二三の西洋人見兼ねて仲裁に入つてくれたが、自分の言語不通にあきれて、引き下つてしまふ。終に、馬車屋は自分を引きずる樣に、便所の中へ引つ張つて行く。大變な大力であつた。惡くしてこんな處で打たれでもしてはと、今度は日本語で、半泣に憫みを乞ふ。見られたざまではなかつた。併し、この半泣に憫みを乞うたのが、馬車屋を動かしたと見えて、馬車屋は笑顔を洩して、五ルーブルにて物別れとなる。

馬車屋はかうして追ひ拂つたが、――いや追ひ拂はれていたゞいたが、――今度は伯林行の汽車が何時出るのやら、何處から出るのやら、丸で分らぬ。時計を出して『ベルリンベルリン』と人に聞いてまはつて、漸く六時發車とだけは分つたが、其の次は又切符をどうして買ふのやら分らぬ。親切らしい西洋人が來て、切符を買つてやらうといふらしいので、これに五ルーブル渡すと、其の儘何處へか行つて了つて、歸つて來ない。其の中時計が段々發車に迫るし、氣が氣でない。まゝよどうでもなれといふ氣になつて、伯林行の列車といふのへ、六時三分前に無切符で乘りこんだ。覺悟胸を定めて、一先一等室に乘り込むと、間もなく汽車は徐に動き出した。兎も角も、かうして乘り出しはしたものの、言葉は通ぜず、知人はなし、土地の案內は皆目知らぬ。考へて見ると、これから先はどうなることやらと心配でならぬ。見れば、女の身の流石に心細くなつたか、千枝は淚ぐんでゐた。自分とても泣いてすむものなら、泣き出したかつた。

所が、この手よりない二人の身に取つて、神とも佛ともいひやうのない人が一人、忽然として現はれた。――物語は此處から起る。

初はどぎまぎして、何の氣もつかなかつたが、自分等の乘つた一等室には、今一人乘合の客があつた。年の頃は二十七八、色の白い、品のいゝ、一見して貴族の若樣としか思はれぬやうな立派な人であつたが、二人が不案內の土地に困つてゐるのを察してか、親切にも手眞似で席を讓つて吳れたり、慰め顏に何かと尋ねて吳れる樣子。自分は英和會話の小册子を取り出して、『私は心配でなりません』と書いた所を示すと、先方はにつこと笑ひながら、直ぐ其の下にある『左ほど御心配なさるには及びません』といふ文字を指で示して吳れた。不思議な話だが、自分は此の時こそ全く嬉し淚を溢した。

やゝ三十分も走つたと思ふ頃、車掌が來て切符の鋏を入れてまはる。いよ〳〵事だと思つてゐる內、自分にも切符を見せよといふ。自分は是非なく手眞似で無切符の由を答へると、車掌は見る〳〵面色を變へて、急き込んでぺら〳〵と何やら言ふ。それが全く分らぬと見て取つて、今度は二人を室內から引き出さうとする。見るに見兼ねて、右の貴公子は先づ車掌を叱り付けて、雙方何やら爭論を始めた。伯林迄の一等乘車券は慥に買つてゐたのだと辯解もしたけれども、それも叶はず、不甲斐なくも、ただ默然と手に汗を握つて、二人の爭論を聽いてゐたが、其の中談判がどう纏まつたものか、車掌は列車長らしい人を呼んで來て、何やら合議してゐる。其の間に紳士は再び例の小册子を、繰り返し〳〵頁をくつてゐたが、やつと『これは私のルームで

す』といふ文字を見つけて、これを見せて呉れた上、更に又繰り返して以前の「左程御心配なさるには及びません」の文字を、幾度も〳〵見せて呉れる。何の因緣で斯程迄世話をかけることかと、自分は又もやほろりとしたが、女を見れば、彼もさめざめと泣いて居た。暫くすると、車掌が又來て、今度は言葉優しくこちらへ來いと招く。行つて見れば、列車長室である。此處で五ルーブルづつ出せよとの意味らしいことを示すので、ほつと安心して、財布の儘金を渡せば、其の中十ルーブルだけ取り出して、紙片を呉れた。（假切符らしい。）さうして、便所の横の二尺幅位の室に兩人を案內して呉れた。たとひ眠れずとも、喰はずとも、斯うして伯林迄は行ける事になつた時の嬉しさ。腹卷の御守を取り出して拜んだ位である。夜になると、以前の紳士は幾度となく樣子を見に來て、水はこれ、湯はこれと敎へて呉れる。二人は小さい室に小さくなつて、今晩は無論夜明しの覺悟であつた。

八月一日　午前一時頃、汽車はトルンとやらへ着いた。旅券、荷物等、武裝した憲兵に取り調べられたが、先づ無事に通過する。これからさきの各驛には、篝火を焚いて無數の軍隊が屯してゐる。丸で戰爭の樣だと思つて居た。午前二時頃に、又もや前の紳士が來て、自分等をさし招く。招かるゝまゝに室の前迄行けば、女を自分の部屋に入れて、暫く寢させてやれといふらしい。折角の好意にそむくべきにも非ず、女は室內に入つて、初めて手足を延す。自分と紳士とは、其の間廊下の窓際に立つて、外面を見てゐたが、停車する每に、澤山な軍隊が見える。其の度每に何やら頻に手眞似で話すが、一向通じぬ。中に『ロシヤ』といつて、鐵砲をうつ手眞似を示す。自分は日露戰役に日本の强かつたことでもほめて呉れたのかと思つて、『イエス〳〵』を連發する。

兎角する中に、事多かりし一夜は明けはなれた。停車する每に、麵麭麥酒の類を步廊で賣り歩く。數多の乘客は空腹に堪へ兼ねてや、麵麭一個に小銀貨數個、麥酒一本に大銀貨數個を出して、さながら奪ひ合ふやうに買ひとる。中には、腕力で取つて行く人もある。文明國と聞いた歐洲にも、こんなことがあるかと、自分は不思議に思つた。例の紳士も飛び降りて、麵麭麥酒林檎等を買ひ求めて、自分等に勸めてくれる。麥酒を呑みかはしたり、室內に掲げた地圖を指して、伯林はこゝと敎へられたりする內に、十二時五分に列車は、無事伯林フリードリヒ街へ着いた。例の紳士に荷物迄手傳つて貰つて、漸く目ざした伯林に降車することが出來た。言ひたいことは色々あつたが、言葉の通ぜぬかなしさ、先方には分りもせぬのを承知で、日本語で厚く禮を述べて別れる。

打電してある松下旅館の主人は、迎に來て居らず、手帳にある同旅館の所書を車掌に示して聞けば、再び乘車して十五分間ほど走つて、次の驛にて降車せよと、注意して呉れた。餘儀なく步廊に立つた儘途方に暮れて居る所へ、折よく和蘭から列車がついて、其の中に日本人、後で芳賀醫學士と分る、が居たので、委細を語つて、やつと松下旅館へ連れて行つて貰ふ。此處で初めて獨露が開戰したことを聞き、あつと驚いた口が塞からなかつた。そんなことと知らねばこそ、只困つた〳〵で通して來

たものの、思へば恐ろしい旅であつた。能く命があつた、能く通過が出來たと、澤山な留學生諸氏の笑ひ話の種にされた。慥に自分は開戰後獨逸へ入つた最後の日本人であつた。

宿へ着いた後は、何は兎も角、空腹で堪らぬから、粥を煮て貰つて、其のまゝぐつすりと同旅館の客室に前後も知らず寢て了つた。

（以下八月二日より十二日迄伯林滯在中の日記は省く）

八月十二日　獨露開戰から引き續いて、日獨の開戰となり、大使館より在留日本人總立退の命令が出たので、伯林の在留日本人は、上を下へとひつくりかへるほどの大騷動で、自分は荷物全部大使館の穴倉へ預けて、あわてふためいて、和蘭經由英國へ逃げ出すことになつた。幸に數多の留學生諸氏が一所になつたので、其の後について午後十時三十分伯林レヤタ・バンホーフより發車した。軍隊輸送用の列車とて、此の場合旅客などは丸で眼中になく、室は全部將校の占有となり、一二等の切符を買つた我々日本人は廊下に立つたまゝ、呑まず喰はずにゐなければならなかつた。怒つたとて、どうしたとて、始まらぬ。自分はやつと軍隊に用ふる牛乳を貰つて、一時の飢を凌いだ。

八月十三日　午前三時四十分に夜は明けたが、昨夜より一睡もせぬこととて、非常に疲を覺えた。

此の日の午後一時頃、廊下に立つ澤山な日本人を押しのけ〳〵、一人の獨逸將校が、例の美々しき軍服でつか〳〵自分の前へやつて來た。これが何と思つたか、滿面に笑を傾けながら、不意に自分に握手を求めたので、留學生諸氏ははつと驚き、自分も驚く。能く見れば、これは又思ひもかけぬめぐり合かな。此の將校こそ莫斯科以來幾多の世話になつた彼の青年紳士であつた。餘りの奇遇に自分は驚喜した。何は兎もあれ、過日來の好意に對して厚く〳〵禮を述べ、先方も自分等の今日迄無事なりしを喜んで呉れる。今度は大丈夫、獨逸語の慥な留學生諸氏が交る〴〵通辯をして下さるから、何の不自由もなく、思ふが儘に話が出來た。

偶然にもこんな時こんな處で、再び邂逅するとは、能く〳〵奇縁である。今度は言葉の自由なのに任せて、自分の身の上やら、今回の旅行の主意などを物語ると、先方では、自分が喜劇の役者とは思ひかけなかつたとて、大に笑ふ。初からどうも不思議な男女と思つて、隊に歸つて後、同僚にも其の次第を話した次第であつたといふ。斯う言つて後、一寸此處を出て行つて、今度は別に四五名の將校を伴ひ來り、改て話した不思議の旅行者は此の人々だとて、一々に自分を紹介して呉れる。さうか、それは奇遇だとて、皆々笑ひながら握手しに來る。一座は此の話に忽ち陽氣に開けて、笑ひさゞめき合つた。前回會つた時とは大變な相違である。此の頃はまだ日本の態度が不明であつた爲、獨逸では、日本が前日の敵なりし露國を背後から打つてくれるだらうなどと信じてゐた時で、殊に日本人に對して好意を表した最中であつた。自分は只もう此の恩人に再會し得たのが、嬉しくて堪らなかつたのである。

斯くて其の夜十二時五十分に、列車はザルツベルゲンに着く。右の將校は此處で下車する筈だが、大分停車時間があるから、暫く酒でも酌んで別を惜まうと、自分を誘ひ出す。願うてもないことと早速伴はれ

て、停車場の酒場に行つて、麥酒を酌み交して、互の健康を祝し合つた。いよ〳〵別れといふ段になつて、將校は名刺に行先を書き添へて、自分に渡した上、若し折があつたら戰地へ端書でも呉れよといふ。自分は必ず差上ぐべしと約束する。其の中時が來て、士官は別の列車に飛びのる。窓から帽子をふる。自分は其の後を飽かず見送つて、盛に萬歲を唱へた。

後で名刺を讀んで貰ふと、「野戰砲兵中尉ベッカース」とあつて、傍に「戰地參謀本部宛」と鉛筆で走り書きをしてある。察するに、彼は間諜として露國に入り込み、戰開くるや、直に本國に走せ歸つたものと見える。前に會つた時は、瀟洒な背廣服に、髮を綺麗に分けてゐたが、今度は中尉服に頭を一分刈にしてゐたから、一寸初め見た時は其の人とも氣がつかなかつた。只彼の態度容止から察するに、背廣の時にも、軍服の時にも、どう見ても、然るべき貴族の若樣としか見えなかつた。

斯くて、今晩は我等の列車が發車せぬとのことに、留學生諸氏と共に、落人一同は停車場で毛布にくるまつたまゝ、一夜を明した。

八月十四日　午前八時三十分ザルツベルゲン發、十一時頃、國境のベンタイム着、旅券や荷物の檢査も心配した程のことは無く通過したので、喜の餘り同驛の食堂で三鞭をぬいて、一同無事を祝した。其の時も話は又もや、昨日の士官の噂となり、先方が望むこそ幸ひ、片時も早く禮狀を記念に認めて出せよと、皆々言つて下さる。それには、併し日本文が却つて君の心が先方に通じてよからうと言ふので、お勸めのまゝに禮狀を認めた。急ぎの折とて、原文の寫を此の日記帳に記し置くことを忘れて、殘念であるが、大要は先日來の厚意を深く謝し、神ならぬ身の同じ列車に乘り合せて、一夜知らざりしこと、翌日拜顏せし時の嬉しかりしこと、二度あることは三度あるとの諺、いつか日本へ御來遊あつて、再び會見する如きことあらば、如何に嬉しからん、切に御武運と御健全を祈る、との意味の下に、「日本喜劇俳優本名和田久一、藝名曾我の家五郎」と明記し、尙別に寫眞一葉舞臺面の畫葉書三葉に自分の姿へ印をつけて封入し、表記は金澤師範(？)の須藤博士に書いて貰ひ、ベンタイム驛のポストへ投入した。

同驛發車、午後十一時和蘭海牙着、直ちに馬車にて何とやらいふホテルへ着。夕食を濟した後、つかれたまゝ其のまゝ臥床に入る。（終）

三　倫敦へ倫敦へ

五郎の日記はこれで終つてゐるが、此の日記には、更に不思議な後日物語がある。

この後日物語に入る前に、試に僕自身の日誌を繰つて見ると、誠に世間は廣いやうで狹い。遠く〳〵かけ離れたものが、次第に思ひまうけぬ所から、互に相近づいて行く工合は、さながら、誰かがあやつる絲に隨つて、動いてゐる人形のやうな。先づ五郎が莫斯科を出たといふ七月の三十日には、僕は母と二人で、下總の我孫子の湖畔に暑を避けてゐた。其の翌三十一日、五郎と喜枝とが國境で泣き出した日は、僕が一寸東京に出た日である。先月から常陸下總の間を母と二人で旅行して廻つて、都戀しくて堪らぬから、此の日は朝早くら東京に出て、大森の宅にも歸り、久しぶり朝日新聞社にも出た。丁度墺塞の戰端開けて、今にも歐洲大亂にならうとする間際で、米田外報部長から、何

時信を呼び出しに行くかも知れんぞと、おどかされたりなんかした。僕は外報部の遊撃隊といふ譯で、時々忙しい時は御用を仰せつかる。どうか夏休中はそんな事のないやうにして呉れと、賴んでおいて、復我孫子に歸る。八月一日に、矢張り我孫子で妹と靜に田園の閑寂を味つてゐたが、其の翌二日には、果然社から電報で召還に來た。それから、東京に行くやら、大阪に行くやら、色々ごた〳〵した擧句、到頭八月六日に、僕は倫敦特派と事定つて、五郎が伯林を逃げ出したといふ、八月十二日の午後三時には、汽船サイベリアで横濱を出發することとなつた。彼は伯林、僕は横濱といふ相違はあるが、同じ八月十二日に、同じ倫敦指して出かけたのも、誠に不思議なめぐり合である。

然るに奇遇は、まだ其の他にもある。僕は横濱で船に乗つた後、『三井物産』から倫敦へ赴任する赤松覺次郎若林卯三郎の二君と會して、同行することとなつた。其の關係から、僕は桑港でも、紐育でも、『三井物産』の厄介になつて、御馳走にもなれば、名處の案內も受けたが、其の度毎に、談戰爭の事に及ぶと、漢堡にゐた三井の連中の消息が必ず話題に上つて、誰は居殘つたとか、彼は引き上げたとかといふ話がよく出た。其の中で畑中恆三郎といふ、若い機械部の社員が捕虜になつてゐるといふ一事が、不思議に僕の頭に殘つた。彼は年こそ若いが、前途頗る多望の秀才で、あんな男がむざ〳〵殺されでもすれば、如何にも可愛さうなといふのであつた。

九月十三日に倫敦に着いて後も、畑中君の事はしば〳〵三井の人々から聞いた。聞く毎に、僕は見も知らぬ人ながら、無事なれかしと、心私に祈つてゐた。幾多の捕虜の中で、僕が心から無事を祈つたのは、伯林の老川茂信君と、此の畑中君とであつた。畑中君は日獨開戰の噂が立つと、直ぐ出張先から、一旦漢堡へ引き上げて、其處から更に國境に出ようとして捕へられたが、これは間もなく嫌疑が霽れて釋放された。然るに、釋放されて後、いよ〳〵國境のベンタイムへ着いたのは、八月二十日の午後であつたが、此處で又もや捕へられて、今にまだ其の儘になつてゐるといふのであつた。

所が、十月の二十日過になつて、突然其の畑中君が無事倫敦に歸つて來てゐる由を、人ぎきに聞いた。一度逢つて色々話もきゝたいと思つて、三井の高橋敏太郎君に相談すると、或る夜早速二人連で、僕のホテルに來て呉れた。晩食を一所に喫めながら、色々とした言葉使ひで、畑中君が捕虜になつた顚末を巨細に話すのを聞いて見ると、君は八月二十日ベンタイムに抑留されて、二十三日と二十五日と兩度の取調を受けた後、二十九日にハノーベルの捕虜收容所に送られ、それから間もなくハノーベル市中の下宿住居を許されて、此處で暢氣ながら心元ない月日を送つてゐる中、此の十月に入つて、米國大使の盡力で釋放さるゝことになつたといふ。其の間には、苦しい事、恐ろしい事、悲しい事、くやしい事など色々あつた。ただ其の中に一つ、恐ろしくもあり、可笑しくもあり、始は、殆どこれが爲に死を決する位でゐて、終には、あはや可笑しさに吹き出さうとした事件があると言つて、彼は其の一部始終を話した。以下畑中君の物語である。

四　『重要書類』

八月二十五日の事、軍事裁判所へ呼び出された。二十三日に一應の取調がすんで、二日目の事である。今度はいよ〳〵死刑の宣告でも受けることかと、思つて出かけた。附ケ劍の兵士が前後に二人づつついて、とぼ〳〵とこれに挾まれて裁判所迄歩いて行く樣は、隨分見すぼらし

いもので、道行く人に顏を見らるゝのもいやであつた。

法廷に出ると、戸の外に二人、内に二人の兵士が嚴重に警護して、一段高い處に裁判官が自分を見下してゐる。あんまり氣持のよいものでなかつた。やがて裁判官は『今日は一つ、お前に飜譯して貰ひたい重要な書類がある』とやり出した。自分ははつと胸を抱いた。重要な書類といへば、いづれ何か軍事上の祕密とか何とかいふものに相違ない。これを飜譯して日本の不利にでもなるものなら、國民の義務として正直な飜譯は出來ぬ、さりながら、日本人の捕虜は自分の外に今一人ある。自分だけいゝ加減にごまかしても、後の一人と言葉が合はなかつたら、譃は忽ちにしてばれる。いづれにしても自分の立場はない。どちらにしても首になることは知れてゐる。幸にして自分には兩親も妻子もない、已むを得ずんば、殺さるゝ迄と、度胸を極めた。

裁判官は勿體らしく胸の衣嚢から疊紙に挾んだ書類を取り出した。見ると、重要書類どころか、曾我の家五郎からベッカース中尉に宛てた禮狀である。外の時なら吹き出す所であるが、流石に、其の時は一時決死の覺悟をしたほどの時とて、あんまり可笑しくはなかつた。同時に自分はこれならばと安心して、張りつめた氣の一時にゆるむを覺えた。

さて命のまゝに飜譯にかゝつて見ると、五郎が變に氣取つて、丸で芝居の臺詞かなんかを其のまゝ書いたやうなので、どう譯してよいか分らぬ所がある。『神ならぬ身の、三たびまで御姿を拜し參らせんとは』などは、全く困つた。『二度あることは三度ある習ひ。』どうやらして『ぶしつけをかへりみず』何とか言ふのは、日本でこそ何の事もなく通じるが、飜譯となると、說明に說明が要る。やつと譯し了つて裁判官に見せると、裁判官は噓だと思つて承知しない。今度は此處から此處まで譯しろと、妙な所を少しづつ區切つて譯させる。いよ〳〵以て別らなくなる。裁判官はます〳〵變な顏になる。

やがて、最後に書き添へた寫眞云々の言葉を見つけたので、この手紙には寫眞と畫端書とが附いてゐる筈だと言ふと、これで初めて、裁判官も合點が行つたと見えて、如何にも其の寫眞は此處にあるとて、又もや衣嚢から取り出して見せた。さうして、この印のついたのが差出人であつて、それが喜劇の役者である旨を答ふるに及んで、裁判官はいよ〳〵疑を霽らして、顏の色を和らげた。この以來、裁判官の態度が急に打ちとけて來て、其の寫眞を見せて呉れる、事件に關係のないことまで語り出しなどした。死ぬか生きるかの問題と心得てゐたものが、人もあらうに、喜劇役者の禮狀に過ぎなかつたさへ可笑しいに、こんな手紙を大事さうに疊紙に挾んで、裁判所で重要書類とは、話が大き過ぎる、と可笑しかつた。

五　倫敦の握手

畑中君の話に依れば、五郎が心を籠めて書いた書面は、まだ名宛の本人に屆いてゐない。氣の毒なは當のベッカース中尉で、折角の好意が仇となつて、一時は變な嫌疑を受けてゐたらしい。

畑中君は倫敦着後間もなく、友人と生稻（倫敦の日本料理店）で食事を共にしたが、其の時右の話をやり出すと、折よく五郎が隣室に來合せてゐるといふので、急に其處へ呼んで來て、二人は手を握つた。殺されかけた人と殺しかけた人と。

（大正三年十一月[illegible]）

父の仇

一

明治三年二月二十五日の朝の事――昨夜筋違見附の外で讐討があつたとの噂が、忽ち江戸八百八町中に擴がつた。場所は外神田の旅籠町で、殺されたのは士風の大きな男であつた。殺したのは二十に足らぬ若い兄弟二人で、これは首尾よく本望を遂げた後、尋常に其の筋へ名乘り出でたといふ。珍しいこともあるものと、遠く近くから續々と見物に出かけた。恰も其の頃聖堂脇の昌平黌の寄宿舍に居た今の理學士鮫島晉君も、斯くと聞いて現場へ驅けつけた一人であつたが、その人の直話によると、其の頃今の萬世橋と昌平橋との間にあつた河岸の廣場に、首のない死骸が俯しに倒れてゐて、その周圍には、型ばかりに蓆を竹で支へて垣のやうにしてあつた。黑紋つきの羽織に木綿の小紋の着物を着て、袴は黑無地の呉絽服と稱する地の行燈袴で、足には紺足袋を穿ち、左の足は跣足で右の足に駒下駄をつツかけてゐた。大小は紹色塗りで、鐺には銀金具がついてゐたが、その大の方は右手に拔いてもつてゐた。これは當時流行の無反の業物であつた。刃に血も何もついてゐなかつた所を見ると、尋常に拔き合せずに、ばつさりとやられたものらしい、との評判であつた。

只殺されてゐた所を見た者の頭に遺つた印象はこれだけであつたが、苟も人一人を生かすの殺すのといふには、殺す者の身に取つて、遣る方のない悲憤もあつたし、人には言へぬ永い間の苦心もあつた。これを聞いたまゝ書いて見る。

二

水戸藩に住谷寅之介といふのがあつた。藩では藩公のお側役を勤めてゐたが、維新前後のごたくさに際して、彼は兵百五十人の長として京都に出張し、一橋警衛の任に當ることとなつた。寅之介に二人の男の子がある。長男は七之允とて、まだ部屋住の身ながら、烈公床几廻りを勤めて京都に詰め、次男の忠次郎は同じく父と共に京都に登つて、寄合隊なるものに附いてゐた。所で、慶應三年六月十三日祇園祭の前夜の八時過、寅之介は鴨川の松原河原で何者にか深手を負はされて打ち斃れて居る由、報せて吳れる者があつた。七之允は家來を引き連れて、取るものも取り敢へず、飛んで行つて見たが、遺骸はもう見えなくなつてゐた。段々と人に尋ぬれば、何でも松本權七郎とか名乘る男、自ら人夫を雇つて、水戸藩下陣本國寺近所へ引き取つて行つたとの事が知れた。其處に行つて見ると、無慘に斬り殺された父の遺骸だけあつて、大小も懷中も見當らぬ。誰が何の遺恨でどうして父を殺したものだか、全く手がかりがなかつた。

七之允憤慨やる方なく、更に兇行の現場松原河原へ出かけて、其の折居合せた人もやと探して見たところ、幸ひと非人何某なるもの現場に居合せて、其の場の始末殘らず見屆けてゐたといふ。其の談に據れば、兇行者は木綿の羽織を着、白の小倉袴を穿ち、紅殼のやうな色の朱鞘の大小を差した、大きな脊の高い男であつた。今一人これと連れ立つてゐた者があつたが、これも同じやうな羽織袴を着し、同じ色の大小

差をしてゐたが、脊丈はずつと低かつた。この二人は宮川町邊からぶら〳〵と出て來て、脊の高いのが拔刀を手にしたまゝ、其の前に行く一人の男を尾けて來たが、河原の板橋にさしかかつた時、突然後から無言で切りつけて、その儘二人は西の方へ逃げた。言語容貌から髮の結ひ樣迄、土州藩のものに相違ないとのことであつた。物も言はずに斬りつけたものの言語が、何國人だか分る氣遣ひもないやうに思はれるが、件の非人は慥にさう言つたのである。死骸を引き取つて行つた松本權十郎なる者は、脊高く額に疵痕があつて袴も穿かず、羽織も着ず、言葉は東國訛りで、丸で下手人とは違ふ。更に遺骸を本國寺迄持つて行つたといふ人夫に就いて聞くと、本國寺の近所へ行く迄は、大小も懷中物もちやんとしてゐたが、其を誰が何時奪つたものか、一向分らぬとのことであつた。

父の殺された時、弟の忠次郎は所用を帶びて岡山表に出張してゐたが、其の途中變を聞いて、急ぎ京都へ立ち歸つたのは十六日であつた。兄弟手に手を取つて悲嘆の涙に暮れた。

二人とも年はまだ遠く二十には足らぬ。それでゐて、遠く古里を離れた他國で、杖とも柱とも賴む一人の父は非業の最期を遂げたのである。藩の知合の者が立ち代り入り代り來ては、慰めて吳れるが、如何に慰められたとて、二人の涙の乾く間はなかつた。これが今の事ならば、萬事を警察に一任して、二人は泣き寢入つて了ふの外ないのであるが、流石に侍氣質の去りやらぬ幕末の日本に生れて、水戸武士の血を受けた二人である。子供ながらにも意地はある。何としてもこの儘にはすまされぬ。如何にもして讎を尋ね出して、不俱戴天の仇を報じなくては、祖先に對しても面目がない。兄弟は期せずして復讐といふ事に一致した。けれども何分相手の名も知れず、人も分らず、手がかりといふは朱鞘の大小を差した脊の高い土州人とばかり、それこそ雲を摑むやうな尋ね物である。初のほどは、兩人手を分つて、晝夜讎の行方を探して見たが、皆目知れぬ。迚も仕事片手に出來る事ではないと知つて、兄弟二人は渾身の精力を此の一事に注がんが爲に、七月中旬意を決して、藩へは復讐志願の趣を屆け出で、斷然水戸藩下陣本國寺を出た。

二人は暫く伏見街道邊に身を潛めて、日夜搜索に憂身を窶したが、九月中頃に至り、兄七之允は攝津廣瀨村水無瀨家人足部屋の雇人となつて宮川町邊に居をトし、弟忠次郎は土州藩の掃除部屋に入り込んで、身を下賤の召使に落して、兩方で手がかりを索めた。けれども依然として何等の手がかりも得られない。到頭これにも辛抱しきれなくなつて、二人は翌年四月頃兩家を辭し、其の頃から夜となく日となく松原河原を徘徊して、讎の噂もやと鵜の目鷹の目で附け覘つたが、五月に至り、松原河原は追々納涼の用意が始まる頃になつて、忽ち二人の身に取つては思ひかけぬ天來の福音が聞えた。

宮川町の遊女屋（？）伊勢屋にお熊といふ女が居た。この伊勢屋へは七之允が時々遊びにでも行つたものと見える。或る夜このお熊が蕗町の馴染へ遊びに行つたところ、折から來合せてゐた同町の近江屋源三郎といふが世間噺の次手に、去年祇園祭の前夜に松原河原で人を殺したのは、平生我が家へ出入する土州藩士山本旗郎といふ者であつて、本人自ら其の時の始末を源三郎に語り聞かせたといふことを、お熊に話した。この話をお熊から聞いた七之允は、天にも昇る心地して、早速源三郎に就いて山本旗郎の樣子を聞くと、脊の高い男、木綿の羽織、白の小倉袴、自分で紅殼のやうに塗つたといふ朱鞘の大小など、正しく尋ねる其の人に違はぬこ

とが知れた。御父魚の棚の刀研師松本定次郎といふものに行き會つて、問はず語りにその語る所を聞けば、六月十四日に山本から刀の研ぎ方を頼まれ、刀身を一見すると、刃がひけて、血がついて、切先も少し缺けて居た。十二日にも其の刀を見せられたが、其の時は全く無疵であつたといふ話であつた。

これでいよ〳〵人間だけは突き留めた。けれども今其奴が何處に居るかこれが分らぬ。何でも京都から直ぐ大阪へ下つた形跡が見えるので、一時大阪まで追つかけて見たが、最早土佐へ歸つた後であつた。尤も遠からず又京都へ上るだらうとの事であつたので、七之允は大阪川口の人足部屋に入り、山本が下阪の都度下宿してゐた佛具屋及諸津屋の兩家へ時々出入して、樣子を探つて居た。この間弟忠次郎は京都に踏み留まつて、土州藩邸の附近を警戒してゐたが、足かけ三年になつても、一向山本の音信に接しない。これでは東京へでも飛び出したのではあるまいかと、兄七之允とも相談の上、二人も東京へ出かけようとしてゐる矢先、折惡しく七之允は大病に罹つて、二月から九月にかけて、どつかりと床に就いたきり、身動きもならぬ始末となつた。其の間兄弟の如何にやきもきしたかは、言ふだけが愚かな、如何に親の讐の爲とは言ひながら、兄の大病をふりすてて、己一人東京へ出る譯にも行かず、忠次郎も元の通り京都に留まつてゐたが、其のうち兄の病氣も全快したので、忠次郎は單身東京に上つた。

初め弟と共に上京すべかりし七之允は、考ふる所あつて、弟と別れて土州に下つた。是より前、七之允は信州の材木商野口庄三郎といふ者が土佐の材木切出に出て居る由を聞いたので、彼は野口の手代と僞つて、土佐へ下つたのである。是は明治二年十一月であつた。先づ高知に着いて山本旗郎の樣子を聞くと、十一月十一日急用あつて東京へ上つたといふ。病後をはる〴〵と出掛けた七之允は、これでがつかりと力を落したが、何分十七やそこらで親の仇を打つた人ほどあつて、機智縱橫の彼は忽ち一計を思ひ浮べ、旗郎の父與惣右衛門といふに會つて、一廉自分は旗郎の親友ででもあるかの如く裝つて、近日自分も上京するから何か息子に傳言でもあるまいかといふやうな調子で、旨く父から旗郎へ宛てた書面を書かせた。七之允は此の書面を携へて、十二月十七日土州野根浦出帆、一寸京都に寄つて、翌年正月十日東京へ着いた。七之允は旗郎の父の書面の外に、態々京都錦町の[illegible]の近江屋源三郎の僞書を一通用意して持つてゐた。東京へ着いて後、彼は土州邸に出かけて先づ山本に會つた。念に念の入つた七之允は、密談があるとて、態々山本を外へ連れ出して、父の手紙と源三郎の僞書とを手渡したのである。その僞書なるものを見ると、七之允の如何に細心周密の男であつたかが知れる。曰く――

「内々申上候。卯年祇園祭前夜松原河原の一條六ケ敷相成り、切り候事よりも紛失の品吟味強く有之、切られ候人の紙入の内に、大阪加島屋より金子取引の證文入れ置き、其儘紛失致候趣にて加島屋迷惑致し居り候由、夫につき切り候ふ人は旦那樣故、紛失の品迄も御存じに候はんとて私方までも兩度も手先參られ糺し有之候次第、切り候ふ事は心配之あるまじく候得共、萬一紛失の品御手元に有之候やうの事にては此の上心配に候間、右品有無御尋ね申上候。此段内々御知らせ申上度態々申上候。」

人を斬つた一條は態と輕く見て、重きを紛失物に置き、是で以て、否應なしに山本に殺人一

件を自白させようとした所は、七之允も中々考へた。「切り候ふ人は旦那様故」も随分切り込んだ書き方だが、「切り候ふ事は心配之あるまじく候得共」と納得させて置いて、「萬一紛失の品御手元に有之候やうの事にては」などと、白々しく紛失物の有無ばかりを尋ねるやうな顔してのけた所に、人知れぬ苦心が籠つてゐる。尚七之允はこの書面の返事を、二月四日に京都の方に差し出したいから、其の日迄に書いておいて呉れと頼んでおいた。二月四日に至り、七之允は再び山本を訪うて、これを外へ連れ出した上、其の返事を受け取つた。相手もさる者、うかと人殺しの一件は書面の中に書いて居らぬ。その返事といふは、要領を得たやうな得ぬやうな、丸でこゝと掴まへ所のないものであつた。其の全文に曰く、——

『一筆啓上致し候。先々皆々様御揃ひなされ愈よ御安静に御暮し目出度珍重の御事に候。次に拙者事無事に罷り在り候間御承知下さるべく候。然らば、此度御懇書下され嬉しく存候。殊に國許へ迄御直持たせ下され候處、折柄拙者東京詰の場合不都合に存候。又々東京迄御持たせ下さるの所、二月朔日東京に於て慥に受け取り拜見仕り候ふ處、御文面の意味逐一承知致し候間、必ず以て御心配下されまじく、御安心なさるべく候。拙僕近來は上京も得致し申さず御尋も申さず候處、眞平御免下さるべく候。承り候へば、此節は御宅替にて商業盛に御暮しの御趣、至極結構千萬の御事と相悦び居り申候。尚千客萬來繁榮に御移し成さるべく存候。先は取り込み右御禮御返答迄書中を以て此の如く御座候。』

顧みて他を言ふとは正しく是である。これで見ると、山本は前の書面に對して、一言半句も答らしい答をしてゐない。いろ／＼長々と書いてあるが、つまり在り來りの挨拶やら、お世辭やらばかりで、「必ず以て御心配下されまじく、御安心なさるべく候」とある一句だけが、僅に紛失物云々に對する返答と見れば見らるゝきりである。斯ういふ返事ならば、何處へ持つて行つて、誰に見せても、山本に人殺しのやうな大それた舊惡があらうとは氣取らるゝ氣づかひがない。人殺しでもするだけあつて、山本も中々考へた。

これで七之允の目算は大に外れた。七之允はこの書面を見た後、旗郎に向ひ、人を斬つた件と紛失物の件とに就て、一向何も書いて居らぬが、別にこれに就て書面を認めてはどうかと促して見た。けれども旗郎はそんな證據書類を自ら進んで書いて出す氣はない。何と言つても、これには應じない。「書面には認め兼ねるが、この後たとひどんな事が起らうとも、源三郎等へ迷惑をかける事はせぬから、此方から無暗に騒ぎ立てぬやう。又紛失物の事は全く知らぬのである」とのみ答へて、書面は書き直さうと言はなかつた。此處で七之允も方針をかへて、自身から松原河原人殺しの始末を、かね／＼聞いてゐた通り、仔細に世間談のやうに物語つた上、斬つたのは實際噂の如く、旦那かと聞いて見た。すると、旗郎もついこの談につり込まれて、品物のことこそ乃公は知らぬが、松原河原で水戸藩の人を斬つたのは慥に乃公だといふ。更にきり込んで、其の時連れてゐた人といふは誰だつたかと聞くと、「いやもう此の上此の談は止さうぢやないか」と言つて、其の儘話を切つて了つた。この場合七之允に取のては、讎を目の前において、むざ／＼と一指を加へ得ぬ口惜しさよりも、いよ／＼此に年來の苦心の甲斐あつて、讎の正體をつき留めた喜の方が

遂に强かつた。ハムレットが叔父に芝居を見せて、いよ〳〵父を殺したのは彼と見極めのついた時、彼はホレシオと顔見合せて、急に浮き立つて『ギヴ、サム、ミュージック（三味でもひかうぢやないか）』と言つて居る。そんなものと見える。

七之允は此處で素知らぬ振をして九日に再會を約して別れた。相手は大きな漢である上に、手も利いてゐるらしい。いよ〳〵討ち取るまでに、何かの様子を探れるだけ探つておかぬと、うかとしては仕損じる恐がある。九日に再會を約したのも是が爲だ。九日に山本を尋ねて見ると、父與惣右衛門病死の報に接して、目下忌引中といふので、其の儘會はずに引き取つた。

元來七之允の山本に會つたのは、信州の野口庄三郎の手代の積であつた。それで、今度大阪から積んで來た土州の材木に就て、色々紛議が起つて埓が明かぬから、是非此の際山本に口をきいて貰ひたいといふ口實で、忌引中も構はず、七之允は再三出かけた。到頭二十三日になつて、兼々紛議中であつた材木も、お蔭様で昨日無事着船したから、明晩は是非野口店迄來て呉れと申し入れた。それには神田旅籠町三丁目の蛇の目といふ料理屋で待つてゐるから、此處から同道しようといふ約束を整へた。これは前以て弟忠次郎とも打ち合せた上のことで、いよ〳〵二十四日を以て討ち果す積であつた。

二十四日の朝になつて、念の爲に更に書面で、その晩の出會の事を確かめてやつておいた。夜に入つて後、山本は忌中の事だから公然の外出は出來ぬとて、土州屋敷の塀を乘り越えてやつとぬけ出して來たとかで、その夜五つ頃駕で蛇の目へやつて來た。兄弟はまだ二人とも子供であるし、腕に格別の覺があるでもない。さりとて暗打にして了ふのも、武士らしくないし、二人で色々談合の末、兎も角も兄は蛇の目迄山本を誘き寄せて、此處でしたゝか酒に醉はせた上、然るべき處まで連れ出す、弟は約束の場所に待ち受けて、時を計つて切つてかゝるといふ手筈であつた。

兄が相手になつて山本に酒を强ひてゐる間に、弟忠次郎は筋違見附の外の、人通りの少い廣場に待つてゐた。今日こそは本望を達する日と思ふと我知らず武者震ひがする。今にも來るか來るかと待つてゐると、此處へ思ひがけぬ故障が起つた。是より先、越前丸岡の藩士で刑部省に勤めてゐる金崎何某といふ武士が巡邏の途次不圖此處を通りかゝると、迂散臭い風體をした若い男が何やらん人待ち顔にうろついてゐる。役目柄捨ておく譯にも行かず、つか〳〵と其の側に行つて、引つ捕へにかゝつた。その頃は辻斬試し斬なんどの盛に行はるゝ時で、二十四日の夜といへば、そんな事をするに最も都合のよい暗夜である。又その頃の暗夜といへば、道行く人の提灯の外は、街燈があるでなし、商店の硝子窓を透す灯があるでなし、文字通りに烏羽玉の暗であつた。この暗の中に、待ち受くる人を見落しもやすると、忠次郎は氣が氣でない所へ、今にも程なく兄が讎の山本と共に此處へ出て來ようといふ間際になつて、忽ち思はぬ人に見咎められたのだから、忠次郎はもう我が望もこれまでかと思つた。實際今日であつたら、その儘交番に引かれて、首尾よく言ひ開きが出來た所で、一晩は留めおかれて、翌朝でなければ放免にならぬ。若しまご〳〵して人を殺す積と知れたら、謀殺未遂で送らるゝは免れぬ所である。しかし明治三年の日本は大分事情が違つてゐた。件の武士は忠次郎を捕へて訊問にかゝつては見たものの、忠次郎が兄と共に、足かけ四年千辛萬苦を凌いで附け覘つた甲斐あつて、いよ〳〵今夜將に親の讎を討たんとするに

至つた顛末を、涙と共に說き聞かされ、武士は相見互ひといふ事もあれば、何分ともにこのまゝお見逃しをと、搔き口說かるゝに及んで、彼は咎めどころか、兄弟の苦衷に滿腹の同情を表してその儘忠次郎を釋放し、尙別れ際には激厲の言葉をさへ添へて吳れた。忠次郎は彼と別れて、今や遲しと敵の近づくのを待つて居た。

やがて其處へ山本旗郎は七之允に伴はれて、醉歩蹣跚としてやつて來た。斯くと見て、忠次郎は飛鳥の如く飛びかゝつて、物をも言はず後から斬りつけた。斬りつけられて旗郎は一たまりもなく其のまゝ其處へばつたりと倒れたのを、忠次郎は起しも立てず、其の上へ馬乘になつて、初めて此に名乘を上げた。松原河原親の讎山本旗郎今こそ思ひ知つたかといふやうなことを言つた。七之允の方は初から野口の手代といふことになつて、町人風に化けてゐたから、大小の用意はない。僅に懷中にのんでゐた短刀を拔き放つて、これで無二無三に旗郎を突きちらして、到頭兄弟二人で讎の首を打つた。この首を打つにも、腕の冴えぬ二人には、中々ずばりと一太刀に手際よく切れない。一旦切つて見て首が落ちないので、ごし〳〵と鋸のやうに刀を引いて、やつと切り落したといふ、不意を喰つた旗郎の方では、太刀を拔く隙もなかつた。死骸には太刀を拔いたまゝ右手に持つてゐたさうだが、兄弟は討ち取つた後、敵の太刀を拔いて、死骸の上に置いたといふから、流石に外聞を憚つて、そつと太刀を手に持たせたのかも知れぬといふ話である。

この復讎の始終の樣子を物影から目擊してゐた人があつた。即ち前に忠次郎の擧動不審と見て誰何した有馬藩の武士で、以上のこまぐ〳〵しい話はこの人から傳はつたのである。彼は流石に刑部省の役柄だけに、一旦は忠次郎を釋放したものの、尙樣子を見屆けたさに居殘つて居た。首尾よく復讎がすんだのを見て、二人に其の由急ぎ彈正臺へ屆け出よと注意してやつた。この有馬藩の武士といふのは、今の讀賣新聞の主筆法學士金崎賢君の嚴父であつた。

二人は彈正臺へ事の顛末を屆けて、その裁決を待つた。丸岡藩の取締から水戸藩へ照會の上、二人の身許も明白に知れたので、二人は水戸藩へ預けられた。

三

其の後二人の身がどうなつたか、とんと知る人がなかつた。けれども彈正臺の照會に答へて、水戸藩では、二人が水戸藩士族に相違なく、父が暗殺されて後、復讎志願で暇を願ひ出た者なる事を認めて、それとなく水戸藩への引渡を請うたらしい書面の口調から察すると、引渡を受けた後、水戸でむざ〳〵と殺して了ふ事はなかつたらうと思はれる。

明治十五年に群馬縣の桐生で、七縣聯合共進會といふのを開いた時、栃木縣屬に住谷勝賢といふ人があつて、その邊ではこれが昔親の讎討をした人だといふ評判であつた。併しその眞僞を本人に就いて聞き合せた者があつたが、本人は談を傍にそらせて、一向そんなことは知らぬやうな風を見せたといふ。その後北海道廳にも同じ姓名の人があつたとの說もある桐生にゐた頃は三十四五歲の篤實らしい人であつた。たとひこれが本人であつたとしても、兄の方だつたかそれとも弟だつたのか一向分らぬ。

それよりも何分らぬのは、山本旗郎が住谷寅之介を殺害するに至つた事情である。見ず知らずの間なら意趣遺恨といふでもあるまい。殺された時大小持物も其の儘であつたといへば、泥坊をする積ではよ無論なかつたらしい。察するに、友人と宮川町邊で陽氣に遊んで、歸り途、

一杯機嫌の出來心で、つい思はずに通りかゝりの人を斬つたものとしか思はれぬ。

思へば、その頃の人の命ははやすかつた。

（大正五年五月稿）

四

以上の記事が六月の中央公論に出て間もなく、或る日交詢社の金曜日の午餐會で、時事新報の主筆石河幹明君から、此の編の主人公住谷七之允氏が今尙存命であることを敎へられた。

石河君の談に據れば、住谷兄弟は二人とも水戸藩で助命されたが、その中弟の忠次郎は、不幸二十六歳で病死した。兄の七之允は明治の新政と共に司法官を奉職し、多年栃木裁判所判事として令名があつたが、五六年前大審院判事に榮轉すると共に、職を辭して辯護士となつた。今栃木縣の栃木町にゐる辯護士住谷毅君が卽ちそれであるとのことであつた。この石河君の談と前後して、住谷氏の子女を敎へたといふ日光小學校の小堀芳三郎氏と、被害者寅之介氏の妻の弟の養子に當る牛込の下野八百藏氏とが、同じ意味の事を報せて吳れた。下野氏の書面には、仇討に關する詳細の記錄が今尙住谷氏の宅にあるとのことであつたので、いつか折があつたら、これを栃木町に尋ねて、老人の懷舊談を聞きもしたいと、僕は考へてゐた。丁度この夏休の折を利用して、いよいよ出かけようと思つてゐる折から、折あしく僕は七月の六日の晩から突然急病に罹つて、病床に在ること約四十日、やつとそれが治つてもう旅に出掛けても差支ない頃になつて、或る朝新聞を見ると、廣告の一隅に太い黑枠の中に麗々と、住谷毅の名が現はれてゐるのに驚かされた。讀んで見ると、――

從四位勳四等住谷毅儀豫て病氣療養中の處本日死去致候間生前辱知諸君に謹告仕候也

追て葬儀は二十五日午後一時執行火葬の上二十六日午前十時四分栃木驛出發同日午後一時三十六分水戸驛着水戸市酒戸墓所へ埋葬可仕候

大正五年八月二十二日

男　住谷耕作
親族　山口泰藏
　　　小川進
　　　塙嘉一郎

と出てゐる。僕ははつと絕望の聲を上げた。

その翌日、男住谷耕作氏の名で、昨日の廣告は間違の廉あるにつき、一先取消す旨の廣告が出てゐたので、僕は又改めて一縷の望を繫いで見たが、この廣告取消は、世間によくある位階昇敍の手續か何かの爲であつたと見えて、住谷氏の逝去は哀矣哉事實となつた。越えて二十六日、彼は正四位に敍せられた。流石に物忘れのし易い世間ながら、父の仇を打つた當年の物語のまだ頭に存つてゐた人があつたと見えて、二十六日の萬朝報には、住谷毅翁逝く、と題して、

元判事從四位住谷毅氏は栃木縣栃木町の自宅にて病氣療養中二十二日遂に逝去せり。享年七十一。氏は舊水戸藩士正五位住谷寅之介の男にして幼名を七之丞と云ひ、元治慶應の頃父と共に京都警衞の中に在りて各藩の志士と交はり、尊王攘夷主義を鼓吹す。慶應三年六月父寅之介が土州藩士山本旗郎の爲めに京都にて殺害せられたるより、弟忠次郎と共に仇を覘ひ、明治三年二月神田萬世橋にて山本と會して之を斬殺し、兄弟自首し出でたる爲水戸藩に監禁さる。後赦されて裁判官となり、各地に奉職して令聞あり、舊水戸藩中のき活

たる歴史として重きを置かれし人なりき。

と出で、同じ日の「東京朝日」の常野版には、「日本で最後の仇討」と題して、次のやうな記事が出てゐる。――

□栃木縣栃木區裁判所元監督判事辯護士住谷毅氏は今回七十歳を一期として逝去した。

□君は小柄な男であるが、多血多涙の快男兒であつた。君が幼少の折君の嚴父が兇漢の爲めに横死を遂げたので、君は當時十七歳の小冠者であつたが、憤然として白刃を提げて起つた。

□首尾よく不倶戴天の仇を刃に掛けて勇名を轟かした。其後法規で仇討と云ふことを嚴禁せられたので聞かなくなつたが、君の仇討は日本で最後の仇討であると云ふことだ。

□其後君は彼の有名な加波山事件にも關係し、東奔西走した一人であつた。豪快なる熱血男兒を失つたのは甚だ惜しむべきである。

思へば、栃木の町の構ゆかしい古風な邸の中で、香を焚きこめた小座敷で、この古武士の俤を存した老人とさし向ひになつて、ゆるゆる當時の物語を聞かうと樂んでゐたに、僅の時日でかけ違つて、竟に長へに相逢ふの機會を失した。

（大正五年九月追記）

嫫母言（抄）

○女なんどは有りふれたるものと思へ。珍しがるに由りて、もろもろの間違は起る。女なんどは有りふれたるものと思へ。

○世界を通じて、男の數女の數と相如く。處によりては、女の數遙に男に勝れり。珍しきものならんや。女をやたらに珍しきものにしてしまひたるは、米國の殖民時代に、女の數が著しく男に比して少かりし時に始まる。いはゞ三四百年前の蠻風の遺れるなり。

○若き男と女の連れ歩くを見るに、大抵男の方がまのびて見ゆ。女のおちつきてしたり顔なるに反して、男の何とやらんそはそは安んじ兼ねたる樣、いみじともおぼえず。若し夫れ男が子供など抱きて、女房の後に隨ひたる、目も當てられず。

○惚れらるゝなどいふは尋常茶飯の事と思へ。惚れたきが人間のもつて生れたる病なり。女の男に惚れたるは、見るにも心地よけれど、男の女に惚れたるは、甚だ以て見苦し。男は女の惚るゝに任せおくを高しとす。

○戀へる人の爲に盡さんとする心は、われながら淺ましき迄に行き屆けり。この心を以て、世の中のすべての人に盡さば、世は如何ばかり太平ならん。戀は道を知るの始とぞ、さる西の人の言ひける。

○妻は娶りて後十年これを愛すべし。十年の後は敬すべし。二十年の後は畏るべし。十年愛せられず、二十年にして敬せられず、三十年にして畏れらるゝ能はざるが如くんば、如何ぞ人の妻とは言ひ得ん。愛すべきは多し。敬すべきは鮮し。畏るべきに至つては殆ど之なし。

（弱者の爲に　より）

私娼と戀

○私娼撲滅に關する色々の議論を見たが、どうも私娼に關して論議を試みる者の多くは、私娼なるものが女なることを忘れてゐるらしい。言ふ迄もないことながら、私娼といふは女である。異性を愛し得る所の女である。一言にして盡せば、私娼にも戀がある。

○その戀が淺いか深いか、神聖なものか、醜劣なものか、一人に對するものか、二人三人に對するものかと問はれると、彼等男性に接する機會の極めて豐なものにあつては、戀の種類が樣々に分れて、その同じ種類の中にも、深淺廣狹長短及純不純の程度が、素人には殆ど見當のつかぬほど色々ある。色々はあるが、兎に角彼等にも女相應の戀がある。

○彼等の間には愛憎共に極端に走つて、嫌ひとなつたら、少々の金にはなつても動かず、惚れたとなると、其の身が裸になる迄入れ上げて、悔ゆるを知らぬなど、素人には見難い熱烈なものがある。その兩極端の間に、又幾十段の階級があつて、同じ惚れた中にも、岡惚もあれば本惚もある。たゞの好きといふのもあれば、好いたらしいといふ迄のもある。その又本惚の中にも、熱いのと熱くないのとある。始終戀の相手に事缺かぬ彼等の間には、戀が異常の發達と文化を遂げてゐる。この戀が即ち私娼の生命である。

○戀をしたくても容易に相手が見つからず、見つかつた所が、一人切りの相手に只一種の戀をのみ捧げ得る所の、素人から較べると、容易に相手が見出されて、幾人かの相手に幾種の異なる戀を、自由になし得る私娼の身は節操觀の弱い彼等の眼から見ては餘程面白いものに相違ない。一たび其の味を占めたら忘れられぬものに相違ない。

○只金がほしい許りに澁々私娼になつてゐるものとのみ心得て、只金をやり職を與へさへすれば、私娼救濟の能事了れりとなすが如きは、思はざるの甚しきもので、議論の根本に於て既に謬つてゐる。成程初めて私娼の群に入る時、只金許りが目的であつた者があるかも知れぬが、一たび足を泥水に踏み入れて後の彼等の念とする所は、多くはこの戀である。此の點に於て或る人の『本能的趣味性』とやらを說いたのは、洵に能く人の言ひ得ぬ所を言ひ得たとは思ふが、その本能的趣味なるものの意味がやゝ明瞭を缺く。若しこれを以て單に性慾の滿足に伴ふ趣味とやらに解するならば、それはちと可愛さうな。いくら私娼だとて矢張り人間らしい戀愛慾(?)のあることを、彼等の爲に辯じてやりたい。

○最も能く戀の味を知れる女として、私娼を觀た上でなければ、一切の救濟策は畢竟徒勞に終る　彼等は同じ金を貰つたとて、容易に女工なんどになるものでない。そんなら何すればよいかと聞かれると、曰く、先づ男を『救濟』するにある、――役人を始め、宗教家、慈善家、教育家から、道樂息子に至るまで。

（大正五年八月十日稿）

元禄快擧録

（上篇 中篇 下篇）

福本日南

元祿快擧錄（上篇）

（原本表紙と背）

自叙
義徒の擧徒爾ならずば、
義徒の眞を傳ふるも、亦
徒爾と爲さじ。
九州　日南学人

（原本所載自叙）

元祿快擧錄目次

上篇

小引……二六九
一　敕使東下……二七〇
二　淺野家系……二七〇
三　山鹿素行……二七一
四　同……二七三
五　素行の日記……二七四
六　淺野内匠頭の人となり……二七五
七　内匠頭と大學……二七六
八　吉良家系……二七七
九　吉良上野介の人となり……二七八
十　敕使御饗應係の任命……二七九
十一　内匠頭と上野介の搭執……二八〇
十二　戸澤下野守の忠告……二八一
十三　敕使登城……二八二
十四　忿爭の起因……二八三
十五　殿中の凶變……二八四
十六　内外の騷擾……二八五
十七　審問……二八六
十八　裁決……二八七
十九　内匠頭の遺言……二八八
二十　檢使の爭論……二八九
二十一　主從の訣別……二九〇
二十二　内匠頭の切腹……二九一
二十三　莊田下總守の罷免……二九二
二十四　淺野家の處分……二九三
二十五　鐵砲洲邸の立退……二九四
二十六　瑤泉院の賢行……二九五
二十七　赤穗城受收の準備……二九六
二十八　大石家系……二九七
二十九　大石族成……二九八
三十　妄說……二九九
三十一　同（誠から出た譃）……三〇〇
三十二　大石内藏助の人となり（素行との遇合）……三〇一
三十三　同（伊藤仁齋との遇合）……三〇二
三十四　同（奧村無我との遇合）……三〇三
三十五　同……三〇四
三十六　同……三〇四
三十七　主家の凶報……三〇五
三十八　城中の大會議……三〇六
三十九　同……三〇七
四十　一藩の哀願……三〇八
四十一　烈士國難に赴く……三〇九
四十二　同……三一〇
四十三　最初の連盟……三一一
四十四　同……三一三
四十五　同……三一五
四十六　同（内藏助の書）……三一六
四十七　哀願使の無能……三一七
四十八　開城の決議……三一八
四十九　善後の處分（寺院への寄附）……三一九
五十　赤穗の一日……三二〇
五十一　國庫金の分配……三二一

五十二　大野父子の逃亡……………………………………三二一
五十三　同（一、石内藏助とクレベル將軍）（二、野九郎兵衞の女と稲尾某）……三二二
五十四　開讓の政還（吉田忠左衞門）（竹林唯七衞門）………………三二四
五十五　急進派の來會（堀野將監と高田郡兵衞）……三二五
五十六　急進派の爭議……………………………三二六
五十七　受城使の臨檢……………………………三二七
五十八　同（内藏助の寬厚）………………………三二八
五十九　開城の前夜（内藏助と赤國藩）（内藏助と片岡此矩）………三二九
六　十　開　　城……………………………………三三〇
六十一　一　黨　の　離　散…………………………三三一
六十二　同……………………………………………三三二
六十三　尾崎村の假寓（忠僕八助）………………三三三
六十四　内藏助の退去……………………………三三四
六十五　俗論黨の遂遁……………………………三三五
六十六　山科の隱栖（浪侠の招聘と荒木十左衞門の返答・内藏助と直江山城守）…三三六
六十七　紫野の瑞光院……………………………三三七
六十八　内藏助初度の東下………………………三三八
六十九　吉良家の動靜（天野彌五右衞門の善謀）……三三九
七　十　十五年の春初……………………………三四一
七十一　山科會議（一黨の大議論）………………三四二
七十二　同（吉田忠左衞門の東下）………………三四三
七十三　内藏助の盤行……………………………三四四
七十四　同（内藏助の畏怖しさ）（江戸黨の蹶岡島與）……三四四
七十五　同（京童の惡口）…………………………三四五
七十六　冷光院一周碁（神崎前原の東下）………三四六
七十七　大石主稅の人となり……………………三四七
七十八　大石一家の離散（主稅の決心）…………三四八
七十九　連　盟　の　增　加…………………………三四九
八　十　同……………………………………………三五〇
八十一　金屋阿婿（二文字屋お輕）………………三五二
八十二　一擧の大發開（堀部安兵衞の上京）……三五三
八十三　淺野大學の左遷…………………………三五三
八十四　圓　山　大　會　議…………………………三五四
八十五　同（快擧の決定）…………………………三五五
八十六　連　盟　の　淘　汰…………………………三五六
八十七　同……………………………………………三五七
八十八　同（内藏助石東父子に與へる書）………三五八
八十九　梅林菴の假寓（百兩の無心）（牡丹の贈與）……三五九
九　十　義徒江戸に聚まる…………………………三六〇
九十一　東下の催促（六石無人の假言）（永井氏赤穗に封ぜらる）……三六一
九十二　主　稅　の　先　發…………………………三六二
九十三　小　人　の　沮　碍…………………………三六三
九十四　烈士と美人（内藏助と於輕）（内藏助と平野次郎）……三六四
九十五　内藏助再度の東下（内藏助と日野家）……三六五
九十六　石町の僑居（内藏助と甲比丹）…………三六六
九十七　義徒の變名及假寓………………………三六七
九十八　敵情偵察（内藏助等と大村益次郎）……三六九
九十九　幕府と義徒（内藏助と橋本左内）………三七〇
百　　　討入綱領の宣告（起請文前書）…………三七〇
百　一　節制と激勵（内藏助等と加爾大王）……三七一
百　二　討入條目の宣示（人々心得覺書）………三七二
百　三　同……………………………………………三七三
百　四　諸情報聚まり來る…………………………三七四
百　五　一黨の宣言書（淺野内匠頭家來口上）……三七五
百　六　同（内藏助と朱子）（兵衞と度濃）……………三七五

小引

赤穗浪人四十七士が復讐の一擧は、日本武士道の花である。從つて之に關する傳記の類は汗牛充棟とも謂ふ可く、悉く之を蒐めたら、立派な圖書館を作ることが出來よう。其れだけ多く芝居にも演ぜられゝば、講談にも上せられる。小說にも入れば、浪花節にまで謠はれる。支那にも聞え、歐米にも傳はつて、欽仰せぬ者は無い。さりながら衍義の傳記や、芝居や、講談や、小說や、浪花節や、是等は流俗の俗趣味に投ぜんが爲に、婦女子の好奇心を充たさんが爲に、それからそれと架空の談を揑造して、可惜四十七士の眞面目と時代の情態とを窺ふに足らぬ。尤も眞確にして信を置く可き好著として、室鳩巢の「赤穗義人錄」や、三宅觀瀾の「烈士報讐錄」や、青山佩弦齋の「赤穗四十七士傳」等の如き書の無いではない。さりながら是等は餘りに簡古に過ぎたると、窮屈な漢文の桎梏に入れたので、述べて詳かならず、語つて精しからざる遺憾がある。それで此頃二三子の勸に從つて、我知れる範圍に於て、士流の爲に一擧の顚末を講演し、一つには武士道の一端を發揮し、又一つには歷史の參考に供しようと存ずる。因みに一言し置くは、講演中の事實は、自分が信用する參考書に考據するのである。それ

かとて其都度書目を悉く引出すのも繁碎であるから、一々は擧げぬ。只我說く所の孟浪杜撰で無い事だけは、聽者に豫め領承を求め置く。

一　敕使東下

慶長の創業から八十餘年、元和の偃武から復た七十餘年、江戶の大樹は早く既に四代を經て、第五代の征夷大將軍綱吉公の治世となり、幕府の積威は全國を壓して、內に謀叛を企てる諸侯も無く、寛永の鎖國令から亦又五十年、外に邊境を窺ふ敵國もあらず。內外昌平、上下乂安、茲に殷富繁盛にして、而も華奢風流なる、所謂元祿時代は現出した。

當時の恆例として、每年正月には幕府から天朝に多く金幣を獻上して、朝賀を申上げる。之に對して天朝からも態々敕使を江戶に差遣せられて、大樹家を存問せさせられる。其際には幕府は特に諸侯の中に敕使御饗應掛を命じて、大賓館たる傳奏屋敷に伺候させ、敕使愈々大樹家と御會見の日ともなれば、殿中晴れの儀席に於て、大樹家は親しく敕旨を承はられる。其翌日は四座の能役者を悉く召集して能樂の催がある。それが了ると、莊重なる御饗宴がある。其翌日は大樹自身に敕諭奉答の式がある。以上の數日に亙り、幕廷にては、御三家御三卿を始とし、在府の大小名は衣冠束帶にて總登城を爲し、其御儀席に參列する。是れ蓋し幕府の天朝に奉對する政略の存する所にて、幕府は斯くも天朝を尊敬し奉るといふ事を天下に示し、且つは京都の公卿の心を收攬するのである。

扨此恆例に任せ、元祿十四年の春二月、當時の帝東山天皇の敕使として傳奏柳原權大納言資廉卿、高野權中納言保春卿、並に靈元上皇の院使として傳奏淸閑寺權中納言熙定卿は京都を出發して江戶へと下向される。是に由つて幕府は御接伴上諸般の手配を定め、同月四日播州赤穗の城主淺野內匠頭長矩及豫州吉田の城主伊達左京亮宗春を殿中に召され、御老中列席の上、帝鑑の間に於て、內匠頭には敕使御饗應掛を命じ、左京亮には院使御饗應掛を命じて、各々傳奏屋敷に伺候し、諸事に手落なく神妙に相勤む可き旨を申渡された。事體が事體であるから、此御饗應掛を命ぜられた兩家は名譽は申すまでも無く、實に懸命の役儀であつた。之と同時に高家衆の筆頭吉良上野介義央、大友近江守義孝も亦敕使院使の御接伴掛を命ぜられた。是に至つて多少の解說を要する。前の淺野伊達兩侯は御晴擔當の御饗應掛で、費用を背負つての奉公である。併し殿中の典禮、傳奏の接伴などは、高家の專門ともいふ可く、就中上野介の如きは、四十餘年殿中に在つて、最も是等の作法に練達して居る。それで吉良大友兩家は名譽職の御接伴掛で、萬事に肝煎るだけの役儀である。是は畢竟諸侯をして敕使院使御饗應上に幕府は手傳をさせ、且つ其れをして典故作法に違ふなどの失態なからしめんとの周到なる用意から、高家を加伴させられるのである。

二　淺野家系

今度敕使の御饗應掛を申付けられた播州淺野家は小名ながら名譽の家柄である。曩祖淺野彈正少弼長政に三人の子があつた。嫡男は紀伊守幸長、次男は但馬守長晟、三男は釆女正長重である。長政、幸長の父子は太閤及家康公に事へ、關ケ原の役に父子ともに東軍に屬して殊勳があつたので、紀伊より改めて

安藝備後の兩國四十二萬二千石に封ぜられて、廣島に治しられた。此紀伊守幸長に男子が無かつたので、兄弟の順に依り、但馬守長晟が其後を襲がれ、江戸に於ては霞ケ關に屋敷を賜はつて、子孫堂々たる大諸侯であつた。古老の人は今でも記憶せられよう、「安藝と黑田は國は遠けれど、花のお江戸ぢや軒並び」と謡はれた。是が淺野の宗家である。

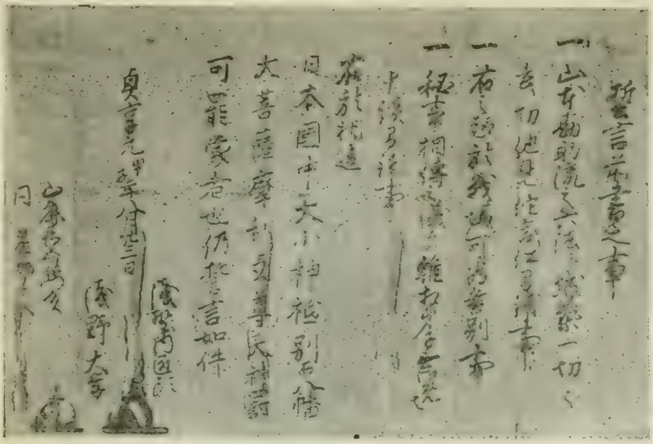

原本□寫　淺野内匠頭□□の誓書（山鹿家）

長政の三男、卽ち長晟の舍弟采女正長重は、幼名を又一郎と稱せられ、夙に二代將軍秀忠公に事へ、大阪の兩役に戰功があつたので、次第に增封せられ、元和六年以來常陸國にて五萬三千五百石を領し、笠間に治しられた。寛永九年に卒去せられたので、嫡子内匠頭長直其封を襲ぎ、正保二年播磨國に轉封せられて、赤穗、加西、加東、佐用四郡の内にて同じく五萬三千五百石を領せられた。全體長直の父上采女正長重と其令兄但馬守長晟とは、極めて友愛の情に富まれたから、但馬守は采女正に對して、絶えず金穀武器何くれと合力せられた。故に播州淺野家は祖先から富裕であつた。扨内匠頭長直が始めて播州に入國せられた際は、赤穗は普通の一小都會で、城塁とても無かつたので、屢々幕府に嘆願し、終に其許可を得て、赤穗城を建築された。此時にも宗家から一廉の助勢を與へられた。此内匠頭長直は中々の明君で、入國の後領内の荒蕪地を開墾させて、多くの新田を興し、又沿海の鹽田を奬勵して、所謂赤穗鹽の土産を盛んにせられたから、藩の收入は頗る增加し、播州淺野といへば、小名ながら分限の評判江戸にも聞えて居た。江戸に於ては本邸を鐵砲洲に、別邸を赤坂に賜はり、鐵砲洲に上屋敷を置かれた。寛文十二年に至り、長直卒去せられたので、嫡子采女正長友に遺領を賜はつたが、此君は藩主たること僅に二箇年半にて、延寶三年正月に早世せられた。是に由つて當年始めて九歲の嫡男又一郎君が家督を襲ぎ、祖父の官名を賜つて内匠頭長矩と稱し、第四代の赤穗城主とはなられた。是が卽ち播州淺野家である。それで祖父内匠頭長直の正保二年に赤穗城を築いて此に治しられてから、今年元祿十四年までに、早くも五十七年となつた。五十七年といへば、半世紀以上である。治教の既に地に入り人心に入つたことの淺く少からぬことも、大概推想せられるであらう。

三　山鹿素行

内匠頭長矩の祖父長直の明君であつた事は、上に一寸述べ置いたが、此人の治績に明らかに、賢に禮し士を愛せられた事は、非常であつた。從つて侯が一代に賢豪を招致せられた事も、實に尠からぬ。中に就き當時海内第一の英傑山鹿素行を赤穗に招請けられた一事は、大書特筆せ

ねばならぬ。卿々英雄は英雄を知る。隔世の知己たる長門の傑物富永獨嘯菴の言を聽け、「偃武以來豪傑の士は、山鹿素行、熊澤了介、伊藤仁齋、荻生徂徠の四人のみ」といつた。素行の人物は獨嘯菴の推奬のみにても知ることが出來る。素行初の名は義矩、後に高祐、字は子敬、素行は其號、又一つの號は隱山ともいふ。幼名は佐太郎、又文一郎、長じて甚五左衛門と稱した。其經學はと問へば、夙に林羅山の門に入つて、十一歲にして經史の講義に見臺を用ゐることを許され、早く人の爲に「小學」、「論語」、「貞觀政要」等を講じ、其辯論老成人も及ばざるの概があつた。其兵學はと顧みれば、十八歲にして小畑勘兵衛景憲及北條安房守氏長に從ひ、切磋五年にして、群弟子一人も其右に出づる者なく、二十歲の時には景憲氏長に命じて悉く韜略の蘊奥を傳へしめられた。是より益々文武を兼修し、名教を維持するを以て自ら任とし、其歲未だ三十に達せずして、名聲藉甚海内に嘖騷した。三代將軍家光公之を聞かれ、不次に拔擢しようとの内意を有せられたが、惜い哉其中に薨去せられたので、沙汰已みとなつた。内匠頭長直には早くから其門弟子となり、素行の薫陶を受けつゝ居られたが、是に至つて切に懇請せられ、賓師の禮を以て赤穗に迎へ、其俸にとて千石を給せられた。『功名誰復論』といふのは此處である。『人生感意氣。』素行は千石を少しともせず、承應元年三十一歲の時から聘に應じ、萬治三年三十九歲の時まで九年間、淺野家の客分となつて、此歲に始めて辭し去つたが、内匠頭の尊崇は愈々隆渥であつた。侯は別れに臨んで慇懃に素行に向ひ、「先生の大才にして、聖道を講明し、武學に精練せられること、寔に天下第一と存ずる。自分祿高小にして、厚く先生を待つことの出來ぬのは、終生の遺憾に存ずれど、寔に是非も無い。當今諸方の大諸侯は爭うて賢士を招聘する折柄であれば、先生を請ふ者今後相踵いで到るであらうが、士は萬石以上を食せねば、出でて軍國の用に應ずるにも足らねば、入つて祖先の祀を奉ずるにも足らぬ。先生若し草廬から出でなば、一萬石以下にては必らず斷られんことを希望する」と申された。素行が一旦赤穗を辭し去つたのは天下の廣居に居りて、天下の賢才を養はんとの願らしく、固より區々たる俸祿の爲で無かつた事は知れ切つて居れど、此人が終生他の諸侯の重聘に應じなかつたのは、深く内匠頭の値遇に感じ、高祿を利して他家に事へ、其節を二三にせじと盟つたからであると思はれる。高風も亦慕す可きでは無い歟。

四　同

山鹿素行赤穗を辭し去つて、一たび門戸を江戸に開いてから、其勢力は實に一世を驚かした。大名小名旗下から諸侯の卿大夫士庶人に至るまで、贄を執る者門に充ち、忽ち門下三千人と稱せられ、高が一個の處士なるにも關はらず、其生活は萬石以上に匹敵し、五六千石の小名旗下などは之に當るに足らぬ有樣であつた。一日素行の門弟の一人たる或大々名が堂々たる行列で素行の屋敷の邊を通行せられる時、驟雨に會はれた。それで急に家來を馳せて、素行に雨合羽を借らせられた。ソレといふ間に素行の屋敷から當時に在つては容易に得難い羅紗の合羽三百襲を夥多の小厮に運ばせて用立てたといふ話がある。而うして素行の天性英邁卓犖、之に加ふるに博覽强記、譬を取れば古晉の杜武庫の如く、胸中に在らざる所なく、經學の如き、其初は周程張朱の説を崇としたが、英雄何時までか他人の唾餘を拾はんやだ。忽ちにして理氣心性の説に懷疑し、終に聖教

要錄』を著して、程朱を排斥し、辯駁排詆忌憚する所も無かつた。試みに素行が立論の一斑を紹介しよう。

『當時の學者は名利を捨ることを要として、一點の利害なからんことを欲す。故に治國平天下の事に及んでは、更に是を沙汰せず。是れ學の實を盡さざるが故なり。學は何の爲ぞ。天下に立て政を正し、人の朝廷に立て、人民を救はんが爲なり。されば博施濟衆に在り。何事於仁必也聖乎とのたまへり。博く施し濟ふこと治國平天下の極に至らずしては已む可からず。是學者の極功なり。大學の道は明德を天下に明か

原本口繪　宗參寺山鹿素行の墓

にして、天下平なりといふに極まり、中庸の極功は、天地位し萬物育するに至極せり。何ぞ是を分を踰たりとせんや。然らざれば本自ら庶民に徵し、三王に考へ、天地に建て、鬼神に質すの道にあらず。言必信、行必果は、硜々然たる小人の學にして、士の志氣にあらざるなり。予往昔嘗て疑ふ、當事性・心・道の論、三尺の童子も是を以て事とす。國家の治平、朝廷の政事、之をいふ者は、名利に奔走して實學なしと論ず。而して孔門の弟子各其志をいふときは、皆朝廷政事の用なり。夫子これを稱したまふにも、其治國立朝の事を以てす。今より之を見るときは、孔門の高弟を名利に於て汲々たるに似たりと。この疑久うして息ざりき。是聖學の實を知らざるが故に、唯異端の淸淨・虛無・無願・無物を勤めて、我儕の實體となせる誤あるを以てなり』

と。斯かる主張であるから、當時の腐儒輩は口を籍にして、當路に讒言した、是が一つ。又一つには前年由比正雪の謀叛に手を焼いた幕府であるから、正雪にも勝る素行の勢力を日頃から疾視し居た。彼や是やにて嫌疑の筋があるといふので、寛文六年の冬十月素行を江戸から放逐した。之を機會に淺野内匠頭長直は彼を自家の領内に預つて監督すると申立てて、赤穂に引取り、例の如く賓師の禮を以て款待された。斯くて素行は再び赤穂に在ること十年にして、延寶四年始めて赦に遭うて江戸に歸つた。是が素行の四十五歳から五十五歳までの間であつた。此一世の大豪傑が前後を通じて十九年間ほど、赤穂に在つて、自ら發明せる兵法と經學とを以て、一藩の士人を鼓舞作興した、其效豈空しからんや。素行は去るに臨み、衷心から內匠頭長直の好誼を感謝した。其際素行は侯に對し、『殿には素行が頑愚を捨てさせられず、國士を以て待たせられたる御問の程は、報い奉りやうもおはさぬ。但し責めては萬分の一の御奉公にもと、日頃から聊か心をこめて御家臣の教育を力め置きましたれば、將來萬一緩急の場合など生じ申さば、思し當らせらるゝ節もおはさう歟』といつた。諺にも蒔かぬ種は生えぬといふは、此處である。區々たる一小藩から異日精忠日月を貫く四十七人の義士を出したることの抑も偶然で無いのが分る。此素行の墓は牛込早稻田の宗參寺に在る。一たび長石の前に對すれば、英靈今尚在すが如き心地が

する。

五　素行の日記

明治四十一年九月二十六日、山鹿素行子が二百二十四回忌の法會を早稲田辨天町の雲居山宗三寺に於て擧げられた。此日法會に會したる人々は、乃木大將、井上博士、賴閑翁、小山朝峯、三宅博士(雪嶺)、三上博士、信夫恕軒、柳谷謙太郎、外崎覺、素行先生の後裔山鹿旗之進以下數十名、自分も亦犬養木堂を拉つて相會した。何れも素行子に私淑する士君子である。就中乃木大將の家は、代々山鹿流の兵法を傳へたとの事である。大將の今日ある、洵に偶然でないことが知れる。殊に大將が素行子の遺教を普及せんとするに熱心なるは、私費を投じて、子の遺著の一たる「中朝事實」二卷を刊行せられたのでも觀ることが出來る。大將は一本を自分にも惠與せられた。受けて之を繙けば、篇を天先、中國、皇統、神器、神教、神治、神知、聖政、禮儀、賞罰、武德、祭祀、化功の十三章に分ち、國體の絶對尊嚴なる所以より、國民の覺醒し率由し奮勵す可き所以に說及んで居る。日本國民の本分は、此一書に盡くと謂つても不可は無い。子が全篇を十三章に分つたのは、或は孫子の十三篇に倣つたのでもあらう歟。子が此書を「中朝事實」と題したのは、我中華本朝の史實といふ意である。當時の國情を顧みれば、一代の博識といはれた新井白石すら、嘗て江戶の將軍を日本國王と稱し、希世の鴻儒と認められた荻生徂徠さへ、恥かしくも無く東夷之物茂卿など自ら書いた時代に、素行子獨り其の撰を異にして、如上の見識を懷抱したるは、二百有餘年後の今日から眞に欽仰に堪へぬ次第である。

此法會の席上には、素行子に關する種々記念の遺物が諸家から持出された。中に就き子が後裔山鹿氏の祕藏せる素行子自筆の日記三卷は、實に希世の珍であつた。自分は快速力を以て三時間に之を通讀した。日記は極めて簡易な文字にて、交友知己との往來、乃至は四時寒暑の代謝などを記するに過ぎないが、其往來の人物は概ね大小名である。否らざる者も旗下若くは諸侯の卿大夫以下に下らない。此一事に由つても斯人の當時に如何に尊重せられた歟を窺ひ知ることが出來る。何にせよ聞きしに優る大斤量の大人物であつたことを、今更益々深感する。

抄此日記中寛文六年の下に、赤穗貶謫の理由並に謫中及び前後の情況が極々簡略に書きつけてある。其一章を此に抄錄して、同好に示さう歟。

【十月廿一日中井卜養至([illegible])。大村因州來臨。未刻北條氏長(安房)以二切紙一招レ余(有レ用)。乃馳拜二神主一。告二舊識一、及二遺書一、食二晩炊一、別二妻子一。云事皆有レ命。不レ可レ悲。如レ此節。丈夫之妻子。可レ見レ其レ志。予欲レ見二母君一。母君必悲。欲レ不レ謁焉。且明日有下當二津輕氏一之約上。供人行可レ告レ之。乃新二衣服一整二禮容一。省二供奉一。至二彼邸一。島田氏(藤十郎 日付)相並居。氏長傳二公命一。貶二播州赤穗一。因太守預レ之。聖教要錄之儀也。氏長云。事起二不慮一有二遺命一。我可レ傳二之妻子一。予云。自レ出レ門。不レ思レ家。何有二遺命一乎。群士列座。予脊排而立。太守家臣大西氏(七郎兵衛)篠田(藤右衛門)來迎。乘二肩輿一。入二太守宅一。此夕藤井(又助)忽自二播州一來會。四日・五日・六日・七日・八日。在二太守宅一。

七日　淺野因太守來問。藤井又助傳二其命一。

九日　明發二江戶一泊二戶塚一。

・・・・・・・

・・・・・・・(日書云此間有途次總之記事)

廿四日　大石氏(兄弟)岡林氏(杢之介)藤井(又三郎)等來問。

原本口畫　泉岳寺淺野内匠頭の墓

斯く記しつけた。之を今日の辭に譯すれば、「十月三日　醫師中井卜意が來た。妹の聟が未だ治らぬからである。
次いで大村因幡守が來臨せられた。未の刻（午後二時から四時迄の間）に及び、北條安房守氏長から、「公命あり役宅に出頭致す樣」との切紙が來た。乃ち盥ひ漱いで、祖先の神主を拜し奉り、手束を舊識の人々に留めて、告別の意を表し、遺書を作つて家に殘し置き、やがて晩餐を命じて、妻子に永訣の盃を爲しながら「人間の上には萬事天命がある。決して心配するには及ばぬ。斯かる場合にこそ丈夫の妻子は志を共にす可きものである。拙者に一日御目に掛り、御暇請ひを申上げたけれど、御目に掛らば、必らず御悲嘆遊ばさう。失禮致して立出づる程に、跡から宜く申上げよ。且つ明朝は津輕侯に會見の約束があつた。家來を遣はして、今日の仕宜を陳べ、御斷りを申す樣」と言置きて、衣服を取換へ、禮容を整へ、不斷よりは供廻の者共をも省き、安房守役宅へと參上した。見れば御目付島田藤十郎も列席せられ、隱士は綺羅星の如く並んで居る。乃て安房守氏長は自分に向ひ、播州赤穗に貶謫せられる旨の公命を傳へられた。果して事は「聖教要錄」に關する儀であつた。氏長は次いで同情の意を表し「事は不慮に起つた儀なれば、定めて匆卒に家を出でられたであらうと存ずる。遺命の事もあれば、拙者から妻子の人々に申傳へるであらう」と申聞けられた。自分は之に對し、「御芳情の段忝くはおざれど、一たび門を立出れば念頭に我家はおざりませぬ。此期に及んで何の遺命も候はず」と申切り、並居る隱士に目禮して其座を立つた。
赤穗侯の家臣大西七郎兵衛、篠田彥右衛門は迎として此に來候した。乃て肩輿に乘つて、安房守役宅を出で、赤穗侯の宅へ入つた。此夕藤井又助は播州から來着した。是は自分迎取の爲である。それから四日・五日・六日・七日・八日の五日間は、其儘太守の宅に居た。
七日　淺野因幡守が來問せらる。藤井又助から太守の命を傳へられた。
九日　天明に江戸を發し、今夜は戸塚に泊る。…………（此間に大略記事がある）
廿四日　大石氏兄弟、岡林杢介、藤井又三郎來問した」
記事は至極簡單であるが、當時三千の門下を有し、隱然たる幕府の一敵國たる觀ある素行子が、幕府の成敗と聞いたなら、如何なる事變を激成せんやも測られずと、幕廷が非常準備を爲した上に、戒嚴令を布いた狀、素行子が切紙を手にするや、早くも切腹を覺悟して從容迫らず、平然として家を出で、幕吏に對する行儀まで、歷々として目に睹るが如き心地がする。
附言。此事後に大石内藏助の上に關係がある。それで此に掲げ置く。

六　淺野内匠頭の人となり

内匠頭長矩は寛文七年に誕生せられ、遠祖采女正長重の幼名を其儘又一郎と稱せられた。父君采女正長友が早世せられたので、僅か三年

正月生、年僅に九歳にして赤穂五萬三千五百石を受領し、同八年八月從五位下に敍し、祖父長直の官名を拜受して、内匠頭長矩と稱せられた。此人の性行はといへば、天性は寧ろ勝れた方であるが、凡そ貴族に通有なる第二の天性即ち短氣と氣まぐれとの二癖性は名殘なく享有せられた。父祖以來士を愛するの家風は此人の上にも見え、美なる君德の無いではないが、側の短氣と氣まぐれの爲に、時々剛直の士の勘氣を蒙る者なども尠くは無かつた。但し其人の美質であつた事は、其文學、宗教及び哲學趣味にて想見することが出來る。侯は好んで書史を讀まれ、又書畫を能くされて、雅號を梅谷と稱せられた。插花も亦石州流を酌んで上手であり、歌にも亦心を寄せられた。

此に侯が素養の如何に就いて、其一端を擧げれば、古歌に「思へども人の業には限りあり力を添へよ天地の神」といふ名吟がある。内匠頭は日頃好んで之を誦せられた。人間の力に限りあることを觀念して、天地神明の廣大なる靈德に依賴し奉らんとするは、天道を知らざる者の思ひ到らぬ處である。獨り是れのみで無い。大變に先だつこと四年、元祿十一年二月二十五日の事であつた。此日は一向專念宗の宗祖法然上人の忌日に當り、京都黑谷の眞間和尙といふ八十九歳の高僧を招待して法要をせられた席上にて、「光明遍照十方世界」といふ心を、

『月影のいたらぬ里はなけれども眺むる人の心にぞすむ』

と朗詠せられた。即ち前の古歌を愛誦せられた上に宗教心は見え、後の本懐を詠出せられた上に哲學心は見える。而うして歌の手際も亦十分に其意を發揮して遺憾が無い。透徹の性靈は此間にも十分流露して居る。唯其れぢや。今年元祿十四年侯の春秋三十五歳、所謂血氣方に剛なり、之を戒むるは鬪ふに在りといふ年齡に當られたのが不運であつた。室鳩巢が此殿を敍して、『人となり强梗にして、與に屈下せず』といつたのは、頗る其人に恰好して居る。

侯の内室は同族淺野因幡守長治の息女で、今年元祿十四年芳紀方に二十八、内匠頭との御情合琴瑟の如く、其頃賢夫人の譽があつた。此因幡守長治は宗家但馬守長晟の庶出で三次の城主として五萬石を領せられた。人となり賢明にして、古風を尙び、奢侈を抑へ、亦山鹿素行に學ばれた一人である。一萬石以上に非ざれば出でて仕へるなと素行に忠言したのは此侯であると誤り稱へる者もあるが、然か傳へられるだけの明君である。前の素行子日記に子が御預けとなりたる日、嫌疑を冒して此侯の來訪せられた事が見えるのでも、其人の如何は察せられる。是に由つても淺野家最初の家風が思ひ遣られて、甚だゆかしい心地がする。

七　内匠頭と大學

内匠頭長矩には一人の舍弟があつた。同苗大學長廣は其人である。長廣は寛文十年の生出にて幼名は犬千代、長じて大學長廣と稱された。兄弟俱に亦夙に山鹿素行に就いて兵學を講ぜられた。現に素行子が後裔の家には、今尙兩君連署の誓書を祕藏する。其文言は左の通りである。

『誓言前書之事

一山本勘助流之兵法幷城築一切之武功、他見佗言仕間鋪事。

一右之趣於戰場、可爲各別事。

一祕事相傳之儀者、雖相弟子、無御免者、申談間鋪事。

右於相違、日本國中大小神祇、別而八幡大菩薩、摩利支尊天神罰、可罷蒙者也、仍誓

言如件。

貞享元甲子年八月廿三日

淺野内匠頭長矩華押

淺野大學長廣華押

山鹿甚五左衞門殿

同　藤助殿

とある。是は現に東京帝國大學に保管せられてある。顧ふに貞享元年は恰も素行子棄世の前年に當る。此歳月日の下を辿つて、素行子の日記を讀めば、左の記事に逢着する。

『八月廿三日。雨。終日不レ止。夕少晴。今日到二淺野内匠頭宅一、内匠頭□二兵法之門弟一。藤介□□□大□出羽守來會。有二享禮盃酒一。奥野將監。安井彦右衞門。各血判』

と見えて、前の誓書と自ら吻合する。時に内匠頭長矩は十八歲、大學長廣は十五歲であつた。日記には唯長矩の名のみがあつて、長廣の事がない。是は長廣は尚幼少で、講筵に陪侍するのみであるからでも有らう歟。氣の毒なのは、奥野將監と安井彦右衞門である。此奴等は血判までもして素行子の薫陶を受けながら、後年復讐の快擧には、二人ともに腰を拔かし、背盟徒中の癡物となつた。縁なき衆生は度し難しと釋尊でさへ嘆息された。素行子を師とし、内藏助を友としても、腰拔は何處までも腰拔である歟。

原本口繪　泉岳寺淺野夫人の墓

按此大學は元祿元年に令兄内匠頭から幕府に願濟の上、新地三千石を分領し、幕廷に於ては寄合に列せられ、長矩の別邸木挽町の屋敷に住せられた。今歳元祿十四年、其年齒方に三十二歲にして、内匠頭より若きこと三歲であつた。當時の法制として、未だ世嗣のない大名が、自分の封國に就かれる際には、近親中の一人を假に相續者として幕府に屆置く。其中世子が誕生せられゝば、改めて屆出でて御許可を得、之を實際の世嗣とする。内匠頭には當時未だお子がなかつたから、大學が其の假後嗣になつて居られたのである。

附言。「義人錄」などに大學は本庄の淺野家別邸に居られたやうに記して居れど、大石・原・堀部などの往復文書に皆木挽町樣と稱して居るのに徴すれば、木挽町に住されたのが正確である。

八　吉良家系

幕府の懷柔政略は至れり盡せりであつた。凡そ足利以來の名家の子孫にして封國を失つた者は、旗本に收錄し、其官位だけを貴くして、之を優遇し、專ら典禮の事を掌らしめた。之を高家と稱したのも、高貴の家筋といふ事を意味したものと見える。元祿の幕廷に於て吉良上野介義央は其筆頭第一であつた。此機會に於て吉良家の家となりを一瞥するの必要がある。今體吉良家は清和源氏にして、足利左馬頭義氏の後裔である。義氏の子長氏の代に三河の吉良に住した處から、吉良氏を稱するに至つた。室町幕府の頃には澁川、石橋の兩氏と共に將軍家御一族の三家と崇められ、下馬衆の稱があつた。是は諸々の大小名路上に此三家と邂逅ふ時は、下馬の禮を取らねばならなかつた故である。恰も徳川幕府の御三家に髣髴たる處がある。按此吉良は今川、品川、徳川起伏の際には徳川家に與し、或時は弓を挽き、或時は

身方をしたが、大勢茲に定まつた後、家康公には同族近親の誼を思はれ、吉良上野介義定を收錄せられた。義定から上野介義弥を歷て若狹守義冬といふ。義冬の嫡男が上野介義央である。寬永十八年九月二日を以て江戸に生れ、幼名は三郎、次いで右近と稱した。承應二年十三歲にて幕府に出仕してから、前將軍家綱公及現將軍綱吉公の二代に歷事し、次第に官位を進められて、從四位上に敍し、左近衞少將に任じ、三河國幡豆郡及上野國甘樂郡の內にて四千二百石を領し、祖先の地位に從つて、上野介義央と稱した。最初は鍛冶橋內に屋敷を賜はつて、此に居たが、寬文三年に改めて吳服橋內に屋敷を賜はつたから、此處に移つた。凡そ承應二年から今年元祿十四年まで、四十九年間殿中に在つて、典故儀禮の事を執つたから、作法に練達して居たも、其筈である。今年六十一歲にて高家衆の筆頭として推されて居た。

此上野介の內室は上杉播磨守綱勝の同胞であつた。上野介は此方を納れて、嫡男三郎を擧げた。寬文四年に綱勝俄に卒去せられて、後嗣が無い處から、景勝卿以來の血統の絕えんことを憂ひて、右の三郎を養子として上杉家の家督とせられた。是が後に彈正大弼綱憲である。此綱憲は二子を擧げられた。長は民部大輔吉憲、次は春千代である。上野介には晚年に子が無い處から、此甥の春千代を養子にした。是が即ち左兵衞義周である。其れ故上杉家と吉良家とは重緣の間柄となつた。養子左兵衞義周は當年方に十八歲であつた。

附言。本名を稱することは、中古までの事で、其れから以後は告朔の餼羊ぐらゐに過ぎなかつたから、所傳に頗る誤が多い。上野介の本名の一字なども、中央の央の字であるけれども、當時の俗間には央の字などを知る者は尠い。一度世上に義英と寫誤つて、講談師などが無闇にヨシヒデ〳〵と唱へたから、人々の耳に慣れ、何時かヨシヒデが本名の樣に權威を生じた。如何にも英の字ならば、ヒデに相違ないが、生憎其實は央の字である。義央即ちヨシナカである。首を斬られたから英の字の艸冠が飛んだのと思へば、忽ち記憶に入るであらう。何は兎もあれ、萬昌院に在る墓上に「吉良前上野介源義央朝臣」とあるが、確な證據である。其子左兵衞義周即ちヨシチカの如きも、周の字と固の字が似て居る處から、亦寫誤つて義固と傳へ、從てヨシカタと讀ませて居る本も間見當る。

序に此頃出た「大石內藏助」に上野介が本所の屋敷に最初から住まつて居た樣に記したり、刃傷當時に內匠頭が三十歲だの、上野介が五十九歲だのと記したりして居るも、皆間違である。俗書だから言ふにも足らねど、隨分當てずつぽふな話であるから一言し置く。

九　吉良上野介の人となり

吉良家と重緣の關係ある上杉家は、人も知つたる戰國の英雄彈正大弼輝虎入道謙信公の後裔である。其嗣子會津中納言景勝卿は一片の義に依りて、關ケ原の大役に西軍に與し、會津に據つて、久しく內府に抗敵せられたので、講和の後會津百貳拾萬石から米澤三十萬石に削封せられた。其子定勝、其孫綱勝と三傳して、綱勝卒去の際に後嗣が無い。幕府の法制として諸侯逝去して後嗣が無ければ、其家を廢絕して、封土を沒收するのが恆例であるが、名に負ふ關東管領の家筋、殊には不識菴謙信の後なれば、特恩を以て綱勝卒後の養子綱憲に十五萬石を受領させられた。だから小さくはなつたが東北に居然たる名諸侯、殊に綱憲の內室は紀伊中納言綱教卿の姉君であつた。而らして此綱教卿は

大樹家の御愛女鶴姫君に配されて、威勢をさをさ大將軍にも匹せられる程であつたから、彈正大弼其人の覺も自然目出たかつた。吉良上野介は其彈正大弼の實父であるといふ故を以て、普通の高家衆と違ひ、頗る幕廷に重んぜられた。

且つ此當時は將軍綱吉公がまだ甲府に居られた頃から左右に侍し、君寵を殆ど一身に鍾め、忽ち嚴然たる一大諸侯となり、中外の耳目を驚かした柳澤出羽守保明卽ち後の松平美濃守吉保全盛の時代であつた。小人の常として權勢に阿附することには拔目が無い。上野介は深く美濃守に取入つて、早くも其歡心を得て居つた。それで世上に柳澤の腰巾着といふ渾名さへあつた。是も上野介が羽振の好かつた一つである。

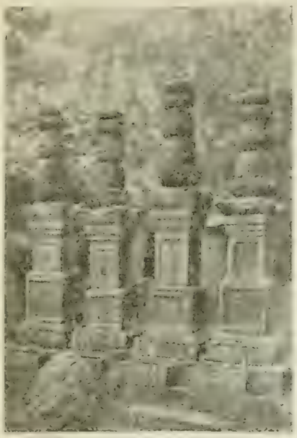

原本口繪　萬昌院吉良一門墓の圖（右端上野介）

獨り是れのみで無い。前にも述べた通り彼上野介は四十餘年の久しき幕廷に在つて、典故儀禮の事を掌り、是等の作法に練達して居るから、或意味に於ける一個の元老である。是は今日でも手近く知ることが出來る。維新の際には錦の御旗の旗持にも當らなかつた連中が、四十年來政府に坐したばかりで、元老などと言はれる樣になつて居る人もある。理會は自ら個中に存する。況や一切萬事を前例格式で押通す封建制度の幕廷に於てをやだ。

是等の理由から上野介は幕廷に於て中々勢力があつた。而うして其人となりを概言すれば、小人の特質に於て一つも缺ける所が無い。上には諛ふ。下には驕る。其癖貪慾にして賄賂に目が無い。始末の惡い人物であつた。それで居て、敕使の御下向毎に御接伴掛とならぬことは無かつたから、是れまで同じ掛を申附けられた大名は、概ね此人に賄ひ、其歡心を得て、僅に役儀を全うし來たのであつた。扨此度の敕使御饗應掛には第一誰が任命せられるかと、上野介は見て居る內に、淺野內匠頭が其任に當られた。播州淺野は聞ゆる分限者、お負けに內匠頭は壯年であるから、作法には通じない。萬事は此上野介が指圖をせ。取れるぞ取れるぞ、大に取れるぞと、窃にホク／＼歡んで居た。

十　敕使御饗應係の任命

扨二月四日殿中帝鑑の間に於て、淺野內匠頭は愈〻敕使御饗應掛を申附けられた。其節內匠頭は御老中に向ひ、「斯かる重き御役儀を仰附けられる事は、家の名譽、身の面目、此上も無き儀にはおはせど、公儀の御作法に嫻はざる不肖內匠、御用を全う仕らんこと覺束なく存じ奉る。恐れながら此儀は餘人に仰せ附けさせられる樣願はしう存じ奉る」と辭退された。御老中の一人は之を遮つて、「其儀ならば御懸念には及び申さぬ。大小名誰とて恐らく此御役目に練達せられた方とてはおはすまい。此儀に就ては多年敕使の御接伴を申上げ、萬事を心得た高家衆がおざる。就中吉良上野介老功の仁におざれば、諸事上野介と談合せられ、御勤めなされ」と申聞けられたから、內匠頭も畏まつて退出せられた。

內匠頭は極めて眞面目な人である。御受けをしてから難儀であつた。邸に引取られて、直ちに家老安井彥右衛門、藤井又左衛門を呼出し、

今日は勅使饗應の大役を仰付けられた事を申聞けられ、之に就いて萬事の指揮を吉良家に受けるやう御内意もあれば、其方ども早速同家へ挨拶に出るやうに、と命ぜられた。兩人は所謂江戸家老で在府の國務財務に任ずる者である。兩人が眼達の男なら、延係といふ者は賄賂次第であるぐらゐな事は、昨日承知で無ければならぬが、生憎の沒曉八、其上三太夫の通有性たる吝嗇まで加味して居る。それで兩人は相議して申上げた。「御意の通り御挨拶には早速罷出でませうが、上野介殿には四位の少將、高貴の御身分、萬事の御指圖は御役儀の上の公事で、私の事ではござりませぬ。滅多な物を差上げるは、却て不敬かとも存じますれば、本の御音物の符を差出しましたらば、然る可く存じ奉りまする」と言上した。内匠頭聰明は聰明であるが、殿樣たることは免れぬ。お贏けに天性清廉であるから、自分に一點賄賂などを貪るの心が無い樣に、他人も亦其の通りであらうと思はれる。そこで兩家老の申出を其儘容れられた。家老の胸では少しにても御物入のかゝらぬ樣にする事故、一廉の忠義と心得たらしい、乃て兩人は言上通り本の音物の符を持參して、吉良家に挨拶には赴いた。眞僞は保證せぬが、當時の評では淺野家からは僅に鰹節一連を贈つたといふ事である。之に反して院使の御饗應掛となつた伊達左京亮は其頃幼年であつたから、家老が取仕切つて萬事を處置したか、幸ひ家老に其人があつたと見え、敏くも上野介の人となりを探知し、此處ぞと思ひ切つた進物をした。是も噂だが、加賀絹幾疋、黄金百枚、探幽の筆青虎の對幅などを贈つたといふ事である。是に於て上野介は伊達家に對しては大得意となつた代りに、淺野家に向つては大失望であつた。「勝手向不如意の伊達家でさへ非常な敬意を表するのに、淺野家の仕向は何事ぞ。此上野介を馬鹿にして居る。内匠頭が其心なら、此方にも詮樣がある」と、徐々小人の本色を動かして來た。未來の禍機は實に是から胚胎した。上野介の劣情は固より論外であるが、淺野家の三太夫どもが吝サ加減も亦甚しい。『庸人國を誤る』といふのは、此事である。獨り是は淺野一家の事のみで無い。

十一　内匠頭と上野介との確執

進物が輕少であつた爲に、上野介が淺野家に對し内心大不滿を抱いて居るといふことを、夢にも知られないのは内匠頭である。侯は兩家老を挨拶に遣はされた後、自身駕を促して吉良邸を訪問し、上野介に面會して、今度勅使御饗應掛を仰付けられた顛末を陳べ、未熟の事なれば、萬事貴老の御指圖に預りたいとの旨を懇請せられた。すると上野介の態度は案外千萬であつた。彼は極めて冷淡なる語氣にて、「折角の御頼ではおはせど、勅使院使の御接伴は、愚老とても御同樣に不知案内におざれば、御指圖など存じも寄らぬ。貴殿の御心次第に御取計らひ爲させられい」と剣附けた。内匠頭はムッとして、聞きしに勝る腹の惡い老爺だと思ひながらも、御役目を大事と存ぜられ、「左樣に仰せらるれども、御老中より貴老御功者の御事なれば、萬事は貴老の御指圖委せに至す樣との御辭添もおざれば、只管お縋り申上げる」と重ねて丁寧に出られた。すると上野介は何やらん心に浮んだ樣子にて、「左樣おざつた歟。さほどまでに仰せられるならば、聊か心づきを申上げよう。御役目に就いては、御進物が第一でおざる。此度の事に關はる重い方など大事にせられいでは協はぬ。第一は勅使御二方に對しては、日々御進物を御贈進なさせられい。此儀努々御抜かり無き樣に……』と意味ありげに諷示した。

上野介の方では、『如何に吝でも頑固でも彼れほど打込んで置いたなら、此方の眞意を解せぬ事はあるまい。必らず相當な音物を寄こし來るであらう』と期待した。何ぞ知らん内匠頭は例の殿樣である。自家に一點收賄などといふ念慮が無いから、上野介の談は彼自身に向ひ多くの賄賂を納れよといふ謎語であるとは、少しも氣づかれぬ。侯には却て一層の惡感を抱かれた。『狸爺め、自分が廷儀に媚はぬといふのに着け込み、愚弄すると覺ゆる。敕使を大切にし奉る可きは勿論ながら、日々進物を差上げねばならぬといふ法やある。人を愚弄するも亦甚しい』と思はれたから、直に御老中の御月番土屋相模守を訪問し、上野介殿は然か〳〵と指圖せられたが、左樣取計らふ可きものなるや、否やを質された。之を聞いて相模守は不審の眉を顰せられ、『如何に上野介指圖にても、日々御進物をするなど、左樣な〳〵先例はおざらぬ。決して其儀には及び申さぬ。只御饗應にお手抜かり無き樣勉めらるれば、其れにて澤山でおざる』と答へられた。左もこそと内匠頭は心中に冷笑つて、其後上野介が諷示に一顧をだにも與へられぬ。此事忽ち上野介に聞えたから、上野介は居ても起つてもゐられぬ。『彼談を閣老の耳に納れるといふ奴やある。閣老は必らず我心事を猜して、恐らく好くは受取られまい。彼奴内匠、乃公に賄はざるのみか、此老人に恥辱までも與へるとは奇怪千萬、善し〳〵其儀ならば今に見よ、彼に大失態を出來させて吳れよう』と茲に厭ふ可き惡念を燃やして來た。

原本口繪　延寶年間の印本

十二　戸澤下野守の忠告

溝渠は既に浚へられた。内匠頭は、『狸爺』めがと上野介を輕蔑せられゝば、上野介は、『青二才』の癖にと内匠頭を疾視する。それで上野介の貪慾を知り、内匠頭の硬直を嘉賞する大小名は、内匠頭の爲に竊に憂慮する方も尠く無かつた。其中殊に内匠頭と交情の敦かつた戸澤下野守政庸は、一日淺野邸を音づれられた。折柄小笠原長門守も來合せられたが、何れも懇親の間柄であるから、主人侯は大に喜ばれ、共に書院に請じて、四方山の談を開かれた。下野守は物思はしげに内匠頭に打向ひ、

『此度貴殿には上野介殿と敕使御饗應掛を御勤め成さる由、御存じかは存ぜねど、彼人は寔に驕傲にして腹惡き御仁におはすことは、豫て父上總介より承はつておざる。前年父上總介彼仁と倶に日光御廟の御用を仰付けられたる節、それは樣々の難題を仰掛けられ、忍び難い場合に度々出會はれたと云ふ事におざる。さりながら是は大事の御用、殊には御廟の御事にもおざれば、一個の私怨を霽らす可き時では無いと、ヂッと堪忍し、無事に御用を勤め了せたと、自分戒めに語り聞けられた事がおざる。只今貴殿には其上野殿と御同役とあれば、定めて御腹に据ゑかねさせらるゝ事もおはさう哉。なれど此處は御身家の御大事、善く〳〵御分別あ

らせらる可き場合と存ずる。此事御耳に納れんと、實は參上致した次第におざる」

と割なく注意を加へられた。内匠頭は大に思ひ當られる所あるやにて、深く之に感激し、

「今に始めぬ御厚情のほど幾重にも忝なう存ずる。此上も無き御訓戒、肺肝に銘じて服膺致すでおざらう。但だ貴殿の尊大人様には御老功にておはしたればこそ、此御堪忍も成らせられた御事と存ずれ、某などには然ばかりの堪忍……」

と打沈んで申された。兩侯は口を揃へ、

「其處を忍ばせられてこそ始めて堪忍にておはさう」

と取り〴〵に諫め、主人も之に首肯せられたから、兩侯は乃て暇を告げられた。

附言。此事は變動の後に、小笠原長門守が藝州侯を訪問せられた節、侯を始め列座の方々に向つて話されたのを、藝州侯の家臣御牧武太夫といふ人が、お側に侍して親しく聽取つた。それを室鳩巣の門人小谷勉善が更に聽質し來て、鳩巣翁が「義人錄」の史料に提供した。彼世に傳へる加藤遠江守泰經の談も、早く此頃から四方に喧傳し居たものと見えて、翁は殊更に斷案を下し、「是れ必らず同一事なる可く、當に勉善が聞ける所を以て是とすべし」といつた。吾等も鳩巣の斷案に同意する。

十三　敕使登城

敕使院使は三月十一日を以て江戸に到着せられ、龍口傳奏屋敷に入らせられた。幕廷からは臺使として高家織田能登守を遣はして、御途上の御疲れを御慰問申上げさせられる。淺野内匠頭、伊達左京亮は前夜から家人と倶に傳奏屋敷に詰められる。それは〳〵鄭重な御接待である。是に至つて上野介の内匠頭に對する忮害心は到らざる所なく、何とかして手落ちをさせよう、恥を搔かせようと試みる。噂に據れば、敕使御到着當日の御馳走にも旣に大齟齬をさせようとしたといふ事である。それぐらゐな事はありさうにも考へられるが、内匠頭の方では役儀の上から厭や〳〵ながら矢張彼が指圖を受けられねばならぬ。例年敕使下向の例として、璽旨の傳諭、敕使の御饗應、大樹家の奉答等の式が了ると、敕使には芝上野への御參詣がある。内匠頭には芝御參詣の御接伴にも當られた。それで態々家臣を以て、『敕使御休息所の宿坊の疊表は如何致す可きものでおざらう歟』を、上野介に問合はされた。上野介は事も無げに、『何の其れには及び申さぬ』と答へたから、其積で居られると、院使御饗應掛の伊達家では、悉皆之を取易へたとの事である。「ソレ亦出し拔かれた歟」と内匠頭は烈火の如く憤られ、寸時も猶豫ならずとて、即刻命を傳へられたから、俄に職工を召集し、高張提灯を點けさせて、一夜の中に宿坊普光院の青疊二百餘疊を物の見事に取易へさせられた。之に就いても噂があるが、其後上野介は增上寺御參詣の諸準備を見分しながら、此新調の疊を看て、「赤穗侯は富分者でおはすから、お見事な事なう」と冷笑を加へたといふ事である。隨分彼者の言ひ兼ね間敷き言である。

十二日には敕使院使相並んで御登城あり。大廣間に於て璽旨院宣を型の如く大樹家に傳達せられ、併せて恩賜の御太刀、黄金などを交付して退出せられた。十三日にも亦御登城あり。此日は最初が能樂の御催にて四座の能役者には悉く出仕し、翁三番叟、高砂、田村、東北、春日龍神、祝言など數番を演奏し、紀伊中納言綱教卿、甲斐權中納言綱豐卿、尾張宰相吉通卿、水戸參議綱條卿を始め、列侯一同に御陪觀を許され、次に御饗宴に移りて、此日も無事に御式は濟んだ。

三月十四日は大樹家が勅諭奉答の日となつた。當年の幕府が如何に此日に帝國を我物顔に振舞つたかは、其頃の識者ともいはれた有名の學者達が物の書様にても分る。新井白石は幕府から朝鮮へ移す公書に、將軍を日本國王と稱し、室鳩巣は「義人錄」を草して「朝廷、天使を饗す」などと言つて居る。其の朝廷といふのは、幕府の事である。「朝廷、天使を饗す」などは、隨分僭妄では無い歟。識者と聞えた連中ですら其れである。況や其他に於てをやだ。それで當時の幕廷では勅旨を拜受する場合よりも、公方家の御勅答と唱へ、寧ろ明日の儀式を大切とした。其れだけ局に當つた其の役々は懸命である。

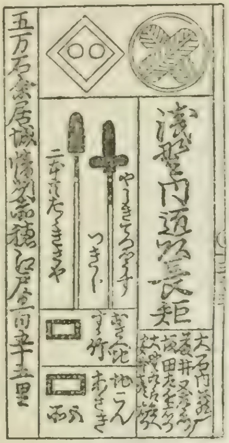

原本日游　元禄年間の印本

十四　忿爭の起因

三月十四日は愈々來た。大樹家自身に勅諭に奉答せらる可き、所謂御勅答日は愈々來た。此日は諸侯伯悉く衣冠束帶にて登城し、將軍勅答の席に參列する治定である。其儀式は總じて正月元日の拜賀に準ずるのでも、其の大切な事は察せられる。此日の數日前の事であるが、世上に遺つた噂には、上野介と内匠頭との間に一衝突があると傳へて居る。内匠頭は前日家臣を以て、明日の御式には長上下を着用す可きや、將た烏帽子大紋を引繕ふ可きやと、上野介に問合せられた。すると長御着用にて然る可しと返答した。此返答に接して、内匠頭主從の間には一評議が開かれた。明日の御式に長とは心得難い。恭例のではあるまい歟と、主從眉を顰められたが、兎も角も吉良殿の指圖、無にする譯にも參るまいが、或は赤失態を出來させようとの惡意に出たのかも知れぬ。さらば用意に衣冠を持たせ、途上は長にて登營せられ、其上接伴の諸掛も總衣冠ならば、營中御控所にて着易へられんまでであると内決し、今朝は長上下にて出仕して見られた。すると按に違はず同僚の諸有司が大紋烏帽子、是で赤一恥かゝれたが、準備の注意が屆いて居ただけに、大失態に至らなかつた。そこで内匠頭は上野介に面し、此事を詰られると、上野介は空とぼけ、「どうも近來は耄碌して、是等の間違を致して相濟まぬ」と、言ひ繕ひ、其場合はなかつたと傳へて居る。但し當代を輕んずる封建の時代では、直參の禮儀などはチャンと一定して不變のものであるから、世上まで上野介が虚言を吐きさうも無ければ、其れほど内匠頭が迂闊で居られうとも思はれぬ。是れは恐らく場聞の捏造、所謂京童人の口であらう。

但し今日は勅使御饗應中第一の晴れの席、此晴れの御席に於て、内匠頭に扱ふ可からざる恥辱を與へ、公にならなかつた迷惑をせをして呉れうとは、上野介が方寸に置て書かれた圖案と見える。何處まで腹の惡い老爺であらう。隨ふに内匠頭と上野介は同じ御饗應掛に在り、殊には上野介は當官上の先任者の位置に在れば、内匠頭には日々之に會合し、指圖を求められた事柄は、獨り世上に見はれた事件に止まらなかつたら。其間には口に言ふに言はれぬ難題を振掛けられたに相違ない。内匠頭短氣ではあれど、固より馬鹿ではおはさぬ。曾には戸澤下野守などの懇篤なる忠言もあり、かたがた積憤を押へて今日に至られたものと見える。が、人と人との間には、一種不思議なる相感の妙用がある。互に相會しては、膠漆も啻な

ならざる様に語らひ居ても、一方の秘衷に彼奴がといふ心があれば、相手の心頭にもチャンと反響して、此奴がといふ思が蟠まる。之に反して未だ嘗て一面識なくても、彼人は慕はしいと思へば、其人も亦之を悪いとは思はぬ。至誠の神に通ずるなども、此相感の妙用である。それで上野介が何時か一度は大恥辱を與へて遣らうと思うて居た忮害心は、今日までに既に與へた忮害の外に、内匠頭の心頭に蓄然として反響し居た。彼が之に對して大決心を定められたのは、後から想ひ合される節がある。

附言。世間には往々奇説を立てたがる歴史家があつて、内匠頭と上野介との搉執の原因は、男色から起つたのだなどといふ者がある。即ち内匠頭が寵愛された若衆の美少年に、上野介が戀慕して、是非に貰ひ受けたいと所望したのを、内匠頭が惜んで遣らなかつた。之を上野介が意趣に含んだのが起因だといふ。成程元祿の當時までは、戰國時代の餘習を受けて、男色は盛んに流行した。殊に諸侯の間などには美少年大流行であつたから、浮かりと聴けば、左様かとも思はるれど、是時上野介は既に六十一歳の白頭翁であつたことを顧みて見たならば、最早若衆の爭でもあるまい。

畢竟是は「忠臣武道播磨石」などの俗書に讀まれてからの俗説である。其實矢張上野介は釜よりも金の方であつたのは、當時に至るまで、同一問題にて多くの諸侯を困めたのでも、思半に過ぎるであらう。

十五　殿中の凶變

今・三・月・十・四・日、勅答の御席は白書院、侯伯の登營は巳の上刻、即ち午前十時と觸出された。此日朝まだきから天氣は陰々と曇つて居た。東洋流の常套語を用ふれば、天心變異を示すに似たりとも謂ふ可き歟、今日を晴れと装ひたる千官の輿馬は雲の如く、柳營を望んで簇り來り、御三家を始めとし、御老中、御側衆、御譜代の諸大名、前後に進み、席順に從つて着席される。一層莊重に之を謂へば、臺家の宗室、諸々の閣老、起居の臣僚、勳舊の諸侯、皆朝服して位次に就くといふ處だや。當日御接伴掛の兩侯と高家衆は何れも松の御廊下に敕使院使の御登營を今か〳〵とお待受けされる。内匠頭は念を入れたが上にも念を入れ、同掛上席の上野介に向ひ、

『傳奏方の御登營も最早昨刻はおはすまいと存ずるが、御着にならば、吾等御接伴掛は御玄關式臺にて御迎へ申上ぐ可きもの歟、それとも御式臺下に降立ちて御迎へ申上ぐ可き歟、御教示を願ひ上げる』

と問掛けられた。上野介は此處ぞといふ顏つきにて、

『其れは申すに及ばぬ。全體斯様なる儀は平生より豫て御覺悟ある可き次第、此期に臨んで行當つたる御尋ね、近頃笑止千萬に存ずる』

と冷笑つた。

内匠頭はサッと赤面し、無念胸を衝いて發したが、ヂッと堪へて默された。折柄大樹家の御生母桂昌院殿の御内使梶川與三兵衛といふ仁が、お廊下に出來り、内匠頭を見て、

『上様御敕答の御式済ませられたらば、其旨私にまで御知らせをお願申す』

と囑したから、

『畏まつておざる』

と答へられた。是は桂昌院殿にも天朝から種々の御恩賜があつたので、大樹家敕答式の後に於て、此方からも御内使を以て御禮申上げられる其打合せである。與三兵衛は此事を打合せて、立去らうとする。上野介は呼び止めた。

『何の御打合せかは存ぜぬが、御尋の事がおは

さば、上野　來はるでおざらう』

といひながら、並居る人々を看回して、

『御作法の一つも心得ぬ内匠頭殿に、何事のお分りがおはさうぞ。あれにて如何して此大切なる御役儀が勤まり申さうや』

と最と憎さげに罵たうた。

間は遠からず、場處は場處、稠人廣座の前に在つて此侮辱を加へられたので、内匠頭の堪へに堪へられた忍耐の緒は一時に斷絶した。内匠頭は大喝一聲、

『覺えた歟！』

と叫びながら、腰なる小刀拔く手も見せず、上野介が頭上を目掛けて斫着けられた。『ワッ』と悲鳴を揚げて、上野介打俯しに仆れる所を、二の太刀にて再び斫着けられたのが、今度は肩から背に掛つた。併し咄嗟の際といひ、且つは太刀間があつたので、二太刀ともに思はしく達しなかつた。が、只看る上野介は烏帽子の上から疊み掛けられたので、流血に滿面を染め、肩

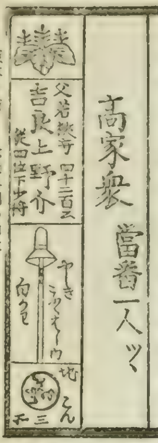

原本日記　元祿年間の印本

先から大紋を紅にし、其儘滾顚がつて逃げようとする。内匠頭は仕損じた歟、『殘念！』と三たび血刀を振揚げて、後を追はうとされる。其一刹那、前に立去りかゝつた梶川與三兵衞は、是はと看て取り、内匠頭の背後からムンズと抱止めた。

『御場處がらでおざるぞ。御亂心！』

と呼ぶ聲を耳にも掛けず、内匠頭は、

『お放しなされ！　お放しなされ！』

と叫びつゝ、振放して追はう〳〵と焦られるが、與三兵衞は旗下衆中にも聞えた大力の男であるから、組着いた儘些とも動かさぬ。其裡上野介との間は隔たる。品川豐後守駈寄り、上野介を保護して高家衆詰所に引きさがる。兎角する間に關久和といふ御坊主が此處に來掛つて此體を視、與三兵衞を扶けて、太刀を翳された内匠頭の手に取縋る。是に至つて萬事は休した。吁『遺恨十年磨一劍、流星光底逸長蛇』遺憾は獨り當年の不識庵のみでは無かつた。

十六　内外の騷擾

ソレ刃傷と聞えるや否や、柳營の内外に亙つて、喧騷は一時に湧出でた。營中にては大小名から御書院番、大番、新番、其他に至るまで、爭闘の譏、扨は事端の何などを知らんとて、座席を放れ、職務を擱いて、右往左往に立騷ぐ。時に志州鳥羽の城主松平和泉守乘邑は生年僅に十五歳と聞えたが、此體を視て、見苦しき事に思はれ、『方々御鎭まりなされ、方々の御伺候は斯樣な場合の御用を承はらせられんが爲ではおはさぬ歟。靜に御着席あつて、御老中御指圖御待ちなされて然る可く存ずる』と呼ばはられた。毛遂人を欺かず、鋒尖は早く穎脫して見える。此人は後に松平左近將監と稱し、老中の筆頭にまで榮進された。兎に角營中は此人に水打たれて、漸く鎭まり掛けた。同時に御玄關口の出入は一時禁じられる。蘇鐵の間伺候の輩はお拂となる。麝香の間、大廣間の取締は建切られた。

是時將軍綱吉公は沐浴して聖旨に奉答せんとの心にて、行水しつゝ居られたが、御側衆の人々は松の間廊下の刃傷に驚き惑ひ、我も〳〵と言上せんとする。處が此處にも一箇の人物が在つた。それは柳澤出羽守保明である。出羽守は同じく廻居の同僚の一人としてお湯殿のお次に控へて居られたが、靜に是等の人々を制し、乃て將軍のお行水も濟み、お髪上げも終り、御裝束に排られる頃、出羽守は落着いて御前へ出

で、『唯今松の廊下に於て、淺野内匠頭事、吉良上野介へ刄傷に及び、薄手を負はせておざりますれど、一命に關はる程の創でもおざりませぬ。よつて取敢へず内匠頭は取押へさせ、上野介は介抱させ、御廊下の穢は清めさせておざりますれど、差當り當司の後役何れに仰せつけさせらる可きや。御敕答の御席は其儘御白書院を用ゐさせらる可きや。伺ひ奉りまする』と申上げられた。後に將軍御諱の一字と松平姓とを賜はり、天下の權勢を一身に聚めた松平美濃守吉保の人品は此間に發露して居る。

殿中ですら此騷ぎである。況して大下馬先には諸侯伯の家臣が雲霞の如く屯して居る。對手は知れぬが殿中の刄傷が追々に傳はるや否や、何れも主人の身の上を氣遣ひ、我も〳〵と大手門に集つて込入らうとする。其混雜は名狀も出來ぬ。御門は急に固められた。其中御目付鈴木源五右衞門は營中から驅けつけ來り、御門の中央に突立つて、『供廻りの面々鎭まられよ。喧嘩の相手は淺野内匠頭殿と吉良上野介殿、其餘の方々は別條ない』と大音聲に呼ばはられ、尚御徒目付三四人を驅廻らせて、之を觸れさせられたから、扨はと漸う安堵して、秩序は此處にも回復した。

乃て下總佐倉の城主戸田能登守忠眞をお召になり、西湖の間に於て、老中列席にて、内匠頭代敕使御饗應掛を申附けると達せられた。同時に血に汚れた白書院は天朝に對し奉りて畏ありとの敬意に由り、式場は俄に黒書院に改められ、敕答の御式は滯りなく此にて濟まされた。

十七　審問

吉良上野介は今一刀の下に身首處を異にする處を、梶川與三兵衞が内匠頭を抱止めたお蔭で、危き一命を助かつて顚がり逃げたが、品川豐後守及びお坊主等に扶けられて、高家衆詰所へと連れ行かれる。彼が日頃の驕慢にも似ず、其の逃げた醜態といひ、負傷に氣打して青褪返つた顏色といひ、聲を顫はせて『お醫師を〳〵』と唸つた叫といひ、實に言語に斷えた。之を小氣味好く思はれた乎、脇坂淡路守安照は目送しながら、傍の人に向ひ、『大紋の血に染つたのは珍らしくおざるなう』と私語かれた。時を移さず外科御典醫坂本養貞等をしてお手厚き療治を加へさせられる。背後の創は長五寸許にして、良重傷なれど、額のそれは極めて輕傷であつた。是は身を引く途端に太刀先が流れた上に、烏帽子の縁の筋が受けたので、輕かつたのであつた。十分のお手當と、創の實傷がさほどでも無いと知れたので、上野介はホッと息をつき、次第に元氣を恢復した。

一方の淺野内匠頭は是非とも敵を仆さんと焦られたが、與三兵衞には礙へられる、多くの人々は立加はる、所詮事休すと觀念せられたので、太刀を坊主陽久和に渡され、『内匠頭亂心は致さぬ、衣紋が縮ひたうおざれば、最早やお放しなされ』といひ、平常に復された。其儘御目付天野傳四郎、曾根五郎兵衞等に監視せられて、蘇鐵の間杉戸後に控へ、後命の下るを待受ける。前に蘇鐵の間のお人擾を御排出されたのは、是が爲であつた。

其中當日の御儀式は了る。元來綱吉公は英明の大君である。綱吉公は常に名分の一端ぐらゐは辨へられた方である。此大樹が敕使に奉對し十分の敬意を捧げようと、台慮を勞された甲斐もなく、斯くの如き失體を生出したので、赫然として怒られ、即刻刄傷雙方及其場に關はつた徒輩の糺問を命ぜられた。それで先づ御目付衆から上野介を取糺される。すると其處は老猾の狸爺であるから、脱からず首尾を繕ひ、『上野儀内匠頭に對し何の意趣

遺恨もおざりませぬ。察するところ内匠頭亂心と存じまする。殿中と申し、殊には今日の御儀席と申し、大切の御場處柄と心得、急ぎ後の亂行を避けようと致しての爲に、背後にまで手傷を蒙つたる次第におざりまする」と復答した。

此取調べは乃て御側の切者柳澤出羽守を始とし、松平右京大夫、若年寄衆など時計の間に聚まり、老中と共に御目付よりの報告を聽取つて、大樹家に上申された。同時に内匠頭の方は御目付多門傳八郎向はれて糺問を始められた。内匠頭は既に最初から覺悟せられた所である。少しも惡びれず、御目付に對し、「上野介より數度堪へ難き恥辱を加へられたるに由り、遂に刃傷に及びたる次第におざりまする。畢竟場處柄をも憚らざる段千萬畏れ入り奉りまする。此上は如何なる御仕置御附けられまするとも、

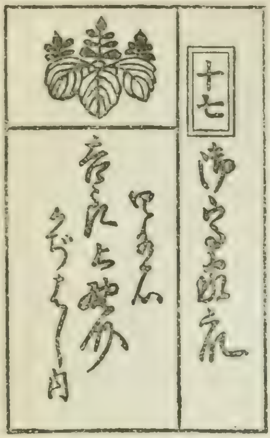

原本口繪　寶曆年間の刊本

一言の申上ぐ可き儀もおざりませぬ」と言上された。

其他上野介同僚大友近江守は、何故刃傷の場に出會はざりし歟との御訊問に對し、大切なる御用の間を缺ぐの虞ありしが故と復答し、梶川與三兵衞は、何故參る間敷座席に立交りたるやとの御審問に對し、御敕答濟の御時刻承はりの爲なりしと答申した。

十八　裁　決

大將軍綱吉公は英明だけに自ら用ゐられることも亦甚だしい。殊に今日の出來事は、事體が事體だけに激怒せられたことも非常である。權力の下に移らざる專制君主の本色を顯つて、自ら裁斷し、直ちに老中に命じて傳達させられた。乃て奧州一ノ關の城主田村右京大夫建顯を殿中に召され、時計の間に於て老中より淺野内匠頭當分御預に相成る旨申渡さる。

同時に老中よりの沙汰として大目付仙石伯耆守は吉良上野介が連込まれ居る高家衆詰所に臨み、『上野介儀公儀を重んじ、急難に臨みながら、時節を辨へ、場處を愼みたる段、神妙に思召さる。是に由つて何の御構もこれ無き間、手疵療養致す可き旨の上意なり』と口達した。

加之、此事には柳澤出羽守も入來られ、「上意唯今御出された通りにおざれば、何卒大猷前さに場らず出勤められるやうに」との旨をさへ添へられ、御上の首尾殘る所なく、其御譽賞に接せられ、更に、黑書院の席へと引取つた。

其他梶川與三兵衞、關久和は其場の働きに就きなりとて、御目見與三兵衞には五百石の御加增、久和には銀子三拾枚を賜はつた。

是にて今日の御沙汰は一段落、内匠頭の御處分は追つての事かと思ひの外、時を移さず御老中を再び綱吉公御前に召された。公には猶豫もあらせられず、「内匠頭今日の所爲、其身は殊に敕使の饗司にてありながら、私の宿意を以て殿中を騷がせ、剩さへ儀禮をまで汚し、公儀を憚らざる段、不屆至極に存ずる。最早赦相成らぬ。切腹申附けよ」と命ぜられた。既に切腹とあらば、家名の斷絶、城邑の沒收は、直ちに之に隨伴するのである。然りとは餘りに峻烈なりとは、何人の心頭にも浮ぶのであるが、大樹家の台命に悖らん樣も無い、列座はハッといひながら、暫くは無言であつた。

それも其筈である。内匠頭の所爲は如何にも大不敬の罪にも當るが、之を犯させた首因は上問へば、上野介に在るのである。從は事實數

使の接伴役にてありながら、誠意を以て忠勤を盡さず、終に内匠頭との爭擾を惹起したのであるから、十分審理を加へられゝば、上野介も御構なしといふ譯には參らぬ。況してや殿中に於ては喧嘩兩成敗の法章は、家康公以來の藩典として嚴乎として存するのである。然るに獨り内匠頭のみを御處分となる。老中の奉行し兼ねたのも無理はない。良あつて老中中の末席稻葉丹後守正通は口を開かれた。『御上意の通り内匠頭の所爲、如何にも不屆至極にはおはせど、一向亂心の體にも見受けられまする。御處分の儀は今暫く御猶豫あらせられては如何と存じ奉りまする』と言上された。蓋し丹後守の意は發狂を以て之を論じ、罪を内匠頭の一身に止め、累を其家國にまで及ぼさざらしめんとするに在る。同列秋元但馬守喬朝も亦之に次ぎ、『某も丹後守同事に存じ奉りまする』と申出られ、其尾について土屋相模守政直も亦、『相模儀も同樣に心得まする』と申上げられた。が、激怒せられた將軍の胸中には再考の餘地が無い。『我心既に決せり、復た言ふこと勿れ』との體にて、氣色を變へて、突と其座を起たれたが、可愛き將軍は振囘みて、『丹後遠慮には及ばぬぞ』と言棄てて奥に入られた。乃て土屋相模守一人は再び召された。是は老中の御用番、命令傳達の當該官である。將軍は改めて、『前に申附けたる通り、即刻内匠頭に切腹させよ』と嚴命された。可天日と專制君主の決意とは回す可からずだ。

十九　内匠頭の遺言

田村右京大夫には内匠頭御預の命を受け、留守居牟岐平右衛門に物頭、中小姓、徒士足輕以下都合百人計りを附け、御預人受取の爲めにと御城へ差出した。只看る内匠頭は朝服の烏帽子大紋を脱して麻上下に着かへ、差廻された駕へと乘移られゝば、其儀駕籠の引戸には錠を鎖し、烏帽子、大紋、鼻紙袋、太刀、扇子等は平右衛門受取つて、從者に持たせ、平川口より退出する。既に御門外へと出れば、用意の網を駕に懸ける。是は罪人押送の掟である、斯くて嚴重に道路を護送し、日比谷にかゝつて、愛宕下の田村邸に達したのは、彼れ是れ申の刻即ち午後の四時過であつた。今朝までは五萬三千餘石の城主、朝散大夫の朝官を帶び、雄風四邊を拂つた一大名、午後には『楚囚纓其冠。傳車送窮北』を賦するの境涯には落ちられた。圖る可からざるものは、人間の榮枯盛衰である。

内匠頭は既に覺悟を極められたから、何の騷がれたる氣色も無い。併しながら流星光底に長蛇を逸した遺憾は實に喩る方も無い。侯は一室に入れられた後、徐かに警護の士に向ひ、『自分家來へ一書を遣はし度いと存ずるが、苦しかる間敷や』と尋ねられた。是時田村家に人あらば、武士の情、押切つて承諾せらる可きであるが、一藩上下唯幕府の鼻息を窺ふ者のみと見えた。『其段は上へ伺ひ奉らざる儀におざれば、相成り申しませぬ』と答へた。内匠頭はチッと沈吟し居られたが、『然らば一言口上にて傳へらるゝ事は成るまじい歟』と問返された。如何に血の無い奴輩にても、氣の毒に感じたと見え、『其儀も如何とは存じますれども、仰聞け置かせられましたならば、一應御目付衆へ申上げ、御聽濟とも相成らば、御傳達仕りませう』と言つた。内匠頭は頷かれた。警護の士は、『左樣ならば其れにて仰聞けられまするやう』とて筆を取りあげた。内匠頭は屹となり、慷慨に堪へざる語氣を以て、

『豫ては知らせ置く可く存ぜしも、其遑なく、今日の事は已むを得ざるに出でたる儀に候。定めて不審に存ず可き乎』

との意を陳べられ、

『此儀は家來片岡源五右衛門、礒貝十郎左衛門と申者に相傳へられるやう』と申遺された。内匠頭の遺言は唯是のみであるが、此の簡單なる數語の裏に無限の感慨は託せられ、而も江邸には藤井安井の兩家老あるにも關らず、特に片岡、礒貝へと申遺されたのは、前者二人の凡庸後事を囑するに足らざるを看取せられ、後者兩人に之を傳へ置かば君國を思ふ忠義の諸臣と倶に我意を體するであらうと思惟せられたからと見える。『道義貫心肝。忠義填骨髓』の士之を聞かば、誰かは此以心傳心の祕言に奮起せざらんや。後日大石以下が泣いたのは、此簡單なる隱語であつた。

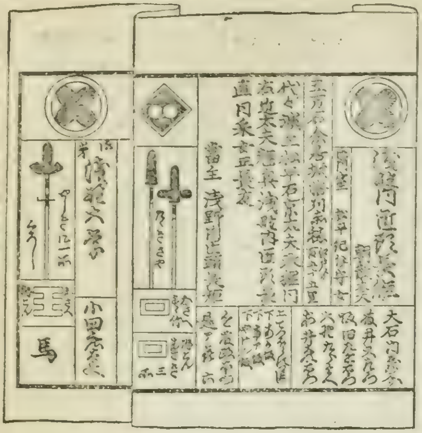

二十　檢使の爭論

殿中にては、内匠頭を田村右京大夫に御預の旨沙汰せられる間も無く、御目付一同を若年寄詰所に集め、『今日内匠頭の所爲不屆至極に就き、田村右京大夫へ御預の上、切腹仰付けられる。之に引きかへ、上野介の振舞神妙であつたから、御醫師にかけられ、治療投藥を仰付けられる。一同左樣承知せられるやうに』と申聞けられた。すると御目付中に其人ありと聞えた多門傳八郎は進み出で、『御上意にはおざりませうが、内匠頭は假初にも五萬三千五百石の城主、殊に本家は大身の大名におざりまする。今日御預、直ちに切腹とは、餘りにお手輕い御仕置き歟と存じ奉りまする。是は大目付並に私共目付立會ひ、再應糺明いたしたる上、御處分あらせられたく愚考仕りまする。それまでは相手上野介にも謹愼仰付けられてこそ然る可く、今日の御稱美は餘りにお手輕にておざりまする』と憚る所も無く直言した。

蓋し彼は先刻から上野介の爲に盛んに庇護の勞を取りつゝある柳澤出羽守の言動を片腹痛く思ひ居たので、殊に此言を發したものと見える。果せる哉其言は出羽守が肺腑に的中した。出羽守はムッとして席を立たれたが、忽ち傳八郎には差控仰付けられるとの上命が下つた。併し老中の多數は傳八郎と同意見であるから、内から執成せられたものと見え、時を移さず差控御免の命は達せられ、續いて大目付庄田下總守、目付多門傳八郎、大久保權右衛門は内匠頭に對し切腹申渡並に檢使の役を仰付けられた。是に至れば前の諸老中と亦一般、君主の意旨には違はれぬ。傳八郎は即時に大檢使及檢使と共に、御徒目付磯田武太夫以下十人の屬僚を從へて、芝の田村邸へと臨んだ。

此間に於て一分時を費さねばならぬのは、當時の幕廷内に柳澤派と非柳澤派とのあつた事である。即ち一方は柳澤派にして、他の一方は無論非柳澤派である。是は公然派と目す可きでは無いが、冥々の裏には自然對立する。今日の大檢使庄田下總守は即ち前派に屬し、副使多門傳八郎及大久保權右衛門は即ち後派であつた。下總守は兩副使に先だつて右京大夫に面會し、上意の在る所を傳へ、内匠頭切腹の準備を命ぜられた。其命令には、『御預の内匠頭は、大樹の御譴に觸れたる仕置、一概侯伯に死を賜ふ時の作法に則られるには及ばぬ』

との私意をも添へた。彼の肺肝は踏るやうである。

田村家は旨意を奉戴し、俄に小書院前の白洲に筵を延べ、其上に疊を敷き、又其上を毛氈にて蔽ひ、其周圍に幕打廻し、準備は立ちどころに整うた。「去來御見分を」との主人の案内に、正使は臨み視れば、此體である。傳八郎は忽ち視咎め、

「今日の御預人は一城の主にておはす。殊には武士道の御仕置仰付けられたる仁を、無位無官の徒輩同樣、庭上に於て切腹とは、武門の作法に有間敷儀と存ずる。如何なる御存慮にて斯樣の御しつらひにはなり申した歟」

と問掛けられた。右京大夫はハッと支へ、早速の返答に躊躇するを、下總守は引取つて、

『それにて差支へおざらぬと存ずる』

と打消すを、傳八郎は承知せず、

『武門の作法に有間敷事を差支おざらぬとは奇怪千萬、然らば是より拙者は拙者の存寄を言上し、御下知を待ち申さう』

といふ。下總守は色を變へ、

『今日大檢使の役は拙者でおざる。拙者差支なしと申すに、用なき御申言、御控へなされ』

と言放つた。

二十一　主從の訣別

内匠頭の家臣にて内證用人兼兒小姓頭たる片岡源五右衞門高房は、今日主君の登城に扈從して、大下馬先に供待をして居る處に、殿中の凶變が紫電の如く閃傳し來たので、是は淺野家の一大事片時も猶豫ならずとて、汗馬に鞭を揚げて、鐵砲洲邸に馳返り、事變を藩中に傳へた後、筆を把つて報告書を草し、之を赤穗への第一報告使に附するなど、機敏の働を見はしたが、如何にしても主君の身の上が懸念に堪へぬので、更に芝、田村邸に驅けつけ、主君御預後の御處分を伺つた。すると同邸の藩士は面接し、『御氣の毒ながら内匠頭殿には御預間も無く御切腹の御沙汰下り、前刻御遺言の趣書取にいたし、既に御檢使の御許しも得ておざれば、御傳へ申しませう』とて、前の書取を示された。此時源五右衞門の心情は如何であつたらう。彼は暫く默考したが、良あつて取次の士に向ひ、

「私事は是まで主人左右に近侍いたしたる者におざりまする。重き御仕置の御場處に、恐入つたる次第ではおざれど、主從の暇乞に只一目主人に面會いたしたら存じまする。此儀御免下されまするやう、折入つて御取次を願ひまする」と申出た。

取次の士も默止難く、之を主人右京大夫に取次いだ。右京大夫も流石に放却しかねて、大小檢使の控の間に入來り、『唯今内匠頭家來片岡源五右衞門と申す者、主從の別れに、一目内匠頭を見たいとの旨を願出ておざる。如何取計らひませう歟』と問うた。恰も此時大檢使莊田下總守と檢使多門傳八郎との間に、内匠頭切腹の場處に就いて、意見の衝突を來した處であつた。豪邁の傳八郎は之を聽くや否や、「それは苦しからぬ。武士の情、拙者聞屆け置くでおざらう」と言ひながら、大檢使を顧みて、『下總殿には如何思召す』と問うた。先刻からの議論、傳八郎の主張が正理である。それをヤッと大檢使の職權で壓伏しようとする所に、今亦是も成らぬと遮つたなら、傳八郎は一層激昂して、如何なる大議論にならうも圖られぬ。のみならず、切腹場處の當否を御老中に訴へて、極力之を必爭しかねまじき意氣込であるから、下總守は苦り切つて、『貴殿の御了簡次第になされい』と言つた。傳八郎は無論の事と言はぬばかり、

『早く面會を』と促した。

* * * * *

只看る、田村右京大夫の庭上縁先に、紅裃

を着し、麻裃を穿いた、一個の凛然たる士は平伏した。すると亦一個の貴族は其襟先まで立出でられた。問ふまでも無く、上なる者は内匠頭、下なる者は源五右衛門である。源五右衛門は主君の顔を一目見るより、胸塞がり、堰來る涙を止めかね、ハッと再び平伏した。内匠頭も亦悲喜交々至り、「善く尋ね參つた」と只一言、後は續く詞も無い。源五右衛門良首を擡げる時、内匠頭も亦懐しげに瞻卸された。兩者の目と目は相合した。主君は語らず、臣言はず、傍の人々も皆涙を飲んだ。固より長き時間の會晤を許されねば、源五右衛門は萬斛の恨を遺し、「御心靜かに……」との意を籠めて拜別し、悄然として室を辭した。

附言。此場合に就いて、俗説紛々一二に止まらぬ。「由良之助はまだ來ぬ歟」「未だ參上仕りませぬ」などは、院本綺語、問ふまでも無いが、世には内匠頭源五右衛門の訣別に就いても、後事の遺囑から復讐の御受までも傳へる者がある。亦皆傳奇小説者流の製造である。

二十二　内匠頭の切腹

乃て檢使は大書院に入來られ、莊田下總守を上座に、大久保權右衛門、多門傳八郎續いて着席され、主人田村右京大夫は少し離れて座を占める。時は既に酉の上刻即ち午後六時、流石に永き春の日も暮れんとする。天氣は依然陰々たるに、暮靄さへ合せんとする。蕭瀟たる光景言はん様も無い、内匠頭は此時白小袖に淺葱無紋の上下を着され、御徒目付に左右を圍まれて、物靜かに出來られ、遙か末座に平伏さる。下總守は、「淺野内匠頭」と、先づ姓名を呼ばれ、

「其方儀、今日於殿中、御場處柄をも不辨、自分の宿意を以て、吉良上野介へ及刃傷候段、不屆に被思召候。仍之、切腹被仰付候者也」

と上意の趣を申渡された。内匠頭は慎んで一禮し、「今日の不調法、如何樣にも仰附けらるべき處、切腹仰附けられ、有り難く存じ奉ります」と御受に及ばれた。次いで内匠頭は詞を改め、「扨御目付衆に伺ひまするが、定めて方々には御取扱なされたでおざらう。上野介は如何相成りましたる事歟。私斬付けましたる創は慥に二箇處と覺えまするが、御見分なされました歟。承はりたう存じまする」と、いと氣遣はしげに尋ねられた。最初から大久保多門の兩檢使は内匠頭に同情を寄するので、此際せめて彼の臨終を安からしめんとの意は、期せずして同一であつたから、兩使は何れも目を揃へ、「申される通り、如何にも創は二箇處にて、何れも淺手ではおざれど、上野介は老人の事、殊に急處でおはす故、其痛甚しく、重態に陷つてあれば、一命の程とは覺束なく存ぜらるゝ」と申聞けられた。内匠頭は嬉し氣に、眼中に涙を湛へながら、莞爾と笑つて頷かれた。

障子は颯と開かれた。内匠頭は歩を移し、庭上設けの席へと着座さる。用意は悉く整ふて居る。中小姓一人小刀を載せたる三寶を捧げ出で、内匠頭の前へと差置いた。内匠頭は再び檢使に向ひ、「此際に一つの願意、叶はざりまする。拙者差料の刀にて御介錯の儀御許し下されまい歟。それ御許し下さらば、記念として刀は介錯の御方に進じたう存じまする」と申出でられた。傳八郎は復た引取り、「御尤の御願、苦しうおざらぬ。早々是へ取寄せられよ」と、屬僚の人々に命じられた。

太刀を取來る間に、内匠頭は料紙硯をと求められ、筆を把りあげて、愁然として沈吟しつゝ、乃て

『風さそふ花よりもなほ我はまた、春の名残を如何にとかせん』

と一首の辭世を書遺された。其中に太刀は取來られ、當日の介錯人礒田武太夫に交附された。準備は悉く整うた。内匠頭は騒げる色も無く、檢使の方に目禮し、肩衣の前を脱して、肌押寛け、小刀を手にせられる時、後に廻つた武太夫の太刀春風を斬るよと視る間に、哀れ身首は二つとなつた。三十五歳の一君侯、山櫻に先だつて此世を辭せられた。檢視は了る。蒲團は被せられる。白地の屏風は周圍に立廻される。遺骸は近親に引取るやう下總守指圖であつた。

金鱗の首尾を振ひ、急湍に逆ひて、龍門に溯る所の鯉も、一たび俎上に上せらるれば、首を伸べて刀を待ち、動かんともせず、潑ねんともせず、其名を惜む武士の最期も亦之と一般である。流石は名家の嫡流内匠頭、從容として死に就かれ、武士の面目を全うされた。

附言。市民は武門の作法を知らぬ。内匠頭が殿中にて帶し、又上野介を斫りつけたのは小刀で太刀では無い。而うして介錯に用ゐるのは太刀で、小刀で無い。内匠頭が介錯を差料の刀でと求められたのは、其人の太刀の事である。是等の別を知らぬから、市井の俗書には、内匠頭が上野介に斫着けた小刀で介錯をと請はれたやうに書き立てて居る。物を知らぬも亦甚しい。

又いふ。内匠頭辭世の歌は、今に田村家に保存される。其用紙は小菊形の紙だといふ事である。

二十三　莊田下總守の罷免

扨鐵砲洲邸にては、君侯殿中の刃傷から、田村家御預け、續いて御切腹との御沙汰が内外から一時に聞えたので、譜代恩顧の家臣等は只憂慮に暮れて控へて居る處に、夜に入つて、田村右京大夫から大學宛て通知が來た。『淺野内匠頭殿事、只今私宅に於て莊田下總守殿、大久保權右衛門殿、多門傳八郎殿立合の上、切腹仰付けられ候。死骸は近き親族内へ遠慮なく引渡し候樣申遣はす可き旨申聞けられ候。尤御老中へも伺濟の趣に候間、御勝手次第早々御引取下さる可く候』との意味であつた。扨は愈々兄上には御切腹、君侯には御生害と、一同悲嘆の泪を揮ひつゝ、本邸から用人糟谷勘左衛門、留守居建部喜六、内證用人片岡源五右衛門、小納戸中村淸右衛門、田中貞四郎、礒貝十郎左衛門の只六人、僅ばかりの雜卒を連れて、田村邸に伺候した。是は公儀を憚つての遠慮である。一行は乃て亡主の遺骸を受取り、悄々として其棺に扈從し、淺野家の香華院たる高輪の泉岳寺に送り、南面せる丘上一抔の地に、此薄命の主君を葬つた。「冷光院殿前少府朝散大夫吹毛玄利大居士」は卽ち是である。

此夜片岡礒貝の兩士は悲憤感慨遣方なく、言合はせた如く其髻を斷ち截つた。是は申すまでも無く、其亡君に殉死するの決意を表したのである。但し徒らには殉死せぬ。主の讐を復して殉死せんとの意であつた事は後年の擧に由つて知る時があらう。尤も此際髻を截つたのは、片岡礒貝の兩士のみで無い。同じく送葬の供に立つた田中中村の二人も亦之に倣つたのであつた。蓋し此刹那には同じ念に殉死の覺悟をしたのであらうが、人世の危險は山に在らず、川に在らず、人情反覆の間に在り。後年の一擧發するに及んで、後の二人は最早其列中には居なかつた。

* * * * *

今回内匠頭の擧の大不敬たることは、固より免れぬ。さりながら土間での切腹とは、寧ろ士庶人の取扱である。流石は大諸侯、淺野家の宗

松平安藝守綱長朝臣は之を聞いて忿懣された。翌十五日安藝守は專使を田村右京大夫の邸に差遣はし「昨日内匠頭不屆に付切腹被仰付候儀は、奉恐入候得共、於庭上之儀は、何方よりの御指圖にて候哉、承り度候」と書面を以て申入れられた。昨日の多門傳八郎の抗議といひ、又今日の此書面といひ、如何にも道理至極であるから、田村邸では面食つた。「其儀は莊田下總守殿の御内意を得ていたしたる事、無論御老中御指圖とは心得ますれど、一應伺ひたる上に、御挨拶仕りませう」と、そこ〳〵に會釋して、專使を返し、即日狀を具して、右京大夫から幕廷に屆出た。

すると老中は以ての外に思惟せられ、其翌十六日老中秋元但馬守を始めとし、若年寄の諸侯列座にて、莊田、大久保、多門の三檢使を呼出され、但馬守は三使に向ひ、「貴殿等は何に據つて内匠頭に士庶人の取扱をせられた歟」と糺明された。此時莊田下總守が前日の擬勢は何處にやら、モヂ〳〵として、其言語すら曖昧に、「エー其儀は全く以て心着きませず、浮かといたし……」など言紛らさうとする。それ看た事かと大久保權右衞門、多門傳八郎の兩使は前に出で、「唯今下總守は心着かれざりしやう申されますれど、其實私共兩人は、庭上にての切腹は如何にも不都合と存じ、下總守に向ひ、之を爭ひましたる處、下總守は私共の申出を押へられ、庭上に於てする事を至當と主張されまする故、上官の指圖已むを得ず、私共は默止した次第におざりまする」と、當日の眞相を暴露したから、下總守は一言の申譯なく、恐入つて退出したが、同月十九日に至り、下總守は不束の廉を以て、大目付即ち大監察の役儀を罷められた。此處權勢黨の大凹みであつた。

＊　＊　＊　＊　＊

之と同じく田村右京大夫の宗家仙臺の太守松平奥陸守綱村朝臣も、亦右京大夫が武門の作法をも、武士の情をも知らず、内匠頭に對し冷酷の對遇を爲したるを淺ましく感ぜられ、伊達家の面目を毀損する者と憤り、一年有餘面接をも許されなかつたとの事である。

二十四　淺野家の處分

内匠頭の切腹に次いで、更に同日同家に對する幕廷の處分の如何を一顧しよう。

此日内匠頭登城の供廻に立つた家臣等の一分は城内に入り、大分は諸家の供廻と同じく大下馬先に控へて居た。其中殿中に於ての刄傷、對手は淺野吉良兩氏であると、此下馬先へも傳はつたから、素破當家の一大事と淺野家家臣は大手御門前へと馳せつけたが、一人も入ることを允されぬ。其裏主人は田村家へ御預け仰渡される。城内に主待ちし居た家臣等も退出を命ぜられて引いて來る。主を失つた家臣等はスゴ〳〵として鐵砲洲へと還り行く。

内匠頭に代つて臨時饗應掛を命ぜられた戶澤能登守は敕使院使の柳營御退出前に傳奏屋敷を受取つて、御接伴の用意せよとの公命を蒙られたから、即刻此に馳向はれた。全體傳奏屋敷の裝飾から器具萬端まで、御饗應掛の家の什具を用ふるが例であるから、即時に淺野家の備附けた屛風幔幕の類一切を撤去して、忽ち戶澤家の物に取易へられた。此間に目覺ましかつたのは、淺野家家臣原惣右衞門元辰の働であつた。時に惣右衞門は足輕頭にて、使節の護衞として此に居たが、撤去の命を承はるや否や、何時何處にて用意し置いたか、ソレといふ間に、一種の舟裝したる艀船を數艘となく、道三橋の下にもやひ、秩序を紊さず、巨家の道具をそれぞれに積込ませ、回漕させた手早さには、戶澤家の主從始め悉く感服した。

＊　＊　＊　＊　＊

此日の大樹家の嚴命は實に猛烈を極めた。奏司は易へられる。淺野侯は預けられる。續いて切腹は命ぜられる。之に次で内匠頭の舍弟、同苗大學を評定所へ召され、戸田伊豆守を以て、

「内匠頭儀今日殿中にての刃傷不屆至極につき、田村右京大夫へ御預の上切腹仰附けらる。是に依つて領地召上げられ、其方には閉門仰附けらる」

と口達された。是は第十回の下に講じて置いた通り、當時内匠頭には未だ眞の世子が無かつたので、大學氏が假世嗣といふ事になつて居たからである。尙又幕廷は一方には御目付天野傳四郎、近藤平八郎を鐵砲洲邸に遣はされ、今夕中に屋敷を引拂へと申渡させ、又一方には内匠頭の同族戸田采女正及淺野美濃守に命じて、同じく亦同邸に向はせ、幕旨の在る所を傳へさせられた。是は此際家中若し騷擾する等の事があれば、災は獨り赤穗の一藩のみに止まらず、其累は延いて淺野家本支の一家一門に波及す可き旨を說諭し、靜平を保たせうとの用意である。

同時に又嚴命は一門の方々へも傳へられた。

大垣城主　戸田采女正氏定　長矩從弟
大垣支藩　戸田彈正忠氏成　長矩從弟
前三次城主　淺野式部少輔長照　長澄義父
現三次城主　淺野土佐守長澄　長矩夫人生家
旗下寄合衆　淺野美濃守長恒　[illegible]長直養子別家
旗下寄合衆　淺野左兵衛長武　[illegible]長直養子別家
旗下　内藤伊織忠知　長矩伯父
旗下　安部丹波守信峰　長矩從弟
旗下　安部小十郎信方

以上は何れも「遠慮たる可き事」と仰出された。

まだ是れだけにては擱かれぬ。領地召上、屋敷立退、申さば青天霹靂の命令なれば、一藩の士衆如何なる變動を惹起さんやも測られぬ。それで何處までも一門の大名に連帶責任を負はせ、無事に落着させんとの周到なる用意と見えて、親族の戸田采女正へは屋敷受取を、宗家の松平安藝守へは立退實行を申附けられた。兩家たるもの懼れ畏まらぬを得ない。戸田采女正は物頭に士卒百五十餘人を添へて、鐵砲洲邸の近傍に屯して、外から之を監視させる。松平安藝守は家老豐島安右衛門に是も士卒二百餘人を引率させて、屋敷に乘込ませ、尻から尻から催促させる。内匠頭家中の周章は想像するにも餘りある。

二十五　鐵砲洲邸の立退

此の湧いて出でたる變動の爲に、淺野家の[illegible]狀は名狀することも出來ぬ。外では今夕内匠頭には切腹せられるといふに、内では鐵砲洲の上屋敷と赤坂の下邸を併せて召上げられる。其間に唯僅に是迄通り下し置かれたのは、大學氏の現住せられる木挽町の別邸のみである。一家中は上下ともに實に途方に暮れたが、流石は名藩だけに、江戸詰の諸士中にも原惣右衛門、堀部彌兵衛、同苗安兵衛、奥田孫太夫、同苗貞右衛門、村松喜兵衛、同苗三太夫、片岡源五右衛門、礒貝十郎左衛門、富森助右衛門、赤埴源藏、大石瀬左衛門、早水藤左衛門、萱野三平など、忠義骨髓に徹する人々を缺かぬ。各々必死となつて物情を鎭め、此にも屋敷の後に許多の舟を用意し、主家の重寶什器を始めとし、思ひ〳〵に立退き行く家中の財產家具を積載せ、一々番號の札附けて運搬させたので、さほどの混雜も無く、其夜の中に片着いた。淺野安藝守の家老豐島安右衛門は其後を引受けて部下を指揮し、内外の掃除遺る隈なく、乃て戸田采女正より派遣せられた物頭の一隊に一邸を籍して引渡した。今朝までは相並んで、君家の

御用を勤めた同家中、今夕は親族をたより、縁者を求め、名残惜げに屋敷を見返りつゝ離散し行く。榮枯一朝に地を易ふとは、是等の場合をいふのであらう。

＊　＊　＊　＊

此に最も御傷はしかつたのは、内匠頭の奥方、後に所謂瑤泉院殿の御上であつた。此数日内匠頭には鬱々として楽まれず、殊には今朝登城に臨み、御顔色殊に常ならず見えられた。奥方は之を御覧じて、一方ならず氣遣はれ、日頃御夫婦の御交情勝れて御睦じき所から、女性の優しいお心にて諫められたらば、思ひ返される節もおはさうかと、侯を御奥より送り出させられ、果敢ない女の心とて、御笑も遊ばしませう歟。今朝の御登城が何となう心に懸り、胸も安からず存ぜられまする。御用も御済み遊ばさば、早う御入り遊ばされ、今日の御物語を楽しう伺ひたう存じまする」と聞えられた、が、是が一期の御別であつた。日も既に亭午の頃、大學氏は色を變へて奥にと入来られ、

『大變が出來ておざりまする』

奥方はハッと思はれた。

『其れは又如何やうな御事で』

大學氏は息を次ぎ、

『内匠頭には殿中にて刃傷に及ばれ、それが爲め田村右京大夫殿に御預となられしとの事、それに就き唯今御老中より御沙汰あり。邸一統心得違ひ致さぬ様申諭せと仰聞けられておざりまする。御姉上始め御騒ぎ成さらぬ様申上げんと存じ、取敢へず参りたる次第におざりまする』

といふ大學氏こそ大周章の體であつた。奥方は屹となり、

『シテ其御對手は何方にておはします。又其御對手は其場にて御果て遊ばされました歟』

大學はグッと塞られた。

『其處までは未だ承はり届けませぬが、兎に角御老中の御沙汰におざりますれば、邸一統騒がれざる様申諭さんと存じ参つておざる』

といはれるを聞かれ、奥方には口惜く、大學氏の面を熟々視られ、

『大學様には内匠頭様御舎弟にはおはしまさぬ歟。只今御兄上様の御大事に、御對手の何方かも問はせられず、又其御對手の御生死をも質させられず、設ひ御老中からの御沙汰とて、只管御手を束ねさせられ、御鎮撫の仰を承はられますること、此身には口惜う存じまする』

と恥しめられ、大學氏は手持不沙汰に退出された。是より奥方には終生大學氏と御親族の御交際を斷切られたとの事である。

二十六　瑤泉院の賢行

内匠頭の内室は大學殿を出遣られた後、チッと深き物思に沈んで居られる中に、御目付大野傳四郎、近藤平八郎は邸に臨んで、内匠頭の切腹、領地の召上、邸の引拂を傳達せられる。續いて宗家松平安藝守からは邸引渡の人數を向けられる。親族戸田采女正からは邸受取の一隊を繰出される　女性の方に取つては消えも入られん場合であつた。が、内室には少しも取亂された様子も無く、甲斐々々しく老女腰元に指圖せられ、それ〲奥の重寶什器から手道具調度などを取片付けさせ、乃て腰元の一人に懐劍をと命ぜられた。腰元はハッと驚き、如何はせんとうろ〱する。内室は物静かに、

『別に驚くほどの事でも無い、疾く〱』

と促される。主命默止さん様も無いから、それへと懐劍を捧げ出た。其時内室はお髪を指され、

『此髪からフッツリと斷切つて給いなう』

と思ひこんで言ひつけられる。腰元は愈々驚き惑ひ、

「其御脇差に如何して此お刀が當てられませう。御甲方様に、御逝りの後に、御切り遊ばすともお遅くも在らせられますまいに」

と詞を盡して止めたが、内室の決意は巖の如く、

「遅かれ早かれ切る黒髪、切めては殿御生害の今夕に」

と急がれる、今は止めん様も無い。

「それほど仰せ遊ばさば」

と御傍はしさ愛ほしさに、兩眼よりはふり落ちる泪と共に切落して、其儘其處に泣臥した。吁切られたものは黒髪のみであるが、截る可からざるものは其眞情であつた。内匠頭終天の遺憾を思ひ遣られ、此讎復せずばといふ心は前に大學殿を恥しめられた辭の裏にも見はれたが、髪を斷つて所天に殉し、皎々たる氷雪の節を示されたのは、流石に内匠頭の内室であつた。

最初に一寸述べて置いた通り、此内匠頭の内室は同族三次の城主淺野因幡守長治の息女である。而うして當時の三次侯は土佐守長澄であつた。其邸は青山に在る。内匠頭の内室は此處に歸られねばならぬ。乃で極めて質素なる供の用意は整うた。内室は靜々立出でて、轎へと乘られ、其戸を締められるまでは、一絲紊れず居られたが、鐵砲洲の邸を離れられた頃から、青山の邸に達せられるまで、四邊を忍んで嘘唏あげられる聲が絶えなかつたといふ事である。

附言。同月十八日附宗藩在府の寺尾某戸邊某から在廣島の沖某への交通に、「内匠頭様の御奥様は式部様へ御引取成され候、殊の外の御愁傷に御座候由。御名も御替成され、壽昌院様とつかせられ候」と見える。式部様とは土佐守の養父長照の事である。是時僅に二十八の芳紀を以て、永く寡居の身となられた氣高い上﨟の人格が之にても察せられる。壽昌院は後に瑤泉院と改められた。

二十七　赤穂城沒收の準備

江戸に於ける淺野家の處分は一日にして結了した。是れからが赤穂城池の取上である。同夜老中土屋相模守は内匠頭の近親戸田采女正を其邸に召され、『今般内匠頭領地召上げられ候に就き、同家中は勿論、領内の者一般に至るまで、心得違なき樣相諭され、城池と共に、所領の御朱印を返上し、兼ねて國繪圖並に鄉村目錄及城中備附の武具一式其儘に差出させらる可し』と達せられた。『但し其家に屬する武具家財は構なし』との事である。凡そ封建の世に於ては、諸侯に取つて一番大切なものは國城である。それで藩侯江戸在府の際には、重臣を以て城代として本國の城を守らせる。故に其城代たる者は、假ひ幕府からの御沙汰があつても、藩主の命令が無ければ、容易に城を開渡すものでは無い。然るに赤穂の城主は既に切腹を仰附けられたから、近親の采女正に代つて開城を諭せと命ぜられたのである。乎も無く采女正は曉諭使の役目なのだ。

それで采女正は第一回には番頭戸田源五兵衞、植村七郎右衞門を兩使とし、之に八田庄太夫を添へて、赤穂に差遣はされたが、是にても何心もとない所があつた歟、第二回には更に重臣中から選拔して、家老戸田權左衞門に物頭杉村十太夫、使番里見孫太夫、可野治郎左衞門を添へて、同地に馳向はせた。

之と前後に淺野の宗家たる松平安藝守へも同じ老中土屋相模守からの内達があつたので、是も第一回には先手小山孫六（姫伯父）、太田七郎右衞門、第二回には吉田權六郎、有田市兵衞、珠島十右衞門、第三回には用人井上團右衞門、持筒頭丹羽源兵衞、西村文右衞門を差向けられ、之と同時に見屆の爲として安藝守家老淺野

甲斐は内藤傳左衛門、海野金七郎を、同家老上田主水は野村清右衛門、末田定右衛門、同家老淺野伊織は米野右衛門、長束平内を遣はした。

其外同族淺野土佐守も亦同様の御沙汰を蒙つて、第一回には持筒頭徳永又右衛門、第二回には内田孫右衛門を下向させられた。此他同族淺野美濃守、淺野左兵衛からも亦各々家臣を續發する。是等は卽ち内諭使の役である。

右の如く幕廷は一方には親族の情誼上から攻めつけさせて、城池取上の無事を期しつゝ、他の一方には公儀の權威を正面から施行せんとて、事變の翌日卽ち三月十五日、播州龍野の城主脇坂淡路守安照、備中蘆守の城主木下肥後守利康を殿中に召し、老中列座にて、御月番土屋相模守から、赤穂城御召上に就き、罷り向つて城池を受取る可く、倘愈々それを受取られた上は、淡路守の一手を以て當分衛戍せらる可しと口達された。是は龍野と赤穂とは接近の土地がらである故である。此一事に視ても、當時に在つて、如何に城池の受授が大切であつたかが知れる。卽ち右の兩侯は受城正使の役目である。同日又殿中山吹の間に御目付荒木十左衛門、日下部三十郎を召され、若年寄列座にて同じく赤穂城受取の御沙汰を傳へられた。是は受城副使の任務に當るものである。此中日下部三十郎は内匠頭と由緒ある旨を申立てて、其任務を忌避したから、後日改めて榊原采女に之を仰付けられた。右の正副四使を外にして、岡田莊太夫、石原新左衛門の兩氏を郡代として差遣はさる。それは領内四郡の民政を掌らしめるのである。

以上公私の諸學司は尠きも十餘、多きは百二百の從隸を率ゐて、赤穂の一地に四集し來るのであるから、實に天下の視聽を聳えさせる。啻に是のみで無い、播州淺野は小名とはいへ、中國路に聞えた名藩であるから、ソラ城を引渡せと迫つたら、忠義の家臣等が憤激して、如何なる騷動を激成せんやも圖られざる虞ある處から、更に隣國の諸侯に命じ各々軍隊を境上に繰出させて萬一の變に備へらる。それで備前岡山の城主松平伊豫守は津田左源太に六百餘を與へ、播備の國境蟲上に陣取らせる。讃州高松の城主松平讃岐守は家老大久保主膳に是も一隊の兵を付け、兵船三十艘にて四國路より押寄する。是等を始として、阿州德島の城主松平淡路守、讃州丸龜の城主京極縫之介、播州明石の城主松平左兵衛督、同國姫路の城主本多中務大輔も亦旨を奉じて、或は陸から、或は海から、何れも數百の兵を率して、實際に從事した。當時幕政の行屆いて、一の遺算だに無きは、感ずるに餘りあるが、さりとて天下の大問題であつた。

古より家貧うして良妻出で、國亂れて忠臣見はるといふ。此一藩の大變に際して、茲に端なく一人の英雄は出現した。

二十八　大石家系

茲に赤穂の開城より、亡君の復讎に至る、一擧の顚末を陳べるに先だつて、一擧の統領大石内藏助良雄の家系と、良雄其人の人となりとを一瞥するの必要がある。大石氏の家は鎭守府將軍藤原秀郷から出た。其子孫代々近江國栗太郡大石の莊を領して此に住居したから、終に大石氏を稱へることになつた。室町時代には將軍家に從つて、忠勤を勵んだが、應仁の亂に一家悉く戰歿した。それで大石の莊民ども主家の斷絶しようとするのを嘆いて、同宗同族の一人小山久朝といふ人を迎へて、大石の家を再興させた。それから亦數代傳して大石内藏助良勝に至つた。良勝は幼少の頃、男山八幡宮の宮本坊の弟子となり、法師にされる所であつたが、此人夙に有爲の志を抱いて居たので、頭

度を綴つて、袈裟を着けることを欲しない。十四歳の時に、宮本坊を逃走して江戸に出來り、十八歳の時赤穗侯の祖淺野采女正長重に事へ、元和元年大阪冬の役には、采女正に從つて、城將毛利豐前守の兵と戰ひ、力戰して首二級を獲たほどの剛の者であつた。采女正深く此人を信任せられ、祿千五百石を賜うて、城代家老に擢用せられ、侯家に屬して赤穗に從つた。是が大石家近古の祖先である。良勝に數子ある中に、最も聞えたのは長子内藏助良欽、次男頼母良重である。良欽の長子を權内良昭といつた。此の良昭の嫡男が即ち内藏助良雄である　それで家系の傳統を數へれば、

内藏助良勝—内藏助良欽—權内良昭—内藏助良雄

となつて居る。

扨良雄の父權内良昭は備前の池田侯の家老池田出羽由成の息女を納れ、三人の男子を擧げた。長は内藏助良雄、次は大西坊專貞、次は良房といつた。而うして權内は父内藏助良欽の倚家老として在世中、延寶元年九月六日、三十四歳にして早世した。是から徐々に内藏助良雄の事に說及ぶであらう。

此内藏助良雄は萬治二年赤穗に於て誕生した。其人十五歳の時、即ち延寶元年、右に述べた通り、父權内は早世した。當時の制として家督相續は父子相承ける事になつて居て、祖父から直ちに孫に傳へる事は出來ぬ、それで良雄は良欽の直孫であるが、直ちに祖父の養子といふ事になつた。それから、又四年を經て、良雄十九歳の時、即ち延寶五年正月二十六日内藏助良欽は享年六十歳にて、歿せられたので、家の通稱を承繼いで、内藏助良雄と稱し、城代家老の要地には立つた。

事の因みに講じて置かう。良雄の次弟は祖先の緣故に由り、夙に男山八幡宮の大西坊に入つて、專貞と稱し、家兄の快擧に先だつこと四年、元祿十一年八月二十二日同坊にて寂去した。又其末弟良房は早世して、其傳を留めない。

二十九　大石族戚

大石内藏助の一家一門が如何に名族であつたかは、元祿十四年七月、内藏助が赤穗から山科に移住した際、地方の奉行に屆出でた左の親類書にて知ることが出來る。

親類書

一養父　大石内藏助
淺野故内匠頭方に知行千五百石取家老役相勤罷在候處、二十五年以前巳年病死仕候。

一養母　鳥井左近娘
左近儀水戸中納言樣に御合力米被下置江戸に罷在候。四十年以前寅年病死仕候。母も十四年以前辰年病死仕候。

一實父　右大石内藏助倅　大石權内
淺野故内匠頭方に合力米二百石取無役にて罷在候處、二十九年以前巳年病死仕候。

一實母　池田出羽娘
出羽儀松平新太郎樣に知行三萬三千石取罷在候處、二十六年以前辰年病死仕候。

一方伯父　小山孫六
松平安藝守殿に知行三百五十石取先手之弓頭相勤罷在候。

一方伯父　小山源五左衛門
淺野内匠頭方に知行三百石取先手之鐵砲方相勤罷在候處、當四月一同に浪人仕、只今伏見に借宅罷在候。

一方伯父　大石平内
松平讃岐守殿に知行三百石被下無役

にて罷在候。
一父方從弟　進藤與四郎倅　進藤源四郎
……………………………………
一……………………………………
松平安藝守殿に知行三百石取騎馬頭相勤罷在候。
一養母方從弟　鳥居瀨兵衞倅　鳥居瀨兵衞
水戸宰相樣に知行千石被下書院番頭相勤罷在候。
一養母方從弟　池田主水倅　池田玄蕃
松平伊豫守殿に知行三萬三千石被下罷在候。
一養母方從弟　池田美作倅　池田左兵衞
松平伊豫守殿に知行三千石被下小仕置役相勤罷在候。
一養母方從弟　池田佐渡倅　池田七郎兵衞
松平伊豫守殿に知行二千石被下小仕置役相勤罷在候。
一養母方從弟　池田美作倅　池田長左衞門
松平伊豫守殿に知行三百石被下無役にて罷在候。
一實母方從弟　岡田竹右衞門倅　岡田竹右衞門
松平周防守殿に知行三千石被下仕置役相勤罷在候。

◎
一故　主　淺野内匠
一宗旨　禪宗
一本國生國共　播州赤穗
右之通相違無之、此外親類無御座候。
私儀淺野内匠方にて知行千五百石取、家老役相勤罷在候。當四月浪人仕、城州山科郷西之山村郷侍進藤五郎右衞門家屋敷に居住仕罷在候。内匠方に罷在候節も大石内藏助と申候以上。
元祿十四巳七月　大石内藏助　華押
『巳四十二歲』

附言　泉岳寺の碑面に刻した内藏助の歿年四十五から推せば、此歲は四十三でなければならぬ。然るに此に四十二とあるは如何なものか。後考を待つ。

三十　妄說

内藏助の素性に就いて、此に一言辯じて置かねばならぬ事がある。それは「大石記」及「準繩錄」に内藏助は備前池田侯の家老池田玄蕃の舍弟にて、三歲の時に大石家に養はれ、其家の嗣子となつたといふ妄說を傳へたのが初まりで、「赤穗義士見聞雜記」には、玄蕃の次男池田喜内十九歲の時、大石賴母の養子となつたのが即ち内藏助良雄であるといふのである。前書と後書との間に、一は玄蕃の舍弟といひ、一は玄蕃の次男といふのみならず、其養子になつたのを、一は三歲の時といひ、一は十九歲の時といふ。是からして既に可笑しいのである。

が、是等の妄說の由つて出た所以を按ずれば、手も無く分る。それは元祿の快擧が發するや否や、内藏助の名聲は海内に喧騷して、『内藏助は大石家の養子であるさうな。其母は池田氏との事よ』と取囃す。通信機關の備はらぬ當時の事であるから、是より以上に一寸知りにくい。そこで市井の似而非作者は想像した。而も彼等が知れる範圍にて想像した。前代播州にて最も世に聞えたのは大石賴母で、備前の國老は池田玄蕃であるから、直ちに池田家の出身で、賴母の養子と臆斷したのである。

併しながら是は第一に養子といつば、其父卓世の爲に祖父内藏助の準養子となつたのを知らぬからである。第二には内藏助家と賴母家の別を辨ぜぬからである。前にも講じた通り、内藏助家は代々内藏助で、内藏助良勝、内藏助良欽など稱したのでも分る。同苗賴母良重は別家である。此人は新知千二百石を賜はつて、

家兄内藏助良重と相並んで家老に擧げられた器量人である。良雄が若し此人の養子になつたのなら、内藏助とならずして、權村良雄とならねばならぬ。鄙語蕪說も亦實に甚しい。而うして良雄が内藏助家の嫡孫であつた事實は、其人の手に成つた「類書に、養父内藏助、實父權内」といひ、自家の身籍に關しては「本國生國共に播州赤穗」とあるが、何よりの證據である。

根本が既に斯くの通りであるから、「見聞雜記」などに載せる所の、内藏助の喜内十九歲の時、備前侯松平伊豫守綱政朝臣に藥を侑めて、其御病氣を癒さんが爲に、君侯の天窓を叩いて逃廻り、君侯之を追疲れて、藥と知らずして、湯飲に在るそれを一服參られ、御感の餘り新知五百石に召出されたのを辭退して、嘗て御勘氣を蒙つて浪々した同藩士七人の復籍を取成したなどいふ說の、妄謬である事は、言はずして明瞭である。

最も可笑しいのは、前の池田侯を新太郎少將光政朝臣がまだ世子にて居られた時代の事とし、彼良藥を侑めたのを、内藏助が十餘歲の時の擧だと傳へる一說である。假りに此說を成立たせようと試みるに、生憎良雄の生れた年即ち萬治二年には、光政朝臣は業に已に五十一歲の時である。それから十八年を經て、良雄一個の名案をも按出し得べき少年となつた時には、朝臣は最早六十餘歲の老境に入つて居られるのである。其六十有餘歲の而も天下後世に其名を擅にせられ明君光政朝臣が、癇癖のお藥嫌ひの若君であるなどは、隨分滑稽極まる談では無い歟。

三十一　同　誠から出た譎

前回にも俗說の一斑を辯じて置いたが、今少し言つて置きたい事がある。俗說に據れば、内藏助家でも無い大石賴母が有馬の溫泉にてゆくりなく池田玄蕃に邂逅ひ、之に名刀を贈つた返禮に、玄蕃が何なりとも家の重寶を差出さうと約したのに乘じ、それを言質に取つて、終に良雄を貰ひ受けたと傳へて居る。詩人の李白ならば、醉つぱらつた紛れに、「千金名馬換小妾」もしたらうが、最愛の男子を刀と易へるなど、左樣な馬鹿げた眞似が、名譽ある士流の間に出來べきものでは無い。

次には青年時代の良雄が山鹿素行を護衞して、江戸から赤穗に送り屆ける途中にて、素行の門人が路に要して、素行を奪ひ取らうとする處を、青年の良雄が智と勇とを揮つて、撥一本だに動かさせず、見事使命を完うした談がある。講談や浪華節などにて、「大石内藏助、山鹿素行送りの一段」といへば、最も人口に膾炙して居る。是れ亦新太郎少將談と一般の妄說である譯は、素行の赤穗に遠謫せられて來た年即ち寛文六年は、良雄僅に八歲の時である。赤穗の一藩に如何に人が無からうとも、堂々たる大樹の幕廷すら忌み畏れて配謫する程の天下の大漢儒山鹿素行を生年八歲の兒童に護衞させる倥侗も無からうでは無い歟。論より證據は第五回に引いた山鹿素行自筆の日記で知れる。同記に據れば、素行を護送したのは、赤穗藩士藤井又助であつた事が明白である。

其他種々の俗談があれど、さまでは煩いから、此邊にて止めて置く。畢竟良雄の人となりを、豪いが上にも豪くせうと思ふ所から、是等の空談を捏造したものと見えるが、餘りに妄誕無稽であるので、端から尻が剝げるのも、一笑である。併しながら是れ皆良雄德望の然らしむる所と謂はねばならぬ。之に就いても大丈夫たらん者は、身を立て、道を行ひ、名を後世に揚ぐることを志したいものである。本問題に入込む以前に街談巷說を片着けて置く。

○誠から出た嘘

日南兒足下。「六道士曾錄」に載す、栗田某といへる人、幕府の嫌疑を被り、何某家の士之を護して、國に送りゆく途中、栗田の門人等なりしか、幾許有る人々之を奪ひ去らんとしたる折、護衛の士は傍に在りて、其人々に栗田を面會せしめたりしに、栗田某は彼等に諭す所有りて、無事に其處を通過したりと。

猶同書に、里見の「公事物語」を引きたるを見るに、里見の家臣が宛も彼伊達騷動なる原田甲斐が最後に、酒井邸にて伊達安藝以下を傷つけ、雙方死傷を演出したる事の如く、里見の負公事の士が荒れたりたる狀、混同じかりしなり。然れば彼伊達騷動の話は此里見の事を移して伊達の事と誤り傳へたるにはあらざるか。此も世人の耳を驚かし置く一價値あらん。

演史家の如き、往々世に聞えざる家の事を、名高き事柄に移し傳ふるの手段有るは、珍らしからぬことと思ふ。「一話一言」公[illegible]赤松上野其傳二[illegible]前も見ゆ、今[illegible]。然ればば大石の山鹿送り、大石、山鹿の[illegible]度の如き、宛然として彼栗田送りを見る如きは、其事傳の出處知るべきなり。山崎翁の[illegible]ふ、「お前のは嘘から出た誠で無うて、誠から出た嘘」と成る[illegible]も種無しでは、手品も遣はれぬか云々。（[illegible]）

尙此に一言し置くが、賴母良重は最も內匠頭長直に重用せられ、長直朝臣の息女を其室に下し賜つた。其腹に出來られた一女兩男の內、兩男ともに淺野の別家に取立てられ、長は美濃守長恒、次は左兵衛長武と稱せられた。是に由つても淺野家と大石家とは、分は主從であれど、緣は一族になつて居る。卽ち大石家が如何に赤穗では名族であつたかが想見せられるであらう。

附言。內藏助の名乘良雄を或はヨシタカといひ、或はヨシカツともいひ、一般にはヨシヲと稱して居る。然し其人の印に隆・卽ちタカの字を刻する所を觀れば、ヨシタカが正稱らしい。義士傳に精通の名ある信夫恕軒翁の如き、固くヨシタカと確信し居るから、自分も亦之に從ふこととした。

三十二　大石內藏助の人となり

素行との遇合

自分は日頃古今の英傑を評するに四つの標準を有する。其一は英雄、其二は君子、其三は英雄にして君子、其四は君子にして英雄、卽ち是である。史上の人物は大抵此中にはひるやうである。大石內藏助良雄の如きは、蓋し君子にして英雄なる者である。其天性を察するに、人となり寛厚にして、物事に齷齪たらぬ。而も其裏に毅然として犯す可からざる威嚴が有る。論語に所謂「君子有威而不猛」とは、內藏助の如き人に當るのである。是は固より內藏助天禀の然らしむる所ではあるが、併しながら後天の工夫卽ち修養の力に由つて、其德器を成就した處も、亦決して尠からぬ。內藏助は幼少の折から文武の道に志し、夙に山鹿素行の門に入つて、講學に從事した。時代を稽へると、恰度此人は內藏助が八歲から十七歲になるまで十年の間、赤穗に貶謫せられて、此に居たのであるから、內藏助が薫陶を受けたのは此際である。此素行子の事は最初にも一寸述べた通り一代の大漢學者である。自分が平素からいへば、英雄にして君子の人である。其學問はといへば經學と兵學とに在る。之を言換へれば、經世の學と撥亂の學とに在る、此人にして少年の內藏助に接するのであるから、經學を以てせぬ道理が無い。內藏助は居常[illegible]を喜び、日々誦讀して倦む色も無かつたといふ。自分は深く素行子

の修養に原因するものの多大なることを疑はざる者である。之と同時に内藏助は素行子に從つて子が獨得發明の兵學を兼修した。是は恐らく子が赦に遇つて江戸に還つた後までも、就いて講習を怠らなかつたものであらう。それで最も善く斯道に精通し、所謂山鹿流兵學の奥義を疊んで、其胸中に蘊蓄した。一は英雄にして君子である。他は君子にして英雄である。其英雄にして君子人たる素行子から君子人にして英雄たる内藏助に經學と兵學而も活きたる經學と兵學とを注入したのであるから、内藏助の造詣は今から想ひ見るにも餘りがある。後年家國播蕩人心乖離の際に處し、「必也臨事而懼。好謀而成」たるものは、經學の素養に由り、一旦事を擧ぐるに當り、「靜如林。疾如風」なりしものは、實に兵學の講明から獲たのである。見よ、彼れ滿天大雪の夜、策を決して仇家に斫つて入りたる際、部署、行陣、用兵、作戰、一に山鹿流を用ゐ、何處にも遺算なかりしもの、抑ゝ豈偶然ならんやだ。

是に至つてゆくり無く想ひ起すのは、八幡太郎義家の上である。前九年の役後、義家が或家にて戰役を談じ居たのを、大江匡房卿が傍から聽いて、「惜い哉好漢兵法を知らず」と獨語ちた。八幡公之を聞いて、節を折つて匡房卿に學ばれた。後年所謂後三年の役起るに及び、金澤の柵を攻むる時、「行雁之亂、有伏也」とて捜索兵を發して、大捜索を行はせたるに、果して敵が荒原に伏兵を置き居たるを發見し、敗軍を免れた。八幡公は是に至り、「學ばざれば殆ど危かりき」と嘆ぜられた。千古の名將八幡公すら斯くの如しである。修養なる哉、修養なる哉。

三十三　同　伊藤仁齋との邂逅

内藏助は長じて京都に遊び、贄を伊藤仁齋に執つて其門人となつた。仁齋も亦是れ一代の鴻儒にして、篤學篤行當世に雙びの無い人であつた。彼の傲岸自尊にして眼古今を空うせし物徂徠ですら、「仁齋の德と徂徠の學とを合しなば東海に聖人を出す可し」といつて推重したのでも、仁齋の人物は知らるるのである。此仁齋は「論語」の極尊家で、聖人の教は一部の「魯論」にて盡せりと唱道した。恰も内藏助は此聖經の尊信上同宗の人であつたから、仁齋を慕つて之に從遊したものと見える。尤も内藏助と同藩の一英物にして後年復讎同志の一人たる小野寺十内秀和は、當時京都に於ける藩邸の留守居であつたから、日夕に聽講の便宜もあり、夙に仁齋の門下に在つたから、多分此人の紹介で内藏助は入門するに至つたのであらうと思はれる。

之に就いて面白い逸話がある。全體内藏助は實踐躬行主義の人であるから、其の經書の講究に於ても、大義を領得するを以て足れりとし、章句の末にまで拘々たらぬのである。或日の事であつた。内藏助は仁齋の講筵に侍して、先生の講義を謹聽しつゝあつたが、乃て先生が章句の解説を試みるに至つて、コクリ〳〵と居睡りし始めた。同莚に列なつた多くの門生は之を偸み見て、彼處でもクスリ、此方でもクスリ、隱し笑ひの聲がする。なれど本人には少しの感じも無い。既にして講義が終つて、内藏助は退出した。すると惡口は同時に逆襲した。「彼んな惰生に何が分るもの歟。先生の講筵に侍して、居睡りをするくらゐなら、寧ろ最初から聽講に出でぬが優しだ」など罵つた。此言が先生の耳に入ると、流石は仁齋、衆を戒めて、「小子等妄りに譏ること勿れ。予熟ゝ内藏助を視るに、彼は庸人の器に非ず。必らず能く大事に堪へん」と申された。果して先生の言の如し。仁齋の眼力も亦實に豪いものであつた。

内藏助は天性から既に「魯論」中の人である。即ち彼は曾參の質と子路の勇とを兼ねた人だと

謂つても、過ぐは無い。然る上に、之を前にしては、素行に私淑し、之を後にしては、仁齋に薫陶されたから、「論語」は彼の生命であつた。後年彼は子息松之丞即ち主税に對して、彼れ自身に「論語」を教授したといふ事である。主税が僅に成童の少年にして、善く大義に殉じ、父に從つて義に赴いたのも、亦又「論語」に負ふものの尠からざる可きを、追想される。昔は宋の趙普一部の「論語」を以て天下を治めたといふが、内藏助が彼が如き一代の快擧を成遂げたのも、亦是れ「論語」の力である事は、是から追ゝ見はれる事實が證明するであらう。自分をして言はせれば、「魯論」は經なり、「韜略」は緯なりだ。彼には既に「魯論」の大本あり。而る後「韜略」の手に從つて運用を資けたのである。

三十四　同　奥村無我との邂逅

内藏助は斯く一方には心を經學と兵學とに潛めたが、又一方には力を武藝に專らにした。當時讚岐の高松に奥村權左衛門重舊、號を無我と稱する有名なる東軍流の劍客があつた。彼は備前岡山の人にして、容貌偉岸、蓬頭突鬢、看るから絶世の勇士であつた。其人、少より劍を好み、遍く時の名家諸子、陣口、吉川、鈴木等の諸劍客に從遊して、皆其奥蘊を極め、其術天下に一敵なしと稱せられた。而るに一年田舎無外といふ江戸の豪傑が備中に來遊した。無我は是時美作に滯在したが、之を傳聞するや否や、「好敵手御參なれ」と、決を投じて其地を發し、韋駄天走りして備中に向ひ、無外に會して試合を求めた。時に沛雨は盆を覆す。無我は木刀を提げて、雨中に屹立し、「去來一勝負」と聲掛けた。是時無外些とも騒がず、手に携へた杖を取直し、「さらば」と共に立合うたが、孰れも天下の豪傑なり、雨々相撃てば、刀下に火を發し、杖頭に風を生じ、看る者皆目を眩ました。が、無外の神技は人間以上にて、終に無我の敗となつた。無我の無我たる所は實に此に在る。彼は衷心から感嘆し、「權左今にして始めて眞の英雄に會うた」とて、直ちに其場にて弟子となり、精を勵まして此人に學ぶこと亦又數年、悉く其神髓を得た。是に於て乎四方の豪傑其風を慕ひ、無我の門下に來り聚まる者左右百餘名の多きに達した。大石内藏助、大石瀬左衛門、潮田又之丞は皆其中の一人である。就中内藏助は國老大夫の身分にて在りながら、雪朝霜夜未だ曾て突撃彈刺の鍛錬を怠らぬ。「英氣所發。金石亦透。精神一到。何事不成」や。彼が三十五歳の時終に免許皆傳を得た。此際彼が其師無我に納れた起請文は左の通りであつた。

起請文前書之事

一　東軍流之兵法就御相傳、免許已前聊他見他言申間敷事。

一　免以後變他流、別一流立申間敷事。

一　免以後無誓紙而太刀見申間敷事。

右之條々於相背者

梵天、帝釋、四大天王、伊豆・箱根・三島大明神、八幡大菩薩、天滿大自在天神、摩利支尊天、惣而日本國中大小神祇御罰可蒙者也。仍起請文如件。

元祿五年申六月廿日

大石内藏助良雄　血判

奥村權左衛門殿

是に由つても内藏助が如何に堅忍にして不撓の精神に富める人であつたかが見える。此起請文は今も現に高松の見性寺に遺つて居る。之を同市の友人に聞くに、奥村無我の宅は同市の八幡馬場に在つた。從つて、此に習學し居た兩大石や潮田が當時の逸話は、今も尚同地方の口碑に存して居るとの事である。

附言。無我の墓は同市の西方寺に在る。其碑文は無我の門人にして一藩の儒官たりし[illegible]

の所撰に繋り、「讃岐國名勝圖繪」にも載せてある。

三十五　同

内藏助は天稟人に優れたる上に、學問武藝も亦衆に超え、一等の士大夫たる資格に於て一つも缺けた所が無い。所謂文武兼備の士であつた。併しながら平生極めて謙遜にして、少しも其能に誇らうともせねば、又其能を見はさうともせぬ。それかといつて曲々たる郷原流の態度を持するのでも無い。酒も善く飲めば、時には洒脫な遊もする。兎に角珍らしい人物である。而うして英雄自ら閑日月ありで、閑暇がある時は、畫を樂み、花を樂んだ。殊に畫は狩野友益氏信に學んで、中々巧妙であつた。近世斯道の大家と稱せられる竹田は、容易に人に許假せぬ男であるが、其の書き遺したもののうちに、大に内藏助の畫を稱揚して居る所を看れば、斯道に於ても作家の域に入つて居たことが知れる。彼は又花卉の中では特に牡丹を愛した。是れも亦其人の圓滿にして富贍なのに協つて居る。或時所親の人に書を寄せて、仔細に花品の評論を試みたことがある。當時之を看る者は皆其風流に感嘆したといふことである。

内藏助は斯く威重あり品位ある傑出超邁の人物であるが、自分が特に欽する所は、當時の世界に稀なる平民主義の人であつた一事である。兎申すは當時の日本は貴族主義の上下を披蕩する社會であつて、お負けに華奢風流を喜んだ所謂元祿時代の眞最中である。一藩の國老而も城代家老などといへば、不斷に仙臺平の袴ぐらゐは常用して、悠揚に構へ込み、尊大振つて容易には人にも面會せず、又口をも開かぬくらゐのものである。これで無ければ國老らしく無いとまで一般に思考させるほど貴族主義の空氣が充滿して居る。然るにも關はらず内藏助には一點此矜氣と誇氣が無い。彼は平生如何にも質素なる衣服を着け、藩廳に出仕するにも古袴の儘にて何の頓着も無い。途中にて御家老の御通行と視て下座をする若黨仲間の輩に對しても、それ〳〵辭をかけ、些とも尊大振つた態度が無い。此尊敬す可き操行を視て、有識の人は夙に敬意を拂つたに相違なきも、一般の評判では人品輕卒にして、大夫の威重が無いなどと評して居た。時代の氣風といふものは、實に畏ろしいものでは無い歟。

或時大夫に用談があつて、其邸を訪うた人がある。折節恰度夕飯時分であつた。主人は夕飯を命じて、客と對食した。客は何の御馳走が出るかと思へば、一瓶の酒と韮雜炊であつたのに驚いたといふ事である。是に至つて端なくも思ひ當る事がある、維新前筑前の國老にして九州に正義を維持した加藤司書が好んで韮雜炊を食はれたのも、或は此邊に私淑する所があつたからでもあらう歟。兎にも角にも其質素恬澹にして、簡易眞率に、邊幅を飾るの人で無かつた事は、是等の瑣談でも知られる。

三十六　同

内藏助は十九歲にして出仕してから、内匠頭長矩に事へ、所謂城代家老として概ね赤穗に在住した。それで藩政の大事は此人の預り聽く可き所であるが、世は昌平の眞中である。一切の事は樣に依つて胡蘆を書くに過ぎない時代である上に、其性恬澹にして自ら用ゐぬ人であるから、餘り政務にも關はらぬ。のみならず君侯の前に出でても、其才智を振舞はさないから、内匠頭は寧ろ此人を疎外された傾がある。却つて吏才に長じた當世向の大野九郎兵衛などの方が、萬事に幅を利かして居た。併しながら内藏助に在つては、毫も是等の事を意に介しない。佩弦齋は五井蘭洲が「瑣語」といふ書に由つて此

人を敍し、「常韜晦不露。人皆斥爲癡」といつた。韜晦して露さずとは回護の筆で、內藏助は殊更に韜晦して居たのでも何でも無い。其實は天性の儘にて、不必要の場合に利巧めかさうとしなかつたのみである。が、人皆斥けて癡と爲すといふ一事は、其通りであつた。兎に角當時誰言ふと無く「晝行燈」といふ綽名を此人に附けた。「晝行燈」狀し得て極妙である。居常ボンヤリとして白晝の行燈の火を看るやうな有様が、今から回想せられるのである。「君子有盛德而容貌如愚」の聖語、內藏助に於て焉を看るといはねばならぬ。顧ふに「晝行燈」の綽名をば內藏助自身も微笑して甘受して居たに相違ない。

さりながらリンコルンが言つた通り、人は或時と或場合には欺かれるが、永き時と廣き場合には欺かれぬ。內藏助如何に恬澹でも、謙讓でも、天分の斤量は永き歲月の間に何時となく自然に見はれる。彼が一代の英雄であつたのは、事變後に至つて始めて知れたけれど、兎にも角にも何と無く豪い、何處にか信賴す可き所のある人だといふ事は、事變を待たずして、業に既に赤穗の上下に信孚して居つた。鳩巢此人を傳して、「良雄爲人簡靜有威望。甚爲國人所倚重」といふもの、簡にして最も要を得て居ると思ふ。

事變に先だつこと八年前、元祿六年の十二月、備中松山の城主水谷出羽守勝資俄に卒せられて後嗣が無い所から、領地を沒收せられた事がある。其際松山藩士に紛擾の風說があつて、淺野內匠頭は受城使を仰附けられて、之に向はれたから、內藏助も隨行した。此行に當り、內藏助が率ゐた所の一隊の部署、並に松山の家老鶴見內藏助との談判、倶に頗る觀る可きものがあつたので、多少當時の風評に上つた。

それで淵默はして居れ、赤穗には大石內藏助といふ一英物が居るといふ事は、此頃から眼ある者の中には看取せられて居たのである。幕府が赤穗の城請受取に近傍諸藩の兵を繰出させたのも、吉良上杉の兩家が非常の警戒を加へたのも、此邊の消息を探知し居たのが其一因に居るであらうと察せられる。さも無ければ一個ボンヤリの「晝行燈」をさばかり氣にする必要も無いのである。

附言。松山城受取に就いても、亦俗說紛々である。既に一藩守城に決して、此に立籠つて居たのを、內藏助一人主人の名代として立向ひ、智謀を振つて、無事に受取つたなど種々な俗書に見える。是れ亦例の好事者流の製造說たるに過ぎぬ。

三十七　主家の凶報

三月十四日殿中に於て凶變發し、淺野內匠頭は田村右京大夫へ御預となり、內匠頭供廻の人々は悄々として一同鐵砲洲の邸に引取り來るや否や、是れ實に一藩存亡の場合である。兎も角も之を本國の城代に急報せねばならぬとて、早水藤左衛門、萱野三平の兩士を急使として、直ちに赤穗へと馳向はした。固より是は表面淺野大學氏の申附ではあるが、其實は蓋し片岡源五右衛門の發議と思はれる。兩士は直ちに旨を領し、同日巳の下刻即ち午前十一時に本邸を出で、驛傳を馳せて播州へと志した。當時驛傳の法として士分以上の急使驛傳にかゝる場合には、宿駕に乘り、前驛から次驛まで宙を飛んで驅けさせる。すると次驛も亦宿駕を出して之を受取り、駕舁を促して、亦又次驛へと送らせる。此急使に當る者こそ災難である。まるで一種の鞦韆に載せられ、幾日幾夜揺り通しに揺られるのも同樣であるから、頭腦も胃腸もメチヤ〳〵に攪亂される。それで之に乘る士は、頭には鉢卷を爲し、腹には堅く晒布を卷き、

駕の中央に吊りさがれる白布に取縋り、僅に其身を支持するのである。維新前後海内紛擾の際に居た人ならば、今も記憶せられるであらう。エンホイ〳〵の掛聲にて天下の事變を報ずる早駕の急使は海内到る處に絡繹であつた。

扨早水萱野の兩士は此早打に由つて百五十五里の道程を晝夜兼行にて追通し、同月十八日の亥の刻即ち午後十時に早くも赤穗城に到着した。されど既に時刻が時刻であるから、藩廳に出頭しても詮が無い。それで其の儘城代大石内藏助の屋敷に赴いた。何事ならんと内藏助は兩士を延見し、急使の趣を尋ねれば、兩士は先づ片岡源五右衛門の書狀を取出して差出した。内藏助手に把つて之を披見すれば、

「口上書を以て申上候。

御敕使柳原大納言樣、高野中納言樣、淸閑寺中納言樣、御道中御機嫌克、當月十一日御到着、十二日御登城被遊、十三日御饗應御能相濟、翌十四日御白書院に於て御敕答の式有之候。御執事役人諸侯殘らず御登城相成候處、松の御廊下に於て上野介殿理不盡の過言を以て恥辱を與へられ、依之君刃傷に及ばれ候。然る處同席梶川殿押へ被爲濟、多勢を以て白刃を奪取り吉良殿を打留不申、雙方共御存命にて上野介殿は大友近江守殿へ御預に成り、傳奏饗應司は戶田能登守殿へ被仰付候。荒增右の通に候條、何れにも御家御大切の時節に候故、御注進として早水藤左衛門、萱野三平右兩人馳登らせ申候。此日取急ぎ書中一々する能はず、兩人委曲言上可仕候。尙追て御注進可仕候。恐惶謹言。

三月十四日巳之下刻　片岡源五右衛門　花押

大石内藏助殿』

讀了つて、内藏助は深き憂慮の眉を顰め、尙事の此に至つた顚末を兩士が交る〴〵申出でるのを傾聽しつゝ、幾度か嗟嘆した。彼の胸中には吁庸人國を誤ると無限の痛恨を湛へた事と察せられる。但し是れは凶變當日午前中の出來事で、其後の成行はまだ五里霧中に在る。

明くれば十九日の卯の刻即ち午前六時に第二の急使として原惣右衛門、大石瀨左衛門は亦又江戶から到着した。是れは兩士ともに凶變當日の御處分を見屆け、同夜直ちに同じ驛傳に乘つて、晝夜兼行にて馳せつけたのである。全體江戶から赤穗まで百五十五里、道程、古行ならば日に十里即ち十五六日も要る所を、前使後使ともに四日半にて乘打つた。士氣の激越した時は畏ろしいものである。後年復讐の舉了つて、細川家に御預の時、同家の士堀内傳右衛門が原に向ひ、「如何にして左樣に早く御着なされた歟」と問うたのに對し、『淺野家にては代々傳馬町の問屋共へ豫て金銀を遣はし置き、事ある時の用に備へられたので、遲滯なく參つた次第でおざる』と答へた。之に由つても淺野家由來武道の家たることが知れる。扨此兩使は内藏助に見えて、君侯の切腹、御家の廢滅に至るまで、其日の御處分を逐一注進した。此報一たび傳はるや否や、赤穗の上下は常闇の裏に陷つた。嗟乎『不逢盤根錯節。不知利器』誰か圖らん當年の「晝行燈」是より日月と光を爭はんとするを。

三十八　城中の大會議

赤穗に於ては、三月十八日の夜に達した注進に由つて殿中の凶變は知れ、翌十九日の朝届いた報告に由つて、君侯の切腹、續いて主家の斷絶は分つた。今は片時も躊躇す可き場合で無い。是に至つて大石内藏助は猛然として意を決

し、即日家中一統に總出仕を觸出した。藩士に取つては是れ實に青天の霹靂である。何は兎もあれ、我も〳〵と出仕する。其人員は三百餘名と注せられた。內藏助は乃て諸士に向ひ、極めて沈痛なる語氣を以て、「去十四日公方家に於かせられ、敕旨御奉答の式を行はせられる殿中にて、我君侯には高家吉良上野介殿に對し、刃傷に及ばせられたる廉を以て、君侯には御切腹あらせられ、御家は斷絕との御沙汰、續いては城池をも召上げられることと存ずる、是れ寔に我君の御不調法に由るとは申せ、事の起は、上野介殿が堪へ難き恥辱を君侯に加へられたるに由る儀におざる。然るに上野介殿には何の御咎も無いのみか、其手傷平癒したる上は、是迄の通り御役務相勤めらる可しとの御沙汰なる旨承はり、我君御最期の際の御遺憾はさこそと拜察し奉る。古より君辱めらるゝときは臣死すとこそ承はれ。我君今日斯る大恥辱に遭はせられたる以上は、正しく我等臣子の節に死す可き秋ぞと存ずる。但だ死は固より難んずる所に非ざるも、死に處するは寔に難い。事此に至れば我等は死處を擇むの一方あるのみでおざる。之に處する方々の御意見を承はりたう存ずる」と言放つた。一座は實に悽愴の空氣を以て充たされてある。忠憤義憤の士は血湧き肉躍つて、默止するを得ない。「君侯の讎敵上野介殿まざ〳〵生存しおはすとあれば、我等是より江戸に馳上り、其館に打入つて、首級を上げるのみではおはさぬ歟」と一方から叫べば、「事既に此に至つた上は、藩祖以來の此城を闔く官使に差上げて、我等何の面目がおざらうぞ。矢玉の在らん限り、太刀の目釘の續かん限り、官使を引受け戰うて、城を枕に打死し、先君に地下に追着き奉るまでにおざる」と一方からは慨言する。議論は實に百出した。が、前後兩回に達した注進は、凶變即日から即夜までの出來事に過ぎないから、其後上野介が果して無事である歟否らざる歟も、未だ分らない。それで評議は十九日から二十日、二十一日と三日間に繼續した。

　內藏助が寬裕にして沈毅なる天性は、是に至つて漸く其一端を啓示し來た。彼は二回の注進に由つて、既に決心する所がある。併しながら人々の忠姦乃至勇怯は、斯かる場合に於て始めて分る。蓋し內藏助は人々の吐露する所、主張する所に就て、十分に其人の如何を察し、眞に信賴するに足る人々を得て、是と大事を俱にせんと欲するに在る。それで容易く評議の決を取らず、各自の論爭を續けさせたのである。優悠遁らざる大人物に非ざれば、到底此に出づることは出來ぬ。

三十九　同

三日間に亙つた城中の大評議に由つて、大概正義黨と俗論黨との色合は見え透いた。言ふまでも無く正義黨の統領は大石內藏助であるが、俗論黨の方では大野九郎兵衞が筆頭である。九郎兵衞は吏才に長じ、世事に通け、今日まで赤穗の藩政を專らにした所謂仕置家老であるから、內藏助と相並んで、評議の上席を占め、依然列座を睥睨して、持議を自家の見當に一致させようと構へて居る。今日は評議の三日めとなつた。內藏助は時分を測つて始めて意見を發表した。

　「方々が城を枕にして打死し、先君に地下に殉せんとの御意見は、至極御同意におざれど、人臣の分義として此際御國に盡す可き一事ありと存ずるは、外でも無い。先君には御生害はされ、主家斷絕の不幸に會したれど、幸に先君の御舍弟大學殿おはしませば、是時に當つては扶傾繼絕の儀を第一の急務と存ずる。就いては御祖先以來代々の御忠勤を申立て、大學殿に由

つて主家の祭を存せられる樣、吾等一統死を決して公儀に嘆願し奉らば、或は御詮議の次第あらせられぬにも限られぬ。假令一萬石にても大學殿御取立の御沙汰を蒙らば、吾等臣下の分義に於ても先君に對し奉り申譯立つと申すもの。若し此嘆願御採用これ無くば、最早それまでおざる。其時城を枕にして打死し、先君に地下に追着き奉るとも、未だ遲くもおざるまい。方々は如何に思召す歟」

と衆に諮うた。

すると九郎兵衞は之を遮り、

『それは甚だ不穩當でおざる、第一本城に立籠りながら、大學殿御取立を嘆願するは、嘆願にては無く、上に要請する儀に相當する。然る時は吾等一統は謀叛を企て、上に弓を彎き奉るとの御咎を蒙るでおざらう。是れこそ日頃御忠節にあらせられた先君を辱め奉ると申すもの、以ての外の狂事におざる。此際は吾等早々解散して、本城を官使に開渡し、而る後一同謹愼して御跡目の事を嘆願するの外は無い事と存ずる』

と、分別らしく抗論して、早くも既に逃支度を始めた。

内藏助は慨然として再び口を開き、

『大野氏の議は然る可からず。士の守る可き所は唯義にておざる。士にして義なければ、士とは申す可からず、今此大節に臨み、大義を以て自ら任ぜず、逡巡顧望して、死を畏れ、苟も免るゝが如きは、實に恥なきの甚しき者と存ずる。大學殿御取立は固より未必の事、其未必の嘆願を口實にし、闇々と城を棄て立去らば、天下の人之を何とか申す可き。赤穗士を養ふこと數世にして、一旦變に際し、一人一個の君國に殉ずる者なしと評されなば、如何でおざる。籠城の擧が縱ひ國に尺寸の補なきとても、先君並に代々の御祖先を辱め奉るとは、孰れでおざる』

と慨言した。

座中の正義黨は皆眉を揚げる。俗論黨は概ね屏息する。大石内藏助藤原良雄が身を以て國に許せる堂々の意氣は是時に見はれた。九郎兵衞は尙ほ言を左右に託して、此議を沮まんとする。此際原惣右衞門は身を起して席を進め、九郎兵衞が前に堂と坐し、居長高になつて、

『お言ひやるな。吾々此に罷在る者は、何れも内藏助殿の意見に同意でおざる。貴殿之に御異存ある事ならば、最早此席におはす事御無用と存ずる。早々席を御立ちなされ』

と短刀直入に肉薄した。其意氣ごみの徒ならぬのに辟易し、日頃上大夫の權威に誇つた九郎兵衞は狐鼠々々として退城する。續いて俗論黨一味の番頭物頭等を始めとし、何れも逃げるが如く立去つた。それで衆議は一瀉千里に進行し、一統籠城の上哀訴嘆願といふ事に決定した。後に復讐の擧了つて、大石原等十七人細川家に御預の際、細川家の士堀内傳右衞門當時の原が談判の始末を同氏に問出でたるに對し、惣右衞門は莞爾として、『其時九郎兵衞座を立兼ねたらば、直ちに打果す覺悟にて、既に刀に手まで掛け申した。後に了見致せば、扨々臆病を盡しておざる』と答へながら傍の富森助右衞門を顧みて大笑した。吁謹厚なる者も亦斯くの如しだ。天祥の所謂『時窮節乃見』是より『一々垂丹青』んとするのである。

四十　一藩の哀願

衆議は既に内藏助の主張に一決した。是に於て内藏助は一藩の上士中多川九左衞門、月岡治右衞門の兩人が辭令に嫻へるを見て之を使とし、一篇の嘆願書を草して、三月二十四日兩人を交附した。其文意は左の通りである。

『乍恐以書付奉申上候。今度内匠

頭不調法仕候て、御法式之通に被仰付候段、奉畏候。然共上野介殿御存生之由承傳候。左候得ば、當城離散仕、何方へ面を向可申樣も無御座候。此段家中一同之存念に御座候に付、色々教訓仕候得共、田舍者にて御座候へば、不通に承引不仕候。乍然若離散仕、安心可仕筋も御座候はゞ、各別之儀に御座候。奉對上、毛頭御恨ケ間敷所存無御座候へ共、於當城餓死可仕覺悟に御座候。此段申上候。恐惶謹言。

元祿十四年三月二十四日

大石内藏助

並家中一同

荒木十左衞門樣

榊原采女樣』

至極簡單な書面ではあるが、意は言外に在る。内藏助は之を交附しながら、兩人に向ひ、『今から急ぎ江戸に赴き、受城使の未だ御發途なき前に到着して、此書を捧げ、吾等決心の在る所を陳べて、只管嘆願せらる可し。吾等聊か存じ寄る所もあれば、之を其筋に差出す以前に、必らず在府の安井藤井兩家老と申談ぜぬ樣注意せらる可し。並びに此嘆願の儀はゆめ〳〵大學殿の御耳に入れては相成らぬ。但だ願書を受城使に奉呈したる後、戸田采女正殿に別紙一通を差出し、同樣の願意を進達せらる可し。此儀篤と心得て、希望の貫徹に盡力せられよ』と訓令した。蓋し内藏助は安井藤井の凡庸にして爲すに足らぬを見ぬいて居る。故に彼等に議れば、必らず之を沮み止む可く、否らざるまでも、進行上の妨碍となる可きを知るからである。又大學氏の耳に入れゝば、氏の立場として之を默過される譯には參らぬ。それにも關はらず之を遂行しようとすれば、それこそ愈々幕府への強請要請となり、御咎は直ちに大學氏の上に降り來る可きを豫見するからである。内藏助の用意も亦實に周到である。多川月岡の兩人は唯々として命を奉じ、翌三月二十五日に赤穗を發し、五十三驛を傳つて、江戸へと馳向つた。

受城使及曉諭使に差出された文意は略同一であつた。鳩巢の飜譯は極めて内藏助の眞意を發揮して居る。

「赤穗の老臣大石良雄等、某々二人をして敢て腹心を布かしむ。寡君罪を廷に得て、死を賜ふ。臣等敢て奉承せざらんや。然れども兩下相殺すは、國に常刑あり。今吉良君廷に祿位を有すること故の如し。而うして大刑獨り寡君の身に加へらる。是れ臣等が日夜血に泣き、寧ろ死しても悔いざる所以なり。臣等一二の老臣固より幕廷一統の政を崇するを知る。而も遍邊の臣、頑愚、惟忠を事ふる所に盡すを知るのみ。諭すに順逆の分を以てすと雖も、而も衆心回す可からず、群議奪ふ可からず。僉曰は、敢て幕廷を僵とするには非ざる也、但だ城に卽きて自殺し、以て人臣の分を明かにせんと欲するのみ。若し幕廷吏に處置ありて、亡虜の臣をして國を去りて天下に循あらしめなば、卽ち臣等樂を以て退き、惟命、これ聽かんのみ。敢て死を以て聞す、と。譯文を得て、原文千鈞の力あり。敢て請はざるのみ。固より願ふ所なり」との本意は、一篇の文表に躍如たりだ。内藏助にして知ることあらば、鳩巢は眞に我知己なりと、手を拍つて喜んだであらう。甚しい嘆言の文ならざる可からざるやと言ひたくなる。

四十一　烈士國難に赴く

天下の危險は、山にも在らざれば、川にも在らず。實に人情反覆の間に在る。昨日までは

肩を並べ、席を列ね、孰れ劣らぬ忠勤の士と見えた赤穗の藩臣等も、主家の斷絶に會うて、魂魄を失ひ、會議の變節に、十人減り、二十人減り、遂に醜い有様を現出した。併しながら志士は溝壑に轉ずることを忘れず、勇士は其元を喪ふことを忘れぬ。眞の志士、眞の勇士は、國家擾亂の際に於て見はれる。試みに其一班を舉げよう歟。

千馬三郎兵衛光忠は馬廻にて、百石を領し居たが、何か内匠頭の御心に忤ふことがあつて、勤續し難い場合となつた。此上は永の暇を乞ふの外は無いと覺悟を極め、内々家財の一分を既に大阪まで送つた處に、今度の凶變は勃發した。尋常の士ならば、是れ幸と立退くであらうが、三郎兵衛は之を聞くや否や、『雖君不君。不可臣以不臣』と慷慨し、去志を飜して、籠城の列にと連なつた。

又横川勘平宗利は僅に五兩三人扶持の徒士横目であつて、本統の士分にも列せぬのであるが、赤穗から一里餘の地に在る鹽硝藏預を命ぜられ、其番をして居つた。凶變の報此に聞えるや否や、内藏助の許に馳せつけ、是非に籠城の一人に御加へ下されたいと申出た。内藏助は深く之を感稱し、『忠義の志神妙に存ずる。但し鹽硝は大切な軍需である。今日の場合は如何なる變事に立到らうやも測られねば、詰處に歸つて、大事にそれを護り、後命を待たれよ』と申付けて、任所へと引返させた。

又小野寺十内秀和は百五十石を食し、京都藩邸の留守居を勤め、文武兩道の士である。齡既に六旬に達し、老功を以て稱せられたが、茲に凶報の聞えるや否や、十内は意を決し、『是れ京中に優悠す可きの秋に非ず。本國に歸つて、諸士と進退を俱にせねばならぬ』と、其儘馳歸らうとする。下僚の某之を視て、『貴殿には御留守居役の御事故、一應所司代へ御屆なされ、御許を得て、御出發あつては如何におざる』と注意した。十内は之を聽きも敢へず、『否や、京都の出入に所司代へ御屆申上げるは、平生の作法、吾等今日亡國の遺臣となつた以上は、それらの作法に拘はるの要は無い。若し御屆して出發を差止められたらば、緩急に應することの出來ぬとも限られぬ。其時千悔すとも、何の甲斐かある。擱かれよ』と言放し、妻女にも告げず、蹶然として家を出で、鎧一領に、槍一筋、着替の帷子一枚を携へて、赤穗城へと馳着いた。理義に明かなる者に、明快なる決斷はある。小野寺十内秀和が家を出づるの行色、亦實に稱す可きでは無い歟。

此十内の養子幸右衛門秀富は、當時尚部屋住であつた。それで父十内は必らずしも此人までを强要しようとはしなかつたが、幸右衛門は自ら進んで、養父と行動を同うし、籠城の列に加はつた。

四十二　同

又今回の國難に就いて、江戸から遙々馳着けた人々も尠からぬ。それは事變の第一注進者早水藤左衛門滿堯、萱野三平重實、同じく第二注進者原惣右衛門元辰、大石瀬左衛門信清を筆頭として、村松喜兵衛秀直、同苗三太夫高直、其他片岡源五右衛門高房、礒貝十郎左衛門正久、寺井玄溪、及中村清右衛門など、追々に到着した。

殊に村松喜兵衛は江戸定府にて、當年既に六旬の老齡であるが、單身江戸を出發し來た。其子三太夫は父の吩咐に由り、一旦は家に留まつて、老母に奉事することを承諾したが、父の出發後に熟々思へば、家には尚舍弟も居れば、朝夕母上の看護に事を缺がぬ。自分此家の長子として、老父の義に赴かれるに、家に殘る道やある』と、奮然として身を起し、大森、川崎を走

りぬけ、神奈川驛にて喜兵衛に追縋り、是非に御同行をと懇請し、相伴うて東海道を押上り、四月四日赤穂に到着して、直ちに内藏助の許を訪ひ、素志の在る所を披瀝して、其儘籠城の列に就いた。

最も感ず可きは、岡野治太夫、井關德兵衛、井關紋左衛門、大岡清九郎、中村彌太之丞の五人である。彼等は久しく淺野家の祿を離れ、浪人をして各處に散在したが、故主家斷絶、藩士籠城との風說を聞くや否や、各々鎧櫃を擔ぎ、相携へて赤穂城に至り、内藏助に面會を求めた。内藏助乃ち之を請じ、來意を叩けば、五人は口を揃へ、「吾等久しく浪々に送せど、當家の御恩は忘却仕りませぬ。此度承はれば、大夫には御籠城との御事、何卒吾々をも其列に御加へ下さるやう願ひ奉る」と、誠意を其面に見はして申立てた。内藏助は之を聽いて感嘆した。「重祿の士ですら動もすれば逃支度する今日に、諸氏の御高義は寔に感ずるに餘りある。然りながら諸士には當家を離れられてから年月も久しく、最早藩籍に無關係の人と認められてある。今に至り諸氏の御求を納れ、御一緒に籠城仕らば、幕府にては浪人を集めて、公儀に楯つくと解せられんこと必定でござれば、折角の御求ながら、此儀は御斷念下されい」と辭退したが、五人は容易に承知せぬ。後に開城の議を決定する日まで、城下に滯在して、度々入城を請求した。

是等の風を聞く者は、薄夫も厚く、懦夫も志を立つるであらう。

附言、事變發生の際に觀るに、譜代の士にして淺野家を離れ、浪人となつて居る者が頗る多い。各處に散在し居た者には、上に擧げた岡野治太夫、井關德兵衛、同苗紋左衛門、大岡清九郎、中村彌太之丞の如きがあり、江戸に居た者には、大石無人、其子三平、岡野治太夫の子不破數右衛門及び間新六の如きがあり、又赤穂に於ては、既に此藩を去らんとして準備し居た千馬三郎兵衛の如きがある。而うして大石内藏助は城代家老の地位を履みながら、多くは藩政に預からず、人をして鋒鋩露さずとまで評せしむるに至つたのを觀れば、時代の風潮が早く淺野家の家風までも侵蝕し、剛直の士漸く退いて、便佞の徒次第に進んだのが見える。然るに一旦事變に發し、内藏助起つて事に當ると聞えたから、嘗て擯斥せられた剛直連孰れも勇躍し、此人に從つて名節を顯さうと志したのである。是に由つても内藏助が早く清廉の士心を獲て居たのが知れる。

之を要するに、内藏助の周到なる用意に由つて、浪士の希望は悉く圖はれなかつたが、岡野や、兩井關や、大岡や、中村や、無人父子の兩大石や、一たび其希望を失墜した爲に、義徒の四十七士と倶に、其人の名節は不朽となつた。甚しい哉名節の[illegible]せざる可からざるや。

四十三　最初の連盟

赤穂籠城の風說は太平の街民を驚かして、四方にパッと擴布する。四隣の兵は續々から境上に國して迫らんとする。受城使の一行は日ならずして來り臨まんとする。内藏助は一藩の議に當るの肚があるも、それで先に出した多川月岡兩使の歸るを待たないで、又々會議を城中に開いた。が、問題は愈々籠城戰死と極つて居るから、俗論黨は最早出席せぬ。此日約束を違へず來會した人々は、

大石内藏助	千五百石
奥野將監	千石
河村傳兵衛	四百石
進藤源四郎	四百石
長澤六郎左衛門	三百三十石

小山源五左衛門　三百石
原惣右衛門　三百石
佐藤伊右衛門　三百石
近藤勘六　二百五十石
渡邊角兵衛　二百五十石
稻川十郎右衛門　二百二十二石
山上安左衛門　二百二石
吉田忠左衛門　二百石
間瀬久太夫　二百石
潮田又之丞　二百石
岡野金右衛門　二百石
岡島九十郎　後に右衛門と改む
佐々小左衛門　二百石
岡本次郎左衛門　二百石
岡本喜八郎
多藝太郎左衛門　二百石
平野半平　二百石
小野寺十内　百五十石
小野寺幸右衛門
大石瀬左衛門　百五十石
早水藤左衛門　百五十石
灰方藤兵衛　百五十石
上島彌助　百五十石
田中權右衛門　百五十石

幸田與惣右衛門　百五十石
里村津右衛門　百五十石
間喜兵衛　百石
間十次郎　百石
中村勘助　百石
菅谷半之丞　百石
千馬三郎兵衛　百石
橋本平左衛門　百石
中村清右衛門　百石
高谷儀左衛門　百石
仁平郷右衛門　百石
榎戸新助　百石
河田八兵衛　百石
久下織右衛門　二十五石五人扶持
岡島八十右衛門　二十石五人扶持
村松喜兵衛　二十石五人扶持
村松三太夫
大高源五　二十石五人扶持
矢頭長助　二十石五人扶持
矢頭右衛門七
豊田八太夫　二十石三人扶持
倉橋八太夫
勝田新左衛門　十五石三人扶持
各務八右衛門　十石五人扶持

陰山惣兵衛　金十五両三人扶持
萱野三平　金十二両二分三人扶持
貝賀彌左衛門　金十両、米二石三人扶持
武林唯七　金十両三人扶持
猪子理兵衛　金九両三人扶持
神崎與五郎　金五両三人扶持
吉田貞右衛門　九石三人扶持
三村次郎左衛門　七石二人扶持

都合六十一人に過ぎなかつた。が、其の當時に在つては、何れも忠義骨髄に徹する人々と見做す可き士である。内藏助は佶と一座を顧み、『方々、淺野家の御恩を忘れず此に會合せられたる段は、内藏助實に滿足に存ずる。然りながら受城使の來臨既に眼前に迫れる今日に當り、此有様にては如何に致し申す可き。抑々此度の一擧は赤穂の孤城に據つて、天下の大兵を引受けての戰にはおはさずや。縱ひ一家中心を戮せて城に嬰るとも、一月を支へんことすら覺束なきに、只今殘り留まる所の數、僅々此六十餘名に過ぎぬ。斯くては一方面に當るにも足らず。好し此衆を擧げて、戰を開けばとて、一日にして敗れんは必定に存ずる。さあらんには由なき兵を弄して、彼のざまは何事ぞと取離され、徒らに天下の物笑となるのみにてはおはさ

ずや。事既に此に至れる以上は、詮方も無い。寧ろ受城使の來臨を待ち、お互の意見を上申し、何れも城上に切腹して殉國の本意を明かにしたる方優らずや。方々の御意見は如何でおざる』と諮問した。何れも最早策は盡きた。『それより外はおざるまい』と一統は同意する。『然らば此席にて盟約を立て、一同盟書に連名せらる可し』と一卷の盟書は取出された。何れも劣らじと筆を把つて、姓名を自署し、淋漓たる紅血の血判を捺して、內藏助の前に差出した。內藏助胸中の祕計は此際に至り、始めて其機微を露はさんとする。

附言。俗間に傳ふる諸書に此盟書血判を四月十一日の大集會日の事とし、大野九郎兵衞等は進藤源四郎から同盟血判を逼られ、激論の末に逃出す等の事を記す。されど四月十一日は多川月岡江戸から歸着し、開城の議決定の當日であるから、左樣な事實の在る可き筈が無い。のみならず盟書血判は內藏助が同志として將來進退を俱にしようとする者に求むる所で、最初から腰拔と知れ切つた大野一黨にまで强ふるが如き、愚を學ぶ內藏助で無い。是れ亦例の好事者流の捏造であると、自分は斷定する。

それから此日の同盟に就いて、諸書の報ずる所に異同がある。室鳩巢の「義人錄」には五十六人とし、片山深淵の「義臣傳」には五十七人とし、三宅觀瀾の「報讐錄」には五十八人といふ。のみならず、鳩巢の擧げる所と、深淵の擧げる所の人名中には相違がある。併しながら兩書に載せる所の人名を取つて、將來の出來事や、又義徒の書柬などに徵すれば、何れも當時の同盟に列した徒輩である。それで自分は兩書に在る異同の人名を悉く數へて、此に擧げた。但し「義人錄」中には大石主稅までを此最初の同盟中に收めて居るが、是だけは慥に誤聞であると認む可き理由があるから、數中に入れぬ。

尙一言附加へ置くのは、從來刊行本の「義人錄」に載せる所の人名中には誤が多い。それは、

進•藤源四郎を……………近△藤源四郎
小山源五左•衛門を……………小山源五右△衛門
田中•權右衛門を……………田川△權右衛門
平•野半平を……………矢△野半平
里村津•右衛門を……………里村伴△右衛門
中村清右•衛門を……………中村清左△衛門
高谷•儀左衛門を……………高田△儀左衛門
猪子理•兵衛を……………猪子源△兵衛

などに作つて居る。二百年來間違のまゝであるから、序に此に正して置く。今一つ、是までの學者は兎角に借字を用ゐたがつて、勝手に姓名の文字までも取易へる。例へば原惣•右衛門の惣•の字が面白くないからとて、總△右衛門にしたり、礒•貝十郎左衛門の礒•の字に和臭があるとて、磯貝に改めたり、勝手な眞似をする。賴山陽なども梶•原景時の梶•の字が氣に入らぬとて、椊原景時と書易へて居る。元祿の一擧に關する學者の著書にも此類が多い。如何に學者だとて、人の固有名詞まで捻ねくる權利は無い。僭越な事だから、自分は一切原字原稱を尊敬して、其眞を存して置く。是は後々まで關係があるから、申添へる。

四十四　同

盟書血判の際に於ても、亦一二事の言ふ可きことがある。六十一人中の一人三村次郎左衛門包常は、有志の士であるが、其身分は御臺所小役人に過ぎぬ。從つて極々の小祿であるから、他の同志の人々も未だ之を信じない。會議の度ごとに何時も出席するが、多くは祕密の相談に入れられぬ。此日も會議の央に至り、時刻

となつたので酒飯を命ぜられた。次郎左衛門は諸士の間に忠々しく働いた。諸士は且つ談じ且つ飲みながら、盟書を掲げて私語きつゝ居る處に、次郎左衛門が銚子を執つて進み來るを視て、俄に其卷物を掩うて、傍に押隱した。すると次郎左衛門はムッとして色を作し、「是は方々の爲され方とも存ぜられませぬ。今日は身の貴賤、祿の高下を論ず可き場合にておはすまい。某不肖且つ小祿にておざれど、忠義を存ずる心底は、方々に劣らぬ覺悟におざる。是非に連判に御加へ下されたい」と熱心に希望した。偶々内藏助は一間を隔てて、これも酒飯をしたゝめて居たが、之を聞いて、直ちに扉を掛け、「次郎左衛門の論ずる所、尤至極である。連盟に御加へなされ」と指圖したので、直ちに同盟中の一人となつた。明年吉良邸を襲ふの際、大槌を揮つて、後門の扉を打破つた者は、此人であつた。

＊　＊　＊　＊

又同盟中の一人矢頭長助の一子右衛門七教兼は、生年僅に十六歳にして、父に從つて會議の席に列なつた。内藏助は之を看て、可惜少年の蕾の花を散らすに忍びない。乃て靜に之を呼び、「貴殿の御親父既に同盟に列せられる上は、矢頭家の忠誠は議する所も無い。貴殿は若年といひ、且つは、仕官も日淺き事故、連判に這入られるにも及ぶまい。早々此席を引取つて、一家の祀を存せられよ」と懇諭した。右衛門七聽きも敢へず、其紅顔に朱を濺いだ。「某縱ひ仕官致さずとも、見る〳〵父が國難に殉ずるに、子として之に從はざる法やおはす。況してや身不肖なれど、兒小姓として、先君に事へ奉りしこと一年、人臣たるの義は列座の方々と御同樣でおざる。それを若年なればとて、御取除けなされるは、畢竟某不肖にして物の用に立たぬと思召されるからの御事と心得まする。なれど御許を得ぬ上は詮方もおざりませぬ。此座に於て自殺いたし、微志の存する所を明かにするの外はおざりませぬ。それにて御見屆け下されたい」と言ひも果てず、胸押寛げ、脇差の欛に手を掛けた。呀やと傍の人々は相集つて推慰めた。内藏助を始として一座は悉く暗涙に噎ぶ。乃て内藏助の同意を得て、欣然として盟書の上に姓名を署して、血判を捺ゑた。後父長助と京都に隱れ居たる中に、長助は病死した。明年極月雪夜に仇邸を襲ふの時、亡父の戒名を書したる紙片を兜の裏に收め、打入つたのは、此人である。吁「求忠臣于孝子之門」と古人はいふ。古人我を欺かず。

附言。眞誠の義徒にして、未だ此最初の同盟に加はらぬ人々は、第一に大石主稅、是は當時僅十四歳、未だ元服をもせぬ少年であつたから、會議の席に列しなかつたのである。それから此日の會合までは、未だ悉く部屋住の人々までを催さなかつたものと見える。それで吉田忠左衛門の子息澤右衛門、間瀬久太夫の一子孫九郎なども拔けて居る。且つ内藏助は極めて寬大にして、自由主義の人であるから、責任の薄い下級の士までを、強ひて同盟に加へようとしない。現に横川勘平の如きは、近在に在つて、使命の來るのを、今か〳〵と待ちつゝ居たにも關はらず、通知に漏れた。茅野和助の如きも、恐らく亦其一人であつたらう。寺坂吉右衛門に至つては、餘りに身分の懸隔して居た爲に、志はあつても、未だ申出る機會を獲なかつたのである。

次に堀部彌兵衛、奧田貞右衛門、富森助右衛門、赤埴源藏、不破數右衛門、間新六は江戸に在府したから、同盟に列しよう筈が無い。次に矢田五郎右衛門、木村岡右衛門、杉野十平次も同じく在府中と認む可き理由がある。

前原伊助は當時如何にして居たかが知れぬ。同じ江戸定府の士でも、片岡源五右衛門、磯貝十郎左衛門は、此際赤穂に來着して居たが、此兩人は當時未だ内藏助の眞意を知らず、自家の所見を固執して、同盟に加はらなかつたのである。

それから堀部安兵衛と奥田孫太夫とは、江戸を發して西上の途中に在つたから、未だ此會合に列することが出來なかつた。

最後に一人の疑問者は倉橋傳介である。此人も未だ此度の同盟中に見えぬ。が、上に擧げた江戸の人士中に、倉橋八之丞といふ姓名がある。ところが此名が赤穂分限牒中に見當らぬ。其人は或は倉橋傳介と關係あるのでは無からう歟。是だけは判斷が就かぬから、大方に教を求め置く。

四十五　同

六十一人が血を濺いだ神文の盟書は、内藏助の前に呈出された。内藏助は欣然として之を取擧げ、衆中に於て一々其姓名を讀上げた。一座は肅然として聲を呑み、決死の色は人々の面に見はれる。此時内藏助は再び口を開き、

「今日唯今、方々の御忠節を認め、只管感激の至りに堪へ申さぬ。就いては茲に方々と密議す可き一事がおはす。此度先君には上野介殿の無禮を御憤りなされ、殿中に於て打果さんと遊ばしたるも、事は其御志と違ひ、先君には彼御始末、然れば上野介殿は正しく先君の讐にはおはさずや。其上野介殿はケロリとして此世に在り。是れこそお互が不倶戴天の讐なりと存ずる。吾等方々と心を協へ、力を戮せて彼方を窺はゞ、やはか志を達せぬことはおざるまい。死は一つのみ。此にて徒らに殉死すると、先君の御鬱憤を散じて後死するとは、孰れを御取りなさるゝ歟。お互に一擧を企て、萬一事を仕損ずとも、大義を天下に伸ぶるに足らん。方々如何思されるや」

と決然として申出でた。座中の勇士は始めて茲に雲霧を排いて天日を仰ぐの思を爲し、小躍りして喜んだ。何れも異口同音に、

「固より希望する所でおざる。願くば大夫の御指揮に從つて、粉骨碎身致したうおざる」

と即答した。

此時座中の一老人は首を傾け、

『一段の御企、至極の義にはおざれども、此事固より容易ならず、一朝一夕にして成就す可くも存ぜられませぬ。吾等存生中に其擧に達せず、萬一不幸にして病死など致しなば、先君に對し奉り、又は世上に向ひても、申分く可き辭もおざりませぬ。寧ろ前議に從つて、城上の殉死と御決し下されまい歟』

とは、老實なる嘆願であつた。内藏助之を慰め、

「至極御尤なる御言葉、某とても病なれば、之を慮らぬにはおざらねど、お互既に神文に血を濺ぎ、盟約致したる以上は、最早是れ同心一體、譬ひ吾等不幸にして諸君に先だち死するとも、後に殘りし人々にして其目的を達せらるれば、吾等が成せると同然にはおはさずや。好しや此衆多く損じ、十分の一となるとても、精神一到此事に從はゞ、兩三年を出でざるに、讐の首級を擧げざる事のある可きや。方々の忠誠は神明も知召さん。某は上天の佑を獲て、此事の必らず成就す可きを疑はず。小不忍則亂大謀とこそ云はれ。さまでは御憂慮にも及ぶまい」

といふ。其態度なり、其語氣なり、泰山前に崩れ落つるとも、たじろぐ可くも見えぬ。老人も安心すれば、衆士は尚更隱然たる一敵國を得たるの思をする。斯くして秘密同盟は成つた。

が、是は固より秘中の秘として、親族朋友にも

他言せざる盟約であるから、籠城か殉死かの外は世人に之を知る者は無かつた。

此六十有一人、若し此當時の精神を失はなかつたなら、先だつて病死若くは自殺した橋本平左衛門、萱野三平、老岡野金右衛門、矢頭長助等の三四士を除いても、江府其他に散在する同志の士を合せて、打入當夜七十餘名の義徒を算す可き筈である。然るに時日の立つに從ひ、亦又一人減り、二人減り、大事決行の場合に視れば、早くも神文中の二十九人は忘義背盟の數に入つた。人心の頼み難きこと、古今實に同嘆である。此間に處しての内藏助の焦心を思へば、今尙同情の感に堪へざるものがある。

四十六　同　内藏助の書

最初は籠城、次には殉死、最後に初めて復讐と決した事體の外面のみを視れば、已むを得ずして此に至つた樣であるが、其實内藏助の眞意は當初から復讐に在つたのである。蓋し内藏助は先づ籠城を主張して、人心の向背を察し、次に殉死を提唱して、神文に血まで濺がせ、此處まで跟いて來る者ならば、慥に死生を倶にするに足ると見極めて、而る後に始めて復讐の眞意を明かしたのである。譬へば是は恆河の河で金剛石を採收する職人が、大篩から中篩と、段々篩に掛けて、砂礫を去り、金剛石を見出さんとするのと、一般の手段に出つたのである。

是には慥な證據がある。三月二十一日卽ち内藏助自身中心となつて、籠城を決議した其當日、彼は竊に男山八幡宮の法印大西坊に左の書面を贈つて居る。

「急ぎ一紙申入候。然者爰元之儀可爲御承知、不存寄、無是非次第、我等家中一同之心底御察可被下候。樣子は其元にて御聞可有之候。何方へも片付可申了簡に候へども、何處へ罷越可申心當曾て無之、及難儀候。就夫其邊岡崎邊歟山科邊、上下十四五人も居申度、上方之儀不案内に有之候故、浪人など住處に惡きも難計被存候。此段了簡被致可有之候。伏見歟大津邊と存候。同じくば貴僧近處と被存候。其段御聞可給候。以上。

三月二十一日　大石内藏助　花押

大西坊

西之坊

專成坊』

此男山大西坊には内藏助の曾祖父良勝が居た事もあつて、代々大石家から出て、其住職となつた。現に内藏助の舍弟專貞師も此に住して居た。師は元祿十一年に寂去したので、今は内藏助の甥にて證讃と云ふ人が後住となつて居た。それで淺からぬ緣故がある。兎にも角にも此書に由つて内藏助の眞意は暫く蹤を山澤に潛め、機會を圖つて博浪の一擊を試みんと欲するに在るは、十分に知ることが出來る。

之に就いても想ひ起す事がある。長州の一藩が攘夷令を奉じて、攘夷實行の眞最中に、攘夷黨の統領周布政之輔は井上聞多（今の侯爵）、伊藤俊輔（今の公博文）、山尾庸三、近藤謹助等を竊に英國に遣はした。一面から視れば矛盾の甚しいものであるが、其實は攘夷に由つて、惰氣を振作し、移して討幕の擧に及ばうと志したのである。攘夷と籠城、和議と開城、遺歐と隱栖、討幕と復讐、事に大小の別こそあれ、俊傑の見る所と爲す所とは、古今同轍、自ら符節を合する如きものがある。胸に光風霽月を蓄ふる者に非ざれば、其れ安んぞ此に至るを得んやと、自分はいふ。

是時に當つて内藏助の多忙は常の思ふ所でない。彼は一方には一藩の向背を定め、先君の名譽を辱しめざるだけの大責任を背負込んだ。是

のみにても容易で無いのに、一方には日頃吏才に誇り權勢を衒つた大野の一雅は氣落ち膽奪はれて、何にも物の用に立たぬ。それで其身亦一藩の內治外交にも當らねばならぬ。所謂『一身當萬難』つた。其有様は小野寺十內秀和が京都に在る同族小野寺十兵衛に宛てて赤穗から贈つた書面に歷々たるものがある。其一節に、

『人々格別の寸志有者は、內藏助に懸りて、右の通り申達候と相見え申候。內藏助働、家中一等に令感候。進退を任せ申候と相見申候。年若に候得ば、少もあぐみ申候樣子もなく、毎日終日城にて萬事を引請、少もたじろぎ不申、無滯取捌申候』

是に由つても觀ることが出來る。衆望は既に一身に萃まり、一藩は實に此人に信賴して、善後の處分を待つたのである。

四十七　哀願使の無能

義に哀願の使命を受けた多川九左衛門、月岡治右衛門は、三月二十五日に赤穗を出發し、漸との事に四月四日に江戸に到着した。此行程からが既に薄のろい。扨愈々江戸に到着して聞合はすれば、荒木榊原兩副受城使の一行は、去月二十七日に此地を出發して、西上せられた後であつた。兩人は面喰つた。此際兩人に內藏助の心を心とする忠誠があつたなら、直ちに他の在府の御目付に就いて、願意を申請す可き處であるが、凡物の彼等は途方に暮れ果て、出發の際に懇々申聽けられた內藏助の訓令も何も一切打忘れて、江戸家老の藤井又左衛門、安井彥右衛門が許に驅着け、萬事を打明けて相談したから堪らない。藤井安井は果して仰天した。『それこそ大變、左樣な珍事でも仕出かさうものなら、大學殿始め吾等に至るまで、如何なる災難に罹らうやも測られぬ。其れは兎も角も戸田采女正殿に申上げて、御指圖を願ひ奉る外は無い』と周章狼狽し、四凡骨は同道して大垣侯に就いて、使命の趣を一通り申出でた。大垣侯は熟々哀願書を讀み、是は容易ならぬ企であると看て取つたから、老臣中川甚五兵衛、高田代右衛門をして逐一兩人の陳述を聽取らせた上、『斯かる暴擧を企てては、日頃內匠頭殿が御奉公の忠誠も水の泡となり、大學殿始め、重ねて重き御仕置に會はる可きは必定である。然る時は內藏助等家中一同の所爲は、忠義を存じて、却て不忠の筋と相成るのみ。それとも是非に御目付衆に出訴しようとの覺悟である歟』と突込ませた。すると兩使は腰を拔かし、『決して左樣な次第にはおざりませぬ。筋立つたる御趣意を伺はゞ、在國の者共も納得仕る可く、御懇書にても下し給はりまするならば、それを頂戴致し、馳歸つて、一同に拜見させ、開城の御受申上げる樣仕らせませう』と返答した。さらばとて翌五日大垣侯は左の一書を兩人に附して、赤穗の衆に贈られた。

一多川九左衛門、月岡治右衛門以、兩使被差越之候紙面之趣、家中之面々無骨之至に候。御當地不案內之故に候。內匠日來奉重公儀、被致勤仕事、各存知之事に候。內匠家中奉公之筋は、速に其地引拂、城無滯被相渡候段、奉重公儀內匠日來之存念に可相叶候間、不及申候得共、追々指圖之通被相守、早速穩便に被退候段、肝要之事に候。此旨家中之面々承之可有納得者也。

巳四月五日　戸田采女正　印判

淺野內匠家老中　番頭中

用人中　目付中　總家中

追啓御當地に詰合之面々には、從最初右之段申談事に候已上。

両人は之を受取つて退いた。藤井安井は其上に上意奉戴の勧告状を草して之に附託し、尚又両使出府の趣意を淺野大學の耳にも納れたので、大學氏からも亦又懇々開城の諭告を發した。両使は是等の諭告勧告の諸牒を帶びて、即日再び元來た五十三驛へと上つた。

之に就いては、義士贔屓の室鳩巣翁すら内藏助を責めて、『良雄是に於てか人を知らずと謂ふ可し。……意ふに二子素より才辯の自ら好きものありしかば、良雄と雖も虚譽に眩して之を用ゐしならん。夫れ緩急命を辱しめざるは、唯大節ある者にして之を能くするのみ。豈口辯色莊の士の能く爲す所ならんや。……嗚呼人を用ゐるの際愼まざる可けんや』と論じた。内藏助も之に對しては一言も無いであらう。蓋し内藏助は此哀願に就いては、初からさほど重きを置かぬ。願意の到底達す可からざるは、發遣前夙に看取し居た證據には、両使の復命をだに待たず、開城を決定したのでも明かである。畢竟是は開城の口實を獲て置かうとの權略に過ぎぬのであると思はれる。さりながら両人が斯ほどまで意氣地なしであらうとは、氣づかなかつたらしい。是は鳩巣の言の通り、彼が日頃の口辯色莊に眩して、之を用ゐたに相違ない。

四十八　開城の決議

多川月岡の両使は流石に此度は官使の臨場前にと志して急いだから、四月十一日に赤穂に歸り着いた。其儘戸田采女正からの諭告書並に藤井安井等が私書までを併せて、之を内藏助に渡し使命に就いての概略を復命した。内藏助に在つては、両使の倦倒に呆れたであらう。が、全體からいへば、斯くならうとは最初から覺悟の上であるから、さまでは驚かない。兎に角此復命の如何は家中一同の首を長くして待つて居る所である。それで内藏助は亦又城中に大集會を催した。江戸の首尾は誰にも大概想像されるので、前日の籠城論乃至殉死論に風を喫つて出席しなかつた連中も、今日は概ね來會した。内藏助は乃て采女正からの諭告書を取出して、之を讀上げ、且つ大學氏からの諭旨をも陳述したる後、『大學殿の御耳にまで入りたる上は、遺憾ながら最早詮方も無い。此上強ひて籠城致さば、大學殿も御同意の樣相成り、如何なる御累を先君の御家に及ぼし奉らんやも測られず。それ故此處は大垣侯の御指圖に從つて、一旦開城に決定し、官使の御來臨を待ち受けて、一應も再應も大學殿に御跡目仰付けられる樣歎願し奉るの外はおはすまい』と投げるが如く言出でた。怯懦の徒は最初から希待する所である。又忠義の士は已に誓約を定めた後である。それで本來なら第一に異議を唱ふ可き原惣右衛門が、『如何にも此に至つては、大夫の御意見に從ふの外はおざるまい』と答へたので、衆議は直ちに一決した。昔から羊質虎皮の奴等を評して、草を看れば則ち悦び、狼を看れば則ち戰くといふ諺がある通り、是に至つて大野九郎兵衛等の一黨は大に威張りだした。『それ看た事歟、籠城の殉死のと、忠義面に言罵つて一家中を立騒がせ、とゞの究りは矢張開城歟、ザマを看よ』と嘲り笑ひ、亦又昔日の大夫顔を施して、内藏助の處置に就き、何の箇のと喙を插み來た。

是時に當つて淺野家一門の大小名から發せられた開城の諭告使は前後に續々として赤穂に入込み、自分々々の主君からの訓令を内藏助に傳達する。就中大垣侯は多川月岡に附與して贈られた諭告書のみではまだ心もと無く、其翌日更に其家臣正木笹兵衛、貴渡平右衛門に再應の諭告書を附し、先頃から赤穂に派遣し置かれた家老戸田權右衛門へ之れを送達させて、面り内藏助に開城の事を懇命せしめられた。それ

で内藏助は茲に初めて論旨に從ひ開城す可き由の節受を得し、十二日には引續き大集會を催して、此度は開城及離散の準備、並に民政の處分等に就き、一々之が節度を始めた。抑其節度が、一代の看物であつた。是から順序を追つて、其節度の次第を觀察しよう。

四十九　善後の處分

寺院への寄附

四月十二日の晩まだきから、内藏助は城中に諸士を集めて、諸般の節度を下し始めた。第一には受城使に引渡す可き本城備附の武器、其他の器物である。是には一々目錄を作らせて、一目瞭然たらしむる樣に準備させた。第二には城内の掃除から、受城使の經由せらるゝ道路橋梁の修繕及清掃である。第三には民政の處分である。就中藩札引換の處分である。是は大野九郎兵衛が專ら事を用ゐる時代に、盛に藩札を濫發して、民間の硬貨を吸集した。それが一旦廢藩となつて、其儘にして立去られた日には、是れこそ眞の不換紙幣で、一錢一文の價も無くなるのであるから、領内の人民は騷ぎ出した。就中城下赤穗の町人等は九郎兵衛が日頃の處置振を知つて居るから、最も囂々と喧騷する。内藏助は此日金奉行等を悉く會して、藩庫に在る一切の金銀を取調べ、勘定方並札座奉行岡島八十右衛門に命じ、領内に令を傳へ、札座に於て六分標準即ち札壹貫目に就き銀六百目の率に由つて悉く之を引換へさせた。是には人民一般に驚いた。一扱も同じ御家老ながら、斯かる有難い御家老樣が此御藩にもおはしました歟と感涙を流して嘆稱した。想ふに當時城内の掃除も行屆いたであらう。道路の清掃も見物であつたらう。が、仕散らかした民政の掃除即ち濫發紙幣の引換に至つて、最も見事と謂はねばならぬ。吾等も赤穗の人民と一般、今に於て感嘆者の一人たることを禁じ得ない。一國の大臣社稷の臣たる者は斯くありたいものである。

尚其翌十三日も藩士は概ね城中に集つた。今日内藏助は復岡島八十右衛門に命じて、藩札引換に當てられた以外の金銀を悉く會議の席に持出ださせた。其金額は御城附の金貳千五百兩、御納戸金壹萬千二百兩、御臺所預金貳千七百兩、合計壹萬六千四百兩と計上せられた。内藏助は一座に向ひ、「愈々御城開渡の議に決定したる以上は、此金を以て今後の處置をも着け、方々が立退の料にも充て、今日はそれ〲に之を分配致さうと存ずる」と申述べた。所謂赤穗に於ける分配當の評議とは、此際の事をいふのである。是等の問題は小人をして俄に從諸家とならせ、懦夫をして忽ち勇者とならしむる問題である。大野九郎兵衛等は出來得るだけ多額の分配に預らうと、手を換へて待構へる。内藏助は乃ち第一に淺野家の菩提所及同家に由緒ある寺々への寄附金を之から取除け置く可き旨を主張する。是は今後に淺野家御祭祀の絶えざる樣との注意であるから、異議のある可き筈が無い。直ちにそれに決定した。後に内藏助は其金を以て、

華嶽寺へ　田畑三町五反一畝六歩
高光寺へ　田畑五反三畝九歩
大蓮寺へ　田畑四反五畝二十九歩
遠林寺へ　金五十兩

を寄附させた。第二に内藏助は先君の未亡人瑤泉院殿の御化粧料、是は御返納申上げねばならぬと主張した。兎いふは、瑤泉院が淺野家に入輿せられた時、化粧料として持參せられた金である。其後其金は藩庫の御用金に併せ、低利を以て人民に貸付けられ、其利息を御用途に充てたのである。それで内藏助の主張に對し、異議のある可き筈も無い。何れも御尤至極と贊成した。先づ是までは至極無事であつた。次の

第三項に移つてから、愈〻今日の問題となつた。

五十　赤穗の一日

明治四十二年六月十七日、東京から西歸の途次、赤穗の遺跡を見舞はうと志す。山陽鐵道の上郡驛から下り、千草川の長流に沿ひ、南播磨路を指して人力車を走らせた。播磨といへば、日頃何となく平坦々たる地方のやうな思を爲したが、來て看れば山脈重疊として、赤穗の一郡を三面から取圍んで居る。封建時代の眼で觀れば、美なる哉山河の固めやと褒めても好い。が、探勝の客に取つては、難なる哉山阪の崎嶇やに困んだ。只看る車の過ぎる處、大小の赤松枝を交へて長生する。扨は赤松圓心の本國だなと、史趣味はそろ〳〵方寸から頭を擡げて來た。

周世阪を越えては、大石内藏助良欽が持佛の觀世音を安置せんが爲に神護寺を創立したのは、阪名を負へる此村だなと感じ、尾崎村を經ては、内藏助良雄が忠僕八助の居村は此であつたかと思ひ、路人に質せば、其子孫尙村内に住すと云ふ。帶の如き山脈の左方に見える鷹取越は、脇阪淡路守安照が一隊を率ゐて越えて來た處。中村に達すれば、此は良雄が城池を籍して官使の來臨を出迎へた場處、其狀恰も舊識の人〻が爭うて我を迎へる心地がするので、言ふ可からざる快感に打たれつ〻、六里十一町の道程を遠いとも覺えず、良雄の生郷赤穗に到着した。

現在の赤穗町は戸數一千三百、人口六千八百の一小都邑に過ぎないが、有名なる赤穗鹽產出の中心點、此鹽一郡の名產とはいへ、其實は赤穗町、鹽屋村、尾崎村、新濱村にて占めて居る。其產額はと顧れば、一年に百三十萬圓から百五十萬圓の間を出入する。當年の淺野家が五萬三千五百石の一小藩にも關はらず、富裕の大名と稱せられたのも、抑〻亦偶然でなかつたことが追想される。

乃て地方の郡長郡書記に案内されて、所謂刈屋城の遺蹟を巡覽した。城郭の石壁處々殘破して禾黍油々の感はあるが、本丸、二の丸、三の丸の舊形は依然として遺存する。他城を取つて之に比較するに、十七萬石時代の黑田如水父子が築造された中津城などは、夐に其下風に在る。是にて其規模の如何は察せられう。此邊一帶に斥滷の地であるから、城下の飲料なども鹹味を免れまいと問へば、當年内匠頭長直が築城の際に土管を城内城下に裝置し、上水を引いて全城に通じられたので、二百數十年後の今日まで、町民皆其惠に賴るといふ。用意の周到に驚嘆した。

良雄の宅趾は三の丸内に在る。是れ亦今は廢墟となつたが、其長屋門だけは寂しげに存して居る。邸内の面積は意外に狹い。蓋し往昔は當年上大夫の邸だけに要衝の地點を占める。代こそ易れ、良雄遺愛の垂絲櫻の子孫のそれは、尙池邊に其絲を垂れた。賴三樹が題詩に、

『白櫻千古幾開落。
義士遺裁香自高。
爲想燕都復讎日。
雪華爛漫滿弓刀。』

といふもの我意を得た。同じ一區劃内に近頃吉田忠左衞門兼亮の屋敷趾から移し植ゑたといふ櫻の老樹は其幹抱大、兼亮の身付魁梧であつたのと相應じて、坐ろに兼亮其人を回想せしめた。

それから華岳寺に立向ふ。行いて寺前に達し、目を昂げて山門を覽れば、結構の堅牢といひ、形狀の兵式といひ、寺觀の門とは受取れぬので、東道者に質せば果して是れ本城の搦手に在つた鹽屋門を移したのであるといふ。さもこそと首肯きつ〻本寺を叩き、淺野家三世の

墓、四十七士の墓、並に其刻像、忠義塚、扨は遺書、遺物を觀れば、而り古人に接する心地がして、俯仰感慨の情を禁ぜず。間に自分は和尚に向ひ、「斯かる結構なお寺をば、今日如何して維持せられる歟」と問へば、「是も石大夫のお蔭」といふ。「それは何故」と推返せば、和尚は徐ろに、「前には此寺元祿の革新まで淺野家三世の菩提寺となり、後には寶永以來森家世々の香華院となりましたので、裕に寺を持續けましたが、維新の變革に次いで、廢藩置縣となり、候家の供給は殆んど絶えました。爲に一時は殆と一山の維持に差支へ、廢寺同樣の運命に會はうといたした。此際寺の古文書を調べて、圖らずも見出しましたのが、石大夫の赤穗退去の際に寄附してゆかれた三町五反餘の寄附書類でござりました。それから段々書類を證據に取質して見ますると、依然として、其地は寺の所有でありました。是は當時山門が裕で、田地の收入など當てにしなかつたのが起因で、何時となく小作の作取りといふ姿となつて居たのであります。斯かる次第から今日其田地は山門の直轄に歸し、稻米收穫を合すれば、一年八十石許の收穫がありますので、斯くは維持も出來るのでござりまする」と答へた。是に至つて一良雄の一擧手、更に餘澤を見る。「忠志不匱。永錫爾類」とも言ふ可き歟。聞書未だ盡きざるに、暮色は四方に合せんとする。左樣なら。六里十一町。上郡驛を經て夜半新太郎少將光政の舊城市に達し、一宿して歸り來た。

五十一　國庫金の分配

本問題に立歸り、御菩提所始め由緒ある寺々への寄附金と、瑤泉院殿の御用度金とは既に決定した。是からが愈々分配である。大野九郎兵衛等は其分配が如何にして多く自分等の所得にされようかと左思右考する矢先に、内藏助は又一案を提出した。「淺野家の再興に就いては、用意の金が無くては協はぬ。是にも若干は取除け置かねばならぬ」と言出した。又しても内藏助が要らざる忠義だてと、九郎兵衛等は心中に業を煮やしたが、主家再興の準備金を不必要といふ譯にも參らぬから、不承々々に同意した。以上の金額は約壹萬兩と聞えた。是が取除けられると、漸との事に、分配問題にと入込んだ。

平民主義の内藏助は又々案を出し、「扨方々への分配であるが、高祿の人々には、自ら餘裕がある。設ひ家産を賣拂つても、相應の支度金は出來るであらう。が、小身の人々には左樣に參らぬ。それ故此分配は祿高の高下を問はず、御家中一同へ平等に割當てたいものと存ずるが、如何でおざらう」と諮問した。すると九郎兵衛は其席から乘出して、「それは拙者などは大不同意でおざる。高祿には高祿、小身には小身相當の分限がある、小身の手合ならば壹兩にて事足る場合にても、吾々の分限では拾兩も二十兩も要る。然るを分限の如何をも問はず、家中一同へ平等の割當とは、拙者甚だ其意を得ざる儀と存ずる」と異論を唱へ出した。九郎兵衛に連なる俗論黨の番頭伊藤五右衛門、外村源左衛門、玉蟲七郎右衛門を始めとし、近藤源八、岡林杢之助等は概ね高祿の徒輩であるから、「是は大野氏の御意見が至極御尤もである。吾々は何れも之に御同意申す」と、聲援する。一般小身の人々は何時もながら内藏助の公平に感服し居れど、廻つて九郎兵衛の説に反對すれば、我田引水主義と視られるが苦しさに、是ればかりは正義黨も口を噤んで、一言をも發せなかつた。九郎兵衛黨が此席では頭數の多数を幻戲して、向うして其説も必らずしも一理ないでもないから、寛裕なる内藏助は、「それならば、一の割合にて分配するも宜しからう」と同意した。それで現金額と祿高との比例は何れ、百石に就き

金二十四兩の分配といふ事に決定した。

附言。從來の諸書に傳へる所の藩庫の殘金額は、區々にして一定せぬ。多くいふ者は、三十萬兩などと記して居る。なれども赤穂が如何に富裕であつたにせよ、多額の藩札を硬貨と引換へた殘餘に斯かる巨額の金があらう筈が無い。今赤穂分限牒に據つて、一藩上下の總扶持高を概算すれば、雜と三萬五千石、之に百石二十四兩の分配率にて總配當をした處で、八千四百兩である。是でも金高は知れるのである。顧ふに江戸邸には江戸邸相應の準備金もあつたらう。從つて定府其他江戸詰の上下處分に就いては、別に節度を加へたに相違ない。扨其江戸在府の人々の祿高を算すれば、士分以上にても六千石以上に上る。之に歩行足輕までを加へれば、八千石より下るまい。三萬五千石の總高から之を除き、殘る二萬七千石に前率を推當てれば、恰度六千四百餘兩となる。それで自分は「赤城義士年鑑」に擧げる所の金額に從つて壹萬六千四百兩説を採用する。

五十二　大野父子の逃亡

分配率は定まつた。內藏助は同志の一人にして札座奉行なり勘定方なりの岡島八十右衛門に命じ、其率に從つてそれ〴〵に金の分配を開始させた。八十右衛門は原惣右衛門の舍弟である。彼は乃て一々各個の受取額を計算し、先づ內藏助の分を取つて、『御改めの上御受取下されたい』と差出した。すると內藏助は之を推返し、『自分は要らぬ。自分には之を受取らずとも、さまで困らぬだけの覺悟がある。是は諸士の方へ御組込み下されい』とて、終に之を受取らなかつた。彼の天性の恬澹寡慾であつたことは此一事でも知ることが出來る。次には大野九郎兵衛、是は分配額の豫期に反し割合に尠ないので、不承々々に受取つた。斯くて番頭から物頭、用人から奉行と、順番に悉く行渡つた。が、九郎兵衛は藩札引換の擧や、主家再興の用意金取除の擧が、奇怪で堪らぬ。恰も此際八十右衛門所管の札座の役人中に藩札引換の爲に附託せられた現金即ち硬貨の一分を引攫んで出走した者があつた。一藩廢絕の折といひ、藩札引換の傍には、用金分配の事業もあるので、奉行の八十右衛門も之を未前に制止することが出來なかつた。是に至つて九郎兵衛が不平の聲は八十右衛門に向つて迸發した。『ヘン、札座の役人が御用金を引淩つて逃げたとな。小役人共ばかりでもあるまい。奉行も同じ穴の狐であらう』と稠坐の中にて惡たうた。九郎兵衛は必らずしも八十右衛門のみを罵らうとするのでは無い。之を信用する內藏助にも當つたのである。之を耳にするや否や、正義黨の勇士等は大に憤激した。就中岡島八十右衛門常樹は烈火の如く憤つた。『籠城と聞けば腰を抜かし、分配といへば所得を爭うて、私儀を逞うする。彼こそ眞の祿盜である。其祿盜の身を以て、人に賊名を被らすとは、不埒千萬、聞棄にはならぬ、好し第一に彼の首を刎ねて、不忠不義の徒の戒にして吳れう』と、所掌の金員分配了るや否や、九郎兵衛が宅へと押掛けた。

『岡島八十右衛門御尋申度儀があつて參上致した。是非に御主人に御面會致したい』と大野が家の取次に向つて申入れた。其見まくの徒ならぬのに驚いて、取次は斯くと九郎兵衛に告げる。扨はと九郎兵衛は感づいて、留守を遣はせた。『さらば後刻』といひ棄てて立去つたが、夜に入つて再び來る。再び『御留守』。『好しそれならば』と歸つたかと思ふ間も無く、三たび大音に『賴まう〳〵』の聲がする。首を提げるまでは此門を離れずとの意氣込は、臆病未練の

九郎兵衞が心臓の上に犇々と反響するゝみならず、此度は八十右衞門留守の手に乘らぬ。進二無二奥まで押通らうとする。最早絶代絶命である。『唯今歸宅は致したが、急病發して、何分今夕は御面會致し兼ねる。平癒次第に必らずお會ひ申す。今夕は平に御容赦を蒙りたい』と泣くが如く訴へさせたから、是式の奴を爽らげるに、必らずしも今夕にも限るまいと思つた歟、八十右衞門は亦又一たび引取つた。

虎口を脱れて、ホッと二息した九郎兵衞は、此處片時も油斷ならずとて、伜郡右衞門と密議を凝らし、人目にかゝらぬ樣親子別々に逃れるに如かずとて、九郎兵衞は急に女乘物を用意させ、之に乘つて偸むが如く、其夜の中に逐天した。續いて伜の郡右衞門も女房を引連れ、是も同じく姿を隱したが、餘程周章てたものと見え、其際乳吞兒の乳母に抱かれて寢て居るを、若し起して啼聲など立てられては大變だとでも思つた歟、其儘起しも立てず、打棄てて立去つた。

古から親に肖ぬ子を不肖といふと聞く。流石は九郎兵衞、此親にして此子ありだ。郡右衞門の如きは不肖の子では無い。寔の肖の子と謂はねばたらぬ。

之に就いて一奇であつたのは、原惣右衞門兄弟である。嚢に城中の大會議に當り、九郎兵衞が籠城の議を沮まんとしたるを、一喝して退去させたのは、原惣右衞門であつたが、後に九郎兵衞が金の分配から雜言を吐いたのを惡んで、肉薄して終に走らせたのは、原の舍弟岡島八十右衞門である。一方は大野父子に、一方は原兄弟、彼は貪婪にして卑怯の痴物、是は廉潔にして義勇の士、揃ひも揃つた對照であつた。

五十三　同

大石内藏助とクレベル將軍
大野九郎兵衞の孫と堀尾某

彼れ大野九郎兵衞は、日頃收斂を事として、殊に一家の富を致し、國難以來は紛擾に乘じ、其地位を利用して、亦又幾多の不正を働き、專ら逃支度を爲して、日立たぬ樣に一家の財產什具を荷作りし、赤穗の町家木屋大津屋の兩家に密に預けたる荷物の個數は都合百箱に及んだが、藩庫の金分配の夜に及び、岡島八十右衞門に逼られ、終に何處とも無く失踪した。翌朝此事城中に聞える。流石に寛裕の内藏助も腹に据ゑかねた。

『其身一藩の家老として君家の事を憂慮せざるのみか、藩務の未だ終らざるに、私財を隱して逃去るとは、人臣として不屆至極である。其私財を悉く差押へ、封印を附けて、預つた家に保管させ、許可を與へざる限り、決して本人に渡すこと相成らぬ旨嚴命せよ』と申しつけた。

憎さも憎い九郎兵衞が事であるから、人々爭つて許き出したから、隱匿し行いた資財の一切は、即日遺る所も無く封印を附けられた。が、伜の郡右衞門は乳吞兒まで棄てて逃失せたと聞くに及び、内藏助は坐ろに惻隱の情を催し、『呼、兒に何の罪か在る。不便の事よ。それ扶け取らせよ』とて、直ちに人をして其兒を連來らせ、保母を附けて育てさせた。

是に致つて自分は實に心も廣く體も胖なるを覺ゆるものがある。佛國大革命の際に共和軍の名將クレベルが、或時獨逸の野に戰ひ、勝に乘じて進軍すると、途中にて搖籃に納れたまま赤坊の棄ててあるのを見出した。山神をもとりひしぐ將軍クレベルは馬上に其兒を抱取つて、彈丸雨注の中を驅逐し、且つ指揮し、且つ愛やし、敵軍の強く當るを視ては背を決し、赤坊の親しみ笑ふを看ては心を和まし、終日血戰した。後に『彼日の戰ほど忙がしかつた事は無かつた』と大笑した事がある。クレベル眞の英雄たる、内藏助眞の國士たる、是に於て乎觀る可きである。大丈夫たらん者は斯くあり

たいものである。

＊　＊　＊　＊　＊

事の序に九郎兵衞が事を始末し置かう。彼は家世赤穗の藩士では無かつたらしい。元祿十四年に先だつこと十七年前、貞享二年に水戸中納言光圀卿が、大日本史の資料收蒐の爲に學者を四國に派遣せられた時に、命を奉じた一人が周防の徳山に赴いた。其折城主の毛利侯が接伴に出した男は、徳山の町奉行大野九郎兵衞といふ者であつた。それで水戸では彼男では無からう歟と、當時沙汰したといふ事である。何でも彼の容子が躁進の徒倖進の徒らしい。兎に角内匠頭に諂ひ佞つて、所謂仕置家老にまで立身したのであらうが、是に至つて全く馬脚を露はした。

＊　＊　＊　＊　＊

九郎兵衞父子は右の通りの卑夫小人であつたが、其縁者には珍らしい士があつた。それは備中の人に梶尾某といふ士であるが、九郎兵衞の女は此人に縁着いて、三人まで子供を設けた。すると今度赤穗の變である。追々に紛擾の報知が達する。續いて九郎兵衞父子が國難を視ながら逐天したとの事が聞えるや否や、某は其妻に向ひ、『其方の父は國老にてありながら、此場に及びて失踪するとは、不忠とも不義とも申さんやうも無い。斯かる人の女に伴はんは、士の道に非ず。今日限りに離縁をする。然りながら其方に罪あるには非ず。且つ今は還す可き家も無い。別宅に引移つて、生涯を送られよ、三人の子供等が其方に孝養を盡さんは、亦自ら子の道であるから、其意に委せるが、自分は再び其方に對面せぬ』と言聽かせ、召使ひ來た下婢に添へて、別居させた。其後彼士は、『罪なき者に不快をまで感じさせるは道で無い』として、終生獨身に世を送つたといふ事である。『閑田次筆』の著者は之を記し、『斯かる節操は易きに似て、寔に難き事なり』といつたは、眞に然り、義あり、情あり、操あり、愛ある此人の如き、眞の武士、又眞の紳士と謂ふ可きである。

五十四　閒諜の放還

吉田忠左衞門
竹井金左衞門

大野九郎兵衞父子は逃亡する。彼等一味の俗論黨は屏息する。一藩の傾頽は日は一日より甚しくならんとする。さりながら齡既に六旬を踰ゆれども、思慮周密にして、忠勇兼備せる老功の武士に吉田忠左衞門兼亮の如きもあれば、之より若きこと五六歲、資性重厚にして、大事に當りて驚動せざる原惣右衞門元辰の如きもある。之に加ふるに其年歲忠左衞門に伯仲し、理義明白にして、義勇倫に抽んでたる小野寺十内秀和の如きもある。内藏助は是等を引いて、一々帷幄の籌謀に參與させた。而うして打物取つては萬夫にも敵せんとする壯年勇猛の士にして、神交に血を濺いで、死生進退を與にする者、亦數十名を下らない。内藏助は是等を中堅として一藩の士卒を指揮し、愈々早晩此城を開渡すとも、其時に至るまでは、指一本だに亡君から預つた此城に指さすまいと、大手搦手それ〴〵に持場を定めて、守備を嚴にする。それで四隣の列藩に在つては、内藏助の眞意が測られぬから、一意に戰備を戒め居た、

＊　＊　＊　＊　＊

此際の事である。一日足輕頭の吉田忠左衞門は、其部下の一隊を率ゐて、城中を巡警した。すると城内には開城準備の爲に修繕やら掃除やらに、多くの人夫職工が入れてある。忠左衞門は是等の諸役どもが働くのを視て居たが、忽ち人足中の一人に目を注けた。『彼奴甚だ胡論な奴だ。それ召捕れ！』と號令した。『畏まつた』と應へつゝ、兵士はばら〳〵と立掛らんとする。彼人足は『暫く御待ち下され』と叫びつゝ、

惡びれた容子も無く、忠左衛門の前に平伏し、「誰方かは存じませぬが、御眼力のほど寔に恐れ入つておざりまする。御注目の通り、某は御隣國より入込んだ間諜の一人にて、御城中の御備へ乃至御人數の多寡をも看て取らんと存じ、斯くは人足に雜り居りたる者におざれど、既に見顯されたる上は、我運命も盡き果てておざる、此上の御慈悲は武士の情、繩目の辱を與へられず、此場に於て切腹御許し下されたい」と申出た。忠左衛門は之を聽いて、莞爾と打笑み、「扨は果して左樣でおざつた歟。いや上は各々其主の爲にする。吾等の籠城するも、貴殿の間諜せらるゝも、人臣の分を盡すのでおざる。若し吾等何處までも籠城いたし、敵に當る儀におざれば、城中の形勢を祕密にするの必要もおはせ、今日は御承知の通り、無主の吾等、乃ては受城使の御來臨を待受け、腹搔切つて亡君の後を追ふの外なき場合におざれば、左樣祕密を守るにも及び申すまい。寧ろ貴殿の御望に協へて進ぜよう。御遠慮なく是より我後に御隨きなされ、城中の有樣を隈なく御覽に入れ申す可し」と先に立つて歩き出し、此は本丸、此は二の丸と、一々指點して縱覽させた。間諜の上は此老隊長の雅懷弘量に感泣した。『寔に卒爾にはおざりますれど、貴殿の御姓名は何と仰せられまする歟、伺ひたう存じまする」と、彼は感謝の意を湛へて申出でた。すると忠左衛門は頭を振り、「いや其れは御免を蒙る。先刻も申す如く、人は各々其主の爲にする。拙者は貴殿御苦勞のほどを察し申すに由り、御志を御助成したるまでにおざる。今日の場合に拙者の姓名を名乘り出る事は相成りませぬ。又つや／＼貴殿の御姓名を承はらうとも存じ申さぬ。御望は既に達したでおざらう。さらば是にてお別れ申す』と、自身其人を城門まで送り來て別れを告げた。此間諜は讃州高松の藩中に其人ありと知られた竹井金左衛門といふ剛の者であつた。彼は後々まで此一事を語り出で、衷心から老隊長の高風を欽慕し居た。が一擧の後偶然にも隊長自身に、『昔日感心な忠節の間諜を赤穗城中にて捕へた事があつた』と土屋氏に語つたので、始めて其老隊長の吉田忠左衛門が亮であつた事が分つた。唯此一事に徴しても、其人の一黨から隱然副統領として信頼せられたる斤量が知れるであらう。

附言。忠左衛門が間諜放還の一事は、讃陽盛衰記に見えた。但し「盛衰記」は又例の演義流の筆法を用ゐ、竹井金左衛門が城中の人數から、同志の姓名までを問うたのに對し、忠左衛門は一々之を教へたのみならず、懷中から連判状までも取出して示したと記して居る。而うして最後に忠左衛門の姓名を問ふに及んで、「それは申さぬ。今は亡人も同然であるから」とて戒名を出して見せたとある。それを佩弦齋までが其儘四十七士傳に登載したのは、氣の毒千萬であつた。斯くの如くば天窓隱して尻隱さぬ芝居掛りの似而非士に過ぎぬ。一黨の副統領と仰がれた者が、左樣な輕卒な事を爲す筈が無い。傳奇者流は是れだから困る。

五十五　急進派の來會

奧野將監と高田郡兵衛

江戸の邸に居た正義黨は、前後に相次いで赤穗に聚まり來たが、尚數名の英物は府下に留まつた。其筆頭は今年七十五歳の堀部彌兵衛金丸、之に續いては其養子の安兵衛武庸、奧田孫太夫重盛、其養子の貞右衛門行高、及び高田郡兵衛等であつた。殊に堀部安兵衛と奧田孫太夫とは、劍道に於て天下の豪傑と聞えた堀内源太左衛門正春の門下に在つて、孰れも斯道の達人と稱せられた。又高田郡兵衛も平素氣を負う

て、過激な論を唱へたから、三人は頗る意氣投合し居つた。折柄今回の内變は發した。三人は倶に大に憤激し、彌兵衛金丸を推して統領とし、江戸駐定府の同志を語らつて、一擧に吉良上野介を打取らうと、種々に計畫してみたが、俗論黨は概ね藤井、安井に蠱惑されて、復讐の相談に乘らず、正論黨は大石の節度を受けようとて、前後に相率ゐて赤穗に赴いたから、今は彌兵衛父子、孫太夫父子及高田等の數名に過ぎざる次第となつた。『敵は名に負ふ上杉家の後援ある大敵である。然るに身方は此僅々たる數名を出でぬ。是では所詮吉良家に切入つた所が、曾て以て蟷螂の斧たる譏を招くのみにして、世の物笑となるが落である。斯くなりては已むを得ぬ。今から赤穗に馳上り、大石大夫以下の人々と倶に籠城の外はおざるまい。さらば三人先づ馳向つて、大夫の意見を叩かう』と、安兵衛、孫太夫、郡兵衛の三人は相伴うて、四月五日に江戸を出發した。

此方は赤穗に於ては、此月十一日に多川月岡の復命に由つて、愈々開城の事に一決し、十二日、十三日と引渡の諸準備、藩政の善後策から、一藩立退の配當金まで濟んだ處である。而うして十三日の夜に入つて、大野九郎兵衛父子先づ逃亡した。貪慾でも、腰拔でも、家老は家老である。職を分ち科を別つて藩政叢務から城池引渡までの事に當る可き家老の一人が逃亡したので、十四日に至り、内藏助は物頭中の大身で一千石の高祿を領し、而も他の同僚と引離れて、一人正義を主張し、事變の發生以來、慷慨激烈にして、内藏助を助け、籠城にも同意し、殉死論にも賛成し、内々は復讐論にまで參預した奥野將監を擧げて、同列に就け、内藏助と共に庶政に當らすることにした。此夜の夜半に安兵衛等の急進派三人は赤穗の市中に到着し來た。是時に當つて江戸の高田郡兵衛と赤穗の奥野將監とは、一對の立派な士であつた。安兵衛が郡兵衛を信頼するが如く、内藏助も將監を信任した。何ぞ知らん、『其の進むこと疾き者は、其の退くことも亦速なり』事件の追々に進行し艱難の漸々に加はるに從つて、二人は終に操節を失墜した。士の留意す可きは此處である。其失節は後篇の各條下に於て、之を筆誅する機會があらう。

五十六　急進派の爭議

堀部安兵衛等三人、赤穗に着し、是から籠城防戰の方略を聞かんと意氣込み來つた甲斐も無く、城は既に此にも決定むか、受城使の來着を待受けて開城するとの事に決し、既に引渡の準備にまで着手したとの事に、腕を扼して、齒をくひしばり、三人打揃うて内藏助の許へと押掛けた。内藏助は喜んで早速に延見した。三人は乃ち來意を簡短に陳べたる後、

『承はれば大夫にはおめ〳〵城御明渡の思召なるとか、近頃大夫の爲されかたとも存ぜられませぬ。此は再び前議に立復られ、籠城を致さうではおざらぬ歟』

と勸告した。内藏助は徐に答へて、

『方々の御精神は、我等如何にも感佩する。さりながら先般江戸に差遣はした多川、月岡の兩人、我等折角の注意に違ひ、籠城の儀を大學殿に御聽に入れ、殿より嚴しく開城の御沙汰を蒙つておざれば、其御沙汰を無視し、此上籠城致す時は、眞先に大學殿に重き御咎のかゝる可きは、必定と存ずる。斯くては既に先君に離れ奉り、又亦更に御連枝にまで禍を及ぼし奉るの虞あり。それ故涙を吞んで開城に決したる次第におざる』

といへど、三人は中々承服せず、

『そは御尤と申したけれど、元來喧嘩兩成敗は東照神君以來の御掟にはおざらずや。先君

の御切腹は已むを得ずとするも、上野介殿をも御法に由つて、重き御處分あつたる事ならば、兎も角もでござれど、何等其御仕置も無く、けろけろとして居られるに、爭で本城を棄てられ申さうや。吾等所存にては何處までも此城に立籠つて、公儀の御後命を待受け、殉國の義を明かに致したうござる』

といふ。內藏助は之を遮り、

『御意見ではおはせど、戸田采女正殿より再三の御諭旨もあり、旁吾等は最早評議を決し、開城の事、既に同侯まで御受けに及んでござれば、今に於ては實行するの外はござらぬ』

と告げた。三人は益々激昂し、

『今此赤穗一藩の士、皆死を畏れて、おめおめと他人の指圖に服從仕らば、天下擧つて赤穗に人なしと申す可し、左樣嘲り笑はれても、御構ひなき思召歟』

と切込んだが、內藏助は泰山喬嶽、

『設ひ天下の指目を受くるとも、一旦既に承諾して、人に許したる以上は、此約決して變改することと成り申さぬ』

と言切つた。

三人は怫然として內藏助の許を去り、如何にもして開城の議を覆さんと、奥野將監を訪うて、前議を繰返したが、此人も應じない。其他の正義黨中錚々の士を叩いて切論したが、是れ亦內藏助と同論であるから、三人は徒らに人々の言甲斐なきを憤慨した。內藏助は乃て、三人を招き、從容として之に向ひ、方々の御憤慨はさることながら、身を捨てて國に報ゆるは、必らずしも今日のみに限つた事でもござるまい。一旦此を退くとも、其裏自ら後圖の道もあらうと存ずる』と說き諭した。其態度、其辭氣に、何であるか確然として疑なきものが包まれる。三人は良感悟した。さらば暫く內藏助の意見に從ひて時機を待たうと僅に決心した。

五十七　受城使の臨檢

扨受城使來着の期は愈々茲數日となつた。近隣諸侯の出兵は海から陸から犇々と既に國境に押寄せた。而うして赤穗の城下には淺野の宗家たる松平安藝守、並に同族戸田采女正、淺野土佐守、淺野甲斐守、淺野伊織、上田主水等の大小名より前後に差遣せられた公私の曉諭使は續々擁々として入込來り、其數亦幾百に上つた。されど內藏助は少しも騷ぎたる氣色も無く、開城の御受こそ出したれ、家中への內諭こそ下したれ、城內の防備は益々戒嚴し、一個の間諜すら見露はされずして、其行動を逞うするを得ざる程であるから、如何に卯月の空とはいへ、苅屋の城下城上は今にも雨となるか嵐となるか、何人も未だ測り得ぬので、人心恟々として、世說實に紛々であつた。折柄四月十八日副受城使たる御目付荒木十左衛門、榊原采女、知事たる御代官石原新左衛門、岡田莊太夫の一行は、既に四郡の領內まで入込まれたとの報道が達した。是に於て大石內藏助は奥野將監と倶に城より出で、中村川まで出迎へて、恭しく遠來の勞を慰問し、乃て二人は馬を回して、兩副使の一行より先に城中に馳返り、守城の諸士に號令し、城門を開いて待受けた。蓋し荒木榊原の兩御目付は其地位こそ副受城使であれ、江戸の中央政府から直派せられた實際受城の首腦であるから、豫め此兩副使の內聞を經なければならぬのである。兩副使は先づ設けの本陣に入つて一息納れ、乃て城に向はれた。此方は內藏助既に諸士を戒め、其身は大手口に在つて、兩使に拜謁し、自身先導して、城內の大廣間に請じた。重なる諸士は皆此に伺候する。荒木副使は嚴かに公命を傳へ、此度本城御召上と相成るに就き、本官等は今日先づ下見分をする。一同左樣心得るやう、と口

達した。内藏助謹んで、「畏まり奉りまする」と拜受しつゝ、城繪圖を始めとして、鄕村牒から、諸役帳、扨は城中倉庫の武器其他の什具目録等に至るまで、悉く整理して、一々其檢閲に供した。斯くて兩使は案内につれ、城中を隅から隅まで見分せられたが、其灑掃の行屆いたこと、何れの處も一塵をだに留めず。而うして大手、搦手を始めとし、本丸、二の丸、三の丸、到る處の詰所〻〻をば、宗徒の武士輩〻〻と固め、極めて嚴重に備へたが、兩使の通行せられる處、一同ハッと下座を爲し、一行其處を立去れば、直ちに元の部署に就き、其儼容といひ、節制といひ、是が亡國の藩士にして、無主の孤城に據るものとは、如何にしても受取り難く想はれた。兩使は熟〻此狀を目擊して、『嗚呼斯かる名藩をむざ〳〵取潰すは、如何にも惜いものである。それに就いても内藏助が力量手腕、一個の城代家老として君國を辱しめざるものである』と深く心中に感嘆した。

五十八　同　内藏助の哀願

内藏助は乃て兩使を案内して、亡主内匠頭長矩の居間へと導いた。兎看れば、此處は一層綺麗にして、今尚ほ主君の在すが如き體である。兩使も粛然として膝を改め、敬虔の意を表せられた。是時内藏助は徐に懷中から一篇の哀願書を取出し、恭しく之を兩使に捧呈して、末座に平伏し、『今度内匠頭不調法に由つて、切腹仰付けられ、續いて城池御召上の儀は、松平安藝守殿、戸田采女正殿からの御内諭をも伺ひ、今日謹んで城池御返上仕る儀におざりまする。斯く主人は歿し、藩國は滅亡し、吉良殿には依然公儀に御勤仕との事におはせば、某共生き存らへて、御官使方に拜謁し奉る面目次第もおざりませぬ。然るを今日まで恥を忍び生を竊み、便々として罷り在りまするは、偏に寡君の舍弟大學控へ居りまする故にておざりまする。此儀曩に戸田采女正殿に賴し、哀願し奉る存慮の處、御官使既に御來臨あらせられましたる上は、今更力なき儀におざりますれば、城邑一式謹んで御返上に及びまする。但だ御上にも知ろし召される通り、我淺野家は祖先彈正少弼以來、權現樣御取立の家筋にておざりますれば、格別の御恩典を以て、大學儀に寡君の跡目仰付けられる樣、家中一統哀願し奉る次第におざりまする。右の哀願にして萬一御詮議に預り、御恩裁の御沙汰を蒙ることを得ますれば、其節こそ某共は一同寡君の前に自裁仕り、人臣の義を全う致し、地下より覺悟にておざりまする。此上は何卒御憐察成下さらば、何卒御哀情の程を寬典にも希ひ奉りまする』と陳べた。時宜といひ、辭令といひ、兩使の心情動かさんと欲するも得ぬ。但し兩使は職務の手前謹辛に諾否を表す可きに非ず、默して之を頷かれた。

室鳩巢は「義人錄」に於て左の如く之を批評した。『良雄、官使に告ぐるの言を味ふに、其が主家の爲に後を立てんと請ふものは、人臣の分を盡すといふに過ぎざるのみ。さりながら死を以て國に殉するの志は、固より此を以て易へざるものあり。所謂確乎として其れ拔く可からざる者なり。其言を聽け、彼は曰く、必らず恩裁の下るありて然る後退いて自殺せんと。然らば命を得ざらん乎、敢て手を束ねて徒死せざるや、亦明けし。良雄の如きは、辭令に善き者と謂はざる可けんや』と。史眼は實に肺腑を照せり。

既にして兩使は元の大廣間に復られた。内藏助は再び疊みかけた。『弊藩の公儀に御不公申上げることも久しいことにおざりまする。寡君の曾祖采女正長重大阪御陣に從軍いたし、戰功を立てたるに由り、台德院殿より、御取立に相

成り、爾來祖父内匠頭直長、父釆女正長友を經て、寡君内匠頭に至り、四代に亙り、公儀の御恩遇を受け奉り、寡君の身に及びましても、日夜家臣を勉勵仕り、一意唯藩鎭の任に負かざる樣とのみ勤め參りたる儀におざりまする。然るに一朝不幸にして私怨の故を以て御咎を蒙り、終に今日の場合に立到りましたる事、家中一統如何にも殘懷千萬に存じまする。重ねて申出するも恐入りまする次第なれど、何卒此際は存舊一藩興廢、繼絶の御德政に出でさせらるる樣、御取成しの程を願はしう存じ奉りまする』と繰返した。此時知郡事の一人荏原新左衛門之を聽き、『内藏助の、心底家中の存念、餘儀なき事と察し入る』と挨拶せられ、乃て兩副使の一行は本陣へと引取られた。

人は固より木石で無い。内藏助の誠悃は深く官使の一行を感動させた。時を移さず本陣の旅館へ内藏助は招呼ばれた。副使知郡事皆列座にて、『是へ是へ』と内藏助を進ませ、荒木十左衛門は改めて、『此度赤穗領内に入り觀るに、過ぐる所の道路の掃除、橋梁の修繕と云ひ、領内町々在々の制法行屆き、殊に城内に於ける家中の謹愼、帳簿目錄の整頓、一々皆感に入る。畢竟公儀を重んじ奉るの仕方、一意に公の則と

もす可く、臨城の際は職務の手前、其方の申出に就き可否の返答にも及ばなかったが、哀願の趣、尤もの儀と存ずる。今日の事體から其方等申立まで、既に其狀使を發し、具に上へ言上した。公儀に於かせられても、其方等御奉公の旨を聞召さば、定めて御感に入り申す可く、是れ乃て大學殿の御仕合と存ずる。さるにても内藏助殿事の心入れ、吾等さへさこそと察し入る。自分歸府の上は、何ほ御老中方へ精々願意の徹底する樣力を盡し申す可し。家中一統の去就は銘々の存意に委す可く、此處立退き候ふ輩には、一々手形を渡す可し』と申聞けられた。内藏助は有り難く存じ奉る旨御禮して、此處を退き、城中に歸って、一同に此旨を披露したる後、ホッと一息し、斯く官使の御内意あれど、必らず當てにす可きで無い。唯哀願の意を上申し置かば、吾等今日城上に殉死せざる所以を、將來會得せらるゝの日があらう、といった。是れが即ち武士の一念、蘇峰翁の所謂確乎不可拔なるものである。

五十九　開城の前夜

荒木榊原兩副受城使の下見分は滯り無く既に濟んだ。此日正受城使の一人たる播州龍野の城主脇坂淡路守安照は、一隊の軍兵を率ゐて、龍野を發し、[illegible]を打越えて、其夜の戌の刻即ち八時過ぎる頃ほひ、赤穗に達し、大手の方面に當る町家に本陣を取り、的幟、高張を其前に押構て、[illegible]を提げて、素破といはゞ、其場から直ちに大手に押寄せんとの軍容を示し、其兵威は四邊を拂って見えた。又同じ正受城使の一人たる備中足守の城主木下肥後守利庸も一隊の精兵を率ゐて、足守を發し、[illegible]猪池越に掛り來せたるも、道程遙かなりし爲に少し遲れ、[illegible]光を發する頃ほひに、城下に達し、[illegible]して陣を取った。

本城明渡の時期は、兩副使によって十九日の朝卯の刻即ち午前六時からと決定された。赤穗の藩士が祖宗以來、此城に籠り、之を守るのも、最早今宵一夜となった。内藏助は城内を巡視って、上宰を勵まし、一方その[illegible]分は此一夕に限ぞ、警備に油斷せらるゝな、と戒めつゝ、[illegible]人々に徹夜させ、諸門の固め、火の用心、[illegible]所も無く注意した。乃て内藏助は大手の櫓に登り、暫らく[illegible]を打眺めて居たが、[illegible]と笑って、傍の人々に向ひ、[illegible]

は名家の後裔だけ、脇坂殿の陣備扱と見事な事でおはす。さりながら世は元亀天正に非ず。攻城守城時と變化あり。今此城下に陣を取り、的幟を連ね、高張を羅されるは、標的此に在りと示されるに異ならず。吾等に當初の決意を存し、是より石火矢を連放べ掛けんには、一擧して彼陣は骨破微塵となつたであらう」と私語いだ。「義臣傳」の編者片島武矩は之を評し、『一世の人を觀るに、上は呂望孔明の戰術陣法に則り、下は孫武吳起の奇正節制を學習し、徒らに思を廣遠に馳せて、未だ心を近世の兵學に用ゐる者あらず。既に孫武の拙速とする所も、火攻十三篇に決せり。況や當時の大砲連城砲の神速なるものに於てをや。良雄の眼最も高しと謂つ可し』と。評も亦極妙である

因て憶ふに、清國咸豐の初年に、太平王の大亂は發し、金陵を陷れて此に據つた時、一代の名臣曾國藩が儒流から蹶起して義勇兵を編制し、勤王の兵を湘鄉に擧げた。其擧は寔に壯とす可きも、國藩は徒らに孫吳を墨守し、其夜營を敷くに當つても、吳子の陣法に『夜打刁斗』とあるに則つた。刁斗とは近世の銅鑼の事、刁斗を打つとは、銅鑼をジャン／＼と打鳴らすとの謂である。火器の無い昔の時代には、之を鳴らして身方の居眠を覺し、敵の夜襲に備へる一方法とし善かつたらうが、生憎髮賊時代には、大砲もあれば、小銃もある。官賊兩軍對陣の際に、曾國藩が營にては毎夜ジャン／＼／＼と頻りに銅鑼を打鳴らすから、髮賊の軍からは得たり賢しと、音響をしるべに處々方々から大砲小銃をドン／＼擊込んだ。是が爲に官軍は戰ひもせずに、毎夜許多の死傷を生じて、大失敗を取つた。是に至つて國藩は呆氣に取られ、晩蒔ながら、『是れ古に用ふ可くして、今に用ふ可からざるを知る』と嘆息して、匆々ジャン／＼を熄めたのである。國藩の兵を擧げたのは咸豐四年、即ち我安政元年であるから、今より僅々五十五年前、而うして國藩は有清第一の名臣である。それですら尚ほ斯くの如しだ。然るに良雄は二百九年前に既に彼が如き見地を有した。而うして深淵子の片島武矩が筆を把つて、「義臣傳」上に之を記述し、之を批評したのも、享保三年、即ち今から百九十二年前である。是に由つて之を觀よ。内藏助も豪いが、深淵子も豪い。曾文正公之を聞いたなら、天頭を搔いて逃げたであらう。我東方天國の尚武國たる所以は、實に此に在る。世に一頭地を拔く大丈夫の間には、疾つくの昔から斯道にかけては、呂望師とするに足らず、孫武宗とするに足らずといふ、武的思想を具へて居つた。

六十　開城

内藏助が戰眼の一擊に、其人良將の器たることは十二分に見えるが、脇坂侯も亦決して倥侗では無かつた。顧ふに侯が的幟を飾り、高張を照らし、軍容を盛んにして陣取つたのは、最早内藏助が籠城の方略を擲つたのを見拔いたからででもあつたらう。此殿も亦早く大砲の敵に在つて畏る可く、身方に在つて賴む可きを知り、萬一の場合には、成るたけ城方のそれを減じ、攻擊の用にそれを加へようと心掛けた形跡がある。當時赤穗の家中に、兄は荻原兵助とて百五十石を領し弟は同苗儀左衛門とて百石を領する士があつた。孰れも高祿では無いが非常の金滿家で、赤穗は愚か、隣藩にも比類少きほど富裕であつたが、是れ亦例の大野黨として聞えた慾張である。兩人が家には在らざる物なしと謠はれるほど器物什具をも有し、就中大砲二門は此家の珍器と稱へられた。脇坂侯は之を傳へ聞き、城受取に先だつて、竊に家臣を城下に遣はし、高價を以て兄弟を誘ひ、終に之を買取つた。其機敏さも亦人ゝ意想の外であ

つた。此一事に由つても、愈々戰爭となつたなら、脇坂侯も亦外觀虛觀を衒耀して、見苦しい敗を取る者で無かる可きことが察せられる。が、萩原兄弟の不臣さは亦言語道斷である。それで此事が正義黨の耳に入るや否や、人々は大に憤激し、「今日は恰も敵軍に等しき龍野の藩に、大砲を賣るとは不埒千萬。好し〳〵其儀ならば、來月華岳寺に於ける先君の御法會に、彼奴等參詣し來たことなら、衣服を剝取つて、赤裸となし、並居る人々に一々謝罪させ、赤恥を搔かせて哭れう。若し又其際抵抗をも成さば、斫つて棄てるも刀の穢、狂犬を驅るが如く、杖にて撲殺して遣らう」と、敦圍いた。一國浮沈安危の際には、忠姦剛臆遁形なく、其分々に露はれる。寔に下等な品物であつた。それで此奴等兄弟も亦又神崎則休が筆誅に上つて、永く醜名を後世にまで貽した。氣の毒な奴もあればあるものよ。

＊　＊　＊　＊　＊

扨も四月十九日の卯の上刻、即ち午前六時とはなつた。受城使方からの使者は來つて、愈々受渡の實行を求めた。一藩は固より覺悟の上である。內藏助は諸士に號令して、一時に城門の戶を押開かせた。只看る、二正使、兩副使、二知郡事を始めとし、兩侯の軍隊は肅々として乘込んだ。一方は大手の三の丸、他方は搦手の鹽谷口、東總門、西總門、川口門から西仕切門、剣橋門を始とし、門々櫓々を固めたる赤穗の藩士は一々之を兩侯の士卒に引渡せば、入代つて此處には脇坂家、彼處には木下家の士足輕、主人顏して警備する。乃て大石內藏助良雄は正副四使に知郡事を本丸の大廣間に請じ、豫て整頓せる諸記錄諸簿册を公式に捧げ、茲に謹んで『本城を御引渡し申上げる』との意を陳べた。官使は一同今更の如く感動された。就中正使の兩侯は今日のあたり此體を看て、「萬事行屆いたる引渡の準備、吾等深く滿足に存ずる。それに就いても今般の事、體、心情實に察し入る」と、會釋せられた。兩人は之を拜謝して此を退き、今しも諸方の固を解いて、聚り來つた一藩の士卒を率ゐ、三代以來住狃れた苅屋の城門を立出でて、侯家の御菩提所華岳寺へと引來る。文々山が所謂「辛苦遭逢起一經」したりけり。「干戈落々四周星」こそ見ざりけれ、「山河破碎水漂絮、身世浮沈風打萍」血誠ある者、志氣ある者、俱に悲憤の暗涙に咽んだ。此裏復讐の一快擧胚胎せずして已む可けんや。

六十一　一藩の離散

主君を失ひ、本城に離れた赤穗の一藩は、哀れ一朝にして天竺浪人の境涯に落ちた。忠も、不忠も、義も、不義も、各々一身一家の處分を圖らねばならぬ。離散は茲に始まつた。或者は知行所に因みて在所に隱れるもあれば、或者は親族に賴りて隣國に移るもある。老幼は悲み、婦女は泣く。實に目も當てられぬ光景を呈した。中にも正義黨中の急先鋒たる堀部安兵衞、奧田孫太夫、高田郡兵衞は開城の翌々日即ち四月二十一日衆に先だち、飄然として赤穗を引揚げた。其間もあらせず村松喜兵衞、同じく三太夫、片岡源五右衞門、礒貝十郎左衞門も亦相次いで江戶へと歸り去る。是等を退去の先發として、四、五、六の三箇月間に名ある人々は大概皆離散し盡した。「越王勾踐破吳歸。壯士還家悉錦衣。宮女如花滿春殿。只今祇有鷓鴣飛」亡國の恨は今尚想像に餘りある。

斯くて赤穗城の受授は平穩無事の裏に結了し、脇坂淡路守は其儘當分在城、固りを命ぜられ、此に在番せられることとなつたので、木下肥後守は受城の當日本國へと引揚げられる。團

境に滞在せた者達の處へ裝束掛けして直後に引退く。本藩では諸目付から派遣せられた林大夫も報告を齎してそれ〴〵本國へと志す。中にも宗家松平安藝守から遣はされた同家の家老井上圓右衛門は、兩副受城使の本陣に伺候して、「開城の首尾如何でおざつたか」と問うた。兩副使は口を揃へ、「内藏助始めの心入れ深く感じ入る旨」を答へられ、併榊原采女は、「特に諸牒簿諸目録の整頓し居たのには、御代官衆も肝を潰され」とまで明言し、「是れ畢竟御宗家の御心添にも由ることと存ずる」と、兩使は交る交る披瀝せられたので、圓右衛門は面目を施して退出し、更に進藤源四郎に就いて、「當初籠城に御決定の際、之に同意連盟せられた名譽の諸士の御姓名を承はり、主君に上申致したう存ずれば、内藏助殿に御議り下されたい」と請求した。進藤もさる者にて、彼からず之に答へ、「籠城などは世間の取沙汰、左樣な非義を企てた事はおざらねど、時宜に從つては城中にて切腹し、殉死を遂げんとの覺悟を極めた仲間はおざる。一應内藏助に申して御答仕らう」とて、乃て内藏助に此事を告げた。「一宗家の事なり。隱すにも及ぶまい」とて、内藏助は直ちに其人々の姓名を自署し、進藤をして之を贈らせた。圓右衛門は喜び勇みつゝ、やがて廣島へと引還し、逐一主君に言上したのであつた。是に由つて之を觀れば、此頃からして早くも既に本藩と支藩との間には、以心傳心に一種の氣脈は脈々として通ずるものがあつたらしい。

少し遅れて兩官使たる荒木榊原の御目付は、管内諸般の處置を了へ、是も五月十一日に東歸の途にと上られた。殘るは官使方では本城在番の脇坂侯と、兩知郡事たる石原岡田の御代官、城方では大石原以下の人々となつた。

六十二　同

內藏助は本城開渡後も尚其殘務を一身に負擔した。それは領內の租税其他の民政に關する引渡は、牒簿の提出のみにては未だ事濟みとはならぬ。知郡事の兩御代官に對し、一々之を實際に照し合せて交附せねばならぬので、日夜下僚を董督して、此事に鞅掌した。其間には領内の種借未進百姓等が御代官の督促に不平して、あはや一揆を起さんとする珍事さへ湧出でた。内藏助は又亦自身之に臨み、懇々說諭して鎭靜した。

斯くして主領返上の殘務も、茲に一段落を告げたから、內藏助は始めて退いて一家の處分に着手した。是れ萬事に處するの上が公事を先にして、私事を後にする、其の心情が想見される。此人の妻女は但馬國豐岡の主京極侯の家老石束源五兵衛毎公の娘、後に所謂香林院其人であつた。此間に男子三人と女子三人は設けられた。長男は松之丞即ち主税良金、次男は幼名吉千代、既にして吉之進、後に薙髪して祖練と稱した。三男は大三郎、後に宗藩に召出されて大石外記良恭といつたのは、此子である。女子の中一人は早世し、一人をお空（一に智應）と稱し、後は青山大膳亮の家臣青山藏人の妻となつた。

扨當時は十四歳の松之丞を頭に都合四人、皆内藏助の膝下に在つた。内藏助は此四人の子供を其女に添へて、先づ豐岡に送り遣はし、外舅石束氏の手許に一時預つて貰ひ、自家の立退を便宜にした。

附言、香林院は淨瑠璃に所謂お石にして、主税は所謂力彌である。香林院は其名の知れぬところから、石束の姓に因みてお石と名け、主税は國語の力に同じきところから力彌と命じた。作者も中々隅に置けぬ。綺語と雖も故人の用意の杜撰ならぬことが自ら見える。

按ずるに元祿十六年の春内藏助の遺子處分の

際に、大三郎僅に二歳とあれば、石束家に大石一家寄託の際は、大三郎の外記良恭は尚母の胎中に在る歟、或は未だ〻めぐみ初めもせざる前歟であらう。すれば陸刀自と倶に赴いたのは、松之丞、吉之進、お空と他の早世した二女子中の一人であつたらしい。

＊　＊　＊　＊

乃て内藏助は屋敷を取片づけ、家の什器を何れと無く、出入の者にまで分ち取らせて、別れを告げたから、何處までお手厚い檀那様であらう歟と、孰れも感涙を催した。斯くて内藏助は赤穂を出で、年頃我家に召使つた老僕八助が在處尾崎村といふ處に暫く寓居した。恐らく是は大石家の知行所であつたらう。此處から内藏助は風と左右の腕に疔を發し、一時は癒と見えたのが、療養不十分の爲に五月二十二日頃から又亦再發し、其痛み劇烈にして、翌月中旬まで枕に就いた。此間も江戸連の急進派からは火の着く様に出府の催促一擧の斷行を責めて來る。内藏助は實に氣が氣で無い、併しながら原惣右衛門は留まつて内藏助を扶け、是等の應答は惣右衛門取仕切つて之を處分し、行藏時あり焦る可からずと、懇々説諭して人々を鎮撫した。

六十三　尾崎村の假寓

忠僕八助

内藏助は尾崎村の寓居に暫く打臥し居たが、腫物も追々に平癒し來た。恰も好し當初主家の内報赤穂に達した際から、知音に囑して穿鑿させた匿家に適當な場所が、京都の附近洛東の山科に於て見つかつた。それで近々此に引移らんとて、之が準備に取掛つた。之を聞いた昔の老僕八助は息を喘ませて遣つて來た。「承はりますれば檀那様には此度遠く山科に御引越遊ばしまするとの御事、八助め今少し若うもおざりましたらば、御供をも致し、永の歳月蒙りました御厚恩の萬分の一なりとも御報效いたしまする處でおざりますれど、斯ら老いさらぼひましては、最早御用にも立ちませぬ。是が今生の御別れかと存じますれば、寔に御名殘惜うおざります。責めては何なりとも御遣物の一つを頂戴仕りまして、朝夕檀那様と存じ、拜し奉りたう存じまする」と目をしばたゝいて申出た。

内藏助も坐ろ哀れを催し、此度の凶變に由つて、自分も俄に浪々の身となり、何處に頼る可き處も無い。さらばとて今後仕官する際にも參らねば、山科邊に引込んで、百姓となつて此一生を送る所存、何ぞ其方にも取らせたいが、其れも甚だ心に任せぬ。是は誠に些少であるが、何かの足しにして呉れい」と、傍の手文庫から十餘兩の金子を取出し、鼻紙に包んで遣はした。

すると八助は目を怒らし、「八助貧乏はいたしますれど、金子を頂戴いたしたさに、參上したのではおざりませぬ。前にも申出でました通り、是が今生の御別れと存じますれば、御品にても頂戴し、御遺物として朝夕檀那様の御恩徳且つは御忠節を忍び奉らんと存じまするからでおざりまする。今度此度の御凶變、檀那様には御切腹、御家は御斷絶、して吉良様には御無事の上に、何の御咎さへ無いとの事、嘸め御無念、さぞ残念で〳〵堪りませぬ。況してや御譜代の檀那様、其御心中は如何ばかりと、御察し存じて居りましたに、唯今の其御言、山科邊に引込んで、御一生を御送り遊ばさうとの御所存とは、八助め口惜うおざりまする、[illegible]金は要りませぬ」と、其金子を突返し〳〵、[illegible]し、[illegible]怨みをなして、嗚咽りあげた。

●内藏助は、是に[illegible]て[illegible]、[illegible]前非より手を撲き、[illegible]然として[illegible]

った。爺や怒るな、機嫌を直せ」と言ひながら、天性濶達な内藏助は忽ちにして、氣を易へて、「それでは取らせる物がある」と、硯引寄せ、畫箋を展べ、筆下に一幅の人物畫を描き出した。兎看れば、英姿颯爽たる一人の若士、朱鞘の兩刀落し差し、編笠目深に頭に戴き、凛然として先に立てば、眼闊らなる元氣の奴、是も大刀一腰を打込み、劣らぬ氣勢にて其後へと引添うた、主從二人の畫であった。主人は誰あらう當年の若殿内藏助、家來は即ち八助である。是は其の昔内藏助未だ部屋住であった頃、祖父か父かに從って江戸に在り、時に忍んで吉原に遊んだ際、何時も其扈には氣に入りの八助が引添うた。其處を其儘寫し出したのであった。一時の諧謔ではあるが、裏に不言の寓意がある。『我に倘勃々たる當年の英氣あり』と示せるものは、其の一つ。又二つには此兩人の態度意氣『自反而縮。雖千萬人吾往矣』との筆勢旺々として紙上に横溢した。是に於て乎八助は感悟した。『扨は主人は倘此光芒斗牛を衝くの意氣ありて、乃ては快刀敵營を斫り、上野介が首級を揚げんと思はれる歟、前言は畢竟世を繕ふ一時の託言ならんのみ』と忽ち眉邊の愁雲を披けば、内藏助は莞爾として、「爺や芳原道の夢心地、今に覺えがあるであらう」と大口開いて呵々と大笑する。八助ハッと押戴き、「檀那樣おあり難う存じまする」と三拜九拜し、此度は可喜泪を拂ひつゝ、盡きぬ名殘を惜んで立去った。主人は語らず。僕言はず。復讎の默契は此間にも隱約たりだ。

六十四　内藏助の退去

赤穗退去後に内藏助が一時跡を八幡山崎若くは山科の邊に晦まさんと欲したのは、變報の達した當時、既に書を男山の大西坊等三坊に寄せて、之を依賴したのでも知れる。全體内藏助は京洛附近に多く親近の人々を有した。第一男山八幡宮には祖先以來の深き緣故あり。四年前までは其の大西坊には舍弟專貞師の住した事もあり。現住の證讃師も亦親族である。西坊、專成坊、瀧本坊等も懇意である。京都の裏では天皇御代々の御陵處泉涌寺内來迎院の泰以師なども知交である。それで是等の人々も骨を折つて匿家を穿議し與れた。恰も好し、内藏助の親族にして、而も此際までは同盟の一人たる進藤源四郎が祖先の出處にして、依然當代まで關係を續けた山科の西之山村に適當の場處が見つかつたから、家屋敷田地を買取つて此に轉居する事になった。蓋し此地方は京都に近いので、東は江戸、西は赤穗と、連絡を取るにも都合が好い。のみならず其地は幽靜であるから、同志の集合にも妙である。旁々此を選定したのであった。

それで内藏助は譜代の家來瀨尾孫左衛門等を從へて、六月二十五日愈々鄕國を退去した。之を聞傳へた領内の百姓、町人、扨は神官、僧侶まで「それ大石樣がお立ちぞ」と、手に〳〵酒肴の用意を調へて、中村まで送り來り、祖道の宴を此に張り、恰も所親と離れるが如く、何れも深く別れを惜んだ。平民主義の内藏助は一々之に會釋して、倶に盃を酌みかはし、さらばと此を立去った。「播磨灘沖漕ぐ船の浪枕、赤穗の城は暮合の煙の中に高く聳えて懷かしく、渺々たる滄海に片舟を浮べ、沖邊遙に漕ぎ出し、須磨明石も横に見て、浪華の港指して行く、心の裏ぞ哀れなる」綺語とはいへど、内藏助當時の情懷を推し得て、坐ろに暗涙を催させる。斯くて大阪から山城へと入り、八幡、伏見に所親を訪ひ、七月の初山科に達し、乃て妻子を豐岡から迎へ取り、誰が目に視ても、永く此に餘生を送らんとする樣に見えた。

されど同じ浪人にても、舊赤穗藩の城代家

老、殊には開城の手際に由つて、世評隱れなき人物であるから、地方の奉行は等閑に擱かぬ。一方鐵砲類は所持せぬ歟、人體實貞なる者歟、一方は土地の庄屋年寄、一方は親族所緣から、一々證明の請書を徵收した。

六十五　俗論黨の逃避

大石、吉田、原、小野寺以下正義黨の人々が事變の發生以來、開城退去に至るまでの苦心盡力は、夷の思ふ所でない。之に反して俗論黨の徒輩は凶變に遭うて先づ仰天し、籠城と聞いては愈々魂を消し、三代承恩の主家も何もあればこそ、恥を忘れ、義を棄てて、當初からして君國を見限つた。其の重なる輩は、

藤井又左衛門	八百石　家老
安井彥右衛門	六百五十石　家老
大野九郎兵衛	六百五十石　家老
大野郡右衛門	組外二十石　九郎兵衛子
近藤源八	千石　組外番頭
岡林杢之助	千石　番頭
伊藤五右衛門	四百三十石　番頭
外村源左衛門	四百石　番頭
玉蟲七郎右衛門	四百石　番頭
大木彌一右衛門	五百石　中小姓頭
多川九左衛門	四百石　持筒頭
中澤彌一兵衛	三百石　歩行小姓頭
八島惣左衛門	三百石　足輕頭
田中清兵衛	三百石　用人
植村與五右衛門	三百石　用人
奥村忠右衛門	三百石　用人
建部喜六	二百五十石　江戸留守居
近藤政右衛門	二百五十石　江戸留守居
藤井彥四郎	二百五十石　足輕頭
早川宗助	二百石　大目付
萩原兵助	百五十石　槍奉行
荻原儀左衛門	百石
藤井又四郎	組外

孰れも赤穗の一藩中では高祿歷々の者であつた。中に就いて、

藤井又左衛門が祖は、淺野彈正少弼長政に事へて拔群の殊勳があつたので、特選家老として采女正長重に附けられ、以來世々家老の重職に居た。

又安井彥右衛門は淺野家の宗族で、淺野家元は安井姓を名乘り、現に長政朝臣も其の初めは安井彌兵衛と稱せられた。それで兩氏は淺野家に對しては、緩急相離る可からざる家筋である。處が現代の藤井又左衛門は所謂お人善しで、門葉に由つて家老となつて居たに過ぎないから、萬事は安井彥右衛門次第、大變に遭うても、安井が爲に誤られ、見苦しい行動に陷つた。

安井彥右衛門に至つては、天性姦佞なる上に、極めて吝嗇な男であつた。畢竟此吝嗇が主家を滅亡させたのであるから、責めては其罪亡しに、節義を立つ可き處であるのに、彼は此に出でざるのみ乎、在國在府の同僚を蠱惑して、多く不義の仲間に引込んだ。

次に大野九郎兵衛知房が險姦貪慾であつたのは、事實が何よりの保證人である。神崎與五郎は彼を評して、一人忠を懷ひて、上氣を沮む、といつた。一藩無事の時に當り、氣概ある士の多く暇を出されたのは、彼が黃口に中てられたのであつたらう。其子郡右衛門も亦父に劣らぬ癡物であつた。それで一朝正義黨に睨まれ、父子とも一夜に缺落した。

是に於て予四人の家老中、大石内藏助を除くの外は、三人倶に不忠不義の列に就いた。

それから番頭列に入つて、壹千石を領した近藤源八が父三郎左衛門は、夙に兵法を小幡勘兵衛景憲に學び、其高足として世に知られた英物であつた。それで淺野内匠頭長直は千石の重

願を以て後を襲はせられた。同侯の時代に成つた有名な赤穗の築城は、實に此玉蟲七郎右衛門の繩張に出來た。それぐらゐであつたから、國内に於て軍學の名家といへば、此近藤三郎左衛門を推した。それだけ門下に四方から俊才が集つた。其の當時にて後嗣の源八も亦一廉の軍學の師と仰がれたが、名家の子必らずしも名家ならず、彼は人となり卑吝にして、常に大野に黨し、因襲以來も始終大野と進退を倶にし、一藩の混雜に乘じて、商人と申合せ、多く不義の浮利まで貪り、一朝にして家聲を滅茶々々にした。

岡林杢之助、伊藤五右衛門、外村源左衛門、玉蟲七郎右衛門は近藤源八と同じく孰れも番頭であつたが、赤穗籠城論の初から大野黨となり、可惜方面軍隊長の本分を放棄した。是等を總評すれば、筆頭の岡林は無氣力、伊藤は佞人、外村は俗物、玉蟲は腰拔であつた。

其中に就いて一言せねばならぬのは岡林杢之助である。彼は原來幕府の御旗下松平孫左衛門の舍弟で、岡林家に養子に這入つた者である。が、何方かといへば性質も醇良で、籠城論を聞いた時には、最初は彼も同意であつた。されど番頭は一列一體、何事の場合には進退を倶にし、拔駈の働を許さぬといふのが、國初以來淺野家の軍制であつた。是は戰國の際には番頭に英物が多く、動もすれば一人一個にて夜討朝駈などを企て、爲に全軍の策應を誤る虞があるからであつた。それで僞合黨の番頭連は之を口實にして岡林を牽きさつた、此際岡林にして獨立の見地があれば、斷乎として場合が違ふ事を説破し來つたであらうが、悲しい哉其處が坊ちやん育ち、それで彼は正義黨に向ひ、「籠城の御主張、至極の御議と存ずれど、我等の職分として、一人引離れての働を許されねば、遺憾ながら同列の意見に委せ、引取りまする」と挨拶して退散したまゝ、永く不義の人となつた。

其他多川九左衛門の如きは、闔藩士中から哀願使の一人にまで舉げられながら、腰を拔かして使命を辱しめ、剩へ大野等と倶に不忠不義の仲間に入り、中澤彌一兵衛は一藩の混雜に乘じて、御用金を竊取し、植村與五右衛門は罪惡露顯しかゝつたので、小船に乘つて逃出し、建部喜内は江戸留守居として、眼前に主家の凶變を睹ながら、藤井安井の兩家老と倶に、只自家の私計のみを爲し、荻原兵助及其弟儀左衛門は前にも講じた通り、在餘るほどの金滿家で居ながら、脇坂侯に大砲までも賣つて、不義の利得を占め、それが爲に一藩から爪彈きされて、既に屠牛と一般擯斥さるゝ處であつた。是等は背徳忘義の甚しい奴共であるから、後に神崎與五郎則休は、檄文を草して、一々其等を筆誅した。

六十六　山科の隱栖

諸侯の招聘と荒木十左衛門の返書
内藏助と直江山城守

頃は元祿の御世である。上下押並べ人は皆風流華奢に浮身をやつす時代とはなつたが、元和偃武から未だ八十餘年を出でぬので、諸侯卿士の間にはまだ〱強梁の思を解かぬ。内藏助が赤穗城開渡しの其手際、水際だつて見えたので、未だ同地を立去らぬ以前から、同國龍野の脇坂侯からは當分百人扶持にて客分として來る氣は無いかと相談せられ、一たび大阪まで出れば、肥前の鍋島侯、肥後の細川侯、筑後久留米の有馬侯、土佐の山内侯、備前の池田侯などから、亦其れ〲の次手を求め、重聘を以て招かれる。内藏助は一々之を辭し、最早浮世に望を絶つた事を示さんとて、山科に於ては屋敷も買へば、田地も求め、乃ては京より大工沙漢を呼寄せて、離れの隱居家をさへ新築し、又其前栽には好きな牡丹などを培養し、遙々豐岡

からは栗子を呼上せ、行々は家督を松之丞に讓り、自分は地主の樂隱居、花鳥風月を玩んで、殘年を送りさらに見せかけた。

＊　＊　＊　＊

是より先き赤穗城開渡の際に、内藏助が誠意を披瀝して、城池を公儀に差上げたのと、又精神を籠めて、主家の再興を嘆願したのとは、深くも當時の御目付衆を感動させた。それで其御目付の一人荒木十左衛門は深く内藏助に同情を表し、江戸に歸つて、公事を復命した後、内藏助が哀願を御老中列座の前に持出したなら、或は當時の勢として一概に「御詮議になり難し」と否斥されんやも測られずと氣遣ひ、十左衛門は其後個々別々に各御老中の邸を訪ひ、内藏助等が切なる哀願の心情を取次いだ。是には老中の人々も耳を傾け、追ては何分の御恩典を申立てねばなるまいと挨拶した人もあつた。十左衛門は乃て之を書面に認め、特使に附して其書を送らせたのが、伏見の大塚屋小右衛門が許まで達した。此大塚屋は其のかみ淺野侯が參勤交代の際、此に宿泊せられた本陣で、同侯代々の庇護を蒙つた家であるから、退轉後も内藏助其他への書狀など概ね此にて取扱つた。それで荒木十左衛門からの特使及其書狀も此に屆いたのである。

扨其書は大石内藏助と奧野將監宛にて、書中の大要は、「赤穗城返上の砌、願出でられ候儀は御老中列座の折柄申出で候ほど、互に讓合もあるべしと存じ、一々其館を問ひ、具に申述候ふ處、土屋相模守殿始め快く御挨拶これあり、乃ては大學殿御取立にも相成るべく、此段申進ずる」との意であつた。此書狀に據つても、内藏助の斤量を測ることが出來る。當時の社會に於て天下の御目付といへば、直々陪臣などに書狀を遣はすものでは無い。況や浪人に於てをやだ。それが小藩家老の而も現在は天竺浪人たる者に、特使を發して書狀を送るなどとは、實に異數の事である、是は畢竟内藏助其人の人物が豪いからといはねばならぬ。

之に就いて憶ひ起す事がある。直江山城守兼續が關ケ原の一擧に西軍を援け、主人上杉中納言景勝を勸めて、東奧に兵を擧げさせたので、大亂鎭定して、兼續は米澤三十萬石を沒收せられ、六萬石の格式こそ殘されたれ、其實一萬石にて上杉の家老に落ちた。其後の事であつたが、或時江戸に出て、時の老中の筆頭として權勢雙び無き土井大炊頭に面謁した。全體御老中の筆頭とも呼ばれる人が、陪臣などに對する時は、それは中々權柄なもので、相手が兩手を疊に突き、頭を下げて最敬禮を行ふに對し、此方は其手を膝に載せたまゝ目禮するのが恆例である。然るに大炊頭は知らず識らず兼續の品位人格に壓せられ、何時の間にか右の手を疊に突いて答禮された。後にて氣がついてみれば、幕府の御老中ともある者が、陪臣に手を突いて辭儀をしたでは相濟まぬ。それで僅に窮策を按じ出し、山城守だけは從五位山城守の敍位任官もある事故、陪臣ではあるが、彼のみに對しては、老中一統片手を突き、呼ぶにも「山城守殿」といふ可しとの除外例が取設けられた。内藏助に對する御目付の特使寄來も此類である。官位なるものは人爵なり。人格なるものは天爵なり。天爵の貴きは何れの世でも爭はれぬことが知れるであらう。

六十七　紫野の瑞光院

内藏助が其居を山科に卜してから、浪人系の諸惑星は幾何の分野に集り來た。即ち内藏助を中心として、山科には近藤源四郎、京都には小野寺十内、同苗幸右衛門、大高源吾等の父子叔姪、間瀬久太夫、同苗孫九郎、潮田又之丞、中村勘助、大石孫四郎、同苗瀬左衛門、寺

[illegible]、同苗[illegible]、伏見には小山源五左衛門、[illegible]内には岡野金右衛門、同苗九十郎、大阪には原惣右衛門、矢頭長助、同苗右衛門七等、或は當分、或は家族ともに、或は自宅、或は借宅を構へ、其他幾多の諸同志は此四近に散布した。若し知る者あつて之を視たならば、是れ決して徒爾にして已む可きものでは無いと感じたであらう。

此に洛北大神宮子の地に、紫野大徳寺の屬院に瑞光院といふ梵刹がある。此梵刹に接して稲荷の祠がある。王朝の昔朝野宿禰といふ人清和帝の御胞衣を此地に埋め、一字を其上に建てたから、朝野稲荷といふとの古傳がある。豐太閤聚樂の邸におはした時に、淺野家の祖先彈正少弼長政此處に別業を構へ、此稲荷を鎭守として崇敬された。それで何時となく世人は其祠を淺野稲荷と稱へて居た。が、其後豐家の天下亡びて、淺野家の別業も亦廢れ、一時狐兎の栖處となつて居たのを、慶長年中に大徳寺の琢甫師草莱を闢いて一禪院を建てた、瑞光院は即ち是である。此琢甫師に次いで、此に住したのが陽甫師であるが、不思議にも此陽甫師は内匠頭の奥方瑤泉院の所縁の人であつた。是等の關係から淺野家より本院に百石の寺領を寄附せられ、内藏助山科に移り來た際には、既に陽甫師も遷化して、當時は海首座が現住した。それで内藏助は海首座とは懇意である。而うして此地は樹木鬱蒼として、四隣に人家を斷ち、同志の會合、密議の場處には屈强であるから、内藏助は院内の一蘭若拾翠菴といふを借受け、京都に出づる時の僑居とした。

故主を懷ふことの痛切なる内藏助は、本院に一基の墳墓を興し、一つには永代の祭祀を缺がず、二つには此地に在る同志の參拜に資し、三つには參拜に託して同志の密會を催すにも便りよしと、此に内匠頭の衣冠を瘞め、冷光院殿吹毛玄利大居士の法號を彫りつけた石碑を建て、此歳八月十四日亡主の忌日に同志を聚めて、茲に法會を行ひ、以後も毎月十四日には參拜を怠らない。只看れば、故主の後生成佛を念ずるの外あらず。殊に知らず、此裏閻魔の廳をも驚かし、血髑髏を提げて、冥途の土産に齎さんとの計畫は、慈悲忍辱を旨とする佛陀の像前にて講ぜられた。

六十八　内藏助初度の東下

是時に當つて江戸に在る急進派は、堀部安兵衛を中心として、日夜に復讐の實行を急ぎ、頻りに書を内藏助の許に寄せて、其東行を促し、此上に遅延せば、江戸連にて遣つつけ兼ねぬ勢がある。萬一輕擧して爲損ずる事でもあれば、内藏助が百日の苦心は水泡に歸する。内藏助は大に之を憂慮した。それで先づ一人鎭撫の大將を下さねばならぬ。其人は吉田忠左衛門か原惣右衛門かの外に無い。幸に原は當時大阪に在つて、同志の糾合に任じて居たから、此歳九月原に潮田又之丞、中村勘助の兩人を差添へて、江戸へと下向させた。が、内藏助はまだ安心せぬ。のみならず江戸の敵情を偵察するの必要もあるので、進藤源四郎が同志ではあり、自家の親族ではあり、多少衆に推されて居るから、翌十月に入り、更に進藤に大高源五を同行させて、又も江戸へと向はせた。

此間に在つて、内藏助は又思考した。公儀の御目付を以て、浪人の自分に向ひ、特使を派して公儀の首尾を報ぜられると云ふ事は、異數の殊遇である。之を此儘に受放して居ては相濟まぬ。それで之一つには此御禮にも出で、二つには此機會に御手寄りの侯伯を訪うて、主家の再興をも縋り、三つには亡君の墓にも參詣し、四つには瑤泉院殿の御機嫌をも伺ひ、五つには此次手に自身敵の動靜をも視察し、又六つには同

志の統一をも圖つて來ようと、十月二十日更に奥野將監、河村傳兵衛、岡本次郎左衛門等を從へて京都を發し、十一月二日江戸に到着した。是が内藏助初度の出府であつた。

　斯くして彼は公々然として江戸に乘込み、第一には泉岳寺故内匠頭の墓に參詣し、次いで瑤泉院の許に伺候した。『折柄寒中の事といひ、遠路の往復さぞや御苦勞であらう』とて、瑤泉院は殊に縮緬の頭巾を贈られたといふ事である。此夫人の爲される所、何處までも女性らしく、些の圭角をも露はされぬが、其裏に不言の妙味があつて、『我家の後事一に卿に倚賴す』との精神がほの見える。是時内藏助の心情は如何であつたらう。それから内藏助は奥野將監同道にて御目付荒木十左衛門の邸を訪うて、深く其同情を謝し、更に淺野家の同族松平安藝守、淺野美濃守、淺野左兵衛等の邸を歷訪し、此上ともに大學殿御取立、故主の跡目繼いたすやう御助力のほどを賴み上げ奉ると、他事なく申入れた。それで餘所目には誰が見ても、只管主家再興の外には、餘念なきやうに察せられた。

　が、同志の徒は此[illegible]だと勇みたつた。殊に堀部安兵衛等は、大夫の御出府こそ幸である。此潮を脱さず、打入の時期を定めたい』と迫つたので、十一月十日内藏助の旅宿に同志の集會を催した。會した者は奥野將監、河村傳兵衛、進藤源四郎、原惣右衛門、岡本次郎左衛門、潮田又之丞、中村勘助、大高源五、武林唯七、勝田新左衛門、中村清右衛門、堀部安兵衛、奥田孫太夫、高田郡兵衛等である。中にも年壯氣鋭なる堀部安兵衛は座を乘出し、

『先般來原進藤殿等の御下向を迎へ、段々御相談を遂げまするやうに、復讐の一擧追々延引いたしまする事、我等心外千萬に存じまする。是と申すも畢竟は期限を定められぬからでおざりまする。我等の所存にては、來年三月が適當の時期と存ずるが、大夫の思召は如何でおざりませう哉』

　と口をきつた。内藏助は之に答へ、

『方々の御忠志は如何にも感佩でおざれど、敵を討つに時期を立てる必要はおざるまい。機會だに得たならば、何時にても發す可きである。但だ今日にては大學殿の御處分未だ決定せず。それに焦つて一擧に出でたらば、設ひ復讐を爲遂げるとも、主家の後事を顧みぬ儀に當るのも、人臣の分としては相濟まぬ次第である。旁々期限は無用であらう』

といつた。安兵衛は重ねて、

『お詞にもおざれど、我等明年三月を主張いたすは、同月までにて全一年と相成れば、大學殿御閉門も免ぜられ、御處分も着くでおざらうと存ずる。それのみならず同月は先君の御一周忌、此期に於て先君の御鬱憤を散ぜん事、聊か我等の本意ではおざらぬ歟、且つ期限がおざらねば、士氣が更に引立たず。動ともすれば姑息に陷ります。それで三月を期したく存ずる次第でおざる』

　と辯じ、意氣は益々軒昂する。内藏助之を聽き、意にはまだ早いと思ふが、諸士の希望を失墜させるのも得策で無いと感じたので、

『三月期限、それも宜からう』

　と承諾した。潮田、中村、大高、武林等之を視て雀躍した。さらば此地に永居は破綻の元であると、内藏助は進藤、潮田に中村勘助、中村清右衛門を從へて、十一月二十三日、原、大高等は翌十二月二十五日に、江戸を發して歸京の途に就いた。

六十九　吉良家の動靜

大[illegible]九右衛門の[illegible]

此場合に於て吉良家の動靜を一瞥するの必要

がある。今年三月十四日吉良上野介は殿中に於て淺野内匠頭長矩に二太刀まで斬付けられたが、幸にして何れも淺手であつたから、其傷も意外に早く平癒した。而うして幕府の首尾は渋る所も無く、平癒の上は是迄の通り出仕するやうにとの御沙汰であつたから、本人は其氣で居たらしい。然るに上野介が日頃高慢にして、幕府の宿老顔に振舞つたにも帰らず、如何に殿中の出來事とはいへ、内匠頭に斬着けられるに及び、一支も支へ得ず、顛かり返つて逃げたるざま、武門の風下にも置けぬ奴めだと、上下から指彈された。

之を證するに極めて恰好な一話がある。同じ旗下にても天野彌五右衛門は義勇の人であるから、上野介が體たらくを、心に深く擯斥し居た。さりながら吉良家とは家世の交誼があるので、知らぬ顔して居る譯にも行かぬので、厭や厭やながら一日吉良邸を訪うて、上野介が負傷を見舞うた。すると上野介は其際の振舞を恥ぢる容子も無く、例に由つて驕慢な面構へ。見るから如何にも惡さげである。彌五右衛門はさりげ無く、負傷の挨拶をしながら、

『承はれば、内匠頭の初太刀、貴殿の御烏帽子を掠め、それが爲に危い處を御免れなされたとの御事。其御烏帽子拜見いたしたいものでおざる』

と申入れた。

『如何にも仰の通り』

と烏帽子を取出し、

『此鐵輪にて切尖が止つたのでおざる』

と示した。

『成程此鐵輪にて……それは近頃御厚運。是こそ貴殿の爲に、本當の烏帽子親でおざる』

と冷笑したので、流石の上野介も大に恥入つた。

* * * * *

斯く一方には心ある人々から指彈される。而うして他の一方はと顧れば、内匠頭には切腹仰付けられ、城池沒收、跡目斷絶とまでなつたのに、上野介は何等の御咎さへ無いのを視ては、淺野の遺臣どもさぞや遺恨を抱くであらうと思はれる。彼や是やをかねて、上杉彈正大弼から、『上野介負傷後兎角に健康舊に復せず、何卒御役儀御免下され候ふ様に』と願出た。それで事變の同月二十六日其職を免ぜられ、其儘呉服橋内の邸に居たが、幕府に於ても追々彼が在職中の貪婪を察知し、其人を薄んずるに至つたの歟、此歳九月邸易を申渡され、同月二日本庄の邸に引移つた。是だけでも如何に内藏助等に復讐の便宜を與へたであらう。兎いふは前邸であれば丸の内の事故、之に斬入れば、自然御城内に亂入したにも當り、犯上の罪を免れぬ。お負けに今度下された本庄の邸は、極めて疎末な邸にて、打入るにも至極便宜が好い。それで一擧の後世上では此邸易を以て自ら天意の然らしむる所だと評判した。

併し上野介大膽精人の事であるから、自分にも警戒を怠らぬ。凡そ邸内に置く可き者は、一々其身元を取調べ、若黨草履取などは勿論、下女下男の末までも、成るだけ領地參州の吉良から採用し、他處の者を寄せつけぬ。而うして一切商賣人の門内に立入ることを嚴禁し、門番を嚴重にして、人の出入には一々之を注意させた。此以外に倘一つの着目點は上野介の親族上杉侯と故内匠頭の宗家藝州淺野侯との睨合である。曩に殿中爭闘の條下に講じて置いた通り、一方の内匠頭は彼れが如き御處分となつたにも關はらず、一方の上野介に何等の御咎が來なかつたは、上杉家救援の力が多きに居る。然るに藝州淺野家が内々の赤穂再興運動は今に何等の效果も奏しない。それで兩家は不言不語の間に東西互に嫉視した。而うして上杉家

といへば、不識菴以來世に聞えた弓矢の名家である、それ故萬一赤穗浪人の爲め吉良家に斫入られ、上野介の首級でも擧げられた日には、一朝に上杉家の武名を傷つけ、殊に奥州淺野に對して米澤の面目を減却する。それが奇怪であるから、上杉家の名物家老千坂兵部は躍氣となつて吉良家の防衛に注意し、名譽の士許多をすぐつて、本庄邸に派遣し、素破といふ場合に失敗を取らぬ樣、十分の手配を整へた。内藏助が夜襲を實行するまでに慘憺たる工夫を費したのも、畢竟は是が爲であつた。

上杉家では是にても尙安心せず、上野介に隱居を願出させ、一層庇護の素地をなしたが、●●●●十二月十二日に至り願の通り聽屆けられ、養子左兵衛介義周に異狀なく家督相續仰付けられ、所領四千二百石元の如しと達せられた。是が恰度内藏助が京都に歸り着いた十日後であつた。此事端なくも赤義徒が一層の注意を喚起した。

七十　十五年の春初

烏兎は匆々として人を待たず、元祿十四年も端なく暮れて、●●●●十五年の正月となつた。是時に當つて内藏助の胸中には絕えず兩般の念慮が往來して居る。復讐もしたいが、主家の再興もしたい。それで一方には復讐の準備に努めると同時に、他方には主家再興の工夫にも少からず苦心した。三代相傳の城代家老即ち社稷の大臣としてはさもある可き事である。此内藏助の方寸は以神傳心に自ら亡藩同志の間には歷々と讀めるので、忠義骨髓に徹する人々は勿論、内心に萬一を僥倖する徒輩も亦我も〳〵と内藏助に誓紙を納れ、同盟の數は日を逐うて增加し來た。

●●●此月九日原惣右衛門大高源五の兩士は江戸から京都に歸り着き、舊臘十二日上野介父子が隱居家督滯り無く濟んで、風說に據れば上野介は近々上杉侯の本國米澤に引取られるとの事であると、在京同志の人々に報告したから、人心は一時に興り起つた。此間に於て一言し置かねばならぬのは、江戸に於ては堀部彌兵衛、同苗安兵衛、奥田孫太夫、同苗貞右衛門、高田郡兵衛及昨年以來出府し居る武林唯七、京阪地方に於ては、原惣右衛門、大高源五、潮田又之丞、中村勘助、小野寺幸右衛門、岡野金右衛門等は急進派に屬し、就中江戸で堀部安兵衛、大阪で原惣右衛門、京都で大高源五の三人は隱然此派の領袖である。それで原大高の二士は堀部等と協議し來て、最早片時も猶豫が出來ぬから、至急江戸にて兼約の通り、來る三月を期して、一擧に事を決したいと内藏助に迫つたのである。

が、内藏助は上に言ふ通り、主家再興論者の復讐論者であるから、容易に之を承諾せぬ。のみならず急進派の連中が焦りに焦り、此際自分に議らずして、輕擧に事を發し、失敗でもしようなら、臍を噬むとも及ばずと憂慮し、寧ろ同盟中から威重聲望の諸壯年輩を控制するに足る人物を選み、再び自分に代つて江戸に下らせ、鎭撫に從事させるの必要を感じた。此大任に當る者は、實際上の副統領吉田忠左衛門の外には無い。それで内藏助は忠左衛門の攝州に赴いて居たのを呼上せて、此事を語つた。が、流石に副統領は副統領だけの分別がある。「大夫に於て此忠左衛門下向いたすが一味の牽引に都合宜しと思召さば、自分はさら〳〵其勞を厭ひませぬ。なれど左樣いたすには、其以前に同志の議論を一致させ、上方の決心は斯樣にておざると示さずては、江戸の衆の納得參り申すまい。願はくば同盟の衆を此處に會し、目のあたり互に約束し、然る後に出發いたしたいものでおざる」と建議した。「貴老の御意見至極におざる」

さらばとて、內藏助は四方に散在する同盟に移牒して、之を京都に召集した。
　是に於て二月十五日の會合を手始とし數日に亙つて、祕密會議は處々にて開かれたが、議論は百出して中々決しない。それは實に其筈である。同盟中には自ら三派がある。第一は主家再興と復讐とを並び希望する温和派であつて、內藏助は之が主論者であるから、無論此派が一番多數である。が、第二は內心に主家再興のみを僥倖せる因循派である。是は內藏助の盡力に由つて、多分主家は再興されよう、再興されるとすれば、此場合に強ばつて置かねば、再興の曉に幅が利かぬとの野心から、同盟に屬せる者で、其數も亦尠く無い。小山源五左衞門の如き、此際から徐々其徵候を露はし來た。第三は復讐一點張の急進派であつて、此際之に傾いて居たのは、前に擧げた通り原大高等の一派であつた。議論の衝突せざらんと欲すと雖も得んやである。

七十一　山科會議

一黨の大激論

　最後の會議は山科にて開かれた。重なる同志は悉く列席した。殺氣は陰々として滿場に溢れた。温和派は內藏助の發言を待つて控へて居る。因循派は沈默して成行を窺つて居る。急進派は堪へかねて內藏助に向つた。
「先般江戶會議の折までは、殿には未だ異同も見え申さず。それですら三月の期限に大夫は御同意なされたではおざらぬ歟。況してや今は上州は隱居し、米澤にさへ移らんとする風評あるに、大夫の未だ御決心なきは、如何の御趣意なる歟、承はりたう存ずる」
と詰掛けた。
　內藏助はつく〴〵之を聞き、
「御不審一往は御尤なれど、江戶會議の席上にても、拙者は反復陳べたる通り、大學殿の御處分未だ定まらず、幸に此殿へ御開門の日萬石にても御跡目仰付けられゝば、幾分先君の御面目も相立つ道理、此成行の如何をも顧みず、一途に一身をのみ潔うせんとするは、決して臣子の道に非ず。それ故拙者は何處までも此御處分を待受け、然る後動く所存はおざれど、關東衆の忠志も默し難く、士氣を沮喪させんも不本意であれば、暫く方便に其言に從つたのでおざる。今日は未だ時機で無い。拙者は輕發いたさぬ」
と言切つた。
　急進派は益々激昂した。
「仰に從ひ、假に大學殿に御跡目仰付けらるるまで一擧を見合せるといたし、御希望の通り御家御再興ともなり、其後に多勢黨を嘯し、吉良殿に打入り申さば、それこそ折角御再興の御家を亦又潰し奉るの儀となり申す可し、さすれば復讐は御止めにておざる歟」
と、取圍いた。
　內藏助は頭を振り、
「否や、御再興は御再興、復讐は復讐でおざる。如何にも御家御再興の曉、多勢黨して打入りは成るまじけれど、不俱戴天の君の讐を此儘に活け置く事は相成らぬ。其節は此內藏助唯一人一黨の方々に代り、吉良殿に怨を報ふ所存でおざる」
と言放つ。
　原惣右衞門は悲憤の熱涙を拂ひ、
「去年三月より今日に至るまで、終始一貫盟約を變ぜざる人々は固より論なく、其後追々に馳加はられた方々も、詮ずるに復讐を志す所は一つでおざれば、設ひ如何なる事ありとも、此志は羈す可からず。唯今大夫の仰の如くなれば、大夫御一人總名代として本意を遂げらる可しとの事、さあらんには我々一同は皆腰拔

となり、罷り控へるの外はおざるまい。此儀残念千萬に存ずればこそ、畢竟は一擧を急ぐ次第におざる。君は赤穂一藩の君、大夫の爲にも君なれば、我々一同の爲にも君、君父の讐は倶に天を戴かず。人々は奈何にもあれ、此惣右衛門は赤穂城中の死損ひ、今更生き存らへて出家遁世と罷成る可き所存兎の毛の末ほども持ち申さぬ。方々の御意見は如何でおざる」

と席を叩いて抗論した。

大高源吾、潮田又之丞、中村勘助等辭を齊うし、

「原氏の申されるところ道理至極、我々の刃は敵の血を塗らざれば、此儘にして已む事出來申さぬ。方々も御同意ではおざらぬ歟」

と一座を睥睨する。

「御同意、御同意」

の聲は此處彼處に響應する。アハや一黨は分裂歟と見えた。

七十二　同　吉田忠左衛門の裁下

吉田忠左衛門と小野寺十内とは先刻から手を拱いて、衆の議論を聽き居たが、是に至つて口を開き、

「大夫の申される所は、大夫一人義士となられようとの議にてはおざらぬ。畢竟するところ、方々の忠節をも空うせず、御家の再興にも妨なき樣との御分別から出たのでおざれば、各々之を惡く取られては相成らぬ」

と耆老は耆老だけ衆を鎭めつゝ、

「さりながら諸士が一途に思ひ込まれた所も、亦世にあり難き御志と存ずる。實は上申せば、我々老骨は好い行きがけの駄賃でおざれば、死出の山の一番槍をこそ心掛けて居申したに……」

と言ひさして、それと無く内藏助の再考を促した。

内藏助は之を聽いて、感慨に堪へず、

「今に始めぬ事ながら、斯くまで方々が誠忠を存ぜらるゝ事におざれば、如何にも此内藏助乾度諸君と進退を一にし申す可し。唯々大學殿の御成行だけは見奉らねばなり申さぬ。來月先君の御一周忌までには何分の御沙汰があらうと存ずる。それが無ければ、明年三月の御三回忌までは忍ばねばならぬ。此期を經ても何等の恩命に接せねば、最早主家の御運もそれ限り、其上はお互一黨の衆を擧り、無二無三に討入つて、敵の首級を揚げ、亡君の御鬱憤を霽らさんまででおざれば、此處は其が意に從かれ、全黨一致の進退を爲せられたきものである」

と衷を盡し、誠を竭して、一黨の同意を懇請した。

嗚呼此會議は實に赤穂黨が快擧遂行中の難關であつた。内藏助の德望と赤誠とが微かつたなら、此際に一黨は分裂したであらうが、今其誠意誠心を披瀝せらるゝのを視ては、急進派と雖も、流石に之に負くに忍びない。

「大夫に於て結局の一擧を御受合ひなされる以上は、決行の緩急は大夫の御見込にお委せ申し、忍んで時機の到來を待受けませう」

と、始めて承服した。

「さらば此處にて改めて誓約せられたし」

との内藏助の求に、一同は更に神文誓書に血を灑いだ。大綱を提げて之を言へば、「十五年二月、赤穂の一黨更に盟を重ぬ」といふ可き處である。

是に至つて内藏助は吉田近松二士に向ひ、

「此方の意見斯く一決したる以上は、關東の衆をも鎭めねばならぬ。就いては拙者の名代として吉田氏に御苦勞を願ふ可し。近松氏は介添として一緒に下向せられたし」

と囑託した。さらば今後文書の往復、敵の視聽に對しても、本名にて便宜惡し、互に變名し

て策應を圖らんとて、内藏助は母方の姓に因んで池田久右衛門、吉田忠左衛門は篠崎太郎兵衛、近松勘六は森清助と變名した。斯くて吉田近松の兩士は寺坂吉右衛門を從へて、二月二十一日京都を出發して江戸へと下向した。

是に於て大阪には原惣右衛門あつて、赤穗と山科との連絡を取り、江戸には吉田忠左衛門が居て、關東と山科との氣脈を通じ、統領大石内藏助は依然山科に本營を据ゑて全黨を節度し、小野寺十内は内藏助の左右に在つて、參謀長の任務に服した。而うして大阪は原、江戸は吉田に命じ、中央は自身自ら切盛りして、同志運動一切の費用を彼主家再興費から支辨した。是に至つて先に竊に疑つて居た者も、扨はと内藏助が用意の愼重なるに感服した。

七十三　内藏助の濫行

此場合に於て内藏助が佯狂苦肉の計を一言せねばならぬ。

彼は一たび山科に隱栖の地をトしてから、屋敷も買へば、田地も求める。新築をする。前栽をしつらへる。妻子をわざ〳〵豐岡から迎取る。誰が目に睹ても、一家の計、子孫の計に汲々し、行々は家督を松之丞に讓り、自分は地主の樂隱居、花鳥風月を玩んで、其殘年を面白可笑しく送らうとする者のやうに見せかけた。

されど讐家の後楯上杉侯の家老にも、千坂兵部の如き英物が居る。「内藏助ほどの者が主家を滅却され、城池を取揚げられ、おめ〳〵手を拱して、引込まうとは致すまい。彼れ必定此世に望みを絕つたと見せて、我に油斷させ、其虛に乘じて、一擧に志を逞うしようとする、其計略に相違ない』とて、許多の隱密を京都に入れた。それで是等の隱密は種々に姿を扮し、内藏助が隱家の地續きに在つて、當時大に流行した稻荷塚などに詣で、里の民家に就いて、密々に内藏助の動靜を探索した。寔に蟷螂窺蟬。野鳥又伺之』といふのは是等の樣を言ふのであらう歟。

此事亦追々に内藏助の許にも知れて來る。『昨日も風體不審な男が西之山村に來て、大夫のお宅に浪人らしい者が出入はせぬ歟と尋ねたさうにおざりまする』と告げる者もあれば、『今日も稻荷塚詣に言寄せて、怪しな奴が此邊をうろつき、頻にお宅を窺つて居りました』と報ずる者もある。是に至つて内藏助は又一考した。『扨は引込思按の見せかけぐらゐでは、敵は未だ用心を解かぬと見える。好し〳〵、其れならば、今度は放埒を働き、自暴自棄の體に陷つて見せ、敵の毒毛を引拔いて呉れう』と高嶺、愛宕は紅葉して、茸狩催す頃ほひから、心にも無い内藏助は、忽ち時代の權化となり、思ひ切つたる寬濶の大通人となり來つた。

其頃名高き遊所には、京の島原、祇園町、伏見の里の撞木町、此處を夜每の通路とし今日は京にて日を暮らし、明日は飛鳥に程近き、寧樂の木辻へ流れ込み、豪興一たび加はれば、蘆が花散る浪速津の新町かけて流連した。浪人とはいへ赤穗の家老、金は無盡にありさうに見える。何れの里の廓でも、小粒の玉を雨と蒔く。酒は凜々しけれども威喝からず。端唄は歌ふ。粹なお客の大將として、浮名は三都の間に流れた。

此事追々に江戸へと注進される。流石の兵部も少々面食ふ。一時は讐家間諜の耳目も、良山科から遠ざかつた。此際は恰も御目付荒木十左衛門の使者伏見に達し、江戸の急進派一連が頻々一擧を促す間であつたから、時分は好しと内藏助、一度江戸に出府したのであつた。

七十四　同

藏助の里げしき
江月齋の祇園島原

上野介の隱居が赤穗黨の注意を新たにした

様に、内藏助の出府も亦上杉吉良兩家の警戒を喚起した。それで兩家では益〻間諜細作を放つて、京都、伏見、宇治、八幡、山科、大阪、奈良等に散布させ、再び内藏助の動靜や策應を探偵し始めた。此事亦早く赤穗黨にも知れる。内藏助は一層苦計の必要を感じ、出府以前に比べれば、一倍思ひ切つた濫行を演出し來た。其頃名高い傾城といへば、京の島原では升屋の夕霧、伏見の撞木町で笹屋の浮橋とて、評判記にも上れば、小唄にも謠はれる。内藏助は是等の許に三日と缺かさず切々と通ひ、或時は吉田、原、小野寺、大高、中村等の同志と倶に置酒高會して、豪興を極め、人生百年只應に行樂すべきのみとの槪を示し、又或時は何人をもつれず、一人揚屋に流連し、淺酌低唱して通を遣る。彼が醉餘の興に乘じ、戲れに草して廓の世界に傳へたる自作の「里げしき」は、此折の事と思はれる。

里げしき　木調子

『ふけて廓のよそほひ見れば、宵の燈火うちそむき寢の、夢の花さへ散らす嵐のさそひ來て　合閨をつれ出すつれ人男、餘所のさらばも倘ほ哀れにて、裏も中戸をあくる東雲、送る姿のひとへ帶、とけてほどけて寢亂れ髮の、黃楊の　合黃楊の小櫛もさすが淚のばら〳〵袖に、こぼれて袖に、露のよすがのうきつとめ　合こぼれて袖につらきよすがのうきつとめ』

内藏助が里の間に「うき様」にて通つたのは、恐らく此、こぼれて袖に露のよすがのうきつとめ』から來たのであらう。顧ふに彼が意にも無き放蕩濫行は、固より敵を詭惑する苦肉の計から出でたに相違なきも、英雄の胸中には亦自ら閑日月がある。彼が夕霧の膝に憑り、左に伊丹の美酒を波々と盃に受け、右に蒔繪の硯箱を引寄せ、紅筆把つて小菊の紙に打向つた其刹那には、風神縹渺として、我亦我を知らざるものがあつたらう。さりながら草して最後の一句『さすが淚のばら〳〵袖に、こぼれて袖に露のよすがのうきつとめ』に至つた時、彼が祕懷の方寸中には、美人、烈士も此嘆は同じと、坐ろ暗淚を催したであらう。彼が「うき様」の稱を歡んで受けたも、抑〻偶然で無かつたのが追想される。

英雄は自ら英雄を知る。維新中興原動者の一人久阪玄瑞が回天の大策を抱いて京都に放浪したる際、内藏助と世を隔てて、其身は同じ境涯に落ちた處から、端なく當年の苦心を想ひ遣り、李太白が詩意を飜して内藏助に同情の小唄を作つた。

『祇園島原撞木町、傾城狂ひの其中に、病氣何ぞで死なしやんしたら、忠臣不忠臣分りやせぬぞいなう』

是れ亦内藏助を詠ひながら、自家の境涯を託出したのである。既に大石の作を讀み、又久阪の作を誦すれば、二人の英雄は髣髴として眼前に現はれ來る心地がする。

七十五　同　京童の口

大將の内藏助が先に立つて、揚屋通ひにうき身を窶すから、大高、中村等の壯年輩も負けず劣らず豪興を遣る。當時の光景は是等の人々が妓に贈つた戲墨の間々世に遺つて居るのでも知れる。蓋し此際内藏助を中心とし、之に從つて遊興を肆まゝにした壯年輩や、同じ老人中にても小野寺十内などは、久しく京都の御留守居をも勤め、洒々落々たる通人であつたから、揚屋に於ても持てたであらうが、嚴正武骨の間瀨久太夫などのお客振、さぞや殺風景であつたらうと追想すれば、覺えず知らず噴出される。さりながら是等の登樓にも亦自ら二つの意味があつた。一つには赤穗浪人の自暴自棄した墮

落の狀を世間に示すが主であるが、二つには青樓の裏に密談すれば、此方は亦人の目に立たぬ便宜がある。それで多勢が揚屋に押登れば、何時も壯年の連中をして幇間藝妓を相手に飲めや謳へで大陽氣に噪がせる。其間に大石、小野寺、原等の諸領袖は別室に首を鳩めて凝議した。それで赤穗の浪人黨が朝夕相會して復讎の計畫を進めつゝあるのを、世上では夢にも知らなかつた。恰も是は維新前の志士連が祇園島原などの青樓を密議の場處として居たのと同一である。其の慘憺たる苦心のほど推察するに餘りある。

但し是は秘中の秘、遊蕩の主眼はといへば、自家の墮落を成るだけ世間に知らせるに在るから、揚屋通ひぐらゐだけではまだ〳〵足らぬ。其頃京都に隱れなき芝居役者に瀨川竹之丞といふかいゝかげまが居た。内藏助は又頻に之をも愛して金を遣ふ。其體たらく偏に當時流行の男色を喜ぶ者とより外は受取れぬ。彼は或時は大小の刀さへ腰にせず、墨染の法衣を身に纏ひ、遊里の裏へと浮かれ込む。大小を脱して、法衣を着けたのは、最早士を棄て世を捨てたと、人目に見せんが爲であるが、其世捨人が有らう事歟、有るまい事歟、青樓に流連し、ほろ醉ひ心地の興に乘じては、幇間、藝妓、新妓、禿にかいゝかげまの竹之丞等までを引連れて、升屋扨は篠屋が許をひよろりと立出で、京洛の子女が群集する祇園のあたりにて、更に又亦大酒宴を催し、人目も憚らず、あらん限りの狂けを盡した。目隱しもしたらう。隱れん坊も遣つたらう。「忠臣藏」の作者が『由良さん此方ゝゝ手の鳴る方へ』も、實際の「浮さま此方ゝゝ」の影寫と思はれる。斯くも浮かれ狂つた果は、醉歩蹣跚として人ゝに扶けられ、終には行きなりばつたりに往還の大道に打仆れ、搖れど起せど動かばこそ、鼾聲轟々雷の如く、士人に言はせれば『人間亦不知有羞恥之事』といふ體である。之を視る者餘りの事に皆爪彈きして賤しみ惡み、誰れ言ひ出したと無く京童の口に、

『あかほでわるうてあはう浪人。大石かるくて張拔石』

と嘲りはやした。此處まで到れば、最早佯狂とも詭策とも思はれぬ。扨は赤穗の退際に壹萬兩の大金を私したとの風聞も全く虛でも無かつた歟と、上杉吉良の兩家でも良安堵の思を爲し、洛中洛外に散布した間諜も春から夏にかけ、追ゝ江戸へと引揚げた。吁此間に鬼神は旣に義央が秘閣を窺へり。

七十六　冷光院一周忌

赤穗前原の東下

去年三月十四日田村邸に於て内匠頭が切腹せられた際には、幕府を憚り、僅に片岡磯貝等の近侍數人柩を護して、其夜泉岳寺の淺野侯家域に葬つたが、其後祥月命日の法事乃至墳墓の建設は遺族の隨意たる可しとの旨申達せられた。それで翌四月十四日までには、家域の中央一段小高い丘上に立派な石碑は建設され、其後六月には百箇日の法要をさへ執行はれた。又一方には赤穗に於ても、四月十四日は城池引渡の準備にて、一藩混雜の眞最中であつたにも關はらず、内藏助は華岳寺に於て法會を開き、次いで六月百箇日の追福をも爲して、殘り居る藩士と倶に參拜し、同年八月には洛北の瑞光院にも亡君の墓碑一基を建てて、英魂を弔し、爾後每月十四日同志と參詣を缺がさなかつた。が、日月は實に電の如く、早くも其一周忌は來た。陽には醉狂昏亂遊蕩度なき内藏助、頃刻も亡君の御事を忘れぬ。乃ち微行して赤穗に赴き、華岳寺に詣でて、何くれと無く御法會の事を執計らひ、其日ともなれば、亡君御位牌の前に俯伏し、良久しく聲を飲んで默拜

した。「呼我侯在天の英靈、暫く忍ばせ給へ。敵は譬ひ天に翔り地に潜むとも、臣等此頸血を灑ぎ、必らず御鬱憤を散じ奉る可し」と、其神靈に告げたであらう。此日赤穗の男女は先を爭うて參詣し、涕を流して今更のやうに舊領主の不幸を悲み、追慕の誠を表はした。倘同日同地の大蓮寺、高光寺、遠林寺にても追薦の擧あり。別けて殊勝に見えたのは、新濱の人民等相議り、其地の寺院にお位牌を祭り、御法事を營んだ一事であつた。鳩巢は乃て是等を評し、「侯の遺愛民に在ること此くの如き哉。侯も亦人君の度ありと謂ふ可し」といつた。

* * * *

亡君の一周忌も既に濟んだが、大學長廣の閉門は其儘依然として免ぜられぬ。急進派の諸士は東西ともに益々憤激する。平靜を裝うて居る内藏助も氣は氣で無い。是より先き内藏助は誰ぞ物慣れた同志一二人を別に江戶に下向させて、仇家の動靜を探らせんと欲し、之を岡島八十右衛門に命じた。それで八十右衛門は下向以前に妻子の處分をし來らんとて、赤穗に赴いたが、其地に於て病氣に罹つて、急に出京の出來さうも無い。さらばとて内藏助は前原伊助神崎與五郎の兩士を選び、之に江戶下向を申付けたから、兩士は旨を領承して、四月二日に京都を出發した。兩士の任務は敵に對する祕密探偵と、身方に對する情勢視察である。之に次いでは千馬三郎兵衛も又大阪を發して、江戶へと赴いた。是は恐らく原惣右衛門の命を帶びて急行したのであらう。事體は漸々急轉落下し來らんとする。

七十七　大石主税の人となり

此歳内藏助の長男松之丞は十五歳となつた。名譽ある武門の家に生れたこととて、夙に武藝を修め、又父内藏助に從つて「論語」を講じた。由來「論語」は此家の至寶である。乃父をして、「必也臨事而畏好謀而成」しめたのは「論語」である。此父にして此書を把つて此子を薫陶した。此子の造詣思ふ可きである。彼は人となり爽邁にして、氣概に富んだ。歳からいへば、僅に志學に達したのみであるが、立派に成立する所があつた。今年の冬一黨が仇家に討入る其前日、即ち十二月十三日、小野寺十内が内室に贈つた書中に、「大石主税歳十五にて五尺七寸、萬それ相應の働き、珍らしき事故、短册書かせて贈り申候」とあるを看る者は皆驚くであらう。兎いふは「忠臣藏山科の段」を芝居で觀れば、主税の力彌は前髪振袖の優若衆、女にしても見まほしき心地がする。それが自然と腦髓に泌込んで居るからである。昔は昔の張子房、秦の始皇帝が威靈熏灼、飛鳥をも落す勢の日に、車駕を博浪沙に待伏せて、發と一擊鐵椎を擲つた斗大の膽力に驚嘆し漢代の良史太史公が留侯傳を作め來て、其人の人となりを想望し、「其身材魁梧奇偉」であらうと思つたに、「何知狀貌如婦人」と謂つた。今は之と反對にて、主税の狀貌婦人女子の如くならんと思つたに、何ぞ圖らん魁梧奇偉、堂々たる五尺七寸の大丈夫であつた。が、又此魁梧奇偉の大丈夫が筆蹟の優美さは、「赤城義臣傳」に觀る者の、皆感賞して已まぬ所である。

次に吉千代十二歳、此人も後に面目ある一家と成つたのは、此遺訣を讀んでも知れる。次は大三郎にて、今年始めて誕生した。長じて外記良恭と稱し、千五百石にて宗家の淺野侯に召出されたのは、此子であつた。其外に阿雲女子。それで松之丞、吉千代、大三郎、阿雲等皆父母の膝下に團欒して、山科の僑居に居た。顧ふに内藏助が夫の島原に浮れ、伏見に戲れ、祇園に遊び、八阪に徨ひ、放蕩といふ放蕩、濫行といふ濫行を極めたのは、實に是時である。從つて其

人に對する熱罵惡評は洛中洛外に喧騰したが、茲にゆかしいのは、其裏に在つて、家庭の奥からはそよとの風波の聲も起らなかつた。是に由つても内藏助の内室石束氏香林院の世に優れた賢婦人であつた事が想像される。

　一家は既に斯かる美なる家庭である。それだけ夫婦と親子との間に存する恩愛の情もさこそ濃かであつたらうと思はれる。が、亡君の一周忌は早くも過ぎて、大學氏の閉門は其儘であり、主家に對する恩命のほども愈と測り難くなつた。今が今まで一家の計、一身の樂みの外に、餘念も無いやうに見せかけた内藏助も、最早活動の爲に足手纏を方づけ置くの必要を感じ、茲に大義の爲に恩愛の至情を割斷しようと決心した。如何なる壯烈の勇猛心ぞ。今にして之を想ふも、比叡の山頭に鬼夜哭し、琵琶の湖上に天粟を雨ふらしけん心地がする。

七十八　大石一家の離散

主税の決心

　一日内藏助は松之丞唯一人を書齋に呼んだ。松之丞は、

『召しまする歟』

と入來つて、兩手を突いた。内藏助はヂッと其面を視つめ、形を正して言ひ出した。

「人生れて十五を成童と謂ふといふ。御身も以時の間にか成童に達したから、且つ〲理義の辨へも出來たであらうと存ずる。それに就き、善く此父が申聞ける言に心を留められよ。凡そ人道は義より大なるものは無いが、扨其義は君臣より重いものは無い。御身が知れるやうに、此父は先君の御厚恩を受けたる者であれば、義として死を以て此御厚恩に報い奉らればならぬ。御身は當時まだ部屋住の事にて、直ちに君の祿を受けたといふでは無けれど、其歳に至るまで、飽くまで食ひ、煖かに衣て、歳月を優遊し、兎にも角にも理義の一端をも辨へるやうになつたのは、何方の賜ぞ、全く先君の御厚恩である。今此父は一死以て君國に報いようと存ずるが、御身は父と倶に生を捐てて義を取るの心は無い歟。全體から申せば、父としてまざまざ我子に死を勸める事、寔に人情として忍びざる所なれど、さりとて人生古より誰か死なからんやだ。不義にして生を保ち、臭を千歳に遺すのと、義の爲に死に就いて、芳を後世に流すのとは、孰れを孰れと存ぜられる。自分が御身に死ねといふも、大義の上から深く御身を愛する至情である。兎はいへ、御身に若し此理の聽分けなくば、父が爰もこれまでである。此上父に追隨する要も無い。唯今御身が母には永く離緣を與へ、吉千代以下をそれに託し、何れも豐岡に遣はさうと存ずる所、御身も母に從つて此處を去れ、善く〲思慮して答へられよと」

と申聽けた。平民主義の内藏助は、亦同時に自由主義の人であつた。既に情を以て之に加へ、又理を以て之を曉し、倘且つ聽かずば、汝の爲す所に任すといふのである。

　松之丞ははふり落ちる涙を拂つて、恨めし氣に父の顏を見上げた。

「父上には何故左樣御情なき言を仰せられまする。私不肖ではおざりますれど、日頃の御教訓に由りまして、大義の一端は辨へて居りまする。奈何いたして父上を棄て、君侯に背き、不義の名を取るに忍びませう。願くば父上と御一緒に死に就いて、天下後世に父子國に殉したと稱せられたう存じまする』

と爽涼しく言切つた。

『吁それでこそ我兒であれ！』

とは、内藏助が肺腑の底から發出した語であつた。

　内藏助は良平靜に復り、

回顧すれば、御身が誕生の後であつた。先君内匠頭侯には一日我家にお臨りなされ、御身が健やかなる體を御覽じて、守り刀にとて御太刀頂戴仰付けられた事もあつた。又御身の記憶にある歟あらぬ歟、御身が四五歳の時であつた。御身を伴うて、御目見申上げた節、先君の御側近く御身を召させられ、松之丞は何が好き歟と問はせられた。其折御身が坊はお馬が欲しうおざりまするど申上げた。すると先君は、うい兒と仰せられ、多く御廐から御乘馬を引出し來らせ給ひ、サア坊何れでも選つて取れと、乃て駿馬一頭を賜つた。先君の御身を愛させられたのは、此の通りであつた』

と申聽ける。松之丞は益々感奮し、是よりして一個の少年隊々乎として身を以て國に許すの覺悟を定めた。

さらばとて内藏助は更に内室を呼び、之に離緣を申渡した。嗚呼此歲月眼きも厭かれもせぬ交情に、一箇離緣の申渡、内室の悲懷如何ぞや。なれど其意味は明らかに讀める。快擧一たび發するの日、せめては罪の三族に及ばざらんことまでを豫想しての離緣である。只看る一片離別の書は、即ち是れ有情泣血の書である。賢明の内室は乃て託された三人の子供を引連れ、永き別れを山科に告げて、悄々として但馬路に赴いた。今夜孤雁愁雲に迷ふ。明朝一路天色開からん歟。

* * * *

乃て内藏助は松之丞に元服させ、大石主税良金と稱させた。願ふに舍弟吉千代を吉之進と改めさせたのは、但馬に遣はす其際に在らん歟。

附言。赤穗に於ける最初の連盟の際から、主税を其一人に數へたのは『義人錄』なれど當時松之丞の主税は僅に十四歳にして、まだ元服もせぬ間である。内藏助如何に我兒ぢやとて、元服もせぬ者を加へよう筈が無い。さうかと看れば、今年九月東下の途上、川崎驛に到つて、始めて元服し『頑然たる一丈夫』となつたといふ。前の同盟は早きに失し、後の元服は遲きに失して、倶に其眞を得ぬ。それで此には『堀部安兵衞が筆記』に據つて正し置く。

七十九　連盟の增加

此機會に於て、最初の連盟以降、今春までに後から相次いで、同盟に入來つた人々を一齊するの必要がある。中に就いて金鐵の義徒を列擧すれば、

吉田澤右衞門	
間瀬孫九郎	
前原伊助	十石三人扶持
茅野和助	金五兩三人扶持
横川勘平	金五兩三人扶持
寺坂吉右衞門	足輕
堀部彌兵衞	元三百石
堀部安兵衞	二百石
奥田孫太夫	百五十石
奥田貞右衞門	
富森助右衞門	二百石
赤埴源藏	二百石
矢田五郎右衞門	百五十石
木村岡右衞門	百五十石
倉橋傳介	二十石五人扶持
杉野十平次	金八兩三人扶持
不破數右衞門	元二百石
間新六	
片岡源五右衞門	三百五十石
礒貝十郎左衞門	百五十石
大石主税	

都合二十一人である。是等の義徒は何故赤穗に於ける最初の同盟に加はらなかつた歟と問へ

ば、是にはそれ〲理由がある。

當初の會議には、未だ部屋住の子弟にまで、強ひて列席を促されなかつたので、吉田忠左衛門の嫡子澤右衛門、間瀬久太夫の子息孫九郎は控へて居た。然るに父は孰れも連盟し、最後の快舉を志すと聞いたので、父に後れて堪る可きやと、進んで同盟に就いたのである。

次に前原伊助と茅野和助とは、連盟當日其場に居合せなかつたと見える。兎いふは、其一人和助が如きは、作州を浪人して以來、常に神崎與五郎と出處進退を倶にし來た。其和助が與五郎の連盟するに、獨り後る可き理由が無い。

横川勘平に至つては、前にも一言したやうに、最初から籠城論者で、内藏助に迫つたほどの豪の者。然るに内藏助から任處に歸つて後命を待てと申付けられ、已むを得ず退いて自家の任務に服事し居る間に、彼連盟は發したのである。それで彼は其日の通知に漏れた。雄心勃々たる彼は、之を聞いて大に腹立て、再び任處から内藏助の許に押して行き、其座から同盟に列なつた。

一同が神文に血を灑いだ當日に顧みるに、三村次郎左衛門でさへ身分が卑いので連盟から省かれようとした。況んや足輕などは其場に臨む資格も無い。それで寺坂吉右衛門は部隊長の足輕頭吉田忠左衛門に倚つて、内藏助に嘆願し、始めて連盟を免された。

次に堀部彌兵衛以下杉野十平次に至る十名は、江戸定府、若くは江戸在勤其儘で居たから、連盟當日之に列せられよう筈が無い。が、堀部父子、奥田孫太夫の如きは、當初から復讎論者、出來る事なら獨力ででも遣着けようとしたくらゐ。其他の人々も君國に忠誠を存する精神は、孰れも亦同一であつた。それで内藏助の眞意を諒得するに及んで、皆爭うて誓書を入れた。

殊に感ず可きは不破數右衛門。彼は亡主の勘氣を蒙つて、數年來江戸にて浪人した。藩國の滅亡を傍觀しても、それまでであるのに、自ら進んで遙々上京し、山科に就いて内藏助に懇願し、其後内藏助が一たび江戸に出府の日、之に伴はれて、冷光院殿の墓前に參詣し、内藏助に倚つて、逝ける君侯に御赦免を哀請し、終に同盟の列には入つた。

間新六も亦其一人。彼は本國を亡命し、江戸に來つて浪々したが、父兄倶に義に殉すと聞き、是れ亦内藏助最初の出府の際と思はれる、只管此人に嘆き込み、亦又義徒の群には投じた。

それから片岡源五右衛門と礒貝十郎左衛門とは、赤穗に於ける當初連盟の日、實は此地へ來て居つた。が、兩人ともに日頃亡君の御近侍で、殊に淺からぬ君寵を蒙り、片岡の如きは、君侯今はの御際に拜謁し、御遺言さへ傳承した。それで當初の堀部安兵衛等が企と一般、其志、復讎に專らなる所から、其際に略論じた通り、内藏助の眞意を測りかね、殉死の連盟に就かずして、袂を拂つて江戸へと引還したのであつた。が、其後博浪の一擧は、彼等孤力の能くする所で無い事と、内藏助が祕中の祕策は、彼等の希望と同一である事とを追々に感悟したので、大に悔恨し、今春吉田忠左衛門の出府を幸機として、此人に倚つて内藏助に詫び、次いで兩人倶に上京して、面り懇願し、茲に始めて同盟に就いた。

最後に大石主稅は餘りの年少の爲に、父内藏助は之を同盟に加へる事を差控へて居たが、今春成童に達したのと、父其思想の堅確なのとを察し、衆に披露して一員には列した。

八十　同

同盟の增加は獨り上に舉げた諸士のみに止ま

らぬ。其他に内藏助の赤穗退去以來、今春にかけて、書面を山科に入れ、義徒の列に就く者は、前後に接踵した。更に其人々を數へれば、實に左の通りである。

河村太郎右衛門　傳兵衛倅
長澤幾右衛門　六郎左衛門倅
小山彌六　源五左衛門倅
佐藤兵右衛門　伊右衛門倅
渡邊佐野右衛門　角兵衛倅
佐々三左衛門　小左衛門倅
大石孫四郎　三百石　瀨左衛門兄
月岡治右衛門　三百石
糟谷勘左衛門　二百五十石
糟谷五左衛門　勘左衛門倅
井口忠兵衛　二百五十石
高田郡兵衛　二百石
井口半藏　二百石
高久長右衛門　二百石
木村孫右衛門　二百石
田中貞四郎　百五十石
鹽谷武右衛門　百五十石
前野新藏　百五十石
酒寄作右衛門　百五十石
嶺善左衛門　百石
田中代右衛門　百石
杉浦順左衛門　百石
近松貞六　百石
小幡彌右衛門　百石
松本新五右衛門　百石
山羽理左衛門　百石
中田理平次　百石
小山田庄左衛門　百石
田中序右衛門　八十石
近藤新五　三十石六人扶持
鈴田重八　三十石
田中六郎左衛門　二十五石三人扶持
生瀨十左衛門　二十石三人扶持
毛利小平太　二十石三人扶持
大塚藤兵衛　十五石五人扶持
土田三郎右衛門　金七兩三人扶持
三輪喜兵衛　金六兩三人扶持
三輪彌九郎　喜兵衛倅
梶半左衛門　金五兩三人扶持
橋本次兵衛　金五兩三人扶持
木村傳左衛門　祿高不詳
矢野伊助　足輕
瀨尾孫左衛門　内藏助家來

都合四十三人に上つた。是等の同盟連に一瞥を加へれば、

河村太郎右衛門、長澤幾右衛門、小山彌六、佐藤兵右衛門、渡邊佐野右衛門、佐々三左衛門は孰れも最初から同盟に列した高祿の者が子息である。それで父の擧に從つて、一列には就いたのであつた。

次に内藏助の同族で、瀨左衛門が兄の大石孫四郎も族長と舍弟の殉義に勵まされて、加盟し來た。

次に月岡治右衛門は前に江戸に使して、使命を辱しめて歸つた一人。なれど同僚多川九左衛門が當初から逃匿れたのに比べれば、兎に角連盟に入つたのは、先づ感心であつた。

高田郡兵衛に至つては、堀部安兵衛、奧田孫太夫と肩を竝べ、初期には關東急進派三領袖の一人とまで、俗眼には目された。

其他の三十有餘人も相竝んで、孰れ劣らぬ忠義の烈士と受取られた。

＊　＊　＊　＊　＊

それで赤穗以來の連盟を通算すれば、總計一百二十五人の多數に達したから、衆の初志にして變じなかつたなら、此中横死若くは病死した四人の義徒を控除しても、尚一百二十人の義徒を有したのであつた。然るに此徒を檢討すれ

ば、或は父兄の關係から投じた者もあれば、一時の客氣で加はつた者もある。而らして後から誓書を山科に納れた徒輩の多數はと問へば、内藏助の哀願が公儀に取次がれ、御目付からは御返書まで贈られ、之が御憐愍として内藏助が江戸まで赴いたのを視て、扨は早晩願望成就と速了し、それでは此際忠義の態度を裝ひ置き、他日主家再興の日に、不次の拔擢に預からうとの劣情から、此に至つたのであつた。

隨つて今年三月冷光院殿の一周忌頃は、義徒增加の頂點に達し、一夜作りの贋忠臣、所在に肘を張り肩を聳やかして、如何にも末頼母しく見えた。吁人心の危く、道心の微なるは、今も昔も同一である歟。講じて一たび此に至れば、爲に覺えず長嘆を發する。

八十一　金屋阿嬌

二文字屋お輕

斯くも同盟の增加するは、設ひ一時の幻映としても、亦喜ばしくないでは無い。さりながら主家の如何を顧れば、亡主の一周忌を經ても、大學氏の閉門は依然として解けず、主家再興の望は愈〻益〻微茫となつて來る。内藏助は實に氣が氣で無い。それで一方には妻子を方着けて、そろ〳〵大飛躍の準備を開始した。が、之を讎家に覺らせまいとて、他の一方では一層酒色の慾を肆まゝにし、目も當てられぬ濫行に出でた。これが圖に中つて、世間では内藏助は放蕩の邪魔拂に妻子を追ひこくつたと誤信し居た。是は啻に世間の誤信のみで無い。果ては同志の人々まで疑ひ出した。『如何に敵に油斷させる爲かは知らねど、餘りといへば濫妄である』と、氣早の連中には憤り出す者も尠く無い。『是れといふも、一つは空閨の寂しさも、手傳つて居るらしい。一層此際側室を置かせて、廓通ひの足だけにても遠のかせようではおざらぬ歟』とは、小山源五左衞門、進藤源四郎の兩人が親族同士の評議であつた。一說には、此頃から兩人は背盟の下心を生じ、内藏助が遊蕩三昧に乘じて、美人を侑め、之に惑溺させて、一擧の初志を擲たせうと、企てたのだともいふ。或は左樣であつたかも知れぬ。兩人は乃て瑞光院の海首座に圖り、二條通寺町の邊に住んだ二文字屋次郎左衞門が女にて、京洛の巷に評判隱れ無き阿輕といふ絕世の美人を御側室にとて内藏助に周旋した。兩人の眞意果して前者に在る歟、抑〻亦後者に在る歟。前者にても可なり、後者にても亦可なり。之を容れゝば、世間にても、『それ見た事歟。妻子を追つたのは、彼を引込まんが爲であつたな』と愈〻益〻惡評す可く、讎家の方では、『妾まで置くやうでは、最早大丈夫』と安心するであらうとは、内藏助が深祕の衷懷、方一寸の裏に動く所。それでいと笑ましげに莞〻として之を山科に迎取つた。

而うして内藏助の情愛に厚き、此阿輕を可愛がることも、亦一通りで無い。恐らく同志の若殿輩などはスコ燒け半分に、『是は怪しかる次第では無い歟』と、内〻互に敎閒いたであらう。内藏助も中〻艷福家であつた。

斯かる阿嬌を閨閤に畜へたから、彼の放蕩は少しは薄らぐかと思ひの外、深草や木幡の里を徒跣、上の空なる夢人の伏見の撞木町、笹屋が樓の浮橋にも、色の仇波寄せ返る大海中の島原の舛屋が抱夕霧にも、矢張セッセと通ひ詰めた。此處まで至れば、探偵の方で草臥れる。此上探るも無益『内藏助が正體も愈〻見えた。である』と、一人去り、二人去り、夏から秋の初にかけて、吉良上杉の間諜細作は槪ね江戸に引揚げた。之を聞いた時、溫柔境裏の内藏助は獨り自ら手を拍つて、『我事成れり』と喜んだであらう。……が、娼女は知らず亡國の恨、枕を隔てて其顏を窺き、『浮樣何を言やはります？』

八十二　一擧の大離闘
（堀部安兵衛の上京）

内藏助の遊蕩は去來知らず、表面は倶に由つて彼の如く、花に戯れ、月に嘯き、醉歡放浪して、君國の滅亡なども忘れ果て、只管一身の快樂のみに耽り、正體も無い有樣である。而うして月日は空行く駒の如く、元祿十五年も亦早く半となつた。急進派中の二領袖原惣右衛門と堀部安兵衛とは殆ど相約せしが如く、東西ともに最早急進派だけを擧げて、所志を斷行するの外なきを覺悟し、大阪に於ては惣右衛門頻りに一派の糾合に勉め、江戸に於ては安兵衛は小組土下同志の動靜を偵察し居たが、安兵衛は偵察の結果、大に意に滿たぬ所があつたので、六月十二日附を以て書を原、潮田、中村、大高、武林の五士に寄せ、早々東下を促した。其書中に、

「兼ては二十人も無之候はでは、本望難達と申達したる儀に候も、退て能々考申候處、二十人無之候得共、心存切たる眞實の者十人も有之候はゞ、心安く本望可相達すべくと存候。……近比江戸侍中衛多く、竟畢竟の不首尾と可申候。絶言語候。十人存切たる者共有之候はゞ、中々再往卿此及御相談申間敷ものを口惜存候」

とまで極言した。

安兵衛は既に此書を發したが、手柬のみでは間緩しと思返し、同月十六日米澤町の借宅を取方付け芝に卜居する吉田忠左衛門、近松勘六に會して、自身上京し來る旨を告げ、十八日江戸を發して、東海道を押上り、二十九日京都に達して、直ちに大高源五が門を叩いた。源五は固より惣右衛門の片腕である。安兵衛を迎へて歡ぶこと甚しい。乃て相携へて大阪に下り、茲に三人相會して協議を凝らし、吾等の一派分離して事を擧げんは、一般の同志に對しては、私情忍びざる所なれど、大夫が君國を祀を存せんとの誠意をも傷つけず、亡君の御憤をも散じ、武士の面目をも全うせんとせば、最早此に出づるの外ある可からずと一決し、中村、潮田、武林等の諸士をも約束し、七月二十六日までに拔け〳〵に關東に下向せんと、取り取りに之が準備に着手した。此處吉田松陰に非ざるも、實に猛氣二十一回とも謂ふ可きである。蓋ふに惣右衛門は此間に在つて、意中の十四五名を引拔くに一層の苦心を費したる可く、源五は無論其弟小野寺幸右衛門、岡野金右衛門等を其徒中に約せしなる可く、而うして老功間瀬久太夫及其子の孫九郎等も之に同意したであらうと思はれる理由がある。

看來れば、去年四月赤穗開城の第一難關から、今年二月山科會議の第二難關を經て、今回は一派分離の第三難關である。是にして若し決行せられて居たならば、元祿の快擧は彼が如き萬古に光耀する成果を收め得たや否や、實に氣遣はしいものであつた。が、時も時なり、天與人與。亡君の舍弟大學氏が藝州へ左遷せらるる事に公裁決定したりとの急報は、端なく内藏助の許にも安兵衛の方にも前後に到着した。是に於て局面は一變、忽ち全黨活動の一新時期は開創した。

八十三　淺野大學の左遷

亡淺野内匠頭の舍弟大學長廣は去年三月の凶變以來閉門のまゝ、木挽町の邸に籠居き月日を送りつゝ、何時かは我家復興の吉報に接し、優曇華の花咲くときもあらうと、一意謹愼して命を待たれた甲斐も無く、七月十八日に至り、淺野の宗家松平安藝守綱長朝臣に公命が下つた。其大意は、大學事亡内匠頭存命中平常不睦に

成居候者にこれあり、内匠頭公儀に對し奉り、不屆相働き切腹仰付けられ候上は、其儘差置かれ難く、今般閉門差免され、知行召上候に付、安藝守本國へ引取申すべし』といふに在つた。但し大學氏自身に犯された罪では無く、全く令兄の大不敬に關連しての處分であるから、格別の寛典を以て家族及家來をも携帶する事を許された。斯くの如き嚴命でも、之が親族となれば、『大學儀閉門御免、私在所へ差遣候樣被仰付難有仕合に奉存候』とのお受をしなければならぬ。大學氏の落膽は申すまでも無い。綱長朝臣の遺憾も亦左こそであつた。

それで大學氏は罪なくして配處の月を見られねばならぬ事となり、七月二十八日内室及家僮數十人を從へ、西馬蕭々として江戸を發し、廣島藩士に警護せられて、五十三驛の長程には上られた。斯くて翌八月二十日に至り、木挽町の邸は松平駿河守へ御預となり、さしも中國に名を獲たる赤穗の名藩も茲に全く「武鑑」の上に其痕を留めざることとなつた。因みにいふ、大學氏の内室は勢州薦野の城主土方市正の息女であつた、が入輿の際には未來に千々の好夢を載せて歸がれたであらうに、榮枯一朝に地を易へて、永く謫客の配となり、不幸なる良人の運命には伴はれた。

＊　＊　＊　＊

江戸に在る同盟の義徒は大學氏の遠謫と聞いて、憤然として皆を決した。こは片時も猶豫ならずと、方面の副統領吉田忠左衞門は即日密使を發し、報告を齎して上京させた。其使は夜を日に繼いで、七月二十二日に山科に到着した。報告を獲た時の内藏助の心情は如何であつたらう。昨春以來苦心慘憺、内外に盡力した主家再興の計畫は哀れ一片の畫餅に歸した。是に至つて内藏助が方寸中に久しく往來した兩般の思は、之を迎へて、茲に斷然一途に歸した。

思は同じ急進派の一領袖奧田孫太夫も大學氏左遷の公命を漏聞くや否や、是も一書を在京の堀部安兵衞が許へと飛ばせた。其書は吉田のそれよりも、少し遲れて、同月二十五日安兵衞の許へと達した。安兵衞之を一讀して、胸裏の干戈は一時に飛動し來た。『事既に此に至つた上は、大夫の心機も轉し、最早思ひおかれる所も無からう。此期に及んで、尙事を大夫に祕し、一黨の分離を圖るは、諸同志に對して忠實で無い。寧ろ一般に打明けて快擧を圖るが至當である』と考量し、同志の一會を内藏助に請求した。恰も好し内藏助も存じ立たれた處である。さらばとて安兵衞は檄を京都、伏見、山科、大阪等四近の諸同志に傳へ、日を刻して會合を催した。

八十四　圓山の大會議

京畿の義徒は傳檄に接して、我も／＼と馳集まつた。乃て祕密の一大會議は七月二十八日の辰の刻即ち午前九時から圓山重阿彌が別莊に於て開かれた。恰も此日は大學氏が西馬蕭々として江戸を出發せられたのと同日であつた。偶然とはいへ一奇である。此日此處に會合した人々は、

大石内藏助	大石主税
原惣右衞門	小野寺十内
小野寺幸右衞門	間瀬久太夫
間瀬孫九郎	堀部安兵衞
潮田又之丞	大高源五
武林唯七	中村勘助
不破數右衞門	貝賀彌左衞門
大石孫四郎	大石瀬左衞門
矢頭右衞門七	岡本次郎左衞門
三村次郎左衞門	

等であつた。が、此際まで尙義徒の面貌を裝うて居た進藤源四郞、小山源五左衞門等は先づ此會議に缺席した。孰れ僞忠臣の化の皮はそろそろ此頃から脫げ掛つて來た。

然れど今日此席に列なつた人々は、是等に何の頓着も無い。「人は人なり。我は我なり。我は吾爲さんと欲する所を爲す可きのみ」との決意は、各自の面上に溢れ、何れも實に賴もしく見えた。內藏助は例に由つて持重の態度を取り、容易に口を開かれぬ。從つて諸士も堅唾を呑んで、內藏助の意見は如何と待ち構へた。此時間瀨久太夫は席を進め、

「老人は老人同士とやら。此頃堀部彌兵衞よりおこされた書面に上方の永分別にも厭き果てた、自分の齡八旬に垂んとし、餘命の程も測り難い、若しも此儘にて結果でもいたさば、泉下の亡君に對し奉らん面目もおざらねば、無分別かは存ぜねど、老後の思出に一人にても吉良殿館へ突入つて、屍を其庭に曝さらとの覺悟を示された。拙者とても六十餘歲の行詮は末若き方々と立並び、甲斐々々しき働の出來さうにもおざらねば、此席の御評議次第に由つては、彌兵衞老人と生死を俱にしたく存じておざる」

と言出した。小野寺十內續きも敢へず、

「仰せ如何にも御尤に存ずる。十內とても同じ老骨、何時が何時までと申す譯には參らぬ身、左樣相成る場合には、死出の山路御同道申すでおざらうが、最早山も見え申した。太夫の御賢慮もおざりませう」

と、暗に內藏助の決心を促した。

一擧の遂行は却つて老成の人々から持出された。猛進派中の猛進家堀部安兵衞爭で躊躇す可き。

「至極の御決斷、吾等は當初よりそれのみ晝夜心掛け申せど、主家の御再興に就き、太夫の厚き思召もおはした事故、今日までは忍びに忍んで參つた次第、然れど大學殿の御處分も最早決定したる上は、主家の御運も是れ限り、此上は一同に申合せ、間瀨御老の仰の通り、只驀然に讎家に討入り、切死の覺悟を極めるの外はおざるまいと存じまする」

と是も內藏助の面を見上げ、其決答如何ならんと、膵合を唯此一答に期した。

八十五　同　快擧の決定

二十有餘名の視線は悉く內藏助の面上に集中した。內藏助の目は輝いた。

「一難を經る每に一倍し來る方々の御忠誠、內藏助只感激の外はおざらぬ。今日まで此內藏助が取つて參つた意見に就いては、方々もさこそ手緩しと思したでおざらう。自分も疾くより之を承知致さぬにはおざらねど、父母疾あり、萬に一つも生理なしと雖も、藥を下さざるの理あらんやと申さずや。吾等世々淺野家の御厚恩を蒙り、淺野家の祿を食みたる者、設ひ一縷の望といふとも、これある間はと存じ、お家再興の事に心思を摧きたる次第でおざつた。が、今回公儀の御沙汰といひ、大學殿の御成行といひ、彈正少弼公以來の御名家も茲に全く廢つておざる」

といひさして、感慨の涙を打拂ひ、

「此上は武士道の本意、唯最後の一擧に打排り、之を斷行するのみにておざる。されながら用兵には亦自ら其道がおざる。必死の覺悟は申すに及ばねど、徒らに讎家に討入り、仇の首級も得擧げずて、犬死せんは、廢れたる後までも淺野家武名の恥にて、先君の御恥辱に更に御恥辱を重ねる道理、兵家の至聖孫武子も、『算多者勝、算少者不勝』と申された。不肖ながら此內藏助に多少掛引の心得もおざる。十月までには後事を處分し、必らず關東に下向致せば、

同志の方々もそれ以前に各々御出府召さる可し。但だ其間は銘々努めて敵の動靜を偵察せらる可く、誰々にもあれ、拔駈の御手出し相成り申さぬぞ。此儀堅く御約束申す。方々左様御承知あれ」

と凛然として宣示した。例へば、朕が意既に決せり。復た言ふこと勿れ、と詔じた昔の英主を今日の前に睹る心地がした。

嗚呼是れ同盟の義徒に在つては、空谷の跫音、儀山の鳳鳴であつた。歡呼の聲は滿潮の寄するが如く、席の四隅から湧出した。然らば一獻祝ひの盃を擧けようとて、酒宴は山莊の中央に開かれた。臣等死をだに且つ避けず、斗酒曷ぞ辭するに足らんやと、高興益々加はるにつれ、小野寺十内は手鼓を打つて、剛者の交り、頼ある中の酒宴哉と小謠の一曲を謠ひ出づれば、原惣右衛門は内匠頭長直朝臣に近侍して亂舞に堪能の聞えがあつた人である。乃て扇を颯と開き、富士の御狩の折を得て、年來の敵、本望を達せんと、自ら謠ひて、自ら舞收めれば、人々は既に敵の首を手に獲たる思して、深更始めて此會を了へた。

附言。文士は武夫の眞情に通ぜぬ。從來の文學此會を疑ひ、好し會するとも、斯かる議論を闘はす可き筈が無いの、親聽を憚る此席に謠曲亂舞など出づ可き理が無いのと、文士の豆より小さな心にて武夫の言動を指議して居る。斯かる徒輩に久阪玄瑞が阪下門の刺客河本杜太郎の門出を送る前夜の詩酒高會を聽かせたら、目を舞はして驚顚するであらう。

八十六　連盟の淘汰

圓山會議に由つて、一黨總討入に決定したので、列席の諸士は手の舞ひ足の踏む所を知らぬ。「視死如歸」とは、眞に是等の人々を謂ふのであらう歟。就中猛烈なること火の如き堀部安兵衛は須臾も時間を空費せぬ。會議の翌朝京都を辭して、直ちに東下の路に就いたから、内藏助は潮田又之丞に命じて、之に同行させた。二人は行き〳〵て遠州濱松の驛に差掛る時、端なく西上し來られる大學氏の一行に邂逅つた。が、二人は私に心に思ふ所がある。それで素知らぬ風を爲し、馬を早めて驅拔けた。

＊　＊　＊　＊　＊

此方は大學氏、尾張扨は近江路を經て、山城に入り、伏見の驛に一宿せられたので、洛の内外に散在した赤穂の浪士中旅館に伺候する者も甚く無かつたが、内藏助のみは病氣と稱して出でず。其他復讐の擧を心に期する輩は、言合はせたやうにお見舞を缺いだ。其心情を察すれば、「大學殿は正しく先君の御兄弟、今は左遷の御身となられ、遠く僻處に向はせられる。是こそ永の御訣れ、御機嫌を伺ひたいは山々であれど、此處にて愁ひ拜謁した事が、他日復讐の其後に公儀の御耳に觸りもせば、如何なる御嫌疑の又再び此君の御上に掛らぬとも測られぬ」と、それ故遠慮したものと見える。

附言。世に此義徒のお見舞回避を以て、大學氏を疎んずる結果と爲す者がある。義徒の心情若し此俗說の通りであつたなら、内藏助を始として、義徒は主從の禮をも知らぬ沒曉漢に落ちるのである。義徒に之を聞かせたら、說者の倖倒に呆れたであらう。

＊　＊　＊　＊　＊

開城當時の腰拔連が、嘆願の無效と聞くや否や、忽ち四散し始めた如く、爾來增加の同盟連も、一朝大學氏の左遷に會して、昨日の意氣は何處へやら。加之當初から内藏助が腹心を敷いて、與に謀議を俱にし來た奧野、進藤、小山等の輩まで、ボツ〳〵有論な情態が見えて來た。是等の輩すら斯かる有樣では、多數の向

言は推測するに難からず。是に於て乎、深謀遠慮にして、兼ねて洪量大度なる內藏助は思惟した、『斯く斯かる徒輩と與に、大事を俱にす可きでは無い。さらばとて一旦神文まで納れたる者を、無下に疎外するでも無い。好し〳〵此際一列一帶に神文を返し遣らば、有らゆる沙礫を淘げ棄て、純金の分子のみを取止めよう。斯くする時は臆病連の面皮も立ち、後害を遺す患も無い』と、彼が平生の自由主義は亦此間にまで發動した。乃て彼は物に慣れたる貝賀彌左衞門と大高源五とを選び出し、兼て手許に收めある中から幾十通の神文を兩士に附託し、且つ之に旨を授けて、同盟の許を歷訪させた。

八十七　同

•••八月五日貝賀彌左衞門と大高源五は內藏助の許を辭し、近くは山科、伏見、京都、大阪、遠くは赤穗の邊までに散在する同盟を尋ね、路を分つて發足した。乃て兩士は一々其居に就き、『吾等今日參上致したは、大夫の命を傳へんが爲にておざる。大夫には昨年以來貴殿方と御相談致され、只管御家の御再興に苦心せられた甲斐も無く、大學殿には此度の御始末、斯くなる上は、お互の忠義も最早是れ限り、此上力の盡しやうもおはさねば、何時が何時まで盟約を續けても詮なき事故、豫て御許に納れの神文盟書は、一先づ御手許に御返却申上げる。後日亦好き機會もこれあらば、重ねて御相談に及ばれる事もおざらうが、それに關はらず御銘々御身の御振方を着けられるやうにとの仰でおざる』

と言ひながら、一々其盟書を手渡しした。

『是は御鄭重なる御仰、如何にも大夫の思召す通り、斯く相成る上は詮方もおざらぬ事、何卒大夫に宜く仰上げられるやう』

と答へつゝ、ホッと一息、ヤレ〳〵厄難を脫れた顏と、面上に喜びの色を湛へる者過半である　兩士は實に悲憤に堪へぬが、今更朽木糞土の輩と忿爭した所で詮なき事と、足早に立去つて、次の面々を歷訪する

されど純忠正義の徒は兩士の言を聽くや否や、勃然として色を變へ、

『それは何等の仰でおざる。吾等神文の上に盟ひ、此血を濺ぎ申したのは、御家の再興もおざれども、不倶戴天の君の讎に、一太刀報いんが爲にておざるのぞ。それに何ぞや今日に及び、盟書を返される大夫も大夫、亦之を持來る貴殿等も貴殿等ではおざらぬ歟。斯かる腰拔と知らずして、倶に大義を議つたのが、如何にも心外千萬でおざる。縱令も武士の端、トツトと其處を立去られよ』

と眥を決し、氣早の勇士は刀を引寄せ、刺しも違へん勢である。兩士はつく〴〵此體を觀て、

『さばかり忠義を存ぜらるゝ歟。實は去月二十八日圓山の會議に於て、大夫の御決心は斷[illegible]にておはす。それに就いて今一度方々の御覺悟を察せんとの、大夫の深き御賢慮にて、貴君をお試し申したる次第。事體は既に切迫しておざる。關東に向つて大夫の御出發は九月中とまで治定されておざれば、各方には其以前に早々御出府然る可し』

と告げた。

『扨は左樣でおざつた歟。それでこそ吾等の統領、敵は最早掌中に在る』

と小躍して勇み立つ。是等の連中には尙交々今後の手筈を約し、兩士は歸つて內藏助に一々諸士の嚮背を復命した。

世に有り難きは眞誠の義士である。兩士の通告を受けるや否や、父母を殘し、妻子を振棄て、我劣らじと十月以前に、約を違へず、悉く江戶へと馳下つた。それに就いても內藏助が愼重の用意、只感服の外は無い。

八十八　同　内藏助石束父子に與へる書

内藏助は用意愼重の人である。それだけ萬事を苟もせぬ。が、一たび斯うと決斷すれば、亦片時も躊躇せぬ。彼は大學氏左遷の報告を接受したる刹那から、最早一擧決行の外なきを覺悟して、直ちに東行の準備に取掛つた。圓山會議を開く前四日、彼が岳父に贈つた手束を看れば、箇中の消息は歷々である。

一　以飛札致啓上候。其表彌無御別條、御勇健可被成御座、珍重奉存候。去二十日之貴簡京ゟ相達、拜見仕候。女共儀も愈以無病に肥立、平生之通達者に罷成、大三郎も息災生立、くう、吉之進無事罷在候由被仰聞、大慶仕候。爰元私、主税、源四郎、さあ儀も無異議罷在候。此間家來左兵衞指遣候。今明日中可罷歸と存候。

一　江戸去十八日出、二十二日に到着仕候。大學儀同日加藤越中守樣にて閉門御免被遊候。其身妻子家中松平安藝守樣へ引取國元へ差遣候樣に被仰付、御預け之儘御座候。近々藝州へ被相越候旨申來り、定て其元へも相達可申と存候。

一　右に付私儀も爰元支度次第、父子共江戸へ下向可仕と存候間、左樣御心得可被下候。在府中若死亡仕事も候はゞ、萬に一妻子などへ何樣之儀可有御座候哉、此段難計と存候。其節は不見苦樣に宜御申付奉頼候。各樣御難儀之段、近頃不及是非、迷惑至極と存候得共、今更可仕樣無御座候。不慮に御緣家に相成、如此之次第、非本意事共とかう可申上樣無御座候。何とぞ仕樣も可御座儀と、彼是了簡仕候得共、不能了簡、幾重にも御免被下度奉頼候。事改りたる申上事に御座候得共、只今迄彼是御懇情忝次第、御禮申可樣無御座候。一度貴顏を不得候段、殘念奉存候。

一　女ども方へは、態と不申遣候。御手前樣宜布樣に、氣色次第被仰聞可奉頼候。若ふかくどにて取みだし候風情も御座候得ば、ゐかんに存候。我人武士の家に不珍事情にて御座候。御父子の御挨拶の儀御頼申上候。主税儀心底無心元存候處、存之外に丈夫に承り屆け、此段千萬私大慶仕候。御察可被下候。最早念殘儀無御座候。此上乍御手前樣彼是御苦身奉推察候。忝次第御座候。何分にも宜敷奉頼候。

一　右に付彼地へ引越候跡之諸道具、とんぢやく可仕儀に無御座候得ども、打捨罷越候段も、却て見苦敷、いかゞに存候。長持五七さを迄より有之間敷候。是は其元樣へ御引受被遊樣、倅ども入用物も御座候はゞ、何樣にも貴意次第被遊可被下奉頼候。但於御同心者、慥成若黨被下度候。乍大儀茂三伊佐内にても被遣可被下候哉。家來孫左衞門儀も用事御座候間、赤穗へ一兩日中差遣申候。私相立候は來月中と存候。支度次第早き事も可有御座候。赤穗へ差置候貝桶ノ儀、日外も申上候。支度孫左衞門へ申付候。追て爰許に御座候道具之儀、させるものは無御座候。何樣にも可仕候。屋敷はしろ物にて候

銀仕候。外はいらい候事成がたきやしき故、右之通りにて御座候。

一右の次第其元にて御さた無御座候様、何分にも此上奉賴上候。委細可申上候得ども、追々用事取込早々申上候。御一家皆樣へ態と不申上候。御手前樣御了簡次第、御物語可被遊候。恐惶謹言。

七月二十五日　池田久右衛門

石東源五兵衛樣

同　宇右衛門樣

是に由つて察すれば、內藏助が妻女の表面的離別も、亦自身の作狂的濫行も、石東父子とは夙に兩意相契すること瞭然である。

附言。一『烈士報讎錄』に、石東源五兵衛は內藏助が濫行を見て、非常に立腹して居る處に、東行の議決して、主稅は母、兄弟並に源五兵衛父子に暇乞にとて遙々尋ね來て、再會の期し難き旨を告げた。すると源五兵衛は之を叱りつけ、『好し此後に再び參るとも、面會は相成らぬ』と追還したと記載し居る。主稅の暇乞は事實であるが、叱つて之を追還したとは、例の市井の妄談に過ざぬ。流石の觀瀾も是は一杯食はされたと見える。

八十九　梅林菴の假寓

百兩の無心
中丹の贈與

內藏助は出發の準備、軍費の供給、戰具の整頓、諸士の節度等に幾ど全く心身を忙殺された。彼は其外戚である備前岡山の家老池田玄蕃の許に暫く身を寄せると稱して、世上の疑訝を避け、家財什器の一分は石東源五兵衛の許へと送り附ける。それよりも秘藏な愛妾阿輕へは、殊に旨を諭し、許多記念の品々を取らせて、二文字屋に歸らせた。此日頃內藏助が彼を鍾愛しただけ、彼も亦心から內藏助を戀慕つて居た。それを今俄に里方に歸れといはれるので、阿輕は深く嘆き悲しみ、且つは內藏助が備前に赴くと言はれるのを、訝つたが、溫厚でこそあれ、一たび斯うと決心されゝば、磐石動かぬ主人の氣象であるから、彼は泣く〳〵京都へと立歸つた。

閏八月に至り、內藏助は京都四條の道場金蓮寺中の梅林菴を借入れた。知る者あつて之を問へば、山科の隱棲方着の爲と答へ、世上に對しては、一層遊蕩の便宜に供するものと見せかけた。是より先き堀部安兵衛と同行して江戶に赴いた潮田又之丞は此地の敵情を偵察し、八月十七日同地を發し、近松勘六と相伴うて歸京し來り、一切を報告した。それで內藏助は子息主稅と又之丞、勘六を梅林菴に寓居させ、又寺中の永福院には三村次郞左衛門及家來の瀨尾孫左衛門、其他若黨室井左六、加瀨村幸七等を寄留させ、其身は梅林菴と山科との間を往來した。

* * * * *

是時に當つて、一擧の軍資如何と顧みれば、昨年赤穗の退去以來、兩年間に亙る同志への支給、運動の費用等の爲に、幾萬兩の資金も殘り尠なになつて來た。それで內藏助は山科の家屋敷を抵當にして金を借入れ、又其家財の一分を同志の一人寺井玄溪に託して賣却し、是等も軍資の一端に供したが、まだ中々心細い。終に內藏助は京都に在る親族にて近衛家の諸大夫を勤めて居た進藤筑後守長富に就いて、百兩といふ金まで借掛けた。すると長富は日頃內藏助の放蕩に呆れて居る所であつたから、恐らく亦それに使ふのであらうと速了し、折角の御相談ではあるが、持合せが無いと斷つた。內藏助之を聽いて、意中には、此人までも我眞情を察し得ぬ歟と嘆息したであらうが、名に負ふ大夫が事である。左樣ならば貴方もおざらぬ。實

は暫く地方に引込まうと存ずれば、長持一棹だけ一時御預り置き下されたい」と依頼し、乃て之を持込ませた。其の因みに其始末までを講じて置かう。既にして此年十二月十五日内藏助は赤穂の一黨を率ゐて、見事吉良上野介を討取つたとの風聞此處にも達した。扨は、と長富は打驚き、預りの長持を開いて看れば、或は書籍、或は書簡、或は刀劔などに、一々宛名の附箋がある。是は皆知人朋友へ記念の遺物であつた。長富は之を看て轉た涙に汗し、『斯らと知れば、百両や貳百両は用達てるのであつたものを』と足ずりして悔んだといふ事である。兎にも角にも内藏助當時の苦心は如何ばかりであつたらう。今に於て同情に堪へぬ。

* * * *

斯くて九月に至り、内藏助は山科の隠棲を男山の大西坊證讃に譲渡して、全く四條の道場に移り来た。斯かる兵馬倥偬の間にも英雄の胸中には綽々たる餘裕がある。彼は平生牡丹を愛する所から、山科の邸内にも多く之を培養したが、此地を去るに臨み、之を放棄して野人の摘取るに委すに忍びない。乃ち一々之を掘起させ、日頃の雅友に分贈させた。其中の一人に與へた手柬がある。

「此間は御無音に罷過候處、御手紙令拜見候。彌御無事之御事珍重に存候。然は明十一日御茶之事被仰下候。先々忝存候。以參上御禮可申述候處、不本意に御座候得共、下拙儀も京住居成がたく候故、近々在邊へ引越申候。右に付何角用事も多く、得參上申間敷候間、御免可被下候。右乍御報御禮旁如此御座候。

九月十日　大石内藏助

三宅多中様

返々乍自由斯如御座候。不宜候得共、ぼたん二三種其元へ御引取可被下候。明後日頃からにても、御勝手に御人可被遣候。」

『百忙中有一閑』とは、此事である。これあればこそ天下の大事には任ずるのである。

九十　義徒江戸に聚まる

忠姦、誠僞、勇怯、義不義の自然淘汰は大略既に行はれた。是に至つて眞誠の義徒は人目に怪まれぬやうに、一人、二人、三人、四人と、ばらばらになり、相次いで關東に馳下る

横川勘平は衆に先だち、七月末に江戸に着く。

岡野金右衞門、武林唯七、毛利小平太は相伴うて、同八月二十五日に着府する。

千馬三郎兵衞、間十次郎、中田理平次も亦同行し、九月七日に到着する。

木村岡右衞門は同月二十日に下り着く。

不破數右衞門は先頃から上京し居たが、此月に入つて歸東する。

大高源五は京都から母を送つて赤穂に到り、此月四日京都に取つて歸し、是れ亦同月江戸に出た。

大石主税は間瀬久太夫、大石瀬左衞門、茅野和助、小野寺幸右衞門、矢野伊助に伴はれ、若黨加瀬村幸七を從へ、父に先だつて、九月十九日に京都を發し、同月二十四日に着府する。

原惣右衞門は令弟岡島八十右衞門、並に貝賀彌左衞門、間喜兵衞同行にて、十月十七日に江戸に入る。

小野寺十内は内藏助譜代の留守居瀬尾孫左衞門を伴ひ、同月十九日に着府する。是は内藏助の到着に先だち、旅館隠棲の準備と見える。

中村清右衞門、鈴田重八も亦内藏助に先だつて下着した。

最も氣の毒なのは矢頭右衞門七である。彼は

僅に十七歲の少年、一人の母の處分に窮し、之を伴うて出府しかゝつたが、少年の初旅であるから、婦人の關所手形を請受け來る法を知らなかつた爲に、荒井關にて差止められ、悄々として引歸し、母を赤穗まで送屆け、直ちに一人取つて返し、艱難辛苦して、江戶まで馳せつけた。

中村勘助も亦家族の處分に窮した一人である。彼が賴む所は唯奥州白川の城主松平大和守基忠の家士にて、舅の三田村十郎太夫のみである。それで勘助は京都から家族を伴ひ、遙々奥州まで送屆け、身は之に訣別を告げ、時機に後れては一期の恥辱と、是も晝夜兼行にて出府し來た。

最も後れて寺井玄達は十一月下旬に江戶に着いた。

更に東都在府の方面を看渡せば、在府の領袖としては堀部彌兵衞、同じく安兵衞を始とし、奥田孫太夫、同じく貞右衞門、村松喜兵衞、同じく三太夫が居る。

別働隊としては片岡源五右衞門、磯貝十郎左衞門等がある。田中貞四郎、小山田庄左衞門の如きは、寧ろ此派に屬するに幾い。

富森助右衞門は事變後一旦川崎在の平間村に引込んで居たが、それでは緩急の間に會はぬ虞があるとて、此頃は歸府し來り、先輩を扶けて働いて居る。

赤埴源藏も江戶に坐り込み、何時でも御座れと構へて居る。

在府同志の金穴としては杉野十平次が居て、人々の窮乏を救うて居る。

事變前から亡命し來つた間新六も一擧を今か今かと待設ける。

轉じて關西から早く下向した人々はと顧れば、吉田忠左衞門は關東方面の探題として今年三月以來此に滯在し、同士の節度に任じて居り、其子の澤右衞門も近ごろ東下して、父の許に同居する。寺坂吉右衞門は最初から忠左衞門に從ひ來り、萬事に忠實に働いて居る。

又神崎與五郎と前原伊助とは偵察隊として四月以來此に各々一商店を構へ、晝夜に偵察を續けつゝある。倉橋傳助は亦前原の手代となつて、同じく偵察に鞅掌する。

間瀨久太夫の子息孫九郎、勝田新左衞門、矢田五郎右衞門も亦既に府下に聚まつた。

附言。義徒の出府に就いては、諸書の傳へるところ、實に區々である。併しながら寺坂吉右衞門の筆記及各本人の手簡を以て、貞確とせねばならぬ。自分は主として之に據つた。今妄說の一二を辨ずれば、「義臣傳」に矢頭右衞門七、武林唯七、小野寺幸右衞門三人の同行を報ずるが如き其一である。矢頭の一人旅は上にいふ通りである。武林は岡野及毛利と同行し、小野寺は大石主稅に從行した。

又同書に瀨尾孫左衞門が內藏助に隨行したとあるも間違である。郎黨であるから隨行と臆斷したのであらう。其他の諸士の上にも、到着時日の上にも、多く誤謬がある。「義臣傳」ですら尚樣である。他の紛々たる俗書に至つては、數へ擧げるに遑がない。武林唯七が內藏助に隨行して、鳴海の驛にて一珍事を惹起したなどの話は、俗書や、講談やのお箱であれど固より根も無い架空の談である。此頃出た「大石內藏助」なども盛んに是等の虛誕で波を揚けて居る。半小說の事であるから、尤むるにも足られど、隨分出放題を突くものだ。

九十一　東下の催促

[illegible]

內藏助の左右に侍つて一層著名の同志を除く

の外、義徒は盡く東都に集合した。今は單だ總統領が足を揚げて東するばかりの一段となつた。
　玆に内藏助の東下を說くに先だつて、主税が京都出務當時の情況から一顧するの必要がある。大石氏は流石に名門舊家の事とて、其同族が極めて多い。安藝にも在れば、讃岐にも在り、山城にも在れば、常陸にも在る。是も同族の一人にて、大石無人と稱する士があつた。元は淺野家に事へて居たが、故あつて早く國を去り、江戸に出でて浪居した。其子二人、長を鄕右衞門と稱し、津輕侯に仕へて、側用人を勤め、次は三平と稱し、父に從つて同じく浪居したが、父子三人何れも亦義を好む人々であつた。それで此父子は日頃から一黨の人々と交り、就中堀部父子とは殊に懇親である。淺野家の凶變發した後であつた。無人は一日堀部彌兵衞を訪ひ、『我等永らく赤穗には遠ざかれど、亡君の御厚恩は決して忘却仕らぬ。此度の御一擧に是非々々拙者をも御加へ下されたい』と申出た。彌兵衞聞いて、『御志は忝なうおざれど、貴殿の御退去は最早一昔、其上御子息は今日他家に御奉公なされ、貴殿は御子がかりの御身分ではおざらぬ歟。それに唯今の御申出は、御無分別と申すもの、内藏助に於ては同意せられよう筈が無い。是は切に御止申す』と諄々として忠告した。『左樣仰せあれば、それも道理、さらば二男も居る事であれば、父寸志の致しやうもおざらう』と、それからは、陰となり日南となつて、義徒の志を助けて居た。
　時に無人は齡既に八旬に垂んとすれど（彌兵衞に優ず一餐ること）一飯斗米肉十斤、當年馬伏波の概がある。一日無人は片岡源五右衞門礒貝十郎左右衞門を招き、嚴然として色を正し、『貴殿等復讎の御企に就いては、さもこそと我等に於ても當初から御同意に存じ、聊か心を盡しては居申せど、最早二箇年の春秋を送つて、今尙御主意を果されぬは、近頃言甲斐なき次第にてはおざらぬ歟。それも敵の所在不分明なれば兎も角も、現在上野介殿にはまざ／＼眼前に安居せられるを、其儘存過ごされる事、誠に武門の恥辱と、存ずる。それとも敵が畏ければ、腹搔切つて、攻めて臣子の分義を明かにせらる可し。此儀御同志の方々に御傳へ下されたい』と激勵した。意は内藏助を促せといふのである。
　一兩士は之に感激し、堀部安兵衞、奧田孫太夫に會合して、此事を圖つた。恰も好し、安兵衞が敵に附置いた間者から、上野介の近情を仔細に報告した處であつた。『さらば此上は一日も速かに大夫の出府を促さう』とて、詳細に無人の忠告をも具して、急使を京洛へと走らせた。

附言。此無人父子三人の說は專ら片島深淵の『義臣傳』に據つたのであるが、之と思ひ合はされるのは、三宅觀瀾の『烈士報讐錄』である。氏は同書の著述に關し、史料の出處を記して、『江戸の出來事は良雄の常親大石良丸に質して之を纂す。良丸は庄司と稱し、其人現に津輕氏に仕ふ』といふ。是に由れば、鄕右衞門後に名を庄司と改めたものと見える。尙三平の事は一黨討入の條下に至つて講ずることとしよう。

* * * * *

　同じ九月中公命は下り、昨年開城以來脇坂淡路守に御預のまゝであつた赤穗城を、永井伊賀守直敬に賜はり、同侯が新たに此に轉封せられる事となつた。先々月大學氏の藝州に赴かれるまでは、まだ／＼一時の事にして、其中には再び開運の時を得られ、驥尾に追縋つて、已等も復た世に出る事もあらう歟と、賴む可からざる事を賴み、僞忠義の面目を裝ひ居た輩も、是に至つて殆ど全く屛息した。

九十二　主税の先發

内藏助は堀部等が急報に接して、壯心を江戸の沖天に飛ばせたが、如何せん内外の用務百端にして、未だ直ちに出發することが出來ぬ。憂慮の情は其色に見えた。主税私に之を推して、父の前に手を突いた。『父上の御出府程も無い事とは存じますれど、此際御出府一日を猶豫せられますれば、一日一黨の士氣に關し、且つは同志の疑團をも增しませうかと懸念せられまする。私年少物の用には立ちますまいが、主税出府いたしたと聞えましたらば、父上の御東下も近きに在ることと、衆心の安堵ともならうかと存じますれば、私に先發の儀御許容下されませぬ歟』と申出た。吁是が當年十五歳の少年歟。後日雪夜に敵營を衝るの際、搦手の大將となつただけの意氣器量は、此一場の建議に見える。内藏助の悦實に想ふ可しである。内藏助は乃て之を同志に議した。同士の人々何れも、『流石は大夫の御令息、大人も及ばぬ御分別、感服の外はおざらぬ』と嘆賞した。『さらば主税の望に任す』とて直ちに先發には決したのであつた。

それに就いて、主税は一日母上に見えて、永き訣が告げて來たいと、數日の暇を父に請ひ、但馬の出石に赴いて、母を始め弟妹及び石束父子にそれと無く最後の暇乞をした。是時母子の心情は如何であつたらう。惜い哉此間の文獻缺げて、其詳を知ることを得ぬ。之を遺憾とするのみである。

＊　＊　＊　＊　＊

子を懷ふの情は誰も同一である。主税の此行、萬に一つも生理は無い。如何に武運を神明に祈ればとて、武運長久は期す可からず、又期せんとするでも無い。唯其武運は敵に克つて、上野介の首級を擧げるのみである。されど内藏助から視れば、主税の此行は實に我子の初陣である。乃て内藏助は主税を伴うて、石淸水なる男山八幡宮に參詣し、我子の爲に武運を祈り、宮の一坊大西坊證讃は所緣の人にて、山科の隱栖をすら引受けられたる程の間柄であるから、無論一黨の消息にも通じて居る。父子は此に立寄つて一宿し、終夜復讐の祈願に丹誠を凝らし、翌日京に引還した。

斯くて老功には間瀬久太夫、同族からは大石瀬左衛門、若黨には加瀬村幸七、其他茅野和助、小野寺幸右衛門、矢野伊助を加へ、一行は五條の旅店にて裝行し、表面は明春三月先君の三回忌なれば御法會準備の爲に東都に赴くと稱し、九月十九日に此を發して、同月二十四日に江戸に着し、石町三丁目小山屋彌兵衛が離れの座敷を借りて、暫く此に落着いた。[illegible]令息も愈々到着された。扨は大夫の出府も間はあるまいとは同志間の取沙汰、士氣は此頃から一層奮揚し來たのである。

九十三　小人の沮碍

内藏助が故主を思ひ慕ふの情は、常の思ふ所でない。彼は昨年山科に來寓した後、冷光院殿前少府朝散大夫吹毛玄利大居士の墓碑を京都紫野の瑞光院に築き、爾後毎月御命日には參拜を怠らなかつたが、東行の漸く切迫し來るに從ひ、自分等一たび此地を去らば、後世永く祭祀を奉ずるの人なからんことを慮り、百兩の金を瑞光院に寄附し、永代の回向及灑掃の料にと供した。加之内藏助は今一基亡君の墓碑を紀州の高野山にも興させた。是は世人も知れる通り、同山は海内第一の靈地なりとして、古來多く諸侯の石碑を建て、其冥福を修め、且つは之を永遠に傳へるのが、恆例のやうになつて居る、内藏助は之に傚つたものと見える。其墓碑は巖然として今も現存するといふ事であ

る。何處までも周到な用意であらう。

斯くて公私の處分、内外の準備も、大略整うた。それで十月廿日を以て愈々京都出發の日と治定した。處が此に宗藩廣島の士にて津田某といふが、當時藩用の爲にとて京都に滯在した。彼は日頃内藏助と交誼があり、且つは其復讐の企をも竊な知つて居る。一日某は内藏助を見舞ひ、『此頃本國よりの便に、本月十六日藩廳の有司君命を承はり、上京いたすとの事でおざる。或は大學殿御吉事の御内意を齎すのではおはすまい歟。それまで御出發を御見合せなされては如何』と說勸めた。之を漏聞いた進藤源四郎小山源左衛門は得たりと門込み、さあらぬ體にて内藏助に見え、『津田氏の傳へる所、如何にも吉左右なるやも測られ申さぬ。令息既に先發せられたる上は、さのみ急がれるにも及び申すまい。此處は暫く津田氏の說に就き、見合せられる方然る可し』と、いと分別らしく申陳べた。一家の留守居瀨尾孫左衛門までが其尾に附いて、亦此行を逗撓しようと試みる。

されど内藏助の決心は泰山不動である。交る交る進說する是等の徒輩に向ひ、『大學殿の御成行は最早明白でおざる。此上何の御沙汰がおざらうや。内藏助存意は既に決定いたして居れば、此上の諫言は無益でおざる』と排斥したから、何れも詞なくして退いた。が、内藏助は潮田小山が自分の親族にて在りながら、此際に至り變盟せんとするを如何にも心外に考へた。それで更に潮田又之丞を遣はし、今度は此方から最後の勸告を試みた。『餘人と違ひ、貴殿等は最も御當家に由緒あり、且つは我等近親にてもあり、今般の一擧に就いても、當初から人々に信頼されてはおはさぬ歟。それが此期に及び盟約を脫せられては、上は先君の御尊靈に對し、下は一門の面目に關し、如何にも遺憾千萬に存ずる。御兩所ともに此儀を念ひ反され、是非に同行せられるやう』と情理を盡して說諭させたが、兩人の精神は疾くに腐敗し切つて居るから、何れも互に目くばせして、『内藏助此度の擧は、畢竟今日の生活に困る關東連等が無謀の企に乘せられたのである。斯かる淺墓な企にて爭で大望が遂せられませう。我等は後に引殘り萬全の策を講じたる上、時機を見定めて下向いたすでおざらう』とて、空嘯いて取合はぬ。是時潮田が腰間の寶刀は鞘の裏にて鳴つたであらうが、統領の親族、且つ犬猫にも劣る奴原を平げたりとて何にかせんと、袖を拂つて歸り來り、之を内藏助に復命した。内藏助の心懷さもこそと察せられる。

九十四　烈士と美人

十月十六日今日を京の名殘として、内藏助は只一人紫野なる瑞光院に詣でて、亡君の墓前に額づき、乃て高首座を訪うて、過去行末の事どもを談ずれば、高首座も亦別離を惜み、夕日漸く傾くまゝに、送つて二文字屋が門まで携へ、此に始めて禪杖を回した。

入代つて二文字屋親子は内藏助の入來と存じて、一たびは喜んで迎へたが、明日は吾妻への首途と聴いて、且つは驚き、且つは不審り、それにしても一獻、御首途をお祝ひ申上げませうとて、茲に祖道の宴を張つた。天性快濶の一英雄、『それは心入れ忝ない』と、辭せず頻りに大白を引いたが、お輕はそれと推したか、打萎れて纔に其銚子を侑めた。時は天下泰平の御世、一夜深四面楚歌聲をこそ聞かされ、暗數行虞氏淚を眼前に看ては、誰か九腸を絞らざらん。美人烈士斯心同とは、其れ是等を謂ふのであらう。内藏助は暫し沈吟して居たが、忽ち復た氣を轉じ、『ア、此處當分のお別

れむや、一女一曲を、と所望した。最前からして孤剣の約思ひ、訴へ出でんに方便なく、躊躇ひ居た夜美人は、「それでは拙い一手を」とて、琴引寄せて松風を十三絃の上に想し、思を凝めたる最後の一節に、七尺の屏風も躍らばよも踰えざらん。綾羅の袂も引かばなどか絶えざらん』と高らかに唱歌した。内藏助は何やらん心に首肯く所ある乎、莞々として打ちほゝ笑み、『さらば是れにて……』と二文字屋の門を立出でた。自分[illegible]場合に[illegible]し、同人の傍に旋頭に寄せて、丈た[illegible]を[illegible]出した。句當の内侍が袖を捲かば捲く可し避けるとも、泣くないざつな去來てふ時に、と、良雄實に我意を得たり。

附言 是に從つて劇中の何物かを[illegible]せんと欲するに[illegible]はざる一事がある。元治元年禁闕の[illegible]から、七卿は出でて周防の三田尻に流寓された。時に[illegible]の一[illegible]平野次郎國臣は[illegible]中の一[illegible]を奉じ、[illegible]兵を但州の生野に擧げんと志し、一夜[illegible]に[illegible]みに行いた、[illegible]國臣との心[illegible]は[illegible]に通じて居たから、[illegible]て合圖は定めてあつた、期に至つて國臣は[illegible]地の下に身を寄せて、七尺の屏風も躍らばよも踰えざらん、綾羅の[illegible]も引かばなどか絶えざらん と[illegible]吟した。[illegible]に應じて一個の黒影築地の上に幻出したよと看る間も無く、[illegible]と一[illegible]して、澤卿は大地に飛降りられたから、其[illegible]し[illegible]り、但馬[illegible]さして[illegible]いたとは、國臣の同志にして我等の父執たりし[illegible]四郎茂親の直話であつた。『君子喩義、小人喩利』[illegible]是れ一句の文學的約束も、之を義取し來る時に、天下の大事を[illegible]ずるに足るのである。想ふに内藏助が[illegible]女の喬喉から彼一句を聽得たる刹那に、『吉良家[illegible]高幾尺』との感慨は其胸を衝いて發したであらう。彼が莞々として打ちほゝ笑んだ笑容が、今も眼前に依稀いて見える。

九十五　内藏助再度の東下

内藏助と日野家

愈々十月七日の朝とはなつた。内藏助は一行を率ゐ、京三條の旅店を打立つた。隨ふ人々は、潮田又之丞、近松勘六、菅谷半之丞、早水藤左衛門、三村次郎左衛門及若黨室井左六、其外之れに中間どもを加へて其同勢都て十人、上下の分に從つて、[illegible]それぞれに[illegible]、一日野家用人垣見五郎兵衛と大書した長持二竿[illegible]、公儀[illegible]き、悠々として五十三驛を押下る。[illegible]であつた。

内藏助が斯く大膽に日野家の用人と公稱して、敢て憚らなかつたのには、茲に一つの逸話がある。去年三月内匠頭切腹の際に、赤穗に一人の[illegible]を遺された。是は瑤泉院殿の所生では無く、[illegible]殿の御子であつた。内藏助は主家の再興[illegible]く[illegible]束なからうと[illegible]り、攻めては亡君の御血統を[illegible]の中に存したいものであると志し、京都の[illegible]日野家と主家とは多年の御好があるに由り、私に日野家に申込み、赤穗退去の際に預け置いた國用金から、多額の金員を割き之を[illegible]の御[illegible]料なり御化粧料なりとして同家に納め、御成長の後は何とぞ然る可き御人名の[illegible]中に御輿入れ下さるやうと約束して、此[illegible]を[illegible]女にし貰つた。此緣故から今回の東下にも、日野家用人と申立てて行くことの内許を得た次第であつた。

此事は後年に至るまで、誰れ知る者も無かつたが、[illegible]、正徳も打過ぎて、世は享保の頃であつたらう[illegible]、當時尾張の藩士に久[illegible]彦八郎といふ者の[illegible]母にお照といふがあつて、松下兵部大[illegible]の奧方に宣仕した、此奧方は京都日野家から[illegible]入輿と聞えたが、每年一回づつ必らず泉岳寺の[illegible]内匠頭の[illegible]に參詣せられるのが

恆例である。それでお照は其際を老女に尋ねて見たが、老女は容易に理由を告げぬ。其中御奉公數年に及んで、始めて前の老女から御當家の奧方は實は淺野内匠頭樣の御遺子にておはしますといふ事を申聞けられた。それからお照は一層氣を注けたが、三月十四日の御命日が來る毎に、御佛間にはお燈明が點き、香華を捧げられ、奧方自身はお精進にて、御回向怠り無く、翌日は屹度御佛參をせられたと、お照の口から世に傳はつた。奧方の孝情亦眞に掬す可きである。

附言。此事は自分未だ成書の上に見出さぬが、義士の事實に精通せる信夫恕軒翁の談であるから、據り所ある可きを思ひ、此に收め置く。

* * * *

斯くて内藏助の一行は驛馬蕭々として、吾妻を望んで押下る。『これやこの行くを限りの逢阪の、せき來る涙を袖にとめ、暫しは宿す月影の、消えぬ氷と見えながら、小波寄する湖は、蕭々として風寒く、壯士の心を傷ましめ、遠き昔の易水の、秋も斯くやと眺めつゝ、草津の露を踏分けて、幾夜定めぬ草枕、衣かりがね寒き夜に、旅寢の夢も結び得ず。篠の小笹に旅宿す、秋も末野の夜半の露、蟲の音いと打濕り、匹馬風に嘶いて、曉の鈴の聲、今日も旅路の急がれて、草分衣しをれつゝ、過來し方を見返れば、伊勢路をあとに尾張路や、三河を越えて遙けくも、末は何處と遠江、駿河の國もはや過ぎて、向ふは何處伊豆相模、遠くも來つる旅の空、四方の八重霧立籠めて、何時かは霽るゝ胸の月、都の方は白雲の、靉靆く果とぞなりにける。高くも登る函根山、振りさけ見れば天の戸を、おし明け方の海の面、沖の小島に波荒れて、漂ふ船に身の上も、思ひ比ぶる行くへ哉。松風寒く時雨來て、暫し駒をも駐めつゝ、小田原の宿打過ぎて、酒匂、大磯、相模川、深き思は身にのみぞ、縺れて解けぬ藤澤や、脆き涙の袖の色、唐紅に染めなせる、唐ヶ原、砥並ヶ原、片瀨、腰越袂をも、ぬらす浮世の露けさは、草葉に受けて隱家を、鎌倉山に求めつゝ、忍ぶ命の置處、心深めて着きにけり』とは、或人の此行を狀したのであつた。それで十月二十一日一行は鎌倉の雪の下に到着した。

九十六　石町の僑居

内藏助と甲比丹

内藏助出府の日取は、早くも在府の同志に知れて居た。それで鎌倉着の當日即ち十月二十一日、吉田忠左衞門は富森助右衞門及此前々日に先着した瀨尾孫左衞門を伴ひ、川崎在の平間村に出張して、内藏助一行の當分寓居す可き一屋を見分した。是は助右衞門が浪人以來隱棲の爲に建築した家である。忠左衞門は見分の上、孫左衞門を留めて諸子來寓の準備を命じ、自身は直ちに鎌倉へと出迎へ、一つには遠來の勞を慰し、又一つには諸般の打合せを爲し、三日間此に滯在し、二十四日鎌倉を發し、翌二十六日打連れて平間村の隱家に至り、一行は約十日許り此に居て、江戸の光景を窺つたが、市内に這入つても仔細なしとの見當略立つたので、十一月五日を以て終に江戸に乘込み、前月來子息主税等の留宿し居る日本橋石町三丁目の小山屋が控屋に同宿した。

抑も此小山屋は當時頗る繁昌の旅館であつて、阿蘭陀人の入貢の際なども、此が旅館となるくらゐ、海内諸州の訴訟人は多く此店に集ひ來た。それで主税の垣見左内は近江の一豪家で、公儀に訴訟の筋あつて罷下つたと稱へ、此家の控屋を借りて居るから、内藏助の垣見五郎兵衞は左内が叔父にて、左内弱年の事故に、訴訟の申立覺束なければ、後見の爲に下り來

たと言觸らした。從つて其他の人々も、或は親族、或は手代、或は小厮と、分相應に僞つて、何れも亦變名し、耳目となり、手足となつた。

事の因みに一言し置かう。今年春初に入貢した阿蘭陀の甲比丹は、昨年の三月松の廊下の刃傷を聞き、珍らしい出來事に驚いて還つたが、今年も過ぎて、明年の二月亦入貢して、江戸では義士復讐の評判到る處に嘖々であつた。殊に義士の總統領大石内藏助を始とし、子息主税、其他小野寺十内等は、今甲比丹が旅館した其隣屋に暫く住居し、多くの義士は日々此に出入し居たと聞き、甲比丹は節を掛つて、衷心から其忠烈を感嘆し、隣屋を望んで、一彼家が其人々の居た處であつた歟と歔欷流涕したとの事。惟ふに歐洲に在つて、〝浪人〟といへば、直ちに赤穗四十七士を意味し、〝腹切〟といへば、日本武士道の特質として傳稱するのは、恐らく此甲比丹某が日本土産に還り報じたのが嚆矢であらう。

内藏助の一行は既に到着した。義徒の悦は譬ふるに物が無い。何れも交る〴〵内藏助の機嫌を伺ひに來たが、斯くては世上の嫌疑を招くの虞があるので、此本營へは一黨の領袖たる吉田忠左衞門、原惣右衞門、小野寺十内と、時には間瀬久太夫等を加へ、此數名のみを會して、密勿に參預せしめることとし、一般の衆へは會議の結果を傳令する事に内定した。斯くしても兎角に人目に着き易い。それで何れも深編笠を被り、或は變服して一刀差にて出入するもあれば、或は町人の扮裝を爲し、裏口から音なふもある。世を忍び、讎を窺ふ人々の苦心は、實に尋常普通で無かつた。

九十七　義徒の變名及假寓

義徒は既に悉く大樹家の膝下に聚合した。今此人々が何處に假寓し、何と變名し、如何に行動した歟と顧れば、

石町三丁目小山屋彌兵衞裏座敷

垣見左内　店借主　大石主税
垣見五郎兵衞（一名池田久右衞門）大石内藏助
仙北中庵（或云十庵一名又四郎）小野寺十内
……（或云小田儀六）大石瀬左衞門
……（或云町人政右衞門）菅谷半之丞
原田斧右衞門……潮田又之丞
森清介（一名三浦十右衞門又田口三介）近松勘六
……（或云町人霧兵衞）三村次郎左衞門
垣見家若黨……加瀬村幸七
同……室井左六
森清介家來……甚三郎

右十一人同宿

以上の中、垣見左内は訴訟本人。五郎兵衞は叔父にて後見。仙北中庵は醫師との申立。又森清介の家來甚三郎は遙々江州在所から下り來て、清介の勘六に奉事した。

新麹町六丁目大屋喜左衞門裏店

田口一眞（[illegible]）吉田忠左衞門
田口左平太……吉田澤右衞門
和田元眞（[illegible]）原惣右衞門
松井仁太夫（或云町人六左衞門）不破數右衞門
古澤吉右衞門（或云町人作介）寺坂吉右衞門

右五人同宿

田口一眞は兵學者と稱し、和田元眞は醫者だと觸込んだ。此家は是迄の本營であつたから、四方より來聚する義徒は先づ此を訪ひ、それから處々に其店を卜した。

新麹町四丁目和泉屋五郎兵衞店

山彥嘉兵衞　店借主　中村勘助
三橋淨貞……間瀬久太夫
三橋小一郎……間瀬孫九郎
郡八郎……岡島八十右衞門
岡野九十郎……岡野金右衞門
仙北又助……小野寺幸右衞門

小　使……某

右七人同宿、

中に見き、三浦源貞は醫者を業とし、岡野金右衛門は商人名九十郎を其儘に稱した。

新道町四丁目裏大屋七郎右衛門店

原三助店借　主　千馬三郎兵衛

杣荘喜斎……間喜兵衛

杣荘十次郎（或云橘作七又作人市介）間十次郎

杣荘新六（或云[illegible]屋可介）間新六

中田藤内……中田理平次

右五人同宿、

杣荘喜斎も亦醫者だと觸込んだ。

新麹町五丁目秋田屋權左衛門店

山本長左衛門店借　主　富森助右衛門

右妻子同宿

芝通町三丁目濱松町檜物屋惣兵衛店

高畠源之右衛門……赤埴源藏

塙　武助……矢田五郎右衛門

右二人同宿

初八町堀、後本町

村松隆圓（或云村野隆圓）村松喜兵衛

右妻子同宿

頭まで圓めて醫師を業としたから、宛然たる刀圭家であった。

深川黒江町春米屋某店

西村丹下店借　主　奥田貞右衛門

西村清右衛門……奥田孫太夫

右家族同宿

丹下も亦刀圭を執り、少々醫者の眞似をした。

芝源助町

内藤十郎左衛門店借　主　磯貝十郎左衛門

植松三太夫（或云十左衛門或野[illegible]）村松三太夫

富田藤五（或云[illegible]人助五郎）茅野和助

内藤十郎左衛門　僕……某

右四人同宿

南八町堀湊町平野屋十左衛門裏店

吉岡勝兵衛店借　主　片岡源五右衛門

清水右衛門七（或云水木又七）矢頭右衛門七

脇屋新兵衛……大高源五

……（或云町人喜十郎）貝賀彌左衛門

田中玄昌……田中貞四郎

右五人同宿

吉岡勝兵衛は尾州浪人と觸込んだ。而うして田中玄昌も亦醫者だと稱した。

本庄林町五丁目紀伊國屋店

長江長左衛門店借　主　堀部安兵衛

……（或云[illegible]小一郎）横川勘平

[illegible]田[illegible]左[illegible]（或云[illegible]）木村岡右衛門

水原武右衛門……毛利小平太

……小山田庄左衛門

……中村清右衛門

……鈴田重八

僕……某

右八人同宿

本庄三ツ目横町紀伊國屋店

杉野九郎右衛門店借　主　杉野十平次

……（或云町人[illegible]右衛門）勝田新左衛門

渡邊七郎右衛門……武林唯七

右三人同宿

杉野九郎右衛門は劍術の指南と稱へ、同志の出入に便にした。

本庄二ツ目相生町三丁目

米屋五兵衛……前原伊助

小豆屋善兵衛（又[illegible]）神崎與五郎

右兩人同宿

兩人は前衛の斥候の又其尖兵として吉良家の近傍に小店を開き、晝夜敵邸の偵察に任じ居た。

兩國矢の倉米澤町

……（或云馬淵平右衛門）堀部彌兵衛

右妻子同宿

本町一丁目七文字屋…………………寺　井　玄　達

右一人別宿

之を外にして、倉橋傳助は米屋五兵衛の前原伊助が手代となつて、偵察の任務を分つて居た。或説に彼は當時倉野十左衛門と稱して居たといふ。早水藤左衛門は多分大石父子の許に同宿したであらうと思はれる理由がある。而して、彼は曾我金介と稱したといふ事である。

川崎在平間村垣見五郎兵衛隱家

……………(武林唯七)瀨　尾　孫左衛門

……………矢　野　伊　助

右兩人同宿

是は留守番の役に當つたのである。

附言。從來諸書に義徒の假寓及變名を記すを看るに、何れも誤謬、脫漏がある。此に掲げた所のものは、自ら私に完璧と信ずる。馬鹿努力を費したから、一言自賛を加へて置く。

九十八　敵情偵察

内藏助等と大村益次郎

扨一黨の統領内藏助は十一月五日を以て、始めて江戸に乘込んだが、彼は着府するや否や、直ちに副統領吉田忠左衛門、原惣右衛門、參謀長小野寺十内を石町の旅寓に集めて、内外諸般の報告を聽き、玆に參謀會議を開いて、一黨の部署約束を申明し、乃て黨中の壯年を四組に分け、毎夜交番にて吉良上杉兩家の防備から、上野介が所在並に其動靜を偵察せしむることにした。壯年の輩は訓令を受けて、時到れりと雀躍し、或は下人に身を窶すもあれば、或は町人に扮裝つもあり。日暮から各〻僑寓を出で、黎明まで兩家の近傍を徘徊し、事の大小に關はらず、探り得た所の情報は、一々之を幹部に報告した。

偖統領等は此事業を獨り壯年輩のみに放任せぬ。忠左衛門の如きは、幾んど毎夜自身も之に加はつて、偵察の歩を進めたのである。而うして流石は孰れも兵家である。其偵察は單に讐家の動靜のみならず、兩家四近の大路小路、扨は遠近里程から、上杉家の兵若し出なば、何れの橋際、何處の入口にて迎へ擊たんと、進退掛引の分際までをも見極めたから、好し幾百の上杉勢後詰となつて押掛けても、善く寡を以て衆を襲ひ、一擧の目的を妨げさせぬ方略は秩然として整うた。

之に就いても想ひ起すのは、長州が幕府から征討の兵を受けた前であつた、長州の大村益次郎は多くの門人を引連れて、國境の邊に遊び、日々無上に山野を散歩した。之を視た長州の有志家連は大いに怪訝し、此一藩危急の際に大村が暢氣な加減は如何であると、指議し居たが、大村は此間に險要扼塞の地を悉く踏査して置いたので、幕兵境に臨むの日、彼我の距離は、幾キロ幾メートル、彼の敵を討つには、若干の角度で射擊すれば、彈に虛發の無いと號令した。それで幕兵は到る處長兵の爲に散々に打破られた。是に至つて前に指議して居た連中も、眞誠の兵家が用意の存する所を始めて詳悉し、孰れも深く感服したといふ事である。大石、吉田等が用意も亦實に此に在る。『必也臨事而懼。好謀而成者也』の一章は、此場合に於ても、亦實地に應用せられたることが察せられる。

一方には斯くも周到に敵情を偵察したが、敵の保護者たる上杉家は名譽の武門である。今に於ても名譽の武士其人を缺かぬ。彼方からも昨年來内藏助に間諜を着け置いた事もある。若しも彼から先發され、我統領に不慮の事でもあらば、大事の破綻のみならず、一黨の名折である。豫め此方にも之に備へる所なかる可から

ずとの用意から、内藏助の出入には、黨中の勇士二三人をそれと無く目立たぬやうにして介添に附けた。「知彼知己、百戰百勝」と孫武はいふ。兵家は兵家、擧に遺算の無いのが見える。

九十九　幕府と義徒

内藏助と橋本左内

自分は嘗て疑つた。幕府當時の警察が如何に疎であつたにせよ、高等の警保としては大目付がある、目付がある。町奉行の警務としては、與力がある、同心がある。更に大名の邸宅に視れば、其家々の辻番があつて、市街の阡陌を顧れば、亦町々の自身番がある。而うして一黨の江戸に聚まる者若黨仲間の類までを數へれば、六十人にも達す可く、七月以降此處に五人彼處に十人と同居しつゝある。何ほど形跡を晦ましても、全然知れぬといふ事は無い筈であると疑つて居た。然るに此歳十一月内藏助が着府後、播州神護寺の惠光、良雪兩師に寄せた手束を看るに及んで、此疑團は釋然として氷解した。其書中の一節に曰く。

『同志之者共麴町四軒、外みなと町、源助町、石町本所二軒、都合十軒餘に五十人餘借宅申候、方々より浪人共追々下着、拙者共罷下候沙汰色々有之、御老中も御存知之旨に候得共、何の御いろひも無之、うち破り候迄は、各別其通に被成置候事と被察候……』

是に至つて知ることが出來る。幕廷の老中に其人あり、『彼等赤穗の浪人ども、一旦劍戟を動かした以上は、勿論御法に問はねばならぬ。が、彼等には露ほども御上を犯し奉る心實があるのでは無い。其の志す所は、偏に舊主の鬱憤を散じ、臣たる道を盡さんとするのである。此處は則ち武士の情、暫く之を不問の裏に置いて遣はさう』との意から、之をいろはれなかつたと見える。

* * * * *

さりながら、『此頃赤穗の浪人が大分市中に入込んで、上野介殿を覘ふといふ事よ』との風聞は、恰も地底の火脈の如く、それからそれへと傳はつた。之を耳にした内藏助は乃て一黨を會して、萬一の場合を約束した。「今日に至り、若しも不幸にして、召使ひの中間どもなど召捕られ、其口から密謀の露顯ともならば、お互の武運もそれ限り、此上は一同打揃うて名乘出で、赤穗開城以來の顚末を有りの儘に申上げ、此年月我等孤忠の存する所を明らかにして、御所分を受けるの外はおざらぬ。方々此儀を確と御心得なされよ」と宣示した。嗟乎是れ橋本左内が幕吏の逮捕に就いた時、自家の祕策を逐一申立てて、春嶽公の大節を公にしたのと、全く同一の用意である。志士仁人の心掛、古今其符を合せるが如しだ。是ありて義徒の誠忠は愈々益々崇敬す可きである。

百　討入綱領の宣告

起請文前書

月日は實に電光の如く、早くも十二月となつた。今は上野介が所在をだに慥めれば、直ちに討入るばかりである。それで内藏助は此月二日を以て、一黨の同志を悉く深川八幡前の一旗亭に召集した。亭主への觸込は、賴母敷講の取立に就いて、今日初會を開くといふのであるから、何人も之を疑はぬ。が、其實は去年以來金鐵の士と見える同盟中、江戸到着以來、亦又數名の背盟者を出したので、一つには今一回神文の上に血を濺いで、一層同志の精神を鞏め、又一つには軍令を一般に頒つて、討入の約束を定めんが爲である。

乃て其軍令は吉田忠左衞門の手に由つて二樣

に起草せられた。其一は一黨討入の綱領ともいふ可きものにして、「起請文前書」として、人々の名を署し血を濺ぐ可き所謂連判牒の神文の冒頭に記載された。是は固より言ふまでも無く、最も此綱領を神聖にし、同志の頭腦に深印させて、一人の違背者をも出すまいとの用意である。扨其明文は左の通りである。

『起請文前書之事

一、冷光院樣御尊讐吉良上野介殿可討取志有之侍共申合候處、及此節、大臆病者共變心、退散仕候者撰捨、唯今申合、必死相極候面々者、御靈魂可被遊御照覽候事。

一、上野介殿御屋敷へ押込働之儀、功之淺深不可有之候。上野介殿印揚候者も、警固一通之者も、可爲同前候。然者組合働役好事申間敷候。尤先後之爭不可致候。一味合體、如何樣之働役に相當候共、少しも難澁申間敷事。

一、一味之各存寄被申出候共、各自己之意趣、申妨候儀有之間敷候。誰にても理之當然に可申合候。兼而不快之底意有之候共、働之節互に助合、急を見繼、勝利之全所を專に可相働事。

一、上野介殿十分に討取候共、銘々一命可遁覺悟無之上者、一同に申合、散々に罷成申間敷候。手負之者於有之者、互に引懸助合、其場へ集可申事。

右四箇條相背候者、此一大事成就不可仕候。然者此度退散之大臆病者と可爲同前事。』

として、其後に神文は記された。此案の起草に參預したのは、吉田忠左衞門の外には、原惣右衞門一人であつた。斯くて案は脫稿したので、內藏助の前に提出された。內藏助は熟々之を看て、『自分所存のほども此外に出でぬ。殘る所も無う物された』と、莞々として打喜び、乃て嚴かに之を衆に宣示した。一黨中誰か之に支吾する者のある可きや。內藏助を一卷の筆頭として、我も〳〵と姓名を其後に自署し、血判を捺ゑて、此に最後の神盟は成立した。

百一　節制と激勵

內藏助等と加藤大王

大石といひ、吉田、原といひ、流石に兵家は兵家である。義徒の一黨身を棄てて、義に赴く精神は、誰彼の別なく、同一であれど、目指すは上野介が白髮首である。我こそ我手に其首級を揚げ、當場第一の功名を專らにしたいとは、自ら人情の常である。若し此希望に從つて、人々個々に行動せられては、軍紀も節制もあつたものでは無い。それで三統領は先づ此に慮り、上野介が首級を揚げん者も、警備に一身を委ねん者も、其功に厚薄なき事を約し、豫め一黨を打して一團一體と爲し、敵を破るも、一黨が之を破り、讐を獲るも、一黨が之を獲る事として、任務の好き惡ひや、前後の爭ひを杜絕した。

獨り是のみで無い。公義に於ては同一の意見を有しても、私情に於ては往々相容れざるものあるは、亦是れ人情の免れざる所である。義徒の中にも各種の人士がある。其一端は小野寺十內が寺井玄溪に與へて、一黨の人物を品隲した評論でも察せられる。三統領は夙に之を透見して居つた。それで人々自己の底意を含まず、理の當然に從つて、一に公義に徇へ、戰友互に相助け、要は全局の勝利を期す可き旨を各人に覺悟させた上、見事目的を達して鯨聲揚揚に引揚げる際まで、整々として一致の進退を失はぬやう、同志を約束の裏に納れた。

以上は軍令の精神であるが、其統領は尚一黨の志氣名節を鼓舞せん爲に、冒頭に冷光院殿の御靈魂も御照覧あれといひて、亡君今はの鬱憤を回顧させ、最後に此約束に違背する者は、背盟逃脫の大臆病者と同然たる可しと恥しめた。用意の周到、思慮の緻密、唯々感嘆の外は無い。

之に就いても想ひ起すのは、瑞典の英主加爾十二世が乾坤の一擲を賭したポルタワの血戰である。恰も彼は極西に在つて、極東の大石等と其時代を同うした。彼れ歐北の不識菴とも稱す可き加爾十二世は、スカンヂナヴィヤの半島から崛起して、天下を力征し、歐東の機山とも謂ふ可き彼得大帝を追うて追捲り、莫斯哥の小天地にまで追込んだが、天歟命歟、大雪の爲に、後軍續かず、糧道絶え、彼得の大軍に取圍まれた。ポルタワの血戰は實に萬に一捷だにも期す可からざる大王最後の惡戰であつた。呼此一戰は、既に萬に一捷だにも期す可からざる惡戰である。而も大王は親く陣頭に臨み、當年精騎八千を以て老黠彼得が八萬の大軍を一擧に蹴破つたナルワの戰捷を宣示して、『爾等は未曾有のナルワ戰に打勝つて、世界に知られた名譽の武士ぞ。此期に臨んで人々個々、一歩も敵に後れを取つて、終世の名譽を傷ふな』と勵まされた。事に大小の別こそあれ、内藏助等が茲に先君の鬱憤を繰返し、名譽の討入を奬勵したのと、意は即ち同一である。英雄の見る所は東西其節を合はするが如しだ。自分が感嘆極まつて、之を激稱するのも、抑々亦偶然でもあるまい。

百二　討入條目の宣示

人々心得覺書

快擧の綱領は、「起請文前書」として既に一般に宣示された。之と同時に討入當夜心得の條目を覺書として、更に人々に頒たれた。其覺書は左の通りである。

人々心得之覺書

一、定日相極り候はゞ、兼而定候通、前日之夜中ゟ物靜に定置候三ケ所へ集可申事。

一、定日に至り候はゞ、兼而定候刻限に可打立事。

一、敵之印揚候時者、引取候場へ可致持參、其時之首尾次第、其骸之上着を剝取、包可申候。若上使など御馳着候はゞ、此首泉岳寺へ持參仕度存念に御座候、然共御免無之候はゞ、不及是非、御銘々之印、むざと可打捨候、以御下知彼屋敷へ被遣候樣にも可有御座歟、其段御指圖次第に可仕候、其上勝手次第と於有之者、泉岳寺へ持參仕、御墓所へ備可申事。

一、子息之印揚候はゞ、不及持參、打捨候覺悟、可心得事。

一、味方之手負は隨分成次第、引退候分別肝要に候。乍然肩に懸候ても難成首尾に候はゞ、印を揚候而、引取可申事。

一、父子討取候はゞ、相圖之小笛を吹、段々吹繼、惣容へ可爲知事。

一、鉦之相圖は惣人數引取候時、打可申事。

一、退口者裏門より引取可申事。

一、引取候場者、可無緣寺候。但無緣寺へ不入候はゞ、兩國橋東之橋際之廣場に打寄可申事。

一、引取候途中へ、近所之屋敷方より人數を出し、押留候時者、挨拶之事。其實を告候而、私共何方へも逃去候事、更に無之候、無緣寺迄引取、公儀御

見分之御使を請、旨趣を可申上志に候、乍去無御心許思召候はゞ、寺迄御付可被成候、一人も退散之者無之旨可申事。

一、彼屋敷より追手馳出、追來候はゞ、惣人數踏留り、勝負可仕覺悟、專一に候事。

一、勝負之內、御檢使有之候はゞ、大門を不開候而、潛りより一人外へ出、御挨拶可申候、勝負半に候はゞ、濟候趣之挨拶心得之事。其實を告、只今當人をも討取申候。活殘候者共呼集候而、追付罷出、御下知を請申覺悟に御座候、私共一人も退去候所存曾て無之旨、可申候。門內へ御入御見分可有之と之御事に御座候共、暫御控可被下候、討入候者共、屋敷中に打散居申候得者、門內へ御入被遊候時、卒爾之儀無心許奉存候、追付門を開き、可懸御目旨を申、堅く門を開申間敷事。

一、乍勿論之儀、討入候覺悟、惣容必死之心底、決定致候。右申候引取候時之儀申合に認候者、時に到り、爲心得にて候。退口之覺悟胸中に含候而者、討入候處、恐臆可有之候。然共退去候ても、必死之面々に候得ば、討入時之丈夫之覺悟、專要之儀に候。不及申候得共銘々治定、粉骨之働、尤に候事。

以上

附言。此十三條目の覺書、諸書に異同詳略、錯簡がある。此には當時の世に在って「報讎錄」に之を譯載した三宅觀瀾の譯文と照し、錯簡を正し、且つ諸書の異同を詳細校訂した。是にて良大石吉田等立案の眞を失はざるに庶幾からん歟。

百三　同

討入心得の覺書十三條、三宅觀瀾は「報讎錄」に左の如く譯出した。

一、當夜衆人並び向ふ。三處に點定し、期に赴き會齊せよ。

一、期至らば卽發し、得て遲誤すること勿れ。

一、讎の首を獲なば、衣を褫ぎて裹み、持ち去つて、之を泉岳寺に祭れ。途に或は公使の邀へ求めらるゝに遇はゞ、隨って卽ち授付し、深く揖むことを爲すこと勿れ。

一、左兵衞の首を獲なば、置いて携ふること勿れ。

一、傷者は扶け去れ。其の扶く可からざるものは、首を斬って出でよ。

一、讎父子を獲なば、當に器を吹いて相集まるべし。

一、退く時は鉦を鳴らして率ゐ出でよ。

一、退くには當に表門よりすべし。

一、退路には當に無緣寺に入るべし。入れざらば、且らく兩國橋の東に駐まれ。

一、退路の邸第、或は人を出して攔阻せば、告げて曰へ、我等內匠の家士今讎を報するを得て、無緣寺に入り、以て公使を迎ふるなり。倘逃散を虞れなば、後に隨つて監送を爲すことを煩はさん。

一、讎家追躡せば、當に卽ち返し鬪ふべし。

一、未だ讎を獲ざるに、公使既に至らば、當に一人廣門より出で、意を請うて曰ふべし、今既に讎を獲たり、吾ら衆を斂めて而る後出で謁せん、吾曹必死を懷けば、敢て逃匿せず、暫く待たれんことを

臨ふと。公使閙く入らんと要せば、對するに、衆未だ戰定せざれば、恐らくは誤犯あらんといふを以てし、卒に門を開くこと勿れ。

一、今示す所の引退條令は、特に時に臨んで進はさらんことを欲するのみ。專ら退かんことを懷はゞ、即ち進むことを忘れ易し。設ひ退くと雖も、亦生を得ず。抑々衆人進決の際、奮身して顧ること勿れ。」

之を前の覺書の原書に併せ看れば、愈々義徒の統領等が本旨の在る所を明らめるに足るものがある。之を統言すれば、其意は謹愼にして、其言は恭順である。而うして裏に讎の首を獲ざれば、一人も生還を期せざる事を、天地に盟つて決心させた。良匠の意を用ゐること良苦なりと謂ふ可しだ。これありてこの孤單の衆を以て上杉吉良兩家の甲兵に當る可きである。

此覺書も亦忠左衛門の執筆に繫り、惣右衛門之を獻替し、内藏助の批認を經て、而る後會衆一般に示された。會衆は異口同音に、「一々領承仕る』とお承けをする。「さらば討入は今月の外に出づ可からず。方々左樣心得られよ」と、重ねて統領から豫告した。只看る此日の黄昏に至り、賴母敷講の會座既に了つた歟、坊主、宗匠、醫者、町人、一人、二人、三人、四人、各々面上に喜色を堪へ、四方に別れて散り去つた。知らず次回の賴母敷講に如何なる福籤を引かんとする歟。

百四　諸情報聚まり來る

是時に當つて一黨の本部には何等の關鍵を手にして居た歟。

第一には堀部安兵衛が劍道の朋友にして而も志を義徒に寄せる某が、特に寄贈した吉良邸の繪圖がある。是は某が同邸の先住者松平登之助の家來から取出し來た物である。

噂に據れば、岡野金右衛門は亦同邸の召使に關係をつけて、其少女の叔父に當る棟梁大工某から同邸建築當時の設計圖を獲て、之を本部に提出したといふ說もある。

併し同邸は吉良家來住以後、種々普請を加へたから、勝手が違つた。それで本部は更に前の堀部が獲來つた圖面を神崎前原の兩士に授け、實地に就いて變更の箇所を探らせた。兩士は旨を受けて、種々苦心の末、一方には同邸の小厠召使を手懷けて、それと無く容子を質し、又一方には各々商人となつて、長屋に入込み、邸内の有樣を偵察したから、邸内の異同も大概は慥められた。此偵察の爲には、大膽な神崎與五郎の小豆屋善兵衛は内庭まで立入つて、散々に叱られた末、門外に追出された事もあつた。

又女にしても見まほしき程の好男子磯貝十郎左衛門は同邸に奉公する一婦人に心を通はせ、多く邸内の祕密を獲た。是等の結果で、上野介と左兵衛との居間まで略當りがついた。

又大高源五の假装吳服屋は茶道に託して斯道の宗匠四方庵山田宗遍から時々同邸内の模様を聽取り、是れ亦一々本部に報告した。

此他毎夜々々の交代密偵に由つて、外部から邸内の長屋を隈なく窺ひ、防備の一斑を諒得したのは、後日に富森助右衛門が直話の通りである。

それで本部は是等の諸偵察諸情報の結果を薈萃して、之を一黨に内示したから、吉良邸の光景は最早歷々として人々の心目に現映した。

折柄大高源五は又例の四方庵が許にて、來る●六●日吉良樣御茶會」との名讌日程を見出し來て、早速之を本部に報告した。『何●六●日に茶會を開くとな。それなら●五●日の晩に夜討を懸けよう。今一層事實を慥めよ』と本部は命じたので、源

五は再び多方に偵察の歩を進めると、多分彼が同族であらう、大高五郎作といふ者の許にて、來る五日松平右京大夫の邸に將軍家御成の仰出されに由り、六日の吉良邸茶會は暫く延期となつたといふ事が判明された。「扨は天未だ我黨に好機を與へ給はぬ歟」と、一黨は首を鳩める處に、待てば甘露の日和とやら、機會の神は前髮を垂れて、一黨の前へと再現し來た。一黨の統領大石内藏助、之を奈何ぞ躊躇す可き。猿臂を伸ばして確と其髮束を攫んだのが、元祿十五年十二月十四日といふ牢記す可き一日であつた。

百五　一黨の宣言書　淺野内匠頭家來口上

諸情報は期せずして聚つて來た。其の第一は大高源五の京都呉服屋が四方菴を素引いて探り獲た十四日吉良邸の年末茶會の情報である。此茶會後、年内に上野介は麻布の上杉邸に引移る事まで知れて來た。第二には横川勘平の情報である。人もあらう、同じ四方菴、源五は彼から茶會の期日を聽き得たのであつたが、勘平は亦圖らずも四方菴の爲に、同日の茶會に參會し、接伴の役を勤む可く、同邸の執事に宛てた承諾の返書を代筆させられ、お負けに其狀の書使まで引受けて、序に同邸内の光景をも偵察し來つて、之を報告した。第三には大石瀬左衞門、第四には、義徒に滿腔の同情を寄する大石三平、亦各〻十四日の吉良邸茶會は間違なしとの情報を齎した。一黨の歡は如何であつたらう。

「さらば十四日の夜は、上野介在宅に極まつた、同夜一齊に夜討を懸けよう。萬が一同夜に障があらば、十九日は節分であるから、彼が在宅せぬ筈は無い。遲くも同夜を逸す可からず」と、軍議は此に一決した。

それで内藏助は命じて一篇の宣言書を作らせた。是は討入の當夜敵營若くは其附近に遺し置き、一つには幕廷に一擧の趣旨を知らせ、二つには大義を天下に伸べんとの用意である。其文は實に左の通りであつた。

「淺野内匠頭家來口上

去年三月、内匠頭儀、傳奏御馳走之儀に付、吉良上野介殿へ含意趣罷在候處、於殿中、當座難忍儀御座候て、及刃傷候。不辨時節場所働、不調法至極に付切腹被仰付、城地赤穗被召上候儀、家來共迄畏入奉存候。受上使御下知、城地差上、家中早速離散仕候。右喧嘩之節、御同席に御差留之御方有之、上野介殿討留不申候、内匠頭末期殘念之心底、家來共難忍仕合に御座候。對高家御歷々、家來共挾鬱憤候段、憚に奉存候得共、君父之讎不可共戴天之儀、難默止、今日上野介殿御宅へ推參仕候。偏に繼亡主之意趣之志迄に御座候。私共死後、若御見分之御方御座候はゞ、奉願御披見、如是御座候。以上。

元祿十五年十二月　日

淺野内匠頭長矩家來」

として、此下に義徒の姓名を列記す可く用意した。而うして右は、「屋敷より引取候節、文箱に入れ、竹に插み、場所に立置く可き事」までを申命じた。既に軍令の綱領としては起請文前書を頒ち、又其條目としては心得覺書を示し、更に宣言書としては此「口上書」を留めた。一擧に對する内外の用意到れり且つ盡せりと謂つ可しだ。

百六　同

「君父之讎不可共戴天」の語は、内藏助の

意に由つて、宣言の口上書に記されたが、禮記には、「父之讎弗與共戴天」とあつて、君父の讎とは言つてない。それで黨中の一英物堀部安兵衛は安心せぬ。疑問を懷いて細井廣澤の許を訪ひ、「我等一黨の連盟書に於て、統領は經語を改め、君父之讎と書かせたが、斯樣經語を點竄いたしては、天下後世の嗤を招くことはおざるまい歟」と質問した。廣澤聽いて、「御心配御無用でおざる。理義に斷じて經文を取る場合には、必らずしも成語に拘泥するに及び申さぬ」と說諭した。「左樣ならば安心でおざる」と安兵衛は大に喜んで去つた。

顧ふに此經語の改竄は、獨り內藏助に始まらぬ。趙宋一代の碩儒新安の朱熹が、時の皇帝孝宗に上つた書中に、早くも君父之讎と見える。內藏助は勿論、廣澤も亦恐らく之を知らなかつたであらう。而も一人は斷じて之を用ゐ、一人は之を是認して疑はぬ。大人の見る所は、古今と無く一つである。而らして安兵衛の細心も亦實に感ず可しだ。

*　　*　　*　　*　　*

室鳩巣は「義人錄」の上に、一黨の此宣言書を左の如く譯出した。

『赤穗の陪臣大石良雄等再拜して白す。去年三月、寡君命を奉じ、大使を館待す。事を共にするの人吉良上野介君と隙あり。遂に朝會の際を以て、廷に之を手刃せり。豈積怨の報ぜざるを得ざるを以てしゝ耶。廷議、寡君の避くる所を知らざるを以て大不敬と爲し、死を賜ふ。又列侯に命じ節を持し來りて、其城邑を收めらる。陪臣某等、官使の指揮を請ひ、謹んで城邑を以て上り、尋いで復た鄕里を離散し、敢て其土に聚居せず、誠に廷威を畏れて、奉命に急なるを以てなり。寡君の怨を吉良氏に報いるや、在廷諸公の爲に拘して止めらる。故を以て其志を果さず。意ふに其の死に臨むの間、遺憾伸ぶる無かりしならん。質を委ね祿を食みたる臣に在つては、實に忍ぶ可からざるものあり。陪臣の賤を以て、廷貴の臣を謀る。橫恣の罪、自ら知らざるに非ず。而も同仇の士相議すらく、今戴天の恥を灑がざれば以て在三の義を盡す無しと。故に今夜上野介君に謁し、敢て其首を請ひ、以て寡君の志を繼げるのみ。豈他あらんや。某等既に死するの後、來りて此に臨まるゝあらば、辱なくも觀覽を賜へ。亦以て某等の志を知らるゝに足らん。

元祿十五年十二月　日

赤穗陪臣良雄等再拜白す』

通讀一過すれば、英氣凜々、五內を衝いて發するを覺える。原文直譯を經て、義德の面目繹々觀る可きである。それで觀瀾の宣令狀の譯文と倶に、此に併せ擧げる事とした。

元祿快擧錄（中篇）

元祿快擧錄目次

中篇

百七 淺野家の家風……三七八
百八 同……三七九
百九 橋本平左衞門……三八〇
百十 萱野三平……三八一
百十一 矢頭長助……三八二
百十二 矢頭右衞門七……三八三
百十三 吉田忠左衞門……三八四
百十四 同（其東下）……三八五
百十五 吉田澤右衞門、貝賀彌左衞門……三八七
百十六 寺坂吉右衞門……三八八
百十七 原惣右衞門（老母の自害）……三八九
百十八 同（奇策の計畫）……三九一
百十九 同（惣右衞門と[illegible] 由井[illegible]）……三九一
百二十 同……三九二
百二十一 岡島八十右衞門……三九四
百二十二 小野寺十内……三九五
百二十三 同（小野寺十兵衞に與ふる書）……三九六
百二十四 同（丹女に與ふる書）……三九七
百二十五 同（其東下）……三九九
百二十六 同（寺井玄溪に與ふる書 醫學の半面史）……四〇〇
百二十七 同（同）……四〇一
百二十八 小野寺十内（寺井玄溪に與ふる書 醫學の[illegible]史）……四〇一
百二十九 同（同）……四〇三
百三十 大高源五 丁丑紀行……四〇四
百三十一 同（同）……四〇五
百三十二 同（母の訓誨 初度の東下）……四〇七
百三十三 同（三島驛の一珍事 後の詫證文）……四〇七
百三十四 同（彼の思慮）……四〇九
百三十五 同（母に贈るの書）……四一〇
百三十六 同（大高源五手束の續き）……四一一
百三十七 同（上野介茶讌の探知）……四一三
百三十八 小野寺幸右衞門……四一三
百三十九 岡野金右衞門、九十郎（九十郎の初戀）……四一五
百四十 間瀨久太夫、孫九郎……四一六
百四十一 間喜兵衞、十次郎、新六……四一七
百四十二 潮田又之丞……四一八
百四十三 同（三昧保[illegible]の傳授）……四一九
百四十四 大石瀨左衞門……四二〇
百四十五 近松勘六……四二〇
百四十六 菅谷半之丞……四二一
百四十七 不破數右衞門……四二二
百四十八 同……四二三
百四十九 早水藤左衞門、木村岡右衞門……四二四
百五十 中村勘助、勝田新左衞門……四二五
百五十一 千馬三郎兵衞……四二六
百五十二 武林唯七……四二七
百五十三 前原伊助、倉橋傳介……四二八
百五十四 神崎與五郎（十四歲にして一兇漢を斬る）……四二九
百五十五 同……四三〇
百五十六 同（其東下）……四三一
百五十七 同（同）……四三二
百五十八 同（舟中會議）……四三三
百五十九 同（一萬第一の大酒家）……四三四
百六十 前原神崎の共同商賣……四三五
百六十一 同……四三五
百六十二 茅野和助、三村次郎左衞門……四三七
百六十三 横川勘平……四三八
百六十四 同（上野介茶讌の探知）……四三九
百六十五 同（勇怯義不義を論ずる書）……四四〇
百六十六 同（同 [illegible]）……四四一
百六十七 堀部彌兵衞、安兵衞（彌兵衞の出身）……四四二
百六十八 同（彌平太の變死）……四四四
百六十九 同（安兵衞の出身 高田馬場の決鬪）……四四五
百七十 同（同）……四四六
百七十一 同（父子の約）……四四八
百七十二 同（本懷も無事までは江戸の內）……四四九
百七十三 彌兵衞の壯烈……四五〇
百七十四 安兵衞の[illegible]……四五〇
百七十五 同（復讐專門家）……四五一
百七十六 奧田孫太夫……四五三
百七十七 奧田貞右衞門……四五四
百七十八 赤埴源藏……四五四
百七十九 村松喜兵衞、三太夫……四五六
百八十 同……四五七
百八十一 矢田五郎右衞門（五郎の劍）……四五七
百八十二 杉野十平次……四五八
百八十三 片岡源五右衞門……四五九
百八十四 同……四六〇

百八十五　片岡源五右衛門（父子の訣別）……四六一
百八十六　同……四六二
百八十七　礒貝十郎左衛門……四六三
百八十八　同……四六四
百八十九　富森助右衛門……四六五
百九十　四十七烈士（其分限）……四六六
百九十一　ピラミード前……四六七
百九十二　名士の同情（寺井玄溪、同玄達、大石内藏助の書）……四六八
百九十三　同（石黒直人、同三平、堀部九十郎、佐藤條右衛門）……四六九
百九十四　同（堀内源太左衛門、細井廣澤）……四七〇
百九十五　義僕甚三郎……四七一
百九十六　七十四隠夫（其分限）……四七三
百九十七　醜類一束（高田郡兵衛）……四七四
百九十八　同（奥野將監、河村傳兵衛）……四七五
百九十九　同（進藤源四郎、小山源五左衛門）……四七六
二百　同（再擧論の出處）……四七七
二百一　同（一束中の一束）……四七八
二百二　同（大石孫四郎）……四七九
二百三　同（中村清右衛門、鈴田重八、中田理平次、小山田庄左衛門）……四八〇
二百四　同（田中貞四郎、瀬尾孫左衛門、矢野伊助、毛利小平太）……四八一
二百五　同……四八二
二百六　大野父子の末路……四八三
二百七　同（其遺跡）……四八四

百七　淺野家の家風

世に欽ぶ可きは、淺野家の創業者が士を愛した美風である。同家の始祖淺野彈正小弼長政が晩年隱居料を常陸に賜つて、眞壁に治せられた頃であつた。或時長政は幕府へ請暇の上眞壁に還られた。そら君侯の御歸國といふので、藩士の面々我劣らじとお出迎をした。時に藩中でも氣を負うて何某と聞えた知行二百石取の士十人、何れも騎馬にて出迎へ、鹵簿を望むや否や、ひら／＼と馬より下つて敬禮した。長政一目じろりと之を睹て、不快な面持にて通過せられた。乃て今日藩士へ御見え御付けらるといふので、家老、番頭、用人と順々に召見せられ、次いで前の騎馬の士十人を一緒に御前に呼出された。十人の者共は先刻君侯の御氣色にて早く思ひ當る所がある。定めて御譴責を蒙るであらうと、恐入つて平伏した。すると長政は一同に向ひ、

『我家の制として、三百石以上に非ざれば乘馬を飼ふことを許さぬ事は、其方等も日頃承知し居る筈である。是には理由のある事ぞ。其方等善く考へて見よ。二百石の祿高では、入目實に幾何も無い。其入目にて、父母にも仰事し、妻子をも俯養し、又分相應にまさかの武備をも爲さねばならぬ。然るに強ひて分限をも省みず、乘馬を飼ふ事とすれば、父母妻子を何とする。自分は誠實を好む者、驕飾が大の嫌ひ。それ故三百石以下の者共には、必要に應じ、それぞれ乘馬を貸下げる事にいたし置いた。それにも關はらず、其方等武邊の心掛を人に示さんとて、銘々乘馬を蓄へる事、自分が意には相協はぬ』

と譴責された。理の當然に十人は辭なく、

『一同恐入り奉ります』

と申上げ、乃て御前を引下らうとする。長政之を顧みて、

『待て／＼。唯今申聞けたのは、人たる者の分相應の心得、其方等善く我意を體せねばならぬ。が、馬を好むは固より士の常、其方等も善く／＼それが欲しければこそ此不所存にも出でたのであらう。是より銘々へ五十石宛増俸し遣はす。不斷善く飼養して、大事の際、用に立つやうに心掛けよ』

と命ぜられた。其身は拔群の名主に事へ、其名主から理ある情ある訓戒を加へられ、お負けに増俸の恩命までも受く。誰か身命を獻じて、此君に報效しようと奮勵せざる者があらう。既にして長政其封を長重に傳へられ、次いで赤穗に轉封せられたが、長重、長直の兩侯も亦善く十人衆の子孫を愛撫せられた。是に由つても淺野家が代々如何に士心を獲て居られたかが知

原本口繪　大石内藏助自筆の杯（安場男爵家藏）
杯中に法五章を約せり

定

一　喧嘩口論堅無用
一　盃下に置くべからず
一　たむべからず
一　おさへざる事
尤相手によるべし
一　すけ中間入事
但女はくるしからず

れる。

百八　同

慶安年間の事であつた。時の赤穗侯淺野内匠頭長直の家臣糟谷勘左衛門が舍弟に同苗源左衛門といふ士があつた。が、故あつて國を出で、大久保右京亮に事へ、一年同僚板倉彌介といふ者と京都二條の御城に詰めた。一日他の同僚數人並居る席にて、彌介は人々に向ひ、『大名も多いが、其中にて淺野内匠頭ほど倥侗な大名もおざるまい。高が五萬石ぐらゐな小身の癖に、角力には凝られる。能には耽られる。先づ是が倥侗の大將であらう』と惡たうた。最前から傍に在つて聞いて居た糟谷源左衛門はムツとして『左樣お言ひやるな。内匠頭殿は拙者の舊主で、嘗ては其御恩遇にさへ預つたが、決して貴殿の申されるやうな闇君ではおはしまさぬ。只今國を去つて、御當家に御奉公は致せ、舊主に對する惡たいを聞くに忍びない。思ふに貴殿は内匠頭殿拙者舊主といふ事を御存知なく、噂せられると存ずれば、御咎立は致さぬが、今後は何卒御遠慮下されたい』と申出た。其場はそれにて事濟んだが、板倉彌介口惡い男と見え、他日又源左衛門が聞いて居る處にて、前言を繰返して、散々内匠頭を誹謗したので、源左衛門は腹に据ゑかね、『あれほど斷り置くに、まだ言はれる歟、聞棄てならぬ』と、刀の柄に手を掛けて、既に討果さうとする處を、人々中間に入つて之を慰め、僅に雙方を押止めた。

既にして二條城御番の期滿ち、孰れも江戶の藩邸に歸り來た。すると兩人が口論の事實、何時か右京亮の耳に入り、『其身京都御警衛の任に當りながら、私情の爲に忿爭するとは不屆至極』と申渡され、兩人ともに永の暇を遣はされた。が、右京亮は有心な人、『私事の爲に相爭ふ段は、不屆であれど、源左が舊主を忘れぬ心情は憫察す可きものがある。追ては歸參の道もあらう。左樣本人に含め置け』とて、密に家臣を遣はして、源左衛門を慰諭させられたので、源左は懇諭の忝なきに感泣した。

此事何時か彌介に聞えた。すると法なしの人恨み、彌介は源左衛門が内々謀つて自分を逐はせたかの如く誤解した歟、決鬪狀を源左衛門に贈り、西ノ窪の原に於て果合はうと申込んだから、源左衛門も躊躇せぬ。承はると返事して、期日に至り、日頃近親な同じ浪人佐々木勘兵衛、矢方藤左衛門を拉り、三人相伴うて、約束の場處に赴けば、彼方は彌介、是も三人の助太

刀を揮み、同志に出會うた。三人に四人、此方は一人ほど斬かつたが、少しもひるまず、散々に闘ひ、終に敵の四人が四人とも、其場を去らせず斫伏した。が、是が爲に源左衛門も亦重傷を被つた。内匠頭長直此事を聞付し、「自分の噂から事起つて、源左終に此に至つた歟。彼の忠志嘉す可き者である。それ善く看取つて遣はせ」とて、侍醫を遣つて種々手術を加へさせられた。されど非常な重傷であつた爲に、源左衛門は遂に死亡した。それで内匠頭は命じて手厚く之を葬らせ、彼の助太刀した佐々勘兵衛、灰方藤左衛門は、直ちに召抱へて扶持せられた。當時の社會は之を傳へ聞き、内匠頭の士心を獲て居られる事の、偶然で無いのを感稱した。

斯くして長政、長重、長直、長友、長矩に至つた。其上に山鹿素行子が前後二十年、名節を以て一藩の士衆を激勵した。其效實に空しからず、一朝君國の變に會し、眇々たる一小藩から、五十一人の烈士を羅出した。

百九　橋本平左衛門

扨征矢は最早弓弦に上つた。今は單だ切つて放つばかりである。事の此に至るまでに、義徒の艱難辛苦は、實に想像の外である。加之不幸にして中途に病歿し、又は非命に仆れたる人々も尠からぬ。茲に一黨の討入に先だつて、更に個々の行動を回顧しよう。

＊　＊　＊　＊　＊

義徒の一人にして、衆に先だつて自殺したのは、橋本平左衛門であつた。彼は故内匠頭に事へて、百石を食し、馬廻を勤めて居た。去年三月凶變の發した以來、彼は首として同盟に入り、籠城論にも加擔し、殉死論にも同意し、身を獻じて盡瘁したが、議は中ごろ變じて、開城となり、退散となつたので、怏々として樂まぬ。彼が誠忠の心から、一つには亡主に對して此儘生き存へるのを相濟まずと思詰め、二つには同志の忠義を激勵しようとの意もあつたらう、彼は自ら問うて、自ら決し、腹掻切つて殉死した。

附言。此他「明良洪範」には島喜兵衛といふ士も、衆に先つて殉死したとある。さりながら島喜兵衛といふ姓名は、分限牒にも、同盟中にも見えぬ。是は例の風説の聞書と思はれる。

＊　＊　＊　＊　＊

それから正義黨中に在つて、早く病歿したのは、老岡野金右衛門である。彼は故内匠頭に事へ、二百石を食して、番頭を勤め、事變後堅實なる同盟の一人であつたが、江州の膳所に隠れて、時機到來の日を待つて居る間に、不幸にして病に罹り、昨年十一月に至り、終に此地に病死した。代りに其一子九十郎父の志を繼ぎ、名を改めて金右衛門と稱し、終に復讐の目的を達した。之を二代の忠孝と謂はう歟。

＊　＊　＊　＊　＊

同じ義徒の中に在つて、其死の最も悲壯慘憺であつたのは、萱野三平重實である。彼が家系は源朝臣頼光から出た。頼光の後裔左京大夫頼弟が右大將頼朝の時攝州萱野郷を賜つてから、世々此に住居した。それで直ちに萱野を姓とした。三平の父を七郎左衛門重利という、幕府の旗下大島出羽守に事へて居た。三平は其次男にて、幼名を卯平次と稱した。彼は幼少から聰敏であつたと見え、其十三歳の時、出羽守は彼を内匠頭に推薦したので、近侍に列せられ、十二兩二分三人扶持を賜つて、中小姓を勤め、常に江戸の邸に居た。昨年三月十四日殿中に於ける凶變の際、彼は主君の供廻に立つて居たが、凶變に會し、即日早水藤左衛門と倶に最初の報告を齎して、四日半に東海山

陽の兩道を馳下つて、之を赤穗に報告した。此途中故鄕萱野の邊に差掛る時、兎看れば親族知己の人々が一棺を護して、今しも葬を送り來るに邂逅した。三平乃て馬を駐め、『何人の葬送でおはす歟』と問へば、『何人ではおざらぬ、御身の母上にておはすぞ』と口々にいふに、三平は魂を消し、『君は東都に於て自盡され、母は故鄕に在つて沒去せらる。臣子の大變焉に加へるもの無し』と、悲懷其胸に充ち、漣然として目送し居たが、屹と心を取直し、『母上の葬式は一家の事、主家の變報は國の大事である。今日の場合に際會し、私情の爲に公事を緩慢にして可ならんや』と、其儘棺に目禮し、涙を拂ひ、鞭を揚げて、赤穗を望んで馳去つた。唯此一事のみにても、彼の忠烈は看ることが出來る。

原木口繪　大石內藏助の辨當箱（安場男爵家藏）
一たび蓋を取り其の外箱を開けば、內に、酒注、飯櫃、杓子、箸、皿等悉く具はれり。

百十　萱野三平

三平は其儘赤穗に留まつて、直ちに同盟の列に就いたが、開城の後故鄕萱野に還り來り、茲に始めて母の喪に服した。さりながら、復讐の志は未だ嘗て一日も怠らぬ。恰も好し萱野と山科とは其距離僅に十里餘に過ぎぬ。それで屢々內藏助の許を訪ひ、東下の事を相議し、年來春初の頃までには是非とも江戶に向はうと、獨り私に肺肝を碎いて居た。

時に父七郞左衞門重利は既に鄕里に隱居し、兄の長好が其後を襲ぎ、主人出羽守に隨行して、長崎に于役し居た。父は三平が年壯にして浪々の身となり居るを不便がり、或家の養子に遣らうとの交渉を始めた。三平は實に氣が氣で無い。それで一日父に見え、

『私、此儘に引込んで、田舍に朽果てまするも心外でおざれば、今一度江戶に出で、仕官の途を求めたう存じまする。何卒之に御同意下さるやう』

と申出でた。處が父は極めて律儀な人であるから、頭を振つて、

『それは成らぬ。其方は仕官の爲に出府したいといへど、其方の望は仕官でない。亡君內匠頭殿の讐を復しようとするのであらうが、不備其方が淺野家に事へるに至つたのは、何方のお蔭ぞ、我主出羽守殿の御推擧に賴つたのである事は、其方も善く記憶してあらう。自分は其方が御殿下を騷がせた科に由つて、一家に如何なる罪科が掛るとも、それを憂ふる者では無い。只懸念に堪へぬのは、是が爲に主家に累を及ぼし奉る一事である。此身が主君を思ふのも、其方が君家を念ふのも、理は即ち一つである。兎いふ中にも其方が君家は既に御斷絕となつた。が、我主家は現存しておはす。其御家にみすみす我子をして累を及ぼさせる事で、七郞左衞

門許されよう歟』
といふ。
三平は實に窮し切つた。己の義心は已む可からざるも、父の忠志も亦棄つ可からず。思ひ詰まつて再び首を上げ、
『父上の仰至極にはおざりますれど、已むに已まれぬ三平が志、憐れと思召さば、此上の御慈悲に御勘當の上、永く此家から御義絶は下さるまい歟』
と改めて請うた。七郎左衞門は淋しく笑ひ、
『馬鹿をいへ、父子は天倫、離別したとて離れられよう歟、且つ虚僞の義絶をしたればとて、事體に何の得も無い。加之それは薄俗の事、此七郎左衞門はせぬ』
といひさして、諳然として涙を泛べ、
『親の口から我子に死を勸むるでは無いが、此間に處するの道は自らあらう』
と說諭した。三平は決心した。『一死以て亡君に地下に謝するあるのみ』と。
今年正月十三日の夕、三平は一篇の遺書を作り、之を一僕に附して、山科に遣はした後、明日は亡君の御命日なればとて、齋戒沐浴して先君を拜し居た。されど父及嫂に對し談笑常に異ならねば、一家は意にも留めなかつたが、翌朝八時頃となつても起出でぬので、家人は始めて疑ひ出し、臥戸を開いて之を看れば、東方に向つて端然と坐し、見事に腹搔切つて相果て居た。家人は之を視て驚き惑ひ、狼狽て七郎左衞門に告げた。七郎左衞門は愁然として、『早晚斯くあらうと思うた。決して自殺を他人に漏らすな。人樣の御迷惑になる事があらう』とは、三平が同志の爲に祕したのであつた。三平生年實に二十八歲であつた。
三平は遺書を發する際に、時刻を量つたものと見え、其使は夜の引明に山科に達した。恰も三平が家に於て自盡したのと約同時であつた。内藏助は文函を披き、其書を一覽して大に駭き、急に近傍に在る同志を召集し、之を示して嘆惜して措かず、同志の人々も亦皆悲痛の涙に噎せた。後に復讐の擧了り、内藏助以下細川侯に御預の節、侯家の家士堀内傳右衞門此事を擧げて内藏助に問うた時、内藏助は悵然として、『彼れ若し存命にて居申したらば、今度の一列に加はり申す可き志の者にておざつた』と嗟嘆した。
後に重賢が舍兄長好は當時の名家伊藤東涯に請ふ所があつたので、東涯爲に其傳を草した。流石は名家、其文、其人と相待つて、千歲に傳ふ可きである。三平の墓は現に當野鄕谷芝村の陽光院に在る。碑文は堀南湖の撰である。
附言。彼は俳句を好んだと見え、俳號を消泉と稱した。蓋し大高子葉等と同じく清德が門に遊んだのである。それで子葉が討入の際清德に與へた書中に、消泉の事に言及んだ。が、人多くは其の誰たるを知らぬ。幸に東涯の立傳に『重賢別に消泉と號す』とあるのに由つて、其の三平であることが知れる。
「義臣傳」に三平が内藏助に宛てた一篇の遺書を載せる。併し例の好事者の僞作と斷定するから、此には取らぬ。

百十一　矢頭長助

最も一擧の期に近づき、萬斛の恨を齎して病歿したのは、右衞門七の父矢頭長助であつた。彼は故主に事へて、二十石五人扶持を賜ひ、中小姓にして勘定方を兼ねた。凶變の當時から生年僅に十六歲の一子右衞門七教兼と與に同盟に就き、父子倶に忠節の誠を見はした。が、籠城殉死の議中ごろ變じて、本據は開城となり、同盟は解散となつたので、一家擧つて大阪に引移り、同市の新地堂島に僑居はしたものの、固より小祿であつた身の、其上浪々の境涯とな

つたので、赤貧骨に徹する情態に陷つた。さりながら父子の忠義は更に弛廢せぬ。今年七月二十八日京都の圓山會議にも、右衞門七の列席した處を看れば、此際父子倶に打揃うて傳檄に應じ、上京したものと見える。然るに其頃から長助は重病に罹り、翌八月十五日に至り、終に此地に客死した。此今はの際であつた。長助は右衞門七を枕邊に喚寄せ、苦しい息をホッとつき、『我等豫ねぐ大石殿と協議した復讐の志望漸く出す可き時節の到來に會ひながら、弓矢八幡にも見放された哉、今日を限りの命となつた。さりながら我忠義の魂は死すとも消えぬ』と云ひさして、枕邊に置ける一領の腹卷を指さし、『去來といふ日には之を着し、敵の館に討入らうと存じ、貧苦の裏にも是だけは取置いたが、それも今は徒事となつた。御身年若けれど健氣の者、何卒父が志を繼ぎ、此腹卷を父と思ひ、之を肩に引掛けて、天晴れ親子の分の働を爲し、一つには亡君の御恨を散じ、二つには父が願を達して呉れよ』といひながら昏倒した。右衞門七は悲懷胸に充ち、『情ない事を仰せられまするな。御心を丈夫に御持ちなされませ』と樣々に介保し、『設ひ御仰なくも、一擧には漏れじと、心に盟つて居ります。況してや唯今の御遺言、肺肝に銘じて、屹度御宿志に酬いまする』といへば、長助は嫣然一笑して、其儘終に縡切れた。吁志士は溝壑に顚ずるを忘れず、勇士は其元を失ふを忘れずだ。

原本口繪　赤穗城大手門の景

右衞門七今年十七歲なれど、昨年赤穗の祕密會議から、一命を賭して忠義を競ひ、遂に内藏助の許諾を得て、同盟の神文に血を灑いだほどの壯烈の士である。（上篇の十四參看）それが今日亦乃父今はの痛切なる遺命に會うた。一層感奮せざるを得んや。彼は早速内藏助を訪うて、父の物故並に遺命の旨を告げ、此上一層忠節を勵む可き趣を申出でた。誠意は實に其面に横溢する。内藏助之を聽き、一たびは同志の凋落を悲み、一たびは右衞門七の義烈に嘆服した。右衞門七は改めて、『此上は片時も猶豫せられませぬ。早々父の葬式を了へ、直ちに江戸に東下るでおざりませう』と、乃で大夫が許を辭し、長助の遺骸に附添うて、京から大阪の僑居に歸つた。

百十二　矢頭右衞門七

右衞門七は父長助の遺骸を奉じて、大阪堂島の僑居には歸り着いたが、永々の浪々の上に、父の湯藥などの爲に、最早一錢の蓄も無い。お負けに家には老母が殘つて居る。今は金に易得べき物は、父が遺物の腹卷一領あるのみである。右衞門七は意を決し、亡靈に對して、『暫時の間許させ給へ』と告げながら、家主野間屋久兵衞に相談し、之を質屋に典して、若干の金子を借受け、僅に父の葬送を濟ませたが、濟まされぬ物は腹卷の典料である。種々に才覺して見たが、如何にしても其金が出來ぬ。さればとて彼腹卷は慈父の精神の託する所、之を棄てては

父の今はの遺命に背く。死せん角せんと憂悶苦惱したが、大行不省細瑾、大禮不辭小讓。とは此場合。處も方便、好し〳〵隱して取出さう」と決心し、再び家主久兵衞に就いて、「前日お世話を願つて質物に納れた腹卷は、私家に取つて重代の重寶、今の間に少し手入れして置きたい處がござる。遲滯はいたさせぬ。早速お返しするほどに、暫時手許に御回し下されまい歟」と依賴した。眞率な少年の依賴であるから久兵衞は疑はぬ。求めるがまゝに借來つて右衞門七に交附した。右衞門七の欣想ふ可しだ。

『是さへあれば千人力』と即夜一通の殘書を留め、『一時要用あつて暫く借用する。結局は御迷惑を掛けぬから、御容赦に預りたい』との旨を認め置き、母を連れて堂島を立退いた。賴む所は越後の松平大和守の家中にて江戸の邸に居る叔父である。之に母の行末を託しようと志し、母子相伴うて、東海道を下り、遠州荒井の渡まで來たが、茲に少年初旅の悲さは、婦人の旅行切手を用意して來ることを知らなかつた爲に、此處の關所にてピッタリ止められた。行かんには關門通ぜず、歸さんには老母一人、進退實に谷つたが、忠烈至孝の精神は窮して益々奮揚し『さらば播州に引返すの外はおざりませぬ。御難儀ではおはしませうが、是からお伴いたしませう』と、轉じて遙々赤穗まで送り着け、所親の許に母を託し、其足にて復び取つて返せば、さなきだに少許の旅費、途中にて殆んど竭果てた。が、右衞門七は更に之にも屈せず、艱難辛苦して江戸に着き、清水右衞門七と變姓して、南八丁堀湊町平野屋十左衞門が裏店に片岡、大高、貝賀等の同志と同居して、終に一擧に際會した。善い哉教雅の志や、十二月十四日大雪の夜、亡父の戒名を書きつけたる紙片を兜の裏に藏し、之を戴いて驀地に敵營に斫入つた。我は百回之を言ふ、『求忠臣于孝子之門』右衞門七の行動を視る者は、聖賢の人を欺かざるを悟るであらう。

忠孝の感孚する影響は偉大である。翌年二月右衞門七等切腹の報大阪に達すると、例の家主久兵衞と質屋某とは相談して、立派な法事を擧行した。後に高松の隱士河田正休は攝州上福島の淨祐寺に教雅の碑を建てた。文は高松の文學菊地武賢の撰に繫る。

附言。從來右衞門七父子の事蹟を記するものは、區々にして一ならぬ。自分は諸書を薈萃して始めて其眞相を得た。長助死去の時日は右の碑文に據り、其場處は「堀内覺書」に徵し、其他は「報儀錄」「二義人錄」「四十七士傳」を宗とし、間、義臣傳中の事實と信ぜられる部分をも參取した。

百十三　吉田忠左衞門

一黨の統首、大石内藏助良雄に次いで、第二に指を屈しなければならぬのは、事實上の副統領吉田忠左衞門兼亮である。此人の家は赤穗の世臣であつて、身分をいへば足輕頭兼郡奉行、食祿はと問へば、二百石、番頭の列にも入らなかつたが、忠左衞門人となり、軀幹魁梧にして、强敏人に絕し、武藝に達し、兵法に通じ、兼ねて文學の嗜あり。其言語の明晰にして、辭令に巧なることは、夙に一藩の稱讃する所であつた。而うして其雅量は能く人を容るゝに足り、其器度は能く衆を服するに足るものがあつた。それで國難以來内藏助は此人を援いて、萬事を圖議した。而うして彼が如何に雅量に富んで居たかは、赤穗城守の日に、高松の間諜竹井金左衞門を一たび引捕へながら、要害を指示して之を放還したのでも知れる。

彼は又勉强にて倦まず、事を苟もせぬ士であつた。其一例を擧げれば、赤穗侯の祖内匠頭

原本口繪　泉岳寺山門

長直の時に、近藤三郎左衛門といふ藩士があつた。兵法を小幡勘兵衛景憲に學んで、其蘊奥を極め、斯道を以て赤穗侯に事へ、苅屋の城は實に此人の繩張に成つたほどである。從つて關西の士人にして兵法を修める者は、多く此門下に聚つた。先君内匠頭長矩の世には、其子近藤源八家學を嗣いで、門戸を張つて居た。それで忠左衛門も之に就いて教を受けて居つた。其中に國難は發したが、彼源八は父に背つかぬ下劣の男で、後日神崎與五郎則休が「憤論」に上り、筆誅を加へられた通り、大野が黨となり、瓦解の際に金儲のみを心掛けた癡者であつた。時に忠左衛門は六十一歳である。其年齢といひ、場合といひ、殊には源八が下劣さといひ、大概の人ならば、再び其業其人を顧みもしないであらうが、忠左衛門は思惟した。『自分には爲さうと思ふ所がある。源八の人物如何の如きは、暫く問ふに遑あらず。斯業を終へて行かねばならぬ』とて、一人留まつて源八に就き、其の遺した所を講究し盡し、而る後赤穗を立去つた。

今年二月彼が一たび京都に出で、内藏助から其名代として關東鎭撫の大任を委ねられた時、『願はくば同盟を會し、衆論の一致を待つて、而る後に出發仕りたい』と求めた處に、彼が思慮の周密と、大事に幹たるの才力は見える。彼は又頗る敬神家であつた。其京都滯在中、恰も菅公の八百年祭に際會した。それで忠左衛門は一七日が間北野に日參し、至誠をこめて立願する所があつた。其折社頭に捧げた歌に「梅」及「松」といふ題にて、

『かきくらし雪ふりつもる山里も、垣ほの梅は春を忘れず』

『去年今年年を重ねてさく梅も、わきて匂の深き春かな』

『百年の數を重ねて若緑、猶老松の千代や經ぬらん』

『花咲かぬ里はあれどもあしびきの、山には春の松ぞ色こき』

此至誠あればこそ、彼の志望は遂達したのであらう。

百十四　同　其の下

忠左衛門は實に文雅の士であつた。彼は京都を立出でてから、到る處の佳景名勝に其吟眸を留めた。

逢阪にて

『九重の霞を分けて出る日の、曇らぬ御代にあふ阪の關』

小夜の中山にて

『夜をこめて越行く旅の空なれや、東雲ちかし夜の中山』

又

『ながらへば命ともなき夢の世に、越ゆるやなごりさ夜の中山』

薩埵山を越ゆるとて

「われだにも三保の松原富士の雪、心や空にかゝる白雲」

清見關

「天の原霞も晴れて清見潟、月をとゞめよ波の關守」

之を吟誦すれば、恰も騷人詞客が長閑なる探勝の旅路のやうに見える。自分が每度英雄の胸中には閑日月があるといふのは、此處である。が、又其一面古戰場を過る每に、戰略眼を放つて、其地形を視察し、心に領し意に解する所、矢立を取出して、一々縮圖を作り、平生の學ぶ所に對照した。

此行彼は伊勢に入つて、大廟に參詣し、一篇の願文を讀上げ、丹誠を凝らして、祈願する所があつた。彼の精誠も亦想見す可しだ。斯くて山田から津に出でて、此に一宿したが、此地に水浪久太夫といふ舊識の一豪傑がある。忠左衞門は之を旅宿に招いて久濶の情を敍し、近松と三人鼎坐して、終夜酒酌みかはし、治亂興亡の由るところ、扨は戰鬪攻伐の得失などを談論したが、水浪は早くも兩人の此行徒事には非ずと推し、互に言はず語らざる間に餘情を惜み、翌朝茲に別を告げた。

既にして一行は三月五日に江戸に到着したから、早速在府の諸同志に通知し、越えて三日、同月八日に堀部父子及奧田父子等と會合した。是等の人々は急進派中の急進派であるに、吉田の齎す所の使命は復讐の延期である。普通の同志では中々說伏し得さうも無い。忠左衞門は乃て諄々として内藏助が主家の繼續に心慮を惱ましつゝある狀から、結局一黨と進退を倶にし、復讐の擧を斷行す可しと盟つた事を談じ、「事既に此に至れば、要は時期の論である。方々も曲けて之に御同意ありたし」と勸說した。急進派は内心大不平であるか、京洛派の衆論一致とあれば、關東連だけでは力が足らぬから、「さらば據もおざらぬ。仰に從ひ暫く時機を見合せませう」と答へた。機敏の忠左衞門は之を聽くや否や、「是ほどの議に方々も早速御同意あるは、是れ全黨一致本望を達す可き吉瑞と存ずれば、此旨直樣大夫始め同志の許に報じ遣はす可し。諸君からも各々御一筆御申遣りのほどを希望いたす」といふに、何れも辭む可きで無い。それ〴〵手束を認めて差出した。斯くして咄嗟の間に關東同志の輿論を一定した。唯此一事のみにても、忠左衞門が衆に統領たるの技倆は見える。

昔、支那戰國の毛遂は賢者の世に在るを評して、一錐を囊中に容れたる如し、必らず其穎は脱出して見える、といつたが、實に其の通りである。忠左衞門が江戸に出た事が、追々知る者に由つて知らるゝや否や、松平備前守、酒井伊豆守等の諸侯から厚祿を以て召抱へたいと申込んだ。されど彼は其都度之を辭して、何れにも仕へる心が無いと申切つて謝絶した。彼は初め祖父の名を其儘に篠崎太郎兵衞と假稱したが、後には又更に田口一眞と變名し、作州浪人の兵學者と觸込んで一戸を構へ、舊の近松勘六は田口三助、子息の澤右衞門は田口左平太と稱して同居した。是は七月以後の事である。顧ふに吉田澤右衞門は乃父出府の後、其跟を追うて、同じく下向したものと見える。

尚忠左衞門に就いて言ふ可きは、彼は出府以來、進物を調へて、小田土佐守、西山六郎兵衞、扨は淺野家滅亡後知郡事として赤穗に下られた御代官石原新左衞門、岡田莊太夫などの宅を見舞ひ、それ〴〵主人に面會して懇談する所があつた。是は無論主家再興の運動であつたと思はれる。が其傍には同志を指揮して、絶えず讎家の消息を探らせ、是等は一々内藏助に報告する。而らして一面には同志の人々の實情、

食料、旅費、運動費、是等を計つて、それ〳〵に支給した。内藏助に次いで最も機務に多忙を極めたのは、恐らく此忠左衛門であつたらう。

百十五 吉田澤右衛門 貝賀彌左衛門

彼の齡は最早耳順を踰え、今年六十二歳であるが、身材魁梧なる上に、氣力は尙横溢し、

原本口繪 華嶽寺、門は舊赤穗城の鹽屋門を移したるもの

胸には小幡流の兵學を蓄へ、膽勇あり智略あり、誰が目に視ても一癖ある面魂、町人などと觧込んでも、所詮受取られさうにも無い。それで彼は作州浪人田口一眞と稱し、新麹町六丁目大野屋喜左衛門が裏店を借受け、兵學師範の門戸を張つた。化けるに其途を得たものである。が、是には又外に工夫がある。兎いふは彼は方面の上將であるから、同志の出入は最も甚しい。お負けに關西から下向する面々は、何れも此を指して來り、其隱栖を見出すまで、皆其家に止宿する。現に大石主税の一行の如きも、石町三丁目の小山屋が控家を借出すまでは此に足を留めた。即ち一眞の家は宛然たる浪人宿であつた。是が普通の職業家と稱したなら、直ちに近處の物議に上つたであらうが、其處が兵學師範家の觸込であるから、世人も深く怪まなかつたのである。畏ろしい職業もあればあるものよ。

斯くして忠左衛門は片つ端から同志を各處に配置する。其中一戸を構へる人があれば、世帶道具を買調へさせて送込む。家賃、食料、運動費、備用に應じてそれ〳〵分配する。文書の往復、東西の變態、之を其一身に綜べた。而うして敵に對する監視警戒には最も其心力を傾注した。其中上杉家にては上野介の江戸在府を危ぶみ、遂に米澤に帶んで、遂に此に引移らせるとの評判が立つた。若し之を實行せられては一大事である。忠左衛門は乃ち同志を部署して之を二組即ち晝組及夜組とし、晝は晝組に命じ、種々に姿を扮させて、敵を偵察させ、夜は自身に夜組を率ゐて、彼本庄の四近を巡行し、未だ嘗て一夜も之を怠らなかつた。是は敵若し人目を避け、夜中に立つて米澤に赴くこともあらば、途にて討取らんが爲であつた。從つて彼は吉良邸内の樣子から、同邸に往來する大路小路乃至は里程の距離、扨は攻撃の方略に至るまで、仔細に講究して、一々之を同志に頒つた。是等は皆彼の兵學から打算し來たのである。

彼は斯くの如くして心身を一黨の純忠と快擧の進行に委ね來た。されど彼も亦血あり情ある人、東の寓居の秋に逢ひ、節物移ろひ、鳴き散りて、雲居に名ある雁が音を、更の夜に聞く時は、爭でか懷郷の思を催さざらん。此年の秋古郷へ雁といふ題にて、

思ひすてしゆふべなれども故郷の、たよりとや聞く初雁の聲

と詠出した。什中の一句、たよりとや聞く〳〵は、言ふまでも無く、たよりと聞かん[illegible]

る。一唱實に三嘆に勝へぬ。

既にして十月下旬に至り、内藏助の下向となつたので、豫め其隱栖地を準備して、其人を鎌倉まで出迎へ、爾後一黨の密議は内藏助の僑居と此忠左衛門の寓居との二箇所のみにて開かれ、快擧の決行に至るまで其神機妙算は半ば彼の協贊に成つた。夫の有名なる起請文前書の如き、實に彼の方寸から出たのである。一黨の副統領が器度斤量亦以て觀る可きでは無い歟。

* * * *

忠左衛門の子息澤右衛門兼貞は凶變の際尙部屋住にて在國したが、六旬の老父が大義の爲に起つて一身を捧げるに會うて、澤右衛門も亦躊躇せず、早くから同盟に就き、父を扶けて周旋した。

今年一擧の期近づくに及び、父の跟を追うて下向し來り、田口左平太と變名して、父と同居し、徐に時機の到來を待つた。

* * * *

貝賀彌左衛門友信は吉田忠左衛門の實弟で、夙に母方の養子となり、其家を繼いで、金十兩、米二石、三人扶持の小身ではあるが、内匠頭に事へて、中小姓兼藏奉行を勤めて居た。既にして昨年の凶變となり、彼は兄忠左衛門と最初から正義を唱へて、義盟に列し、絶えず目的に向つて直進した。それで頗る内藏助の信任を得、彼の同盟試驗の專使となつた一人は、即ち此人であつた。（上篇の第九十七参看） 彼は十月上旬まで内藏助の周圍に在つて之を助けたが、棟梁東行の日決定するに及び、之に先だつて江戸へと下向し、片岡源五右衛門等と同居して、只管偵察、討入の事に盡瘁した。

百十六　寺坂吉右衛門

既に吉田忠左衛門父子の事を述べたから、之に因んで寺坂吉右衛門信行が上を一顧しよう。

一黨の義徒四十七人中に、足輕の列から奮起して、義盟に就き、最後の引揚まで進退を倶にしたのは、唯此寺坂吉右衛門一人であつた。彼は故内匠頭在世の時、僅に弓手の一輕卒として奉公した。が、其性質溫厚篤實にして、情誼に厚く、人の急を見る時は、恰も自家の事の如くに親切を盡した。而うして其弓術の技は人に超えたるものがあつたと見え、大石内藏助は時々之を呼んで、子息松之丞に其弓術を授けさせたほどであつた。斯かる人物であるから、此手の足輕頭吉田忠左衛門は大に之に目を掛けて引立てた。吁『人生感意氣』だ。吉右衛門は居常深く此一切己の撫愛に感じ居た。既にして一旦凶變は勃發した。一黨の有様はと顧みれば、大野父子を始めとして高祿の士も八分まで、主家を見棄てるくらゐだから、同列の輩は皆散り〳〵ばら〳〵となつた。

吉右衛門之を睹て、慷慨に堪へぬ、一日竊かに吉田忠左衛門に見え、『此頃承はりますれば、尊公様始め忠義の御方々、大義の思召立ちおはしますとの御事。私輕卒の身分ではおざりますれど、御國恩を荷ひましたる上に變りはおざりませぬ筈。且つは此不肖の吉右衛門に、尊公様日頃御眼を掛けさせられた御厚誼のほども、亦心魂に銘じて居りまする。上は御國恩に報じ、下は御厚誼に酬いまするのは、此秋であると存じますれば、烏滸がましうはおざりますれど、何處までも尊公様と死生を倶にいたしたう存じまする。何卒尊公様の御執成を以て、私を御同盟中に御加へ下さるやう願はしう存じまする』と申入れた。吉右衛門平生の氣象を熟知した忠左衛門は深く之を感嘆し、『高祿の士すら逃匿れる世の中に、天晴の志、忠左衛門如何にも推擧するであらう』と、乃て之を内藏助に申請した。内藏助も亦大に嘆稱し、早速同盟の列中に加へたのであつた。

（原本口繪）華岳寺の忠義塚

爾後忠左衛門は太陽系に屬する地球の如く、吉右衛門は亦其地球に屬する月輪の如く、到る處に追隨し、今年三月忠左衛門が關東方面の棟梁となつて東下するに及んで、吉右衛門は亦扈從し來り、心身を捧げて、内外の事何くれと無く、實に忠々しく働いた。彼は江戸に下着した後、吉澤吉右衛門と名乘り、又或時は町人伴介と稱して居たとの事である。憶ふに新麹町六丁目の兵學教場にては、忠左衛門が老先生、澤右衛門が若檀那、吉右衛門が忠僕の體裁にて一家は組織せられたであらう。

百十七　原惣右衛門

老母の自害

一黨の副統領として、内藏助が左右の腕の一つと頼まれたのは、原惣右衛門元辰である。彼は淺野侯に仕へ、三百石を食して、足輕頭を勤めた。去年三月十四日の凶變當日には、咄嗟の間に龍の口なる傳奏屋敷を取方着けて、衆目を驚かした。（上篇の第二十四參看）が即夜大石瀬左衛門と江戸を發しては、五晝夜にして赤穗に馳着け、再び世人に仰天させた。（上篇の第三十七參看）扨赤穗の會議に列席しては、大喝一聲して大野九郎兵衛を走らせ、（同第三十八參看）内藏助疔患に罹つた間は、常に代つて同志との交渉を引受けた。其誠忠、其精力、其氣宇、其技倆、寔に一黨に超出して居るので、内藏助は吉田忠左衛門と此人とを援いて萬事を協議した。

内藏助が山科に移つた後、惣右衛門は倚赤穗に殘つて居た。其中内藏助から書を寄せて、出京を促し來た。時に惣右衛門の母堂は七十五の老齢であるから、寔に心にかゝるが、大義には易へ難いと決心し、乃て出發の用意を整へて、老母に向ひ、

『此度大石殿から手紙が參り、少々打合せたい事がおざりまして、京都へ上りまするが、談合の都合に由りましては、或は江戸までも罷下る事のあるやも知れませぬ。若しも左樣相成りますれば、存外手間どれるでおざりませう。折角御障ないやうに、お厭ひなされませ』

とさりげなく暇乞をした。此母刀自は京極家の奥にも長く勤め、原家に歸いで良妻賢母の名ある人であるが、惣右衛門の顏をつくづく打守り、

『愈々それでは打立たれる歟。江戸までは遙々の旅路、心勞のほど察しまする。今更申すまでもおはさねど、我家代々厚祿を戴き、國の御厚恩を蒙つて居りますれば、此節の御國難、一死御恩に報ずるは、武士たる者の本分でおざります。善うこそ思立たれました。是が今生の御訣れ、折角勇氣を勵まして、本望を達せられまするやう、それのみ深く祈ります』

と、いと可嬉しげに陳べられた。其言語は紫電の如く、直ちに惣右衛門の肺腑を衝いた。惣右衛門は衷心から感嘆し、

『實は母子兄弟に對しても、機密を漏らす可からずとの盟約の手前、お隱し申して居ましたが、母上ほどの御方に申上げぬも心殘り、眞情は御察しの通りにおざりまする。それに就いても母上の御先途御見送り申上げる事の出來ませぬのが、何よりの遺憾におざりまする』

と、覺悟の涙は時雨の如く、其胸に交はつた。

母は聲を勵まして、

『忠孝兩つながら全きを得ぬことは、日頃御身の知られる所、亡君の讐を報はうと思ふ者が、此母に心を惹かされるとは何事にておざります。此期に及び萬一それに拘はつて、忠節を失はれるやうならば、最早對面はいたしませぬ』

と凜然として言切つた。惣右衛門は益々感激し、

『御教訓忝けなう存じまする。さらばお暇を……』

といひ殘し、京都へと赴いた。

山科に入つて、内藏助に會合し、種々に協議を遂げて見たが、『一擧の決行にはまだ早い。暫く隱忍して時機を待て』との言に、さらば此間に一家の處置をして來んと、乃て赤穗に立歸つた。母は之を見て一室に招き、一擧の進行如何と問うた。惣右衛門は明らさまに上方の事情を話しつゝ、此間に一家の方をも着け、且つは母上の御機嫌を今一度伺はんと存じ、罷り歸つた次第におざりまする』と告げた。『扨は左樣でおはした歟』とばかりにて、さりげ無き體に見えたが、翌朝日闌けるまで母の起出で來らぬを訝り、下女に吩咐け、ソと臥戶を伺はせた。すると其室にてアッと驚き叫んだのは下女の聲。唯事ならずとて、惣右衛門駈入り見れば、母は端坐して刃に伏し、行儀も崩さず縡切れて居た。兎みれば傍に一通の遺書がある。惣右衛門は手に把るも遲しと披き看れば、忠孝の兩つながら全うし難き旨を繰返し、『一たび今生の別れを告げながら、今亦家に歸り來られるは、畢竟此母に心を惹かれる故と存ぜられる。斯くては御先祖より以降、名譽ある此原家の面目を汚されぬとも測り難ければ、茲に死を以て御身の忠節を勗める』との意が認めてあつた。

惣右衛門は此書を推戴いて慟哭した。

彼惣右衛門資性重厚の人にして、爾來一擧に對し、寧ろ常に急進主義を執つたのは、此節烈なる老母の死に負ふものゝ實に多かつた事が察せられる。呼此母にして、此子あり。原と岡島との兄弟が名節を砥礪したのも、洵ゝ亦偶然に非ずだ。

附言、惣右衛門の母氏が自害から許多の謬說が傳はつた。第一に之を近松勘六の母と謬り傳へたのが、鳩巣の「義人錄」で、不幸にも此名家の名文に入つたので、最も多く世人を誤らせた。是が復た再轉して「窓のすさび」には神崎與五郎の母となつた。

それから第三には之を杉野十平次の母とし、母子が京都に於て貧苦に迫り、窮居する折柄、愈出立となつたので、母は自殺して十平次を激勵したといふのが、「後藩錄或說」である。殊に知らず十平次は江戶に在り、お負けに一黨中の富裕家で、千金を散じて、同志を助けた俠烈者であつたことを。

但し此三說は單に著者が當時の浮傳に誤られたのであるから、尙恕す可きであるが、「赤穗記」といふ大俗書に至つては、之を武林唯七の母として、お負けに見るも厭やな拙い遺書まで捏造した。是に至つて極まれりと謂つ可しだ。それから「一夕話」になると、此書置の文體までが全然違つて居る。捏造子の爲す所は、大概皆此類である。而うして是等の輩は、老母の事を討入の前後まで考慮せる神崎の手柬や、武林の詩などのある事を知らぬと見える。氣の毒な連中だ。

百十八　同　速發の計畫

惣右衛門は母堂の自刃に會うて、一層復讐の志を勵まし、乃て葬儀を了へ、一家を方着け、家族を引連れて、大阪に來り、天滿老松町に一戸を借りて、其居をトし、山科と赤穗の連絡を繫いで、關西・西國の同志を統率した。既にして關東の同志堀部安兵衛等の猛進派が、一擧の決行を内藏助に迫つて已まぬので、九月に入り、内藏助は惣右衛門を擧げ、鎭撫の爲に江戸に下向させたが、惣右衛門の此行は、恰も西鄕隆盛が島津久光氏の命を被り、京洛に集つた激烈黨の鎭撫に上つたのと同一であつた。即ち鎭撫は投置いて、寧ろ急進派を助け、速發の方略を協議した。それで同年十一月内藏助出府の際、旅館會議を開くに及び、惣右衛門は堀部が明年三月の決行說を贊成し、一たび之を確定議にまで成立させた。彼の英氣勃々であつたのは、此一事でも察せられる。乃て此議が成立したから、彼は内藏助よりも後に殘り、倘種々決行の手段を打合せ、十二月二十五日大高源五と打連れて江戸を發したが、兩人倶に亦中々の敬神家で、途すがら伊勢に立寄り、大廟に參拜して、祈願を籠め、今年正月九日に歸京した。

既にして約の期限も近づいたが、亡君の舍弟大學氏の御處分は埓のあきさうも無い所から、内藏助は關東連の爆發を憂慮し、今回は吉田忠左衛門を下向させた。此際、會議に於ても、惣右衛門は關西の急進派を代表して、悲憤慷慨の意見を發表し、終に内藏助から全黨一致復讐の保證を取つた。是に至れば根が重厚の人であるから、大局の上に鑑みて、一旦延期說に同意し、關東連にも書を寄せて、間接に忠左衛門の鎭撫使命を帮助し居た。處が三月も過ぎ、四月になつても、公儀から何の御沙汰も無い。それで關東連は亦又焦り出した。武林唯七不破數右衛門は關東連を代表して、京洛派の決心を促しに來た。兩人の先づ投じたのは、即ち惣右衛門の家であつた。

是時に當つて、惣右衛門の苦衷は實に非常であつた。彼は急進派の領袖ではあるが、内藏助が淺野家の社稷だけは存したいとの精神をも、亦善く諒して居る。此點に就いては無論内藏助と同論である。されど淺野家御再興を仰出されたる上にて、全黨一致して復讐の擧に出たならば、直ちに累は主家に及ぼさうである、それは臣子の分として如何にも相濟まぬ。兎いひて復讐の擧は已むに已まれぬ志望である。善し／＼、内藏助等の多數は主家再興に盡力させ、極く少數にて内藏助等に知らせずして、一擧に及んだなら、さまでは主家再興にも障らず、不倶戴天の義をも全うしようと決心した。今日の事は最早此に出づるの外は無いと決心した。恰も是は内藏助が義に二月の山科會議にて、主家御再興の上は、此内藏助唯一人總名代となつて、復讐の擧は何處までも遣りつけると、主張したのと同一である、是れ之を異曲同工とも謂はう歟。茲に至つて人をして益ゝ敬服に堪へさせしむるものがある。之を世上に見渡せば、難を避けて易に就くのが、一般の常情であるのに、大石といひ、原といひ、揃ひも揃うて、易を避けて難に就かうとするのである。古の程嬰、公孫杵臼と美を東西に媲ぶ可きである。

百十九　同　惣右衛門と武林唯七の問答

惣右衛門は決心したが、容易に此心底を少しの人々に打明けぬ。武林唯七は惣右衛門に會ひ、是非に一黨に引離れて事を擧げよと勸めたれど、惣右衛門は二月山科の決議を盾にして、此約束に違つては相成らぬと、反對に宥めたので、唯七は悄々として立去つた。而も惣右衛門の決心は石に非ず轉ず可からずた。此[illegible]中の意志を

第一に指表す可き者は、堀部安兵衛、奥田孫太夫、南人の外は無いと、四月二日附を以て、秘策の在る所を南人に申遣はした。其書中に、「上方にて此人數を撰見申候て、十四五人はこれあるべくと存候」とある。大高源五、潮田又之丞、中村勘助、岡野金右衛門、小野寺幸右衛門等以下の人々と見える。

此計畫に關し、不思議に吻合する事實を見出した。元祿の快擧から約一世紀の後、大阪の文學中井積德が許に、同市瓦町の武具屋西村某が訪ね來り、永正祐定の一刀を持參して、「是は私家の重寶でございまする。何卒先生に之が記をお願申したら存じまする」と言出でた。積德『其重寶とする所以は』と問へば、某は答へて、『私家は御承知の通り、代々武具屋でござりまするが、元祿年中の事でござります。或日好年配の男が店に參りまして、或御武家様が鎖帷子十五領ほど調達したいとおつしやりまするが、何か賣つては下さるまい歟と申しまする。それは恰好な品がある。代價は若干と申聽けまするると、其男は財布の金を勘定しながら、些と不足いたしますれば、出直して參りますると申して、立去らうといたしまする。店では呼留めまして、お前さんは何方の方でおいで歟と問ひまするに、私は高津に住まひまする傘屋でございまするとし申して出行きまして、間も無く擔いで參つたのが此刀でござります。扨傘屋は申しまするには、お武家様でも少々お金の御都合があるので、此刀を幾らにお引取り下さつて、殘りは現金にて御渡しいたし、それで前の鎖帷子十五領をお貰ひ申したいとの事。それで此刀を看ますれば、中々の業物でござりまするから、傘屋の望に委せまして、之と引換に十五領の鎖帷子を相渡しましたが、其後も寄り〳〵此男を見掛けてござりまする。其中に赤穗の義士復讐の一擧は發しまするると、彼傘屋が一黨第三の統領原惣右衛門元辰であつたげなとの評判、當地に隱れ無くなりましたので、私先祖是は我家の重寶とて、此事を子孫に申傳へまして、大切にいたし居る次第でござりまする』と告げた。積德聽いて之を奇とし『永正刀記』の一篇を草し遣はした。それは文集の中にも見える。恰も是は惣右衛門が十四五人の急進派を約して押出さうと志した、其時の所爲と思はれる。是は固より秘中の秘であつたから、鎖帷子の代價までは、内藏助にも議られぬ。それで私財と差換の一刀までを擲つて、之を買調へたものと見える。志士の苦心察す可きでは無い歟。

惣右衛門が如何に大人物であつた歟は、此人口癖の常套言であつた『程好う致さう』といふ語でも知れる。一派の急進派が溫和派若くは因循派の說に憤激して騷ぎ起つ毎に、何時も『先づお鎮まりなされ。程好う致さう』と言つた。大人でなければ、中々程好うは致されぬ。是に至つて襄陽の司馬徽が懷顧せられる。彼は如何なる事件に出會うても、少しも驚かず「善し善し」といつたので、何時と無く世人は「善々先生」の綽名を與へた。彼は一たび諸葛武侯を昭烈に薦めて、天下三分の計を立て、是は一たび大石内藏助を敗殘に扶けて、不俱戴天の敵を取つた。惣右衛門の人品を論ずれば、彼れ亦君子にして英雄の階級に就かう。

百二十　同

眼中に人無き堀部安兵衛が、惣右衛門の義勇膽略には心から敬服し居たのでも、彼の力量は知ることが出來る。

彼は幾んど最後まで京阪の間に在つて、内藏助を扶翼したが、内藏助の出發期愈々決定したので、大阪を引揚げて、關東に向ひ、十月十七日を以て江戸に下着し、和田元貞と變名して、醫

者だと觸込み、醫者で都合の悪い場合には、又前田善藏と變稱し、新麹町六丁目の吉田忠左衛門が借宅に寄留した。既にして石町三丁目の大石主税が寓居には、一黨の總統領内藏助と參謀總長小野寺十内が集まり來る。此方には兩副統領たる忠左衛門と惣右衛門が同居する。是は討入の謀議を便宜ならしめる爲と見えた。一切の誓詞が此兩腦から發したのも、亦尤であつた。彼の有名なる誓詞の前文の如きは、實に此兩副統領の智慧から出たのである。後年寺阪吉右衛門が筆記に、「誓詞前書の文言は、忠左衛門殿、惣右衛門殿御好の通りの文言にて認られ候」といふのは是であつた。三宅觀瀾が「報讎錄」に惣右衛門を傳して、『衆の事を濟したるは、多く其力に頼れり』と謂つたのは、適評である。

是時に當り、原惣右衛門は和田元貞、小野寺十内は油北中庵、間瀬久太夫は三橋淨貞、間喜兵衛は杣荘喜齋、村松喜兵衛は村松隆閑など稱し、一黨の元老らは皆刀圭家だと觸込み、之に奥田貞右衛門の西村丹下、田中貞四郎の田中玄昌を加へ、全黨中から都合七人まで藪庸匙を輩出した。蓋し是等の人々が斯く迄も揃うて此職業を言立てたのは、浪人と稱すれば、人目に注き、町人と名乘つても、受取られさうにも無い、それで此好名目の下に隱れたのである。が、若し當時是等の名醫にかゝつた者があつたなら、それこそ災難、定めて辛い目に逢つたであらう。流石は諸豪傑、上野介に取つて、何れも戰慄す可き大敵であつただけ、それだけ諸病人に取つても、亦實に畏る可き強敵であつたに相違ない。

附言。義臣傳に惣右衛門が大阪を引揚げる前に、既に一たび嫁入らせた一女を取返した話を載せた以來、諸々の俗書に皆之を蹈襲する。さりながら元辰の人となりを通觀するに、左樣な拘々たる小丈夫で無い。名家の著述に一も之を取らなかつたのは尤である。畢竟市井荒唐の談だと斷定するから、自分も之を斥けた。

百二十一　岡島八十右衛門

岡島八十右衛門常樹は原惣右衛門の實弟で、夙に岡島氏の養子となり、其家を嗣いで、二十石五人扶持を食し、内匠頭に事へて、中小姓兼勘定方を勤めて居た。彼は人となり、剛直にして、膂力あり、頗る家兄の風があつた。昨年主家の凶變發するに及び、首として兄惣右衛門と義盟に就き、倶に何處までも正義を主張した。内藏助は夙に彼の公正なることを看透いて居たので、開城前に藩札引換を奉行させ、又藩庫金の分配をも擔當させた。此分配の席上にて、大野九郎兵衛は自家取前の豫期に外れたのに肚を煮やし、八十右衛門の言に悪言した。八十右衛門は日頃九郎兵衛が貪婪無恥なるを憎み、騒動以來俗論を唱道して、正義を沮むのを憤慨して居たので、勃然として怒り、九郎兵衛が家に迫り、終に彼等父子を走らした。（[illegible]）兎にも角にも惣右衛門と八十右衛門兄弟にて、九郎兵衛郡右衛門父子の成敗を前後に遣りつけたのは、偶然とはいへ、一奇であつた。是に由つても兄弟ともに揃ひも揃つた大剛の士であつたのが知れる。彼は開城後一たび京都に出で、内藏助から東下の内命を受けたので、一家の處置をして來んと、赤穗に赴いたが、不圖病氣に罹つて數月彼地に滯在し、今春になつて再び出京した。が、關東へは近松勘六代つて下向した後であつたから、其儘京阪の間に留まつて、時機の到來を待ち、此年十月家兄惣右衛門等と共に江戸に出た。彼は是迄に勘定方として一會計吏に任ぜられ居たにも關はらず、大刀を横たへ、上にも云つた通り、大野九郎

其の宅に迎りつけては、一夜に之を亡らせ、以下に計ずるが、山賊に出逢へば、同時に三人までも斬伏せるほどの猛者であるから、町人體込みなどでは身に相應せぬ。乃ち那武八郎と稱し、中村勘助等と同宿し居た。

當時の一黨皆現存し、一夏長矩侯在國の砌であつた。岡島八十右衛門は同國山中温泉へ入浴を志し、湯治の願を君侯に出だすと、早速休暇を與へられたから、重役の許にも挨拶に廻り、家に歸つて、支度を調へれば、其日は既に暮れ果てた。家内の人々は明朝出立されたらば宜しからうと勸めたが、八十右衛門は聽かぬ。夏の夜路も亦一興だとて、日頃使へる忠僕の文助といふを伴に連れて、家を出たが、七里の行程、お負けに山路、暗闇を破つて四里許も分入れば、是は不思議、行手の路傍に焚火が見える。僕の文助はアッと驚き、主人の袂をソッと引いたが、主人は更に頓着せぬ。何！ といひつゝ近づき覗れば、七八人の山賊ども酒をあふつて談笑し居た。が、「ソレ旅客ぞ！」と一人が叫ぶや否や、其中の三人バラ〳〵ッと駈寄り、彼奴等が常套語にて、

「オイ客人酒手を呉ンネー」

と嚇しかけた。

「何、酒手とは？ 金銀の事歟。生憎此處に持合せぬ」

「呼！ 面倒な、畳んで取れ！」

と、三人は山刀を拔連れた。

「さらば遣はす。それッ！」

と一聲、腰間の大刀拔く手も見せず、中央の一賊を眞ッ兩つ。返す刀に傍の一賊が左の肩から摩切りに切倒した。「アッ」と叫んで、餘す一賊が仰天して逃出す所を、亦背後から一刀を浴せ掛け、

「赤穗の武夫岡島八十右衛門を知らざる歟」

と喝破した。

「素破山荒しぞ、怪我すな！」

と殘る四五人は木立を潛つて、何處とも無く逃失せた。焚火は燃揚がる。酒は上燗なり。

「文助一杯飲め！」

といひながら、酒の主人は入代る。文助は心から驚嘆し、

「扨も畏れ入りましたる檀那様の御手裏、お蔭を以ちまして、命を拾ひましたる上に、サヽにまでありつきました」

と主從は一杯又一杯、乃て薫然として此を去り、夜深けて山中の温泉には着いた。

主從優悠として湯治を了へ、日數經ちて、元來た路を歸りつゝ、賊に出會した處に差掛つた。すると八十右衛門は立停まり、

「前には彼の賊に用があつて、思ひも掛けぬ殺生した。今は最早それの入用も無い。賊の減つたのは氣の毒であれど、彼奴等仲間が世渡の助ともならう」

と言ひながら、財布取出し、木の枝に引懸けて、悠然として立去つた。

英雄の僕は英雄を知らぬといへど、文助は目のあたり此活劇を觀たから、主人を崇拜すること一層非常であつた。主人も亦此忠僕を寵愛し、何くれと無く意を注けたので、主人の一賞詞は感狀よりも難有がつた。既にして藩は亡び、八十右衛門は京洛に浪々した、文助依然其の行く所に追隨し、骨身を惜まず奉公したが、密議は愈々復讎に決し、八十右衛門は兄の惣右衛門と同行して、吾妻に下ることとなつたので、文助是非にとお供を迫つたが、主人の斷じて許可せぬに、詮方なく留まつた。其歳臘月復讎の擧は發し、翌年二月諸士と倶に主人も切腹せられたとの報、紫電の如く上方にも傳はつた。文助之を聞いて、胸を打つて痛哭し、終に剃髪して名を專入と改め、主人の冥福を追修したといふ事である。

附言、此談は未だ確かな憑據を得ぬ、只一夕話に見えるのみであるから、當てにはならねど、八十右衛門としては在りさうな事であるから、暫く此に掲げて置く。

百二十二　小野寺十内

小野寺十内秀和の家は、出羽の名族小野寺遠江守から出でたと信ず可き理由がある。兎申すは慶長年中遠江守は出羽の仙北郡を領し、上杉中納言景勝に屬して兵を擧げ、事敗れて後に沒落した。後年十内が實儲の爲に江戸に出でたる節、仙北中庵と變名した、其變名にて知れる。即ち祖先が仙北から出たので、假に之を氏としたものに相違ない。十内の祖父十太夫始めて赤穗藩士となってから、父又八を經て、十内に至り、内匠頭長矩に事へて、百五十石を食し、京都の留守居を勤めて居た。此人資性溫厚にして、文藻に富み、好んで國風を詠じたが、其詠は當時に在って、頗る作家の域に入ると稱せられた。斯くも溫雅溫藉であるが、其裏に毅然たる氣節を保存した。彼は京都に居て、伊藤仁齋を師とし、其教を承けた。想ふに大石内藏助が仁齋の門に遊んだのも、恐らく此人の周旋であったらう。

十内の内室は同藩士灰方藤兵衛の妹にて、名を阿丹と稱したが、天性温順にして、節操高く、其上亦和歌の嗜あり、揃ひも揃うた一對の好夫婦であった。それだけ夫婦の交情も濃かに、相對して、花に吟じ、月に歌ひ、所謂夫唱婦和の天樂を家庭に被せた。而うして夫婦倶に孝心深く、奉養到らざる所も無かった。所謂父母に孝に、兄弟に友に、夫婦相和し、朋友相信ずるもの、小野寺一家に於て之を觀るともいふ可きである。其老母は中々の長壽で、九十歳に達して、尚元氣であった。それで十内は賀宴を開いて、其健在を祝した。此折仁齋父子の壽詩がある。

賀小野寺十内母九十壽　　伊藤維禎 仁齋

『母氏年高九十强、
無憂無病又無傷。
老萊孝思誰能識、
膝下猶呼爲小郎。』

同　　伊藤長胤 東涯

『羨君官政不違時、
慈母九旬綵更宜、
況復一堂不違食。
更無晨夕倚門思。』

由來伊藤仁齋は生來人の爲に未だ曾て壽詩を作らぬ人であった。此先生が特に壽詩を作り、且つ其詩中に十内其人を古の孝子老萊子に比し、稱揚を惜まなかったのは、畢竟十内孝行の致す所にして、彼が如何に仁齋父子に重んぜられた歟を察するに足るものがある。彼の平生の詠に見る可き什が多い。中に就いて其二三を擧ければ、

炭竈

『山風に雪消の雲を吹きとぢて、烟みじかき小野の炭竈』

時雨

『定めなき空とも見えず槇の屋に、かならず過ぐる夕時雨哉』

老後述懷

『おいぬればよそになされて古を、語るをだにも聽く人のなき』

此老後の述懷を誦すれば、村田春海が『同じ世に同じとさびの友もがな、古事しぬぶ心語らん』と歌つたのと、異曲同工の感がある。如何に高雅な老作子であったかが想はれる。序に言はう、當時京都に金勝慶安といふ歌人があった。此人は醫者にて在りながら、頗る和歌に巧であった。今ならば御歌所寄人醫學博士

井上通女といふ者であらう。十内は早くから歌の心得があつた上に、夫婦ともに此人に就いて益を受けたから、一層造詣する所があつた。彼の書中に往々慶安と見えるのは、此人の事である。

斯かる幸せたる家庭であつたが、其中に主家の凶變は發した。是時十内は齢五十九歳平生夫婦の交情から推せば、自家の進退に就いて、一應は細君にも議りさうな事であるが、彼の頭腦は極めて明晰にして、理義の際に一毫の遅疑を容れぬ。彼は大事を婦人と議せぬ。己に問うて、己に答へ、自ら斷じて進退を大石大夫と倶にしようと決心し、前にも一たび擧げたる通り、鎧一領、槍一筋、着易の帷子一枚にて出發した。下僕の一人が所司代への訴屆はと注意するに答へば、『出入の屆も時に由る。今は無主の一浪人、屆けて禍果を招くの愚を學ばんや』と一言に斥けて家を出で、赤穂に達して同盟に就き、乃ち籠城、乃ち戰死、乃ち殉死、乃ち復讐、終始大石吉田原等と其節を一つにした。

【百二十三】 同　小野寺十兵衛に與ふる書

此頃京都町奉行組與力をして居た小野寺十兵衛は、十内の從弟にて、亦一個の名譽ある士であつた。十内は赤穂に達した五日めに、此人に宛てて左の一篇の手東を寄せた。

『一筆致啓上候、罷下候以來御便も不承候。無御別條候哉。

一此元家中之儀近國か之沙汰御聞傳も可被成候。勿論京風説も可有之と存候。事既に一決仕候事故、貴樣へ此上深く隱し可申儀無之候と存申入候。御他言之儀は御無用にて候。

一上野介殿全存生之由、かたくななる田舍武士にて、主人一人を存知、御仕置之譯有事と言委細之儀を得不致合點、無下に城明ては立退申間敷と、納得不仕候。依之家老か多川九左衛門月岡治右衛門兩人を使者として、御目付中に右之趣を申上候。上野介殿へ切腹被仰付被下候得など願申には無之、家中士共之納得仕候筋を御立被成候て可被仰聞候。左候はゞ共趣をば士共に可申付と申遣候と相聞え、右兩人今月四日五日に着申筈にて、隨分早く罷下り申候。

一一門中より手當左之通にて候。

淺野土佐守殿か以使者家老共へ申し、戸田采女正殿か使者戸田源五兵衛、八田庄太夫、戸田權左衛門、杉村十太夫、里見孫太夫、可野治部左衛門、松平安藝守殿か使者小山孫六、井上團右衛門、丹羽源兵衛。

右之通寸志を使者を以申上候處之事故、諸士自滅之覺悟相極、少も不動罷在候。

一拙者儀去る三日之晩着仕候、直に内藏助宅へ乘込、面上に我等小身に候得共、百年當家之御恩之者にて候。今度被思召詰候事も御座候はゞ、乍憚御同然に何樣にも可罷成と申達候得ば、其意尤之由被申候。番頭奧野將監、先手物頭兩人も、同日銘々宅へ參候て、右之通を申合候。人々格別寸志有者は内藏助へ懸りて右之通申達候と相見え申候。内藏助働家中一等に令感候。進退を任せ申候と相見申候。年若に候得ば、少もあぐみ申候樣子もなく、毎日終日城にて萬事を引請、少もたじろぎ不申、無滯取捌申候。偖々不思議之時節

到来、めいよの狀進候事と存候。上野介殿存生と聞から、家来上下此心有といへ共、人ゝ別にて寸志立被申候はゞ、公儀を輕んじて仕樣に候へば、能程の挨拶して止たるにて候へ共、何も不殘具足一領、槍一本、白帷子壹つ計にて、當分の着替壹つ、挾箱に入て下り候。老母妻子にも此心ざしは不申聞候。樣子にてさとり候事も不知候。此元若之通、彌相果候はゞ母妻を御芳志奉賴候。まかせ置申候上は御恨可申上譯も無之候。蟲同然之小家之者共、且又籠城して、運を開べき爲の事にも無之、脇坂殿へ意趣もなく候。唯城中にて各自滅之覺悟にて候。妻か人遣候はゞ御大儀ながら御越候て、此書中之通を能樣に讀て御聞せ可被下候。女にてもさのみさわぐ間敷覺有之候間、被仰聞可被下候。後に恨も不便に存候まゝ、奉賴候。はや其元へ通じて絕ゝにて、夜中便聞、立候て、早々申上候。火中々々。

卯月七日　小野寺十内

小野寺十兵衛様

猶々一分之事に至ては、一家之名を下すやうの事は有之間敷候間、可被御心易候以上。

彼は大義に殉じて、大切の母と最愛の妻とを棄てゝ、百里難に赴いた。而うして此國難に殉するの覺悟を報ずるの書を指して、自ら名譽の狀を進ずるといひ、「一分の事に至つては、一家の名を下すやうな事は仕らず。御安心下さい」と明言して憚らぬ。彼の決心亦實に尚ぶ可きでは無い歟。且つ此書のお蔭にて、内藏助の人物、斤量、德望、手腕を三世紀後の今日から明瞭に認識することが出來る。十内君に深謝する。難有う。

百二十四　同　丹女に與ふる書

十内は又赤穗から左の一書を妻女に寄せた。

「六日七日の文各一どにとどき申候。はさま何事なう御座なされ候よし、うれしく存候。ずゐぶん心を付て、朝夕の食をうまきやうにしてしんじ可被申候。そもじいよいよぶじ、一だんのことに候。このもとのこと、きづかひのよし、尤に候。さぞ〳〵とおもひやり候。

一九左衛門治右衛門一兩日中にのぼり可申つもりにて、それ次第そのやうすによりてのことと存じ申候。われらはぞんじの通に、當御家のはじめから、小身ながらいまゝて百年御恩にて、おの〳〵をやしなひ、身あたゝかに一生をくらし申候。今の内匠どのにかくべつの御なさけにはあづからず候へども、代々の御主人くりかへて百年の報恩、また身ふせうにても小野寺氏のちやくそんにて候。……かやうのときにうろつきては、家のをず、一門のつらよごしも、めんぼくなく候ゆゑ、せつにいたらば、心よく死ぬべしと、たしかに思ひきはめ申候。老母をわすれ、妻子をおもはぬにてはなけれども、武士のぎりに命をすつる道、ぜひに及ばぬ所とがつてんして、ふかくなげき給ふべからず。母ごさまいくほどのまも有まじく候。いかやうにしても御りんじうを見とどけて給はるべく候。年月のこゝろ入にて、じよさいあるべしとも、つゆちりおもはず、申に不及候へども、たのみまいらせ候。われらの金銀家財、これをありぎりにやういくしてま

あらせ、御命なきなから、たからつきたる時、其にうるふ死可被申候。是も不及是非候。おいいま事管やの御方もありつれども、病ひよくなりての事よ、又は国のおやかたしうにきゝてのことよとおもひて、一日ことのび／＼にして、その事なくて、今此やうの時節になり候まゝ、今さら逆じ可申とも申べきにあらず、人の御取べきにもなければ、そもじとも／＼にいかやうにもながらへ、また世のありさまをみ申さるべく候。

一さて／＼おもひがけぬ世のありさま、むかしがたりにきく上世人形の太平記やうのものにて見聞しふぜい、いま此身になりて、誠に風の前のともし火、はずゑの露と爭ふ命となり、日ごろ萬に付て深かりしよくを忘れ、心のきよきこと水の如くにて、わざはひはかへりて出離の緣かと覺候。

一九左衛門治右衛門かへりても、なかなか今の御代にて候まゝ、其ほどはかりがたく、かりそめのことにて、中〻家中合點申まじく、十分に思ふ樣には參るまじく候へば、とかく死去にて候。萬に一つもめんぼく有やうにも成候はば、生て再びあひ可申候。其元のすまひの事も、女の身としてなんぎのほどおもひやられ候ていたはしく候。こゝろざしある御かたがたへ身をまかせ可被申候。

一藤助に萬事たのむとことづて申候。此節文にて申に不及、何事も御さつし給ひ候へと申入候。

一松尾ごふしもさすが他家の人、ことに近國にて候まゝ、わざと控へて不申通に毎日々々に人給はりしよし近頃忝ぞんじ候。其方を頼申こと、能々御申有べく候。此文のやうもみなこそ不申候へとても、御出候はゞ、よきほどに噂もめさるべく候。その內そのかたのこゝろ次第……總じて人に御申あるまじく候。世上に顯るゝ日は、おのづから人も聞事に候。其內にいふもいかゞにて候。まづ／＼さたなし。

一齋安どのへよく／＼頼入申候。狀遣候時節にてもなく候ゆゑ、しんじ不申、萬事たのみて、と国うけ可被申候。

一御日付來十六日に御越と申候。城うけとり十八日との沙汰にて候。のびちぢみもしれ不申候。

一金十兩遣申候。お納戸長兵衛むすめ子むかでに參候にたのみ遣候。命つなぎの爲にて候。又こゝかはし可申候。この方一もんも入不申候。申に不及候へども、僅の金銀にても、たれ殿にも預申さる間敷候。手をはなさずにもちて、是限の露命つなぎにめさるべく候。かならず／＼。

一おいいせもおなじ事に頼申候。かしく。

四月十日　十内

おたんどの

尚〻、幸右衛門はわれらとはちがひ、御おんもうけぬものにて候まゝ、やうすもあるべき事歟。今からはしれ不申、何事も此元のなりゆきを聞届けてのち、ことためさるべく候。その內しんびやうに御入心によく／＼がつてんめさるべく候。こゝろのうちおもひや

りて、さうしにて候、また〳〵文して可申候」

「道理貫心肝、忠義徹骨髓。直須談笑死生之間」といふも、、老小野寺に於て睹る。彼は赤穗退去の後、内藏助に先だつて京都に立歸り、佛光寺通東洞院西へ入町に浪宅を占め、爾來内藏助を扶けて、之が參謀長となり、絶えず帷幄の密議に參預した。

百二十五　同　其東下

赤穗開散後、京都、東洞院西に入る僑居に隱れ、日夜内藏助を扶けて、一擧の畫策に心身を傾倒したが、討入の期も追〻近づいたので、本據を江戸に移す事となり、此歳十月、之が準備として彼は内藏助の郎黨瀨尾孫左衞門を伴ひ、茲に京都を打立つた。

家を出るとて

『思出ば昔行の山の秋錦の、色を別れし袖ぞとも見よ』

四山は黄落すれど、殘紅は尚木末に在る。哀別の思が其色に寓した。

加茂川を渡りて

『おき別れ〳〵猶打渡る加茂川の、水の泡は嘆に立ちそふ』

時は陰曆十月の天、河上の水烟白漾として、滿胸の悲懷と四邊に磅礴する意を寄せた。

逢阪を越えて

「立ちかへりまた逢阪と賴まねば、此へやせまし死出の山越」

丈夫の決心は一句に見える。

志賀の浦にて

「故郷に斷くてや人の棲みぬらん、ひとり寒けき志賀の浦松」

淒涼たる孤懷を丹女に寄せた。

都の空やう〳〵遠ざかれば

「故郷の心あてなる大比叡の、山も隱るるあとの白雲」

彼柿本人麿が「妹かあたり見む靡け此山」と叫んだのと、實に古今同歎である。

同處にて時雨ふりければ

「別れゆく思ひの雲のたちそふや、今日もしぐるゝ東路の空」

處こにてよむ歌の中に

「より〳〵に都に歸る旅人の、數に漏れなん身のゆく〳〵哉」

「忘れ得ぬ都の友の面影に、道行く人を比へてぞ見る」

纏綿の情讀者に掬す可しだ

東路より日の出る國、富士の裾野を通りて

「波間より伊豆の海面さゆる日に、光をかはす雪の富士の根」

既にして箱根に差掛った時、江戸から京都に歸る知人に邂逅したので、一首に作らうて、一書を認め、之を丹女の許に託送した。其書の奧に、

「限ありて歸らんと思ふ旅にだに、尚九重は戀ひしきものを」

と記しつけた。是れ昔呂尚が、封書寄數行啼に比す可く、實に一讀に堪へぬ。斯くて十月十九日に江戸に着到し、石町三丁目の大石主稅が旅宿に寄宿し、變名して仙北十庵と稱し、醫師だと觸込んだが、それでは都合の惡い場合には、假名を河村とも稱し、是から一層熱心で大石、吉田、原等の三四士と俱に復讐の計畫に肝膽を碎いた。尚、其間にも、

江戸に抵りて、絶えぬれば、遠き女の通ふ信なければ

『まくら傳るゆかりの草も枯果てて、霜おきふす武藏野の原』

なと詠出した、信仰の寬裕なることも、想ひ見るにも餘りある。

百二十六　岡 寺井玄渓に宛たる書

懐を叙すれば、風流欣ぶ可く、事を論ずれば、理義明白なるは、此十内秀和である。彼は今茲に東下の後、十一月十六日附を以て、在京同志の一人たる寺井玄渓に宛てて一書を與へ、自家の所見から、同志の現況までを、詳細に報知した。其書は此元禄快擧の半面史とも看る可きものであるから、其全文を引來つて、且つ擧げ、且つ評して見よう。

『一筆致啓上候。彌御堅固にて茶事之衆中と密々法事をも思ひ出し候。玄達老いかゞ。

一當地いまだ無相替儀、池田氏始、各無事にて候。池田氏折々出府にて、衆中に參會にて候。大方事も成就仕寄候。今より永き逗留も有間敷模様に相見候。可御心易候。委細可申時節も無之候。

一下拙儀一かまへ原氏、主税など同宅麹町に居申候へ共、人多にて主税を別宿に一かまへ拵、本町に座敷借を仕候て、三日に之へ移り申候。若き衆計故、拙者附て參居候』

書翰は十内玄渓ともに茶道、友たる形に装ひ、一擧を法事の催に託せたのである。而うして冒頭の一句「玄達老いかゞ」にて、當時其人は尚京都に居たのが知れる。因に思へば成程寺井父子を一黨に加へぬ程の用心ある内藏助が、玄達を主税に同行させて後累を及ぼさせるやうな不注意を爲す可き筈が無い。一義臣傳に玄達が主税の一行に加はつて、東下したやうに書いたのは、作者が推測の筆で、其實玄達は十一月中旬以後に一人窃に下つたものと見える。而うして其人は本町一丁目の七文字屋に止宿し、一擧決行後、同志の遺文書を收め、十二月二十六日に歸京した事は、「堀内覺書」にて慥である。

扨此に所謂池田氏、次項に所謂池久とあるは、言ふまでも無く、池田久右衛門即ち大石内藏助の事である。此書には『折々出府にて、衆中に參會にて候』といひ、「寺坂筆記」に此人の出府後主税と同居を報じながら、「頭立本主にて候得共、居所不定に候」といふのを薈萃すれば、内藏助の出府は祕中の深祕である故に、或時は平間村に、或時は石町に出沒して、人をして端倪させぬやうにしたのか知れる。是は獨り内藏助一人のみで無い。其他の人々も亦多く此形跡がある。

扨其次の條を讀めば、十内、原惣右衛門、主税の行動が判然である。顧ふに是等の諸士は何れも前後して、最初は吉田忠左衛門が新麹町六丁目の宿に着き、乃て十内が同所に別戸を構へたので、相率ゐて一旦此に移轉したものの、此處も多人數であつたから、更に主税を借宿として、新に一戸を構へさせ、十内は之を後見として、同じく其處に移轉したものと見える。扨は十内が當初に借受け、同志を殘して來た宅は何處であつたらう。是は恐らく其後に中村勘助が主人公となつた新麹町四丁目箱屋の借店であらう。それは此處に十内の養子幸右衛門及甥の岡野金右衛門が居たので知れる。

是に至つて今一つ言ふ可きは、主税の構へた新借宅である。前にも其宅は石町三丁目といつたが、是は「寺坂筆記」に據つた。然るに十内は其宅を本町といふ。兩者の言ふところ相合しないやうであるが、今で所謂本石町即ちそれであつたと思はれる。事の序に附一言する。主税の此處に引移つたのを此書に本月三日といふ。而うして内藏助の始めて江戸に乗込んだのが五日である。此二つを綜合すれば、其別宅新設の一事が内藏助の行營準備を兼ねたのまで

明瞭であらう。

百二十七　同　同

十内は更に說進んだ。

『一下着仕、委許樂に逢候へば、馬下りに壹冊取出し見せられ候。則此書にて候。豫て落着之後に書跡・卷御しるし可有申合せにて候儘、其御心得の爲に寫し候て、懸御目候。御閑誦可被成候。扨是讀もの〳〵敷詳に能出來たる事、まづは感心に被存候。乍去愚意に存候とは品替り申候。如何思召候哉。愚意にはケ樣に詞花言葉をかざる事にては不可有、唯事實を具に記錄の體に書き申度候。此所を能〻御考可被成候』

思ふに是は赤城盟傳歟、若くは其他歟同志の物した一擧錄に就き、其意見を陳べたのである。流石は十内、其人の思想は寔に良史の思想である。

『一人〻の勇膽の批判、是大切の第一の事にて候。其期の事は未知候。今までの年月、此節迄身をやつし心をくだき、寔に寢食を不安、只此謀計の外なき一節の忠心を、せめて露ほども顯し置給ほど、銘々の本意不可過之候。豫て發端より、江戶、在所、京邊の事に候儘、能〻御按可被成候へかしと奉存候。貴丈ならで內外を詳に始終しれる人無之候』

論は漸く個人の批評に及び來た。

『一此書に片岡、礒貝、田中貞四郎等を格別の志ありと揚げて書き候。是等は十指のさす所の節をのがし、在所落居の日も忠志の色皆て不見、うろつきの爲笑ひの第一に落入、中頃に歸參して、人並に連りたると可申者と存候。是を褒美の文段は不相應と可申にて候。御了簡可被成候。委許原氏と密々に論候處、右のおもはくにて候。功を妬み功を爭ふ心にては毛頭無之候。唯〻其實を顯し度迄にて候』

自分が片岡礒貝等の人〻を別働隊と稱し來たのは此處である。兩士は兩士だけに別に一種の思はくあつて入黨の遲延したのは決して不忠を存するのでは無いが、小野寺原等〻黨領袖の目から睹れば、此見地なきを得ぬ。

『一大野父子、植村並安井、藤井、近藤、玉蟲、外村等、一段々々を立て記し申度候。奧野並小山、進藤、岡本、榊谷、河村等、また別段之手立似せ物にて、落去の節より忠義有顏に功を照し、危急の期に至て、約を變じ忠を忘れて退去せしは、畢竟死を惜む大膽病大罪の奴原、格別の嘲弄有たき物にて候。此末班々之奴原はいふにたらず候。多川御家第一の武功の筈之者、養子ながら卑怯の働、絕言語候』

批評は實に秦鏡を懸けて、妖魔を照らすが如く、魑魅罔兩遁形なしと謂ふ可きである。嚴正公平なる十内の此言と、勇猛忠誠なる橫川、木村、神崎等の批評とを合せ見れば、奧野、進藤、小山の輩、如何に二の備論や再擧說を唱へて、天下後世を欺かんとするも、誰か之に欺かるゝ者があらう。

百二十八　同　同

十内の手柬は蔗境に入つて、眼目の處となつた。

『一十内の有樣直覽もならず、風の便に粗聞く手づる迄にて、危き事にも候へども、可見時期もなければ、月日を

[illegible]、心[illegible]も、[illegible]と思ふを[illegible]として、忠志[illegible]天[illegible]に[illegible]し、[illegible]に[illegible]せて、[illegible]外[illegible]を[illegible]と、[illegible]一味の[illegible]、[illegible]断のごとく、人數も[illegible]場に[illegible]の[illegible]道は[illegible]すべきにあらず。[illegible]同の[illegible]にて[illegible]変に論も當[illegible]、無之候へども、[illegible]年の春より此日まで、[illegible]の[illegible]になりて、此事の成[illegible]に心[illegible]を勞し候。[illegible]は、[illegible]骨折とも可申事實にて[illegible]。[illegible]其人をいはゞ、[illegible]の[illegible]話、在所藩[illegible]の[illegible]し、江戸へも往來、江戸と一方口をたゝき廻り、粉骨の[illegible]にて、[illegible]忠心を[illegible]ざるものには、原氏其人にて候。是は大阪に住して、故郷、大阪迄の同行の目的に成候。又吉田忠左衞門事、[illegible]居の[illegible]か志を建、當春から下向して、いか計の難難を凌ぎて、勇猛甚しく沙汰したる當府中の若き面々をあしらひ、無事にして此節を待受候功、豫て思ふよりは大儀に相聞[illegible]へども、事實とも此地に到着以來、承り分け、さて／＼感心

[illegible]次に[illegible]久[illegible]にて、都[illegible]人[illegible]の[illegible]なくゝりての密談、腹心の[illegible]は、[illegible]、小山並岡本[illegible]下[illegible]は存[illegible]、皆々其際に[illegible]て立退き、[illegible]人に[illegible]候て、御存之通[illegible]後の事を[illegible]して、同時に罷下[illegible]。然ば[illegible]は新方之働の上に、大阪に居候て、田舍へも通達し、一方を[illegible]して、直に[illegible]地[illegible]込をり、[illegible]者上京して、山科と合[illegible]事を[illegible]事、御存之通に候へば、[illegible]等の人等は、[illegible]も可有之候へ共、實に日夜此事の建□に身命を抛[illegible]志は、同じ事にて候。此事不及申、御存の事ながら申入候。此節此論に及びて、卑下自讃等の事あるべきには之無事に候。有來[illegible]候事實自然無差別申迄にて候。此段も能々御了簡、猶的中肝要に可被成候」

此に上内といふは、申すまでも無く上野介が内である。彼の戒心は異常であるから、如何に偵察に偵察を重ねても、其内の委曲は知ることが出來ぬ。人事を盡すのも最早是れ限りとし、

此上は[illegible]忠[illegible]の[illegible]し、[illegible]貝を逆の[illegible]て、[illegible]よりの[illegible]しての決心、實に[illegible]外[illegible]、[illegible]山[illegible]して曰く、[illegible]心[illegible]し、[illegible]忘る。而らして[illegible]の[illegible]、之を以て事を擧ぐるは、[illegible]の[illegible]、然れども其[illegible]して[illegible]て[illegible]り、寧ろ跡を[illegible]して以て[illegible]決するに[illegible]に至つては、之[illegible]し夫れ前年以來、[illegible]に往返し、[illegible]し、[illegible]いで大阪に匿れ、[illegible]の侍る所となる者は、原氏是たり。遠く江戸に來りて、[illegible]し、志少しも[illegible]ず、諸年少[illegible]皆[illegible]にして[illegible]はず、而も能く之を統率撫馭し、以て待つ所ありたる者は、吉田氏是なり。京師に在つては即ち通[illegible]、小山、徒跣して大石氏の腹心と爲す。而らして彼皆一旦遁逃せり。是に於て僕獨り大石氏と同盟を率ゐて東せり。然れば即ち原氏は盟を大阪に結び、吉田氏は衆を江戸に率ゐ、大石氏は義を京師に唱へ、而らして僕も亦與つて力あり。此數人者は同憂共患、志氣一の如くなるは、足下の知る所、而も亦足下の爲に之を一言せざるを得ず」と。譯し得て妙と謂はればならぬ。

百二十九　同　同

十内の書は最後に至つた。

『一如斯相認候處、玄達老ゟ御状屆、二通受取、忝存候。貴札も拜見、御無事珍重。玄達老御留守にて、御一人故、御淋無之由、御尤左樣に奉察候。

一此上いまだ無何事候。被仰聞候通りのごとく、在宅の實知たるを限りと、各覺悟に候。尤支度もことごとく出來、其期待懸て罷在候。然ば在宅の□事、さりとは□□御□。是には各心底を□き□て、□□ほどの手□をもと心得、□□□□の外無他事候。急度用心の中に相聞得候。十分に□の揃ふ事は、其時□□まじくと、此方にても覺悟候て、罷在候。此上成就の處、無心許とも存者も有之候。□□油斷もたる事も無之候へば、一同の處は、少々離□かたくも存候。頃日田中貞四郎、中村清右衞門、鈴田重八□□して遁れ申候。江戸□□中にも、一人他出して、今に歸らぬ者一人有之候。此頃以後可有之哉、なかるべき哉、神ならぬ身の知らぬ事にて候」

一讀一嘆である。此頃他出して今に歸らぬ一人とは、恐らく小山田庄左衞門であらう。

『一女ども宿替仕候由被仰聞、忝奉存候。兼て申付置候儀、□の樣子それ可相應に可參候と聞え、珍重に奉存候。少し遠く候へども、病用にも迚も御廻り筋ども候はゞ、不斷御心添奉頼候。貴老左樣に被成候へば、人も恥ありて捨はてぬたねとも成可申候。併御世話奉頼候。是も申すに及ばぬ事哉」

理の盡くる所は、情の到る所、一字一涙とは、是等の謂である。

『一罷立候後、古友共に御逢□□□、何の沙汰も御聞不被成候旨も可有之、嘸□□□の□□のみと奉察候。」

故友の惡口とは、言ふまでもなく、奧野、進藤、小山、岡本等の惡口を指すのである。義徒の憤慨日に□る□思がある。斯かる狗□□の□擧論や二の□□などを、後世まで□□させてたまるべき歟。

『一是へ入込候て、見聞候處、大半は之手使さりとては粗略、何事をも正しき要文は不知、京にて書面にて聞て知りたるより外の事は、さのみ無之候。畢竟其器に當る人無之故と、先非を悔るまでも無之候。極て運のなす所と明らめ申計にて候。是ほどの書中、かく事も人多くて不出來、追て□□に相認候間、支度前後御□考可被成候。

一通御屆可被下候。是は女どもへ遣し候まゝ、御人遣無之時は、やとはせて被遣可被下候。兎角早く遣可被下候。恐惶頓首。火中〳〵。

霜月十六日　十内

玄達樣」

是に至つて知ることが出來る。當□□□□安兵衞等の急□□は、如何にも道理□く□決したであらうが、事を□ること粗略にして、畢竟大事を成就するの器に當らぬ。内藏助、□左衞門、十内等の統領權を□□し持□したのは、實に之が爲であつたのである。

百三十　大高源五

丁丑紀行

小野寺の一□□□□に□□た□は、□□□の中に

でも出色であつた。一門の純實は十内秀和を推すか、其内室の丹女も亦秀和の妻たるに恥ぢぬ烈女である。而うして十内の姉は大高氏に歸いだが、此人も亦賢夫人であつた。其子三人歟、長女は岡野金右衛門に嫁した、男子は二人、長は源五で、次は幸右衛門、源五は長男であるから家を繼いだ。大高源五忠雄は即ち是である。次は叔姪の間柄にて十内の養子となつた、小野寺幸右衛門秀富である。又其の岡野金右衛門に嫁した源五の姉は九十郎を生んだ。父金右衛門の志を繼いで、第二の岡野金右衛門となり、包秀と稱したのは、此九十郎である。夫の亡明の遺臣朱舜水は楠家の勤王を嘆稱して『忠孝節義萃于一門。猗乎亦盛哉』といつたが、小野寺一統に對しても、亦此評を加ふ可きである。

大高源五忠雄は、其人となり俊爽にして、氣節に富み、兼ねて文雅の嗜があり、寔に氣品ある士であつた。彼が打物執つても大剛の者であつた事は、讐家に討入の時薙刀を欺くほどの大太刀を揮ひ、目覺しき働をしたのでも知れる。が、一面には茶事を好み、俳句を喜び、句道にかけては、業を水間沾徳に受け、俳名を子葉と號した。是は沾徳が初號沾葉と稱したのに因んだのであるとの説もある。從つて彼は一時の作家其角、沾洲、貞佐等とも交深く、其唱酬も間々散見する。彼は二十石五人扶持を食して、中小姓から、膳番元、金奉行、腰物方などを勤めて居た。

扨快擧に先だつこと六年前、元祿十年の秋、彼が内匠頭長矩の歸國の供をして西上の途次、彼が物した紀行がある。題して『丁丑紀行』といふ。彼の人となりと、又其詩想の一斑を概見せんが爲に、其全文を左に掲げて、斯道の人々に示す。

○

丁丑紀行

大高子葉記

文月九日朝曇りて涼し。卯の刻に馬をすすめ、いきほひ百里の空に向へば、例の誰かれ門送りて、馬の上、舟の渡り、道すがらの事ども、何くれこまやかに、心ざしを餞別して、わかれを慕へば、今更江戸の名殘も惜うて。

秋風の嬉し悲しきわかれ哉

旅珍しき心に、道のほども近う覺えぬ。ことなる事もあらず、戸塚に御止宿ましまさす。十日夜中より雨降。藤澤遊行の寺にて、

上人の御留守久しや秋の雨

酒匂川にわたりなしとて、大磯に御止ります。鴫立澤へ立寄、三千風とふに、留守也ければ、庵を守れる者に申置侍る。

合羽着て鴫立跡に迷ひけり

十一日三島に御やどりまします。はたの茶屋にて各餅いなどたうべ侍りて、

朝霧に餅の匂ひの饗束な

さいの河原となんいへる波打際に小き塔を組て鼠尾萩のしをれたる一もとに、土人形のふりたる二ツ三ツならべ置たり。いかなるものの子を先立けんと哀なり。

さもあらんさいの河原や盆の前

十二日奥津(今の興津)に御止宿ましまし、申の刻さつた山にて村雨す。いさごのぬれわたるいと涼しげなれば、下の道を通るとて、

稻妻と走りぬけけり親しらず

十三日晝より雨降。宇津の山にて、

萬人の笠の雫か蔦の雨

入逢過る頃ほひ、金谷に至る。今宵こそなき人の來なれとて、旅店も物靜に設なし門火。

川越しもりんと帶して門火哉

十四日終日雨天。袋井の御旅館に至りて、御座所の設何くれ取つくろはすれば、蘭の香遠くもてく。かたはらなる障子をはづ

せば、はれらかなる庭の構へ、異なる物者も侍らず、只松、柏、もつこく、蘇鐵、南天のみ也。石室に蘭の盛なる有、あるじの心はせいとゆかしく、各感歎す。盆のいりひ也ければ、もてなしもからびて、

　夕顔のさしみに蘭の匂ひ哉

見付の宿へのぼれば、半道ばかり東の方、大久保といへる村のはづれに清池あり。丸池と云ふとぞ。池のかたちの丸ければなるべし。水の色きはめてみどりに、露草の花には一しほ二入增りて、こく見え侍り、立よりて掬するに、ひやゝかさ醒井にかはらず覺ゆ。

　手拭に桔梗をしぼれ水の色

今日濱松に御やどりまします。夜にいれど、者共二三十人づつ打むれて、聲のかぎり念佛申て、鉦太鼓をたゝき、夜すがら廻る。かゝる魂祭り、餘處にも侍るやらんと問へば、あるじの語る、味方が原御合戰の後、戰死の者どもを御とぶらひのため、東照宮より御事侍りて、今に至りても年〻かゝれりとぞ　御城主よりの警固など美しく御沙汰有と見ゆ。

　聖靈もうしろ見せぬや夕顔馬

十五日朝降。白須賀に御休ます。鹽見坂を攀のぼりて、右の方に富士山また見えたり。今一足二足行ば、此山も見えず成ぬるといへば、

　秋霧の富士もさらばよ鹽見坂

十六日よべより空晴て、ほしの影きらゝかなり。赤坂の御旅館を夜に出る。法龍寺の邊り迄は、いまだ明ぬべくも見えず。右の方に當りて太鼓にもあらぬものの夥敷響き、同じ調子に聞えていぶかし。駕籠まはせる男にとへば、鹿猿のおほく畑物をあらせるを追ふとなん。谷に大きなる瓶をふせて、山川に車をしかけ、瓶を埋し上を打せけるとぞ。

　だまされて鹿の鳴音ぞ哀なる

十七日順風に渡海す。七里をたゞ半時計に至る。

　雁金も追ひてに渡れいせの海

百三十一　同　同

丁丑紀行　續き　大高子葉記

桑名に御休足まします。今日此所の鎭守春日大明神の御神事とて、家並に棧敷を構へ、近住隣郷の男女僧俗いやが上におし合ひのゝしる。やどせしあるじも、子供の祭りに出けるとて、赤飯さらへ殊外にまうけなして馳走顔也ければ、こなたも祝儀などとらせけり。祭禮の次第、善つくせり。さすが王城遠からざれば、田舍めきたるけはひもあらず。抑此御神事をへうりと申よし、いかなる故かととへば、祭禮は八月十八日東郷よりの御沙汰なりければ、城主の御はからひとして警固も威儀をたゞして下ざまは見物もたやすからずと。けふ七月十七日氏子共の私にいさめ申す、よつて裏と名付け、八月十八日を表とす。然るを下﨟の何となくへうりとのみ申やう也とかたる。さも有べしや。

　葛の葉の裏を先見る神事哉

十八日日和よし。桑名を夜に出で、一里餘りに朝日川をわたれば、漸東の空白けたり。

　百舌鳥鳴てほの〴〵あかし朝日川

大神宮への追分け也。餅を喰ふ。

　追分やまねきみだるゝ花薄

十九日關の御旅館を日の出にわかれ出ぬ。これより坂山路なれば、馬より下りて行。この下迄の道すがら、木のふり、山のたゝず

さて、[illegible]に異字一つ二つといへる所に
取つく[illegible]の深山を出て[illegible]山といふ
よし[illegible]此山の椎の枝もとどまりぬ
べく[illegible]。

じ[illegible]な米[illegible]けん秋の山

今宵の[illegible]をのぼりて、猪の尊とかいへる所に山家有。所がらの私雨[illegible]嵐もいげしくて、身にしみわたりけり。

猪のはなやわせのもまるゝ山颪

[illegible]が坂、かにが石塔、虹の様に見ゆ。

二十日水口を出で、横田川を渡る。既に東武を出て十餘日、常陸はじきも旅なれ、石川の清げ成にはかちわたり用捨せまほしく覺えて、

さび鮎に柿の脚絆や横田川

粟津が原義仲寺へ參侍りて、先翁の隠れ給ひし塚に向へば、いつしか四とせの露霜を經て、秋の草しをれがちに、しるしの芭蕉ものわきにやぶられぬ。水むけ申、合掌するにぞ、例のこゝろ涙いとけやうし。西受口闕のわれにもあらぬなる尊靈も、却てとがめ給ふべきやと、

こぼるゝをゆるさせ給へ萩の露

二十一日日和よし。大津を出で、蝉丸の宮へ立よれば、[illegible]してさらんへし。

[illegible]すぐに[illegible]のわら屋[illegible]

是より行事三里計にして、深草の里に至る。

深草や粟も刈られて片鶉

二十二日伏見の月桂の西に宿めば、旅館をまかんでぬ。これより馬を繼かへたりけるに、駒[illegible]なれば、物うげなし、あやまつて膝を折る。千種のしげり也ければ、身につつがはたし。遍照が事などおもひ添て、前後をかへり見る。

よせいなる落馬なりけり女郎花

川霧いとくらうたちこめて、

川霧やあくび許りか淀の舟

二十三日郡山の御やどりを朝まだく出で行く。西の宮をこえて、一里許ありて、右の山の端に、石の花表見ゆる。猿丸太夫の宮也けり。さばかりの人と思へば、口ごもりて、

猿丸へ手向申さん木の實なり

二十四日兵庫を夜に出る。漸々須磨のほとりに浪白う明わたるに、馬の上のねぶりも覺て、

目の覺る須磨の夜明や月も有り

一の谷[illegible]、

[illegible]

明石の浦むけに[illegible]て、町を[illegible]人で、右の方へ六七町行ば、人丸塚有。[illegible]共いのり申侍に、

ながく\し夜やなかんつく草枕

二十五日故郷の空近ういたじさ、[illegible]をすゝめていそげば、御迎の[illegible]れ道々に[illegible]向す。

[illegible]の素[illegible]に尾花打敷きぬ

槍持も髭をたしなみ、[illegible]も旨を忘れて、十里の道を多葉粉ともいはず、米[illegible]のかしら城門に柄袋をはづす。

旅に公私あり。旗藏ねぎりすてて、佛閣の陰に一夜をものし、あるは立とまる所々に、往事をおもひ、杖をひく旅にしても、句をもてなぐさむはかたし。しるに應命のいとま、山川人世の境界を、うかうかと見、さる句の妙うれしき事どもなり。殊に舊知芭蕉翁が墓をたづねられしことも、道にふかき志なるべし。遠境はやくも一軸にして、予に見よとのつたへ、子葉子において、よく予をしれる

人なり。胡馬楚猿のかなしみもなく、無事に歸國のよろこびを、此に書そへ侍る。

今頃は何にし秋の月夜數　沾徳

百三十二　同　母の訓誨　源五の東下

赤穗籠城の議起るに及んで、源五は舍弟の小野寺幸右衛門、甥の岡野九十郎と倶に、身を挺して義盟に就いた。母の貞立尼之を觀て、深く喜び、

「此度御身等親子兄弟叔甥打揃ひ、日頃の御恩に報い奉られる事、寔に一門の名譽と存じまする。それに就いて申聞けたいのは、此老母がお上である。女でこそあれ、御奉公を存ずる志は一つでござりまする。御身等幸に上は亡君に働き奉らす、下は御先祖を辱しめねば、母が滿足此上もおはさねば、母が行末に心惹かれ、忠義の心を鈍めぬやう、それのみ深く頼みまする」

と激勵した。源五等感激せざらんと欲するも得んやだ。

是に於て源五は一層其精神を勵まし、盟つて彼の讎を仆さんと決心した。彼れ亦至性重厚の人にして、[illegible]幸右衛門、其主張を同うし、京洛に於ける同志中の一領袖となつたのは、老母の激勵が與つて多きに居ることを疑はぬ。

老母の訓誨既に斯くの通りである。それで昨年一日開城の後、彼は母を赤穗に殘して、京都に出で、一意復讎の事のみに辛苦したが、其擧は一朝一夕に決行せられる事でないから、暫く母を京都に呼上せた。蓋し至孝なる源五の心には、攻めて暫時の間にても孝養を盡さうといふのであつたらう。

既にして關東關西同志の氣脈を通ぜんが爲に、源五は内藏助の訓令を受け、此歳九月進藤源四郎と打連れて、京都を發し、十月八日に江戸に到着した。是より先き原惣右衛門も亦出府して此に滯在したが、大高、原、堀部、奥田等の主張[illegible]速發に在るので、會合を重ねる樣に、意見を投合した。それで内藏助が出府するに及び、之を迎へて一たび明年三月の事擧げを要決させたのは、此人こそであつた。斯くて源五は江戸に在ること三箇月、敵狀の偵察、同志の協議を重ね、十二月二十五日原惣右衛門と相伴うて西上の途に就き、翌年正月京都に歸り着た。顧ふに至誠の人は其擧動一なる歟。源五も亦熱心なる敬神家の一人であつた。それで此歸るさに妻と倶に伊勢の大廟に參拜し、志士の心事を祈願した。由來此の間には神人相感の妙果がある。彼等の熱誠實に斯くの如し。神明も、豈其苦心を御受納ましなさざらんやと言ひたくなる。

百三十三　同　三島驛の一奇事

源五が初度東下途上の出來事であつた。彼は一日三島の驛に差掛る途端に、過つて馬夫が曳いた荷馬を驚かした。アッといふ間も無く、其馬夫は源五が前に立塞がり、

「ヤイお侍、何で此馬を驚かして荷物を損しやがつた。元の通りにして返せば好し、さも無くば、此儘其儘には行かれいで」

との無理難題を吹掛けた。それも其筈、此馬夫は當時街道切つての[illegible]、一度此奴に因縁を附けられたが最後、結局只では濟まぬのである。源五は聊と當惑し、[illegible]びて見たが、[illegible]中々承知しさうも無い。[illegible]六太夫は故内匠頭の[illegible]であつて、現に[illegible]二年六月二十四日[illegible]源五は[illegible]従して一[illegible]それで源五は[illegible]は源五を[illegible]思ひ、[illegible]

閾に立ち、樣子に國藏を慰めると、國藏は始めて本音を出し、

『それなら一札詫證を入れて、其上何とか趣意を立てて貰はうかい』

といふ。人々は源五が之を憤るかと思ひの外、平然として顏色をも變ぜず、

『それは重疊忝ない。さらば……』

といひながら、

『詫入申一札之事。

我等今度下向候處、其方に對して不束之筋有之、馬附之荷物積所出來申候に付、逸々詫事之旨尤之次第、大きに及迷惑申候。依て御本陣衆を以詫入、酒代差出申候。仍而一札如件。

元祿十四年巳九月　大高源吾

國藏どの』

と走り書きに書いて、之に金貳分を添へ、國藏に遣はした後、人々に會釋して、悠然として辭し去つた。彼は當時思惟したであらう、『一千鈞弩不爲鼷鼠發』と。想懷實に欽す可きでは無い歟。

後に殘つた國藏は彼士が非常の寛大に驚いたであらうが、『酒代さへ強り取れば、詫證文などは如何でも宜いや。是はお前に預るよ』といひながら、一札を取つて次郎右衞門の前に投り出し、此奴も此を立去つた。

此書は今も世古家に現存する。現在の主人を直道といひ、明治二年までは三島驛に在つて、代々世古六太夫と稱し、同地の本陣を續けて居た。今は沼津在に引込んで、牛臥に住居する。

附言　大高源ゴのゴは數字の五が本當のやうである。一擧の前、母刀自に贈つた有名な手柬にも源五と自署し、泉岳寺の碑面にも亦源五とあるのでも知れる。然るに此詫證の原書を看るに源吾とある。大相當の學問文字あつた此人が、損所とか壞所とかいふ可き處に、積所と書いて居るのも少々變である。さりながら當時の人は字音さへ同一であれば、自家の名字でも必らずしも拘はらぬ風があるから、源吾と書かぬとも限らぬ。加之書風は矯々として其人の筆跡に酷似する。竹添井々翁は之に題して曰く、

『大高子葉書一通。三島驛世古某所レ藏。當二横逆之來加一。不レ激不レ亢。其辭孫而其氣和。百載之下。猶想二見其風采一也。敬題二數語一以表二仰止之忱一。君讐未レ報。命重二太山一。毒螫來刺。蠆虻兮蚊。引レ咎不レ抗。飲以二醪醇一。忍之一字。守レ之護レ身。不二血氣使一。其勇也眞。荊軻中レ柱。徒憤二燕丹一。豫讓刺レ衣。豈曰レ報レ恩。無レ智無レ謀。悻々自是。何如赤穗。四十七臣。隱忍忘レ仇。一擧志伸。苦節精忠。哭レ鬼泣レ神』

貴し來て我意を得た。但し井々翁は歴史家で無い。此言あるに由つて證文の保證にはならぬが、兎に角暫く此に揭げて、後考に供へ置く。

尙是より外に、世古家には元祿十二年六月二十四日同地を本陣として此に一宿した「淺野内匠頭樣御宿割帳」が殘つて居る。當時の一行は主從百餘名、後に逃げた大野九郎兵衞を筆頭とし、義徒では片岡源五右衞門、勝田新左衞門、大高源五、倉橋傳助、杉野十平次等の姓名もあつて、頗る珍とす可きものである。

事の因みに今一つ附言する。講談や浪花節のお噺に「神崎與五郎吾妻下り堪忍袋の一段」といふがある。それは矢張元祿十四年の九月中、大石大夫から内命を受けて神崎與五郎が江戶に赴く途中、函根の畔茶屋にて、馬喰の丑五郎に強られて、詫證文を與へた上に、酒代五兩を取らせるといふ話であるが、與五郎

の關東下向は十五年の四月で、十四年中は實際播州に居たのである。是は全く前の源五談を誤傳して、此人に附會したものと見える。之に就いて、亦一笑柄がある。故橋本綱常翁も上に揭げた源五の自筆證文を信ずる一人であるが、前年府下にて名ある講談師等を呼びつけ、虛を傳へるのは面白く無い、爾後は神崎與五郞を大高源五に改めたら宜しからうと注意されたので、講談師等は畏まつて引下り、仲間の會合を催して之を協議した。處が神崎は義士の中でも、餘り逸話に富まない人である。之に反して大高には佚事が多い。それで「堪忍袋の一段」は矢張神崎に附けて置かうぢやないかといふことに、評決したとの事である。講談や浪花節などは、マア大概斯んなものであらう。

百三十四　同　彼の思慮

源五の主張は既に急進主義である。それだけ關東連の領袖堀部安兵衛等と意氣投合し、歸京の後も絕えず文書を往復して、機會の促進に怠らなかつた。現に歸京の翌一月吉田忠左衛門が江戶下向に就いて、山科に會議を開かれた際にも、源五は原惣右衛門を助けて、一黨總討入の議を主張し、流石の內藏助も之に同意するに至つた程である。此點から觀れば、彼は所謂熱衷主義の人にして、馬車馬的の壯士であらう歟のやうなれど、其實に自ら大局を明察し、大事を誤らざるだけの識見と思慮とを具へて居た。

江戶に居た武林唯七は慷慨激烈にして、最も氣早の勇士である。關西連の持重して容易に事を發せぬのと、殊に內藏助が一黨の統領にてありながら、放蕩三昧に正體も無いのを見ては、最早堪忍しきれず、「自分京洛に入つて、急進派だけにても引拔いて來る」と堀部安兵衛等に約し、此春不破數右衛門と俱に西上して、先づ大阪に在る原惣右衛門に說いてみたが、惣右衛門はオイそれと應じないから、唯七は憤慨に堪へぬ。「さらば大高源五を動かしてみよう。源五は必らず同意するであらう」と、乃て京都に出でて、源五の許を音づれた。寒暄の挨拶もそこそこにて、唯七は直ちに本問題に入込み、

「一時に大夫が近頃の體たらくといひ、其他の諸老輩のなまぬるさといひ、所詮頼んで大事を俱にせられようとも見え申さぬ。今日が今日まで斯かる人々に吊られて、空しく時日を費したのが、如何にも心外千萬でおざる。大夫なければとて、何程の事がおざらうや。此上はお互思詰めたる同志のみにて一擧に遣りつけようではおざらぬ歟。貴殿はよもや御不同意はおざるまい」

と打込んだ。源五は輙に之に應じ、

「一擧の遲々に遲延いたすのは、吾等も甚だ心外に存ずれど、山科會議の席上にて大夫の誓言せられた所もあり、此際大夫と引離れ、輕々しく事を發する儀は、源五直ちに御同意いたし兼ねる」

といふ。唯七聽いて、身を震はして憤激し、

「貴殿と拙者とは先君御在世の其時から、君の左右に近侍し奉り、朝夕互に武を講じ、義を談じ、心知の親友を以て相許した交情でありながら、好し餘人は不同意にても、貴殿に限つては、此義に大御同意と存じ込んで參つたに、扨は貴殿も大夫に魅せられ、祇園島原の花の香に忠義の魂を奪はれた歟。吁人心の測り難き、前には高田郡兵衛を出したるが、貴殿は第二の郡兵衛歟。今日にこそ時勢の何のと言はれんど、スハ鎌倉といふ場に臨まば、郡兵衛同樣化の皮を顯すのであらう。大腰拔と知らずして、交つたのが口惜い。此歲月の君恩と武士の面目とを思はれぬ歟」

と、且つは罵り、且つは泣き、刺しも違へん勢であつた。

同じ氣早の士なら『己れ雜言無禮なり』と刀を按じて起たせん場合であるが、源五は源五彼れ自ら深く信ずる所がある。彼は神色自若として、

『貴殿が先君の御恩を一筋に思ふ高義から、斯く催促されるも強ち無理ならねど、吾等には吾等の自信がおざる。且つ貴殿は未だ多く大夫に親炙せられぬ故に、大夫の決心を疑はれゝど、大夫は先君御由緒の人にて、身に文武の徳を兼備し、如何にも仁義の士である。吾等統領と戴いて、決して間違なきことを確信する。暫く心を推鎭めて、時機を待たれよ』

と慰めつゝ、其儘自分の浪宅に留め置いた。

百三十五　同　母に贈るの書

武林唯七の意見は、堀部安兵衛の主張である。今語を以て之を評すれば、安兵衛は羅甸熱衷主義の巨魁である。それだけ内藏助の持重をもどかしがり、分離の上一擧決行の事を頻々源五に迫つて來た。が、源五は何處までも内藏助の力量と堅實とを透見して居るから、亦唯七に對するものを以て、安兵衛にも對した。

彼が二月二十日付を以て安兵衛に復する書を看れば、全體に於ては趣意に同意し、内藏助の急に足を揚げぬのを難じながら、

『然れども畢竟の大根は如何にも所存慥に思召被相究候に疑無御座候。依之當分引離れ候てと申段にも難究罷在候』

といふ。源五の源五たる所は、實に此に在つた。

源五の沈着にして大體に通じ、事を敗らぬこと斯くの通りである。それで内藏助も深く此人を信用した。此歳八月に至り、内藏助が同志の向背を見極めんが爲に、各自から差納れたる盟約の神文を一旦返した時、主として此使命を源五に命じたのも、是が爲であつた。（上篇第八十六八十七參看）彼は蓋し此同盟の淘汰試驗の爲に播州にまで赴いたらしい。それで此際母の貞立尼を奉じて、赤穗に送着け、九月四日京都に取つて返し、乃て關東には下向した。發前一日、彼は長文の一書を草し、其の今日に至るまでの志業を述べて、永訣の意を母に告げた。彼小野寺十内が一擧の後、丹女に贈る所の書と、二大名文として天下に傳稱する所であるから、此に其全文を掲げ、源五の忠烈と至孝とを表彰する。

『一私事今度江戸へくだり申ぞんねん、かねても御□もうかゞひ申上候とほり、一すぢにとの樣御いきどほりをさんじたてまつり、御家の御ちじよくをすゝぎ申たく一筋にて御座候。かつは侍の道をもたて、忠のため命をすて、せんぞの名をもあらはし申にて御座候。もちろん大勢の御家來にて御座候へば、いかほどか〳〵御厚おんの侍も御座候ところ、さしての御こん意にもあそばし被不下、人なみの私儀にて御座候へば、此節たいていに忠をもぞんじ、ながらへ候て、そもじ樣御ぞん命のあひだは、御やういく仕罷有候ても、世のそしり有まじきわれらにて御座候へども、なまじひに、御そばちかき御奉公相つとめ御尊がんはいし奉候、あさ暮の儀、今もつてかたときわすれたてまつらず、誠に大せつなる御身をすてさせられ、わすれがたき御家をも思召はなされ候て、御うつぷんとげられ候はんと、思召つめられ候相手を、御うちそんじ、あまつさへ、あさましき御しやう

がいとげられ候だん、御うんのつきられ候とは申ながら、無念至極、おそれながら、その時の御心てい、おしはかり奉り候へば、こつずゐにとほり候て、一日かたときもやすきこころ無御座候。されども御たんりよにて、時節と申、所と申、ひとかたならぬ御ぶてうほふゆゑ、天下の御いきどほりふかく、御しおきに仰付候事に御座候へば、ちからおよび申さぬ事、まつたく天下へ御恨可申上様無御座儀にて候ゆゑ、御城はしさいなくさしあげ申たる事に御座候。是天下へ對し奉り候て、いぎをぞんじ奉り申さぬゆゑにて御座候。併殿様御らんしんとも無御座、上野介殿へ御いしゆ御座候由にて、御切つけ被成たる事にて候へば、その人はまさしくかたきにて候。主人の命をすてられ候程の御いきどほり御座候かたきを、あんをんにさしおき可申様、むかしより、もろこし、我てう、ともに武士の道にあらぬ事にて候。それゆゑ、さつそく、かたきの方へとりかけ可申ところ、大がく様御へいもんにて候へば、御めん被成候時分、もしや殿様御あと、少にても被仰付、上野介殿方へも、何とぞ品もつきて、大學様ぐわいぶんよく、世間もあそばし候様にも罷成候はゞ、との様こそ存之通に候とも、御家は殘申事にて候。しかればわれ／＼は出家しやもんと成り、または自がい仕候ても、いきどほりはやすめ候はんと、此節まで口をしき月日をもおくり候所に、そのかひなく、安藝國へ御座被成候。へいもん御ゆるしと申名計にて御座候。もつとも、とし月過候はゞ、何とぞ御世に出させられ候事も御座有べく候はんか。よし左様に御座候とても、此節にて、との様御あとはたえ申たる事に御座候へば、此上前後を見合申は、おく病の仕る所、武士の本意ならぬ事にて御座候。此上にも天下へ御そしよう申上、何とぞあひ手かたへ御手あてもくだり、大がく様にも世間ひろく、御とりたて被遊被下候様に一命にかけて、御なげき申上、ぜひ御とりあげ無くば、その時相手かたへは取かけ可申由、しきりに、さうだんの衆も御座候。尤一理御座候様には候へども、中ゝさ様のとたうがましき事可仕道理とぞんじ不申候。その上、御ねがひ申あげ、御とりあげ無御座に付、あひ手かたへ取かゝり申候だん、ひとへに、天下へ御うらみ申上候にひとしく御座候。しかれば、もつての外儀、大がく様御、御一門のかた／＼様までも、御ためよろしからぬ事にて候故、たゞ一筋に、殿様御いきどほりをはらし奉り候より、外の心無御座候。」(未完)

百三十六　同　大高源五手柬の續き

「一だん／＼存申残し候ごとく、武士の道をたて候て、御主のあだをむくい申迄にて、まつたく天下へたいしたてまつり、御恨申上るにて無御座候。しかれども、いかなる思召御座候て、天下へ御うらみ申上たるも同前とて、われ／＼共のおや妻子へ、御たゝり御座候とても、ちからおよび

申さず候。まん一左樣の事に成候はゞ、かねて仰られ候とほり、何分にも上よりの御けちの通、じんじやうに御かくご可被成候。御はやまり候て、御身をわれと御あやまち被成る事など、くれ〲有まじき御事にて候まゝ、かならず〱左樣に御心得可被成候。世の常の女のごとくに、かれ是と御なげきの色も見えさせられ、おろかにおはしまし候はゞ、いかばかり、きのどくにて心もひかされ候はんを、さすがつね〲の御かくごほど御座被成候て、思召切、かへりて、けなげ成る御すゝめにもあづかり候御事、さてさて今生の仕合、未來のよろこび、何事かこれに過申候はんや。あつぱれ、われ〱兄弟は、侍のみやうりにかなひ申たる儀と、淺からぬ本望にぞんじ奉り候。さきにての首尾の程、御こゝろにかけさせられまじく候。私三十一、幸右衛門二十七、九十郎二十三、いづれも〱くつきやうのものどもにて候。たやすく本望をとげ、ばらくんの御心をやすめ奉り、未來えんまの金札のみやげにそなへ可申まゝ、御心やすく思しめし、たゞたゞ御そく才にて、何事も時節を御まち可被成候。御よはひもいとう御かたぶき被成、いくほどあるまじき御身に、無御心ぼそく、便もあらぬかたに、とぼしく月日を御しのぎあそばし候はんとぞんじ奉り候へば、いかばかり心うく候へども、そのだん、ちからおよび不申候。時にのぞみ候ては、主命をそむき、父母をかたにかけて、いか成る山のおく、野の末にもかくれ、又主君のために、父母の命をもうしなひ申事、義と申もののやみがたきためしにて候。これらの道理くらからぬそもじ様にておはしまし候へども、筆にまかせ申殘し候。九十郎母公、お千代へも、よく〱は仰きかされ候て、かならず〱、おろかにかなしみ申さぬ樣に、たがひに御ちからそへさせられたく候。さいはひかな、御法體の御身にて御座候へば、此後いよ〱もつて、佛の御つとめのみ候て、うさも、つらさも、御まぎれまし〱、未來の事、あと落に御わすれなく、世もおだやかに御座候はゞ、寺へも御まゐりあそばし候はゞ、ひとつには、御歩行御やうじやうにも成申べく候。うばにも、あきらめ候樣に、よく仰られ可被下候。かしく。

元祿十五年壬午年九月五日　大高源五

母御人様

しん上

情理兼ね到り、忠孝兩ながら見える。之を讀んで泣かざる者は、忠臣に非ず。之を讀んで哭せざる者は、孝子に非ずだ。故に室鳩巣、赤松滄洲、青山佩弦齋の諸名家、皆競うて之を譯出した。殊に鳩巣一代の碩學能文を以てしながら、「予れに左丘明、太史公の筆力あらず。以て原意を發する無きを恨むるのみ」とまで言つた。併し流石は名家の筆、其譯文を並讀すれば、一層忠雄が大節を概見せしむるものがある。

百三十七　同　上野介茶會の探知

大高源五は江戸に着府した後、脇屋新兵衛と變稱し、南八町堀湊町に借宅した片岡源五右衛門と同居して、日々時期の到來を待つて

居る間に、圖らずも一の好機は開けて來た。

それは當時在府の同盟堀部安兵衛が親交の羽倉斎といふ神道家があつて、三十間堀の木挽町の中島五郎作が裏店に住んだ。蓋し彼も亦義を好んで、竊に義徒が快擧の必成を希望する一人と見える。一日安兵衛は彼の許を音なふと、彼は欣然として出迎へ、

「此に貴殿に告ぐ可き耳寄な話がおざる。此店の家主五郎作は殊の外の好茶家にて、四方庵が門人中でも、良人に知られた數寄者故、折々宗遍に伴はれ、羽林老の茶會にも出席し、懇命を蒙ると申居る。貴殿の御分別もおざらう歟と存じ、お耳に入れる」

と告知らせた。此四方庵は山田宗遍が雅號にて、宗遍は閣老小笠原佐渡守の茶道を勤め、世に聞えた茶博士である。上野介が茶を好む所から、自家の對手とし、兼ねて左兵衛の師匠として、絶えず之を其邸に延いた。

安兵衛大に喜び、急ぎ統領内藏助の許に馳せつけ、此事を告げると、内藏助は手を拍つて、

「それは妙だ。一黨中に誰ぞ斯道の心得ある者は無かつた歟」

と按じる。

『おざりまするとも、大高源五は亡君御在世の時、折々殿の御對手を仰付けられた程でおざつた』

といふに、

『成程左様、さらば源五に其道から羽林の所在を探らせよう』

とて、直ちに内訓は下された。天性俊敏なる源五は此任務を完うせんが爲に、髪も小銀杏に結直し、衣服も改め、兩刀をも棄てて、宛然たる町人の扮装を爲し、京都の富商呉服屋新兵衛と稱して、四方庵が門を叩き、束脩として金千疋を其前に呈し、

「私年來茶を嗜みまするので、少々は稽古もいたしましたが、此方に出でまして、先生の御高名を承はり、實は御指南を願ひたいと存じ、伺ひました次第におざりまする」

と申入れた。其人の服装といひ、言語といひ、且つは其風采といひ、如何にも豪家の主人らしい。のみならず、千疋の束脩は當時に在つては稀に見る贈物であるから、四方庵宗匠得意満面にて、直ちに門弟子の一人に加へた。爾後新兵衛の源五は宗匠を訪ふ毎に、種々の土産を齎すので、宗匠は内々二なき好弟子と喜び居た。

既にして月は十二月に入つた。一日源五は四方庵に就いて、例の如く茶儀に餘念なく、四方山の話を爲す間に見出したのは、來る・・六日吉良樣御茶會」との茗讌日程であつた。是は好機會と、さりげ無く質して看れば、如何にも其御日取になつて居るとの答に、源五は急ぎ之を本部に報告した。統領内藏助之を聞き、愈々それに相違なくば、・・五日の晩に討入らう。今一層それを突きとめよとの命に、源五は再び彼方に探索を試みると、彼の同族であらう、大高五郎作といふ者の許にて、來る五日は松平右京大夫の邸に大樹家御成の仰出されに由り、六日の吉良邸茶會は延期となつたといふ事が判明した。扨は其期は何時であらうと、彼は更に四方庵に由つて、消息を手繰る工夫を運らした。

百三十八　小野寺幸右衛門

源五は又亦四方庵を訪ひ、點茶の道を學びながら、それと無く其引を掛けた。すると宗遍、

「吉良樣御會は去六日のが、來る・・・十四日の晩に御延引となつた。同夜は御年忘の御茶會で、大友近江守なども御客の御一人と承はる。拙老も其御相伴に參る筈でおざる」

と語り出でた。是時源五の心臓に一時に鼓動

し來たであらうが、さあらぬ體にて此を辭し、數日の後、更に一匹の縮緬を進物に携へて、亦又宗匠が家を訪うた。

「一僕では私、當地に越年の積りにて居りましたる處、商用の都合にて近々京都へ引返す事になりましておざりまする。就きましては御名殘に明十四日お別れの御風味を一服頂戴いたしたいものでおざりますが、御都合は如何でおざりませう歟」

と他事なく言入れた。

「それは誠にお名殘惜い。が、先日も一寸お話申した通り、生憎明夕は吉良樣のお茶會、是へは既に參會のお約束申した事故、其の以後ならば何時にても宜しい。緩々一服進じませう」

と答へた。

「成程左樣仰せられますれば、先日も伺ひましたやうでおざりまする。それでは明後日にもお邪魔をいたしませう」

と立出でて其儘内藏助の本營に赴き、『敵は既に掌中に在り。一擧の決行明夕を失ふ可からず』と告げ、議は立ちどころに決定した。

附言。一擧の前日、源五は讎家の光景を探らんが爲に、身を煤竹賣に扮し、吉良家の長屋長屋を賣歩き、其歸さに竹を擔いで兩國橋に來掛つた時、圖らずも俳友寶井其角に邂逅つた。其角は子葉が境遇を睹て、同情に勝へず、子葉を拉つて一酒店に入り、杯を交へながら、其角、

「年の瀬や水の流も人の身も」

と一句を賦して子葉に示した。すると子葉は之を續いで咄嗟に、

「あした待たるゝ其寶船」

と應酬した。其角は子葉の志業を知らぬので、今こそ斯くは零落し居れど、一夜明ければ、諸侯に抱へられ、再び立身して見せるぞといふ歟と誤解し、存外見下げた男であつたと私に輕蔑して、匆々に別を告げた。誰か思はん翌夜の大雪に子葉は他の義徒と倶に吉良邸を襲ひ、十五日の旦泉岳寺へと引揚げ行く。其角傳へ聞いて、『扨は待たれた其の旦は、今朝の此擧であつたの歟。それとも知らず、一世の名士を見損つたは、一期の不覺』と書齋の裏から飛んで出で、後を慕つて之に追及び、前日内心に輕蔑した其無禮を謝した。と「伊呂波文庫」が傳へてから、一唱百和して、如何にも事實であるかのやうに持囃す。面白いは面白いが、生憎同月二十日に其角が文隣に與へた書中にも、一語の之に及ぶものが無い。のみならず十三日頃は子葉は呉服屋新兵衛で四方庵に就いて十四日夜の吉良家茶會の實否を認め最中である。此傳の虚構である事は論をも待たぬ。

＊　＊　＊　＊

源五の舍弟幸右衛門秀富は叔父小野寺十内の養子となり、主家凶變の際には、まだ部屋住にて家に居た。養父の十内亦自由主義の人であるから、今回の義擧に必らずしも幸右衛門までを引連れようとは思はない。それは前にも擧げた通り、赤穗から細君に贈つた書中に、「幸右衛門は吾等とは違ひ、御恩も受けぬ者にて候まゝ、寄子もある可き事歟」と申遣つたのでも知れる。が、幸右衛門は幸右衛門の思慮がある。「老父身を挺して國難に赴くに、其子となり居て、父を見棄てる事やある」と、自ら進んで同盟に就いた。十内京都に移るに及んで、亦從つて京に入り、舍兄と倶に常に急進派の列中に在つた。彼れ亦源五に肖て天性穎敏に、事物に狎り、氣轉の利いた士であつた。九月二十四日大石主稅等と倶に江戸に下り、仙北又助と變名して、最初は中村勘助等と同居したが、後には父十内の寓居に移り、朝夕其起居を定省した。十内の丹女に贈つ

た書中に、着物の綻び又破れなど、何時も幸右衛門が繕うて呉れるとの趣が見える。去来討入といふ日には、鋭を破り堅を斫るの手を以て、父に侍しては、優しくも針黹の業にまで從事した。孝子の眞情實に掬す可きでは無い歟。

百三十九　岡野金右衛門　九十郎

九十郎の初戀

岡野金右衛門包秀が家は二百石を領し、物頭の列に在つた。父の金右衛門は大高源五の姉を娶つて、包秀を擧げた。包秀初は九十郎と稱して居た。主家凶變の際、父金右衛門は尚世に在り、九十郎は僅に二十二歳であつたが、父子倶に籠城論に同意し、何れも義盟の列に就いた。開城の後父子相率ゐて赤穂を去り、江州の膳所に來り、此に浪宅して隱れ居たが、同年十一月父金右衛門は不幸にして病歿した。九十郎悲憤胸に充ち、是非に亡君の讐を復し、併せて亡父の志を成さんと誓ひ、父の名を襲いで金右衛門と稱するに至つた。是が第二の金右衛門である。同族の統領小野寺十内、叔父大高源五兄弟が京都に住するを頼つて、金右衛門は出京し、源五、幸右衛門等と何れも急進派を以て一黨に目された。金右衛門は年少なれども、武藝を善くし、殊に槍術に通じ、十文字槍の達人であつた。彼は亦叔父の源五に私淑する所があつた歟、俳句を好み、造詣する所があつた。源五の書中に、春帆竹原と倶に義に赴くとある。其春帆は富森助右衛門の號であるが、竹原は蓋し金右衛門の事であるらしい。彼は閏八月二十五日武林唯七等と相伴うて江戸に着府し、家督以前の通稱九十郎其儘にて、最初は叔父小野寺幸右衛門等と同居し、時機の到來を待受け居た。

* * * * *

此金右衛門包秀に就いては、江戸に於て一つの艶聞がある。當時同志の一人神崎與五郎は小豆屋善兵衛と稱し、吉良家に最も接近せる相生町三丁目に雜貨店を開き、吉良の家人と見れば、品物を安賣りして、之を手懐け、一意隣家の偵察に努めて居た。是は眞確なる事實である。が、是から以下が一綺語である。金右衛門の九十郎は乃て善兵衛手代として小豆屋に住込んだ。此頃日々吉良家から買物に來る顧客の中に、同家中某の兒守をする年頃の少女があつた。此少女何時しか九十郎の好男子であるのに惚れこんで、足繁く通ひ來る。九十郎は奇貨居く可しと思惟して、此女に言寄り、陰に懇なる交情となり、事に託しては、同家中の光景から、番士の數などを問質して、頗る得るところがあつた。其中兩人の交情進むにつれ、彼女は某劍客の女にて、今は其叔父たる大工の棟梁某に頼り居る事から、棟梁は父の兄弟にて、吉良家の來住以前、今の屋敷の建築を受負ひ、其縁故から彼女も同家中に御奉公するやうになつた事までを、仔細に話し聞けた。九十郎喜んで、益々彼女と睦み、果ては棟梁にも其意を通じて、夫婦の約束をなし、折々棟梁の許へも言づれて、終に繪引出に吉良家の新普請圖を盗み受けた。のみならず、十二月十四日の御茶會後は、同月十九日の節分に又亦御茶會あり、其上は御隱居様には此を當分引揚げて、麻布の上杉侯別邸に引移られる事まで、彼女に由つて知る事が出來たので、一々之を内藏助に報告した。すると是等の報告は悉く大高源五、大石主税、横川勘平等の報告と吻合するので、内藏助は深く九十郎の抽勤を賞し、金十兩を出して、九十郎に授け、彼女に取らせて、體好く訣別をさせた。九十郎は乃て彼女に贈し、近々暇を貰ひ、二人世帶を持つ積り故、先づ是を渡し置くとて、辭退する彼女に強ひて取らせた。彼女

は可怜しさ限り無く、其日の來るを待焦れ居る間に、空前絶後の快擧は發し、何ぞ知らん意中の戀人は、快擧中の一豪傑であつたのに驚倒したとの事である。

此話は江戸の傳說で、「伊呂波文庫」も傳へれば、「一夕話」も報ずる。講談や、浪華節では、「岡野金右衞門繪圖面取の一段」と名け、最も得意の一談柄である。仔細に之を察すれば、何れも意に任せて敷衍するので、鄙語燕說、辻褄の合はぬ節のみが多い。お負けに神崎與五郎の小豆屋善兵衞が居も、杉野十平次の九郎右衞門が道場も混合して滅茶々々である。「一夕話」の作者山崎美成すら少々可笑しかつたと見え、「此一條疑なきにあらねども、暫く記して、兒女子の目を怡ばしむ」と逃げたくらゐであるから、無論由來の良史家は採らなかつた。然るに自分は面白い物を發見した。義徒の中で神崎與五郎則休は歌人の一人であるだけ、割合に其遺詠が多い。其遺詠の中に、此年十月の作と覺しき歌に、

同志の者の戀初と見て「時雨」を

『神無月しぐるゝ風は越ゆるとも、同じ色なるすゑの松山』

と詠んで居る。顧ふに則休が同居した前原伊助宗房は學者の上に四十男、手代に來た倉橋傳介武幸亦三十三の分別盛り、同志の士中初戀を歌はれたのは、誰であらう歟と考へれば、恐らく岡野包秀であらう。由來神崎は磊々落々の士であつたから、朝夕同居する包秀が初戀に、物の哀れを催して、時は方に神無月、時雨の雨を誘ひ來た戀風は、此方彼方から吹通へど、末の松山末終に遂げざる色は一つである。不憫な兒等よと涙眼に打ちほゝゑんで、斯くは口吟んだものと見える。火の無き處に烟は立たず。江戸の傳說も何等かは根據する所があらう。但だ其戀が八代集中の同部にも見えぬ、有所爲の戀、であつた歟なかつた歟、是に由つて吉良邸の繪圖面を獲た歟獲なかつた歟は、問ふ所に非ず。二十三歳の青襟が初戀に餘り複雜な心計まで含蓄せられて居さうもあらず。其初戀に物の哀れを知初めながら、大義の爲には、美人もあらず、戀愛もあらず、手に十文字槍を引きしごいて、驀々地に敵營に驅入つた岡野金右衞門包秀は、我意を得たる好漢である。

百四十　間瀨久太夫、孫九郎

小野寺一統は獨り十内父子、源五及金右衞門父子のみに止まらぬ。間瀨久太夫正明其子孫九郎正辰も亦同族であつた。即ち久太夫は小野寺十内の從弟である。同時に中村勘助の叔父である。

彼は内匠頭長矩に事へて、大目付を勤め、二百石を食して居た。凶變の發した際、彼は六十一歳であつたが、奮つて義盟の列に就いた。既にして赤穗を去つて、京洛に住し、醫者だと觸込んだ。此際に於て一言す可き事がある。何れの時、何れの代でも、好き機會、派手な場合に當つた人は、歷史上に有名となるが、否らざる人は多くは聞えない。而うして一等の士は間々此の聞えぬ役廻に當るものである。近くは維新中興の際、諸藩から中央に出て、有名となつた人々は、寧ろ二流三流に多く、一藩の倚重する人物は、緣の下の力持に終つた者が尠く無い。間瀨久太夫の如きも、蓋し其一人らしい。兎いふは、當時の大目付は大監察である。此大監察は一藩の畏敬する士で無ければ、之に任ずるを得ないのである。其大目付を勤めて居た一事にても、彼が人物の如何は相像せられるが、派手な場合に立たなかつたので、義士中にても餘り多く人口に膾炙せぬ。されど京都に在つても、江戸に於ても、内藏助が延いて密議に參預させたのは、吉田、原、老小野寺三士の

外には、此間瀨一人であつた。それは前にも擧げた通り、内藏助が京都伏見の揚屋にて催した元老會議にも其名が列し、又去來京都出發といふ前に、内藏助が彼に與へた手柬中に、「少々得御意度儀有之候。御手透に被成候はゞ、御入來奉待入候」など見えるのでも察せられる。それで内藏助の子息主税を先だつて江戸に下すに臨み、久太夫を起たせて之に依賴せられたので、一行の長老として相伴うて、九月二十四日江戸に着府し、醫師三橋淨貞と稱して、麹町四丁目に假寓し、時々本營の機務に參預し居た。

＊　＊　＊　＊　＊

子息孫九郎正辰は主家凶變の際、僅二十一歳にて、部屋住で居た。それで最初の會議までは控へて居たが、既にして老父の義盟に就き、領袖の一人として盡瘁するを視て、躊躇せず、自ら進んで神文に血を濺ぎ、父に從つて京都に移つたが、一擧決行の議決した後、早く江戸に出で、三橋小一郎と變稱して、父と同居し、日夜偵察の要務に從事した。是に於て乎小野寺家の一黨からは、小野寺父子、岡野父子、間瀨父子及大高と都合七人まで身命を國難に致供した。揃ひも揃つた名門では無い歟。

百四十一　間喜兵衛　十次郎、新六

義盟中其性行の頗る間瀨久太夫に肖て居たのは、間喜兵衛光延であらう歟。喜兵衛の先は近江の名族蒲生氏から出でた。彼の父左兵衛故あつて人を殺し、仇を避けて赤穗に來た。時の藩公内匠頭長直は其才能を惜んで扶持せられた。以來褐を此藩に解いた。喜兵衛に至つて長矩公に事へ、百石を食して、馬廻に列した。喜兵衛人となり謹愨にして、極めて寡言であつたから、卒然として其人に對すれば、木强漢の如くに見えた。而も其裏に毅然として犯す可からざる節があつた。凶變の發した時、彼は已に六十七歳の老齡であつたに關はらず、城中に入つて、義盟に就いた。彼が斤量の如何は、原惣右衛門、堀部彌兵衛等と同じく、老成を以て同志から倚重されたのでも知れる。今年十月京都に置かれた一黨の參謀部が移動すると同時に、原、岡島、貝賀等と同行して、同月十七日江戸に着府し、杣莊喜齋と稱して、浪人赤穗者だと觸込んだ。一黨何ぞ藏龍臥虎に富めるの甚しきや。

＊　＊　＊　＊　＊

老父すら義に赴くに、我豈之に劣るべけんやとは、其長子十次郎光興が忠奮義慨で、是れ亦父に從つて、籠城論から去就を俱にした。時に彼は二十四歳であつたが、其人亦文武の士であつたらうと思はれるに、當時海内第一の劍客堀内源太左衛門正知の門人にして、兼て一代の名流細井廣澤の友人であつたのでも知れる。赤穗退去の後、父子俱に京都に在つたらしい。それは去來といふ日になり、何れも京都から打立つたので推測することが出來る。彼は父に先だつこと一箇月、千馬三郎兵衛等と相携へて、今年九月七日江戸に下り來り、是亦姓のみ父と同じく杣莊と變稱して、杣莊十次郎と名乘つたが、偵察任務の都合に由つては、時に杣莊伴七、又は町人重助など振込んだ事もあつたといふ。彼が廣澤との交に就いては、後に討入の夜、彼が奇功を建てる場合に詳說しよう。

＊　＊　＊　＊　＊

次男新六光風は幼少から同藩士中村清右衛門が養子となつたが、兎角に一家の折合が惡いところから、新六は意を決して出奔した。それも其筈である。此清右衛門は百石を食し、郡奉行をも勤めて居て、當初は義盟の列にも就いたが、忽ちにして變節したくらゐの人物である

から、日頃養家の意に滿たなかつたものと察せられる。次いで實父喜兵衞は藩中に聞えた謹嚴家であるから、一度養子に遣つた以上、本家に復歸の事を容易に承引しさうも無い。それで新六は出奔して江戸に赴き、秋元但馬守の家臣中堂又助に頼つて、此家の食客となつて居た。從つて主家凶變の際には、其身は赤穗に居なかつた。

是時新六僅に二十二歳であつたが、父兄倶に義盟に入り、亡君の讐を復せんと志すと聞いて、國難に赴かんと欲するも、出奔の身なれば、如何ともすることが出來ぬ、それで屢〻内藏助に嘆願して、終に盟約中に入つた。顧ふに是は凶變當年の冬内藏助が江戸に出府した際であつたらう。

父兄江戸に下着するに及んで、中堂の家を辭し、新麹町四丁目裏の父兄の僑居に同寓し、是も姓だけ一樣に變じて杣莊新六で通用したが、若手は若手だけに偵察の任が多いから、或時は松屋新介などとも振込んだといふ事である。

一義徒の變姓變名を看るに、一々皆據り所がある。母方の姓を假用して池田と稱する大石内藏助の如きもあれば、先祖の出處に因んで仙北と稱する小野寺父子の如きもある。彼等は同族的若くは歴史的假稱といはう歟、間は即ち峡谷の謂ひ、若し其峡谷に里落を爲せば、即ち是れ杣の莊である。喜齋老蓋し之を思ひ、乃て杣莊と稱したと見える。是等は文學的變稱とも謂はう歟。兎にも角にも七十に垂んたる老翁から、青衿の壯佼まで父子三人袂を聯ねて勤王否な殉難に赴く。壯と謂はいで何とせう。

百四十二　潮田又之丞

潮田又之丞高教が家は、世〻赤穗の藩士であつた。又之丞に至り、故内匠頭に事へて、馬廻に列し、二百石を食して、國繪圖奉行と加東加西兩郡の郡奉行をも兼務した。又之丞は夙に大石内藏助、同苗瀬左衞門と倶に讃州高松の豪傑奥村無我に師事して劍を學び、久しく其家塾に寓居した。從つて内藏助とは最も親善の間柄であつた。國難の發するに及んで、彼は身を挺して、同盟に加はり、絕えず内藏助と一致の行動を取り、赤穗退散の日、家族を北條村の人黑金屋某が許に託し、單身京都に赴いて、一擧の進行に盡瘁した。

それだけ彼は内藏助に信頼せられ、同年九月原惣右衞門等と一たび江戸に下りて、關東連と大事を圖議し、次いで内藏助に從つて歸洛し、依然京洛の間に留まつた。此頃から彼は原、大高等と倶に途に江戸連と聲息を通じ、一黨中に在つては、寧ろ急進派に屬し、内藏助が持重して容易に動かざるを悶かしがり、分離して事を擧げんとまで計畫するに至つた。忠勇の程察するに餘りありだ、既にして今年七月大學氏左遷の報京都に達したので、形勢は俄に一變し、同月二十八日の圓山會議にて愈〻一擧斷行の事に決定したので、又之丞は亦又内藏助の内訓を齎し、當時上京し居た堀部安兵衞と相伴うて、再び關東に下向した。兩氏が大學氏藝州下りの一行に邂逅したのは、此途上の事である。

斯くて又之丞は八月十二日を以て江戸に着府したが、今回の使命は一擧成敗の關する所であるから、最も祕密の協議を要する。恰も好し、時は仲秋皎月の頃である。萬事に老練なる方面の副統領吉田忠左衞門は觀月と稱して遊船二艘を用意し、金龍山畔の隅田川にもやひて、同志中にても嚮背未だ確かならぬ輩は悉く除き、純忠精義の士のみを選んで、其船に招き載せ、渚から之を漕出させ、欸乃一聲二州を下つて、吾妻、兩國、永代を過ぎれば、月は品川の波際に上つて、大川一帶金波は碎けるを、彼

處此處に船を停めて、且つ賞し、且つ歌ひ、杯を擧げて相屬し、興懐に餘念もあらぬとは、一般に移された高師船頭輩の胸推算、此間に又之丞は訓令を傳へ、諸士は首を鳩めて思を凝らし、驚天動地の謀策を協定しつゝ、餘所目には興味漸く盡きると見える頃、船を芝浦から赤羽橋の許に着けて、此日の秘密會議を終了した。

之を概言すれば、前に京都の圓山會議にて一黨の大方針は確定し、今又隅田の船中會議にて方面に討入方略は議定せられたのである。同志の勤勞想ふ可しだ。其後又之丞は數日滯在して、敵身方の光景を視察し、今回は吉田忠左衞門から差添へられた近松勘六を伴うて、同月十七日江戸を立去り、月の下旬に歸京して、使命の遂達を内藏助に復命した。

百四十三　同　三味保童圓の傳授

又之丞は再び江戸に使し來つて、須臾も時間を空費せぬ。其月即ち八月播州に下り北條村に赴いて、家族の爲に内々後事を處理し、今は心に懸る事も無しと、直ちに又取つて返し、今回は近松勘六等と内藏助父子が京都四條の道場に僑居した。

此東奔西走中に一の傳ふ可き佳話がある。彼は赳々たる武夫たるに關はらず、日頃頗る醫事に通じ、三味保童圓の秘方を知つて居た。先君在世の頃、或時彼は公用にて管内の穂積村に滯在し居た事がある。其際同地の醫家田中道的といふ人と親くなり、相得て莫逆の誼があつた。此因みから道的は又之丞に、『貴家の御秘方三味保童圓の製法を私に御傳授下されまい歟』と懇請した。又之丞固より利慾に恬淡の人である。『左樣、外ならぬ貴殿の御依頼であるから、其中に閑隙を得たらば、御傳授申さう』と約諾した。既にして國難となり、又之丞は赤穂を去り、爾後東西に奔走して、寧居の遑も無い。それで前の約諾も其儘となつて居た。が、今年八月寸暇を偸んで家事の處理に歸國した間に、一日長文の手柬を草して、田中道的が許に寄せた。道的急ぎ披見すれば、久濶扨は寒暄を敍したる後に、又細々と三味保童圓の製法を書記し、兼約の藥方は斯くの通りでおざる、宜く御領得下されたいと申遣はした。後五箇月にして快擧は發し、又三箇月にして自盡を賜ひ、潮田又之丞高教は高輪の細川邸にて切腹した。田中道的之を聞いて、胸を打つて慟哭し、君が北條を見舞はれた際、仰いでは老衰せる慈母を憂ひ、伏しては嬰々たる妻子を念ひ、其方寸の紛亂如何であつたらう。それにも關はらず、昔日の然諾を忘れずして、自分に傳家の秘方を授けるとは何等の忠實ぞや。事に當たるの大丈夫とは、君の如きを謂ふのであらう」と、乃て其書を掛物とし、清酌を供へて、且つ拜し、且つ泣いたといふ事である。異日道的の子昌伯の求により、梁川蜺巖爲に「潮田高教氏手簡記」を作つた。其中にいふ、「諾を諾とす、故に宿するなし。或は姑く宿すと雖も、中心に之を戒め、敢て其言を食まず。此れこれを朋友信ありと謂ふ。人の倫や五つ。其道は一つのみ。既に君臣の義を知る可し。久要平生の言を忘れず。大節の臨んで奪ふ可からず。二者旋つて行を相爲す。吾れ潮田高教氏に於て之を觀る」といふ實に然り。

是は自ら後の事、彼は近松、菅谷、早水、三村等と内藏助を護して、十一月五日ふたたび江戸に出で、爾後原田斧右衞門と變名して石町三丁目の小山屋に同居し、徐ろに時機の到來を待受けた。蓋ふに彼は勇猛、忠實、實直、寛厚を兼ね備へた。其勇猛は或は急激に屬したのでも知れ、其忠實は知友を欺かないので分る。而うして江戸の使事に慣れ、齋重を察

す可く、其間の場合に度量の寛厚亦事物に觸れて發露した。內藏助の部下、何ぞ其れ多士の濟々たる。

百四十四　大石瀨左衛門

大石瀨左衛門信清は同苗孫四郎の舍弟で、內匠頭に事へて、馬廻を勤め、百五十石を食し居た。彼が內藏助の同族であつたのは、一擧の前に內藏助が小野寺氏の室丹女に與へた書中に、「吾等一家、大腰拔どもにて、殘り留るは吾等父子。同名とては瀨左衛門ばかりにて候」とあるのでも知れる。彼は實に內藏助の族弟であつた。彼は年少の頃から武を好み、族長內藏助及潮田又之丞と同じく、讃州高松に赴き、東軍流の豪傑奥村權左衛門無我に從つて、劍を學び、面目ある武夫となつた。之を高松の友人に聞くに、同市八幡の馬場といふ處に無我舊居の跡がある。從つて又之丞、瀨左衛門等の逸話は、今も此に存するといふ。

扨凶變の際、彼は江戸の邸に居たが、內匠頭に對し田村右京大夫へ御預の上切腹との公命下るや否や、即夜原惣右衛門と倶に第二回の報告使として驛傳を馳せ、五晝夜を出でずして赤穗に達し、爾後留まつて、同盟に列し、一に內藏助と進退を倶にした。既にして本城開散となつたので、兄孫四郎と老母並に姉妹を連れて、京都に出で、河原町に僑居して、常に山科を扶翼した。斯くて今年秋期に入り、快擧斷行の議大に決し、去來東下といふ場合に望み、舍兄孫四郎は孝養説を唱へて、東行を躊躇し出した。時に瀨左衛門は二十六歲、未だ一青襟たることを失はぬが、私情の爲に公義を忘れず、「兄上は留まつて孝養を續けんとならば、兄上は兄上の志を行はれよ。自分は一死君國に報じ、武門の本分を立てねばならぬ」と凛然として節義を持し、主税が內藏助名代として先發するに從つて、九月二十四日一行と倶に江戸に着府し、乃て石町三丁目の本營に同居し、時に小田權六など變稱して、仇家の偵察に苦心した。

一家に忠義の士を出せば、九族の醜までを掩ふに足る。兄の孫四郎孝心は孝心であつたらうが、背盟逃脫の徒たるは免れぬ。然るにも關はらず、早くから既に兄弟抽籤などの説さへ出來、同じ背盟者中に在りながら、後世に至るまで、孫四郎の背盟をさまで言議する者の尠いのは、全く瀨左衛門が忠芬義芳のお蔭である。之と同時に瀨左衛門が如何に當時に毅然として樹立する所があつた歟は、人々の理會で知れる。人生二十五六と言へば、まだ〳〵青襟の若輩では無い歟。然るに大石瀨左衛門信清と聞けば、何人も彼を居然たる偉丈夫と篤信し、そが二十五六の一青年であつたことに想到する者が無い。是に至つて自分は天下の青襟に希望する。自らコムマ以上の士たらんと豫期する者は、根柢に於て自家の志操を涵養することに、其力を傾注せねばならぬ。

百四十五　近松勘六

淺野內匠頭長矩の代に至り、藩士中僅二百五十石を食する者が六人ほどある。何れも其十人衆の後裔と見えた。が、時代の變遷は、さばかり武勇の家筋も浮世の風に誘はれて皆身支度に餘念なき、中から兄弟二人家聲を落さず、身を挺して義盟に就いた人がある。兄は即ち近松勘六行重、弟は奥田孫太夫の養子となつた同苗澤右衛門行高である。

近松勘六行重の家は近江の蛭田から出でた。前に講じた通り、其祖、淺野彈正少弼長政に事へて、二百五十石を食し、家世相承けて、勘六に至つた。勘六流石に家聲を落さず、夙に兵法を好んで、樹立する所がある。彼は故內匠頭

に事へて、馬廻に列し、忠勤を勵みつゝあつたが、國難以來慷慨して義盟に就き、同志と倶に名節を砥礪した。

彼の家は流石に名門だけに、勘六の代まで本國蛭田に尙田地家屋を有したので、赤穗退散の後、暫く此祖先の舊里に歸つて、隱棲し居たが、心に旣に決する所があるので、一日朋友故舊を家に會し、田宅重器一切を擧げて之を人々に分與へて立出でた。彼の恬澹無慾であつたのは、此一事のみでも察することが出來る。

今年二月、山科會議の結果、關西同志の代表者二名を關東に派遣する事となつた時、彼は吉田忠左衞門と倶に其選に中つたのである。彼が有爲の資を負うて居たのも、是にて見える。吉田旣に兵法家であるのに、近松も亦兵法家である。二人の間意氣投合するものがあつたらう。吉田は乃て篠崎太郎兵衞、近松は森淸介と變稱して、江戸に下り、敵情の偵察、同志の糾合に從事し居た。旣にして統領内藏助の意大に決し、八月潮田又之丞を下して、内訓を吉田以下の同志に傳へたので、同月勘六は忠左衞門と相議し、江戸の近情を報告せんが爲に、又之丞と相伴うて上京し、其儘内藏助が四條の道場に足を駐め、十一月一日に至り、内藏助の一行に加はつて、江戸に再び到着した。是より先き、吉田忠左衞門は新麹町六丁目に一戸を構へ、更に兵學者田中一眞と變稱して、住居したので、勘六も亦之に因んで、田口三介と稱し居たが、今度下向し來た後は、石町三丁目の本營に大石父子と同寓し、更に又三浦十右衞門と改稱し、勉めて世の指目を避けた。

附言。鳩巣の「義人錄」に勘六の母氏討入の前日自刃して節に死し、我子勘六の忠義を激勵した一節を載する。其文、其事と倂せ觀る可きものがあれど、其實是は原惣右衞門元辰が萱堂の自殺を誤り傳へ、それを其儘筆にしたものである。當時は通信と報道との便宜を缺いた時代だけに、是等の誤傳が甚だ多い。是は近松から節母を取去る譯にて、心苦しいが、代りに同じ「義人錄」に片岡源五右衞門の家來として義僕元助が事を記したのは、其實此近松勘六の義僕甚三郎の誤傳である。之に關しては、更に別に其傳を講說しよう。

百四十六　菅谷半之丞

大阪の役に、淺野釆女正長重の家臣にして甲首を取つた者が二十餘人あつた中に、菅谷喜兵衞といふ士がある。此人こそ菅谷半之丞政利の祖先と思はれる。半之丞は内匠頭に事へて、馬廻兼代官となり、百石を食して居た。

内變以來同盟の一人となり、最後に内藏助の東下に從つて、江戸に來り、石町三丁目の本營に近松勘六等と同寓した。が、一戸に十餘名の同居は人目にも立ち、不便でもあつたら。それで前にも擧げた谷中の入口長福寺に在る近松勘六の甥文良に賴つて、此に寓公となつて居た事もあつたが、文良も亦有心の人で、極めて信切に半之丞を待遇した。彼は敵情偵察の爲に、時に町人政右衞門など號して、任務に從事し、專ら心力を傾注し居た。一擧の後に堀内傳右衞門が長福寺に勘六の忠僕甚三郎を訪うて、文良を見舞つた時まで、室内に尙菅谷半之丞」と札の附いた葛籠などが殘つて居たといふ事である。

附言。俗傳に半之丞は當世に稀な美少年で、夙に内匠頭の御小姓に召出されて居た。彼が十九歲の時であつた。父半兵衞歲若き後妻を納れた。すると其婦人何時か半之丞に懸想し、人知れず五月蠅く言寄つた。半之丞呆れて家に歸らず、多くは宿直し、又は朋友の許などを賴つて、日を送つた。繼母は之を看て、可愛さ餘つて、憎さが百倍し、其身の不行

[illegible]はんが爲に、種々に平兵衛に讒訴を容れたので、父も漸く疎んじ出し、果ては勘當しさうになつた。内匠頭何時か之を聞知り、半之丞に内命して脫走させた、其間に二十年程は星霜も經過し、故主の家の凶變となつたので、半之丞も遂に江戸から歸國し、種々內藏助に請うて、同盟徒中の人となつたといふ。されど此傳の出處は確かならぬ。のみならず、斯かる妄談を通過し得られぬ數多の理由がある。

第一、二十年間も出國し居た者なら、好し赤穗籠城會議の日歸參して、籠城、殉死の同盟に就きたいと求めても、內藏助が之を許可せぬ事は、岡野治太夫以下五人の同じ情願を斥けたのでも分明であらう。然るに最初の同盟の際から、彼は其一員に列して居る。

次に、彼が切腹前、幕府に呈出した親類書の寫が、今も現に彼が御預となつた久松家に遺存する。それを看ると『祖父平兵衛、父も亦平兵衛とあつて、名から既に違ふ上に、一父平兵衛、淺野内匠頭家來、十年以前死亡仕候、とある。十年以前に父が死亡せるに、其子逐天の儲であれば、菅谷家は疾くの昔に斷絕せねばならぬ。然るに『赤穗分限帳』に據れば、「菅谷半之丞、知行百石、馬廻兼代官」と歷然として載せてある。

それで彼が内匠頭當時立派に赤穗で勤續して居た事が知られるであらう。拍遣子の説の取るに足らぬのは、概ね皆此類である。是だから俗書は閉口だ。

百四十七　不破數右衛門

赤穗籠城の風聞四方に傳播した際であつた。各〻肩に鎧櫃を引擔ぎ、内藏助の許に驅着けて、「此度は貴殿籠城と承はり、一同相伴うて馳參じておざる。何卒御人數に加はつて、一方の口を預りたう存ずる」と申出た五人の浪士があつた。是等は何れも久しい以前に國を離れた者共である。其中の一人に岡野治太夫といふ勇士がある。不破數右衛門正種は卽ち其子である。彼は夙に不破家の養子となり、内匠頭に事へて、二百石を食し、馬廻に列し、兼て濱邊奉行を勤めて居た。彼は人となり豪放不羈にして勇武も亦同輩に超え、更に小節に拘はらぬ。加之、大野九郎兵衛が侫僞にして事を用ふるを憎み、日頃から之と睦からぬ。凶變に先だつこと五六年前の事であつた。彼は三箇の失態を犯したといふに由つて、百日の閉門を申付けられた。其第一條は、[illegible]を切り、死骸を發掘して試物にしたる事。第二條は勤務を疎略にし、同僚との折合宜しからざる事。第三條は平素勝手向不如意と申立てながら、多く人を聚め、酒を振舞ひ、囃子を爲し、不行跡極まる事といふに在る。是も多くは大野の讒構が加はつて居たのであらうが、專制時代の君命といふのであるから、如何ともする事が出來ぬ。數右衛門は百日間家に閉籠つて謹愼した後、久し振りに藩廳に出頭した。が、其が剛直の士であるから、恐入つてばかりは居らぬ。彼は上官……恐らく嚢の大野であつたらう……其上官に向つて、遠慮なく、『此度御咎の第一條は内々我刀の切味を試さんが爲にいたしたる事にて、重々恐入りまするが、其他の二箇條は數右衛門逆意に存じまする』とて、大に抗議を申立てた。すると乃て其抗議に尾鮨を添へ、お負けに彼が家僕を手討にした事までを加へて、内匠頭に讒訴したから、内匠頭は大に怒られ、主命に反抗する不束の奴だといふので、永の暇となつた。

それで數右衛門は已むを得ず、赤穗を立去つて、江戸に出で、浪人をして居たが、自家の退

身するに至つたのは、畢竟讒臣に中てられた結果である事を知るが故に、少しも主君を怨望せず、何日かは主君の怒も和らぎ、歸參の時節も來らうと、それのみ心に念じて居たが、圖らずも主家の凶變は發し、國破れ主亡びるの不幸には際會した。彼は之を傳聞して、胸を拊つて痛嘆し、鬱々として日を送つて居る中に、一日礒貝十郎左衛門に途上にて邂逅つた。

「是はお珍しい。」

「是は〻久し振りに。」

と互に久濶の情から、亡國の感慨までを談じ合つた。十郎左衛門は乃て往事を追懷し、

「貴殿御退身の後、先君には追〻貴殿の多く無實の御咎を受けられた事を御覺りなされ、折〻貴殿の事を仰出されては、沮〻貴殿を惜ませられた。其度ごとに微力ながら我等もお側にてお取成しいたし、乃ては御歸參の御慶びを申す日もあらんと存じたが、思へば一場の夢にておざつた」

と語り出た。數右衛門聽いて、頻りに感慨し、

『扨はさほどまで此不肖を御心に懸けさせられた歟。久しく浪々こそ致せ、御恩は一日も忘却仕らぬか、御勘氣を蒙つたまゝの身の上であるから、御墓にも參拜いたしかね、遺憾ながら今に差控へ居る、心情御察し下されたい』

と述べた。十郎左衛門は打返し、

「先君の御本心只今申陳べた通りでおざれば、決して其の御遠慮には及ばぬ。去來是から御同道いたさう。」

とて、其儘相伴うて、泉岳寺へ詣で、冷光院殿の御墓に參拜した。數右衛門は今更ならねど、亡君の御無念を想ひ遣り、雨と悲憤の涕を濺いだ。十郎左衛門は熟〻其狀を察して、告ぐるに一黨復讐の祕計を以てした。是時から數右衛門は身を此一擧に捧げんと決心した。

百四十八　同

數右衛門は礒貝十郎左衛門から復讐の計畫を聽き、日夜報效を思ふものの、統領内藏助の同意を獲なければ、一黨に入ることが出來ぬ。それで彼は營〻上京して、山科に赴き、刺を通じて内藏助に見え、

「自分不調法にして先君の御怒に觸れ、永の御暇となりましてから以來、一度は何ぞ功を立て、御勘氣御免を蒙つて、歸參いたしたく、多年心掛けました甲斐も無く、先君には不慮の御災難、名譽の御家までも御斷絕、今はの際に於ける先君の御鬱憤は如何ばかりと、一念此に及びますれば、腸もちぎれるやう存じまする。それに就いて承りますれば、大夫を初め、有志の方〻には復讐の御企てがおはしますとの御事、自分不肖にはござりますれど、御一黨の中に加へられ、君恩萬分の一をも報じ、恥めて未來地下に於て、日頃不調法の御詫を申上げることを得ますれば、此上の仕合はおざりませぬ」

と精誠を籠めて申出でた。内藏助は之を聽きながら、衷心には深く感嘆したが、彼が平素の名分論は容易に其嘆願を許容せぬ。

「此輕薄な世の中に、貴殿の御忠志は、内藏助實に感服に任へぬ。さりながら先君御在世の時、一旦御暇下された仁を、一擧の中に加へては、浪士の輩までも騷擾す仕義となり、斯くては吾〻の本旨に背く。折角の御申出ではおざれど、御斷り申すの外はおざらぬ」

と言切られた。數右衛門は大に喫嘆し、

「生きては御不興の身となり、死しても不肖の臣たるを免れぬ歟。斯くては數右衛門の武運も盡果てた歟。何を樂みに生存へて、浪々の生活を續けませう」

と、投出す如く言放つて、彼は只管暗涙に咽んだ。

内藏助は熟々其氣色を察して、愈々感嘆し、

「それほどまでに先君の御恩を思はれる歟、それならば拙者も近々東下するでおざらうから、其節貴殿を先君の御墓前に御同伴いたし、拙者より篤と御詫を申上げ、其上にて一黨に御加へ申すことに致さう」

と、茲に始めて承諾を與へた。數右衛門の歡は譬ふるに物なく、さらば是から敵情偵察の任務に當らんとて、急ぎ江戸へと引返した。

此歳十月內藏助は一たび江戸に出府した。其翌十一月十四日の事であつた。今日は亡君の御命日である。內藏助は數右衛門を伴ひ、各々麻裃の禮服にて、泉岳寺に詣で、冷光院殿の御墓前に額づいた。內藏助は數右衛門を留めて、石階の下に伺候させ置き、自分一人御墓前へと進み、生きたる主君に言上するが如く、

「舊臣不破數右衛門事、御勘氣を蒙りましたる以來、日夜謹慎仕り、此度內藏助に就きまして、御宥免の儀を哀願し出でておざりまする。臣熟々其情を察しまするに、其の申す所、至誠から發し、不愍の至に存じまする。何卒御賢慮を回させられまするやう、願はしう存じ奉ります」

と言訖つて却立し、恩命を待つと一般の狀を爲した。暫くして、

「不破數右衛門」

と一聲高く呼びて、墓前に進ませ、

「殿には其方の誠意を知召し、御勘氣御免の上、舊知舊職に復せられる。有り難く御受致されよ」

と申聞けた。精誠の通ずる所か、神其前にいますが如く、數右衛門は感泣して、其處に拜服した。是より彼は熱烈なる義盟黨中の一人となつた。

乃て今年春三月、彼は武林唯七と倶に上京し、大阪老松町に在る原惣右衛門の宅を音なうて、其儘此に滯留した。蓋し彼の人となりと、又其同行者とに由つて察すれば、慥に彼も亦急進派の一人であつたに相違ない。それで武林と倶に一擧の速發を催促に上つたのであらう。が、思慮周到なる惣右衛門等の説を聽き、京攝の間に往來して、同志の間に周旋しつゝあつたものと見える。既にして七月二十八日の圓山會議となり、愈々一黨總討入の議に決したので、彼は九月に江戸に歸り來り、それまでは八左衛門と變名し居たが、更に松井仁太夫と假稱し、新麹町六丁目の吉田忠左衛門が許に同居し、一層討入の計畫に盡力した。

附言。數右衛門の山科に赴いたのを、「義人錄」は十五年秋の事とし、亡君墓前の赦免を同年九月後の事とする。それでは彼が此春の上京に無意義となるのみならず、公然同盟にも入らざる者と、義徒は進退を同うした事となる。又「義士年譜」は同墓前の赦免を以て、十四年十一月十四日の事とすれど、其日までは內藏助は未だ出府して居らぬ。故に自分は此一事だけは十四年十一月十四日とする「義臣傳」の説に從うた。

それから彼は岡野治太夫の實子であるといふ印象が、是迄の諸傳では微茫であつた。幸にして數右衛門が久松家に御預の日、呈出した親類書がある。之に據れば、彼の實祖父岡野文右衛門、淺野內匠頭家來、八年以前死去仕候」とありて、次に「實父佐倉新助、浪人、播州龜山に罷在候」と見える。即ち彼が本姓岡野であれば、實父の治太夫たることも察せられ、倂せて治太夫は浪人以後佐倉新助と稱した事までも知れる。

百四十九　早水藤左衛門　木村岡右衛門

早水藤左衛門滿堯は人となり驍勇にして、殊

に強弓の達人として藩中に知られて居た。内匠頭に事へて、百五十石を食し、馬廻に列した。主家內變の當時彼は江戸の邸に居たが、主君殿中に於て吉良上野介を斫りつけられたとの報城外に傳はるや否や、斯ては淺野家の一大事、片時も早く本國に報告せねばならぬと、萱野三平と俱に第一の報告使として同日卽ち三月十四日鐵砲洲の邸を發し、中間三日にして、同月十八日赤穗に馳せつけた。が、其儘留まつて同盟に加はり、籠城殉死の列に就いた。既にして一藩解散となつたので、其後は常に内藏助の節度に從ひ、今年十一月内藏助の東下に屬して、江戸に來り、時に或は曾我金介など變稱して讐家の偵察に任じて居た。

附言。此人の姓を往々速見に作るものがある。さりながら、泉岳寺の墓碑を始めとし、「義人纂」、「報讐錄」、「四十七士傳」等に、皆早水とあるから、之を正とせねばならぬ。

＊　＊　＊　＊

木村岡右衛門貞行が家は三代赤穗の藩籍に在つた。卽ち祖父吉兵衛から、父惣兵衛を經て、岡右衛門に至り、世々淺野侯に事へて、百五十石を食し、馬廻に列した。岡右衛門は夙に好學の士を以て聞え、當時の學者小川某に從つて、陽明學を講修した。顧みるに元祿時代の學術は未だ多く儒林の外に出でざるに、早くも陽明哲學に志した、それだけにでも此人の尋常の士で無かつた事が想はれる。彼か一國の大變に處して、去就に惑はなかつたのも、決して偶然で無い。然るに赤穗に於ける最初の同盟中に此人の姓名が見えぬ。恐らく當時彼は在勤して江戸に居たのであらう。其後彼は内藏助と進退を俱にせんが爲に關西に赴いたものと見え、今年義徒一同が東下の議決するに及び、九月二十日を以て彼は單身江戸に着府し、石田左膳と變稱して、堀部安兵衛が本庄林町五丁目の僑居に同寓し、時あつて或は町人八兵衛など假稱して、敵情を偵察し居た。

一擧に先だつ一兩月、前原伊助、神崎與五郎は相義して、一擧の顚末、藩士の忠姦等を記述し、之を天下後世に傳へんとて、前原伊助は「國難始末」を記し、神崎與五郎は「一絕纓自解」を草し、「一同盟傳略」と名けて、世に遺した。岡右衛門看て之を嘉し、自ら其跋を作つて、右兩人の志を述べた。當時前原は米屋五兵衛と稱し、神崎は小豆屋善兵衛と號し、商店を開いて、何處までも商人の風を裝うた。之と往來して、日夕大事を密議し、兼て「同盟傳略」の記述を助成したから、木村も表面は商家でなければならぬ。彼が町人八兵衛と稱したのは、蓋し是時であらう歟。

百五十

中村勘助
勝田新左衛門

中村勘助正辰は白川の藩士三田村十郎太夫の實子にして、中村家の養子となり、内匠頭に事へて、百石を領し、馬廻兼右筆を勤めて居た。內變の際彼は赤穗に在り。當初から奮つて同盟に入り、開城の後は家族を率ゐて京都に隱れ、同年九月に至り、潮田又之丞と共に江戸に下り、次いで内藏助の東下を迎へて、關東の同志と協同して一擧の斷行を統領に促し、乃て十一月に及んで、一たび京都に引還した。が、爾後彼は寧ろ急進派に屬し、上方にては原、潮田等、關東にては堀部、奧田等と東西呼應して、快擧の速行を熱望し居た。

既にして彼は今年七月二十八日の圓山會議に列席し、一擧斷行の議大に定まつた時、彼の踴躍は如何であつたらう。然るに彼は叔姪間瀨久太夫及同苗孫九郎等も俱に義に赴くので、鄉里にも江戸にも家族を託す可き人が無い。

頼む所は彼の生家で、奥州白川の城主松平大和守忠弘に事へ、實父の名跡を襲いだ舅の三田村十郎太夫が在るのみである。彼は乃て意を決し、同氏の許に打明け、一家族が在つては足手纏ひ故、之を親族に託さうと存ずるが、生憎奥州に居るから、今より此を出發して、彼地に赴く事にした、只其道のり餘りに遠い。萬一事急になり、討入の時に會はぬ仕儀とも成らば、一期の不覺、終天の遺憾、心に懸るは此一事にござる。若し左樣の場合に相成らば、是非々々急使を御立て下されて、御一報に預りたい。此の期間、御約束申すと相盟ひ、遂に海道から奥州路かけて家族を送届け、其儘江戸へと取つて返し、十月中に着府して新麹町四丁目に一戸を構へ、山彦嘉兵衛と變稱して、日夜讐家を窺うた。

* * * *

勝田新左衛門武堯は内匠頭に事へて、十五石三人扶持を食し、中小姓を勤めて居た。凶變の發した際、彼れ年僅に二十二歳であつたが、慨然として義盟に就き、赤穂開城後彼は逸早く江戸に赴いたと見え、今十五年二月三日附にて大高源五が京都から堀部安兵衛等に寄せた手柬中に、紙面の委細を勝田氏倉橋氏等へも仰開けられたしとある。當時彼は新麹町五丁目裏町の杉野十平次が假宅に同居し、時に町人嘉右衛門と稱して、借家事務に努力した。

附言、俗の講談や浪花節に、新左衛門が藩の上杉家の女を娶り、浪々の後其妻を生家に預け置き、討入の前日餘所ながら暇乞に赴く悲壯の談を演ずれど、一も據る可き所見が無いから、自分は取らぬ。

百五十一　千馬三郎兵衛

千馬三郎兵衛光忠は赤穂の世臣で無い。彼の祖父内藏助は伊丹兵部少輔の手に屬し、大阪陣に討死し、父求之助は永井日向守に事へて居た。蓋し彼れ三郎兵衛は新知百石にて淺野家に召出されたものと見える。是だけにても彼の英物であつたのは察せられる。斯くして彼は内匠頭に事へて、百石を食し、馬廻に列して、久しく江戸に在勤し居た。彼は人となり質直にして義を好み世に阿らず、人に諂はず、君家の爲めに然る可からずと思惟する事は、直言諫爭して忌まなかつた。蓋し彼の志は專ら忠貞の誠を納れるに在つたのであるが、それが却つて内匠頭の意に協はず、遂に永の御暇を請ひ身を退くの已むを得ぬ場合にまで際會した。實に據れば、彼は其の煩雜な家中から退身の内意を告げたのであるとの事。蓋し彼の人となりから推せば、借財といふよりも、寧ろ是等の借家者等と相容れなかつたのが主なる原因を爲したのであらう。それで彼は、快々として赤穂に歸り來り、内々一家を取り片付けて、家財の一分は既に大阪まで運送し、不日公然奉公御暇の旨を申立て此地を退去しようとする所に、端なく凶變の報知に接した。尋常輕薄の士なら、是れ幸と好機會と、其儘此處を立去るであらうが、彼は思惟した。義を見て爲さざるは勇に非ず、難に臨んで逃れるは忠に非ずと。直ちに其志を翻して、内藏助の許を訪ひ、籠城なり、殉死なり、大夫の御指揮に從つて、死生進退一つにしたう存じます」と申出でた。内藏助の感歎は異常であつた。昨日迄高祿を食み、君寵を專らにする輩さへ、多くは逃支度をする今日に、一旦御不興を蒙つて、身を引かうとまでするに立到りながら、國難と聞いて踏留まり、我等と死生進退を俱にしようとせらるる歟と涙を浮べて、深く喜び、直ちに同志の一員には列した。武士道を重んずる眞の武士の心掛、實に欽仰す可きである。

爾來彼は同志と俱に一意復讐の計畫に盡力し

た。が、茲に彼の寵妾に縁故ある一浪人があつた。此浪人は江戸の旗下にも懇意があり、頗る吉良家の虚實をも知つて居た。乃て三輪兵衛は之を語らひ、多くもあらぬ黄金を分けて、其人に與へ、今年閏八月十二日相伴うて江戸に下り來り、其浪人を麾下の宗に寄寓させて、日々吉良家の動靜を窺はせた。随ふに彼は此偵察に由つて大に得た所があると見える。それで其結果を報告の爲に一たび歸京したのであらう。同年九月七日に到り、此度は間十次郎、中田理平次と同行して、再び下向し來り、前の南八丁日暮に一戸を借り、原惣助と連絡して、一層偵察の歩を進めた。

百五十二　武林唯七

文祿年中征韓の役に、我軍が明軍と戰ひ、多く捕虜を收めて凱旋した。其捕虜中に孟二寛といふ者があつた。彼は浙江省杭州府武林の人であつた。が、其人醫術に通じて居た所から、終に我邦に歸化し、生國の地名を其儘我邦の苗字へ易へ、併せて醫者らしい名をさへ撰び、武林治庵と稱して、刀圭家となつた。其子は醇然たる日本人となり、更に其姓さへ改め、渡邊半右衛門と稱して、始めて赤穗の淺野家に仕官した。武林唯七隆重は即ち其子である。彼は內匠頭に事へて、僅に十兩三人扶持の小祿を領し、近侍に使はれ、中小姓を勤めて居たが、人となり慷慨義烈にして、文武の業にも通じ、名譽の士である。彼が如何に氣を負うて居たかは、自ら孟軻氏の後裔であると稱し、渡邊を改めて、更に祖父の姓に復し、武林唯七孟隆重と呼んだのでも知れる。其中に江戸の凶變は發して、急報は相次いで赤穗に達した。唯七之を聞いて、憤怒措かず、城中に入つて、同盟に就き、常に主戰派の急先鋒となつた。

既にして籠城殉死の議も亦變じ、一藩開城離散の事になつたので、彼は江戸の敵情を窺はんが爲に、赤穗から直ちに江戸に下向した。すると此地には堀部安兵衛等の急進派が居るから、唯七は彼等と意氣投合し、是年冬內藏助の出府を待受け、在府の諸士と統一を要して、今春三月を討入の期と極めた。が、其期に至つても、內藏助は容易に足を擧げさうにも見えぬ。それで唯七は大に焦り、豫め堀部等と約して、今十五年三月不破數右衛門と共に大阪に赴き、先づ原惣右衛門を訪うて、寧ろ內藏助と引離れても一擧を決行しようとの相談を試みたが、惣右衛門は大局を顧みて、おいそれと動かない。唯七は心中快々たれど、それにも大に理由があるから、強ち今明とも迫りかね、さらば北國に一走りと、京都に下り、此に居殘つた兩親を音づれた。兩親の歡び思ふ可しである。が、流石に唯七の心底である、數日の間親子團欒して彝倫の情を樂みながら、是れ亦大義を辨ずるの人であるから、唯七の爲所ながらの訣別を快く受けて、乃ち再び還らぬ我子の旅立を祝しつゝ、其門から送り出した。是時孝子の心腸は燒けんと欲し、五內は裂けるばかりであつたらう。

彼は中途にて京都に上り、同じ近侍の同僚にして而も莫逆の親友である大高源五の寓居を訪ひ、內藏助の依違躊躇、且つは放蕩遊行を指斥し、此際は是非に關東の急進派を率ゐて、直ちに斷行しようでは無いかと說いて見たが、源五も急に想たらと言はぬ。唯七は且つ怒り、且つ罵り、八方之を動かさうとしたが、源五には源五の自信があり、「畢竟貴殿は大夫の人となりを善く知られぬからの言である、大夫は決して左樣な卑怯小人では無い、此事を成功させるのは、一に大夫の方寸に在る、皆々其氣を鎭へ、且つ大夫の意を見落へ」といふので、唯七も力なく、默然源五が許を辭した。吉田忠左

其中に大學氏藝州へ左遷の報知は達する。七月二十八日の圓山會議は開ける。唯七益々憤慨して此會に列すれば、茲に始めて内藏助の大決心は發表され、一黨總討入の議は立ちどころに成つた。唯七踴躍して、既に敵首を獲たる思を爲し、乃て岡野金右衛門、毛利小平太と相伴うて京都を發し、閏八月二十五日に江戸に到着し、本庄三ツ目横町に住する杉野十平次が家に同寓し、父の舊姓に因んで、渡邊七郎右衛門と稱し、心身を讐家の偵察に傾倒した。吁、英氣發處。金石亦透。精神一到、何事不成」雪夜敵營を衝るに及んで、彼は其手に姦魁上野介が首級を擧げた。

附言。唯七の名に就いて、兎もすれば諸書に只七と見える。が、泉岳寺の墓碑を始めとし「義人錄」、「報讐錄」、「四十七士傳」皆唯七とある。之を正しとせねばならぬ。是が一つ。

それから「赤穗記」といふ大俗書を始めとし、「一夕話」などにも、内匠頭切腹の當夜、唯七の母は自害して、自分がお育て申上げた君侯に殉死し、書置をして我子の忠義を激勵した話を載せる。亦例の江戸製造の妄談である。且つ是等の捏造家に笑ふ可きは、第一唯七並に其兩親が當時赤穗に居た事も知らぬ。次には唯七が辭世の詩に「家鄕臥病雙親在。膝下奉歡恨不終」の句ある事をも知らぬのである。加之「赤穗記」と「一夕話」に載せた遺書の文言までが丸で違ふ。殊に「赤穗記」に在るそれの如きは、看るも氣雜な措辭にて出來て居て、一讀して嘔吐を催させる。世に始末の惡い者は俗文學である。是が二つ。

次には閏八月に江戸に出た唯七を、十一月に着府した内藏助の同行に作り、新井の渡で唯七が一椿事を惹起したなどいふ根なし草。是が三つ。

次には唯七の伯母が討入前夜に名香を贈つて、上野介父子を討留めねば、不忠の臣ぞと諭したなど「一夕話」の談である。迂疎も大概にして置けば善いのに。

百五十三　前原伊助、倉橋傳介

前原伊助宗房は内匠頭に事へて、十石三人扶持を食し、中小姓にして金奉行を兼ねた。赤穗最初の盟約に當り、彼は或は江戸に居た歟、未だ其姓名が見えぬ。が、乃て彼は熱誠なる義徒の一人となつた。今十五年の春内藏助は一方に吉田忠左衛門を先づ江戸に下して、同志の統督に任じたが、他方には又同方面に對し特別任務の士を要する。それは最も精細に、最も祕密に、敵情を偵察する專門の探偵である。是は上情にも下情にも通曉し、而も機敏の人物で無ければならぬ。此任に當つたのが、神崎與五郎と此前原伊助であつた。此一事のみでも兩人の人となりは知る事が出來る。それで伊助は今年四月中江戸に着し、讐家に最も接近せる地に借家を牢籠し、本庄二ツ目相生町三丁目に米屋五兵衛と稱して、店を開き、行賈と居商とを兼ねて、吳服太物を商つた。是は一つには成るだけ上野介家中の子女を其店に惹着け、又一つには自身邸の長屋などに入込んで、敵情を探り出さんが爲と見えた。果せる哉、其苦心空しからず、彼は諸同志も知ることを得ぬ祕密を頻々探り出しては、一々之を内藏助に報告した。それで内藏助が驚天動地の祕策は概ね此報告を基礎として建てられたのであつた。

附言。伊助の名字を「義人錄」などには爲助に作り「四十七士傳」には伊助と記して居る。併し泉岳寺の墓碑には嚴として伊助とあるから、之を正しとせねばならぬ。

* * * * *

倉橋傳介武幸は内匠頭に事へて、二十石五人

扶持を領し、中小姓にして扶持奉行を兼ねて居た。赤穗に於ける最初の同盟の際に倉橋八太夫といふ名があつて、傳介の名が無い。而うして爾後其徒の行動上、同志の筆蹟乃至書簡にも八太夫の事が一つも見えぬ所から推せば、或は其人は傳介と同一人ではなからう歟。或は否らざる歟。是は尙後考を待たねばならぬ。が、兎にも角にも彼は同志の一人として、一擧の事に盡瘁し、殊に彼は偵察の必要上から、番頭となつて米屋五兵衞の前原伊助が店に棲込み、假の主人を助けて、日夜上野介が動靜を窺ひ居た。

附言。傳介の名字を、亦往々傳助に作る書が多い。が、泉岳寺の碑に據つて、自分は傳介を正しと認める。

因みに講談や浪華節に聞けば、傳介は旗下の次男で、壯年の頃放蕩に身を過り、久しく房總の間を流浪して、終に淺野家の組足輕に抱へられ、或機會に内匠頭の面前にて弓馬の達人たることを顯はし、新知百石に召出される一段を演ずる。面白いは面白いが、何の據る所も無い。赤穗分限帳は其祿高と職務までも記載するから、前談の根なし草たる事は、言はずとも明白である。

百五十四　神崎與五郎

十四歲にして一兇漢を斬る

神崎與五郎則休は美作の人である。寛文二年を以て同國津山に於て生れた。其父又市は津山侯に事へたが、貞享年中に同侯伯耆守長武が其家兄忠繼の嫡男美作守長成に本藩を讓り、別に二萬石を賜つて、支藩に列せられた際、從つて移つたと見え、又市隱居の後、與五郎は家督して此伯耆守長武に事へて居た。然るに、元祿九年に伯耆守卒去せられ、其繼嗣の事から、主家の斷絶に會うた。蓋し此不幸に際し、彼は尋常ならぬ苦節を見はしたものがあつたらう。其後彼は浪人し、兩親を本國に遺して播州に來り、暫く赤穗に流寓した。すると何時か彼の氣節ある士であるといふ事が、内匠頭の耳に入り、五兩三人扶持を賜つて、徒士目付に任ぜられた。

茲に彼が本傳に入込むに先だつて、彼が幼時の出來事を一顧するの必要がある。後に彼が赤穗を退轉するの際、其兩親は作州勝間田領の黑土といふ處に隱棲し居たのから察すれば、夙に此に在住し居たのであらう歟。與五郎がまだ十四歲の時であつた。一日彼は從弟の箕作十兵衞といふ同好の少年と小鼓の稽古に城下津山に赴いた。戰國の時代を距ること未だ遠からぬ我國の事とて、男色は尙都鄙に流行した。此頃津山の市中に彥七といふ無頼が居て、夙に此十兵衞の美少年に懸想し、其後を追廻したが、十兵衞は承知せぬのみか、其男の無禮を叱斥した。之を遺恨に念うて、今日兩少年が休田といふ處に差掛かる時、彼の無頼は突然現はれ出で、十兵衞が頭の邊に一太刀斬付けて、其儘逃出した。與五郎之れを睹て、怒心頭より發し、「己れ無禮者め！」と叫びながら、其跡から追縋り、肩先から一刀を浴せ、倒れる處を、透かさず乘懸り、止めを刺して、物の見事に兇漢を討止め、十兵衞を介抱して引取つた。此事忽ち四方に聞える。丈夫も及ばぬ少年の働きとて、其頃傳へて地方の美談となつた。蛇は三寸にして呑牛の氣ありといふ。與五郎が尋常の士で無かつたのは、此一事でも推せられる、十兵衞は後に醫員となつた歟、丈庵と稱して津山に住居した。顧ふに作州には箕作氏が多い。近來にても箕作麟祥、箕作秋坪、今日にても箕作佳吉、箕作元八など、其は同氏の後裔でもあらう歟。

附言　與五郎が津山の產であ[illegible]に、彼が詠

載つはしがきに「美作德守の宮は森うぶすなにて…」とあるのでも知られる。德守宮は今も津山の鎮守である。

それから森家が衰へた最初の主君森家の繼嗣は極めて錯雜し居る。津山侍從長繼の長子美作守忠繼は未だ封を繼がれぬ中に早世された。それで長繼の二男伯耆守長武が入つて一たび本藩の主となられたが、其中に亡兄の嫡男美作守長成が成人せられたので、貞享年中伯耆守は本藩を長成に讓つて、上に講じた通り、支封に就かれたのであつた。然るに不思議な事には、言合はせたやうに、支藩主伯耆守長武は元祿九年に、本藩主美作守長成は同十年に、何れも卒去せられ、兩家ともに繼嗣の事から其後に斷絕した。それで從來の史家が多く之を混淆して、誤謬を傳へる基となつた。

三宅觀瀾でさへ「報讎錄」に神崎與五郎と茅野和助を敍して、「二人は美作守森忠繼に事へ、忠繼國除かれたれば、去つて赤穗に仕ふ」といふ。されど忠繼は上に講じた通り、未だ封を繼がれぬ中に早世せられたのであるから、二人の前主では無い。

其他の諸書には美作守長成に事へたやうに記して居る。是も間違。德行は森家の家臣で、伯耆守森長義に事ふ」と「義人錄」に載せ、支藩の舊臣であつた事を明かにした。但し長義は長武の誤である。青山氏延壽が「四十七士傳」を著すに及んで「續藩翰譜」に據つて之を是正した。是に至つて始めて眞相を得るやうになつた。

扨與五郎が十四歲にして兇漢を斫倒した一事から、幾多の誤傳と捏造說が出來た。「精義錄」に「則休年十三、傭友を助けて人を殺し、仇を赤穗に避く』といふのが其第一である。「傭友を助けて人を殺す」までは事實であるが、その爲に「仇を赤穗に避けた」といふのは、誤傳と認める。之に胚胎して出來たと見えるのは元祿の初め、與五郎の長男にて、與三郎といふ十三歲になる徒ら息子が、赤穗の尾崎濱にて、當年十歲になる近鄕庄屋の倅と漁の事から口論し、終に庄屋の倅に斫倒された。すると與五郎は深く庄屋の倅が膽力を感稱し、之を貰うて養子としたといふ談、是は「一夕話」に載せる所である。が、生憎元祿の初年どころか、七八年頃まで與五郎はまだ赤穗に來ぬ。のみならず彼が自盡を賜ふ時に一子も無い。之に閉口したと見え、其庄屋の倅は、養子に貰はれた後、間も無く病死したと附けて居る。直義だけに殺活も亦自在なものだ。

それから講談や浪花節になると、今度は與五郎自身が足輕の倅で、自分が嘗て偷めようとて漁つた鰻を、赤穗藩中の一名家神崎某の徒ら息子に奪はれ、喧嘩の末に之を斫つて、それが緣となり、神崎家の養子となると演じつける。が、生憎赤穗分限帳には五兩三人扶持の神崎氏より外に、大身の神崎家が一軒も無い。此處亦一つ工夫して、何とか可怜作らねば追着くまい。江戶製造の捏造說は、恰も夢中の夢に似たり。それからそれへと際限が無い。

百五十五　同

與五郎則休は實に文武の士であつた。彼の勇武は十四歲にして桀敖なる市井の無賴を斫つて棄てた一事でも知れるが、斯かる豪宕の人にも似ず、好んで書を讀み、文を講じ、略ぼ和漢の學に通じ、卓然として一家の見を存した跡がある。兎いふは此人は佛法が大の嫌ひにて、「神書覺書」といふ一書を著したのが、何よりの證據といはねばならぬ。而うして彼の文學はと顧れば、曲りなりにも漢文を以て、自家の意見を述

べ[illegible]自[illegible]を蓄すほどの手[illegible]を[illegible]して居た。[illegible]も見[illegible]で無い。彼は好んで詩を[illegible]し、[illegible]を[illegible]し、[illegible]にまで指を染めた。[illegible]中[illegible]に最も[illegible]心とせし所で、[illegible]にも[illegible]を[illegible]しなかつた。從つて[illegible]に[illegible]、[illegible]無い。其一二を擧げれば、

[illegible]

[illegible]人も[illegible]は[illegible]水の上に、[illegible]の[illegible]

[illegible]の[illegible]

冬の[illegible]に[illegible]いて、一[illegible]白く[illegible]いた[illegible]の[illegible]、[illegible]目に[illegible]える心[illegible]がする。

[illegible]

「ふ[illegible]るほどぞ知らるゝ[illegible]の、伏見の[illegible]の[illegible]」

[illegible]として[illegible]折れする[illegible]の[illegible]を驚かすを[illegible]では無い[illegible]。

顧ふに此一首は[illegible]が後年[illegible]を[illegible]し、京伏見に[illegible]し[illegible]作であらう。是にでも其歌の[illegible]を[illegible]すべきである。其他詩も[illegible]の遺れそものがある。又[illegible]の方では[illegible]と[illegible]し、大[illegible]や[illegible]等と倶に水[illegible]に[illegible]を請うたものと見える。それは[illegible]人の[illegible]、子葉が[illegible]に[illegible]つた手[illegible]に、『[illegible]も[illegible]じ[illegible]へと[illegible]き[illegible]』とあるので知れる。

[illegible]の方面では、[illegible]くも[illegible]に、[illegible]くも[illegible]で[illegible]つたが、更に[illegible]の方面に[illegible]れば、彼は[illegible]を修め、[illegible]を[illegible]じて、[illegible]の由る所、[illegible]の分れる所を[illegible]らめ、天下一[illegible]あれば、[illegible]に[illegible]して[illegible]す所あらんことを心[illegible]けた。

貞享元祿の[illegible]とし一[illegible]人[illegible]だ[illegible]く[illegible]の[illegible]に行ふるを[illegible]の時代に在つて、彼に早くも此[illegible]を[illegible]した[illegible]の人と[illegible]も、[illegible]から[illegible]を[illegible]したが、[illegible]に行つても、[illegible]すべきでは無い[illegible]し彼にして[illegible]百[illegible]の[illegible]にならが、[illegible]らさ[illegible]太平の天下に、[illegible]て[illegible]を[illegible]んずる時代の[illegible]さは、[illegible]に在る時も志を得ず、[illegible]に[illegible]ては、[illegible]八[illegible]も彼が[illegible]たることを[illegible]も[illegible]な[illegible]、[illegible]を[illegible]し直[illegible]の[illegible]三人、[illegible]に[illegible]られ、[illegible]目から[illegible]の間に、淺野家[illegible]用を[illegible]けた。[illegible]し彼は[illegible]てあらう。「天下我を知る[illegible]なし[illegible]此[illegible]を[illegible]すには、[illegible]、將た[illegible]ぶ所ぞ」と。それで[illegible]に[illegible]に[illegible]した。

百五十六　同

[illegible]

元[illegible]十四年[illegible]、[illegible]の[illegible]、人は[illegible]花に[illegible]ふの時、[illegible]の[illegible]は[illegible]いで[illegible]し、主[illegible]は[illegible]、お家は[illegible]、[illegible]の[illegible]さ[illegible]の[illegible]し、[illegible]、用人、[illegible]を[illegible]とし、[illegible]逃支度の[illegible]、[illegible]し一[illegible]は[illegible]に[illegible]、[illegible]人扶持、[illegible]に[illegible]へてから[illegible]だ[illegible]年にも[illegible]崎與五郎、[illegible]つて[illegible]に[illegible]うとき、[illegible]は其人を尤めんずだ[illegible]として[illegible]した。「一たび[illegible]を[illegible]れて、人に[illegible]ふ、人の[illegible]する者は、人の事に[illegible]せんのみ」此身は[illegible]から獻じて置いた。[illegible]や[illegible]に[illegible]じようと、最初から[illegible]に[illegible]は[illegible]、[illegible]の[illegible]から、[illegible]で、[illegible]に内[illegible]助に一[illegible]して[illegible]いたが、[illegible]中ごろ[illegible]じて、[illegible]となり、[illegible]となり、[illegible]して、[illegible]に[illegible]する事となつたので、彼も亦[illegible]を[illegible]り、一時[illegible]の[illegible]に[illegible]して、[illegible]を[illegible]つて居た。

可[illegible]しい[illegible]、[illegible]人から[illegible]かも知らぬが、明治四十一年十月八日[illegible]東京を[illegible]して九州に下向する[illegible]在つて[illegible]を[illegible]き、[illegible]寓する[illegible]、[illegible]人[illegible]を禁ぜ[illegible]、汽[illegible]、一[illegible]まつた[illegible]に[illegible]名を[illegible]ばは[illegible]されて、ハアな[illegible]れば[illegible]

居た、其播州の那波驛であつた。扨は則休隔世の知己を迎へ、異鄕の間に會見する歟と、感慨これを久うするものがあつた。それから一層此人と親炙した。それで隔世の此新朋の爲に、成るだけ其傳を博らしようと思ふのである。

扨今十五年の春に至り、内藏助は讐家の動靜偵察の爲に、一二の同志を東行させようと思ひ、最初其一人を岡島八十右衛門に擬した。處が八十右衛門は去秋暫時の積りにて赤穗に赴いたが、其地に於て圖らずも病氣に罹つた。それで之に代る人物は誰であらう歟と、内藏助は左思右考したる後、礑と想當つたのが、即ち彼れ神崎であつた。『神崎！ 神崎！ 此任務は神崎に限る』と、直ちに與五郎に此前衛前哨の而も其尖兵たる重任を寄託した。蓋し是時彼は既に京都に上り居たのであらう。それは前に擧げた彼の歌にて知れる。

是時に當つて、内藏助の深く憂慮した所は一方には關東同志連の輕擧爆發である。他方には姦魁上野介が羽州米澤への退隱である。それで同志の鎭撫統督としては、先に吉田忠左衛門を擇び、之に近松勘六を添へて遣はしたから、今は祕密探偵として、與五郎を擧げ、是には前原伊助を伴はせ、二人協同して仔細に探り、仔細に報告せよと命じたのである。蓋し此種の任務を十分に充たすには、前にも述べた通り、上情にも通じ、下情も曉り、多藝多能にして、而も機敏に、其上思想堅確にして、如何なる賤役にも、如何なる艱難にも堪へ得る人物で無ければならぬ。内藏助が特に此二人を選拔した、其眼識は、亦流石に一黨の統領であつた。

百五十七　同　同

與五郎は特別任務を命ぜられ、今年三月京都を出發した。此行は乃ち虎穴に入つて、虎兒を探らうとするのである。方に是れ血湧き肉躍るの時である。が、斯かる場合にも彼は綽々たる餘裕がある。彼は路すがら、

　逢阪を越ゆる頃花を看て

『逢阪や山さくら戸の開くより、關とは花の名に匂ふらん』

斯くて東海道を押下り、芙蓉峯頭の白雪皚々たるを望むに及び、

　富士の雪殊更深く、麓の花白みあひて、いとめづらしく侍るを、

『消えかゝる富士の高嶺の白雪を、我世の連とゆく〱ぞ見る』

山巓の雪は春暖を迎へ、遠からず將に消えんとする。浮浪の身は敵營に入つて、行く〱亦死なんとする。彼と我とを對照し、光衛と異つて、暫く佇み、悠々として感懷を詠じた、其平常が目の前に見える。

　宇津の山にさし掛りて

『宇津の山うつればかはる色見えて、若葉をわくる蔦の細路』

　函根を越えて

『富士の嶺を見つゝ越ゆれば花に明くる、函根の山に殘る白雪』

過ぎる所に斯くの如く吟咏を留めつゝ、四月二日に江戸に到着した。

附言　此行に就いても、亦例の逸話がある。それは彼が函根を越える時、馬喰の丑五郎に難題を吹懸けられ、詫證文を書いて取らせた上に、五兩の酒代を投出し、僅に其場を逃れるといふ、所謂「神崎與五郎吾妻下り堪忍袋の一段」である。が、是は其實大高源五が三島の驛にて馬夫の國藏に强られた誤傳である事は、源五の傳下に講じた通りである。與五郎其人は悠然として、一事の支障も無く、此關所を過ぎたのは、其得意の歌でも知れる。

＊　＊　＊　＊　＊

扨彼は江戸に出て、敵情を如何に偵察した歟、

當時敵の屋敷は本庄に在つたが、上野介は多く上杉家の麻布の下屋敷に居るといふことで、其所在が甚だ不分明である。そこで與五郎は伊助と相議し、伊助には吉良邸の裏門に近い本庄二ツ目相生町三丁目に開店させ、與五郎自身は上杉別邸から程遠からぬ麻布谷町に一戸を借受け、美作屋善兵衞と稱して商店を開き、各々分擔にて、上野介の出入から、敵黨の秘密まで、遺る隈なく注意した。此間夏の事であるから、彼は扇子團扇などを引擔いで、上杉家の長屋などを持歩き、此邊から徐々、諸家の方面に立廻つた。吁此身實らしい扇子屋が、終日方々を彷徨うて、日暮其店に歸り着き、德利を對手に獨酌を催し、纔にポッとしたる時、何を假り來て、己を慰藉した。即ち得意の三十一文字であつた。

谷町といふ處にしのびて、

『此處もまた浮世の夢や郭公、待ちし昔の夜半の初聲』

丈夫の眞面目は此裏に隱約たりだ。

百五十八　同　舟中會議

與五郎は初夏から仲秋に亙り、一意專心只管敵情の偵察に從事し、其の獲た所の情報は一々山科に報告した。其中大學氏の左遷は起る。京都の圓山會議は開ける。乃て潮田又之丞は一黨總討入の決議を齎して、江戸に來た。それで當方面の上將吉田忠左衞門は主人となり、此歲八月十二日看月の宴に事を託せ、義徒中の義徒のみを招聚し、二艘の舟を金龍山下から漕出して、隅田川を押下り、舟中に秘密會議を催した。神崎與五郎則休も亦其來會者の一人である。何れも英傑揃ひの會合、驚天動地の神機妙算は人々の口から迸發する。が、此間に於ても則休は得意の吟詠を廢しない。

同じ心なる人々誘ひ、八月十二日隅田川の逍遙にまかりて、

『鳥の名の都の空も忘れけり、隅田川原に澄む月を看て』

歌が優れたといふでは無いが、平生ならば都の川原に仲秋の月を看るのであるから、如何に樂しく面白からんも、今は彼月を指さして、我心に誓ふ所があるから、此身の都の人たるを忘れたと、感慨を託出したのであらう。が、彼は一たび斯く感慨しながら、又同志の心腸の鐵の如く、巖の如くなるを歡んで、

月前友

『てる月の圓かなるまにまとゐする、人の心のおくも曇らじ』

と詠出した。同志の歡聲に船頭は何事かと驚くほどであつたらう。

爾後彼は依然として其特別任務を繼續した。彼は既に親を忘れ、家を忘れ、且つ其身までも忘れて、一意に敵の首級を擧げたいと志した。が、彼も亦人である。人誰か情なからんやだ。一たび鴻雁の聲を聞いては、故郷の雙親を思ひ出でて、

月前初雁

「故郷の空に傾く月影を、見よとや夜半の初雁の聲」

と歌ひでて、徐ろに望鄉の涙を灑いだ。されど彼が胸宇は寬裕である。同じ月に對しながら、時には自家の身世を笑詠した。

九月十三夜

『露の身の浮世の風に漏れて又、長月の月も看る哉』

など遣つて退けた。昔、南朝の名臣藤原藤房卿が世を厭染に逃れられた後、雲に起き風に臥して今日までも、棲めば棲まるゝ峯の庵哉」と詠ぜられたのと、意は自ら同一である。斯かる境遇に在つても、彼は尚平生の敬神主義を放却せぬ。

九月十八日は、我うぶすな美作國

守の宮の祭日にて、昔は必らず珠籬に月など待ちつるに、遠き東に侍れども、心に籠めて、祈る事の

ありければ、

「海山は中にありとも神垣の、隔てぬ影や
秋の夜の月」

と詠み出でて、之を神明に捧げ、復讎の必達を默禱した。是れ此至誠、以て國に對す可く、又君に對す可きである。『天地の神も哀れと知ろし召せ、此大丈夫が立てし誠を』と自分も祈りたい想がする。

百五十九　同　一藩第一の大酒家

去八月中に潮田又之丞が江戸に下府し、東西の策應を約束して歸つてから、關西の同志は三々五々と前後に下り來た。さうとも知らぬ吉良家では、此際却つて防備を弛め、上野介も多くは本庄の本邸に居る容子があるので、美作屋善兵衞の與五郎は、麻布谷町の店を仕舞ひ、米屋五兵衞が相生町の借店に合併し來た。併し美作屋では作州人らしく、それでは播州の隣國であるから、氣が尤めた歟、今度は小豆屋善兵衞と變稱し、忽ち商賣換をして鬢附賣と爲り、日々吉良邸の長屋を窺つた。が、同邸では一切の商人を門內に入れぬ。なれども與五郎は少しも懈怠せぬ。或日の如きは、彼は門番の透を見澄まし、裏門からノソ〳〵と這入り込み、臺所へ廻つて、『鬢附の御用はござりませぬ歟』で、偵察の本務に取掛ると、忽ち門番に發見され、散々に叱られた上に、門所へと追出された。彼の大膽サも亦想ひ見る可きである。尙此人が追々偵察の歩を百尺竿頭まで進める一段は、米屋小豆屋兩人が協同雜貨店の下に講じよう。

以上概說した通り、彼は晝夜特別任務に鞅掌したが、俊傑自ら閑日月ありだ。彼善兵衞は五兵衞と議り、今回一擧の顚末を記述した。五兵衞は即ち『國難始末』を草し、善兵衞は乃て『絕纓自解』を著した。彼の餘業は此に止まらぬ。彼は亦東行以來の詠草を次第して、手柬の中に收め、好便に託して、遂々之を故鄉の同族神崎藤五郎といふ人の許に寄せた。其書中に、『春より以後申置き候愚詠ども遣はし申候。是は我家の集に書入れ置き可被給候』とある。是に由れば、彼の一家には夙に『家の集』があつたと見える。實に奧ゆかしい一家族では無い歟。

彼が斯く優美な文心を存する方から視れば、極めて細心な人の如くに思はれよう。誰か知らん、彼は人となり豪放磊落、酒と言へば、斗酒をも辭せず、四十七人の義徒中に在つて、恐らく大酒家の第一であつたらう。彼が同苗藤五郎に寄せた前の書中に、左の意味が見える。『愈々討入の期も近々と相成り候へば、最早貴殿と再び盃を舉げるの時も御座ある可からず候。此地は酒の價甚だ高く、浪々の身にては思ふ存分に飲むことも相成り兼ね是のみ遺憾千萬に候。去りながら朋輩の衆笑止がり、絕えず酒を惠み吳れ候により、幸に盃の手を離れ候日もこれ無く、兎にも角にも酒の德ほど廣大無邊なるものは御座なく候。貴殿には御親族多き御事故、折角御睦みなされ、御疎情これ無き樣祈り候。以上遺言とも御見做し下され度候』といふに在つた。

是ほどであるから、酒は彼が性命であつた。從つて彼が遺詠の中には、眞情流露し、其人を目に睹るが如き什がある。

淺草眺望

『隅田渡口待船休。
農舎繁榮春稻秋。
梅若墳楊似帝土。
業平詠草唱皇州。

龍山日沒梵鐘響、
牛渚月登華表開。
回首酒旗風颯々、
囊錢空盡拭涎流。

「首を回らせば酒旗の風颯々」として、竹平おじやれと招けども、「囊錢空く盡きて涎の流るゝを拭ふのみ。さぞ飲みたかつたでおざんせう。彼れ若し李唐の時代に在らば、隴西の李太白は此人を加へ、「飲中九仙歌」を作つたであらう。

百六十　前原神崎の共同雜貨店

場處は吉良邸の裏門に程遠からぬ相生町三丁目に、前原伊助の米屋五兵衞と神崎與五郎の小豆屋善兵衞との合同店、米屋と稱すれど、小豆利から米ばかりを商ふのでも無ければ、小豆屋といへど、是も亦小豆ばかりを賣るのでは無い。一戸に兩主人、兩屋號も可笑しいから、表面の屋號は依然米屋であるが、店には米もあれば、雜穀乃至野菜、藥物もある。又其傍には少々ばかりの吳服雜類、小間物類、言はゞ協同の雜貨店。番頭には倉橋傳介の十左衞門、若い衆には岡野金右衞門の九十郎など六人居た。餘所目に眺めれば、一店揃つて商賣かたぎ、主人の五兵衞は朝まだきから吳服雜類を引擔いで、店を出れば、同居の善兵衞も藥附其他の小間物を背負つて、家を出す。後に殘つた番頭十左衞門、若い衆九十郎等は寄り來るお客を引受けて、是等も商賣に餘念が無い。其目的は言ふまでも無く、手蔓を求めて、讎家の動靜を偵察し、兼ては上野介が出入を監視するに在るのである。それで此店は大勉強、お世辭も好ければ、品物も廉い。從つて吉良の家中長屋の人々も、何時か多くお得意となり、若黨、仲間、下女、はした、日々此に寄り集うた。彼れ若い衆の九十郎が同家中召使の一少女に懸想を通じ、戀の緣の綠を手繰つて、探偵に一歩を進めたのも、此留守商中の一齣であつた。主人の半身小豆屋善兵衞之を聞きつけ、腹打立てる歟と思ひの外、彼は莞々として打ちほゝ笑み、時雨に寄せて同志の者の初戀をよめると端書して、

「神無月しぐるゝ風はこゆるとも、同じ色なる木の松山」

と詠み棄てて、それを問はんとするでも無い。商賣面白い連中の寄合では無い歟。

從つて一黨に取つて、最も耳新しい際種の重寶屋は此米屋の協同店であつた。それで同志の人々は夜に入つて交る〴〵、昨日は如何なる事相に會うた。今日は如何なる情報があると訪來る。全黨の統領內藏助まで、白龍魚服して屢々此を見舞うたのである。それ故此協同店は晝夜に客の絕間が無い。其の繁昌は結構であるが、夜の賑ひは至極の危險、若し讎家の注目を惹かば、破綻は此邊から發するのである。巧思多能の小豆屋善兵衞は忽ち一工夫を案し、何時何處にて學んだ歟、彼れ自ら主人となり、さばかり商賣氣質の米屋を、夜は博奕の盆屋となし、時を限り、間を定めて、より〳〵此に土場を開張し、町人はおざれ、破落漢はおざれ、扨は打破小厮はおざれ、集めて丁半を鬪はした。青山延光が則休傳を著して、「良雄既に江戶に至り、居を則休寓舍に寓す。則休人の爲に疑はれんことを恐れ、時に或は市井の惡少を集めて、樗蒲せり。故を以て人の疑ふ者あること無かりき」と記したのは、此場合である。

百六十一　同

五兵衞善兵衞が協同雜貨店、即ち一黨の徒俱樂部は、恰も芝居の舞臺の如く、周圍の纏つた幾齣の活劇を、絕えず此裏に展べて演出

した。即ち此は堅気な商店に充てながら、夜々は異る可き秘密の集會所と爲し、さも無い時には博奕の鉛座を開張する。加之此處が又一黨活歴史の編輯局ともなり、米屋の主人は「國難始末」を操べば、小豆屋の親爺は「絶纓自解」を草する。外から訪來る町人八兵衞は此擧を助けて、其跋を作つた。諸子の鞅掌追想するにも餘りがある。

扨彼吉良邸は元松平登之助の屋敷であつたが、此松平家の家來某とは、堀部安兵衞懇親であつたので、邸の舊繪圖を借出し來り、之を共同秘密倶樂部に交附した。噂の通りなら、若い衆の九十郎が情人に由つて獲た繪圖も、亦是時には參考圖書の一つになつたであらう。米屋の一家は之を土臺にして、銘々の實驗上から訂正を試みた。之に就いて可笑しいのは、彼等の擧動であつた。彼等は動もすれば其店の屋根に登りたがる。そら雨が降るといへば、筵を持つて驅揚がる。それジャンだといへば、一つ番でも、二つ番でも、店中擧つて火の見に出る。火事は上野歟、淺草歟、是等に何の頓着なく、キョロ〳〵眼で何處かを見舞はした。是は固より問ふまでも無く、彼等は雨、彼等は火事を機會にして、吉良の邸内を屋上からして俯瞰したのである。頼山陽に之を言はせたなら、『此火事方に在り淺草に、火事の本庄に在る汝好く備へよ』と歌うたであらう。

當時吉良家の警戒は、以前に比べれば、少々は弛んで來た。さりながら上野介の出入には、依然として、深く意を用ひ、其度毎に供廻を變へ、道具を易へ、あれが上野介の轎であると、目星の注かぬやうに扮装つた。なれど米屋の連中は歩哨として、望樓兵として、晝夜に見張つて居るから、何時か自然と見當を附けた。それでソラ上野介が出掛けたと見れば、或は五兵衞、或は善兵衞、或は十左衞門、或は九十郎等は店を飛出して、其後を跟け、其供廻に自家の面體を知る者の無い節は、何處で早變りをした歟、忽ち士姿となり、ツカ〳〵と轎側に近づいては、土下座をした。是は當時の制として主君同志が相親しい大小名家の家中は、某殿の通行に邂逅へば、土下座をする。轎中の主人は之に對し、引戸を開けて目禮し、丁寧な人は、『誰の衆にておざる歟』など辭を掛けるが、例であつた。彼の米屋連は此作法を利用して、轎中の主人を見極めようと勉めたのである。其苦心は空しからず、或日の如きは、甘く心算の圖に中り、上野介は轎の戸を開き、會釋しながら『誰の衆……歟』と問ふ。此方は口から出放題、「松平肥前守家來におざりまする」と答へれば、彼方は重ねて、『姓名は何と申さるゝ』。『輕き者にて、名を申しあげるほどでもおざりませぬ』といふ間に、敵の面體を諦めた。

凡そ斯くの如くして、敵は愈〻邸に居るに相違なきことを突きとめ、一々之を石町の本營に報告した。噂に據れば、此月善兵衞の與五郎は上野介の轎に尾して、麻布の上杉邸まで到り、其人の轎から下りる處まで見極め、又小林平八郎が仲間を手懐けて、同邸十四日の茶會までを聞出したといふ事である。當時の識者が彼を晉の豫讓に比したのは、抑〻亦偶然では無い。

附言。神崎與五郎は流石に一黨中の活動家手腕家であつただけ、彼れほど附會説の多い人は無い。「窓のすさみ」に彼の母は内匠頭の乳母であつた、内匠頭が切腹せられた後、與五郎が躊躇し居るのを視て、母は悲嘆し、書置を遺して自殺した、是に由つて與五郎大に憤慨し、終に節義に死んだといふ。是が亦大の虛。彼が討入前の書中に、『兩親も無事にて……』とあるに徴すれば、其虛妄たる事は、辯ずるまでも無い。

原惣右衞門の母の自害が、幾轉して近松勘六、武林唯七、神崎與五郎、杉野十平次四人までの母の自害談となつた。「窓のすさみ」や「義人錄」の著者は傳聞に誤られたので、仕方が無いが、甚しいのは遺書までも捏造して、後人を欺からとする。是等は寧ろ惡む可きでは無い歟。

それから又與五郎は切腹前に、『自分は町人の倅で、幼少の時屢 或士の家に遊びに行き、終に其主人に懇望せられて、養子になつたのであるから、常に朋輩に輕蔑せられた。それで汚名を取らぬやうに、討入の晩には力戰して、敵二人までを討取つた。今切腹に臨んでも、愼まねばならぬ』と言ひ、從容として死に就いたなど「窓のすさみ」に見えるが、亦根なし草。辯も五月蠅くなつたから、先づ此邊にて止めて置から。

百六十二　茅野和助　三村次郎左衞門

茅野和助常成も亦美作の人で、神崎與五郎と同じく森伯耆守長武に事へて居た。其中に伯耆守卒去せられて、繼嗣の紛擾が起り、遂に主家斷絶となつた。此時和助は與五郎と倶に正義派であつたらしい。それで國亡びて後、與五郎と相伴うて赤穗に來り、此に流寓した。内匠頭之を聞召し、兩人の氣節を嘉され、同時に各〻五兩三人扶持にて召抱へられ、徒歩横目に擧げられた。爾後此藩に奉公すること僅に四箇年にして、又亦主家の凶變に會うた。當時彼は江戶に在勤した歟、最初の同盟中に其名が見えないが、流石は神崎の親朋である、乃て一黨に加はつて、義を金鐵の堅きに比した。蓋し彼も亦赤穗離散後は京洛に上り、一に内藏助の節度を受けつゝあつたのであらう。今十五年九月、大石主稅の一行に連なつて、同月二十四日江戶に着府し、富田藤五と變稱して、芝源助町の磯貝十郎左衞門が寓宅に同居した。彼は又時に町人助五郎と假名して、是れ亦探偵の事業に從事した。士は己を知る者の爲に死すと言へど、五兩三人扶持の徒歩横目では、己を知るとは謂ふ可からず。されば重代承恩の士かと視れば、奉公僅に四箇年に過ぎぬ。それにも關はらず一身を犧牲にして、君家の讎に報ぜんと志した常成が忠節、衷の思ふ所に非ずだ。

＊　＊　＊　＊　＊

三村次郎左衞門包常が家は常陸から出た。父彥左衞門は同國稻田の人であつたが、此人の代に始めて赤穗に來て、淺野家に召抱へられた。次郎左衞門父の後を承け、内匠頭に事へて、臺所小役人を勤め、其祿はといへば、分限牒にも載せられぬほどの小祿であつたが、早く既に講じた通り、凶變後自ら薦めて同盟の列に就いた。（上篇第四十一、四十二參看）それで内藏助は深く其節義に感じ、一層目を掛けて、赤穗立退の際などにも、特に若干の金子を與へ、其の取續きを助けられた。それだけ次郎左衞門は知己の値遇に感激し益〻忠節を砥礪したのである。從つて彼と内藏助との關係は、恰も寺坂吉右衞門と吉田忠左衞門とのそれと一般で、地球に屬する大陰の如く、知己を通じて、忠貞の誠を納れた。

彼が知友に寄せた手柬を看れば、如何に彼が律儀な篤實な人物であつた歟が知れる。

「大石内藏助殿巳の四月十六日遠林寺に御越被成候て、夜七つ時に私儀を御居間へ被召寄、御申被成候は、其方事家中人多き内に、祿輕き者の儀に候處、親より相勤申候厚恩を感じ、必死之志の儀承届、扨〻家中に侍も多き、其外御恩澤の者其數多有之候處、左樣成儀は不申及、結句身の

爲に見苦敷仕不及言語候。然處其方忠節ひとへに志深く候事、神以拙者心底も恥敷ほどに存候。存寄之通にも相叶候ほど、其方儀は何卒惠遣申度由、呉々御申被成候。承届、誠に憚き私儀に御座候處、御捨不被成、只今の御意辱次第感候へば、涙ぐみ御返事も不申及候。同五月十八日領内之衆面引渡相濟、只今迄首尾能被相勤候奉行小役人其外憚き者迄内藏助殿爲御禮魚類之御料理御申付、相濟申候て後、侍中迄の御居間にて一人づつ御禮有之、八子拝被遊候。其外之面々は書院にて一勢一同に御祝被成候よし、田中淸兵衛殿披露之上被申渡候、私儀は侍並に御居間にて御傍へとくと御呼被成候て、御申候は、其方事一人にて何廉大勢之世話、その上只今迄晝夜之勤勞一々見届、於拙者満足申事に候。何卒取續候樣に致度候へども、只今の拙者事に候間、寸志迄に候、兎角いか樣致し候てなりとも、取續き見申樣にと御申、御手自金子被下候。右御申聞の趣身に餘り忝存、直に御懇意申上、岡清久太夫殿を以て、御禮申上候以上。

三村次郎左衛門

野々村市右衛門殿

此書を一讀すれば、彼が律儀、彼が誠實と内藏助の殊遇に感泣し居た狀まで、目に睹るやうである。それにしても、「英雄勉攬將士心」といふ韜略の奧義に、内藏助は自然に通曉し居たのが知れる。斯くて赤穗退去の後、次郎左衛門は妻子を處分して京都に出で、内藏助の許に在つて、忠貞の誠を見はし、今年十月内藏助の東行に從つて、江戸に出で、依然統領父子の本營に屬し、時に町人嘉兵衛など稱して、探偵の擧に從事し居た。

附言。此人の名を諸書に種々記し誤つて居るが、泉岳寺の墓碑に據れば、次郎左衛門を正しとせねばならぬ。

百六十三　横川勘平

横川勘平宗利も亦潰地金にて赤穗に仕へながら、名節を砥礪した一人である。「讚州府志」に據れば、彼は同國丸龜の富家横川勘右衛門の從子にて、赤穗へ仕へて節に死んだとある。彼は身材魁梧にして、勇力人に超え、打物執つても手だれの達者にて、角觝も聞えた取手であつた。加之、其性義侠にして氣節を尙び、戰國の世に生れたら、一廉の士であつたらう。それで彼は町人たることを屑しとせず、夙に家を脱して江戸に出たものらしい。が、太平の天下には可惜好漢も世に知られず、空しく賤役を取つて、身を淺野家に寄せて居たものと見える。當時幕府の制として方面を限り、江戸の消防を諸侯に分擔させた。それで一年内匠頭は増上寺消防を擔任せられた時、勘平は拔群の働を見はし、君侯から御褒美に預つた。之が出身の端緒となり、乃て五兩三人扶持を賜つて、徒歩に召出された。が、徒歩といへば、士籍にも列せぬ身分であるから、此職に居る者は言ふにも足らぬ徒輩のみである。其中に在つて、彼は一人鷄群孤鶴の觀があつた。

主家の變報赤穗に達した時、彼は城下から一里許り隔つた地に在る鹽硝庫の守衛として此に在番し居たが、此報を聞くや否や、赤穗に馳せつけて、老職に見え、『自分も籠城の列に御加へ下されたい』と申出でた。されど當時は尙ほ藩論紛々の際であつたから、『忠義の心掛、近頃奇特の至りではあるが、愈々籠城ともなれ

ば、煙硝は第一の戰備品であるから、大切に護衛し居るやうと申聞けられ、其儘引籠して、今か〳〵と待つて居た。それで最初の神文連名の際には、其場に召集されず、姓名を列しなかつたのである。然るに其中に城中の衆議は開城退散に決したと傳はつたから、彼は眦を決して憤慨し、又〻城下に馳來り、「御一統にはむざ〳〵御城御明渡しに御決定なされたとの御事、何たる腑甲斐なき思召、左様とも存ぜず、今日まで無用の灰の番を致したが、口惜うおざる。今となり私一人籠城も狂氣の沙汰、此上は宜しうおざる、腹搔切つて御目に掛ける」と、彼は屠腹の決心を極めた。蓋し彼は是に由つて闔藩の士に猛省を促さんとしたのである。内藏助之を聞て、深く其義烈を感歎し、種々に懇諭して其場を宥め、乃て彼を自邸に招き寄せ、復讐の本志を打明かした。勘平の歡び譬ふるに物なく、是より同盟の一人となり、一身を快擧の實行に委ね來た。

今十五年七月に至り、彼は一黨に先だつて江戶に下り來た。勇士は自ら勇士同士、意氣の投合するものがあつた歟、彼は本庄林町五丁目に居る堀部安兵衛の借宅に同寓し、時あつて或は三島小一郎など變稱し、心力を盡して讐家の動靜を窺ひ居た中に、一の好機會を發見し、終に是に由つて偵察上の奇功を博し得た。それは次の章にて講じよう。

百六十四　同　上野介茶會の探知

當時勘平が寓居した本庄林町から程遠からぬ所に所謂お坊主の茶の湯の宗匠が居た。が、此宗匠も亦吉良家に出入する。勘平は之を聞出して御參なれと心に喜び、傳手を求めて、此お坊主が許を訪ひ、意を迎へては、何かと用を辨じて遣つたので、何時しか終に懇意になつた。殊に便宜の手掛りを得たのは、此宗匠茶儀には巧みであるが、極々の惡筆である。それで常に諸方の應答に書柬の代筆を依賴した。其都度勘平は快く引受けて、言はれる儘にそれを書いて遣るので、二なき者と信賴された。十二月十日の事であつたが、勘平は例に由つて彼家に音づれると、宗匠は打喜び、

「是は好い時にお出下された。實は唯今吉良殿からの御狀到來いたし、返書を差上げねばならぬ處、又〻一つ御筆勞下されたい」

と言ひ出でた。勘平はさりげ無く、

「それはお易い御用、御狀を拜見いたしませう」

と、切紙を把つて披き見れば、皇天の冥助歟、家職の手柬にて、主人事近〻麻布の御屋敷に引移らるるに就き、來る十四日當邸にて名殘の茶會を開かれ、御同席衆を招かせられ候ふほどに、其席に連なり、何かと御饗應の御周旋賴入るとの事である。勘平は占めたと心臟を鼓動させながら、如何にも尋常に御受の返書を認め了り、宗匠が前に擱けば、神ならぬ宗匠は是が荊軻聶政であらうとは夢にも想はず、一禮を陳べながら頭を掻き、

「生憎今日は下部どもを他に遣はし、無人にて困り入つた」

と獨語つ。勘平透かさず附入つて、

「それはさぞお困りでおはしませう。私にてもお宜くば、一走りお屆け申して參りませう歟」

といふに、

「其處までは餘りに恐入る」

「何御遠慮は御無用でおざる。遠くも無い吉良様御屋敷、直ぐに屆けて參りませう」

と、尻引つからげ、文箱を抱へ、如何にも氣輕に引受けて、急ぎ彼邸に赴き、遂に望つた體を装うて、彼方此方を彷徨ひ、邸内の光景を仔細に偵察したる後、返書を屆けて還り來り、直ちに之を石町の本營に報告した。大高源五の

憬昔といひ、大赤勘平の情報といひ、其日取兩つながら一致したので、さらば愈々十四日の夜を以て一黨の總討入を懸けようと、軍議は立ちどころに決定した。

流石は室鳩巣である。彼は此宗匠に就いて、「是れ必らず忠雄が與に遊びし所の者と同人ならん」と判斷した。が、是は單に直覺の判斷だけである。史實は實に綜合に在る。此宗匠が山田宗遍の四方庵である事は、綜合に由つて一層明白に確められる。兎いふは宗遍が吉良家に出入することを、最初に羽倉齋から聽出して來り、大高源五を統領に薦めて、京都の豪商に扮裝たせ、四方庵に入門させたのは、堀部安兵衞である。而らして勘平は此安兵衞と同寓する。安兵衞の熱心なる、爭で此好手蔓を源五一人に手操らせて安心しよう。それで更に同居の勘平にも他の方面から四方庵に取入る事を委囑したものと見える。獨りそれのみで無い。勘平が捕へ獲た宗匠は其寓居から程遠からぬ處に居たとある。四方庵は實に兩國に住居した、其子孫も近代まで依然此處に居たのである。其れや是れやを綜合すれば、其宗匠の四方庵である事は、自ら何人にも領會せらるるであらう。

百六十五　同　勇怯義不義を論ずる書

快擧の前月、勘平は一書を故郷の親友龍田某に遺つて、永訣の意を表した。蓋し某は處士にして義を好み、竊に勘平が志を扶け、遺族の世話までも引受けた人と見える。其書中毫も虚飾を衒はず、衷懷を隱さず、極めて眞率に、極めて直情に、自家の胸臆を攄べ來りたる所、勇士の面目を發揮して、紙上に躍如たるものがある。加之一々同盟の去就を評して、勇を揚げ、怯を斥け、義を嘉し、不義を惡み、目のあたり其人を睹るが如くならしむるもの、一部の小春秋に充つ可きものがある。それで全文を此に掲ぐ。

『一筆致啓上候。其後は打絶、御左右不承申、朝暮御床敷存候。時分柄寒氣甚御座候。其御元貴公彌御堅固被成御座候哉、承度奉存候。私儀七月末ゟ江戸表罷越、只今迄無恙罷在候。其御表滯留仕候中は、萬端御心易得貴意、忝存知候。豫て御存知之通、存念之儀も最早一筋に相究まり、死も不日と相覺候。於此世は此書狀限之御暇乞に罷成候て、別而〻〻御殘多奉存候。

日比は御様の切におよび候ても、親をわすれ、兄弟知音を忘れ、十人に勝れ、木石の様にて、さる勇士ぞかしと、自慢に存候しが、不日之命に迫れば、其御地皆様之御事も思ひ出し、毎よりは御名殘をしう存候。しかし落涙はもの丶ふの常にて候。最後之働においては、唐のはんくわい、筑紫の八郎殿にも劣申まじくと、豫而覺悟御座候間、潔いさぎよう打死可仕と御推察可被下候。委敷得御意度候へ共、死出のたび一筋に急ぐ身に御座候て、心も閙敷、あらあらながら若斯御座候。將又宿所親共儀偏に奉頼候。今度必死人數書付、掛御目候。

大石内藏助　同　主稅
吉田忠左衞門　同　澤右衞門
原　宗右衞門　片岡源五右衞門
間瀨久太夫　同　孫九郎
小野寺十内　同　幸右衞門
礒貝十郎左衞門　早水藤左衞門
間　喜兵衞　同　十次郎
同　新六　千馬三郎兵衞

菅谷半之丞　潮田又之丞
近松勘六　大石瀨左衞門
中村勘助　富森助右衞門
赤埴源藏　矢田五郎右衞門
奥田兵左衞門　同　小四郎
堀部彌兵衞　同　安兵衞
此安兵衞儀丈夫もの也。七月中に打果す覺悟にて、同志をかたらふために赤穗迄七月上旬に罷越武林只七、某に申聞たる者也。
大高源五　岡島八十右衞門
矢頭右衞門七　貝賀彌左衞門
勝田新左衞門　武林只七
杉野十平次　村松喜兵衞
同　三太夫　倉橋傳助
毛利小平太　岡野金右衞門
茅野和助　不破數右衞門
木村岡右衞門　三村次郎左衞門
矢野伊助　（御足輕）吉右衞門
瀨尾孫左衞門　前原伊助
神崎與五郎
此兩人は商人に身をやつし、敵之屋敷へしのび入、樣子を度々窺、尤内藏助差圖、今度此者兩人之言を用ゆ。』

以上は書中最初の一節である。室鳩巢は譯していふ、『平日自ら許すに天下の健者を以てするは、唯某等を然りと爲せり。今や忽ち死と公等とを念へば、意氣戀々、覺えず涕下る。願ふに平生自ら視て、如何の人と爲す。乃ち兒女子の態に倣へり。然れども別に臨みて悲むは人の常情なり。拔山蓋世の雄を以てするも、猶帳中の泣なき能はず。豈此を以て天下の勇士を議す可けんや。若し夫れ堅きを被り銳きを執り、當るところ敵なきは、漢の樊噲、筑紫の八郎君と雖も、吾未だ必しも遽に其下には出でじ。況や吉良上杉の兵に於てをや。願はくば公等の爲に能く天下の耳目を壯にし、四方の遠聽を辱むるに至らざらん』と。宗利に之を讀ませたら、然り全く此意におざると喜んだであらう。

百六十六　同　（同）附　同書　同考

横川の書は進んで更に背盟者の上に一々筆誅を加へ來た。

『缺落之者爰に注す。
中村淸右衞門　鈴田重八
中田理平次
此二人最前江戸表參着、爰元之取沙汰有之を聞、色を變じ、しきりに恐れ、理平次は去月二十日、潔右衞門、重八は同二十九日に夜逃す。比興不及舌。
田中貞四郎
去る六日に缺落。
小山田庄左衞門
此者十四五日以前宿へ參度申罷出る。いまだ不歸候。樣子不知申候。大形色あをしと見ゆる。只今迄丈夫に相見ゆる者、某共に五十一人』

嗚呼此際までは金鐵の士と見える同志の數僅五十一人と算せられたが、討入間際の旬日に至つて、亦又四人の逃脫者を續出した。人心の測り難き、古今實に同嘆である。

『去夏籠城の覺悟之節、臆病を働、後悔先不立、大學殿善惡を窺、樣々申分いたし、テタテを以、山科内藏助へ參、首を下、手を束、同志之人數に入、又今度之首尾に恐れ、すみやかに逃る大臆病者共を爰に注す。
一粕谷勘左衞門、井口忠兵衞、杉浦順右衞門、
此者きたなき奴也。當春代て中嶋にて御座候處に、手のびにいたし、取

逃し候て殘念々々。若御參會も候はば、此旨御心得可被下候。

右同斷大門ぬけ、

田川九左衞門　酒寄作右衞門

木村孫右衞門　松本新五左衞門

井口半藏　大塚藤兵衞

田中代右衞門　橋本次兵衞

土田三郎右衞門　前野新藏

生瀨十左衞門　三輪喜兵衞

里村伴右衞門　田中序右衞門

梶半左衞門　近藤新五

此内をかしきは土田三郎右衞門、生瀨十左衞門にてとゞめ候。内藏助江戸表被罷越之由聞つけ、能事とおもひて、不日に京都にまゐられ、內藏助右之覺悟を聞屆け、色を失ひ、身ぶるひ被致候て、速に逃る。國にかへり、女房共と相談いたし、又重ねて可參との返答こそ笑止かな〳〵。

是ものどものことは、輕きものの事にても候ひしが、筆にも言にも不及る者爰に注す。

奥野將監　河村傳兵衞

此兩人申は、いかに人が犬と申ても、死はかなしう候間、得下り不申と斷申す、笑止かな〳〵。

小山源五左衞門　進藤源四郎

此兩人いかに死のをしければとて、內藏助を見捨て可被逃歟、扨もうたてし。

平野半平

此者逃計か、內藏助拂物之代金三十兩ぬすみ取、京都を小路隱れす。むさき奴哉、むさき奴哉。

岡本二郎左衞門　同　喜八郎

此父子奸人也。

佐々小左衞門　同　三左衞門

此父子臆病不及評。

長澤六郎右衞門

此者大臆病不及評。

上島彌助　田中權右衞門

此兩人扨も比興。筆にも言にも不被申候。

幸田與三左衞門　稻川十郎左衞門

榎戸新助　山上安左衞門

仁平鄉右衞門　高谷儀左衞門

多儀太郎左衞門　豐田八太夫

各務八右衞門　陰山宗兵衞

渡部角兵衞　川田八兵衞

久下織右衞門　井子利兵衞

佐藤伊右衞門　同　兵右衞門

此者共僕不及評候、存はあら〳〵書付掛御目候。徒然之御慰被成下候以上、

霜月　橫川勘平宗利　花押

龍田善之允樣

人々御中

秦鏡高く懸る時、魑魅罔兩遁形なしだ。奥野、進藤、小山の輩、如何に巧言一時を誤魔化しても、天下後世を欺くことを得ぬ。

附言。此に揭げた宗利が書は、尾張の國枝惟熙が「重訂赤穗義人錄補正」に引用したものであるが、山崎美成が「落穗集」に載せた書とは、其文に多少の相違がある。のみならず、此には『霜月‥‥龍田善之允樣』とあつて、「落穗集」のには『十二月十一日‥‥彌三右衞門樣利兵衞樣、小三郎樣』とある。然るに些可笑しいのは、『中田理平次（一に利平次）は去月二十日、中村清右衞門、鈴田（一に鈴木）重八（一に重八郎）は去月二十九日に夜逃す』などいふ處の同文である一事である。十一月からの去月と十二月からの去月とが一つであるなどは、奇怪では無い歟。此點に於て自分

は本書霜月の二字が後人の加筆である可きを疑ふ者もある。

それから文中の重なる異同を擧げれば、「落穂集」のには、

『拙者儀存寄御座候間、先達て切腹仕候事も可有御座候』

とあつて、本書には此語が無い。「四十七士傳」に宗利が「同盟の多く逃亡するを憤り、自殺して以て衆を激せんと欲す」と見えるのは、之に據つたのである。

又逃脱者の續出するに關し、

『尤內藏助仕方餘樣に延々にいたし、方々にもれ候儀、よきとは難申候……』

と後に在るも、本書に無し。

それから本書には、「小山田庄左衞門、此者十四五日以前宿へ參度申罷出る。いまだ不歸候。樣子知れ申さず候。大形色あをしと見ゆる」

とあつて、彼書には、

「小山田庄左衞門、此者は十二月二日小袖金子少々ぬすみ取缺落』

と見える。又

本書には「田中貞四郎去る六日に缺落」とあるに、彼書には「同四日缺落」といふ。

最後に彼書は逃脱者の人名六人を逸して、代に本書に載せざる「原惣右養子兵太夫」なる姓名を掲げて、逃脱者中に數へた。

異同の大要斯くの通りである。但し鳩巣の時代に既に多少の異同ある二樣の手澤書傳はつたと見え、翁は宗利傳に自註して、

『京師の人、宗利が親書なるものを獲て、甚だ之を珍異せり。直清は嘗て友人稻生若水より借りて之を觀るに、墨色淋漓、手澤尙新なり。世の傳ふる所のものと大同小異、蓋し當日二通を並び裁し、以て兩家に與ふ。故に其文に小詳略あるのみ』

といふ。暫くこれに從ひ置く。

最後に横川江戸に出でて、伯母の家に寓し、其家から復讐に出立つた談を「一夕話」などに傳へて居るが、是れ亦例の江戸製造の一つと認めるから、自分は棄てた。

百六十七　堀部彌兵衛、安兵衛

彌兵衛の出身

是より關東義徒の行動に入込むに先だつて、其領袖堀部父子が平生の經歷から一瞥しよう。

堀部氏も亦淺野侯に事へ、三代承恩の家であつた。彌兵衛金丸の祖父某、浪人分にて始めて淺野家に來り、父某の代に新知を賜ひ、以て彌兵衛には至つた。彌兵衛人となり質直にして義を好み、夙に文武の道に志し、兵法に通じ、武術に達し、殊に長槍の名人であつた。彼が如何に氣を負うた士であつた歟は、父の後を承けて家督をした當初から、小知にも關はらず、卑く乘馬一頭を蓄へたのでも知れる。が、當初は組外の非役にて居たらしい。顧ふに當時文恬武熙の時代であるから、屠龍の術成つて施すに所が無い。隨つて自ら進む途も無い。それで彼は刀筆の吏でも善い、職務を執つて、國用を爲さうと思ひ立ち、寛文年中、彼まだ三十餘歳の頃、知人に賴つて、「彌兵衛何の才能もおざりませねど、聊か書道の心得がおざれば、何卒其筋道にて御採用下されたい」と願ひ出た。時の君侯內匠頭長直は士を好み才を愛せられた人であるから、早速收錄せられて、之を右筆に擧げられた。在ること暫くして、一日彼に何やらん執筆を命ぜらるゝと、彌兵衛は頭を撫で、

『某誠に無筆にて、御用に立つほどの手を持ちませぬ』

と辭退した。御右筆頭は之を聞咎め、

「書道を申立て御役席に預りながら、今更出來ぬといはるゝは其意を得ぬ」

と詰問した。すると彌兵衛は益々恐縮し、「一切如何に泰平の御代とは申せ、何の御奉公も仕らず、御扶持を頂戴いたす事、先祖に對しても相濟まぬと存じ、出來も致さぬ書道を申立て、御右筆の末席を穢し、上を欺き奉る段、重々恐入つておざりまする」

と申立てた。が、其實決して無筆でも惡筆でも無い。蓋し彼の質直なる性情から、如何にも斯道の心得あるとはいへ、自ら書札に通ずるなど申出て、烏滸がましく筆を執るを、今更我ながら恥を知らざるの甚しきものと痛感して、斯くは恐入つたのであらう。併しながら才藝の有無は韜んでも自然に顯れる。彼は中々の能書家であつて、後には藩中は言ふに及ばず、江戶の市中でも彌兵衛の書といへば、世上にもて囃された。現に今日泉岳寺の義士遺物陳列館に持出された此人の筆蹟刷毛屋の看板の如き、中央に「京」の一大字、右に「上のはけ」、左に「色々おろし」、下に「彌兵衛」と書きたる其着筆の美しさ、圓滿豐富にして其人を想見するに足るものがある。それで當時に在つても、既に同列から決して無筆ではないと認められて居たに相違ない。其上自白の淡白さに、一座は爲に竦動した。長直之を聽かれて、却て其氣質を喜ばれ、一段目を掛けられたから、彌兵衛は深く恩遇に感激し、是より一層文武の道を淬礪し、終に當代の名士となつた。其後長直逝去せられ、采女正長友には彼の武勇を愛して、其祿に加增を授けられ、それから内匠頭長矩の代に至り、物頭から、江戶留守居にまで拔擢せられ、其祿も亦三百石に至つた。彼は平素節儉にして元祿當時の流俗に倣はず、毅然として古武士の風を存し、自家の愛する乘馬の如き、何時も手づから水を浴はせ、妻女には其食を炊がせた。此一事に由つても、其人の嗜は歷々として目に睹るやうである。

附言。「明良洪範」に彌兵衛が右筆となつた事を、丸で無筆にて居ながら、書道を申立て、是に由つて始めて淺野家に召抱へられたと記してから、それが權威となり、「四十七士傳」なども其說を襲いだので、自分も最初は之に誤られた。されど彼が細川邸に御預の日、親く語れる言に、『私なども三代已前に浪人分にて被召寄、其後の代に新知被申付、今度の内匠代に物頭被申付、右の通代々重恩を請候』とあるに徵し、前說の謬であることは、明瞭である。のみならず彌兵衛の律儀なる性質から推すも、斯かる山を張りさうな男で無い。畢竟尸位素餐にして、人の祿を受けるは、士の本意に背くといふ處から、書道を申立てて、職務に就いた談が、曲々して「洪範」の記事となつたのであると斷定するから、此に之を正して置く。

百六十八　同　彌平太の戰死

彌兵衛には一人の男子と、一人の女子とがあつた。其男子の名を彌平太（一名彌兵衛）といつた。生れついての美少年である上に、嚴肅なる家庭に育つたから、成童に達した頃は、既に學問武藝に秀で、一藩中での譽められ者であつた。それだけ父母の鍾愛も非常であつた。處が此彌平太が母方の由緒ある者に、本多喜平次といふ浪人があつて、此男素行が修まらぬ處から、近親にも見放され、處々を流浪して、彌兵衛方に賴り來た。彌兵衛の妻は其平生を知り拔いて居るから、『お世話をなされても無駄でおざります』と再三止めたが、義俠の彌兵衛は「武士は相互ひ、箇樣な時こそ助く可きものである」と、其儘家に置いてかくまつた。居ること三年、最初の間こそ、神妙な風をしてゐたが、持つて生れた本質の地金がそろ〳〵露はれ來た。彌平太方に十五歲の時、當時男色流行の際とて、喜平

次は人知れず彌平太に想を懸けて、着けまはし始めた。が、少年でこそあれ、彌平太は父に劣らぬ氣概の男兒であるから、散々に辱しめて、之を拒斥したから、居ても起つてもゐられ無い。無法者の常として喜平次は深く之を怨み、戀の叶はぬ意趣晴らしに、其人を殺して立退かうと思ひたち、或夜彌平太が厠に向ひ、何か頻りに書物をして居る處を、背後から窺ひ寄り、大脇差を引拔いて、物をも言はず、理不盡にも右の肩から袈裟掛に切附けた。普通の者なら其儘其處に倒れ伏す所を、氣丈の彌平太、何を！」と言ひながら、傍の脇差拔合せ、振顧りさまに切つたる小太刀の冴に、喜平次が右の腕を打落し、猶も對手に二太刀創を負はせながら、最初の痛手に堪り得ず、其場にガバと打臥した。此時父彌兵衛は奥の居間にて炬燵に當り、うと〳〵と睡り居たが、尋常ならぬ物音に目を覺まし、蒲團を蹴つて立出で見れば、喜平次は右の手を失うて途方に暮れ、中庭へと逃出す所である。「己れ狼藉！」といひさま、續いて庭へ飛んでおり、直ちに喜平次を組伏せて、三刀まで止を刺し、其場を去らせず、成敗して、元の座敷に立還り、本道外科の名醫を招いて、種々に手術を加へさせたが、致命の大創如何ともし難く、其夜の中に彌平太の息は絕えた。

燒野の雉子、夜の鶴、何れか子を思はぬ者は無い。當時彌兵衛が所親に與へた書中に、「我等男子は彌平太一人にて、殊に利發に生れつき、第一我等夫婦の申事、一度も背きたる事無御座、其上諸藝器用にて、家中にて、親よりは拔群生れ增したると、在所迄の評判、旦那も能聞人居られ候と、沙汰も有之、彌平太殊の外成人いたし、我等よりせい●●も高くなり、おとなしく候故、十二月十四日に元服爲致、彌一兵衛と名も替へ、彌兵衛より一倍大人にも成候樣にと祝ひ申候ひつゝ……」など見える。其愛子を失つたので、彌兵衛は鬱々として月日を送つて居た。其中にゆくり無くも高田馬場に於て慘憺たる一場の果合があつて、一人の豪傑は世に顯はれた。是から彌兵衛が熱望して其人を養子にする一佳話に移らうと思ふ。

百六十九　同　（安兵衛の出身 高田馬場の決鬪）

中山安兵衛武庸は越後長岡の人である。父は彌次右衛門と稱し、溝口信濃守に事へ、同藩士溝口四郎兵衛の女を娶つて擧げたのが、安兵衛である。これだけでも彼が溝口家中にて身分ある家筋であつたことが知れる。安兵衛は誕生の歳に母を喪ひ、十四歳の時に父に死別れた。加之、父彌次右衛門は事に坐し、終身蟄居を申付かり居たので、少年の安兵衛は、煢々たる孤兒に落ちた上に、寄邊なき浪々の身となつた。それで早くから所親に賴つて江戶に出た。惟ふに菅野六郎左衛門などは、其保護者の一人であつたらう。安兵衛人となり驍勇果敢にして、氣節を尙び、夙に名譽の士とならんと志して、文武の道を兼修し、殊に劍道は當時海內第一の稱ある堀內源太左衛門正春に學びて、妙神に入り、打物執つては、萬夫不當の槪があつた。隨つて諸藩士の間にも漸々其名を知られたが、未だ定まつた主人も取らず、狂放自滿にして、一家の生產を事とせず、所謂「闔上蕭條にして、家無四壁不知貧」の有樣で生活し居た。

附言。從來の諸書に安兵衛の出身を傳ふるもの、區々にして一ならず。多くは其父牧野駿河守に事へて居たと記載する。「四十七士傳」も亦之を祖襲した。が、安兵衛が後年久松家に御預の日、公儀に呈出した親類書に、『祖父中山彌次右衛門、溝口伯耆守樣に罷在死去…父中山彌次右衛門名溝口信濃守樣に罷在、二十一年以前死去仕候』とあるが、何よりも慥である。然れば「報讐錄」に「本父

は信濃守溝口某に仕へ、故あつて閉居して以て居たといふから、是と全く吻合する。それから菅野六郎左衛門を母舅即ち母方の叔父と報讐録が記したのは當らぬ。現に上の略系書に、母、溝口四郎兵衛娘、三十四年以前死去、仕官とあるが確據である。而うして同書に叔父の名が多く列記されるが、菅野は無い。是は義士年鑑に菅野、堀部と意氣投合する所から、菅野を義伯、堀部を義姪とし、安兵衛仕官の際などには、六郎左衛門叔父となつて推擧しようとの約があつたといふもの、最も穩からう。

* * * *

扨此安兵衛の父執たる菅野六郎左衛門は、是亦老功の武邊者にて、伊豫西條の城主松平左京大夫頼純に事へ、定府として江戸に居た士で在つた。同じ藩中に村上庄左衛門とて、是も武人として同僚に事へたが、武術といひ、人望といひ、兎角に六郎左衛門に及ばない。庄左衛門は之を妬ましく思ふ所から、何とかして六郎左衛門に恥辱を與へ、己の武名を擅まゝにしたいと腐心し居た。素の善からぬ男である。頃は元祿七年二月の事であつたが、一日兩人は支配頭某の宅にて落合つた。同僚の人々も多く其席には居合する。今日こそは好き機會であると、庄左衛門は暴言を吐いて、六郎左衛門を侮辱し掛つた。事を好まぬ六郎左衛門ではあるが、稠人廣座の前での暴言を聽棄てにする譯には參らぬから、形を正して之を叱責し、既に珍事にも及ばんとしたが、人々雙方の間に分入つて仲裁をしたので、其場は僅に治まつた。併しながら六郎左衛門の正論と氣品とに壓倒せられたので、結局庄左衛門は返す辭も無く、其儘沈默して悄げ返つた。隱れたるより顯はるゝは無く、其事何時しか一家中の評判となり、『村上は日頃の廣言にも似ず、菅野の爲に面折せられ、赤恥をかゝせられた其不樣さ』と、擧つて之を取沙汰したので、庄左衛門は一層其器量を下げた。

是れでは村上庄左衛門、人に合はす可き面目が無い處から、一家兄弟申合せ、『六郎左衛門老功とはいへ、高は老耄の年寄一人、果合に語寄せて、廣野におびき出し、寄つてたかつて追取巻き、前後左右から切立てたらば、彼を打取らんは定である』と、卑怯なる計略を按出し、二月十一日の早朝に至り、『今日巳の下刻を期し、高田馬場に於て御立合いたし、先般來の理非を分ち、お互ひに鬱憤を散じたい』と申込んだ。

六郎左衛門は之を聞いて眉を顰め、扨は彼等は多勢を語らひ、我を討せんとの奸策を巧んだな」と看て取つたが、名譽を重んずる武士の意地、此期に及んで之を拒絶するは臆病に近い。「好し、一命を棄てて、日頃の名譽を全うせう」と決心し、『承諾致した』と答へて、敵の使を還し遣り、後にて妻女に向ひ、『我等武運拙くして、此儘出でゝ還らずば、後事を宜く頼む旨、我等言ひ遺して立出でたと、中山安兵衛に申傳へよ』と言棄てて、若黨角田佐次兵衛といふ者及草履取一人を随へ、時刻を違へじと出て行つた。

百七十 同 同

六郎左衛門の妻女は胸を躍らせた。是れこそ夫一期の大事、片時も猶豫ならずとて、小者を走らせて、之を安兵衛に急報した。當時安兵衛は八丁堀の或長屋に寓居しゐたといふ事である。急報に接して彼は其書を讀した。『後事は後事、設ひ遺囑が無いとても、伯姪の間柄、心配す可きは當然である。今はそれ處で無い。現在伯父の危急に際し、手を束ねて已まる可きや』と獨語ち、矢立の筆取出し、一揮『拙者伯父事、仔細あつて今日高田馬場に於て果合いたし候につき、見屆のために罷越す。無事に

立寄り候はゞ、早來の御厚禮、其節御禮可申述候」と書いて、竹の皮の上に貼りつけ置き、押取刀にて後を追つた。其際の事であるが、彼は韋駄天走りに走つて、牛込馬場下まで來た時に、見れば其處に酒屋がある。安兵衛足を停めて、「ツレ一杯！」と桝酒を引かせて、グッと一息に仰ぎつけ、又も前途を睨んで驅去つた。其酒屋は今も現存する。ツイ大愛木前が同じ近處にて當時の桝を家の什寶として、今も大事に秘藏し居る。

斯くて安兵衛は現場に驅けつけた。接戰は方に最中であつた。敵の一家は出たも出た、庄左衛門が舍弟に村上三郎右衛門、同じく中津川祐見、何れも其身に覺のある武人である。其外門弟の家來など、都合八人が中に老人菅野を取圍んで討たんとする。此方は菅野が若黨佐次兵衛、是は元江州浪人にて尋常の者で無い。草履取も亦氣概ある男であつたから、主人の後に寄せ附けじと懸命になつて防ぎ闘うたが、多勢に無勢、且つは老人、菅野は既に身に數創を負つた。安兵衛看るより氣は鐵の如く、一聲猛なり！と大喝一聲、旋風の如く切入つて、村上三郎右衛門に渡合ひ、忽ちにして其の見事に斬つて棄て、今しも中津川祐見が六郎左衛門の脊後に廻り、不意を打たんとする所を、安兵衛又來走り掛つて斬仆した。それ討たせてはと敵の一人は復安兵衛に迫寄り、唯一刀にと打卸すを、電光の安兵衛、ひらりと身を躱し樣、鋭！と一聲、横さまに薙ぎたる太刀の冴に、血煙揚げて、敵は大地に仆れ伏した。是時敵の切太刀に中り、安兵衛の帶は一寸許り切裂かれた。後まで彼は其帶を裂けたまゝにて緊めて居た。人の問ふ者あれば、「是れでおざる歟。此帶が在つたばかりに、今日まで無事で罷り在る。此奴は自分の忠臣であるから、記念の爲に其儘に緊めて居るのでおざる」と笑ひながら答へ居た。

其間に佐次兵衛も敵一人を切仆す。敵は宗徒の面々を失つたから、其他はパッと逃げ走つた。安兵衛は轉じて六郎左衛門を助け、佐次兵衛と倶に躍り掛つて、庄左衛門を打取り、六郎左衛門をして止めの一刀を刺させた。六郎左衛門は安兵衛の義烈を深く感じ、「本望！本望！」と叫んだが、其身も最早斃る可くなつた。安兵衛は乃て己自身も其手に懸けた從僕の止を一々刺しながら、「既に事切れた死骸に向ひ、實は無益の業であれど、是が武の作法であるから已むを得ぬ」と佐次兵衛にいつた。斯くして決闘は菅野の勝利に歸した。安兵衛は伯父を佐次兵衛に負はせ、左京大夫の屋敷へと志したが、六郎左衛門の負傷如何にも甚しいので、兎ある諸侯の下屋敷の門内へ擔ぎ込み、然か然かなりと事情を告げて、暫く休息を許される樣にと頼んだ。是に至つて流石は六郎左衛門、「自分面目は既に全うした、此上は後の始末を頼む」と遺言しながら、此場に於て自殺した。諸侯の門番は菅野甥姪主從が義烈に感じ入り、安兵衛を助けて、檢屍其他何くれと無く手傳つた。

「さらば佐次兵衛は此槍を送つて家に歸れ」と命じつゝ、安兵衛自身は復び高田馬場へ取つて返した。既に到れば、「馬場で伯父が敵討があつたさうな」「寄や、果合の最中だとよ」などと口々に言罵つて、押合ひへし合ひ群る處に人群を築いて居る。安兵衛は乃ち素知らぬ顏して、人中に紛れ入り、敵の樣子を覗つた。早くとも知らぬ村上庄左衛門が父某は變報を聞傳へ、主從此處に走りつけ、其現狀を睹て、涙を流し、「我子三人に家來までを倂せ、斯る最期を遂げながら、敵の小僧を討ち得なかつたとは何事ぞ」と口惜がつた。小僧とは安兵衛をいふのである。武庸之を立聞きながら、莞爾と打笑み、優々として立去つた。何處まで大膽に、何處ま

で沈勇な男であらう。是が安兵衛二十五歳の時であつた。

百七十一　同　父子の約

高田馬場の決闘は忽ち江戸中の評判となつた。同氣相求むるは、人性の常である。堀部彌兵衛は之を聞いて、衷心から感嘆した。「呼世には勇烈な人もある。誰ぞ中山氏を知つて居る人は無からう歟」と會ふ人毎に尋ねると、久世出雲守の家中に中根長太夫といふが懇意であるといふことを知つた。彌兵衛早速其人を音づれ、之を介して相識となつた。惟ふに此間一見既に舊の如きものがあつたらう。其後一日彌兵衛は安兵衛が寠居に就いて、四方山の話の後、形を改め、

「拙者、貴殿に折入つて御相談がおざる。不躾ながら貴殿、拙者の養子に成つては下さるまい歟』

と申出でた。安兵衛何と答へるかと思へば、

『不肖の某を御熱望下される御芳志の程は、幾重にも有り難く存ずれど、拙者は中山姓にておざれば、他家の姓を襲はん事は、日頃の所存に反きまする。折角の御申聞けにはおざれど、此儀は御免を蒙りたい」

と言切つた。蓋し彼が後年天下の名流細井廣澤などと莫逆たる所を視れば、「有武備者。必有文事』で、亦相當の學問もあり、人の螟蛉子たることを欲しないものと思はれる。彌兵衛は非常に失望した。が、此人の雅懐も亦すばらしい。

「如何にも御尤の御意見でおざる。それならば斯様致しませう、貴殿の如き勇士を獲て、之に家を譲ること、彌兵衛一代の面目におざれば、君侯に申立て、堀部姓を廢絶し、中山姓其儘にて我跡目御取立てに相成る様取計らひ申す可し。それならば御不同意はおざるまいが」

と押返した。尋常の士ならば是は忍び難い處であるが、兩人の間は肝膽相照して居る。安兵衛は莞爾として打笑ひ、

「それにてお宜くば、如何にも御養子に相成りませう』

と承諾した。彌兵衛の喜び譬へんに物が無い。父子の盃は其席に於て取交はされ、安兵衛は直ちに堀部が宅に移ることとなつた。

安兵衛が意思の鞏固な事は、夷の思ふ所に非ずだ。堀部の養子となつてから三年間、依然中山安兵衛にて推通した。其中彌兵衛は追〻年を寄る。一日彌兵衛は主君内匠頭の御前に出で、

「殿には御聞召もおはしませう歟。中山安兵衛は高田馬場に於て、伯父の讐を討取つたる勇烈無比の者におざりまする。私、先年倅を失ひましてより、相續人がおざりませぬ故、右の安兵衛を養子に仕り、家督致させたく存じまする所、彼れ他家の姓を冒すことを承諾仕りませぬ。さりながら彼が如き勇烈の士を收め、君國の御用に立てんこと、私一期の願におざりますれば、何卒中山姓のまゝにて私跡目仰附けられまする様、偏に願ひ奉りまする』

と懇請した。長矩熟〻之を聞かれ、

「それは又面白き願、願の趣聞届ける」

と沙汰せられたから、早速退出して、安兵衛に一伍一什を申聞けた。すると安兵衛は心から感嘆した。

『君臣ともに士を好まるゝこと其處までではおはする歟。安兵衛今日最早中山を固執いたしませぬ。堀部の姓にて堀部の家を謹んで相續仕りませう』

と我を折つた。呼人生は意氣に感ずるのみ。功名も主張も亦論ぜんや。彌兵衛は手の舞ひ

足の踏むを知らず、再び之を内匠頭に上申する。内匠頭にも感稱斜ならず、昨の中山、今の堀部、終に其家を相續し　堀部安兵衛武庸は二百石にて、馬廻に列せられた。

附言。彌兵衛三百石とあつて、安兵衛に至り、分限牒にも二百石とある。蓋し其家は二百石、彌兵衛は江戸留守居の要職に登り居たから、役料百石を加へられて居たのであらう歟。

百七十二　同　本郷も兼康までは江戸の内

肝膽相照し、意氣相投じて、父子の約を結び、終に中山の姓までを棄てて、堀部氏を冒し、其家を繼いだだけ、安兵衛の人となり、極めて養父彌兵衛に肖て居つた。後年復讐の擧了つて、父彌兵衛が細川侯に御預けの日、同侯から附置かれた堀内傳右衛門は、或時彌兵衛に向ひ、安兵衛が高田馬場の働きを問うた事がある。其時彌兵衛の話に、「自分才覺を以て彼を養子に致しておざるが、不思議に存ずるは、安兵衛が手跡、物どし、志までも、拙者に善く肖た一事におざりまする」といつた。如何にも左樣であつたらうと思はれる一證は、安兵衛も亦中々の能書家にて、父子の書品を論ずれば、安兵衛寧ろ出藍の譽があるくらゐである。が、其書も亦圓滿豐富にして、勇猛果敢の武庸に、斯かる和寛な意氣があつたかと驚かれるほどである。當時本郷にて有名な、齒磨の看板「かねやすゆふげん」は實に此人の筆跡である。此看板は只今現に高輪泉岳寺の義士遺物陳列館に在る。就いて看る可しだ。

附言。當時江戸に兼康祐元といふ齒科醫があつて、本店を芝の柴井町に構へ、支店を本郷の加賀邸前の四ツ角に置き、盛に齒磨粉を賣出した。それで何時しか其姓名は一轉して齒磨の稱となつたのである。川柳に、

「本郷も兼康までは江戸の内」

といふ句がある。無造作な句ながら、當時の江戸の市範圍の輪郭を追想するに足るものがある。「かねやすゆふげん」は即ち是である。

明治の御代まで兼康は依然本郷の通に居て、安兵衛筆蹟の看板も其儘に在つた。當時此家には評判の娘が居て、それが第二の看板として店に坐るので、其頃の書生連は無上に此家の齒磨を買ひに往つた。是等に對ひ、何で彼店にのみ往く歟と問へば、堀部安兵衛が書を看て來るのだと皆答へた。何ぞ知らん禪機の書生等不立文字で、其實は看板下方の看板を讀むのが第一義であつた。是に由つて書體の如何を知ると知らざるとに論なく、「安兵衛の書は好いな」と、寄ると觸ると嘆稱した。今でも大學の初期から二期ぐらゐに出た博士學士連に問うて御覧、僕も看た。……己も知つちよる」といふ人が澤山あらう。但だ其美人は慥か孫嬪の亞流であつたやうだ。

＊　＊　＊　＊

斯かる人物であるから、彌兵衛の惚れたのも無理はない。彌兵衛は乃ち之を養子とし行く行くは一人女のお幸といふを之に妻せる積りであつたが、お幸僅に十六の春に主家の凶變は發したので、終に婚禮を擧げずして仕まつた。されどお幸も亦彌兵衛の息女に恥ぢない貞烈の人で、黒髪をおろして尼となり、名を妙海と改めて、極めて神聖なる一生を送つた。此妙海尼に就いての逸話は後に述べる機會があらう。

附言。綺語、院本の類には、高田馬場果合の際に、彌兵衛の細君と息女お幸とが、ゆくりなくも途上に安兵衛に邂逅ひ、お幸腰帶を解いて、安兵衛の襷に贈り、是が月下氷人となつて、安兵衛遂に堀部家の養子となり、お幸と結婚の禮を擧げる處を演ずる。其脚色

如何にも面白く出來て居るから、壞したくないが、生憎高田馬場の一擧の際卽ち元祿七年には、お幸僅に九歳の時である。熱帶地方の印度邊では未來知らず、我日本では九歳の少女では、此と人の妻女には成りかねる。安永七年妙海尼寂し、享年九十三から推すと、事の假贋は論なく知れる。作者も中々大膽に製造するものよ。

百七十三　彌兵衞の壯烈

堀部彌兵衞は久しく隱居し居たが、尙隱居料五十石を賜はり、何くれと主家の事に意を用ゐた。既にして昨年三月主家の凶變となり、申さば一邸は駭愕して措く所を知らずといふ有樣であつた。時に彌兵衞は七十五歳の高齡であるにも關はらず、忠義の諸士と俱に本邸の開渡から、善後の處置に心身を委ね、其中にも亦一家を戒めて、手早く家財什具を取方附け、一塵だにも殘らぬやうに見事座敷を掃除させて、床の間に探幽の筆に係る三幅對の掛物を掛置き、心靜かに立去つた。其後本邸は酒井家に賜はつたので、堀部の長屋には酒井の家老寺井五郎左衞門引移り來たが、座敷の體を看て、深く感嘆し、右の掛物は後々まで同家の重寶として珍藏した。飛鳥も後を濁さずといふ。彌兵衞の心掛以て觀る可きである。

彼は斯くして一旦鐵砲洲を立退いたが、亡君の鬱憤を散ぜんとの志は、此際から鬱勃であつた。それで此事を密々藤井安井の兩家老に內談すると、兩家老は目を圓うし、今の御治世に公儀をも憚らず、左樣の企など思ひも寄らぬ、といふに呆れ果て、二懦夫俱に議るに足らぬ。此上は大石國老に相談するの外は無い、と乃て其子安兵衞に旨を含め、赤穗へと向はせた。

が、赤穗も乃て開城となり、一藩の士氣は益々解體する所から、彌兵衞は鬱々として樂まず、心ならずも月日を送つて居る中に、同年五月に勢州龜山の城內にて、石井源藏、同苗半藏の兄弟二人にて、父宇右衞門、兄兵右衞門が讐赤堀源五右衞門、當時變名して赤堀水之助と稱する橫暴の敵を討取つた一事は發し、嘖々として四方に喧傳した。彌兵衞之を聞いて、深く感激したが、思慮ある老人の事であるから、好談柄を得たと心に喜び、舊の同藩士を見れば、此石井兄弟が復讐の擧を談じ、實に豪い、眞に感心だと、口を極めて激稱し、對手の容子を素引いて見る。斯くして對手其人に非ず、之を聽いても感覺の無い輩は、取るに足らぬ奴なりとして、其儘に擱いた。が、中には間々感激して涕を流し、其孝烈を稱する人もある。之に會へば、亡君の爲に復讐の祕衷を告げて、之を同志に引入れた。

それで大石內藏助も彼を二なき人物と賴めば、彼も亦內藏助を心から信賴した。一黨中にて猛烈燃ゆるが如き安兵衞以下を善く約束し、大事を早まらせなかつたのは、彌兵衞の力多きに居ることを疑はぬ。併しながら流石に彼は急進派の長老だけに、內藏助に向つては、內々屢々一擧の速斷を促した。それは今年正月二十六日附を以て山科に寄せた手柬でも知れる。其一節に、

『何角御心移者無之御事。御苦惱被成候事共にて候。何樣御異見申者御座候共、御心移無之、貴體思召之通一筋に御下知御尤に存候。御手前樣御了簡に不可過存候。將亦私世倅今以違變之心底毛頭無之候。此上大きに永引、渡世ひしと手詰り候者、當分之渡世に暫く改可申者難計候」

と見える。其忠烈も亦察す可しだ。

彼は淺野邸退散後兩國矢の倉米澤町に僑居を構へ、馬淵市郎左衞門又時には平右衞門と變

稱し、隱居ながら毎に關東同志の相談に預り、內藏助東下後は亦時々謀議に參預した。

百七十四　同　安兵衞の蠻勇

此父にして此子ありだ。安兵衞は主家の凶變に會し、藤井安井以下一藩の在府連が概ね俱に議るに足らざるを憤慨し、凶變の翌月奥田孫太夫、高田群兵衞を誘うて赤穗に下り、大石以下の諸士を歴訪して盛に籠城を主張したが、大勢既に回す可からず。其間に在つて內藏助の本懷を領承したから、其儘江戶へと引返し、日夜讐家の動靜を窺ひ、一々之を山科に報告しながら、透間もあらば一日も早く吉良家に取掛らうと志した。同年の冬十一月內藏助の一たび江戶に下つたのは、亡主の追弔、讐家の偵察等を兼ねたといふものの一つの要務は安兵衞の率ゐる急進派の一連を鎭撫せんが爲であつた。而して安兵衞は之を迎へて、一意專心に猛斷速決を迫つたので、內藏助は今十五年三月卽ち亡主の一周忌を待つて大事を決行す可きを約し、僅に彼等を納得させて歸京した。が、三月に至つても亡主の舍弟大學氏の閉門を免ぜられぬので、內藏助は未だ容易に其足を揚げようとしない。寧ろ急激連慰撫の意を含ませて、今度は更に名代吉田忠左衞門を下向させたから、安兵衞は一層氣を焦つた。

さりながら安兵衞も當初に在つては、能ふだけ同志の衆を連ね、整々たる一黨を舉つて、必成の策に出でたいと志した。それは十四年六月十九日附を以て江戶から小山源五左衞門に寄せた手柬に、「私共同志の存究たる者唯今迄四五人ならでは不承屆」と慷慨しながら、「前廉內藏介殿御心に不被叶衆にても、追而勇氣之心懸候者は、尤被仰談候樣にと奉存候。何を申候ても、小勢にて本望相達申儀不相見候」と申述べたのでも知れる。然るに內藏助の東下は追々に遷延し、今十五年三月の期を過ぎても、更に動く可き模樣も無いので、安兵衞は最早堪りかね、關西急進派の領袖原惣右衞門等と東西意を合せ、一黨から分離して、快擧の斷行に出でようと企てた。彼が六月十二日附を以て原、潮田、中村、大高、武林の五士に宛てた書中に、

「豫々申談候通、離れ候而之企、御考可被成候。七月立候而も何事も無之候者、早々被思召立可然存候。豫而者二十人も無之候はでは本望難達と申達したる事に候。各樣にも其合點に候。乍去退而能々考申候處、二十人無之候得共、存切たる眞實の者十人も有之候者、心安く本望相達すべくと存候。左候者各樣許被思食立候而も、取集て十人傑と指折仕候、」

彼は同書の末段に尙も繰返して、

「近比江戶侍了簡多、畢竟腰之不立故と可申歟。絕言語候。十人存切たる者共有之候者、中々再往如此及御相談申間敷物をと、御下墨口惜存候」

と慨言した。吁、身方の同志多數と看れば强がりもすれ、勇みもすれ、同勢追々減り來れば、尻をすぼめて、尾を曳き出すが、並べての人情の常であるに、多衆の空思束なくなれば、二十人にて事を果さんと企て、それも面倒と看て取れば、同志の俊傑只十人にて、上杉吉良の大敵に向ひ、牙營を目掛けて突入せんと志す。「自反而縮、雖千萬人吾往」とは、堀部安兵衞武庸在り。

百七十五　同　復讐專門家

元祿十五年の春も何時しか過ぎ、水無月も亦半ばとなつた。安兵衞が同志中の同志と密約

したし七月は、近々旬日の間となつたから、彼は最後の決心を促さん爲に、六月十八日本橋を出發し、京洛を望んで馳上り來た。彼が然く速斷を急ぐのは、固より不倶戴天の讐を一日も早く討取らんとの精誠から發したのは論なきも、其他に尚之を輔衛する一つの動機がある。それは今年正月二十六日附にて内藏助に宛て贈つた書中の一節に見える。

「一、於爰許も人並に存詰罷在候者共者各別之儀にて御座候、一儀難默止存居候者は、渡世之儀差置、此儀を第一と存候故、差當難儀仕者も之有候。事永く相待、末々必定遂本意申儀手に取申候者如何樣之體に成下り申候ても、其段厭申間敷候得共、何を本意に相待可申道理相見不申候得者、互に見苦敷體に不罷成内にと、是而已心に懸り申候」

蓋し安兵衛等の意は箇樣である。「同志の中にても、暢氣な輩は、其内職に醫者をしたり、師匠をしたり、點者となつたり、宗匠を眞似たり、且つ〳〵收入の途もある。が、我々は實に復讎專門であるから、日々食究める一方である。それも必定本望を遂げ目的を達し得られると極つて居るのなら、襤褸を衣ようが、食ふ物も食ふまいが、更々厭ふ所では無けれど、成敗利鈍は臣が明の逆め睹る所に非ずだ。願くば餘りに尾羽を打枯らさぬ裏に快擧を斷行したい」といふのである。箇中の消息は少なくも三年と五年浪人をした者で無ければ、恐らく解することを得ないであらう。安兵衛の書を讀み來れば、坐ろ無限の同情を禁じ得ぬ。

斯くて彼は六月二十九日に京都に着し、先づ大高源五が隱家を音なひ、更に相携へて大阪に下り、原惣右衛門が老松町の僑居に就いて、愈々分離斷行の密議を凝らし、潮田、中村、武林等の諸同志をも誘ひ、不日相伴うて關東に下向せんとする處に、不幸歟幸歟大學氏藝州遠謫の飛報は相次いで到達した。是に於て乎局面は一變し、一黨の總統領主催となり、七月二十八日の圓山會議は開かれた。安兵衛等の歡び想ひ見るにも餘りがある。是に由つて一黨總討入の議は其席にて決定したので、安兵衛は片時も猶豫せぬ。翌日彼は潮田又之丞と倶に京都を發し、東海道を押下る。彼が濱松の驛に於て、今しも藝州へと赴かれる大學氏の一行に邂逅したのは、此際の事であつた。されど彼等は眼前に大望を有する身、大學殿に面謁したと聞えては、後日同君の累となりもやせんと、故と素知らぬ爲して、駕側を馳拔け、八月十二日に江戸へと歸り着いた

是より先き彼は本庄林町五丁目に借宅を構へ、自ら號して長江長左衛門と稱した。蓋し彼には多少の學問がある。其號稱の長江長左衛門は蓋し長江の滾々として晝夜に息まぬ意に取つたのでもあらう歟。一つには無用の長物と自ら戯れたのでもあらう。或說には一擧の餘り長びくを憤慨し、斯くは自稱したのであるといふ。豪放磊落な彼が事であるから、左樣であつたかも知れぬ。扨快擧の大計は既に決定した。從つて彼の活動は、一層目覺ましくなつた。彼の友人羽倉齋に由つて、山田宗遍が上野介に昵近する事を探り出し、大高源五を内藏助に薦めて宗遍が門に入らせたのも彼であれば、同居の横川勘平に囑し、宗遍に接近させたのも亦彼であつた。其結果は終に十二月十四日の夜上野介在宅の情報を手にするに至つたのであつた。彼の貢獻も亦多大では無い歟。

百七十六　奥田孫太夫

同じく江戸定府にして始終堀部安兵衛と其行動を倶にしたのは、奥田孫太夫重盛であつた。

彼は元内藤和泉守忠勝に事へて居たが、和泉守の姉君が釆女正長友の夫人となられ、淺野家へ入輿の際、御附人として此に來た。其中延寶八年に和泉守は嚴有院殿家綱公御法事の時、芝增上寺に於て遺恨の事あつて、永井信濃守尙長を刄傷せられ、是に由つて内藤家は斷絶した。それで孫太夫は其儘留まつて淺野家に事へ、百五十石を賜はつて、馬廻に列し、武具奉行を勤めて居たが、今度は亦内匠頭の刄傷、續いて切腹、淺野家斷絶の凶變に邂逅つた。彼は實に一代にして二回まで同一の運命に遭遇した數奇の武士である。此人も亦堀内源太左衛門正春の門人であつて、勇强にして武を尙び、堀部安兵衛とは同僚同門の好みがあつて、莫逆の交を訂した。それで彼は凶變以來常に安兵衛と心を協へ、相伴うて赤穗に赴き、籠城の意を申入れた。が、赤穗の義は既に變じて、開城の場合となつて居た。孫太夫は之を憤慨し、安兵衛等と諸士を歴訪して、極力前議の回復を主張したが、大勢最早奈何ともす可からず。其中に内藏助から後圖の在る所を諷示せられたので、三人は大に感悟する所あり、直ちに江戸へと引返した。

爾來彼は意を復讐の一擧に專らにし、關東急進派の領袖として同志に推重された。一日彼は安兵衛と相伴うて泉岳寺に詣で、冷光院殿の墓前に拜伏し、「臣等必らず一度は上野介殿の首級を擧げ、御尊靈を安んじ奉りませう」と生ける主君に言ふ如く誓ひつゝ、其の歸るさ安井彥右衛門が許に立寄つて、復讐の事を縱議した。彥右衛門は即ち主君の身を誤らせた例の江戸家老である。此奴中々老猾な男であるから、兩人の談を聽きながら、困つた連中に押込まれたと思ふ心を色にも出さず、

「方々の御忠節は感服の外おざらねど、先君の御尊慮をも拜察して見ねばなりませぬ。御家の御祭を存すると、敵の首級を擧げるとは、孰れが大切でおざらう歟。必らず先君の御尊慮に於ては御家の御祭を御大切と御召させられるでおざらう。それに就いて先般柳澤侯から只管大學殿御謹愼なさるやうとの御内意もおざる事故、乃ては必らず格別の御沙汰を蒙られる御事と存ずる。此處は暫く隱忍いたし、御恩典の下るを待つ方、却つてお互の忠節と存ずる」

と分別らしく申出でた。兩人は之にムッとして、

「お說ではおざれど、先君御尊慮に武士道を顧みさせられず、偏に御先祀をのみ重んじさせられた御事なら、如何に上野介殿より無禮を加へられるとも、御佩せにお手は掛けさせられなかつたらうと存ずる。然るに御理非をも問はせられず、御刄傷に及ばせられたのは、全く御對手を斬つて棄てさせられんとの御尊慮と、吾々は恐察し奉る。斯くても貴殿は左樣な御尊慮では無いと仰せらるゝ歟」

と詰寄つた。彥右衛門は此顏色を看て取り、滅多に挨拶をしては身の災難、障らぬ神に罰當らずと、

「實は拙者も御同樣に心得、是非復讐をと志せど、吉良上杉兩家の用心、昨今中々の堅固の構にておざれば、此處は暫く我手を緩め、徐ろに敵を圖る心得から、一時の御返答に及んだ次第、惡しからず御領承下されたい」

と切拔けた。天性質朴な孫太夫等であるから、之を聽いて忽ち打解け、

「扨は同一の御所存でおはした歟。それならば今後力を戮せ、俱々に先君の御鬱憤を散ずるでおざらう」

と、兩人は相悅んで立出でた。後にて彥右衛門は同列に向ひ、「彼等復讐がしたいとならば、勝手に復讐するが好い。强ひて他人にまで迫り、同意を促す事が要らうか」と嘲つた。此言乃

て同志に聞える。孫太夫等烈火の如く憤り、「儒夫倶に謀るに足らぬ。憎き知行盗め！」と唾棄しつゝ、是より全く絶交した。

百七十七　奥田貞右衞門

人心の測る可からざるは、古今實に同一である。時日の經過するに從つて、金鐵の士、刎頸の友と見えた高田郡兵衞は、一朝志を變じて、其身を引いた。堀部奥田兩士の憤慨は如何であつたらう。さりながら孫太夫の忠節は窮して益〻堅確を加へ、江戸に於ける急進派の領袖はと問へば、實に此兩士を推した。それだけ兩士は心を協へ、關西の同派原、潮田等と遙に絶えず聲息を通じ、終には一黨から分離斷行をまで策するに至つた。此間孫太夫は常に奥田兵左衞門と自稱した。是は彼が以前の通稱と見えた。當時同志と往復の書束を看れば、概ね兵左衞門と署名して在る。既にして今十五年六月、愈〻關西の猛進派を驅催さんが爲に、安兵衞上京するに及び、孫太夫は江戸に殘り、留守番の役に當つて居た。それで故主の舍弟大學氏左遷の報を最も神速に安兵衞に傳へたなど、皆孫太夫の働である。彼は元定府である上に、關東連の領袖である。それで一黨の續々江戸に下り來るに及び、彼は安兵衞と倶に最も一擧に心力を傾倒した。三宅觀瀾が、報讐錄に孫太夫を傳して、「衆の事を擧ぐる、重盛武庸の巧謀頗る多し」といつたのは信然である。

附言。孫太夫の名乘重盛を諸書に間〻董盛に作るものがある。さりながら泉岳寺の墓碑を始めとして、「義人錄」及「報讐錄」皆重盛とある以上、之を正しとせねばならぬ。

* * * *

此父にして、此子あり、此兄にして、此弟ありと謂ひたいのは、奥田貞右衞門行高である。彼は近松勘六行重が舍弟にて、初め小一郎と稱し、夙に孫太夫の養子になつた。主家凶變の際、彼は年歯僅に二十四歳であつたが、自ら奮つて養父孫太夫、兄勘六と倶に義徒の列に就いたのである。鐵砲洲退轉以來、父子は屢〻其居を易へた。今十五年三月以來は、深川八幡町に假寓し居たが、一擧の期近づくに從ひ、此處も同志との會合に不便であるとて、更に深川黒江町の舂米屋某が借宅を借受けて、此に移轉した。是に至つて一分解を要するのは、養父の孫太夫は所謂復讐專門家で晝夜堀部等と其事のみに從事して居る。それで貞右衞門は同じく義徒に列しながら、薪水の勞を助けねばならぬ。幸に彼は多少醫道の心得があつたから、黒江町にては自身借宅の借主となり、西村丹下と變稱して、此に町醫を開業した。是れ亦定めて危いお醫者であつたらう。從つて父孫太夫は西村清右衞門と稱し、隱居の體にて日〻出歩くから、人に異しまれる事も無かつたのである。貞右衞門の年歯未だ僅に二十四歳を出でぬだけ、彼の結婚妻帶してから、未だ幾何も經たなかつたらう。今年當歳の男子清八を擧げたが、恩愛の情も大義には易へられぬ。彼は此若艸の新妻と掌の珠とを投棄てて、奮然義には赴いた。

百七十八　赤埴源藏

赤埴源藏重賢も亦赤穗藩士中定府の一人であつた。分限牒に據れば、隱居の人名中に赤埴十左衞門といふ人がある。恐らく源藏の父であらう。源藏は内匠頭長矩に事へて二百石を食し、馬廻に列して居た。彼が人となり沈默寡言であつた事は、快擧の後細川邸に御預となつた時、常に緘默を守つて居たのでも知れる。唯其れ沈默。併しながら大義を知る。主家の凶變以來義徒に入り、高畑源之右衞門と變稱し、芝の濱松町に僑居を構へ、同志と倶に敵情偵

察に力を盡し居た。彼は一擧の前一日、訣別の意を表せんとて、事を冒して妹聟某の家を訪うた。折柄某も家に居合せたので、夫婦は迎へて酒を供した。源藏欣んで、且つ飲み、且つ談じ、興懷淋漓として、大に酩酊し、妹の子を視て、其頭を撫で、「坊は好兒ぞ。乃ては立派な士にならねばならぬ。生先を祝うて、伯父さんが佳物を上げよう」とて、差添の短刀を與へながら、醉歩蹣跚として心地よげに立去つた。快擧一たび發するの日、妹夫婦の悲懷其れ如何であつたらう。

附言。赤埴といふ地名は大和の初瀬越に在る。源藏の祖先も或は此處から出たのかも知れぬ。其他文字こそ違へ、同名の地名は處々に在る。芝の赤羽なども亦其一である。全體埴即ちハニとは軟土の謂である。上世に於て軟土で作られた人形を埴輪などいふのでも察せられよう。此土多くは赤色を帶びるので、其土の多い地方を早くから赤埴即ちアカハニと呼んだのが、語路の音便轉訛して、アカバネとなつた所から、無造作な古人は何時か之を赤羽など書くやうになつた。是が虛と思ふなら、芝の赤羽に行いて御覽、其邊一帶に赤土である。それで源藏の姓も舊くは稱呼に從つて、往々赤羽と書いたものと見え、觀瀾の「報讐錄」には、早くも『赤埴一に赤羽に作る』と自註を加へて居る。源藏自身も亦多少文字のあつた人であらう。自家を變稱するに及び、源藏に因んで、其名を源之右衛門といひ、赤埴は多く山畑に在るから、高畑と稱したものと見える。

扨此赤埴が如何にして後世赤垣と誤り傳へられたかと顧みれば、御家流の埴の字は塙である。快擧の發した當時には新聞などは夢にも無いから、義徒の姓名をそれからそれへと書寫して傳へる。其中にも赤塙源藏といふ姓名がある。處が當時の市井では塙の字などは、餘りお目に掛らぬ文字であるから、直ちに垣即ち墻の字と速了し、赤墻源藏と書傳へる。それを承繼いで、講談師流が千萬遍赤垣源藏赤垣源藏と張扇を叩いて演じ立てるので、何時か赤垣源藏で無ければ、重賢らしく無いやうにまで耳慣れたのである。併しながら泉岳寺の墓碑、「赤穗分限牒」、「報讐錄」、「義人錄」に徵すれば、孰れも立派に赤埴と記してある。是が何よりの證據である。序にいふが、近頃の學者は之を赤埴と改めると倶に、アカハニと訓ませて居る。是は餘りに其訓の引上げ過ぎで、其實源藏の姓としては上に申述べた通り、アカバネといふが正稱である。

最後に一言、此人に關しては所傳が甚だ區々である。それで講談や浪華節などには「赤垣源藏德利の別れ」などいふ一話を捏り出した。德利と別れなどは罪が無いから、それでも善いが、之に據れば、源藏は播州龍野の産で、主脇坂淡路守の家臣塩山伊左衛門の實弟で、赤垣の養子となつた者といひ、生來大酒を好み、浪々後屢々實家に就いて、酒を強要るので、嫂は深く之を疎んじ、復讐當日訣別の意を表せんとて、來りたるにも、伊左衛門の不在を幸とし、嫂は病氣と稱して、面會を謝絕した。それで源藏は携へ來た德利酒を自ら數杯傾けて、其儘を遺し留め、自分は或西國大名に抱へられ、其地に赴くので、離杯の爲に來た、兄夫婦にも之を酌んで、源藏が意を諒せられたしと言置いて去つたと傳へる。されど此談何の書にも見えぬ。のみならず「精義錄」に載せる所は、本文に誌じた通り、其の訪うたのは、妹聟で、實兄でも無い。唯「精義錄」に妹聟とのみあつて、其名が無いから、それが塩山であらうといふ者もあらう

賊。なれど源藏東下の場合に一言も之に及ばず。彼は此際、土屋相模守殿の御内に木間安兵衛と申す者が居る。之に今日源藏が快然として切腹いたしたと、一書御傳へ下されい。と遺言して死んだのから推せば、其妹聟は恐らく此木間安兵衛であらう。要するに講釋的傳說は、「精義錄」に胚胎し、誠から出た譃に過ぎぬ。それを故田口鼎軒が其儘に、「大日本人名辭書」にまで收めたのは、近ごろ笑止の至であつた。是では輕薄な嫂と誣ひられた眞の妹が地下に泣くであらう。

百七十九　村松喜兵衛、三太夫

村松喜兵衛秀直は内匠頭長矩に事へて、二十石五人扶持を食し、其齡六旬にして、尙扶持方奉行に廣間役を兼ね、定府の士にして、恪勤を以て稱せられた。其子息三太夫高直は生年方に二十五歲、いまだ部屋住にて、父の膝下に居た。然るに一朝主家の凶變は發したのである。之が爲に一邸は全く解體した。喜兵衛老人之を憤慨し、『主　辱　臣死とは方に此秋である』と深く自ら決心し、一日長子三太夫を招き、

「自分は國恩を荷うて此歲に至り、今度の凶變に會うた。幸にお國には大石大夫おはしませば、自分は是から赤穗に赴き、大夫と死生を倶にしようと存ずる。御身はまだ年齡も若く、且つは部屋住の事でもある。此處に留まつて、老母に事へ、孝養を盡して呉れよ」

と申附けた。三太夫は聽きも敢へず、

「御老體御一人の御啓行は氣遣はしうおざりますれば、是非に御供いたしたう存じまする」

と願ひ出でた。されど父は聽入れぬ。唯、

「後を賴む」

と言棄てて決然として家を出で、品川、川崎打越えて、其日の中に神奈川驛まで差掛つた。すると後から、

「父上〳〵」

と呼びながら、息も喘ぎ〳〵追着いたのは三太夫である。

「何用あつて此處まで來た歟」

と問ふ父の顏を打守り、

「仰に背かんは如何と存じ、今朝は一旦お別れ申上げましたれど、後にて熟〻考へますれば、君國に報ずるは公事にして、母上に仕へ奉るは私事にておざりまする。三太夫部屋住とは申せ、雨露にも打たれず今日に至りましたのは、全く淺野家代々の御恩、それに何ぞや、唯今父上は報國の爲に御出發あるに、私情に拘はつて、おめ〳〵家に留まられませう。且つ幸に家には舍弟政右衛門も居りますれば、母上への孝養を缺きませぬ。それ故御後を慕ひ、此處まで馳せつけた次第でおざりまする」

と決意は其辭色に見えた。父の眼底には感慨の涙を湛へた。

「それまで決心したならば、其意に委せ、同行しよう」

と承諾して、迢々たる東海の驛路を辿り、四月四日終に統領内藏助の麾下に歸した。「孝子無他。有情于其親也。忠臣無他。有情于其君也。我輩は喜兵衛父子に對し、亦又求忠臣于孝子之門」の語を繰返す。當時內藏助の感嘆は如何であつたらう。

爾後父子は最初から義盟に就き、籠城、殉死の議を倶にしたが、既にして赤穗は開城離散となつたので、父子は內藏助の內旨を領し、再び江戶に歸來り、父喜兵衛は荻野入道隆閑と變稱し、初は八丁堀に住し、後には本町に引移つて、此に醫術を開業し、靜かに快擧の日を待つた。

此際子の三太夫は芝源助町に居る礒貝十郞左衛門が許に同寓し、植松三太夫、又時あつては荻野十左衛門など變稱して、是れ亦專ら讎家

の偵察に從事した。

百八十　同

此に同志の一人三村次郎左衞門が知音にて神田の御原に竹屋といふ刀劍の研屋があつた。次郎左衞門の緣故で村松父子も何時か之と懇意になつた。一日三太夫は一刀を携へ來り、

『自分近々國許に引込むから、念入りに之を研いで貰ひたい』

と註文し去つた。

既にして十二月十一日に至り、三太夫は次郎左衞門を拉つて再び音づれ、

『愈々出立も近日となつた。研は出來た歟』

と問ふ。主人は迎へて、

『此通りチャンと研上げておざりまする』

『それは頂上』

といひながら鞘を拂へば、光芒四射して天を衝くの概がある。三太夫は心地快げに打眺め、

『呼好く研げた。是れなら斫れよう。近頃無心だが、此中柱を一太刀試させては貰へまい歟』

と求めた。亂暴な所望であるが、主人も變り者、

『容易い御用、何ぞお試し下さい』

と答へるか否や、

『鋭！』

と一聲、片手撲りに斫りも斫つたり、二寸餘り斫込んだ。

『一投も此切味の好さ。是さへあれば……』

といひながら、蒐衞として鞘に納め、乃て一包を投出した。主人頂いて押開けば、研代に幾倍の金子である。

『御樣に澤山な御目錄頂戴いたす譯はおざりませぬ』

『否やそれは聊か自祝の志』

『如何いたしまして、御樣に頂きましては』

と押問答の末、

『左樣ならば當分暫くのお別れぢや。江戶の餘情に一杯振舞に預りたい。それにて一葷一肴を調へては如何ぢや』

と言出した。

『さらば此上御辭退も御無禮』

とて、大に酒肴を取寄せて、三人鼎坐し、且つ飮み、且つ談じ、乃て二客は陶然として竹屋が門を立出でた。

十五日の朝雪消の空に復讎の快報は紫電の如く、八百八街に傳はつた。

『大石內藏助、吉田忠左衞門……村松三太夫、三村次郎左衞門……』

『一投は村松樣、三村樣！』

と竹屋は恰も狂人の如く、跣の儘に駈出し、兩國を過ぎ、六間堀にて、一行の引揚げ行くのに追着いた。前頭に廻つて一列を看れば、兩人は堂々濶歩し來る。

『是は村松樣！　是は三村樣！』

『オー竹屋殿。お蔭で刀が用に立つた。さらばぢや』

と言棄てて通り行く。

忠義の人心を感ずること深且つ大なり、竹屋は三太夫が刀痕を留めた柱を錦にて丁寧に卷き、之を一家の名譽とした。四方の人亦之を聞き傳へ、來り睹る者堵の如き有樣であつたが、後に類燒に罹つて、其家も燒失した。此際主人は人を見る每に、家財を惜まずして、獨り彼柱の燒失を嘆いたとの事である。

附言。此談「一夕話」の外には見えぬ。されど江戶にてあつた談は、往々事實と認む可きものがあるから、暫く此に收め置く。

百八十一　矢田五郎右衞門

金鱗の兜

矢田五郎右衞門助武の先は參河から出でた。戰國の時、矢田作十郎は德川家康公に事へ、夙

に驍勇を以て稱せられたが、石濱の役に作十郎は金鯉の兜を被れる敵將の首級を獲、併せて其兜をも分捕りしたので、爾後の戰場には何時も之を戴いて勇戰した。それで家康公麾下の金鯉といへば、其名天下に聞えて居た。之に就いて愉快なる一話がある。當時同じ徳川家の旗下に阿部四郎五郎といふ勇士が居て、大に作十郎の名譽を羨み、一日作十郎の許に音づれ、

「拙者も武士の名譽に、一度金鯉の兜を被り、花々しく勇戰して見たう存ずるが、來る可き御陣の際に、一たびそれを御貸し下されまい歟」

と懇望した。すると作十郎は頭を振り、

「否や、彼兜は貴殿のやうな未練な士の頭上には相協はぬ」

と言切つた。四郎五郎固より氣を負ふ者、之を聞いて、顏色を變じ、

『貴殿如何に大剛かは存ぜねど、人を拉へて未練な士とは、聞棄てに相成らぬ。左樣申される理由を承はらう。それ次第にて、其座はお起たせ申さぬぞ』

と刀の欛に手を掛けて詰寄つた。作十郎は平然として、

『我等は戰場に臨む毎に、何時も其處を討死の場處と覺悟して立出で、生きて還る心はおざらぬ。然るに貴殿は一度彼兜を貸せと仰せられるではおざらぬ歟。既に貸せと申される以上は、最初から戰死の覺悟なく、命を全うして還り、それを再び返される御所存と見える。それでも未練な士ではおざらぬ歟。寔それを戴いて、勇戰される覺悟あらば、何故初から呉れよとは仰せられぬぞ。さあらんには作十郎欣んで御讓申す可し。御所望餘りに女々しうおざる。それで貴殿の頭上には相協はぬと申したが、不道理歟」

と打返した。恰も是れ百錬の利刀にて大上段から打下されたるが如く、四郎五郎は渾身に汗を生じ、

「是は拙者一期の不覺、實は御秘藏の重寶に氣を取られ、疎忽の申出、今更慙愧至極に存ずる。左樣未練な拙者でもおざらねば、只今の一言は御忘れ下されたい」

と陳謝した。作十郎は莞爾として、

『さらば貴殿に御讓申す。折角忠戰を御勵みなされ』

と、惜氣も無く讓與した。

四郎五郎は之に感激し、爾後の戰場に勇奮しては見たが、其働き遂に作十郎には及ばなかつたと見え、敵軍の中にて、「金鯉は正しく金鯉であれど、近頃其鯉は勢が脫けた」と評し合つた。後に四郎五郎は此兜を把つて、

「お蔭にて金鯉を戴き、名譽を獲申した。今は故主にお返し申す」

と還附しかけたが、作十郎其儘押戻し、

「最早御讓申した兜、今更拙者に用はおざらぬ」

と言棄てて、之を受取らうともせず、退いて所親に向ひ、

「死んだ鯉が何にならう」

と私語いだ。

* * * *

五郎右衞門は其後裔である。內匠頭長矩に事へて、百五十石を食し、馬廻に列して居た。彼亦驍勇祖先に恥ぢず、事變以來常に江戸に居て、同盟に列し、塙武助と變稱して、赤埴源藏と同居し、絕えず復讎の事に盡瘁した。

附言。此人の姓名を往々矢田五郎左衞門則武に作るものがある。併しながら泉岳寺の墓碑を始とし「義人錄」、「報讎錄」等に皆五郎右衞門助武とある。之を正しとせねばならぬ。

百八十二　杉野十平次

杉野十平次次房は內匠頭長矩に事へ、僅に七

兩三人扶持を賜はつて、中小姓を勤めて居た。是れ亦潰直段にて質を委ねた一人である。が、彼は赤穗の藩中第一の富家荻原兵助が縁者であつただけ、小祿ではあるが、其家頗る富饒であつた。彼は既に富饒である。加之主家の事變を餘所に視て、大砲を受城使の脇阪侯に賣渡したほどの貪夫荻原が親族である。而うして其身分はと顧れば、君侯の値遇を得たといふでも無い。劣情の徒ならば、財を抱いて早速外に遁る可き處である。然るにも關はらず、彼は事變以來江戸に在つて、自家の家材什具などをも悉く賣却し、平生の蓄とを合せて千兩といふ大金を積み、惜氣も無く之を同志に分與へて、一擧の用に供したのである。二箇年の久しきに亙り、在府の義徒が兎に角日々の生計を支へたのは、十平次の力が多きに居つた。其胸襟亦實に欽す可きでは無い歟。

彼は人となり、膂力衆に勝れ、殊に劍術に達して居た。それで讐家に近き本庄三ツ目横町に比較的宏壯な一屋を借受け、身は杉野九郎兵衛と變稱して、劍客と觸込み、此に道場を開いて、世の耳目を晦まし、同志の出入に便にした。それで武林唯七、勝田新左衛門などは皆此道場に寄食し居た、斯くの如くして敵營の偵察に晝夜肺肝を摧いたのである。が、討入の間際に至り、千兩の金も最早殆ど使ひ切つた。堀部安兵衛が餘りに尾羽を打枯さぬ中に一擧を遂着けたいと焦つたのも、抑々亦偶然では無い。

附言。此人の名を諸書に往々重平次治房に作るものがある。なれど墓碑及「報讐錄」に十平次次房とあるのが正當である。

因みにいふが、十平次の母も亦書置をして自殺し、我子を勵ましたといふ虚説がある。此虚説の始めて見えたのは「後鑑錄或説」であらう。斯かる虚説が一たび發すると、其尾に附いて捏造僞作到らざる所なく、「一夕話」には遺書の全文までが麗々と掲げられる。而うして之を點綴せんが爲に、やれ十平次は京都に隱れて貧苦に迫り居たの、東行中の内藏助に函根に追着いて此事を内報したのと、附會に附會を重ねて居る。殊に知らず十平次は主家の凶變前から江戸に居て、復讐の際まで依然其儘在府したのである。原惣右衛門の母堂一たび自刃して、武林唯七、杉野十平次、神崎與五郎、近松勘六四人の母亦皆自害したと誤傳した。其中「明良洪範」や「義人錄」の近松母堂自刃談までは、全くの誤聞として恕されるが、其他の諸書が遺書までを捏造するに至つては、悪戯も亦極まれりと謂ふ可しだ。世に悪む可き者は、實に是等の僞作者である。

百八十三　片岡源五右衛門

片岡源五右衛門高房は尾張の産であつた。彼の祖父熊井藤兵衛常に淺野采女正に事へ、二百石を食して、武具奉行を勤めて居たが、淺野の宗家紀州侯の息女が尾州侯に御入輿の節、藤兵衛の子十次郎重房御附人に選まれて來り、終に徳川家の藩臣となつた。十次郎の子兩人、長男は父祖の稱を嗣いで、熊井藤兵衛次房といつた。次男が即ち源五右衛門高房である。此熊井氏の親族にて、赤穗の藩士に片岡六左衛門といふ人がある。祖先は片岡備前とて世に聞えた勇士であつた。其子孫である。源五右衛門は夙に此家に養はれて、名跡を嗣いだのである。

源五右衛門は生れ得て容貌人に勝れ、夙に美少年を以て稱せられた。それで深く内匠頭長矩に寵用せられ、近習から追々に進み、終に其祿を加増せられて、三百五十石を食し、内證用人兼兒小姓頭にまで任ぜられた。因[illegible]の當日彼は主君の登城に扈從して、大下馬先に供待をして居る處に、殿中の變事は紫電の如く聞傳し

来たので、是は主家の一大事、片時も猶豫ならずとて、汗馬に鞭うつて、鐵砲洲邸に馳返り、事變を藩中に傳へた後、筆を把つて報告書を草し、之を赤穂への第一報告使早水萱野の兩士に附するなど、如何にも機敏の働を見はした。が如何にしても主君の身の上が懸念に堪へぬので、同日更に芝の田村邸に驅けつけて見れば、主君から特に自分と礒貝へ宛てての御遺言。源五右衛門は情迫り、胸塞がり、田村家に縋つて當日の檢使へ主從最後の訣別の許可を哀願したところ、檢使の一人多門傳八郎の情誼に由つて、終に其哀願を達し淚眼の裏に主君今はの御容顔をすら拜するを得た。（上篇第二十一參看）

而うして彼は其夜礒貝十郎左衛門と倶に亡主の遺骸を泉岳寺に送り葬つた。それで彼等が亡主の非命に對する感慨は、一般の同僚に比すれば、一層痛切である。其夜兩人が言合はせたやうに其髻を斷ち截つたのも、亦實に理である。

是時からして兩人は復讐の大志を起したが、讐は大敵、微力の能く辨ずる所で無いので、之を城代内藏助に議らんとて、亡君一七日の喪に服した後、三月二十日に江戸を發し、相伴うて赤穂に下向し、内藏助に見えて、復讐の擧を促した。が、此地に於ては此際籠城論の眞最中で、内藏助も未だ容易に兩人の提議に同意しない。兩人は焦つて其他の諸士に會し、更に前議を繰返したが、一藩の志士は概ね内藏助に同意であつて、事を倶にしようといふ者が無い。蓋し源五右衛門といひ、十郎左衛門といひ、孰れも新進の士であるから、在國の士は其志操の堅確如何を疑ひ、容易に耳を假さなかつたのである。それで兩人は大に失望し、『城に嬰つて討死するも、敵に向つて切死するも、君國に殉する義は一つである。此上は各々其志を成すまででおざる』と言切つて、悄々江戸へと引返した。それで當初の同盟に兩人は這入らなかつたのである。

百八十四　同

片岡礒貝の兩士は既に赤穂最初の同盟に加はらず、亦相携へて江戸へと返り來た。而うして在府の堀部奥田等とも其肌合亦自ら別である。それで同志からは久しく別働隊のやうに見做されて居た。併しながら金鐵の志は實に同一であつた。此年十一月二十三日の事、源五右衛門は國產の赤穂鹽を進物に携へ、幕府の御目付多門傳八郎の宅を音なひ、「當春主人切腹の節は、御前御一存の御取計らひにて、主人へ暇乞御差許下され、一期の仕合、身に沁みてあり難う存じまする。其際主人の御仕置振に就き、莊田下總守様にはお役御免の趣、此方様には御安泰に御勤遊ばされまする事、寔に恐悅に存じ奉りまする」など挨拶した。主人も當時からゆかしい士と看取し居たので、快く迎へて、四方山の話をした。後に傳八郎當時の談話を筆述して、「立派なる男にて、さすが五萬石の用人と相見え申候。もはや兩主にはつかへ不申、來春より町人に罷成候と申て退出致し候」と記して居る。其悠揚迫らざる態度といひ、忠臣二君に事へざる志操といひ、其人の人格は此間に隱約たりだ。

既にして今十五年の春となつた。吉田忠左衛門は江戸へと下向し來る。内藏助の本旨は漸く諸同人間に反響し來た。是に至つて片岡礒貝は早く彼人の節度に從はなかつたのを悔恨し、忠左衛門に就いて内藏助に申請し、茲に始めて同盟には加はつた。

此前後に於ける彼の行動に就いて、頗る稽察す可きものがある。彼は當初から其志一途に復讐に在つたので、彼と礒貝とは一黨から引離れ、別働隊として働いて居た中に、内藏助の

志業亦愈々復讐に在ることを知り得たので、吉田忠左衛門に就いて是迄の疏忽を謝し、同氏の紹介を得て、自身京都に赴いたものと見える。それは總討入の前月に小野寺十内が寺井玄溪に寄せて、同志の行動を批評した書中に、片岡等の上に言及して、「中比に歸參して人並に連りたると可申者」といつて居るのが其第一證である。蓋し十内は片岡儀共が當初からの素懷を知らぬ。それで後れて同盟に加はつたのを飽かず思つたのである。さりながら内藏助は善く彼の誠精を洞察し、心腹を推して彼を待つたのである。而うして源五右衛門は恐らく此上洛の際に妻子をも携へ行き、それ等を此地に殘して來たのであらうと思はれる節がある。

それは「報讐錄」に義徒の遺子等を擧げ數へた處に、「片岡高房の子某は、良雄養ひて子となし、男山の大西坊を嗣がしめたり」とあるのが其第二證である。此男山の大西坊は大石家の祖先以來、離る可からざる緣故があるので、代々同家の人が此坊の主座に當る事になつて居た。現に同坊の前主座は内藏助の實弟專貞師で、其寂後には内藏助の甥證讃師が之に當つて居る。此人は前に講じた通り、内藏助が山科を退去の際、其家屋敷を引受けた人である。抑内藏助は今回の一擧に出づれば、今後大石家から大西坊に入る可き人も無い。それで内藏助は源五右衛門の長子を貰ひ受けて、男山に送つたものと見える。此裏には大石片岡の間に以神傳神の默契があつたのであらう。肝膽相照らすの人で無ければ、此に出でることを得ぬのである。而うして此事實に間違の無かる可きは「報讐錄」の著者三宅觀瀾は寺井玄溪の親友で、「報讐錄」は玄溪から主として事實を聽取つて書いたのでも知れる。

抑源五右衛門の長子某は既に大西坊に入つて法師となつた。それで片岡家の世嗣とし數へて、觀瀾は特に、「片岡新六は高房の長子、六之助は高房の次子」と記したことが分る。

それから源五右衛門等が一擧後、細川邸に御預中、心味に世話をした堀内傳右衛門が義徒切腹の歳の十月、江戸から肥後へ歸國の途すがら、源五右衛門の遺族を見舞うた顛末を、所謂「堀内覺書」の中に記して、「伏見兩替町筋銀座二丁目に片岡源五右衛門妻子借宅いたし居られ候を尋ね參り候。……後室は此中以ての外相煩候て……新六儀も遠方へ手習に參申候。しばらく御待被成候はゞ、呼にも遣度存候……と被申候」とあるが其第三證である。卽ち源五右衛門は山科に投じ、質を委ねて内藏助の節度に從ふと同時に、暫く伏見に一家を構へ、妻子をも此に落着かせたものと見える。

百八十五　同　父子の訣別

快擧の期も追々に近づいた。源五右衛門は妻子を振棄てて、單身伏見の僑居を立出で、東海道を押下つた。此途すがらの事と思はれる。彼は餘所ながら訣別の意を表しようと志し、尾州名古屋の生家に立寄つた。實父熊井十次郎は尚壯健である。兄の藤兵衛も折好く居合せた。源五右衛門は突と入つて、父の居間に打通り、

「源五右衛門伺ひましておざりまする」

「是は久々振、好く參つた」

「父上には何時も御健勝で……」

「其方も無事歟。オー好く參つた」

「實は折々御機嫌を伺ひまする筈の處、昨年以來の浪々に尾羽打枯しましたる體を、御覽に入れまするが心憂く、それ故御無音克ちに打過ぎましておざりまする。幸ひ此度は江戸表に仕官の途にありつく事に相成りましたので、下向の途すがら御暇乞旁々御機嫌を伺ひまする次第でおざりまする」

「何！」
と十次郎の目は耀いた。
「馬鹿を申せ。士の貧乏するが何の恥であらう。其方も熊井の家に生れ、片岡家を相續し、殊に故内匠頭殿からは並ゝならず御目を掛けられた者では無い歟。主辱しめらるゝ時は臣死すとの大義ぐらゐは辨へ居る可き筈であるに、二君に仕へて利祿を貪らうとは、見下げ果てた其根性、目通りならぬ。其處立て！」
と言棄てて、其儘奥へ入つた。源五右衛門は悲懐胸に充ち、ハッと平伏して、目をしばだたき、暫く父の後を拜しつゝ、悄然として此家を立去つた。兄の藤兵衛も父と同意ではあるが、友愛の情は亦格別で、彼は竊に後を追ひ、一里許り送つたが、
『千里も亦一別の期ありだ。さらば此處にて手を分たう』
といふ兄を顧みて、
『父上の御怒に觸れ、面目次第もおざりませぬ。併し他日お詫の協ふ時節もおざりませう。それに致しても、人間は老少不常とやら、私此儘にて再度御目に掛らぬ事となりましたらば、兄上から宜しく御執成を願ひまする』
といひさして、
「オー是は私が浪々の記念、御受納置き下されたい」
と佩刀の小柄を把つて、藤兵衛に贈つた。斯くて兩人は別を告げた。藤兵衛乃て家に歸れば、父の怒は尚熄まぬ。
「父が逐ふ者を、兄が送るとは何事ぞ。藤兵衛も源五右衛門同意と見える。其儀ならば其方も勘當する」
と敦圉いた。藤兵衛之を慰め、
「御腹立のほど御尤至極ではおざりまするが、仕官の爲に東下するとしては、源五右衛門が擧動、何としても腑に落ちぬ處がおざりまする。暫く御憤を抑へさせられ、今後の彼が一左右を御待ち下されませ」
と且つ諫め、且つ慰めた。既にして快擧は發し、情報は紫電の如く熊井の家にも達したのである。父兄の歡想ひ見るにも餘りあり。源五右衛門が贈つた小柄は、今も熊井家に保存されるとの事である。

百八十六　同

源五右衛門は江戸に出でてから、尾州浪人吉岡勝兵衛と稱し、南八町堀湊町に僑居を構へ、同志と一致の行動を開始した。彼大石無人の警告を受次いで、之を堀部、大石に傳達したなど、皆東下後の事と察せられる。斯くて一擧の近づくに從ひ、彼が宅には矢頭、大高、貝賀、田中等を同居させ、相俱に敵情の偵察に從事した。

附言。此人に關しても亦妄說がある。「義人錄」に彼は細川邸にて切腹の際、「自分は元來亡君御馬の口執であつたのを、御眼鏡に協つて、士分に取立てられ、今日名譽ある同藩の諸士と一列に切腹仰付けられる。一期の面目之に過ぎたる事はおざらぬ。それに就いても亡君海嶽の御恩に對し、萬分の一も報じ奉らず……」といひさして、泫然目をしばだたいたと記し「四十七士傳」にも之を踏襲した。併し彼が生家は尾藩の熊井氏で、養家は聞えた片岡備前の後裔であるから、馬前の卒である譯が無い。且つ又事實然か言つたとすれば、堀内傳右衛門の「覺書」に書記さぬ筈も無い。是は「窓のすさみ」に載せた神崎與五郎が切腹に臨み、「自分は町人の子であるから、別けて切腹に意を用ゐねばならぬ」といつたといふのと、同一の製造談である。流石の鳩巣も浮と之に乘り、佩弦齋も不用意に其儘受賣つたものと見える。

それから「義人錄」には彼の僕元助が復讐當夜蜜柑箱を用意して門外に待ち、義徒の引揚に際し、之を人々に贈つた事を載せ、源五右衞門細川邸に御預となつた時、元助が事を語り出す毎に暗涙を催した。細川侯之を聞召して御感あり、家臣を四方に出して搜索させられたれど、遂に行方不明であつたと、さも事實らしく記載した。是は全く近松勘六が忠僕甚三郎の誤聞である。が、他の俗書に至つては、更に今一人を殖やし、片岡源五右衞門の僕平助、磯貝十郎左衞門の僕文內として、兩人倶に吉良邸內まで入つて働き、蜜柑を配つたなどと、一層製造の手を加へた。加之、此製造者は片岡磯貝が凶變當時から別働隊として働いたとあるを見て、始終同居しゐたものと速了し、二僕の談を捏造したから、愈々出でて、愈々眞に遠ざかつた。何時もながら世に忌はしい者は、虛つきの僞作者である。「一夕話」などにも之を寔しやかに載せて居る。止せば好いのに。

百八十七　磯貝十郎左衞門

磯貝十郎左衞門正久は江戸の產である。其兄內藤萬右衞門は旗下中の名家松平與右衞門に事へて、家老を勤めて居た。十郎左衞門は生れつき眉目淸秀にして、其上天性明敏悧發であつた。幼少から書を學び、能を學んだが、皆其技に達し、殊に鼓の妙手として稱せられた。堀部彌兵衞は彼の父某と懇意であつたので、彼が十四歲の時、其推擧に賴り、愛宕の山坊教學院に於て、始めて內匠頭に拜謁し、直ちに兒小姓に召出され、爾後常に君侯の左右に陪侍し、二なき者として鍾愛された。內匠頭は居常讀書を好まれたが、十郎左衞門が楷書を善くする處から、絕えず寫本を命ぜられた。十郎左衞門は其命を畏み、是から後は一切鼓を擊つことを廢したとの事である。彼の細心も亦察す可しだ。斯くして次第に重用せられ、遂に百五十石を賜つて、物頭並にまで立身した。

彼が兒小姓であつた時、片岡源五右衞門は會々兒小姓頭であつたが、兩人は相得て甚だ善く、刎頸の交を訂した。彼は斯くの如く新進の少年にして、珍らしき拔擢を蒙り、加之主君切腹の際には片岡と倶に特に主君から名ざされて遺命をさへ受け、兩人は亡君御葬式の御供をすら勤めたので、卽夜髻を絕つて、殉死の志を表し、而も其殉死は徒らには死なぬ。亡君の讎を復して、之を泉下に報告しようと相誓つた。それで兩人は一旦赤穗に赴いて、之を內藏助に議つたが、同地は方に籠城論の際中であつたから、其議が合はぬ。蓋し內藏助は思慮周密の人であるだけ、新進の少年を危んで、未だ俄に本懷を開示しなかつたと見える。

兩人は之を憤慨し、「さらば人各々其志を成さんまでゞおざる」といひ棄てゝ、揚々江戸に立歸り、申さば一黨の別働隊として肺肝を摧きつつあつた。從つて同志の義徒にも久しく其眞意を知られなかつた。が、吉田忠左衞門が江戸に下向し來るに及び、內藏助の本懷は漸く同志の間に分つて來た。「扨は左樣でおはした歟。それとも悟らず、今迄小分の我々が德を料らず力を量らず、個々に大望を遂せんとしたのが裏恥かしい」と悔恨し、忠左衞門に就いて素志を明かし、其執成を以て內藏助に請願して、茲に始めて同盟に就いた。斯かる次第であるから、義徒の豪傑連は、彼少年果して義に死に得るや否やなど疑ふ者もあつたが、彼の志は堅確不動、一難を經る每に一倍し來た。

茲に彼が決心の當初から如何に堅確であつたかを看る可き一事がある。主家凶變後彼が赤穗に赴く際であつた。家を發するに臨み、母堂に別を告げながら、「此度赤穗へ下向いたしま

するに就いては、自然滯在も永びく事と存じまする。が、城中へ女性の文通は禁物におざりまする、假令好便がおざりましても、必らず必らず御文など下されぬやう、呉々も御願申上げて置きまする」と言遺して立出でた。蓋し彼の衷懐は明白である、彼の希望は復讐に在れども、一赤穗に達した其際に、若しも一藩は籠城し、方に戰爭最中ともなり居らば、武士の意地、身は菊池七郎左衛門となつて、倶に討死するまでである」との覺悟を極めたのである。自分は毎度之を言ふ、『志士不忘轉溝壑。勇士不忘失其元』だ。此談は十郎左衛門細川邸に御預の日、例の堀内傳右衛門が内藤萬右衛門の家を訪ひ、十郎左衛門の消息を通じた際、母堂が喜んでの實話である。此母堂の名はお柳、當時は剃髪して貞柳と稱し居た。

百八十八　同

十郎左衛門は主家退轉後、生家の姓に因んで、内藤十郎左衛門と稱し、芝の源助町に一戸を構へ、一僕を使うて生活した。乃て一擧の近づくに從ひ、村松三太夫、茅野和助來つて同宿し、相倶に敵情偵察に心力を傾倒した。彼は母に事へて至孝であつた。其の鐵砲洲邸に居た際には、母を長屋に引取つて奉侍したが、凶變以後は兄の許に歸らせた。既にして今年十二月、將に快擧を發せんとする際、母は偶〻重病に嬰り、旦夕をも測られぬ狀態であつたが、十郎左衛門は涕を揮ひ、慨然として義に赴いた。呼『今朝生別兼死別。唯有皇天后土知』だ。

彼は既に宋朝の麗質を有し、天性亦優雅にして、弓馬の業を事とする餘暇には、音樂の嗜好を棄てなかつた。彼が得意の鼓こそ主君の爲に圖書淨寫の手を愛惜して、之を廢したれ、彈琴の樂みは死に至るまで且つ休めず。元祿十六年二月四日彼れ細川邸に於て死を賜うた後、彼の所持品を調べられた。其内に、紫縮緬の袱紗から琴の爪一つ顚がり出たので、並居る細川の藩士だち、皆彼の優美なる心掛を感嘆した。昔は最後の戰場まで青葉の笛を手挾んだ敦盛あり。今は快擧の曉天まで玉琴の爪を携へた正久あり。後世まで之を傳へて美談とした。

尙此所持品調べの際であつたが、同人の着用した衣類の裏から、亦一つの香袋やうの物が出た。併しながら何の薰も無いので、終に判斷が着かないで仕舞つた。後に堀内傳右衛門は礒貝家の菩提院獗、清久寺に詣でた時、此事を擧げて住持に話した。すると住持は之に答へ、『それは胞衣（原本に血とあり）でおざりませう。十郎左衛門存生の中、折〻寺へも詣でられた。其折の話に、人の命は朝に夕べも測られぬ、自分も乃て遠國に赴く筈、何時何處にて果て申すかも存ぜられねば、之を首に懸けて居申すとて示された』との事に、扨はと主客倶に坐ろ涙を催した。彼の死を決したことも、亦既に久しと謂ふ可しだ。

彼が義に赴いた際、其年齡は二十四歳であつた。他の諸同志十六名と倶に細川邸に預けられた後、一日同志の一人堀部彌兵衛は接伴の堀内氏に向ひ、『此度吉良殿に討入つたのは、大概淺野家重恩の者共でおざる中に、十郎左衛門は一代の新知、彼が十四歳の時、拙者肝煎つて兒小姓に召出されたのが初でおざる。然るに最期の場合まで累代承恩の同志に劣らず、忠勤を勵んだ其健氣さ、老人共別して不便に存じまする』と目をしばだたいた。傳右衛門感嘆し、次の間に居る十郎左衛門に此話を傳へると、彼は打ほゝゑみ、『老人好きやうに御話申上げたと見えまする。如何にも私一代の新知ではおざりますれど、幼少より召抱へられ、段々の御取立、下し置かれた長屋なども廣く、老母もゆる〳〵同居することを得ました次第、重恩の者に更〻

相違は無い身でおざりまする」と答へた。彼が芳名を後世に流したのも、抑ゝ亦偶然で無い。

附言。文學者は兎角に作字を用ゐたがる。彼の姓は礒貝であるのを、多くの書に何時か磯貝に書改めた。要らざる文字いぢり、礒貝は礒貝で善いでは無い歟。

百八十九　富森助右衛門

最後に富森助右衛門正因の經歷を講じよう。

彼の父孫太夫は赤穗侯に事へて、御留守居を勤めた。御留守居は藩中に於ても重要の職、孫太夫の之に任じ居た一事に視ても、其人の凡庸で無かつたのが知れる。助右衛門は其後を承けて、內匠頭長矩に事へ、二百石を食して、馬廻に列し、御使役を兼ねた。彼は人となり豪健にして、才氣も亦衆に超え、殊に言語明晰にして、事理を論ずれば、其意を必達するに足るものがあつた。それで此點に於ては先輩で吉田忠左衛門、後輩で富森助右衛門と並び稱された。彼が始めて御使役となつたのは、十九歲の時であつたが、彼は其職責を曠うせざらんと欲し、即日から乘馬一頭を蓄へた。其志既に尋常に非ずと謂ふ可きである。既にして元祿六年十二月、水谷家斷絕の際、內匠頭長矩に水谷家の封邑備中の松山城受取を命ぜられた。それで直ちに此事を赤穗城代內藏助に報じ、城受取の準備をさせねばならぬ。助右衛門は其報告使に立てられた。彼は仰を承けるや否や、我家にも立寄らず、驛傳の早駕を飛ばせ、百五十餘里の道程を晝夜追通し、六日目に赤穗に達したので、人皆驚いて、飛鳥も及ばずと感稱した。

彼は平生から何時も二十兩の金を懷にし、之を離すといふことが無い。彼はいふ「士たる者は何時如何なる事變に遭遇し、如何なる御用を仰せつけられるやも測られぬ。其時に豫め用意が無ければ、覺えず後れを取るであらう」と。只此一事でも、彼が不斷の心掛を察することが出來る。主家の凶變發した時、彼の母堂は助右衛門と倶に鐵砲洲邸內の長屋に居たが、深く之を悲み憤り、「內匠頭樣には御切腹仰付けられながら、上野介樣は其儘に御捌き遊ばされるとは、近頃片手打の御仕置、此上は是非に及びませぬ……」と助右衛門に諷示した。母あること斯くの如し。助右衛門たる者之を奈何ぞ感奮せざらんや。是時から彼は復讐の志を決した。

彼は乃て母方の祖父に因み、山本長左衛門と變稱し、或傳手あるにまかせ、川崎在の平間村に一屋を新築し、討入の當年まで此に住し、折ゝ出府しては同志と語らひ、讎家を窺つたが、時機の追ゝ切迫し來るに際し、此にては何かと不便である所から、新麴町五丁目に一戶を借受け、妻子と倶に之に引移つた。既にして一黨の總統領內藏助下向の事となつたが、此人突然江戶に乘込む事とならば、一時に市中の評判とならん虞がある。それで吉田忠左衛門は助右衛門と相議し、助右衛門が平間村の宅を修繕して、此に先づ內藏助を迎へる事にした。所謂內藏助が平間村の僑居とは、此新宅の事であつた。

斯くて助右衛門は新麴町五丁目の借宅に居て、同志と倶に夜々上野介が本庄邸の光景を窺つた。後に彼は細川邸に御預となつた時、宿直の士に語つて、「吉良殿邸は普請下手で、竹の腰板を打ち、壁も中塗ぐらゐであつた。それで屋內の火が透いて見える。其火影に窺へば、用心如何にも堅固の體でおざる故、此方の槍などは短いが利であらうと相談し、大槍九尺許に切縮めた」といつた。其用意も亦實に周到では無い歟。

彼の忠烈と勇武とは、大要右の通りであるが、「有武備者、亦有文事」夫子は人を欺かず。彼

は居常文學を樂み、和歌にも指を染め、俳句は最も彼の得意とする所であつた。快擧の且子葉が沾德に與へた書中に、春帆、竹平も同じ道にて候、涓泉は御存の如くに有之候とある。子葉は大高源五、竹平は神崎與五郎、涓泉は萱野三平、春帆は富森助右衛門である。

百九十　四十七烈士

其分限

嗚呼最初主家の變報始めて赤穗に達した際には、城中に來會した者三百餘人と註されたが、籠城、續いて殉死の神盟には忽ち六十一人に減じ、中頃主家再興の希望良依稀けば、同盟は百二十四人に達し、其中橋本、萱野、矢頭、岡野の四烈士の一擧に先だつて世を棄てたのを除いても、尚百二十人の同盟を算せしが、一黨東下の日に及び、急轉落下して、五十五人となつた。扨は是だけは最早大丈夫かと思ひの外、去來討入といふ場合となつて、全く殘り留まつた鐵心石腸の義徒の數は、以上に講じ來た諸士にして、此際まで現存する人々と、統領大石父子とを合せ、僅に四十七人となつた。人心の賴み難き、古今同嘆の外は無い。さりながら高が五萬三千五百石の一小藩から、其誠忠、日月と光を爭ふほどの忠臣義士四十七人を輩出したのは、流石に世々の淺野侯が實に禮し、士を愛し、名節を砥礪せられた結果である。甚しい哉名教節義の崇尙せざる可からざるや。茲に當時藩籍の地位に由り、四十七烈士を歷擧すれば、實に左の通りである。

大石內藏助良雄	家老	千五百石
同　主稅良金	……	……
片岡源五右衛門高房	內證用人・兒小姓頭兼	三百五十石
原惣右衛門元辰	足輕頭	三百石
堀部彌兵衛金丸	（元江戶留守居	三百石）
近松勘六行重	馬廻	二百五十石
吉田忠左衛門兼亮	足輕頭・郡代兼	二百石
同　澤右衛門兼貞	……	……
間瀬久太夫正明	大目付	二百石
同　孫九郎正辰	……	……
堀部安兵衛武庸	馬廻	二百石
潮田又之丞高教	馬廻・繪圖奉行兼	二百石
富森助右衛門正因	馬廻・使役兼	二百石
赤埴源藏重賢	馬廻	二百石
不破數右衛門正種	（元馬廻	二百石）
岡野金右衛門包秀	物頭並	二百石
小野寺十內秀和	京都留守居	百五十石
同　幸右衛門秀富	……	……
奧田孫太夫重盛	馬廻・武具奉行	百五十石
同　貞右衛門行高	……	……
大石瀬左衛門信清	馬廻	百五十石
木村岡右衛門貞行	馬廻	百五十石
矢田五郎右衛門助武	馬廻	百五十石
早水藤左衛門滿堯	馬廻	百五十石
磯貝十郎左衛門正久	物頭並	百五十石
間喜兵衛光延	馬廻	百石
同　十次郎光興	……	……
同　新六光風	……	……
中村勘助正辰	馬廻	百石
菅谷半之丞政利	馬廻・代官兼	百石
千馬三郎兵衛光忠	馬廻	百石
村松喜兵衛秀直	中小姓・扶持奉行兼	二十石五人扶持
同　三太夫高直	……	……
岡島八十右衛門常樹	中小姓・[illegible]兼	二十石五人扶持
大高源五忠雄	中小姓、金奉行、[illegible]方	二十石五人扶持
倉橋傳介武幸	中小姓	二十石五人扶持
矢頭右衛門七教兼	兒小姓、	（二十石五人扶持）
勝田新左衛門武堯	中小姓	十五石三人扶持
前原伊助宗房	中小姓・金奉行兼	十石三人扶持
貝賀彌左衛門友信	中小姓・藏奉行兼	金十兩米二石三人扶持
武林唯七隆重	中小姓	金十兩三人扶持
杉野十平次次房	中小姓	金八兩三人扶持

神崎與五郎則休　横目　金五兩三人扶持
茅野和助常成　横目　金五兩三人扶持
横川勘平宗利　徒行　金五兩三人扶持
三村次郎左衛門包常　臺所役　七石二人扶持
寺坂吉右衛門信行　足輕

計　四十七人

附言。父子は相承く可き者、故に假に竝べ置く。職、祿、諸書に異同あり。茲には一赤穂分限牒に據る。

百九十一　ピラミード論

義徒四十七人を赤穂藩籍の地位から竝べ觀て、自分は尠からぬ興味を感ずる。即ち政事學上から尠からぬ興味を感ずる。兎いふは、赤穂は高が僅々五萬三千五百石の一小藩、斯かる小藩に於て、百石以上の士といへば、加賀や薩摩等諸大藩の五百石以上のそれにも匹敵す可きである。然るに一擧の義徒に觀れば、四十有七人中の二十九人までは、百石以上、若くはそれと同格の士である。即ち一黨の約三分の二までは、歴々の上士であつた。是に由つて知ることが出來るのは、當時の風潮が如何に文恬武煕にして、華奢風流なる所謂元祿時代を開き來たとは云へ、戰國の流風餘韻は、尚社會の何處にか存し、『高祿の士たる者は一國の大事に當らざる可からず』といふ崇尚す可き連帶責任が、まだ／＼上流の社會を約し居た一事である。

之と同時に欣ぶ可き新現象は中流以下の社會に發生した。義徒の三分の一以上即ち十八人までは、二十石、十石、甚しきは五兩三人扶持の徒行横目までを籠めた寒素の下士輩であつた一事である。設ひ一人二人とはいへ、臺所の味噌用人三村次郎左衛門や、股立取つて籠先を警蹕した足輕寺坂吉右衛門までが、之に參加して來た一事である。惟ふに是は徳川氏が八十餘年間の治平を開いて、教育を士籍にまで及ぼした結果である。就中淺野家三世が名節を以て一藩を砥礪した結果である。兎にも角にも、少數とは云へ、共同徳責が下流の士人をまで約するに至つたのは、實に國民の一進歩と謂はねばならぬ。

既にして月日は再び百五十餘年流れ去つた。此一世紀半の間に、肉食者流は概ね腐敗した。諸侯は立物、士大夫は泥工の坊、多くは物の用にも立たぬ祿盜となり了つた。代りに名教の範圍は擴大して、社稷の憂は中流以下下流の士人の雙肩にまで落ち來つた。之を嘉永及安政以降に看よ。西郷吉之助は茶坊主より起り、大村益次郎は藪醫者から奮ひ、眞木和泉は神主から立ち、月照法師は寺から飛出す。今に於て之を思へ、半島帝國の副王殿下も、元を質せば、桂小五郎家來の者ではおはさぬ歟。即ち明治の中興を形作つたのは、元祿の義徒に反比例し、百石以下の沈竹士が七八分で、殘る二三分が上士であつた。

それから亦又四五十年、我等が生息する現代を顧念せよ。國民護國は義務となる。立憲政體まで敲出す。政事は平民の社會にまで擴大した。さらば此邊が行止り歟。まだ／＼前途に曠野がある。現代は同じ平民中でも富豪社會が狐鼠々々に政事に參預するのみである。今一息の擴大を要する。到頭社稷の憂を取つて、熊公蜂公が雙肩に分擔する邊まで至つて、始めて帝國の富強は談す可く、同時に日本の隆昌は庶幾す可しだ。

それで自分は常に謂ふ、史的に、政的に、政事は宛然たるピラミード形である。君主專制が其頂邊、寡人政治が八合目、封建政治が五六合、統一性制が二合目となり、富豪や官僚で理映した立憲政治が一合目、今一息でピラミード塔麓の平坦々たる國民政治。お互ひ明治現代の忠

臣義士は此地に向つて邁進す可しだ。

百九十二　名士の同情

寺井玄溪、同玄達
大石内藏助の書

義徒は既に悉く江戸に聚中した。此に至るまでの一黨の苦心と及其經歴の大要も、亦既に概述した。此際此一擧に關し、或は直接に、或は間接に、あらん限りの同情を寄せ、之を援助したる人々の上を一顧しよう。其隨一としては、寺井玄溪父子を推さねばならぬ。

玄溪の父は本多出雲守政利に事へて居たが、政利一旦國除かれたから、玄溪父子倶に浪人となつた。が、玄溪は醫道に精しいので、京都に隱れて町醫となつた。内匠頭長矩其名を聞かれ、元祿十三年、三百石十五人扶持の高祿を以て召出され、醫官に列せられた。其人の尋常の士で無いのは、此一事でも察せられる。斯くして彼は鐵砲洲の邸に居たが、未だ二箇年にも充たざるに主家の凶變は發したのである。輕薄の徒ならば、其儘此藩を去る可き所。而も彼は此變に會するや、深く之を憤慨し、直ちに赤穗に赴いて、内藏助と進退を倶にした。既にして一藩退轉の事となつたので、内藏助と前後して京都に出で、再び町醫を開業して、餘所目を纏ひながら、私に復讐の議に參與し居た。彼の才識既に人に超え、志操も亦堅確である。それで内藏助は大いに彼を器重し、事毎に延いて相議した。それ故一擧の事に就き、參畫せざる所なき有樣であつた。

今元祿十五年七月二十八日の圓山會議に由つて、一黨總討入の議は決し、内藏助も近々江戸に下向しようとする。玄溪之を視て、自分も與倶にと主張する。内藏助は種々に之を止めたが、彼れ容易に承知せぬので、乃て彼に左の手柬を寄せた。

「一筆致上啓候。豫て度々被仰聞候御内存之趣、承屆御尤之至、別而致感心候。然共今度一同の御下りの儀は、拙者を始、同志之頭立候衆銘々にも申談候通り、御下りには不及儀と存候。御志を破り候段無御本意可被思召候得共、元來御勤方違候貴樣之儀に候處、御同道仕候ては、此方より驅催候歟と萬一人口に可懸候段、互之無本意儀に候。勿論戰場へ醫役にて供奉之筈之儀に候。是はさすが戰場にては無之候。然ば御留り之儀却て道理當然と存候。御身命を厭ひ候て如斯申にては神以無之候、皆共何樣にも罷成候跡にて、定而世間取〻之毀譽可有之候。年月之寸志を能御存知之貴樣にて候間、其時相應之噂被成下候儀、第一之御芳志と頼存候、此段御聞屆、是非共に御留り可被成候。奧野將監も此頃被登、貴樣御噂被申候、右同前に宜相心得、拙者より可申達と被申置候。猶惣右衛門、傳兵衛、源五右衛門、源四郎、十内等面談可申述候。恐惶謹言。

八月六日　　大石内藏助　判

寺井玄溪樣　參

情を盡し理を盡した上に、後事までも擧げて委囑せられたので、玄溪も今は力なく、「さらば御一擧了るまで、攻めて倅にても御召連れ下されたい。御一同の御病氣又は御負傷の治療だけにても致させたい」と申出でた。内藏助始めそれまでも辭まんやうも無いので、是れだけは同意した。

乃て義徒は追々に京畿を出發した。玄溪子息玄達は其後を逐うて江戸に着府し、本町一丁目七文字屋に獨り別宿を取つて、竊に同志の間に周旋し、見事復讐の成功を見屆けた後、

十二月二十六日京都に歸り、顚末を父玄溪に報告した。

* * * *

同じく赤穗の藩籍に在つて、是も醫官として内匠頭長矩に事へ、其氣節をさ〳〵義徒に讓らざる者は、内海道億である。彼は今でも東京の丸の内に道三橋の稱を留めた有名な幕府の御典醫曲直瀨道三に醫術を學んで、夙に成立する所あり。道億の稱も蓋し師の道三から得たのであらう。業成つて淺野家に召出され、十五人扶持を食して居た。主家の凶變以來、彼は深く感ずる所があつて、全く醫術を廢し、京橋の三輪町（八官町裏）に隱棲して、義徒と往來し、絶えず復讐の謀議に參預した。彼は既に醫業を擲つた。それで何人が治療を懇んで來ても應じない。併しながら同志の一類が病氣といへば、心を盡して救護した。顧ふに義徒が江戶に隱れて讐家を窺うた間、世上の手前、扨は其日の生計の爲に、醫者の眞似をした者が多い。是等は大概道億の事實的代診であつたらう。當時彼に之を問うたなら、イヤ新米の匙懸どもが拙手な加減には閉口すると笑つたであらう。斯くて愈と討入となつた際、彼は是非とも衆と倶に義に赴かうと主張した。されど内藏助始め寄つてたかつて、百方之を論止したので、已むを得ず、其擧の列には加はらなかつたが、後に殘つて、同志の遺族などの爲に、大いに其力を盡した。彼が如何に毅然たる丈夫であつたらうかと云ふ事は、一黨の副統領吉田忠左衞門が細川邸に御預中、屢々彼の節義を稱し、又諸士が切腹前、内藏助が原惣右衞門に命じて、長文の書束を作らせ、之を彼に寄せたのでも察せられる。

百九十三　同

大石無人、同三平、堀部九十郎、佐藤兵右衞門

以上は直接に淺野家被官の人々であるが、此外にも義徒に熱い同情を寄せ、之が耳目となつて、間接に其擧を贊助した人も尠くない。其第一は大石無人等父子三人である。此三人に關しては曩に一たび講じた通りである。が、尙其の不足を茲に補はう。

大石無人は内藏助の同族、殊に瀨左衞門に對しては大伯父であつた。此人名譽の士にて、故采女正長友の時代、同侯に事へて居たが、故あつて淺野家を去り、忠臣二君に事へざるの義を守つて、浪人した。其子二人、長は鄕右衞門、次は三平といふ。兄弟ともに亦英物であつたと見え、鄕右衞門は津輕越中守に抱へられ、御側用人の顯職となり、本庄の邸に居た。それで父の無人も、弟の三平も此に同棲し居たのである。同氣相求め、同心相照すで、無人は堀部彌兵衞と日頃から莫逆の交を爲した。

淺野家凶變の際、彌兵衞は七十五歲、無人も七十五歲であつたが、一日無人は彌兵衞に會し、

「自分只今浪人はいたせ、淺野家の御恩を蒙つた者、君父の讐とは倶に天を戴かれぬは、御同樣でおざる。自分も是非に御一列の中に御差加へ下されたい」

と申出でた。彌兵衞聽いて頭を振り、

「御芳志のほどは千萬忝ないが、併しそれは御無分別と申すもの、最前は最前でおざれど、貴殿、淺野家を御離れなされてから、最早久しい事、況して唯今は子掛りのお身分ではおざらぬ歟。其儀は平に御思止り下されたい」

と諫爭した。

「左樣仰せられゝば、それも道理、さりながら如何にも心外に堪へぬ次第、宜しうおざる、此上は御一列には加はらずとも、拙者の微衷を致す道の無いでもおざるまい。幸ひ三男の三平はまだ部屋住でおざるから……」

とて、是より無人と三平とは、心を戮せて、吉良家の動靜を偵察し、一々之を義徒に通知し

た。彼が片岡磯貝の兩士に激語して、内藏助の猶豫逡巡を催させたのも、此間の事であつた。（上篇第十二章參看）而うして一黨の討入當夜、三平は遂に吉良邸まで追隨した。是は追て討入の場合に講じよう。

附言。三宅觀瀾の「烈士報讐錄」を著す際江戸の出來事は内藏助の黨親大石庄司良丸に質して書いたと記載し、其人は現に津輕氏に事ふと附記して居る。是れ的然郷右衞門の事、蓋し郷右衞門後に名を庄司と改めたものと見える。

* * * * *

それから茲に又堀部彌兵衞が甥に、一人は堀部九十郎、一人は佐藤條右衞門といふ義勇の士があつた。何れも、當時浪人して居たが、復讐の快擧を贊成し、密々義徒の爲に大いに盡力した。就中條右衞門は安兵衞の從弟で、彼は往年長崎奉行諏訪明石といふ人に頼まれ、浪人のまゝ客分となつて、同じく長崎に在番中、破落戸の足輕ども互に結託して、恣に貨物の盜奪を企てた。條右衞門之を視て、『己れ憎き奴原！』と叫びながら、單身之に向ひ、頭立つ者三人まで引捕へ、一々之に繩打つて、奉行の前に突出したほどの剛の者であつた。義徒總討入の當夜、此條右衞門と九十郎とは伯父の彌兵衞老人を扶けて、吉良邸まで赴き、大石三平と此に會して、間接に快擧を手傳つた。

百九十四　同　堀内源太左衞門　細井廣澤

此時代に江戸の劍客はといへば、堀内源太左衞門正春を推した。打物執つては、實に海内無雙の豪傑であつた。從つて天下の勇士は雲の如く彼の門下に聚つた。義徒の中でも堀部安兵衞、奥田孫太夫等七人まで其門人であつた。源太左衞門人となり倜儻にして義を好み、夙に義徒が復讐の志あることを知り、外から私に其擧を幇助した。義徒が目的を達するまでに、彼の助力を得たことは、多大なものであつたらしい。

* * * * *

彼の劍術の門人に細井廣澤といふ一英物があつた。此人名は知愼、通稱は次郎太夫、廣澤は其號である。が、廣澤を以て世に知られた。彼は古の杜武庫の如く、學問武藝通ぜざる所なく、而も皆其三昧に入つた。彼は業成つて柳澤出羽守吉保に事へ、大いに其信任を得た。世に非難の多い吉保が一生中に、此細井廣澤と荻生徂徠の兩名家を重用したのは、美談として傳へられたほどである。廣澤が如何に識見高邁の人であつた歟は、左の一事にて察することが出來る。當時の社會は、と顧みれば、一世を擧つて、江戸の將軍あることを知つて、天子あることを知らぬ有樣であつた。其間に立ちながら、彼は夙に勤王の志を抱き、深く御代〻の山陵の荒廢したのを嘆き、一山陵記を著して、主人出羽守に獻り、建言する所があつた。元祿十六年即ち赤穗の義徒が切腹の年を以て、幕府が始めて歴代御陵の修繕に從事するに至つたのは、廣澤建議の力預つて多きに居るのである。それで今上陛下の御代となり、明治三十年彼に從四位を追贈せられたほどである。彼の著述は多方に亙つて、極めて多い。それだけ彼が多趣味にして、且つ博識多技であつたことも分る。が、中に就いて彼は最も書法に精しく、其書と書法に關する遺著とは後世まで傳稱されて居る。それで細井廣澤といへば、世人一般に書家として記憶し居て、彼が文武兼備の名士たることを多くは知らぬ、是は彼が餘りに能書家であつた爲に、其他を書名に掩はれたのである。

以上で彼が學識才藝の一斑は分るが、武藝にかけても、亦彼は一代の剛の者であつた。全體

彼の人となり、方正剛直にして、其狀貌魁岸雄偉、一見して尋常の士で無いことが知れた。彼は談客にして、善く人と談論した。酒間一たび仁義の談に及べば、慷慨激越、頭髮逆まに立つの槪があつた。彼は劍法を堀内源太左衛門に學んで、亦其蘊奥を極め、堀部安兵衛と相竝んで、兩人ともに堀内門下の四天王中に數へられた。是等の緣故から、彼と安兵衛とは何時か莫逆の交となつた。快擧の前數日内藏助の意にて、一黨士人の趣意書を作らせた其冒頭に「君父の讎は倶に天を戴かず」とあるのを、安兵衛が見て、私に懸念し、「禮記には單だ父の讎は……とのみあるを、君父の讎と改めても天下後世に嗤はれる恐はおざるまい歟」と相談したのも、此廣澤であつた。斯かる祕密まで打明けられるくらゐである。從つて廣澤が義徒の爲に骨を折つたのも、亦中々尋常では無かつた。

* * * *

此他隱れたる豪傑の間接に義徒を助けた者も尠くは無かつたらう。彼の千馬三郎兵衛に頼まれ、或便宜に由つて敵情を偵察し、有力な報告を與へた名譽の一浪士の如き、或は堀部安兵衛に四方庵宗遍が吉良家に出入することを敎へ、且つ之に接近するの紹介を爲し、十二月十四日の茶會を探知するの緒を開いた浪士羽倉齋の如き、適〻其一二例である。

百九十五　義僕甚三郎

以上義人忠士を列擧した序に、近松勘六の家來甚三郎が忠節を講じよう。

彼れ甚三郎は主人と同じく江州蛭田出身の者である。蓋し彼は近松家譜代の者と見える。勘六が最後の東行の際、扈從し來り、主人と同じく石町三丁目の本營に居て、骨身を愛まず、忠々しく主人の爲に働いた。既にして討入の期も漸々切迫し來たので、勘六は甚三郎に暇を取らせて、郷里に還さうと思ひ、一日彼に向つて、此意を諭した。すると甚三郎は恨めしさうに主人を看上げ、

「それは近頃お情ないお辭と存じまする。私熟々皆樣の御樣子を窺ひまするに、思召立ちの御一擧も、最早近々の御事と見受けまする。私、檀那の御供申上げ、故郷を出發いたしまする際、父は私に向ひまして、此度御主人の關東御下向は、並々ならぬ大事の御用と存ずる。隨分精を出し、身命を擲つて御奉公申上けよと懇々訓誡いたしておざりまする。父が此訓誡は私片時も忘れませぬ。然るに今日の場合に相成りまして、永の御暇を下されうとの御意、是は畢竟此甚三郎は、能く〳〵物の御用に立たぬ奴とお見限りなされての御事と存じまする。」

と言ひさして、歔欷け、

「斯く檀那に見限られました上は、是非もおざりませぬ。私、退いて覺悟をいたしまする」

と、彼が切腹の決心は其顏色に顯然であつた。

「呼、三軍は帥を奪ふ可し、匹夫も志を奪ふ可からず。」勘六は此體を視て深く感嘆し、

「扨々さほどまでに自分に忠を存じて吳れる歟。さらば其方に申聞ける。實は大夫からの吩咐に、今回の一擧は故内匠頭樣に御奉公いたした赤穗の藩士のみに限り、其他は如何なる緣故の者にても、一人も同行す可からずとの御嚴令である。それ故事に託してそれと無く暇を取らせうと存じた次第、必らず惡しく此意を取つて吳れるな」

と、且つ慰め、且つ諭した。甚三郎之を聽いて、始めて首肯し、

「扨は左樣な御趣意でおざつた歟。不肖なれども此甚三郎、擧ては御討入の其夜には、一分の勇戰を勵まんと、心に期して居りましたれど、

御軍令とおざりまする上は、それに背きまする事、却つて御所の御首尾にも關はりませう。さらば攻めて御討入御當夜の途中までなりとも、御供をお許し下されますさやう、私一期の御願におざりまする」

と申出でた。勘六益々感嘆し、其儘甚三が希望に委した。

扨も十二月十四日の夜となつた。甚三郎は甲斐々々しく扮装つて、主人勘六の後に引添ひ、吉良邸の表門前まで赴いた。一黨は討入る。戰鬪は開始する。打物の響、矢叫の聲、漸く衰へ、漸く微かなる頃、凱歌の聲は天地を動かして、ドツと邸の中心から迸發した。扨は大勝利といふ間も無く、一黨の衣甲は血痕模糊、人々滿面の喜色を湛へて、雄風凛々門外へと出來る。甚三郎何時の間に買調へ來た歟、兩の袂に裂れる程蜜柑と餅を容れて、門前に待受け居たが、

『皆様お目出度う存じまする。さぞ御渇き、御空腹でおはしませう』

と言ひながら、蜜柑と餅とを人々に頒贈する。

『難有うよ！』

『忝けない』

の聲は此處彼處に反應する。甚三郎の至情掬するに餘りあり。

彼は主人の手傷を勞つて、泉岳寺へ扈從し、仙石邸から細川邸へと主人の護送せられる途上も、後になり先になりて、見え隱れに附添うた。

其後彼は當時谷中の長福寺に佛弟子となり居る勘六の甥文良が許に抵り、暫く滯留して、主人の動靜を聞合せ、同月二十四日悄然として郷里に向つて歸り去つた。

後に勘六細川邸に在るの日、同志と四方山の話から、甚三郎の事に及び、

『彼が心情を思ひ出せば、實に不愍千萬でおざる。唯今となつて考へれば、疾く彼に苗氏をも遣はし、大夫に懇請して一黨中に加入しなかつたのを、殘念至極に存ずる』

と語り出で、悔恨流涕これを久しうするものがあつた。

附言。以上は義徒に熱烈の同情を有し、而も忠實誠慤なる堀内傳右衛門が近松勘六其人から直接に聽取り、且つ自身谷中の文良師をも訪うて、甚三郎の去就までを衝突め、然る後筆記し置いたのであるから、眞確疑を納れぬものである。然るに鳩巣一たび風聞に誤られ、之を片岡源五右衛門の僕元助として、其傳を立て、且つ俗說を受けて、其儘文字に飾つてから、後世の作者陣々相倚り却つてそれを事實の如く信ぜしむるに至つた。兎もすれば古人は時に粗漏な弊がある。鳩巣すら時に斯くの通りであるから、其餘は推して知る可しだ。彼の「一夕話」に載する片岡・磯貝兩氏の僕平助文内が同一事談の如きに至つては、例の江戸製造の講釋師談に過ぎざるのみ。餘り製造し過ぎると、折角の美談も厭やになる。

百九十六　七十四醜夫

其分限

凡そ此一擧に關し、忠臣、孝子、節婦、賢母、俠士、義僕の人々が苦心經營は、上來講じ來た通りであるが、其傍から出たも出た、背盟忘義の七十四醜夫を續出した。其徒輩は實に左の奴原であつた。

奥野將監	千石
進藤源四郎	四百石
河村傳兵衛	四百石
河村太郎右衛門	傳兵衛倅
長澤六郎左衛門	三百五十石
長澤幾右衛門	六郎左衛門倅
小山源五左衛門	三百石

小山彌六	源五左衛門倅
佐藤伊右衛門	三百石
佐藤兵右衛門	伊右衛門倅
大石孫四郎	三百石
月岡治右衛門	三百石
渡邊角兵衛	二百五十石
渡邊佐野右衛門	角兵衛倅
糟谷勘左衛門	二百五十石
糟谷五左衛門	勘左衛門倅
井口忠兵衛	二百五十石
木村傳左衛門	祿高不詳
稻川十郎右衛門	二百二十二石
山上安左衛門	二百二石
佐々小左衛門	二百石
佐々三左衛門	小左衛門倅
岡本次郎左衛門	二百石
岡本喜八郎	次郎左衛門倅
多藝太郎左衛門	二百石
平野半平	二百石
高田郡兵衛	二百石
井口半藏	二百石
高久長右衛門	二百石
木村孫右衛門	二百石
灰方藤兵衛	百五十石

上島彌助	百五十石
田中權右衛門	百五十石
幸田與惣右衛門	百五十石
里村津右衛門	百五十石
田中貞四郎	百五十石
鹽谷武右衛門	百五十石
前野新藏	百五十石
酒寄作右衛門	百五十石
中村清右衛門	百石
高谷儀左衛門	百石
仁平郷右衛門	百石
榎戸新介	百石
河田八兵衛	百石
嶺善左衛門	百石
田中代右衛門	百石
杉浦順左衛門	百石
近松貞六	百石
小幡彌右衛門	百石
松本新左衛門	百石
山羽理左衛門	百石
中田理平次	百石
小山田庄左衛門	百石
田中序右衛門	八十石
近藤新五	三十石六人扶持

鈴田重八	三十石
久下織右衛門	二十石五人扶持
田中六郎左衛門	二十石三人扶持
豐田八太夫	二十石三人扶持
生瀬十左衛門	二十石三人扶持
毛利小平太	二十石三人扶持
大塚藤兵衛	十石五人扶持
各務八右衛門	十石五人扶持
吉田貞右衛門	九石三人扶持
陰山惣兵衛	金十五兩三人扶持
猪子理兵衛	金七兩三人扶持
三輪喜兵衛	金六兩三人扶持
三輪彌九郎	喜兵衛倅
土田三郎右衛門	金七兩三人扶持
梶半左衛門	金五兩三人扶持
橋本次兵衛	金五兩三人扶持
倉橋八太夫	其人不詳
矢野伊助	足輕
瀬尾孫左衛門	內藏助家來

是れ皆最初の連盟以來、今十五年の春にかけ、內藏助の手許まで、前後に神文の盟書を納れたのである。是等の無恥無羞漢が相互の關係を一瞥すれば、河村傳兵衛、同太郎右衛門、長澤六郎左衛門、同幾右衛門、小山源五左衛門、

同彌六、佐藤伊右衛門、同兵右衛門、渡邊角兵衛、同佐野右衛門、潜谷勘左衛門、同五左衛門、佐々小左衛門、同三左衛門、岡本次郎左衛門、同喜八郎、三輪喜兵衛、同彌九郎は、揃ひも揃うて、父子ともに腰を拔かし、其他同族の者尠からず。觀來れば、眞誠の義臣に父子兄弟多きが如き、腰拔の背盟漢も亦一家親類を聚めて居る。古から、「磁石吸鐵。琥珀拾芥」といふ。牛は牛連れ、馬は馬連れ、爭はれぬものである。之に就いても人の人たる名譽を思ふ所の家庭には、平素から義方を崇尙しなければならぬ。父子の親も、君國の愛も、畢竟は皆箇中に在る。

之に對して神崎與五郎が草した「憤論」中の一節を意譯すれば、實に左の通りである。

「彼等奴輩が一時義盟に就きたるは、偏に亡君の舍弟世に出でらるゝとの浮說ありしに依りてなり。赤穗に在りて、旣に君祿を食みたる者、僕家の滅亡に會し、不義を爲す者山の如く淵の如しと雖も、是等は固より論ずるにも足らず。當初よりして義盟の員數に入らざりし者は、是れ頑弱の徒なるのみ。旣に一たび之に入り、略同志の消息を知り、然る後逃れたる者に至りては、罪惡實に前者に倍蓰せり。彼等踢天蹐地すと雖も、宇宙の神靈豈之を宥し給はんや。天下後世其れ之を思ひ、其れ之を戒めよや。」

と言つた。當時義徒の憤慨した狀を目のあたり睹る心地がする。横川勘平の書中にも亦之を論じて、

『去夏籠城之覺悟の節、臆病を働き、先非を悔い、大學殿善惡を窺ひ、樣々申分いたし、テダテを以て、山科内藏助へ參り、首を下げ、手を束ね、同志の人數に入り、又今度之首尾に恐れ、すみやかに逃る大臆病者』

と喝破した。是等を筆誅總論とも謂はう歟。兎にも角にも誠忠目を貫く四十七烈士の前に、其數を顚倒して、義なく恥なき七十四醜夫を出したのは、偶然とは、いへ、實に奇なる對照であつた。

附言 以上列擧した背盟漢の人名が普通の成書に在るものよりも多いのは、横川勘平、神崎與五郎等が筆誅を加へた手書中に見える奴等を始め、最初の義盟に列しながら、最後の知れぬ輩までを、悉く收めたからである。是が最も眞確であると自信する。

百九十七　醜類一束

高田郡兵衛

以上四十七醜夫の中、誰よりも早く、第一番に逃出したのは、高田郡兵衛であつた。『其進疾者、其退亦速也』といふ。古人は人を欺かず。彼は元來江戶の士で、内匠頭長矩に召抱へられ、二百石を食して、近侍を勤め、文武の業にも涉つて、才氣ある男であり、日頃奧田孫太夫、堀部安兵衛と刎頸の交を爲した。去年三月凶變の一たび發した以來、孫太夫安兵衛と倶に主家の動靜を偵察し、三人打揃うて赤穗に下つた際には、盛んに内藏助の開城論に反對し、死を決して籠城せんと、一藩の志士を勸誘するなど、如何にも誠忠無二の士と見えた。其後江戶に歸府してからも、原惣右衛門、大高源五等と聲息を通じ、寧ろ内藏助一派を緩慢なりと罵り、如何にも急進派中の一領袖らしく見えた。然し根が虛勇であり、輕薄才子であるから、内藏助は最初から彼に信を措かなかつたのである。

果せる哉、時日の經過するに從つて、彼の虛勇、彼の僞忠は剝げて來た。彼は浪人となつた以來、舍兄高田彌五兵衛と合宿して居たが、

其頃彼が伯父にて、旗下の一人に内田三郎右衛門といふがあつて、高田兄弟と交際し、深く郡兵衛が才氣に惚込んで、養子にしたいと申込んだ。郡兵衛は辭する、兄の彌五兵衛も亦辭するか、三郎右衛門中々承引せず、是非にと迫る所から、彌五兵衛、『實は舍弟は亡君の爲に同志と盟ひ、復讐の大望を抱いて居ります樣子故、折角の仰聽けではおざれど、御望に應じ兼ねまする』と告げた。すると三郎右衛門は目を圓くし、『それは亦筋違ひの企、内匠頭殿は公儀から御仕置仰付けられ、公の法に伏せられたのである。然るに郡兵衛等徒黨を結び、復讐沙汰を唱へるに於ては、正しく上に仇するに異ならず。誠其儀ならば、我等公儀の直臣たる者、聞棄てにはなり申さぬ』と訴出かねぬ權幕となつた。郡兵衛之を立聞きして、周章て入來り、『左樣の儀は毛頭おざりませぬ。根も無い世上の風評に惑はされ、兄が邪推、近頃迷惑至極におざりまする。私辭退仕りまするは全く以て身の不肖を省みましたる上の事、餘の儀もおざりませねば、尚善く〳〵熟考いたし、御挨拶に及びませう』と、俾に其場を切拔けたといふ事である。

一日郡兵衛は悄然として堀部安兵衛が許をおとなひ、以上の出來事を擧げて、始終を物語り、『兄が疏忽から、取返し難い珍事を生じておざる。養子を斷れば、大事の發覺となり、養子となれば、一分の忠義は廢る。進退茲に谷つておざる。此上は方々の御面前にて切腹いたし、我志を明かにするより外はおざらぬ』と申出でた。是は最初から脚色して來た狂言である。昔から他人に切腹の相談をする奴に限り、腹切つた例が無い。安兵衛之を聽いた時は、彼が日頃の氣象といひ、さぞ心中に憤慨したであらうが、口實が口實であるから、絶無の事とも斷ぜられぬ。萬一是等から大事が破綻でもしようなら、一黨の同志が、一年の苦心は、茲に全く水泡に歸する。それでヤッと憤怒を抑へ、『事既に其處までに至つて居れば、切腹されても詮が無い。却つてそれが先方に疑念を加へさせる基とならう。暫く忍んで先方の望に從はれるも、亦忠義の爲である』と慰諭し吳れた。郡兵衛は肚の裏に、『圖案が中つた』と悅んだであらうが、如何にも心外らしい面色を湛へて、此を辭し、・・・今年正月の頃から全く脫盟の一人となつた。彼の狡猾實に惡む可しだ。

追々此事同志に知れる。年少の人々は切齒扼腕し、『畜生！　斫つて棄てよう』と息卷いたのを、頭領の甲乙が懇に諭し、『小不忍亂大謀。暫く之を捨て置いて、彼に秘密を保たせ給へ』と止めたので、郡兵衛は首領を全うするを得た。命冥加な奴では無い歟。

百九十八　同

奥野將監
河村傳兵衛

高田郡兵衛はまだ言ふに足らぬ。背盟不義の首魁として、其罪赦す可からざる者は、實に奥野將監である。[illegible]功は藩中に隱れ無く、[illegible]られた。其餘澤を蒙つて、[illegible]領して、番頭を勤め、夙に山鹿[illegible]に師事して、兵法の一端をも會得し、名譽の士の一人と稱せられ、因襲以來も盛んに正義を主張し、大野九郎兵衛が出奔以後は、内藏助と相並んで藩政に當り、城受引渡にも參預すれば、内藏助と同行して江戸にも出で、相伴うて荒木十左衛門の許にも答禮に赴き、内藏助からも多少重んぜられ、同志の諸士からも崇められたが、時日の經過するに從つて、命が惜しくなつて來た。さりながら多年名譽の士とも稱せられた者が、命が惜しくて同盟を脫したでは、世間に對して後ろめたい。それで彼は口實を捩じ出した。『一黨の統領と賴む可き内藏助が放蕩濫行、あの

ざまでは、倶に大事を成すに足らぬ、自分は實に彼に愛想が盡きたと同志の前を繕うて、豫め遁逃の素地を爲した。狡黠も亦甚しい。併し八月頃までは依然同志の面貌を裝うて居た。當時は、内藏助が同月六日付を以て寺井玄溪の同行出府を諫め止めた手柬中に、「奥野將監も此頃憚られ、昔樣御暇申され候」とあるにても分明である。然るに愈々出發となり、去來同行をと促される段に至りて、全く背盟の本色を見はした。此點に於ては河村傳兵衛も同樣であつた。彼も同じく前年末には内藏助の東下に隨行し、領袖顔を振蒔いた奴であつたが、是に至つて尾を曳いた。それで横川勘平は當時兩人の醜態を書附けて、

「奥野將監、河村傳兵衛、此兩人申は、いかに人が犬と申ても、死はかなしう候間、得下り申さずと斷申す。笑止かな笑止かな」

と嘲つた。蓋し顧ふに、此際内藏助は彼が僞忠に呆れ果て、早く之を唾棄したであらう、が、若手の連中は憤懣に堪へず、憎さも憎しと迫りつけ、大に彼を詰責したらしい。是に至つて彼れ終に化の皮を現はして、犬と言はれても命が惜しいと、本音を吐出しだと見える。何處まで下等な動物であらう。

それで後に内藏助は細川家に御預となつた時、接伴の士堀内傳右衞門に向ひ、彼が變心の事を語り出で、

「將監は千石を領して、番頭をも勤め、拙者と彼と兩人宛にて御目付より御書さへ賜はり、其後御禮の爲に、兩人同行して出府いたした事もおざれば、其名は御老中方の御耳にまでも達して居ながら、終に量見を變へ、一列を脫しましたのは、實に心外千萬でおざる」

と憤慨した。將監が沒義悖德、是に由つても想ふ可きである。

附言。彼が墓は現に板谷峠に在ると傳へる者がある。若し在らば、彼も亦大野九郎兵衛等と一般、義徒一擧の後、幾何の地に居たゝまらず、是等の地方に逃込んで、身を匿したのであらう。それを例の二の備說に欺かれ、內藏助と內約して、米澤への遁路を扼しただなどと註を附ける徒輩がある。馬鹿に着ける藥が無いとは、是等に對する譬であらう。敵は早く江戶にて討取つたのに、好し內約があつたとて、終身板谷峠の上に空しく敵を待構へる阿房があらう歟。偏二の備說の取るに足らぬ事は、次の章にて講じよう。

百九十九　同

進藤源四郎　小山源五左衞門

進藤源四郎、小山源五左衞門の兩人も、亦國變の際から同盟に列し、殊に抽んでて正義を主張した徒輩であつた。殊に進藤源四郎は內藏助の從弟であり、小山源五左衞門は內藏助の伯父であるから、赤穗退去後も源四郎は內藏助と俱に山科に來り、源五左衞門は此より程遠からぬ伏見に住し、絕えず內藏助の帷幄に參預した。從つて源四郎は去年九月、申さば內藏助名代として江戶に赴いたくらゐであつた。然るに時日の立つに隨ひ、復讐の爲に一命を棄てるのが畏ろしくなつて來た。それで兩人は相謀つて、何とかして內藏助が初志を飜させようと工夫した。彼美人阿輕を侑めて側室に取持つたのも、大夫が精神を蕩かさんが爲であつたといふ說もあり。或は其れ然る可しだ。處が大夫の精神は、利害も移す能はず、好色も動かす能はずである。大學氏の左遷を耳にするや否や、直ちに自家の衷心から斷じ、大に堀部安兵衛等の說を容れて、直ちに江戶下向を決定したから、兩人は內心に大畏怖を生じ、引止策の口實を按出したが、流石に直接では面伏であつたと見え、寺井玄溪に託して、內藏助に忠告を納れ

た。一人臣として君家の讎を復せん事は、勿論の儀におざれば、是迄も眞先に同盟し、忠誠を勵んだ次第におざる。然りながら彼を知り己を知るも、亦武門の道であると存ずる。熟〻彼我の情勢を察するに、敵の勢力は如何にも強大にして、警戒をさ〳〵怠りを見ぬに、身方を顧れば、同志の衆心一致せず、此班々の秀を以て、彼强大の敵に當るとも、容易く本意を達し得べしとも存ぜられぬ、畢竟同黨の若輩共が頻りに囂々と騷ぎ立てるのは、今日の生活に困む苦し紛れに饑ゑ死せんよりも、狂ひ死して、責めて義名を得たいとの窮策から出た事と存ずる。我等は正しく貴殿の親族におざれば、固より存亡を倶にする覺悟、願はくば大夫、若輩共に誤られず、今暫く時機を見られるやう、偏に希望する次第でおざる」と言つた。

內藏助は之を聽き、彼が日頃の溫厚に似ず、斷々乎として其說を排し、嚢に圓山會議の席上に宣示したる堂々の正論を繰返したる後、「敵情は慥に見透いて置いた。時機は方に此秋である。是れより以上は敢鬪決戰仆れて後已むのみである」と、譬へば泰山喬嶽の如く、百搖すれども、一撼さぬ。玄溪は固より正義の士であるから、深く內藏助の決心に感服し、急ぎ歸つて此旨を兩人に傳へ、併せて其同行を促した。

兩人に忠義の心があつたなら、之に感奮せなければならぬ。が、根が容れられぬのを承知の上で、仕組んだ僞忠告であるから、之を聽いて心外らしい面貌を裝ひ、『內藏助の思慮如何にも淺薄である。それでは必らず大事を仕損ずる。此上は最早是非に及ばぬ。親族の好みも是れ限り、我〻は後に殘り、再擧の準備をするの外は無い』と同志間に言觸らし、一黨發京の間際になつて、一朝にして變節漢となつた。

二百　同　再擧說の出處

進藤源四郎、小山源五左衞門が言動は實に彼が如くであつたから、義士等は最も彼を疾視した。神崎與五郎は筆誅して曰く、

『小山進藤は大石君に緣ありて、死を共にせざる可からざる者なる也。然るに彼は言を爲して曰く、今事を果さんと欲する者は、皆餓死を惡みて、忠臣に似する者なるのみと。是れ何の謂ぞや。汝等こそ忠臣たるを棄てて、飢倒を待つ者なるなれ』

と。横川勘平も亦彼等を評し、「此兩人いかに死のをしければとて、內藏助を見捨てて逃げらる可き歟。扨も〳〵うたてし」と言つた。當時兩人の變節は誰も意外であつたと見え、一擧の翌年瑞光院の海首座が江戸に出府して、瑤泉院殿に伺候した時、未亡人は海首座に向ひ、『大石京にての亂行を仄に聞きましたる時は、女心に疑ひ惑ひ、淺ましい事にも存じました。なれど、進藤小山があれば、縱ひ大石不義に落ちるとも、兩人はヨモ御家の御恥辱を餘所には見申すまいと、思ひ賴みて居りましたに、此度の始末、實に呆れ果てました。御坊御歸洛なされましたなら、此意を兩人へ仰聽けられ、何故一擧に外れた歟、其譯精しう申越すやう、御傳へ下されたい』と囑されたから、首座は早速之を兩人に取次いだ。兩人之を聽いた時は、養由が箭先に向つたやうに、發矢と胸に答へたであらうが、根が横着な者であるから、「私共は內藏助が一擧の無謀無策を危みましたから、彼等一たび誤らば、再擧して目的を達しまする覺悟にて、後に殘つた次第におざりまする」と誠しやかに言上した。

是等が再擧說の出處であつて、今に至るまで奧野將監、進藤源四郎、小山源五左衞門等は一擧の備として引殘つて居たのであるとの俗說が存在する所以である。此頃も何とやらいふ半可通が、如何にも當時の眞相に通じて居るかの面つ

きして、賊臣等の擁護を費すのを耳にした。孟軻氏の口調ぢや無いが、「能く言つて賊臣を禦ぐ者は、賊臣の徒なり」といひたくなる。畢竟此徒は史眼に釘うち、斯かる場合に顯はれる忠姦勇怯の分れる所以を透見する明識が無いからである。

人には誰でも天良がある。忠を嘉して、不忠を斥ける。義を尙んで、不義を惡む者である。四十七士の快擧一たび發するや否や、天下の人は擧つて感動し、大石は豪い、原は豪い、吉田は豪い、小野寺は豪い、それに就いても奧野は何だ、進藤は何だ、小山は何だと熱罵する。彼れ大野九郎兵衞の如きは、彼れが賣國黨の大野ださうだと、往來の摺違ひにも指目され、甚しきは僕奴が面に唾する士人もあつたので、京都に居たゝまれず、諸方に流浪した程である。一世の公制裁此に至つたから、日頃强がり忠義がつた奧野、進藤、小山輩は此公制裁に堪へ得ない所から、自家生存の必要上、『實は自分等は再擧の爲に、二の備として控へて居たのである』と言觸らし、僅に淸議を避けようとしたのである。斯かる事相は古今に亙つて幾回でもある。最も近いのは、明治十年九州の諸豪が相約して革命軍を興した時、最初盟約に就きながら、去來といふ場合になると、逃匿れた連中が續々出た。此連中が亂定まつた後、舊盟に對する面目なさに、『實は其折再擧を謀る積りにて、兎もした、斯うもした』と口を極めて辯解した。是等が卽ち第二第三の奧野、進藤、小山である。それを眞實だと引受ける侫倒があらば、土佐の高知の播磨屋橋の何の某殿達を、西鄕、桐野、篠原、村田等より百倍の英雄と崇拜するであらう。

此處である。愚人は巧言で欺かれうが、具眼の士は騙されぬ。奧野、進藤等が再擧談二の備談に會した時、「義臣傳」の作者深淵子は左の如く慨論した。

『若し良雄が勃興するを見て、時未だ到らずとして、少時の生命を保ち、良雄が過て仕損じたる處を、再び興して必定本懐を遂げ終るべしとの眞忠ならば、四十餘人伏誅の後に至て、速に殉死して、其志を顯すに非ざれば、其義立難く、寺井玄溪を以て良雄が東行を止め、諫爭したりし主意立たず、爰を以て忠言空く僞りとなれり。兎角武人は宜く死然を得るを以て道とす。後人夫恐れざるべけんや』

と言つた。武士道の本意は實に此に在る。神崎、橫川等の義人諸子、幸に地下に安心し給へ。具眼の士は萬世欺かれぬ。

二百一　同　一束中の一束

奧野、進藤、河村、小山に次いで憎む可きは、佐藤伊右衞門、佐々小左衞門、岡本次郎左衞門等である。就中岡本次郎左衞門は當初から盛んに正義を主張して、内藏助の左右に在り。去年十月内藏助出府の際には、河村傳兵衞と倶に一行に加はり、近くは最後の圓山會義にまで出席して、忠義顏を假裝し居たが、内藏助出發間際に至つて、進藤、小山等と同一の口實を作り、河村、小山が其子と共に變節したやうに、岡本も其子喜八郎と同じく背盟した。橫川勘平が之を叱して「此父子奸人なり」と筆誅したのは、無理も無い。而うして他の佐藤、佐々も亦父子相率ゐて遁匿した。

それから内藏助が山科隱棲後に至つて神文を納れ、忽ち復た變節した者の隨一は、糟谷勘左衞門であつた。彼は凶變の當時江戸に居て、安井彦右衞門に黨し、籠城殉死論に脣を反した奴である。それが一旦主家復興の好望らしくなるを視て、先非を後悔し、忠義の魂を据ゑたと稱へ、内藏助に懇願して同盟に入來たが、

再興絶望となるや否や、直ちに逃去つた。杉浦順左衛門、井口忠兵衛等も亦又勘左衛門と一轍に出た。其表裏も實に甚しい。之に對して横川勘平は藩士以外の一志士龍田某に書を寄せて、『此者共きたなき奴なり。當春伐て棄て申筈に御座候處、手の外に[illegible]し、取逃し候て、[illegible]、若御參會も候はゞ、此旨御心得下さる可く候』と申遣つた。此他多葉太郎左衛門、田中權右衛門の兩人も亦勘左衛門と行動を同うしたので、神崎與五郎から筆誅された。

次に灰方藤兵衛は小野寺十内の室丹女の兄であつたが、背盟の爲に妹からまで義絶せられて、器量を下げた一人であつた。

次に月岡治右衛門は主家再興嘆願の特使にまで選抜せられて、簡派された一人であるから、名譽を思うたなら、變節の出來る義理では無いが、同盟に這入つたのも遲く、又逃出すのには人よりも早かつた。是等を遲人早逃とでも謂はう歟。

附言。横川勘平の書には、月岡の姓名が無くして、多川九左衛門を收めて居る。されど多川が加盟の事嘗て見えず、而らして月岡獨り神崎の筆誅に上つて居るから、自分は神崎のそれに隨つた。

＊　＊　＊　＊　＊

次に呆れて評にも上らないのは、平野半平である。彼は故主の在世中には二百石を食し、最初の連盟から一員に加はり、内藏助東下の間際まで追隨したが、其頃は追々に軍費の窮乏を告げ來たので、其下代の什具までを賣却して、之に充てんと志し、其一分の賣却を半平に委任した。半平は領承して、熱心に周旋すると見えたが、乃て其什具を三十兩に賣上げるや否や、此代金を着服して、其儘跡を晦ました。下等な動物もあればあるものよ。

＊　＊　＊　＊　＊

是等の同類で最も滑稽な奴等は、生瀨十左衛門と上田三郎右衛門の兩人である。それは去七月中大學氏左遷の報到り、内藏助愈々快擧の斷行に決定したる際、同盟の眞意を試驗せんが爲に、大高貝賀の兩士を分派して、大概一たび盟書を返させたが、何分百有餘名の士が遠近に散在して居ること故、一々手の及ばぬ處もあつたと見える。生瀨上田は各其一人である。其中に内藏助關東下向の由を漏聞いたから、『ソレ愈々主家の御再興であらう、此時が忠義の見せ處だ』と、兩人は申合せ、晝夜兼行にて上京し内藏助の許を音なうて、

『頃日國許にて大夫江戸御出府の趣を傳承いたし、取る物も取り敢へず上京仕つた次第におざりまする』

と、如何にも忠義顏に陳べたから、内藏助は淡々、鷹揚に、

『ナニ、如何にも大儀でおざつた。實は[illegible]斯く〳〵の御仕儀、此上は猶豫す可きで無い、それ故最後の手段に出でるの外なしと存じ、出府に及ばんとする次第でおざる』

と告げた。覺悟を聽いて、兩人は見る〳〵面色土の如く、身顫ひして、戰き恐れ、

『扨は……扨は……大事……其儀におざりますれば、……且歸國仕り、女房共とも善く〳〵相談いたし、重ねて伺候仕るでおざりませう』

と言棄てて、一目散に逃還つた。之を看て内藏助も笑へば、同志も哄笑する。横川勘平は之を親友に報ずるとて、筆を把つて再び、『アラ笑止かな〳〵』と繰返した。

二百二　同　大石孫四郎

繽紛として頽出した背盟者中に在つて、唯一人の酌量宥恕を加ふ可き者は、大石瀬左衛門が兄の孫四郎である。兄弟は赤穗退去の後、老

母姉妹等と倶に京都に出で、河原町に寓居したが、東行の切迫し來るに從ひ、孝子の心情を惱ますのは老母の上である。一日孫四郎は瀨左衞門に向ひ、我等兄弟忠義を存ずるは同様であるが、兩人倶に出發したならば、其日からお歳を召した母上はみすみす路頭に迷はせられう。寧ろ一人は出でて君國に殉し、一人は留まつて孝養を盡すことにしては如何であらうと相談した。老母を思ふの情は同一である。瀨左衞門は熟く〳〵思按し、『兄上の御分別も一理おはす。さらば兄上御留まり下されい。私一人關東に下向いたすでおざらう』といへば、孫四郎は之を遮り、『否や、自分は當家の嫡男、淺野家世々の御恩に浴された父祖の跡目を相續いたす者である。討入の方は自分が當るほどに、御身は居殘つて、孝養を全うせられい』といふ。『否や、それは私には……』。『否や討入は自分が……』と互に相爭つたが、果てしがつかぬ。『さらば鬮取にて去留を決めませう』とて、兩人は何れも丹誠を凝らし、我に勝鬮を授け給へと、神明に默禱して、其鬮を採つたが、瀨左衞門の精神が天に通じた歟、討入の鬮は其手に歸した。瀨左衞門の滿足、想ふ可しである。それで孫四郎は終に脫盟中の一人となつたとの事である。

今之を私情に問へば、孫四郎の義盟だけは酌量す可からざるでは無い。併しながら老父母のあつた人は、四十七人中獨り此大石兄弟に止まらぬ。が、何れも大義忘親の理義に照して、之を振棄て來たのである。此點に於て孫四郎は道に暗いと謂はればならぬ。のみならず、赤穗に於ける最初の連盟の際にも、瀨左衞門は奮つて之に加盟したが、孫四郎の名は見えぬ。彼の志操が果して世に傳へるほど堅確であつたや否やは、疑問である。何れの場合でも、何れの時でも、後に殘つた者は、自家の防衞上、種々の細工をする者である。孫四郎の如きも『亦從而作之辭』の一人では無かつた歟。現に舍弟の瀨左衞門が他の同志中十六人と倶に細川邸に御預となつた際、一日礒貝十郎左衞門、富森助右衞門と三人打寄つて四方山の話中に、助右衞門は瀨左衞門に向ひ、

『此三人の中にて、礒貝殿は大出頭人であり、拙者は總領であつたから、此處まで來たのは當然であるが、大石殿は御次男ではおざらぬ歟。一列に加はらねば、加はらぬでも濟み申したらうに、寧ろ量見を變へられた御舍兄の分別の方が優しでは無い歟』

と笑ひだした。すると瀨左衞門は眞赤になり、

『箇々の卑見であるから、拙者方にも及び申さぬ』

と極めて迷惑さうに見えた。此挿話に據つても、其裏の消息は窺はれる。兎はいへ、彼孫四郎の心情は他の背盟者と同一で無かつた證據には、彼は一擧の後に至つても、義士の事跡を顯彰するに努めた跡がある。其人は爾後依然京都に住し、其名を改めて大石帯刀と稱し、享保年中には『赤穗分限牒』などを訂正し、史家の參考に供するなど、多少誠意を致して居る。

二百三　同　中村清右衞門、鈴田重八、中田理平次、小山田庄左衞門

斯くて一黨の東下前後まで、六十餘名の背盟者を出した。が、まだ十餘名は殘つて居た。それで八月頃までは、折々先着義徒の僑居を訪ひ、田中六郎左衞門、木村傳左衞門、酒寄作右衞門等は出入しつゝ在つたが、九月に入つて、亦既に消失せた。さりながら是等は義徒から夙に信用を措かれぬ連中であつたから、言ふにも足らぬ。但だ中村清右衞門以下の八人は、內藏助東下後、再應の神盟にも列したから、五十五人の義徒として、諸領袖も計算し居たのである。

茲に此奴共の行動を一顧しよう。

＊　＊　＊　＊

中村清右衛門は故内匠頭の近習として、凶變の際には鐵砲洲の邸に在り。礒貝十郎左衛門等と亡主の遺骸を田村邸から引取つて泉岳寺に送り、同夜殉死の意を表して、薙髪した一人である。それで身を抽んでて赤穗に赴き、最初の盟約から其列に加はり、今秋圓山會議の決定後、内藏助に先だち、鈴田重八と相伴うて、東下し來り、兩人ともに日々夜々吉田忠左衛門が僑居に出入し、如何にも忠義の士らしく見えたが、一擧の近づくに從ひ、市中の取沙汰を聞いて、俄に怯氣づき、清右衛門も重八も何時か其姿を隱して了つた。

又中田理平次は中頃から義盟に加はつたが八月下旬千馬三郎兵衛、間十次郎と同行し、九月七日に着府し來り、爾來是等の勇士と同居し、中田藤内などと變稱して、何處までも諸士と死生を倶にするやうに見えたが、其裏に命が惜くなり、是もドロンを極込んだ。

最も下劣であつた奴は、小山田庄左衛門である。彼は百石を領して、江戸定府の一人であつた。彼が父一閑は八旬の頽齡でこそあれ、名譽の老人であるから、庄左衛門を勵まして、義盟に就かしめた。それで一時は諸士と忠義を競ふやに見えたが、是も一擧の近づくに從ひ、中村清右衛門等と同樣、臆病風に誘はれ、一日老父を見舞つて來ると稱して、同志の合宿を出で、片岡源五右衛門が南八町堀湊町の僑居に立寄り、折柄源五右衛門の不在に付込み、金子と小袖とを竊取り、其儘何處へか逃去つた。

附言。俗傳に據れば、小山田庄左衛門は快擧の當夜まで諸士と倶に吉良邸に討入る志にて、僑居を出で、一旗亭に立寄つて一杯傾けたが、一期の過、春を賣る酌婦に心を率かされ、一杯、一杯、又一杯、終に大醉して前後を忘れ、酌婦の手を枕にして一睡し、目覺めて天窓を擡げれば、紅日三竿、終に永く不義の人となつたといふ。講談や浪華節などでは得意の談柄であれど、其實彼が早く同志の金品を竊取して逃失せた事實は、横川勘平が友人に寄せた手書中に見える。是が何よりの證據である。兎にも角にも言語に斷えた動物では無い歟。

二百四　同　（田中貞四郎、瀬尾孫左衛門　矢野伊助、毛利小平太）

田中貞四郎も亦近習から進み、故内匠頭に寵任せられて、百五十石を食し、手廻頭にまで登庸された出頭人である。それで主君切腹の當夜には、中村清右衛門と同樣に、他の片岡源五右衛門と礒貝十郎左衛門の眞似をして、其頭髪を斷ち、爾後常に片岡礒貝兩士に從ひ、別働隊として殊勝げに行動し居たが、時期の切迫し來るにつれて、怯氣づき、一朝同志の合宿を立出でたまゝ、終に行方知れずとなつた。

＊　＊　＊　＊

次に瀬尾孫左衛門は大石家の家來として、人にも知られ、内藏助赤穗退去後も、隨從して山科に來り、忠々しく一黨の爲に働き居たが、去來出發といふ場合に、進藤小山の徒が種々の口實を設けて、内藏助の東行を逗撓しようとした。其際に孫左衛門も其尾に跟いて、御兩所の御分別至極御尤かと存じまするなど申出でた事がある。之を聽いた内藏助は、早くも彼の心情を透見し、「其方は淺野家に事へたといふでも無し、今日限り暇を取らすると申渡した。すると孫左衛門は、餘りに現金過ぎて、面目ないと思惟した歟、此場合に暇を取つては、「それはお情ない、餘人は兎も角も、私は御譜代の郎黨として、御家中にも知られた者、是非に殿の御先途まで御伴申上げたう存じまする」

と再三懇願した。それで内藏助も詮方なく『さほどまでに申さば』とて、乃て東下の一人に加へられた男である。

次に矢野伊助は足輕の身分ながら、同盟に加はり、内藏助の爲に忠實らしく働くので一黨からは寺坂吉右衛門と雙び稱せられ、主税東下の際、一行に從つて江戸に來たのである。それで内藏助は前の孫左衛門と此伊助とに命じ、平間村の隱家に留守居をさせた。爾來兩人は誠實に此家を守つて居るやに見受けられたが、小人閑居して不善を爲すの古言に漏れず、素養なき徒輩の常として、閑居の徒然に、『自分はお足輕、お前は陪臣、二つと無い命を棄てて、御一黨に加はらぬとも、さまで不忠にもなるまい』と談り合ひ、一擧に先だつこと僅々數日前、兩人は相携へ、上方へと逃歸つた。

* * * *

終りに毛利小平太は如何に。彼は二十石三人扶持を食して、先君に事へ、凶變後中頃からとはいへ、一黨に入つて、忠義を競ひ、快擧の議決するに及び、衆に先だつて、岡野金右衛門、武林唯七と同行し、閏八月に東下し來り、姓名を水原武右衛門と變稱して、目覺しく敵情の偵察に盡瘁した。其一端を擧げれば、一黨の東下後、市中の評判に據れば、吉良家の防備は非常の嚴重にて、惣長屋の内部には、更に一帶に大竹を用ゐて、堅固な障塀を結廻し、設ひ長屋を破つて亂入しても、容易に奥へは進まれぬ由など噂した。斯くては大事と、一黨の本部は傳手を求めて、或方から吉良家の家老に宛てた書柬を貰ひ受け、此書使を小平太に命じた。小平太は心得、乃て下男の扮裝を爲し、敵營の虎穴に飛込んで、返書の出來るのを待つ間に、隈なく邸内を見廻し、世上に傳へるやうな防備の無い事を慥め來て、詳細に之を復命したほどである。彼は斯くまで力を盡しながら、一擧の前日に至り、如何なる天魔に魅せられた歟、忽ち其志を變じ、此歳月の盡瘁を水の泡に歸せしめた。

二百五　同

逃脱者の斯く續出したのに就いて、想ひ當る事がある。一黨の東下後、諸士を方々の僑居に分配した中に、中村清右衛門、鈴田重八、小山田庄左衛門、田中貞四郎の四人まで堀部安兵衛が本庄林町の借宅に合宿させた一事である。蓋し彼等は同盟に列して、此處までは行動を同うして來たものの、何處かに堅固で無い處があつたらしい。それで大石吉田等の領袖は相議し、之を一黨中の豪の者堀部安兵衛が許に託し、且つは監督させ、且つは激勵させたものと見える。諸領袖の用意も亦至れり盡せりだ。

但し堀部が林町の僑居には、此外に横川勘平、木村岡右衛門も同寓した。併しながら是等は最も早く東下し來り、寧ろ同氣相求めて、安兵衛が許に自ら投じたのであるから、前の四人が此家に分配せられて來たのとは、全然其動機が違ふ。のみならず、勘平が一擧の前に故郷の知友に與へた書中に、當時臆病風の一黨内に吹込んだ一因を論じて、『尤内藏助仕方餘樣に延々にいたし、方々へもれ候儀、よきとは難申候』といつて居る。而うして同じ書中に、『拙者儀存寄御座候間、先達而切腹仕候事も可有御座候』と慨言する。顧ふに同宿から四人も揃つて、逃脱者を出したくらゐであるから、一時黨中の情態は、慷慨義烈なること彼が如き宗利をして、一死以て他の腰拔連を激勵しようとまで決意させたものと見える。志士の苦心も亦掬す可きでは無い歟。

是に至つて自分は實に長嘆して已む能はざるものがある。彼れ八人の逃脱連と雖も、此

迄に到るまでには、他の尊敬す可き忠義の諸士と異ならざる幾多の辛酸を嘗めて來たに相違ない。殊に毛利小平太の如きは、一擧の前日まで、衆と勞苦を分ち來たのである。而うして去來討入といふ場合に臨み、其節を失うたので、終に永く不忠不義の人となつた。蓋し彼等は是に由つて五年か十年か生延びたであらう。併しながら是が爲に永く歷史上に光輝ある生命を喪ひ、加之其の五年か十年の殘生は憂苦、懊惱、悔恨、慚愧の裏に悶え、此世からして焦熱地獄の底に陷つた。元祿快擧錄を讀んで、士の最も留意す可き所は、實に是等の邊に在る。自ら一個の「人」だと思ふ者は、猛省する所なかる可からず。吁眞に猛省する所なかる可からずだ。

附言 以上の背盟者八人が逃脫に就いて、小野寺十内の書、横川勘平の書、寺坂吉右衞門の覺書等を按するに、悉く時日に相違がある。蓋し兵馬倥偬の際には、得てある事である。何れも記憶の誤りと思はれる。要するに彼等の逃脫は、内藏助の東下後、卽ち十一月から十二月の間である。其中毛利小平太が最も後れて、十二月十三日卽ち討入の前日まで殘つて居た事だけは、同日附にて内藏助が惠光、良雪兩師に與へた書に「申合候者共四十八人」とあるので、明瞭である。それで毛利だけは其逃脫日を判然掲げ置く。

＊　＊　＊　＊

最後に疑問の一人は倉橋八太夫である。彼は最後の同盟に其名を呼出されたまゝで、諸書にも其後の消息を記したものが無い。而うして「分限牒」には此人の名のみは在るが、倉橋傳助の姓名が無い。お負けに傳助の名は最初の同盟にも列して居らぬ。是に由つて察すれば、八太夫は或は傳助の義父ではあるまい歟。卽ち八太夫の重病か死亡かに由つて、傳助が代つたのではあるまい歟。茲に附言して、後考を待つ。

二百六　大野父子の末路

事の因みに大野九郎兵衞が末路の一落を講じよう。彼が一藩の仕置家老として一回の同盟にすら加はらず、當初から姑息論を主張し、會議の席上では原惣右衞門から叱斥され、配當金受取の當夜には岡島八十右衞門から詰掛けられ、父子共に命辛々にて赤穗を逐天した事は、當時既に述べた通りである。（上篇第九十一參照）其後九郎兵衞は、郡右衞門と一地に落合ひ、處々を流浪した後、暫く京都に隱れて棲息した。が今年の八月に至り、最早預け置いた財產を取出すに好い頃と思ひ、郡右衞門と倶に赤穗に入込んで見たが、一つには彼が多年收斂の政を以て人民を困めたのと、國難以來非義不忠の擧を働いたのを惡むのと、二つには内藏助が、藩の離散に際しながら、藩債を還し、藩札を引換へ、又身家を忘れて君國に盡したのを感嘆し居る町民は、内藏助の命令を今も嚴奉して、中々渡しさうでも無い。そこで九郎兵衞は此地に殘り居る俗論黨の仲間近藤源八、渡邊嘉兵衞と示し合せ、豫て荷物を預け置いた兩家の中の大津屋を訪うて、自分の財產を受取りたいと申入れた。すると大津屋では、『それは大石樣から御封印なされ、町内一同にて固く之を保管致し、御許あるまでは、貴殿へ御渡し申上げる事は相成らぬとの御嚴命にござりますれば、御氣の毒ながら、左樣御承知下されたい』と挨拶した。九郎兵衞業を煮やし、自分の預品を自分が受取るに、内藏助などの預る所で無いと爭つてはみたが、中々聽入れぬ。其間に大野等が忍んで來たと聞いて、近隣からは集り來る。兎も角も今事は面倒なりと看て取つたから、今晩だけは世話になりたいとさり氣なく頼込んだ。賊臣とはいへ、昔日は御出入先であつたか

ら、其れも成らぬとも斷らかね、厭や〳〵なから一留させると、人々の寢靜まるを窺つて、案内知つた土藏の内に忍び入り、見覺えある箱を開いて、金參百兩を攫出し、裏の方へと逃出した。それと悟つた大津屋は近所町内に合圖する。「其奴逃して成るもの歟」と、總起ちになつて追掛けつゝ、終に後ろから追着いた。「サア其金を出す歟出さぬ歟。出さねば其儘には返さぬ」と、前後左右から追取卷く。九郎兵衞父子は顫へ上り、協はぬ處と參百兩を投げ出したが、町民は中々容赦せぬ。父子倶に其場から連還り、翌日赤穗の町中を引廻して、阿房拂を喫はした。

父子倶斯かる僇辱を加へられ、はふ〳〵の體にて一旦京都まで逃上つたが、彼等の生命は只金のみである。それで此度は手を易へて、只管江戸におはす瑤泉院殿に向つて、何卒内藏助へ仰聞けられて、私家財の封印を解き候ふ樣御示諭の程を願ひ奉ると、幾度と無く嘆願書を差出し、又一方には京都室町二條に住める赤穗の商人綿屋善右衞門が内藏助の浪宅に出入するに賴り、鐵面皮にも直接に内藏助にも哀願させた。其中度々の嘆願に瑤泉院殿にも多少の憖を催された歟、事の序に九郎兵衞が然かく〳〵申出でたといふ事を、内藏助に通知された。内藏助が寛大の度量は是に至つて亦動き出した。大高源五等の如き壯年輩は之を聞いて、「彼奴が財物を還附される事は無い。此際一切沒收してお仕舞ひなされ」と切に勸告してみたが、内藏助は受附けぬ。大津屋十右衞門、木屋庄兵衞宛にて、大野が財物、同人へ相渡せとの一札を認めて、前の綿屋に交附した。蓋し内藏助の胸中には、『彼れぐらゐ懲戒を與へたから、最早呆れて遣つても善からう』といふのでもあつたらうが、又一つには、『彼が千兩か貳千兩かの財物を永く差押へ、其れが爲に謀略の妨礙などを招いてはならぬ』との用意もあつたのであらう。此財物を慥に還し與へた事は、後に内藏助が淺野大學に報告した書中に見える。當時九郎兵衞の喜び想ふ可しである。

凡そ内藏助の弘量大度は此類である。それで彼れ九郎兵衞を始め俗論黨の徒輩等も、内藏助の一擧にこそ同意し得ざれ、其人の義擧を妨げ、其人の德に背くには忍びぬとの一點の良心は、尙彼等を司配したらしい。之を統ぶるに、内藏助は彼が如き大事を企て、而も兩年の久しきに亙つたにも關はらず、闔藩の士民中一人の敵に款を通じ、密告を爲す物の無かつたのは、實に何よりの證據である。呼、德に在つて、力に在らずだ。力は抑ゝ其次である。大業を成さんと欲する人は、深く内藏助の德量に鑑みなければならぬ。

附言、坊間の俗書には、九郎兵衞等が吉良家の走狗となつた事を、實しやかに傳へて居る。而も是れ亦内藏助に贔屓するの極、無根の美談を製造せると一般、九郎兵衞が憎さの餘り、構成し來つた虛談に過ぎぬ。「身を下流に置く者には、天下の惡皆これに歸す」と、孟軻子の名言、其通りである。

二百七　同　其遺跡

九郎兵衞父子は内藏助の雅量に賴つて、自家の財物を受取る事が出來て、一安堵し、當分は京都に隱れ棲んだ。其裏に復讎の擧は發した。此報の四方に傳はるや否や、内藏助は豪い、四十七士は豪いとの評判は、京の街にも充ち滿ちた。それにつけても彼れが大野よ、彼れが國賊よと、往來の行きすり逆ひにも指目され、氣力ある連中からは、啖唾の一しぶき、拳骨の一礫ぐらゐは往々喫はせられうとする。流石の破廉恥漢も是では堪らぬと、亦も此地を迷ひ出て、吾妻の空へと行く悲さ。淨瑠璃寶に流浪して、

彼處に三年、此處に五年と鬱せき殘年を送り、終に上州磯部の邊に落着き、寺小屋の師匠をして、寛延四年九月に歿したといふ事である。今も磯部鑛泉の東十町ばかり、松岸寺といふ古刹の裏に「慈望遊謙墓」と題する一基の石塔があるのは、同人の墓だと傳へて居る。又一說には奥州の極端青森の在蟹田の邊に隱れ、矢張寺小屋をして居たとの說もある。何れにしても憐れに果敢ない最期を遂げたものと見える。『死す可き秋に死せざれば、死に勝るの恥あり』との語は、彼等が上にて觀る可しである。

○大野九郎兵衛が末路

陸奥の東津輕郡今別村(蟹田を北に距る數里の地)の本覺寺は、淨土宗に屬し、津輕外ヶ濱に於ける有名の伽藍にして、享保年代には貞得といへる名僧住し、天明の頃には民榮と稱する智識居たるを以て世に知らる。何時の頃よりか同寺に大野九郎兵衛は流れ來り、多年の間此に淹留したりしと云ふ。從て地方に九郎兵衛が遺墨と傳ふるもの尠からず。現に今別村より北三里許りの三厩村郵便局長山田鍬治氏が家には同家の庭園に在り、「見山亭記」の一篇を有す。亦九郎兵衛の作り且つ筆せしものなりと云ふ。

* * * * *

顧ふに奥野將監が板谷峠の遺跡と稱するものも、亦此磯部、今別の類であらう。蓋し彼れ不義にして著名なる奴原は、人の知らぬ地方に遁込み、其邊にて窮死したのであらう。

考ふるに同村は西行法師が所謂「陸奥は奥床しくぞ思はるゝ壺の石碑外が濱風」の外が濱の地にて、附近には野田の玉川(外ヶ濱人は仙臺の伊達政宗に名所を盜まれたりといへり)もありて、景色絶佳なれば、風流人ならぬも、如何にも足を停め得らるべく、又一には不忠者の標本にて、何處にも擯斥せらるゝの結果、廻り廻つて遂に極北の僻地に身を潛めたるに非ずやとも思はる。如何のものにや。

(甲山漁史報)

英雄の性癖

酒の好悪は人々の天稟なり。或は好み、或は好まず。而も十中の七八まで概ね之を好むが如く、英雄の多くも之を嗜みて、亦精力を其酒量に加ふ。「臣等死をだに且つ避けず。卮酒安んぞ辭するに足らんや」の語ある所以なり。是に於て乎好酒と好色とは相並びて、英雄の特癖を發揮し來る。曰く「酒飲む可し、兵用ふ可し」。曰く「醉ひては枕す美人の膝。醒めては握る四海の權」。論理の會するもの無しと雖も、事や豪放磊落に聞ゆ。是を以て古來豪傑の徒、動もすれば二者に沈溺して、一往還らず、是が爲に身家を失ひ、大事を敗る者、踵を數千載に接したり。心に雄大、崇高の理想ありて、之を當世に實現せんと欲する者の、深く大に愼む可き所なり。

(「英雄論」より)

元禄快擧録（下篇）

元祿快擧錄目次

下篇

二百八　主從の訣別（左六、幸七の放遣）……四八七
二百九　内藏助の書（悪七、良雪等に與ふるもの）……四八八
二百十　同（同）……四八九
二百十一　同（丹女に與ふる書）……四九一
二百十二　泉岳寺への參詣（討入の協議）……四九二
二百十三　一黨の出發（堀部彌兵衞宅の祝宴）……四九三
二百十四　同（堀部彌兵衞の俳句 村松隆圓の辭世）……四九四
二百十五　同（大高源五が湯飾屋の俳句）……四九五
二百十六　同（富森助右衞門が母衣、磯貝十郎左衞門の決心、寺坂吉右衞門の密着）……四九六
二百十七　一黨の武器……四九七
二百十八　一黨の年齡……四九八
二百十九　一黨の行裝（各自の佩刀）……四九九
二百二十　同（大石内藏助の行裝 吉田忠左衞門の辭世）……五〇〇
二百二十一　同（小野寺十内、間喜兵衞及 □□與左衞門の辭世）……五〇一
二百二十二　同（木村岡右衞門の辭世、岡野金右衞門 矢頭右衞門七の孝情）……五〇一
二百二十三　一黨の進軍……五〇二
二百二十四　一黨の部署（吉良邸の光景）……五〇三
二百二十五　東部隊の討入……五〇四
二百二十六　東部隊の戰鬪……五〇五
二百二十七　同……五〇六
二百二十八　同……五〇七
二百二十九　西部隊の討入……五〇八
二百三十　西部隊の戰鬪……五〇九
二百三十一　同……五一〇
二百三十二　上野介の發覺……五一一
二百三十三　上野介の最期……五一一
二百三十四　一黨の凱歌（土屋邸への通告）……五一三
二百三十五　吉良邸前の休憩（大高子葉と富森春帆の唱酬）……五一四
二百三十六　一黨の引揚（回向院前の聚合 引揚の順路）……五一六
二百三十七　仙臺邸前の誰何……五一七
二百三十八　義徒と細井廣澤……五一八
二百三十九　磯貝十郎左衞門の言動……五一九
二百四十　泉岳寺への到着……五二〇
二百四十一　復讐の奉告祭……五二〇
二百四十二　泉岳寺の一日……五二三
二百四十三　同（主税の意識 内藏助の思慮）……五二三
二百四十四　同（高田郡兵衞の叱斥）……五二四
二百四十五　公儀の處分（泉岳院への報告 寺坂吉右衞門の使事）……五二五
二百四十六　仙石邸への自首（吉田忠左衞門 富森助右衞門の使事）……五二六
二百四十七　檢按使の差遣……五二六
二百四十八　吉良邸の檢按（同家の中立）……五二八
二百四十九　同（死傷の人名）……五二九
二百五十　隣邸の檢聞（三家の中立 室鳩巣と新井白石）……五三一
二百五十一　其角の手柬（討入當夜の光景）……五三二
二百五十二　同（本人の僞書 賴山陽の謬評）……五三三
二百五十三　上杉家の躊躇……五三四
二百五十四　幕廷の同情……五三五
二百五十五　四家への御預……五三六
二百五十六　久松邸の一莢物（波賀淸太夫）……五三七
二百五十七　一黨の□邸……五三八
二百五十八　御預の宣告……五三九
二百五十九　仙石邸の問答……五四〇
二百六十　四家の受□（内藏助父子の訣別）……五四一
二百六十一　細川家の款待（越中守の□□）……五四二
二百六十二　同（□□と□□）……五四三
二百六十三　討入覺書（□□右衞門の手記）……五四四
二百六十四　同（同）……五四五
二百六十五　細川邸に於ける内藏助……五四七
二百六十六　細川邸に於ける義徒（□□□□越中守の□意）……五四八
二百六十七　同（富森助右衞門、堀部彌兵衞 瀨山又之丞、間喜兵衞）……五四九
二百六十八　同（寺井玄溪に與ふる書 大石、原、富森の歌、句）……五五〇
二百六十九　同（天野彌五右衞門の賞、□藏助の辭、細川家士の□意）……五五一
二百七十　久松家の待遇（同家より伺及指令）……五五一
二百七十一　同（隱岐守の延見）……五五三
二百七十二　久松邸に於ける主税……五五四
二百七十三　同（彼の警語）……五五五
二百七十四　毛利家及水野家の待遇……五五六
二百七十五　小山田一閑、岡林杢之助の自刃……五五七
二百七十六　上野介の首級……五五八
二百七十七　上野介の法號（大石には徵りし 吉良四世の墳墓）……五五九
二百七十八　天下の輿論（室鳩巣の書 諸家の同情）……五六〇
二百七十九　一黨處分の議（林鳳岡の名分論 荻生徂徠の法治論）……五六一
二百八十　日光宮の大慈悲（法親王と大樹との）……五六三
二百八十一　一黨最後の準備（同葬の希望 □訣の□）……五六三
二百八十二　同（寺井玄溪に與ふる最後の書）……五六四
二百八十三　同（小野寺十内が其室丹女に與ふる書）……五六六
二百八十四　同（同）……五六八
二百八十五　四家への内諭（細川侯の諷示 壯年義徒の秘し□）……五六九

二百八十六　同（久松家の訓示、義徒の覺悟、波賀淸太夫の慨言）……五七〇
二百八十七　吉良左兵衞の配流（上杉侯の遠慮、吉良家臣の處分）……五七一

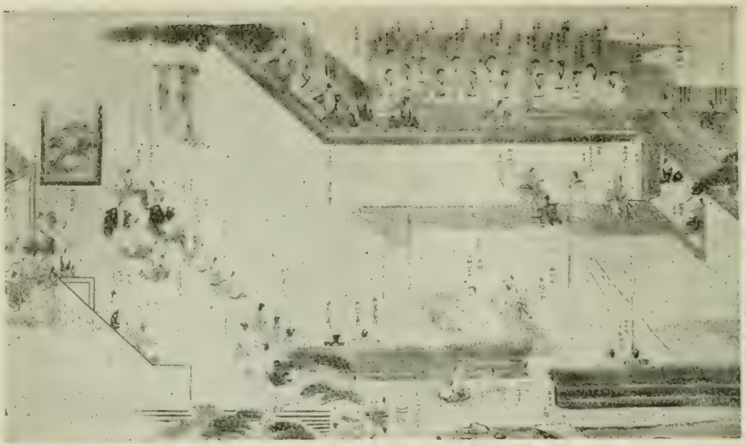

原本口繪
細川邸に於ける義士切腹の圖（安場男爵家藏）
是れ切腹現場に列せし細川の家士右田才助が目睹のまゝを描寫せるものなり

二百八十八　檢使の任命（四家の準備）……五七二
二百八十九　一黨切腹の宣告……五七三
二百九十　細川邸に於ける一黨の訣別……五七四
二百九十一　細川邸に於ける一黨の遺言……五七五
二百九十二　同……五七六
二百九十三　細川邸に於ける一黨の切腹……五七七
二百九十四　久松邸に於ける一黨の切腹……五七八
二百九十五　毛利邸に於ける一黨の切腹（大高源五と波賀淸太夫、武林唯七と鱒正右衞門）……五八〇
二百九十六　水野邸に於ける一黨の切腹（一黨の葬儀、細川越中守の名言）……五八一
二百九十七　一黨遺子の處分……五八二
二百九十八　同（矢田作十郎の振舞）……五八三
二百九十九　同（四人の配流）……五八四
三　百　輿情の沸騰（制札の破毀、鳳岡の抒歎）……五八五
三百一　事後の寺坂吉右衞門……五八六
三百二　事後の寺井父子及內海道億……五八八
三百三　丹女の自盡……五八九
三百四　妙　海　尼……五九〇
三百五　一黨遺子の赦免（其榮達、淺野家の存祀）……五九一
三百六　四十六士の墓碑……五九二
三百七　二基の寺坂が碑（其一は刃道喜劍）……五九三
三百八　義士の遺蹟（京都、山科、近江、赤穗、東京）……五九五
三百九　棺を蓋うて事大に定まる（名家の斷案及名著）……五九五
三百十　同（史傳の續出、教語）……五九六
附　錄……五九七

上篇に於ては、事端の發生から、一擧の切迫までを講じ、中篇に於ては、其中間に亙る誠僞、忠姦、勇怯、義不義、個々の行動を概見した。今茲に下篇に於ては、上篇を追ひ、一擧の決行から、義徒の處分に至るまでの發落に說及び、本快擧錄を完結する。

二百八　主從の訣別

左六、幸七の放遣

快擧の時期が愈々確定したので、義徒は何れも討入から死後までの準備に從事した。所緣の人々に遺書を贈る。一擧に關する書類を燒棄てる。要は遺憾と後累との無いやうにと心掛けた。其用意も亦到れりだ。併し我々快擧錄を修める者に在つては、燒棄てられた其書類が惜かつた。それが今日まで存して居たなら、一層義徒の面目を發揮することが出來るであらう。是は自分一個の愚癡。扨又義徒中僕を有した人々は、之と同時に、一々其者共に、暇を遣はした。中に就いて、二百餘年の下に尙同情に堪へぬのは、大石內藏助の若黨左六幸七の兩人と、近松勘六の僕甚三郎とである。

內藏助の若黨室井左六と加瀨村幸七とは、孰

れも忠實の者であつた。幸七は主税に從ひ、左六は内藏助の伴をして、江戸に下り、石町三丁目の僑居まで追隨し、誠意に兩主人の爲に働いた。彼等は瀬尾孫左衞門と違ひ、何處までも主人に殉する積りである。が、主人には主人の思慮がある。十二月十三日の事であつた。内藏助は兩人を呼んで、

『火急な用事が出來たから、國許まで書狀を遣はさねばならぬ。苦勞ながら其方等兩人にて向つてくれい』

と命じた。一擧の切迫は、昨今諸士の光景にて知れて居る。扨はそれと無く暇を出されるのであらうと、兩人は胸を塞がらせ、

『如何やうな御用かは存じませぬが、年内も最早餘日もおざりませねば、來春早々に遊ばされては、如何なものでおざりませう』

といふ裏にも、兩人は涙眼に暮れた。が、

『それが延々にされぬ大切な用事ぢや。此際急いで參つてくれい』

と内藏助は何處までも眞面目である。兩人は聽いて惶惑した。『扨は一擧に關する至急の御用でもあらう歟。それならば、往いて還るまで、まだ討入の間はあらう』と、進まぬながら觀念し、

『さほど大切な御用でおざりまするならば、兩人氣を注けまして、是から發足仕りませう。さりながら……』

と言ひかけて、再び聲を飮んだ。内藏助は之を看取して、『下郎にも亦斯る忠義な者もある。不愍な奴よ』と心中に嗟嘆しつゝ、

『其方等の心入れ、可嬉しく思ふぞ。併し當地に仔細は無い。安心して參れ。書狀は伏見まで屆けて參れば宜しい』

と懇諭し、父子は交々多くの金子其他を與へて出し遣つた。伏見とは義徒の爲に書牘往復の仲介を引受けた、同處の大塚屋と見える。内藏助は兩人に交附した書中に、此際の心情を記しながら、賴朝の本營に討入前、曾我兄弟が其郎黨兩人を揮ひ去つた當時の事を想ひ出で、『家來兩人登せ候て、昔の鬼王童三郎もかくやらんと、泪に一笑申事に候』といつた。内藏助の有情、亦眞に掬す可きである。

附言。近松勘六の僕甚三郎が忠節は、曩に既に講じたから、此には省略した。

二百九　内藏助の書

惠光、良雪等に與ふるもの

扨内藏助が左六幸七に交附して持參させた書面は左の通りである。

『家來左六幸七暇遣差登せ候間、一筆致啓上候。甚寒に御座候得共、各樣彌御堅固可被成御座、珍重奉存候。其許御城主も被仰付、珍重之御事に御座候。前々之通無相違、寺社領も被遣候事に候哉。無心元存候。

私在京之内は何角不得心隙候て、以書狀も不得御意、御無音に罷過候。兼而御聞及も可被成、十月初京都出足、無異儀父子共下着仕候事に候。今日迄一段と兩人共無病にて罷在候。誠に佛神之御加護と難有喜悦仕候事に御座候。在京之内は從公儀も拙者へ附人有之、一足も踏出候儀不成旨、慥成筋より聞出候などとて、岡本次郎左衞門糟屋勘左衞門等彼是申候得共、不慥之儀、承正申候事に不及、若左樣之儀も候はゞ、其節之了簡可有之と、其手だてをも致罷立候處、道中御關所無滯、少も心懸之儀無之下着仕候。爲申談鎌倉へ立寄、五六日滯留、夫より川崎近處平間村と申處に在宅申、其後石町へ致借宅、父子、十内小野寺幸右衞

門（潮田又之丞）清助（近松勘六）瀨左衛門（大石）金助（未考）半之丞（菅谷）三村次郎左衛門、家來三人（左六、辛七、甚三郎）にて罷在候。孫左衛門（瀨尾）爲助（矢野）は平間村に殘置候。同志之者共、麹町に四軒、湊町、源助町、石町、本庄に二軒、都合十軒餘に、五十人餘借宅申候。方角により浪人共追々下着、拙者共罷下候取沙汰色々有之、御老中にも御存知之旨に候得共、何の御いろひも無之、うち破り候迄は、各別共通に被成置候事と被察候。亡君のため忠死を感じ思入道理歟、何之滯も無之、安堵罷在候。折々上野介殿他行を承り、晝夜心をくだき、途中心懸候得共、不仕合にて出合不申、居屋敷へも二三度間者を入見申候處、無滯、因是近々打込申事に候。乍此上首尾能兼而之に望達候樣願存候。最早間も有之間敷、其節之趣追々御聞及可有之候』

原本口繪　大石内藏助介錯の刀（安場男爵家藏）
撮影の際刀尖より光芒を發す。神彩奕々人をして一靈異を感ぜしむ。下に在るは内藏助の兩掛。忠僕八助が荷擔して追隨したる物。

是に由つて第一に見ることの出來るのは、内藏助が京都出發の際、岡本糟屋等の腰拔連が百方此擧を逗撓せんと試みた一事である。是は得てある手段である。自分等が逃脫の眞意を押匿さんが爲に、『政府の探偵は實に非常である。それに今足を揚げられては、唯ゝ大事を誤るばかりである』などと分別らしく申立てて、『それでも強ひて一擧に出でられるなら、左樣な無謀な企には、自分等は應じられぬ、などいはうとする。さりながら是等の恫喝に毫も狐疑せず、大義に斷じて決然として京都を發足した處に、内藏助の斤量は見える。而うして寧ろ反對に、幕府は内藏助等をして『遣るだけ遣らせて見よう』とした事が、此書に由つて詳察される。幕廷にも亦人ありと謂ふ可しだ。

本書は次いで變心脫盟の者共が身上に言及した。

『上方にて追々變心之者共之儀、御聞及可被成候。其許へも歸り居申者多く御座候。佐々小左衛門父子無恙可有之、上方にて岡本次郎左衛門、糟屋勘左衛門、小山源五左衛門、進藤源四郎、仕方不及是非、人外之事共、品々樣々之事共、申も御恥かしく存候。奧野將監、河村傳兵衛存外之儀どもに候。只今に至り候ては、杢之助（[illegible]）源左衛門惣左衛門了簡が增と存事に候。當地に下り候ても、中田理平次、中村清右衛門、鈴田重八、家來瀨尾孫左衛門、矢野爲助、爰許勝手にては、田中貞四郎、小山田庄左衛門立退申候。古今不珍敷事に候得共、是迄罷下候處に、右之通驚入申候。孫左衛門儀は、於山科達而差留申候得共、却而罷立申罷下り、事急に罷成り立去候。[illegible]外聞と申、死後迄も人口[illegible]中候處、無是非次第に候。右之品々申入候事にも無之候得共、書付候』

二百十　同　同

内藏助の書は蔗境に進んだ。

『此度暇[illegible]遣候、家來両人共、爰元無

人、相宿も多候得共、晝夜膓を惜まず
勤畢、過分、不便に存事に候。急成事
可有之と存、暇遣候。拙者存命二つ
も有之候はゞ、此兩人事は、何方へなり
とも無心申、安座申候樣に仕遣度程
に存候。役にも立可申者にて候。若相
應之思召も御座候節は、此者共之儀、
御言葉を被添可被下、賴存候。
此度申合候者共四十八人にて、かや
うに志を合申儀も冷光院殿此上之
御外聞と存事に候。死後爲御見分遣
置候口上書一通、寫進候。何れも忠
信之者共に候間、御ゑかうをも被成
可被下候。其場にて生殘り候者共、定而
引出され御尋御仕置にも可被仰付、勿
論其段人々覺悟之事に候。可御心易
候。尙樣子御聞被成度候はゞ、京都寺
井玄溪へ御尋可被成候。樣子候て、能
存罷在候』

此に四十八人といふに由つて、本書の草せら
れた時までは、毛利小平太が留居た事が分る。
而うして內藏助の言を聽け、『かやうに志を
合申儀も、冷光院殿此上の御外聞と存ずる事
に候』と。彼の志たる、一つには、臣子の本
分から亡君の欝憤を散ぜんとするのであるが、
又二つには、遺臣等が身を棄てて君恩に報ずる
のは、內匠頭が日頃一藩の訓練撫育の結果であ
るといふ事を實地に立證し、君德卽ち亡君の
名譽御外聞を顯さうとするのである。

終りに彼は身家の上に言及した。

『將又拙者妻事、存寄御座候て、京方
離別仕、緣者方へ返し申候。倅、娘
儀いか樣に罷成候とも、夫迄之事に候。
併愛許へ罷越候て、承候得ば、
次男吉之進事出家に成り、何方へ貰遣し
候由に候。不存寄事に候。以後萬々一
無別條、世間に罷成候樣にも候はゞ、
吉之進事は一度武名之家をおこし候樣
に仕度事に候へば、少は心底に懸り
申候。此儀も存間敷事に候得共、人
情凡夫之拙者に候得ば、御恥敷事に候。
乍去一事之邪魔に罷成候樣なる所
存、毛頭無御座候。御氣遣被下間敷候』

彼の親戚は、彼が一擧後に罪累を受けさせま
いと、主税の弟吉之進を得度させたものと見
える。內藏助が之を聞いて、歷世武門の名家を
して出家禪門に下らせるを遺憾とするのは、無
理もない。さりながら此恩愛の情の爲に『一擧
の邪魔に罷成候樣なる所存は、毛頭御座なく
候。御氣遣下さる間敷候』といふに至り、大丈
夫の精神金鐵の如く、百世の下尙頑懦を起す
可きである。最後に、

『良雪樣、去年以來之御物語、失念不
仕、日々存出し此度當然之覺悟に罷
成忝次第に御座候。日來御心易
得御意候各樣故、別而御殘多、御暇
乞旁、如此御座候。死人に口なし。
死後色々之批判とりどり可有之と察存
候。知貞御坊へも同前に申度候。遠林
寺、神宮寺、若噂も御座候はゞ、宜敷
御心得可被下候。恐惶謹言。

十二月十三日　大石內藏助　華押

惠光樣
良雪樣
神護寺樣

尙々此書狀、家來に可遣と存候へど
も、若道中にて滯候ては如何と存、
差控候。死後大津か其許へ相達候樣
にと賴置候。家來兩人登せ申に付、
昔の鬼王、童三郎もかくやらんと、泪に
一笑申事に候。以上』

惠光は赤穗華岳寺の第四世滅傳惠光、良雪

原本口繪　泉岳寺義士の墓

は嘗て久しく徒弟として華岳寺に在り、當時同新濱の正福寺の住持で居た。それから神護寺は周世村に在る大石家の持佛堂とも謂ふ可き寺で、是は良雄が祖父內藏助良欽が持佛の觀世音を安置せんが爲に建立した處である。全體內藏助には方外の交が多い。良雪も亦其一人にて、方外から一擧を贊し、禪機を揮つて、內藏助を啓沃したものと見える。「此度當然の覺悟に罷成、忝次第に御座候」といふのは、之に對してであらう。死生の際に處して、尙益友の高義を懷ひ、兼て知己の情誼に答ふ。此人の襟度は益々見る可きである。

附言。大阪の人大江東陽が「思出草」に、殿中凶變の注進始めて內藏助の許に達した時、內藏助は華岳寺の住持と局を圍んで、碁を鬪はし居た事を傳へてから、後の作者は直ちに其住持を良雪と斷定し、「思出草」に在る圍碁上の話を以て、此內藏助の手柬の末文に對照し、實しやかに述べたてて居る。さりながら、早水、萱野が最初に注進を齎したのは、三月十八日の亥の刻卽ち夜半であるといふのに、內藏助が華岳寺で局を圍んで居たといふからが、既に少々變である。其上「思出草」は「城中よりは早々參らる可き由いひ來る」といふ。假に之を事實とすれば、諸士は內藏助よりも早く事變の注進に接して、夜半に城中に會し居る譯となる。愈々可笑しいでは無い歟。況んや內藏助が狼狽して飛出す處を、住持が引留めて、更に一局を圍み、併せて訓戒を加へるなどいふもの、何處までも市井人の胸臆から割出した根なし草、內藏助を知らざるも亦實に甚しい。餘り馬鹿々々しいから自分は取らぬ。

二百十一　同　丹女に與ふる書

內藏助は又別に一書を認め、兩人に附して小野寺十內の室丹女に寄せた。

「家來左六幸七、いとま遣し、のぼせ候まゝ、一筆申入候。けしからぬ寒さとなり申候。いよ〳〵御そく才のよし、をりをり十內殿御便りに承り、ちん重にぞんじ候。愛元十內殿一だんと御無事、拙者相宿にて、晝夜御心易く申だんじ、大慶にぞんじ候。少もわづらはしきこと御座なく候まゝ、御氣遣被成間敷候。嘸々かくべつの御あんじと、御しんていのほどおしはかり、御噂のみ申事に御座候。こゝもとへ下着候て、存の外永滯留にてこまり申候。しかしながら、この方しゆび、一だんとよろしく、かねてそこもとにてとなへしとは、かくべつちがひ、大慶申事に御座候。かねてのうち、しゆびよくらち明可申と、先は今までのしゆびども、のこる所なく候まゝ、

御あんじ下されまじく候。もはや間もこれあるまじく候。前々申通、十内殿御一家方、大勢御そろひ、此度忠志の御事、誠に御しんせつの御志、後代迄の御外聞と、さて〳〵御うら山しく存候。われら一家ども大こしぬけどもにて、のこり留り候は、われら父子、同名とては、瀨左衞門ばかりにて候。めんぼくなき仕共に候。家來孫左衞門事も、去る六日立のき候。元來かろきものにて候得共、われら外聞ともぞんじ、よろこび申候ところ、不屆至極にぞんじ候。しかし高きも賤しきも、めづらしからぬは、此一事にて候、幸右衞門殿、源五殿、その外とも御無事、隨分すくやかなる事どもに候まゝ、御氣遣あるまじく候。次第におしつめ候へども、いつ年の暮とも、來る春とも、さらにわきまへず、うか〳〵と年月を送り、この程は鳥おひ抔參り候てこそ、年のくれとはおどろき參らせ候。さてもをかしきわれ〳〵の身のさまと、十內殿と申わらひ候。在京の內はたび〳〵參り、御目に懸り、御ちそうに成候。何も何もむかしがたり、夢のこゝ地にぞんじ候。よほどゐなじみ候ゆゑか、ともすれば、都のことのみ申出し、なつかしく、のこり多く、うち寄、一笑申事に御座候。此度いとま遣し候兩人のものども、むかしのおにわう、どう三郎、同事におもはれ、笑申事に候。兩人事、此節つゝがなく、晝夜身をしまず相勤候心ざしのほど淺からず、過分の事共に候。かろきもの共に候へども、用にも立可申者どもと、一しほ不便にぞんじ候。左六立より可申旨、うけたまはり候ゆゑ、十内どの御無事のよし申しんじたく、又は御いとまごひのため、かた〳〵かくのごとく御座候。もはや御返事下され候事、御無用にぞんじ候。かしこ。

大いしくらの助

十内殿御内儀さま　參る

書辭何等の從容ぞ。『道理貫心肝。忠義徹骨髓。直須談笑死生之間』とは、それ是等の謂であらう。

二百十二　泉岳寺への參詣

討入の協議

一黨の義徒四十七士が待ちに待つた十二月十四日は端なく還り來た。恰も今日は故內匠頭の忌日である、人々は大に勇み立つた。亡君御尊靈には我々の忠志を御照覽あらせられ、一擧を導かせられると覺える。敵を討取ること疑ない。是が御名殘の御暇乞。是から泉岳寺に詣で、一つには御靈前に參拜し、又一つには同寺に於て今宵の手筈を定めようと、大石內藏助を始めとし、重立つ同志十餘名は相約して、冷光院殿の御墓前に會合し、何れも丹誠を凝らして、今宵の捷利を默禱すること良暫く、乃て方丈を音なひ、『今日は亡主の御忌日ゆゑ參詣いたしたのでおざるが、我々舊同僚の者共、何れも近々四方に離散いたすので、再會のほども覺束ない。それで茲に永の別離を惜みたう存じまする。就いては御一室にて御齋にも預り、寛々物語なども致したうおざる。此儀御許容下されたい』と言ひながら、白銀三枚を包みて呈出した。『それは御心易い事、去來御通りなされ』とて、客殿に請じ、時を移さず膳は供せられた。人々は之をしたゝめ了り、命じて膳部を撤しさせながら、『是より打寛ぎ、話しながら一睡いたせば、間の御襖御立切り下されたい』と、衆僧を謝絶して、茲に方略の協議には入つた。

内藏助は乃ち諸士に向ひ、

『一般の方略は前に決定した起請文の前書及人々心得の覺書にて盡して居る。今は討入の手立を頒ち申す可し。一黨四十七人を甲乙の二隊に分け、拙者は其甲隊を以て東面の表門から攻入るでおざらう。方々の御勸に委せ、倅主税は乙隊と俱に西面の裏門から討入る可し。主税事、御覽の通りの若輩におざれば、其方面は吉田殿小野寺殿二老の御後見を賴み存ずる。總じて三人一組となり、進退を俱にせらる可し。目ざすは野州一人でおざるぞ。爾餘の敵に關つて時延々になつては相成らぬ。手剛き猪支へなば、追取圍んで討取らせよ。衆士は一人一體でおざる。役の輕重、功の高下は、此場合には論ずる所でおざらぬ。室内の闘は若手の事、老功の方々は都て室外に在つて、口々を固め、敵の逃脫に備へ、兼て壯年を激勵せられたし。人々の進退は合符を視あひ、室内暗うして物色も分かずば、互に合辭を用ゐられよ。身方一處に相會うて「山」歟と問はゞ「川」ぞと答へ、俱に同士討を避けねばならぬ。若し合辭を掛けられて、早速の返答に躊躇ふ者は、會釋も無く討つて棄てられよ。其他は豫定の通りと心得給へ。今夜丑の上刻(午前の二時)までに必らず例の三箇所に參集せらる可し。何れも此儀を一黨の衆に傳へ、それ〴〵用意せられよ』

と、遺る所もなく訓示した。一座は皆眉を昂げ、口を揃へて『承つておざる』と答へつゝ、さらば準備に取掛らうと、日は亭午に近づく頃、各々泉岳寺の門を出でた。

原本口繪　泉岳寺義士の墓道

附言。俗人は動ともすれば義徒の行使した金額を多く言ひたがる。此日泉岳寺へ差出した回向料の如きも、亦其一つである。鳩巣翁までが誤られて白金三百兩などといふ。されど其實白銀三枚なる可きは、當時の事情にて推知することが出來る。それで自分は義臣傳一の所傳を正なりと信ずる。

二百十三　一黨の出發

堀部彌兵衛宅の祝盃

豫て頒たれた特別方略「覺書」の第一條に由り、三ケ處の集合點は指定された。其一は本庄林町の堀部安兵衛武庸が宅、其二は本庄三ツ目橫町の杉野十平次次房が宅である。何れも劍客の浪人と觸込んで、借受けた住居であるから、一黨多數の集合には恰好である。其三は本庄二ツ目相生町三丁目の神崎與五郎則休と前原伊助宗房が開いた小豆屋米屋の合名店で、此最後の集合點は最も敵家の吉良邸に近い。それで申さば堀部が宅は本隊の屯營、杉野が宅は前衞の屯營、合名店は前哨のそれに當るのである。扨其參集定刻は、覺書の第二條に由り、丑の上刻即ち午前の二時と定められた。是は言ふまでも無く、吉良家の茶讌が夜會であるから、一つには客の散じて、一家の寢靜まるのを待ち、又一つには市上の通行絕えるを待ち、成るだけ人に見咎められまいとの用意である。それで一黨は約束の時間を違へず、三々五々に定刻から各自の集合點に聚まり來た。いでや其行色の一斑を回顧しよう。

*　*　*　*　*

一黨中にて家族と同居せぬ人々は、數日前から本國に引込まねばならぬと稱して、それ〴〵家を返す可き旨を家主に告げ、各自の家具荷物などの處分をなし了り、時の到るを待受けて、千載の一時至れりと、雀躍して其居を立出でる。就中一黨の總統領大石内藏助良雄は人々を出し遣つた後、小野寺十内秀和等と駕を傭うて、宵に石町の僑居を立出で、途すがら兩國矢の倉米澤町の堀部彌兵衞老人が宅へと立寄つた。老人は聞えた武邊の古兵、一家の妻子も亦皆家風を墜さぬ人々である。それで晝の間から討入首途の祝の準備は整へられた。即ち出陣の吉例を按じ、戰には搗栗、勝ちてはよろ昆布などの取肴に、何も敵の首級を擧げて、名を後世までも取れやとて、寒鴨を調理して、菜鳥の吸物さへ設けらる。加之金丸の甥佐藤條右衞門、堀部九十郎は間接に今夜の快擧を助けんとて、宵から此に伺候した。義徒は追々に此家に音づれる。其中總統領も入來る。一家は一々之を歡迎し、祝ひの酒宴は茲に開かれた。『丈夫非無涙。不濺別離際、仗劍對樽酒。恥爲遊子顏。蝮蛇一螫手。壯士且解腕。所志在功名。別離何足患』主客は倶に眉を開いて、頻りに盃を旋らした。其中早くも子の刻に達したので内藏助は十内を催し、「我等には一黨への指圖もあれば、一足お先きに」と別を告げ相伴うて、堀部安兵衞が林町宅の集合所へと赴いた。

附言。衆説紛々として底止する所の無いのは、一黨の討入談である。先づ今十四日午前の泉岳寺參集を一黨總會議の如く傳へるのが、其の一つ。「義人錄」及「義臣傳」の作者も之に據つた。併し此參集が十餘名に過ぎなかつた事は「寺坂談」にて知れる。それから内藏助が故主の未亡人瑤泉院の許に伺候して、歸國のお暇請をしたといふのが、其の二つ。是は全く虚傳であつたと、鳩巣翁も打消した。次には今夜堀部彌兵衞が宅に立寄る前に、内藏助が主税を伴うて、南部阪の淺野土佐守邸の邊に到り、餘所ながらのお暇請、即ち講談や浪華節に所謂「南部阪雪の別れ」の一段が、其の三つ。是も亦痕跡も無き揑造説。次は今夜彌兵衞宅を立出でた後、饂飩屋久兵衞が店での總會食といふのが、其の四つ。是等は當時から傳はつた一節と見え、鳩巣翁は「義人錄」の上に詳記した。が、亦事實を誤つて居る。それは「寺坂談」に『本庄饂飩屋久兵衞へ參り候も、虚說なり。上野介殿近所と申、左樣卒爾なる事無之候』といふも、證とす可し。但し義徒の三人や五人立寄つて、一杯引掛けたぐらゐな事はあつたらう。それは後に講ずる所があらう。まだあるが、餘り煩いから、此邊で止めて置く。

二百十四　同

堀部彌兵衞の詩句
村松隆圓の辭世

世に豪爽なるは堀部彌兵衞老人である。彼は討入の時日が確定してから以來、意氣衝天である。『我等今は年こそ老いたれ、其場に臨んでは、若者共に後れを取る可きや』と勇み起つたが、十三日から大雪となつたので、氣を焦ち、此分では明晩の乘込容易で無い。門の扉を打破る可き歟、それとも長屋の屋根を乘る可き歟など、苦心しつゝ、其夜は枕に就いた。心神の結ぼれる所は、不思議にも夢となるものである。うと〳〵とする間に、忽ち彼は夢中に一首の俳句を獲た。

「雪霽れて心に協ふ朝哉」

彼は夢覺め、已に反つても、其句はまざ〳〵記憶に在る。二三度自ら打誦しながら、今十四日の朝起出でて看れば、此人寰こそ銀世界となつたれ、空は追々に霽れて來た。『扨は靈夢を

蒙つた歟。今宵の勝算疑ひなし」と同志に告げれば、人々の勇氣は益々倍蓰し來た。蓋し彼は老練の古兵、靈夢を借りて、衆を勵ますの擧に出でたの歟とも思はれるが、夢中に句を獲た例は、古今に尠からぬ。精誠の凝結する所、眞に之を獲ないとも限られぬ。

それで彼は今曉から祝の酒を酌んだ。宵は宵とて同志の饗應に亦又幾杯を重ねたので頻りに睡氣を催した。「此處から參集場までの路程は近し。討入時刻までには、まだ間がある。此裏に一寸一睡しよう。時刻が迫つたなら、起して呉れい」といひながら、內室と令嬢に介抱させて、肱を曲げたが、鼾聲忽ち雷の如く、心地快げに黑甜鄉に入つた。吁此綽々たる餘裕あつて、以て大事に任す可しだ。既にして漏斗は移る。佐藤條右衞門と堀部九十郎は言合せ、伯父上もうお目覺になつても宜しい頃でござりまする」と搖起せば、「アヽ元氣が回復した。さらば直に打立たう」と支度を整へ、得意の長槍を仗いて立出でうとする。此時安兵衞と許嫁の幸女は十七であつたが、老父を呼びとめ、「父上、今夕のお働には短槍の方が御便利のやうに伺つて居りましたが……」と注意した。「左樣左樣、流石に我娘ぢや。好く氣が着いた」と大機轉。其場に槍の柄數尺を切つて捨て、「それにしても鑓が無くては協ふまい」と、條右衞門に命じて割入れさせ、二三度之を突狙らし、「アヽ心地よし／＼」と打ゑみて、茲に家人に別を告げ、二人の甥に扶けられて、神崎前原が合名店へと赴いた。

＊　＊　＊　＊

同じ老人の中にて村松喜兵衞入道降圓は親友に宛てて一書を遺し、

『此度の大義、老の身にては果敢々々敷働も罷成間敷候へども、息三太夫が所存に任せ如斯に御座候』

と記しながら、其奧に、

『命にも易ぬ一つを失はゞ逃隱れても此を遁れん』

と一首の辭世を留めつゝ、豫定の場所へと馳向ふ。「生者吾所欲也。義亦吾所欲也。二者不可得兼。棄生而取義者也」だ。其のすゞしさ、從容さ。それにしても此大義、自ら夙に思ひ立つたにも關らず、「息三太夫が所存に任せ如斯に御座候」といひて、同じ死出の旅途に伴ふ三太夫高直に花を持たせる父子の情、想ひ來れば餘哀がある。而うして此歌は兜頭巾の裏にも書きつけた。

二百十五　同　大高源五が溫飩屋の俳句

今十四夕吉良邸茶會の事實を確め、快擧の決行に尠からず貢獻した大高源五忠雄は、同じく參集の定刻に遲れまいと、同志數輩と打連れて、本庄指して急ぎ來たが、寒さは寒し、腹は減る。兎見れば、路傍に一軒の溫飩屋がある。『ヤア是は妙でござる。一杯傾けて、暖を取つて參らうではござらぬ歟』といへば、何れも『至極』と同意した。豪傑連は立入つて、「熱い處を」と吩咐け、手に／＼大白を引いて「甘い／＼」と飲みつゝある裏に、風と人々が耳に入つたのは、店の主が口語である。主に最前から給使をしながら、頻りに何やら考へては、「エー何の其の！何の其の！」と獨語つ。流石は斯道で子葉と號する大高源五、早くも之を聽尤め、

「主！　其方は先程から度々何の其の／＼と言續けるが、俳句の唸みでもあるの歟」

と問うた。

「是は恐入りました。實は此頃お聽の通りの冠付が出ましたので、一番、點になるやうな名句もがなと存じます所から、遂々口癖に出ましたので……」

と額を撫でた。

『それは話せる。其この名は何と申す』

『ヘエ私は溫飩屋久兵衞』

『ム、時に取つて面白い。自分が附けて進ぜよう』

といひながら、

『何の其の巖をも洞す桑の弓』

と口を銜いて卽吟した。

『是は御名吟』

とは亭主の感嘆。

『如何にも名吟』

とは同志の歡語。

『何の其の巖をも洞す桑の弓』

『さらば參らう』

と鳥目投出し、參集所へと赴いた。

附會。一つ多少の事實があれば、附會百出するのが、風說子の常套である。唯此一つの話に就いても所說は實に紛々である。

現に其時代に於て、此夜一黨が本庄の或茶屋に集合せんが爲に、薄暮に堀部彌兵衞老人が店に來つて、金三兩を投じ、六十人前の酒食の誂文をして立去り、夜半になつて、一黨の義徒悉く此に聚り來り、其時亭主と前の談話の結果、義徒の一人某が『何の其の』の句を吟出したと記したのは「義人錄」。

それが「一夕話」には忽ち楠屋十兵衞が店となり、蕎麥の誂文が五十八前、誂文主は大高源五、句の吟出者も亦同人となつた。

それから其れが「赤穗記」には更に溫飩屋久兵衞の店となり、溫飩の誂文が五十人前、誂文主は奧田孫太夫、句の詠出者は武林唯七となつた。

郢語燕說とは是等の謂であらう。且つ以上の諸書は其前に一同堀部彌兵衞が宅に一度總聚會し、其後此店に勢揃して、其儘敵營に向つたといふかと思へば、又三ケ所にも參集したといふ。一黨に取つて最も匆忙な討入前の半夜をば、彼方や、此方で、飮む事、食ふ事、聚まる事に、殆ど浮身を窶して居る。左樣な悾惘な義徒で無いことは、寺坂吉右衞門が談にて知れる。彼は現に之を打消し、本庄溫飩屋久兵衞へ集り候も虛說なり。上野介殿近所と申、左樣卒爾なる事無之候。彌兵衞は神崎の店へ參り、支度の由といふのが證據である。さりながら同句の吟出だけは、何れも一致する。是が卽ち事實の一つ。それから其店が溫飩屋久兵衞であつたと傳へられたのは、右の寺坂談で分る。それで店は此屋と知れる。彼と是とを併せ考へれば、此店に義徒の數名が立寄つた事實から、忽ち一黨打寄など卑しく張誇大に言觸らしたものと見える。而らして彼が如き豪爽なる句を吐囑する者は、恐らく子葉の外にはあるまい。是は「一夕話」の說を得たりと思ふ。是等の理由によつて、自分が本文に講じただけの事實を實在させる。

二百十六　同

富森助右衞門が母衣
磯貝十郎左衞門の決心
寺坂吉右衞門の歸着

富森助右衞門正因が日頃から覺悟ある士であつた事は、勤仕の日、何時でも二十金を懷にして、緩急の用に備へたのでも知れる。彼は豫め今日あるを思ひ、自ら位牌を作り、法名を記して、菩提寺に送り置いたほどであるから、時到れりと歡んで、家を立出でうとして、扨國難以來の事を回想すれば、當初自分を勵まして、義黨に入らせたのも母である。それで此際母の志をも併せて表したい。彼は乃ち意を決し、

『母上、愈〻時節到來いたしまして、是から討入らうと存じまする。が、何分にも此寒さ。何にても宜しうおざりますれば、下着に母上の召物を下さりませ』

と申出でた。母は歡んで、

『好く望まれた。何ぞ贐に進じませう』

と取出したのは、白無垢の小袖であつた。
―之を着て寒さを凌ぎ、天晴の働を爲し、潔く其場に討死なされ。努々此母が事など懷ひ、人に後れを取らぬやう、それのみ願ひ存じまする』
と立派に曉された。助右衛門は悲喜胸を衝く。
『決して御懸念遊ばすな。明朝の吉左右樂んで御待ち下されませ。左樣ならば御機嫌宜しう』
と言棄てて、母の襯衣を其身に着け、決然として家を出た。

* * * * *

磯貝十郎左衛門正久は鐵砲洲邸退散以來、老母を芝の將監橋附近に住する舍兄内藤萬右衛門に託し、自分は同町源助町に借宅して、同志と同宿したが、折も折とて此冬に入つてから、母は病の床に就き、容態日々に重り行く。それで十郎左衛門は一黨と倶に偵察巡警の任務に鞅掌する中にも、朝夕母を見舞うては、其看護を怠らなかつたが、愈々今夜討入といふ場合に臨み、母は危篤に陷つた。天性至孝な十郎左衛門は居ても起つてもをられない。討入らん乎、慈母、今はに遭ふ事が出來ぬ。躊躇せん乎、亡君の怨讐に報ずる機會を誤る。彼は憂思に轉々したが、猛然として意を決し、『大義親を忘るゝは此秋である』と、後をも顧みず、參集所を指して、其路を急いだ。

* * * * *

最後に寺坂吉右衛門信行は、吉田忠左衛門の命を受け、出發後の始末に時刻を費したので、息を切つて兩國矢の倉堀部彌兵衛の宅に驅着けて見れば、義徒は皆參集所へと赴いた後であつた。彼は遲れたりと、其儘轉じて本庄に向はうとするを、堀部の家族は引留め、『御身ばかり首途の祝に漏れられては延喜が惡い。サア一獻の立土器』と杯を侑められた。『それは忝うおざりまする。さらば頂戴』と二杯を傾け、一黨既に勢揃して、最早押出さうとする處に追着いた。

* * * * *

此他同志の六七人は、參集所へと赴く途中、兩國の向河岸に在る龜田屋に立寄り、これを最期の酒宴ぞと、互に杯を酌交し、時刻を見圖つて、銘々鳥目を取らせつゝ、何れも元氣好く立出でた。

二百十七　一黨の武器

一黨は約束を違へず、丑の上刻から下刻にかけ、卽ち午前二三時の間に、悉く三ヶ所の集合點に集まつた。而うして人々の腰に帶びた兩刀の外、攻擊用の武器其他は大張籠二つに容れて、第一の集合所堀部安兵衛が宅へ豫め廻してあつた。其品目は、

槍	十二筋	長刀	二振
野太刀	二振	弓	四張(内半弓二張)
鉞	二挺	大槌	六挺
竹梯子	二挺(大小)	大鋸	二枚
源翁(攻石槌)	二挺	木槓杆	二挺
鐵槓杆	二挺	鐵槌	二挺
鎹	六十本	取鉤(長細引附)	十餘筋
龕燈	一個	小旛	數十個
銅鑼	一個		

以上の中にて、槍は概ね九尺柄に截縮められてあつた。是は卽ち今夜の戰が室内戰であることを豫見してである。弓の中に二張の半弓を加へたのも亦同樣。大工道具は言ふまでも無く門戸其他の破壞用。鎹に至つては、敵の邸にて豫て夜襲をうけた際の通路として、處々に小門や潛戸を裝置し居るとの評判がある。それで左樣な箇處は皆是で打着けようとの用意であつた。それから長細引附の取鉤は、是を下から投掛けて、長屋の屋根を乘越えんが爲め、龕

燈一個は目指す敵の首級を擧げた時、照らして看んが爲の料。小笛は卽ち呼子の笛。最後の銅鑼は一黨引揚の合圖に用ゐんとて準備したのである。抑〻鼓して兵を進め、鐘して衆を收めるは、兵家の法、今は卽ち小勢の討入、お負けに枚をも含みたい夜襲であるから、陣太鼓は廢したが、引揚の際には銅鑼の必用がある。統領內藏助が素行子に學んだ山鹿流を用ゐたのが、此邊にて見える。

附言。自分は講じて此に至つて、義士傳を物した古人の不用意に呆れる。兎いふは以上の武器什具を竝べ立てれば、如何にも澤山あるやうに見えるので、其當時から早く內藏助は同夜多くの人夫を傭ひ、以上の諸具を擔がせて、敵邸に赴いたと取沙汰した。それを眞に受けて、市井の作者どもは、皆之を受賣つた。獨り鳩巣翁が之を疑つて、『傭夫を用ゆることは容易ならず』と排しただけは、見地あるに似たれど、『此れ疑ふらくは良雄等が家奴ならん』といひて、遂に「義人錄」の本文に、『卒をして鐵梃、竹梯、斧斤の屬を擔ひて以て從はしむ』と書いた所を看れば、翁も矢張竝べ立てた品書に浮と吊込まれた一人に幾い。さりながら試に其品目を仔細に吟味す可しだ。數は多いが、其中の鎹、源翁鐵槌などは、小風呂敷に包めば、腰にも着く。取鉤や、小笛は銘々分けて、襟や帶に皆着けられる。龕燈一個亦言ふにも足らぬ。是等を除いて、其他を一顧すれば、槍十二筋に十二人、長刀及野太刀各二振に四人、弓四張に亦四人、鉞二梃に大槌六梃、竹梯子二梃、大鋸二枚、木槓杆、鐵槓杆各二梃、銅鑼一個を合せて都て十七個、卽ち十七人役、之を總計して三十七人あれば皆運ばれる。況してや其中の二十個までは戰士の獲物〻〻たるに於てをや。且つ堀部が宅から吉良邸までは、道程僅々十二三町、何を苦んで市中の人夫を傭ふの愚を學ばんや。而うして人〻の從僕は業に既に悉く暇遣はした後であるから、鳩巣の推測も亦中らぬ。作者に多少の謀叛心があれば、斯かる愚説は出ぬ筈であるが、さりとは太平の天下である。寧ろ是等の愚説に由つて文恬武凞なる當時の樣が追想される。

二百十八　一黨の年齡

一黨は是から將に打立たんとする場合となつた。此機會に於て人〻の年齡を一顧するの必要を感ずる。茲に其老壯の順敍に由つて、之を列擧すれば、左の通りである。

堀部彌兵衞金丸……………七十六歲
間喜兵衞光延……………六十八歲
吉田忠左衞門兼亮……………六十三歲
間瀨久太夫正明……………六十二歲
村松喜兵衞秀直……………六十一歲
小野寺十內秀和……………六十歲
奧田孫太夫重盛……………五十六歲
原惣右衞門元辰……………五十五歲
貝賀彌左衞門友信……………五十三歲
千馬三郎兵衞光忠……………五十歲
木村岡右衞門貞行……………四十五歲
大石內藏助良雄……………四十四歲
中村勘助正辰……………四十四歲
菅谷半之丞政利……………四十三歲
早水藤左衞門滿堯……………三十九歲
前原伊助宗房……………三十九歲
寺坂吉右衞門信行……………三十八歲
岡島八十右衞門常樹……………三十七歲
神崎與五郎則休……………三十七歲
茅野和助常成……………三十六歲
片岡源五右衞門高房……………三十六歲
横川勘平宗利……………三十六歲
三村次郎左衞門包常……………三十六歲

潮田又之丞高教……三十四歳
赤埴源藏重賢……三十四歳
堀部安兵衛武庸……三十三歳
不破數右衛門正種……三十三歳
近松勘六行重……三十三歳
富森助右衛門正因……三十三歳
倉橋傳介武幸……三十三歳
武林唯七隆重……三十二歳
大高源五忠雄……三十一歳
吉田澤右衛門兼貞……二十八歳
矢田五郎右衛門助武……二十八歳
小野寺幸右衛門秀富……二十七歳
杉野十平次次房……二十七歳
大石瀬左衛門信清……二十六歳
村松三太夫高直……二十六歳
奥田貞右衛門行高……二十五歳
間十次郎光興……二十五歳
磯貝十郎左衛門正久……二十四歳
岡野金右衛門包秀……二十三歳
間新六光風……二十三歳
勝田新左衛門武堯……二十三歳
間瀬孫九郎正辰……二十二歳
矢頭右衛門七教兼……十七歳
大石主税良金……十五歳

以上觀來れば、七十歳代が一人、六十歳代が五人、五十歳代と四十歳代とが各四人、三十歳代に至つて十八人、二十歳代が十三人、十餘歳代が二人である。是に至つて麾に見るべしだ。名節を勵み、志氣を奮へば、八旬に垂んたる老翁も義に赴き、僅に成童に達した少年も殉難した。世に老人だからとて事を廢し、少年だからとて自ら放棄するは、己の傭人懦夫たることを自證するに異ならず。人々の深く鑑む可きは、此に在る。それにしても人生三十血氣方に旺盛である。一黨中に於ても十八人まで三十歳代の士で持切つた一事に視ても知る可きである。而うして思慮老熟の境は、自ら四十歳以上に求めねばならぬ。曰く大石、曰く原、曰く小野寺、曰く吉田等、其年齡は自ら棟梁の地位の幾分を說明するものがある。

二百十九　一黨の行裝

各自の風刀

一黨の人々は手に〳〵携へ來た風呂敷包を解いて、戎衣を取出し、各々結束に取掛つた。其行裝如何と顧れば、若殿達は多く緋紗綾の襌、老輩は槪ね白紗綾のそれを締めて各々頸から吊り、白無垢、黃無垢、淺葱無垢、取り取りの二重襦袢の上に、或は綸子、或は縮珍、或は緞子包の裏甲を重ね、腰から下には膝甲を擐らした。世に鎖帷子といふのは、此裏甲の事である。斯くて兩肩には脊鎧を貫いたが、それには甲のあるのもあれば、無いのもある。而うして裏甲の上には更に紅色或は樺色の絹裏したる定紋着の黑小袖を襲ひ、襦袢にも赤鎖を包み、浮紋などの伊賀袴、俗に所謂裁着を其上に穿ち、帶の上にも亦更に鎖入の上帶して、脛には脛當、脚には陣草鞋、又は陣足袋を履みしめた。斯くして黑羅紗の羽織を最後に襲ひ、夜目にもそれと著きやう、其兩襟と兩袖の端に白布を縫着けて、身方同志の合符となし、白布の端を後に旋して、之に淺野內匠頭家來何某と、一々姓名を記しつけた。が、間には合册に姓名を書いて、別に後に着けた人々も見えた。以上結束した上に、同じく鎖入鉢卷しごきなどの襷を掛けて、胴を便宜にし、多くは黑革包に、八幡座から白革の緒を入れ、思ひ〳〵に好の錣を綴ぢた兜頭巾に、或は緋縮緬、或は調革、或は眞田打などの忍の緒を着け、之に名香を薫込んで、頭上に戴いた。但し以上は寧ろ領袖等若くは上士の行裝で、同じ物具衣裳の中にても、さまでは精巧ならぬもあつた

のは、其物に徴して知ることが出來る。斯くて一黨四十七人の上、甲乙兩隊の混淆を避けんが爲に、甲隊は平假名のいの字からもの字までを、左文字にして、[illegible]き前立の上に雕りつけ、乙隊は同じ假名のりの字からよの字までを、右文字にして、同じく現はし、一隊ごとに同字を用ゐ、一目の下に各自の部隊別、乃至戰友別を瞭然たらしめた。

此際に於ても統領内藏助が用意の周到であつたのを察す可き一事がある。淺野家四代の君侯中にて、長矩朝臣の祖父長直朝臣は世に聞えた刀劍好の殿であつた。從つて君家には多くの名刀を蓄へられた。昨年赤穗退散の際、内藏助は豫め今日の場合を慮り、是等の刀劍を收めて、自家の手許に預り置き、之を同盟の人々に分與した。それで十石二十石の沈竹士から、五兩三人扶持の歩行横目まで、何れも一擧に身分不相當の名刀を帶することを得たのである。抑々當時の世代に在つては、佩刀の利鈍は、其人榮辱の分れる所である。諸士の滿足は如何ばかりであつたらう。而うして人々は實用の心掛に遺算が無い。何れも是等大小兩刀の欛を平打の木綿絲にて卷易へて、卷切欛と爲し、如何に之を把つて鬪ふとも、掌裏から滑脱の虞ないやうにした。それで四家へ御預の後まで、佩刀の鋭利と、用意の周到とは、兩つながら世の取沙汰となつて、一層義徒の崇尚を大にした。

扨一黨は是等の物の具兵仗に身を固めた後、各々呼子の小笛を襟に着け、一封の金子、氣付藥、當座の行糧としては數個の餅などを懷にし、手に〳〵利器を提げて、出發令の下るを待ち受けた。

附言、當夜の扮裝が火事裝束と聞えたから、兜頭巾に革羽織など、一擧の際から言觸らした。それで赤穗義臣傳までが、韋の短服を襲ふ」と傳へた。されど寺坂吉右衛門が書遺した所謂「信行筆記」に據れば、革羽織とは見えぬ。本文は主として同「筆記」に據つた。

二百二十　同　大石内藏助の行裝　吉田忠左衛門の辭世

此夜大石内藏助の行裝は殊に勝れて爽かに見えた。彼は瑠璃紺緞子の裏甲の上に、家の定紋着けた黑小袖を服し、黑羅紗の羽織を襲ひて、精巧の兜頭巾を戴き、黄金作の兩刀を帶し、軍麾を腰に挾んで、優然として推出したる所、流石は一黨の總統領、其意氣早くも吉良父子を呑んだ。殊に彼が帶した小刀は祖父からの承傳にて、彼は日頃之を愛撫し、如何なる場合にも、未だ嘗て腰間から放さなかつたといふ事である。其刀は黑檀柄にて、其上に、

「萬山不重君恩重
一髮不輕我命輕」

といふ二句を題刻した。吁、萬山は重からざるも君恩は重し。一髮は輕からざるも我命は輕し。大石の一統が父祖以來忠芬義芳の家であつたことは、是に由つても想見す可しだ。甚しい哉、家訓の以て後世子孫に缺く可からざることや。

附言。後日内藏助以下十七人、細川邸に御預の日、之が接伴者の一人であつた熊本の名士堀内傳右衛門重勝は、内藏助の兩刀を檢して、此句に看到つた時、『小刀の柄には古き忠義の語を彫あげあり候へども、我等文盲にして讀め申さず候。但し是に書付置く』として寫留めた。何等の眞率、何等の無矯飾、自分は唯此一語に由つて、「堀内聞書」の深信者となつた。『不知爲不知。是知也』古聖は實に人を欺かず。

＊　＊　＊　＊　＊

内藏助と推竝んで、其扮裝の目覺ましかつたのは、一黨の副統領吉田忠左衛門兼亮であつ

た。彼も亦軍陣を準備し、之を身邊に着け、一黨討入の宣言書たる「淺野内匠頭家來口上書」をも懷中した。蓋し是は一黨の統領副統領は全隊乃至部隊を指揮するの必要から、各々之を携へたものと見える。顧ふに小大石及原の二士も、亦之に倣つたであらう。斯くて忠左衞門は去來出發といふに臨み、左の一首を詠出し、之を辭世の記念にした。

「君がため思ひぞ積る白雪を、散らすは今朝の嵐の松風」

眼前の景色を捉つて、胸間の至情を披瀝し、一擧に仇讐の首級を収つて、日頃の鬱憤を朝暾の前に積雪と俱に消散せんとの意は、實に言外に飛動する。

附言。由來の漢學者往々國風を解し得ず、鳩巢翁の如き大家ですら、此歌旨に通じなかつたと見え、辭世とある所から、切腹の際の吐嘆と速了し、「終に臨みて和歌あり」として此歌を載せた。お負けに下句の「嵐の松風」を「峯の春風」と傳へて居る。自分は既に之を可笑しいと思ひ居たが「寺坂筆記」を按ずれば、彼は確に討入の際の詠だと書きつけた。すれば何更臘月の天に「峯の春風」などと兼亮が吟哦す可き筈が無い。恐らく誰かの小細工であらう。此處少々生兵法、地下の兼亮に聞かせたら、覺えず苦笑を催すであらう。餘人は兎も角も、兼亮の如き斯道の能者を後世から累はすが氣の毒さに、一言辯じ置く。

二百二十一　同　（小野寺十内、[illegible]）

一黨の參謀長小野寺十内秀和が思慮醇熟し、理義から斷じて、此一擧に盡瘁した事は、夙に識じた通りである。彼が去年籠城を志して、赤穗に赴き、同地から京都に在る同族小野寺十兵衞に遣はした書中に、内藏助との面談を記して、「我等小身に候得共、百年當家の御恩の者にて候。今後思召詰められ候事も御座候はゞ、年寄御同然に何樣にも可罷成と申達候」と見える。同じ時妻の丹女に贈つた書中には、更に一層自家の衷情を明らかにした。「今の内匠殿に格別の御なさけに預らず候へども、代々の御主人くるめて百年の御厚恩、又身不肖にても小野寺氏の嫡孫にて候」と申進はした事がある。彼が懷抱は實に此見地から發したのである。斯くて今は討入といふ場合となつた。彼は乃ち懷中の筆を取出し、

「忘れめや百に餘れる年を經て、事へし世々の君がなさけを」

と一首の辭世を袖裾の上に書きつけた。一貫の主張は此裏に隱約たりだ。

＊　＊　＊　＊

間喜兵衞光延は年積つて六十八歲、堀部彌兵衞と相並んで、黨の二老と稱せられたが、矍鑠たる此老人は、早くも其身に結束し、短槍を提げて、凜然として陣頭に立つた。其槍の柄に、

「都鳥去來言とはん武士の恥ある世とは知るや知らずや」

との一首を書きつけたる短冊を結着け、之を曉天に[illegible]した。[illegible]

＊　＊　＊　＊

最後の集合所に充てられた[illegible]の主人神崎與五郎則休は、一黨中にて小野寺大高に讓らぬ詩想家であつた。彼は今夜、一面には[illegible]、一面には各隊の集合を引受け、一面には全隊[illegible]の嚮導に當りながら、眼前に皚々たる積雪を見れば、直ちに詩想は[illegible]の仕に馳せつたであらう。彼は[illegible]として、

「梓弓春ちかければ小手の上の雪をも花のふゞきとも看ん」

と其興[illegible]を詠じ出た。槊を橫たへて詩を賦すとは、是等の人をいふのであらう。風流千古、

其人の至誠惻怛として目に睹える心地がする。

附言。漢學者の風韻を解せざる、獨り鳩巣翁のみで無い。青山伯卿が「四十七士傳」及「義人遺草」に兩つながら此首の末句を「花のふしぎ」と誤つた。是は原本に「ふゝき」とあつたの「ゝ」を「し」と速了したから起つたのと見える。是から以後の市井の作者は盲從相依り、誰も彼も「ふしぎ〳〵」と盧に吠えた。併し「ふしぎ」では何等の意義をも爲さぬ。可惜詞章も滅茶滅茶になる。磊々落々たる則休に之を聞かせたなら、眉を顰めて「是はふしぎ」と戯れたであらう。呵々。

二百二十二　同

木村岡右衛門の辭世　岡野金右衛門、矢頭右衛門七の孝情

木村岡右衛門貞行は流石に陽明學者である。彼は一篇の詩を賦して、平生の志を述べたが、其序論に於て一擧の已む可からざる所以を詳說した。其全文は左の通りである。

『君子疾惡之心。小人睚眦之行。二者卒然。相激於談笑之間。必有相害而不相容者。宜哉先君之遂鄙夫。而同殞厥身也。惜有事殿中之日。不得快於一擊之間。而身獨陷法網以亡。使鄙夫全首領於家。以貽臣等無窮之恨。臣等以此憤惋之故。寧不顧身。必刺鄙夫。以報君仇。而尚忍隱抑志。以至踰年不發。非敢後一也。時未至也。嗚呼吾父吾兄吾祖。始仕先君。受公子奈女君之恩。由是吾父繼兵衞。事先君内匠頭。其見親近。以至不肖某。纔事先君有年。雖不能私于大恩之萬。然因父祖之績。荷世祿之厚。以養妻子。蓄僮僕。其沐君恩也亦已多矣。今也從同志義士。相與蹈白刃。決必死。上有以報君主之恩。下無以愧人臣之義。雖然臣大幸一時。若得從先君之地下。得義於父子首。戴之影堂。臣等所祈在是而已。不勝欣躍之至。綴野詩一篇。以述其志。

身寄浮雲滄海東。
久徑恩義世塵中。
看花對月無窮恨。
散作曉天草木風。』

彼は此篇を細書し、之を兜頭巾の裏に收めて出發した。後に鳩巣之を讀んで感嘆し、「心口相應じ、一氣呵成し、勇猛の志、自ら言外に溢る。文は氣を以て主と爲すといふもの、誣ふ可からず」と激稱した。

＊　＊　＊　＊　＊

一黨中にて、最初から同盟に連なり、一擧の未だ發せざるに先だつて病死したのは、岡野金右衛門と矢頭長助であつたが、金右衛門の一子九十郎包秀、長助の嫡男右衛門七教兼は何れも亡父の遺志を繼ぎ、君父の讎を復しようと競ひ起つた。それで九十郎は亡父の通稱を襲ぎ、岡野金右衛門包秀と黒黒に衛符の上に自署しつつ、得意の十文字槍を提げて、陣頭にと進み立つた。

附言。討入前まで尙九十郎と呼ばれて居た事は、大高源五が母に贈つた書中に、「一、私三十一、矢右衛門二十七、九十郎二十三」といふのでも知れる。

＊　＊　＊　＊　＊

矢頭右衛門七教兼は、生年僅に十七歳、今や身に結束して打立たうとする時、何やらん一紙を懷中から取出して、恭しく之を兜頭巾に納れる。兎看れば、父の戒名を書いた紙片であつた。卽ち少年の心頭に此行は我獨行で無い、さばかり君恩に報い奉らんと腐心した亡父と共に、敵に赴かんと思ふのである。傍に居た同志の人々之を視て、何れも孝子の志に感じ、坐ろに暗涙を催した。

＊　＊　＊　＊　＊

斯の如くして一黨討入の準備は悉く整うた、今ならば曉々一聲、進軍喇叭の響く可き處。

二百二十三　一黨の進軍

一黨の士は悉く結束し了り、何れも第一第二

の舍營を出で、第三の舍營たる神崎前原が代名店に集合し來た。兎看れば兜頭巾に黑裝束、宛然たる火消の消防隊、火事は上野か淺草かと問ひたいやうである。抑ゝ此一黨の義徒が斯くも堅固に、斯くも爽かに行裝つたのは、一つには一以て十にも當り、何れも最後の惡戰しようとの覺悟から出たのであるが、二つには武士の面目、身すぼらしい服裝して、彼等浪人生活の苦し紛れに此に出でたのであるなどの惡評を、屍の上に受けまいとの用意にも由つたのである。而うして華奢風流なる時代の影響も、亦自ら其戎衣に見える。時代の勢力の洪大な事が、此一端ででも察せられるであらう。

兎かうする間に豫定の討入時間寅の上刻即ち午前の四時となつた。さらば是から打立たうとて、神崎與五郎則休を嚮導とし、「淺野内匠頭家來口上書」と文函の上に題した宣言書を結着けた長竿を捧げたる一人之に次ぎ、一黨は銘々に弓、箭、槍、長刀、扨は大槌、竹梯子などを引擔ぎ、亦其後へと從うた。固より夜襲の事であるから、一張の騎馬提灯、一把の松明をも點じないが、昨日の大雪は街道を埋め、見渡す極み白皚々たる上に、曉の霜降りて、其雪を凍らせたから、進軍には屈強である。折柄有明の月は皎々として白雪に反映し、寰宇は銀世界、家々は水晶宮の如く、遠近歴ゝと畫のやうに見え透いた。人ゝは之を視て、是れ先君御尊靈の冥助し給ふ所であらうと、何れも心中に勇み立ち、膚を裂く寒威を物ともせず、粛々として進み行く。

附言。此間に於ても一言辯じて置かねばならぬ。一黨今夜の行裝が火事裝束と傳へられたから、忽ち兜頭巾に革羽織ともて囃し、鳩巢翁まで此革の短服を襲へりと誤つた。併し其外套が革羽織でなかつた事は、前に詳說した通りである。

それから其討入時間である。之を午前二時といふ說の由つて出たのは、觀瀾の「報讐錄」に『則休嚮導して、夜四更至る』といふもの其一つ。深淵子の「義臣傳」に丑の刻といふもの其二つ。其角の手柬といふものに丑滿つ頃といふもの其三つ。是等が權威となつたと見え、後世の義士傳といふ義士傳、概ね皆丑の上刻即ち午前二時と書いて居る。さりながら小野寺秀和が丹女に與へた手柬には『七ツ過に打立』といひ、原元辰が寺井玄溪に贈つた書にも『寅ノ上刻吉良殿屋敷へ罷越』と見え、寺坂信行が筆記にも亦『十四日夜七ツ時分……上野介殿御屋鋪へ取掛』とある所から視れば、寅の上刻即ち午前四時であつた事が明瞭である。

加之味爽に敵を襲ふのは、夜襲の定法である。時と場合とに由つて、必らずしも膠柱守株す可きでは無いが、一黨には大石、吉田等の如き兵家が居る。それで此平時の夜襲、必らず味爽を掛けて實行した事と察せられる。

二百二十四　一黨の部署

吉良邸の光景

義徒等進んで吉良邸の近傍に達するや否や、忽ち「止れ！」の號令は掛けられた。内藏助は一黨を顧み、

「一方ゝ豫ての約束に從ひ、此を最後の場處として、何れも奮闘せられたし。萬が一にも敵を討漏らすことあらば、一黨の武運も是れ限り、一時に火を邸に取懸け、猛火の裏に腹搔切つて、亡君に泉下に追跟き奉るまでゞおざる。人々其覺悟にて、銘々の忠志を勵まれよ。去來ゝゝ各ゝ組ゝに分れ、前後東西一齊に敵の邸に取掛られい」

と厲聲一番して衆に宣示した。ソレ！　といふ間に一人ゝ誰か躊躇す可き。

黨は直ちに甲乙の兩隊に分れ、甲隊卽ち東部隊は大石内藏助自ら指揮して、東面の表門に肉薄し、乙隊卽ち西部隊は吉田忠左衛門之れを部署して、西面の裏門から推寄せた。

此時に至るまで吉良家に於ても有らん限りの戒心はした。上杉家からも附人として夥多の藩士を吉良邸に詰めさせ、吉良家自身も亦多くの武人劍客を召抱へ、萬一の變に備へて居た。今月限りに上野介が此を引拂ひ、麻布の上杉邸内に轉居する事になつて居たのも、亦是が爲である。さりながら内藏助が反間苦肉の計に欺かれたる以來、吉良家では最早内藏助は深く意とするにも足らぬ。好しや其他の浪人中に多少の復讐を企てる者あるとも、高が五人歟三人歟、通行の途中に要擊を試みるくらゐが關の山であらうと、高を括つたのが、抑〻上野介が運の盡きる所であつた。それで今夕といふ今夕、義徒の一黨は本庄に集合し、時刻の到るを待ちつゝあるを、夢にも知らず、舊同僚の大友近江守等を茗讌に招待し、更闌けるまで笑ひどよめき、客の散じた後、一邸の上下は饗應役は奔命に疲れ、今か白河夜舟に入つて、正體も無い最中であつた。

講者も實に倥偬を極める。此際百忙中に一閑を偸んで、吉良邸の光景を一顧するの必要がある。同邸は本庄松坂町二丁目に於て、東西三十間、南北二十間、東面は一帶に長屋であつて、表門は此に在る。往來を隔てて、其對面は旗下牧野長門の邸。西面も亦一帶に長屋、裏門は卽ち此に在つて、其向うは回向院。南面は高塀を築上げて、相生町の往還に望んで居る。北隣は東から數へて、松平兵部大輔の家老本多孫太郎の邸と、旗下土屋主稅の邸に接して居る。扨其表門から入れば、玄關、書院、納戸、居間、此居間は左兵衞義周の室である。それから中庭を隔て、奥廊下を傳うて行けば、此に隱居上野介の居間がある。それで此隱居の居間は回向院の方面に極々近いので、上野介及其左右は常に裏門から出入した。若しも今夜一黨が單に表門の一面のみから討入つたなら、流星光底に裏門の血路から長蛇を逸し去つたであらう。

附言。「義人錄」に一黨が兩國橋に勢揃して、それから討入つたと傳へてから、飣餖相依つて、一般の作者が概ね兩國橋といふ。されど一黨は林町、相生町の衆を合せて來たのであるから、再び兩國橋に出よう筈が無い。小野寺、原等の手東に何れも吉良邸の近傍にて部署を分けたといふのが、何よりの證據である。

二百二十五　東部隊の討入

敵邸東面の表門は、流石に大手の木門だけに、構造極めて堅牢にして、容易に破壞されさうも無いのを、一黨は日頃から看取し置いた。それで東部隊は此に肉薄するや否や、『それ乘踰せ!』との號令の下に、二梃の竹梯子は直ちに取つて投掛けられた。聲の下から大高源五忠雄、小野寺幸右衛門秀富、吉田澤右衛門兼貞等、當夜の一番乘を期して、白雪を戴いた屋根へと驅登る。之を手初として、若手の面々我劣らじと、梯子に取縋れば、老功の人ゝ亦其後に續き、八旬に垂んたる堀部老人まで銳々攀して攀登る。それで一時長屋の屋根の雪の嶺には、無數の烏の群れたるが如く、黑みがかつて異色を呈したが、氣早の若殿原は暫しも躊躇はぬ。ひらり〳〵と身を躍らせて、其儘内庭に飛下りる。此間に梯子は此方に移される。本隊の二十三人は瞬く間に早くも大手の木戸を乘踰えた。

是時方面の部隊長原惣右衛門元辰は屋根うらに起つて、一黨を指揮し、且つは邸内の光景を展望しつゝある中に、脛を沒する積雪に其足

を蹈滑らせ、大地の上に合破と落ちて、痛く手足を擦剝いた。

神崎與五郎則休も亦其一人で、勇みに勇んで屋の背を此方に蹤える時、是も同じく蹈脫し、地上に顚々墜ちて、思はず身に打撲を受けた。されど孰れも豪氣の人々、何是式の事がといふ面持して、其儘戰鬪にと入込んだ。

此際本隊の配置はと顧みれば、

片岡源五右衞門高房　富森助右衞門正因
武林唯七隆重　奥田孫太夫重盛
矢田五郎左衞門助武　勝田新左衞門武堯
吉田澤右衞門兼貞　岡島八十右衞門常樹
小野寺幸右衞門秀富

平押に進めば、

早水藤左衞門滿堯　神崎與五郎則休
矢頭右衞門七教兼　大高源五忠雄
近松勘六行重　間十次郎光興

は側面から前進する。

大石內藏助良雄　原惣右衞門元辰
間瀬久太夫正明

は司令部を形づくつて、表門內に屹立する。

堀部彌兵衞金丸　村松喜兵衞常秀
岡野金右衞門包秀　横川勘平宗利
貝賀彌左衞門友信

は東面の小さい新門を守つて、外に逃れんとする奴原に備へた。

＊　＊　＊　＊

折柄普通の行裝した三人の武士は一隊の後に引添うた。內藏助早くも之を見尤め、誰である歟と目を注めれば、一人は我同族にて黨外の同志大石三平、他の二人は堀部彌兵衞老人が甥の同苗九十郎と佐藤條右衞門である。就中三平は今夕の茶會を探り得て、一黨の討入を決定させたほどであるから、其結果如何を氣遣ひ、又九十郎と條右衞門は伯父の老人を送りながら、其儘此處まで尾行し來たのである。が、三人共に一隊の討入を睹て、氣は昂り、腕は鳴つて、痛快に任へぬ。それで銘々言合はせたやうに續いて切入らうとする。內藏助扨はと感じて、直ちに聲を掛けた。『方々の御芳志は千萬忝ない。が、吾々亡君の讎を復するのに、方々の御加勢を受けたとあつては、上に對しても名分が立たぬ。此場に限り、お手出だけは固く御斷り申す』と謝絕した。言はれて見れば理の當然、それでもとやじる譯にも行かぬ。『されば後刻再び御目に掛りませう』と言棄てて、元來た門外へと蹤えて出た。

附言。此攻口に就いて深淵子の「義臣傳」に去來討入といふ場合に、表門の容易に破り難いのを看て、內藏助急に西部隊を此に廻し、自身東部隊を率ゐて、裏門に出で、攻口を交換したと、實しやかに書載せた。が、是は兵學者にも不似合な、而も間違つた談である。甲乙兩隊の攻口が最初から豫定の通りに實行せられた事は上にも擧げた原、小野寺等の手柬の中にも明白である。攻戰に臨み、其手が六ケ敷いから、攻め易い手と交換してもらふなど、左樣な倭個な大將がある乎。畢竟是は好奇者の爲に誤られて、斯かる架談を傳へたものと見える。

二百二十六　東部隊の戰鬪

表門の內に詰めて居た番足輕三人は、尋常ならぬ物音人聲に、何事の起つたかと寢惚眼を瞬いて出來るを、ソレといふ間に豪傑連は三人共に引捕へ、高手小手に縛りあげ、門內撥當の監視に附した。

是時遲し、彼時早し、一黨の宣言書に四十七人連名した「淺野內匠頭家來口上書」を結附けたる一竿は玄關の眞正面に樹てられた。是は言ふまでも無く、事後に公儀の檢視ある時、一黨夜襲の素志本懷を明かにせんとの用意である。

之と同時に喊聲は一度にドッと霜冴えかへる臘月の寒天に響き渡り、『淺野内匠頭が舊臣共上野介殿の御首級を申受けて、亡主の鬱憤を散ぜんが爲に、此迄推參いたしておざる、早々此に御出會なされ』と呼ばはつた。寢耳に水とは此事である。『素破こそ赤穗浪人が討入つた。何としたなら可からう歟』と邸内長屋孰れも色を失うた。

内藏助は透もあらせず、『出會ふ者は擊つて棄てよ。逃れる者は見逃して、無益の殺生し給ふな。目指すは上野介殿一人ぞ。爾餘の敵に拘はつて、時の移らぬやう心掛けられい。戰友互に相助け、一人敵に當られなば、左右から追取込め、卽時に討取つて過ぎ給へ』と、其聲は恰も雷霆の如く、滿邸を壓して鳴渡る。『扨は飛出しては此世の最期ぞ』と夜具引被いで竦むもあれば、納戸に匿れて顫へるもある。

* * * * *

正面の戰士は得たりと玄關に懸り、其戸を蹴破り、打破り、ばら／＼と走り入る。是時廣間に宿直した三人の士は、何れも吉良方に名ある武夫と見え、追取刀にて出來り、今しも込入る一黨の前に立塞がる。一黨の甲乙『御參なれ』と蹈込んで、互に太刀を合はせると見えたが、小野寺幸右衛門は其中の一人に渡り會ひ、鋭と一聲切込んだ刀に、敵の高股を斫落したので、敵は尻居に堂と打仆れた。幸右衛門は其儘奥へと走り入りさまに、兎視れば、廣間の床の間に幾十張の弓が立竝べてある。幸右衛門は獨り打頷き、『敵の方に弓流行れば、各々其心得す可しと、豫て聞いて居たは是である。身方を奥へ遣過ごし、背後に敵勢現はれて箭竦めに射竦めんとの用意と見えた。好し／＼我にもせん様あり』と、刀を揮つて一掃ひ、ばら／＼と其弓弦を斷つて行過ぎた。時に取つての當意卽妙と、後々までも感稱された。

* * * * *

同時に正面戰士の間に他の敵二人をも討取つて、一齊に奥へと走り入る。是等の物音に吉良家の士も此處彼處から起き來り、勝手慣れたる館の上、不意に見はれては、身方を邀へ擊たんとする。室内戰は次第々々に猛烈となる。戸障子の摧ける音、婦女子の泣叫ぶ聲、太刀打の響、震動の鳴、四街の夢を驚かした。

二百二十七　同

矢田五郎右衛門助武等の戰友一團は、既に廣間を驅破り、二人は先に、五郎右衛門は之に次ぎ、書院を目指して、今や廊下を進む時、傍に身を匿したる敵の一人、不意に飛出で、背後から唯眞二つと斫着けた。此際五郎右衛門素肌であつたなら、刃下に其處に伏したであらうが、裏甲のお蔭にて身に達せず。彼は怒つて『己れ卑怯者』と叫びつゝ、振返りざまに横薙に掃へば、敵はアッと悲鳴を揚げ、脚下に在る火鉢の上に仆れ伏す所を、それとも知らず、精神罩めて、鋭と二の太刀を揮下せば、斫りも斫つた、敵の胴を二つにして、下にある火鉢に斫着けたから、堪らない、切先下り五六寸の處からポキッと折れた。『呀已むを得ぬ』と獨語ち、對手の刀を拾取りて、直ちに書院に馳入つた。後に彼は細川邸にお預となつた時、此際の事を問はれたのに對し、『新刀の上に毀でもおざつた歟、脆くも中から折れましたので、敵の差添を申受け、之と取易へて參つた』と平然として談り出た。

* * * * *

今夕義徒中幸運兒の一人は武林唯七隆重である。彼は玄關から、廣間、書院と眞一文字に驅通つて、それとは知らねど當家の當主左兵衛義周の居間へと迫つた。義周時に十九歲、事急なりと看て取つた歟、薙刀を提げて出迎へた。勇

猛々唯七最前から對手欲しやと求める所、『優しき若殿御參なれ』と其儘之に懸合つた。太刀撃いまだ一二合、唯七の振下す太刀尖僅に敵の額を掠めたか掠めざるに、敵は脆くも薙刀を投棄て、はふ〳〵の體にて逃出した。唯七尙も追撃に背後から一刀を浴せたが、吉良家代々の吉例歟、是も少々擦つたまで、其時敵の傍から今一人此方に向つて打懸つた。唯七怒つて『小癪なり』と轉じてそれを撃たんとすれば、是も同じく逃走る。今一息之を追はゞ、之を討取るは容易であつたが、『出會ふ者は撃つて棄てよ。逃れる者は見逃せ』とは、內藏助が今夜の軍令である。それで斯る弱蟲共を仆したとて、無益の殺生何にかせんと、彼は其儘に追棄てて、更に他の方面へと志した。夜明けて人々室內を點檢し、前の薙刀を拾擧げれば、其金具には吉良家の定紋五七の桐を鏤め、如何にも美麗な拵である。『扨は彼少年が左兵衛殿であつた歟。それと知つたらば、逃がす所では無かつたのに』とは、其時唯七の悔恨であつた。

* * * * *

其他片岡、富森、奥田、勝田、吉田、岡島等の諸勇士も此處彼處にて敵と渡合ふ。中にも奥田孫太夫重盛は堀內源太左衛門正春が門下にて、堀部安兵衛と相竝んで、聞えた劍客の一人である。彼は今夕一尺七寸の樫の木柄に、鐵鍔を嵌め、刀身二尺有餘の大太刀を振ひ、當るを幸ひに薙廻る。其勢の猛烈さ、鬼神も避けん有様であつた。

二百二十八　同

同じ東部隊中にて側面から進んだ戰友に間も、亦正面の同志と俱に、同時に本玄關から討入つた。箇中の一人大高源五忠雄が當夜の行裝こそ目覺ましかつた。彼は裏表俱に紅色絹の小袖を下着にし、兩面黑色の羽織を襲ひ、精巧の兜頭巾を戴いて、薙刀を欺くばかりの太刀を提げ、表の門さへ一番乘して、面もふらず切入つた武者振、水際立つて衆中に見えたが、忽ち一人の敵に邂逅ふや否や、見る〳〵其敵を物の見事に討取つた。

* * * * *

同側面部は開戰の當初、正面の闖入に成るだけ便宜を與へんとの計畫であつた手、早水藤左衛門滿堯、神崎與五郎則休は、各〻弓を取り、敵の現はれる者を見掛けては、箭程を量つて射出した。殊に藤左衛門は日頃から精兵の射手と聞えたが、其射出す弦音、箭鳴、四邊を驚かし、敵の心膽を寒からしめた。

* * * * *

以上は初戰にて、時を移さず、何れも皆奥へ奥へと討入つた。中にも近松勘六行重は忽ち一人と渡合ひ、早くも一太刀を浴せ掛けたので、敵は協はぬと思うた歟、一步々々に退きかけた。勘六之を看て、踏込み〳〵泉水の傍まで追寄せた時、如何にした歟、其緣を踏脫し、ザンブと水中に陷つた。之を視ながら、敵は返合はせんともせず、身を轉じて逃去つた。後に勘六は細川侯にお預の身となつた時、一日之を話り出て、『是時敵に懸られたならば、危い所でおざつた』と一笑した。が、其際彼は手を地に衝いて、負傷した。

* * * * *

一黨には實に遺算が無い。東部隊中の老堀部、老村松、岡野、横川、貝賀の五士は、大手の表門より北の方、隣家の本多邸に近い小さい新門の邊に在つて、一つには敵の逃脫を防ぎ、二つには長屋の押へに備へたが、果せる哉、戰鬪既に闌なる頃、敵は此血路から大突出を企てたと見え、相次いで此方面に現はれ出でた。此方面の身方は概れ槍、殊に老人にては堀部彌兵衛金丸槍の達人、若手では岡野金右衛門包秀

十文字槍の使手と聞えた。何れも既に渡合ひ、[illegible]右衛門早くも一人を衝伏せれば、[illegible]兵衛も亦相當の敵に一槍を喰はした。此門横川勘平宗利は太刀を揮ひ、數人の間に渡合せ、散々に敵を切崩け、其身にも亦金創を被つた。斯くて壯士は敵を追詰つたから、彼は再び館内に逃込んだ。

加之壯士は交る〴〵長屋の前を巡邏して『出遣ふ者は疾く出遣へ』と聲を掛け、出なば一突、一撃と待構へたから、吉良の家老用人を始め、多くは身の毛を竦ませ、息を殺して、屏息した。敵邸の上下百數十人、其割合に闘ふ者の尠かつたのは、是等の牽制預つて其效多きに居たものと察せられる。

二百二十九　西部隊の討入

是から更に西部隊の戰闘情況を一顧しよう。

此方は亦豫定の方略に從ひ、吉田忠左衛門兼亮は大石主税良金を後見し、今や東部隊が表門に肉薄する一刹那、本隊は犇々と裏門の方に取掛けた。此方面の南角に在る吉良邸の辻番所に詰合はせた番足輕之を視て、棒おつ取つて立出でた。それといふ間に一黨の若殿原立懸つて、高手小手に縛りあげ、『聲を立てれば是であるぞ』と白刃を差着けながら、其儘牽いて門前に立向ふ。此門の堅牢で無いことは、日頃から觀定めてあつた。鉞、大槌を準備し來たのは、主として此處を破壞せんが爲である。是れ此瞬間に『東組に後れるな。それ打破れ』との號令は掛けられた。聲の下から杉野十平次次房、三村次郎左衛門包常、『承る』と應じながら、大槌を揮つて鋭や〳〵と各〻三四度戸を撃てば、大力の勇士等が精神凝らして下した槌に、扉は忽ち打摧かれた。得たりと一黨は潮の寄せるが如く、一齊に邸内に込入つて、それ〴〵各自の部署に就いた。即ち、

磯貝十郎左衛門正久	堀部安兵衛武庸
倉橋傳介武幸	杉野十平次次房
赤埴源藏重賢	菅谷半之丞政利
大石瀬左衛門信清	村松三太夫高直
三村次郎左衛門包常	寺坂吉右衛門信行

は一支隊。

大石主税良金	潮田又之丞高敎
中村勘助正辰	奥田貞右衛門行高
間瀬孫九郎正辰	千馬三郎兵衛光忠
茅野和助常成	間新六光風
木村岡右衛門貞行	不破數右衛門正種
前原伊助宗房	

も亦一支隊。

吉田忠左衛門兼亮	小野寺十内秀和
間喜兵衛光延	

は司令部を組づくり、兼ねて方面長屋の監視と裏門からの逃脱とに備へた。

附言。以上の東西兩部隊別、兩部隊中の部署人名別は、近松勘六の手記に據つた。但し此隊別部署は、討入前夙に治定され、それに隨つて書きつけたものと見え、東部隊員中に三村次郎左衛門を列し、西部隊員中に毛利小平太を收めてある。然るに前一日に小平太は逃げた。而うして次郎左衛門が裏門を打破つた事實も明確である。彼是を併せ考へれば、小平太逃脫の爲に、東部隊から次郎左衛門を西部隊に補入したものと見える。それで此には毛利を省き、三村を西部隊員に入れた。それから「義臣傳」には兩部隊の戰友別まで擧げた。其人名を視れば、多少の據る所あるやうでもあれど、或は合ひ、或は合はぬ所があるので、之を棄てた。

* * * * *

第一支隊は直ちに此方面の玄關を蹴破り打破つて、其儘館内へと亂れ入つた。中にも磯貝十郎左衛門正因は年こそ若けれ、天性機敏の士で

ある。玄關より驅上り、間每々々を窺ふに、何處も暗黑にして、孰れも暗中摸索の體に苦んだ。斯くては果てじと、十郎左衞門は勝手と覺しき處に廻込み、其場から逃出さんとする吉良家の家人をムンズと引捕へた。家人はアッと震へ上り、『何卒お免し下さりませ』と手を合せる。『其方は蠟燭の所在を知つて居るであらう。それを知らせたらば、免して遣はす』。『畏まりましてござりまする。蠟燭ならば直此處に』と一束のそれを取出した。『好し〳〵免して遣る。早く逃げい』と言棄てて、手早くそれからそれへと火を點じ、走廻つて各室に之を立聯ねたから、館内は一時に明晃々として、白晝の如くになつた。翌日吉田忠左衞門、富森助右衞門の兩士、仙石伯耆守邸に出頭し、此夜の始末を自訴し出でたる時、伯耆守は早くも此事を聞知し居られ、『若き人にして沈着いた働き、伯耆守近頃感じ入る』と激稱された。

二百三十　西部隊の戰闘

磯貝十郎左衞門が働に由つて、室内は隈なく明るくなつた。『さらば此機に進退驅引の足場を自在にしよう』と、戰士は互に言合せたやうに、一時に戶、障子、唐紙を打脫す。其響を聞くだけでも、敵の上下は戰慄した。忽ち館内は幾百疊敷の大廣間の如く、眼前の一際に見え透いて來た。人々は孰れも今宵を限りと奮戰する。中にも堀部安兵衞武庸は關東猛進派の首領として、武勇絕倫、一黨から敬重され、此一日を千秋と待ち焦れただけ、其働も亦實に目覺ましい。手に大太刀を提げて、當るを幸ひに薙廻り、人々の苦戰と看て取れば、直ちに驅寄つて之を助け、端から〳〵後落ける。凡そ此人の前に對しては、如何なる天魔破旬と雖も、面を向け得べくも見えなかつた。

＊　＊　＊　＊　＊

第二支隊も亦第一支隊と同時に西口の玄關から闖入つた。此手の隊員十一人、大石主稅良金自ら之を率ゐて討入つたのである。是に於て乎東西の兩部隊は悉く邸内にて相合した。今や戰闘は方に闌となつた。小大石が支隊の諸士も亦皆殊死して接戰する。中に就いて最も人目を驚かしたのは、不破數右衞門正種である。彼は一黨中に在つても、他の諸士と事情を異にし、多年浪人の身で居たのを、大石内藏助が特別の取成に由つて、此度の一黨に入つたのである。それで今夜の襲擊に當り、豫め深く期する所があつた歟、一たび館内に驅入るや否や、身を挺して突進し、當るを幸に切捲り、邂逅ふ敵每に遣りつけて、早く三四人を切倒し、尙も進んで、奧へ〳〵と踏込んだ。此時、敵方から一人の豪傑は現はれ來た。蓋し正種が豫ての勇猛なる働を見て、心憎く思ひ、之に當らん者は我より外に其人なしと、自ら衝つて出でたのであらう。恐らく是れ吉良家中一の勇士と見えた。兩士は忽ち驅合うた。孰れも必死の惡戰は始まつた。雙方が憤激して打出す太刀は往々にして相合し、戛々として喚合つた。睹る睹る敵の刀尖の爲に、正種が小手から着籠小袖の布帛は風に破れた芭蕉の如く、ばら〳〵に切裂かれた。なれども鎖甲は裏に在り。小手にも甲を施したから、身には更に微傷だに負はず。同時に正種が太刀の滯に、素乳の敵は大小幾箇處の創を被りながら、尙も太刀打を續けたが、最後に正種が大喝一聲、躍込んで打つたる太刀を、流石の勁敵も避け損じ、其儘仆屆と地上に伏した。正種刀を拭うて、其刃を視れば、缺虧して鋸の如くになつて居た。噫是れ今夕第一の健闘者。

後に原惣右衞門今夕の戰闘狀況を國女に報ずるとて、先つ間十次郎、武林唯七が上野介

の首級を揚げた事をいひ、其次に、此働よりも大に働き候處は、不破數右衛門に候。勝負いたし候相手も如形手きゝにて、數右衛門にも數ケ所切付候へども、着込の上にて候故、疵は無之候。小手着物は悉く切さかれ申、其刀身の刃はみな無之樣に罷成候。四五人も切とめ申候積に御座候」と申遣はした。健闘の實況は是にて察せられる。

二百三十一　同

西部隊の戰士等は何れも館内へと亂れ入つた。透を窺つて賊、敵二人長屋の前に現はれ來た。「御參なれ」と小野寺十内秀和は先に進んだ一人と渡合ひ、吉田忠左衛門兼亮は續く他の一人に驅合はせ、各々槍を捻つて戰ふこと一二合、孰れも忽ち當の敵を突伏せた。此際忠左衛門兼亮は議を建てた。「一體隱居といふ者は、館の奧に棲まふものである。上野介の居間も此寸法を離れまい。彼は此方面から逃れ出ようも圖られぬ。お互に意を止めて、之を監視いたさうではおざらぬ歟」と、乃て間喜兵衛光延に裏門を守らせ、忠左衛門と十内とは左右に別れて、館の周圍を巡る中、忠左衛門は復び一人の敵に出合ひ、是れ亦其場に突止めた。

十内秀和は乃て裏門内の北方即ち左手から館の裏口へと廻つた。此方面は隣家の土屋邸と相接する。土屋の家士等が自邸萬一の變に備へんとて、高提灯を連ね、嚴重に固め居るさまが、塀越に見える。世故に老練なる十内は此方から聲を掛け、「我々は赤穗淺野家の浪人共にて、亡主の鬱憤を散ぜんが爲に、今夕當邸に推參いたしておざりまする。決して御館に御迷惑は相掛けませぬ。我々の衷情御憐察下され、御見逃しの程を願上げまする」と會釋して、又々警戒を繼續した。すると此方面二箇所にて又々敵に遭遇した。老人毎回之に勝つて、二人共突伏せた。是に於て氣丈の老人敵三人までを其場に遣りつけた。是時に當つて東西の兩部隊は既に合し、注意深き人々は、同じ思に館外に下立つて、捜索するも亦捗からず。十内が最後の敵を突止めた際には、彼の同隊大石瀬左衛門敵の背後から馳出でたが、敵が仆れながら『南無阿彌陀佛』と悲叫したのまで聽取つた。又十内が前敵を仆した際には、西部隊の片岡源五右衛門其場を通り過ぎ、「ヤア十内殿遊ばした」と稱讚した。凡そ此夜の戰に、不破數右衛門に次いで多くの敵を打取つたのは、此十内秀和であつた。それで後に彼は家族に文通して『三人ながら證操のあるにて候」と言つた。

＊　＊　＊　＊

一黨は斯くも血戰した。併しながら志す所は上野介一人で在る。それで何れも館の内外に分り、且つ戰ひ且つ捜索する。此間に一人一つの大竇を見出した。「ヤア此處に竇がある」と呼ばはるや否や、三四人は立懸り來り、「是こそ日頃聞いて居た抜穴の地道であらう」と、其裏を窺き込んだが、黒闇々にして、何物が潜み、如何なる裝置がしてあるかも測られぬ。折柄當年十七歳の大石主税良金は驅來つた。此體を視るや否や、『斯樣な場合こそ我等少年に相應の役廻り』と言ひながら、身を躍らせて飛込んだ。蓋し彼は是を以て衆を率ゐようと思惟したのであらう。人々之に勵まされ、續いて後から飛込んで、闇中摸索を試みたが、何物も居ないので、舌打しながら匍登る。

後に主税以下松山邸にお預となつた時、其中の一人木村岡右衛門は此際の事を語出で、『我等一黨何れも死を決した仲間であるから、命の惜から譯も無いのに、何で彼際躊躇したかと思へば、裏恥かしい。是に由つて人には勇怯の別あるのみならず、同じ勇にも亦優劣の等あることを覺り得た。主税殿の勇猛實に感服の外は

おざらぬ」と嘆稱した。

二百三十二　上野介の發覺

一黨は防ぎ闘ふ吉良の家士等を或は仆し、或は走らせ、片端から方づけて、遂に上野介が居間へと闖れ入つた。今は一槍一刀にと人々競ひ掛つた甲斐も無く、夜具の裏は蛻の殼にて、室中に人の氣はひも無く、太刀も其脇に棄置かれ、枕許に立てられた有明の短檠が眠たげに光を殘すのみである。「扨は此處を脱出でた歟」と、黨中の甲乙手を其夜具中に插入れて試みれば、ホコ／＼として尙微温がある。「是ではまだまだ遠くへは逃れられぬ。銘々手を分け、隈なく館內を搜索して見よう」と、更に八方に分散して、或は物置、臺所、或は雪隱、湯殿を搜すもあれば、或は天井、袋棚、或は戶板、土壁を壞つもあり。好し彼れ天に翔り、地に潛るとも、搜出さずして已む可きやと、百方其手を盡したが、搔暮れ影も形も見えぬ。時に天色は漸に明けんとする。一黨は何れも尋ねあぐみ、闘せずして槪ね一處に聚合した。悲憤の雲は人々の面上に集り、光景は實に慘憺を極めた。「是ほどまでに穿鑿しても見出さぬ以上は、必定東遁したに相違ない。我々の武運も是迄と存ずる。事既に此に至つては、豫ての約束に從つて、一邸に火を取掛け、腹搔切つて相果てるの外はおざらぬ」と、投出すやうに言放つ。大事は將に去らんとする。

兵機に老練なる吉田忠左衞門之を視て、「言甲斐なき事を謂はれるな。夜は未だ明けはなれ申さぬぞ。又好し明けはなれたればとて、何事のおざらうぞ。敵は慥に此邸內に潛むと存ずる。今再應も三應も搜した上の相談にさせられたい。まだ〳〵早まる可き場合ではおざらぬ」と聲を勵しうして激勵した。嗟乎戰鬪の妙機は實に此に在る。衆心は再び奮ひ起つた。「左樣左樣、如何にも左樣。さらば今一度」と人々は又亦手を分けて、大搜索に從事した。

是時に當つて敵の勇者は槪ね死傷し、殘るは長屋其他に蟄伏して、最早出會ふ者も無い。恰も大暴風の一たび過ぎた後に幾い。それで今回は人々搜査の法を易へ、何れも聲を呑み、跫音を偸み、館の內外を巡察した。其中吉田忠左衞門は臺所に出で、此を行過ぎようとする時、風と其耳を掠めたのは、此側の物置部屋と覺しい裏に密々私語く人聲である。蓋し敵は一時に外部の鎭靜した樣子を察し、「最早浪人共も退出したらしい」など語合ふ所であつたらう。

我戰士は之を聽咎め、ハテ可笑しいなと其方を顧れば、外部から鑰を施し、如何にも最初から人の居ない樣に裝うてある。是こそ愈々癖物に極つたと看て取つて、忠左衞門、「人々お出會ひなされ〳〵、此裏に人聲がいたす」と高聲に呼ばはつた。「何！　人聲が」と四方から驅寄り來り、ソレといひさま、一人斧を揮ひ、咄嗟に其戶を打破つた。

二百三十三　上野介の最期

既に物置部屋の前後を取圍み、一方の戶を打破つて、此裏を窺へば、黑闇々として物色を辨じない。が、人影らしい者が三つほど動き出した。『ヤア奧に敵らしい者が居る。ソレ討留めよ。併し陷穽などの設あるかも測られぬ。氣を注けて討入れ』といひさま、前に進んだ一二人、槍の鋒にて大地を突きながら這入らうとする。其刹那、奧より茶碗投は木炭の塊を散々に投出し、我戰士の少し躊躇する透を看て、闇中から突然一人打つて出た。「御參なれ」と三村次郎左衞門包常驅合せ、暫く鬪ひ、遂に之を討取つた。其間に又々一人切つて出た。是れ亦死物狂ひとなつて防戰したが、我衆は覗て、「面倒なり」とて、追取圍んで討果す。後に吉田忠左

衛門淺川家に御預となつた時、其此際の事に及び、「此敵兩人ともに殊の外働いた」と稱揚した。

今は其後の一人も絶體絶命の場合となり、腰なる小刀引拔いて、身構へする所を、今夕第一の幸運兒間十次郎光興、槍提げて走寄り、グサと突いた。其時早し、是時遲し、武林唯七隆重躍懸つて、肩先から亦一太刀斫下げる。兩處の痛手に敵は堪り得ず、ウンと一聲、悲鳴を揚げた。

人々は口々に、「此敵は普通の士で無いらしい。去來曳出して取糺さう」と、追取卷いて、廣場の處まで曳きずり來た。敵は氣息奄々ながら、まだ生きて居る。「貴殿は何と仰せられる……」。『何方にておざる』と問へど、彼は唖の如く、一言も答へない。只看る此人、一個の老體にて、身には白無垢の小袖を着けて居る。例の吉田忠左衛門は之を看て、「普通の者に白無垢の襯衣を着て居る筈が無い。年配といひ、風體といひ、一定上野介殿に相違おざるまい」といふに、何れも「至極」と同意する。用意の小笛は同時に此處彼處にて吹鳴がれた。一黨は悉く集合した。

『さらば是から檢査しよう』と、先づ其額上の創痕を檢べたが、如何にも當時淺手であつたと見え、是ぞといふ可き暈も無い。『それでは肩を』と小袖を脱がせ、人々立掛つて吟味すれば、扨も可喜し、見紛ふ方なき刀痕歴々として、斜に一の字を留めた。「ア、是が亡君の御斫着けなされた御太刀の痕歟」とは、口々に言出でる、人々は今更悲喜胸に充ち、嘘唏あげて號哭する聲、隣家の土屋邸まで聞えた。

是時一黨の總統領大石内藏助は猛然として體を起し、佩刀すらりと引拔いて、まだフクフクせる上州が前に進み寄り、拳も徹れと渾身の力を罩めて、止の一刀を喉許から大地にかけて突貫き、靜に其太刀を收めて間十次郎を麾き、「上野殿に初槍を沾けたのは貴殿であるから、貴殿其首級を揚げられい」と指命した。十次郎は面目身に餘つて、ハッと應へて、即時に義央が首を討落し、其儘之を捧げて、内藏助の實驗に入れた。是時内藏助欣然として軍扇を取出し、三度之を揮うて、戰勝の式を擧げれば、同時に起る鬨の聲、四隣の邸々まで反響した。一黨の滿悅如何であつたらう。

すると一黨の中から、『此上は生捕の者を呼出して、今一應之を慥め申さう』とて、乃て前後の兩門内に縛め置いた番卒を引出し、『如何に此御人、當家の御隱居に相違が無い歟』と訊問すれば、孰れも恐る〳〵之を覗て、色を失ひ、『全く相違おざりませぬ』と證言した。『さらば其方共は免し遣はす』と、各々縄を解いて放還した。

附言。上野介討取に關しては、謬說紛出して底止する所が無い。第一に上州の左右の二人、一人は戰死し、一人は逃げたといふのが「義人錄」。されど此處は一黨に取つて、目的を達する歟達せぬ歟の場合、鼠一匹とて逃がしてならう。「堀口覺書」に在る吉田兼亮の談が何よりの證據である。第二に同じ「義人錄」は上野介が最後に殘つて、一緒になり、道具の間に隱れて居るのを、一黨が曳出し、如何に訊問を加へても、彼奴空惚けて應じない處から、間が怒つて一槍參り、肩の創を極めて、愈々上州に相違ないといふ事に決し、武林が其首を討落したなど書載せた。此邊鳩巣翁頗る風說に誤られた。是等が後の似而非作者の手品の種となり、今度は突かれ且つ斫られた老爺を物置部屋から曳出した、内藏助が其前に平伏し、亡主の自殺した懐劍を把つて、是にて御自害をも勸める隙に、ごそ〳〵匍ひながら、逃げようと

する。それで内藏助飛懸り、其懐劍にて止を刺したといふのが第三である。が、六旬の老翁が二人の豪傑から太腿を突貫かれ、兩先を斫下げられながら、何倘樣な働が出來よう歟。

但し懐劍は虚であるが、内藏助が止の一刀を加へたのは眞正である。人を仆して止を刺すのは、武士の作法、此點を鳩巣俯卿等の諸大家が皆落して、一黨の總統領たる者が部下の一戰士をして直ちに敵の首級を揚げさせたといふのは、氣の毒である。是だけは「赤穗實錄」其實を得た。而うして之を證す可きは「堀内覺書」である。覺書の筆者堀内傳右衛門は良雄の刀を檢して、「内藏助大小相州物と相見え申候。大亂燒なり。刀の先一尺許のり付居申候。定而上野介殿留メを指たると存候。松葉先餘程こぼれ居申候」とある。彼の手を下したる狀想ひ見る可しだ。倘後段に宇治の茶商が談を舉げる時、此章を併せ觀られんことを注意し置く。

二百三十四　一黨の凱旋

土屋邸への通告

上野介が首級は既に揚げられた。「此上は左兵衛殿を討取るばかりである」と一黨は今一度邸内を隈なく搜したが、擾暮れ影も形も見えぬ。其裏に武林唯七隆重が追走らせた一少年の薙刀を拾ひ得たので、其少年が當主の左兵衛であつた事が分明する。「扱は左兵衛殿は取逃した。併し吾々が目指す所は上野介殿一人である。今は其首級を揚げたから、孑息までも追究するに及ぶまい」とて、内藏助は乃て引揚を命令した。『聚まれ!』の銅鑼は東雲の空に響渡る。一黨は裏門の裏に聚合して、各自の部隊部隊に就く。當夜の軍監ともいふ可き堀部安兵衛武庸は命を奉じて、一黨の姓名簿を取出し、東西兩部隊に亙つて、一々指名點呼を行ひ、其死傷を檢按したが、神明の御呵護とも言はう乎、四十七士中一人の缺ける所も無く、唯僅に原、神崎、近松の三士が打撲傷を受けたのと、横川が金創を被つたのみである。それすら歩行の成らぬといふ者は一人も無かつた。

東西兩隊部は相合する。亦も一囘館の内外を巡檢して、點し列ねた蠟燭を撤し、爐や火鉢に水を灑ぎ、退去後の火災を豫防した。此間に原惣右衛門、小野寺十内、片岡源五右衛門は塀越に隣家の土屋邸の衆に向ひ、各々銘々の姓名を名乗り、「唯今上野介殿の首級を揚げ、是より引取る處でおざる。嘸く御屋敷にまで御配慮を掛け奉り、恐縮千萬に存じまする。失禮ながら此處から一言御挨拶を申上げまする」と陳謝した。用意の周到、愈々出でて、愈々妙と謂はねばならぬ。

が、中には餘憤の未だ散ぜぬ人もある。是は餘り容易に敵を討取つたので、些と物足らぬ心地がするからである。其一人早水藤左衛門滿堯は一黨と倶に裏門長屋から表門長屋を見廻りながら、吉良家の士が潜伏して居さうな家毎に、ポッス〳〵と弓末を突込んでは、其裏を搜廻し、「吾等は唯今上野介殿を討取つて、立退く處であるぞ。主人を討たれて遺憾に思ふ輩は、疾く疾く出合へ〳〵」と大聲に呼ばはつて、戰を挑んだが、其權まくに畏怖して、一人も出合はぬ。乃て彼は家老の住宅と覺しき長屋の前にと差懸る。兎睹れば、戸の上から蠟燭の光が透いて、裏に人氣のありさうに見える。彼は之を看取するや否や、例の強弓に征箭打搔ひ、「早水藤左衛門滿堯一箭を參らせる」と名乗りかけ、箭次早に二箭ほど射込んだ。勢、若しも其前に立つ者があらば、筑紫の八郎爲朝の箭表に向つた伊藤五伊藤六の二の舞であらうと想はしめた。

斯くして一黨は内藏助指揮の下に、一遍邸内を押したが、滿邸寂々として空屋の如く、殘黨は何處に蟄伏した歟、今は人の氣はひも無い。『然らば此儘引揚げよ』と全隊集つて整々として裏門から退出した。凡そ此夜の戰鬪、寅の上刻から廻つて、下刻前までに終了した。即ち午前四時から同六時前、今の二時間足らずであつた。門を出でれば、東天紅を兆し、天も凱旋を祝するかの觀がある。

附言。凡そ今夜の快擧に關し、紛々たる俗說の中にて、聞棄てにならぬのは、義徒の妻女七人探偵の爲に吉良邸の召使となり、一黨討入の際手引を爲し、且つ孰れも打物取つて働いたといふ談である。虛は固より虛であるが、是れくらゐに止めて置くなら、まだしもなれど、一歩を進めて山岡覺兵衞の少女にて、大石主稅と許嫁の阿娘（十八歳）と菅野三平の未亡人（二十五歳）とが、一人は吉良左兵衞の妾となり、一人は上野介の側室となつて、枕席を掃ひ、それが内通のお蔭に賴つて一黨が討入り、復讐の素志を達したと、寔しやかに「一夕話」などに書立てる一事である。若しも是が事實なら、それこそ内藏助は由良助、否な下等な愚羅助、自家の子女までを敵の姿態にして、其力で復讐するくらゐなら、寧ろ最初から身を山林に晦まして、藤房卿などの跡を追うた方が、遙に人らしい。江戸の市井兒が動もすれば、皎々たる一黨の義徒を、下劣の俗情を以て玷辱するのを自分が惡むのは此である。お負けに最初から山岡覺兵衞といふ者も無ければ、其妻や女の在る可き筈も無く、又十五歳の主稅に十八歳の許嫁からが既に可笑しい上に、妻女の名阿娘に至つて徐々抱腹である。是れぐらゐ放膽に出鱈目を遣るのなら、一層の事に、父は加古川本藏、娘の名は小浪と呼んだと傳へれば好いのに。

二百三十五　吉良邸前の休憩

大高子葉と富森春帆の唱酬

一黨は續々吉良邸の裏門から出でて來た。此に待受けた大石三平、佐藤條右衞門、堀部九十郎等は先を爭うて出迎へ、

『是はお目出たう』

と祝するもあれば、

『如何にもお手柄』

と稱贊するもある。此間に暫時の休憩は與へられた。近松の忠僕甚三郎は餅と蜜柑を一黨に配る。

『ヤア此邊にて一杯祝杯を擧げようではおざらぬ歟』

とは、一黨の輿論。『さらば』と氣早の上戸連は直ちに近傍の酒屋に赴いた。折柄酒屋は今しも戸を開けたばかりの處、客は立掛つて、

『酒をくれい』

酒屋の主人は魂を失うた。それも其筈、人々手に〱槍薙刀を提げ、全身には紅斑々たる血痕を印して居る。主人は之に酒を賣らば、如何なる後難の罹らうやも知れぬと、恐れ戰きながら、

『生憎居酒は市中の法度におざりますれば、何卒御免下されませ』

と泣くが如く陳謝する。大高源五聽きも敢へず、

『今吾々は天下の御法度さへ破つて來た者共ぞ、市中の法度ぐらゐが何であらう』

と、呵々と笑ひつゝ懷を探つて、金子二兩の一封を投出せば、上に、

『元祿十五年午十二月十四日淺野内匠頭家來大高源五忠雄討死。死骸取捨候方へ酒代』

と題してある。

『何樣な大金を』

と主人が云ふを、耳にも留めず、

『ソレ運び出せ』

この言下に、否まんやうも無い。店の丁稚等はヤッとまかせに一樽の薦被を往來へ舁ぎ出す。待ちかねたと言はぬばかり、義徒の一人槍の鐏にて鏡板を突破れば、人々樽を取圍んで、引掛け〳〵舌鼓打つて、

『甘露々々』

一杯、二杯、三杯、四杯、傾け來れば、其意氣虹の如く、大高子葉は口を開いて、

『日の恩や忽ち摧くあつ氷』

と朗吟すれば、富森春帆直ちに之に和し、

『飛びこんで手にもたまらぬ霰哉』

と唉いだ。唯此意氣、以て敵を取獲たのである。人々の快感如何であつたらう。が、凱歌は奏する、微醺は催す、子葉は再び、

『山を拔く力も折れて松の雪』

と遣出した。句は手も無く「敵に克つたので、がつかりした」といふのである。好謔々々、子葉既に此好謔を爲す。奇警の春帆默して止む可き。亦又之を引取つて、

『寒鳥の身はむしらるゝ行へ哉』

と遣つてのけた。死生の間に談笑するとは、其れ是等の謂であらう。眞の風流は胸中に存する。兎角する間に卯の上刻即ち午前六時となつた。「集まれ！」の合圖に、一黨は再び隊列を整へ、豫定の一駐屯回向院へと押して行く。

附言。由來の俗書に、討入當夜百數十人の浪士等が應援として吉良邸の周圍に萃まり、終夜其四近を徘徊し居たといひ、甚しきは各所の樽酒も浪人の手にて運んだなどと傳へて居る。是が亦例の巷談街說である。但し大石三平等三士の外に日頃義士等と淺からぬ交情ある堀内源太左衞門正春が門下の豪傑甲乙や、其他の勇士幾人かは、同じく吉良邸外に徹宵して、餘所ながら誠意を寄せたらしい。畢竟俗說は之を皇張誇大に言觸らしたものと見える。

次に一黨が此引揚途上で祝杯を擧げた事實は、後日細川邸にお預となつた義徒の談に、『何れも心遣致候事故、上野介殿首を討取候て、祝儀の酒など酒屋に申遣、町中にて呑、彼是致す内、明六ツ時過に成り候故、無緣寺へ立越』とあるを『堀内覺書』に載せたので明瞭である。然るに從來の作者概ね之に氣が注かぬ。それで風說子に聽いて、單に大高源五等數輩の事にして了つた。既に之を數輩限りの事にしたから、てにはを附けて異を合はせねばならぬ。それでヤレ大高富森は後れて酒屋の前に來たの、ヤレ詩酒に時を移したので、後から一黨に馳跟いたのといふ。無緣寺に入つて、尙後敵を待たうといふ一隊が斯くの如き無節制で何とする。

それから瑣細な事ながら風聞子は一味を大高の擧とするから、可笑しい事が續出する。彼等は薦被の鏡を槍の鐏でなく破つたのも大高であるといふ。が、野太刀を揮つて邸内に闘つた者が、何うして此には槍を携へる。野太刀と槍との早變り、此處早六齋正一も宜しく敗、呵々。

次に最も噴飯であるのは、大高が身に痛手を負うて居た爲に、渇いて酒を求めたといふ說である。是は「山を拔く力も折れて……」の句から着想した捏造である。子葉が時に取つての英華な、好謔も、是では氣息奄々の囈語となる。之を察せずして「義人錄」に『一人あり創を病む者の如し。主人を呼んで曰く、吾渇せり。汝我が爲に酒を沽り來れ……前の創を病める人、筆硯を請ひ……』と記したのを視れば、此處流石の鳩巣も浮と俗說に吊込まれたものと見える。

二百三十六　一黨の引揚

回向院前の集合
引揚の順路

一擧の目的は既に達したが、敵には名に負ふ上杉家の後援がある。今にも同家から大衆を發して、來り撃たぬとも測られぬ。其際には之を迎へて火の出るほど快戰し、淺野家の名譽を此世に留めて討死しようとは、一黨が最初からの覺悟である。それで彼等は悉く豫定の聚合點たる無緣寺回向院の門前へと聚まつた。が、寺はまだ起出でぬ。一黨は勵しく門を叩いて、

「我等淺野家浪人共、唯今亡主の讐吉良殿を討取つて引揚げる所でおざる。暫時御寺内を拜借して、休息いたしたう存ずれば、何卒御許容下されたい」

と申入れた。是時住僧が義氣を奮つて、其儘一時收容して居たならば、回向院の名譽は獨り國技館の角力場のみで無かつたらう。が、俗僧の淺猿しさは之を聽いて顫へあがり、門番に命じて、

「折角の御申聽けながら、お貸し申す譯に參りませぬ」

と謝絶して、堅く鎖したまゝ、其門を開けぬ。

『さらば詮方も無い』

と門前に佇んで、暫く敵の寄せるのを待受けたが、上杉勢も來らねば、吉良家からも追手せぬ。

「敵は愈々出て來ぬと見える。此上は此處に永居する必要も無い。去來、泉岳寺まで引揚けよう」

と内藏助は命令した。

途上の隊列は整へられた。眞先には槍を提げたる義徒二人、前衞として先驅する。次には上野介が白無垢襯衣の片袖に包んだ其首級を槍の柄に結付けて、高く之を中天に揭げ、數輩の義徒之を護衞した。次には大石内藏助良雄只一人、優然として步行する。次には一黨、負傷者又は老人を中にして之に續き、途上にて追々に駕輿を傭ひ、其負傷者や老人を之に載せ、肅々として進み行く。最後に磯貝十郎左衞門正久、倉橋傳介武幸等後衞となつて殿する。

義聲の播がるのは、置郵して命を傳へるよりも速かである。『赤穗の浪人が亡君の讐吉良殿を討取つて、今泉岳寺へ引揚げる』との事よ、との說は、それからそれへと傳はつて、我も〳〵と通路に馳集まる。而うして今日は方に月の十五日、大小名の登城日である。それで成るだけ大小名の通行尠く、人目に多く觸れぬ路筋をと採り、回向院前を發して、路を南へと取り、本庄一ツ目の河岸から、深川に入つて、御船藏後通を過ぎ、隅田の流に沿うて、乃て永代橋を打渡り、靈岸島から、稻荷橋、築地鐵砲洲に出でて、殊さらに淺野家舊邸の前を過り、是が今生の見納め歟と、坐ろに懷舊の涙を濺ぎ、汐留橋を渡つて、芝區に入り、日比谷三丁目裏町[illegible]丁目、仙臺邸、扨は會津邸の前を過ぎつて、金杉橋から、將監橋を越え、無事に高輪の泉岳寺に到着した。

附言。此間に於ても煩いほど作者の小細工が多い。敵の首級を萬一途上で奪はれては遺憾であるとて、間十次郎に武林、北堀部、小村松、岡島、小奧田を添へ、六人にて首を護し、本庄河岸から船に乘つて、一黨より先に泉岳寺に廻らせたといふのが「義臣傳」。それから寺坂吉右衞門が弟の定右衞門に命じ、豫め小舟を艤して兩國橋の下に待たせ置き、上野介が首を討取るや否や、片岡、武林之を守護して、三人其舟にて泉岳寺に送つたと宛しやかに書いたのが「一夕話」。それで公然棹頭に約して行いたのは、上野介が左右に事へ、健闘して最期を遂げた一少年の首であつたなどと、首尾を合せた。但し是等は其當

時から既に言傳らされたものと見え、鳩巣も備中の前記を「義人錄」の細註に書入れた。併し流石は鳩巣だけに、「是れ疑ふらくは傳聞の誤ならん」といつた。畢竟是等は義徒が堂々の意氣を知らぬからである。彼徒が討入「心得覺書」の第三條に、若上使など御馳着候はゞ、此首泉岳寺へ持參仕度存念に候。然共停死無之候はゞ、不及是非、御屋々之印、むざと難打捨候。以御下知、彼屋敷へ被遣候様にも可有御座候。其後可指圖次第に可仕候。其上勝手次第と於有之者、泉岳寺へ持參仕、御墓所へ備可申事」とあるを知らぬからの揑造と思はれる。即ち一黨の意氣は明白である。公儀から首を徴せられゝば、是非なく上命に服從しよう。敵衆が奪回に來たならば、死力を盡して血戰し、之を何所までも保護するまで、萬一それを失ふ時は、即ち一黨が一人殘らず討死した時である。それで堂々と詰行ける處まで詰行かうといふのであるから、小說家的の小細工を施がしよう。況や寺坂吉右衛門など義盟にも列せぬ者に、何で首を託しよう。

次に揑造手は又引揚げて行く路筋までも捏造する。其の最も有名なのが、講談や浪華節で聽く兩國橋上で麾下の某と內藏助と問答、是れ亦痕跡も無い空想談。其次には新大橋を渡つたといふ說、是は兩國橋を渡らぬと聞いて、それなら其次のは新大橋であるから、此と想像して、當ずつぽふにそれだと妄斷したのであらう。自分が今茲に訂した處は、一々義徒の直話や、手柬や、其他の證據に徵したのであるから、是が本當の正道である。

二百三十七　仙臺邸前の誰何

一黨は無事に泉岳寺まで引揚げ來た。此途上に於ても亦多少の言ふ可き事がある。兎いふは前にも一言したやうに、朔望の御禮日とて、月の朔日と十五日とは大小名が大樹家の御起居を伺はんが爲に登城する例日である。それで一黨は今朝成るだけ其登城の一列に遭逅はぬやう路筋に注意した。併しながら諸侯の邸宅は諸方に散在するので、一切之を避けるといふ譯にはゆかぬ。果して途上にて三四の大名の或は駕輿、或は騎馬にて差掛られるのに、處々にて遭逅した。其中には一黨の光景を異しみて、行列を停め、「それに通られるは何れの衆、又何の出來事あつて、左樣に行裝たれる哉」など問はれる向もある。內藏助は一々之に挨拶し、御不審御尤との次第、若し其は故淺野內匠頭が家來、亡主の意趣を遂せん爲に、只今吉良上野介殿の御首級を揚げ、泉岳寺まで引揚げて、公儀の御沙汰を待受け奉らんと致す者でござる」と答へれば、孰れも深く感嘆して立去られる。中には故意と素知らぬ風をして行過ぎられる方もあつた。

此間に最も困らせられたのは、芝區に入つて、日比谷三丁目の仙臺邸前に差掛つた時であつた。仙臺といへば東奧の雄藩、伊達政宗以來武威を輝かした家だけに、上下共に氣を負うた。それで同邸辻番所の番兵は、今しも一黨の進み來るに會うて、徃來ならずと看て取り、手に手に棒を携込んで、其前に立塞り、無二無二之を押止めた。義徒達はムッとして、何是式の番卒共、蹴散らして押通れといはぬばかり氣色ばむを、內藏助は靜に之を制し、前に諸侯のお訊ねに對したやうに、丁寧に事由を陳べ、且つ既に大目付仙石殿までは、同僚を以て屆出てござれば、決して御迷惑は相掛けまいが、此儘御通し下さるやうと申入れた。然れば番兵は容易でない、番長[illegible]くらゐには判斷がつかぬ。「さらば暫時御待ち下されたい」と言ひ捨て、門內に駈入り、其に之を家老へ報告した。評議は多分重ねられたらう、良暫くすると、用人を

着けた気品ある一人の士は立出でて、慇懃に一禮し、『御一擧の趣只今承り、御忠義の段深く感じ入つておざりまする。唯今公儀御法令の手前、一通り御停め申したる次第、惡しからず御了承下されたい。疾く〳〵御通りなされ』と挨拶した。『さらば御免下されい』と會釋して行過ぎる。乃て會津邸の前へと達すれば、又亦同邸の辻番は誰何する。『仙臺邸にては只今然か然かでおざつた』と陳ずれば、此も無事に通過し得た。

附言。俗說の常套として、何ぞといへば何物かを食はせたがる。此場合に於ても俗書に聽けば、仙臺邸で一黨に粥を振舞ふ一節を載せる。既に交渉に手間取つた上に、それから粥の支度をされては、時の三時間ぐらゐは一邸前で費えてしまふ。引揚を急ぐ一黨が爭で左樣な事で、一箇處に遲躕しよう。

二百三十八　義徒と細井廣澤

此間に在つて、一黨中二三の個人の言行を擧げねばならぬ。其一人は關東急進派の領袖堀部安兵衛武庸と細井次郎太夫知愼との遇合である。此兩士が同じく堀内源太左衛門正春の門下で深交あつた事は、夙に講じた通りであるが、討入の前一夜、一代の名士は堀部が宅に集まつた。大石内藏助も會すれば、堀内源太左衛門も來る。知愼の廣澤も亦列席した。固より秘密の會合であるから、孰れも單身にて出掛けて來た。其際廣澤は土産に鷄卵を持參した。乃て永訣の酒宴は開かれる。主も客も天下の英傑、一點離苦の癡態も無い。更闌けるまで且つ飲み且つ談ずれば、意氣は昂つて大空に橫たはる。主人の安兵衛は杯を引受け〳〵、客の齎した鷄卵を取つて、カチリ〳〵と打割りつつ、『御覽なされ、明晩敵讎を打碎くのも、是れ此通りでおざる』と哄笑すれば、一座は益々興に入る。廣澤直ちに一絕を口吟し出た。

『結髮爲奇子。千金那足言。
離別情無盡。膽心一劍存。』

と歌ひ了れば、流石の安兵衛、知己の至誠に感じ入り、可喜し涙を催した。

既にして十四夕の討入となつた。此夜内藏助が、『萬一敵を取逃さば、一邸に火を取掛け、猛火の裏に腹掻切つて先君の御後を追ふばかり』と訓令したのは、是れ亦豫ての約束の一つと見えた。心知の廣澤は夙に之を預り聞いた。それで今夕廣澤は居ても起つてもをられない。彼の宅は吉良邸と其距離餘り遠からぬ深川に在れば、火の手揚れば、眼前である。時刻を測つて、彼は屋根へと攀登り、寒風に身を曝して、雪降積る屋上に立ちながら、展望すること良久しく、『火の手の揚らぬは、幸に目的を達した歟』と、一たびは下りたが、『否や〳〵それとも今に炎の立たぬとも限らぬ』と、又亦こそ〳〵這登る。斯くすること許多度、一夜を徹してまんじりとも寢ない。其裏乃て夜は明ける。吉報如何と待受ける矢先、多衆の跫音しと〳〵と聞える。間もあらせず、門の戶急しく打叩き、堀部安兵衛が聲として、『細井殿御歡び下され。思ふが儘に讎の首級を揚げ、只今泉岳寺へ引揚げる處でおざる。是が今生の御訣れ、日頃の御芳情は死後までも忘却仕らぬ。さらば御機嫌宜しう』と、彼が快活なる平生の意氣其儘、大喝しつつ行過ぎる。『扨は御志を達せられた歟』と言ひながら、廣澤は身に袴を着ける遑も無い。押取刀で跣足のまゝ表に驅出し、今しも一黨が永代橋の眞中に差掛る處で追着いた。一黨中には堀部安兵衛を始めとして、大石内藏助、奧田孫太夫、間十次郎など相識が多い。廣澤は進んで一々之に永訣の意を表し、悵然として、其の去り行くのを見送つた。

是より先き安兵衛は主家凶變以來の出來事、

扨は自身が大石内藏助等と往復した書束の全文を筆記し置いた「覺書」一卷を把つて廣澤に與へ、平生深交の記念を留めたが、後に一黨切腹の際、彼は遺言して討入當夜に用ゐた臂鎧一雙を、亦同じく廣澤に寄贈した。二人の交情想ふ可しだ。而うして同じ際に間十次郎も亦身後の遺品として兜頭巾を此人にと遺留した。

附言。廣澤の後裔は黑田家に事へて、世々藩士であつた。維新の際には細井昌太郎といふ人が居た。其頃までは尙堀部の小手と間の兜頭巾を襲藏したが、今此家と遺物とは何となつた歟。

序にいふ。此廣澤と堀部安兵衛との遇合を、「續畸人傳」が同氏と大高源五との事と間違へて傳へてから、世上に左樣誤信する人が多い。佩弦齋の「四十七士傳」は之を指摘し、「二老略傳」に據つて是正した。之を「先哲叢談」と併せ考へれば、其人の大高でなくて、堀部であつた事が、益々明確である。

又其覺書は「堀部覺書」或は「武庸筆記」と稱し、廣澤の嗣子知文の跋を加へて、世に傳へて居る。之に就いては多少の議す可きものがある。されど兎に角義士史料の一つとして數ふ可きものである。

二百三十九　礒貝十郎左衛門の言動

同じ義徒の中にて、礒貝十郎左衛門正久が老母の重病に陷り、今にも六ヶ敷いといふのを後に殘し、憤然として意を決し、一黨と倶に讎家に討入つた事は、前に早く講じた通りである。其母は芝區將監橋の近傍に在る旗下松平氏の長屋に住む兄内藤萬右衛門の許に養はれて居た。恰も好し、一黨は泉岳寺へ引揚の途上、金杉橋から此將監橋へと差懸つた。有情の統領大石内藏助は今しも殿して來る十郎左衛門を呼び、

『貴殿御尊兄の住宅はつい近傍では無い歟。一走り行いて母上の御容態を見舞うて參られい』

と注意した。十郎左衛門之を辭謝し、

『御親切の段千萬忝なうはおざりますれど、一旦志を決して參つた上は、最早私親など省みる所ではおざりませぬ』

と言切つた。堀部彌兵衛老人なども、亦傍から口を添へたが、固く執つて之を聽かず。其儘衆と泉岳寺へと赴いた。

後に細川邸に御預の日、彌兵衛老人此事を擧げて、同邸の藩士堀内傳右衛門に語れば、傳右衛門は感嘆し、更に十郎左衛門に向つて、只管其心掛を稱揚した。すると十郎左衛門は之に答へ、

『如何にも同志の人々から、一目老母に逢うて參れと勸められてはおざりますれど、第一異樣の扮裝にて、設ひ御小身の御旗下とは申せ、舍兄御奉公いたし、從つて老母も居りまする邸内に立入る事は、其御家に對し無躾の儀と存じ、第二には好し暫時なりとても、如何やうの變事出來らぬとも測られず、其際に居合せずば一期の不覺とも存じ、終に見合せた次第でおざる』

と語りながら、

『然りながら只今となりて考へますれば、彼のやうに無事に引揚が出來たくらゐなら、人々の勸に任せ、一目老母に逢うて參れば好かつたになど、些慾が出て、少々後悔の氣味もおざりまする』

と言ひさして、後は笑ひに紛らした。

吁彼や年齒僅に二十四歲、公には猶勇義に徇へ、武士の面目を汚損せざらんと競ひ、私には念々母を憂ひ、人子の本懷の終に遂げざるを悲んだ。其の心を用ゐる良苦なりと謂はねばならぬ。

斯くて一黨は一人一個も隊列を離れず、始終

一隊となつて行軍の法に由り、整々として沿道を押通し、終に主家の香華院泉岳寺へと入つたのは、辰の上刻即ち午前八時過ぎであつた。

二百四十　泉岳寺への到着

扨一黨は一人をも損せず、無事に打揃うて泉岳寺に達し、突と山門内に入つた。人々多くは槍、薙刀、扨は弓、野太刀などを提げ、尋常ならぬ行装の上に、衣裳の處々には斑々として血痕を留め、其意氣軒昂當る可からざるものがある。一山の僧徒はハッと驚き、何事が起つた歟と怖れ戰いた。加之、途上から次第に加はつて跟隨つて來た許多の見物は、一黨の後ろから是も門内に混入らうとする。内藏助は、僧に向ひ、

『拙者共は昨夜來亡君の讎吉良上野介殿御邸に取掛け、今朝其御首級を申受け、之を亡君の御墓前に供へ、御尊靈の御遺恨を慰め奉らんが爲に、此處まで引揚げて參つたのでおざれば、決して御當山に御迷惑は懸けませぬ。就いては奉告を了りまするまで、何卒山門を閉ぢさせられ、外來の人々を御停め下さるやうお願ひ申す』

と依囑した。

一僧は驅入つて、方丈へ告げた。當時の方丈は當山第九世酬山長恩とて平凡な俗和尙、之を聽いて大いに當惑し、成らば之を斷らうとする。時に役僧に承天則知とて一簾の僧が居た。傍から方丈に向ひ、

『當山は淺野家御一門の御菩提所ではおざりませぬ歟。其淺野家の遺臣の方々が亡君の讎を復し、冷光院殿御靈前に御奉告申上げようとせられるを、斷るといふ法がおざりませう。疾く疾く御承引の旨を御答なされ』

と切言した。理義に責められて、長恩は不承不承、

『それでは善きに取計られい』

と言棄てて奥に入つた。則知は引取つて自ら立出で、

『方々の御忠義、古今に其例を承りませぬ。亡君御尊靈も左こそ御滿悅でおざりませう。山門の閉鎖は委細心得ておざりまする。御心長閑に御奉告なされませ』

と會釋しつゝ、忽ち一山の衆徒を驅催し、混入りたる見物を端から逐出して、早くも門の扉を打ち、好し何人が來るとも、やはか此を開く可きと、裏から嚴重に之を守衞した。加之承天則知は本堂から香爐を運ばせ、掃除を手つだはせなど、忠々しく一黨を幇助した。

附言。此酬山長恩至極の俗僧と見え、一黨の切腹後、四家から泉岳寺に納めた義徒の遺物を、時を經て悉く賣飛ばした。若しも一黨引揚の當時、承天則知が居合せなかつたなら、大失體を演出し、泉岳寺今日の名聲と繁昌とを留めなかつたかも知れぬ。それから承天則知は隣寺廣岳院の住持で、偶々此に來合せ居たとの説もある。但し世上に此承天が當時の覺書と稱へるものにて義士夜討高名噺と題する刊本がある。一時俗間に持囃されたらしい。之に據れば、此承天則知は米澤佐仲といふ浪士と兩人にて、義徒の接待一切を辨じたやうに見える。併し書中に記す所の義徒の談話といふものを察すれば、それこそ實に邪語蕪說、有らん限りの出鱈目を極め、一も信を取るものが無い。畢竟是は則知の名に假託して、俗作者と投機書店とが共謀偽造したのである。世に厭ふ可きは、是等の徒輩では無い歟。

二百四十一　復讎の奉告祭

泉岳寺の門内は忽ちに靜肅になつた。内藏助は命じて、竿頭に約した上野介が首級の包

を解かせ、先づ其首を眞淸水にて洗ひ淸め、一黨孰れも嗽ひ漱ぎ、亡君の御墓前へと赴いた。見渡せば、雪空霽れた朝とて、天色は恰も碧瑠璃の如く、大地には殘んの雪尙草を封じ、旭日を迎へて皎々と耀く。阜上に南面して建てる「冷光院殿前少府朝散大夫吹毛玄利大居士神儀」の御墓前には、一臺の三方に吉良上野介義央が首級を載せて、恭しく供へられ、案頭の香爐からは一炷の香烟裊々として縷の如く靑空に立騰る。一黨は悉く其前に環列し、息を飮み氣を屛け、積雪の上に跪く。方に是れ神を祭れば、神其前に在ますが如し。暫くして內藏助は身を起し、靜々と御前に進み、香を炷して一拜し、更に階一段を進み、徐ろに懷から短刀を取出し、すらりと其鞘を拂ひ、欛を神位の方にして、鋒刃を首級の方に向け、之を墓石の上に載せた。是は固より問ふまでも無く、「亡君尊靈親ら此年月の御鬱憤を霽らさせ給へ」といふのである。斯くして內藏助は數歩を卻き、神儀の御前に額づいた。蓋し彼は其間に於て、一黨に代り、一つには社稷の覆亡を未然に匡ひ得なかつた不敏の罪を深謝し、二つには一黨が家を棄て身を忘れ、今朝讐の首級を揚げ、君恩の萬一に答へ奉る旨を報告したのである。

一黨はソレと覺り、孰れも稽首して地に到り、今更の如く胸塞り、暗涙に咽んで打歔欷る聲、自から空林の寂寥を打つた。

良あつて內藏助は再び身を起し、神前の短刀を把つて、上野介が首級に臨みかゝり、刀を揮ひて三たび讐の首上に加へた。是は亡君に代つて痛擊の意を表したのである。然る後彼は一個の大石內藏助良雄に復り、燒香して退けば、今朝讐を討取る時の一番鎗、二番太刀といふ廉に由り、本人再三の辭退にも關はらず、衆に推されて、第二に間十次郎光興、第三に武林唯七隆重と名乘つて燒香する。是より順次に四十餘人交る〴〵燒香して、茲に報告の祭式を了へた。精誠の感應する所、墓上の豐碑も爲に動くやら思はれた。

附言。 此間に就いてが、最も捏造子の捏造を逞うした所である。中に就いて最も大膽に最も惡む可き製造は、一黨が墓前の祭文である。「義臣傳」にも載せれば、「一介石記」にも乘る。以後の傳記は襲套百回、恰も赤埴源藏が赤垣源藏で通用するやうになつたと同一で、殆ど一般に知らず識らず之を眞誠の祭文かと了するに至つた。それも其筈、彌次馬の無名子などは、現に其場に居合せて、內藏助が懷中から料紙を取出して其文を讀し、且つ讀上げる處までを目擊したなどと野尻書く。さうかと思へば、其僞文中に、「只今面々名乘申通、大石內藏助を始、御見知寺坂吉右衛門迄、都合四十七人」とあるに窮し、是は前日から草して懷にして居たのであるから、此時此處に居合せぬ寺坂吉右衛門の名まで載せたのだともいふ。辻褄の合はぬことも亦甚しい。但し此僞文は快擧後間も無く出來て流布されたので、流石の鳩巢まで欺かれ、「義人錄」中に譯載した。爲に其信は一層の甚しきを加へたものと見える。之に就き其譯文のみを看れば、鳩巢の手に成つただけ、其意を迎へて義聲に出でたか〳〵、陳情措構のやうであれど、一たび原文を讀めば、撰に漢語などを加へて、生熟混賓、兎も角も仙石伯耆守に差出した「淺野內匠頭家來口上書」などの脚下にも寄附かぬ。それで僞書といふ事は第一に分る。加之、義士傳の著者中で最も歷史家の斤量あり、且つ寺井玄溪、大石無人父子等と因緣あつて、是等の義故から事實を確めて、「報讐錄」を草した三宅觀瀾が、其書中に、「予素より江府に居たり、諸人事を擧ぐるの間、一日人あり、南小册を携へ、

て示さる。詳かに事狀を錄し、載するに嘗居の口調並に義士の俳歌、長矩の墓を祭るの文を以てす。一時傳へて以て信となせり。之を訂正するに及び、悉く皆市井好事者の僞作する所なりき。爾後見る所の諸記、訛猥附會、往々にして是といふもの、以て證とす可きである。

若し其れ是よりも小さい小細工に至つては、或は首の臺にとて、內藏助は引揚の途上本庄から白木の三方一臺を銀一朱にて買調へて來たといふが如き銀一朱に至つて精細を極める。江戸ッ兒最も得意の作。

それから祭場に到つて內藏助が亡主に代つて始めて不破數右衞門の歸參を許したり、ヤレ寺坂吉右衞門を新地百石に取立てたり、間十次郞と武林唯七に殊勳に依つて俸祿の加增を申付けたり、是等を擧げれば、それこそ枚擧に遑がない。終に堂々たる大丈夫の良雄を將ゐ來つて、小禮曲謹の拘々乎たる鄕愿にして仕舞ふ。自分が彼俗作者を惡むのは、實に此に在る。

二百四十二　泉岳寺の一日

燒香既に了つて　御墓前から退けば、則知は此方へと案內して、一黨を寺の中堂に請じた。內藏助は重ねて則知に向ひ、

『亡君の讐をも復し、御靈前へも奉告いたしたれば、吾等に於ても最早何の遺憾もおざらぬ。此上は謹んで公儀の御沙汰を仰ぎ奉るのみでおざる。それに就き先刻引揚途中から、同僚吉田忠左衞門富森助右衞門の兩人を大目付仙石伯耆守殿御邸へ遣はし、昨夜の始末を上申させておざれば、暫時此處にて其御指揮を待受けたう存ずる。此儀何卒御許容下されたい』

と申入れた。則知は引取り、

『少しも御遠慮には及びませぬ。緩々御休息なされませ』

と挨拶しつゝ、

『方々にはさこそ御空腹でおはしませう』

と何時の間に炊かせたか、乃て白粥を運び出させて、一黨に振舞うた。

『是は〳〵、土中の白骨、御法會に預りまする歟』

とは內藏助の會釋。

『それにしても此寒さ、葷酒は宗規の禁ではおざりますれど、今日は特別の場合、拘はることではおざりませぬから、般若湯を差上げませう』

と則知が氣轉。三斗の酒を端から〳〵煖めながら席上に配置した。

『是は忝けない……』

『是は結構……』

『イヤ何よりの御振舞』

と下戸は椀を引寄せる。上戸は盃を取擧げる。忽ちにして腹便々、忽ちにして顏渥丹、人々の勇氣は更に再び十倍し來た。內藏助は良ゝ微醺を催し、

『萬一上杉殿からの討手寄せた時、此處で鬪うては、第一お寺が御迷惑、其際は是より出邀へ、往還での一決戰、吾等の一命を差上げようではおざらぬ歟。最早山門をお固め下さる必要もおざらぬ。それ開かれても宜しからう』

と微笑めば、一黨は孰れも之に和し、

『左樣々々、疾く〳〵山門をお開きなされ。此勢を以て戰はゞ、上杉勢何ぞ言ふに足らん』

と打動めく。中には、

『昨夜の戰餘りに造作なく、些物足らぬ心地がする。何か敵勢寄せれば好いが』

と希望する者もある。

盃の數重なれば、興味は愈々加はつた。內藏助は筆を把つて、一首の述懐を書きつける。

『あら樂し思は霽るゝ身は捨つる、浮世の月にかゝる雲なし』

良雄の意は、實に此一首に盡きた。『孔曰成仁。孟曰取義。唯其義盡。所以仁至。讀聖賢書。所學何事。自今以往。庶幾無恥』と文々山は歌つたが、比べて毫も遜色が無い。彼の衷懷さもこそあつたらうと推せられる。

人々は感吟しつゝ、自ら所懷を詠出するも尠からぬ。岡野金右衛門包秀も亦其一人である。彼は一羽林の首級を亡君の御墓に供へて」と題して、

『其匂雪の淺茅の野梅哉』

と遣つた。一黨の意氣は恰も、死の其後に從へるのを知らざる歟の有樣であつた。

附言。鳩巢翁往々國風を解せず。良雄歌を『あら樂や……』と「義人錄」に讀ませたのが傭となり、爾後の諸書概ね之を套襲した。爲に壁上に一瑕を加へた。今は詠者の原意に由つて『あら樂し……』に改め置く。

二百四十三　同　主税の見識　内藏助の用意

白粥に續いて、般若湯の饗應に、人々は打寛ぎ、三々五々處々に火鉢を取圍んで、今日までの苦辛談に耽るもあれば、昨夜の高名咄に興ずるもある。日は正に亭午となつた。忽ち風聞は傳はつて來た。

『上杉邸から家中の衆を舉げて押寄せる。其衆既に途に在るとの事でおざる』

と一僧急遽しく注進し來た。

『愈々出た歟。さらば一當て當てて遣らう』

と若殿連は勇み起つ。時に生年十五歲の主稅良金之を聞いて、騷げる色も無く、

『何あに其れは必らず浮言でおざらう。上杉殿寔寄せうと思されるなら、此日中まで躊躇せれる筈が無い』

と打消した。流石は良雄が嫡々である。麒麟兒夙に兵機を知つて居た。內藏助の心中にはさぞ嬉しからうが、將師には亦自ら將帥の思慮がある。

『自分の見る所も左樣である。さりながら萬一の變も亦慮つて置かねばならぬ。方々用意せられて然る可し』

と言渡した。

『不備不虞。不可以軍』との金言は、彼の頭腦を司配する。さらばと人々は各々刀の寐刃を合はせる。主稅も亦佩刀を取つて、其刃を磷き出した。折柄傍らに二三の小僧は侍坐し居た。

主稅は之を顧みて、

『御坊等は堺町の人形芝居で、人形の斫合を見物された事はあらうが、活きた人形の斫合は未だ觀られた事はおはすまい。今にも上杉勢が押寄せたらば、某等一力戰して御覽に入れよう。それは〳〵面白い。中々人形の働のやうなものではおざらぬぞ』

と戲れた。が、上杉氏の討手は果して見えなかつたので、人々は孰れも此少年の識力と勇武に感服した。

*　*　*　*　*

寺の方丈酬山長恩は最初一黨の迎接に躊躇したが、承天則知が爲に說破せられ、漸々それを承諾し、萬事は則知に一任し置いて、匇々寺社奉行の官邸に赴き、事の大要を屆出でた。が、奉行の意向といひ、一般の評判といひ、一黨を收容し置いても、後難の虞も無いと安心したらしい。それで山門に歸り來て、始めて座敷に出來り、內藏助以下に面接して、それからは一層鄭重に人々を犒うた。原惣右衛門が寺井玄溪に贈つた書中に、

「泉岳寺へ參り、直に亡君の墓前に參詣、上野介殿印を手向燒香仕候。住持方出僧を以て客所へはひり候樣申聞候に付、寺內へ罷越候。住持は早速寺社御奉行樣へ御斷として被罷出、歸

寺の役[illegible]候、[illegible]早速[illegible]め尋被申候[illegible]に付[illegible]日[illegible]定にて候。

といふもの、以て徴す可きである。後に室鳩巣は寺僧に就いて、當日諸士の現況を問うた時、一僧の謂に、

大石、吉田、小野寺等年長の方々は、孰れも多く口數を利かれず。上野介殿の御最期は如何でおざつた歟と問へば、定に殊勝でおざつたと申され、家中の側はと問返せば、出合ふ人とても多く、且つ健げに鬪ひ、善く人臣の分義を盡されたと稱揚せられるのみにして、多くを語られず。其度毎望んで畏る可きものがおざつた。が若手の人々は遠慮なく、惜しく當夜の光景を語された。

と答へた。晉文城濮の戰では無いが、「少長禮あり、用ふ可きなり七百乘。[illegible]ぢや！ [illegible]ぢや！」と言ひたくなる。

* * * *

此間の事である。義徒の一人にて、當年十七歳の矢頭右衛門七教兼は同じ二三の若殿連と火に當り、互に指角力などして戯れ居た。すると時代は時代である。一黨第一の美少年を觀ようとて、衆僧は言合せたやうに、其周圍に聚まり來り、交る／＼夜來の戰狀などを尋ねながら、一僧は右衛門七を偸み視て、「唐の薛調の再來歟」と傍の僧に私語けば、「イヤ衛玠の後身であらう」と答へて、其袖を曳合うた。右衛門七聞いてポッと顏色を赤め、

「我等の耳慣れぬ御辭、是は昨夜來寒さに凍えた處に御酒を少々頂戴いたし、其上火に當つたので、此顏の眞赤になつたのをお笑ひなさるのでおざりませう。ア、熱い！」

といひながら、ツイと其座を立つた稚けなさ。衆僧は亦何時となく右衛門七の方へと聚つた。

附言、「薛調姿貌美麗なり。人號して生菩薩といふ」といふ。又「衛玠儀容秀麗なり。豫章より都下に來る。人聞及びて、觀者路に充ち、塞つて牆の如し。其人病死するや、時人皆都下の人、衛玠を看殺すと謂へり」といふ。薛調衛玠とは卽ち是である。此談當てにはならぬが、若衆好の時代の坊主が言ひさうな噂であるから、「後鑑錄惑說」に據つて傳へ置く。

二百四十四　同　高田郡兵衛の叱斥

内藏助は亡君への奉告祭後最早山門を開かれても宜しいと斷つたが、追々に泉岳寺に馳着けた諸山の僧徒は、一黨の忠義に感激し、「若し山門を開放して、萬一上杉勢にでも混入られ、不覺を取るやうな事でもあつては、一山の恥辱、同宗の面汚し、嚴重な上にも嚴重に守れ」と囁き合ひ、坊主頭を振立てて、此口を固める。其狀恰も中古に於ける南都の東大寺叡は三井の園城寺などの法師軍も斯くやと想はれた。

斯かる處に見はれ來たのが、昔盟者の一人高田郡兵衛であつた。抑も彼が當初堀部安兵衛等と倶に盛んに正義を唱へながら、本來臆病風に誘はれ、退引きならぬ義理に迫られて、已むを得ず引下るなど、苦しき口實の下に同盟を脫した事は、夙に講じた通りである。それで一黨の人々は大いに憤り、或は之を面責しよう、或は之を討果さうとまで敦圍いた連中もあつたが、大事の前の小事である。それが爲に大望の妨となつては相成らぬと、腕を扼つて堪忍した。すると今朝引揚の際、一黨はゆくりなく三田八幡宮の邊にて邂逅つた。

「是は／＼」

と彼は挨拶しかけたが、看るも穢らはしいと、孰れも面を背けて行過ぎる。其中堀部彌兵衛は元同じ定府でもあり、且つは老人の事とて、「御覽の通り、我等四十餘人は今朝本望を達し、上野介殿の首級を揚げ、唯今泉岳寺へ持參する

處でおざる』

　と告げ、品好く彼を辱しめた。恥を知る者ならば、之を聽いて、消えも入りたい場合であるが、無恥便佞の郡兵衞は靦然たる色も無く、

『それは孰れもさぞ〳〵御安堵なされたでおざりませう。拙者も御一別後當八幡宮に日參仕り、御一黨の御本意を遂げられるやう、それのみ祈願いたし、今も今とて社參の歸りでおざつた。念願屆いて、如何にも祝着千萬に存じまする』

　など追從した。老人は聞くも胸惡く、足を早めて立去つた。之にも懲りず、乃て一樽の酒を携へて泉岳寺に來り、山門を固めた衆に向ひ、

『拙者は高田郡兵衞と申し、一黨の人々に深き緣故ある者でおざる。今日の目出たい勝利を祝ひ心に一樽持參仕つた。何卒之を御取次の上、委細は諸士に拜眉を得て申述べたう存ずれば、此旨併せて御通じ下されたい』

　と申出でた。衆徒は彼の如何を知らぬから、申すが儘に取次いだ。壯年の人々之を聞いて、

『彼人非人、何面提げて此處には參つた。併しながら好い機會ぢや、門內に呼入れて、粗首刎ねて遣はさう』

と、既にばら〳〵と立ちあがる。內藏助急に之を制し、

『扨々方々は無益の殺生を好まれるもの哉。彼のやうな者の首を刎ねるは刀の穢れ、刎ねて何の益がおざる。呼入れて辭を交すも無用、只其酒を御返しなされ』

　と命じた。腹は立てど統領の一言、戾らんやうも無い。さらばと大高源五は樽提げて山門に出來り、郡兵衞を望んで、

『ソレ持返れ！』

　と投出せば、樽は見る〳〵微塵に碎けた。如何に厚顏の癡物も、復び言寄らん辭なく、狐鼠狐鼠として逃れ去つた。後に義徒等細川邸にて偶々此事を語り出で、『彼倥侗めが』と、一度にドツと哄笑した。

附言。此日中村清右衞門、鈴田重八、中田理平次、田中貞四郞の四人打揃うて泉岳寺に來り、『昨夜我等も吉良邸に驅着けたれど、御一黨既に御引揚の後で、其間に會はず、殘念千萬でおざる』など申入れた。すると內藏助は取次に命じ、『實は夜來の大働の爲に腰が拔けて、御目に掛かる事が出來ぬ』と辱しめて追返したとの談がある。是は畢竟高田の事から想ひ着いて、製造したものと見える。のみならず、四人打揃うて來たといひ、昨夜驅着けたといふ間に、揑造の痕跡は歷々と見える。兎いふは、九月以來前後に逃脫した奴が揃うて來べき筈も無ければ、時期をも豫告されぬ輩が、十四日の夜と知つて參る譯も無い。且つ同じく背盟者であれど、高田は口實だけでも作つて退いたから、まだしも一黨の前に出てみようとの動機もある。四人に至つては夜逃も同樣、如何に鐵面皮でも今日出て來やうが無い。虛の皮と化の皮は尻から剝げる。廢せば好いのに。

二百四十五　公金の處分

瑤泉院の墨書
寺坂吉右衞門の談

最初赤穗退去の際、內藏助は國庫の殘金を處分して、一分は一藩上下の士に分配し、一分は御家再興の準備金と稱して、自身に預つた。其金額は約壹萬兩であつた。大野九郞兵衞等の俗論黨が喧ましく噪いだのは、畢竟之が爲であつた。既にして內藏助は山科に隱棲し、贅澤もすれば、放蕩もする、又其の傍には子孫の計もする。それで後には俗論黨でなくても彼を疑ふ者多く、私に指彈きする人さへ尠からぬやうになつた。が、其實彼は此壹萬兩を以て是

まで一切の軍費を支辨し來た。而うして終に今十五日となつたのである。

今朝の事であつた。故内匠頭の未亡人瑤泉院殿の掛り居られる淺野土佐守長澄の邸に一人の飛脚體の男は來た。彼は大封の一書を取出し、

『私儀は京都紫野の瑞光院から參つた飛脚の者でおざります。此御書狀を瑤泉院樣の御手許まで差上げて參るやうとの吩咐にておざりまする』

といひながら、其書を差出した。取次は之を受取つて入らうとする。飛脚は更に、

『それでは慥に御受取下さ　ませ。單差上げてさへ參れば宜しいとの事でおざりまするから、私儀は是で御暇申上げまする』

と言棄てて足早に立去つた。氣の早い男もあればあるものよと取次は思うたであらうが、其儘奧へと執達した。瑤泉院は何事であらうと、之を開いて覽られゝば、何ぞ圖らん其裏は内藏助の手にて、一擧の顛末に添へ、一册の帳簿に壹萬兩　用途を一々詳細に明記して、少額の殘金さへ封入しあつたのである。之に接せられた時の未亡人の感想は如何であつたらう。自分は講じて此に至り、拜稽首して額の疊に至るを覺えざるものがある。凡そ血誠ある者、志氣ある者に取り、報復の一擧ぐらゐは、さまで六ケ敷いとも思はぬであらうが、羽書旁午、兵馬倥傯の間に在つて、一分一朱一錢一厘まで一々公金の用途を細註し、之を會計して殘金に照らし、公家に報告して、其事を終了するに至つては、大人君子に非ざれば、兎ても出來ぬ事業である。吾儕は是に於て乎益々内藏助の君子にして英雄たることを景仰する。嗟乎彼は及び易からざるなりだ。而うして泉岳寺に於ては今朝此處まで一黨と倶に引揚げ來た寺坂吉右衛門信行が忽ちにしてドロンと消えた。蓋し彼は内藏助から特別任務を命ぜられ、獨り一列を離れたのである。自分は其任務の一つが瑤泉院殿の御許への使命であつた事を疑はぬ。

附言。此簿册の呈上を以て、鳩巣の「義人錄」は十三日の事となし、觀瀾の「報讐錄」は今十五朝の事とした。自分は此後書を以て事實を得たものとする。何となれば、一黨を統率する内藏助に在つては、好し讐を復し得ても、一黨が落着の見据つくまでは、それを給養しなければならぬ責任がある。況や討入まで店賃、食料、其他の諸拂、司令部の支給に待つもの多々なるに於てをや。それで今朝泉岳寺に達し、我事了るといふを待つて、殘金を合せ、之を返納したものと思ふからである。

それから當時早く傳稱した談に、瑤泉院から老女戸田采女を使として、泉岳寺に遣はし、内藏助に面して、一黨を慰問し、且つ上野介が首を實檢させられたとの説があつて、講釋などでは得意の處であるが、鳩巣翁は小谷勉善に就いて淺野家を慥め、此談の製造である事を明記した。それで自分も亦之を採らぬ。

二百四十六　仙石邸への自首

吉田忠左衛門、富森助右衛門の使事

抑々此快擧たる、事ならざれば、火を吉良の一邸に放ち、猛火の裏に腹掻切つて、其儘先君の後を追ふ可く、事成るの日は、公儀に訴出で、謹んで御公裁を仰がうとは、日頃から一黨の約束であつた。それで泉岳寺へ引揚の途中から、内藏助は吉田忠左衛門兼亮と富森助右衛門正因の二人を大目付仙石伯耆守久尚の邸に遣はした。それも其筈、赤穗の一藩中で、其言語明晰にして、四方に使ひして君命を辱かしめぬ者は、先輩で吉田、後輩で富森と稱せられた。特に吉田は一黨の副統領であるから、内藏助は自家の名代に立て、富森を之に差添へたので

ある。是に由つて忠左衞門が討入の際から淺野内匠頭家來口上書」の一通を懷中し居たのが知れる。

兩人は即刻一黨に引分れ、各〻手槍を杖つきながら、愛宕下仙石邸へと赴き、槍を門前に立掛け置き、突と入つて案内を請うた。

「吾〻は赤穗の浪人吉田忠左衞門冨森助右衞門と申す者、同僚四十餘名と倶に昨夜吉良家に討入り、亡主の讐上野介殿の首級を申受けて、只今高輪泉岳寺迄引揚げ、御公裁を仰ぎ奉らんが爲に、吾等兩人參上いたしておざります。委細の事は伯耆守殿に拜謁を願ひ、お直に申上げたら存じまする。此旨何卒御執達下されたい」

と申入れた。

兎踏れば兩人ともに武裝のまゝである。是は容易ならぬ事件が起つたと、同家の士は急ぎ之を伯耆守に取次ぎ、

「如何いたしませう歟」

と伺うた。按はと伯耆守は打首肯き、

「直々會ふから、廣間へ通せ」

と指圖された。此旨兩人に通達する。兩人は、

『あり難う存じまする』

と一禮し、孰れも兩刀を脱して前の士に交付し、案内に連れて、廣間に打通る。貴人に對する兩人の動作に、侍者は先づ感動した。間も無く伯耆守は出來られた。忠左衞門は謹んで亡主の鬱憤を散ぜんが爲に此擧に出でたる顛末を陳べ、扨、

「最早本懷を遂しましたる上は、一同切腹仕り、相果て申す可き儀におざりますれど、御膝下の土地と申し、且つは高家御歴々の方を、私に討取りまし、る段、公儀に對し奉り、恐入つたる次第におざりますれば、一同亡君の墓前に聚まり、御公裁を仰ぎ奉らんが爲に、自訴し出でましておざりまする。委細は此口上書にて御賢察を願上げまする」

と、彼連名の上書を差出した。趣意は如何にも明白である。陳述も亦瞭然である。伯耆守は心中に感嘆しながら、

「一黨の人數は是れ限りに止まる歟」

「御意の通り、それ限りにおざりまする」

「是等の衆は皆泉岳寺に聚つて居る歟」

「御意におざりまする。一人も離散仕らず、相控へて居りまする」

「それは神妙。是より登城して逐一言上する。其間寛〻休息して、御沙汰を待たれい」

と申聞け、既に其座を立たうとされる。忠左衞門は重ねて、

「お手厚き御意、あり難う存じ奉りまする。但だ一同の者御沙汰如何と待侘びて居ようと存じますれば、吾等兩名の中、一名だけ泉岳寺まで御返し下されたら願上げまする」

「否やまだ訊ねたい事もある。が、唯今は登城を急ぐから、兩人共、自分退出まで控へられい」

と言ひながら、家人を呼び、

「兩人共さぞ空腹であらう。湯漬を參れ」

と命じて、奥へと入られた。噫乎士は以て誠ならざる可からずだ。義徒等亡君の仇を復したとはいへ、國法の上から視れば、立派な罪人である。大目付たる者之に對すれば、それ纏うてとも言はる可き處。然るに其優待や斯くの通りである。誠。天道也。思誠。人道也。至誠而不動者。未之有也といふ。古聖は人を欺かず。

仙石家の家人は爽る〳〵出でゝ兩士を款待した。兩士は會釋して膳に向ひながら、「卒爾ではおざりますれど、先刻御邸に伺候いたしまする際、手槍を御門前に殘しておざりまする。何卒御取入れ下さるやう」と申出た。既に禮儀

を顧にせず。それかといつて亦武道を忘れず。南上は使者となつて先づ一黨の名簿を奉持した。

二百四十七　検按使の差遣

仙石伯耆守は急ぎ登城して、事の概要を申達したので、太平無事の幕廷を驚かした。依書は俄に老中及若年寄の許へと飛んだ。時を移さず老中阿部豐後守正武、土屋相模守正直、稻葉丹後守正通等を初めとし、續々として登城せられる。中にも若年寄稻垣對馬守重富の如きは、馬を躍らせて馳せつけられた。乃て閣議の前に伯耆守は召出され、逐一事情を聽取られる。老中稻葉丹後守の如きは、最初から抽んでて内匠頭の御處分を爭はれたほどであるから、斯かる出來事の發生するのは、固より其の處であると思惟せられたであらう。閣員は手から手に一黨の口上書を傳へて之を通讀し、孰れも感嘆の色を禁じ得ぬ。中には感涙を灑へられた方さへあつた。

斯かる處に寺社奉行阿部飛騨守は泉岳寺住持の訴出に由つて登閣する。老中稻葉守の許には吉良左兵衛からの屆出が達する。さらば浪人共は今一應伯耆守を以て訊問を加へ、吉良の邸へは目付を遣はして、其口書を取り、其上にて上裁を仰ぎ奉らうと一決し、それ〴〵訓令を與へられた。それで一方には仙石伯耆守、旨を承はつて、早速歸邸し、更に兩人を前の廣間に呼出して、再び一擧の顚末を取調された。尤も流石は大目付中の利物だけに拔目が無い。自身登城の間には、家人の筆記、並に御徒歩目付の甲乙を立合せ、其事情を盡させた。伯耆守は是等を取合せ、再應之を上申された。又一方には御目付阿部式部、杉田五左衞門に、御徒歩目付四人、御小人目付六人を附し、吉良邸へと遣はされた。

＊　＊　＊　＊　＊

此間に吉良邸の光景を一言せねばならぬ。同邸は昨夜から今曉までの闇に、浪人黨から滅茶滅茶に蹂躙され、滿邸の上下は何處に逃れた乎、一黨が引揚の際には影も形も見えなくなつたが、敵は既に遠ざかる、危害の慮も漸く去れば、此處の木陰、彼處の床下、扨は長屋の隅などから、一人出で、二人出で、乃ては悉く現はれ來た。器量の惡さも亦夥しだ。孰れも只茫然として爲す所を知らず、主從首を鳩めて青息吐息、斯くすること良暫くして己に復り、此儘にても居られまい。兎にも角にも公儀へはお屆し、上杉家其他御一門へはお知らせ申さずばなるまいと、おづ〳〵ながら屆書を認め、鶴谷平馬といふ男を以て老中稻葉丹後守の許に之を差出させた。すると同邸取次の士は出でて接し、一通り其申出を聽取つた後、吉良家の奴原が卑怯さ加減を私に指彈きし、それはさぞ御難儀でおざつたらう。さほどの闇では、貴殿にも定めて敵と御手合ひなされたでおざりませう」と皮肉く揶揄つた。彼男は顔を赧打赧め、「それが生憎昨夜は非番でおざつたので、手合ひ申さず、殘念至極でおざりまする」と言棄てて逃げるが如く立去つた。後には稻葉家家臣の詰所にドッと時ならぬ笑聲がした。

二百四十八　吉良邸の檢按

同　家　の　申　立

吉良邸にては御目付の臨檢と聞いて、家老齋藤宮内、左右田孫兵衛、岩瀬舍人等恐る〳〵出迎へた。兎視れば、孰れも負傷の體である。目付は先づ上野介死骸の檢視を求められるので、家老等は忸怩として其場に案内した。死骸は横たはつたまゝで、無論其首は無い。創は左右の掌に各壹個處、是は間十次郎が着けた槍の穗を兩手で捞いだからであらう。次に左の股に

壹箇處、是は十次郎が繰出した槍創と思はれる。次に右の臂頭に二箇處、最後に背に壹箇處ある。是こそ武林唯七が躍り掛つて斫つた太刀痕に相違ない。而うして其傍には二尺三寸無銘の一刀の血に染みたるが落ちて居て、襟には壹箇處斫込がある。餘程騒しく闘うたやうに見せかけたが、是は父なり主君なりの恥を繕はんが爲め細工であつた事は、義徒の直話に照らして明らかである。是ればかりにて脇差は却て其場に見えなかつた。

それから當代の左兵衞義周が検按となつた。是れ亦面目なげに出でて來た。視れば額を大袈裟に卷立て、背中にも太刀創を負うて居る。自らは額上の創は三寸、背後のそれは七寸、それで氣絶して不覺を取つたと申立てたが、それほどの重傷とも受取られぬ。而うして其際用ゐた薙刀は此の通りでおざると取出すのを看れば、亦其柄に壹箇處斫込んだ痕がある。其激戰想ふ可しと褒めたいが、其實若も薙刀が物言ふ者なら、自分昨夜は投棄てられ、騒動の過ぎた後になり、罪も無いのに是れ此の通り切刻まれたと呟いたであらう。兎に角口上書をと御目付から徴されたので、左の通り書上げた。

『昨十四日夜八ッ半過上野介並 拙者罷在候處へ、淺野内匠頭家來と名乘、大勢火事装束の體に相見え押込申候。表長屋の方は二個所に梯子を掛、裏門は打破、大勢亂入致、其上弓、鎗、長刀など持參、所々切込申候。家來共防候得共、彼者共兵具に身を固め參候。我此方家來死人手負多有之、亂入候者へは手を負せ候ばかりにて、討留不申候。拙者方へ切込申候に付、當番之家來傍に臥居候者共之を防ぎ、拙者も長刀にて防申候處、二箇所手を負、眼に血入氣遠く罷成、暫く有て正氣付、上野介儀無心許存、居間へ罷越、見申候へば、最早討れ申候。其後狼藉之者共引取、居不申候。

十二月十五日　吉良左兵衞』

隨分苦しい申立であつた。

附言。上野介の戰死を裝はんが爲に、後から處々に創を着けたといふ説は、當時から流行した。甚しきに至つては、血の滲まない創を見出して、検使から一本突込まれ、左兵衞主從咽の音も出なかつたなど傳播した。併し其創處を按ずれば、必らずしも左様とも見えぬ。如何に吉良の上下が沒曉漢であるとても、君父の遺骸に太刀を當ててまで、其場を繕はうとはせまい。畢竟是は彼等が拙い處から、醜なるが上にも醜辱しようとの意から、言出した事と察せられる。左兵衞の薙刀を、薙刀にて自ら傷つけたといふ説も同樣であらう。是れだけは吉良父子の爲に辯護の勞を執つて遣はし置く。

二百四十九　同　死傷の人名

吉良父子の検按に次いで、家臣等死傷の取調に移つた。其結果は實に左の通りであつた。

戰死者

小林平八郎	用人
鳥居理右衞門	用人
須藤與一右衞門	用人
大須賀次郎右衞門	中小姓
清水一學	中小姓
齋藤清右衞門	中小姓
新見彌七郎	中小姓
小塚源次郎	中小姓
左右田孫八郎	中小姓
鈴木元右衞門	佑筆
小笠原長太郎	役人
榊原平右衞門	役人

鈴木松竹　坊主
牧野春齋　坊主
森半左衛門　足輕
――某――　中間

都合十六人。

以上の死傷は座敷、中庭、玄關、臺所、門下に在り、就中東西長屋の出口から、其前にかけてが最も多かつた。次に、

重傷者

宮石所右衛門　用人
齋藤十郎兵衛　執次役
清水團右衛門　執次役
宮石新兵衛　中小姓
山吉新八郎　中小姓
船松九兵衛　中小姓
天野貞之丞　中小姓
伊藤喜左衛門　中小姓
松山與五右衛門　中小姓
石川彦右衛門　中小姓

都合十人。

是迄は尙吉良家名譽の士とも言ふ可きである。次に、

輕傷者

齋藤宮内　家老
左右田孫兵衛　家老
岩瀨舍人　家老
松原多仲　家老
加藤太左衛門　役人
杉山三左衛門　中小姓
堀江勘左衛門　中小姓
大河內六郎左衛門　足輕小頭
岩田彌兵衛　足輕
八太夫　中間
兵左衛門　駕舁
吉右衛門　馬口執

都合十二人。

此邊からがそろ〳〵可笑しくなつた。殊に家老の齋藤宮內、左右田孫兵衛、岩瀨舍人は三人共に揃ひも揃ひ「戸を開け覗き候うて、かすり疵を負ひ候。之に依て相控へ、其御罷出見申候へば、上野介討れ、左兵衛手負居申候。」と、口上書を以て申立てた。是だけでも其創の贋物らしい事は、何人にも推想せられるであらう。それで此三人だけは、檢使から負傷者と認められなかつたなど、其當時から噂された。最も警拔なのは、最初三人は大變と看て取るや否や、下水口から邸外に匍出し、事鎭まつて、同じ口から再び邸內に匍込んだので、所謂京童は、此處家老之外不可出入と其處に貼紙したとの風說である。此處家老の外出入す可からずなどは、振つて居るが、兎も角上野介父子を罩めて、戰死十七人、負傷二十三人、都合四十人の死傷者を出した。次に最も卑怯を極めたのは、其場からの

遁走者

杉山甚左衛門　石原彌右衛門
榊原左郎右衛門　吉澤善左衛門

都合四人。

であつた。最後に、

無傷者

鵜谷平馬以下徒步、足輕、中間、小者共

都合百四人。

是等は孰れも首を縮め尾を卷いて、當初から出合はなかつた奴原であつた。

斯くて吉良家上下の檢按は濟んだ。それで序に侵入者が棄てて行つた兵器什具を取調べられた。すると討入の際に必要にして、引揚の時に無用となつた梯子や、大槌や、鉞や、其他の附屬道具、兵器としては、弦の切れた弓、尖先若くは柄の折れた槍、射掛けた箭、打折つた太刀、姓名を記した竹札などの類で、緊要の打物などは、一振だに遺して無い。而うして一黨

討入の趣旨を草した「淺野内匠頭家來口上書」は文箱に納めて竹竿に結着けたまゝ、嚴然として玄關の前に現存したので、檢使は之を押收して歸城の上、吉良家上下の口上書と倶に、老中の手許に差出された。

附言。世に可笑しいのは風說子の說である。其說に從へば、討入當夜義徒が討取つた敵の數は百人以上にも上つて居る。其說に慣れた耳や目には、自分が儀に講じた實戰狀況を物足らぬ樣に感ぜられたであらうが、是に至つて水落ち石出づだ。吉良家戰死の人數十七人、是が何よりの證據である。それから從來の俗書は盛んに誰と某とが鬪つたなど、敵身方兩方の人名を擧げて、目に睹たやうに說立てる。成程面白いは面白い。併し其實義徒自身も格鬪した相手の何といふ者であつたかは知らぬのである。義徒が確かに知つたのは、武林唯七が走らせた左兵衞義周唯一人で、それとて翌朝薙刀を拾つて、扨はと覺つたくらゐであるから、其餘は推して知る可しだ。畢竟俗書の製造子は吉良家屆出の死傷者人名に由つて、後から樣々に組合せたのである。

要するに高が旗下の一高家で、婦女子を除いて、上下百四十八名の多數を一邸に聚めて居たのは、上杉家の後援に賴つたことが察せられる。而うして義徒に三倍以上の衆を擁しながら、一人の義徒をだに仆し得ず、おめおめ上野介が首を授けたのは、武門に有間敷恥辱であつた。「天褫其魄」とは、其れ是等の謂ひでもあらう歟。

吉良家死傷者の姓名には頗る異同がある。

鳥井理右衞門を一に……利右衞門
大須賀次郎右衞門を一に……治郎右衞門
齋藤淸右衞門を一に……淸左衞門
左右田孫八郎を一に……源五郎
小笠原長太郎を一に……笠原
鈴木松竹を一に……鷓松竹又正竹

に作る。未だ孰れの是なるを知らず、但し最後の正竹は誤。それから、

新見彌七郎を一に……新谷
小塚源次郎を一に……小鹽又は小鏡
榊原平右衞門を一に……柳原平左衞門

に作る。是は慥に下方が間違。但し最後の右と左は知らず。次に、

宮石所右衞門を一に……所左衞門
山吉新八郎を一に……山好
天野貞之丞を一に……貞之進
鵜谷平馬を一に……箱谷
杉山甚五右衞門を一に……村山勘左衞門

是亦孰れの是なるを知らず。

二百五十　隣邸の檢問

（三家の申立 宗嗣本・新井白石）

吉良邸の檢按が了ると、今度は近隣に就いて取調べられた。東表門の對面旗下邸の主人牧野長門一學（即ち一學）は當時駿府在番中、それで家臣から左の口上書を呈出した。

「昨夜七ツ時前火事出來候樣入聲仕候に付、罷出見申候へば、吉良左兵衞殿屋敷之內、聲高に聞え候得共、樣子曾て知れ不申、門外に控へ罷在候處、其後何の騷敷體も無御座候故、其儘に仕置候。

午十二月十五日　牧野一學內
茂木藤太夫」

次に北隣の北東角邸の主人本多孫太郎も、亦在國中であつたので、留守居の家來から左の通り申立てた。

「昨夜七ツ時前物騷敷候に付罷出候處、吉良左兵衞殿屋敷騷敷聲致し、火事出來之體に候得共、樣子一切知れ不申、

其内罷り申候。
午十二月十五日
松平兵部大輔内本多孫太郎家來
眞柄勘太夫

孰れも甘く責任を逃れた。それから土屋邸の調となつた。此邸の主人土屋主税は昨夜義徒からの内談を受けたのだ。彼は衷心に一黨の目的を達させたいと志した。それで急に邸内を固めよと號令し、南境の塀際には高張提灯を樹連ね、自身は其下に牀几を据ゑさせて之に凭り、家臣を指揮して夜の明けるまで嚴重に警戒し、若も吉良父子以下が塀でも乘踰えて、此方に逃込まうとしたならば、狼藉者との口實の下に、射て落さう、討つて取らうと待構へた。是が一黨の爲には尠からぬ利益であつたらう。斯くて唯今の取調となつた。主税は畏まつて左の口上書を提出された。

「昨夜七ツ時前吉良屋敷騒敷候故、火事にて候哉と存、罷立候得者、喧嘩之體に相聞え候に付、家來共召連、境目迄罷出、固候て有之候處、塀越に聲を掛、淺野内匠頭家 片岡源五右衛門、原惣右衛門、小野寺十内と申者にて候、唯今主人之敵上野介殿を討取、本望を達し候と呼はり申候を、塀越に承申候。夜明時分裏門より人數五六十人程罷出候樣に見え申候。尤火事裝束之體に相見え申候。未闇く候て、聢と認め不申候。

午十二月十五日　土屋主税」

と申立てた。扨も不用意千萬な申立である。果して此通に申立てたとすれば、同じ御旗下で居ながら、申さば狼藉者の吉良家に押込んで、お負けに名乘まで揚げるを聞きながら、隣保相救はず、且つそれを取押へようともしなかつたに對し、曠職の責は免れぬ。今之を他の牧野本多兩家から申立の口上書に對照し見れば、恐らく後人の加筆があるであらうと思はれる。兎にも角にも曠職は曠職、是が普通の場合なら、重き御咎を被つたに相違ない。それが幕廷から問はうともせられなかつたのは、幕廷自身からが義徒の一擧に内々同情して居たからと察せられる。

此日新井白石はわざ〳〵土屋家を見舞ひ、以上の始末を詳細に聽取つた。後室鳩巣は此事を傳へ聞き、白石の許を音づれて、

「此度の一擧を觀るに、義徒の所爲は一點の遺憾もおざらぬが、土屋の擧動を如何思召す。同じ公儀の御旗下と申し、且は同町の合壁と申し、手を空うしては居られぬ筈ではおざらぬ歟。それを其儘見遁したるは、如何と存じまする。御高見のほど伺ひたいものでおざる」

と質問した。すると同じ學者でも、流石は政事家の白石である。

「否や武士は相互ひ、君父の讐は格別でおざる。折角討たせて呉れよと頼まれた場合には、手を出さず傍觀して居べきものでおざる。但し一黨が引取る際に、兩三人留置かれなかつたのは失策であつた。それをだに留置かれたら、立派に士道は立つ處でおざつたに」

と答へた。情理の際を善く考へた議論と思ふ。

二百五十一　其角の手柬

討入當夜の光景

百忙中に一閑を偸んで、討入當夜の光景を知友に報じた文士の一書牘を此に一讀しよう。それは世に聞えた蕉門の一、晋才寶井其角が同じ俳友にて文璘と號した佐竹の藩士萩津半右衛門に贈つた手柬で、其全篇は左の通りである。

「歳尾爲御壽、如例年、遠來之處、酒料一封、蕗醃漬一桶、被贈下、御厚志之程幾久敷致受納候。御序に御家内

初、御社中へも宜敷御傳言可被下候。然ば去十四日本所於都文公、歳忘之一興御催有之、嵐雪、杉風、我等も出席にて、折から雪面白く降出し、風情手に取るがごとく、庭中の松杉は雪をいただき、雲間の月は晴間を照し、風興今は難捨して夜たゞ更行まゝ、最早止みつ頃となり行、犬さへ吠ず、打靜まり、文臺料紙も押かた寄、四五人集りて、蒲團をかつぎ、夢のうき世といふ間もあらせず けはしく門を叩く者兩人、玄關に案内して、我等は淺野家の浪人堀部彌兵藏、大高源吾にて候。今夕御隣家吉良上野介殿屋敷へ押寄、亡君年來之遺恨を果さんとて、大石內藏助を始め四十七人門前に相佇み、只今吉良氏を討果し候處、近隣之御好み、武士の情、萬一御加勢も候はゞ、末代之御不覺と奉存候。願くは門戸を嚴敷御防、火之元御用心被下候はゞ、忝奉存候と、云も果せず立出る。其勢神妙なることいふべくもあらず。今は俳友も是迄なりとて、其角幸に變に在り、生涯の名殘を見んとて、門前に走り出れば、おのく吉良家へ忍び入し程に、

我雪とおもへば輕し笠のうへ

と高らと一聲呼り、門戸を閉て內を守り、塀越に提灯を立て、始終を窺ふに、其哀さ骨身にしみ入、女の叫び、童子の泣聲、風颯々と吹きさそふ。曉天に至り候へば、本懐既に達したりとて、大石主稅、大高源吾穩便に謝儀を述たる事、武士の譽といふべきなり。

日の恩やたちまち碎く厚氷

と申捨たる源吾が精神、いまだ眼前に忘れがたし。貴公年來之人魂ゆゑ、具に認め進申候。早春迄彼是御差繰御出府も候はゞ、彼落着も承屆、無餘儀伏劍に及申候はゞ、竊に追善を相營み可申候。先は餘日も無之、書餘期貴面之時候。恐々謹言。

十二月二十日　　其角

文璘樣

月雪の中や命のおき處　一に捨處

寒菊や古風の殘る硯箱」

其角と子葉の際會、日に睹るやうである。此兩人が其前日兩國橋上での邂逅談や、又其際の唱酬談などは、皆是から胚胎して製造子の手に上つたのである。が、此其角の書それ自身に就いても、頗る稽ふ可き事がある。

二百五十二　同　賴山陽の詩

後百數十年にして、其角の彼書は佐倉藩の大夫紀氏の手に歸した。紀氏讚ぶこと甚しく、賴山陽に囑して、其意を詩に譯させた。其詩は實に左の通りである。

『觀下其角山人錄二赤城義士事一手札上引。
爲二紀儉卿一作。　　賴　襄

元祿壬午十二月。維十四日夜大雪。排二雪四
十六條鐵。祈二仇家門一門關折。白雪化爲二
模糊血一。血戰何登手輝毀。唯恐鄰並□盜
竊一。遣レ使致レ辭謝二唐突一。鄰方□レ客賞二玉
屑一。爐炭半燼燭見レ跋。忽聞二剝啄一共驚怛。
敢爲纓冠與二披髮一。客中其角風流傑。當與二
使者一素交結。曰吾在レ此欲二一訣一。中□群
劍抉二虎穴一。凍月在レ空光下徹。劍華相レ□
眼欲レ纈。寄二書社友一報二顚末一。縷々微言舉
語勃々。野乘傳述競二詗晰一。誰謂執□
札。故紙堆裡字未レ滅。廿行亦可レ代
紀。君獲レ之如二玉玦一。佩服不レ釋
愛二書韵一傳二芳烈一。況渠義氣亦可
背與何離別。又擬纂布哭二彭、

血骨鐵。變レ志鼠竄草間活。若關二薬風一當二面熱一。讀レ之猶聳儒夫骨。流傳一入權家閫。秋螢精光依レ舊未二曾缺一。晉唐蹟遺買相褻。印記不レ可レ割。何如此札無二點穢一。長比當時雪月潔」

此詩一たび出でて、其角の書名は益々高く、今に至るまで討入當夜の史實を斷ずる一權威に數へられる。

が、仔細に其角の書を讀めば、合點のゆかぬ事が多い。彼は『折から雪面白く降出し』といふも、雪の降つたのは前日の事で、討入當夜は月明らかに、進軍の途上を照らしたのは、老小野寺の手柬で證せられる。筆者此處少々不安の意があつて、『雲間の月は晴間を照し』とお茶を濁した氣味は無き歟。それから『最早丑みつ頃となり行き……』の一段が如何やうにも意味の取れる狡猾の用筆である。丑みつの頃から戰闘が始まつたやうにもあれば、『夢のうき世といふ間もあらせず』で、熟睡を覺まされたから、丑みつ頃より餘程時間の經過した後とも拔けられる。併し文勢から推せば、丑みつ少し過ぎからの開戰といふやうに先づ聞える。處で其頃は一黨が事實未だ吉良邸に取掛けぬ時であるから、『女の叫び、童子の泣聲』など聞えよう筈が無い。若も聞えたら、夫婦喧嘩か、添乳を求める泣聲かのそれであつたらう。而うして、翌日新井白石が土屋主税から直接に聽取られた處では、開戰の際に密使を遣つて内願させたのは、吉田忠左衛門であつたとの事、其吉田は西部隊の隊長である。それが特に東部隊に屬した老堀部や大高を使ひ得られよう歟、得られない歟。それから土屋からの屆書に據れば、曉方の引揚前に挨拶をしたのは、片岡、原、老小野寺とあるに、其角宗匠は此度は小大石と大高といふ。些と面妖ではござらぬ歟。

さりながら手柬の全篇から察すれば、其才氣の曄々たる處、自ら紙上に横溢する。如何にも其角其人の手書らしい。因つて思ふに、彼は嵐雪杉風等と、或は宵の間ぐらゐは俳句して土屋邸に居たかも知れぬ。が、討入の際には慥かに居ない。處が子葉は日頃の俳友である。其子葉が一黨中に交つて居ると聞き、又其人途上の口吟をも傳聞したから、江戸の市井文學にありがちの衒氣はむら〳〵と發し、聞いた所の事實風説を點綴し、自身親しく其時に會し、其場に在つて、唱酬したかの如くに書きたて、之を田舍の俳友に寄せて、一寸嚇かして見たものと思はれる。それで自分は此書を以て本人の僞書と目するのである。其角に對しては些と氣の毒であれど、史實の防衛には易へられぬから、故人に對して失敬する。惡氣ぢや無いよ。

二百五十三　上杉家の躊躇

同じ十五日の朝であつた。義徒復讐の申報が諸司から幕廷に達するや否や、幕廷に於て第一に懸念されたのは、上杉家である。萬一同家から人數を繰出し、一黨追撃の擧にでも出でたら、それこそ大變の發端であるから、閣議は直ちに吉良邸に檢使を發向すると同時に、上杉邸へも上使を差遣する事に決定した。

扨上杉家は今朝早く吉良家からの急報に接し『扨は敵に出し拔かれ、不覺を取つた歟』と、一邸擧つて足ずりして悔恨した。それも其筈、彈正大弼綱憲朝臣は上野介の生子にして、民部大輔吉憲朝臣は左兵衛の實兄でおはすからである。時に綱憲朝臣は久しく心地不例の爲に登城もせず引籠つてのみおはしたが、噂に據れば、變報に接せらるるや否や、病蓐に起直り、『父を討たせて、其儘に擱いては、武門の面目が立たぬ。民部大輔在府の人數を引率し、疾く泉岳寺へ馳向ひ、狼籍者共を討取つて參られよ』と指揮せられた。すると家老宮部又四郎は進

み出で、
「一仰ではおざりますれど、設ひ吉良殿と御當家とは御親子御兄弟の御間がらとは申せ、上杉家には上杉家の御家法がおざりまする。且つ此太平の御代に、處もおざりませう、將軍家御膝下の地に於て、私に干戈を動かさせられまする時は、不識菴公以來の御名家も最早是迄でおざりまする。且つ鳥井理右衞門、須藤與一右衞門等は御當家出には相違おざりませれど、既に左兵衞殿御用人と相成りましたる上は、新御主人の爲に討死したるまで。我等御當家重代の臣として、御出兵の御沙汰に限り、御受け申上げる事相成りませぬ」
と諫爭したとの事である。果して然る歟、否らざる歟。上野介の生子、左兵衞の家兄たる、此御父子に、出兵追撃までの勇氣おはしたか何うだか。兎に角老臣の意見として、出兵不可論を唱へたに相違ない。それで此事後に米澤に聞え、在國の藩士等は定府の意見を餘りに腑甲斐なしと憤慨し、本國江戸との同藩士中に久しく挌執を生じたといふ。さもあつたらう。

それは自ら後の事、出兵不出兵の評議最中に、御側成紀伊中納言綱教卿の御名代水野土佐守並に同族佐竹修理大夫は駈着けられ、一つには綱憲朝臣父子を慰問し、又一つには上杉家の後圖に就いて、忠告を備められる。兎かうする中に巳の上刻卽ち午前十時に至り、畠山式部大輔は鈞命を奉じて來り臨み、
「吉良家不慮の變に就き、當家の家中萬一の心得違ひ無きやうに、好く〳〵申付けらる可し」
と曉諭されたから、最早詮かたも無い。「御上意のほど畏まり奉る」と御受けして、終に其儘辟息した。

是に至つて謙信以來名譽の武門も、一朝にして可惜武名を失墜した。若し後年に治憲朝臣の鷹山公出でて、文敎武備を振はれなかつたなら、東北の一雄藩も永く雌伏して仕舞つたであらう。天の配劑も亦妙なる哉だ。

二百五十四　幕廷の同情

御目付阿部式部杉田五左衞門の一行は、乃て吉良家の檢按、鄰家の取調を了へて、歸城し來り、具に閣老に復命した。是に於て老中は打揃うて、大樹家の御前に伺候し、昨夜以來の顚末を言上し、併せて一切の書類を台覽に供へ、大樹家の御親裁をと申請した。大樹家天性叡明にして、兼て存情の君である。昨年三月殿中刃傷の其際こそ内匠頭の妄動を激怒して、大不敬の罪に問はれたれ、今は一黨の復仇顚末を聞召し、手づから彼等が大義を宣明せる口上書を取擧げて閱覽しつゝ、同情の色を禁ぜられず、
「彼等内匠が遺臣共、二年に亙る此間、さぞ辛苦したであらう」
と申された。其尾に附いて閣老は、
「珍らしい忠義の者共におざりますれば、一時大名中に御預の上、十分の御詮議を遂げさせられ、御處分あつて然る可く存じ奉りまする」
と申出た。大樹は打首肯き、
「好きに計らへ」
と沙汰せられたので、卽刻大名四家へ御預の事に決定した。

此日は前にも講じた通り、月の十五日、大樹家へ月次の御禮日であるから、在府の大小名は悉く登城して、殿中に伺候し居た。乃て老中の取計らひであつたらう、一件書類は大小名に示された。譜代外樣の大名小名は手から手に一黨の口上書を傳覽して、孰れも其節義を嘆唏し、中には感極まつて落涙せられる方々もあつた。閣老中の英物阿部豊後守正武は乃て並居る諸侯伯に向ひ、
「御當代に至り、斯かる忠義の士を出しましたのは、益々天下泰平の吉徵と存じまする」

と揚言されゝば、孰れも、
「御意の通りにおざりまする」
と答へられた。將軍に感ぜられ、閣老に賞せられ、諸侯に嘆美せられゝば、義徒たる者以て死す可しだ。

時を移さず、閣老から一黨四十七人の內、
十七人を……細川越中守綱利（肥後熊本の城主）
十人を……久松隱岐守定直（伊豫松山の城主）
十人を……毛利甲斐守綱元（長門長府の城主）
十人を……水野監物忠之（三河岡崎の城主）
へ當分御預に相成るに就き、泉岳寺に於てそれぞれ受取るやうにと口達された。折節細川、毛利、水野の三侯は登城して殿中に居られたので、其席にて御受けし、家臣を藩邸に歸して準備にかゝらせた。獨り久松侯のみは當日病氣不參であつた爲め、閣老から直ちに奉書を發せられた。

既にして議少しく纏り、閣老列座の席に御目付水野小左衛門良英、鈴木源左衛門を呼出し、
「淺野家浪人四十七人の者共へ、御詮議の間、四家へ御預の旨、泉岳寺へ罷向ひて申渡した上、一同を仙石伯耆守役宅へ護送し參り、同處に於て名簿に照し、それ〴〵へ引渡さる可し」
と申付けられた。同時に御徒歩目付、御小人目付十餘人を差添へらるゝ旨をも、併せて仰せられたる兩人はハッと御受けして、詰所まで退いたが、泰平の御世には、是が懸命の使命である。兩人は相議した。
「淺野家浪人共が吉良殿を討取つて立退いた事は、最早市中に隱れも無い。上杉家如何に上命を蒙つても、武門の家筋、一黨を泉岳寺から仙石邸に護送の間に襲ひ擊たうとせぬとも測られぬ。其際御上意の在る所を懇々申諭しはいたさうが、聽かざれば、それまででおざる。浪人等と共に上杉勢に驅向ひ、花々しく戰うて討死し、公儀の御面目を辱しめ奉らぬやう心掛けるより外はおざらぬぞ。同僚の方々にも此儀御含み置き下されたい」
と申述べた。
乃て此事閣老に聞える。
「尤の注意、萬一左樣の變あらば、忌々しき大事、是は寧ろ一黨の者共を伯耆守役宅まで自身に罷出させ、其場に於て上命を傳へ、四家に引渡す方が得策である」
と、議は卽座に復た變じ、前の水野鈴木が一行は直ちに仙石邸に差遣し、泉岳寺へは單に通知の爲に、御徒歩目付石川彌一右衛門、市野新八郎、松永小八郎の三下僚のみを遣はされた。是時既に準備早き水野久松兩家の受取人數は、最早泉岳寺へと向つて居た。

二百五十五　四家への御預

幕廷は既に諸事宜を節度した。今は一黨を仙石邸に召喚して、之を四侯家に引渡すばかりとなつた。此四侯家の中でも、細川家は五十四萬石の大大名だけに、御預の人員も十七人、其數他に比すれば非常に多い。が、越中守綱利朝臣は殿中に於て其御沙汰に接せらるゝや否や、寧ろ細川家の名譽として大に歡ばれた。之と同時に侯の胸に浮んだのは、例の上杉家の事である。「若しも今夕一黨を引取る途中にて、不慮の襲擊を掛けられ、萬一の不覺をでも取らうなら、公儀に申譯なきのみならず、それこそ細川の武名に關する。好し〳〵是は自身で當らう」と、其席に於て閣老に向ひ、「御沙汰の趣謹んで御受け仕る。それに就き拙者受取の爲に出馬いたしたう存じまする。此儀御聞濟を願ひ置きまする」と申出られた。流石は關西雄藩の太守と、閣老の面々も心中に感じながら、評議の上、「御奉公の御心掛は至極に存じまするが、他の振合もおざれば、それ程までにも及びますまい。然る可き御家臣を御名代とし

て御遣はし成されますれば、それでお宜しからう」と告げられた。「閣老の意見既に斯くの通りである上は、強ひて望むも物好きらしい」さらばと左右を自邸に走らせ『堂々と遣れ！』と命令された。勇將の下に弱卒なし歟。君意既に斯くの如くなれば、一邸誰か躊躇す可き。出たわ出たわ。明智左馬助光春が後裔にして三千石を領する家老三宅藤兵衛を隊長として、鎌田軍之助、堀内平八、平野九郎右衛門等之に續き、格式ある士は悉く騎馬にて打たせ、迎への駕十七挺の外に、用意の駕五挺を舁かせ上下七百五十餘人、愛宕下なる仙石邸に馳着けた。

* * * *

其提封こそ細川侯に及ばざれ、伊豫に於て十五萬石を領する松山の城主久松隱岐守定直朝臣、當時の所謂松平隱岐守は、久しい所勞の爲に、當日も缺勤して居られたので閣老から奉書は遞されたが、爲に一邸は一時其事の突然に驚いたが、幸に家中に一人の英物が居て、一邸を激勵したので、準備は意外に早く整うた。人々の見る所は皆同一で、此處でも懸念は上杉勢の横撃に在る。それで同じく一邸の精鋭を竭し、番頭奥平次郎太夫、佃九兵衛を始めとし、上士は騎馬、下士は徒歩立となり、豫備の分ともに十三挺の駕を舁かせ、其勢三百有餘人、第二の本書未だ達せぬ以前に、泉岳寺へと驅着けた。

* * * *

すると又其出兵の最も神速であつたのは、參河に於て五萬石を領せらるる岡崎の城主水野監物忠之朝臣の一手であつた。是も最初の御沙汰を奉じ、其兵上下二百餘人、山田大右衛門、山内九郎右衛門之を引率して、眞先に泉岳寺に到着し、山門前の廣場を占めて、一黨の引渡を今か／＼と待受けた。

處に馳着けたのが、當の久松家の一隊であつた。水野の勢は之を看ながら、自家の占めたる勝地を取守つて、一寸の地も之を讓らうとしない。時に久松勢中に在つて、今日事實の軍奉行たる波賀清太夫朝棠は進み出で、御沙汰を承はり、赤穗の衆を御預り申すは、御藩も我藩も御同樣でおざる。且つ御藩とは日頃から格別の御間柄、設ひ此場所の半分を御讓り下されても、御用に御差支はおはすまいと存ずる。此儀何卒御許容下されたいと申入れた。水野の一隊僅に其一半を讓つた。時に取つての好辭令と、其頃士人間の談柄となつた。

斯かる折柄第二の御沙汰は、各自の藩邸に達したので、藩邸からはそれ／＼に急使を馳せて、此處の變更を一黨受取隊に通報する。時は彼是酉の下刻即ち夜の七時であつたらう。扨は御場處易へになつたの乎と、降りしきる豪雨の中を、雨勢ともに揉みに揉んで、更に仙石邸へと急いだ。

* * * *

御手分に漏れぬのは、五萬石長府の城主毛利甲斐守綱元朝臣の一手、是も其家士二百餘人、田代要人、原山將監之を率ゐ、是は細川勢と一般、初めから愛宕下へと馳着ける。是に於て乎仙石邸の門前には約一千五百餘の受取勢犇々として詰掛けた。

附言。此夜の豪雨、諸書に見えぬ。獨り波賀清太夫覺書に據つて、始めて之を知ることを得た。赤穗の方から來た雨を赤穗の雨といふ例からいはゞ、清太夫のお蔭で世に傳はつたそれは、波賀の雨とでも名けよう乎。

二百五十六　久松邸の一英物

波賀清太夫

玆に當時の光景を目に睹るやうに窺はれる一事がある。それは久松家の家臣に波賀清太夫朝棠とて、其身分こそ僅に小身の徒歩目付に過

ぎすれ、夙に兵法を小幡氏に學び、武道の心得ある士があつたが、文恬武熙の時代とて、屠龍の術成つて、施すに處なく、偶〻武を談ずれば、それ亦清太夫の十八番など冷笑はれるくらゐであつた。處に今十五日の朝、久松邸の臺所にお出入の商人は來り、「何でも淺野内匠頭樣浪人衆との事でおざりまするが、身には甲冑を着け、手に〳〵血に染まつた槍、薙刀を提げ、或は弓箭を手挾んで、同勢凡そ二百人許、中に首一級を結着けた槍押立て、唯今松平陸奥守樣御屋敷にかゝり、芝の方角へと向ひまする」と目を圓うして申出た。

聞くより清太夫は重役の詰所に至り、「凡そ天下の兵亂は、間ゝ斯かる緒から發するものでおざる。話半分、三分の一と積つても、決して聞棄にはされませぬ。油斷は大敵、兎も角も諸方には物見を出され、且つ御邸の御警戒をも御加へなされて然る可く存じまする」と、意見を縷陳した。が、「例の御用心でおざる歟ナ」など冷かして、孰れも正實に取合はぬ。「嗟乎俗吏俱に談ずるに足らず」と獨り長嘆し、自分は一人内々出陣の用意を爲し、部下の足輕を偵察に出し遣り、容子如何と待居る處に、幕廷の御小人目付黑川小左衞門は閣老連署の御奉書を捧げ來り、「赤穗浪人の中十人、當家に御預けに相成るに就き、即刻泉岳寺迄受取の人數差出せ」との台命を傳へた。

「ソラ御奉書の到來！」といふに、俄に一邸は動めき出し、間近に敵でも押寄せた歟の大騷、上下共に持つて起つ。「清太夫は居らぬ歟……清太夫を呼べ」との聲は、家老、番頭などの處に頻りに湧く。清太夫は靜に進み出で、「此御用に就いて、第一に分別いたす可きは、上杉家からの討手でござる。殊に細川家と御當家へ御預の人名中には、大石親子が見えまする。場合に由りますると、細川家の手には、彈正大弼殿御自身に向はれ、御當家の手には、民部大輔殿討つて懸られるやも測られませぬ。其御手配御專要かと存じ上げまする」と申陳べた。「至極の氣著き、其積りにて用意せよ」と、一般に命ぜられ、清太夫には特に、「今夕の場合は格式に關はらぬ。番頭、物頭から足輕、中間に至るまで、其方見つきたる所あらば、遠慮なく指圖いたし、當家の不覺に相成らぬやう粉骨せよ」と内命された。是に於て清太夫は今一人の英物宮原久太夫と戰鬪準備に力を盡したので、此邸の衆のみは徒歩立の士まで伊賀袴に武者草鞋、如何にも凜々しく、勇ましく見えた。而うして清太夫は父太夫と倶に特別警衞の如く、軍奉行となつて、一黨の受取から、途中の護送まで萬事に肝煎つた。彼の得意も想ふ可きであるが、同時に時代の有樣をも亦察す可しだ。それにしても何れの時、何れの世でも、士の以て素養なかる可からざる事も、是に由つて亦昭然である。

二百五十七　一黨の登邸

義徒の一黨は終日泉岳寺に在つて、公儀の御沙汰を待暮らした。すると夜に入つて、公儀の御徒歩目付石川彌一右衞門、市野新八郎、松永小四郎の三人は御小人目付以下を從へて、山門へと入來り、一黨を廣間に聚め、「大目付仙石伯耆守殿御役宅に於て、御目付水野小左衞門殿、鈴木源五右衞門殿、御立會の上御渡される儀があれば、早速同邸に罷出でるやうに」と口達した。内藏助は畏まり、受書を草して目付に差出し、一黨に向つて、早々支度をと命じた。

＊　＊　＊　＊

一黨は固より昨夜敵邸に討入其儘である。が、此時夜は方に酉の下刻即ち午後の七時となつた。幕府に對しては如何であれども、夕方からして降りしきる豪雨といひ、闇に乘じて上杉勢の襲撃を受けぬとも限らぬ。既に劍戟を執つ

て、大樹の御膝下すら顧みず、昨夜の始末に及んだ連中、號令こそ如何にも恭順なれ、衷心には天下に畏る可き者を見ぬ。好し大目付の官邸へ罷出でるにせよ、途上で不覺を取つてはならぬと、着込の上帶、扨は兜頭巾の忍びの緒を緊め、何れも槍、薙刀の鞘を脱し、弓手は靱を負ひ、半弓を手挾み、老人扨は負傷の輩は駕に乘せて、一隊の中央に護衛し、高輪海岸三田通、西久保から愛宕下へと、粛々として押して來た。

* * * * *

當時の幕政は天網に似たりだ。疎にして漏らさぬ處がある。一黨が仙石邸に達するまで、彼等の自由に委せては置くが、沿道には内々御家人を配り、諸侯伯家々に辻番なども、早く内意を下し置き、今夕に限り、御呼出の一黨を除くの外は、凡そ馬上に跨る者、槍薙刀類を携ふる者、其外異樣異態の徒、扨は見物の群衆など、皆々禁截して寄せつけず。而して其筋に當つた大小名からは、概ね門前に高張を掲げ、其路上を輝かした。

* * * * *

乃て仙石邸に近づけば、細川、久松、水野、毛利の受取勢は、其衆約千五百餘、家々の定紋着けたる高張扨は弓張提燈を幾百となく點し連ね、大路を塡めて屯する。一黨はそれを看向きもせず、申さば千里獨行の體、直ちに門前に進み寄る儘に、今朝の吉田、富森と一般、獲物々々を門の側に立掛けつゝ、兜頭巾を脱して、當門の士に一禮し、「御沙汰に從ひ、一同只今罷出でましておざりまする」と申出でた。時は方に戌の上刻、卽ち夜の八時であつた。

* * * * *

大石内藏助を筆頭に、四十餘人の姓名を、一人一人に當門の士は讀上げる。オヽと應へて順々に門内に入れば、御徒歩目付は皆玄關に在つて、一黨が差出す佩刀、懐中かち、各自の兜頭巾に至るまで、一々受取つて、札を附け、一黨の希望に從つて、門外に擱いた槍、薙刀類をも悉く取入れられた。一黨は洗足して玄關へと登り、案内に導かれて、廣間へと打通る。御預の區別と順序に由つて、各自の座位は次第された。大石内藏助、吉田忠左衛門は前方に、其他は後ろに居流れた。執れも凝と堅唾を吞み、御沙汰の下るを待受ける。

二百五十八　御預の宣告

正面の上座には大目付仙石伯耆守、其左右には御目付鈴木源五右衛門と水野小左衛門、之より下つて御徒歩目付等威儀を正して列坐する。御徒歩目付は先づ一黨に向ひ、各自の姓名、年齢から、藩籍に在つての知行、勤務、扨は其家族、親類まで詳細に訊問し、一々之を筆記し了れば、伯耆守は嚴かに、「御詮議中、其方共はそれ〴〵四家に御預と相成るに就き、神妙に御沙汰を待ち奉るやう」と口達された。一黨は再び御請けする。續いて御預別書は取上げられる。

大石内藏助　吉田忠左衛門
原惣右衛門　片岡源五右衛門
間瀬久太夫　小野寺十内
間喜兵衛　礒貝十郎左衛門
堀部彌兵衛　近松勘六
富森助右衛門　潮田又之丞
早水藤左衛門　赤埴源藏
奥田孫太夫　矢田五郎右衛門
大石瀬左衛門

右十七人は細川越中守へ御預。

大石主税　堀部安兵衛
中村勘助　菅谷半之丞
不破數右衛門　千馬三郎兵衛
木村岡右衛門　岡野金右衛門
貝賀彌左衛門　大高源五

右十人は松平隱岐守へ御預。

岡島八十右衛門　吉田澤右衛門
武林唯七　倉橋傳介
村松喜兵衛　杉野十平次
勝田新左衛門　前原伊助
間新六　小野寺幸右衛門

右十人は毛利甲斐守へ御預。

間十次郎　奧田貞右衛門
矢頭右衛門七　村松三太夫
間瀬孫九郎　茅野和助
神崎與五郎　横川勘平
三村次郎左衛門　寺坂吉右衛門

右十人は水野監物へ御預。

讀んで此に至る時、伯耆守は、「此中に寺坂吉右衛門一人の見えぬは、如何の次第歟」と訊ねられる。內藏助は引取つて、「彼者、一同と吉良殿御屋敷へ討入り、今朝までは居ましたが、泉岳寺へ引揚げて點檢いたしますれば、其姿相見えませぬ。自體輕き身分の者にて、詮方も無い儀におざりまする」と應答した。伯耆守は諒察せられる所があつた乎、重ねても調べようともせられず、御預の宣告は是にて終つた。

＊　＊　＊　＊　＊

嗟呼彼四十有餘人、此兩歲間辛酸を俱にし、以て今夕に至つたのであるが、今夕此で別れゝば、生前に再び相見んことは最早殆んど期す可からず。其中には父子もあれば、兄弟もある。心裏の情懷は如何であらう。武士は相互ひ、成るだけ名殘を惜ませて遣らうとは、寛大なる大目付及目付の芳志と見え、宣告は既に了つたが、伯耆守等は容易に其座を立たうともされず、打寛いで一黨に向ひ、是へと促して、一段內藏助の席を近づけられた。幕府の三百年間に亙り、仁人義士の刑辟に問はれ、生命を失うた者も中々多いが、未だ此四十六人ほど名譽の囚人として、始終優待せられた者を見ぬ。忠義の信孚する所も、抑々亦偉大では無い歟。

二百五十九　仙石邸の問答

伯耆守は內藏助に向ひ、

「是は職務以外の話であるが、此度の一擧に就いては、一同如何にも沈着なる振舞、能く本望を遂せられたも道理である。伯耆實に感じ入る」

と陳べられる。內藏助、

「寔、畏れ入つたる御辭、一同の面目此上もおざりませぬ」

と挨拶する。是から昨夜の討入、一黨の働き、扨は吉良邸の光景、引揚の道筋など、節を逐うて問出でられた。內藏助、忠左衛門は交る〳〵應答する。辯舌實に流れるが如く、流石に一黨の統領と、列座の官憲も敬意を表された。伯耆守は進んで、

「上野介は老人であれど、左兵衛は壯年の事、如何なる働きを爲されたな」

と尋ねられる。是に至つて內藏助も忠左衛門も良返答に躊躇の體であつたが、互に顏を見合せて、苦笑と笑ひ、

「御意におざりまする。エー好く……相應に闘はれましておざりまする」

と言へば、官憲の一面にも、一黨の方面にも、一度にホヽと笑容は湧出でた。

＊　＊　＊　＊　＊

水野小左衛門は一黨の姓名簿を按じながら乃て衆を見廻して、

「主稅は何處に居られる歟」

聲に應じて、身材五尺七寸の一好漢、

「此處に控へ居ります」

「ア、其方が主稅歟。當年十五歲とあるが左樣かな」

「御意の通り、生年十五歲におざりまする」

と答へれば、御目付の一列は、

「あの顏つきの優やかさ。是迄御當地にでも

出て居られた歟』
と問出られた。內藏助は引取つて、
『否や、此度私出府いたしまするに就きまして、始めて御當地へ下りましておざりまする』
と答ふ。前の小左衞門は重ねて、
『中々大兵であるから、打看た處では弱年とは思はれぬ。が、聲を聽けば、如何にも若い。內藏助！ 其方は好い子息を持たれて、さぞ嬉しからう』
と陳べられる。滿座は今更のやうに父子の情を思遣り、坐ろ暗涙を催した。

＊　＊　＊　＊　＊

伯耆守は又更に、
『昨夜吉良の家人を捕へて、室內の案內させ、蠟燭まで取出させて、處々に點し列ねたといふ礒貝十郎左衞門は何仁歟』
統領等は後を指さし、
『あれに控へまするが、十郎左衞門におざりまする』
『扨は左様かな。若い人にして、寔に落着いた働き』
と亦又感稱される。

＊　＊　＊　＊　＊

小左衞門は最後に、
『嗟乎內匠頭殿は好き家來を多く抱へられた。斯かる家來を持たれた上は、如何なる御用をも勤める可きに、今更遺憾の次第である』
と長嘆せられゝば、嘘唏の聲は又々後方に聞えた。吁是れ以て總評に充つ可く、其語は決して諛言では無かつた。

二百六十　四家の受領

內藏助父子の訣別

夜は既に亥の下刻卽ち十一時となつた。伯耆守は改めて內藏助に向ひ、
『今夕一同を乘物にて送るのを、或は異様にも感ぜられよう歟。なれど衆中には手負もあれば、老人もあり、且つは警固の都合もあれば、旁々左様取極めた。何れも遠慮なくそれにて參られるやうに』
と申渡しながら、細川家の家老をと召された。聲に應じて三宅藤兵衞以下三人進み出た。
伯耆守は又更に、
『是は並々の御預人とも違へば、萬事痛はり、召置かれよ。一同の中には手負もあれば、途中も成るだけ徐ろに、若し又其間に乘物の戶を開けたいと望む者もあらば、望みに委せられても苦しう無い。左様心得られよ』
と訓令された。重大な罪人に對しては、駕籠の引戶に錠を鎖し、又其上からは網を掛けるのが定法である。現に昨年三月には、一黨の主君內匠頭ですら此運命を免れ得られなかつたのである。然るに一黨に對しては斯くの通りである。是に由つても一黨が如何に幕府から優待せられたかが知れる。
扨內藏助は一黨を代表し、
『重ね〴〵有り難き御恕命、一同に代りまして、深く御禮を申上げまする』
と會釋して、座を立てば、十六人の衆も其後ろに從うた。

＊　＊　＊　＊

內藏助は今か廣間を出ようとして、目くばせしながら主稅を側に呼び、
『其方を見るのも是れ限り、兼々申聞け置いた事、忘れてはなりませぬぞ』
と戒めた。主稅は語に力を罩めて、
『父上、御心配下されますな。決して忘却はいたしませぬ。』
と斷言すれば、父莞爾。
『左様なら……』
彼れ一語。
『それでは……』

と是れ一語。

父は内玄關の方へと出でて行く。呼其の、豫れ豫れ申聞け置いた事、問はずして知ることが出來る。大臣は社稷に殉す。大臣の子も亦節に死し、以て家聲を墜すこと勿れ、といふのである。

内藏助は一人内玄關から、其餘の十六人は玄關から、差廻された駕籠に乘移れば、警固の士は同邸から一黨の佩刀其他を受取つて、門外へと立出でる。

＊　＊　＊　＊

續いて久松、毛利、水野の家老若くは家老代、交る〴〵呼されては、伯耆守の訓諭あり。孰れも亦形の如く、一黨を駕籠にて受取り、門外に出でて行列を整へ、己が邸々へと護送する。

其行列は家々に由つて多少の相違はあるが、細川家にては義徒を乘せた駕籠一挺毎に、侯家の定紋着けたる高張提燈二張を眞先に押立て、次に復た箱提燈二張、次に上士二人騎馬にて打たせ、次に駕籠、次に使番の士か若くは小姓衆一人、其他は護衛の足輕若干人之に引添ひ、先驅、後殿は此外に在つた。

又久松家に於ても、同じく高張提燈二張、箱提燈二張を先に立て、次に乘馬の士亦一騎、次に義徒の駕籠を進め、其左右には徒歩の士各々一人に、足輕十人を引添へて、道路を打たせた。其他の二家も亦之に準へて察す可しだ。

斯くて仙石邸と最も近きは、同じ愛宕下に在る久松家の中屋敷、それで同家の衆は子の上刻即ち夜半十二時前に邸に着き、又仙石邸から最も遠き高輪の細川邸（今の高松宮御殿）へ同家の衆が達したのは、方に丑の刻に近い、即ち同夜午前の二時前であつた。

二百六十一　細川家の款待

越中守の懇諭

義徒を預けられた四侯家の中にて、最も彼等に同情を寄せられたのは、細川家であつた。同家の一隊は内藏助等十七人を受取つて、極めて懇切に之を勞り、手負の面々に成るだけ苦痛を與へまいと、駕籠の動搖を制しつゝ、靜に其路次を打たせ、戶を開けたいと希望する人々の爲には、特に其意に委せ、萬事に注意して、丑の上刻即ち午前の二時近くに、漸く高輪の本邸に着いた。

大守越中守綱利朝臣は今朝殿中にて御沙汰の際、自身受取の爲に出馬しようとまで申出でられただけ、中々の熱心であつた。下城後高輪邸に入つて、此時分まで一睡もせず、今か今かと待受けられた。それで一黨が到着するや否や、朝來用意させ置かれた室に清らかなる廣間に案内させ、一黨が着席するやせざるに、早くも自身其場に臨まれた。一方には同家の家臣等數十人、席次を正して伺候する。一方には義徒の一黨二行に列して平伏した。越中守は義徒に向ひ、

「此度の一擧、寔に神妙であつた。實は其方達に斯樣多く士共を附け置く事、何とやら烏滸がましうも思はれう歟。なれど是は公儀に對し、疎略なき意を表するまでであれば、諸事遠慮なく皆の者共に申聞けられよ」

と會釋され、續いて、

『さぞ空腹であつたらう。早く膳部を敷け』

と家臣に命じながら、

「寛々認めて休息されい」

と言ひ殘して奧へと入られた。それで十七人の面々は深く感激して措く所を知らず、死に至るまで筆に詞に屢々之を繰返しては、あり難がつた。それも其筈、今夕他の三家では、單に家老が出て、挨拶したのみに止まつた。

斯くて此夜は一黨を以上の一間に置かれたが、翌日から之を分けて座敷續きの二間に移さ

れた。既にして越中守は又家臣に旨を下し、

「現在の間は、闇くもあれば、眺も無い。一同がさぞ鬱陶であらう。役者の間は明るくもあれば、庭も廣い。其處しつらうて引移らせよ」

と命ぜられた。それで早速に此處を裝置して、同じく亦一間に分置した。其の上の間には、

大石內藏助　吉田忠左衛門
原惣右衛門　片岡源五右衛門
間瀨久太夫　小野寺十內
堀部彌兵衛　間喜兵衛
早水藤左衛門

申さば是は元老室。下の間には、

礒貝十郎左衛門　近松勘六
富森助右衛門　潮田又之丞
赤埴源藏　奧田孫太夫
矢田五郎右衛門　大石瀨左衛門

此方は壯年室ともいふ可きであつた。而うして此十七人の爲に新調せられた小袖三襲から、上帶、下帶。それも時々取易へられる。必需品としては用紙、硯箱。隨意に音信を發するに任せ、膳部は何時も二汁五菜の盛饌を極め、晝餐と晩餐とには御酒さへ添へられ、お八ツには結構なお菓子が出る。夜は夜とて其徒然を思遣られ、藥酒と名づけて、亦又御酒を下される。上戸の歡び如何であつたらう。時は隆冬から嚴寒に亙れば、金網掛けた幾個の火鉢と錠前附の煙艸とは、上室と下室とに据着けられ、夜の物にも心を用ゐ、廣間の事なればとて、銘々の枕許には衝立まで立てられる。此間僅に一つ缺けた物は、御掟の前を憚つて、小刀を入れられなかつたばかりであつた。

二百六十二　同　優待と謙讓

細川侯は家臣の中にて最も名譽ある

三宅藤兵衛（明智左馬助光春が後裔）
鎌田軍之助
平野九郎右衛門（平野權平長泰の支流）
横山五郎太夫
堀內平八
向坂平兵衛
堀內傳右衛門（勝重）
林兵助
村井源兵衛
八木市太夫
吉弘嘉左衛門（大友の驍將吉弘嘉兵衛が子孫）
長瀨助之進
坂崎忠左衛門（宇喜多の老臣坂崎出羽守が末裔）
宮村團之進
松野龜右衛門（[illegible]）
藤崎作右衛門
堀尾萬右衛門（堀尾帶刀吉晴の後）
中瀨助五郎（[illegible]）
堀七郎兵衛

の十九人を選み、日を期し、部を分けて、交る交る接伴させられる。中にも中瀨助五郎の如きは、十餘歲にして父の讐を復した士であつた。而うして是等の人々は皆無刀となつて、一黨の起臥する二間に出入する。此他に御侍方の小坊主なども給仕させられた。尊敬は實に極點に達して居た。のみならず以上の諸士は主命以外に、個々にも亦心を盡し、茶受を寄せる人もあれば、煙草を贈る人もある。伽にもとして一黨の無聊を慰めんとて、誰は「平家物語」、彼は「太平記」、又某は「三國志」などの書物をも持寄つた。すると老人等は亦眼鏡を欲しがる。さらば眼鏡をと用立てる。元老室では吉田、原、壯年室では礒貝などは、朝夕之が讀書に耽つた。

是等公私の款待に就いては、接伴係の間にて、時に議論までも惹起した。現に其一人にて最も一黨と親んだ堀內傳右衛門の發議にて衝立多く取出させ、一黨が夜の枕許に立廻させる事となつた時、用心深き係の一人、[illegible]重にも程

がある。小屏風を立廻しては、裏の人數を看ることが出來ぬ。要らざる事をしたものよ」と呟いた。すると傳右衛門は腹を立て、「彼樂の事である。其寝姿が見えねばとて、何の氣遣がおざらうぞ。言はれる人こそ、要らざる事を……」と遣返したので、其人も終に閉口した。

＊　＊　＊　＊

彼方の款待は斯くの通りであるが、此方の謙遜も亦尋常で無い。最初一黨が御預となつた當夜から廻つて、日々水風呂を沸て、而も一人一人に沸易へては入浴させられた。一黨は之を看て、頻に辭退すれど、主人方では「決して御遠慮に及びませぬ」とて承知せぬ。すると機敏なる富森助右衛門は辭柄を按じ出し、「一人々々に湯を御易へさせ下されては、却つて迷惑いたしまする。實は多勢混入つた湯の方が、加減練れて和かになりますれば、體に宜しうおざりまする」と申出た。それで一黨の心を酌み、其後は二三人毎に汲易へさせる事になつた。

＊　＊　＊　＊

又一黨の面々が便所に赴く度毎に、接伴の小姓は其跟に從ひ、手杓を把つて其人の手に水を濺けた。それで一黨は其起居に片手を銜いては禮をする。從つて、「手洗の水を給はるのも勿體ない。何か御免を蒙りたい」と都々願出た。之を聽いて主人方でも、餘りに拘はるのも窮屈であらうと、それからは跟いて立たぬ事に内定した。

瑣事とはいへど、是等の間に當時の美なる士風が見える。

二百六十三　討入覺書

原惣右衛門の手記

細川邸に御預となつた翌晩、原惣右衛門は「覺」と題して、左の一書を作つた。書中載せる所は、是迄講じ來た事實であれど、證據として全文を此に掲げよう。

「覺

一十二月十四日の夜、惣人數四十六人本所へ集り、堀部安兵衛杉野十平次借宅にて支度いたし、寅の上刻吉良上野介殿屋敷へ罷越候。屋敷脇にて人數二手に分、表門よりは階子を掛、屋根を乗越入候。裏門はかけやを以打破押入候。

表之玄關、隱居の玄關打破候處、出合候者は突伏、或は討捨に仕、上野介殿寝間へ亂入申候處、上野介殿は寝所を逃出かくれられ候に付、表裏より押入候者共、家内戸はめを打破、無殘所尋申候。番人共外座敷之勝手廻之附屬之者と相見候て出合候者、大形討捨申候。其内には手負半死之者も可有之哉難計候。臺所邊にては雜人も有之と相見候。然共敵對いたして勝負仕候者は、三四人許、殘りの者共は立合候に不及、通り合せに打捨、雜人と慥に見屆候は、如形用捨仕候て、逃失次第に仕候。表門裏門にて押入候時、番人之内出合候者二三人討捨候。番人之内にも立合候はぬ者は助置候。表門裏門二三人宛にて堅め罷在候て、屋敷之内まはり、ひたと聲を懸候て、出合候者可有之哉と心懸候へ共、長屋之侍共は出合不申候。漸二三人罷出候者突留申候と覺申候。其内之者共生死之處は、未明之内故、不分明に候。有之通家内無隈尋捜候へ共、上野介殿相見不申、然處勝手之内炭部屋と相見申候處に戸を立て有之候、さがし殘之所見出候て、戸打破り申候處、内に人二三人有之と相見、内よりいゝむさと仕たる物を抛

うちにいたし、防申候處、きびしくせり詰申候に付、兩人兩度外に切出申候て、少々働申候を、則討留申、殘之者を間十次郎一鎗突申候處、脇差を拔あはせ申候。此死人年來上野介殿にても可有之かと心付申候て、有之裝束を見申候處、下着白小袖にて候。然ば面の内、身之内にも古疵可有之と、遂吟味候處、おもての疵は當座之疵にて不分明に候へ共、背之疵慥に相見申候に付、首を十次郎に揚させ候て、白小袖につゝみ、表門之内へ出、其前かど案内としてとらへ置候表門之番足輕にみせ申候處、無紛上野介殿しるしにて候と申候。右討留申時、懷中に守袋御座候を、是も證據にと其場處之者共取添、致持參候。右之後彌出會候者一人も無之候に付、長屋之前にて上野介殿討留候事をたて申觸候得共、戸を引立候まゝにて出候者も無之候。上野介殿討留候上は、外に存念無之候に付、裏門の内へ惣人數呼集、名前書之帳面を以人別に呼出相改、討入候人數無相違あつめ、裏門より退出候。人數之内深手負候者一人も無之候。かすり手負候者一兩人御座候。

一私共存立旨趣は口上書一通相認致持參、始末門より乘入候者、玄關前へ立置候。是は早速御見分之御方も可有之歟と奉存候て、惣人數之名前も相認候。

一引拂候刻は、未だ透と明はなれ不申候。かねての存念、遂本意候はゞ、上野介殿しるしは泉岳寺へ致持參、亡君之墳墓に手向可申覺悟に存候へ共、長途之儀と申、又は場所之外ゟ懸合候者も可有之歟、其如本意難仕候半歟、先近所無緣寺迄罷越、かの地にて申談、其時宜次第に可仕と申合置候て、先無緣寺へ參候處、未だ門明けず候に付、斷申入候へ共、門内へ入られ候儀難儀の旨、門番を以被申出候に付、暫彼門前に猶豫仕候へ共、さへぎりとめ申者も無御座候に付、泉岳寺へ罷越候。道筋之儀、通町筋は御成日之儀故差控、御船藏之後通り、永代橋ゟ、鐵砲洲へ罷出、汐留橋筋、金杉ゟ芝へ出候て、泉岳寺へ參候。手疵有之者、けが仕候者は御船藏の先にて駕やとひ候てのせ申候。其外老人も途中ゟ駕にのり候て罷越候。右之場所に御見分之御方無之候に付、此次第御斷爲可申上、從途中吉田忠左衞門、富森助右衞門兩人、仙石伯耆守樣へ參上、御斷申上候、内藏助可參候へ共、上野介殿しるし持參仕候故、無其儀、右之兩人參上仕候。

一泉岳寺へ參り、直に亡君之墓前に參詣、上野介殿印を手向、燒香仕候。住持より出僧を以、客所へはひり候樣申聞候に付、寺内へ罷越候。住持は早速寺社御奉行樣へ御斷として被罷出、歸寺之後致對面候。寺ゟ早速認め等被申候に付、終日馳走にて候。（未完）

二百六十四　同　同

一忠左衞門、助右衞門、伯耆守樣へ參上、御案内申上候處、御直に可被聞召旨にて、玄關へ被召寄候上、早速御出、樣子御尋に付、今曉之次第有增申上、且又委細口上書相認、上野介殿屋敷に立

置候右之控懐中仕候。是を入御覧可申候哉と相伺候處、御覽可被成由にて差上候處、とくと御披見被遊、段々被聞召届候、無殘處神妙之仕形と御稱美にて、追付御登城被成候て、御老中様へ御披露可被成候。其内内玄關へ上り罷在候様に、認等被仰付候間、休息可仕旨御意にて、御入被成候。井上萬右衛門と申仁を以、今曉之次第物語仕候様にと被仰出候由にて、尋被申候。兩人覺申通申達、物書衆被相認候處、なかば申談候内、御受取被成候。早速御登城と相見、追て御徒目付御出候て、又右之次第共御尋有之候。兩人儀は直に伯耆守様に罷在候。

一晩刻泉岳寺へ御徒目付石川彌一右衛門殿、市野新八郎殿、小四郎殿（御苗字失念、野とも覺申候）、いづれも麻上下にて被參候。私共不殘御呼出、御申渡候は、仙石伯耆守様、鈴木彌五右衛門様、水野小左衛門様被仰候。被仰渡候儀候間、追付伯耆守様御屋敷へ可參之由、何れも奉畏候由申候處、右御請内藏助認被差出候様にと被申付、伯耆守様御屋敷へ參上之儀奉畏候趣相認候て、遣申候。其後住持へ頼、右之御徒歩目付へ相伺候て、上野介殿しるし是へ致持參候。是は如何可仕歟と申候處、其れは差圖難申候。尤伯耆守様へ持參には及申まじく候。住持へ申合、預け候て可然候半やと被申、則住持へ預り可申之由被申付、右之印に守袋相添候て、住持へ相渡置候て、戌の上刻寺を罷出、伯耆守様へ罷越候。何れも着用改可申様も無之故、御斷申、今日之装束のまゝ、尤武具も其儘致持參候。道筋高輪か、三田通、西ノ久保へ出罷越候。道筋町にても警固の心有之體、御屋敷方も御門前に提灯御出張番等、少々相見候。伯耆守様之御玄關にて御徒歩目付中御出にて、兵具、懷中之物等御改受取、鑓、長刀等は御門前に擱候も、御斷申入候處、持參候儀尤に思召候。御請取置候との御事に、いづれも御玄關上ノ間へあがり候て、御徒歩目付中御出にて姓名御書付、其身の年、並御直參に親類從弟迄之者有之ば、御書付に御とめ、且又亡主之家にて勤役、今曉之手負けが仕候者御吟味にて、書留め被置候。

一其以後此十七人之者共、御三人之前に被召出候て、伯耆守様被仰渡候は、皆共儀細川越中守様へ御預被成候間、左様に相心得、各御家來中同道にて可參之由被仰渡候。其上に内藏助は傍近く被召寄、此度遂本意候次第、おちつきたる仕方、段々無殘所思召之由、御稱美に候。次に今曉之次第有増御尋且又泉岳寺へ參候道筋、被聞召及候儀被仰出、御尋に候。其次第を請て、内藏助御返答申上候。品により申おとし候儀は、外ゝ之者も申上候。其外にそれに罷出候ものへ、年來かれこれと御尋之儀有之候。其後被仰渡候は、此御尋之儀、御作法にかゝり候て御尋之儀にては無之、御物語可被成との儀に候由、被仰候。右泉岳寺へ參候刻、駕にのり候者も有之儀、手負、けが人の儀迄、被聞召、再上野介宅にて火をとぼし候て、さがし申に、か

ろき者召取り、案内いたさせ、蠟燭取出させ候て用申事御聞心靜なる仕かたと、御三人御意に候。其上には越中守樣へ參上候に、のり物にて參候樣に被仰付、此路別之儀無之候得共、老人、手負、けが人も有之、且又請取に被參候衆中警固のため、旁にて候間、乘候て參候樣にと被仰渡候。

細川越中守樣へ十七人（姓名省略）

追て十五日曉、上野介殿北隣土屋主稅樣御屋敷境目に、御家來中被出、高挑灯にて警固之體に相見え、垣越に此方之意趣を斷申達置候。其後上野介殿しるし取候て、引退候時節、只今迄本望引取候旨、斷申達候。右之斷主稅樣ゟ御斷有之候と、仙石伯耆守樣御意に候。

一私共外二十九人は、松平隱岐守樣、毛利甲斐守樣、水野監物樣へ御預之由、追て承候。此者共之内覺申候所、たがひも可有之哉と存候へ共、一所に不罷在無認候に付、不及吟味候。尤此書付も大概を以相認候。惣人數打寄候上、人別に勝負あひ不逢吟味仕候、御披見に御了簡可有御座候。

松平隱岐守樣へ十人（姓名省略）

毛利甲斐守樣へ十人（同上）

水野監物樣へ九人（同上）

追啓間十次郎、武林唯七働之儀は、本意之儀に候故、名前差出し候て認候。然ば兼て申あはせ候處、討入候上、上野介殿を討申候も、門の戶びらをおさへ候て致警固候も、功に輕重有之まじきと申合候へば、いづれの働も同前に候へ共、上野介殿首に紛無之と爲可申計に、此兩人名書出申候。此働より大に働候は不破數右衞門大働にて候。勝負いたし候相手も如形手きゝにて、數右衞門にも數ケ所切付候へども、着込之上にて候故、疵は無之候。小手、着物は悉く切裂れ申、其身の刃は皆無之樣に罷成候。四五人も切とめ申候積に御座候。其外少々手あひ致者も候へども、少許の太刀あひまでに御座候以上」

是は一つには知友に寄せ、二つには人の間に答へんが爲に記したのである。後世義士傳の僞作者といふ僞作者、之に對したら面色なかる可しだ。

二百六十五　細川邸に於ける內藏助

大石內藏助は流石に棟梁の器を具へ、悠揚として餘りに物に拘はらぬ所があつた。彼等十七人が細川家に御預となつた翌日であつた。衣服こそ侯家からの恩賜に由つて改めたれ、頭髮などは孰れも一昨夜來戰鬪の儘で居た。一黨は皆謹愼して控へて居る處に、內藏助は如何にも無意にて、「どうか拙者の髮をお結はせ下されたい」と申出でた。「お心易い御用」と早速接伴係は結直して遣つた。それで心づいて係官は其他にも勸めたが、一黨は固辭して、容易に依賴せぬ。それから數日立つ裏に內藏助の態度を睹て、ボツ／＼申出でるやうになつた。

＊　＊　＊　＊

內藏助は一日接伴係に向ひ、

「拙者等今般の一擧に就いては、定めて方々の御批判もおはす事と存じまする。實は此席に列席の者概ね小身者ばかりでござりまする。當初には奧野將監など申す者は、何かと俱に相談いたし、赤穗に於ては兩人の名前にて、御目付衆に書面をも差上げ、其後兩人宅へ御書さへ下され、打連れて御當地へ御禮に參上したほどであ

ざれば、御老中方にまで名を知られた者でおざる。其他近藤源四郎、河村傳兵衛、小山源五左衛門など申す者も、此處に居る原惣右衛門より上席いたし、佐々小左衛門など申す族も、此吉田忠左衛門より上位に居りましたが、一擧に近づいて背盟見を變へ申してござる。其中には拙者共の親類さへ交り居り、寔に御恥かしい次第でおざりまする」

と慨然たるもの之を久うした。

＊　＊　＊　＊　＊

彼の氣風からいへば、寧ろ平民主義であるにも關はらず、其實に自ら抑る可からざる威嚴を具へて居た。之を證す可き一事がある。上の間、下の間と分れた中、下の間は壯年室だけに、何時も陽氣である。一日堀内傳右衛門の當直で、下の間の方に側に寄つて盛に話が起つた。上の間に居た吉田忠左衛門は之を聞きつけ、

『傳右衛門殿には何時も若い者共とばかりお話がお合ひと見えまするナ。此方にも些とお入を願ひたう存じまする』

と言ひながら這入つて來た。

『否や左樣ではおざらぬ。只今伺はうといたす途中にて止められた處でおざる』

と答へれば、

『何、今のは冗談でおざる。全體内藏助は私等が濫に此間へ立入るのを好まれませぬが、貴殿のお話とあれば、内藏助自身も此に參られまするから、此儘お話し下されたい。お蔭で氣も晴々いたす』

と微笑した。

吉田の老功を以てして、尚且つ大石の手前に憚つた。彼の斤量と彼の威重とは、是に由つても想ひ見る可きである。

＊　＊　＊　＊　＊

彼は年配にも似ず、殊の外寒がり坊であつた。それで彼は枕に就く時分、四邊の寢靜まるのを待ち、茶縮緬の括頭巾を取出してソツと被り、其儘にて寢た。又非常に寒い晩には炬燵蒲團を引被つて寢ることもあつた。是に由つて想ひ當るのは、彼が前年の十一月出府して瑤泉院殿の許を伺つた時、未亡人が特に縮緬の頭巾を贈られた一事である。彼が此に御預の際まで所持して居たのは、恐らく此頭巾であつたらう。蓋し當時大夫と未亡人と會見の日、賢明なる未亡人は言はず語らざる間に、『御身は寒がりの事故に、之を被つて幸に自愛し、機會の到來を待受けて、雪辱の一擧を深く〳〵賴入る』との意を寓せられ、大夫も亦之を默契し、終に此まで携へたのであらう。

＊　＊　＊　＊　＊

一擧の成功までに、彼の苦心は常人の思ふ所でなかつた。それで彼は大責任を卸したので樂々した。それは彼が泉岳寺に引上げた朝、『あら樂し思ひは霽るゝ、身は棄つる、うきよの月にかゝる雲なし』と詠じ出でたのでも知れる。從つて彼は細川邸に御預となつてからは一層酒々落々であつた。或晩彼は例の藥酒で晩酌をやりながら、給仕の小坊主に向ひ、『此お爺さんも此頃にお目出たくなるよ。其時にはお精進をして、其上南無阿彌陀佛々々々々々々と御回向を賴むよ』と言ひながら呵々と大笑した。小坊主は打伏いて之を聽いて居たが、目には一杯暗涙を湛へて居た。吁、内藏助の死を視ること歸するが如くなるは斯くの通りである。然るを何處の齋東野人ぞ、『内藏助は切腹の場に臨み、其態度が甚だ不惡かつたげな』などといふ。馬鹿に着ける藥が無いとは、此ンな奴等をいふのであらう。

二百六十六　細川邸に於ける義徒

越中守の誠意

細川邸での饗應は實に非常である。二汁五菜の御馳走が取易へ引易へ出て來るので、一黨

は係りに濃味に飽きを生じ、折々此意を接件係に讒示して見たが、御預人大事と思ふので、誰もそれを取次いで呉れぬ。一黨は大に倦んで、「此上は大夫の力を借り、大夫の口から申出でて貰ふ外はあるまい」と相談して之を申出した。すると内藏助、「自分も實は御同樣である。善し〳〵、早速持出さう」と承諾して待つ處に、例の堀内傳右衞門が出勤した。内藏助はフ〳〵と微笑しながら、

「傳右衞門殿にには好い處にお出で下された。此間から皆の者共が度々申出でました通り、實は我々同志一黨は、永の浪々の爲に、是迄賤い物のみを食して居たのでおざる。然るに御當家に御預と相成つた以來、日々結構な御料理のみを頂戴仕り、孰れも大濟れの氣味に閉口し、些と昔日の玄飯に戀しうなつて居ります。何うか今少し粗な物を頂けますやう、御取計らひ下されまいか」

と申出た。常識家の士なら、傳右衞門「否や、御遠慮には及びませぬ」など言ふ可き處であるが、彼れ亦一個の淳樸なる古武士である。内藏助の話を聽いて、

「如何にも御尤千萬の御申出、拙者も當直の節お相伴いたし、仰せの通り濟れ氣味でおざる。早速此儀申立てるでおざりませう」

と答へながら、

「併し汁菜類共に主人指圖におざれば、其儀を減らす譯には成り申すまい」

と言へば、日頃から實意の壯年達は其儀から、

「それならば實は只今頂戴の儘といたし、些と糠味噌汁などの類は戴けませぬ歟」

と臆面も無く註文した。それで傳右衞門は早速此事を御料理人の方に申込んで見たが、樣に由つて制度を害くのは下僚の常、

「左樣でもおざらうが、是はお上からの御申付におざれば、粗末にする事は相成りませぬ」

と承引せぬ。到頭一黨の連中は御馳走の重食に、後世までもたれ込んだ。

* * * *

今度は何樣な御馳走であるにも關はらず、御預となつた第四日目即ち此月十八日の事であつた。「今日は主人少々存寄らるる事がおざつて精進をいたされまするから、御一同にも精進料理を差上げまする」との事であつた。是は越中守自ら潔齋して、一黨の助命になるやうにと、神明に祈願を籠められたので、其誠意の貫徹するやうにと、暫くは一黨にも素食させられたのであつた。主君既に然れば、家臣も亦樣事で齷齪止す可き。堀内傳右衞門の如きは、祭日毎に愛宕の社に參詣して、是れ亦一黨の助命祈願に丹誠を凝らした。之を漏れ聞いて、一黨は只管感泣の涙に暮れた。

蓋し越中守の心情には、是れほどの忠義の士、成らば一命を救ひたい、萬一助命の恩典が出たならば、十七人共に厚祿を以て家中に抱へ入れたいとの希望であつた。是に由つても當時の細川家が如何に名節を崇尚したかが察せられる。

二百六十七　同　[illegible]

細川邸へ御預中で、[illegible]の間に見えるのは、上の間で吉田忠左衞門、下の間で富森助右衞門であつた。從つて兩人の行狀は比較的に他の人よりも傳はつた。

或晩の事であつた。助右衞門は傳右衞門に[illegible]を[illegible]て居る[illegible]ながら、[illegible]然として[illegible]の士に向ひ、

「一家の事、一身の事などは、疾くに斷念いたしながら、唯今御國元の[illegible]、當年三歳になる倅の事を存じ出し、何とやら不憫の情がいたしまする。凡夫の淺ましさ、

我ながら口惜く心外に存じまする」
と言出でた。「旅人の宿りせん野に霜ふらば、我兒羽ぐくめ天の田鶴むら」と古人は歌つた。唯此温々たる愛情あり、而る後以て君に忠なる可く、又國に報ず可きである。

＊　＊　＊　＊

堀部彌兵衛は高齢だけに、大概の事は懶いといふ容子で、多くは物語を讀むか、晝寢をするかに、日を消したが、時々夜半に夢中にて「鉞！　鉞！」と箭聲を發して、傍の人々の夢を驚かした。小題大做と笑ふ者は笑へ。那破崙一世がセント・ヘレナの孤島にて最早大漸に陥つた時、尚夢中にオーステルリッツの血戰を夢み、『マッセナ進め！』など大聲に號令し居た。『老驥伏櫪。志在千里。烈士暮年。壯心不已』彌兵衛老人に於て、亦これを見ると、自分はいふ。

＊　＊　＊　＊

潮田又之丞は夢中にて齒軋をする癖がある。動ともすると夜半にギリ〱と音をさせるので、同志扱は接伴係から屢々搖起された。すると又之丞、『皆様の御迷惑は誠に御氣の毒でおはすが、折角熟睡した處を搖起されるのも、亦少々閉口でおざる』とは、何等の澹泊さよ。

＊　＊　＊　＊

資性謹厚にして、何時見ても沈默で居たのは、間喜兵衛老人であつた。一日例の堀内傳右衛門が上の間を音なふと、下の間から壯年の人々も集つて、
『御覧なされ、喜兵衛老人ほど律儀な仁が世間におざらう歟。何の時でも話もせず、人の後ろにばかり引居んで、彼の通りにして居られる』
と笑ひ興ずれば、傳右衛門は引取つて、
『如何にも左様でおざりませう。其御律儀が今般の御一擧に顯はれたのではおざりませぬ歟』
といへば、
『それは亦如何やうの儀』
と問反す。傳右衛門重ねて、
『此度の御一擧、方々の御忠義に優り劣りのあらう筈はおざらねど、上野介殿御首級を、十次郎殿の御手にて擧げられたのは、武士の冥加に協はれた御事と存じまする。是と申すも御老人平生の御律儀の致す所、御老人にはさぞ〱御滿足でおざりませう』
と稱揚した。何れも聞いて、
『左様々々、如何にも仰せの通りでおざる』
と言ひながら、老人何と答へるかと、一度に其面を視れば、只莞爾として一語も發せず、傳右衛門に向ひ、丁寧に一禮したばかりであつた。愈々出でて、愈々謹厚なるは、恐らく此老人のみであつたらう。

二百六十八　同

十二月二十四日大石、原、小野寺の三士は連名にて、左の一書を京都に在る寺井玄溪へ寄せた。

『一筆令啓達候。豫て我々存立候通、今月十四日の夜、同志相催、吉良上野介殿屋敷へ推入候。屋敷に居合候家來中出合の者、薙切に討捨、如本意、上野介殿討取、印、泉岳寺へ持参、備亡君之御影前、去春以來の散鬱憤候儀、大慶御察可被下候。貴丈にも御滿足と存候。定て先達の說は略御聞及と令推察候。御同名玄達老御登可被相達候得共、討入候樣子は、玄達老も委細御聞屆有之間敷に付、荒増の儀共、書付進候。皆共御預に罷成候。爰暫の餘命と存候內、生涯覺無之、他にも不承及御馳走共、誠に以て冥加至極、筆紙に難盡仕合に御座候。追付罪品可仰付候と相待罷在候。段々之次第、武運に叶候儀、本望此上不可有之、右

爲可得御意、徐命の內如斯認置候。
恐惶謹言。

十二月二十四日　小野寺十內　書判
原惣右衛門　書判
大石內藏助　書判

寺井玄溪樣　人々御中

追啓、此書付の次第、同志共の眷屬の內、若御仕置に成、殘者御座候はゞ、連々被仰聞可被下候。播州龜山、赤穗に有之者は、和田喜六方より相達候樣被仰通可被下候。將亦寺坂吉右衛門儀、十四日の晚迄有之候處、彼屋敷へは不來候儀、輕きものの儀、不及是非候以上。

追而一札の事、無相違、以時節御あみ立、所廣希無他候。その爲に此書付又申候。此狀共夫々に御屆候はゞ、此筋より便宜有之との儀、面々沙汰不仕樣、可被仰聞候以上」

此に『一札の事相違なく、時節を以て御あみ立を希ふ』とある其一札とは、前に原惣右衛門が手記した「討入覺書」（第二百六十三、四參看）である。之は本書と倶に玄溪に贈り、後日一擧の顚末を記述する時の資料に供した。御あみ立とは其編述をいふのである。

最後に此筋の便宜御沙汰御無用と記したのは、是等の書信は例の堀內傳右衛門が好意に由り、一々其手から屆けられたので、內藏助は累を此人に及ぼすまいとの注意に出たのであつた。

それで後日傳右衛門は西下の際、玄溪の許に立寄つて、此書を讀み、深く其用意に感激して、此事を子孫にまで言遺した。

＊　＊　＊　＊　＊

既にして此年曆書も漸く盡きて、卷軸に近づき、今日は立春と人々の言ふを聞き、原惣右衛門は筆を把つて、

『思ひきや今朝立つ春に存へて羊の步み倚待たんとは』

と詠出した。來る元祿十六年は癸未である。それで羊の步みとはいふのである。彼の心情にてはさもこそ、想はれたであらう。

＊　＊　＊　＊　＊

それも昨日、一昨日と送つて、茲に此歲の除夜とはなつた。大石內藏助の心事は歲暮の感に拂はれた。內藏助は天を仰ぎ、

『ながらへて花を待つべき身ならねど、なほ惜まるゝ歲の暮哉』

と唱出した。心意は悠々たり。襟抱は浩々たり。一點苦悶の狀も無い。

附言。「義人遺草」などに『身ならねば』に作れど、ばにては意義を爲さぬ。序ながら一言し置く。

＊　＊　＊　＊

斯くて元祿十六年の正月元日は端なく來た。御預御詮議中の身分とはいへ、儀式の物は一通りにも出される。富森助右衛門は三杯の屠蘇に醺然として、平生の詩想は心頭を打つた。

『今日も春恥かしからぬ寢武士哉』

と吟出した。既に仁を成し、又義を取る。皎々たる心胸は、年光に對して嘆意がある。諧謔を交へて、所懷を吐瀉したる處に、一春帆が面目は躍如として見はれる。

二百六十九　同

天野彌五右衛門の賞言　內藏助の謙辭　細川家士の感激

上野介が烏帽子を取出させて、狎老爺に向ひ、「是が本當の烏帽子親だ」と揶揄つて、侮辱した旗下の一英物天野彌五右衛門は、一日細川邸を音づれ、越中守の許を得て、一黨を見舞はれた。彼は內藏助を見て崇敬を湛へ、

「世間には隨分勇士の聞えある者も尠からぬ。併し多くは客氣の勇である。貴殿今回の一擧に

揃つては、何れにも落着いた者で、少しも怪顔な色が無い。此等の人々に無ければ、中々斯様には參らぬもの、只感服の外はござらぬ」

と賞揚された。

* * * *

越中守の世子内記宣利も亦、一日一黨の居室に臨み、種々懇篤なる慰問を加へられた。數日の後、接伴係の堀内傳右衞門當番となり、此に宿直すると、内藏助は之に向ひ、

「此間は世子公特に御覽下され、重ね／＼ありがたき仕合に存じ奉ります」

と、手を衝いて丁寧に挨拶した。「普通の者ならば御目見え仰付けられなど言ふ可き處に、何處までも身を罪囚の地位に置き、御覽下されとは如何にも神妙、一語一句をも苟もせられぬ事、寔に感嘆の外は無い」と藩士は之を傳稱した。『彼人不言。言必有中』。

* * * * *

彼が如き忠烈の士を死なせたくないのは、一般の人情、民間は勿論、幕廷にも中々宥恕論者が多い。それで四十六人に限り、特典に由つて御赦免になるさうなとの風評は頻りに流行する。御預りの四家も之に動かされた。就中細川家の上下は特に勇み立つた。一日家老三宅藤兵衞を始めとし、同邸要職の人々は政務所に集まつた。藤兵衞は列座に向ひ、

「一黨の幸に御赦免ともならば、何れも兩刀に多少の損じがあるから、殘らずへ大小刀下されの御沙汰あるやも圖られぬ。現に他の御三家にても内々御用意あるやに承はる。今から徐々刀屋共に申付け、金二三枚ぐらゐの標準の物を取寄せ吟味して置かれるやうに」

と内諭した。時に御聞番にして接伴係の一人たる堀内平八は進み出で、

「仰ではおざれど、其儀は如何でおざらう歟。外の御三家は御小身の御事故、それでもお宜しからうが、御大身の御當家が十七振宛ぐらゐの大小刀の御備が無くて、俄に御買入になつたと評判せられては、御家の御面目にも關はる事と存じまする。小分ながら此平八、同苗五郎兵衞、同苗傳右衞門及舍弟氏家平吉が揷易を呈出しても、四人分は辨じまする。殊に同苗傳右衞門などは日頃から道具好で、相應の物を所持いたす筈なれば、方々にも一振づつ差上げられゝば、左様な事を成されずとも、立ちどころに調ひませう」

と提議した。

『それも御尤、尚好く詮議を遂げた上にて』

といふ事になつた。乃て平八は此事を傳右衞門に話せば、

「好處に御氣が注いた。幸ひ拙者は正利の刀を此頃入念に拵へあげた處でおざる。あれなら内藏助插料にせられても、さまで恥かしくはおざるまいと存ずる。何時にても御用に立てませう」

と承諾した。一方には君家の名譽を思ひ、他方には義士への寄贈を喜び、自家の什寶を割愛しようと進み立つ、武士の神髓は此處に在る。惜い哉是等の公義心も、一朝義徒の刑死に會して、亦終に徒ら事となつた。

二百七十　久松家の待遇

同家より伺及指令

細川家の款待と同家御預の義徒十七人の實況は、斯くの通りである。是から久松家と同家御預の義徒十人のそれを一顧しよう。

久松家にては御預の御沙汰を被るや否や、愛宕下なる上邸の長屋十戸を開けて、一黨の居間に充て、大切なる御預人なればとて、各人各個に隔離して分置する事とし、一戸一人毎に馬廻乃至大小姓格の上士四人、持筒二人、足輕四人、中間二人、都合十二人を兩組に分け、之

を接伴係として、六人宛隔日に交代して、其場に伺候させる事とした。斯くて其日の夜半に到り、同家の受取勢二百餘人は十挺の駕籠を護衛して、本邸には歸り來た。時に太守隱岐守定直朝臣は病氣と稱して引籠中であつたから、公儀に對し、卽夜一黨を召見される譯に行かぬ。さりながら前の細川越中守に次いで、隱岐守も亦義徒に同情を寄せられたので、是も其居間に端坐して、今か〳〵と待受けられた。それで今しも到着と聞かれるや否や、自身玄關まで立出で、一黨が長屋々々に這入るまで見送られたが、直ちに家老淺山三郎右衛門、服部源左衛門に申付けて、一黨を犒はせられた。

卽夜に湯は沸つ。衣服は取更へさせられる。此處にても二汁五菜の料理が出る。卽時に各人銘々の爲に支給せられたのは、

小袖　三枚　　上帶　一筋
下帶　一筋　　夜着　一枚
蒲團　二枚　　枕添子　一個
明衣　二枚　　風呂敷　一枚
手拭　二筋

であつた。而うして料理は其後も此格を追ひ、夜食だけは一汁三菜を充て、午前と午後には薄茶又は煎茶にお菓子が添うて出た。が、小藩は小藩だけに細心である。卽夜接待上の細目を箇條書にして左の如く御老中まで伺ひ出た。

「淺野内匠頭家來御預に付相伺候
　　覺
一御預者共十人、今夜は私居屋敷内長屋間に一人宛差置申候。尤番人夫々付置申候。明日は三田屋敷へ差遣可申候。
一若氣分惡敷節は、輕體に候はゞ、手醫者之藥用可申哉之事。
一上帶、下帶、常之通爲仕可申哉之事。
一櫛道具、毛ぬき、はさみ、扇子望候はゞ如何可仕哉之事。
一楊枝望候はゞ、相渡可申哉。並箸は短く仕、食事之節用可申哉之事。
一硯、紙等望候はゞ、如何可仕哉之事。
一行水望候はゞ、如何可仕哉之事。
一自然火事等之節は、下屋敷へ遣可申哉之事。
　十二月十五日　　松平隱岐守」

といふので在つた。老中は之を披見して、扨も事々しい伺書と感ぜられたらしい。翌日用人を呼出し、口上にて、

「内匠頭家來の者共、永く御預になる譯でも無く、其上彼等は公儀に對し奉り、惡事を働いたといふでも無いから、心づき次第好く取扱はれるやうに」

と申達せられ、伺書は其儘に下げられた。それで久松家でも始めて安心し、以上の品は勿論、其翌十七日からは火鉢をも銘々の居間に据附ける事にした。

二百七十一　同　隱岐守の延見

扨久松家では一端一黨を上邸に入れたが、此處では萬一火災などの際に、如何にも不用心といふので、御預の翌十六日に之を三田の中邸に移轉させた。其護衛如何と睹れば、側の波賀清太夫は足輕二十人を率ゐ、先鋒として先づ中邸を固める。次に士分二十人前衛となり、次に駕籠一挺毎に馬上の士一騎、步行二人、足輕十人之を護衛し、最後に家老淺山三郎右衛門一隊を率ゐ、後衛として殿を打たせ、此處にも昨夜來準備させた長屋十戸に別々に收容した。

此事乃ち殿廷に聞えた。すると殿廷の當路者

は、斯くては一黨が如何に窮屈に、如何に無聊であらうと推想され、御目付を以て、『一黨を二組に分ち、各五人宛をそれ〴〵二間に同居させるやうに』と訓令された。既に前の指令といひ、今亦此訓令といひ、時の當路者が一黨に對し、如何に同情を寄せられたかが伺はれる。

鶴の一群に同家は亦早速亦其用意を整へ、同月二十五日から一黨を一番二番の二長屋に聚めた。

即ち一番の長屋には、

大石主税　堀部安兵衛
中村勘助　貝賀彌左衛門
不破數右衛門

二番の長屋には、

岡野金右衛門　大高源五
菅谷半之丞　千馬三郎兵衛
木村岡右衛門

を入れ、此處は前と同格の上士二十四人を接伴係とし、之に持筒二十四人、先筒三十人、中間十二人を附し、都合九十人を二組に分け、警固の任までを兼ねさせて、交る〴〵此に詰めさせた。而うして邸内には別に新たに二箇處に番所をしつらはせ、番頭奥平次郎左衛門、佃九兵衛を初めとし、物頭目付、徒歩目付などは晝夜に覽廻り、それは〳〵嚴重に警戒した。

＊　＊　＊　＊

隱岐守は一黨受取の同夜會はれなかつたのを、氣にせられた處に、細川越中守の御振舞などを聞かれたであらう、二十七日には家老遠山三郎右衛門、服部源左衛門を中邸に遣はして、一黨を見舞はせ、『隱岐守早速對面申す可き處、病氣引籠中にて出仕もいたさねば、心底に任せず。定めて萬端不自由であらう』との口上を傳達させられた。

＊　＊　＊　＊

既にして追々快氣に赴かれ、正月の御禮も近づいたので、全快屆は幕府に出る。乃て元祿十六年の正月とはなつた。大樹家への御禮を濟まされた上は、早速會はうと、四日には一黨へ更に小袖を下賜されたが、翌五日には早く中邸に臨まれ、多くの侍臣を從へて、大書院に入來り、其中央なる中の閾内に着座せられゝば、之より下つて、家老番頭以下列を正して伺候する。乃て一黨は差廻された服紗小袖に麻裃を着用し、番頭の案内につれ、大石主税以下五人先づ下の閾内に着座する。家老服部源左衛門は一々其姓名を申上げた。隱岐守は五人に向ひ、『此度の一舉、本望を達し、孰れも定めて滿足でおざらう。心事のほど深く感じ入る。圖らずも當家に介を預ることと相成り、自分に於ても本懷に存ずる。早速對面申す可き處、不快の爲に登城もいたさず、それ故今日まで延引した。實は馳走の仕樣もある可きか、公儀に對して憚る所もあれば、兎角心底にも任せず、併し不自由なきやうには申付け置いた。何にても所望があらば、家來共まで申出られるやうに』と懇命せられた。一黨は家老の方に向ひ、『御懇命のほどあり難ら存じ奉ります』と一禮して引下る。代つて木村岡右衛門以下の五人をも延見せられ、亦又同一の懇命を寄せられた。

＊　＊　＊　＊

隱岐守の同情も亦をさ〳〵越中守に讓らない。一日は一黨の打物扱は裏甲、兜など書院の前に陳列させて、仔細に展覽せられ、又萬一今後御預易等の場合なしとも限らぬとて、別に衣服を新調させ、其節所持の金子が無くては不自由であらうとて、其用意までも命ぜられた。

二百七十二　久松邸に於ける主税

家に由つて、待遇に多少の厚薄はあれ、今回の

一擧を快とし偉とする人情は、何れも同一である。從つて家々の家臣等が御預の一黨を大事にしたのも、亦非常である。大石主税の一列が愛宕下の久松邸長屋に着いた際であつた。人々は執れも洗足して、室に上りかけた。今しも護送し來た一人は、主税に向ひ、『サアおみ足を洗つて進ぜませう』と盥をすゑた。主税は一應辭退したが其人は聽かぬ。『さらばお頼み申す』と兩脚を伸べ、悠々と洗はせて、座敷へと打通つた。想ふに其足を洗つて遣つた男は、徒歩歟、足輕歟、身分の輕い者ではあつたらうが、それにしても『お頼み申す』と兩脚を突出した處、漢高踞してそれを洗はせ、酈食其を見た概がある。悠揚として小節に拘はらぬは、蓋し大石家の家風を見える。

＊　＊　＊　＊　＊

隱岐守が一黨を延見せられた時であつた。隱州は一般に對して會釋せられた後、同情を湛へて主税に向ひ、

「其方の母御は如何にされた」

と尋ねられた。

「昨年以來里方に引取りまして、但馬の豐岡に居りまする」

と答へれば、

『さらば兄弟はある歟ナ』

との再問に、

『舍弟兩人ほど居りまする。が、執れも母が許に參つて居りまする』

と言ひさして、

「昨年京都を發足し、御當地に罷越しました以來、一途に復讐のみを存じ詰め、母の事などは、存じ出す暇も無くて居りましたが、唯今御懇の御下問を蒙り、按じ出しますれば、何とやら懷かしい氣もいたしまする」

と辭も曇つて、打濕る。隱岐守を始め、滿座の人々、執れも坐ろに暗涙を催された。是から隱州は一層主税を不愍がり、何とかして助け遣りたいものと、心がけられるに至つた。

＊　＊　＊　＊　＊

彼の討入當夜吉良家の玄關に一通を遺し置き、翌朝吉田忠左衛門が又更に仙石伯耆守に一通を差出した「淺野内匠頭家來口上書」は、領袖の間には各一通を所持し、後日の用意をして置いたものと見え、久松邸に御預となつた時、主税も亦一通を懷中し居た。

＊　＊　＊　＊　＊

當時市中に於ける義徒の評判は實に盛んであつた。就中主税に就いて、「其人は生年十五歳にして、身の長け六尺にも近い大兵の豪傑、討入の當夜、大長刀を振つて、片つ端から薙立てた其働、昔の武藏坊辨慶も之には及ぶまいとの事よ」など取沙汰した。義士預の細川家の連中は、噂を聞いて來ては、一々之を内藏助に報道した。内藏助衷心の愉快は如何であつたらう。

其中に主税は暫く強い感冒に罹つて打臥した。が、久松家の侍醫は隱岐守の意を承け注意して湯藥を侑めたので、間も無く平癒した。例の細川家の堀内平八、同苗傳右衛門は早速之を聞出し來り、内藏助を喜ばせようと、其事を注進すると、内藏助は、「一段御念附け、忝けなう存じまする」と一禮したまゝ、其後を問はうともしなかつた。

二百七十三　同（其の當惑）

一日接伴係の一人であつたか、主税に向ひ、「内匠頭殿御家中も中々御大勢でおざらうに、貴殿方四十餘人の衆ばかり、御一擧に出でられたのは、如何の次第でおざりまする歟」と問うた。問が既に無遠慮な問である。主税は多少ムッとしたであらうが、彼はさりげなく、「如何にも可なり大勢居りましたが、中國あた

りは如何か存ぜず、自分の國では、近ごろ俳諧が大流行いたし、酒を好む者が次第に減り、俳諧を好む者が非常に殖えましておざる。畢竟それが爲ででもおざりませう歟』

と答へた。願ふに是は問者が文弱な高襟者流であつたか何かで、一時斯かる奇答を與へたものであら歟。なれども箇中に一種の妙味を含蓄する。我老友小山未醉は日に酒を被つて、口から出放題に出鱈目を吐く裏に、往々他人の思ひ得ぬ、又言ひ及ばぬ事を道破する。是も其一つであるが、一日酒間に彼は天を仰ぎ、『此頃は古池やの大流行ぞ、子規などが神明視せられるな。子規のお國は愛媛であつたら、愛媛と高知は粟津ヶ原、木曾殿と背中合せの寒さ哉ぢや。此頃こそ些と寂れたが、男性の高知は、あれでも、維新には大政奉還を唱へ出す。明治となつても自由民權の張本となつた。聞きたまへ……土佐は好い國、南を受けて、自由嵐がそよ〳〵と……ネー君、好さ來い〳〵ぢや無い歟。處が女性の愛媛は、是等の男仕事に劣敗した。其劣敗の聲が卽ち古池や蛙飛込む水の音よ。……俳しそれも善い、些つとやソツとは遣るも善いが、一代の好漢、未來の大國民が之に浮身を窶しては、可惜東方の日の出づる國が、擧つて女性に墜落し了らうぞ』と言ひながら、復た盃を引寄せた。此語以て主税が奇答の註釋に充つるに足らん乎。

附言。隱岐守が一黨を延見せられた際、主税は四人の後にあつて、隱州から聲が懸つても、モヂ〳〵として居つた。そして退出後に人に向ひ、『自分は父が子といふので、今日も筆頭に呼出されたが、其實自分は亡主の在世にまだ親しく御奉公をせぬ。多年亡主に忠勤を勵んで來た人々の先に立つ可きで無い。それで遠慮いたしたのであつた』と語つたといふのが「赤穗實錄」。

それから、御預中に彼が病氣した時、隱岐守から御見舞として結構な盛饌を下されると、彼は辭退して、如何しても箸を取らぬ。其故を問はれると、『父から吩咐けられた訓誨がおざつて、それに違背しては相成りませぬ。介錯の太刀は最早首の上に在る今日、養生の沙汰でもおざるまい。且つ餘り美味を頂戴いたすと、身體が肥滿して、死體の上に醜うおざる。旁辭退仕る次第でおざる』といつたといふのが「江戸人話」。

是は義徒一般が御預となつた以來、言ひ合せたやうに精進し、一切魚肉を口にしなかつたといふのと一樣、例の拘々者流の小刀細工たるに過ぎないから、自分は取らぬ。

二百七十四　毛利家及水野家の待遇

細川久松兩家の待遇と此處に預けられた義徒の言行の概要は、以上講じ來た通りである。

次に毛利甲斐守に御預となつたのは、

岡島八十右衞門　吉田澤右衞門
武林唯七　倉橋傳介
村松喜兵衞　杉野十平次
勝田新左衞門　前原伊助
間新六　小野寺幸右衞門

毛利家の家來は當夜右の十人を受取り、麻布日ヶ窪の上邸に入れた。此家は上下共に俗物の集りであつたと見え、後生大事に御預の一連を保監すれば、それで此藩の能事は了ると心得、護送の途上も駕籠の戸に錠を鎖し、お負けに青網までも掛けたといふ事である。從つて御預後も兎角に囚人の取扱を離れず、一黨を收容した長屋の往來に向いた方面の窓は、悉く板を打着けて、外方の見えぬやうにするなど、唯嚴重なが上にも嚴重に警固した。氣逸の武林唯七などさぞ心外に思うたであらう。

既にして幕廷の義徒に對する同情は承知す

る。細川家などの優渥なる待遇は見聞する。扨は御趣意の取違へぞと、俄に二汁五菜も出る。頓に接伴の方法を改め、甲斐守自身も亦始めて諸士に延見を與へた。從つて俠氣なる江戸兒の輿情に反撥した。それで市中では事實以上に其冷酷を罪責した。

* * * * *

次に水野監物に御預けとなつたのは、

間十次郎　奥田貞右衛門
矢頭右衛門七　村松三太夫
間瀬孫九郎　茅野和助
神崎與五郎　横川勘平
三村次郎左衛門

の九人である。此水野家は小藩ながら、日頃から武備を以て聞えた家であつただけ、御預けの御沙汰に接するや否や、他の三家に先だつて、第一番に一家の人數を泉岳寺へと馳せつけさせたなどは、太平の世には中々手際であつた。が、惜い哉變通の道を知らぬ。それで一黨引取の途上にも、駕籠の戸を鎖させたので、頗る世上の物議を惹いた。斯くて一黨を金地院前の中邸まで護送し、是も長屋に收容した。備後此邸の士は殆んど戰時同様に、小具足に身を固め、如何にも嚴重に内外を警固した。

併しながら若侯監物は一黨を預つてから一週間を出でず、同月二十一日に間十次郎以下九人を召して對面せられ、鄭重なる慰諭を加へられた。それで一黨の一人神崎與五郎は之を徳とし、一詩を賦して感懷を述べたが、其詩の引に、「尊顏を拜し奉れば、御感を蒙り、且く微衷を慰むことといつた。是に由つても同家の待遇の亦然く疎かでなかつたことは察せられる。

要するに義徒の待遇は、細川家が出格第一、久松家第二、水野家第三、而うして毛利家最後に之に次ぐとは聞えた。四家の家風も是にて見える。

二百七十五　小山田一閑、岡林杢之助の自刃

義徒に關係があつて、一擧の後、節に死んだ者が兩人ある。此に之を言及するの必要を認める。

其一人は小山田一閑と稱する八十一歲の老人である。彼は初め十兵衛と稱し、淺野家に事へて百石を食し、實に律儀な定府の士であつた、が、老年に及んで、家督を其子庄左衛門に讓り、一閑と號して隱居し居た。既にして主家の凶變となつたので、一旦町屋に退いたが、流石は一閑平生の教訓があるので、庄左衛門は義盟中の一人となり、當初は熱心に復讐の義に參預し居た。一閑之を視て、心に喜び、其身を女の方に寄せて、陰に其日を送りながらも、何時かは本望の成就するやうにと祈つて居た。折柄一黨復讐の快擧は成し、其評判は八百八街に擴かつた。誠忠なる一閑はホクホクと打笑み、「扨は亡君の御鬱憤を散じた歟、ヤレヤレ嬉しい。倅も必ず一黨の中に居る筈でおざる」と、疑ひもせず、人にも語つた。すると一黨の人名錄は讀賣りとなつて、市中に散布する。一閑之を手に把つて、打反し〱其書を覽れども、生憎にして倅の名が見えぬので、如何なる譯ぞと疑ひ惑ひ、殘く之を探つて見れば、ある可き事歟、同僚片岡源五右衛門の金品までも拐帶し、一擧の先だつて、早く其姿を匿したとの事に、彼は胸を掛つて痛恨し、「此歳までも生き存らへて、斯かる恥辱に會ふこと歟」と、一間にヂッと閉籠り、壁に其身を寄せ掛けながら、脇差把つて、胸許から後の壁まで突貫き、其儘にして縡切れて居た。呼庄左が陋劣は惡みても尙惡む可きであるが、一閑の義烈は永く四十六人と其芳を比す可きである。

＊　＊　＊　＊　＊

今一人は岡林杢之助である。彼は幕府の旗下に小十人頭にて、祿千石を食する松平孫左衛門の弟で、夙に岡林家の養子となり、赤穂に於て千石を食し、番頭を勤めて居た。番頭といへば、一方の軍隊長、戰時には各〻一方を承はつて討つて出づ可き職務であるから、其地位は家老に次ぎ、岡林家の祿高の如きは、寧ろ仕置家老の上に在つた。抑〻淺野家の軍制として、番頭たる者は同列協議して、進退を倶にし、一個隨意の行動を許さぬといふに在つた。是は如何にも美法であつて、戰國の時代には英物が多い、動ともすれば拔驅の功名に夜討朝驅などを試みたがる。爲に全軍の策應を誤る虞があるからである。但し是は戰時の遺制で、太平の時代には時に變通を要するのである。況や主家興廢の際などに於てをやだ。處が杢之助は性質醇良な上に、坊チャン育ちで、是等の理義を明らめなかつた。同列の腰拔連は其處に附込み、彼を制して籠城論に加擔させなかつたのである。それで彼は近藤源八等と行動を倶にし、『自分に於ては籠城の御評議至極御尤と存ずれど、番頭としては一個隨意の去就を許されぬ御家法でおざれば、心底にも任せませぬ』と會釋して、俗論黨と倶に退去した。

既にして一藩は解散したので、杢之助は江戸に於ける實家に歸り來て、兄の許に寄食した。顧ふに義徒に在つても、彼を惡むほどでも無かつたらうが、肉食の輩倶に議るに足らずとして、其後の密謀に加へようとも思はなかつたのであらう。結局は之を度外に置いたのである。それで彼は晏然として無意識に暮らして居た。すると今回の一擧は發した。『君父の讐は倶に天を戴かず』と公表して、四十七人敵營を斫り、目ざす上野介が首級を擧げた。看れば大石內藏助の外は、皆自分より下格の士、中には五兩三人扶持の徒横目列までも交つて居る。『是は相濟まぬ。此儘にては居られぬ』と深くも自家の放漫を悔恨し、十二月二十八日見事自裁して死んだ。當時の噂では親族から逼つて詰腹を切らせたとの說もあつた。自分は此死の自裁であると詰腹であるとを問はず、注目す可き一の出來事であると思ふ。兎いふは嘗て政事的責任のピラミード論に於て論じた如く、彼快擧の時代までは、君國の爲には一命を棄てて報效せねばならぬといふ責任を、比較的上流の士が負うた。卽ち武士道は尙當時の中流以上の士に存して居た。岡林の自殺は最も善く之を證明する。それで自分は彼の自殺を以て、決して徒死で無いと稱揚する。

二百七十六　上野介の首級

此場合に於て吉良上野介が首の處分を一言しよう。

一黨が十五日の朝、上野介の首級を亡君の御墓前に供へた後、悉く泉岳寺の書院へ入つた際であつた。內藏助は接伴僧に向ひ、『上野介殿の御首級、亡君御墓前に手向け奉つた以上は、最早我〻には、入用がおざらぬ。兎申して高貴の御首級、卒爾な事もいたされませぬ。御方丈に暫く御預り下さるやうに願ひまする』と申込んだので、寺僧は受取つて、三方のまゝ本堂の佛前に擱いた。既にして夜に入つて、幕府の御徒目付石川彌一右衛門以下三人は來臨し、一黨に對し、仙石邸へ罷出でるやうにと口達された。內藏助は之が受書を差出しながら、住持を以て、『此處まで持參いたした上野介殿御首級は如何仕りませう歟』と伺はせた。之には目付が困つたと見え、『それは只今指圖に及び難い。併し仙石邸へまで持參にも及ぶまい。住持に相談して預けて置かれたら宜しからう』と答へ、且つ其旨を住持にも含ませられた。それで內藏助

は右の首と、同時に證據の爲に取つて來た守袋とを、寺に託して立去つた。

流石は慈悲を主とする佛門の習、棄てても置けぬと、卽夜此旨を寺社奉行阿部飛騨守へ更に屆出で、翌日首を駕籠に乘せ、石獅一呑の兩使僧に守護させて、本庄の吉良邸に送込んだ。之に就いては同邸でも昨日以來大苦心の體、首の無い遺骸を葬るも異なものであり、それかとて、おめ〲今更首級御返却をと申込む面目も無い。兎やす可き、角やす可きと、青息吐息の處に、送附けられたので、ホッと一安堵した。が、斯うなると又其上の面目が維持したいから、臆病家老の左右田孫兵衞齋藤宮内は之に面接し、「慥に御受取申した」と言切つて、其儘で使僧を追還さうとする。されど使僧は昨日來、黨の人々に親炙したので、豪氣堂々になつて居る。「御首級をお渡し申した以上は、御受取書を頂戴いたさねば、使僧の役が相立ちませぬ。それを頂戴いたした上引取りませう」と確然として申陳べ、中々其座を動かうともせぬ。臆病家老等は大に閉口し、奧に入つて良暫く内議を凝らしたが、使僧の氣焔當る可からざるので、澁々左の一書を與へた。器量の悪さも亦夥しい。

『覺
一首　一ツ
一紙包　一ツ
右之通慥に請取申候。爲念如是御座候以上。
午十二月十六日　吉良左兵衞
左右田孫兵衞
齋藤宮内
泉岳寺御使僧
石獅僧
一呑僧』

世に珍らしい受取證書であつた。兩僧が之を携へて泉岳寺に還つた時は、第二の義徒が入來たかの面持であつたらう。此書は今に同寺に保存される。

二百七十七　上野介の法號

（大石一はばんだい　吉良四十の増墓）

十二月十九日吉良家の香花院牛込萬昌院（書に多く萬松院に作るも現に今本字に作る）に上野介を葬り、「靈性寺殿圓山成公大居士」と法號したが、偶然にも其法號が上野介五世の祖左兵衞佐義安のそれと同一であつたので、後に下の方を「實山相公」と改めたといふ事である。

是に就いて奇異な話がある。「圓山成公」と法號して、位牌にも左樣彫着けてあつた處に、吉良家の領地參州吉良に住する家人が萬昌院に參詣し、上野介の位牌を見て、『是は不都合、義安公の御法號と同一である』と申出した。それから段々取調べて見ると、如何にも不思議、義安は今川義元に屬して十二月十四日に討死し、お負けに首まで敵に取られて、其儘此家は一旦斷絶したのであつた。今の吉良家は最初に講じて置いた通り、名家の後といふので、家康公の代に再興されて、以て上野介まで至つたが、今亦斯くも同月同日に落命した上に、亦同じく首まで失ひ、法號までが同一であるといふのは、吉良家滅亡の時節到來かと取囃したとの事である。此と受取れぬ話ではあるが、「後鑑錄」の著者小川恆光は、萬昌院の和尚に就いて質したとまで書いて置くから、當てにはならぬが紹介する。

附言　上野介を葬つた後、上杉家から大石塊を運んで、立派に其石碑を建てられると、如何なる事か、忽ちに大塔が仆れた。復た建直す。又倒れる。再三に及ぶと、一夜上野介の幽靈が血塗れになつて、萬昌院の方丈が枕上に見はれ、「モー大石には懲り〲した」と

告げたとは、輕快な江戸兒の落語。江戸兒は流石に罪が無い。同じ根なし草を作るなら、是れぐらゐの處にしてほしい。

*　*　*　*

同日戰死の家臣八人の遺骸をも亦、此に葬つた。小林平八郞は良翁元心、清水一學は端翁元的、齋藤淸右衞門は本翁元來、新見彌七郞は罷翁元休、牧野春齋は心翁元無、大河内六郞左衞門は劒室宗寒と戒名を附けた。其他の二人は傳はらぬ。

附言。以上の中大河内六郞左衞門は吉良家からの屆出には淺手と見えた。それが茲に埋葬者中に在る所から推せば、其傷急處に中り、負傷後死亡したのであらう。

*　*　*　*

築土八幡の後に在る萬昌院に上つて覽れば、石を數重に疊み上げ、上部には各〻蓮花を彫着けて、塔形を爲し、地、水、火、風の四字を分けて、處々に顯はし、一日してそれと著しい左の四基の墓石が、行儀よく竝んで居る。

元祿十五壬午年十二月十五日
靈性寺殿實山相公大居士
從四位上左近衞少將吉良前上野介源義央朝臣

寛永廿癸未[illegible]
後華藏寺殿[illegible]山[illegible]公大居士
[illegible]

寛永四年九月十二日
長松寺殿與山中公大居士
[illegible]

寛文八戊申三月廿五日
大雄寺殿渺山玄公大居士尊儀
從四位上左近衞少將吉良若狹守源義冬朝臣

以上の四基の中、左方から第二基の長松寺殿が、從五位下上野介義定で、義央が曾祖父吉良家中興後の第一世である。

次に左方から第三基の後華藏寺殿が、卽ち從四位下左近衞少將義弘で、義央が祖父、卽ち中興第二世。

次に左方の極端に在る大雄寺殿が、義央の父、卽ち第三世。

次に右方の極端に在る靈性寺殿が、首を取られた義央である。卽ち是が第四世。

以上四代は實際此に葬つたのである。呼彼れ上野介一たび食婪を肆まゝにした爲に、身首處を異にして、可惜名家の祖宗まで、其面目を失はせた。會〻來つて其長石の上に立てば、覺えず人をして竦然たらしめる。

二百七十八　天下の輿論

[illegible]

投一黨が御預となつて以來、八百八街は寄ると觸ると、義徒の噂で持切つた。「何でも近々諸大名方へ別々にお預易となり、其儘一生永御預になるさうだ」といふもあれば、「彼のまゝ四侯へ御預ぎりで、四侯から助命の嘆願が上つて居るといふから、一黨は右の四侯家にお遣はしになるのだらう」ともいひ、「否や一旦流罪となり、三四年の裏に特赦が出るとの事よ」など、種々樣〻に取沙汰した。それで終に町奉行から、「赤穗浪人の事に就き、噂話相成らぬ」と嚴達まで出したが、さうなると口耳相屬して、實際の評判は益〻昂まつた。

是等は下流社會の輿論とも謂ふ可きであるが、士道を重んずる中流以上の社會では、一層義徒の評論に入つた。中さば一世の視線を一黨の身邊に聚中した有樣であつた。殊に節義を重んずる士大夫の間では、其崇尙も亦非常であつた。一代の宿儒室鳩巢の如きは、江戸に居て、正月中から早く既に「義人錄」の著述に着手した。天下の公論未だ決定せざるに先つて、獨り斷じて義人と名稱したのでも、感嘆者の一人

たることは、十分に知れる。同月二十五日附を以て、當時加賀の前田侯に事へて居た有名な學者稻生若水翁に寄せた彼の一書がある。

『江戸舊臘十四日夜、淺野氏舊臣共、君仇吉良上野介殿討取申候。前代未聞、忠義之氣凜々、名敎之助と奉存候。赤穗士風之厚きも、是にて亦相知れ、偏に内匠頭殿養人才之功も著れ申候。當地なども此儀のみ沙汰仕候。御地輿論如何に候哉。長△（東涯伊藤長胤）天民△（並河）象水（梁田）等の豪士、如何評し被申候哉。誠に以て田横海島五百人之英氣と奉存候。

伊蒿老人左こそ大慶の體推察、見申樣に奉存候。

元祿十六年正月二十五日　室新助

稻若水老』

書も亦凜々、一黨の爲に氣を吐くに足るものがある。此手束は久しく前田家の珍什となつて居たが、今日は貴族院議員南鄕茂光氏の手に歸し、重寶として祕藏せられる。因みにいはう。書中に擧げる人物は、孰れも一世の文豪碩學である。先づ其の書を寄せられた稻生若水は、鳩巢と同じく木下順菴の門下から起り、本草學の大家として推された。『年未だ五十に充たずして、千卷の著あるは、稀に見る所』と白石が賛美したのは、即ち此人。

伊東東涯は仁齋の長子で、篤學篤行、大石内藏助と相識り、小野寺十内と相親しく、萱野三平が爲に其傳を立てたのは、此東涯であつた。

並河天民は仁齋門下から出でて、其學識は寧ろ東涯を拔き、夙に經世の才を抱き、天民の先覺を以て自ら居つた。

以上東涯は勿論、其他の二氏も皆京都に居たから、義徒中の甲乙とは、必らず交があつたらう。

最後に梁田象水は蛻巖の子にして、文武の譽あり。同じ播州の明石に住したから、是れ亦義徒には緣故があつたらう。

義徒の知を名家に獲たるや斯くの通りである。義を見て躊躇せず、節を守つて變ぜざりしもの、抑〻豈偶然ならんやだ。

二百七十九　一黨處分の議

（林大學頭の名敎論　荻生徂徠の法律論）

兎も角も一黨が今回の擧は、古今未曾有の出來事である。節義から言へば、誠忠日月を貫くとも謂ふ可く、法政から見れば、公然兇行を逞うしたとも謂へる。情に問へば、如何にも宥恕したいが、掟に斷ずれば、此儘にも捌き難い。流石に英明自ら用ゐる大將軍綱吉公も、大に之が裁斷に躊躇せられ、苦心の結果、一方には問題を閣老以下芙蓉間以上に下し投票を以て可否を表明させ、又一方には儒官に示諭して、其意見を獻らせられた。

問題は言ふまでも無く、處刑歟宥恕歟の二つである。諸大名の大半は、宥恕々々と投票したが、一半は頗る意見の表明に逡巡した。兎いふは、上杉家は一家の名譽を沒却されたので、一黨の御處刑を内願し、それに由つて世上に對する面目を維持しようと期待する。其上杉家は紀州公の御近親で、お負けに當時第一の權勢家たる柳澤の松平美濃守は、日頃から吉良贔屓である。若も其意に逆つたなら、後難測る可からずと、棄權する向も尠くは無かつた。

儒官の方では、大學頭林鳳岡信篤は當時の先づ文部大臣である、夙に綱吉公に任用せられて、大學頭に至り、諮問に應じて幕府の政道に獻替すること尚久しく、林家中興の英物であつた。それだけ當年既に六十歳に達しながら、運

氣は未だ衰へず。今回、一黨の快擧發するに及んで、衷心から喜び、目に權貴も畏悍も無い。閣老の人々に見えて、

『斯かる忠義の者共を出すといふも、上の治教海内に普及した結果と存ずる。若し是等の者共を一概に御仕置に相成らば、今後如何にして天下の忠義を奬勵いたす可き。此度の事は是非に御寛典の御詮議あらまほしう存じまする』

と、熱心に節義論を主張されたので、一時頗る廷議を傾かした。

時に荻生徂徠は彼が絶群の經術を以て、大に松平美濃守に信任せられ、亦値遇を大樹家に獲て、屢々經書を進講し居た。彼は有名なる法政論者だけに、鳳岡の議を聽いて、大に然らずとし、『法は天下の大綱である。天下一日法を廢すれば、國家の政道は立つ可からず』と、乃て左の議を呈出した。

『義は己を潔くする道にして、法は天下の規矩也。夫四十六士の其主の爲に仇を報ずるは、是臣たる者の恥を知る也。己を潔くするの道にして、其事は義也といへども、其黨に限る事なれば、畢竟私の論なり。然るゆゑんのものは、本是長矩殿中をも憚らずして、其罪に處せられしを、又候吉良氏をもつて仇とし、公儀の免許もなきに、猥りに騷動を企る事、是法において免さざる處也。今四十六士の罪を決せしめ、士の禮を以て切腹に處せらるゝものならば、上杉家の願もむなしからずして、かれらが忠義を輕ぜざるの道理、もつとも公論と云ふべし。若私論を以て公論を害せば、此以後天下の法は立べからず。　荻生總右衛門　議』

といふのであつた。堂々たる治道の大議論に、再び大に廷議を動かした。

閣老は乃て是等の議を具して、將軍家の直裁を請うた。將軍生來多情の君ではあるが、亦理義に明かなる人主、再思又三考の上、遂に泪を揮つて『切腹申付けよ』と裁決された。

* * * * *

斯うなると在廷内外の節義論派が默つては居らぬ。『御政道の上から、浪人共の切腹は已むを得ますまいが、吉良左兵衛を如何遊ばします。人の子として父を討たれながら、當夜の體たらくは如何でおざる。箇樣な卑怯未練な者を、御旗下に差置かれ、一旦緩急の場合に、何の御役に立ちませう。加之、若し此儘に召置かれまするならば、公儀の御威勢にも關はりまする』と衝込んだ。閣老の裏にも慥に熱心な同論者は見えた。

閣老は再び將軍の直裁を仰いだ。紀州家の内縁ありと雖も、美濃守の後援ありと雖も、清議の前には抗することが出來ぬ。『其家を取潰し、左兵衛は配流申付けよ』と沙汰せられた。是に至つて權貴家畏怖家大鼻開きの體であつた。

二百八十　日光宮の大慈悲

法親王と大樹家

幕府の内議は既に決定した。そこで正月二十二日閣老稻葉丹後守は一黨御預の四家留守居を召され、『更に一同の親類書を詳細に書出させるやうに』と申達された。四家は命を畏んで、早速之を差出させる。『各人の生年月日をも記入し且つ華押を据ゑさせよ』と再び下げられる。同月二十六日までに、悉く出揃うた。由來御仕置に決定すれば、其れ以前に親類書を徴せられるのが當時の恆例であるから、幕府の意嚮は、四家へも、一黨へも、早く既に是時に知れた。

但だ正月は吉月で祝日多く、それから二月朔日は日光の御鏡披であるので、處刑を其以後にせられるものと察せられた。

* * * *

二月朔日、日光の御門主公辨法親王は、年

始の御禮として御登城あらせられた。將軍綱吉公は之を請じて、四方山の御物語せられながら、

「政治を執行ふ身ほど、世に心苦い事はおはさぬ。故淺野内匠が家來の事共、追々御聞及びもおはしませうが、其忠誠義烈、近世に儔罕れなる者共でおざれば、何とかして助け遣はしたく存じますれど、左樣いたせば、政道が立ち申さず、如何とも詮方ない義におざりまする」

と心ありげに嘆ぜられた。法親王之を聞召し、

「御苦心のほど然もこそと御察し申上げまする、」

と御會釋なされたのみで、其儘御退出あらせられた。此事何時か世上に漏聞える。一般は大不滿、『法親王は豫々御叡明と承はつたが、大樹家の切ない御胸中が、お分りないやうでは、御叡明でも何でもおはさぬぢや無い歟』など非難した。すると此非難が亦乃て法親王の御耳に入つた。親王は左右に向はせられ、

「自分一生に將軍家から彼語を承はつた時ほど、心苦い思をした事は無い。人もあらう、此法體に彼語、將軍家にも處分に餘り、それと無く助命を求めて貰ひたいとの意は、歷々と讀めた。自分に於ても如何にも不愍、此墨染の袖の下に隱して遣はしたいは山々であつたれど、何を申すも四十餘人、其裏には血氣の未だ定まらぬ壯年の者も尠からぬ。それらが生存へて、萬一晩節を誤る等の事もあらば、可惜英名に傷つかぬとも測られぬ。此處は彌陀の大慈悲を衛ひ、王法のまゝに委せ置けと決心し、終に將軍家の謎を解かず、其儘柳營から退出した、」

と仰せられた。善い哉宮の大慈悲、大猛斷や。是に因りて四十六士の名節、萬古に亙つて縦ゝく光耀する。請ふ看よ、生き殘りたる寺坂吉右衛門、彼の處心太だ苦みたるも、其裏一點、天下の人心を滿たしめざるものあることを。

二百八十一　一黨最後の準備

同輩の希望　永訣の面

一黨は既に處刑の近づいたのを知つて、各々心準備に取懸つた。殊に御預人に最も同情ある細川邸に居る連中は、それと無く遺書なども草して、接伴係の甲乙に委託した。されど一黨は平氣である、

一日富森助右衛門は一黨の希望を代表して、例の堀内傳右衛門に向ひ、

「何れも此度の仕儀に就いては、斬罪と覺悟して居りました處、世上の批判など追々に伺ひ、近頃は此と臍がつき、自然は切腹など結構な御沙汰を仰付けられる事もや、又それにならば御邸に於てではおざるまいか抔とも存ぜられまする。萬一左樣にも相成らば、死後に親類、緣者、扨は沙門などから如何に申出でまするとも、十七人の遺骸をば、泉岳寺内にて一つ穴に御埋め下さるやう、御取成を願ひ置きまする」

と申出でた。傳右衛門は愍惻しながら、承諾して早速藩の大目付長瀨助之進に談ずれば、「尤千萬の希望」とて感嘆を湛へて、佐侯に上進し、早く其内許を得た。是は他の三家へ御預連も豫め同樣の希望を申出て置いたものと見える。

* * * * *

其翌日歟、吉田忠左衛門は傳右衛門を見て、

「前日は助右衛門を以て、一同の希望を申上げた處、早速御受合下されて、忝う存じ奉る。それに就き、是は拙者一個の事にて、甚だ可笑しなお願でおざれど、拙者はお見掛通りの通體、殊に年寄の大きい體などは一人見苦しからうと存じまする。幸か此に少々金子を持參仕れば、是にて白布お買取の上、二重の大風呂敷にして、四方に紐を附け、大體の見えぬやう、

其實に包んで、御揺らせ下さるやう、御懇意にまかせ、御依頼申上げまする」
と言ひながら呵々と大笑した。

* * * *

二月朔も昨日と變らで、二日の夜の事であった。下戸の吉田忠左衛門、間瀬久太夫、小野寺十内、堀部彌兵衛はアマミザレ酒を酌み、上戸の大石内蔵助、原惣右衛門、礒貝十郎左衛門は濁酒んで居る處に、傳の傳右衛門は來かゝった。内蔵助は聲を掛け、
「是は好い處に入らせられた。十郎左衛門、其盃を傳右衛門殿へ」
といふ
『さらば御免』
と十郎左衛門が獻す盃を、傳右衛門飲乾せば、内蔵助、
「是へ〳〵」
と手を出した。
「拙者こそ御盃を戴き申す可き所に……」
「否や是非に」
と内蔵助は盃を招き、グッと傾けて、
「御返盃」
と亦返す。
『忝う』
と傳右衛門、飲むか飲まぬに、惣右衛門、
「拙者にも何うぞ」
と手を出す。
「是はしたり」
と傳右衛門が回す盃を、惣右衛門は受けて、一息に竭し、其儘返せば、内蔵助傍から、
『其御盃、今一度十郎左衛門へ賜はりたい。彼れには中々成る口でおざる』
「如何にも」
と傳右衛門、自ら乾して、十郎左衛門に盃を囑した。
『オットヽヽヽ』
と十郎左衛門が僅に飲み了るをも待たせず、内蔵助、
「其儘今一つ重ねさせて戴きたい」
と笑ひながら勧めれば、十郎左衛門、
「是は堪らぬ。最う御免を……」
といひながら、下の間へと逃込んだ。一座はドッと興に入る。誰か知らん、是れ内蔵助が餘所ながら堀内傳右衛門と酌んだ生別の盃であらうとは。

二百八十二　同　寺井玄溪に與ふる最後の書

細川邸に在る一黨の領袖連は、日頃草して置いた書類を一括し、之を寺井玄溪の許に託送するとて、更に其下に左の通の書を副した。
「道中、御兩相[illegible]候、矢張書付は、皮末期、爰元役人中へ賴入、遣之候はんと存候處、唯今迄致存命候間、不思議之事に候。正月中は御仕置被仰出も有御座間敷、當月に入候ては、一兩日中と存ずる事に御座候。然處此御役人衆御内に、際立御逢候衆有之、密々書通可有之由に付、如此御座候。此度四十六人不殘無事に罷在候。「玄達老にも無事御出足と承候。早速可有御出足之處、二十六日迄御延引は、定而樣子御聞合故、御延引と令推量、御意不淺存候。
一手負候者、近松勘六、横川勘平兩人にて、少之儀にて候。勘六は誤て泉水に落申候、[illegible]出合申候故、數ヶ所かすり手負申候。はや致本復候。勘平はわづかの手にて、本庄ゟ泉岳寺迄、泉岳寺ゟ仙石樣迄も、致歩行候體の事に候。
一怪我人は表ゟ入候ものの内、屋根を遠申候に付、雪後の屋根にてすべり

候て、見手たくじき申候。其當座は働、間に合せ候。暫間有て、頭まし候て痛み、致迷惑候。早速療治被仰付候故、大かた致快氣候。與五郎も其通と存候。此節不及療治儀に候へ共、又末期、不自由見苦敷もいかゞと存、醫者衆差圖にまかせ候て、致養生候

一主税は冬相煩候儀、玄達老可爲御演説候。透と致本復、只今に至り、無恙候由、每度承候間、可御心易候。

一越中守樣へ參候者共、段々御丁寧御結構之儀、とかく難申述候。舊冬は急之儀故、御書院之次、御玄關之上の間に、九人と八人と被差置候。其後外之處かこひ被仰付、先月二十日頃に出來、越中守樣わざと此御屋敷へ御出、御見分被成、又御このみ等有之候て出來、二十六日に移替申候。衣服は其當座より、段々と役人衆か□口、其外品々、何に不自由之儀無之候。尤舊冬十五日之夜、御座しきへ參候節、越中守樣御出、隨分之御稱美、御懇意之御事、結構至極之儀に候、御預被成候儀御滿足之御意に候。其後此比に至候て、內記樣御出、御目見いたし候。昨日は御同姓采女樣、主税樣も是へ御出被成候て、御目見いたし、生涯の面目にて候。十五日以來御料理等迄御丁寧にて、一汁五菜、晝夜三度御馳走人、初、中、後、同然之御挨拶にて御預に候へば、窮屈成次第と可被思召候。不謂儀迄此ごとくに候。

一此八幡大西坊への狀、被遣可被下候。左候て、此十五日之次第書付被遣、御見せ可被下候。因茲別紙には認遣し不申候。大西坊か豊岡へも可被遣と存候。

一其許了簡違之衆、かれ是、愛許へ下り由承候。いか成所存にて、至此時下り被申候哉と存候。岡林杢舊冬二十八日に自滅之由、兄弟衆の異見と相聞候。

一惣右衛門申候。本書に喜六方へ御通被下候樣に認候へ共、外に使有之候て、通じ申候間、不及其儀候。記登儀も候はゞ、賴入存候。

一伏見邊に御存之者か、又大家居方など、御使も候はゞ、片岡源五右衛門妻子伏見に有之候間、源五右衛門無事に有之と、此次第も御傳可被下候。

一十內[illegible]之儀、此[illegible]傳、[illegible]御屆可被下候。

一御仕置相濟候以後之儀は、早々可被申通候。夏に至候はゞ、越中守樣御歸國之時、此度者共御介抱候衆中御供にて、此衆中いづれも、貴樣之事申置候間、御尋[illegible]申衆可有之候。其節御聞届可被下候。

一此度之儀、首尾能事のみ承候。心あしき沙汰有之候て、此節之身に可申聞人も無之候。乍去此度在[illegible]損じと存候儀も無之候間、存之外の御仕置には罷成まじきやと、たのもしく存候。只今に至、首尾[illegible]最後之樂不過之候。恐惶謹言。

二月三日

原惣右衛門

小野寺十內

大石內藏助

寺井玄溪老

只今[illegible]候[illegible]にては、同志之者の妻子

共の親類、御老中之家に有之候も不苦由にて御やしきへ引取申候こと承候。然れば妻子迄御せんさくにも及申まじきやと彌安堵仕事に御座候。』

此書は原惣右衛門が執筆した。書中記す所、前の討入覺書の補遺に充つ可きものがある。

二百八十三　同　小野寺十内が其室丹女に與ふる書

小野寺十内は流石に理義明晰にして、兼て想懷飄逸な士であるだけに、御預以來風詠を事として、時には京都に殘し來た妻女と國風を贈答し、如何にも從容として日を送つたが、今際となつて、是迄一擧の經過から、自家の現狀、乃至決心の在る所を草し、永訣の意を寓した長文の一書を妻女に寄せた。此書大高源五が母に贈つた書と與に、義徒の遺翰中雙璧として傳へらる。其全文は左の通りであつた。

『寺井迄ひそかにつうじをえて

一筆のこしおきまいらせ候。古主のかたきをうちとり、本望をたつし、うれしさもことばなく候。そこもとへも、廿日廿一日頃に聞え可申と、おなじ心によろこびとすもじ申候。其後おひ〳〵にとり〳〵さたにてみなどもの事きゝおよび申され候はん。先達も正月はじめよりつき候はんと、風の便にきゝ候まゝ、これにてその方のあまたのうはさたしかにきゝて、うれしかるべくぞんじ候。

一冬年十五日の夜、細川様へ參り、その夜にも御しおきにあふべしとおもひ候處におもひの外に、此まゝにてとしくれ、正月さへすぎて、きさらぎのけふまで、たゞ此世の御酒をと、事ふしぎといふもおろかなり。いかなれ、此らへのゆとりはあるまじきまゝ、けふの中にも事きはまるらんやと、いづれも御左右をまつまでにて候。誠に此たびの首尾、十ぶんにしおほせ候事、武運の至極にかなひ、八まんの御かごにてぞ有らんと、おもひ奉るほどの手ぎはなる、しわざどもにて、世上きせんともに、いにしへも日のもとにためしすくなきほどの忠義の事とはうびの由にて候。死しての思ひ出此うへ有まじく候。

一越中守様も、その夜みなども、まだきこみをもぬがぬうちに御出被成、ちかぢかと御すわり被成、みなのものが、此度の忠義、ことにおちつきたるしかた、御かんじなされてと仰られ候。おもき大しゆ様の此ことば、まことにぶみやうの本望とかたじけなく、大慶いたし候。扨御ちそう人、しゆご人、その外れき〳〵よるひる入かへ〳〵御もてなし、御料理小袖をはじめて、人の身にいるものはものの外は、けつこうに仰付けられ、ありがたき御なさけにて、此世よりごくらくにいたりたると思ふばかりのくわツけいにて候。幸右衛門、源五、金右衛門參りたる御かたがた様も、越中様を御きゝあはせときこえ申候まゝ、それ〴〵に御もてなしにあひ可申とぞんじ候。

一我等御しおきにあうてしするなれば、かねて申ふくめ申候ごとくに、そもじあんをんにてもあるまじきか。さ候はゞ、かねてのかくごの事、おどろきたまふ事もあるまじく、とりみだしたまふまじきと、心やすく覺候。もし何事なき身となりて、都のかたはらにもすみ給はゞ、貞立様をよびむかへて、ともにうきをかたりなぐさみて、久し

からぬ御晩いちごを見とゞけまゐらせらるべく候。たのみおく事これにて候。そもじたよりなき身となり給ふ事も、又覺悟の前なるべければ、これも思ひおく事もなく候。いか計おもひのこしても、かひもなきにて候。ともかうもして、一生をかすかにもおくるを、あきらめの心をわすれ給ふまじ。

一幸右衛門事、成程けなげにはたらき申候。金右衛門源五もおなじ事にて候。大ていの事はきこえても、めんめんのかせぎはきこえまじく候。人の事は云およばぬ事、おやこの事は、さぞきかまほしく思ひ給ふらめと、すもじして申入まゐらせ候。

十四日の日ぐれに、くら殿と二人、かごにのりてやどを出立、堀部彌兵衛かたへ行て、九ツ比迄、ものくひ、酒のみて、かたりて、それよりはやし町と申所、堀部安兵衛やどへゆき、こゝにてせいぞろへして、七ツ過に打立て、かたきのかたへおしかけ候。其間の道十二三町有所にて候。きのふふりたる雪の上に、あかつきの霜おき、いてこほりて、足もともよく、火のあかり世けんをはゞかりて、てうちんも、たいまつも、ともさねども有明の月さえて、道もまどふべくもなくて、かたきの屋敷のつじまでつめ、こゝより東西へ廿三人づつ二手にわかれて取かけ、東おもては、長やにはしごをかけて、屋ねよりのりこみ申候。おや子一方へはむかはぬ事にて、我等は西へかゝり、幸右衛門は東へむかひ候。源五幸右衛門その外二三人、かれ四五人、一どに屋ねを一ばんにのり、やねの上よりとびおりさまに、高ごゑに名のりて、すぐに玄關へかゝり、戸をけやぶり、おしこみ、番人三人ひろまにねてゐたるが、おきて立むかふ、一人を幸右衛門たかもゝをきりおとして、切ふせ、すぐにおくへ切入候。そのとこに弓たてならべてあるを、幸右衛門おくへ切入さまに、弓のつるをはら〳〵ときりはらひて、とほり申候よしにて候。これはかねてかたきの方に弓はやりて、いるものおほきときこえ候ゆゑ、さだめて内そとともに、弓にてふせぎ可申候まゝ、その心得すべしと、おの〳〵内々いひあはせたるゆゑに、かたきいづかたよりか、おき出て、うしろよりかいるべきと心得て、つるを切はなして、とほりたるらんと、よく心のつきたりとて、かるき事ながら、そのみぎり、人々かんじ申候。これほどのまをあはせ候事、おや心のうれしさ、そもじも共によろこび申され候。金右衛門は十もんじをよくつかふゆゑ、手ごろ間をもちて、ひろばにて勝負して、多勢をあひしらへとて、屋の内へきり入人數にてはなく、新門とて、小門のあるをまもらせおき候。あんのごとく、こゝに出合ふ物を、つきふせ申候よし。源五は大だちとて、なぎなたのやう成たちをもち、下にくれなゐの雨めんの小袖きて、上に雨めんのくろきひろそでの小袖をき申候。出立わきていさぎよく見え申候。これもたらのてきをうちとり申候。わかき物ども、ぶん〳〵のはたらきして、おなじく本意をとげ申候事、さて〳〵うれしさ、すもじ有べく候。ともによろこび給ふべし』(未完)

二百八十四　同　同

一扨わかき物、とし寄、あらそふ事にあらず、わかき物をさしづして、老人はたゞまもりをよくすべし、かたきの家の内へおし入人數、一人もいきて出べからねば、みなおなじこゝろざし也、たがひにあらそひも、ましおとりもなしと、打立まへに、たがひに神文じをかき申候ほどの事ゆゑ、西の手は大石ちからをともなひかいぞへに忠左衛門我等参り申候。此手はかけやを以て、三村次郎左衛門三ツ四ツ戸びらをたゝきて、打やぶり、どつと、おしこみ、すぐに上野殿いんきよのげんくわんへ、おし入申候。そのいきほひ、いかなるてんまはじゆんも、おもてをむかふべからずと思はれ候。おし入て、門の右のかたの長や前にて、二人出あひたるをとこ、先へ出候を、我等二やりにてつきふせ申候。喜兵衛は門をまもり、我等は北のかた、うち口へ廻り、隣土屋ちから殿、垣ごしにやしきの内をまもりて居被申候。こなたより言葉をつがひ、その方をまもり、出あふもの、二所にて二人つきふせ申候。一人は片岡源五右衛門見てゐて、十内殿あそばしたりとほめ申候。一人は大石瀬左衛門見てゐて、そのをとこのたふれさまに念佛申たるまで聞申候。三人ながらしようこのあるにて候。老人のつみつくりとや申べき。やり身の事なれば、刀に手もかけ不申候。

一親類書指上申せとて、此通かきて上申候主人のかたき打て、死して、先祖の名を天下へあらはし、是又本望の一にて候。おやの御ゐはいのまへに、此書付をそなへ可被申候。

一そもじぶじのよし、けふ吉田忠左衛門かたへ、去る方のつでにてきゝまいり候。珍敷覺申候。人々のこゝろかはらずば申てよきかたへは、よきほどに申さるべし。

一日永く、するわざもなく、心のまゝにゐつおきつ、すきの晝酒もね酒もたべて、十七人のどうし、夜まで、こしかたをかたり、ちそう人衆もこゝろやすくあいさつにて、さびしくもなく、けふすでに五十日くらし申候。れいの歌よみてきかすれば、人々袖しぼりかんじ入候。いかい事よみすて申候。何とぞゐるべくば、あとで一筆又おくりて、歌もいひやるべく候。喜右衛門事も、心やすく思ひ給ふべし。わかこの歌にてあきらめられよかし。

まよはじな子とともにゆく後の世は心のやみも春の夜の月

死ぬべきなれば、古里もわすれたらんかとも、思ひもめさるべき。此歌此頃思ひつゞけ候まゝ申入候。ぜんぶにいろ〳〵のよみのやさいを出されたるを見て、

むさし野の雪間も見えつふるさとのいもがかきねの草もゆらん。

一越中守様御大家にて、御人多ければ、歌人もありときこえて、慶安きゝつたへてくどくうはさたづね申されて、われら、そもじも、歌よむときゝしぞとて歌をたづね申され候人もあるにて候。歌の道の名までのうはさにあひて、はづかしくも、をかしくも覺候。

一同名十兵衛、かれ澤どの家内、藤

介、おろく、助くらをはじめて、心しだいささるべくい。浅田瀬兵衛方、此正月より、つめにてのぼられいときゝおき申い。のぼりて御こしもあらば、かくすこともなきまゝ、よきほどにこゝろえて可申い。

一どうしのさいし□事、いままでは何の御せんぎもなくて、御老中秋元但馬守様の御内に、奥田孫太夫しうとゐ申いに、但馬様が御さしづのよしにて、孫太夫さいしを、しうとのかたへ引取申い。又田村右京様、とみのもり助右衛門女房のをぢゐ申い。これも御やしきへ引取申い。吉田忠左衛門さいしも、ちうしよ様、むこの十郎太夫に引とれと仰せられいよし。御いへ／＼かやうのいきほひにて、さいしまで、大名がたの御こゝろにかけられい事、おの／＼本望かたじけながり申い。

そもじは、ひきとるべき身よりもなし、あはれとや申べし。ゐからゐんどのへ御心得頼申い。いかほどかきても、つくすまじければ、これまでにてい。親子ともに異切たりといふ左右、ほどなら聞え可申い。何事も人かいのつねなきをさとりたまへ。方外は、あるまじくいもし。

二月三日　　　　十　内

おたんどの

御ゝ玄渓かたへくはしく申入いまゝ、いはせてきゝ可被申い。以上。

血あり、情あり、仁あり、義あり、貞誠の目本人たらん者は、宜く此書を三誦すべしと、自分はいふ。

二百八十五　四家への内諭

細川侯の暗示
壯士義付の配慮

●●●二月三日幕廷は愈々明四日を以て、吉良家及浅野家浪人等の處分を爲すことに決定し、大目付、御目付及御使番以下當日の係官を辭令し、更に閣老から四家に向け、「明日一黨の者共へ切腹仰付けらるる筈に就き、豫め其の御用意あつて然る可し」との旨を内示された。

四家の落膽、就中細川侯の失望は、實に非常であつた。が、台命の上は最早如何ともす可きやうも無い。夜に入つて侯は侍臣に命し、「明朝は二つの花瓶に花を插け、一黨が居る上下の居間に、一つづつ備付けよ」と命ぜられた。侯の意は蓋し餘り突然に一黨を驚かしたくない、それかとて豫め之を告げるにも忍びない、それで餘所ながら御處分の時節到來した事を暗示しようといふのであつたらしい。侯にやさしい大守である。

夜は既に十時の頃、當夜の宿直吉弘□左衛門、堀内傳右衛門が詰所に、是も接伴係の一人たる藩の大目付三瀬助之進は入來り、唯今お上邸から御通知状が到來し、明朝南間に花を御遣しなされる趣、御茶道衆が持參せられうほどに、御南處好きに御取計らひ下されい」といふ聲は、一黨が下の間にまで漏聞えた。一揆は……と一黨は早くも氣づいたであらうが、更に何の頓着も無い容子で、小坊主をして傳右衛門を其間に招かせた。傳右衛門はハッと應じて、何氣も無く這入り來れば、流石に此は議院否な壯年室だけに、富森助右衛門、大石瀬左衛門を初めとして磯貝十郎左衛門、矢田五郎右衛門、近松勘六、赤埴源藏など、火鉢を圍んで談話は方に眞最中。

「傳右衛門殿、瀬左衛門は日を揃へ、我々も愈々山が見え申した。今夜は一つお別れに皆々の藝盡しを御覽に入れませう」と笑ひながら、外の御番衆のお目に注まると大變よ」と傳の□突嫁

風を外面の方に立てて、其陰に聚まり、聲をこそ潛めたれ、堺町扱は木挽町の踊狂言物眞似を互み代りに演出する。上手もあれば、下手もある。最初のほどこそクス〳〵と、忍笑を漏らしたが、高興愈々加はれば、孰れも最早堪へ切れず、『うまい〳〵』と大聲に喝采するもあれば、ウアッハハハ……と巨口開いて哄笑するもあり、下院の裏には何事の發生した歟と驚かれるほどの大賑ひ。

武骨一邊の奥田孫太夫、潮田又之丞は先程から「御免」といひながら、傍に顛がつて臥して居たが、餘りの賑ひに、又之丞は鎌首を擡げて、傳右衛門に向ひ、「此惡たれ者共ばかりは、何うにも斯うにも仕方がおざらぬ。最早埒も開きませうが、兎も角も明朝は内藏助に申聞けて手錠を鎖して遣らねばなりませぬ』と言ひつゝ、是も亦腹を抱へて大笑ひ。如何なる同情の傳右衛門も多少は目付の手前がある。「夜も大分更けましたれば……」と孤鼠々々として其座を起つたが、場中は尚暫く人々の動めきを止めなかつた。

呼是れ二十四時間の裏には、刑場の露と消え行く命、「視死如歸」とは、其れ是等の人々の謂ひ歟。

二百八十六　同

久松家の諷示　義徒の煩悶　潮田又之丞の慨言

久松家にても、閣老からの内々の注意に由つて、それ〳〵明日の手配を爲し、晩餐には殊に念入の馳走を出した。が、豫め切腹の事實を一黨に聞かせるも忍び難い。さりとて聞かせぬのも、何となく安心されぬ。夜に入つて藩の大目付某は一黨の長屋を見舞ひ、

『先刻御老中から、御内意を以て、明日公儀の御目付衆當邸へ臨まれ、御上意の趣仰渡さるる旨の御沙汰に接しておざる。定めて御一黨の御働を、お上にも御感の上、明日はお目出たい御出されもおざりませう歟。御心得にもと存じ、一寸御耳に入れまする』

と告げた。先の細川侯の諷示とは、大に趣を異にした。が、一黨は好言を聽いて、喜びもせねば、驚きもせぬ。何れも慇懃に手を衝いて、之を聽了り、早くも處刑の決定したのを諒知した。大石主税と堀部安兵衛は其座から進出で、

『御内意の程あり難う存じ上げまする。實は夕景から御邸の御模樣、餘程御繁忙に窺はれますれば、今夕若くは明日までには、御處置相着く事と、一同覺悟罷在る次第におざりまする。久々上の御厄介に相成り、又方々に御苦勞を御懸け申し、何とも御禮申上ぐ可き歟。只々忝なく存じ奉りまする』

と會釋した。両人の言語といひ、動作といひ、一點平生に異なる所なく、其他の人々も亦乃て普通の談話に入り、死といふ神の何處から招く歟を、殆んど知らぬ有樣であつたのには、接件係も、目付の人々も、今更ならねど痛切に感動した。如何に内藏助が平素の訓練の行届いて居つた歟が、是に至つて歴々と見える。

* * * * *

此際に一の小話がある。世は恰も文恬武熙の眞最中だけに、切腹、介錯、首實檢などの法も、そろ〳〵忘れ掛けて居た。それで幕府の御目付某は、注意の爲に、御小人目付池田仁兵衛といふ古兵を遣つて、今日久松邸を音づれさせた。彼は入來つて、接件の上席三浦次郎右衛門に向ひ、盛に東照公以來切腹の實例、扨は首實檢の法式などを講釋し、

『明日眞先に大石主税の介錯をせらるるは誰人である歟。其人に先づ御傳授いたさう。さすれば、其次からは之に見習はれゝば、御用は缺げぬ』

と大得意の體。時に同じ接件の下席に居たの

が、例の波賀清太夫。

「當家も權現樣以來の舊家にて、唯今相勤めまする者共も、多くは當時武功を勵んだ士の末孫におざりますれば、介錯又は首實檢などには間も缺ぎませぬ。當家に於ては斯く〱いたしまする。貴樣申上げる不肖の清太夫、主税の介錯を申付かつて居ります。但し御心添の段は主人へも申聞けましたらば、定めて滿足に存ずる事でおざりませう」

と挨拶したので、前の古兵は顏色なく、乃て話頭を餘談に轉じ、手持無沙汰に辭し去つた。此夜隱岐守は之を聞かれ、「清太夫が事であるから、それぐらゐな事は言ひかねまい」と笑はれた。豪傑往々下僚に隱れる。

二百八十七　吉良左兵衛の配流

上杉侯の遠慮
吉良家臣の處分

元祿十六年二月四日、幕廷の閣員たる諸老中を初めとし、諸若年寄まで、孰れも夙めて登城して、吉良左兵衛及赤穗浪人處分に關し、諸般の節度を下される。先づ第一には左兵衛への御沙汰申渡の係官仙石伯耆守以下を山吹の間に召集し、老中、若年寄列座にて、若年寄の一人加藤越中守から訓令の趣旨を申聞けられ、孰れも旨を領承して、それ〲の方面へと向はれた。

時を移さず吉良左兵衛を評定所へ呼出される。朝來命を蒙つて吉良邸に向つた寄合衆荒川丹波守、御鐵砲頭猪子左太夫は左兵衛を召連れて出頭すれば、大目付仙石伯耆守を上座に、町奉行丹羽遠江守、御目付長田喜左衛門之に次ぎ、御徒目付、御小人目付等は左右に列して威儀を繕うた。左兵衛時に年十八歲、悄然として其前に伺候すれば、伯耆守は嚴かに、

「吉良左兵衛
淺野内匠頭家來共、上野介を討候節、其方仕方不屆に付、領地被召上、諏訪安藝守へ御預被仰付候也」

と宣告文を讀上げられ、卽座に安藝守家來に引渡された。「死ぬ可き時に死なざれば、死に勝るの恥あり」との格言は、端的玆に義周父子の上にて立證された。諏訪安藝守忠虎の家來等は前刻から彼を待受けて御門外に居たれば、直ちに駕籠差寄せて乘移らせ、戶には錠さし、上には靑網掛け、騎馬徒歩許多の者護送して、一旦安藝守の邸に入れた。

＊　＊　＊　＊　＊

事の序に吉良一家の始末を着けう。此月十八日、左兵衛は再び網乘物に搖られ搖られて、安藝守の領地信州高島に送られた。之に附隨つた舊臣としては、臆病家老の左右田孫兵衛と戰鬪當夜に手を負うた山吉新八郎と只二人。斯くて左兵衛は彼地に到り、悒せき配所の月を看ること三年にして、寶永三年正月二十日、其處にて瘐死した。諏訪家から之を幕府に屆出でたので、幕廷から御書院番石谷七之助を遣はして檢按させられたが、瘐死に紛れ無いので、死骸は其儘掘埋められた。是に至つて室町以來の一名家も、玆に全く斷絶した。

扨其本庄邸は領地と倶に召上げられ、一時松平日向守に預けられたが、何人も之を不祥不淨の地として望む人が無い。それで所謂棄地として民間に拂下げられたので、乃て建物を解崩して、舊材木として賣出したが、是れ亦誰あつて買ふ者が無い。のみならず、此評判が市中に傳はると、滅多な物を買つて、吉良家のそれにでも取當つたら災難だと、人々相戒めて、一切舊材木を買はぬので、當時の舊材木屋は、皆多少の損をしたと云ふ事である。

＊　＊　＊　＊　＊

それから上杉家は兎も角も不面目、如何に紀州公の御緣家でも、柳澤家と昵懇でも、平氣

な顔をして居る譯に行かぬ。それで左兵衛督御處分の當日遠慮を伺ひ出た。論にや及ぶ、翌五日彈正大弼に限り遠慮いたす可き旨命ぜられ、翌三月十五日に至つて、始めて之を免ぜられた。

是等の爲に業を煮やした譯でも無からうが、吉良家の家來共は、上杉家に於て引取り、方を着けよと沙汰せられたのを、幸に、上杉家では、浪人討入の當夜卑怯の振舞をした輩に對し、或は首を刎ね、或は雙刀を取揚げて、阿房拂にしたとの事である。

附言。彈正大弼遠慮に就いて、「後鑑錄」を始め、諸書に大譴責の御沙汰書を載せるが、是は例の製造である。如何に父子の緣故があればとて、全然他家の上杉家にまで左樣祟られう筈が無い。

二百八十八　檢使の任命

四家の準備

扨も同じ二月四日の午前中、左の奉書は義徒御預の四家へ向けて發せられた。

『御預被置候淺野内匠頭家來、御仕置被仰出候に付、御目付荒木十右衛門、御使番久永内記可罷越候。其節御自分被出會に不及候。家來計可被差出候。以上。

二月四日

稻葉丹後守
秋元但馬守
小笠原佐渡守
土屋相模守
阿部豐後守

細川越中守殿』

同書は巳の上刻即ち午前十時に細川家に到達した。續いて巳の中刻即ち十一時前後に、同文にして、只臨檢の御目付及御使番の姓名だけ變つた奉書は、松平隱岐守、毛利甲斐守、水野監物宛にて、他の三家にも來着した。

同時に老中、若年寄列席にて、老中の一人秋元但馬守から左の人々に對し、四家御預の者共切腹の宣告兼檢視として差遣はされる旨を口達された。其人々は、

細川家へは、
御目付　荒木十右衛門
御使番　久永内記

久松家へは、
御目付　杉田五左衛門
御使番　駒木根長三郎

毛利家へは、
御目付　鈴木次郎左衛門
御使番　齋藤治左衛門

水野家へは、
御目付　久留十左衛門
御使番　赤井平右衛門

尙此四檢使に各々御徒歩目付五人乃至七人、御小人目付亦五人乃至七人、外に御使番として亦各々六七人を差添へられた。而うして幕廷は最初より一黨に淺からぬ同情を寄せられただけ、一切腹までに十分支度の時間を與へるやう、又死骸其他各々人の雙刀などは、御構なきに就き、勝手次第たる可しと申付けられるやう、と、是は若年寄加藤越中守から内諭された。

それで孰れも四家準備の時刻を測り、未の刻即ち午後の二時から各邸へと臨まれた。

附言。荒木十右衛門は内匠頭領地御召上げの際、受城副使として赤穂に臨まれた人、當時は十左衛門と稱したが、此頃は十右衛門と改められた。

＊　＊　＊　＊

前日からの内諭もあれば、四家ともに昨夜にかけ、準備は悉く整へられた。其中にても久松家の如きは豫て今日の場合にも到らん乎、其場所次第にて、假屋を建てる必要があらうと、咄嗟に之を組立てるやう、材木の切組までもし

てあつた。又若し遠島流罪ともあらば、金子、衣類、夜具、糧米等、一切の手當まで届いて居たが、是等は皆不用となつた。顧ふに是は久松家のみならず、他の三家にても、それぞれ用意せられた事であつたらう。

扨切腹の支度としては、

白紋付𧘕𧘔　一具
小袖（白衣用二重下着添）　一重
上帯　一筋
下帯　一筋
足袋　一足
小脇差　一振
白三方（前の縁を破り除く）　一個
扇子　一本

而うして小脇差の短刀は、切尖五分ほど見はして、以下は總て觀世捻にて卷いてある。是は久松家の用意であるが、他の三家でも大同小異であつたらう。それは現に細川家でも淺葱無垢麻𧘕𧘔、黒羽二重小袖、上帯、下帯、足袋など用意の事が見えるのでも察せられる。

二百八十九　一黨切腹の宣告

高輪邸に於ける一黨の居室二間には、此朝果して二個の活花は飾り着けられた。朝から殊に入念の御馳走、乃て一黨へ入浴をとの事。それが了れば、今日は越中守殿來臨といふので、悉く一度衣服を易へられた。午餐既に了る頃から、邸内は何となく物々しい。一黨は固より覺悟の體にて、談笑少しも平生に異ならぬ。既にして時刻良移れば、何時に無く、極めて早く夕食は供せられた。一黨はそれと察して、手早く之を認め了る。時を圖つて接件係の一人八木市太夫は室内に入來り、「前刻來御上使御來臨におざれば、御召物御改めなさるやう」と申述べ、小坊主をして淺葱無垢の麻𧘕𧘔、黒羽二重の小袖上下など、それぞれの前に取出させた。「畏まつておざる」とは一同の挨拶、乃て一體に整々として上の間に聚り、内藏助を上座に一列となつて、孰れも嚴然として着座した。是時内藏助は活花までを室内に飾り居ることの、御預の身として餘りに緩怠らしいと思うた歟、接件係に向ひ、「お花は最早御取除け下されたい」と求めたので、早速其意に隨はれた。

乃て上使の來臨は報ぜられた。御目付荒木十右衛門、御使番久永内記は役者の間へと入來られ、細川侯の近習は其後ろに引添うた。一黨は孰れも拜伏する。四邊には咳さへ聞えず、只管屏息して御沙汰を待受ける。十右衛門は一黨に向ひ「御上意ぞ！」と聲を掛け、

「淺野内匠頭儀、勅使御馳走之御用被仰付置候處、時節柄殿中をも不憚、不屆之仕方に付、御仕置被仰付、吉良上野介儀は無御構被差置候處、主人之仇を報候と申立、内匠頭家來四十六人致徒黨、上野介宅へ押込、飛道具抔持參、上野介を討候始末、不恐公儀候段、重々不屆に候。依之切腹申付者也。」

と宣告し了つて、内藏助初め十七人の姓名を一々讀上げられた。一黨はハッと畏まる。良あつて内藏助は少し頭を擧げ、「如何樣の重科にも處せらる可き處に、すべ好く切腹仰付けられ、ありがたき仕合に存じ奉ります」と御受した。是時御目付は公務既に了るといふ態度にて、「内藏助とは昨年赤穂にて面談以來、變つた場處にて對面いたすナ」とは、如何なる有情の言ぞ。「御意におさりまする」と内藏助答へれば、十右衛門は重ねて、「是は自分の存にて話して置く、吉良左兵衛事、此度の仕方不屆に思召され、領地御召上

の上、諏訪安藝守へ永の御預と相成つた。左樣含み置かれるやうに」

と告げられた。此際内藏助の滿足は如何であつたらう。

『扨は〳〵、寔に本懐の至りに存じ奉りまする』

と陳べるを聞き、上使は頷いて、其場を起ちあがられた。

顧ふに、幕廷が四家への檢使を擧げられた内に、特に荒木氏を細川邸に向はせられたのは、昨年以來内藏助の嘆願を取次いで周旋された事などを思合はされたからであつたらう。而うして十右衛門は吉良左兵衛の配流をば、自分一存にて話すと告げられたれど、他の三家へ臨んだ御目付も亦それ〴〵之を申聞けられたとの事であれば、亦是れ各〻内意を得て來られたものと見える。

二百九十　細川邸に於ける一黨の訣別

兩使其座を起たれた後に、細川家の接伴係宮村團之進、長瀬助之進は、越中守の内意を被つて、這入り來た。が、是等の人々は孰れも寔に大落膽の體。團之進は内藏助の側に進み、

『此度當家に方々を御預り申して以來、主人には、何卒御一同へ吉左右をお聞かせ申したいと、種々に心を碎かれた甲斐も無く、殘懐至極に存ぜられます。事今日に至つては、最早詮方もおざらねば、心靜かに支度せられるやう、主人吩咐の旨をお傳へ申しまする』

と告げた。内藏助は感涙を湛へ、

『舊臘以來今日に至るまで、何から何までお手厚き御取扱、寔に辭にも盡し切れませぬ。只管あり難く御禮申上げ奉りまする旨、何卒御前へ御取次を願上げまする』

と一禮し、

『殊に今日切腹の御沙汰、武士の冥加に協ひたる次第、面目此上はおざりませぬ。但だ此度の一擧は、孰れも内匠頭扶持を受けましたる同家中、主人の鬱憤を散じたいとの一途に出でましたのみで、一人も他方の者を加へませぬ。然るを「徒黨いたし」との御沙汰、是のみは心外に存じまする』

と言了つて、微笑を漏らした。此際長瀬助之進は堀部彌兵衛老人へ何やら申聞けられた。是も恐らく同一意味であつたらう。

内藏助は乃て人々を聚め、越中守の内諭を一黨に傳へれば、一黨も亦感慨し、接伴の諸士に向つて、深々に感謝した。軈て孰れも其座を立ち、思ひ〳〵に盥ひ嗽ぎ、其後の一令を待受けた。

＊　＊　＊　＊

『さらば土器を參らせう』と直ちに銚子は取出された。烈士が最後の盃にあやからうと、接伴係の人々は、我も〳〵と盃を所望する。其間から堀内平八、堀七郎兵衛は一黨に向ひ、

『方々の御遺書もおざらうと存じ、御目付まで伺出ました處、内見の上、宛名もあらば、それぞれへ屆け遣はせとの御沙汰。御遠慮なく、御書置きなされまするやう』

と申聞け、堀内傳右衛門を呼び、

『幸ひ貴殿は方々とお心易い。御銘々に伺はれよ』

と、料紙扨は硯箱を、小坊主をして持出させた。傳右衛門は心得て、先づ内藏助へ勸めれば、彼は一黨を顧みて、

『段々の御懇命千萬忝なくは存じますれど、此期に及び、孰れも何の申殘す事がおざりませう』

と最早筆を把らうともせぬ。内藏助既に然り。一黨も亦同樣であつた。吁、今日あるを期すること既に久し。今亦何をか言はんやとの

概、一層涼しく見受けられた。

二百九十一 細川邸に於ける一黨の遺言

一黨は最早孰れも筆を把らうともせぬ。堀内傳右衛門は何か心に首肯いた。さらばとて國別談判否な個々談判に入込んだ。先づ彼は内藏助の側に寄り、「何なりと仰置かれる事がおはさば、身に引受けて、お通じ申さう』といへば、內藏助、

『さほどまでに仰せられるなら、拙者の從弟に大西坊と申すが、城州八幡に住しまする。是へお序に、今日の被仰渡と申し、又晴れ〴〵したる天氣と申し、快く死に就いた旨、仰聞け下され、次男が許へも通ずるやう、御傳言を……』

と唯これのみ。

次に吉田忠左衛門、同じ意味を、

『緣者伊藤十郎太夫へお話し下さるやう』

といつた。

原惣右衛門の母刀自が惣右衛門の盡忠を激勵せんとて、夙に自害した事は、早く講じた通りである。彼は今はの際までも之を思ひ、今朝一首の辭世を留めた。

『かねてより君と母とに知らせんと、人より急ぐ死出の山路』

それで今亦言遺す可き事も無いといふ顏色。が、彼は何時も内藏助の書記官長だけに、内藏助の名を以て、同志の内海道億に宛てた大封の書を委託した。

次に片岡源五右衛門は、

「豫てもお話し申したやうに、拙者の祖先備前以來傳來の朱柄の槍を、泉岳寺へ殘し置きましておざれば、遺族の者へ遣はしたく、何分宜く……」

と賴んだ。

次に間瀨久太夫恐縮の體にて、

「寔に卑陋なお話ながら、此頃少々腹下し、朝來良快方ではおざれど、萬一御場處にて疎忽もいたさば……』

と言掛けた。『それは御念の入つた事。お氣遣御無用になされませ。御申聞の旨委細心得ましておざる』といへば、彼は滿足の體。

次に小野寺十内は最初から笑ひかけ、

『荊妻が腰折、惣右衛門に書かせて御覽の由、今日の始末、京都弓削太郎左衛門迄仰遣はされ、妻が許へも通じ吳れまするやう』

との依賴。

次に間喜兵衛を叩けば、此場に及んでも緘默を破らぬ。只滿面に微笑を浮べて、懷中から辭世の一首を探つて差出した。

「草枕むすぶ假寢の夢さめて、常世に歸る春の曙」

次に礒貝十郎左衛門、

「拙者へは別けて御懇情に仰聞けられ、忝なく存じまする。此上ながら老母が事、何卒御心付下さるやう」

といふ。傳右衛門引取り、「お袋樣御事は、慮外ながら拙者の母と存じ、氣を注け申す可く、御心安く思召せ」と答へれば、十郎左衛門は坐ろ感淚を催した。孝子の心情掬す可しだ。

次に堀部彌兵衛老人に到つた。此老人は平生から下戸であつたが、豫て傳右衛門に向ひ、「人は何うも飮む方が好いやうでおざる。拙者の緣者堀部甚之允と申す者、肥後に居りまする。彼にお會ひの節、此意をお傳へ下されたい」と申居た。が、今亦傳右衛門から遺言を求められ、何を言出すかと思へば、

「豫て申上げたやうに、甚之允へ飮めと仰附けられたい」

とほゝ笑みながら言殘す。何等の淡泊な遺言であらう。

次に近松勘六、

『拙者は彼の負傷にて、此手が痛み居りましたが、お手厚い御療治にて、昨日までに全快いたして、今日の仕儀、勘六喜んで身罷つたと、長福寺の文良へお傳へ下されたい』

といふ

次は富森助右衛門、傳右衛門を傍に招き、『内藏助は小書散、先刻の話御聽取もなかつたでおざらうが、御目付からの御意は斯く〱でおざる』と語りつゝ、

『思遺す所もおざらぬが、老母が事のみは、何分にも御心付を願ひ存じまする』

といふ。之に對して傳右衛門が、『御心安く思召せ』との一諾を大に喜び、取出したは辭世の一首。

春帆獨讃

四日は姉の忌日なれば

「先立ちし人もありけり今日の日を、終の旅路の思出にして」

下に自家の法號までも記しつけた。流石は風流なる春帆が末期。

二百九十二　同

次に潮田又之丞、

『お序もおはさば、播州北條の遺族共へ之をお示し下されたい』

とて辭世の歌を差出した。

『武士の道とばかりを一筋に、思立ちぬる死出の旅路に』

勇往直前此間に見える。

次は早水藤左衛門、是れ亦一首の辭世を留めて、

『地水火風空のうちより出でし身の、たどりて歸る元のすみかに』

是は大悟徹底の意。

次は赤埴源藏の木訥漢、珍らしく口を開き、

『此間中は出來物の爲に些と閉口いたしましたが、御懇のお療治にて、昨日來全快いたし、今日は御上使を以て切腹の御沙汰、本望此事におざりまする。御老中土屋相模守殿御内に、拙者縁者本間安兵衛と申す者が居りますれば、今日の事それへ何かお傳言下されたい』

と申出た。

次に奥田孫太夫は莞爾として、

『拙者此歳に相成るまで、切腹の稽古いたした事がおざらぬ。如何やらいたせば宜い歟、御指南に預りたい』

とは何等の率直。老實の傳右衛門は、何處までも老實、『拙者も見た事はおざらねど、小脇差載せた三方を前に置かるゝ時、それ引寄せて、肩衣を御脱しなされ……などいふ傳もあるが、富森助右衛門、貝賀彌左衛門等には、

『要らざる御稽古、單だ首を突出し、承けてさへ居れば、御多分には濟みまするぞ』

と一度にドッと笑ひ出す。其人にして此機嫌の好さ。

次に矢田五郎右衛門、

『御聞及の通り、拙者は吉良邸にて佩刀を打折り、對手の刀を奪ひ取り、其儘參つておざれば、死後御下渡の節、遺族の者共が惑ひませう。何か其譯御傳へ下されたい』

とて、其外に及ばぬ。

最後に大石瀨左衛門、

『今日の首尾、同苗の大石無人、鄕右衛門、三平の三人へ御序に御聞け下されたい』

と亦是れのみであつた。

此間一の感ず可き事は、右の遺言を承はつた堀内傳右衛門其人である。彼は其後途の遠近を問はず、自身一々一黨の遺族を訪ひて、人々の希望を充たし、其上鰥寡孤獨の爲に、有らん限りの力を盡した。而らして事落着の後、自家の親炙し談話した事實を極めて眞率に筆記し

て子孫に遺した。世に「重勝筆記」或は「堀内覺書」といふのは、此書である。一擧の一斑と一黨中十七人の性格を察する上に、之に勝る史料は無い。眞の日本人たる者は、お互に斯くありたいものである。

* * * * *

斯かる裏にも壯年の無遠慮連、

『今日は別して御馳走を戴きましたが、それにしては、何時ものお茶が出ませぬかナ』

と笑ひながら促した。

『是は孰れも氣落いたし、つい失念して相濟みませぬ』

と、其處におろ〳〵する小坊主に命じ、急にお茶、扨は烟草を出す。一黨はそれを喫しながら、何時でも首をと言はぬばかり。

二百九十三　細川邸に於ける一黨の切腹

扨も高輪の細川邸に於ける切腹の場所は、大書院前の廣庭と定められた。只看る、大書院の上には、屛風を負うて、御目付荒木十右衞門、御使番久永内記、檢使として着座せられゝば、屛風を隔て、少し下つて、細川家の家老三宅藤兵衞以下君側の人々伺候する。次に御椽側一帶には公儀の御徒歩目付七人、次に御椽先白砂の上には薄縁一流れ敷連ね、同じく公儀の御小人目付、それに續いて、細川家の御小姓頭、御留守居等列座する。次に大書院から前の右方袖垣の外には、公儀の御使衆並に細川家の諸下役控へ、次に大書院から左方に袖形に出た役者の間には、前に塀を隔てて、義徒の一黨御呼出を待構へる。其又廊下には介錯人の一列肩を駢べて詰めて居る。以上は諸下役を除くの外、檢使を始めとして、刑者被刑者皆社袴の禮服着用、如何にも威儀堂々である。而うして檢使の座から眞正面の庭に疊三疊を敷並べ、其上に白布の蒲團を敷いて、切腹の場處となし、疊も蒲團も一人毎に改められることになつて居る。斯くして其背後から横にかけ、白布の幔幕を打廻して、其場を圍はれた。茲に此場に於ける切腹及介錯の人々はと顧みれば、

切腹義徒　　　介錯人

大石内藏助……安場一平
吉田忠左衞門……雨森清太夫
原惣右衞門……增田貞右衞門
片岡源五右衞門……二宮新右衞門
間瀨久太夫……本庄喜助
小野寺十内……横井儀右衞門
間喜兵衞……粟屋平右衞門
礒貝十郎左衞門……吉田五左衞門
堀部彌兵衞……米良市右衞門
近松勘六……横山作之丞
富森助右衞門……氏家平九郎
潮田又之丞……一宮源四郎
赤埴源藏……中村角太夫
早水藤左衞門……魚住惣右衞門
奥田孫太夫……藤崎長左衞門
矢田五郎右衞門……竹田平太夫
大石瀨左衞門……吉田孫四郎

即ち切腹の士十七人に、介錯人も又十七人と定められた。

此日越中守は早く此中邸に臨まれ、兩檢使とも會見し何くれと指揮されたが、朝來閣老から御書の旨もあれば、公然切腹の場には立會はれず、大小書院中間の襖を立切り、小書院の裏から内覽された。

* * * * *

既にして時刻を計り、檢使荒木十右衞門、

『大石内藏助！』

と宣せられた。役者の間の口に詰居たる接伴係の御小姓吉弘嘉左衞門、八木市太夫は旨を承け、

『大石内藏助御出でなされ』
と高らかに呼ばはつた。
『畏まつた』
と應へて、内藏助其座を起ち、廊下の方へ出でんとする　日頃彼と最も親密の潮田又之丞後ろから、
『孰れも追つけお後から、』
と聲を掛ければ、内藏助は振返り、
『お先に：：：』
と只一言、莞爾と笑みて出でて行く。
御小姓の先導、介錯人の後從にて、彼は靜々として設けの席に就けば、小脇差を載せた三方は、其前へと据ゑられた。後ろには藩中の物頭に其人ありと知られた勇士安場一平介錯の太刀を執つて廻り立つ。内藏助は端然として、檢使の方へ一禮し、徐ろに雙の肩衣を刎ね、肌押脫いで、三方引寄せ、やをら小刀を腹へと擬した其刹那、
『鋭！』
と一聲、頭上に響けば、曠世の烈士大石内藏助良雄が英魂は髣髴として碧落に歸した。一平は直ちに其首を提げ、面を檢使の方へ向け、其實檢に供すれば、實檢の式は此に了り、介錯人は引退く。死骸は其儘蒲團に包み、式場外に出して斂棺する。疊は易へられる。蒲團は改められる。同じ順序は繰返された。但だ首實檢の式だけは、四家ともに最初の一人に止められた。

＊　＊　＊　＊

役者の間の入口にては、前の兩御小姓の聲として、
『唯今内藏助殿御切腹首尾好く相濟みました。次は吉田忠左衛門殿御出でなされ』
と呼ばはつた。斯くて既に第三番に至り、
『唯今忠左衛門殿御切腹首尾好く：：：』
と呼びかけた時、何處までも武士氣質の堀内傳右衛門堪りかね、
『一黨の方々の御切腹に不首尾のあらう筈がおざらぬ。「首尾好く」だけは何か御取り下されたい』
と直言した。道理に打たれて、それから以後は單に、『某殿御切腹相濟みました』とのみ報ぜられた。斯くて十又七士の切腹悉く了つたのは、西の上刻前、彼是暮六つの鐘の入相告げるに近き頃であつた。

二百九十四　久松邸に於ける一黨の切腹

久松家に於ても、隱岐守自ら三田一丁目の中邸に入り、此に臨まれた御目付杉田左衛門、御使番駒木根長三郎の一行を出迎へて會釋せられ、準備はそれ〲整へられた。一黨の切腹場は此處も同じく大書院前、臨檢の一行から、藩士の配置に至るまで、大略細川家の通りであつた。強ひて其の異同を言へば、本邸にては一黨を長屋に置かれたので、今日は駕籠にて呼取り、玄關から登つて、次の座敷に控へさせられた。而うして切腹場の三面をば花色の幕にて圍み、二疊の疊の上に淺葱木綿の蒲團を敷かれたなどが、少しく違つて見えた。して隱岐守は奉書の前に對し、是も別座から内覽せられ、一門の方々も内々此裏に見えた。恐らく是は他家でも同樣であつたらう。扨其切腹人と介錯人とは、

切腹義徒	介錯人
大石主稅……	波賀清太夫
堀部安兵衛……	荒川十太夫
中村勘助……	大島半平
菅谷半之丞……	加藤斧右衛門
不破數右衛門……	荒川十太夫
千馬三郎兵衛……	波賀清太夫
木村岡右衛門……	宮原久太夫
岡野金右衛門……	加藤斧右衛門

貝賀彌左衞門……大島半平
大高源五……宮原久太夫

即ち切腹の士十人に、介錯人五人と定められた。中に就いて清、十、久の三太夫は徒歩目付、半平と彌左衞門は徒行である。以上は身分の如何に關はらず、劍法に達した者を人選された結果、此五人を得たのである。それで徒行も今日だけは徒歩目付格といふ事に觸出された。顧ふに前の細川家では十七人の介錯に、立派な士十七人を擧げたのに、此家では十人のそれに對し、徒行まで加へて僅に五人であつた。此點に於て久松家の武、細川家に比して、遜色なきを得なかつた。

＊　＊　＊　＊

未の刻即ち午後二時過に檢使臨場せられてから間も無かつた。義徒一同を大書院に呼出して、檢使杉田五左衞門は御處分の御沙汰書を宣告された。大石主稅、堀部安兵衞は一黨を代表し、

「私共一同本意を相達しましたる上に、切腹仰付けられますること、寔にあり難く存じ奉りまする」

とお受けをすれば、兩檢使は辭を和らげ、是又自分等の一存と稱し、申聞けられる所あつて、

『寛ゝ支度いたされよ』

と温言を加へられた。一黨は退席して元の溜に入る。此處でも侑められた茶などを喫し、孰れも談笑常の如く、乃て手拭鼻紙などを取出し、額から襟の邊を拭ひ、心用意して待掛けた。

此間に一の訛傳は舞込んだ。それは平田黄軒といふ儒者が邸に歸り來り、「一黨は今日一旦切腹の座へまで直し、其座にて御赦免になるとの說頻りでおざる」と告げた。『扨は左樣の事もおざらう歟、早まつては當家の不覺』と、延べられるだけ時間を引延べた。が、それも一黨を殺したく無い輿情が産出した一時の風說に止まつた。

＊　＊　＊　＊

既にして申の中刻即ち午後五時頃となつた。檢使は去來と促される。今は躊躇す可きで無い。

「大石主稅殿御出でなされ」

の呼聲は掛つた。

『畏まつた』

と起たんとする時、堀部安兵衞は其座から、

「拙者も只今……」

と呼ばはつた。主稅顧みて顏見合せ、莞爾と笑つて立出づる。

乃て主稅は設けの場に上り、檢使を望んで其座を正し、其方に一禮したる後、御預以來厚意を寄せられ、今日自家の介錯として後背に臨める波賀清太夫を顧みながら、微笑を湛へて目禮し、形の如く三方引寄せ小刀を腹に擬する時、清太夫が手中の秋水大空を斫れば、十六歲の忠義の花は、其太刀風に飛散つた。清太夫は進んで弓手を伸ばし、其首を提げて前に向け、左の脚を折敷いて、檢使の實檢に供へれば、斫らるるも武士、斫るも武士と、感歎の色は式場に充ちた。而うして此處でも實檢は是にて止められた。

附言。此日隱岐守は一黨を召して、訣別の意を通じられ、殊に主稅が死を惜んで遺言を聽取られたの談は、當時から流行して義人錄にまで發されたが、實際は一の風說に過ぎぬ。

それから切腹前に内藏助が小間を得て、最後の決心を指示する手柬を主稅に贈り、主稅此書を以て小刀の柄を卷き、それを握つて切腹したとの說が亦一つ。お負けに是には内藏助の手柬までもある。製造も此に至れば滑稽に

落ちる。滑稽は何可なりだ。可惜烈士の面目を毀損する。市井文學の淺ましさ。

二百九十五

毛利邸に於ける一黨の切腹

大高源五と波賀清太夫
武林唯七と榊正右衞門

第一番には大石主税、第二番には堀部安兵衞と、次第に切腹して、第十番大高源五の順番に至つた。彼は呼出されて、其場に就き、微笑を漏らして、左右を顧み、「此處に臨みながら、一句浮んでおざれば、お筆を拜借仕りたい」と申出た。それといふので傍から硯斗を供すれば、悠々として鼻紙を取出し、

『梅で呑む茶屋もあるべし死出の山』

と一首の俳句を書了り、さらばと從容其首を授けた。其洒落さ想ひ見る可く、流石は眞個風流なる大高子葉が最期であつた。

附言。此間に於て、頗る世人の妄信を惹いた一話がある。大高源五は久松家へ御預以來、接件係の一人波賀清太夫と親しんだ。が、清太夫の身分が如何にも低い。それを平生氣の毒に思ひ居た。すると幸に清太夫が源五の介錯人に當つた　乃て源五は一策を按出し、切腹の場に坐りながら、「士の介錯は相當の士を以てせられるのが大法でおざる。それでお尋ね申したい。貴殿の御身分は如何でおざる」と問うた。清太夫礑と行詰つたが、彼も英物、「御掛念には及びませぬ。拙者藩中にて上士の格でおざる」と答へたので、源五は其儘に首を討たせた。此事無斷に棄置く譯に行かぬ。清太夫乃て之を屆出でると、藩廳でも棄置けず、終に上士の格に昇せたといふのである。

處が清太夫昇進の事、「久松家日誌」にも見えねば、「清太夫覺書」にも無い。加之大高源五の介錯は宮原久太夫であつて、波賀清太夫で無い。餘り可笑しいから、松山の士内藤鳴雪氏に依賴し、清太夫の子孫小田資治氏に質せば、同家の家記には毫も其事なしといふ。其上に清太夫は後久松家を去り、京阪から、江戸に出で、浪人して兵學を教授し、元文三年八月十六日芝宇田川町の僑居に歿したといふ事まで知れた。吁此一英物、遂に松山藩の知る所とならず、太平の天地は空しく稜々の士を埋沒したのである。其跡を回視すれば、頗る「義臣傳」の作者片島武矩の深淵子に似た所がある。之を懷へば、同情に任へぬ。

それから或者は亦此議を大石內藏助と安場一平とに擬はめる。が、生憎一平は當時既に立派な物頭、此に至れば、問ふまでも無い。世說の當てにならぬ事、概ね皆斯くの如しだ。

* * * * *

本問題に復つて、麻布日ヶ窪の毛利邸に臨まれたのは、御目付鈴木次郎左衞門、御使番齋藤治左衞門の一行であつた。此邸に於ても毛利甲斐守及子息右京大夫、躬ら待受けて會釋され、乃て久松家に於けるが如く、一黨を大書院に呼出して御沙汰書を宣告せられゝば、此處にては岡島八十右衞門、村松喜兵衞隆圓の兩人お受をする。其節の涼しさ、恰も一口に出でるやうである。平素の訓練は益々此邊に見える。

扨其諸設備から、諸配置まで、久松家とさして違も無い。其裏一寸目に立つたのは、切腹式場後面に引廻されたのが、家の定紋着けた幔幕であつた一事であつた。而うして此邸では義徒に對し、左の通り介錯人を選定した。

切腹義徒	介錯人
岡島八十右衞門	近藤爲右衞門
吉田澤右衞門	鵜飼惣右衞門
武林唯七	榊正右衞門

倉橋傳介……田上五左衛門
村松喜兵衛……江良清吉
杉野十平次……近藤爲右衛門
勝田新左衛門……鵜飼惣右衛門
前原伊助……榊正右衛門
小野寺幸右衛門……江良清吉
間新六……田上五左衛門

十人の義徒に、五人の創手、毛利家の武も亦知る可しだ。抑此家にても形の如く、岡島八十右衛門から、吉田澤右衛門と、順序を逐つて、第三番目に武林唯七に至つた。彼は斷然として其座に就き、三方引寄せ、短刀取上げて、既に腹に擬てる所を、介錯人の榊正右衛門「然ら！」と聲掛け、後ろから其太刀を振下したが、心臆した歟、手狂つた乎、頸の半分まで斫込んで、打損じたので、唯七は堂と前へ仆れたが、流石は勇士、痛手に屈せず、其身を起して、姿勢を正し、

「靜に御討ちなされ！」

と聲かけた。正右衛門も氣丈の士、是はと太刀を取直し、

「承はる！」

と應へながら、聲諸共に打卸せば、身首は其儘兩つとなつた。檢使を始め滿場の役人、唯七の最期の際まで、些とも亂れず、從容自若たる其態度と、正右衛門が最初に失錯しながら、其精力を一倍して、前敗を取復したのを感歎された。

唯七は頗る文學があつた。彼は發前一絶を賦して、之を辭世として遺留した。

三十年來一夢中。
捨生取義幾人同。
家郷臥病雙親在。
膝下奉歡恨不終。

彼の孝情も亦掬す可しだ。

斯くて段々に介錯を進め、此邸に於ける十人の切腹も、亦悉く終了した。

二百九十六　水野邸に於ける一黨の切腹

三田の水野邸にても、主人監物は御目付久留十左衛門、御使番赤井平右衛門等檢使の一行を出迎へ、式場へと誘はれた。此處は流石に世に武備を專らとし來ただけ、細川家と一般、介錯人も亦一人に一人を當てられた。其人々とは、

切腹義徒　　介錯人

間十次郎……青山武助
奧田貞右衛門……植山傳右衛門
矢頭右衛門七……梓[illegible]源助
村松三太夫……廣瀨半助
間瀨孫九郎……小池權六
茅野和助……倉賀又藏
橫川勘平……山中關六
神崎與五郎……田口安右衛門
三村次郎左衛門……稻垣佐介

以上の義徒は壯年揃ひで、孰れも死を視ること歸するが如く、相追うて切腹を遂げた。是に於て四十六人一時に悉く刑に伏した。呼天粟を雨ふらし、鬼夜哭するものあらん乎。

* * *

一黨の希望は孰れも同じく、遺言恰も一口に出づるが如しであつたので、四家は豫め打合せ、今夕其遺骸を擧げて、泉岳寺へと送られた。只有る、此夜義徒の遺骸を納めた棺を載せたる駕籠一挺毎に、高張挑灯兩挑灯、各々一對を先に立て、淋爽の足輕六七人之に附添ひ、騎馬徒歩立の士を合せ、多きは數百、少なきも百餘、前後を警衞し、肅々として各邸の裏門を出でた。乃て泉岳寺本堂に、總體には四十六個の白棺は揃へられた。大鼓經、大引導、而る後冷光院殿前少府朝散大夫吹毛玄利大居士の墓

側、南面せる小丘の上に、各々三尺の地を占めた四十六個の土墳は起された。

翌日法事料として、

金五拾両……細川越中守より
銀五拾枚……松平隠岐守より
銀貳拾枚……毛利甲斐守より
銀貳拾枚……水野監物より

泉岳寺へと寄進され、同時に義徒の武器什具も亦悉く同寺に納められた。

* * * * *

御處分は既に了つた。久松、毛利、水野の三邸、殊に仙石邸までも、一黨の坐した疊を悉く新に取易へ、甚しい家は襖までも貼易へた。が、細川邸のみは其事なく、依然元の儘にて擱かれる。のみならず、『一黨切腹の場處淨めの爲に、眞藏院に命じ、祈禱いたさせ申す可きや』を家臣から申出ると、亦『其儀に及ばぬ』と斥けられた。『是は如何の御意であらう歟』と俗吏どもが疑ひ惑ふを耳にせられ、越中守は左右に向ひ、

『十七人の勇士は當邸の守護神ぢや。それを祓ひ淨める法やある』

と申された。後に懇意な大名の入來せられた時にも、一黨切腹の跡を指さして、

『あれは我庭の名所でおざる』

と話された。

善い哉越中守の心を用ゐられたることや。

一黨切腹の翌々日、侯は在府の藩士を悉く上邸に召聚し、

『此度は孰れも御預一黨の接伴に骨折り、近頃苦勞に存ずる。御處分は權現樣以來の御掟に基かせられた御事と存ずれば、力に及ばず。兎に角一黨揃ひも揃うた勇士共、其間に優劣のあらう筈も無けれど、噂にも好々量見して沙汰いたすやう』

と示諭せられた。大人は義に曉り、亦大に曉る。既に大節を全うすれば、『小德。出入而可也』と古聖も言つた。天下後世義徒を品評する者は、越中守に學ばねばならぬ。

二百九十七　一黨遺子の處分

凡そ酷烈峻嚴なのは當時の制法である。其父罪を犯せば、其子も亦免れるを得ない。隨つて幕廷は一黨に尋常ならぬ同情を寄せたにも關はらず、之に切腹を申付けた以上は、其子を不問に附する譯には行かぬ。それで豫て徴し置いた親族書に據り、一黨の處分と同日に、其遺子十九人に缺席裁判を宣告された。其申渡は實に左の通である。

父兵儀、主人之仇を報候と申立、四十六人致徒黨、吉良上野介宅へ押込、飛道具抔持參、上野介を討候始末、公儀を不恐段不届に付、切腹申付候。依之伜共遠島申付者也、

未二月四日

といふのであつた。右の宣告は老中秋元但馬守から町奉行保田越中守に申渡し、越中守に執行させられた。それで江戸に住する者は即日町奉行所に呼出して申渡し、京都大阪に在る者へは、其地の町奉行から、又國々に居る者へは、其處の國主城主から申渡させた上、江戸に護送させ、而る後伊豆の大島に配流せられる。但し九十年來の太平に、治教は漸く人心に入り、人道はそろ／＼頭を擡げて來た。第一に三族連坐が引込み、第二に妻と女子までに及ぼさず、今は第三の男子のみを問ふ程度に出たが、それも十五歳以上に執行し、是より以下の者は、同年に達するまで執行を猶豫せられ、其間に法師に歸する者は遠島御免と宣せられたのは、畢竟名譽の犯罪者が子供に對する特別の寛典であつたのであらう。兎に角宣告を受けたのは、

大石吉千代　十三歲。内藏助の二男。

大石大三郎　二歲。内藏助の三男。

兩人は母に從つて、母の生家但州豐岡の石束家に居つた。

片岡新六　十二歲。源五右衞門の嫡子。（實は二男）

片岡六之助　九歲。源五右衞門の三男。

兩人は母と俱に城州伏見の兩替町筋銀座二丁目に寓居した。

間瀬貞八　二十歲。久太夫の二男。

吉田傳内　二十五歲。忠左衞門の二男。

此内傳内は播州姬路の城主本多中務大輔忠國の家士にて、親族伊藤十郎太夫が許に、貞八も同家士某に引取られて居た。

原十次郎　五歲　惣右衞門の一子。

大阪天滿九丁目和田喜六が家に預けられて居た。

富森長太郎　二歲。助右衞門の一子。

江戶の芝愛宕下田村右京大夫建顯の邸内にて、同藩士菅治左衞門か許に居た。

不破大五郎　六歲。數右衞門が一子

在江戶松平紀伊守の邸内吉田半兵衞か許に居た。

中村忠三郎　十五歲。勘助の長男。

中村勘次　五歲。勘助の二男。

兩人は奥州白川の城主松平大和守基忠の家士にて、勘助の甥三田村十郎太夫が許に預かられて居た。

木村惣十郎　九歲。岡右衞門の長男。

江戶靈嚴寺内の長昌院に託されて居た。

大岡次郎四郎　八歲。岡右衞門の二男。

是は舊赤穗の同藩士大岡藤左衞門が養子となつて居た。

茅野猪之助　四歲。和助の一子。

奥田清十郎　二歲。貞右衞門の一子。

老中秋元但馬守の家來寺田九兵衞に引取られて、同藩の江戶邸内に居た。

村松政右衞門　二十三歲。喜兵衞の二男。

幕府の御小姓番頭小笠原長門守長定の家に、玉井政右衞門と稱して、仕へて居た。

矢田作十郎　九歲。五郎右衞門の一子。

江戶八丁堀の御家人伊丹賴母の家に託され居た。

岡島藤松　十歲。八十右衞門の長男。

岡島五郎助　七歲。八十右衞門の二男。

兩人は孰れも母と鄕里に居た。

以上十九人の裏にて、十五歲以上の者は、吉田傳内、村松政右衞門、間瀬貞八と中村忠三郎との四人である。此中村松を除くの外三人は皆地方に居たので、江戶に護送するやうにと、それ〲に沙汰せられた。

附言。從來の諸書に以上の者の通稱及年齡を區々に記し、適從する所を知らぬ。それで「幕府記錄」、「久松家日誌」、「烈士報讎錄」、「赤穗義人錄」、「後鑑錄」、「赤城義臣傳」、「赤城義士年鑑」等を比較し、傍ら「堀内覺書」等に散見するものを參考して、從來の誤謬を正し、其現狀までも併せて、玆に調じ置く。自分では是が一番確かな積り。

二百九十八　同　矢田作十郎の振舞

●二月六日町奉行保田越中守は江戶に居る一黨の子供を町奉行に呼出して、一々申渡を爲し、村松政右衞門の如きは、直ちに流島、其他は親類緣者に責付し、それの無い者は、十五歲に達するまで、町内にて保育するやうにと達せられた。其中にて人々の注目を惹いたのは、矢田五郎右衞門か一子にて、當年九歲の作十郎で

あつた。彼は八丁堀に住する幕府の御家人伊丹織母の許に預けられて居たが、其人となり穎敏な兒であるから、主人夫婦は我子のやうに愛して居た。既にして一黨は御仕置となつた。主人は此事を彼に聽かせたら、さぞ嘆き悲むであらうと、相戒めて知らせぬやうにしたが、何さま評判が高いので、何時か小耳に聞挾み、半信半疑で居る處に、町奉行所からの召喚は來た。今は如何ともすることが出來ぬ。夫婦は髮を結直して遣り、衣服を取易へさせ、

『今日は御町奉行樣が其方のお行儀を御覧なされるとの御事故、御多勢の中に出たら、好く氣を付けねばなりませぬぞ』

と吩附けた。作十郎は熟〻聽き居たが、

『否え、さうでは無いのでせう。父樣切腹なさつたと申す事でおざりますから、今日は私が命をお取りなさるのでおざりませう。私、疾うから覺悟して居ります。本當の事を聽かせて下さりませ』

と問反す。主人夫婦の胸は一杯。

『否え、さうで無い』

『否え、さうでおざりまする』

夫婦は持て餘し、

「兎も角も罷出で、御用のほどを伺つたら、惡い事ではあるまい」

と伜に隣して出し遣り、夫婦は共に涙に暮れ、

『箇様な事が出來るなら、彼な利發な可愛い兒を預るのではなかつたのに』

と鼻つまらせた。

作十郎は乃て駕籠に乘り、主人の家來に送られて、奉行所に罷出た。奉行所の役人之を視て、

『幼少ではあれど、御法は御法、刀を取りませい』

と命じた。作十郎は、

『ハッ』

と應へ、一寸小首を傾けたが、

『家來に持たせても、御法には背きませぬ歟』

と問うた。

『それにて差支へ無い』

『左樣ならば……』

と供待に出で、佩刀を取つて家來に授け、大人しく進んで、申渡を伺ひ、畏まつて引退つた。一衙の役人之を視て、『流石は名家金鯉の兜の子孫、義人の子であるナ』と嘆稱した。其後作十郎は旗下水谷出羽守（蓋し主水の事）に引取られて、此家にて養育された。

* * * * *

衛義徒の子にして、以上十九人の内に漏れた者が二人ある。一人は片岡源五右衛門が實際の長子である。是は前年内藏助が貰受け、男山八幡の大西坊が法嗣として、同坊の弟子とした。それで幕府でも問はれなかつたものと見える。

今一人は岡島八十右衛門が三男である。是は父が切腹後、同月十五日郷里にて出生したので、當時の赤穗城主永井伊賀守から幕府に屆出で、『如何處分仕る可き歟』と伺つた。すると幕廷も甚だ寛大で、『先づ其儘養育いたさす可し』と申渡された。

二百九十九 同　四人の配流

茲に憫む可きは、吉田傳内、間瀨貞八、中村忠三郎、村松政右衛門の四人である。是等は孰れも母への奉養を命ぜられ、父兄に引離れて、後に留まつた者である。然るに其年齡十五歳以上といふので、四人俱に一旦江戸に呼出され、此に置かれること三箇月にして、此歳四月二十七日伊豆の御代官小笠原彦太夫に引渡され、伊豆の大島へと送られた。

當時の法制として遠島に配流せられる者は、

ならば貳拾兩、米ならば貳拾俵以上を配慮に持參することの出來ぬ掟であつた。それで吉田傳内及間瀨貞八が寓した姬路の城主本多中務大輔、並に中村忠三郞が居た白川の城主松平大和守は、孰れも深く其境遇を不愍がられ、銘々へ金拾九兩と白米拾九俵宛を支給された。獨り村松政右衛門が仕へた旗下小笠原長門守は小身であつたから、僅に金四兩を給與された。

それで多いといふでは無いが、前の三人は兎に角當分の支度はあれど、後の一人は最もそれが手薄いのである。流石に義徒の子は子である。既に船に乘込んでから、三人は辭を揃へ、

「我々は御領主からの御惠で、當分事は缺ぎませぬが、政右衛門殿には御支度御不足の御容子、さぞお心細く思召さう。なれどもお互の父兄既に一處に死に、今亦お互一處に流人となれば、何時召還されう當も無く、同じ邊土に朽ちる身におざれば、衣類金穀に自他の別を立つ可きでもおざりませぬ。一樣に分けて、食ひもし、使ひもいたしませう。決して御憂慮なされるな」

と慰めた。政右衛門は之を深謝し、

『御芳志のほど千萬忝なうおざりまするが、結句は用意の手薄いのが優しかも知れませぬ。今日の境遇では、只飢ゑるか凍えるかして、死を待つより外はおざらぬ』

と冷やかに一笑した。日頃は貪慾な蠟頭水手、流人の財貨と見る時は、多くは之を奪ひ取り、配所に達する頃までには、幾何も殘さぬが常であるが、天下何人か良心なからんだ、彼等は之を聞いて、感涙を催し、人をも物をも大切に保護して、乃て大島まで送り着けた。

一黨忠節の噂は早く沖の孤島にまで傳はつて居たので「それ義士のお子さんが送られて來るさうな。お互に目を掛けてやれ」と粗雜ではあれど、小屋をもしつらひ、四人の來着を歡迎した。されど永の年月であれば當初の蓄へ何處までも續く可きに非ず、四人は蓆を打ち、蓬を編んで、其生計を助けて居たが、江戶を發してから全二箇年、寶永二年の四月二十七日、間瀨貞八は生年二十二歲を一期として此地に瘐死し、永く不還の客となつた。斯かる不幸中にも亦世に往々有心の人を缺がず。江戶の商人戶屋三右衛門は、嘗て政右衛門と舊誼があつたので、配所の辛苦を想ひ遣り、遙に金三兩を贈つて、其薪水の費を助けた。それで殘る三人は寶永六年まで都合七年間、兎角して鹹風蠻雨と鬪ひ來た。

三百　輿情の沸騰

[illegible]

二月四日の午後、一黨御處分との報は、紫電の如く市中に傳はつた。氣早の江戶兒は之を聞いて、悲み且つ憤つた。「ヘン彼な忠義な士に腹切らせるやうでは、忠も孝もあるもの乎」と罵る聲、到る處に囂々であつたが、忽ち其夜からして、處々に命掛の徒らを押始めた。

全國里程の中心たる日本橋の橋頭に掛けられた御制札の第一條には、「一、可勵忠孝事」と掲げられ、東照公以來殆ど國家の大憲章として、萬民皆尊敬し來た所であつたが、何者の所爲か、此夜墨黑々と右の第一條を塗消した。幕廷にては之を聞き、「天下の御制札を汚すとは、不屆至極の大罪人、疾く搦取つて[illegible]せよ」と、町奉行盜賊改に令を下し、嚴重に警戒させられたが、容易に見つからぬ。それで取敢へず制札だけは新に取易へられた。すると其夜に至り、今回は忠孝の條にべた〳〵と泥を擦り着けて、圓で文字の見えないやうにした。「是は公儀を馬鹿にした不埒な奴原」と一層探偵を盡されるが、搔暮れ知れぬ。其間にも制札を打遣つて置かれる譯には行かぬので、三たび之を改め

られると、今度は終に制札を取卸して、川の中に投込んだ。是は獨り日本橋のみで無く、南は品川、北は千住、西は四谷の制札場でも、亦同樣の珍事を頻々として演出した。人心の激昂する所も、亦是にて察す可しだ。それで幕廷でも持て餘し、後には御制札の第一條を改められ、「一親子兄弟可睦敷事」と書易へられた。

＊　＊　＊　＊　＊

是等は下層の輿情の顯現とも謂ふ可きであるが、士大夫の間にも亦一黨の死を痛惜した。當時幕廷の文部大臣とも謂ふべき林大學頭信篤は、曩に躍氣となつて、一黨宥恕論を廷上に主張したが、終に容れる所とならず、斯くの始末となつたので、鳳岡老人は憤慨に堪へず、左の挽歌を賦して、一黨を弔うた。

一挽歌

去歳季冬十五日。所少府監赤穗城主淺野長矩舊臣大石内藏助等四十六人。戮體同志。報レ讐趨レ義。今茲仲春初四日。官裁下レ令。各處二死刑一。其志雖レ遂。其生不レ全。天乎命乎。果時運乎。不レ堪二哀情一。收レ涙而作。

曾聞壯士無二還去一。
易水風寒連レ袂行。
炭啞變レ形追二豫讓一。
蒲歌滴レ涙挽二田横一。
精誠石碎死何悔。
義氣氷清生太輕。
四十六人齊伏レ刃。
上天猶未レ察二忠情一。』

其末句、「四十六人齊伏レ刃。上天猶未レ察二忠情一」の上天とは、明かに幕府を指したのである。是が普通の儒生なら、それこそ「公儀の御處分を誹謗し、不屆至極につき、三都御構の上、何の某守に御預仰付けらる」ぐらゐの價値は慥に在る。さるを其儘不問に置かれたのは、鳳岡が當時幕廷に於ける、其位地恰もトルストイ伯が今日の露國に於けると一般、自在なる言論の特權を存して居たにも由らうが、一つには幕廷内にも尠からぬ同論者があつて、彼を如何ともすることが出來なかつたのであらう。節義の勢力も亦大なる哉と言はねばならぬ。

三百一　事後の寺坂吉右衛門

是に至つて四十七士中の一人寺坂吉右衛門信行が事を終始せねばならぬ。

彼が一黨と倶に吉良邸に討入り、衆と同じく泉岳寺まで引揚げて來た時、内藏助から特別任務を命ぜられて、一黨の列を離れた事は、曩に既に講じた通である。蓋し其任務の第一は内藏助から預金の使途報告書と其殘金とを瑤泉院殿のお手許に達するのが主眼であつたらう。而うして内藏助の寛大なる、士分でも無かつた彼までを、強ひて一黨と同じく死に就かせるに忍びない。それで彼使命を命ずると倶に、それを達した以上は、彼の自由行動に委せる事に、固く吩附けたものと見える。

それで彼は其使命を達した上(?)數日江戸の市中に隱れ、一黨の御處分を窺つたが、同志は仙石邸にて宣告の後、四侯家に御預となつたので、兎も角も之を家族の人々に告知らせんと志したのであらう。彼は京伏見を經て、遙々播州に赴き、龜山に立寄つて、一黨の家族に消息を傳へ、其足にて姫路に出で、是迄彼が主人のやうに册いた吉田忠左衛門が聟の伊藤十郎太夫が許を音づれた。十郎太夫は同地の城主本多中務大輔に事へ、二百五十石を食し、本人は當時江戸に在番したが、姫路の宅には忠左衛門の妻子を引取つて居たから、彼は之を見舞うて、一々是迄の成行を報告したのである。

扨此報告を了れば、江戸の事が心に懸かる。それで直ちに取つて返し、一黨の御處分未だ了らぬ裏に江戸に着し、伊藤吉田兩家の光景な

どを十郎太夫に傳へ、自身は匿れて其後の結果を待居る間に、一黨は切腹の御沙汰を蒙つて、一朝草上の露と消えたから、彼は我事了ると觀じ、此上は我任務として吉田家の未亡人扨は其子息を見取らんとて乎、再び姫路に到り、伊藤家に就いた。

扨其伊藤が主家の本多侯は、中務大輔忠國に一政次、卒去せられ、嫡子吉十郎君の世となつて、一たび越後の村上に轉封され、幾程も無いのに、吉十郎君早世せられた爲に、一旦十五萬石を召上げられ、其後同族を以て其家を立てられ、更に中務大輔忠良に五萬石を賜はつて、寶永七年には、再び參州苅屋に移封せられ、正德元年に至り、三たび下總の古河に轉封された。主家の封邑斯くも三分の一まで減じた上に、轉封に加へるに轉封を以てしたので、伊藤家なども小祿に落され、一家は非常に窮乏したが、吉右衛門は村上から苅屋、苅屋から古河へと追隨し、有らゆる艱難を嘗めながら、十二年間の久しきに亙り、窮苦の色をも見せず、伊藤家の爲に忠く〻しく家事を手傳つた。

伊藤家にても深く之を氣の毒に思へど、一家の窮乏は彼に酬いんやうも無い。それで其頃江戸麻布の曹溪寺に寓する相馬某に書を寄せて、深く吉右衛門が事を頼入れた。某爲に此寺の方丈梁州禪師に相談すると禪師も大に同情を表し、遂に曹溪寺に呼取つた。當時吉右衛門は既に五十一歲であつたが、如何にも律儀にして、其人親しむ可く、流石に義徒の一人たるに恥ぢぬので、禪師は乃て彼を土佐の山内侯の分家で、當時旗下の上秩山内主膳豐清に薦めた。豐清亦其忠實を喜び、之を其家に扶持して、頗る優遇せられたので、彼は始めて老妻を鄕里から迎へ、終身同家に事へ、延享四年十月六日、八十三歲にして歿した。彼れ夫婦の墓は右の曹溪寺内に在る。

彼は生前、吉田忠左衛門の親族狩田傳左衛門・柘植六郎左衛門が爲に、自分、忠左衛門に從つて江戸に下り、討入に至るまでの顚末を記して、兩氏に寄せた。世に「信行筆記」或は「寺坂覺書」といふのは是である。頗る一擧の事實を窺ふに足るものがある。それから伊藤十郎太夫の嫡子名嗣の手に成つた「寺坂談」、是れ亦參考の資料に値する。彼の歿後二年にして、其養子信保が請に由り、伊藤仁齋の男にして五藏の一人平藏長準即ち竹里の撰に成つた「寺坂信行碑」も亦同寺に建つた。是より亦又四十餘年にして寬政四年に内田叔明撰「寺坂信行逆事碑」も亦成つた。之に「不肖孫信成建」とあれば、子孫永く嚴存した事が分る。

附言。寺坂吉右衛門が事に關しては、諸書に衆說紛々である。

第一に内藏助の命を受けて、藝州廣島に在る淺野大學の許へ赴いたといふのが、伊藤竹里の「碑文」、室鳩巢の「義人錄」を初めとして、其後の諸書は概ね之を蹈襲した。併し之が事實で無いのは、大學の家來田中武兵衛がズット後に斷言したと「翁草」に載せるのでも分る。

次に「碑文」殊に「義人錄」に大學の許にて抑留され、翌年四月に脫し還つて、江戸に來て見れば、既に一黨へ死を賜うた後であつたといへど、信用す可き堀内傳右衛門が義徒御預中、吉田忠左衛門の爲に伊藤十郎太夫の許を音なうた際、「昨日吉右衛姫路から到戾つた」との直話で、前說の妄は知れる。

從つて仙石伯耆守の公廳に驅込んだの、御構なしだのとの說は成立せぬ。

次に内田叔明の「碑文」から「四十七士傳」までを合せ、今度は吉右衛、伊藤家を訪うて姫路に到れば、本多侯から扶持するとて抑留せられたといふ說に從はん乎、公儀お目こぼし

の遺言をば、僥倖の未だ視あぬのに、召抱へられよう筈も無い。畢竟是は大學氏の許にての抑留説と同一種の製造談。

さらば「報讐録」や「義臣傳」の言ふやうに『十四日の夜に至り、行く所を知らず』としよう歟。それなら吉田富森が翌朝の届出に對し、幕廷が三侯家へ各十人、細川家へ十七人と割振つて御預沙汰を下さう筈が無い。

それでは大石、吉田、原などが、中立や、談話や、手柬やに、公言し、明記したやうに、全く吉良家引揚途中から驪落した歟。事實それに違ひが無くば、本多の藩中に聞えた剛直家の伊藤十郎太夫が家に匿まはう道理が無い。此間に於て内藏助が用意の存する所は見える。表に見えぬ事實は認められる。

それから叔明が『吉右衛、伊藤家に在ること二十二年』といふの說及「四十七士傳」のそれが受賣の、年表の尺度を擬てて見ないに坐するの誤。

次に參河に吉右衛門の墓が在るのやれ奥州宮城郡に其碑があるのなどいふ説は、辯ずるにも足らぬ。在れば、皆好事者の馬鹿徒ら。

要するに、彼れ賤々たる一歩卒として淺野侯在世の日に遇せられながら、家を棄て、家族を忘れ、一黨と倶に千辛萬苦を嘗め、敵營にまで討入つた點に於て、自分は彼の節義を多しとする。それで備はらんことを彼に求めるに忍びない。從つて是迄の虛説は虛説として排除するが、義士は即ち義士として、四十七士の一人に屈指する。是迄遣つて御覽といつても、重野先生などに出來る歟、出來ぬ歟。

三百二 事後の寺井父子及内海道億

凡そ今回の一擧に關し、赤穗籠城論の際から、遙々此に來り會し、其後京都に歸つても、常に内藏助の計畫に參預し、一黨の同志として、外に在つて、其擧を助けたのは、寺井玄溪の右に出でる者が無い。彼が内藏助京都出發の際にも同行を求め、一黨から强ひて諭止されたので、別に密に其子玄達を江戸に遣はした事は、其際に講じた通である。當時玄達は江戸に下り、本町一丁目七文字屋に宿を取つて、何くれと盡力したが、一黨が愈々一擧を斷行し、四家に御預となつたのを見屆けて、十二月二十六日に歸京し、之を父玄溪に報告した。玄溪の誠精斯くの通である。それで大石、原、小野寺は東下以降も絶えず彼に文通し、一擧の前から、一擧後に至り、死を賜ふ前日までも書を寄せて、是迄の經過を知らせ、且つ後事を委囑した。それで彼は一黨の歿後に及んでは、義擧始末の顯彰、扨は一黨遺族の世話などに其心を盡したのである。其一端は寶永六年將軍綱吉公の薨去に由つて大赦令出で、義士の遺孤遠島御免を沙汰せられた際、玄溪が熊本の堀内傳右衛門に向け、内藏助が三男大三郎を細川家に召抱へられるやう懇囑して遣つた書面でも見える。

當時の諸侯は彼の名聲を傳へ聞き、方々より高祿を以て招かれたれど、一切辭して之に應ぜず、正德元年京都に於て病歿した。寔に古高士の風がある。若し其品流を論ずれば、夐に寺坂吉右衛門などの上に在る。一代の名家三宅觀瀾は彼と莫逆の親友であつた。唯此一事のみにても、彼の人格を想見するに足るものがある。觀瀾が「烈士報讐錄」を著すに當り、京師及赤穗の事は之を寺井玄溪に徵すと自記して居る。義士に關する著作は汗牛充棟であるが、一擧の神髓を發揮したものの一つは、慥に此「報讐錄」である。顧ふに觀瀾が史實を玄溪に問うた際、玄溪は此一代の良史家に對し、三たび其意を致したのであらう。

附言。片島深淵(武矩)が「赤城義臣傳」も亦玄溪

の內意を承けて著したのであると、神澤貞幹が「翁草」に見える。されど深淵が「義臣傳」を著したのは、「今巳亥の年は義人の十七祥忌に當ると聞く。是に於て俄然志を起して、此書を編す」と自序にいふ。巳亥は享保四年にして、玄溪の歿後早く八年を經て居れば「翁草」の說は信用が出來ぬ。

* * * * *

寺井玄溪と相竝び、列外義徒の一人と稱す可きは、內海道億である。是も夙に畧講じて置いた。彼は今でも東京の丸の內に道三橋の稱を留めた有名な幕府の御典醫曲直瀨道三の門下で、主家の滅亡後は、醫業までも廢して、京橋の三輪町八官町に隱れ、浪人した。一黨の爲には、玄溪と東西相應じて聲息を通じ、亦一擧に加はらんと希望した。されど內藏助が强ひての懇諭に、それだけは思ひ止まつたが、一黨の治療から、讐家の偵察、東西の策應に心力を盡し、一黨の歿後、亦市隱となつて、其節を終始した。是れ亦玄溪と併せ稱せねばならぬ。彼が如何に一黨の爲に信賴せられたかは、一黨御預の際、吉田忠左衛門が屢ゝ彼の事を接伴係に語り出して、其人物を稱揚し、其最期の日にも內藏助の名にて書いた大封の書束を原惣右衛門から託送したのでも知れる。彼の高節も亦想ひ見る可きでは無い歟。

三百三　丹女の自盡

小野寺十內秀和の內室丹女は、同じ赤穗の藩士灰方藤兵衛の妹で、天性溫順にして節操高く、其上亦和歌の嗜さへあり、十內と相竝び、揃ひも揃うた一對の好夫婦であつた事は、夙に既に講じて置いた。彼婦人が如何に斯道に堪能であつたかは、「春風」といふ題にて、

「咲きそむる外山の櫻匂ひ來て、人驚かす春の朝風」

又「磐瀨」といふ名處の題にて、

「暮れてゆく秋といはせの山風に、紅葉かつ散る音のさびしさ」

など詠んだのでも知れる。從つて夫婦の交情極めて濃かに、相携て、花に吟じ、月に歌ひ、當時淺野家京都御留守居の宅には、夫唱婦和の天樂を載せた。然るに一朝君國の大變となつたので、小野寺方の一家親族は悉く大義に徇へ、同盟に加はつたのに、灰方藤兵衛のみは、最初同意しながら、中頃から變節したので、十內は怒つて藤兵衛と絕交した。それで丹女も亦兄と音信を斷切つた。斯くの如くして流離艱難の間にも、夫を助けて、之に從つたので、十內も亦疑はず、一黨の祕密會合なども、多く十內の宅にて催された。既にして此歲の九月には十內の老母を見送つた。此際の事でもあらう歟、「なき人の墓に詣でて」と端書して、

「昨日まで問へば答へし言の葉に、聞きとそかふれ松の下風」

との詠がある。斯うして其翌十月には夫を始め一家の義徒、相次いで江戸へと下向した。此時にも十內は明らさまに其事を語り、後事を囑して、京都を出發した。彼が其途中から寄せた手紙の數に、纏綿の至情は流露する。

既にして快擧は發し、夫は細川家へ、子は毛利家へ御預となり、追ゝ夫から皆々の消息は達した。丹女は之を看て胸塞がり、

「筆の痕看るに泪のしぐれ來て、いひ反すべき言の葉もなし」

と懷を述べて、人に託して夫の許に書贈つた。此歌當時細川家の一座に聞えて、人々に傳唱された。明くれば今十六年二月三日付にて、十內が同邸から寄せた一書を、此世の記念として、一家親族義烈の人々悉く屠腹し、孰れも黃泉の客となつた。丹女の悲みは如何であつ

たらう。歸らん乎、兄は不義にして殘生を貪るの人、止らん乎、世に亦何の頼みもあらず。彼女は熟と世の果敢なきを觀じ、心ばかり亡人の法事を營み、それ〴〵家事を處理した後、今は心に懸る事も無い。夫や子の後を追はう」と覺悟し、フッと斷食して、眠るが如く、六月十八日大往生を遂げた。其傍に辭世の一首を留めた。

『つまや子の待つらんものを急がまし、何か斯世に思ひおくべき』

聞く者皆袂を濕した。懇意の人々之を葬つた歟、其墓今も本國寺の塔中了覺院に在る。法名は梅心院妙薫日性信女。元祿十六、癸未六月十八日と刻せられる。

三百四　妙海尼

今一人貞烈な女流の事を傳へねばならぬ。それは堀部彌兵衞の女で、安兵衞と許嫁の幸子である。主家凶變の際、彼女はまだ十六歲であつたので、未だ結婚の式をも擧げぬ。而うして彌兵衞も安兵衞も一朝復讎の企に入込んだので、彼女は永く童貞の人となつた。一黨討入の日から、夜にかけて、兩國矢の倉の彌兵衞宅にては、多く同士の人々を饗應したので、幸子は母と倶に甲斐々々しく働いて、お取持し、乃て父を送り出した。

斯くて父も夫も復讎の目的を達し、父は細川家に、夫は久松家に御預となり、家には煢々たる母子二人殘り留まつた。知音の人々之を氣遣ひ、其家に見舞ひに來た。すると調度什具など綺麗に取方づけ、親子倶に衣裳を着易へ、髪を結上げ、身じまひして、愛想好く人々を迎へたので、孰れも其心情を察し、『さこそお力落しなされたでおはさう』と挨拶すれば、「父や夫が年月の苦心空しからず、冷光院樣の御鬱憤を霽らしました事、此上の慶はおざりませぬ。それにいたしても、御法度に背き、御膝下を騷がせました者共の妻子、定めてお召捕にもなりませうと存じ、覺悟いたして居りまする」とて、少しも取亂した容子も無かつた。

旣にして官裁を經、御預のまゝ、老父も意中の人も、終に隔世の人となつた。それで彼女は黑髮を截つて佛門に歸し、それより修行を積むこと三年にして、名を妙海尼と改め、諸國の靈場を順禮して、老後には清淨庵といふ小やかな一庵を泉岳寺内に結び、一向亡君並に義徒の冥福を念じ、非常に長命して、安永七年二月二十五日、九十三歲にて此庵に於て入寂した。

彼女は流石に彌兵衞の息女だけ、氣丈な尼であつた。彼は常に淺野家の斷絶を嘆き、閣老の登城を途中に見掛けては、度々駕訴と出掛けた。女ではあり、尼ではあるので、諭旨にして擱かれたれど、彼は中々之を廢めぬので、後には遠島の御沙汰にまで及ばうとしたが、有力家の救解に由つて幸に免れた。

彼女は義徒の子といふので、多く諸侯の後庭にも召されたが、兎もすると主家再興の事を申出で、後庭を動かしては、君侯にまでも之に取次がせたといふ事である。一日水戸中納言は彼を召して、彌兵衞等の事を問はせられ、其妻の事にまで及ぶと、「父歿しました際、母は泪も落しませず、一黨の妻女ともあらう者が、此場合に泣き悲むやうな事があらば、小刀で目を抉つて進ぜると申して居りました』とお答へして一笑した。慷慨激烈なのは、蓋し堀部一家の家風と見えた。

附言。妙海尼に關しては、極めて奇談が多い。中に就いて佐治爲綱が物した「妙海物語」など、尼の直話として一部の人士に受取られて居る。「四十七士傳」の著者すら多少此種の妄談に舁がれて居る氣味があるが、自分は話

中の多くを信用せぬ。是には信用せぬ理由が、ある。それで此には一切是等の奇談を省き棄てる。

三百五　一黨遺子の赦免
其遺業浅野家の存祀

一黨の自盡から六年を經て、寶永六年正月十日には、五代將軍綱吉公の薨去となり、同年五月朔に至り、家宣公に將軍宣下があつて、茲に六代將軍となられた。それで同月二十日大赦令を發せられた。此特惠に由り、此歲七月十八日義徒の遺孤にして、現に大島へ配流中の四人は、歸參を許され、其他執行猶豫に屬する者は、免除を申渡された。尤も最初遠島宣告の當時には、十五歲未滿であつた者も、此時は早く成童若くは成童以上に達して居た者も尠くない。卽ち大石吉千代（當十九）片岡新六（當十八）同六之助（當十五）木村惣十郎（當十九）矢田作十郎（當十五）岡島藤松（當十六）など、皆それであつた。が、義徒に對して寛大なる幕廷は、尙其儘にして置かれたのである。是に至つて孰れも始めて靑天白日の身とはなつた。

此令一たび下ると、諸侯伯から爭つて、是等の子弟を引取つて扶持せられた。此機會に於て十九人の事を終始しよう。

大石吉千代の吉之進は內藏助在世の時から石束家にて其運命を慮つて乎、早く彼を沙門の弟子にした。此事を江戸にて內藏助は傳聞し、深く嘆息した事は、其手柬にも見えた通である。斯くして吉千代は豐岡の興國寺に入り、名を祖練と改めて、學業に怠り無く、其詩の如き、早く觀る可きものがあつたが、惜い哉、彼は大赦令の發する數月前、此歲三月、十九歲にて病歿した。是に至るまで彼の配流に遭はなかつたのは、無論佛門に歸して居たからであらう。

三男大三郎良恭は大赦の際まだ八歲であつたが、當時外祖父の石束源五兵衛は、去年禁闕燒失の後を承け、主人京極甲斐守御所御造營係を命ぜられたので、御工事の奉行して京都に滯在した。それで一黨御赦免の御沙汰も、亦源五兵衛に達せられた。源五兵衛深く之を喜び、早速禮服を着けて、瑞光院に詣で、其御沙汰書を一黨の靈前にて讀上げた。斯くて寺井玄溪等と倶に、何卒大三郎を再び武士にして、內藏助の遺志を成したいと盡力したが、其希望空しからず、淺野の宗家松平安藝守吉重朝臣は深く內藏助の忠烈を追思せられ、正德三年態〻重臣を遣はして、大三郎を廣島に迎取り、父の原祿千五百石を賜ひ番頭に列せられた。

原十次郎辰正は時に十一歲、是れ亦正德三年廣島に扶持せられ、二百五十石を賜ひ、長じて普奉行に擧げられた。

富森長太郎は此時尙八歲であつたが、若年寄加藤越中守明英は、養育料として早く之に十人扶持を給與された。彼は寺觀世に父に背て、顯鋒を晦さず、十一歲となつた時、一日其儕、彼の幼年を侮り、無法を働いたのを憤り、卽座に之を斬つて棄て、平然として周章てたる色も無かつたのには、聞く人皆舌を卷いた。彼は長じて父の名を襲ぎ、助右衞門と稱し、拔擢されて御近侍となつた。

矢田作十郎が遠島の申渡を受けた時、九歲の小童にして、其擧動の目覺ましかつた事は、其下に陳べた。當時彼は水谷出羽守に引取られたれば、其家にて身を立てたであらう歟。一新刀辨疑に尾張の矢田作十郎助直は好んで刀劍の目利をしたが、彼は自家の刀に神龍といふ銘を打たせて之を佩びたとある。疑ふらくは五郎右衞門後嗣の作十郎であらうと、靑山延光はいふ。或は然らん

茅野猪之助は御赦免の日、まだ十歲であつたが、父和助は嘗て森家に事へて居た緣故もあ

り、且つ當石泉守長直は現に赤穗の城主となつて居られたので、猪之助を收錄せられ、終に御近侍に擧げられた。

不破大五郎は松平紀伊守の家臣吉田半兵衛が許に引取られて居たから、松平家に事へたらう歟。

奥田清十郎は老中秋元但馬守喬朝の家臣寺田九兵衛が許に備育せられたから、是れ亦多分秋元家に召抱へられたであらう。

木村惣十郎は靈巖寺の長昌院に託されて居たから、僧となつた歟。其舍弟の

大岡次郎四郎は赤穗にて大岡藤左衛門の養子に貰はれて、森家にでも仕へた歟。

岡島藤松同じく五郎助は孰れも僧となつたといふ。其詳を知らず。

片岡新六は京都大雲院の徒弟となり、

片岡六之助是も伏見本敎寺の弟子となつて居たが、其後の事詳ならず。

最後に大島に流されて居た間瀬貞八、吉田傳内、中村忠三郎、村松政右衛門は、大島から歸參を命ぜられた。中に就いて、

間瀬貞八は四年前彼島にて客死した。

吉田傳内は、早速本多家に引取られ、父の原秩以上を賜はつて、此に事へたといふ事である。

中村忠三郎も配流の際、既に松平大和守家から扶助せられたくらゐであるから、其家に扶持された歟。序に其舍弟

中村勘次は白川に殘つて保育され居たのであるから、兄と同じく召抱へられたでもあらう。

村松政右衛門は歸參後、再び小笠原長門守の家に出仕した歟。詳ならず。

以上十九人の外、岡島八十右衛門が忘れがたみの三男は如何なつた歟。其他千馬三郎兵衛が一子、

千馬藤之丞は備前の池田家に召出され、物頭に擧げられたといふ。此名十九人の中に漏れたのは不審。

* * * *

同じ年淺野内匠頭の御舍弟大學氏も歸府御免となつたが、名家の後を其儘斷絕させるも本意なく思された歟、翌寶永七年九月安房に於て新地五百石の領地を充行はれ、邸を青山に賜つて、永く旗下寄合に列せられた。

三百六 四十六士の墓碑

一黨伏刃の後、幾ほども無く、四侯家から其埋骨の地上に四十六基の墓石は建てられた。

忠誠院刃空淨劍居士 大石内藏助良雄
刃仲光劍信士 吉田忠左衛門兼亮
刃峰毛劍信士 原惣右衛門元辰
刃斷要劍信士 片岡源五右衛門高房
刃譽道劍信士 間瀬久太夫正明
刃以串劍信士 小野寺十内秀和
刃泉如劍信士 間喜兵衛光延
刃周求劍信士 礒貝十郎左衛門正久
刃毛知劍信士 堀部彌兵衛金丸
刃隨露劍信士 近松勘六行重
刃勇相劍信士 富森助右衛門正因

以上十一基は北方から南面し、

刃摠空劍信士 潮田又之丞高教
刃破了劍信士 早水藤左衛門滿堯
刃廣忠劍信士 赤埴源藏重賢
刃察周劍信士 奥田孫太夫重盛
刃法參劍信士 矢田五郎右衛門助武
刃寛德劍信士 大石瀬左衛門信清

以上六基は東方から西面する。右の前後十七基は、細川邸にて切腹の諸士。

刃上樹劍信士 大石主税良金
刃雲輝劍信士 堀部安兵衛武庸
刃露白劍信士 中村勘助正辰

刃水流劍信士　菅谷半之丞正利
刃觀祖劍信士　不破數右衛門正種
刃道互劍信士　千馬三郎兵衛光忠
刃通普劍信士　木村岡右衛門貞行
刃回逸劍信士　岡野金右衛門包秀
刃電石劍信士　貝賀彌左衛門友信
刃無一劍信士　大高源五忠雄

以上十基は西方から東面する。是は久松邸にて屠腹の諸士。

刃袖拂劍信士　岡島八十右衛門常樹
刃當掛劍信士　吉田澤右衛門兼貞
刃性春劍信士　武林唯七隆重
刃鍛錬劍信士　倉橋傳介武幸
刃模唯劍信士　間新六光風

以上五基は中央に在つて西面し、

刃有林劍信士　村松喜兵衛秀直
刃可仁劍信士　杉野十平次次房
刃量霞劍信士　勝田新左衛門武堯
刃補天劍信士　前原伊助宗房
刃風颯劍信士　小野寺幸右衛門秀富

以上五基は同じく中央に在つて東面し、各五基兩々相對する。是は毛利邸にて自盡の諸士。

刃澤藏劍信士　間十次郎光興
刃湫跳劍信士　奧田貞右衛門行高
刃擲振劍信士　矢頭右衛門七教兼
刃清元劍信士　村松三太夫高直
刃太及劍信士　間瀨孫九郎正辰
刃響機劍信士　茅野和助常成
刃常水劍信士　横川勘平宗利
刃珊瑚劍信士　三村次郎左衛門包常
刃利教劍信士　神崎與五郎則休

以上の九基は南方から北面する。是は水野邸にて切腹の諸士。

是等四十六基の墓は、大石內藏助のそれを第一とし、孰れも亡君冷光院殿の方を上とし、四家御預の順序に據り、秩敍整然として建てられた。

三百七　二基の寺坂が碑

其一は刃道喜劍

四侯家に由つて四十六士の墓碑が泉岳寺の阜上に建てられてから六十四年を經て、

刃道喜劍信士……

と題せられた一基の墓は、大高源五がそれの次、一域の入口から取着の處に樹てられた。此碑面の右には「薩州產宇都宮成高寺現住寺潤建焉」と刻し、左には「明和四丁亥九月十六日」と彫りつけてある。それから又多年にして、

節岩了貞信士　寺坂吉右衛門信行

と題する墓一基、間十次郎がそれの東隣に相並んで、何人かに由つて建てられた。是に於てか一域の裏には四十八基の墓碑を數へるに至つた。扨此前碑の主人刃道喜劍信士は誰であらう。

江戶時代から遺傳の口碑はいふ、薩州の劍客某といふ義俠の士は、一年京都に遊び、洛の衢を徘徊する折柄、兎もすれば路傍に泥のやうになつて醉倒れた武士體の男が在る。往來の者に就いて之を問へば、是が此頃祇園、島原、撞木町にかけ、傾城狂ひに正體なき前赤穗の城代家老大石內藏助であるといふに、某は赫と憤り、城代家老もした者が、亡主の讐を復しようとはせず、此樣は何事ぞ、人非人なる犬士と散々に罵つた上、其面に唾して立去つた。既にして其歲十二月十五日の朝、犬士と目した內藏助は一黨を率ゐて見事に讐を復し、乃て官裁に依つて名譽の最期を遂げ、終に泉岳寺中に新たなる一基の墓の主人となつたのを見聞して、深く自ら悔恨し、一日其墓前に詣で、生きたる人に言ふが如く、幾度か先の無禮を謝し、腹掻切つて其場に果てた。それで其俠烈を

哀しみ、爲に一基を義士の家塋に起したのが此墓であるといふ。此口碑を其儘に深く詮議もせず、林鶴梁は名文を揮つて「烈士喜劒傳」を草したので、此談は一層有名となつた。

處が其實此喜劒が、泉岳寺の過去牒にも無ければ、何れの信憑す可き書史にも見えぬ。墓の建つたのも六十四年後。口碑に上つたのもそれから下。如何にも不思議と、久しく私に疑つて居た。然るに一つ手掛りを獲たのは、明和時代の神澤貞幹（翁草の編者北窻）が「參考義士篇」中に寺坂吉右衛門が事を記し、一説として、「吉右衛門は日本を遍歴したる後、參河の某寺に止り、爰にて明和四年亥九月十六日歿す。行年八十七歳、法名刃道喜劒信士」と傳へた。抑ゝ吉右衛門が江戸に歿して、麻布の曹溪寺に葬られた事は、前に講じた通であるから、參河のが實跡で無い事は勿論ではあれど、明和時代の其蜩菴が以上の一説を書きつけ置く所を看れば、一種の好事者が既に參河に右の碑を建てて居たには相違なからう。其碑の法名から年號月日まで泉岳寺に在るそれと一切一致するのが面白い。是に於て乎始めて讀めた。薩州の僧岱潤坊は吉右衛門が志業を悲む所から、參河に在る碑を正しいものと信じ、其儘其法號干支を鐫りつけさせて、爲に一碑を義徒の家塋に立てたものと見える。

それから稽へれば、此法師、參河の似而非碑を浮と信じ、其儘同碑を造つたのは、些と輕率であつたけれど、此碑を建てる頃までは、當年四侯家が相議して、四十六基の位次を正し、其墓を起された原意も尚傳はつて居たと見え、吉右衛のそれを久松家にて切腹列の一番最後、大高源五が碑の後に建て、且つ吉右衛は官裁を經て切腹したる者で無く、申さば亡命の儘の一人であるから、他の人ゝの碑の如く、法名の下に實名を題することを避け、單に法名のみに止めたものと見える。此邊は中ゝ謹嚴であつた。それで刃道喜劒信士の一碑は、其實寺坂吉右衛門信行が爲に築かれたものであるといふ事が分るであらう。

然るに其謹嚴が却て仇となり、再び年月のたつに從ひ、誰の墓とも知れなくなつた處から、其墓は忽ち例の捏造子が、得意の虚談に脚色され、爰に一個薩州の劒客某といふ者が幻映せられたのである。さりながら捏造の痕跡は歴々と彼話中に認める事が出來る。兎いふは、墓の建立者が薩州の産僧岱潤である所から、先づ薩州の士を按じ出し、次に刃道喜劒の法名から、それを劒客として仕舞つたのである。されど流石に姓名までは捏造しかねたと見え、是れだけは某とし、終に薩州の俠士劒客某まで撈ぎつけたのである。捏造子も中ゝ遣る事は遣るテ。

其後三たび年所を經て、刃道喜劒は朦朧なりに、愈ゝ一般の誤信の裏に薩州の士となり濟ました。それで又ゝ岱潤輩の有心者は出で、彼の曹溪寺の碑に據つて、「一節岩了貞信士……寺坂吉右衛門信行」と題した一基の新墓は造られた。是に至つて御丁寧にも吉右衛門の墓だけは都合二基、義士の家塋中に竝立した。加之、此最後の建立者は餘程無識の徒と見え、其舉の杜撰も甚しい。全體四十六士の墓は、冷光院殿のお墓の方卽ち北東の方を上位として、其列を次第されたものである。それは大石内藏助の墓を北東の隅に、子息主税の墓を北端に置いたのでも知れる。それで水野家に於ける切腹連は東端間十次郎の墓を筆頭に、左から右へと排列された。然るに吉右衛が碑の建立者は是等の事も知らぬと見え、人もあらう、上野介を討取つて、第二の燒香まで許された其間十次郎光興が上位の處に打建てた。吉右衛が靈にして知ることあらば、恐縮極まつて、終古安んぜぬであらう。今でも宜しい、是だけは其位置を

易へたいものである。

三百八　義士の遺蹟

京都、山科、近江、赤穗、東京

一黨の快擧には國民皆感嘆した。それで義徒に緣故ある地には、到る處に記念の碑碣は建てられた。

紫野大德寺內の瑞光院は、淺野家京都の香華院である。それで內藏助は山科隱栖中に冷光院殿の御墓をさへ建立し、愈〻京都を去る時分にも、永代祭祀料を納める事までも約し、且つ後事を委囑する所があつた。それだけ院主の海首座とは親密であつたから、和尚は悲願を發し、一黨の歿後十七回忌の歲、此にも一度四十六士の墓碑は興された。

＊　＊　＊　＊　＊

それから內藏助の隱栖した山科の西之山村の邸跡さへ、長く千竿の竹林に護せられ、後人亦一碑を建てて、大夫が遺德を追慕する。

＊　＊　＊　＊　＊

獨り是のみでない。大石家の由つて興つた近江の栗太郡大石莊には、同族の人、內藏助討入の際の裝具を埋め、碑を其上に樹てた。準后近衞家熙公は爲に「忠義碑」の三大字を題され、水戸の文學家栗山潜鋒は一代の名筆を揮つて、碑文を草した。此文簡古にして叙摘し、義徒の縮傳に充つ可きものがある。

＊　＊　＊　＊　＊

更に赤穗はと顧みれば、淺野家世〻の香華院たる華岳寺に於ても、赤冷光院殿の御墓を中心として、左右には大石父子、周圍には四十餘士の墓を建て、且つ一域の入口には「忠義塚」の一大碑を築き、義徒の遺德を顯彰した。

＊　＊　＊　＊　＊

而うして赤穗城內の大夫が邸址、亦意を用ゐて保護され、大夫が遺愛の垂枝櫻さへ、蔽芾たる甘棠の遺意を存し、元祿から元治慶應まで一世紀半以上に亙る世〻の名家の詩章に入り、終には積んで「忠芬義芳詩卷」となつた。

＊　＊　＊　＊　＊

凡そ是等の痛切なる記念の地には、常に憑弔者の痕を絕たず。殊に泉岳寺の墳墓の邊には、一黨埋葬の當時から、明治聖代の今日まで、都鄙の士女打群れて參詣し、墓前に供へる幾多の薰物に、岡上一帶は何時でも香烟に罩められる。

＊　＊　＊　＊　＊

最後に內藏助等が切腹した細川邸は帝室の御有となり、今の高輪御殿となつた。此處の御殿とたる當初の事と承はる。宮廷の官僚から「御庭の裏には大石內藏助等が切腹いたした跡も存しますれば、遺骸を送り出しました不淨門も殘つて居ります。それを如何いたしたものでござりませう歟」と伺はれた。すると陛下の聖旨として、「其儘永く保存するやうに」との御沙汰であつたと承はる。義徒在天の靈にして知ることあらば、碧落の裏に感泣するであらう。而うして細川越中守綱利の神靈も亦其志の空しからざりしを狂喜するであらう。甚しい哉節義の以て人間に缺く可からざることや。

三百九　棺を蓋うて事大に定る

名家の斷案及名著

顧ふに由來思想の簡單な我〻の祖先が、一個理義の問題として、割合に廣い區域に亙り、大に議論を鬪はせ始めたのは、恐らく此擧に就いての論難駁擊からであらう。

一黨の處分に就いて、幕府の廷上に於て、大學頭の鳳岡林信篤と徂徠荻生茂卿との對立は、既に講じた通である。が、處分後に至つても、棺を蓋うて事未だ定まらず。一擧を義擧、

一黨を義士として論斷し來た兩泰斗は、順庵學系の鳩巣室直清と、闇齋學統の絅齋淺見安正である。而らして絅齋の門下から出でた觀瀾三宅緝明も、亦同一の大旆を樹てた。處が之と全然反對に、一黨を匪徒として排斥してかゝつた兩論雄は、徂徠學派の春臺太宰純と、同じ闇齋門下から出ながら、剛齋佐藤直方であつた

前者の主張は、「法と義とは竝び行はれて、相戻らぬ。一擧は未曾有の義擧にして、一黨は曠世の義士である」といふに在る。之に反して、後者の所執は、「法を犯せば、義は立たぬ。一黨は既に法を犯した。故に其擧は匪擧にして、其徒は匪徒だ」といふに在つた。從つて「四十六士論」は雙方からして續出し、其論戰は夜討に次いでの觀物であつた。併しながら後者の議論は、餘りといへば、拘泥に落ちた。加之議論の激するに從つて、横徑に走り、「一黨は食へぬ處から此擧に出でた」の、やれ「美名の下に仕途にありつかうとて」の、甚しきは、「命が惜さに自訴し出た」とまで排詆したので、一黨を病ましめるよりも、寧ろ大に論者自身の人格を傷けた。而うして天性正義を尙び、獻身を貴ぶ國民の多數は、後者の僻說拘論に耳を假さぬ。年を重ねるに從つて、鳩巣の所謂義人、絅齋の所謂義士、觀瀾の所謂烈士といふ斷案は、終に大に天下の輿論を制するに至つた。義士に私淑する者は、此三君士に向つて、深く感謝を表せねばならぬ。

鳩巣は一黨が切腹した元祿十六年の春から筆を執始め、此歲の冬に有名なる「赤穗義人錄」を脫稿した。それから又六年にして一黨の遺孤が流罪赦免の歲、即ち寶永六年に至り、初稿の脫漏を補ひ、誤謬を正して之を定稿とした。それで此著は義徒傳中の權威として、永く後世から信憑される。

それから之と相竝んで、權威を有するのは、三宅觀瀾の「烈士報讎錄」である。是も亦義徒の切腹後、未だ數年を出でざる間に脫稿された。加之、觀瀾は一黨の同志と深い交誼があつたので、京都から赤穗の事は、寺井玄溪に問ひ、江戸での出來事は、大石良丸（無人の子）に質し、之を運らすに觀瀾の識と筆とを以てしたから、今に至つて益々尊敬される。要するに、天下の人の未だ道破せぬのに先だつて、鳩巣は義人と斷定し、觀瀾は烈士と明言した。唯是れだけでも、二子が命意の存する所は知られるのである。

以上は立派な良史の手に成つた著述であるが、一分の事實を有りの儘に書きつけたものには、一黨の一人神崎與五郎則休が手に成つた「經緯自解」、又其一人寺坂吉右衛門信行が出府以來の出來事を筆にした「寺坂覺書」、細川の家士堀内傳右衛門重勝が御預十七士の言行を書きとめた「堀内覺書」、久松の家士波賀清太夫朝榮が是も御預十人の事に關した手記の「波賀覺書」などがある。是等は皆信を取るに足るものである。其他吉田忠左衛門の親族で、二代目の伊藤十郎太夫が聞書の「寺坂談」なども、頗る參考に値する。

それから普通の編述にして、最も早く出來たものの三四を數へれば、當時の閣老阿部豐後守正武が家士村沼彌十郎が手に成つた「介石記」、旗下某の物した「易水連袂錄」、一擧から六年目、寶永五年に書了つた作州津山の藩士小川忠右衛門恒充が「忠誠後鑑錄」、是等は其當時に成つただけ、亦觀る可きものがある。但し「後鑑錄」或說に至ると大分虛談が交つて來る。

三百十　同　史傳の補拾枚語

幕政の窮屈さは、今日から意量の及ぶ所で無い。元祿當時の幕廷は、其際より義徒には異

數の同情を表したから、其事の顛末を敍述して、之を世間に公にしたとて、それが治安妨害になるのでも無からうに、御仕置になつた者の事を世に持囃しては相成らぬと、一切之を公許せぬ。それで鳩巣や觀瀾の名著を始として、都ての義士傳はそれからそれへと寫傳へられるのみで、寫本より外には世に無かつたが、一黨の歿後、十七回忌の歳、即ち享保四年に至り、深淵片島武矩の編述した「赤城義臣傳」が突然刊本となつて、社會に見はれた。恐らく是が此種刊行本の元祖であらう。

之に就いて面白い話がある。兵學者にして義士贔屓の深淵は、江戸は勿論、京都、伏見、大阪、赤穗と驅廻り、材料を拾收して、此書を著したので、之が出版を書林に議ると、書林は寄つて相談した。「義士の一擧は誰でも渇仰する。此本を出版したなら、大賣れは受合ひであるが、亦絶版も必定だ。是は出來るだけ澤山に摺溜めて、一度にドッと賣出さう」と約束を定め、乃て澤山な部數を積んで、三都は勿論、諸州にまで配りつけ、扨那一時に發賣したので、絶版の厄運は免れなかつたが、非常の利潤を獲た。それで此「義臣傳」が後世まで比較的に多く遺つたとの事である。

此書は專ら演義體に綴られた。それだけ多少の敷衍文字や、假事託言もあるが、此種の編述中では、頗る事實の眞相を得た。お負けに着眼も亦正鵠を誤らぬ。此後に出來た數十百の演義的義士傳は、概ね此書を骨子として、之に種々な雜說を附會したといふに過ぎぬ。が、出る事出る事、明治の今日に至るまでに、續出し來た傳記を蒐收したなら、一の圖書室を充たすであらう。但し其中に就いて全く俗見を離れ、一部の良著として觀る可きは、天保五年に公にされた青山延光の「赤穗四十七士傳」である。此著は直ちに鳩巣の「義人錄」、觀瀾の「報讎錄」に接踵すとも謂ふ可き歟。

日本あつて以來、此快擧ほど國民の大歡迎を受けた出來事を見ぬ。それだけ亦夙に院本にも脚色まれ、悲劇にも上され、講談にも演ぜられ、浪華節にも歌はれ、それの興行せられる處、聽衆觀客は山の如く堵の如く繁昌する。而うして其院本の「忠臣庫」は早く大陸に流傳し、乾隆五十九年に鴻濛子に由つて飜譯せられ「海外奇談」の一書となつて、東洋諸國に播布されたが、近くは一擧の事實更に歐米に聞え、凡そ「ローニン」といへば、赤穗の義徒を聯想せぬ者なきに至らしめた。忠義の感應も亦實に偉なりと謂ふ可きである。

＊　＊　＊　＊

今上、御登極の元年十一月、東京に行幸あらせられ、鳳輦高輪にさし掛らせられた時、特に勅使を泉岳寺に御差遣あらせられ、左の優渥なる敕語を賜はつた。

> 大石良雄
>
> 汝良雄等。固執主從之義。復仇死于法。百世之下。使人感奮興起。朕深嘉賞焉。今幸東京。因遣使權辨事藤原獻。弔汝等之墓。且賜金幣。
>
> 宣
>
> 明治元年戊辰十一月五日

義徒の英靈之を拜受し、定めて地下に感泣したであらうが、忠愛の國民も亦之を拜聽し、孰れも衷心の歡喜を發した。茲に恭しく宣辭を捧讀して、元祿快擧の講演を終了する。

附錄

本錄の末尾に於て、一言申述せねばならぬ事がある。それは義徒が御預になつた四侯家中の毛利家に關する事實である。當時毛利家にて

義徒を取扱つた上に就いては、同家にも一の記錄があるといふ事は、豫てから聞知して居たので、百方其記錄を搜したが、手に入らぬ。それで已むを得ず成書中にて信用の出來る範圍で、本文を講じて置いた。處が後に至り、風と多年渴想し居た右の毛利家記錄を得たので、從來の諸成書と對讀するに、諸成書に誤り傳へた事柄が一にして足らぬ。就中介錯の一段に於て最も甚しい。毛利家記錄に據れば、同家御預義徒の介錯人は實に左の通りであつた。

岡島八十右衛門……△榊　庄右衛門
吉田澤右衛門……進藤爲右衛門
△武林只七……鵜飼宗右衛門
倉橋傳介……江良清吉
村松喜兵衛……田上五左衛門
杉野十平次……△榊　庄右衛門
勝田新左衛門……進藤爲右衛門
前原伊助……鵜飼宗右衛門
間　新六……江良清吉
小野寺幸右衛門……田上五左衛門

とある。之を同日同家に臨檢した幕廷の御目付鈴木次郎左衛門、御使番齋藤治左衛門兩名連署の復命屆書に對照すれば、一々符合して、一人も相違せぬ。是に至りて「忠誠後鑑錄」や、「介石記」や、「赤城義臣傳」や、「後影錄」や、是等に載する所の皆誤りであつた事が明瞭となつた。

是が既に誤りと定まれば、鳩巣の「義人錄」が倡首となり、佩弦齋の「四十七士傳」にまで踏襲した彼榊莊左衛門（庄右衛門）が武林唯七の介錯に臨み、初太刀に仕損じて、二の太刀に討ちおほせ、武林唯七が一たび倒れて、復起直り、お靜かにと聲かけたとの談は、成立せぬ事となる。可惜美談を打消すのは如何にも遺憾であれど、武林の介錯人が鵜飼宗右衛門である以上は、武林對榊談は最早之までとせねばならぬ。

代りに右の毛利家記に由つて、從來世人の多く知らぬ美談快話を紹介するの欣びにも接した。それは御預の一人にして當年六十二歲の老人村松喜兵衛入道隆圓である。隆圓は自家の姓名を呼出されて、靜かに切腹の席に就き、介錯人に打向ひ、『貴殿の御姓名は何と仰せられまする歟』と問うた。『拙者事は田上五左衛門と申しまする』と答へれば、『左樣にておはしまする歟。今日は御手を穢し、寔に痛入りまする。御見掛の通り拙者年寄の儀におざれば、御介錯の上、自然不調法もおざりませう歟。死後の處宜く御賴申上げまする』と會釋して、其後肌を寛ろげた、檢使の御目付之を見聞され、「如何にも見事」と稱揚された、

次間新六光風が壯烈の最期も其一つである。全體切腹の作法として、其席に就き、肩衣を撥ねて、肌を脫ぎ、然る後前に在る三方を推戴き、短刀を把つて、腹に擬する其剎那に、介錯人後から首を討落すが定例である。處が間は最初から深く心に期した所があつたので、切腹の席に直るや否や、先づ三方を推戴いた。扨は壯年の事とて儀禮に嫺はず、周章て斯くするのかと、一同目を注める間に、彼は其肌を脫ぐよと視る間もあらせず、短刀把つて腹に突立て、眞一文字に引廻した。後れたりなと介錯人太刀取直し、其首を落し、其儘屏風の蔭にして、其死骸を棺へと取收めた。すると此壯觀に打たれた檢使兩人、「只今の切腹人、善く見屆け參るやうに」と御小人目付に命ぜられたので、其際最早棺に收めた間の死骸を、復た取出して改めれば、其腹七寸許り物の見事に搔切つてあつたので、人〻は顏見合せて、其壯烈に感嘆した。是等の眞事實を紹介する榮譽を得る爲に、從らに抹殺博士否な抹殺講者となる事を免れる。偖間の遺骸のみは、彼が脫藩以來身を寄せた秋元但馬守の家臣中堂又助之を引取つて、築

地本願寺の塔中に葬つたので、泉岳寺には其墓石のみ建てられた。
此他に何言ふ可き事もあれど、本文の印刷既に出來上つた後であるから、爰には單に此事のみを一言して、本文誤傳の一を正し置く。

送日南子西歸　　恕軒　信夫粲

日南先生今鳩巢。景慕義人錄英豪。健筆如椽文欲舞。紙間勃々聲咆哮。生志桑蓬是男子。天與其才致自毀。出爲遠志居當歸。千里行程不勞屣。黃梅漸近新綠園。杜鵑一聲不如歸。携家西向太宰府。菅公祠畔月沈暉。京下空過山科驛。祇園曾見絃樓碧。維昔赤城石大夫。三歲陽狂酒色迹。俯仰今昔淚難留。知君感慨意不休。或賦雄詩或國什。篇々輝映皆千秋。鳴呼千秋詩文亦小技。丈夫所志忠孝耳。君父仇不共戴天。偉哉四十七雄士。我無涉其與君同。長歌相送汽笛中。西望頻佇平安報。莫吝千里傳郵筒。

今日世界、稱頌赤城義士事蹟。未有出于恕軒先生之右者。南先生卽日云、謂今鳩巢。其意在激勵士氣以興後生者。褒稱揭囗不當、豈非不日錫鴻嵩哉。拜讀大作。不勝感荷。愛敬表葵心景向。　日南後生。

英雄の襟度

上世、支那には臘月に蜡の祭あり。是れ百穀豐穰の後、神恩を感謝せんが爲に、群神に捧ぐる祭祀にして、當時の國民的大祭なり。孔子魯に在る時、門人子貢を從へて、出て之を觀る。顧みて子貢に問うて曰く、賜や樂きか。子貢眉を顰めて曰く、一國の人皆狂するが若し。賜や未だ其の樂みたるを知らざるなりと。孔子莞爾として曰く、「是れ百日の勞に、一日の樂、一日の澤、爾の知る所に非ず。張りて弛べざれば、文武も能はず。弛べて張らざれば、文武も爲さず。一張一弛は、文武の道なり」と。是れ弓を以て人に喩へ、常に弦を張る時は、其弓力を弱らし、全く之を弛ぶる時は、其弓體を失はしむるを說示し、一張一弛、其時に於てするが、先聖文王、武王の政道なるを敎へしなり。孔子の支那に於て說話したるは、基督紀元前四百六十九年に在り。之に先だつこと尙ほ約半世紀、卽ち紀元前五百二十三年、埃及に於て殂落したる國王アマジス二世は、ファラオン中の一英雄なり。王の世に在るや、孜々として軍國の政に勉め、治績內に擧り、威武外に振ひ、夙に賢王の稱を負へり。然れども其の入りて宮中に在るや、逸樂に耽り、幾んど全く別人の觀あり。人あり、王を諫めて曰く、「大王內を好みて逸樂に耽りたまふとの譏あり。蓋ぞ旰衣宵食して、一層國政を視そなはし、國民の瞻仰を加へたまはざる」と。王笑ひて、座右の弓を指して曰く、「卿等も亦弓の用法を知らん。常に緊張して、弛ぶること無くば、其弦絶えざれば、則ち撓まん。人も亦斯くの如きのみ。徒に勤勞して、逸豫を廢しなば、其人狂せざれば、則ち耗せん。是れ我の勞逸を適分する所以なり」と。以て觀る可し。アマジスと孔子と其襟度則ち一なることを。

（『英雄論』より）

諸家略年譜

古澤 滋

土佐藩士古澤南洋の二男、弘化四年一月十一日生る。勤王の志厚く國事に奔走す。維新の後歐洲に留學し、歸來、太政官、大藏、内務、農商務、遞信の各省に歷任し、奈良、山口、石川の諸縣の知事たり。曾て板垣退助、後藤象次郎等と民選議院設立の建言を政府に提出し、また愛國公黨の組織に盡力す。明治三十七年貴族院議員に敕選せられ、錦鷄間祗候を拜し、從三位たり。明治四十四年十二月二十二日歿す。

栗本鋤雲

文政五年三月、江戸小川町裏猿樂町に生る。天保元年頃より喀血を患ふ。九年、安積艮齋の塾舍に寄宿し、後昌平黌に入る。十四年、佐藤一齋の塾に遊ぶ。

嘉永元年、出でて栗本氏を嗣ぎ六世瑞見となり、幕府奧詰醫師に陞り、製藥局務を管す。五年、蝦夷移住を命ぜられ、家を擧げて蝦夷に移り、在住諸士の頭取となる。爾來十年間函館にあり。

文久二年、特に士籍に列し、函館奉行組頭に任ず。三年、十月徵されて江戸に還り、昌平黌頭取を命ぜらる。

元治元年六月晦日目付となる。七月二日竹本淡路守と共に鎖港談判を委任さる。冬、横濱半年詰となる。

慶應元年、先手頭に轉じ、後軍艦奉行に轉す。十月兵庫港前期開港談判に、十二月下の關償金延期談判に任じ、後、高輪英國公使館建築掛及横濱山手兵營地所談判掛を命ぜらる。二年、正月十八日官を罷めらる。三年、五月外國奉行に任じ、勘定奉行格に進められ、函館奉行を兼ね、佛國へ特派さる。六月出發、八月佛國に到り、日佛間の親和を計る。

明治元年、維新改革の報に接し歸朝、五月江戸に入り、農して小石川大塚に隱る。二年、「曉窓追錄」上梓。五年、一時横濱に遊び、「每日新聞」社に入る。六年、報知新聞社に入る、爾來十餘年間、草せしところの文稿日々「報知新聞」紙上に載錄さる。十一年、東京學士會員。十二年、本所區會議長。十三年、交詢社常議員。十八年、老を以て報知社を退く。二十五年、手校「匏菴十種」報知社に於て刊行す。

明治三十年、本所區二葉町の邸に逝去す、享年七十六。小石川區大塚善心寺に葬る。

福地櫻痴 （「現代日本文學全集」第三十五篇「現代戲曲名作集」參照）

犬養 毅

安政二年、四月二十日岡山縣賀陽郡眞金村に生る。犬養源左衞門二男。幼名仙太郎。

明治元年、夏、父源左衞門を失ふ。

明治二年、歲十五、自活のために門側に寺小屋を開く。八年、笈を負うて東上、湯島三組町の共慣義塾に入る。

明治九年、藤田茂吉氏（當時「郵便報知新聞」主筆）の知遇を得、その家に寄食す。後、「郵便報知新聞」寄書欄に論説を寄せ、その稿料を以て慶應義塾に入る。

明治十年、西南戰爭起るや「郵便報知新聞」通信員として從軍す。

明治十四年、統計院少書記官に任じ、正七位に敍せらる。後、大隈侯と共に野に下る。

明治十五年、再び郵便報知新聞社に入り立憲改進黨の組織に從事す。
明治十七年、末廣鐵腸に招かれて朝野新聞社に入る。
明治二十三年、國會設立し同時に選ばれて衆議院議員となる。
明治二十九年、進步黨に入る。
明治三十一年、憲政黨內閣成るに及んで文部大臣となり正三位に敍せらる。
明治四十三年、三月立憲國民黨を創立す。
大正二年、桂內閣に反對して大いに憲政擁護を唱ふ。
大正十一年、立憲國民黨を解黨して革新俱樂部を組織す。十二年、第二次山本內閣の遞信大臣となる。
大正十三年、六月加藤內閣成り、遞信大臣となる。
大正十四年、革新俱樂部の多數を率ゐて政友會に合同す。五月、遞信大臣を辭す。
昭和四年、十月、政友會總裁となる。

西園寺公望

嘉永二年、十月二十三日德大寺家に生れ、間もなく西園寺家に入る。
嘉永四年、七月養父師季歿し、爾後養母內大臣德大寺實堅の二女の手に鞠育せらる。十月三歲にして從五位下に敍せられ、六年、五月侍從に召さる。
安政四年、養母を失ふ。
文久元年、右近衞中將に任じ、次いで從三位に補せらる。
慶應三年、十二月九日王政復古の命下り、旬日の後、參與職に任ぜらる。年十九なり。
慶應四年、正月鳥羽伏見の戰起るや山陰道鎭撫總督に任ぜられ、四月東山道第二軍總督に任ぜられ、次いで北陸道鎭撫使を命ぜらる。
明治元年、十一月、京都に凱旋。
明治三年、十月佛蘭西へ留學を命ぜらる。
明治四年、三月巴里に到着。コンミユンの內亂のため、一時スキスに遊び、マルセイユに轉じ、再びパリに歸りて、エミイル・アラスコの門に入り、法律並に政治學を學ぶ。クレマンソー、フロッケー等と交遊す。十三年、十月二十一日歸朝。
明治十四年、三月十八日「東洋自由新聞」を創刊し、社長となりしも、四月八日政府の干涉にあひて退く。
明治十五年、伊藤博文と共に歐洲に赴き、翌十六年、八月歸朝。參事院議官に任ぜらる。
明治十八年、二月墺國駐在特命全權公使を命ぜられ、途次羅馬法王に謁見す。十九年、歸朝。
二十年、六月獨逸公使としてベルリンに赴任、二十四年、八月歸朝。九月賞勳局總裁に任ぜらる。爾後、貴族院副議長、樞密院顧問官、文部大臣、外務大臣、樞密院議長、總理大臣、等に歷任す。
大正七年、歐洲戰亂休戰條約成立し、十一月、講和會議全權を命ぜらる。八年、一月十一日出發、八月二十四日歸朝。
大正九年、公爵に陞敍せらる。

原敬

安政三年、二月九日陸中國盛岡城外本宮村に生る。父直記、母リツ。次男。幼名健治郞。七八歲頃より漢籍素讀、習字を學ぶ。
明治三年、藩校作人館修文所に入る。四年、東京に遊學す。七年、新潟に到り牧師エブラルの學僕となり、佛語を學ぶ。九年、司法省法學校に入學。在學三年。
明治十二年、郵便報知新聞社入社。十五年、退社。此の間同紙上に、官民相對するの道を論ず「海内周遊日記」等を載す。四月「大東日報」

主筆となり、十月退社。外務省に入る。十六年、中井貞子と結婚、天津領事として赴く。十八年、書記官に任じパリー公使館に赴き、二十一年迄在勤。

明治二十二年、農商務省に入り、參事官、大臣秘書官等に歷任。

明治二十五年、再び外務省に入り、通商局長、取調局長、次官、朝鮮公使等に歷任。

明治三十年、大阪每日新聞社に入社し、同紙上に「新條約實施準備」「でたらめ記」「新條約實施準備補遺」「外交官領事制度」等を連載。三十三年、退社。此年、政友會成立し入黨、第四次伊藤內閣の遞信大臣に就任。

明治三十五年、盛岡市より初めて衆議院議員に當選。爾後議員に當選する事八回、又大阪新報社長、古河鑛業副社長、第一次西園寺內閣內務大臣、遞信大臣、第二次西園寺內閣內務大臣、鐵道院總裁、第一次山本內閣內務大臣等を經て大正七年內閣總理大臣に任ぜらる。

大正十年、東京驛頭に兇刃に殪る。敍正二位大勳位、授菊花大綬章。

編著に前記の外、『露西亞國勢論』、『エジプト混合裁判』、『現行條約論』、『陸戰公法』等あり。

陸　羯南

安政四年、舊津輕藩の儒中田家に生れ、後年分籍して自ら陸といふ。本名實。

明治八年、仙臺師範學校に學びしも、中途にて退學を命ぜられ、函館に赴き佛人に就きて佛語を學ぶ。

明治十年、東上して司法省の法律學校に學ぶ。

明治十五年、農商務省飜譯局に入り、後文書局（後の官報局）に轉ず。

明治二十二年、職を辭し、同志と共に日刊新聞「東京電報」（「日本」の前身なり）を創刊。爾來同社の社長兼主筆として侃々の論、諤々の說を唱へ、論壇の重鎭と目せらる。後歐洲漫遊を試みしことあり。

明治四十年、病を得、鎌倉の居に逝く。

朝比奈知泉

文久二年、水戶に生る。父は水戶藩士千次郎。幼時佐々木簾氏の家塾に通ひ漢學を修む。

明治十二年、新莊小學校に入學。後上市小學校に轉ず。

明治十年、茨城師範學校に入學。一ヶ年にて卒業。

明治十二年、上市小學校に奉職。十三年末辭職。

明治十四年、二月上京、慶應義塾に入り、傍ら「郵便報知新聞」に寄稿す。

明治十五年、東京大學豫備門に入る。

明治二十一年十二月一日「東京新報」を發刊す。

明治二十五年、「東京日々新聞」を董刊す。

明治二十九年、歐米を遊歷す。

明治三十八年、筆鋒を折り、海軍通譯として日露戰爭に從軍す。

田口鼎軒

安政二年、四月二十九日東京目白臺徒士屋敷に生る。通稱卯吉。六年、父を失ふ。慶應二年、兄貫一郎の跡目を繼ぎ、徒士となる。幕臣小林彌三郎につき英語を學ぶ。

明治二年、沼津兵學校に入る。五年、大藏省飜譯局上等生徒となり、經濟學及び開化史を研究。七年、紙幣寮十一等出仕。後、紙幣寮權中屬。八年、「報知新聞」に投書す。紙幣寮中屬。九年、山岡義方長女千代と結婚。十年、紙幣寮廢止。大藏省御用掛就任。十一年、官を辭す。十二年、「東京經濟雜誌」發行。十三年、區

會議員、府會議員に選ばる。十六年、東京株式取引所肝煎就任。十八年、夫人病歿。十九年、十一月山岡義方女鶴子と結婚。二十一年、小田原電鐵取締役就任。國史研究を始む。二十二年、母歿す。東海銀行顧問就任。二十三年、兩毛鐵道社長就任。五月南島商會の事業遂行の爲南洋渡航、十二月歸朝。二十七年、衆議院議員に當選。三十三年、支那朝鮮を漫遊す。三十七年、六月滿韓各戰地慰問。三十八年、一月流行性感冒を病み、四月十三日、漫性萎縮腎と中耳炎併發のために逝く。谷中墓地に葬る。

編著。『自由貿易日本經濟論』、譯『大英商業史』、『商家必携手形之心得』、『日本開化小史』、『時勢論』、『支那開化小史』、編纂『大日本人名辭書』、『日本開化の性質』、『社會改良論』、『續經濟策』、『日本社會事彙』上下、『日本外史と讀史餘論』、『南島巡遊記』、『居留地制度と內地雜居』、編纂『群書類從』、『帝國財政意見』、編纂『國史大系』、『商業史歌』、編纂『續國史大系』、編纂『續群書類從』、『古代の研究』、『財政と經濟』、『破黃禍論』等。

西村天囚

慶應元年、七月二十三日大隅國種子島に生る。本名時彥。士族西村城之助の長男なり。母は淺子。三年、父に死別す。漢學を郷儒前田豐山に學ぶ。九年、種子島學校に學ぶ。十一年、年十四、藩侯に召され、御前に經書を講ず。十三年、上京、重野成齋、島田篁村に師事す。十六年、東京帝國大學古典科に入學。在學四年にして退學。二十年、『屑屋の籠』を、二十一年、『居酒屋の娘』を出版。二十二年、大阪朝日新聞社に入社す。同志と浪華文學會を起し、「なにはがた」を發行す。別に評論雜誌『浪花文學』を創刊す。二十七年、日清戰役に從軍す。二十九年、「東京朝日新聞」主筆に昇任。三十一年、支那に遊ぶ。三十二年、再び渡支、滯留二年餘、支那古典を研究し、珍籍を蒐集して歸朝す。四十一年、懷德堂書院の再建運動に着手し、四十四年、財團法人懷德堂の組織成り、大正五年、講堂竣成、即ち、理事兼講師として門生を教育す。八年、大阪朝日新聞社退社。此の年、京都帝國大學文科大學講師となり、支那古文學を講ず。九年、文學博士の學位を受く。島津家臨時編輯所編纂長を囑託さる。

大正十年、宮內省御用掛を仰付けられ、十二年、正五位に敍せらる。

大正十三年、七月二十九日死去。

黑岩淚香

文久二年、九月二十九日、高知縣安藝郡川北村大字前島に生る。父市郎、母信子。

明治八年、安藝浦の文武館を退き高知の森澤塾に入る。共に漢籍の家塾なり。十一年、大阪に出で、中之島專門學校に英語を學ぶ。十二年、上京、慶應義塾に入る。間もなく退く。十三年、「東京輿論新誌」に一文を投じ文名著れ、十四年、「同盟改進新聞」に主筆として入社、十七年、「輿論日報」の後身「日本タイムス」に主筆として入社。十八年、「タイムス」廢刊後、「繪入自由新聞」に主筆たり。傍ら「今日新聞」に寄稿。此間『法廷の美人』を「今日新聞」に寄せ、以來探偵小說家、飜譯小說家として令名嘖々たり。二十四年、「都新聞」(今日新聞改題)に入り、翌二十五年、退社す。十一月一日、朝報社を起し、「萬朝報」を創刊す。爾後、獨力一社を經理して、飜譯、論說、雜報等に生氣潑剌たる筆を揮る。三十五年、理想團を起して人道の普及を圖り、精力主義を叫び、又靈魂不滅を唱へ、『天人論』を著す。

大正四年、大正天皇御卽位に際し多年の功勞を以て勳三等に敍せらる。

大正九年、十月六日、病をえて歿す。著書、「嗚無情」「巖窟王」「八十萬年後の世界」「小野小町論」その他數多あり。

池邊三山

元治元年、二月熊本藩士池邊吉十郎の長子として生る。名は吉太郎。鐵崑崙の別號あり。幼時漢籍を父に學ぶ。明治十年、父吉十郎西南の役に南洲隆盛に與し、捕へられて長崎にて斬らる。肥後の儒者國友古照軒の塾に入り、漢籍を學ぶ。十三年、上京、慶應義塾に入る。中途退學し、歸郷。佐賀縣學務課に奉職す。居ること三年、大阪に赴き、柴四朗等の「經世評論」に筆を執り大に文名を認めらる。二十五年、「日本新聞」の客員と爲る。二十六年、舊藩主細川護成侯に隨伴して佛國に留學す。「日本新聞」に鐵崑崙の名を以て「巴里通信」連載し、大いに好評を博す 二十七年、歸朝。二十九年、「大阪朝日新聞」主筆となり、三十年、「東京朝日新聞」主筆に轉ず。

明治四十五年、一月、母の逝去に會し、悲痛止まず。以來絶對に肉食を斷ち、母の喪に服し菜蔘を日課とす。二月二十八日午前、菜蔘終り、午後三時半 書見中病歿す。

山路愛山

元治元年、十二月二十六日靜岡縣沼津に生る本名彌吉。父は幕臣山路一郎。幼にして奧村孚に就きて漢學を學ぶ。

明治二十二年、上京、東洋英和學校に學ぶ。卒業後遠州袋井にて、基督教の傳道に從ひ、基督教雜誌「護教」を主宰す。又熱心に史學を研究し、その稿を「國民之友」及び「國民新聞」に投ず。

明治三十一年、聘せられて「信濃毎日新聞」主筆となる。

明治三十六年、雜誌「獨立評論」を起し、四十年に至る。日露戰爭起るや「日露戰爭實記」を發刊して大に帝國主義を標榜し、國民の愛國心を鼓舞す。

明治四十一年より大正元年に至るの間、「太陽」に人物月旦の筆をとり、又「國民雜誌」を主宰す。

大正二年、曩に休刊せる「獨立評論」を再興す。

大正五年秋、「信濃日々新聞」の發刊せらるゝや、之が主筆となる。

大正六年、三月十五日歿す、年五十四。

編著。「荻生徂徠」「新井白石」「讀史論集」「伊達騷動記」「青年立身録」「機構」「戰時に於ける青年訓」「孔子論」「講談と合境」「基督教評論」「支那思想史」『小品文集』「現代金權史」「愛山文集」『豐太閤』「足利尊氏」「加藤清正」「源頼朝」「西郷隆盛」「武家時代史論」「勝海舟」「佐久間象山」「書齋獨語」「加賀騷動記」「乃木大將」「爲朝論」『愛山史論』「岩崎彌太郎」「思ふがまゝに」「現代富豪論」「德川家康」「東西六千年」「支那論」「世界の過去現在未來」等あり。

澁川玄耳

明治五年、四月佐賀縣杵島郡西川登村、虛空藏と黑髮の山峽に生る。

長崎商業を出で、東京法學院、國學院に學ぶ。「高文」をとり、辯護士試驗を通過して熊本第六師團法官部に勤務。

明治三十七年日露戰役に際し、第六師團法官部理事として出征。卽ち「從軍三年」は從軍中東西「朝日」或は「大阪毎日」に戰地より其折々に通信せる非戰鬪員の陣中記錄である。

凱旋後第一師團法官部附に轉任。間もなく、「東京朝日」に入社、五年九ケ月にして大正元年十一月退社。其間「閑耳目」「藪野椋十東京

見物』『同上方見物』『朝鮮見物』『椋十世界見物』、別に、『三體古事記』『古事記繪噺日本の神様』『古事記物語』『玄耳小品』を著す。

續いて、『一萬金』『わがまゝ』『鈍語』の隨筆、評論、『新譯平家物語』『玄耳文選故郷他郷』等の著あり。

大正三年、日獨戰役に際し、「國民新聞」より從軍記者として、青島に赴く。『小敵大敵』は其通信記錄。

戰後青島民政署顧問として居留し、引續き青島に滯在十年。法律事務所を置き、傍ら泰山を研究し、泰山に登ること二十度。歌集『山東に在り』は山東生活と、泰山の歌なり。青島還附するに及び日本に引上ぐ。

大正十一年春、「大阪新報」主幹として、一時新聞入をしたが續かず、養病と著作に耽る。『玄耳庭支那叢書』六冊、『書道文學』外に『書道寶鑑』『神品百碑』『黛勞雜記』の著作が續出したが、大正十五年、四月房州鴨川にて病革る。

鳥谷部春汀

慶應元年、三月三日青森縣三戸郡五戸に生る。父は木村忠治。母は南部藩士鳥谷部市太郎長女りわ子。幼にして木村氏より入りて鳥谷部氏を嗣ぐ。

明治九年、五戸小學校優等生たり。此年奧羽巡幸あり、陪從の有栖川熾仁親王殿下臨校の際、歷史の一節を講ず。卒業後、小學助教となる。十二年、五戸選拔生として青森專門學校農藝科に入る。十五年、東京に出づ。獨習苦學、屢々米薪の資に窮す。十七年、脚氣を病みて歸國す。疾癒ゆる後、五戸小學に教鞭を執り爾來約三年間其職に在り。二十一年、再度上京、早稻田專門學校に入る。二十四年、早稻田專門學校を卒業。歸國して時々地方の政治運動に加はる。二十五年、上京、島田沼南の毎日新聞社に入り、編輯に從事す。二十六年、松尾玄晁の女こと子を娶る。二十七年、夏毎日新聞社を退き、近衞篤麿公の機關雜誌「精神」の經營に任じ、初めて人物月旦に筆を執る。幾許もなく、「明治評論」と改題す。十二月、『東京治安策』を上梓す。三十年、長女はる子生る。秋招かれて博文館に轉じ、雜誌「太陽」に執筆す。三十一年、『通俗政治汎論』『明治人物評論』成る。又『奠都三十年』に政治史を執筆す。三十二年、『條約改正案内』の著あり。十一月招かれて報知新聞社に轉じ主筆たり。傍ら「太陽」に月旦を執筆すること依然たり。三十三年、『續明治人物評論』成る。八月、長女はる子死す。三十四年、東邦協會評議員に選ばる。三十五年、再び博文館に入り「太陽」を主幹す。『明治人物小觀』成る。三十七年、「太陽」同人と共に『明治議會史』を編す。又同人と共に『滿韓大觀』を編す。三十八年、『時代人物月旦』成る。又、「太陽」同人と『明治財政史』及『世界の帝王』を編す。又『明治外交史』の著あり。三十九年、「太陽」同人と『明治產業史』を編し、又『戰時外交史』を著す。四十年、二月次女美代子生る。『明治政黨史』を出す。「太陽」同人と『外人の日本觀』を編し、大隈伯編纂の『開國五十年史』に『新聞雜誌及出版事業』を執筆す。四十一年、『黃白人の衝突』『時代の趨勢』『現代の代表的人物』を、何れも「太陽」同人と共に編す。又七月、『春汀文集』を出す。八月歸省、十一月痼疾の胃腸を病む。十一月赤痢に變じ、二十三日遂に起たず。本郷駒込吉祥寺に葬る。

大庭柯公

明治五年、七月二十七日山口縣長府町に生る。大庭景明の三男。母は村田氏、とき子、幼名景秋。九年、父に從ひて大阪に出づ。十一年、母死す。十二年、大阪市西區[illegible]教寺內小學

校に入る。十三年、東京へ出づ、四谷小學校に入學。十七年、九月十一日父死去。四谷小學校卒業。十八年、大政官の給仕となり、夜は神田の英語學校に通ふ。二十年、大政官の寫字生となる。二十三年、廣橋伯爵家へ寄寓す。二十四年、古川常一郎氏に就きて長谷川二葉亭と共にロシア語を學ぶ。二十九年、浦鹽へ渡航、露國商館に入る。三十一年、春東京に歸り、露人の通譯を兼ね福岡炭鑛へ赴く。讃岐善通寺第十一師團の露語教師として赴任。

明治三十三年五月、兒玉かね子と結婚す。三十四年、秋、東京へ歸り、參謀本部通譯官となる。三十五年四月、外務省海外練習生と爲り浦鹽へ渡る。八月長女菅子生る。十一月より大連に友人と共に家具店を經營す。三十六年、家具店を閉ぢ東京に歸る。三十七年、日露戰役起る。五月、參謀本部通譯官として從軍す。三十八年、秋、歸國、靜岡俘虜集容所勤務となる。三十九年、七月、入露を企つ。浦鹽にて革命書類携帶の廉を以て露國官憲の嫌疑を受け拘禁せらる。秋、歸朝して大阪每日新聞社に入る。四十年、二月次女幹子生る。八月、大阪每日新聞特派員として濠洲へ航し、十二月歸朝。四十一年大阪每日新聞社より、比律賓へ派遣さる。四十二年、三月歸朝、八月、滿韓より西伯利に赴く。四十三年、春、軍艦生駒に便乘して、南米諸國より英、佛、伊、波斯、中亞を遍歷す。四十四年、東京日々新聞社へ轉じ、秋、退社。「外交時報」を主宰す。同時に「イースタン・レビュウ」を發刊す。

大正二年、長男、景德生る。三年、「外交時報」を讓り、六月、東京朝日新聞社に入る。七月同社よりペトログラードへ派遣され、露軍に從ひて戰線へ赴く。四年、五月長女死す。同月歸朝。五年、九月長男死す。七年、十二月朝日新聞社を退く。黎明會員となる。八年雜誌「我等」の發刊に參與す。九月讀賣新聞社に入る。十月著作家組合を起す。九年、三月雜誌「著作評論」を發刊。秋社會主義同盟に加入。十年、五月、革命後の露國探究に志し入露。十月十日、モスクワ着。以後全く音信を斷つ。十一年、モスクワ監獄へ投ぜられたりとの風說、浦鹽方面より傳はる。以來生死不明。十四年、一月十六日、原宿妙緣寺にて假葬儀を營まる。

杉村楚人冠

明治五年、七月二十五日(陽曆八月二十八日)和歌山市谷町に生る。父は庄次郎勝信、母は木梨氏名は富。

明治七年、九月父歿す。この年より二十五年間たゞ母と二人きりにて暮す。

明治十一年、四月和歌山市の小學校に入り、それより自修私學校、和歌山中學校、英吉利法律學校等を經て、二十一年、六月國民英學會に入る。二十三年、六月同校卒業。病を得て鄉里に歸る。

明治二十四年、九月和歌山新報社に入り、その編輯一切に當る。二十五年、九月病癒えて再び出京し、自由神學校(後、先進學院と改む)に入り、翌年二月より在學のかたはら國民新聞に入りて英文飜譯を助く。

明治二十九年、六月同校卒業。九月京都本願寺派本願寺文學寮の國語、英語の教師となる。翌年六月文學寮を辭して出京し、英文「反省雜誌」の編輯を助く。三十二年、六月米國公使館に入り、飜譯通譯の事に當る。十一月濱田文作長女蘭と結婚す。

明治三十三年、同志と新佛教同志會を起し、雜誌「新佛教」の編輯に與る。

明治三十六年、十二月米國公使館を辭して、「東京朝日新聞」に入る。

明治三十九年、一月東北凶作地視察、七月滿韓の戰跡を視て八月歸社。翌年、三月ロシア、フランスを經て、ロンドンに特派せられ、七月歸朝す。

明治四十一年、一月『七花八裂』（後『へちまの皮』と改む）、『大英遊記』上梓せらる。三月「朝日新聞」主催の世界一周會に加はりアメリカを經てヨーロッパ各地を巡遊す。六月歸朝。翌年四月紀州熊野を巡遊す。

明治四十二年、一月『半球周遊』上梓。四十四年、一月越後全國を巡歴、三月歸る。六月東京朝日新聞社に調査部を創設し、その部長となる。

大正三年、八月歐洲大戰につきロンドンに特派せらる。十二月フランスに遊ぶ。四年、一月戰地にベルジューム皇帝に拜謁し、村山朝日新聞社長獻上の太刀を奉呈す。三月歸朝。六月渡米し、世界新聞大會に列し、『新聞紙上の匿名』を講演す。八月歸朝。九月、戰地に使して、十二月『最近新聞紙學』上梓。翌年、五月長野縣巡遊。十一月『弱者の爲に』（後『白馬城』と改む）を上梓。

大正八年、七月株式會社朝日新聞社の組織成り監査役となる。重任現在に至る。

大正十年、十月ハワイに渡航し、ホノルル、開會の第二回世界新聞大會に列し、『新聞價値の論理的基礎』を講演す。十一月歸朝。同月『蟲のゐどころ』、十二月『湖畔吟』を上梓。

大正十二年、「東京朝日新聞」編輯顧問となり、記事審査部長、論説委員を兼ぬ。十四年、六月北海道樺太を巡遊、七月歸京。

昭和二年、一月香港上海に遊ぶ。三月『新聞紙の内外』を上梓。八月より小説『うるさき人々』を「東京朝日新聞」に連載し始む。十二月完結。翌年、一月『うるさき人々』を上梓。五月朝鮮滿洲を巡遊し、七月歸る。

昭和四年、三月『その他』、七月『新聞の話』を上梓。

福本日南

安政四年六月十四日（舊暦五月二十三日）生る。初名は巳、後誠と改む。福岡縣士族福本泰風の長子なり。

舊福岡藩學校脩猷館に於て和漢學を修む。明治四年長崎縣に赴き谷口仲秋に師事し、七年東京に出で岡千仞に從ひ專ら漢學を受く。九年九月、司法省法學校に入學す。二十三年冬十二月、志す所ありて南洋に遊ぶ。二十七八年の役に、日本新聞記者として從軍す。三十一年三月、歐洲に遊ぶ。後、福岡縣選出代議士となり、立憲國民黨に入黨す。

大正四年末頃より、中央義士會創立の意あり、五年二月、中央義士會趣旨書及規約案を協定、十二月、芝高輪泉岳寺に於て同會發會式を擧げ、幹事長となる。爾來赤穗義士研究に沒頭す。

大正十年一月、千葉縣大多喜中學校の需により同校講堂に於て講演中、突然腦溢血を起し昏倒、同地久貝醫院に入院。二月東京市外原宿の自邸に歸り靜養を續く。八月下旬病氣再發の爲、東洋病院に入院。九月二日卒す。東京青山に葬る。

編著。『北門時事』、『日本海國政談』、『今世海軍』、『新建國』、『日南子』、『現歐洲』、『元祿快擧錄』、『直江山城守』、『日南集』、『黑田如水』、『國體の本義』、『英雄論』、『日南草廬集』、『大閤とカイゼル』、『元祿快擧眞相錄』、『大石内藏助』、『大勢史眼』、『栗山大膳』、『清教徒神風連』、『堀部安兵衞』、『大阪城の七將星』等。

昭和六年五月十六日印刷
昭和六年五月二十日發行

現代日本文學全集 第五十一篇

編纂者 山本三生

發行者 山本美
東京市芝區愛宕下町四丁目四〇番地

印刷者 杉山愛二
東京市牛込區市ケ谷加賀町一ノ一二

發兌 東京市芝區愛宕下町四丁目四〇番地
改造社
振替東京八四〇二番
電話芝(30)一一二一番 一一二二番 一一二三番 一一二四番

株式會社秀英舍印刷

長谷部製本

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 02978 9666

改造社